

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成29年5月24日

【事業年度】

自 2016年1月1日 至 2016年12月31日

【会社名】

シティグループ・インク
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】

ジミー・ヤン
秘書役補佐
(Jimmy Yang, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
グリニッジ・ストリート 388
(388 Greenwich Street, New York, New York, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 杉 本 文 秀

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

03-6889-7133

【事務連絡者氏名】

弁護士 伊 藤 昌 夫
弁護士 荒 井 恵 理
弁護士 北 川 貴 広
弁護士 長 谷 川 紘
弁護士 山 口 茉 莉 子
弁護士 大 淵 哲
弁護士 倉 知 紗 也 菜
弁護士 九 本 博 延
弁護士 刀 祢 諒 輔
弁護士 池 田 直 樹
弁護士 松 尾 直 哉

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

03-6889-7257/03-6889-7456/03-6889-7463/03-6889-7553
03-6889-7265/03-6889-7256/03-6889-7316/03-6889-7435
03-6889-7484/03-6889-7405/03-6889-7469

【縦覧に供する場所】

該当なし

第一部 【企業情報】

注：1 本書において

- (1) 別段の記載がある場合または文脈上要求される場合を除き、「シティグループ」、「シティ」または「当社」とはシティグループ・インクおよびその連結子会社を指します。
 - (2) 別段の記載がある場合または文脈上要求される場合を除き、「普通株式」とは、シティグループ・インクの額面0.01ドル普通株式を指します。
 - (3) 別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「取締役」とは、シティグループ・インクの実業取締役を指します。
- 2 本書中、別段の記載がある場合または文脈上要求される場合を除き、「ドル」および「\$」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「円」および「¥」とは日本国の法定通貨である円を指します。
 - 3 本書において便宜上、一部の財務情報はドルから円に換算されています。当該換算は、別段の記載がない限り、2017年4月17日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社発表のCitiFXベンチマークレート\$1=108円28銭の換算レートで計算されています。当該換算は、当該日においてドルが当該換算レートまたはその他の換算レートで円に換算されたこと、換算され得たこと、または換算されたかもしれないことの表明であると解釈されるべきではありません。
 - 4 本書中の表で計数が端数処理されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
 - 5 当社は、米国においてデラウェア州法に基づき設立されています。当社の普通株式は、ニューヨーク証券取引所およびメキシコ証券取引所に上場されています。当社には米国連邦証券法に基づく登録および報告義務が課せられており、年次報告書、四半期報告書その他の文書を米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）（以下「SEC」といいます。）に提出しています。本書の記載事項には、当社がSECに提出した種々の文書からの引用が含まれており、当社の弁護士の助言のもと、日本法に基づき提示されるものです。本書には、米国で入手可能な情報のすべてを含んでいるとは限らず、また当社がSEC（<http://www.sec.gov>）に提出した文書と異なる書式により提示されている場合があります。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

シティグループ・インクの事業活動を管轄する法体系はアメリカ合衆国連邦法およびデラウェア州法です。アメリカ合衆国連邦法は、アメリカ合衆国における会社の事業活動の多くの分野に影響を及ぼしており、その範囲は独占禁止、破産、労使関係、有価証券および税務を始めとする広い範囲に及んでいます。アメリカ合衆国の連邦証券関係諸法の施行はSECがこれを司っていますが、同法は一般に詐欺的手段による有価証券の売出しを禁ずるとともに、当社のように株式を公開している会社に対しては、定期的に財務に関する情報およびその他の企業情報をSECおよび株主に公開するために提出しなければならないという義務を課しています。

アメリカ合衆国においては、会社は一般に州法に基づいて設立されています。当社はデラウェア州の法律に基づいて設立されていますが、デラウェア州にはデラウェア一般会社法（以下「デラウェア法」といいます。）をはじめとして会社に適用される数多くの法律があります。以下は、デラウェア法の骨子です。

基本定款および付属定款

デラウェアの会社はデラウェア州州務長官に基本定款を届け出ることによって設立されます。基本定款は、最低限、名称、所在地、事業目的、授権株式数および株式の種類（もしあれば）といった会社の基本的事項を定めなければなりません。基本定款の他に、会社は、会社の事業、業務の遂行および会社の権利もしくは権限、または会社の株主、取締役、役員もしくは従業員の権利もしくは権限に関する、定款の規定ならびに適用される州法および連邦法と矛盾しない種々の規定を内容とする付属定款を採択することができます。

株式の種類

デラウェア法によれば、会社は、その基本定款または基本定款により明示的に付与される権限に基づき取締役会が採択した株式の発行について規定する決議に定めるところに従って、1種または数種の株式を発行することができる他、株式を発行する場合には額面株式としても無額面株式としてもこれを発行することができ、また議決権株式としても無議決権株式としてもこれを発行することができ、基本定款に定める名称、優先権、相対的な権利、利益への参加権、選択権その他の特別な権利、条件、制限または制約付の形で発行することができるものと定められています。基本定款に別段の定めがない限り、株主はその所有普通株式1株につき1個の議決権を有します。株式引受の対価は、額面株式のときに額面未満での発行が禁じられる点を除いて、取締役会（基本定款に定めがあるときは株主）の決するところによります。また、株式発行の対価は、額面・無額面にかかわらず、一定の種類の対価に限定されます。

株主総会

年次株主総会は、会社の付属定款に定める取締役の選任および総会に適式に提案されるその他の事項を議案として開催されます。臨時株主総会は、取締役会の決議によってこれを招集することができる他、基本定款、付属定款またはデラウェア法に定めるところに従ってこれを招集することができます。取締役会は、総会前10日以上60日以内の日を、株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日とすることができます。その基準日に名簿に登録されている株主が議決権を行使できます。基本定款または付属定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の定足数は、議決権のある全株式の過半数を有する株主が自らまたは議決権代理行使書によって出席すれば、満たされます。

取締役会

デラウェア法をその設立の準拠法として設立された会社は、基本定款に別段の定めのある場合を除き、その事業の管理運営は取締役会がこれを統轄します。一般に取締役会には、デラウェア法、基本定款および付属定款によって課せられている制限の範囲内において、会社の事業の管理運営に関しては広範囲な権限が認められています。取締役は、各年次株主総会において選任されます。取締役の欠員が生じたときおよび定員の増加によって新たな取締役の役職が設けられたときには、優先株式のすべてのシリーズの株主の該当する権利に従うことを条件に、当該時点で在職している取締役の多数決によって、欠員の補充および役職への選任をすることができます。ある種類またはシリーズの株主が別途選任した取締役の任期および議決権は、他の取締役または他の種類の取締役よりも長く（多く）なり、または短く（少なく）なる場合があります。取締役は、理由の有無を問わず、株主の多数決によってのみ解任されます。

取締役会は、基本定款および付属定款に定めるところに従って招集されます。基本定款または付属定款で特に禁じられていない限り、取締役会において行うことができる行為は、全取締役の書面による同意がある場合には、実際に取締役会が開催されなくても取締役会における行為とすることができます。

委員会

取締役会は、1名以上の取締役が構成する委員会に一定の権限を付託することができます。

役員

会社の日常の業務執行を担当する役員は、通常、取締役会の決議によって選任されます。会社には、付属定款に定められた、または取締役会によって決定された役員を置きます。各役員の権限は、付属定款に定められ、または取締役が与えたものとされます。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

株主総会

年次株主総会および臨時株主総会はニューヨーク州ニューヨーク市、または取締役会もしくは臨時株主総会を招集した取締役もしくは取締役の一部によって指定された場所において開催されます。年次株主総会は取締役会がその決議により指定する日時において開催されます。

基本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権のある株式の保有者は株主名簿上に登録される本人名義の株式1株につき1個の議決権を有します。議決権を有する株主は、自ら、電子的に認証された議決権代理行使書もしくは法が許容する方法により作成された書面、または法が許容する送信手段により議決権を行使できます。議決権代理行使書は、それに基づき議決権が行使される前にすべて総会の会社秘書役に提出されなければなりません。

法、基本定款または付属定款に別段の定めがある場合を除き、議決権のある発行済株式の過半数を有する株主が出席または議決権代理行使書を提出すれば、全総会において取締役の選任またはその他の決議事項の定足数が満たされます。年次株主総会または臨時株主総会において定足数が満たされない場合、出席または議決権代理行使書を提出した株主の過半数は、定足数が満たされ、当初招集された総会において議決可能であった事項が決議されるまで、総会において宣言すること以外何らの（付属定款において別段の定めがある場合を除き）通知なく随時総会を延期できるものとしします。その延期期間が30日を超す場合、または延期総会について新たに基準日が設定された場合、法の要求の範囲内で延期総会にて議決権を有する基準日における各名簿上の株主宛に延期総会の招集通知が送付されます。

年次株主総会における決議事項は、取締役の選任および総会に適式に提案されるその他の事項です。

年次株主総会招集通知は、会社秘書役によって議決権を有する株主の最新の知れている住所宛に総会前10日以上60日以内の期間に行います。

臨時株主総会は、会長または最高経営責任者がこれを招集することができます。臨時株主総会は取締役会の過半数が書面により請求した場合または取締役会の決議による場合に招集されます。当社の発行済普通株式の25パーセント以上を保有する名簿上の株主が、書面により会社秘書役に請求した場合には、取締役会により臨時株主総会が招集されるものとしします。

会議の目的を簡略に記載した臨時株主総会招集通知が、会社秘書役によって議決権を有する株主の最新の知れている住所宛に総会前の10日以上60日以内の期間に送付されます。

株主は、付属定款に従って、総会前に、付属定款に規定された必要事項を記載した書面による通知を、当社の会社秘書役に指定された日までに提出することにより、取締役候補者の擁立またはその他の議決事項の提案を行うことができます。株主総会において、総会の議長は、付属定款の規定に従って提案されていない候補者の擁立その他の議案については規定違反を宣言し、当該提案を取り上げないものとしします。

さらに、2015年10月22日付の付属定款は、適格株主に対し、プロキシ・アクセス（proxy access）（株主が当社の議決権代理行使参考書類に取締役候補者を記載させることができる権利）を付与する改定が含まれています。すなわち、当社の発行済普通株式3パーセント以上を継続して少なくとも3年間保有する適格株主または株主20名までの適格グループが、取締役2名または取締役会の20パーセントのいずれか多い方を上限として取締役候補を指名し、これを当社の議決権代理行使参考書類に記載することが認められました（ただし、指名する株主および候補者が、付属定款に規定されたその他の要件を満たしていることを要します。）。

取締役

当社の事務、財産および業務は、取締役会の判断または指示の下で運営されます。取締役の正確な人数は全取締役の過半数の決議により随時決定されます。取締役会会長が独立した取締役でない場合は、取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに規定された責務に加え、会長が不在の取締役会（執行役員会を含みます。）において議長を務める主任取締役を選任するものとします。主任取締役は、ニューヨーク証券取引所の規則に従い決定される独立した取締役とします。各年次総会において各取締役は任期1年として選出されます。取締役はその任期が満了し後任が選出される年の株主総会開催時まで（任期満了前に死亡、辞任、退職、不適格事由が発生し、または解任されることがない限り）執務するものとします。取締役定員数増加の結果、取締役に欠員が生じた場合は、その時点での現職全取締役の過半数の賛成によりこれを補充することができます。ただし、この場合は定足数が満たされていることを条件とします。その他の理由により取締役に欠員が生じた場合は、定足数が満たされなくても、その時点で在職している全取締役の賛成過半数を得た場合、または残った取締役が1名のみの場合は当該取締役により、補充することができます。取締役定員数増加以外の理由による欠員補充のために選任された取締役の任期は、前任者の任期と同じ期間とします。上記にかかわらず、当社発行の優先株式を1種類または1シリーズ以上保有する者が年次株主総会または臨時株主総会において、株式の種類またはシリーズ毎に、取締役選任議決権を行使することができる場合は、かかる取締役の選任、任期、欠員の補充およびその他の事項は基本定款の定めに従うものとします。

付属定款において明示的に付与される権限に加え、取締役会は、当社が行使できる権限を行使し、かつ当社が行うことができる行為を行うことができます。ただし、デラウェア州法、基本定款および付属定款の定めに従うものとします。

取締役会

取締役会は、会社の組織および取締役会に適式に提案されるその他の事項の検討を目的として、ニューヨーク州ニューヨーク市においてまたは取締役会により指定される場所において年次株主総会の後速やかに開催されるものとします。そのほか、定時の取締役会は、通知が行われなくても取締役会で随時決議された日時および場所において、または会社秘書役が各取締役に対して合理的な通知を行ったうえで決定される日時および場所において開催されます。

臨時取締役会は、各取締役宛に、開催1日前またはその他合理的な時期に直接の手渡しもしくは郵便または電子的手段による送信にて通知を行うことにより、取締役会または会長によって招集され、取締役会または臨時取締役会を招集する役員が指定する日時および場所において開催されます。臨時取締役会は、取締役3名が書面にて要求する場合、同様の方法にて開催することができます。主任取締役は、全取締役が出席する臨時取締役会および取締役会の執行役員会を同様の方法にて開催することができます。

取締役の過半数をもって定足数とし、取締役が1名のみの場合はその1名をもって定足数とします。定足数に満たない場合は、出席取締役は取締役会を他の日に延期することができます。定足数が満たされている取締役会における出席取締役の過半数による決議は取締役会の行為となります。

執行委員会

執行委員会は、会長および取締役会から任命された3名以上のその他の取締役で構成されます。その任期は次の年次組織取締役会で後任が指名されるまでとします。執行委員会の定足数は委員の過半数とします。定足数を満たす会議に出席する執行委員会の委員の過半数による議決権の行使は、執行委員会の行為とします。執行委員会の欠員の補充は取締役会がこれを行います。

デラウェア州法に別段の定めがある場合を除き、執行委員会は取締役会と次回取締役会との間の期間、取締役会の全権限を行使することができ、この限りにおいて付属定款の取締役会に関する記載には執行委員会も含むものとみなします。

執行委員会は各委員宛に直接の手渡しもしくは個人宛の郵便もしくは電子的手段による送信にて合理的通知を行うことによりいつでも、会長、執行委員会議長または執行委員のうち2名によって招集することができます。

取締役会は執行委員会委員の中から執行委員会議長を指名することができます。取締役会がかかる指名を行わない場合、執行委員会が執行委員会議長を指名できるものとします。

役員

当社の役員には、最高経営責任者を置かなければなりません、会長1名、社長1名または共同社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー1名、副会長1名以上、バイス・プレジデント1名以上、会社秘書役1名および財務役1名を含めることができます。また、取締役会が随時選任もしくは指名し、または取締役会の指示により選任もしくは指名された役員または役員補佐もこれに含めることができます。

取締役が最高経営責任者を選任します。取締役は、会長1名、社長1名または共同社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー1名、副会長1名以上、バイス・プレジデント1名以上、会社秘書役1名および財務役1名を選任することもできます。これらの者は、1年間の任期において、または、他の者が資格ある代行者として選任されるまでの間またはこれに先立つ彼ら自身の死亡、辞任もしくは解職まで執務するものとします。

また、取締役は、その他の役員または役員補佐を随時選任することができ、それらの任期は取締役会が決定します。さらに、取締役は、最高経営責任者に指名された当社の役員に、各役員の監督範囲内において役員補佐または役員代行の指名または解職の権限を与えることができます。

取締役は、毎年会長を互選で選任します。会長は、取締役会の議長を務めます。また会長は、取締役会により随時付与される権限および職務を有します。

最高経営責任者は、当社の事業および方針に対する監督、運営および指揮に関して全面的な権限および義務を有します。

最高経営責任者は、取締役会および委員会によるすべての指示および決議が遂行されているかを監督し、当社の現在の事業に関する報告書を定時取締役会において取締役に、また年次報告書を株主に提出します。

最高経営責任者が不在の場合、最高経営責任者の権限および職務は、社長またはいずれかの共同社長がこれを行うものとします。社長またはいずれかの共同社長には付属定款に記載される個別の権限に加え、全面的な執行権限も付与されます。社長またはいずれかの共同社長は、取締役会または最高経営責任者により随時割当てられる権限および義務も有します。

最高経営責任者および社長または共同社長のいずれもが不在の場合、チーフ・オペレーティング・オフィサーが最高経営責任者の権限および義務を遂行します。チーフ・オペレーティング・オフィサーには付属定款に定める個別の権限に加え、全面的な執行権限も付与されます。チーフ・オペレーティング・オフィサーは、取締役会または最高経営責任者により随時割当てられる権限および義務も有します。

株式

相続、譲渡または譲渡の権限に関する適切な証拠により適式に証明され、またはかかる証拠を適式に添付した株券が当社または当社の名義書換代理人に引き渡された場合、当社は権利保有者に対して新株券または株券未発行の株式の発行に関する証拠を発行し、旧株券を消却し、当社の名簿上に取引を記録する義務を負います。株券未発行株式の登録所有者から譲渡に関する適切な指図を受領した場合、かかる株券未発行の株式は消却され、新たな株券未発行の株式または証券化されている株式が権利保有者に対して発行され、かかる取引は当社の名簿上に登録されます。

株券の紛失または汚損の場合、かかる紛失または汚損につき十分な証拠を提出し、かつ（免除された場合を除き）取締役会にて承認された補償証書を提出すれば、新たな株券が発行されます。

デラウェア州法に別段の定めが明記されている場合を除き、当社は株主名簿に登録された者を実際の株主として扱う権利を有し、したがって、第三者が権利表明またはその通知をしたか否かにかかわらず、第三者の株式に関する衡平上もしくはその他の請求または持分を認める義務を負いません。

当社が発行可能な全ての種類の株式の総数は60億3,000万株です。当社が発行可能な普通株式の総数は60億株であり、1株の額面価格は1セント（0.01ドル）です。当社が発行可能な優先株式の総数は3,000万株であり、1株の額面価格は1ドルです。

取締役会は、法および基本定款の制限に従うことを条件として優先株式をシリーズにて発行することを決定し、かつ適用あるデラウェア州法に基づいて証書を提出することにより、各シリーズに含まれる株式数を随時設定することならびにかかるシリーズの指定、権限、優先権および株式の権利内容ならびにその条件、制限または制約を設定する権限が与えられています。

基本定款にいう普通株式もしくは優先株式の発行または基本定款に基づく普通株式もしくは優先株式に関する取締役会の行為は、取締役会を構成する全取締役の少なくとも66 2/3パーセントの賛成によるか、または、取締役会の全取締役の少なくとも66 2/3パーセントの賛成により設置された委員会によるものでなければなりません。

配当

発行済優先株式の配当は、発行済普通株式の配当の支払、宣言または支払のための資金の確保がなされる前に支払、宣言または支払のための資金の確保がなされなければなりません。

優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、同決議に従い優先株式保有者に対し配当が全額支払われた後に、優先株式の全シリーズの保有者を除く普通株式保有者に対し、取締役会により随時宣言される配当が支払われるものとします。

資産の分配

当社の任意または強制による清算、解散または会社整理において、全シリーズの優先株式保有者に分配すべき資産が、当該保有者が権利を有する優先分配額の全額に不足する場合、かかる資産は、優先株式の全シリーズの株式の間で、当該優先株式に対し支払われるべき各々の優先分配額（未払の累積分配額がある場合はこれも含みます。）の割合に応じて分配されるものとします。

優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、当社の任意または強制による清算、解散または会社整理において、優先株式のシリーズ発行に関する決議に従い当該優先株式保有者が権利を有する分配額が満額支払われた後、優先株式の全シリーズの保有者を除く当社普通株式の保有者は、その保有する当社普通株式の割合に応じて、当社の残余財産から分配を受けるものとします。

議決権

法の定めに従うことを条件とし、または優先株式のシリーズ発行に関する決議により別段の定めがなされる場合を除き、当社の発行済普通株式の保有者のみが、取締役選任およびその他すべての事項につき議決権を行使できます。当社の株主名簿に登録された保有者は、自らの名義で登録された当社普通株式1株につき1個の議決権が与えられます。ただし、法に別段の定めがある場合を除き、書換基本定款のうち、1以上の発行済優先株式のシリーズの条項（書換基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）のみに関わる変更の場合、書換基本定款（書換基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に従いその変更の影響を受けるシリーズの保有者が個別にまたはかかるシリーズ以外の他の1以上のシリーズの保有者とともに1つの種類としてそれにつき議決権を有する場合、普通株式の株主はその変更については議決権を一切有しません。

株式の種類の変更等

基本定款に明確に別段の定めがある場合を除き、法または当社の基本定款もしくは付属定款において要求される決議要件に加えて、関連株主（後に定義します。）や関連株主の関連会社もしくは関係会社が実質的に保有する、株式資本（後に定義します。）もしくは株式資本や子会社（後に定義します。）の持分株式に転換可能な証券の種類またはシリーズの株式比率を増加させる効果を直接的または間接的に有する証券の種類の変更（株式併合を含みます。）、当社の資本再構成または当社の子会社との合併や統合もしくはその他取引（関連株主と共同しその他関連株主を関与させたかどうかにかかわらず）を行うときは、議決権付株式（後に定義します。）の保有者が行使する議決権の過半数以上の賛成票が必要とされます（全議決権付株式を1種類と判定します。）。法律、合衆国の証券取引所との取決め、その他により、投票が要求されず、また一定以下の割合の賛成票で足りあるいは株式の種類毎の投票でよい旨が規定されていたとしても同様です。

「子会社」とは、当社がその資本にかかる証券の1種類の過半数以上を実質的に保有する会社を指します。ただし下記の関連株主の定義においては、「子会社」とは当社がその資本にかかる証券の全種類の過半数以上を実質的に保有する会社のみを指します。

「関連株主」とは（当社もしくは子会社および当社の利益分配制度、従業員持株制度その他の従業員福利制度もしくはかかる制度に係る受託者や被委託者（その職務に基づき活動する場合）を除く）（a）その時点で発行済議決権付株式の保有者が行使する議決権の25パーセント以上の実質上の保有者となる計画または意思を表明している者、または（b）当社の関連会社または関係会社であり、その日の前日まで2年間のいずれかの時点において、発行済議決権付株式の保有者が行使可能な25パーセント以上の議決権付株式の実質上の保有者であった者を指します。

「株式資本」とは、基本定款の定めるところにより随時発行される当社の全株式資本でこれには当社普通株式が含まれますがこれに限られません。「議決権付株式」とは一般に当社の株主に対し提出されるすべての議案に投票できる全資本株式を指します。

2 【外国為替管理制度】

現在、合衆国においては外国為替管理規制は施行されていません。また、合衆国の非居住者による内国法人（通信、航空、海運その他一定の特殊な事業会社を除きます。）の株式取得または解散に伴う配当等の送金については、原則として制限が設けられていません。ただし、合衆国の法令上、一定の国もしくは地域、人物または区分に属する者の名義で登録している有価証券に係る取引および当該国もしくは地域、人物または者に対する有価証券取引に関連する金銭の送金が制限されています。この制限には、米国財務省外国資産管理局が執行または実施している制裁が含まれます。

3 【課税上の取扱い】

本項目における記載は、課税上の取扱いの一般的な説明です。

(1) 本国における課税上の取扱い

(A) 非米国人普通株式保有者に対する合衆国連邦税の考察

以下は、非米国人普通株式保有者に対する、合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する要約です。この要約は、特定の投資家（銀行を含みますが、これに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、普通株式を「キャピタル・アセット」（内国歳入法（以下に定義します。）第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家について述べるものです。

本要約は、1986年合衆国内国歳入法（その後の修正を含みます。以下「内国歳入法」といいます。）、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、普通株式の取得、保有および処分¹の合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談すべきです。また、同様に個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談すべきです。課税上の取扱いに関する事項には、源泉徴収に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果および報告事項ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその税額控除または控除の可否を含みますが、これらに限られず、他の事項にもわたります。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、(i) アメリカ合衆国の市民または居住者、(ii) 合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された法人、(iii) 遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの（収益が何から生じるかは問いません。）、および(iv) 信託のうち（ア）合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1名以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または（イ）合衆国財務省規則に従って、米国人であると取り扱われることを選択したものをいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）をいいます。パートナーシップ（または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体）が普通株式を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱い、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、普通株式の取得、保有および処分取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。普通株式の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

配当

非米国人保有者に支払われる普通株式の配当は、米国連邦所得税制下において源泉徴収の対象となります。その税率は30パーセントですが、個々人において適用のある所得税に関する条約に応じてそれ以下の税率が定められることがあります。ただし、当該配当が合衆国内における取引または事業に実質的に関連する場合（適用のある所得税に関する条約において、当該保有者の合衆国内における恒久的施設に関して生じた場合のみ当該配当について純利益額に応じて合衆国連邦所得税の課税対象とすると定められている場合には、これに該当する場合のみ）にはこの限りではありません。ここにいう「実質的に関連する」配当に対しては、合衆国市民および居住者ならびに合衆国企業に適用となる税率が適用され、一般的には、源泉徴収の対象とはなりません。これらの実質的に関連する配当のうち、非米国人企業が受領したものは、個々の状況毎に、さらに「ブランチ・プロフィット・タックス」の課税対象となることがあり、その場合の税率は30パーセントですが、個々人に適用となる所得税に関する条約に応じてそれ以下の税率が定められることがあります。

非米国人普通株式保有者が所得税に関する条約に基づく低税率の適用を受ける資格があるとしても、当社および他の支払人は、原則として非米国人保有者に対する配当支払に関して、（所得税に関する条約に基づく軽減税率ではなく）30パーセントの税率で源泉徴収をしなければなりません。ただし、以下の場合を除きます。

（i）非米国人保有者が、かかる保有者に係る支払に関して所得税に関する条約に基づく軽減税率の適用を受ける資格があることを証明した有効な合衆国内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは他の証拠書類を、当社または他の支払人に提供した場合、および（ii）外国口座税務コンプライアンス法に基づき、外国法人（仲介業者として行為する外国法人を含みます。）に対して支払われる実際のまたは解釈上の配当の場合で、（a）かかる法人が外国金融機関であるか、もしくは普通株式を外国金融機関を通じて保有している場合であって、当該外国金融機関が、（x）自らの口座名義人（当該機関への一定の投資者を含みます。）に関する情報を収集し米国課税当局に提供することを米国政府との間で取り決めているか、（y）当該規則が「みなし適用」される一定の要件を満たしているためにかかる取決めを行う義務を免除されているか、または（z）適用ある政府間の取決めの条件を満たしており、かつ、（b）要求されている場合には、かかる法人が自らの直接および間接の米国人保有者を確認できる証書を、源泉徴収を行う者に提供した場合。

非米国人普通株式保有者のうち、所得税に関する条約に基づき、合衆国源泉徴収税について軽減税率の適用対象となる者は、合衆国内国歳入庁に宛てて所定の還付請求書を提出することにより、過払いの源泉徴収税額の還付を受けることができます。個々の保有者または保有者となろうとする者は、普通株式への投資に対してこれらの源泉徴収義務が及ぼし得る影響について、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。

普通株式処分益

非米国人保有者は、原則として、普通株式の処分に基づき生じた処分益について、合衆国連邦所得税制の対象となりません。ただし、以下に述べる場合を除きます。(i) 当該処分益が合衆国内において非米国人保有者が行う取引または事業に実質的に関連する場合(適用のある所得税に関する条約において、当該非米国人保有者が有する合衆国内における恒久的施設に関して生じた場合のみ当該売却益を含む処分益について純利益額に応じて合衆国連邦所得税の課税対象とすると定められている場合には、これに該当する場合のみ)、(ii) 非米国人保有者が個人保有者であり、かつ普通株式を「キャピタル・アセット」として保有する場合で、当該保有者が当該売却に対する課税対象年度内に合衆国に183日以上滞在し、かつその他一定の条件に該当する場合、または(iii) 当社が、現在または以前、合衆国連邦所得税制にいう「合衆国不動産保有会社」であり、かつ当該非米国人保有者が当該株式を処分するまでの過去5年間のうちいずれかの時点において、直接または間接を問わず、5パーセント以上の普通株式を保有していた場合(かつ、所得税に関する条約上認められる一切の免除の対象とならない場合)。合衆国内における取引または事業に実質的に関連する配当のうち、非米国人企業が受領したものは、場合によって、さらに「ブランチ・プロフィット・タックス」の課税対象となることがあり、その場合の税率は30パーセントですが、個々人に適用となる所得税に関する条約に応じてそれ以下の税率が定められることがあります。当社は、過去において、また現時点において、合衆国連邦所得税制にいう「合衆国不動産保有会社」であったことはなく、さらに将来においてかかる会社となることを予定していません。

2018年12月31日より後に普通株式を売却または処分する場合、非米国人保有者は、上記の「配当」の項目の第2段落目の(ii)に記載した、外国口座税務コンプライアンス法によって課される要件を満たさない限り、売却または処分の総手取金に対して30パーセントの源泉徴収税が課税される可能性があります。個々の保有者または保有者となろうとする者は、普通株式への投資に対するこれらの源泉徴収義務が及ぼし得る影響、および、源泉徴収税が課される場合における還付または税額控除の可能性について、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。

連邦相続税

死亡の時点において、非米国人によって保有されている普通株式は、合衆国連邦相続税の目的上、総相続財産に含まれることとなります。ただし、相続税に関する条約に別段の定めがある場合を除きます。

情報提供およびバック・アップ源泉徴収

現行法の下において、合衆国バック・アップ源泉徴収税（現行税率は28パーセント）および関連する情報提供義務（上記の源泉徴収税との関係における配当支払に関する報告を除きます。）は、非米国人保有者に対する配当支払のうち、（ア）上記の30パーセント源泉徴収の対象となっている者、または（イ）適用のある所得税に関する条約によりかかる源泉徴収が軽減される結果、対象外とされる者に対するものについては、適用がありません（日米所得税・相続税協定の適用については、下記をご参照ください。）。その他の場合は、合衆国バック・アップ源泉徴収が、「免除受領者」に該当しない者で、かつ所定の情報（合衆国納税義務者番号を含みます。）を提供しなかった保有者の普通株式に関して支払われた配当に適用されることがあります。

仲介業者の合衆国事務所に対する、またはこれを通じての、普通株式の売却の対価の支払は、現在のところ、合衆国バック・アップ源泉徴収および情報提供の対象となります。ただし、保有者が、違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で非米国人の身分を証明する場合、またはその他免除を得る場合にはこの限りではありません。

非米国人保有者は、原則としてバック・アップ源泉徴収税制の下において過払いとなった源泉徴収税について、合衆国内国歳入庁に宛てて所定の請求書を提出することにより、当該過払い額の還付を受けることができます。

(B) 普通株式に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の日米間の所得税協定（以下「所得税協定」といいます。）および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある普通株式の日本における実質保有者は、原則として、普通株式の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます（損失に対しては控除が認められません。）。しかしながら、かかる免除は普通株式の売却益および普通株式自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、普通株式の売却により得た所得は、以下のいずれかの場合でなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

(i) 所得が、合衆国内における取引または事業に実質的に関連する場合。

(ii) 個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において合計183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地（tax home）」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰する場合。

合衆国連邦源泉所得税が配当について課されるべき場合には、一般的に、普通株式の実質保有者である日本人の保有者のために、30パーセントから10パーセントに引き下げられています。しかし、この引下げは、実質保有者である日本人の保有者が合衆国に恒久的施設を所有しており、かつその普通株式がかかる恒久的施設に実質的に関連する場合は、適用されません。

相続税：日米間の相続税協定（以下「相続税協定」といいます。）および合衆国連邦相続税法に基づき、故人または故人の遺産の受益者が米国人または米国居住者であるか否かにかかわらず、普通株式は合衆国内に所在する財産とみなされ、合衆国連邦相続税が適用されます。原則として、かかる税金は、18パーセントから40パーセントの間で累進課税されます。ただし、相続税協定に基づき、普通株式に関し生じる合衆国相続税の一部について、減額を受けることが可能となっています。

所得税または相続税に関する協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決められた手順を遵守する必要がある、場合によっては、普通株式への日本の投資者が、合衆国国内税法および当該協定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、米国の課税当局に対して十分に立証する必要があります。

(C) 日本において発行された円貨社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項

以下は、当社が日本において発行した未償還の円貨社債（本項(C)および次項(D)において、以下「社債」といいます。）と社債に付されている利札（以下「利札」といいます。）に関する税務についての概要です。社債には、（i）米国連邦所得税の目的上、記名式ではない債券、および（ii）FTR0債（以下に定義されます。）が含まれます。

以下は社債に投資する非米国人保有者（non-U.S. holder）について考慮される合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する一定の事項の要約です。本要約は、（i）社債の元本、利息（発行時割引額を含みます。）およびプレミアムの支払は、合衆国の領土外で行われ、（ii）社債の売却、交換、償還またはその他処分は、合衆国の領土外で行われるものと仮定しています。

この要約は、特定の投資家（銀行を含みますがこれに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、社債を「キャピタル・アセット」（内国歳入法第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家のみについて述べるものです。

本要約は、内国歳入法、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、社債の取得、保有および処分の合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談すべきです。また、同様に個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談すべきです。課税上の取扱いに関する事項には、源泉徴収および情報提供に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその税額控除または控除の可否を含みますが、これらに限られません。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、(i) アメリカ合衆国の市民または居住者、(ii) 合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された法人、(iii) 遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの（収益が何から生じるかは問いません。）、および(iv) 信託のうち（ア）合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1名以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または（イ）合衆国財務省規則に従って、米国人であると取り扱われることを選択したものをいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）をいいます。パートナーシップ（または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体）が社債を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱いは、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、社債の取得、保有および処分取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。社債の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

現行の合衆国所得税および相続税法の下では、

- (a) シティグループまたは支払代理人による非米国人保有者に対する社債の元本、利息（発行時割引額を含みます。）およびプレミアムの支払に対しては、合衆国連邦源泉徴収税は課されません。ただし、プレミアム、利息または発行時割引額については、（１）実質保有者がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有せず、（２）実質保有者が株式保有を通じてシティグループと関係を有する被支配外国法人ではなく、かつ（３）2007年または2008年に発行された外国向け記名式（foreign-targeted registered form）による社債（以下「FTRO債」といいます。）の保有者の場合、かかる保有者がそこを通じてその社債を保有している金融機関は、振替機関の参加者（以下「口座管理機関」といいます。）であり、外国向け記名式債券（foreign-targeted registered-form obligations）について規定する合衆国財務省規則（以下「FTROルール」といいます。）に従い、支払代理人に対し当該保有者が非米国人である旨の証明書を交付することが条件となります。
- FTROルールは、当社が毎年、各口座管理機関から、当該口座管理機関を通じてFTRO債を所有している各社債権者が、（i）非米国人保有者である旨、または（ii）米国人である旨（その場合はさらに、当該社債権者またはその口座管理機関が合衆国内国歳入庁様式W-9を当社に提出済みであり、当該口座管理機関が当社に適切な合衆国実質所有通知書を提出済みである旨）の証明書を受領することを要求しています。
- (b) 非米国人保有者は、社債の売却、交換、償還またはその他の処分からの実現利益に対して合衆国連邦源泉徴収税を課されません。

- (c) 死亡時に合衆国の市民または居住者ではない個人が保有する社債または利札は、かかる死亡の時点で、かかる個人がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有しておらず、社債の収益がかかる個人による合衆国における取引または事業の遂行に実質的に関連しなかった場合、一般的にはかかる個人の死亡の結果合衆国連邦相続税の課税対象とはなりません。
- (d) 合衆国の情報提供義務およびバック・アップ源泉徴収税は、当社または支払代理人により合衆国外でなされた社債または利札についての非米国人保有者に対する支払には適用されません。ただし、FTRO債の保有者の場合は、当該非米国人保有者が当該社債をそこを通じて保有する口座管理機関が上記FTRO規則を遵守している必要があります。
- (e) 情報提供義務およびバック・アップ源泉徴収税は、社債または利札の外国のカストディアン、外国のノミニーその他実質保有者の外国の代理人の外国事務所による非米国人保有者に対する合衆国外のかかる社債または利札に関する支払には適用されません。ただし、かかるカストディアン、ノミニーまたは代理人が
 - (i) 合衆国における取引または事業の遂行から一定の期間について得た収益が総収益の50パーセント未満であり、
 - (ii) 合衆国連邦所得税の目的上被支配外国法人ではなく、かつ
 - (iii) 課税対象年度中米国人により（収益または資本持分の割合で見て）50パーセント超所有されているかまたは合衆国の取引もしくは事業の遂行に従事している外国のパートナーシップではないことが条件になります。その他のカストディアン、ノミニーまたは代理人の外国の事務所による合衆国外での社債または利札に関するその実質保有者に対する支払は、バック・アップ源泉徴収税の課税対象となりませんが、かかるカストディアン、ノミニーもしくは代理人がその記録において実質保有者が非米国人保有者であるとの文書による証明を有しているかまたは実質保有者が別段の免除を得る場合を除き、情報提供義務が課されます。社債または利札の実質保有者のカストディアン、ノミニーまたはその他代理人の合衆国の事務所によるかかる社債または利札に関する支払は、実質保有者が違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で非米国人の身分を証明するかまたは別段の免除を得る場合を除き、情報提供義務およびバック・アップ源泉徴収税の対象となります。要求された情報が適時に合衆国内国歳入庁に提供されることを条件として、バック・アップ源泉徴収税制の下において源泉徴収された金額は、還付金または非米国人保有者の合衆国連邦所得税負担に対する税額控除として認められることができます。
- (f) 非米国人保有者が合衆国において取引または事業に従事しており、社債または利札上の利息および利益がかかる取引または事業に実質的に関連する場合、実質保有者は、上記の源泉徴収税を免除されていても、（上記に定義された）米国人である場合と同様の方法でかかる利息および利益が合衆国連邦所得税の課税対象となることがあります。さらに、かかる実質保有者が外国法人である場合は、内国歳入法に定義される課税対象年度の当該実質的に関連する収益および利益（ただし、調整があり得ます。）に30パーセントの税率による「ブランチ・プロフィット・タックス」が課せられることがあります。

- (g) 非米国人保有者が社債または利札の売却、交換、償還または他の処分から実現した利益は、(i) かかる利益が(上述の)非米国人保有者である保有者が合衆国において遂行した取引または事業に実質的に関連するか、または(ii) 個人である非米国人保有者の場合は、かかる個人がかかる売却、交換、償還または他の処分の課税対象年度中に合衆国に183日間以上滞在しておりかつ他の条件を満たさない限り、通常合衆国連邦所得税の課税対象となりません。
- (h) 本項「(C) 日本において発行された円貨社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項」に記載された原則を合衆国連邦所得税の目的において税制上透明なもの(fiscally transparent)として扱われる事業体(例えばパートナーシップ)に適用する目的上、実質保有者とはかかる事業体の各最終実質保有者を意味します。

(D) 社債に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の日米間の所得税協定および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある社債の日本における実質保有者は、原則として、社債の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます(損失に対しては控除が認められません。)。しかしながら、かかる免除は社債の売却益および社債自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、社債の売却により得た所得は、以下のいずれかの場合でなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

(i) 所得が、合衆国における取引または事業に実質的に関連する場合。

(ii) 個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において合計183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地(tax home)」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰する場合。

相続税：日米間の相続税協定に基づき、社債に関し生じる合衆国相続税について、相当額の減額を受けることが可能となっています。

所得税または相続税に関する協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決められた手順を遵守する必要があり、場合によっては、社債への日本の投資者が、合衆国国内税法および当該協定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、合衆国の課税当局に対して十分に立証する必要があります。

(E) 日本において売り出された社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項

以下は、(i) 当社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行した (a) シティグループ・インク 2020年2月12日満期 豪ドル建社債および (b) シティグループ・インク 2020年2月12日満期米ドル建社債（以下総称して「EMTNプログラム債」といいます。）、(ii) 当社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行した (a) シティグループ・インク 2024年9月25日満期 ブラジル・リアル建ゼロクーポン社債（円貨決済型）、(b) シティグループ・インク 2017年9月25日満期 トルコリラ建社債、(c) シティグループ・インク 2018年12月17日満期 ニュージーランドドル建社債、(d) シティグループ・インク 2018年12月17日満期 トルコリラ建社債、(e) シティグループ・インク 2025年6月17日満期 米ドル建 早期償還条項付 変動利付（CMS型）社債、(f) シティグループ・インク 2021年3月26日満期 豪ドル建社債、(g) シティグループ・インク 2021年3月26日満期 米ドル建社債、(h) シティグループ・インク 2020年9月28日満期 円貨決済型ブラジルリアル建社債、(i) シティグループ・インク 2019年4月9日満期ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）、(j) シティグループ・インク 2018年12月17日満期ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）、(k) シティグループ・インク 2018年12月20日満期ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）、(l) シティグループ・インク 2018年12月20日満期トルコ・リラ建社債および (m) シティグループ・インク 2018年12月20日満期南アフリカ・ランド建社債（以下総称して「GMTNプログラム債」といいます。）、(iii) 当社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行したシティグループ・インク 2020年6月17日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円／ニュージーランドドル デジタルクーポン・デュアル社債（以下「為替連動デュアル・カレンシー債」といいます。）、ならびに (iv) 当社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行した (a) シティグループ・インク 2017年6月21日満期 円建 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債および (b) シティグループ・インク 2017年8月18日満期 円建 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債（以下総称して「複数指数連動債」といいます。）に関する税務についての概要です。EMTNプログラム債およびGMTNプログラム債を以下総称して「プログラム債」といいます。プログラム債、為替連動デュアル・カレンシー債、複数指数連動債を、本項(E)および次項(F)において、以下「売出社債」と総称します。

以下は売出社債に投資する非米国人保有者（non-U.S. holder）について考慮される合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する一定の事項の要約です。この要約は、特定の投資家（銀行を含みますがこれに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、売出社債を「キャピタル・アセット」（内国歳入法第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家のみについて述べるものです。

本要約は、内国歳入法、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、売出社債の取得、保有および処分の場合、合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談すべきです。また、同様に個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談すべきです。課税上の取扱いに関する事項には、源泉徴収および情報提供に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその税額控除または控除の可否を含みますが、これらに限られません。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、(i) アメリカ合衆国の市民または居住者、(ii) 合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された法人、(iii) 遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの（収益が何から生じるかは問いません。）、および(iv) 信託のうち（ア）合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1名以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または（イ）合衆国財務省規則に従って、米国人であると取り扱われることを選択したものをいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）をいいます。パートナーシップ（または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体）が売出社債を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱いは、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、売出社債の取得、保有および処分の取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。売出社債の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

以下の検討は、売出社債に関する非米国人保有者に対して一般に当てはまる合衆国連邦所得税の一定の効果について記載しています。当社は、プログラム債を合衆国連邦所得税の目的上、借入債務（debt obligations）として扱うことを意図しています。以下の検討は、一般的に、当社が意図するかかる取扱いが法令に違反していないことを前提としています。現行の合衆国所得税法の下では、下記に記載するとおり為替連動デュアル・カレンシー債および複数指数連動債に対して特別な考察が適用されます。すなわち、

- (a) 当社が発行した売出社債に対する利払いおよび発行時割引額の支払に対しては、合衆国連邦源泉徴収税は課されません。ただし、(1) 非米国人保有者がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有せず、(2) 非米国人保有者が(i) 合衆国連邦所得税法の目的上、株式保有を通じてシティグループと関係を有する被支配外国法人、または(ii) 自らの取引もしくは事業上の通常の過程において締結する融資契約に基づき与信を行う銀行ではなく、(3) 非米国人保有者が、違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で署名した、適用ある要件に従って非米国人であることを証明する報告書を提供するか、または非米国人であることを立証するための一定の書類による証拠の要件(たいていの場合は、合衆国内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-E)を満たし、かつ(4) 外国口座税務コンプライアンス法に基づき、外国法人(仲介業者として行為する外国法人を含みます。)に対して支払われる実際のまたは解釈上の配当の場合で、(a) かかる法人が外国金融機関であるか、もしくは売出社債を外国金融機関を通じて保有している場合であって、当該外国金融機関が、(x) 自らの口座名義人(当該機関への一定の投資者を含みます。)に関する情報を収集し米国課税当局に提供することを米国政府との間で取り決めているか、(y) 当該規則が「みなし適用」される一定の要件を満たしているためにかかる取決めを行う義務を免除されているか、または(z) 適用ある政府間の取決めの条件を満たしており、かつ、(b) 要求されている場合には、かかる法人が自らの直接および間接の米国人保有者を確認できる証書を、源泉徴収を行う者に提供することが条件となります。
- (b) 非米国人保有者が合衆国において取引または事業に従事しており、かつ売出社債からの収入(利益を含みます。)がかかる取引または事業に実質的に関連する場合、適用される所得税に関する条約において別段の取決めがなされていない限り、一般的に、非米国人保有者に対し、かかる収入につき、非米国人保有者が米国人保有者であるかのごと同様の方法で通常の合衆国連邦所得税が課せられることになります。かかる非米国人保有者が法人の場合は、30パーセントの税率(または所得税に関する条約に基づく軽減税率)のブランチ・プロフィット・タックスが適用される可能性についても考慮しなければなりません。非米国人保有者が、売出社債に対して支払われる金額に対する源泉徴収の免除を受けるためには、該当する源泉徴収義務者に合衆国内国歳入庁様式W-8 ECIを提出することが要求され、そうしなければかかる金額がかかる源泉徴収の対象となります。
- (c) 非米国人保有者が売出社債の売却、交換、償還または他の処分から実現した利益は、(i) かかる利益が(上述の)非米国人保有者である保有者が合衆国において遂行した取引または事業に実質的に関連するか、または(ii) 個人である非米国人保有者の場合は、かかる個人がかかる売却、交換、償還または他の処分の課税対象年度中に合衆国に183日間以上滞在しておりかつ他の条件を満たさない限り、通常合衆国連邦源泉徴収税または所得税の課税対象となりません。ただし、2018年12月31日より後に行われる売却または処分については、非米国人がかかる売却もしくは処分から得た総手取金は、上記(a)項の(4)に記載した、外国口座税務コンプライアンス法によって課される要件が満たされない限り、30パーセントの源泉徴収税が課される可能性があります。

- (d) 売出社債につき支払われる金額および課税対象となる売出社債の処分による利益は、非米国人保有者が内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは一般的にバック・アップ源泉徴収の免除を受けるための様式である同様式W-8の他の適用ある様式を提出しない限り、情報提供およびバック・アップ源泉徴収の対象となることがあります。一般的に、非米国人保有者が合衆国内国歳入庁に適切な還付請求書を提出することにより、バック・アップ源泉徴収制度に基づき徴収された源泉徴収税額のうち過払い分の還付を受けることができます。
- (e) 死亡時に合衆国の市民または居住者ではない個人が保有する売出社債は、かかる死亡の時点で、(i) かかる個人がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有しておらず、かつ(ii) 売出社債の収益がかかる個人による合衆国における取引または事業の遂行に実質的に関連しなかった場合、一般的には合衆国内に所在する財産として扱われず、したがって一般的にはかかる個人の死亡の結果合衆国連邦相続税の課税対象とはなりません。
- (f) 本項(E)「日本において売り出された社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項」に記載された原則を合衆国連邦所得税の目的において税制上透明なもの(fiscally transparent)として扱われる事業体(例えばパートナーシップ)に適用する目的上、実質保有者とはかかる事業体の各最終実質保有者を意味します。

為替連動デュアル・カレンシー債に適用される課税に関する特別な考察：合衆国連邦所得税法上の為替連動デュアル・カレンシー債の取扱いについては明確でないものの、当社は現在、当該売出社債について行われる定期的な支払が合衆国源泉徴収税の課税対象とならないよう意図しています。ただし、非米国人保有者が、適切に作成された(i) 非米国人保有者が米国人ではないことを証明する合衆国内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは法に定められた他の証拠書類、または(ii) 為替連動デュアル・カレンシー債に関する収入が非米国人保有者が行う合衆国内における取引または事業に実質的に関連することを証明する合衆国内国歳入庁様式W-8 ECIを提出することを条件とします。かかる提出が行われなければ、為替連動デュアル・カレンシー債は、一般的に、借入債務として扱われる売出社債に対する上記の所得税の取扱いがなされます。

非米国人保有者である個人またはその財産が合衆国連邦相続税の目的において潜在的にかかる個人の総相続財産に算入可能な事業体(例えば、かかる個人が資金を提供している信託であって、かつ、かかる個人がそれに関する一定の利益または権限を保持している信託)は、所得税に関する条約による免除の適用がなければ、合衆国連邦相続税の目的において借入(debt)として扱われない売出社債が合衆国内に所在する財産として扱われ、したがって合衆国連邦相続税の課税対象となる可能性があることに留意しなければなりません。かかる個人または事業体である非米国人保有者は、当該売出社債への投資に対する合衆国連邦相続税の効果について、自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

複数指数連動債に適用される課税に関する特別な考察：当社は複数指数連動債が合衆国連邦所得税の目的上「プット・アンド・デポジット（a put and a deposit）」として扱われることを意図しております。この特
性化に基づき、複数指数連動債に係る定期的な支払は、利息、プット・プレミアム、またはその2つの組合
せとして扱われることになります。意図したこの取扱いが法令に違反していなければ、複数指数連動債の非米
国人保有者は、複数指数連動債に対して支払われる金額につき、合衆国連邦源泉徴収税または所得税の課税対
象とはなりません。ただし、複数指数連動債に関して上記の（a）段落に記載された要件が満たされることを
条件とします。当社は現在、複数指数連動債について非米国人保有者に対する支払から源泉徴収を行うことを
意図していませんが（かかる要件が満たされていることを前提とします。）、複数指数連動債の取扱いが明確
ではないことを踏まえると、当該売出社債について源泉徴収を行う責任を有する他の者が、当該売出社債に係
る定期的な支払の一部または全部を30パーセントの税率（適用される所得税に関する条約に基づき税率が軽減
されることがあります。）の源泉徴収税の課税対象として扱う可能性があります。さらに、当社は、将来、複
数指数連動債に係る定期的な支払について、かかる30パーセント（適用される所得税に関する条約に基づき税
率が軽減されることがあります。）の源泉徴収を行うことを決定する可能性があります。下記の考察（複数指
数連動債に対してあり得る別の課税上の取扱いについての検討を含みます。）の対象になり得ますが、そうで
なければ複数指数連動債は、一般的に、借入債務として扱われる売出社債に対する上記の所得税の取扱いがな
されます。

米国財務省は、最近、内国歳入法第871(m)章に基づく規則を最終決定させました。かかる規則では、非米国人保有者に対し、一定の基準を満たす社債の基礎となる米国株式の配当に起因するものとして扱われる金額につき、30パーセントの税率（または所得税に関する条約に基づく軽減税率）の源泉徴収（以下「第871(m)章源泉徴収」といいます。）を求めています。最終規則の効力発生日に基づき、第871(m)章源泉徴収は、2016年12月31日またはそれより前に発行された当該売出社債には適用されません。ただし、当該売出社債の条件に対し、合衆国連邦所得税の目的上売出社債が交換されたとみなされるような重大な修正が行われないことを条件とします。さらに、シティグループ・インク 2017年6月21日満期 円建日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債およびシティグループ・インク 2017年8月18日満期 円建 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債については、その条件ゆえに上記の最終規則の対象となることはない見通しです。

複数指数連動債の非米国人保有者は、複数指数連動債への投資に対する合衆国連邦所得税の効果および州、地方または合衆国外の税に適用ついて、自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

非米国人保有者である個人またはその財産が合衆国連邦相続税の目的において潜在的にかかる個人の総相続財産に算入可能な事業体（例えば、かかる個人が資金を提供している信託であって、かつ、かかる個人がそれに関する一定の利益または権限を保持している信託）は、所得税に関する条約による免除の適用がなければ、合衆国連邦相続税の目的において借入（debt）として扱われない売出社債が合衆国内に所在する財産として扱われ、したがって合衆国連邦相続税の課税対象となる可能性があることに留意しなければなりません。かかる個人または事業体である非米国人保有者は、売出社債への投資に対する合衆国連邦相続税の効果について、自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

複数指数連動債への投資に対してあり得る別の課税上の取扱い：複数指数連動債の全部または一部が借入債務（debt obligation）として扱われる場合には、当該売出社債は一般に、借入債務として扱われる売出社債に対する上記の課税上の取扱いに従うことになります。あるいは、非米国人保有者は、複数指数連動債に関連する基礎となる有価証券を保有するものとして取り扱われる可能性があり、その場合、税務上の結論に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

2007年、米国財務省および内国歳入庁は、「支払済の先渡契約（prepaid forward contracts）」およびこれと同様の証書の合衆国連邦所得税の取扱いに関する意見を求める通知を発表しました。通知に掲げられた問題点の中には、合衆国連邦源泉徴収税の対象とすべき一定の株式連動証書に関する所得の程度というものがあります。通知は、適切な移行規則および効力発生日についての意見を求めています。これらの問題点を考察した後に公表される財務省規則またはその他のガイダンスが、複数指数連動債への投資の源泉徴収税の結論に重大な悪影響を、おそらく遡及的に及ぼす可能性があります。複数指数連動債に対する支払が源泉徴収の対象となる場合、当社は源泉徴収された金額について追加額を支払うことは求められません。

(F) 売出社債に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の日米間の所得税協定および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある売出社債の日本における実質保有者は、原則として、売出社債の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます（損失に対しては控除が認められません。）。しかしながら、かかる免除は売出社債の売却益および売出社債自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、売出社債の売却により得た所得は、以下のいずれかの場合でなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

(i) 所得が、合衆国における取引または事業に実質的に関連する場合。

(ii) 個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において合計183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地（tax home）」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰する場合。

相続税：日米間の相続税協定および米国連邦相続税法に基づき、日本に居住し、売出社債の実質保有者である個人が死亡した際、売出社債が合衆国内に所在する財産とみなされ（上記「日本において売り出された社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項」の(e)項に記載されているとおりです。）、したがって合衆国連邦相続税が適用される場合には、18パーセントから40パーセントの間で累進課税されます。ただし、日米間の相続税協定に基づき、売出社債に関し生じる合衆国相続税の一部について、減額を受けることが可能となっています。

所得税または相続税に関する協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決められた手続を遵守する必要がある、場合によっては、売出社債への日本の投資者が、合衆国国内税法および当該協定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、合衆国の税務当局に対して十分に立証する必要があります。

(2) 日本における課税上の取扱い

日本居住者である個人または法人に上記「(1) 本国における課税上の取扱い」に述べた米国の税が課されこれを支払った場合、当該個人または法人は、日本の所得税、法人税および相続税に関する諸法令に定める限度で、かつ当該法令に従うことを条件として、日本で支払うべき税から控除することができます。「第一部 企業情報、第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要、2 日本における実質株主の権利行使に関する手続、(4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください。

4 【法律意見】

(1) アメリカ合衆国ニューヨーク州法に関する当社のキャピタル・マーケット担当アシスタント・ゼネラル・カウンセルであるバーバラ・ポリティより下記の趣旨の法律意見書（税務事項を除きます。）が提出されています。

(a) 当社はデラウェア州法に準拠して適法に設立され、有効に存続している会社です。

(b) 本有価証券報告書「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要、1 会社制度等の概要」に記載されているアメリカ合衆国およびデラウェア州の法律に関する記述内容は、すべての重要な点において真実かつ正確であると認めます。

(2) 当社のアメリカ合衆国税務顧問であるクリアリー・ゴットリーブ・スティーン&ハミルトン法律事務所より合衆国連邦所得税法の範囲において下記の趣旨の税務意見書が提出されています。

本有価証券報告書「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要、3 課税上の取扱い、

(1) 本国における課税上の取扱い」に記載されている合衆国の課税制度に関する記述内容は、当該事項についての適正な概要を述べるものです。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

下記連結財務情報は、2017年2月24日にSECに提出されたフォーム10-Kによる年次報告書（以下「2016年度年次報告書フォーム10-K」といいます。）から抜粋したものです。

抜粋財務指標の推移

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円))	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
純利息収益	\$45,104 (¥4,883,861)	\$46,630 (¥5,049,096)	\$47,993 (¥5,196,682)	\$46,793 (¥5,066,746)	\$46,686 (¥5,055,160)
利息以外の収益	24,771 (2,682,204)	29,724 (3,218,515)	29,226 (3,164,591)	29,931 (3,240,929)	22,844 (2,473,548)
支払利息控除後収益	\$69,875 (¥7,566,065)	\$76,354 (¥8,267,611)	\$77,219 (¥8,361,273)	\$76,724 (¥8,307,675)	\$69,530 (¥7,528,708)
営業費用	41,416 (4,484,524)	43,615 (4,722,632)	55,051 (5,960,922)	48,408 (5,241,618)	50,036 (5,417,898)
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当	6,982 (756,011)	7,913 (856,820)	7,467 (808,527)	8,514 (921,896)	11,329 (1,226,704)
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$21,477 (¥2,325,530)	\$24,826 (¥2,688,159)	\$14,701 (¥1,591,824)	\$19,802 (¥2,144,161)	\$8,165 (¥884,106)
法人税等	6,444 (697,756)	7,440 (805,603)	7,197 (779,291)	6,186 (669,820)	397 (42,987)
継続事業からの利益	\$15,033 (¥1,627,773)	\$17,386 (¥1,882,556)	\$7,504 (¥812,533)	\$13,616 (¥1,474,340)	\$7,768 (¥841,119)
法人税等控除後の非継続事業からの利益(損失) ⁽¹⁾	(58) (¥(6,280))	(54) (¥(5,847))	(2) (¥(217))	270 (¥29,236)	(58) (¥(6,280))
非支配持分控除前当期利益	\$14,975 (¥1,621,493)	\$17,332 (¥1,876,709)	\$7,502 (¥812,317)	\$13,886 (¥1,503,576)	\$7,710 (¥834,839)
非支配持分に帰属する当期利益	63 (6,822)	90 (9,745)	192 (20,790)	227 (24,580)	219 (23,713)
シティグループ当期利益	\$14,912 (¥1,614,671)	\$17,242 (¥1,866,964)	\$7,310 (¥791,527)	\$13,659 (¥1,478,997)	\$7,491 (¥811,125)

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)、1株当たり金額を除きます。)

	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
控除：					
優先配当—基本	\$1,077 (¥116,618)	\$769 (¥83,267)	\$511 (¥55,331)	\$194 (¥21,006)	\$26 (¥2,815)
基本1株当たり利益算出に適用される、配当に対する権利が失効しない従業員制限株式および繰延株式へ割り当てられた配当および未処分利益	195 (21,115)	224 (24,255)	111 (12,019)	263 (28,478)	164 (17,758)
基本1株当たり利益のための非制限普通株主に割り当てられた利益	\$13,640 (1,476,939)	\$16,249 (1,759,442)	\$6,688 (¥724,177)	\$13,202 (¥1,429,513)	\$7,301 (¥790,552)
追加：利益へのその他の調整	— (—)	— (—)	1 (108)	1 (108)	10 (1,083)
希薄化後1株当たり利益のための非制限普通株主に割り当てられた利益	\$13,640 (¥1,476,939)	\$16,249 (¥1,759,442)	\$6,689 (¥724,285)	\$13,203 (¥1,429,621)	\$7,311 (¥791,635)
1株当たり利益基本					
継続事業からの利益	\$4.74 (¥513)	\$5.43 (¥588)	\$2.21 (¥239)	\$4.26 (¥461)	\$2.51 (¥272)
当期利益	4.72 (511)	5.41 (586)	2.21 (239)	4.35 (471)	2.49 (270)
希薄化後継続事業からの利益	\$4.74 (¥513)	\$5.42 (¥587)	\$2.20 (¥238)	\$4.25 (¥460)	\$2.44 (¥264)
当期利益	4.72 (511)	5.40 (585)	2.20 (238)	4.34 (470)	2.42 (262)
普通株式1株当たり配当宣言額	0.42 (45)	0.16 (17)	0.04 (4)	0.04 (4)	0.04 (4)

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)、1株当たり金額、比率および常勤従業員を除きます。)

	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
12月31日現在：					
資産合計	\$1,792,077 (¥194,046,098)	\$1,731,210 (¥187,455,419)	\$1,842,181 (¥199,471,359)	\$1,880,035 (¥203,570,190)	\$1,864,328 (¥201,869,436)
預金合計	929,406 (100,636,082)	907,887 (98,306,004)	899,332 (97,379,669)	968,273 (104,844,600)	930,560 (100,761,037)
長期債務	206,178 (22,324,954)	201,275 (21,794,057)	223,080 (24,155,102)	221,116 (23,942,440)	239,463 (25,929,054)
シティグループ 普通株主持分	205,867 (22,291,279)	205,139 (22,212,451)	199,717 (21,625,357)	197,254 (21,358,663)	186,155 (20,156,863)
シティグループ 株主持分合計	225,120 (24,375,994)	221,857 (24,022,676)	210,185 (22,758,832)	203,992 (22,088,254)	188,717 (20,434,277)
常勤従業員 (単位：千人)	219	231	241	251	259
実績指標					
平均資産利益率	0.82%	0.95%	0.39%	0.73%	0.39%
平均普通株主持分 利益率 ⁽²⁾	6.6	8.1	3.4	7.0	4.1
平均株主持分合計 利益率 ⁽²⁾	6.5	7.9	3.5	6.9	4.1
費用比率(営業費用合計／ 収益合計)	59	57	71	63	72
バーゼルIII比率— 完全実施					
普通株式等Tier 1 資本 ⁽³⁾	12.57%	12.07%	10.57%	10.57%	8.72%
Tier 1 資本 ⁽³⁾	14.24	13.49	11.45	11.23	9.03
資本合計 ⁽³⁾	16.24	15.30	12.80	12.64	10.81
補完的レバレッジ比率 ⁽⁴⁾	7.22	7.08	5.94	5.42	N/A
資産					
シティグループ 普通株主持分比率	11.49%	11.85%	10.84%	10.49%	9.99%
資産 シティグループ 株主持分合計比率	12.56	12.82	11.41	10.85	10.12
配当性向 ⁽⁵⁾	8.9	3.0	1.8	0.9	1.7
普通株式1株当たり 純資産額	\$74.26 (¥8,041)	\$69.46 (¥7,521)	\$66.05 (¥7,152)	\$65.12 (¥7,051)	\$61.46 (¥6,655)
1株当たり有形純資産額 (6)	\$64.57 (¥6,992)	\$60.61 (¥6,563)	\$56.71 (¥6,141)	\$55.19 (¥5,976)	\$51.08 (¥5,531)
固定費および優先株式 配当に対する利益率	2.54倍	2.89倍	2.00倍	2.18倍	1.39倍

- (1) シティの非継続事業の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (2) 平均普通株主持分利益率は、優先株式配当を控除した当期利益を平均普通株主持分で除したものをを用いて計算されます。平均シティグループ株主持分合計利益率は、平均シティグループ株主持分で除した当期利益を用いて計算されます。
- (3) シティの規制自己資本比率は、米国バーゼルⅢ規則の完全実施基準で表示されています。リスク加重資産は、リスク加重資産合計を算定するためのバーゼルⅢ先進的アプローチに基づいています。
- (4) シティの補完的レバレッジ比率は、米国バーゼルⅢ規則の完全実施基準で表示されています。
- (5) 希薄化後株式1株当たりの当期利益に占める普通株式1株当たり配当宣言額の割合。
- (6) 有形純資産額の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」－「有形普通株式株主資本、1株当たり有形純資産額、1株当たり純資産額および株主持分利益率」をご参照ください。

N/A：適用ありません。

2 【沿革】

シティグループは「対等者の合併」により1998年10月8日に、シティコープがトラベラーズ・グループ・インクの全額出資子会社に吸収合併されることにより発足しました。当該子会社はその商号をシティコープへ、トラベラーズ・グループ・インクはその商号をシティグループ・インクへ変更しました。以下は、現在のシティグループ・インクたる法人の沿革です。

シティグループの前身であるコマーシャル・クレジット・カンパニー（現在のシティファイナンシャル・クレジット・カンパニー）は、コントロール・データ・コーポレーションの全額出資子会社であり、1986年11月に新規株式公開を行いました。同社は1988年5月、持株会社へと組織変更を行い、その株主は新たに設立された持株会社であるコマーシャル・クレジット・グループ・インク（現在のシティグループ・インク）の株主となり、コマーシャル・クレジット・カンパニーはコマーシャル・クレジット・グループ・インクの間接的な全額出資子会社となりました。1999年8月4日、コマーシャル・クレジット・カンパニーは、シティコープの間接的な全額出資子会社となり、1999年9月7日には商号をシティファイナンシャル・クレジット・カンパニーに変更しました。

1988年12月、コマーシャル・クレジット・グループ・インクはニュー・ジャージー州法人であるプライメリカ・コーポレーション（以下「旧プライメリカ」といいます。）をコマーシャル・クレジット・グループ・インクの全額出資子会社に吸収合併させることにより買収しました。かかる合併の際に、コマーシャル・クレジット・グループ・インクはその商号をプライメリカ・コーポレーションに変更しました。旧プライメリカは、スミス・バーニー、ハリス・アップハム・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド（現在のシティグループ・グローバル・マーケッツ・インク）を含む各種金融サービス等を有していました。

1992年12月、プライメリカ・コーポレーションはコネチカット州ハートフォードに本店を有する総合保険会社であるザ・トラベラーズ・コーポレーションの発行済株式の約27パーセントを取得しました。プライメリカ・コーポレーションは1993年12月、ザ・トラベラーズ・コーポレーションの同社への吸収合併を通じてザ・トラベラーズ・コーポレーションの残りの株式73パーセントを取得し、商号をザ・トラベラーズ・インクに変更しました。

1993年7月、プライメリカ・コーポレーションはスミス・バーニーを介してシェアソン・リーマン・ブラザーズ・ホールディング・インクの国内証券・資産運用部門をすべて買収しました。

1995年4月、ザ・トラベラーズ・インクは商号をトラベラーズ・グループ・インクへと変更しました。トラベラーズ・グループ・インクは1996年4月、子会社であるトラベラーズ・プロパティー・カジュアルティー・コープを通じてエトナ・ライフ・アンド・カジュアルティー・カンパニーの国内損害保険子会社を買収しました。

1997年11月、トラベラーズ・グループはソロモン・インクを買収し、スミス・バーニー・ホールディングスをソロモンと合併させソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクを設立しました。1999年7月1日、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクはニューヨーク州の法人であるSSBHIマージャー・カンパニー（以下「マージャー・カンパニー」といいます。）と合併し、組織形態を変更しました。マージャー・カンパニーは合併後も存続し、その商号をソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクに変更しました。2003年4月7日、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクは、その商号をシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクに変更しました。

2000年11月30日、シティグループはアソシエイツ・ファースト・キャピタル・コーポレーション（以下「アソシエイツ」といいます。）の買収を完了しました。買収は、シティグループの子会社をアソシエイツに吸収合併させることで実現されました（アソシエイツが存続会社となります。）。その結果、アソシエイツ普通株式1株に対しシティグループ普通株式0.7334株が付与されることとなりました（53,450万株）。買収により、アソシエイツはシティコープの全額出資子会社となりました。

2001年7月17日、シティコープは、16億ドルおよびヨーロッパ・アメリカン銀行（EAB、ニューヨーク州法銀行）の優先株式350百万ドル分の引受けを対価として、同社の買収を完了しました。

2001年8月6日、シティコープは、約125億ドルおよびシティグループ株を対価として、メキシコの大手金融機関グルポ・フィナンシエロ・バナメックス・アクシヴァル（以下「バナメックス」といいます。）の発行済普通株式の99.86パーセントの取得を完了しました。2001年9月24日、バナメックスによる株式買入れによって、シティコープは同社の発行済普通株式の全株の株主となりました。バナメックスおよびシティコープのメキシコにおけるバンキング業務は統合され、「バナメックス」のブランド名で事業を実施しています。

2002年11月6日、シティグループ・インクは、ゴールデン・ステート・バンコープ（以下「ゴールデン・ステート」といいます。）の買収を完了し、同社はシティグループの子会社に吸収合併されました。

2004年1月9日、シティグループは、ワシントン・ミューチュアル・ファイナンス・コーポレーション（以下「WMF」といいます。）を12.5億ドルで買収しました。WMFは、ワシントン・ミューチュアル・インクの消費者金融子会社でした。WMFは、販売金融や保険の販売に加え、個人に対する割賦ローンおよび不動産担保ローンを提供しています。買収には、主として合衆国南東部および南西部の25州に所在するWMFの409の事業所を含んでいます。

2004年4月30日、シティグループは、1株当たり現金15,500ウォンで韓美銀行（以下「韓美」といいます。）の全発行済株式を取得する公開買付けを完了しました。シティグループは、韓美の発行済株式の合計99.8パーセントを総額3.14兆ウォン（27億ドル）で取得しました。買収時の韓美は、韓国の手商業銀行であり、国内に223支店を有し、2004年6月30日現在の総資産は370億ドルでした。2004年度第4四半期、韓美はシティバンクの韓国支店と合併し、シティバンク・コリア・インクとなりました。

2005年3月31日、シティグループは、テキサス州にあるファースト・アメリカン・バンクの買収を完了しました。この取引に伴い、シティグループは、取引完了時において、テキサス州に、106支店、資産42億ドル、および新規顧客約120,000名を獲得しました。

2005年7月1日、当社は、シティグループのトラベラーズ・ライフ・アンド・アニュイティおよびシティグループの米国外保険事業の大部分の、メットライフ・インク（以下「メットライフ」といいます。）への売却を完了しました。売却した事業は、シティグループが生命保険および年金事業を営む上で重要な媒体でした。シティグループはメットライフの株式10億ドル分と現金108億ドルを受領しました。この取引にはトラベラーズ・ライフ・アンド・アニュイティの米国事業と米国外事業（シティグループのメキシコにおける生命保険事業を除きます。）が含まれています。米国外事業には、英国、ベルギー、オーストラリア、ブラジル、アルゼンチンおよびポーランドの全額出資保険会社、日本および香港の合弁会社、ならびに中国の事務所が含まれます。取引にはシティグループのアルゼンチン年金事業も含まれます。

2005年8月1日、シティグループは、中間的な銀行持株会社2社であるシティグループ・ホールディングス・カンパニーおよびシティコープを吸収合併しました。

2005年12月1日、当社は、レグメイソン・インク（以下「レグメイソン」といいます。）の証券ブローカー・ディーラー事業、レグメイソンの普通・優先株式22.98億ドル（取引完了日に評価）および現金500百万ドルと引換えに、アセットマネジメント部門の大部分をレグメイソンへ売却することを完了しました。この取引には、シティグループのメキシコにおける資産運用業務、ラテンアメリカにおけるリタイアメント・サービス業務およびシティストリートの合弁会社の持分は、含まれていません。同時に、シティグループは、レグメイソンの資本市場部門をスタイフェル・ファイナンシャル・コープに売却しました。かかる取引の完了により、シティグループは、レグメイソンの124支店のファイナンシャル・アドバイザー1,226名を、グローバル・ウェルス・マネジメント部門に迎え入れました。

2006年11月、シティグループは、メキシコの大手長距離通信サービス・プロバイダーであるアバンテルへの投資をアクステルに売却しました。アバンテルへの投資は、当初、2001年のバナメックス買収の一貫としてシティグループが取得したのですが、その後、2005年に持分を追加取得したことで増加しました。

2006年12月17日、シティグループが主導するコンソーシアムは、中国の広東開発銀行（以下「GDB」といいます。）の株式の85.6パーセントを取得しました。シティグループの持分は、GDBの20パーセントでした。

2007年3月1日、当社は、富裕層に対する助言を提供する英国の企業であり、運用資産が109億ドルを上回るクイルターをモルガン・スタンレーから買収しました。

2007年3月1日、シティグループは、ラサール・バンク・コーポレーションとエイビーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ヴィーの子会社であるエイビーエヌ・アムロ・モーゲージ・グループ（以下「AAMG」といいます。）を買収しました。AAMGは、プライム住宅ローンの国内オリジネーターおよびサービサーです。この買収の一環として、シティグループは30億ドルの抵当貸付サービシング権を含む約120億ドルの資産を購入し、結果としてサービシング顧客が約150万名増加しました。

2007年3月5日、シティグループは、中央アメリカで最大のクレジットカード発行会社であるグルポ・フィナンシエロ・ウーノ（以下「GFU」といいます。）およびその関係会社を買収しました。22億ドルの資産を有するGFUの買収により、シティグループのラテンアメリカにおける個人向けフランチャイズは強化され、同地域のクレジットカード事業が強化され、消費者金融およびリテール・バンキング分野の地域における成長の基盤が確立されました。当時、GFUは、100万名を上回る個人顧客を有し、75の支店ならびに100ヶ所を超える小規模支店および販売所からなる販売網を運営していました。

2007年5月1日、シティグループは、英国の大手オンライン金融サービス・プロバイダーのひとつであるエッグ・バンキング・ピーエルシー（以下「エッグ」といいます。）を、プルデンシャル・ピーエルシーから約13.9億ドルで買収する取引を完了しました。エッグはオンラインペイメント、口座統合サービス、クレジットカード、パーソナルローン、貯蓄預金、抵当貸付、保険、投資等の様々な金融商品・サービスを提供しています。

2007年5月11日、シティグループは、グルポ・クスカトランの子会社を15.1億ドル（現金755百万ドルとシティグループ普通株式1,420万株）を対価としてコルポラシオン・ユービーシー・インテルナシオナル・エス・エーから買収する取引を完了しました。当時、グルポ・クスカトランは総資産54億ドル、貸出総額35億ドル、また預金総額34億ドルを有する中央アメリカの大手金融グループのひとつでした。

2007年7月2日、当社は、オールド・レーン・パートナーズ・エル・ピーおよびオールド・レーン・パートナーズ・ジーピー・エルエルシー（以下「オールド・レーン」といいます。）の買収を完了しました。オールド・レーンはグローバル・マルチストラテジー・ヘッジファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの運営者であり、運用総資産およびプライベート・エクイティ・コミットメント、約45億ドルを有していました。

2007年7月19日、シティグループとキニエンコは、戦略的パートナーシップを確立するための正式契約を締結しました。これにより、シティグループのチリにおける事業とバンコ・デ・チリの現地の銀行業務の事業基盤が統合され、当時チリの銀行業界においておよそ20パーセントの市場シェアを有していた銀行・金融サービス機関が創設されました。本件取引は2008年1月1日付で完了しました。

2007年8月1日、当社は、バイシス・グループ・インク（以下「バイシス」といいます。）を現金14.7億ドルで買収する取引を完了しました。これに加えて、バイシスの株主は、バイシスからの特別配当の形式で同時に18.2百万ドルを受領しました。シティグループは、バイシスの退職・保険サービス部門をジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシーの関係会社に売却し、その結果、シティグループが負担した当該取引の正味費用は約800百万ドルとなりました。シティグループは、バイシスのファンドサービスおよびオルタナティブ・インベストメントサービスの両事業（ヘッジファンド、ミューチュアルファンド、およびプライベート・エクイティ・ファンド向けの管理サービスを提供しています。）を保有しています。

2007年10月3日、シティグループは、電子マーケットメイクおよび自己勘定トレーディング大手のオートメーテッド・トレーディング・デスク（以下「ATD」といいます。）を、約680百万ドル（現金102.6百万ドルおよびシティグループ株式約1,117万株）で買収する取引を完了しました。ATDがシティグループのグローバル・エクイティ事業の一部門として営業することにより、シティグループの機関投資家や証券ブローカー・ディーラー、リテール等の多様な顧客基盤に証券ブローカー・ディーラー顧客のネットワークが加わりました。

2007年12月1日、シティグループは、約427百万ドルを対価とする台湾のバンク・オブ・オーバーシーズ・チャイニーズ（以下「BOOC」といいます。）の買収を完了しました。当時、BOOCは、100万を超える顧客に対し、台湾国内の55支店を通じて、法人向け金融や個人向け、ウェルス・マネジメント向けの幅広い商品・サービスを提供していました。

2007年10月29日、シティグループは、同年11月5日付で当社株式を東京証券取引所に上場することを同取引所に承認されました。

2007年5月9日、日興コーディアルは、シティグループが61パーセントを保有する子会社となりました。シティグループは、その後2007年中に、日興コーディアルの持分の保有割合を約68パーセントまで増加させました。2008年1月29日、シティグループは、未所有であった日興コーディアルの残りの株式を、シティグループの普通株式1億7,500万株（交換条件に基づき約44億ドルで発行）との交換により取得する取引を完了しました。2008年1月29日、日興コーディアルは、シティとの株式交換後、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社の全額出資子会社となりました。

シティグループは、2009年5月1日、主に日興コーディアル証券株式会社により運営されている日本国内の証券業務を株式会社三井住友銀行に、シティにとっての現金価値にて取引総額約79億ドルで売却することで最終合意に至りました。日興シティグループ証券株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、および日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社に対するシティの持分は、本取引に含まれていませんでした。本取引は、2009年10月1日に完了しました。

当社は、2009年10月1日、当社が保有する日興アセットマネジメント株式会社（以下「日興アセットマネジメント」といいます。）の全株式持分の住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）への売却、および日興シティ信託銀行株式会社の野村信託銀行株式会社への売却を完了しました。

2008年12月5日、シティグループは、ドイツのリテール・バンキング事業を、現金52億ユーロを対価としてクレディ・ミュチュエルに売却しました。

2008年7月31日、シティグループは、北米における設備ファイナンス部門であるシティキャピタルの実質的にすべてをGEキャピタルに売却しました。

2008年7月1日、シティグループとステート・ストリート・コーポレーションは、給付関連のサービス事業を行うシティストリートを、900百万ドルの全額現金取引にてINGグループに売却しました。当該取引は2008年7月1日に完了しました。

2008年、シティグループは、シティグループ・グローバル・サービス・リミテッド（以下「CGSL」といいます。）の持分のすべてを約515百万ドルの全額現金対価でタタ・コンサルタンシー・サービス・リミテッド（以下「TCS」といいます。）に売却しました。CGSLはシティグループ専属のビジネス・プロセス・アウトソーシング・サービス・プロバイダーで、銀行および証券業務部門の中でのみ業務を行っていました。

2008年12月23日、シティグループは、シティグループ専属のインドを拠点とするテクノロジー・インフラストラクチャー支援およびアプリケーション開発サービス・プロバイダーであるシティ・テクノロジー・サービス・リミテッドに対するシティグループの持分のすべてを約127百万ドルの全額現金対価で売却することでウィプロ・リミテッドと合意したと発表しました。当該取引は2009年1月20日に完了しました。

2009年1月13日、シティとモルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーのグローバル・ウェルス・マネジメント・グループと、スミス・バーニー、クイルターおよびオーストラリアの個人顧客ネットワークとを統合する合併会社の設立を発表しました。シティは取引完了時に同合併会社の49パーセント持分およびおよそ27億ドルの現金を受け取るのと引換えに、これらの事業の100パーセントをモルガン・スタンレーに売却しました。この取引は2009年6月1日に完了しました。2012年9月17日、シティは、モルガン・スタンレーが2012年6月1日に購入オプションを行使したモルガン・スタンレー・スミス・バーニー合併会社（以下「MSSB」といいます。）の14パーセントの持分（以下「14パーセント持分」といいます。）をモルガン・スタンレーに売却しました。モルガン・スタンレーは、14パーセント持分の買取価格として現金18.9億ドルをシティに支払いました。またモルガン・スタンレーは、規制当局の承認が得られることを条件として、シティが保有するMSSBの持分の残り35パーセントを2015年6月1日までに47.25億ドルの買取価格で購入することに同意しました。

2009年10月9日、シティグループは、フィbro・エルエルシーの持分100パーセントを当該事業の純資産価値にほぼ相当する売却価格でオクシデンタル・ペトロリアム社に売却すると発表しました。当該取引は2009年度第4四半期に完了しました。

2010年3月31日、シティグループは、320.4百万ドルのプライメリカ・インクの新規株式公開を発表しました。当該募集において、約21.4百万株のプライメリカ普通株式が1株当たり15ドルで売却されました。当該公募直後においてシティグループが保有するプライメリカ普通株式の持分は、約40パーセントでした。

2011年11月11日、ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ（マイケル・ジャクソン遺産管理財団と共同）、ムバダラ開発公社、ジンウェル・キャピタル・リミテッド、ブラックストーン・グループのGS0キャピタル・パートナーズ・エルピーおよびデヴィッド・ゲフィン氏からなる出資グループ（以下「出資グループ」といいます。）は、出資グループが総額22億ドルでシティグループの全額出資子会社からEMIミュージック・パブリッシングを買収する最終契約を締結したことを発表しました。

2011年12月28日、シティは標準的な前提条件の充足および規制当局の承認を条件として、ベルギーの個人向けフランチャイズであるシティバンク・ベルギー・エスエーをクレディ・ミュチュエル・ノール・ヨーロッパに売却する最終契約を締結したことを発表しました。当該取引は2012年度第2四半期に完了しました。

2014年12月25日、シティは、日本のリテールバンク事業を株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」）に売却することで最終合意に至りました。本合意により、シティバンク銀行株式会社のリテールバンク事業に係る国内全支店、全ATM、ならびに日本のシティの社員約1,600名を含む全業務が、三井住友銀行の信託銀行子会社に譲渡されました。また、売却にはシティバンク銀行のリテールバンク事業に係る約74万口座および約2.5兆円（210億米ドル相当。為替レート1USD＝118.15円）の円・外貨預金が含まれ（いずれも2014年11月30日時点）、2015年度第4四半期に完了しました。

2015年3月3日、シティグループは、ワンメイン・フィナンシャル・ホールディングス・インクを42.5億ドルでスプリングリーフ・ホールディングスに売却する最終契約を締結したことを発表しました。当該取引は、2015年度第4四半期に完了しました。

2015年8月18日、シティグループは、ヘッジファンド・サービスおよびプライベート・エクイティ・ファンド・サービスから構成されるオルタナティブ・インベスター・サービス事業をSS&Cテクノロジーズ・ホールディングス・インクに売却する最終契約を締結したことを発表しました。当該取引は、2016年度第1四半期に完了しました。

2016年6月29日、シティグループは、法人向けプリペイドカード・サービスをワイヤーカード・エイジーに売却する最終契約を締結したことを発表しました。プリペイドカード・サービス事業は、その従業員約120名を含め、クロージングをもってワイヤーカードに譲渡されました。

2016年7月20日、シティグループは、東京証券取引所における普通株式につき、上場廃止の申請を行うことを発表しました。上場廃止は同年8月29日（日本時間）に完了しました。

2016年10月8日、シティグループは、規制当局の承認を条件として、ブラジルにおける個人向け銀行業務をイタウ・ユニバンコに売却する最終契約を締結したことを発表しました。本売却は、ブラジルにおけるシティグループの資産約28億ドルが対象となり、クレジットカード、パーソナルローンおよび預金口座ならびにシティ・ブラジルのリテール・ブローカー業務が含まれます。

2016年10月9日、シティグループは、規制当局の承認を条件として、アルゼンチンにおける個人向け銀行業務をサンタンデル・リオ銀行に売却する最終契約を締結したことを発表しました。本売却は、アルゼンチンにおけるシティグループの資産約14億米ドルが対象となり、クレジットカード、パーソナルローンおよびシティ・アルゼンチンのリテール・ブローカー業務ならびに預金口座が含まれます。

2016年11月17日、シティグループは、シティファイナンシャル・カナダ・インクをジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびその関係会社ならびにバルデ・パートナーズが率いる投資家グループに売却する最終契約を締結しました。本取引は、2017年度上半期に完了する見込みで、規制当局の承認およびその他の一般的なクロージング条件に従うことを条件とします。

日本における活動

(1) シティバンク、エヌ・エイとその子会社

1812年	シティ・バンク・オブ・ニューヨーク設立。
1865年	シティ・バンク・オブ・ニューヨークがザ・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークに改称。
1902年	横浜支店が開店。
1923年	東京支店が開店。
1955年	ザ・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークがザ・ファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークに改称。
1962年	ザ・ファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークがファースト・ナショナル・シティ・バンクに名称を短縮。
1968年	銀行持株会社であるザ・ファースト・ナショナル・シティ・コーポレーションが設立され、ファースト・ナショナル・シティ・バンクの単独株主となる。
1974年	ザ・ファースト・ナショナル・シティ・コーポレーションがシティコープに改称。
1976年	ファースト・ナショナル・シティ・バンクがシティバンク、エヌ・エイに改称。
1986年	シティトラスト・アンド・バンキング・コーポレーション（シティトラスト）を設立。
1998年	シティコープとトラベラーズ・グループ・インクが合併してシティグループとなる。
2007年	2007年7月1日、シティバンク、エヌ・エイが行っていた銀行業務を引き継ぎ、日本における現地法人銀行（子会社）であるシティバンク銀行株式会社が業務を開始。
2012年	シティグループが設立200周年、日本において110周年を迎える。
2017年	シティバンク銀行株式会社のすべての銀行業務のシティバンク、エヌ・エイ東京支店への移管を完了し、2017年4月1日付で同支店における業務を開始。

(2) シティグループ証券株式会社およびシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

1972年	スミス・バーニー東京駐在員事務所を開設。
1977年	ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドを香港に設立。
1980年	ソロモン・ブラザーズ・アジア・インターナショナル東京駐在員事務所を開設。 スミス・バーニー証券会社東京支店に昇格。
1982年	ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店開設の認可を取得。 同東京支店で営業を開始し、同時に香港での業務をすべて東京へ移管。
1987年	大阪証券取引所遠隔地会員資格を取得。
1988年	東京証券取引所正会員としての取引を開始。 大阪証券取引所遠隔地会員として先物取引を開始。
1989年	日本国債の引受シンジケート団の常任幹事となる。 大阪証券取引所遠隔地会員としてオプション取引を開始。 東京金融先物取引所清算会員として取引を開始。 名古屋証券取引所特別参加者として取引を開始。

- 1991年 大阪証券取引所正会員として大阪支店での業務を開始。
- 1997年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店（英領ケイマン諸島法人）として業務を開始。
- 1998年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社はスミス・バーニー証券会社東京支店の営業のすべてを譲受け、ソロモン・スミス・バーニー証券会社に社名変更。
- 1999年 日興証券株式会社のホールセール部門、リサーチ部門、インベストメント・バンキング部門の営業を譲受け、社名を日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社に変更。
名古屋支店の営業を開始。
名古屋証券取引所正会員としての取引を開始。
- 2003年 日興シティグループ証券株式会社に商号を変更。
- 2005年 2005年12月13日、シティグループと日興コーディアルは、シティグループが日興コーディアルの持分を約11.2パーセントから4.9パーセントに引き下げることに合意。シティグループが日興コーディアルの持分を引き下げたことに関連して、日興コーディアルとシティグループは、合併会社である日興シティグループ証券株式会社にそれぞれ約175百万ドルを追加出資。
- 2008年 株式交換の結果、日興コーディアルは、シティグループの全額出資子会社となる。
2008年5月1日、日興コーディアルは、シティグループの直接の完全子会社であるシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と合併し、存続会社は、日興シティホールディングス株式会社に商号を変更。
- 2009年 日興シティホールディングス株式会社による、日興コーディアル証券株式会社の株式会社三井住友銀行への売却を完了。
日興シティホールディングス株式会社がシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社に社名変更。
日興シティグループ証券株式会社がシティグループ証券株式会社に社名変更。

3 【事業の内容】

(1) シティグループの目的

当社の目的は、デラウェア法に基づき従事することができる一切の合法的な活動を行うことです。

(2) 事業の内容

シティグループの歴史は、1812年のシティバンク・オブ・ニューヨーク設立まで遡ります。

シティグループは、個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トレード・アンド・セキュリティーズ・サービス、ウェルス・マネジメントの分野において、幅広い、未だ着目されていない金融商品およびサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社です。シティは、世界160以上の国と地域に、約2億の顧客口座を有しています。

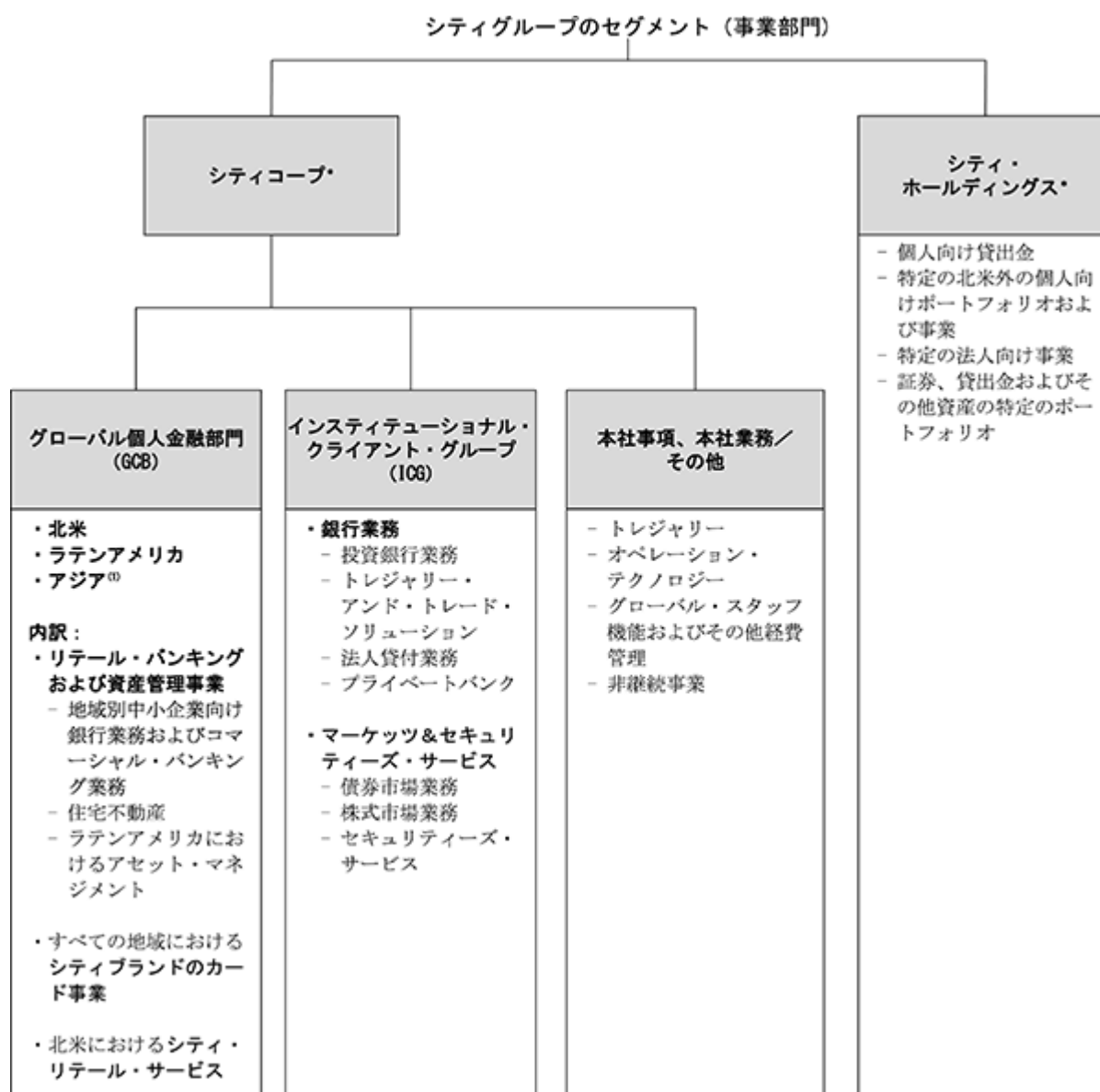
シティの常勤従業員は、2015年12月31日時点で約231,000名であったのに対し、2016年12月31日時点では約219,000名でした。

2016年12月31日現在、シティグループは、業務報告上、シティのグローバル個人金融部門およびインスティテュショナル・クライアント・グループから構成されるシティコープと、シティコープの主要な中核事業ではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオから構成されるシティ・ホールディングスの、2つの主要なセグメント（事業部門）を通じて経営されています。2017年度第1四半期以降、シティ・ホールディングスの事業および資産ポートフォリオの残余部分は、本社事項、本社業務／その他の一部として報告され、シティ・ホールディングスは、個別に報告の対象となるセグメント（事業部門）ではなくなります。事業部門ならびにそれらの事業部門によって提供される商品およびサービスの詳細については、下記「シティグループのセグメント（事業部門）」、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」の「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記3をご参照ください。

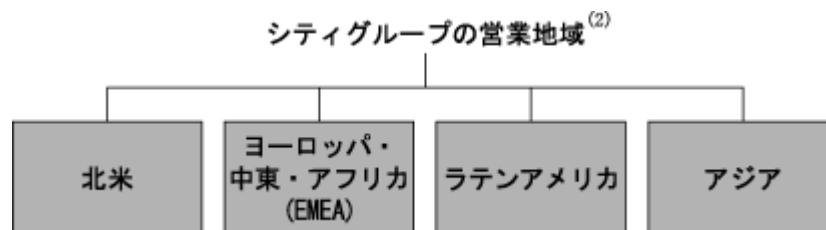
シティグループに関するさらなる情報は、シティのウェブサイト（www.citigroup.com）において入手することができます。シティグループの最近の年次報告書フォーム10-K、四半期報告書フォーム10-Qおよび議決権代理行使参考書類、ならびにその他のSECへの提出書類は、シティのウェブサイトの「投資家（Investors）」のページで「すべてのSEC提出書類（All SEC Filings）」をクリックすることにより無料で入手することができます。SECのウェブサイト（www.sec.gov）にも、シティに関する最新の報告書、フォーム8-Kおよびその他の情報が掲載されています。

過去の期間の財務諸表には、当期の表示と一致させるために、一定の事業の組織再編を含む一定の組替えが行われています。最近行われたかかる組替えの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記3をご参照ください。

上記のとおり、シティグループは、以下のセグメントに沿って管理されています。



以下は、シティグループが事業を営んでいる4地域です。地域別業績は、上記のセグメント別の業績にすべて反映されています。



＊ 2016年4月に公表したとおり、2017年度第1四半期以降、シティ・ホールディングスの事業および資産ポートフォリオの残余部分は、本社事項、本社業務／その他の一部として報告され、シティ・ホールディングスは、個別に報告の対象となる事業部門ではなくなります。詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「シティコープ」および「シティ・ホールディングス」をご参照ください。

- (1) 表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動の業績が含まれています。
- (2) 北米は米国、カナダおよびプエルトリコを、ラテンアメリカはメキシコを、アジアは日本を含みます。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社に親会社はありません。

(2) 主要な子会社⁽¹⁾

(2016年12月31日現在)

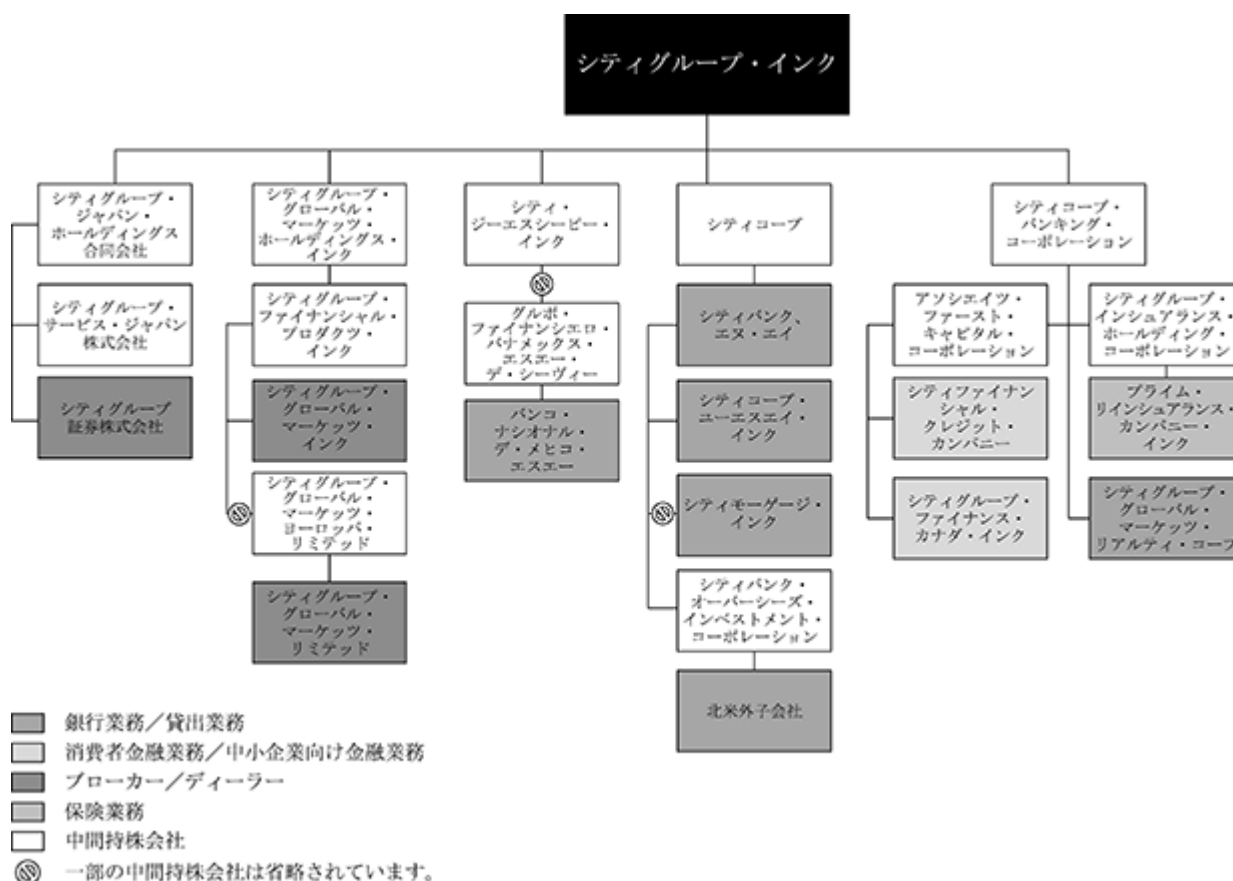
名称	シティバンク、エヌ・エイ	シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク
所在地	ニューヨーク州 ニューヨーク	ニューヨーク州 ニューヨーク
設立準拠地	米国	ニューヨーク州
資本金 (百万ドル)	751 (株主持分：144,298)	なし (株主持分：9,194)
関係会社の議決権に対する提出会社の保有割合(%)	100 (間接保有)	100 (直接保有)
業務内容	銀行	持株会社－証券
連結財務諸表の総売上高に占める売上高の割合(%)	76	8
最近5事業年度における有価証券報告書または有価証券届出書の提出の有無	なし	なし

(注1) シティグループはすべての子会社に関して資本金額等の詳細な情報を公表していません。

(注2) 以下はシティグループの組織図です。

シティグループ組織図

(2016年12月現在)



5 【従業員の状況】

2016年12月31日現在、シティの常勤従業員は約219,000名でした。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析

エグゼクティブ・サマリー

本エグゼクティブ・サマリー全体を通して詳述するように、シティの2016年度通年の経営成績には、全体的な業績の堅調さに加えて、北米のシティブランドのカード事業をはじめ、シティが投資を続けてきた複数の事業を含む事業基盤全体の基本的な趨勢が反映されています。また、シティは支出についての規律を遵守し続けており、その結果、2016年度におけるシティコープの営業費用比率は58パーセントとなりました。

グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）のうち、北米のシティブランドのカード事業の業績は、コストコ社のポートフォリオ買収（2016年度第2四半期後半）を反映しましたが、ポートフォリオのそれ以外の部分でも平均貸出金およびカード利用額が緩やかに増加しました。北米外GCBの業績には、メキシコにおける収益の増加および営業レバレッジの好調が反映されました。さらに、シティは、メキシコにおいて2020年までに10億ドルの投資を完了させる旨を公表していますが、これは、シティがメキシコにおいてその確固たるブランドの地位と規模を築き、利益の改善につなげることができる機会ととらえているためです。インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）では、2016年度第1四半期の厳しい市場環境や、当年度前半のエネルギー部門のボラティリティがあったにもかかわらず、前年比で収益を増加させました。

シティコープでは、貸出金が4パーセント増加し、預金が3パーセント増加しました。決算報告のための米ドルへの為替換算（以下「外貨換算」といいます。）の影響を除くと、シティコープの貸出金は6パーセントの増加、預金は5パーセントの増加でした（外貨換算の影響を除くシティの経営成績は、非GAAP財務指標です。シティは、外貨換算の影響を除いた経営成績を示すことが、その事業の基礎に関するより有益な情報を投資家に提供するものと考えています。）。与信の質は、いずれの地域においても概ね良好な状態を維持していました。

2016年度は、さらにいくつかの面で、シティにとって重要な一年となりました。まず、今後、シティ・ホールディングスの決算が、個別に発表されることはなくなります（2017年度第1四半期以降、本社事項、本社業務／その他の一部として報告されることとなります。）。シティ・ホールディングスは、ピーク時には8,000億ドルを超える資産を保有し、また、複数の四半期において多額の損失を計上したこともありました。2016年12月31日現在、シティ・ホールディングスの540億ドルの資産は、シティグループのGAAP資産の約3パーセントを占めるに過ぎず、また、2016年度第4四半期の当期利益87百万ドルをもって、シティ・ホールディングスは10四半期連続の黒字を計上しました。このようにして、現在は、中核事業であるシティコープの事業基盤が、シティグループの経営成績および財政状態を牽引する状況となっています。

二つ目は、シティが、主要な規制資本の指標を上昇させると同時に、2016年度中に株主に対して還元した資本の額を増加させたことです（下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」をご参照ください。）。2016年度中、シティは、配当と196百万株の普通株式買戻しの形式で110億ドル近い資本を普通株主に還元しました。これには、2016年11月に公表したシティの普通株式の買戻しプログラムのための17.5億ドルの追加額も含まれます。そして三つ目に、まだ取り組むべき課題はあるものの、シティの2015年度の破綻時清算計画に関して連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（FDIC）から受領したフィードバックにおいて、いずれの機関も同計画に不備を認めなかったことにより、シティは、2016年度中に重要なマイルストーンを達成したといえます。

2017年度に入り、景況感が改善している一方、多くの不確定要素が引き続き存在していますが、この原因は主に、米国の新大統領による政権および政策、ならびに英国の欧州連合からの離脱の手續開始が予想されていることにあります。2017年度のシティの事業、経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクおよび不確定要素の詳細については、下記の各事業部門の業績、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」および「グローバル・リスクの管理」をご参照ください。これらの不確定要素は存在するものの、シティは、株主の利益に資するため、パフォーマンスのさらなる最適化に注力し、2016年度の成果を基に引き続き前進を続けるつもりです。

2016年度の業績の概要

シティグループ

シティグループは、149億ドル（1株当たり4.72ドル）の当期利益を計上しました。これに対し、前年度の当期利益は172億ドル（1株当たり5.40ドル）でした。2015年度の業績には、254百万ドル（税引後162百万ドル）の信用評価調整（以下「CVA」といいます。）または負債評価調整（以下「DVA」といいます。）が含まれていました。

2015年度のCVAまたはDVAの影響を除くと、シティグループは、2016年度において149億ドル（1株当たり4.72ドル）（これに対し、前年度は171億ドル（1株当たり5.35ドル））の当期利益を計上しました（CVAまたはDVAの影響を除いたシティの経営成績は、非GAAP財務指標です。シティは、当年度の表示と一致させるために、2015年度の成績からCVAまたはDVAの影響を除いています。）。当期利益が前年度から13パーセント減少したのは、主に、収益が減少したことによるものですが、これは、シティ・ホールディングスにおける収益の減少が大きく影響しており、営業費用の減少および与信費用の減少により一部相殺されました。

2016年度におけるシティの収益は699億ドルで、前年度から8パーセント減少しました。これは、シティコープにおける収益が2パーセント減少したこと、およびシティ・ホールディングスにおける収益が57パーセント減少したことによるものです。2015年度のCVAまたはDVAおよび外貨換算の影響（これにより、前年比での収益の減少額（報告値ベース）が約17億ドル増加しました。）を除くと、シティグループの収益は前年度から6パーセント減少しました。これは、シティ・ホールディングスの収益が56パーセント減少したことによるものですが、シティコープの収益が1パーセント増加したことにより一部相殺されています。

以前公表したとおり、2017年1月、シティは、米国住宅ローン回収事業を2018年度末までに効果的に撤退させ、貸出金の組成業務に主力を注ぐために諸契約を締結しています。これらの取引が2017年度第1四半期においてシティの税引前利益に与えるマイナスの影響は、売却損および一定の関連取引費用を含めて約400百万ドルと予想されています。これらの取引の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記29をご参照ください。

費用

シティグループの費用は、前年度から5パーセント減少しました。これは、シティ・ホールディングスにおける費用の大幅な減少、効率性の向上および外貨換算の影響による利益が、シティコープに対する継続的な投資（上述のものを含みます。）によって一部相殺されたことによるものです。外貨換算によって、費用の前年比での減少額（報告値ベース）は約12億ドル増加しました。

シティコープの費用は、事業基盤への継続的な投資により1パーセント増加しましたが、効率性の向上および外貨換算の影響による利益により一部相殺されました。

シティ・ホールディングスの費用は、前年度から43パーセント減少して32億ドルとなりました。これは、主に、シティ・ホールディングスの資産の売却および閉鎖等ならびに法務費用および事業再編費用の減少によるものです。

与信費用

シティの貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当金の合計は、前年度から12パーセント減少して70億ドルとなりました。この減少は、シティ・ホールディングスにおける保険関連事業活動の低下により、正味貸倒損失の減少ならびに給付および請求に対する引当金の減少が生じたことによるものですが、シティコープにおける北米カード事業を主な要因として正味貸倒引当金の繰入れ（これに対し、前年度は正味貸倒引当金の戻入れ）が生じたために一部相殺されました。

正味貸倒損失は、前年比で10パーセント減少し、66億ドルとなりました。個人向け正味貸倒損失は14パーセント減少して61億ドルとなりました。これは、主に、シティ・ホールディングスにおける北米の住宅ローン・ポートフォリオの継続的な改善および事業売却活動を反映したのですが、取引高の増加によってシティコープの北米カード事業における正味貸倒損失が増加したことにより一部相殺されました。法人向け正味貸倒損失は、267百万ドル増加して511百万ドルとなりました。これは、主に、2016年度上半期のエネルギー・ポートフォリオに関連していましたが、この法人向け正味貸倒損失の大部分が、過去に設定した貸倒引当金の戻入れにより相殺されました（詳細については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」および「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「法人向け与信」をご参照ください。）。

2016年度の貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金の正味繰入額は、217百万ドルでした。これに対し、2015年度は、120百万ドルの戻入れでした。シティコープの引当金の正味繰入額は680百万ドルでした。これに対し、2015年度は358百万ドルの正味貸倒引当金繰入額を計上しました。2016年度における正味貸倒引当金繰入額の増加は、主に、北米のカード事業の事業基盤に関連するもので、これは、主に、コストコ社のポートフォリオ買収、取引高の増加および既存ポートフォリオのシーズニング効果の影響、ならびに与信が正常化したことにより2015年度に生じていた引当金の戻入れ（下記「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」－「グローバル個人金融部門－北米」をご参照ください。）が生じなかったことによるものですが、ICGにおける正味引当金の戻入れにより一部相殺されました。全体として、シティは、貸出金の増加とシーズニング効果により、2017年度の与信費用が2016年度に比べて増加する可能性が高いと予想しています。

シティの個人向けおよび法人向け与信費用ならびに貸倒引当金の詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」をご参照ください。

資本

シティグループのTier 1 資本比率および普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施基準）は、2016年12月31日現在、それぞれ14.2パーセントおよび12.6パーセントでした。これに対し、2015年12月31日現在では、それぞれ13.5パーセントおよび12.1パーセントでした（いずれもバーゼルⅢの先進的アプローチに基づいてリスク加重資産を確定しています。）。シティグループの補完的レバレッジ比率（完全実施基準）は、2016年12月31日現在、7.2パーセントでした。これに対し、2015年12月31日現在は7.1パーセントでした。シティのDTAが自己資本比率に及ぼす影響を含め、シティの自己資本比率および関連する構成要素の詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」をご参照ください。

シティコープ

シティコープの当期利益は、前年度から12パーセント減少して143億ドルとなりました。2015年度においてICGに計上されたCVAまたはDVAは、269百万ドル（税引後172百万ドル）でした（ICGにおける業務別のCVAまたはDVAの概要については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。）。2015年度のCVAまたはDVAの影響を除くと、シティコープの当期利益は、前年度から11パーセント減少しました。これは、主に、収益の減少、費用の増加および与信費用の増加によるものでした。

シティコープの収益は、前年度から2パーセント減少して、660億ドルとなりました。これは、ICGの収益はほぼ横ばいであったことから、GCBにおける収益の2パーセントの減少および本社事項、本社業務／その他における収益の減少が反映されたものです。上記のとおり、2015年度におけるCVAまたはDVAおよび外貨換算の影響を除くと、シティコープの収益は前年比で1パーセント増加しました。これは、GCBおよびICGにおける事業基盤の成長が、本社事項、本社業務／その他における収益の減少により一部相殺されたことによるものです。

GCBの収益は、前年度から2パーセント減少して、318億ドルとなりました。外貨換算の影響を除くと、GCBの収益は1パーセント増加しました。これは、北米GCBおよびラテンアメリカGCBにおける収益の増加が、アジアGCBにおける収益の減少により一部相殺されたことによるものです。北米GCBの収益は、1パーセント増加して、200億ドルとなりました。これは、シティブランドのカードの収益の増加が、リテール・バンキングの収益の減少により一部相殺されたことによるものです。シティブランドのカードの収益は82億ドルで、前年度から5パーセント増加しました。これは、主に、コストコ社のポートフォリオ追加によるものです。シティ・リテール・サービスの収益は、前年度からほぼ横ばいの64億ドルとなりました。これは、以前開示した数件のパートナーシップの更新および延長の影響のほか、売却済のポートフォリオからの収益がなかったことが、平均貸出金が若干増加したことによって相殺されたためです。リテール・バンキングの収益は、前年度から3パーセント減少して53億ドルとなりました。以前開示した前年度のテキサス州における支店売却益110百万ドルを除くと、リテール・バンキングの収益は1パーセント減少しました。これは、住宅ローンによる収益の減少が、平均貸出金および当座預金残高の増加により一部相殺されたことによるものです。

北米GCBの平均預金残高は、前年比1パーセント増の1,830億ドル、平均個人向け貸出金は9パーセント増の540億ドルでした。シティ・リテール・サービスの平均貸出金は前年比1パーセント増の440億ドルでしたが、リテール・サービスのカード利用額は800億ドルと前年並みでした。シティブランドのカードの平均カードローンは、14パーセント増の730億ドルでしたが、シティブランドのカードの利用額は前年比37パーセント増の2,510億ドルでした。これらにはいずれも、コストコ社のポートフォリオ買収の影響が含まれています。2016年度における北米GCBの業績の詳細については、下記「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」－「グローバル個人金融部門－北米」をご参照ください。

北米外GCBの収益（ラテンアメリカGCBおよびアジアGCB（ヨーロッパ・中東・アフリカGCBの一部の国におけるGCBの事業活動の業績が含まれています。）で構成されます。）は、前年度から8パーセント減少して、118億ドルとなりました。これは、収益が、ラテンアメリカGCB（14パーセント減）およびアジアGCB（2パーセント減）で減少したことによるものです。外貨換算の影響を除くと、北米外GCBの収益は前年度から横ばいでした。ラテンアメリカGCBの収益は、前年比で1パーセント増加しました。これは、平均貸出金残高および平均預金残高の増加が、以前開示した2015年度第3四半期のシティのメキシコにおける加盟店獲得事業売却に伴う160百万ドルの利益（外貨換算の影響を除いた報告値ベースで180百万ドル）がなくなったことにより一部相殺されたことによるものです。

アジアGCBの収益は前年度から1パーセント減少しました。これは、2016年初期の投資家心理の冷え込みによる資産管理業務の収益の減少が、カードの収益の増加により一部相殺されたことによるものです。2016年度におけるラテンアメリカGCBおよびアジアGCBの業績（外貨換算の影響を含みます。）の詳細については、下記「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」をご参照ください。前年比で、北米外GCBの平均預金残高は6パーセント増の1,170億ドル、平均個人向け貸出金は1パーセント減の860億ドル、投資運用資産はほぼ横ばい、平均カードローンは1パーセント増の230億ドル、カード利用額は3パーセント増の900億ドルとなりました。これらはすべて外貨換算の影響を除いたものです。

ICGの収益は、2016年度は339億ドルで、前年度からほぼ横ばいとなりました。これは、マーケットツ&セキュリティーズ・サービスにおける収益の4パーセントの増加が、銀行業務の収益の5パーセントの減少（法人貸付業務における未収利息計上貸出金のヘッジに係る時価評価損失594百万ドル（これに対し、前年度は324百万ドルの利益）の影響が含まれています。）により相殺されたことによるものです。2015年度におけるCVAまたはDVAの影響および貸出金のヘッジに係る時価評価損益の影響を除くと、ICGの収益は前年比で3パーセント増の344億ドルとなりました。これは、マーケットツ&セキュリティーズ・サービスにおける収益の6パーセントの増加および銀行業務における収益の1パーセントの増加によるものです。

銀行業務の収益は、前年比1パーセント増の171億ドル（2015年度におけるCVAまたはDVAの影響および貸出金のヘッジに係る時価評価損益の影響を除きます。）でした。これは、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションおよびプライベートバンク業務における収益の増加が、投資銀行業務の収益の減少により一部相殺されたことによるものです。投資銀行業務の収益は、前年度から6パーセント減少して43億ドルとなりました。アドバイザリー業務の収益は、主に、2016年度上半期中の取引が低調であったことを反映して、9パーセント減の10億ドルでした。債券引受業務の収益は、低金利環境が続いた結果、2016年度における業界全体の取引が堅調であったため、5パーセント増加して27億ドルとなりましたが、株式引受業務の収益は、当年度中に業界全体の取引が落ち込んだことが大きく影響して、31パーセント減少して628百万ドルとなりました。

プライベートバンク業務の収益は、前年度から3パーセント増（2015年度のCVAまたはDVAの影響を除いても3パーセント増）の30億ドルとなりました。これは、貸出金の増加および預金スプレッドの改善によるものですが、資本市場の取引の減少により、一部相殺されました。法人貸付業務の収益は、46パーセント減少して12億ドルとなりました。これには、未収利息計上貸出金のヘッジに係る時価評価損失594百万ドル（これに対し、前年度は324百万ドルの利益）が含まれています。貸出金のヘッジに係る時価評価の影響を除くと、法人貸付業務の収益は、前年比で3パーセント減少しました。これは、主に、2016年度第2四半期におけるリース金融の調整、スプレッドの縮小およびヘッジ費用の増加によるものです。トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、前年度から4パーセント増加して81億ドルでした。外貨換算の影響を除くと、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は8パーセント増加しました。これは、取引高の継続的な増加および手数料収入の増加によるものです。

マーケットツ&セキュリティーズ・サービスの収益は、2015年度のCVAまたはDVAの影響を除くと、前年度から6パーセント増加して173億ドルとなりました。債券市場業務の収益は、前年度から13パーセント増（2015年度のCVAまたはDVAの影響を除くと15パーセント増）の130億ドルとなりました。これは、金利・為替関連業務およびスプレッド商品の両方において収益が増加したことによります。株式市場業務の収益は、業界全体の顧客の取引が落ち込んだことを反映して、前年度から10パーセント減（2015年度のCVAまたはDVAの影響を除くと、9パーセント減）の29億ドルとなりました。セキュリティーズ・サービスの収益は、前年度から1パーセント増加して22億ドルとなりました。外貨換算の影響を除くと、セキュリティーズ・サービスの収益は、5パーセントの増加でした。これは、顧客の取引の増加、預金残高の増加およびスプレッドの改善が、売却した事業からの収益がなくなったことを上回ったためです。2016年度におけるICGの業績の詳細については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。

本社事項、本社業務／その他の収益は、前年度の908百万ドルから410百万ドルに減少しました。これは、主に、不動産およびその他の資産売却による利益がなかったこと、ならびに2016年度第3四半期に売却した中国広発銀行に対するシティの持分の寄与がなくなったことによるものです。2016年度における本社事項、本社業務／その他の業績の詳細については、下記「シティコープ」－「本社事項、本社業務／その他」をご参照ください。

シティコープの期末貸出金は、前年度から4パーセント増加して5,910億ドルでした。これは、個人向け貸出金の5パーセントの増加および法人向け貸出金の3パーセントの増加によるものです。外貨換算の影響を除くと、シティコープの貸出金は、6パーセント増加しました。そのうち個人向け貸出金は8パーセント増加し、法人向け貸出金は4パーセント増加しました。

シティ・ホールディングス

2016年度のシティ・ホールディングスの当期利益は600百万ドル（これに対し、前年度は974百万ドル）でした。2015年度のCVAまたはDVAは、マイナス15百万ドル（税引後マイナス10百万ドル）でした。前年度のCVAまたはDVAの影響を除くと、シティ・ホールディングスの当期利益は600百万ドル（これに対し、前年度は984百万ドル）でした。これは、主に収益の減少によるものですが、営業費用の減少および与信費用の減少により、一部相殺されました。シティは、2017年度のシティ・ホールディングスの当期利益がこれと同水準になることはないと予想しています。

シティ・ホールディングスの収益は、前年度から57パーセント減の39億ドルでした。2015年度におけるCVAまたはDVAの影響を除いても、シティ・ホールディングスの収益は、前年度から57パーセント減の39億ドルでした。これは、主に、シティ・ホールディングスの資産の継続的な圧縮および資産売却による純収益の減少を反映しています。2016年度におけるシティ・ホールディングスの業績の詳細については、下記「シティ・ホールディングス」をご参照ください。

上記のとおり、2016年度末現在のシティ・ホールディングスの資産は、前年度から33パーセント減の540億ドルであり、シティのGAAP資産の合計の約3パーセントを占めていました。2016年12月31日現在のシティ・ホールディングスのリスク加重資産は、前年度から25パーセント減の1,040億ドルであり、バーゼルⅢに基づくシティのリスク加重資産（リスク加重資産の確定は、先進的アプローチに基づき行われました。）の9パーセントを占めていました。

[次へ](#)

セグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益

シティグループの利益

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2016年度	2015年度	2014年度	変動率(%)	変動率(%)
				2016年度／ 2015年度	2015年度／ 2014年度
継続事業からの利益（損失）					
シティコープ					
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 3,356	\$ 4,311	\$ 4,488	(22)%	(4)%
ラテンアメリカ	669	868	993	(23)	(13)
アジア ⁽¹⁾	1,083	1,197	1,221	(10)	(2)
合計	\$ 5,108	\$ 6,376	\$ 6,702	(20)%	(5)%
インスティテューショナル・ クライアント・グループ					
北米	\$ 3,678	\$ 3,517	\$ 4,155	5%	(15)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2,476	2,340	2,060	6	14
ラテンアメリカ	1,481	1,393	1,401	6	(1)
アジア	2,293	2,279	2,029	1	12
合計	\$ 9,928	\$ 9,529	\$ 9,645	4%	(1)%
本社事項、本社業務／その他	\$ (609)	\$ 496	\$ (5,373)	NM	NM
シティコープ合計	\$ 14,427	\$ 16,401	\$ 10,974	(12)%	49 %
シティ・ホールディングス	\$ 606	\$ 985	\$ (3,470)	(38)%	NM
継続事業からの利益	\$ 15,033	\$ 17,386	\$ 7,504	(14)%	NM
非継続事業	\$ (58)	\$ (54)	\$ (2)	(7)%	NM
非支配持分に帰属する当期利益	63	90	192	(30)%	(53)%
シティグループ当期利益	\$ 14,912	\$ 17,242	\$ 7,310	(14)%	NM

(1) 表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動の業績が含まれています。

NM：重要ではありません。

シティグループの収益

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2016年度	2015年度	2014年度	変動率(%)	変動率(%)
				2016年度／ 2015年度	2015年度／ 2014年度
シティコープ					
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 19,956	\$ 19,718	\$ 19,948	1%	(1)%
ラテンアメリカ	4,969	5,770	6,557	(14)	(12)
アジア ⁽¹⁾	6,838	7,007	7,791	(2)	(10)
合計	\$ 31,763	\$ 32,495	\$ 34,296	(2)%	(5)%
インスティテューショナル・ クライアント・グループ					
北米	\$ 12,817	\$ 12,980	\$ 13,002	(1)%	- %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	10,029	9,958	9,511	1	5
ラテンアメリカ	4,026	4,051	4,218	(1)	(4)
アジア	6,978	7,002	6,581	-	6
合計	\$ 33,850	\$ 33,991	\$ 33,312	- %	2 %
本社事項、本社業務／その他	\$ 410	\$ 908	\$ 303	(55)%	NM
シティコープ合計	\$ 66,023	\$ 67,394	\$ 67,911	(2)%	(1)%
シティ・ホールディングス	\$ 3,852	\$ 8,960	\$ 9,308	(57)%	(4)%
シティグループ純収益合計	\$ 69,875	\$ 76,354	\$ 77,219	(8)%	(1)%

(1) 表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動の業績が含まれています。

NM：重要ではありません。

セグメント別貸借対照表⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	グローバル 個人金融部門	インスティ テューショ ナル・クラ イアント・ グループ	本社事項、 本社業務/ その他および 連結消去 ⁽²⁾	シティコープ 小計	シティ・ホー ルディングス	シティ グループ 親会社が 発行する 長期債務 および 株主持分 ⁽³⁾	シティ グループ 連結合計
資産							
現金および銀行預け金 フェデラルファンド	\$ 9,779	\$ 63,697	\$ 86,559	\$ 160,035	\$ 459	\$ -	\$ 160,494
貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入 有価証券	219	236,078	-	236,297	516	-	236,813
トレーディング勘定資 産	6,511	234,322	727	241,560	2,365	-	243,925
投資	9,499	114,044	225,239	348,782	4,522	-	353,304
貸出金（前受収益およ び貸倒引当金控除 後）	284,089	296,215	-	580,304	32,005	-	612,309
その他資産	41,922	87,940	42,988	172,850	12,382	-	185,232
流動資産 ⁽⁴⁾	61,046	243,483	(306,049)	(1,520)	1,520	-	-
資産合計	\$ 413,065	\$ 1,275,779	\$ 49,464	\$ 1,738,308	\$ 53,769	\$ -	\$ 1,792,077
負債および株主持分							
預金合計	\$ 301,336	\$ 610,368	\$ 15,495	\$ 927,199	\$ 2,207	\$ -	\$ 929,406
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 および買戻条件付売渡 有価証券	4,120	137,658	-	141,778	43	-	141,821
トレーディング勘定負 債	16	138,601	46	138,663	382	-	139,045
短期借入金	458	18,242	12,001	30,701	-	-	30,701
長期債務 ⁽³⁾	1,194	31,626	22,176	54,996	3,849	147,333	206,178
その他負債	18,827	77,961	16,272	113,060	5,723	-	118,783
セグメント間の正味資 金供給額（貸付額） ⁽³⁾	87,114	261,323	(17,549)	330,888	41,565	(372,453)	-
負債合計	\$ 413,065	\$ 1,275,779	\$ 48,441	\$ 1,737,285	\$ 53,769	\$ (225,120)	\$ 1,565,934
株主持分合計⁽⁵⁾	-	-	1,023	1,023	-	225,120	226,143
負債および株主持分合計	\$ 413,065	\$ 1,275,779	\$ 49,464	\$ 1,738,308	\$ 53,769	\$ -	\$ 1,792,077

(1) 上記の表に示した補足情報は、2016年12月31日付のシティグループの報告セグメント別連結GAAP貸借対照表を反映しています。個々のセグメント情報は、かかる日付において各セグメント別に管理された資産および負債を表しています。

(2) シティグループおよびシティグループ親会社の資産および負債合計の連結消去は、本社事項、本社業務／その他に計上されています。

(3) シティグループの株主持分合計および大部分の長期債務は、シティグループ親会社の連結貸借対照表に属しています。上記のとおり、シティグループは、セグメント間配分を通して株主持分および長期債務を各事業に配分しています。

(4) 流動性カバレッジ比率（LCR）の前提に基づき、シティグループの流動資産（主に現金および売却可能有価証券で構成されます。）を様々な事業に帰属させたことを表しています。

(5) シティコープの株主持分については、非支配持分を表しています。

[次へ](#)

シティコープ

シティコープは、個人顧客および法人顧客を対象とした、シティグループのグローバル・バンクであり、シティの中核的な事業基盤です。シティコープは、クラス最高の商品とサービスを顧客に提供し、シティグループの比類のない、世界中の新興経済国の多くを含むグローバル・ネットワークを活用することに重点を置いています。シティコープは、97の国および地域に、かつ、その多くは100年以上にわたって、実際に拠点をもち、160を超える国および地域でサービスを提供しています。シティは、このグローバル・ネットワークが、大規模かつ多国籍にわたる顧客の金融サービスに対する幅広いニーズに応えるため、また、世界中の個人、プライベート・バンキング、法人、公共部門および機関投資家の顧客のニーズを満たす強力な基盤になっていると考えています。

シティコープは、以下の事業部門、すなわち、グローバル個人金融部門（北米、ラテンアメリカ（メキシコにおけるシティの個人向け銀行業務からなります。）およびアジアにおける個人向け銀行業務で構成されます。）およびインスティテューショナル・クライアント・グループ（銀行業務およびマーケットツ&セキュリティーズ・サービスが含まれます。）により構成されています。シティコープには、本社事項、本社業務／その他も含まれます。2016年12月31日現在、シティコープが保有する資産は約1.7兆ドル、預金残高は約9,270億ドルで、シティの資産合計の約97パーセント、シティの預金残高合計のほぼ100パーセントを占めていました。

2016年4月に公表したとおり、2017年度第1四半期以降、シティ・ホールディングスの事業および資産ポートフォリオの残余部分は、本社事項、本社業務／その他の一部として報告され、シティ・ホールディングスは、個別の報告事業セグメントではなくなります。これらの事業および資産は、資産約540億ドル、貸出金約330億ドルおよび預金約20億ドルにより構成されており、2016年度において収益約39億ドル、費用約32億ドルおよび当期利益約600百万ドルを計上しました。詳細については、「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」－「シティグループのセグメント（事業部門）」および下記「シティ・ホールディングス」をご参照ください。

				変動率(%) 2016年度／ 2015年度	変動率(%) 2015年度／ 2014年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2016年度	2015年度	2014年度		
純利息収益	\$ 43,066	\$ 42,173	\$ 42,436	2 %	(1) %
利息以外の収益	22,957	25,221	25,475	(9)	(1)
支払利息控除後収益合計	\$ 66,023	\$ 67,394	\$ 67,911	(2) %	(1) %
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当					
正味貸倒損失	\$ 6,128	\$ 5,966	\$ 6,787	3 %	(12) %
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	643	261	(1,225)	NM	NM
貸倒引当金繰入額	\$ 6,771	\$ 6,227	\$ 5,562	9 %	12 %
給付および請求に対する引当	105	107	145	(2)	(26)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	37	97	(151)	(62)	NM
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当 合計	\$ 6,913	\$ 6,431	\$ 5,556	7 %	16 %
営業費用合計	\$ 38,245	\$ 38,044	\$ 44,192	1 %	(14) %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 20,865	\$ 22,919	\$ 18,163	(9) %	26 %
法人税等	6,438	6,518	7,189	(1)	(9)
継続事業からの利益	\$ 14,427	\$ 16,401	\$ 10,974	(12) %	49 %
法人税等控除後の非継続事業からの利益 (損失)	(58)	(54)	(2)	(7)	NM
非支配持分	57	79	186	(28)	(58)
当期利益	\$ 14,312	\$ 16,268	\$ 10,786	(12) %	(51) %
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
期末資産合計	\$ 1,738	\$ 1,650	\$ 1,704	5 %	(3) %
平均資産	1,741	1,705	1,743	2	(2)
平均資産利益率	0.82%	0.95%	0.62%		
費用比率	58	56	65		
期末貸出金合計	\$ 591	\$ 569	\$ 559	4	2
期末預金合計	927	898	878	3	2

NM：重要ではありません。

グローバル個人金融部門

グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）は、リテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）ならびにシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスを通じて、個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています（これらの部門の詳細については、上記「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」－「シティグループのセグメント（事業部門）」をご参照ください。）。GCBでは、米国、メキシコおよびアジアの主要な市場を重視しており、2016年12月31日現在、19ヶ国に2,649の支店を擁していました。2016年12月31日において、GCBが保有する資産は約4,130億ドル、預金残高は約3,010億ドルでした。

GCBの総合戦略は、シティのグローバルな事業規模を活用し、新興国の富裕層および大都市の富裕層にとっての最も重要な銀行を目指すことです。クレジットカードおよび一定のリテール市場においては、シティはそれよりも若干広い層および地域において、顧客にサービスを提供しています。

				変動率(%) 2016年度／ 2015年度	変動率(%) 2015年度／ 2014年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2016年度	2015年度	2014年度		
純利息収益	\$ 26,259	\$ 25,984	\$ 26,835	1 %	(3) %
利息以外の収益	5,504	6,511	7,461	(15)	(13)
支払利息控除後収益合計	\$ 31,763	\$ 32,495	\$ 34,296	(2) %	(5) %
営業費用合計	\$ 17,516	\$ 17,220	\$ 18,681	2 %	(8) %
正味貸倒損失	\$ 5,612	\$ 5,752	\$ 6,512	(2) %	(12) %
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	707	(393)	(1,123)	NM	65
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	3	3	(25)	-	NM
給付および請求に対する引当	105	107	145	(2)	(26)
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当	\$ 6,427	\$ 5,469	\$ 5,509	18 %	(1) %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 7,820	\$ 9,806	\$ 10,106	(20) %	(3) %
法人税等	2,712	3,430	3,404	(21)	1
継続事業からの利益	\$ 5,108	\$ 6,376	\$ 6,702	(20) %	(5) %
非支配持分	7	10	24	(30)	(58)
当期利益	\$ 5,101	\$ 6,366	\$ 6,678	(20) %	(5) %
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 397	\$ 379	\$ 393	5 %	(4) %
平均資産利益率	1.28 %	1.68 %	1.70 %		
費用比率	55	53	54		
期末資産合計	\$ 413	\$ 381	\$ 393	8	(3)
平均預金残高	300	297	300	1	(1)
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.00 %	2.11 %	2.32 %		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 13,039	\$ 13,865	\$ 14,340	(6) %	(3) %
カード ⁽¹⁾	18,724	18,630	19,956	1	(7)
合計	\$ 31,763	\$ 32,495	\$ 34,296	(2) %	(5) %
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 1,637	\$ 2,015	\$ 1,741	(19) %	16 %
カード ⁽¹⁾	3,471	4,361	4,961	(20)	(12)
合計	\$ 5,108	\$ 6,376	\$ 6,702	(20) %	(5) %
外貨換算の影響					
収益合計—報告値	\$ 31,763	\$ 32,495	\$ 34,296	(2) %	(5) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(1,003)	(2,532)		
収益合計 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽³⁾	\$ 31,763	\$ 31,492	\$ 31,764	1 %	(1) %
営業費用合計—報告値	\$ 17,516	\$ 17,220	\$ 18,681	2 %	(8) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(465)	(1,441)		
営業費用合計 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽³⁾	\$ 17,516	\$ 16,755	\$ 17,240	5 %	(3) %
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当 合計—報告値	\$ 6,427	\$ 5,469	\$ 5,509	18 %	(1) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(213)	(613)		
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当 合計 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽³⁾	\$ 6,427	\$ 5,256	\$ 4,896	22 %	7 %
当期利益—報告値	\$ 5,101	\$ 6,366	\$ 6,678	(20) %	(5) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(243)	(333)		
当期利益 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽³⁾	\$ 5,101	\$ 6,123	\$ 6,345	(17) %	(3) %

(1) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方を含みます。

(2) 表示されているすべての期間につき外貨換算の影響 (2016年度の平均為替レートにより米ドルに換算) を反映しています。

(3) 外貨換算の影響を除いた本指標の表示は、非GAAP財務指標です。

NM：重要ではありません。

グローバル個人金融部門ー北米

グローバル個人金融部門ー北米（以下「北米GCB」といいます。）は、従来型のリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）ならびにシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのカード商品を、それぞれ米国の個人顧客および中小企業に提供しています。北米GCBの米国におけるカード商品のポートフォリオには、自社ブランドのポートフォリオ（Citi Double Cashカード、Thank YouカードおよびValueカードを含みます。）およびシティブランドのカードとしての提携カード（とりわけアメリカン航空およびコストコ）のほか、シティ・リテール・サービスにおける提携ブランドおよび自社ブランドの提携関係（とりわけシアーズ、ザ・ホーム・デポ、メイシーズおよびベストバイ）が含まれます。

2016年12月31日現在、北米GCBの723のリテールバンク支店は、ニューヨーク、シカゴ、マイアミ、ワシントンD.C.、ロサンゼルスおよびサンフランシスコの6つの主要都市圏に集中しています。また、2016年12月31日現在、北米GCBが保有するリテール・バンキング顧客口座は約1,050万口、リテール・バンキング貸出金は約553億ドル、預金残高は約1,850億ドルでした。加えて、北米GCBは、シティブランドおよびシティ・リテール・サービスのクレジットカード口座を約1億2,060万口保有しており、カード貸出金残高は約1,333億ドルでした。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2016年度	2015年度	2014年度	変動率(%) 2016年度／ 2015年度	変動率(%) 2015年度／ 2014年度
純利息収益	\$ 18,327	\$ 17,609	\$ 17,329	4 %	2 %
利息以外の収益	1,629	2,109	2,619	(23)	(19)
支払利息控除後収益合計	\$ 19,956	\$ 19,718	\$ 19,948	1 %	(1) %
営業費用合計	\$ 10,080	\$ 9,381	\$ 9,898	7 %	(5) %
正味貸倒損失	\$ 3,921	\$ 3,751	\$ 4,202	5 %	(11) %
貸倒引当金繰入額（戻入額）	652	(337)	(1,241)	NM	73
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	6	7	(9)	(14)	NM
給付および請求に対する引当	33	38	41	(13)	(7)
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当	\$ 4,612	\$ 3,459	\$ 2,993	33 %	16 %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 5,264	\$ 6,878	\$ 7,057	(23) %	(3) %
法人税等	1,908	2,567	2,569	(26)	-
継続事業からの利益	\$ 3,356	\$ 4,311	\$ 4,488	(22) %	(4) %
非支配持分	(2)	3	1	NM	NM
当期利益	\$ 3,358	\$ 4,308	\$ 4,487	(22) %	(4) %
貸借対照表データ（単位：十億ドル）					
平均資産	\$ 229	\$ 209	\$ 212	(10) %	(1) %
平均資産利益率	1.47 %	2.06 %	2.12 %		
費用比率	51	48	50		
平均預金残高	\$ 183.2	\$ 180.7	\$ 179.5	1	1
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.29 %	2.39 %	2.69 %		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 5,295	\$ 5,478	\$ 5,196	(3) %	5 %
シティブランドのカード	8,235	7,809	8,290	5	(6)
シティ・リテール・サービス	6,426	6,431	6,462	-	-
合計	\$ 19,956	\$ 19,718	\$ 19,948	1 %	(1) %
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 567	\$ 715	\$ 431	(21) %	66 %
シティブランドのカード	1,497	2,075	2,391	(28)	(13)
シティ・リテール・サービス	1,292	1,521	1,666	(15)	(9)
合計	\$ 3,356	\$ 4,311	\$ 4,488	(22) %	(4) %

NM：重要ではありません。

2016年度と2015年度の比較

当期利益は、22パーセント減少しました。これは、与信費用の著しい増加、営業費用の増加によるものですが、収益の増加によって一部相殺されました。

収益は、1パーセント増加しました。これは、シティブランドのカードの収益の増加によるものですが、リテール・バンキングの収益の減少によって一部相殺されました。

リテール・バンキングの収益は、3パーセント減少しました。以前開示した2015年度第1四半期におけるテキサス州の支店の売却益110百万ドルを除くと、収益は、主に、住宅ローンによる収益の減少により、1パーセント減少しました。住宅ローンによる収益の減少の要因は、資金調達費用の増加の影響を受け、住宅ローン組成の減少、サービシングに係る収益の減少およびスプレッドの縮小が生じたことに伴う、販売収益の減少でした。北米GCBは、金利の上昇により、2017年度の住宅ローンによる収益が悪影響を受ける可能性があるかと予想しています。住宅ローンによる収益の減少は、継続的な取引高の増加（平均貸出金の増加（9パーセント）および当座預金の平均残高の増加（9パーセント）を含みます。）によって一部相殺されました。

カードの収益は3パーセント増加しました。シティブランドのカードでは、収益は5パーセント増加しました。これは、主に、コストコ社のポートフォリオ買収（2016年6月17日に完了）および取引高の増加を反映していますが、投資関連の顧客獲得および特典のための費用が増加したこと、ならびに優遇措置としての一時的な利率の貸出金の残高が増加したことにより一部相殺されました。ポートフォリオへの継続的な投資により、平均貸出金は14パーセント（コストコ社の影響を除くと3パーセント）の増加およびカード利用額は37パーセント（コストコ社の影響を除くと9パーセント）の増加となりました。北米GCBでは、顧客獲得および特典のための費用の増加の影響は、2016年度末現在、ほぼ吸収できたと考えているものの、同事業の新規のカード口座により、優遇措置としての一時的な利率の貸出金の残高が増加したことが、2017年度上半期も引き続きシティブランドのカードの収益に悪影響を及ぼす（ただし、2017年度下半期にはこの影響は弱まる）可能性があるかと予想しています。

シティ・リテール・サービスの収益はほぼ横ばいでした。これは、以前開示されたとおり、ポートフォリオ内の数件のパートナーシップの更新や延長の影響のほか、売却済のポートフォリオからの収益が当期はなかったことが、平均貸出金が若干増加したことによって相殺されたためでした。平均貸出金は1パーセント増加しましたが、カード利用額はほぼ横ばいでした。北米GCBは、シティ・リテール・サービスにおける収益は、引き続き、パートナーシップの更新条件における競争率の激化および2017年度中のポートフォリオの売却の影響を受けるものの、その一部は取引高の増加により相殺されると予想しています。

費用は、7パーセント増加しました。これは、主に、コストコ社のポートフォリオ買収、継続的な投資支出（マーケティングへの投資支出を含みます。）、取引高の増加、事業再編費用の増加ならびに規制およびコンプライアンスに係る費用によるものです。この増加は、効率性の向上（2016年度におけるリテール・バンキング支店の継続的な削減（7パーセント）を含みます。）および法務関連費用の減少によって一部相殺されました。

引当金・準備金繰入額は、33パーセント増加しました。これは、正味貸倒引当金繰入れ（658百万ドル）（これに対し、前年度は貸倒引当金戻入れ（330百万ドル）でした。）および正味貸倒損失の増加（5パーセント）によるものでした。正味貸倒引当金繰入れの大部分は、カードのポートフォリオにおける引当金繰入額によるもので、これは、主に、コストコ社のポートフォリオ買収の影響のほか、取引高の増加および既存ポートフォリオのシーズニング効果、ならびに与信の正常化により2015年度に生じていた400万ドル弱の引当金の戻入れが生じなかったことによるものでした。引当金の繰入れは、第三者による債権回収に関する2016年7月の規制ガイドライン案による影響が予想されたことも一因でした。

正味貸倒引当損失の増加は、カード事業およびリテール・バンキングにおける増加によるものでした。リテール・バンキングにおいては、正味貸倒損失が38パーセント増加して207百万ドルとなりましたが、これは、主に、シティのコマーシャル・バンキングのポートフォリオ内にあるエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャーに関連して増加したもので、その大部分が以前設定された貸倒引当金によって相殺されています（北米GCBのコマーシャル・バンキングにおけるシティのエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャーの詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「法人向け与信」をご参照ください。）。

シティブランドのカードにおいては、正味貸倒損失は1パーセント増の19億ドルでした。これは、2016年度第4四半期からのコストコの影響を含む取引高の増加（平均貸出金の14パーセントの増加）、シーズニング効果および回収に関する規制変更の影響によるものです。シティ・リテール・サービスにおいては、正味貸倒損失は6パーセント増の18億ドルでした。これは、主に、ポートフォリオの拡大およびシーズニング効果ならびに回収に関する規制変更の影響によるものでした。北米GCBでは、コストコ社のポートフォリオ買収の通年での影響、ポートフォリオの拡大および保有期間ならびに回収に関する規制変更の影響を反映して2017年度のカード事業における正味貸倒損失を予想しています。

北米GCBのリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）、ならびに北米GCBのシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのポートフォリオの詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「個人向け与信」をご参照ください。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は、4パーセント減少しました。これは、貸倒引当金戻入額の減少および収益の減少によるものですが、費用の減少および正味貸倒損失の減少によって一部相殺されました。

収益は、1パーセント減少しました。これは、シティブランドのカードの収益の減少によるものですが、リテール・バンキングの収益の増加によって一部相殺されました。リテール・バンキングの収益は、5パーセント増加しました。この増加は、主に、平均貸出金の7パーセントの増加、平均当座預金残高の9パーセントの増加、預金スプレッドの改善および住宅ローン組成による収益の微増によるものですが、支店の正味売却益（約40百万ドル）および住宅ローン・ポートフォリオの正味売却益（約80百万ドル）ならびに住宅ローンの買戻しに関する引当金戻入額（約50百万ドル）が2014年度と比べて減少したことによって一部相殺されました。カードの収益は3パーセント減少しました。これは、平均貸出金が2パーセント減少したことによるものですが、カード利用額が4パーセント増加したことにより一部相殺されました。シティブランドのカードの収益は6パーセント減少しました。これは、北米GCBがその主力商品における新規口座獲得の拡大のために投資支出を行ったことにより、顧客獲得および特典のための費用がとりわけ2015年度下半期に増加したことを主に反映しています。シティブランドのカードの収益の減少もまた、当年度中の顧客の高い返済率の継続により平均貸出金が引き続き減少した影響（4パーセント減）を受けたものですが、カード利用額の6パーセントの増加によって一部相殺されました。

シティ・リテール・サービスの収益はほぼ横ばいでした。これは、燃料価格の下落および契約上のパートナーへの支払の増加の継続的な影響が、スプレッドの拡大の影響によって相殺されたことによるものでした。カード利用額は、燃料価格下落の継続的な影響が、取引高の増加によって相殺された結果、横ばいでした。

費用は、5パーセント減少しました。これは、主に、継続中の経費削減の取組み（北米GCBの支店合理化戦略によるものを含みます。）および事業再編費用の減少が、シティブランドのカードへの投資支出（特にマーケティング関連のものが含まれます。）の増加によって一部相殺されたことによるものでした。

引当金・準備金繰入額は、16パーセント増加しました。これは、正味貸倒引当金戻入額の減少（74パーセント）が大きな要因ですが、正味貸倒損失の減少（11パーセント）により一部相殺されました。正味貸倒損失は、シティブランドのカード（14パーセント減の19億ドル）およびシティ・リテール・サービス（8パーセント減の17億ドル）において減少しました。貸倒引当金戻入額の減少は、2015年度中のカードのポートフォリオにおける全体的な信用の安定化を反映したものでした。

グローバル個人金融部門—ラテンアメリカ

グローバル個人金融部門—ラテンアメリカ（以下「ラテンアメリカGCB」といいます。）は、メキシコで最大級の銀行であるシティバナメックス（以前はバンコ・ナシオナル・デ・メヒコまたはバナメックスの名称で知られていました。）を通じて、従来型のリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）およびシティブランドのカード商品を、メキシコの個人顧客および中小企業に提供しています。

2016年12月31日現在、ラテンアメリカGCBは、メキシコにおける1,494のリテール支店において、約2,740万口のリテール・バンキング顧客口座、約183億ドルのリテール・バンキング貸出金および約264億ドルの預金残高を保有していました。さらに同部門は、約580万口のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は約48億ドルでした。

(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2016年度	2015年度	2014年度	変動率(%) 2016年度/ 2015年度	変動率(%) 2015年度/ 2014年度
純利息収益	\$ 3,469	\$ 3,885	\$ 4,537	(11)%	(14)%
利息以外の収益	1,500	1,885	2,020	(20)	(7)
支払利息控除後収益合計	\$ 4,969	\$ 5,770	\$ 6,557	(14)%	(12)%
営業費用合計	\$ 2,850	\$ 3,262	\$ 3,583	(13)%	(9)%
正味貸倒損失	\$ 1,040	\$ 1,280	\$ 1,515	(19)%	(16)%
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	83	33	128	NM	(74)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	1	(2)	-	NM	-
給付および請求に対する引当	72	69	104	4	(34)
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当	\$ 1,196	\$ 1,380	\$ 1,747	(13)%	(21)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 923	\$ 1,128	\$ 1,227	(18)%	(8)%
法人税等	254	260	234	(2)	11
継続事業からの利益	\$ 669	\$ 868	\$ 993	(23)%	(13)%
非支配持分	5	3	6	67	(50)
当期利益	\$ 664	\$ 865	\$ 987	(23)%	(12)%
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 49	\$ 54	\$ 63	(9)%	(14)%
平均資産利益率	1.36%	1.60%	1.57%		
費用比率	57	57	55		
平均預金残高	\$ 27.3	\$ 28.1	\$ 30.9	(3)	(9)
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	4.26%	4.81%	4.97%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 3,494	\$ 3,981	\$ 4,376	(12)%	(9)%
シティブランドのカード	1,475	1,789	2,181	(18)	(18)
合計	\$ 4,969	\$ 5,770	\$ 6,557	(14)%	(12)%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 390	\$ 562	\$ 647	(31)%	(13)%
シティブランドのカード	279	306	346	(9)	(12)
合計	\$ 669	\$ 868	\$ 993	(23)%	(13)%
外貨換算の影響					
収益合計—報告値	\$ 4,969	\$ 5,770	\$ 6,557	(14)%	(12)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(874)	(1,825)		
収益合計 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽²⁾	\$ 4,969	\$ 4,896	\$ 4,732	1 %	3 %
営業費用合計—報告値	\$ 2,850	\$ 3,262	\$ 3,583	(13)%	(9)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(360)	(902)		
営業費用合計 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽²⁾	\$ 2,850	\$ 2,902	\$ 2,681	(2)%	8 %
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当—報告値	\$ 1,196	\$ 1,380	\$ 1,747	(13)%	(21)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(201)	(497)		
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽²⁾	\$ 1,196	\$ 1,179	\$ 1,250	1 %	(6)%
当期利益—報告値	\$ 664	\$ 865	\$ 987	(23)%	(12)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(243)	(320)		
当期利益 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽²⁾	\$ 664	\$ 622	\$ 667	7 %	(7)%

(1) 表示されているすべての期間につき外貨換算の影響 (2016年度の平均為替レートにより米ドルに換算) を反映しています。

(2) 外貨換算の影響を除いた本指標の表示は、非GAAP財務指標です。

NM：重要ではありません。

下記のラテンアメリカGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2016年度と2015年度の比較

当期利益は7パーセントの増加となりました。これは、収益の増加および営業費用減少によるものですが、与信費用の増加によって一部相殺されました。

収益は1パーセント増加しました。これは、全体的な取引高の増加による寄与の大部分が、以前開示した2015年度第3四半期のメキシコの加盟店獲得事業の売却に関連して生じた売却益160百万ドル（外貨換算の影響を除くと180百万ドル（報告値））がなかったことによって相殺されたことによるものです。この売却益の影響を除くと、収益は5パーセントの増加でした。これは、主にリテール・バンキングにおける収益の増加によるものですが、カードの収益の減少によって一部相殺されました。

リテール・バンキングの収益は、4パーセント増加しました。上記加盟店獲得事業に関する売却益の影響を除くと、収益は9パーセント増加しました。これは、個人向け貸出金の増加に伴う平均貸出金の増加（8パーセント）および平均預金残高の増加（12パーセント）を含む取引高の増加によるものです。カードの収益は4パーセント減少しました。これは、返済率の上昇の継続的な影響によるものですが、カード利用額の増加（8パーセント）によって一部相殺されました。

費用は、2パーセント減少しました。これは、法務関連費用の減少、事業売却の影響、効率性の継続的な向上および2015年度における一定の一時的な費用項目によるものですが、事業再編費用の増加および継続的な投資支出によって一部相殺されました。シティは、シティバナメックスに対する投資計画（今後数年間で合計10億ドル超）を引き続き遂行しており、これには支店網のリニューアル、デジタル機能の向上、および中核となるオペレーティング・プラットフォームのアップグレードへ向けた取り組みが含まれています。

引当金・準備金繰入額は、1パーセント増加しました。これは、正味貸倒引当金繰入額の増加によるものですが、正味貸倒損失の減少により一部相殺されました。正味貸倒引当金繰入額は、56百万ドル増加しました。これは、主に、個人向け貸出金および住宅ローンのポートフォリオにおいて取引高が増加したことによるものです。正味貸倒損失は5パーセント減少しました。これは、主に、より信用度の高い顧客に重点を置いたことにより、カードのポートフォリオにおける正味貸倒損失が引き続き減少したことを反映していますが、個人向け貸出金のポートフォリオにおける正味貸倒損失の増加によって一部相殺されました。この減少にもかかわらず、ラテンアメリカGCBでは、継続的なポートフォリオの拡大およびシーズニング効果に伴って、貸出金ポートフォリオにおける正味貸倒損失が増加する可能性があるかと予想しています。コマーシャル・バンキングを含むラテンアメリカGCBのリテール・バンキングおよびシティブランドのカードのポートフォリオの詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「個人向け与信」をご参照ください。

2016年度、メキシコでは、特に年度後半において、経済成長の鈍化およびペソの価値の下落に見舞われ、その結果インフレが上昇し、消費者心理に悪影響を与えることとなりました。これらの要因により、ラテンアメリカGCBの業績に短期的に悪影響が出る可能性があります。潜在的なマクロ経済的および地政学的課題ならびにその他ラテンアメリカGCBが直面しているリスクの詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」をご参照ください。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は7パーセントの減少となりました。これは、主に費用の増加によるものですが、収益の増加および与信費用の減少によって一部相殺されました。

収益は3パーセント増加しました。これは、主にメキシコの加盟店獲得事業に関連した売却益によるものです。この売却益を除くと、収益はほぼ横ばいでした。これは、リテール・バンキングの収益の増加がカードの収益の減少により相殺されたためです。また、収益は、2015年度においてメキシコの経済成長が引き続き低迷した影響も受けました。リテール・バンキングの収益は、加盟店獲得事業に関連した売却益を除くと、2パーセント増加しました。このリテール・バンキングの収益の増加は、取引高の増加を反映していました。カードの収益は、2パーセント減少しました。これは、主に、返済率が上昇したことによるほか、取引高が低水準であることおよび消費者行動が引き続き変化していること（以前開示したとおり、2013年にメキシコで実施された規制改革に起因するものを含みます。）が要因でした。

費用は、8パーセント増加しました。これは、主として規制およびコンプライアンスに係る費用の増加、テクノロジー関連支出の増加ならびに強制的な給与の引上げによるものですが、事業再編費用の減少、法務関連費用の減少および継続的な効率性の向上により一部相殺されました。

引当金・準備金繰入額は、6パーセント減少しました。これは、正味貸倒引当金戻入額の増加によるものです。正味貸倒損失はほぼ横ばいでした。これは、コマーシャル・バンキングおよび中小事業向け銀行業務のポートフォリオにおける正味貸倒損失の増加によるものですが、2014年度第4四半期に計上されていたメキシコの住宅建設業者に対するシティのエクスポージャー関連の償却（71百万ドル）が計上されなくなったことによって相殺されました。正味貸倒引当金繰入額は、70パーセント減少しました。これは、主に、カード業務に関連する繰入額の減少によるものですが、2014年度に計上されていた住宅建設業者に対するエクスポージャーに関連する戻入れが計上されなくなったことにより一部相殺されました。

グローバル個人金融部門ーアジア

グローバル個人金融部門ーアジア（以下「アジアGCB」といいます。）は、従来型のリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）およびシティブランドのカード商品を、それぞれ個人顧客および中小企業に提供しています。2016年12月31日現在、この地域においてシティが最も重要な収益をあげたのは、シンガポール、香港、韓国、インド、オーストラリア、台湾、インドネシア、タイ、フィリピンおよびマレーシアでした。従来型のリテール・バンキングおよびシティブランドのカード商品はアジアGCBに計上されていますが、ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国（主にポーランド、ロシアおよびアラブ首長国連邦）における個人顧客にも提供されています。

2016年12月31日現在、アジアGCBは、合算ベースで、432のリテール支店、約1,660万口のリテール・バンキング顧客口座、約630億ドルのリテール・バンキング貸出金および約899億ドルの預金残高を保有していました。加えて、同部門は、約1,630万口のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は約175億ドルでした。

(単位：百万ドル)

(別途記載があるものを除きます。) ⁽¹⁾				変動率(%) 2016年度/ 2015年度	変動率(%) 2015年度/ 2014年度
	2016年度	2015年度	2014年度		
純利息収益	\$ 4,463	\$ 4,490	\$ 4,969	(1)%	(10)%
利息以外の収益	2,375	2,517	2,822	(6)	(11)
支払利息控除後収益合計	\$ 6,838	\$ 7,007	\$ 7,791	(2)%	(10)%
営業費用合計	\$ 4,586	\$ 4,577	\$ 5,200	- %	(12)%
正味貸倒損失	\$ 651	\$ 721	\$ 795	(10)%	(9)%
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(28)	(89)	(10)	69	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(4)	(2)	(16)	(100)	88
貸倒引当金繰入額	\$ 619	\$ 630	\$ 769	(2)%	(18)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 1,633	\$ 1,800	\$ 1,822	(9)%	(1)%
法人税等	550	603	601	(9)	-
継続事業からの利益	\$ 1,083	\$ 1,197	\$ 1,221	(10)%	(2)%
非支配持分	4	4	17	-	(76)
当期利益	\$ 1,079	\$ 1,193	\$ 1,204	(10)%	(1)%
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 119	\$ 117	\$ 119	2 %	(2)%
平均資産利益率	0.91%	1.02%	1.01%		
費用比率	67	65	67		
平均預金残高	\$ 89.5	\$ 87.7	\$ 89.5	2	(2)
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	0.77%	0.81%	0.85%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 4,250	\$ 4,406	\$ 4,768	(4)%	(8)%
シティブランドのカード	2,588	2,601	3,023	-	(14)
合計	\$ 6,838	\$ 7,007	\$ 7,791	(2)%	(10)%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 680	\$ 738	\$ 663	(8)%	11%
シティブランドのカード	403	459	558	(12)	(18)
合計	\$ 1,083	\$ 1,197	\$ 1,221	(10)%	(2)%
外貨換算の影響					
収益合計—報告値	\$ 6,838	\$ 7,007	\$ 7,791	(2)%	(10)%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(129)	(707)		
収益合計 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽³⁾	\$ 6,838	\$ 6,878	\$ 7,084	(1)%	(3)%
営業費用合計—報告値	\$ 4,586	\$ 4,577	\$ 5,200	- %	(12)%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(105)	(539)		
営業費用合計 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽³⁾	\$ 4,586	\$ 4,472	\$ 4,661	3 %	(4)%
貸倒引当金繰入額—報告値	\$ 619	\$ 630	\$ 769	(2)%	(18)%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(12)	(116)		
貸倒引当金繰入額 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽³⁾	\$ 619	\$ 618	\$ 653	- %	(5)%
当期利益—報告値	\$ 1,079	\$ 1,193	\$ 1,204	(10)%	(1)%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	-	(13)		
当期利益 (外貨換算の影響を除きます。) ⁽³⁾	\$ 1,079	\$ 1,193	\$ 1,191	(10)%	- %

(1) 表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動の業績が含まれていません。

(2) 表示されているすべての期間につき外貨換算の影響 (2016年度の平均為替レートにより米ドルに換算) を反映しています。

(3) 外貨換算の影響を除いた本指標の表示は、非GAAP財務指標です。

NM：重要ではありません。

下記のアジアGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2016年度と2015年度の比較

当期利益は、10パーセント減少しました。これは、収益の減少および費用の増加によるものです。

収益は1パーセント減少しました。これは、リテール・バンキングの収益が減少したことによるものですが、カードの収益の増加により一部相殺されました。リテール・バンキングの収益は、2パーセント減少しました。この主な要因は、とりわけ中国、香港、および韓国において2016年度上半期に顧客の取引が低調であったことにより資産管理業務の収益が5パーセント減少したことです。このリテール・バンキングの収益の減少は、株式市場価格の低下により投資運用資産がやや減少（1パーセント）したことおよび平均貸出金が減少したこと（4パーセントの減少）にもよるものでした。収益の減少は、預金残高の増加（平均預金残高の4パーセントの増加）および保険収益の増加によって一部相殺されました。平均貸出金の減少は、低利回りの住宅ローン減らし、個人向け貸出金ポートフォリオの最適化を継続的にを行っているほか、コマーシャル・ポートフォリオにおいては収益性の高いパーソナルローンを増加させることに重点を置くことでリスク回避を行ったことによるものです。

カードの収益は、2パーセント増加しました。これは、利回りが継続的に改善したこと、規制による逆風がやや和らいだことおよび返済率が引き続き安定していたことにより取引高が若干増加したことによるものです。取引高の増加は、平均貸出金の1パーセントの増加およびカード利用額の2パーセントの増加によるものです。

費用は、3パーセント増加しました。これは、主に、2016年度上半期における事業再編費用の増加、規制およびコンプライアンスに係る費用の増加ならびに投資支出の増加によるものですが、効率性の向上により一部相殺されました。

引当金・準備金繰入額は、ほぼ横ばいでした。これは、正味貸倒引当金戻入額の減少が、リスク回避の結果、主にコマーシャル・ポートフォリオにおける正味貸倒損失の減少により相殺されたためです。

アジアGCBのリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）およびアジアGCBのシティブランドのカードのポートフォリオの詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「個人向け与信」をご参照ください。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は、収益の減少が、営業費用の減少および与信費用の減少により相殺されたことにより、ほぼ横ばいとなりました。

収益は3パーセント減少しました。これは、主に、とりわけ2015年度下半期において投資商品の販売が業界全体で低調であったことによるほか、カード事業におけるスプレッドの縮小、返済率の上昇および規制上の変更による継続的な影響によるものですが、取引高の増加によって一部相殺されました。リテール・バンキングの収益は、2パーセント減少しました。これは、主に、経済成長の減速および資本市場におけるボラティリティにより顧客の信頼感が低下したことを反映して投資商品の販売収益が減少したことに加え、スプレッドが縮小したことによるものです。この収益の減少は、貸付の増加（平均貸出金は2パーセントの増加）、預金商品の増加（平均預金残高は5パーセントの増加）および保険手数料収益の増加に伴う取引高の増加によって一部相殺されました。

カードの収益は、5パーセント減少しました。これは、主に、高い返済率の継続を含むスプレッドの縮小および規制上の変更による継続的な影響によるものですが、カード利用額の若干の増加（平均貸出金の3パーセントの増加およびカード利用額の5パーセントの増加）により一部相殺されました。カードの収益も、顧客の信頼感の低下による影響を受けました。

費用は、4パーセント減少しました。これは、主に、2014年度に計上された韓国における事業再編費用が計上されなくなったことおよび効率性の向上によるものですが、規制およびコンプライアンスに係る費用の増加、投資支出の増加、取引高の増加に関連する費用の増加および報酬費用の増加により一部相殺されました。

引当金・準備金繰入額は、5パーセント減少しました。これは、主に、貸倒引当金戻入額の増加によるものですが、その大部分が、ロシアにおける経済環境の悪化に伴って個人向け事業に関連する正味貸倒損失が増加したことにより相殺されました。

[前へ](#) [次へ](#)

インスティテューショナル・クライアント・グループ

インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）は、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、債券・株式の販売およびトレーディング業務、外国為替業務、プライム・ブローカレッジ、デリバティブ業務、株式および債券の調査、法人貸付業務、投資銀行業務およびアドバイザリー業務、プライベート・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスならびに証券業務等の、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。ICGは、債券、外国通貨、株式およびコモディティ商品等の現物商品およびデリバティブの両方において顧客との取引を行っています。

ICGの主な収益源は、これらの業務に関連する手数料およびスプレッドです。ICGは、顧客の決済取引の支援、ブローカー業務および投資銀行業務の提供ならびにその他の業務により手数料収益を稼得します。これらの業務から得られる収益は、役務収益および手数料ならびに投資銀行業務に計上されます。取引処理ならびに資産の保管および代行業務からも収益が発生します。これらの業務から発生する収益は、主に、管理手数料およびその他信託手数料に計上されます。また、マーケット・メーカーであるICGは、顧客のニーズに応える商品の在庫保有等を通じて取引を円滑化し、商品の購入と売却の際の価格の差額を稼得します。これらの価格差および在庫の未実現損益は、自己勘定取引に計上されます（詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記6をご参照ください。）。その他の項目には、主に、一定のクレジット・デリバティブの時価評価による損益、売却可能有価証券に係る損益およびその他の非経常損益が含まれます。資産に係る受取利息から顧客の預金ならびに長期債務および短期債務に係る支払利息を差し引いた額は、純利息収益として計上されます。

マーケットの収益の額および種類は、市場の流動性や、金利、外国為替相場、株価、商品価格およびクレジット・スプレッドといった市場変数とこれらのインプライド・ボラティリティの変動、投資家心理、ならびにその他のマクロ経済的状況等、相互に関連する様々な要素の影響を受けます。市場の他の条件がすべて変化しないと仮定するならば、顧客の活動水準の上昇またはビッド／オファー・スプレッドの拡大は、通常、収益の増加をもたらします。しかしながら、市場の条件の変化は、顧客の活動水準、ビッド／オファー・スプレッドおよび商品の在庫の公正価値に著しく影響を与えます。例えば、市場の流動性の低下は、ビッド／オファー・スプレッドを拡大させ、顧客の活動水準を低下させ、商品の在庫のポジションのクレジット・スプレッドを拡大させる可能性があります。

ICGによるマーケット事業の管理にあたっては、上記の要素について、トレーディング・デスクや国レベルで日々モニタリングおよび評価が行われます。ICGは、取引量、ビッド／オファー・スプレッド、商品の在庫のポジションの公正価値の変動および経済的ヘッジがマーケットの収益合計に及ぼす影響を個別には追跡していません。なぜならば、上記のとおり、これらの要素は相互に関連しており、マーケット事業を全体で管理するにあたって、単独では有用とも必要ともみなされないためです。

マーケット事業において、顧客収益とは、取引開始時に、顧客の取引に直接帰属する収益（稼得される役務収益、利息または手数料を含みます。）です。顧客収益では、顧客のファシリテーション活動（例えば、顧客の需要を見込んで商品の在庫を保有すること）の成果または一定の経済的ヘッジ取引の成果は含みません。

ICGの国際的なプレゼンスは、約80ヶ国にある取引所や、97の国および地域における独自のネットワークによって支えられています。2016年12月31日現在、ICGが保有する資産は約1.3兆ドル、預金残高は約6,100億ドルであり、そのうちの2つの事業（証券業務および発行体サービス）の管理資産は約15.2兆ドル（これに対して2015年度末は約15.1兆ドル）でした。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2016年度	2015年度	2014年度	変動率(%) 2016年度／ 2015年度	変動率(%) 2015年度／ 2014年度
役務収益および手数料	\$ 3,854	\$ 3,871	\$ 4,004	－%	(3)%
管理手数料およびその他信託手数料	2,437	2,443	2,538	－	(4)
投資銀行業務	3,655	4,110	4,269	(11)	(4)
自己勘定取引	7,330	5,818	5,889	26	(1)
その他 ⁽¹⁾	(154)	1,408	787	NM	79
利息以外の収益合計	\$ 17,122	\$ 17,650	\$ 17,487	(3)%	1 %
純利息収益（配当金を含みます。）	16,728	16,341	15,825	2	3
支払利息控除後収益合計	\$ 33,850	\$ 33,991	\$ 33,312	－ %	2 %
営業費用合計	\$ 18,939	\$ 19,074	\$ 19,491	(1)%	(2)%
正味貸倒損失	\$ 516	\$ 214	\$ 275	NM	(22)%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(64)	654	(102)	NM	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額（戻入額）	34	94	(126)	(64)	NM
貸倒引当金繰入額	\$ 486	\$ 962	\$ 47	(49)%	NM
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 14,425	\$ 13,955	\$ 13,774	3 %	1 %
法人税等	4,497	4,426	4,129	2	7
継続事業からの利益	\$ 9,928	\$ 9,529	\$ 9,645	4 %	(1)%
非支配持分	58	51	121	14	(58)
当期利益	\$ 9,870	\$ 9,478	\$ 9,524	4 %	－ %
平均資産（単位：十億ドル）	\$ 1,297	\$ 1,271	\$ 1,292	2 %	(2)%
平均資産利益率	0.76%	0.75%	0.74%		
費用比率	56	56	59		
CVAまたはDVA（税引後）	\$ －	\$ 172	\$ (211)	(100)%	NM
当期利益（CVAまたはDVAの影響を除きます。）⁽²⁾	\$ 9,870	\$ 9,306	\$ 9,735	6	(4)
地域別収益					
北米	\$ 12,817	\$ 12,980	\$ 13,002	(1)%	－ %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	10,029	9,958	9,511	1	5
ラテンアメリカ	4,026	4,051	4,218	(1)	(4)
アジア	6,978	7,002	6,581	－	6
合計	\$ 33,850	\$ 33,991	\$ 33,312	－ %	2%
地域別の継続事業からの利益					
北米	\$ 3,678	\$ 3,517	\$ 4,155	5 %	(15)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2,476	2,340	2,060	6	14
ラテンアメリカ	1,481	1,393	1,401	6	(1)
アジア	2,293	2,279	2,029	1	12
合計	\$ 9,928	\$ 9,529	\$ 9,645	4 %	(1)%
地域別平均貸出金（単位：十億ドル）					
北米	\$ 133	\$ 123	\$ 111	8 %	11 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	66	62	61	6	2
ラテンアメリカ	43	41	41	5	－
アジア	60	62	68	(3)	(9)
合計	\$ 302	\$ 288	\$ 281	5 %	2 %
事業別期末預金（単位：十億ドル）					
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	\$ 411	\$ 392	\$ 378	5 %	4 %
その他のICG事業	199	196	178	2	10
合計	\$ 610	\$ 588	\$ 556	4 %	6 %

(1) 2016年度には、為替相場の変動の結果、主に、ベネズエラにおけるシティの純投資を評価減としたことを反映し、以前開示済の約180百万ドルの費用が含まれています。

(2) 当期の表示に合わせて、2015年度および2014年度におけるCVAまたはDVAを除きます。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および24をご参照ください。

NM：重要ではありません。

ICG収益の詳細 — CVAまたはDVAの影響および貸出金のヘッジに係る利益（損失）を除外

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2016年度	2015年度	2014年度	変動率(%) 2016年度/ 2015年度	変動率(%) 2015年度/ 2014年度
投資銀行業務収益詳細					
アドバイザー業務	\$ 1,000	\$ 1,093	\$ 938	(9)%	17 %
株式引受	628	906	1,250	(31)	(28)
債券引受	2,684	2,568	2,540	5	1
投資銀行業務合計	\$ 4,312	\$ 4,567	\$ 4,728	(6)%	(3)%
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	8,098	7,770	7,770	4	—
法人貸付業務（貸出金のヘッジに係る利益（損失）を除きます。） ⁽¹⁾	1,756	1,817	1,879	(3)	(3)
プライベートバンク業務	2,961	2,862	2,664	3	7
銀行業務収益合計（CVAまたはDVAの影響および貸出金のヘッジに係る利益（損失）を除きます。） ⁽²⁾	\$ 17,127	\$ 17,016	\$ 17,041	1 %	— %
法人貸付業務—貸出金のヘッジに係る利益（損失） ⁽¹⁾	\$ (594)	\$ 324	\$ 116	NM	NM
銀行業務収益合計（CVAまたはDVAの影響を除き、貸出金のヘッジに係る利益（損失）を含みます。） ⁽²⁾	\$ 16,533	\$ 17,340	\$ 17,157	(5)%	1 %
債券市場業務	\$ 13,029	\$ 11,318	\$ 12,171	15 %	(7)%
株式市場業務	2,851	3,121	2,722	(9)	15
セキュリティーズ・サービス	2,162	2,143	2,050	1	5
その他 ⁽³⁾	(725)	(200)	(445)	NM	55
マーケット&セキュリティーズ・サービス合計（CVAまたはDVAの影響を除きます。） ⁽²⁾	\$ 17,317	\$ 16,382	\$ 16,498	6 %	(1)%
ICG合計（CVAまたはDVAの影響を除きます。）	\$ 33,850	\$ 33,722	\$ 33,655	— %	— %
CVAまたはDVA（上段の該当項目において除外されたもの）	—	269	(343)	NM	NM
債券市場業務	—	220	(359)	NM	NM
株式市場業務	—	47	24	NM	96
プライベートバンク業務	—	2	(8)	NM	NM
支払利息控除後収益合計	\$ 33,850	\$ 33,991	\$ 33,312	— %	2 %
役務収益および手数料	\$ 474	\$ 467	\$ 455	1 %	3 %
自己勘定取引 ⁽⁴⁾	6,533	5,369	6,169	22	(13)
その他	590	332	413	78	(20)
利息以外の収益合計	\$ 7,597	\$ 6,168	\$ 7,037	23 %	(12)%
純利息収益	5,432	5,150	5,134	5	—
債券市場業務合計（CVAまたはDVAの影響を除きます。） ⁽²⁾	\$ 13,029	\$ 11,318	\$ 12,171	15 %	(7)%
金利・為替関連業務	\$ 9,384	\$ 7,664	\$ 7,303	22 %	5 %
スプレッド商品／その他の債券	3,645	3,654	4,868	—	(25)
債券市場業務合計（CVAまたはDVAの影響を除きます。） ⁽²⁾	\$ 13,029	\$ 11,318	\$ 12,171	15 %	(7)%
役務収益および手数料	\$ 1,300	\$ 1,338	\$ 1,456	(3)%	(8)%
自己勘定取引 ⁽⁴⁾	134	270	(12)	(50)	NM
その他	139	55	39	NM	41
利息以外の収益合計	\$ 1,573	\$ 1,663	\$ 1,483	(5)%	12 %
純利息収益	1,278	1,458	1,239	(12)	18
株式市場業務合計（CVAまたはDVAの影響を除きます。） ⁽²⁾	\$ 2,851	\$ 3,121	\$ 2,722	(9)%	15 %

(1) 未収利息計上貸出金のヘッジは、法人向け未収利息計上貸出金ポートフォリオを経済的にヘッジするために使用されるクレジット・デリバティブの時価評価を反映しています。これらのヘッジの固定プレミアム・コストは、クレジット・プロテクションの費用を反映するために、法人貸付業務の収益から控除されています。

(2) 当期の表示に合わせて、2015年度および2014年度におけるCVAまたはDVAを除きます。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および24をご参照ください。

(3) 2016年度には、為替相場の変動の結果、主に、ベネズエラにおけるシティの純投資を評価損としたことを反映し、以前開示済の約180百万ドルの費用が含まれています。

(4) マーケット以外のICGの事業（主に、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションおよびプライベートバンク）における自己勘定取引による収益を除きます。

NM：重要ではありません。

下記のICGの業績に関する議論は、2015年度および2014年度につきCVAまたはDVAの影響を除いたものです。CVAまたはDVAの影響および未収利息計上貸出金のヘッジに係る損益の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2016年度と2015年度の比較

当期利益は、6パーセント増加しました。これは、主として営業費用の減少および与信費用の減少によるものです。

- ・ 収益は、ほぼ横ばいでした。これは、債券市場業務に牽引されてマーケットツ&セキュリティーズ・サービスの収益は増加（6パーセントの増加）したものの、銀行業務における収益の減少（未収利息計上貸出金のヘッジに係る損益の影響を含めると5パーセントの減少）によって相殺されたためです。貸出金のヘッジに係る損益の影響を除くと、銀行業務の収益は、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションおよびプライベートバンク業務に牽引されて1パーセント増加しました。

銀行業務：

- ・ 投資銀行業務の収益は、6パーセント減少しました。これは、2016年度上半期中に株式引受業務およびアドバイザリー業務において業界全体の取引水準が落ち込んだことが大きく影響しています。アドバイザリー業務の収益は、9パーセント減少しました。これは、北米の影響によるもので、2015年度の業績が好調であったこと、およびM&A市場全体が低調であったことを反映しています。株式引受業務の収益は、31パーセント減少しました。これは、北米およびヨーロッパ・中東・アフリカの影響によるもので、主に市場取引の低調が要因です。債券引受業務の収益は、5パーセント増加しました。これは、北米の影響によるもので、有利な金利環境を受けて市場取引が増加したことを主な要因としています。
- ・ トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、4パーセント増加しました。外貨換算の影響を除くと、収益は、ほとんどの地域での増加を反映して、8パーセント増加しました。これは、主に、新規顧客および既存顧客による取引高の継続的増加、預金残高の継続的増加、ならびにスプレッドの改善が、一定の地域において見られたことによるものです。トレード業務は、高品質な貸出金の増加に引き続き注力したことおよびスプレッドの改善により、若干の増収となりました。期末預金残高は、5パーセント（外貨換算の影響を除くと6パーセント）増加した一方で、平均トレードローン残高は2パーセント（外貨換算の影響を除くと1パーセント）減少しました。
- ・ 法人貸付業務の収益は、46パーセント減少しました。未収利息計上貸出金のヘッジに係る損益の影響を除くと、収益は3パーセント減少しました。未収利息計上貸出金のヘッジに係る損益および外貨換算の影響を除くと、収益は1パーセント減少しました。これは、主に、2016年度第2四半期におけるリース金融の調整、スプレッドの縮小およびヘッジ費用の増加によるものですが、平均貸出金の増加により一部相殺されました。

- ・ プライベートバンク業務の収益は、北米に牽引されて3パーセント増加しました。これは、貸出金の増加および銀行のスプレッドの改善を反映したのですが、資本市場取引の減少および管理投資収益の減少により一部相殺されています。

マーケット&セキュリティーズ・サービス：

- ・ 債券市場業務の収益は、全地域の収益の増加により15パーセント増加しました。この増加の多くは、自己勘定取引による収益の増加（22パーセント増）およびその他の収益の増加（78パーセント増）の両方によるものです。自己勘定取引収益の増加は、主に、顧客収益の増加およびボラティリティの上昇を反映した金利・為替関連業務の収益の増加によるものです。自己勘定取引による収益の増加は、スプレッド商品の収益が増加したこともまた一因です。その他の収益が増加したのは、主に、2015年度に為替差損があったためです。

金利・為替関連業務の収益は、22パーセント増加しました。これは、全地域が堅調であったことによるものであり、主に、より有利な取引環境および顧客（特に法人顧客）収益の増加が要因でした。顧客収益の増加は、主に、EU離脱についての英国国民投票および米国大統領選挙を受けたボラティリティのほか、金利環境に対する期待の変化によるものでした。スプレッド商品の収益は、他の債券の収益の減少により相殺されたものの、5パーセントの増加となりました。スプレッド商品の収益の増加は、顧客のリスク選好度が回復したことにより、とりわけ2016年度下半期において、クレジット商品、証券化商品および地方債における顧客収益が増加したことを反映しています。このスプレッド商品の収益の増加は、2016年度第1四半期において、市場の流動性がとりわけ証券化商品について著しく低下した影響に加えて、地方債については、2016年度第4四半期において、米国大統領選挙後から米国の税制が変更される可能性が生じていることによる市場の不確実性の影響により一部相殺されました。

- ・ 株式市場業務の収益は、9パーセント減少しました。株式デリバティブおよびプライム・ファイナンスの収益は、13パーセント減少しました。これは、2015年度に比べて全地域でボラティリティが低下したことによって取引環境が厳しくなったことと、一方でアジアにおいて2015年度の取引環境がより有利であったことの両方を反映しています。株式市場業務の収益の減少は、業界全体で顧客の電子取引およびパッシブ運用への移行が続いていることにより、現金取引による株式市場業務の役務収益が減少していることも要因です。
- ・ セキュリティーズ・サービスの収益は、1パーセント増加しました。外貨換算の影響を除くと、収益は、ヨーロッパ・中東・アフリカに牽引されて、5パーセント増加しました。これは、主に、顧客の取引が増加したこと、2016年度第1四半期に完了したプライベート・エクイティ・ファンド業務の売却による若干の利益、預金残高の増加およびスプレッドの改善を反映しています。この収益の増加は、事業売却による収益が当期はなかったため、一部相殺されました。外貨換算および事業売却の影響を除くと、収益は6パーセント増加しました。

費用は、1パーセント減少しました。これは、外貨換算の便益および効率性の向上が、報酬費用の増加および事業再編費用の増加により一部相殺されたことによるものです。

引当金・準備金繰入額は、49パーセント減少しました。これは、正味貸倒引当金戻入額30百万ドル（これに対して前年度は748百万ドルの正味繰入れ）によるものです。貸倒引当金繰入額の大幅な減少は、エネルギーおよびエネルギー関連のエクスポージャーに関連しており、かつ原油価格が2016年度初期の安値から回復を続けたことにより商品価格が安定したことによるものです。与信費用の減少は、正味貸倒損失が増加（そのほとんどがエネルギーおよびエネルギー関連のエクスポージャーに係るものです。）して516百万ドル（前年度は214百万ドル）となったこと（この大部分は過去に設定された貸倒引当金の戻入れにより相殺されました。）により一部相殺されました。シティの法人向けエネルギーおよびエネルギー関連のエクスポージャーの詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「法人向け与信」をご参照ください。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は、4パーセント減少しました。これは、主として与信費用の増加によるものですが、営業費用の減少により一部相殺されました。

- ・ 収益は、ほぼ横ばいでした。これは、マーケットツ&セキュリティーズ・サービスにおける収益の減少（1パーセントの減少）が銀行業務における収益の若干の増加（1パーセントの増加ですが、未収利息計上貸出金のヘッジに係る損益の影響を除くと横ばい）によって相殺されたことによるものです。

銀行業務：

- ・ 投資銀行業務の収益は、3パーセント減少しました。これは、引受業務において業界全体の低調が大きく影響しています。アドバイザリー業務の収益は、17パーセント増加しました。これは、ターゲットとする顧客の取引の活発化およびM&A市場の全体的な好調を反映しています。株式引受業務の収益は28パーセント減少しました。これは、市場の取引が低迷したことのほか、シェアの細分化が続いているためにウォレットシェアが減少したことによるものです。債券引受業務の収益は、1パーセント増加しました。これは、2015年度下半期における投資適格債券におけるウォレットシェアの増加および投資適格ローンの堅調な業績によるものですが、市場取引の低迷、高利回りの貸出金およびレバレッジド・ローンにおけるウォレットシェアの減少により一部相殺されました。

- ・ トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益はほぼ横ばいでした。外貨換算の影響を除くと、収益は6パーセント増加しました。これは、地域横断的な預金残高の継続的増加およびとりわけ北米におけるスプレッドの改善が、継続的な取引残高の減少およびスプレッドの縮小により一部相殺されたことによるものです。期末預金残高は、アジアおよびラテンアメリカに大きく牽引されて4パーセント（外貨換算の影響を除くと7パーセント）増加しました。平均トレードローン残高は12パーセント（外貨換算の影響を除くと9パーセント）減少しました。
- ・ 法人貸付業務の収益は、7パーセント増加しました。未収利息計上貸出金のヘッジに係る損益の影響を除くと、収益は3パーセント減少しました。外貨換算の影響および未収利息計上貸出金のヘッジに係る損益の影響を除くと、収益も3パーセントの増加でした。これは、平均貸出金残高の継続的な増加、ヘッジ・プレミアムのコスト減少および時価評価調整の改善が、とりわけヨーロッパ・中東・アフリカにおけるスプレッドの縮小によって一部相殺されたことによるものです。
- ・ プライベートバンク業務の収益は、7パーセント増加しました。これは、貸出金取引高および預金残高の増加、銀行業務におけるスプレッドの改善ならびに管理投資の収益の増加を主な要因として、北米、アジアおよびヨーロッパ・中東・アフリカにおける業績が堅調であったことによるものですが、融資業務におけるスプレッドの継続的縮小により一部相殺されています。

マーケット&セキュリティーズ・サービス：

- ・ 債券市場業務の収益は、北米に牽引されて7パーセント減少しました。この減少は、主にスプレッド商品の収益の減少によって自己勘定取引による収益が13パーセント減少したことが主な要因ですが、金利・為替関連業務の収益が増加したことにより一部相殺されました。金利・為替関連業務の収益は、5パーセント増加しました。これは、中央銀行の措置を受けて市場のボラティリティの大幅な上昇が生じ、これが顧客収益の増加につながったためですが、スイスフランショックによってわずかに損失が生じたことにより一部相殺されました。スプレッド商品およびその他の債券の収益は25パーセント減少しました。これは、主に、北米およびヨーロッパ・中東・アフリカの影響によるもので、特に仕組商品における厳しい取引環境と顧客取引の減少を反映しています。
- ・ 株式市場業務の収益は、15パーセント増加しました。株式デリバティブおよびプライム・ファイナンスの収益は、ボラティリティの上昇および顧客収益の増加を反映して16パーセント増加しました。中国市場の混乱の結果として急激に取引機会が増加したため、アジアの株式デリバティブおよびプライム・ファイナンスの収益は、対2014年度比で増加しました。株式市場業務の収益の増加は、アジア以外のすべての地域で顧客取引が減少し、現金取引による株式市場業務の役務収益が減少したことにより、一部相殺されました。
- ・ セキュリティーズ・サービスの収益は、5パーセント増加しました。外貨換算の影響を除くと、収益は16パーセント増加しました。これは、顧客取引の増加および顧客残高の増加によるものです。

費用は、2パーセント減少しました。これは、効率性の向上、外貨換算による便益および事業再編費用の減少が、規制およびコンプライアンスに係る費用ならびに報酬費用の増加により一部相殺されたことによるものです。

引当金・準備金繰入額は、915百万ドル増加して962百万ドルとなりました。これは主に、2014年度の正味貸倒引当金戻入額（228百万ドル）に対し、正味貸倒引当金繰入額（748百万ドル）を計上したことによるものです。正味貸倒引当金繰入額には、2015年度下半期中の商品価格の大幅な下落に起因し、エネルギーおよびエネルギー関連のエクスポージャーに関して計上された約530百万ドル（2015年度第4四半期に計上された250百万ドルを含みます。）が含まれています。2015年度中に計上された残りの繰入額は、主に、取引高の増加および全体的なマクロ経済状況によるものでした。

2015年度中の正味貸倒引当金繰入額の増加は、正味貸倒損失の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は、22パーセント減少しました。これは、主に、2014年度中に約165百万ドルを計上したペトロレオス・メヒカノス（ペメックス）・サプライヤー・プログラム（詳細については、2014年2月28日に米国証券取引委員会に提出されたシティのフォーム8-Kによる報告書に基づき作成され、日本のシティのウェブサイトの開示されているシティのプレスリリース「2013年第4四半期及び2013年度の通年の決算を修正」をご参照ください。）に関連する正味貸倒損失が計上されなくなったことによるものですが、少数のエネルギーおよびエネルギー関連企業に対するエクスポージャーに関して計上された正味貸倒損失（2015年度第4四半期に計上された約75百万ドルを含みます。）により一部相殺されました。

本社事項、本社業務／その他

本社事項、本社業務／その他には、グローバル・スタッフ機能（財務、リスク、人事、法務およびコンプライアンスを含みます。）のうち一定の未配分の費用、その他の本社経費ならびに未配分のグローバル・オペレーション・テクノロジー経費、コーポレート・トレジャリーおよび非継続事業が含まれています。2016年12月31日現在、本社事項、本社業務／その他は、490億ドルの資産（シティグループ資産合計の3パーセント）を保有していました。2016年4月に公表したとおり、2017年度第1四半期から、シティ・ホールディングスの事業および資産ポートフォリオの残余部分は、本社事項、本社業務／その他の一部として報告されます。詳細については、「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」－「シティグループのセグメント（事業部門）」、上記「エグゼクティブ・サマリー」－「シティ・ホールディングス」、上記「シティコープ」ならびに下記「シティ・ホールディングス」をご参照ください。

(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2016年度	2015年度	2014年度	変動率(%) 2016年度/ 2015年度	変動率(%) 2015年度/ 2014年度
純利息収益	\$ 79	\$ (152)	\$ (224)	NM	32 %
利息以外の収益	331	1,060	527	(69)	NM
支払利息控除後収益合計	\$ 410	\$ 908	\$ 303	(55)%	NM
営業費用合計	\$ 1,790	\$ 1,750	\$ 6,020	2 %	(71)%
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当	—	—	—	—	—
法人税等控除前の継続事業からの損失	\$ (1,380)	\$ (842)	\$ (5,717)	(64)%	85 %
法人税等 (便益)	(771)	(1,338)	(344)	42 %	NM
継続事業からの利益 (損失)	\$ (609)	\$ 496	\$ (5,373)	NM	NM
法人税等控除後の非継続事業からの利益 (損失)	(58)	(54)	(2)	(7)%	NM
非支配持分控除前当期利益 (損失)	\$ (667)	\$ 442	\$ (5,375)	NM	NM
非支配持分	(8)	18	41	NM	(56)
当期利益 (損失)	\$ (659)	\$ 424	\$ (5,416)	NM	NM

NM：重要ではありません。

2016年度と2015年度の比較

当期損失は659百万ドル（これに対し、2015年度は424百万ドルの当期利益）となりました。これは、主に、収益が減少したこと、および2015年度における一定の税効果がなかったために2016年度は実効税率が上昇したことによるものです。当期損失は、2015年度第2四半期に州および地方での税務調査が解決したことによる税務上の有利な影響が当期はなかったことも要因でした。

収益は、55パーセント減少しました。これは、主に、2015年度に計上された不動産およびその他の資産の売却に係る利益が当期はなかったこと、債務の買戻しに係る利益が減少したことならびに中国広発銀行に関連する株式の寄与が（2016年度第3四半期に売却したため）なくなったことによるものですが、投資収入の増加により一部相殺されました。

費用は、2パーセント増加しました。これは、主に、当社全体での広告およびマーケティング費用が、主にシティが米国のオリンピックチームのスポンサーとなったことに関連して増加したこと、ならびにコンサルティング費用が増加したことによるものですが、法務関連費用の減少、事業再編費用の減少および外貨換算による利益によって一部相殺されました。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は424百万ドル（2014年度は54億ドルの当期損失）となりました。これは、主として、収益の増加のほか、費用の大幅な減少、税効果の増加ならびに州および地方での税務調査が解決したことによる税務上の有利な影響によるものです。

収益は605百万ドル増加して908百万ドルとなりました。これは、主に債務の買戻しによる収益および2015年度における不動産売却からの収益のほか、売却可能証券の売却による収益の増加にもよるものですが、ヘッジ取引により一部相殺されました。

費用は、43億ドル減少して18億ドルとなりました。この大部分は、法務関連費用の減少（2014年度は44億ドルであったのに対し、797百万ドル）、外貨換算差益および事業再編費用の減少によるものです。

シティ・ホールディングス

シティ・ホールディングスには、中核であるシティコープの事業にとって中心的役割を果たすものではないとシティグループが判断した、事業および資産ポートフォリオの残余部分が含まれています。2016年4月に公表したとおり、シティは、2017年度第1四半期以降、シティ・ホールディングスの決算を個別に発表せず、シティ・ホールディングスは個別の報告事業セグメントではなくなります。詳細については、「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」－「シティグループのセグメント（事業部門）」および上記「シティコープ」をご参照ください。

2016年12月31日現在、シティ・ホールディングスの資産は約540億ドルで、前年度末から33パーセント、2016年9月30日から11パーセント減少しました。2016年9月30日からの70億ドルの資産の減少は、事業売却および閉鎖等によるものです。2016年12月31日現在、シティは、規制当局による承認およびその他の取引完了条件を満たすことを前提として、シティ・ホールディングスのGAAP資産をさらに90億ドル削減する契約を締結しています。

また、2016年12月31日現在、シティ・ホールディングスにおける個人向け資産は約490億ドル（シティ・ホールディングスにおける資産の約91パーセント）でした。個人向け資産のうち、約280億ドル（約57パーセント）は北米における住宅ローン（第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローン）でした。2016年12月31日現在、シティ・ホールディングスは、シティのGAAP資産の約3パーセント、（リスク加重資産の算定に関する先進的アプローチによる）バーゼルⅢに基づくリスク加重資産の約9パーセントを占めていました。

				変動率(%) 2016年度/ 2015年度	変動率(%) 2015年度/ 2014年度
(単位: 百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2016年度	2015年度	2014年度		
純利息収益	\$ 2,038	\$ 4,457	\$ 5,557	(54)%	(20)%
利息以外の収益	1,814	4,503	3,751	(60)	20
支払利息控除後収益合計	\$ 3,852	\$ 8,960	\$ 9,308	(57)%	(4)%
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当					
正味貸倒損失	\$ 433	\$ 1,336	\$ 2,186	(68)%	(39)%
貸倒引当金戻入額	(455)	(455)	(920)	—	51
貸倒引当金繰入額	\$ (22)	\$ 881	\$ 1,266	NM	(30)%
給付および請求に対する引当	99	624	656	(84)	(5)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金戻入額	(8)	(23)	(11)	65	NM
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当 合計	\$ 69	\$ 1,482	\$ 1,911	(95)%	(22)%
営業費用合計	\$ 3,171	\$ 5,571	\$ 10,859	(43)%	(49)%
法人税等控除前の継続事業からの利益 (損失)	\$ 612	\$ 1,907	\$ (3,462)	(68)%	NM
法人税等 (便益)	6	922	8	(99)%	NM
継続事業からの利益 (損失)	\$ 606	\$ 985	\$ (3,470)	(38)%	NM
非支配持分	\$ 6	\$ 11	\$ 6	(45)%	83 %
当期利益 (損失)	\$ 600	\$ 974	\$ (3,476)	(38)%	NM
支払利息控除後収益合計					
(CVAまたはDVAの影響を除きます。) ⁽¹⁾					
収益合計—報告値	\$ 3,852	\$ 8,960	\$ 9,308	(57)%	(4)%
CVAまたはDVA	—	(15)	(47)	100	68 %
収益合計 (CVAまたはDVAの影響を除きます。)⁽¹⁾	\$ 3,852	\$ 8,975	\$ 9,355	(57)%	(4)%
貸借対照表データ (単位: 十億ドル)					
平均資産	\$ 68	\$ 119	\$ 154	(43)%	(23)%
平均資産利益率	0.88 %	0.82%	(2.27)%		
費用比率	82	62	117		
期末資産合計	\$ 54	\$ 81	\$ 138	(33)	(41)
期末貸出金合計	33	49	85	(32)	(42)
期末預金合計	2	10	21	(79)	(52)

(1) 当期の表示に合わせて、2015年度および2014年度におけるCVAまたはDVAを除きます。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、

1 財務書類」の連結財務諸表注記1および24をご参照ください。

NM: 重要ではありません。

下記のシティ・ホールディングスの業績に関する議論は、2015年度および2014年度につきCVAまたはDVAの影響を除いたものです。CVAまたはDVAの影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。シティは、これらの影響を除いたシティ・ホールディングスの業績を示すことが、その事業の基礎に関するより有益な情報を提供するものと考えています。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2016年度と2015年度の比較

当期利益は600百万ドル（これに対し、2015年度の当期利益は984百万ドル）でした。これは、主に収益の減少によるものですが、営業費用の減少および与信費用の減少により一部相殺されました。

収益は、57パーセント減少しました。これは、主として、ポートフォリオの全体的な圧縮および売却による正味利益の減少（とりわけ、2015年度第4四半期にはワンメイン・フィナンシャルならびに日本におけるリテールバンク事業およびクレジットカード事業の売却を計上しました。）によるものです。

費用は、43パーセント減少しました。これは、主に資産の売却および閉鎖等、法務関連費用の減少および事業再編費用の減少によるものです。

引当金・準備金繰入額は、95パーセント減少しました。これは、保険関連事業の低調に伴う、正味貸倒損失の減少ならびに給付および請求に対する引当金の減少（84パーセント減）によるものです。正味貸倒損失は68パーセント減少しました。これは、主に、事業売却の影響および北米における住宅ローン事業の継続的な与信の改善によるものです。正味引当金戻入額は、3パーセント減少しました。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は984百万ドルで、2014年度の当期損失34億ドル（これは、主に2014年度の住宅ローン担保証券（RMBS）および債務担保証券（CDO）に関連する請求に係る和解費用38億ドル（税引後37億ドル）の影響によるものです。）からの改善でした。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、当期利益は705百万ドル増加しました。これは、主に費用の減少および正味貸倒損失の減少によるものですが、正味貸倒引当金戻入額の減少および収益の減少により一部相殺されました。

収益は、4パーセント減少しました。これは、主として、ポートフォリオの全体的な圧縮、費用の高い負債の償還の影響および2015年度第2四半期からワンメイン・フィナンシャルの正味貸倒損失を収益の減少として計上した影響によるものですが、その大部分は、資産売却（ワンメイン・フィナンシャルならびに日本におけるリテールバンク事業およびクレジットカード事業の売却も含まれます。）に係る利益の増加により相殺されました。

費用は、49パーセント減少しました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、費用は22パーセント減少しました。これは、主に、シティ・ホールディングスの資産の売却および閉鎖等ならびに法務関連費用の減少（2014年度は10億ドルであったのに対し、431百万ドル）によるものです。

引当金・準備金繰入額は、22パーセント減少しました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、繰入額は20パーセント減少しました。これは、正味貸倒損失の減少によるものですが、正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は、39パーセント減少しました。これは、主に、ワンメイン・フィナンシャルの正味貸倒損失を収益の減少として計上した影響、北米における住宅ローンに関する継続的な改善および資産規模の全体的な圧縮によるものです。正味引当金戻入額は、49パーセント減少しました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、正味引当金戻入額は、52パーセント減少して478百万ドルとなりました。これは、主として、北米における住宅ローン・ポートフォリオに関連する戻入額が減少したことによるものでした。

支払保障保険（以下「PPI」といいます。）

英国の金融機関によるPPIの販売は、英国規制当局および英国最高裁判所の厳しい審査および注視の対象となってきました。PPIの詳細については、2014年3月3日に米国証券取引委員会に提出されたシティのフォーム10-Kによる2013年度年次報告書に基づき作成され、2014年5月28日に関東財務局長に提出されたシティの2013年度有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「シティ・ホールディングス」の項目をご参照ください。

PPIは、長期間の疾病および失業等、一定の事由が発生した場合に顧客の貸付返済を補填することを目的としています。英国金融行為規制機構（以下「FCA」といいます。）は、顧客が自らの貸付にPPI保険料が加算されていることを認識していないことや、PPIの内容が顧客にとって不相当であること等、業界全体におけるこれらの商品の販売方法に一定の問題を認めました。是正のための処置として、通常、保険料の払戻しおよび該当するすべての約定金利に8パーセントの賠償金利を加えた額の返金が行われます。さらに、2015年度第4四半期中、PPIに関する事件（プレヴィン事件）について英国最高裁判所が判決を下しており、これによれば、同裁判所は、PPI契約の販売とは無関係に、当該事件において問題となっているPPI契約について、高額の販売手数料が得られていたこと、およびこれについて顧客への開示が行われていなかったことから、「不公正」であったと判断しています。

2016年度第3四半期中、FCAは新たな協議文書を公表し、その中で（i）PPI請求の申立ての期限を、非プレヴィン型およびプレヴィン型の請求の両方について2019年6月（以前は2018年を期限として提案していました。）とすること、（ii）期限に先立って、FCA主導で顧客への周知活動を行い、その活動資金は銀行が拠出すること、ならびに（iii）新規のPPI請求の査定に際しては、50パーセント以上の料率による販売手数料の開示がなされなかった場合を不公正であったとみなし、当該手数料として支払われた金額と50パーセントとの差額に金利を加えた額の顧客への返金を義務付けることが提案されました。FCAによる最終規則は、まだ公表されていません。

2016年度中、シティはPPI引当金を約134百万ドル増加させました（そのうち63百万ドルはシティ・ホールディングスに、71百万ドルは非継続事業に計上されました。）。当該2016年度通年の増加（これに対し、2015年度は153百万ドルの増加でした。）は、主に、これまでのPPI請求に対する引当に、PPI請求の申立てにつき新たに提案された期限の分に対する引当を加えたことによるものです。

シティのPPI引当金は、2016年度末現在で228百万ドル（これに対して2015年12月31日現在は262百万ドル）でした。2017年度において追加の引当を必要とするかどうかは、FCAによる最終規則の時期および要件ならびに周知活動に対する顧客の反応の度合いに大きく依存します。

[前へ](#)

2【生産、受注及び販売の状況】

「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」に記載されています。

3【対処すべき課題】

「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」に記載されています。

4 【事業等のリスク】

2016年度末現在において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は存在せず、当社が認識している当社の経営に重要な影響を及ぼすその他の事象は、以下に記載されているものを除き、存在しません。

リスク要因

以下の検討は、2016年度末現在において、シティの事業、経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があるリスクおよび不確定要素のうち最も重要であると経営陣が考えている事項を示しています。2016年度末現在においてシティまたは経営陣が把握していないものも含め、その他のリスクおよび不確定要素も、シティの事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。したがって、以下の記載がシティの直面するリスクおよび不確定要素のすべてを漏れなく検討したものであるとみなすべきではありません。

戦略上のリスク

シティが、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（FDIC）によるシティの2015年度破綻時清算計画の審査によって指摘された弱点および2017年度破綻時清算計画ガイダンスに対処できない場合、シティは、より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性に関する規制、または成長、活動もしくは事業に対する制限を受ける可能性があります。また、資産や事業の売却を実施する必要に迫られる可能性があります。

ドッド・フランク法第1編は、シティに対し、シティグループ（銀行持株会社）およびその重要な法人に将来重大な財政難または財政の破綻が生じた場合に備えて、米国破産法に基づく秩序だった破綻時清算に関する計画（以下「第1編破綻時清算計画」といいます。）を、年に1度作成の上、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（以下「FDIC」といいます。）に提出することを義務付けています。シティの次の破綻時清算計画の提出期限は2017年7月1日です。

2016年4月、連邦準備制度理事会およびFDICは、シティに対し、両者が共同で審査していたシティの2015年度破綻時清算計画について、一定の「弱点（shortcomings）」（「不備（deficiencies）」とは対極のものとして）を通達しました。シティは2017年度の破綻時計画提出においてこれに対処するよう要求されています。その「弱点（shortcomings）」とは、（i）シティによる破綻時清算開始に関する詳細、破綻時清算開始に係る各段階においてとるべき具体的な措置、破綻時清算に入る前にシティが自らの子会社に行う資金および流動性支援の提供において考えられる課題およびかかる課題の軽減措置についてのより堅実な分析の欠如を含む、ガバナンスの仕組み、（ii）シティが自らの破綻時清算計画に従ってデリバティブ・ポートフォリオを順調に処分できるかどうかに係るシティが立てた前提の一部、ならびに（iii）シティの重要な事業子会社における事業上の最低限の流動性、および破綻時清算中にかかる子会社が通常業務を行うために必要な流動性資金の最低額に関するシティの見積り方法に関連するものでした。

また、同じく2016年4月に、連邦準備制度理事会およびFDICは、2017年度破綻時清算計画の提出のためのガイダンス（以下「2017年度ガイダンス」といいます。）を公表しました。2017年度ガイダンスは、規制当局が2017年度破綻時清算計画に期待する内容を、（i）資本、（ii）流動性、（iii）ガバナンスの仕組み、（iv）経営情報システムおよび支払決済業務等の運用に関する事項、（v）法人組織の合理化および分離可能性、ならびに（vi）デリバティブおよびトレーディング業務といった様々な領域にわたって明記しています。シティは、自らの2017年度破綻時清算計画提出において2017年度ガイダンスにも対処しなければなりません。シティの2017年度破綻時清算計画提出に関連してシティが現在とることを予定している一定の措置に関する詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「流動性リスク」－「長期債務」－「破綻時清算計画」をご参照ください。

同法第1編上、連邦準備制度理事会およびFDICが共同で、シティの破綻時清算計画には「信用性」がない（「信用性」という用語は定義されていませんが、同計画に「信用性」がないとは、規制当局が、同計画が実行可能でないか、またはそうではなくても同計画により規制当局が深刻なシステム・リスクを引き起こすことなくシステム上重要な機能を保護する方法でシティを破綻時清算することが可能でないと考える状態を意味する、と一般的には考えられています。）、または米国破産法に基づく秩序だった破綻時清算を円滑に行えないと判断し、シティが指摘された不備を是正した破綻時清算計画を再提出できなかった場合は、シティには、より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性に関する規制、または成長、活動もしくは業務に対する制限が課せられる可能性があります。もし何らかの規制または制限が課せられてから2年以内に、シティが指摘された不備を是正しなかった場合、シティは、最終的に一定の資産または事業の売却を要求される可能性もあります。かかる制限または措置は、シティの評判、市場および投資家の認識、業務ならびに戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティが株主に利益を還元することができるかどうかは、包括的資本分析およびレビュー（CCAR）のプロセスおよび規制当局によるストレステストの結果に大きく左右されます。

シティによる株主への利益還元の決定は、普通株式配当によるか、または株式買戻プログラムによるかにかかわらず、取締役会の承認に加えて、連邦準備制度理事会が要求する包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）のプロセスやドッド・フランク法に基づき要求される監督当局によるストレステストによるものを含め、規制当局の認可に大きく左右されます。

連邦準備制度理事会によるシティの自己資本の十分性についての査定が、連邦準備制度理事会の独自のストレステスト・モデルで行われているほか、連邦準備制度理事会が定義するシティの「資本充足プロセス」の詳細な査定を含む、いくつかの定性的な要素を用いて実施されているため、シティがCCARのプロセスの結果を正確に予測し、解釈し、それを関係者（ステークホルダー）に説明し、また、それにより、上述のシティに対する市場および投資家の認識への影響に対処することは、困難です。連邦準備制度理事会は、主要な資本充足の慣行を今後も進化させるとしており、またかかる慣行は、理事会が毎年、提出された資本計画を会社間で比較審査した上で決定する可能性が高いと述べています。同様に、連邦準備制度理事会は、年次ストレステストの要件を徐々に進化させることを目標に定めていますが、そのため、年次ストレステストにおける複数のパラメーター（ストレステスト・シナリオの厳格さ、シティのバランスシートに対する連邦準備制度理事会によるモデリングおよび連邦準備制度理事会が重要であるとみなす構成要素の追加（すなわち資金調達および流動性ショックといったマクロプルーデンシャルな検討事項）等）を随時変更する場合があると述べています。

さらに、2016年度下半期において、連邦準備制度理事会の上位理事は、理事会が年次ストレス要件を現在の自己資本要件に統一させることを検討している旨を示唆しました。今日まで連邦準備制度理事会による正式な提案はありませんが、議論されているストレステスト体制に対する変更には、とりわけ会社固有の「ストレス資本バッファ」 （以下「SCB」といいます。）の導入があります。これは、2.5パーセントを最低要件として、非常に不利なシナリオに基づくCCAR測定期間9四半期における会社の普通株式等Tier 1 資本比率の低下の最大限度に相当します。したがって、会社のSCBは、前年度のストレステストの結果により毎年変わることになります。理事らは、会社の現在の自己資本要件とCCARプロセスにおける資本配分の下限の一部の両方において、資本保全バッファをSCBに置き換える考えを検討しました。連邦準備制度理事会の上位理事は、SCBの導入は、会社のその時点で有効なGSIBサーチャージをストレステスト後の最低自己資本要件に組み込む効果があることにも注目しました。このことは、理事会が検討中であることを以前にも示唆していました。

連邦準備制度理事会のストレステストおよびCCAR体制に対するこれらの変更の範囲およびかかる変更によるシティへの最終的な影響については様々な不確定要素が存在しますが、これらの変更により、シティがストレステストの一環として保有しなければならない資本基準が引き上げられ、その結果、シティが株主に利益還元できる範囲に影響が及ぶ可能性があります。

シティ、その経営陣および各事業部門は、米国および世界規模において現在まさに生じている規制に関わる不確定要素および規制の変更を引き続き見直し、分析し、これらに対して上手く適応しなければなりません。

過去数年間、多くの地域で、シティおよびその事業に影響を及ぼす最終的な規則が採択されたにもかかわらず、シティ、その経営陣および各事業部門は、米国および世界規模の両方において現在まさに生じている規制に関わる不確定要素および規制の変更に引き続き直面しています。シティが直面している、現在まさに生じている規制に関わる不確定要素および規制の変更は、すべて列挙するには数が多すぎますが、その例として以下を記載します（これらに限定されるわけではありません。）。（i）米国の新大統領政権および議会に起因する不確定要素および起こり得る変更（近年成立しシティが実施している規制上の要件に対して起こり得る修正または撤廃を含みます。）、（ii）シティに適用される規制資本の枠組みの様々な点における変更の可能性（CCARリスク要因および「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」－「規制資本基準の展開」をご参照ください。）、ならびに（iii）英国の欧州連合（EU）離脱に係る投票結果によりもたらされる条件およびその他の不確定要素（下記の英国国民投票に関するリスク要因をご参照ください。）。

現在まさに生じている規制に関わる不確定要素および規制の変更によって、シティおよびその経営陣が長期的な事業計画、バランスシート計画および予算計画を立てることが困難になり、またはそれらの変更を余儀なくされます。例えば、新大統領政権は、一定の規制上の要件に対して様々な変更を検討しており、このことによりシティの経営陣による、シティ、シティの事業および事業計画に対する影響についての継続的な評価が必要となります。事業計画は、提案されまたはその可能性のある規則またはその結果に基づいて行う必要がありますが、それらは最終化されたときに、もしくは実施の際に、または世界各国の多くの規制機関によるその解釈のための指針により、大幅に変わる可能性があります。また、かかる指針が変更になる可能性があります。

さらに、米国と世界各国の規制案が必ずしも調整された上で実施または施行されとは限らないため、範囲、解釈、時期、構造または方法に関して相違がある分野が生じており、かつそれが引き続いており、その結果、単一の法域内での場合を含めて規制に不整合性または矛盾さえ生じています。例えば、2016年度下半期、欧州委員会は、EU域外に本店を有する大手銀行グループ（シティが含まれます。）に対し、EU域内中間持株会社の設立を義務付ける新たな要件の導入を提案しました。かかる中間持株会社を通じて、当該外国銀行はEU内に設立された2行以上の機関（銀行、ブローカー・ディーラーおよび類似の金融会社を幅広く意味します。）を擁します。この提案は、既存の米国による非米国銀行機関に対する米国中間持株会社設立要件に類似するものですが、もし採択された場合、シティの破綻時清算計画の立案、資本および流動性配分、ならびに様々な法域における効率性にとって複雑さが増すことになりかねません。規制上の変更により、シティのコンプライアンスおよび規制に係るリスクおよび費用も著しく増大しています（下記「オペレーショナル・リスク」をご参照ください。）。

英国におけるEU離脱の投票結果から生じる不確定要素はシティの事業、経営成績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

2016年6月に行われた国民投票の結果、英国はEU離脱を選択しました。国民投票の結果は、英国が公式な離脱手続が（2017年3月末までに開始されるかもしれないと示唆されていたものの）いつ開始されるか、および離脱条件を含めたEUとの離脱に関する交渉をいつ開始するかについて等、多くの不確定要素を発生させました。

シティに影響を与える可能性があるその他の領域の不確定要素としては、とりわけ以下が挙げられます。

（i）金融サービスの規制に関する交渉結果をもとに、シティが英国とEUの両方において自らの法的実体と会計上の形態に関する戦略もしくは構造に対して変更を行う必要があるかどうか、（ii）離脱による英国経済への、およびより広くは、ヨーロッパへの潜在的な影響、（iii）マクロ経済低迷によるシティのカウンターパーティーに対するエクスポージャーへの潜在的な影響、（iv）金利の変更等、米国の通貨政策に対する撤退もしくは撤退条件による影響、ならびに（v）外国為替相場（とりわけユーロおよび英ポンド）への潜在的な影響およびそれによるシティの経営成績もしくは財政状況への影響。英国のEU離脱の決定によるこれらのおよびその他の不確定要素は、シティの事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティの繰延税金資産（DTA）の価値は、米国、特定の州、地方もしくは国外の法域における法人税率が引き下げられた場合、または米国の法人税制度においてその他の改正が実施された場合、著しく低下する可能性があります。

ここ数年にわたり米国連邦法人税率の引下げについて協議が行われていますが、米国の新大統領政権および議会の考慮すると、かかる協議は新たな焦点が当てられ、また新たに注目を集めるようになりました。類似の協議は、特定の地域、州および国外の法域においてもなされています。

法人税率の引下げにより、シティは予想当期利益ベースでは恩恵を受ける場合がある一方で、現在協議されている提案、すなわち法人税率のさらなる引下げまたは世界的な課税制度から地域的な課税制度への移行等は、シティの繰延税金資産の価値を著しく低下させる可能性があります、そのことはまた、変更が施行される期間のシティの当期利益を著しく減少させる結果になる可能性があります。シティの繰延税金資産の価値の低下が一定のレベルを超えた場合、シティの規制資本もまた減少する可能性があります（米国の法人税制改革によるシティの規制資本への潜在的な影響の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」にある、現行の（バーゼルⅢ移行規定）およびバーゼルⅢ完全実施の両方に基づくシティの規制資本の構成要素についての表の注記をご参照ください。）。法人税制改革が行われる最終形態についての不確定要素の数を考えると、法人税制改革によってもたらされるシティの利益または規制資本への潜在的な悪影響を数値化することは不可能です。

シティが繰延税金資産（DTA）を活用し、シティの規制資本に対する繰延税金資産の悪影響を軽減できるかどうかは、米国課税所得を生み出すことができるかどうかにより左右されます。

2016年12月31日現在、シティの正味繰延税金資産は約467億ドルですが、そのうち約293億ドルは、完全実施された場合における米国バーゼルⅢ規則に基づき、シティの普通株式等Tier 1 資本から除外されています（詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」－「バーゼルⅢ（完全実施）」－「バーゼルⅢ（完全実施される先進的アプローチ）」に基づくシティグループの資本の構成要素」をご参照ください。）。また、2016年度末の正味繰延税金資産のうち、約142億ドルは外国税額控除（以下「FTC」といいます。）繰越に関するものでした。FTCの繰越可能期間は10年で、シティの繰延税金資産の中では最も時間的制約が大きい構成要素です。2016年度末のFTCのうち、約27億ドルは2018年に失効、残りの115億ドルは2019年度から2025年度に失効します。シティは、その期の税務申告において発生したFTCを、以前に繰り越したFTCを利用するより前に利用しなければなりません。

FTCを含む繰延税金資産の実現の会計上の取扱いは複雑で、繰延税金資産が発生している法域における将来の課税対象所得および利用可能なタックスプランニング戦略に関する重大な判断および見積りが必要となります。シティがFTCを含む繰延税金資産を活用し、繰延税金資産の裏付けとなる資本をより建設的な目的で利用できるかは、シティが該当する税繰越期間において米国の課税所得を生み出すことができるかによります。一部でも繰延税金資産の実現ができない場合には、それに相当する悪影響がシティの当期利益に及ぶことになります。

また、FTCの利用は、失効前に繰延税金資産のFTC繰越可能分を使い切る目的で米国における課税対象所得を最適化するための措置による影響を受けます。しかしながら、FTCに関するかかる措置は、時間的制約の少ない他の要素の繰延税金資産の増額につながる場合があります。さらに、FTCおよび他の一般の事業税額控除に対する税務申告上の制限によりシティが税費用を負担することとなり、税額控除が繰越可能であるにもかかわらず、繰延税金資産全体の利用率に影響を及ぼす可能性があります。このほか、繰延税金資産の利用は、引き続きシティのその他包括利益累計額の変動により影響を受けますが、その他包括利益累計額は、金利および為替レートの変動により影響を受ける場合があります。

FTCを含むシティの繰延税金資産の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」－「法人税等」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。

シティが対象となる広範囲に及ぶ税法について、シティの解釈または適用が関連政府当局のものとは異なる可能性があります。その場合には、追加の税金、罰金または利息を支払うことになる可能性があります。

シティは、米国およびその州や地方自治体、ならびにシティが事業を展開する多くの国外の法域における様々な税法に服しています。これらの税法は本質的に複雑なものであり、シティはこれらの税法の自らの法人、業務および事業に対する適用について判断および解釈をしなければなりません。シティの税法の解釈および適用（源泉徴収義務および印紙税その他取引税に関するものを含みます。）が、関連する政府の課税当局のものとは異なる可能性があり、その場合には、追加の税、罰金または利息の支払が課せられ、その金額が場合によっては相当なものになるおそれがあります。

シティが現在行っている事業投資が、予想または期待したほど成功しない場合があります。

シティは、グローバル個人金融部門におけるシティのグローバル・カードおよびウェルス・マネジメント事業ならびにインスティテューショナル・クライアント・グループにおける一定の事業等、自らの事業に対して引き続きの絞った投資を行います。シティはまた、自らのデジタル機能を向上させるため、技術システムに対する投資も引き続き行います。さらに、2016年度下半期において、シティは、予定として2020年度までにシティバナメックスに10億ドルを超える投資を行うことを発表しました。シティの投資戦略は、自らの事業戦略および優先事項の変化に応じて、引き続き進展および変化していく予定です。

シティが行ったまたはシティが行う自らの事業または経営への投資が、シティが期待しているほど利益や効果を生む保証はなく、または全く利益や効果を生まない可能性があります。さらに、シティが自らの予想投資利益率を達成できる能力は、とりわけマクロ経済状況、顧客の反応および現在進行中の規制上の変更等、シティのコントロールの及ばない要因に部分的に左右されます。

シティは、様々な小売業者および商店主との間で、共同ブランドのクレジットカードや自社のクレジットカードに関する関係を有していますが、これらの関係を維持できない場合またはこれらの関係を不利な条件で更新した場合には、シティの経営成績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティブランドのカードおよびシティの個人向けサービスのクレジットカード事業を通じて、シティは、通常の業務において、世界各国の様々な小売業者および商店主と多数の共同ブランドや自社カードに関する関係を有していますが、その関係に基づいて、シティは、小売業者または商店主の顧客にクレジットカードを発行しています。共同ブランドや自社カードに関する契約上、当事者間で経済的利益を分配することを定めていますが、通常、契約期間に定めがあります。この関係のうち上位5社からの収益の合計は、2016年度のシティの収益の約11パーセントを占めています。

かかる関係に関して、シティを含むカード発行会社間で相当な競争が生じており、近年、同じ条件でかかる関係を維持することが著しく困難になっており、または全く維持できないこともあります。かかる関係は、小売業者もしくは商店主の経営困難、シティ、小売業者もしくは商店主側の義務違反を理由とする解除、または破産、清算、事業再編成、統合その他類似の事由を含む外部要因およびその他類似の要因によっても、悪影響を受ける可能性があります。これらの要因のいずれかが生じた場合に、小売業者もしくは商店主の交代または他のカード商品の提供等、シティには様々な緩和措置を利用できる可能性があるものの、これらの事由は、収益の損失、取得したクレジットカードに関する関係および契約に関連する無形財産の減損またはその他の損失の結果として生じるものを含め、シティの経営成績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります（シティのクレジットカードに関する無形財産全般については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。）。

世界のマクロ経済および地政学上の課題は、シティの事業および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

シティは、マクロ経済および地政学上の課題、不確定要素および変動により、事業および経営成績に対する悪影響にこれまで直面してきましたが、今後も直面する可能性があります。

例えば、エネルギー価格およびその他の商品価格は、2015年度下半期から2016年度にかけて著しく低下しましたが、この低下は、多くの金融市場、国および産業に影響を及ぼしました。一部のヨーロッパ諸国の経済状況および財政状況は、依然として脆弱であり、さらなる国々が欧州連合を離脱する可能性に対する懸念および不確定要素がヨーロッパに依然として存在します。また、政府の財政金融措置は、実施が予想される措置も含めて、世界の金融市場、為替相場および国家間の資本移動の変動性に影響を及ぼしています。さらに、米国の新大統領政権は、保護貿易その他の政策を進めることを示唆しており、そのことによってマクロ経済または地政学上の課題、不確定要素および変動が増す可能性があります。

上記を含めた世界におけるマクロ経済および地政学上の課題、不確定要素および変動により、シティの与信費用、マーケットツ&セキュリティーズ・サービスおよびその他の事業における収益、その他包括利益累計額（シティの純資産額および有形純資産額に悪影響を及ぼす要因となります。）を含めて、シティの事業、経営成績および財政状態に悪影響が生じましたが、今後も悪影響が生じる可能性があります。

シティは、新興市場においてプレゼンスを有しているため、種々のリスクによる影響を受けやすく、またコンプライアンスおよび規制に係るリスクおよび費用の増加に直面しています。

2016年度において、新興市場からの収益は、シティの収益合計の約36パーセントを占めていました（シティは、概して、ラテンアメリカ、アジア（日本、オーストラリアおよびニュージーランドを除きます。）、中東欧、中東およびアフリカを新興市場と定義しています。）。

シティは、新興市場においてプレゼンスを有しているため、種々のリスクによる影響を受けやすく、かかるリスクには、各国政府債務の変動性、政治的な事象、為替管理、海外投資の制限、社会政治上の不安定性（ハイパーインフレーション等）、詐欺、国有化、認可の喪失、事業制限、制裁または資産凍結、刑事責任を問われる可能性、支店または子会社の閉鎖および資産押収等が含まれます。例えば、シティは、直近の事例も含めて厳しい為替管理が行われ、現地通貨の米ドルへの交換や国外への送金が制限されているアルゼンチンやベネズエラ等の複数の国で事業を展開しています。また、過去数年にわたり、シティが事業を行っている一部の新興市場において詐欺があったことが判明したこともありました。ロシア、ウクライナおよび中東等の一部の国において、政治的な混乱およびそれ以外の不安定な状態が生じたこともありますが、その場合には過去数年にわたり経営陣の時間および注意を注ぐ必要がありました（例えば、ロシア経済に対する制裁が及ぼすシティの事業および経営成績に対する影響に関して、モニタリングを実施しました。）。

シティが新興市場においてプレゼンスを有していることも、コンプライアンスおよび規制に係るリスクおよび費用が増加している要因となっています。例えば、新興市場におけるシティの業務（顧客のためのクロスボーダー取引の支援を含みます。）によって、主に世界規模の企業活動の様々な側面に注力している米国の規制（マネー・ロンダリング防止規制および米国海外腐敗行為防止法等）に基づきシティが直面するコンプライアンスに係るリスクは拡大しています。これらのリスクは、発展度の低い市場ほど深刻になり得るため、コンプライアンスに係るインフラに対する多額の投資が必要になる可能性があり、またはシティの業務の一部が削減される可能性があります。適用ある米国の規制、および世界規模の事業展開の結果、事業を展開する国または市場の規制をシティが遵守しない場合には、罰金、罰則、差止命令またはその他による類似の制限が課せられる可能性があり、いずれもシティの経営成績および評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

連邦準備制度理事会が最近公表した最終の総損失吸収能力要件は、遵守できない場合にどうなるかについては不明確であり、シティの適格債務の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

ドッド・フランク法第2編は、一定の状況において、シティを含むシステム上重要な銀行を破綻時清算させる権限をFDICに対して付与しています。FDICは、かかる破綻時清算において、ほとんどの場合、例えばシティグループのような銀行持株会社を破綻時清算させ、シティの事業子会社に資本再編成を実施させて破綻時清算手続の範囲外に置き、シティグループの株主および無担保債権者（無担保長期債務者を含みます。）にシティの破綻時清算による損失を負担させる「シングル・ポイント・オブ・エントリー戦略」を選択することを方針とする旨を記載した通知を発表しました。

この戦略に沿って、2016年12月15日、連邦準備制度理事会は、シティを含むGSIBに対して、（i）最低水準の外部「総損失吸収能力」（以下「TLAC」といいます。）債務および長期負債（以下「LTD」といいます。）を発行し、その水準を維持すること、かつ（ii）銀行持株会社において種々の「クリーン持株会社」の要件を遵守することを義務付ける最終規則を公表しました。最終TLAC要件の概要については、下記「グローバル・リスクの管理」－「流動性リスク」－「長期債務」－「総損失吸収能力（TLAC）」をご参照ください。

最終TLAC規則では、規則提案において生じていたいくつかの領域の不確定要素に対処した一方で、最近公表された規則の一定の重要な側面について不確定要素が残っており、さらに明確化されるか、または解釈のためのガイダンスを必要とする可能性が高くなります。まず、外部LTD要件に違反した場合にどうなるかが不明確です。最終規則において「救済」期間が設けられていないため、確実に遵守するためにシティは最低要件を上回る追加の外部LTDを発行しなければならない可能性があります。同様に、クリーン持株会社の要件に違反した場合の結果は不明確であり、救済期間がありません。したがって、シティは、自らの第三者の偶発債務以外の債務について、クリーン持株会社要件において求められる5パーセント上限を何らかの事情で違反することになることを避けるため（とりわけ発行済みの債務の一部についてはシティのコントロールが及ばないため）、かかる5パーセント上限を十分下回るよう銀行持株会社レベルで削減すべきかを決定することが必要となります。

さらに、最終規則は、連邦準備制度理事会に対して、連邦準備制度理事会の見解において債務の損失吸収能力を「著しく減損させる（significantly impair）」一定の側面を有する債務を銀行持株会社の残存外部LTDから除外する権限を与える新たな「回避防止（anti-evasion）」規定を導入しました。実際、この規定は、連邦準備制度理事会に対して、シティに対応するよう通知し対応の機会を与えた後に、一定の顧客に関連する債務等の一定のLTDを、シティの報告済みの外部LTDから除外することを認めることになり得ます。それによって外部LTDの最低要件が遵守できなくなり、上記の不明確な事態に陥り、シティの市場における評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

信用リスク

リスクの集中により、シティが重大な損失を被る可能性が増大することがあります。

リスク（特に信用リスクおよび市場リスク）が集中すると、重大な損失がシティに発生する可能性が高まります。2016年12月31日時点で、シティの信用リスクが最も集中しているのは、米国政府およびその機関で、主に米国政府およびその機関が発行したトレーディング勘定資産および投資有価証券から生じたものです（詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記23をご参照ください。）。シティはまた、銀行、保険会社、投資銀行、政府、中央銀行およびその他の金融機関等の金融サービス業界のカウンターパーティーと日常的に大量の証券、トレーディング、デリバティブおよび為替取引を行っています。

規制および市場の動向により、特定の清算機関、中央代行機関、取引所またはその他の金融市場ユーティリティを通じて取引活動がさらに集中する場合、シティにとってこれらの業界におけるリスクの集中度が高まるおそれもあります。これらのリスクの集中は、大規模なカウンターパーティー、中心となるカウンターパーティーである清算機関または金融市場機関ユーティリティの破綻リスクとともに、シティのヘッジ戦略の有効性を制限する可能性があります、シティに相当な損失が生じる可能性があります。

流動性リスク

十分な流動性および資金調達を維持することができるかは、市場の混乱およびシティのクレジット・スプレッドの拡大等シティのコントロールの及ばない要因等、数多くの要因に左右されます。

世界的な金融機関として、十分な流動性および資金調達源を確保することは、シティの事業にとって不可欠です。シティの流動性および資金調達源は、金融市場の全般的混乱、政府の財政政策・金融政策、規制内容の変更またはシティの信用度に対する投資家による否定的な見方等、自らのコントロールの及ばない要因により、著しい悪影響を受けることがあります。

また、シティの預金、有担保資金および長期の無担保資金の調達およびその手段に係るコストは、そのクレジット・スプレッドと直接的な関係があります。クレジット・スプレッドの変動は常に発生し、市場の動向に基づいていますが、市場の動向には外部市場の要因およびシティに特化した要因の両方が含まれ、変動幅が非常に大きくなることもあります。シティのクレジット・スプレッドは、シティの長期債務を参照債務とするクレジット・デフォルト・スワップの購入者のコストの変動による影響も受ける場合がありますが、当該コストは外部市場の要因およびシティ特有の要因による影響を受けます。

さらに、他の市場参加者が同じ時期に市場を利用しようとする場合、または市場への意欲が減退する場合（流動性の危機その他市場危機において発生することが多いです。）、シティが資金を調達する能力が損なわれる場合があります。市場の流動性が急落した場合、引受および資本市場活動が一時的にまたはそれより長期にわたって妨げられる可能性もあります。また、清算機関、規制当局、顧客およびシティと取引がある金融機関が市場の認識または市況に応じて追加の担保を要求する権利を行使する場合があります、その場合にはシティが資金調達を利用できる可能性およびそのコストがさらに悪化する可能性があります。

持株会社として、シティは、自らの配当原資ならびに負債およびその他の債務の弁済原資として子会社からの利益、配当、分配およびその他の支払に依存しています。シティの米国内外の子会社の中には、自己資本比率規制または現地のストレステスト要件等その他の規制上もしくは契約上の制約により、かかる支払を行う能力が制限され、または制限されるおそれがある会社もあります。シティが子会社から受領する支払に対する制限によって、シティの流動性も影響を受ける可能性があります。

格付機関は、シティおよびその一部の子会社の信用格付けを継続的に見直しており、格付けの引下げが実施された場合には、資金調達能力の低下および資金調達費用の増加により、シティの資金調達および流動性に悪影響（追加で現金債務または担保要件が必要となり得るデリバティブ・トリガーを含みます。）が生じる可能性があります。

フィッチ、ムーディーズおよびS&Pのような格付機関は、シティおよびその子会社の一部を継続的に評価していますが、シティおよび重要性の高い子会社の長期／非劣後債および短期／コマーシャル・ペーパーの格付けは、単体の財務の健全性のほか、格付機関の固有の格付手法・想定、および金融サービス業界や市場全体に影響を及ぼす条件等、必ずしもシティおよびその子会社のコントロールの及ばない要因を含む複数の要因に基づいています。

シティおよびその子会社は、現在のそれぞれの格付けを維持することができなくなるおそれがあります。格付けの引下げが実施された場合には、シティが資本市場その他の資金調達源を利用する能力とそのコスト、および一定の預金を維持する能力に悪影響が生じる可能性があります。また、格付けの引下げが実施された場合には、資金調達能力の低下によりシティの資金調達および流動性に悪影響（デリバティブ・トリガーの影響を含みますが、その場合には、現金債務および担保要件の充足が必要になる可能性があります。）が及ぶ可能性があります。さらに、格付けの引下げが実施された場合、その他の資金調達源、例えば有担保による資金調達または明確なトリガーが存在しないその他の証拠金取引にも悪影響を及ぼす可能性があり、また、シティのカウンターパーティーおよび顧客との間の契約条項およびその他の信用条件（これらには、シティによる第三者資金の保有のための最低格付基準が定められる場合があります。）にも悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、信用格付けの引下げが実施された場合には、シティが現時点で把握しておらず、またはシティが計測できない影響を及ぼすことがあります。例えば、許容可能なカウンターパーティーに関して格付制限を設定している法人もあり、それをシティが認識しているものも、していないものもあります。また、一部のシティの顧客（特に、法人顧客およびトレーディング・カウンターパーティー）が、格付けの引下げにより、シティとの取引関係を見直し、シティとの間において一定の相対取引および市場商品の取引に制限を設ける可能性があります。顧客やカウンターパーティーの行動に変化が生じた場合に、シティの資金調達および流動性だけではなく、一部のシティの事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。シティまたはシティバンクの信用格付けの引下げによる潜在的な影響の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「流動性リスク」をご参照ください。

オペレーショナル・リスク

シティの業務システム障害は、シティの評判、顧客、事業または経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティの業務の大部分は、機密情報等の情報の安全な処理、保存および送信、ならびに大量の複雑な取引に対する分刻みのモニタリングに大きく依存しています。例えば、グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループにおけるクレジットカードおよびセキュリティーズ・サービスの事業を通じて、シティは、個人、法人および政府の顧客に関する膨大な量の個人情報および顧客固有の情報を取得し保存しており、また膨大な顧客取引情報を正確に保存し、反映しなければなりません。

新しい技術が徐々に浸透し、金融取引を実施する際のインターネット、モバイル機器およびクラウド・テクノロジーの利用が拡大しているため、シティのような大規模かつ世界規模の金融機関は、これらの業務から生じる業務障害またはサイバー事故もしくは情報セキュリティ事故によるリスクが拡大する状況に直面してきており、今後も同様に直面することになります（サイバーセキュリティ・リスクの詳細については、下記をご参照ください。）。これらの事故は予測不能であり、従業員の人為的ミス、詐欺もしくは悪意、偶然の技術的な障害、停電もしくは通信障害、コンピュータ・サーバーの停止、またはシティの財産もしくは資産に対するその他類似の被害等、多くの要因から発生し得るものですが、その要因のすべてをシティがコントロールできるわけではありません。これらの問題は、シティが取引している第三者による障害、例えばインターネット、モバイル・テクノロジー、クラウド・サービスのプロバイダーまたはその他のベンダーが自らのシステムに適切なセーフガードを行い損ね、システム障害その他のサイバー攻撃を回避し損ねた場合も発生する可能性があります。

かかる事態は、シティのオンライン・バンキング・システムまたはモバイル・バンキング・プラットフォームが一時的に利用できなくなる等、シティの業務ならびに顧客および第三者の業務を停止または機能不全に陥らせる可能性があります。シティの事業が世界規模であること、およびシティが処理する取引が大量であることから、一定のミスまたは行為が、発見され矯正される前に、繰り返されまたはその状況が悪化する場合がありますが、その場合には、そのコストおよび影響がさらに増大する可能性があります。かかる事態はまた、経済的な損失ならびに機密情報およびその他の資産の不正流用、破損または喪失をももたらす可能性があります、そのことはシティの評判、顧客、事業または経営成績および財政状態に、おそらく重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

シティのコンピュータ・システムおよびネットワークは、絶えず進化するサイバーセキュリティにより増大するリスクまたはその他の技術上のリスクの影響を、これまでも、また今後も引き続き受けやすく、そのために顧客の機密情報の盗取、喪失、悪用、漏洩が生じたり、シティの評判が損なわれたり、シティに追加費用が発生したり、規制当局による罰金、法的リスクおよび経済的な損失が生じる可能性があります。

シティのコンピュータ・システム、ソフトウェアおよびネットワークは、不正アクセス、データ（顧客の機密情報を含みます。）の喪失または破損、口座乗っ取り、サービス利用不能、コンピュータ・ウイルスまたはその他の悪質なコード、サイバー攻撃およびその他類似の事由等、日々発生するサイバー事故のリスクに直面しています。

これらの脅威は、サイバー活動に従事する犯罪組織、過激派団体および一定の外国の国家主体を含む外部当事者から発生する可能性があります。シティと取引のある第三者ならびにシティの顧客が取引している小売業者およびその他の第三者が、サイバーセキュリティまたはその他のオペレーショナル・リスクおよび技術的なリスクの発生源になる場合もあり、とりわけ顧客の活動が、シティのセキュリティおよびコントロール・システムの範囲外にある場合にその可能性があります。例えば、シティは、顧客のクレジットカード取引の処理、顧客対応のウェブサイトへのコンテンツのアップロード、および新商品・新サービス用のソフトウェアの開発等、一定の業務を外部委託しています。この関係は、第三者がシティのウェブサイトホスティングすることや第三者がシティのウェブサイトアクセスすることによって顧客情報の保存や処理を許すことになり、その結果、脆弱もしくは悪意のあるコードが組み込まれたり、導入されたりする可能性があります、それによってシティの顧客に影響を及ぼすセキュリティ違反が発生する可能性があります。さらに、ここ数年のデリバティブ規制改革等を通じて、金融機関と中央代行機関、取引所および清算機関との相互関係が増しているため、シティが第三者を通じてサイバー攻撃に晒されるリスクが拡大しています。

さらに、サイバー事故の影響が拡大し、重大なものになり得る場合があることを示す証拠として、近年、複数の米国の小売業者および金融機関ならびにその他の多国籍企業が、顧客データが漏洩し、その結果、資産の窃盗または企業情報もしくはその他の資産の盗用もしくは破損となったサイバー事故を公表しました。さらにここ数年、米国政府および複数の多国籍企業が、サイバー事故が発生したことにより、コンピュータ・システムに影響が生じ、その結果何百万もの顧客や従業員のデータが危険に晒されたと公表しました。

公表されたこのようなサイバー事故等により、シティに重大な影響が生じたわけではありませんが、シティは、過去数年間、別の外部からの故意によるサイバー事故に直面してきました。かかるサイバー事故には、(i) 顧客に対するサービスの停止を試みたサービス停止攻撃、(ii) データ漏洩、それによる顧客の口座データに対する不正アクセス、および (iii) 顧客のふりをしてシティのシステムに不正に侵入し顧客データを抜き取ることを可能にしようと試みた、顧客のシステムに対する悪意あるソフトウェアによる攻撃がありました。シティのモニタリングおよび保護サービスは、シティのシステムを標的としたこれらの事故が重大なものとなる前に検出し対応することができましたが、限定的な損失が発生した場合もあり、また今後の類似するサイバー事故の脅威を監視するための費用が増加しました。このようなサイバー事故が今後起こらないという保証はなく、その発生頻度や規模が拡大する可能性があります。

さらに、シティは、侵入検知・防御システムおよび重要な業務用アプリケーションを保護するためのファイアウォールのモニタリング等の手段で、システムおよびネットワークを実行、維持、監視し、定期的にバージョンアップするために相当の資源を投入していますが、これらの手段またはその他の手段により、完全なセキュリティが確保できる保証はありません。また、サイバー攻撃を引き起こすために用いられる方法は頻繁に変わり、場合によっては実施されるまで認識されないため、これらの方法が明らかになるまで、シティは、有効な防止策を実施したり、積極的に対応したりすることができない場合があります。また、シティは、オンサイト・セキュリティ管理評価の実施および第三者のアクセス権を業務上の役割を果たすために必要最小限の権限に制限すること等、外部委託から生じるリスクを軽減する一定の措置を講じていますが、これらの措置はすべての外部サイバー攻撃、情報漏洩または類似の損失を回避することはできません。

サイバー事故は、顧客の個人情報、機密情報または専有情報が暴露され、顧客および市場からシティの信用が損なわれ、顧客の不満が発生し、シティに（与信費用を含め）追加の費用（システムの修復、顧客の支払用のカードの交換、または新たな人員の配置または保護技術の導入等）が発生し、規制当局により罰金が課せられ、訴訟が発生し、また、シティおよび顧客の双方に（資金の損失を含め）金銭的損失が発生する可能性があります（サイバー事故による潜在的な影響についての詳細は、上記の業務システムに関するリスク要因をご参照ください。）。

シティは、かなりの金額の自家保険による控除免責条項を含んだ保険約款を条件とし、一定のサイバー・リスクを補償範囲とする保険を付していますが、すべての損失を補償するにはかかる付保では十分ではない場合があります。

シティの財務諸表における仮定または見積りが不正確である場合、重大かつ予期せぬ損失が将来的に発生する可能性があります。財務会計・報告基準またはその解釈の変更は、シティによる財政状態および経営成績の記録・報告の方法に重大な影響を及ぼす可能性があります。

シティは、米国GAAPに準拠して財務諸表を作成する際に、訴訟および規制上のエクスポージャーに関連する引当金、繰延税金資産の評価、貸倒引当金の見積りならびに一定の資産および負債の公正価値等、一定の仮定および見積りを用いることが要求されています。シティの財務諸表の基礎をなす仮定もしくは見積りが正しくない、または将来実際に生じた事象と異なる場合には、シティに予期しない、場合によっては重大な損失が発生する可能性があります。

財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）は、施行された場合には（シティが仮定または見積りを用いることが要求されている分野を含め）シティの財務諸表の重要な側面に影響を与える複数の財務会計・報告基準またはその解釈を公表しました。例えば、FASBの信用損失に関する新たな会計基準は、2020年1月1日から施行されますが、金融資産の信用損失をより早期に認識することを求めています。新会計モデルでは、当期利益を通じて公正価値で計上されていない金融資産（貸出金および満期保有目的有価証券等）の満期までの「予想信用損失」を金融資産の組成時に計上することが求められており、これは、一般的に損失が認識前に「発生する」ことを求める従来の米国GAAPに基づく複数の減損モデルに置き換わることとなります。その他の会計基準の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

財務会計・報告基準または解釈の変更は（FASBまたは他の当局が公表または要求したものであるとないにかかわらず）、業務上、困難な状況を引き起こし、シティがこれまで財務諸表の作成時に使用していた一定の仮定または見積りを変更する必要に迫られる可能性があります。その場合には、シティ全般または特定の事業の財政状態および経営成績の記録・報告方法に悪影響が及ぶ可能性があります。シティの財務諸表を作成する際に仮定および見積りが用いられる主要な分野の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。

米国および世界各国において規制内容の変更や追加が継続的に実施され、その解釈が行われているため、シティのコンプライアンスに係るリスクおよび費用が増大しています。

上記のとおり、過去数年間、シティは、あらゆる事業および部門において相当数の規制内容の変更に対応することが求められてきましたが、この変更は今後も続きます。場合によっては、シティによる規制上の要件の実施は、流動的なまたは矛盾抵触する規制当局による指針、法的な異議申立てまたは最終的な規則を修正または撤回させる法的措置と同時に行われています。さらに、多くの場合これらの変更は、完全に新たな規制上の要件または規制体系となりますので、これらの要件を遵守する際に具体的に必要な事項に関して規制当局が何を期待しているかは、明らかではありません。このコンプライアンスにおける不確定要素と合わせて、ガバナンスおよびリスク管理の慣行（コンプライアンスに係るリスクおよび規制リスクを含みます。）を対象とした、金融サービス業界に対する米国および世界各国の規制当局による調査が強化され、またその期待も高まっています（シティのような金融機関の「コンダクト・リスク」および業界の「企業文化」に対する規制当局による期待の高まりについては、下記の訴訟および規制上の手続に関するリスク要因をご参照ください。）。これらのすべての要因により、シティのコンプライアンスに係るリスクおよび費用が増大しています。

コンプライアンスに係るリスクおよび費用が増大する要因となった規制上の変更の例は、（i）ボルカー・ルール（同ルールは、自己勘定取引禁止を支える膨大な文書化を含め、シティに広範囲で世界規模のコンプライアンス体制を整備することを求めています。）ならびに（ii）クロスボーダーのデータ移行の制限に係る法律の増加（データの所在ならびに保護およびプライバシーに関する法律等がありますが、これらはマネー・ロンダリング防止法と抵触したり、それに関するコンプライアンス上の複雑性を増大させたりしかねません。）があります。

広範なコンプライアンス要件は、規制または要件を遵守できなかった場合または期待されているように遵守できなかった場合には、強制執行や規制上の手続が課せられる場合があるため、風評リスクおよび法的リスクが増大する可能性があります（詳細については、下記の訴訟および規制上の手続に関するリスク要因をご参照ください。）。また、増大し、継続しているコンプライアンス要件および不確定要素により、シティが負担する費用が増加しています。例えば、2008年度末の全従業員数323,000名のうち、リスク・規制・コンプライアンス対応のスタッフは約14,000名であったのに対して、2016年度末は、全従業員数219,000名のうち約29,000名でした。規制およびコンプライアンスに係る費用の増加は、シティが現在実施している通常業務における経費削減の取組みを妨げかねず、さらに、これまでに述べた現在行っている設備投資策から撤退しなければならない可能性を含め、経営陣に資源の再配分を迫ることがあり得ます。

シティは、広範な訴訟、規制上の手続、および規制当局による調査の対象となっており、当該手続の結果、重大な罰則が適用される可能性があるほか、シティ、シティの事業および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

シティは、常に、多数の訴訟および規制上の手続を抱え、多数の政府または規制当局による調査の対象となっています。このような手続および調査が行われる頻度は、過去数年の間に著しく増大し、世界各国の司法、規制および政治的な環境は、全般的に大規模な金融機関にとって不利となっています。米国における連邦および州の規制および実施体制が複雑であること、またシティの事業範囲が世界的な規模であることを考慮すれば、単一の事由または問題が、米国における連邦および州の複数の機関によるものか、または異なる法域における複数の規制当局および政府機関によるものか、いずれであっても多数の調査および規制上の手続が重複して発生する場合があります。

さらに、米国内外の規制当局は、「コンダクト・リスク」をより重視するようになりました。「コンダクト・リスク」は、不正行為の中でも特に、消費者、投資家または市場を害する可能性がある従業員およびエージェント（シティが利用する第三者ベンダーを含みます。）の行為（プロダクトおよびサービスの不正な生成、販売、マーケティングもしくは管理またはそれに関する不正なインセンティブ報酬プラン、当事者の個人情報の保護の不对応、または利益相反の特定および管理の不成功等）に関連するリスクについて述べる際に用いられる用語です。シティのコンプライアンスに係るリスクの増大に加えて、コンダクト・リスクを重視する姿勢により、従来受け入れられていた行為で、従来よりも調査の対象となる可能性が増大した行為に関するものも含めて、規制上の手続またはその他の執行機関による手続が新たに設けられ、また、新たな民事訴訟が提起される可能性があります。さらに、シティは、顧客、投資家または市場を害する可能性がある従業員およびエージェントの行為を防止し、発見する手段を多数講じているものの、かかる行為は常に発見し、防止することが可能というわけではありません。銀行当局は、シティのような金融サービス業者の全体的な企業文化にも注目しています。シティの企業文化において欠陥があるとみなされることが規制上の制約または構造改革のみならず、規制上の手続に結びつく可能性があります。

さらに、シティが対象となっている訴訟または規制上の手続、およびその他の訴訟または規制上の手続において求められる救済手段の厳格さは、過去数年の間に著しく増大しています。米国および一部の国際的な政府機関が、金融機関を刑事訴追し、または金融機関に対する有罪判決を求める傾向が強まっています。また、米国の検察当局によって、法人被告との間の司法取引により有罪答弁または起訴猶予合意に至るほか、金融機関にその他の刑事上の制裁が課されることが多くなっています。2015年5月、シティの関係会社は、シティの外国為替事業における行為に対する米国司法省の調査を終了させるため、反トラスト法違反に関する罪状を認め、相当額の罰金を支払いました。米国および国際的な政府機関により将来このような措置が実施された場合には、顧客および事業の喪失、商品およびサービスの提供ならびに／または一部の事業の運営が不可能になる等、付随的であるものの重大な影響が、金融機関に及ぶ可能性があります。シティは、シティが関知していない事項または行為に関するものも含めて、将来、類似する種類の刑事上の救済手段、同意判決、制裁措置、相当額の罰金および制裁金またはその他の要件を受け入れる必要に迫られ、またそれらの対象となる可能性があり、その結果、シティの事業、事業慣行、財政状態または経営成績が重大な悪影響を受け、シティの業務を大幅に変更する必要性が生じ、またはシティの評判が損なわれる可能性があります。

さらに、シティに対して提起された大規模な請求（民事訴訟および規制上の両方）の多くは、極めて複雑で進展に時間がかかり、新たな法理論または実証されていない法理論が求められる可能性があります。したがって、手続が終盤を迎えるまで、かかる手続の結果の予測または見積りは困難です。シティは会計基準に従って訴訟および規制事項のための引当金を設定していますが、シティの引当金の見積りおよびその変更には、相当な判断が必要であり、重大な不確定要素を伴う場合があります。これらの事項に関して最終的に負担する損失額は、引当金額を大幅に上回る場合があります。また、一定の和解は裁判所の認可を要しますが、認可が得られない場合があります。

シティの訴訟および規制上の手続および事項（法務引当金の計上に関するシティの方針を含みます。）の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。

シティのリスク管理モデルが効果的ではなく、またはその修正もしくは改善が必要な場合、シティは、重大な損失を被り、またはその規制資本や自己資本比率に悪影響が生じる可能性があります。

シティは、業務を行う上で想定される様々なリスクを分析および監視する場合を含め、リスク管理およびリスク軽減の戦略の一貫として幅広い分野で複数のモデルを使用しています。例えば、シティは、全社的な様々なストレステストの中で複数のモデルを使用しています。シティが業務を行う金融市場や環境が複雑で、広範囲で、かつ急激に変化していることから、シティのような世界規模の金融機関で、これらのリスクの管理を実施することは通常より困難を伴います。

このようなモデルおよび戦略に使用される手法（多くの状況における過去のデータの使用を含みます。）および判断が、シティが業務を行うすべての市場環境下におけるあらゆる経済財務上の結果を予想したり、その結果の詳細や時期まで予測したりできないものであるため、このようなモデルおよび戦略には、本質的な限界があります。シティは、リスク管理モデルまたはリスク管理戦略がこれらのリスクを予想または管理する上で効果的ではない場合には、重大な損失を被る可能性があります。

さらに、シティのバーゼルⅢ規制資本モデル（信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するモデルを含みます。）は、依然として規制当局による継続的な審査および承認の対象になっていますが、審査を経て（要求されたかにかかわらず）当該モデルが改良、修正または改善される場合があります。かかる継続的な審査、およびシティに適用される規制資本の枠組みに関する米国銀行当局による将来の変更または指導の結果行われる修正または要求により、シティのリスク加重資産に重大な変化が生じており、このような重大な変化が今後も生じる可能性があります。このような変化により、シティの自己資本比率、およびシティが規制資本要件を想定どおりまたは要求どおりに満たす能力に悪影響が及ぶ場合があります。

シティが、何らかの理由で非常に優秀な従業員を雇用し確保しておくことができない場合には、シティの業績およびその個別事業の業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

シティの業績および個々の事業の業績は、能力が高い従業員の才能および努力に大きく依存しています。特に、シティが引き続き事業において競争することができるか、事業を効率的に管理することができるか、また世界戦略を引き続き実行することができるかは、新規の従業員を引きつけ、既存の従業員を確保し、そのやる気を引き出すことができるかにかかっています。何らかの理由で、シティが非常に優秀な従業員を引きつけ、確保することができない場合には、シティの業績（その競争優位性を含みます。）、全社的な戦略の成功裏の実施および経営成績は、悪影響を受ける可能性があります。

シティが従業員を引きつけ、確保できるかは、多くの要因に左右されますが、その要因にはシティのコントロールの及ばないものもあります。例えば、金融サービス業内外の人材獲得の競争相手と比較して、シティが事業を行う規制環境が強化され、政治環境の緊張が高まっていることを考慮すると、シティが将来優秀な従業員を引きつけ、確保することがより困難になる場合があります。シティが従業員を引きつけ、確保できる可能性に影響を及ぼすその他の要因には、シティの企業文化、報酬、会社の経営陣およびリーダーシップ、ならびに個々の事業、問題となる特定の市場または地域におけるシティのプレゼンスおよびシティが提供する職業的機会が含まれます。一般的に、銀行業界は、他の業界と比べて役員・従業員報酬に関して厳しい規制があります。かかる規制には、インセンティブ報酬に関する繰延要件およびクローバック（報酬返還）要件その他の制限が含まれます。シティは、人材獲得市場において、人材獲得を巡って、インセンティブ報酬の体系に関して重大な規制の対象となっていない法人と競合関係になることが多くあります。

[次へ](#)

グローバル・リスクの管理

概要

効果的なリスク管理は、シティの事業全体にとって最も重要な事項です。したがって、シティのリスク管理プロセスは、シティが事業を行う上で負う主要なリスクを監視し、評価し、管理するように設計されています。とりわけ、シティが従事する事業およびこれらの事業により生じるリスクは、シティの使命および価値提案、シティの指針となる基本原則、ならびにシティのリスク選好に合致していなければなりません。

リスク管理は、倫理的な文化という基礎の上に構築されなければなりません。シティは、シニア・リーダーによって策定され、会社全体に周知されているシティの使命および価値提案の下に、最高の倫理基準を常にとることによって公衆の信頼を獲得、維持すると同時に、成長と経済発展に寄与する金融サービスを、責任をもって提供することによって、信頼されるパートナーとして顧客に奉仕しようと努力しています。そのため、シティは全従業員に対し、当社の顧客の利益となり、経済的価値を生み、かつ常に全体として信頼できること、という3つの基準を確実に満たす判断を行うよう求めています。さらにシティは、シティの使命および価値提案の実現をその目的の一部としてシティのリーダーシップ基準において定められた、期待される行動規範に照らして、従業員の業績を評価しています。コンダクト・リスク、倫理およびリーダーシップ、上申、ならびに顧客の公平な取扱いに関連する、その他の企業文化関連の取組みは、シティがその使命および価値提案を実行するのに非常に役立っています。

シティの全社的なリスク・ガバナンス・フレームワークは、シティが全社を通じてリスクを特定し、測定し、管理し、監視し、報告し、統制する方針、手続およびプロセスで構成されます。また、リスク・ガバナンス・フレームワークでは、シティのリスク・カルチャーが強調されており、シティのリスク・カルチャーを強化すること、この企業文化を組織内にしっかりと定着させること、および従業員が健全かつ倫理的なリスクに関する決定を行い、適切に問題提起できる手段を与えることを企図して実施される基準、手続およびプログラムが展開されています。リスク・ガバナンス・フレームワークは、米国通貨監督局（OCC）の高度化された基準の期待と整合するように展開されています。リスク・ガバナンス・フレームワークは、バーゼル銀行監督委員会による銀行に関するコーポレート・ガバナンス原則の関連する部分ならびに連邦準備制度理事会による銀行持株会社および外国銀行組織に関するより厳格なプルデンシャル基準の関連する部分とも整合しています。

4つの基本原則 — 共通目的、責任のある財務、創意工夫、リーダーシップ — は、シティがその使命を果たす際の指針となるものです。シティグループ取締役会の承認を受けたシティのリスク選好は、適用される資本、流動性およびその他の規制上の要件に沿って、シティの戦略的目的と事業計画を達成するために、取締役会と経営陣が引き受ける意思のあるリスクの全体的な水準と種類を明確にしています。

シティは、その使命および価値提案ならびにリスク選好の範囲内における業務の遂行を追求しつつも、シティの基礎的事業戦略を支えるために選択的にリスクを負担します。

シティのリスクは、通常、以下のとおり、分類、要約されます。

- ・ **信用リスク**とは、借り手、カウンターパーティー、第三者または発行体による金銭債務または契約債務の不履行による損失リスクです。
- ・ **流動性リスク**とは、シティの日々の事業または財政状態に悪影響を与えずに、想定内および想定外の現在および将来のキャッシュ・フローおよび担保要求のいずれにも効率的に対応することができないリスクです。流動性リスクは、シティが資金源へのアクセスまたは資産の収益化ができないことならびにライアビリティ・ファンディングおよび流動性資産の構成の如何により悪化することがあります。
- ・ **市場リスク**とは、市場の変数（金利、為替相場またはクレジット・スプレッド等）の変動によってシティの資産および負債の価値が変動することに起因する損失のリスクです。損失は、ベーススまたは相関リスクの存在により悪化することがあります。
- ・ **オペレーショナル・リスク**とは、不適切なまたは不正な内部プロセス、システムもしくは人的要因、または外的事象に起因する損失のリスクです。オペレーショナル・リスクには、適用法令を遵守できないリスクが含まれますが、戦略上のリスクは含まれません（下記をご参照ください。）。オペレーショナル・リスクには、シティが関わる業務慣行または市場行動に付随する風評リスクおよびフランチャイズ・リスクが含まれます。オペレーショナル・リスクは、シティのグローバルな事業活動およびそれらの事業活動を支える内部プロセスに内在するものであり、詐欺、盗取および許可されていない活動、雇用慣行および職場環境、顧客、商品および業務慣行、物理的な資産およびインフラならびに業務執行、受渡しおよびプロセス管理に関する事由に起因して損失が生じる可能性があります。オペレーショナル・リスクには、コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスク、風評リスクおよび法的リスクが含まれます。
 - ・ **コンプライアンス・リスク**とは、現地、国内または国際的な法律、規則または規制、シティの社内方針および手続、または他の関連する行動基準に対する違反もしくは不適合に起因するリスクです。
 - ・ **コンダクト・リスク**とは、シティの従業員またはエージェントが、（故意または過失によって）顧客を害しまたは市場の健全性を損ない、その結果シティの健全性を損なう可能性があるというリスクです。
 - ・ **風評リスク**とは、否定的な世論により生じる、現在のまたは将来予測される利益、資本、またはフランチャイズもしくは企業の価値に対するリスクです。
 - ・ **法的リスク**には、法律または規制上の措置、手続もしくは調査による不確実性、または契約、法律もしくは規制の適用可能性または解釈の不確実性に起因するリスクが含まれます。
- ・ **戦略上のリスク**とは、不備のある事業上の決定、経営環境における変化に適応できないことまたは事業戦略を実行する能力を損なう可能性のある他の外部要因による現在のまたは将来予測される利益、資本、またはフランチャイズもしくは企業の価値に対するリスクです。戦略上のリスクには、カントリー・リスクも含まれます。

・カントリー・リスクとは、（ある国の内外での事象により発生した）ある国における事由が、シティのフランチャイズの価値を損ない、または当該国内の債務者が債務を履行する能力に悪影響を与えるリスクです。カントリー・リスク事由には、国家の債務不履行、金融危機、通貨危機、通貨の交換もしくは流通の制限、または政治的な出来事が含まれる可能性があります。

シティは、（i）ビジネス・マネジメント、（ii）独立した統制部署および（iii）内部監査部門という3つの防衛線のそれぞれを通じて、リスクを管理しています。3つの防衛線は、様々な視点を統合するため、また顧客の利益となり、経済的価値を生み出し、全体として信頼されることとなる成果を上げる方向に組織を導くために、組織化された討論の場とプロセスにおいて、互いに協働しています。

第一の防衛線：ビジネス・マネジメント

シティの各事業部門は各自のリスクを負担しており、当該リスクを評価、管理する責任を負っています。各事業部門は、重要なリスクを軽減するために統制部署を設置し、内部統制を評価し、またコンプライアンスおよび統制に係る企業文化を推進する責任も負っています。その際、事業部門には、リスク管理責任を果たすために、適切な人員配置を維持し、適切な手続を実施することが求められます。

各地域および事業部門のCEOは、シティグループのCEOに直属しています。第一の防衛線の一部とみなされているオペレーション・テクノロジー部門の責任者および生産性部門の責任者も、シティグループのCEOに直属しています。

シティの事業部門は、独立した統制部署からの参加者とともにリスクについて考察する多くの委員会および評議会を組織し、統括しています。かかる委員会または評議会には、資本、資産および負債、業務慣行、事業リスクおよび統制、企業の合併・買収、地域社会再投資法、ならびに公正な融資およびインセンティブに関連する事項の検討を目的とするものが含まれます。

第二の防衛線：独立した統制部署

リスク部門、コンプライアンス部門、人事部門、法務部門、財務部門およびファイナンス・アンド・リスク・インフラストラクチャー等、シティの独立した統制部署は、シティおよび各事業部門によるリスクの管理および監督において遵守すべき基準（適用法、規制基準ならびに行動に対する方針および他の関連基準の遵守等）を設定しています。さらに、独立した統制部署は、特に、シティの各事業部門に対し助言し、研修を行い、また、各事業部門がコンプライアンスおよび統制に係る企業文化を育成するために採用するツール、方法、手順および管理に対する監督方法を策定する責任を負っています。

リスク部門

リスク部門は、事業部門の独立したパートナーとして、シティのリスク選好に沿った方法で市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを管理することを目的としています。リスク部門は、リスク評価およびリスク管理の方針およびガイドラインを設定し、会社が負うリスクを管理、測定、軽減するための統制およびツールに貢献します。

チーフ・リスク・オフィサーはシティグループのCEOおよびシティグループ取締役会のリスク管理委員会に直属しています。チーフ・リスク・オフィサーは、リスク部門の活動を通じて特定されたリスクおよび問題に対処するため、取締役会のリスク管理委員会だけでなく、シティグループの取締役会にも、定期的かつ無制限にアクセスすることができます。

コンプライアンス部門

コンプライアンス部門は、適用される法律、規則およびその他の行動基準の遵守を管理することだけでなく、シティの使命および価値提案、責任のある財務の原則およびシティのコンプライアンス・リスク選好に合致する企業行動を促進することにより、シティを保護することを目的としています。シティのコンプライアンス・リスク選好の詳細については、下記「オペレーショナル・リスク」－「コンプライアンス・リスク」をご参照ください。

チーフ・コンプライアンス・オフィサーはシティグループのCEOに直属しており、特にシティのコンプライアンス・リスク選好に対する違反の可能性について報告するために、シティグループ取締役会の監査委員会、倫理・文化委員会およびその他の特別委員会に対して、定期的かつ無制限にアクセスすることができます。

人事部門

人事部門は、特に、（i）シティの価値を明確に示し、自らの役割と責任において優れた従業員を認め、報奨を与えること、（ii）倫理および業績に関する期待水準を設定し、かかる期待に応える従業員を育成し、昇進させること、ならびに（iii）シティがその従業員に期待する行動を概説したリーダーシップ基準の範例となるような人材を見つけ出し、評価し、雇用することに関連する人事支援および管理を提供します。

人事部門の責任者はシティグループのCEOに直属しており、またシティグループ取締役会の人事・報酬委員会と定期的な連携をとっています。

法務部門

法務部門は、法律もしくは規制上の措置、手続もしくは調査により、または契約、法律もしくは規制の適用可能性もしくは解釈の不確実性により生じる財務または評判に関する損失のリスクを含むシティの法的リスクに対するエクスポージャーの適切な管理の促進を目的とする多くの活動に関与しています。法的リスクの適切な管理を促進することを意図した活動には、特に、（i）シティグループのガバナンス・プロセスを促進、支援すること、（ii）特に法律および規則、規制上の問題、開示問題ならびに重要な訴訟・取引上の問題に関する潜在的なリスクおよびエクスポージャーの分析に関して、ビジネス・マネジメント、他の独立した統制部署、シティグループ取締役会および取締役会の委員会に助言すること、（iii）適用法令および社内の行動基準を確実に遵守するための取組みに関して他の独立した統制部署に助言すること、（iv）主要な経営委員会の委員を務めること、（v）上級経営陣または他の独立した統制部署に対して重要な法的問題を報告、上申すること、（vi）社内調査に参加し、規制上の調査を監督すること、ならびに（vii）法律、規制および契約に関する問題について日常的に事業部門に助言することが含まれます。

ジェネラル・カウンセルはシティグループのCEOに直属しており、またシティグループ取締役会全体に対する責任を負っています。ジェネラル・カウンセル（またはその委任を受けた者）は、シティグループの取締役会全体に対して定期的かつ無制限にアクセスできるほか、シティグループ取締役会のリスク管理委員会、監査委員会、人事・報酬委員会、倫理・文化委員会、オペレーション・テクノロジー委員会、指名・統治・広報委員会およびその他の特別委員会の会議に定期的に出席します。

財務部門

財務部門は、主に、トレジャリー、コントローラー、税務ならびに財務計画および分析の各部で構成されています。各部は事業部門と連携して、事業部門の目的に沿った正しい判断を促すために、重要なデータを提供し、相談を受けます。財務部門はこれらの活動を通じ、独立した統制部署としてビジネス・マネジメントに助言し、特定されたリスクを上申し、リスク管理のための方針またはプロセスを設定する役割を果たします。

財務部門は、トレジャリーを通じてシティのバランスシート管理に対する全体的な責任を負っており、したがって各事業部門と連携して、シティの流動性リスクおよび金利リスク（非トレーディング・ポートフォリオの価格リスク）を管理しています。トレジャリーは事業部門と共同で、バランスシートの目標と限度を設定するほか、流動性とデューレーションに応じた事業資産に対する資金調達コストの設定方針を策定します。

財務部門は原則としてコントローラーを通じて、2013年トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）の「内部統制 — 総合的な枠組み」に従い、シティの財務報告プロセスに係る強固な統制環境を設定する責任を負っています。

財務部門は、シティグループのCEOに直属するシティの最高財務責任者（CFO）によって統括されています。CFOは、事業活動の主要な統治・監督のための討論の場としての役割を果たす、いくつかの経営委員会の委員長または共同委員長を務めています。さらに、CFOは、シティグループの取締役会全体だけでなく、取締役会の監査委員会にも定期的かつ無制限にアクセスすることができます。

ファイナンス・アンド・リスク・インフラストラクチャー

ファイナンス・アンド・リスク・インフラストラクチャー（以下「FRI」といいます。）は、2016年4月に、財務部門およびリスク部門のグローバル・ファンクション内のグループから組成されたシティのグローバル・ファンクションです。FRIは、共通のデータおよびデータ基準、共通のプロセスならびに統合されたテクノロジー・プラットフォームをグローバルに導入することに加え、財務部門およびリスク部門の両方においてインフラストラクチャー活動を統合するために設置されました。FRIは、データ処理の自動化を進めるとともに、財務部門およびリスク部門両方の組織をサポートすることを目的としたより効果的で効率的なプロセスおよびガバナンスの実現に尽力しています。

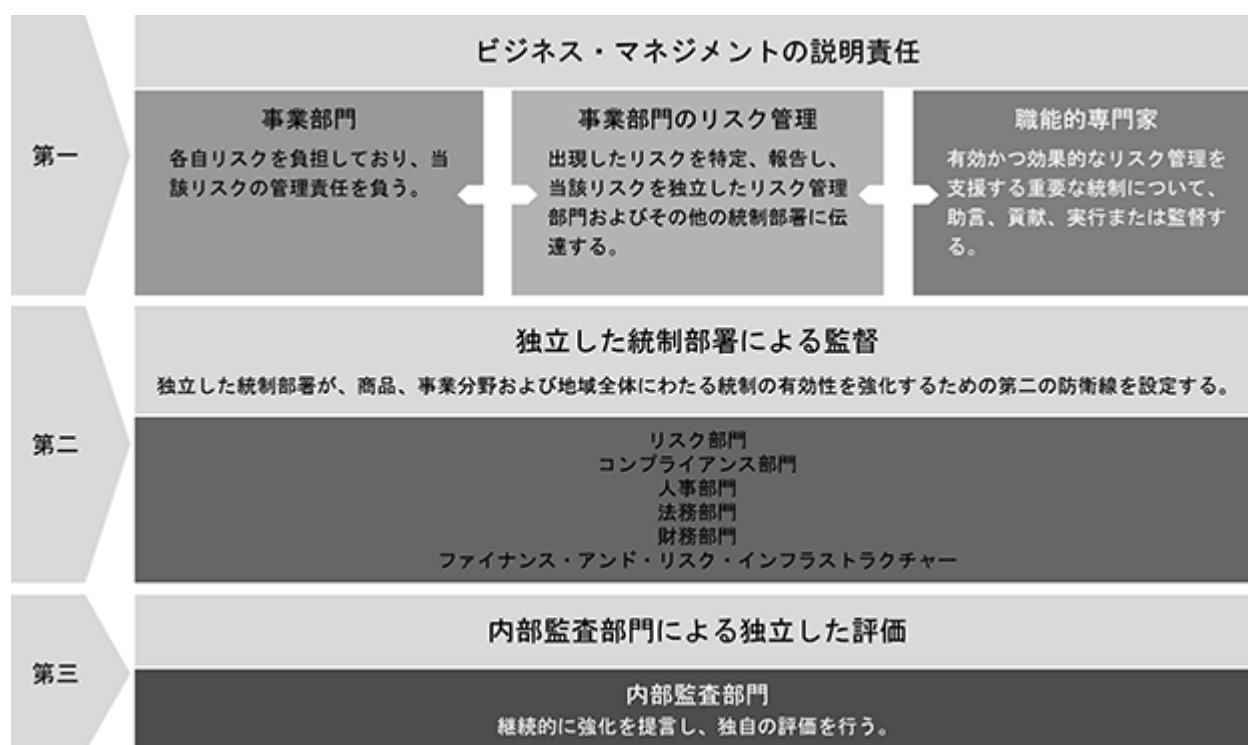
FRIのグローバル・ファンクションの共同責任者は、シティのCFOおよびチーフ・リスク・オフィサーの共同の直属部下です。

第三の防衛線：内部監査

シティの内部監査部門は、シティグループ取締役会の監査委員会が承認したリスク・ベースの監査計画および方法に基づき、第一・第二の防衛線における活動を、独自に審査します。また、内部監査部門は、シティのリスク・エクスポージャーの軽減ならびにコンプライアンスおよび統制に係る企業文化の強化を目的とするシティの統治および統制の有効性について、シティグループ取締役会、取締役会の監査委員会、上級経営陣および規制当局に対して独立した保証を提供します。

主席監査人は、機能上はシティグループの監査委員会委員長に直属し、管理上はシティグループのCEOに直属しています。内部監査部門の責任は、監査委員会の監督の下に独立して遂行されます。したがって内部監査部門の従業員は主席監査人に直属しており、第一線の事業単位または上級経営陣との間に指揮命令系統はありません。内部監査部門の人員は、過去12ヶ月以内に担当したことがある事業部門または部署に対して内部監査業務を提供することを認められていません。

3つの防衛線



シティグループ取締役会および取締役会委員会

シティグループの取締役会は、シティのリスク・テークینگ活動を監督します。そのために、取締役は、リスク部門、コンプライアンス部門、人事部門、法務部門、財務部門および内部監査部門が作成したリスク評価および報告を審査し、またシティのリスク・プロファイルがリスク選好を超過し、または会社の安全性と健全性を脅かすような事態を引き起こす可能性がある上級経営陣の提言および決定に対して、疑問を投げ掛け、異議を唱え、必要であれば反対する独自の判断を下します。

シティグループ取締役会の常設委員会は、業務執行委員会、リスク管理委員会、監査委員会、人事・報酬委員会、倫理・文化委員会、オペレーション・テクノロジー委員会、および指名・統治・広報委員会です。常設委員会に加え、取締役会は随時、規制、法律またはその他の要件に応じて、特別委員会を創設します。

[次へ](#)

信用リスク

概要

信用リスクとは、信用悪化または借り手、カウンターパーティーもしくは他の者の金融債務または契約債務の不履行に伴い、財務上の損失が発生する可能性をいいます。信用リスクは、シティグループの多くの事業活動で発生しますが、かかる事業には以下のものが含まれます。

- ・個人向け貸付業務、商業貸付業務および法人貸付業務
- ・資本市場デリバティブ取引
- ・仕組金融
- ・証券金融取引（買戻契約、売戻条件付取引契約、貸付有価証券および借入有価証券）

信用リスクは、シティが顧客を代理して取引を決済するために、対価または前渡金を受領する前に資産を移転する、決済および清算業務からも生じます。信用リスクの中の集中リスクは、信用エクスポージャーが、特定の顧客、業界、地域またはその他の分類に集中することに関連するリスクです。

信用リスクは、シティが金融機関として直面する最も重要なリスクの1つです。そのため、シティは、すべての事業全体で信用リスクを管理することを目的とした、効果的に確立された枠組みを実施しています。これには、事業レベルおよび全社レベルの双方における、明確に定められたリスク選好、与信限度および与信方針が含まれます。シティの信用リスク管理には、問題認識に関するプロセスおよび方針（「ウォッチ・リスト」、ポートフォリオの検討、ストレス・テスト、リスク格付けの更新および分類トリガーを含みます。）も含まれます。

シティの決済および清算業務に関して、同日中の売買について顧客が利用する枠は、その限度および利用パターンと比較して監視されます。問題が発生した場合は、シティは通常、顧客を安全な（担保の付された）事業モデルに移行させます。一般に、同日中の売買のためのシティの決済および清算に係る枠は、拘束力がなく、いつでも解除することができます。

信用リスク内のリスクの集中を管理するため、シティは、業界限度で構成される相互の枠組み、各事業およびシティグループ全体において単一銘柄への集中で構成される特有の枠組みならびに商品限度で構成される専門の枠組みを実施しています。また、独立したリスク組織が、この種のリスク管理を支援するため、シティの地域および事業全体のリスク集中を検討します。

一般的に、信用エクスポージャーは、貸出金ならびに貸出およびその他オフバランス約定が連結貸借対照表上で計上される価値を反映した、未収利息計上貸出金の想定元本額で報告されます。資本市場活動により生じる信用エクスポージャーは、一般にマージン控除後の現在の時価で表示され、各カウンターパーティーがシティに対して負っている債務の正味価値を反映します。

これらの信用エクスポージャーに関連する信用リスクは、債務者特有の信用度および特定の債務の条件により算定されます。シティは、その信用エクスポージャーに関連する信用リスクを、貸倒引当金計上のプロセス（下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および15をご参照ください。）を通じて、ならびに全社、事業、地域および商品レベルの定期的なストレス・テストを通じて、定期的に評価します。これらのストレス・テストのプロセスは、通常、信用度の格下げまたは債務者もしくはカウンターパーティーの債務不履行のいずれかにより発生する与信費用の潜在的な増加分を見積ります。

ICGおよびGCB内には、シティの個人向け貸付業務、商業貸付業務および法人貸付業務のそれぞれにおいて、独立したチーフ・リスク・オフィサーがいます（以下「事業CRO」といいます。）。これらの各事業CROは、シティのチーフ・リスク・オフィサーの直属です。事業CROは、リスク限度の設定および事業内での取引の承認等、日々のリスクに関する決定のほとんどにおいて中心となる役割を負います。また、リージョナル・チーフ・リスク・オフィサーおよびリーガル・エンティティ・チーフ・リスク・オフィサーもいます。アジア、ヨーロッパ・中東・アフリカおよびラテンアメリカ（メキシコを含みます。）において、独立したチーフ・リスク・オフィサーがいます（以下「地域CRO」といいます。）。これらの各地域CROは、シティのチーフ・リスク・オフィサーの直属です。地域CROは、それぞれの地域、事業間におけるすべてのリスク管理を監督する責任を有しており、リージョナル・チーフ・エグゼクティブ・オフィサーおよび現地の規制当局との一次的なリスク窓口でもあります。リーガル・エンティティ・チーフ・リスク・オフィサーは、シティのチーフ・リスク・オフィサーの直属であるシティバンクのチーフ・リスク・オフィサーと共に、シティバンクならびに他の特定の法人におけるリスクを特定および管理する責任を負います。

シティの信用リスク管理の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

個人向け与信

シティは、シティコープの北米GCB、ラテンアメリカGCBおよびアジアGCBにわたる19ヶ国において、従来型のリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）およびクレジットカード商品を提供しています。リテール・バンキング業務関連の商品には、個人向け抵当貸付、ホーム・エクイティ、個人向け貸出金、中小企業向け貸出金および信用枠ならびに主要な顧客への貸付を中心とした類似の関連商品が含まれます。シティは、その貸出パラメーターを定義するために、リスク選好の枠組みを用いています。また、シティは、新たな顧客の承認のために自社のスコアモデルを使用しています。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」に記載されるとおり、GCBの総合戦略は、シティのグローバルな事業規模を活用し、大都市の富裕層および新興の富裕層にとっての最も重要な銀行を目指すことです。クレジットカードおよび一定のリテール市場においては、シティはそれよりも若干広い層および地域において、顧客にサービスを提供しています。GCBのコマーシャル・バンキング事業は、中小企業を中心としています。

個人向け与信のポートフォリオ

次の表は、シティの四半期末の個人向け貸出金⁽¹⁾を示しています。

(単位：十億ドル)	2015年度 第4四半期	2016年度 第1四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第4四半期
リテール・バンキング：					
抵当貸付	\$ 80.2	\$ 82.2	\$ 81.6	\$ 81.4	\$ 79.4
コマーシャル・バンキング	31.8	32.1	32.6	33.5	32.3
個人向けその他	28.7	28.0	27.6	27.0	24.9
リテール・バンキング合計	\$ 140.7	\$ 142.3	\$ 141.8	\$ 141.9	\$ 136.6
カード：					
シティブランドのカード ⁽²⁾	\$ 90.2	\$ 87.8	\$ 100.1	\$ 103.9	\$ 108.3
シティ・リテール・サービス	46.1	42.5	43.3	43.9	47.3
カード合計	\$ 136.3	\$ 130.3	\$ 143.4	\$ 147.8	\$ 155.6
シティコープ全体	\$ 277.0	\$ 272.6	\$ 285.2	\$ 289.7	\$ 292.2
シティコープの地域別分布：					
北米	60%	59%	61%	62%	64%
ラテンアメリカ	9	9	9	8	8
アジア ⁽³⁾	31	32	30	30	28
シティコープ全体	100%	100%	100%	100%	100%
シティ・ホールディングス	\$ 48.8	\$ 45.3	\$ 41.2	\$ 39.0	\$ 33.2
個人向け貸出金	\$ 325.8	\$ 317.9	\$ 326.4	\$ 328.7	\$ 325.4

(1) 期末貸出金は、クレジットカードに係る利息および手数料を含みます。

(2) 2016年度第2四半期に、シティは、米国コストコ社との提携ブランドのクレジットカード・ポートフォリオの106億ドルでの買収を完了しています。

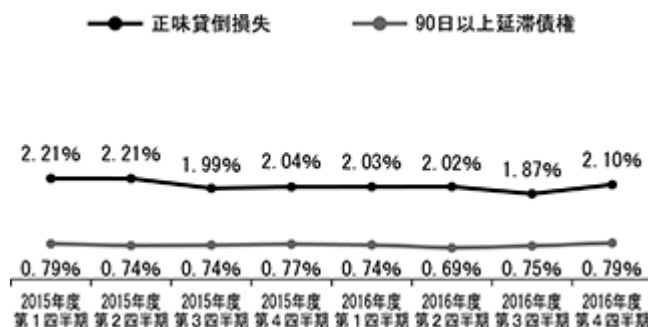
(3) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における貸出金およびリースが含まれています。

シティの期末個人向け貸出金の変動の詳細については、下記「流動性リスク」－「貸出金」をご参照ください。

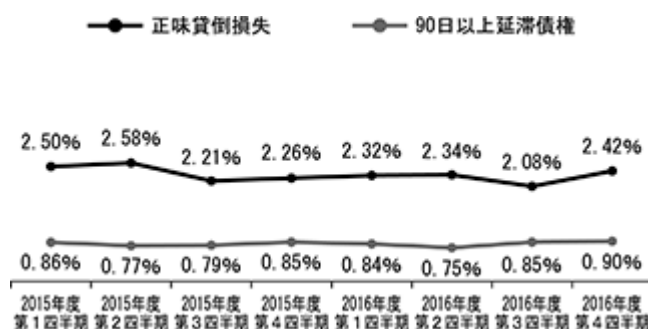
全体的な個人向け与信の動向

以下のグラフは、GCB全体および各地域について、リテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）およびカードの両方を合わせた延滞債権および正味貸倒損失の四半期の動向を示しています。

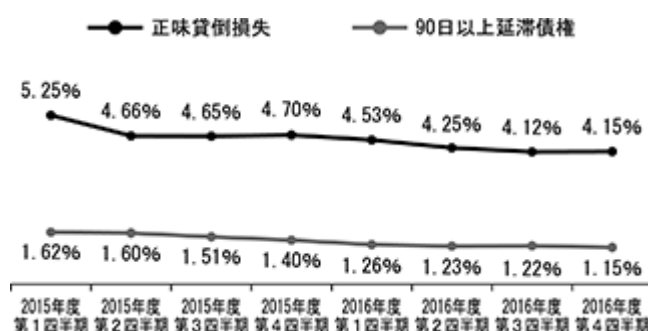
グローバル個人金融部門



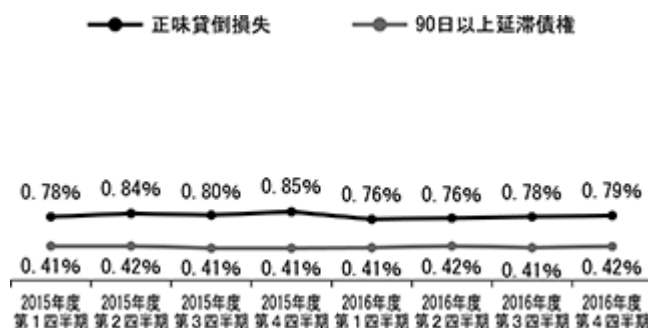
北米



ラテンアメリカ



アジア⁽¹⁾



注：

(1) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動が含まれています。

北米GCBは、シティのリテール・バンキングのネットワークを通じた抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローン、個人向け貸出金およびコマーシャル・バンキング業務関連商品、ならびにシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの事業を通じたカード商品を提供しています。リテールバンクは、米国の6つの主要都市に集中しています（米国のリテールバンクの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「シティコープ」－「グローバル個人金融部門－北米」をご参照ください。）。

2016年12月31日現在、北米GCBの個人向け貸出金の約71%がシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのカードで構成されており、したがって、これらのポートフォリオの信用実績は、北米GCB全体の信用実績に影響を与えています（延滞債権および正味貸倒損失を含む北米GCBのカードポートフォリオの詳細については、下記「クレジットカードの動向」をご参照ください。）。

ラテンアメリカGCBは、メキシコで最大級の銀行であるシティバナメックスを通じてメキシコにおける事業を行っており、クレジットカード、個人向け抵当貸付、個人向け貸出金およびコマーシャル・バンキング業務関連商品を提供しています。ラテンアメリカGCBは、メキシコにおいてより大衆向けの市場セグメントを対象としており、顧客と複数の商品を通じた関係を構築することに注力しています。

上記のグラフに記載されるとおり、ラテンアメリカGCBにおける90日以上延滞率および正味貸倒損失率は、2016年度第4四半期現在、前年比で改善しています。一方、前四半期比では、延滞率は改善したものの、正味貸倒損失率はほとんど変化がありませんでした。これらの改善は、主にポートフォリオの与信の質が上昇したことによりメキシコにおいて返済率が上がったことによるものでした。

アジアGCBは、アジアおよびヨーロッパ・中東・アフリカの17ヶ国で事業を行っており、クレジットカード、個人向け抵当貸付、個人向け貸出金およびコマーシャル・バンキング業務関連商品を提供しています。

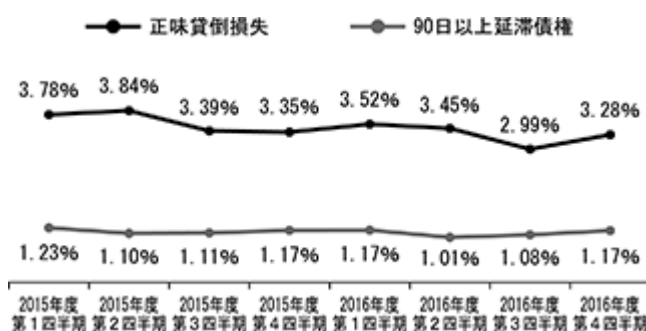
上記のグラフに示されるとおり、90日以上延滞率および正味貸倒損失率は、2016年度第4四半期現在、前年比および前四半期比でアジアGCBにおいて概ね安定しています。この安定は、アジアGCBのターゲットとする顧客セグメントにおいて信用プロファイルが強かったことを反映しています。また、何ヶ国かではマクロ経済の状況がより弱体化したにもかかわらず、過去数年間におけるアジアの多くの市場における規制の変更により、ポートフォリオの与信の質が安定または向上しました。

与信費用、延滞貸出金その他のシティの個人向け貸出金ポートフォリオに関する情報の詳細については、各事業の業績および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

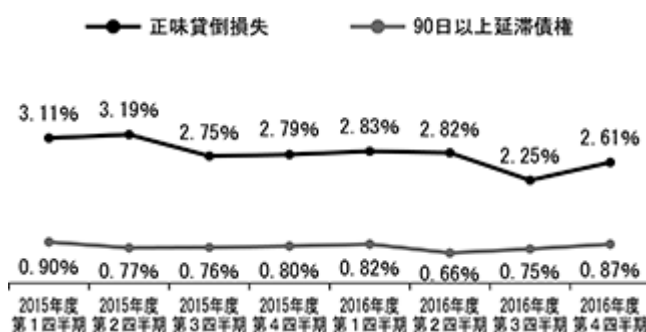
クレジットカードの動向

以下のグラフは、シティコープのGCBにおけるカード全体、シティの北米におけるシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのポートフォリオならびにシティのラテンアメリカおよびアジアにおけるシティブランドのカードのポートフォリオの延滞債権および正味貸倒損失の四半期の動向を示しています。

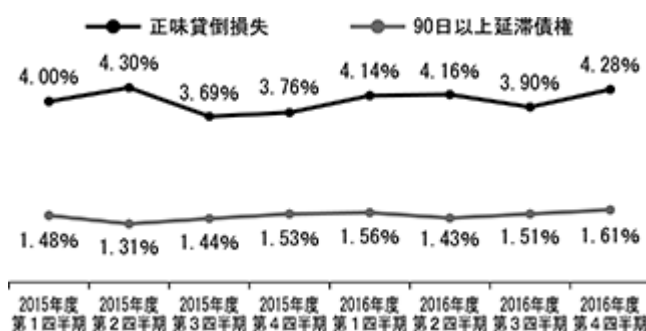
カード全体



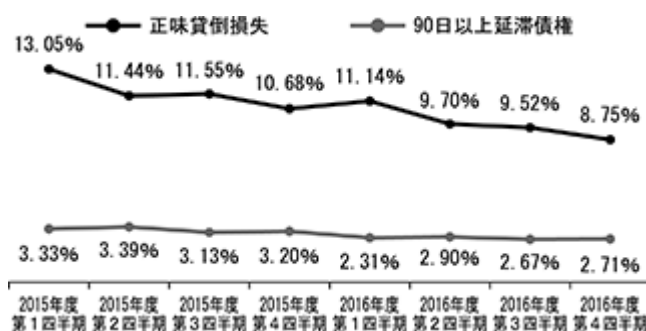
シティブランドのカードー北米



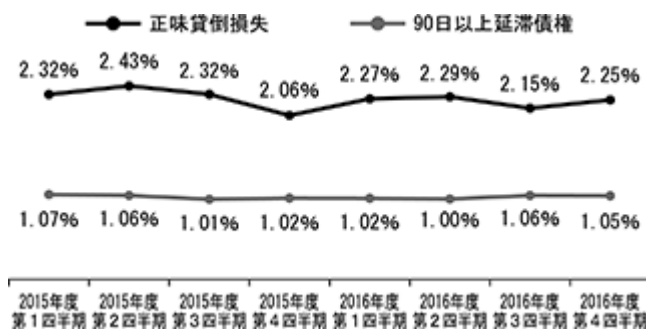
シティ・リテール・サービスー北米



シティブランドのカードーラテンアメリカ



シティブランドのカードーアジア⁽¹⁾



注：

(1) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における貸出金およびリースが含まれています。

北米GCBのシティブランドのカードのポートフォリオでは、独自ブランドのカードおよび提携ブランドのカードを発行しています。上記のグラフに示されるとおり、シティブランドのカードの90日以上延滞率は、2016年度第4四半期現在、前年比および前四半期比で増加しており、それは主に長期保有化および回収に係る規制上の変更の影響によるものでした。正味貸倒損失率は前年比でわずかに減少しましたが、上記の延滞率の動向および資産の売却高の減少を反映して、2016年度第4四半期現在順次増加しています。また、正味貸倒損失もコストコのポートフォリオにおいて事業が損失を被るようになったため、増加しました。

シティ・リテール・サービスは、プライベート・ラベルおよび提携ブランドの個人向けカードおよび商業カードを提供するために、20以上の小売業者およびディーラーと直接提携しています。シティ・リテール・サービスがターゲットとする市場は、専門小売店、家庭用電化製品および燃料等の精選された産業セグメントを中心としています。シティ・リテール・サービスでは、ターゲットとする業界内で強いロイヤリティ、融資または支払プログラムおよび成長のポテンシャルを有するパートナーを追加する機会を継続的に評価しています。

シティ・リテール・サービスの延滞率および正味貸倒損失率は、2016年度第4四半期現在、前年比および前四半期比で増加しており、それは主に長期保有化ならびに回収についての規制上の変更の影響によるものでした。

ラテンアメリカGCBでは、独自ブランドのカードおよび提携ブランドのカードを発行しています。上記のグラフに記載されるとおり、90日以上延滞率および正味貸倒損失率は、主にポートフォリオの与信の質が向上したことによりメキシコにおいて返済率が上がったことによって、改善あるいは安定し続けています。

アジアGCBでは、独自ブランドのカードおよび提携ブランドのカードを発行しています。上記のグラフに記載されるとおり、90日以上延滞率および正味貸倒損失率は、成熟し、かつ分散したカードポートフォリオにより、引き続き概ね安定しています。

与信費用、延滞債権その他のシティのカードポートフォリオに関する情報の詳細については、上記各事業の業績および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

北米カードのFICO分布

以下の表は、シティの北米のシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのポートフォリオについての現在のFICOスコア分布を示しています。FICOスコアは、ほぼすべてのポートフォリオについて毎月更新され、残りのポートフォリオについては四半期ごとに更新されます。

シティブランド

FICO分布	2016年12月31日	2015年12月31日
720超	64%	60%
660 - 720	26	29
620 - 660	6	7
620未満	4	4
合計	100%	100%

シティ・リテール・サービス

FICO分布	2016年12月31日	2015年12月31日
720超	42%	42%
660 - 720	35	35
620 - 660	13	13
620未満	10	10
合計	100%	100%

シティブランドのカードのFICO分布が改善したのは、主にコストコのポートフォリオの根底にある強い与信の質の影響によるものでした。一方、シティ・リテール・サービスのFICO分布は安定しています。

FICOスコアの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

北米の個人向け抵当貸付ポートフォリオ

シティの北米の個人向け抵当貸付ポートフォリオは、第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローンで構成されています。以下の表は、シティの北米第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローンのポートフォリオについて四半期末の貸出金残高を示しています。

(単位：十億ドル)	2015年度 第4四半期	2016年度 第1四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第4四半期
シティコープ：					
第1順位住宅抵当貸付	\$ 38.3	\$ 39.2	\$ 40.1	\$ 40.1	\$ 40.2
ホーム・エクイティ	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0
シティコープ全体	\$ 41.9	\$ 42.9	\$ 43.9	\$ 44.0	\$ 44.2
シティ・ホールディングス：					
第1順位住宅抵当貸付	\$ 18.7	\$ 17.6	\$ 15.8	\$ 14.8	\$ 13.4
ホーム・エクイティ	19.1	18.3	17.3	16.1	15.0
シティ・ホールディングス全体	\$ 37.8	\$ 35.9	\$ 33.1	\$ 30.9	\$ 28.4
シティグループ全体 - 北米	\$ 79.7	\$ 78.8	\$ 77.0	\$ 74.9	\$ 72.6

シティの個人向け抵当貸付ポートフォリオにおける延滞債権および正味貸倒損失の動向の詳細については、下記「個人向け与信の詳細の補足」をご参照ください。

ホーム・エクイティ・ローンーリボルビングHELOC

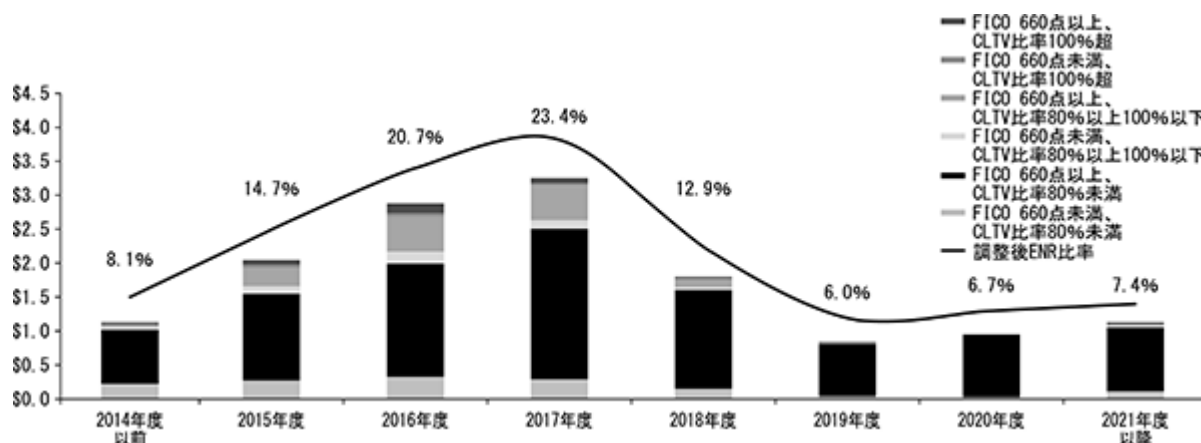
上記の表に記載されるとおり、シティは2016年12月31日現在、190億ドルのホーム・エクイティ・ローンを有し、そのうち50億ドルが固定金利ホーム・エクイティ・ローン、140億ドルがホーム・エクイティ与信枠（リボルビングHELOC）に基づいて実行される貸出金です。固定金利ホーム・エクイティ・ローンは、完全分割償還がなされます。リボルビングHELOCでは、一定期間金利の返済のみで金銭を借り出すことができ、その後、借出し期間の終了時に、その時点で残存する金額が分割償還型貸出金に転換され、または「リセット」されます（リボルビング期間において利息のみが支払われるのは、本商品の業界全体における標準的な特徴です。）。リセットにおいて、これらの借り手は、利息（通常は変動金利）および元本（通常は標準の30年間を償却期間としたものではなく、20年以上の償却期間）の両方を支払うことが要求されます。

2016年12月31日現在のリボルビングHELOCのうちリセットされていたのは62億ドル（これに対し、2015年12月31日現在は42億ドル）、まだリボルビング期間中であってリセットしていなかったのは78億ドル（これに対し、2015年12月31日現在は123億ドル）でした。下記のグラフは、シティのリボルビングHELOCポートフォリオに係るFICO、および不動産価値に占める貸付金の合算比率（以下「CLTV比率」といいます。）の特徴ならびにかかるHELOCがリセットする年を示しています。

北米ホーム・エクイティ与信枠償却ーシティグループ

リセット年度別期末正味受取債権（ENR）合計

（単位：十億ドル（比率を除きます。）、2016年12月31日現在）



注：端数処理により、合計が一致しない場合があります。

シティのリボルビングHELOCのポートフォリオ合計の約44パーセントが、2016年12月31日現在リセットしていました（これに対し、2015年12月31日現在は25パーセントでした。）。残りのリボルビングHELOCのポートフォリオのうち、約42パーセントが2017年度の期間中にリセットする予定です。リセットするリボルビングHELOCを利用するシティの顧客は、貸出金に対して要求される支払金額の大きさ次第では、「支払ショック」を経験する可能性があります。

シティは、現在のところ、2017年度中にリセットするリボルビングHELOCに係る毎月の貸出金返済額が、平均で約362ドル（151パーセント）増加する可能性があると思われています。これらの貸出金のリセット後の金利が変動金利であることに鑑みると、金利の上昇によりこれらの返済額がさらに増加する可能性があります。2017年度中にリセットするリボルビングHELOCのうち、約111百万ドル（約3パーセント）の貸出金が、2016年12月31日現在、CLTV比率が100パーセントを超えています。借り手の不動産価値に占める貸付金の比率の高さ、ならびにリファイナンス・オプションに係るコストおよび利用可能性により、これらの貸出金のリセットに伴って、リボルビングHELOCをリファイナンスする借り手の能力が制限される可能性があります。

2016年12月31日現在リセットしているリボルビングHELOCの約6.7パーセントは、30日以上延滞となっていました。これに対し、残存するホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ合計（分割償還があるものとならないもの）では3.9パーセントでした。これに対し、2015年12月31日現在はそれぞれ、6.7パーセントおよび3.2パーセントでした。新たに元本を返済する貸出金の長期保有化が続くにつれて、シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ合計の延滞率が継続的に上昇する可能性があります。また、これまでのリセットは、概して歴史的な低金利の期間に発生したため、シティは、このことが全体的な借り手に対する「支払ショック」を抑制した可能性が高いと考えています。

シティは、このリセット・リスクを緊密に監視し、貸倒引当金の決定に及ぶ可能性のある影響を引き続き考慮します。また、経営陣は、潜在的なリセット・リスクを相殺するための追加措置（リセット・リスクに関する情報提供を顧客に行うためのプログラムおよび専門窓口を通じたリスクの高い借り手への積極的な働きかけ等）を引き続き検討、実施します。

GCBのコマーシャル・バンキングのエネルギーおよびエネルギー関連部門に対するエクスポージャー

下記「法人向け与信」に記載されるエネルギーおよびエネルギー関連部門に対する法人向け与信のエクスポージャー合計に加え、GCBリテール・バンキング内で計上されるシティのコマーシャル・バンキング業務におけるエネルギーおよびエネルギー関連部門に対する信用エクスポージャー合計は、2016年12月31日現在、約19億ドルであり、そのうち約13億ドルが実行済貸出金の直接残高であり、コマーシャル・バンキング・ローンの合計残高の4パーセントでした。これに対し、2016年9月30日現在の信用エクスポージャー合計は20億ドルであり、2015年12月31日現在の信用エクスポージャー合計は24億ドルでした。

2016年12月31日現在、コマーシャル・バンキングのエネルギーおよびエネルギー関連部門に対する信用エクスポージャー合計の約90パーセントが米国にあり、2016年9月30日現在は89パーセント、2015年12月31日現在は85パーセントでした。2016年12月31日、コマーシャル・バンキングのエネルギーおよびエネルギー関連部門に対するエクスポージャー合計の約53パーセントについて、投資適格であるという格付けがなされました（これに対し、2016年9月30日現在は約39パーセント、2015年12月31日現在は約52パーセントでした。）。2016年度第4四半期において、シティは、約51百万ドルの追加のエネルギーおよびエネルギー関連部門の貸倒引当金を戻し入れ、このコマーシャル・バンキング・ポートフォリオについて、約49百万ドルの正味貸倒損失を計上しました。2016年12月31日現在、シティは、実行済のエネルギーおよびエネルギー関連コマーシャル・バンキング・ローンの貸倒引当金として、当該ローンの約5.5パーセントを設定しました（これに対し、2016年9月30日現在は約8.7パーセント、2015年12月31日現在は約4.0パーセントでした。）。

個人向け与信の詳細の補足

個人向け貸出金の延滞額および延滞率

	期末 貸出金 合計 ⁽¹⁾	90日以上延滞債権 ⁽²⁾			30日以上89日以下延滞債権 ⁽²⁾		
(単位：百万ドル (比率を除きます。)、 期末貸出金は十億ドル単位)	2016年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
シティコープ ⁽³⁾⁽⁴⁾							
合計	\$ 292.2	\$ 2,296	\$ 2,119	\$ 2,444	\$ 2,542	\$ 2,418	\$ 2,586
延滞率		0.79%	0.77%	0.87%	0.87%	0.88%	0.92%
リテール・バンキング							
合計	\$ 136.6	\$ 474	\$ 523	\$ 736	\$ 726	\$ 739	\$ 794
延滞率		0.35%	0.37%	0.52%	0.53%	0.53%	0.56%
北米	55.3	181	165	225	214	221	212
延滞率		0.33%	0.32%	0.49%	0.39%	0.43%	0.46%
ラテンアメリカ	18.3	136	185	325	185	184	235
延滞率		0.74%	0.92%	1.53%	1.01%	0.92%	1.10%
アジア ⁽⁵⁾	63.0	157	173	186	327	334	347
延滞率		0.25%	0.25%	0.25%	0.52%	0.49%	0.47%
カード							
合計	\$ 155.6	\$ 1,822	\$ 1,596	\$ 1,708	\$ 1,816	\$ 1,679	\$ 1,792
延滞率		1.17%	1.17%	1.23%	1.17%	1.23%	1.29%
北米—シティブランド	86.0	748	538	593	688	523	568
延滞率		0.87%	0.80%	0.88%	0.80%	0.78%	0.84%
北米—シティ・リテール・サービス	47.3	761	705	678	777	773	748
延滞率		1.61%	1.53%	1.46%	1.64%	1.68%	1.61%
ラテンアメリカ	4.8	130	173	242	125	157	220
延滞率		2.71%	3.20%	3.61%	2.60%	2.91%	3.28%
アジア ⁽⁵⁾	17.5	183	180	195	226	226	256
延滞率		1.05%	1.02%	1.05%	1.29%	1.28%	1.38%
シティ・ホールディングス ⁽⁶⁾⁽⁷⁾							
合計	\$ 33.2	\$ 834	\$ 927	\$ 2,188	\$ 735	\$ 1,036	\$ 1,928
延滞率		2.62%	1.99%	2.69%	2.31%	2.23%	2.37%
北米外	2.4	94	157	225	49	179	265
延滞率		3.92%	1.91%	1.56%	2.04%	2.18%	1.84%
北米	30.8	740	770	1,963	686	857	1,663
延滞率		2.52%	2.01%	2.94%	2.33%	2.24%	2.49%
シティグループ合計	\$ 325.4	\$ 3,130	\$ 3,046	\$ 4,632	\$ 3,277	\$ 3,454	\$ 4,514
延滞率		0.97%	0.94%	1.28%	1.01%	1.07%	1.25%

- (1) 期末貸出金には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。
- (2) 90日以上延滞率および30日以上89日以下延滞率は、期末貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。
- (3) 北米—シティブランドおよび北米—シティ・リテール・サービスの90日以上延滞残高は、通常、未収利息を計上し続けています。シティグループの方針では、通常、クレジットカード貸出金については、180日延滞までは、それより前に破産の申立ての通知を受領しない限り未収利息を計上しています。
- (4) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、シティコープの北米における90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額は、2016年12月31日現在327百万ドル（7億ドル）、2015年12月31日現在491百万ドル（11億ドル）および2014年12月31日現在562百万ドル（11億ドル）でした。30日以上89日以下延滞債権から除外された金額（期末貸出金は上記と同じ調整額です。）は、2016年12月31日現在70百万ドル、2015年12月31日現在87百万ドル、2014年12月31日現在122百万ドルでした。
- (5) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における延滞および貸出金が含まれています。
- (6) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、シティ・ホールディングスの北米における90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額は、2016年12月31日現在9億ドル（14億ドル）、2015年12月31日現在15億ドル（22億ドル）、2014年12月31日現在22億ドル（40億ドル）でした。各期間において30日以上89日以下延滞債権から除外された金額（期末貸出金は上記と同じ調整額です。）は、2016年12月31日現在2億ドル、2015年12月31日現在2億ドル、2014年12月31日現在5億ドルでした。
- (7) 2016年12月31日現在7百万ドル、2015年12月31日現在11百万ドルおよび2014年12月31日現在14百万ドルの公正価値で計上された貸出金は、北米の90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。

個人向け貸出金の正味貸倒損失および比率

	平均貸出金 ⁽¹⁾		正味貸倒損失 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾		
	2016年度	2016年度	2015年度	2014年度	
シティコープ					
合計	\$ 280.0	\$ 5,612	\$ 5,752	\$ 6,512	
比率		2.00%	2.11%	2.32%	
リテール・バンキング					
合計	\$ 140.5	\$ 1,009	\$ 1,058	\$ 1,156	
比率		0.72%	0.75%	0.80%	
北米	54.3	207	150	139	
比率		0.38%	0.30%	0.30%	
ラテンアメリカ	19.3	541	589	699	
比率		2.80%	2.85%	3.01%	
アジア ⁽⁵⁾	66.9	261	319	318	
比率		0.39%	0.45%	0.43%	
カード					
合計	\$ 139.5	\$ 4,603	\$ 4,694	\$ 5,356	
比率		3.30%	3.59%	3.94%	
北米—シティブランド	73.2	1,909	1,892	2,197	
比率		2.61%	2.96%	3.31%	
北米—リテール・サービス	43.8	1,805	1,709	1,866	
比率		4.12%	3.94%	4.32%	
ラテンアメリカ	5.1	499	691	816	
比率		9.78%	11.71%	11.18%	
アジア ⁽⁵⁾	17.4	390	402	477	
比率		2.24%	2.28%	2.51%	
シティ・ホールディングス⁽³⁾⁽⁴⁾					
合計	\$ 41.2	\$ 438	\$ 1,306	\$ 2,163	
比率		1.06%	1.96%	2.24%	
北米外	5.2	269	443	605	
比率		5.17%	4.43%	3.31%	
北米	36.0	169	863	1,558	
比率		0.47%	1.52%	1.97%	
シティグループ合計					
合計	\$ 321.2	\$ 6,050	\$ 7,058	\$ 8,675	
比率		1.88%	2.08%	2.30%	

(1) 平均貸出金には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。

(2) 正味貸倒損失の比率は平均貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。

(3) シティグループが2016年10月にブラジルおよびアルゼンチンの個人向け銀行業務を売却する契約を締結したことにより、2016年度第4四半期末において、これらの事業は売却目的保有（HFS）に分類されました。HFS貸出金は、その他資産に計上されるため、本表からは除外されています。さらに、HFSの会計処理により、約42百万ドルの正味貸倒損失が2016年度中の収益（その他収益）の減少として計上されました。したがって、これらの正味貸倒損失は本表には含まれていません。

(4) ワンメイン・フィナンシャル（以下「ワンメイン」といいます。）を売却する契約の締結により、ワンメインは、2015年3月31日からHFSに分類されました。HFS貸出金は、その他資産に計上されるため、本表からは除外されています。また、HFSに振り替える会計処理の結果、約350百万ドルの正味貸倒損失が、2015年度中の収益（その他収益）の減少として計上されました。したがって、これらの正味貸倒損失は本表には含まれていません。ワンメインの売却は、2015年11月15日に完了しました。

(5) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における平均貸出金および正味貸倒損失が含まれています。

米国個人向け抵当貸付の満期および固定金利・変動金利の別

(単位：百万ドル、
2016年度末現在)

	1年以内満期	1年超5年以内	5年超	合計
米国個人向け抵当貸付の				
ポートフォリオ				
第1順位住宅抵当貸付	\$ 100	\$ 682	\$ 54,091	\$ 54,873
ホーム・エクイティ・ローン	28	963	17,093	18,084
合計	\$ 128	\$ 1,645	\$ 71,184	\$ 72,957
満期が1年超の米国個人向け抵当貸				
付の固定金利・変動金利の別				
固定金利の貸出金		\$ 1,319	\$ 40,879	
変動または調整金利の貸出金		327	30,305	
合計		\$ 1,646	\$ 71,184	

[前へ](#)

[次へ](#)

法人向け与信

シティの全体的な戦略に沿って、シティは、通常、シティのグローバル・ネットワークを重視する大規模な多国籍企業を法人顧客としています。シティは、これらの顧客との間で、顧客のニーズに合わせ、キャッシュ・マネジメントおよびトレード・サービス、外国為替、融資、資本市場ならびにM&Aアドバイザー等の多数の商品を提供する関係性を構築することを目指しています。

法人向け与信ポートフォリオ

次表は、表示されている各期間の、残存契約期間別にみたシティのICG（プライベートバンクを除きます。）における法人向け与信ポートフォリオ（担保またはヘッジ考慮前）を示したものです。

(単位：十億ドル)	2016年12月31日現在				2016年9月30日現在				2015年12月31日現在			
	1年超			エクスポージャー合計	1年超			エクスポージャー合計	1年超			エクスポージャー合計
	1年以内	5年以内	5年超		1年以内	5年以内	5年超		1年以内	5年以内	5年超	
直接残高（貸借対照表上） ⁽¹⁾	\$ 109	\$ 94	\$ 22	\$ 225	\$ 109	\$ 102	\$ 24	\$ 235	\$ 98	\$ 97	\$ 25	\$ 220
未実行貸出約定（オフバランス上） ⁽²⁾	103	218	23	344	102	209	27	338	99	231	26	356
エクスポージャー合計	\$ 212	\$ 312	\$ 45	\$ 569	\$ 211	\$ 311	\$ 51	\$ 573	\$ 197	\$ 328	\$ 51	\$ 576

(1) 貸出、当座貸越、銀行引受手形およびリースを含みます。

(2) 未使用貸出約定、信用状および金融保証を含みます。

ポートフォリオの構成－地域、カウンターパーティーおよび産業

シティの法人向け与信ポートフォリオは、地域およびカウンターパーティーにおいて多様化しています。次表は、シティの内部管理上の地域に基づき地域別にみた割合を示したものです。

	2016年12月31日	2016年9月30日	2015年12月31日
北米	55 %	54 %	56 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	26	26	25
アジア	12	12	12
ラテンアメリカ	7	8	7
合計	100 %	100 %	100 %

法人向け与信ポートフォリオ全体にわたって正確かつ一貫したリスク格付けを維持することで、あらゆる業種、地域および商品における信用エクスポージャーの比較が容易になります。カウンターパーティーのリスク格付けは、カウンターパーティーによる債務不履行の可能性についての予測を反映しており、また、債務者または市場に特有の要因（管理実績、競争力、規制環境および商品価格等）に関する考慮と合わせ、主として、実証された統計モデル、スコアカード・モデルおよび（一定の状況の下では）外部機関の格付けを用いて決定されます。融資枠のリスク格付けは、債務者の債務不履行の可能性および融資枠のデフォルト時損失率に影響を及ぼす要因（支援または担保等）を反映して付されます。概してBBB以上に相当する債務者の内部格付けは、投資適格とみなされる一方、これに満たない格付けは、投資不適格とみなされます。

シティグループは、一部の債務者については、必要に応じて、気候リスク評価および報告基準も取り入れています。評価される要因には、債務者の事業および物理的な資産に対する気候リスクの考慮、ならびに、該当する場合は、温室効果ガス排出を削減するための費用効率が高い選択肢の考慮が含まれます。

次表は、融資枠のリスク格付別にみた法人向け与信ポートフォリオが、法人向け与信ポートフォリオ全体に占める割合を示したものです。

	エクスポージャー全体		
	2016年12月31日	2016年9月30日	2015年12月31日
AAA／AA／A	48 %	49 %	48 %
BBB	34	34	35
BB／B	16	15	15
CCC以下	2	2	2
合計	100 %	100 %	100 %

注：エクスポージャー合計には、直接残高および未実行貸出約定が含まれています。

シティの法人向け与信ポートフォリオは、産業ごとにも分散されています。次表は、シティの法人向け与信ポートフォリオ全体に占める産業別の割合を示したものです。

	エクスポージャー全体		
	2016年12月31日	2016年9月30日	2015年12月31日
運輸および工業	22%	21%	20%
個人向け小売および健康	16	16	16
テクノロジー、メディアおよび通信	12	11	12
電力、化学、商品および金属・鉱業	11	11	11
エネルギー ⁽¹⁾	9	8	9
不動産	7	7	6
銀行／ブローカー・ディーラー／金融会社	6	6	7
ヘッジファンド	5	5	5
保険および特別目的事業体	5	5	5
公共部門	5	5	5
その他の産業	2	5	4
合計	100%	100%	100%

注：エクスポージャー合計には、直接残高および未実行貸出約定が含まれています。

- (1) このエクスポージャーに加え、シティは、上記の表に含まれる「公共部門」（例えば、エネルギー関連の国有企業）および「運輸および工業」部門（例えば、沖合で掘削を行う企業）において、エネルギー関連のエクスポージャーを有しています。2016年12月31日現在、これらのエネルギー関連企業に対するシティのエクスポージャー合計は、前四半期からほぼ横ばいの約70億ドルでした。そのうち、約40億ドルは実行済貸出金の直接残高で構成されています。

エネルギーおよびエネルギー関連部門に対するエクスポージャー

2016年12月31日現在、エネルギーおよびエネルギー関連部門（上記の表の注記(1)をご参照ください。）に対するシティの法人向け与信のエクスポージャー合計は、552億ドルでした。このうち198億ドル（またはシティの残存貸出金合計のうち約3パーセント）は、実行済貸出金の直接残高で構成されています。これに対し、2016年9月30日および2015年12月31日現在のエクスポージャー合計はそれぞれ550億ドルおよび580億ドル、実行済貸出金はそれぞれ206億ドルおよび210億ドルでした。また、2016年12月31日現在、ICGの法人向け与信のエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャー合計の約72パーセントが、米国、英国およびカナダにおけるものでした（2016年9月30日および2015年12月31日現在から横ばいでした。）。さらに、2016年12月31日現在、シティのエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャー合計の約76パーセントが、投資適格の格付けを受けています（これに対し、2016年9月30日および2015年12月31日現在はそれぞれ約74パーセントおよび約80パーセントでした。）。

2016年度第4四半期中、シティは、エネルギーおよびエネルギー関連の貸倒引当金62百万ドルを戻入れ、またエネルギーおよびエネルギー関連貸出金ポートフォリオにおいて32百万ドルの正味貸倒損失を計上しました。2016年12月31日現在、シティは、エネルギーおよびエネルギー関連の実行済貸出金に対して、当該貸出金の約3.8パーセントに相当する貸倒引当金を計上しており（2016年9月30日現在の4.0パーセントよりわずかに減少し、2015年12月31日現在の3.8パーセントから横ばいでした。）、ポートフォリオの投資不適格部分に関する実行済積立率は約10.4パーセントでした（2016年9月30日の10.6パーセントよりわずかに減少し、2015年12月31日の10.3パーセントから増加しました。）。

GCBのリテール・バンキング内のコマーシャル・バンキング業務におけるシティのエネルギーおよびエネルギー関連のエクスポージャーの詳細については、上記「個人向け与信」－「GCBのコマーシャル・バンキングのエネルギーおよびエネルギー関連部門に対するエクスポージャー」をご参照ください。

銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対するエクスポージャー

2016年12月31日現在、銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対するシティの法人向け与信エクスポージャーの合計は、約365億ドルで、そのうち251億ドルが実行済貸出金の直接残高で、シティの貸出金残高合計の4パーセントを占めていました。これらの金額は、2016年9月30日および2015年12月31日現在において、エクスポージャー全体がそれぞれ355億ドルおよび385億ドル、実行済貸出金がそれぞれ249億ドルおよび275億ドルでした。また、2016年12月31日、2016年9月30日および2015年12月31日現在、シティの銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対する法人向け与信エクスポージャー合計のそれぞれ約77パーセント、約78パーセントおよび約83パーセントは、投資適格の格付けを受けていました。

上記の金額に含まれますが、2016年12月31日、2016年9月30日および2015年12月31日現在のシティの銀行に対する法人向け与信エクスポージャーは、それぞれ約243億ドル、約238億ドルおよび約261億ドルで、それぞれ約190億ドル、約185億ドルおよび約207億ドルが実行済貸出金の直接残高を構成していました。2016年12月31日現在、銀行に対する貸出金の直接残高は、シティの貸出金残高合計の約3パーセントを占めていました。2016年12月31日現在の約243億ドルのうち、約30パーセントがアジア関連で、約26パーセントがヨーロッパ・中東・アフリカ関連で、約20パーセントが北米関連で、約24パーセントがラテンアメリカ関連でした。シティの銀行に対する法人向け与信のエクスポージャー全体の約3分の2について、2016年12月31日現在、契約期間が12ヶ月未満でした。

上記の金額に加えて、シティは、デリバティブおよび証券金融取引の形で、銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対して追加のエクスポージャーを有していますが、これらは一般的に、買戻契約および売戻契約または有価証券の貸付もしくは借入として取引されます。2016年12月31日、2016年9月30日および2015年12月31日現在、シティは、銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対するデリバティブにおける正味の信用エクスポージャーを、それぞれ約96億ドル、約90億ドルおよび約50億ドル（ネットティング、法的強制力を有するマージン契約およびその他の担保の取決めの適用後）有していました。デリバティブにおける正味の信用エクスポージャーの一部とみなされる担保は、主に、高品質な流動資産で占められていました。2016年12月31日、2016年9月30日および2015年12月31日現在、シティは、銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対する正味の信用エクスポージャーを、証券金融取引の形でそれぞれ約48億ドル、約50億ドルおよび約70億ドル（ネットティングおよび担保の取決めの適用後）有していました。証券金融取引のエクスポージャーに関する正味のエクスポージャーとみなされる担保は、主に、現金および流動性の高い投資適格証券でした。

信用リスクの軽減

全般的なリスク管理業務の一環として、シティグループは、資産の完全売却のほかにも、法人向け与信ポートフォリオに存在する信用リスクの一部をヘッジするために、クレジット・デリバティブおよびその他のリスク軽減措置を利用しています。時価評価の結果およびクレジット・デリバティブに係る実現損益は、主に連結損益計算書のその他収益に反映されています。

法人向け与信ポートフォリオのうち、2016年12月31日現在で295億ドル、2016年9月30日現在で378億ドル、2015年12月31日現在で345億ドルが、経済的にヘッジされていました。貸倒引当金の計算に用いられるシティグループの予想損失モデルには、時価評価されるクレジット・デリバティブおよびその他の軽減措置によるプラスの影響は含まれていません。また、上記の表で報告された直接残高および未実行貸出約定の金額は、これらのヘッジ取引の影響を反映していません。クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーのリスク格付別分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの格付け

	2016年12月31日	2016年 9月30日	2015年12月31日
AAA/AA/A	16%	20%	21%
BBB	49	53	48
BB/B	31	24	27
CCC以下	4	3	4
合計	100%	100%	100%

クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーの産業別分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの産業別分布

	2016年12月31日	2016年 9月30日	2015年12月31日
運輸および工業	29%	28%	28%
エネルギー	20	16	13
テクノロジー、メディアおよび通信	13	14	16
電力、化学、商品および金属・鉱業	12	12	12
個人向け小売および健康	10	16	17
公共部門	5	4	4
銀行／ブローカー・ディーラー	4	3	4
保険および特別目的事業体	3	3	5
その他の産業	4	4	1
合計	100%	100%	100%

法人向け貸出金の満期および固定金利・変動金利の別

(単位：百万ドル、2016年12月31日現在)

	1年以内満期	1年超5年以内	5年超	合計
法人向け貸出金				
米国内店				
商工業貸出金	\$ 21,851	\$ 15,799	\$ 11,936	\$ 49,586
金融機関貸出金	15,652	11,316	8,549	35,517
抵当貸付および不動産貸出金	17,051	12,327	9,313	38,691
割賦、リボルビング信用およびその他	15,203	10,993	8,305	34,501
リース金融	669	484	365	1,518
米国外店	93,993	35,808	10,093	139,894
法人向け貸出金合計	\$ 164,419	\$ 86,727	\$ 48,561	\$ 299,707
満期が1年超の法人向け貸出金の				
固定金利・変動金利の別⁽¹⁾				
固定金利の貸出金	\$	11,017	\$ 13,065	
変動または調整金利の貸出金		75,710	35,496	
合計	\$	86,727	\$ 48,561	

(1) 契約条件に基づきます。実質的にはデリバティブ契約によって金利改定に関する区別が随時変更される場合があります。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記22をご参照ください。

個人向け与信および法人向け与信の詳細の補足

貸出金の残高

12月31日現在					
(単位:百万ドル(比率を除きます。))	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
個人向け貸出金					
米国内店					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 72,957	\$ 80,281	\$ 96,533	\$ 108,453	\$ 125,946
割賦、リボルビング信用およびその他	3,395	3,480	14,450	13,398	14,070
カード	132,654	112,800	112,982	115,651	111,403
商工業貸出金	7,159	6,407	5,895	6,592	5,344
	\$ 216,165	\$ 202,968	\$ 229,860	\$ 244,094	\$ 256,763
米国外店					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 42,803	\$ 47,062	\$ 54,462	\$ 55,511	\$ 54,709
割賦、リボルビング信用およびその他	24,887	29,480	31,128	33,182	33,958
カード	23,783	27,342	32,032	36,740	40,653
商工業貸出金	16,871	17,741	18,594	20,623	19,415
リース金融	81	362	546	710	747
	\$ 108,425	\$ 121,987	\$ 136,762	\$ 146,766	\$ 149,482
個人向け貸出金合計	\$ 324,590	\$ 324,955	\$ 366,622	\$ 390,860	\$ 406,245
前受収益 ⁽²⁾	776	830	(679)	(567)	(411)
個人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 325,366	\$ 325,785	365,943	390,293	405,834
法人向け貸出金					
米国内店					
商工業貸出金	\$ 49,586	\$ 46,011	\$ 39,542	\$ 36,993	\$ 30,586
金融機関貸出金	35,517	36,425	36,324	25,130	18,179
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	38,691	32,623	27,959	25,075	21,052
割賦、リボルビング信用およびその他	34,501	33,423	29,246	34,467	32,478
リース金融	1,518	1,780	1,758	1,647	1,410
	\$ 159,813	\$ 150,262	\$ 134,829	\$ 123,312	\$ 103,705
米国外店					
商工業貸出金	\$ 81,579	\$ 82,358	\$ 83,206	\$ 86,147	\$ 85,748
金融機関貸出金	26,886	28,704	33,269	38,372	37,739
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	5,363	5,106	6,031	6,274	6,485
割賦、リボルビング信用およびその他	19,965	20,853	19,259	18,714	14,959
リース金融	251	303	419	586	639
政府および公共機関貸出金	5,850	4,911	2,236	2,341	1,159
	\$ 139,894	\$ 142,235	\$ 144,420	\$ 152,434	\$ 146,729
法人向け貸出金合計	\$ 299,707	\$ 292,497	\$ 279,249	\$ 275,746	\$ 250,434
前受収益 ⁽³⁾	(704)	(665)	(557)	(567)	(804)
法人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 299,003	\$ 291,832	\$ 278,692	\$ 275,179	\$ 249,630
貸出金合計(前受収益控除後)	\$ 624,369	\$ 617,617	\$ 644,635	\$ 665,472	\$ 655,464
貸倒引当金(実行済貸出分)	(12,060)	(12,626)	(15,994)	(19,648)	(25,455)
貸出金合計(前受収益および貸倒引当金控除後)	\$ 612,309	\$ 604,991	\$ 628,641	\$ 645,824	\$ 630,009
貸出金合計に対する貸倒引当金の割合					
(前受収益控除後) ⁽⁴⁾	1.94%	2.06%	2.50%	2.97%	3.92%
個人向け貸出金合計に対する個人向け					
貸倒引当金の割合(前受収益控除後) ⁽⁴⁾	2.88%	3.02%	3.70%	4.36%	5.58%
法人向け貸出金合計に対する法人向け					
貸倒引当金の割合(前受収益控除後) ⁽⁴⁾	0.91%	0.97%	0.90%	0.99%	1.17%

(1) 主として不動産を担保とする貸出金。

(2) 個人向け貸出金に係る前受収益は、主に、未償却の組成手数料、費用、プレミアムおよびディスカウントです。2015年12月31日より前は、ワンメイン・フィナンシャルが発行した未償還債券に係る前払利息がこれらの項目を上回っていました。ワンメイン・フィナンシャルの売却は、2015年11月15日に完了しました。

(3) 法人向け貸出金に係る前受収益は、主に、割引ベースで組成されたローンの前受利息です。

(4) すべての期間において、公正価値で計上される貸出金が除外されています。

貸倒損失実績の詳細

(単位: 百万ドル (比率を除きます。))	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
期首貸倒引当金	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115
貸倒引当金繰入額					
個人向け	\$ 6,323	\$ 6,228	\$ 6,695	\$ 7,587	\$ 10,312
法人向け	426	880	133	17	146
	\$ 6,749	\$ 7,108	\$ 6,828	\$ 7,604	\$ 10,458
貸倒損失(総額)					
個人向け					
米国内店 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 4,970	\$ 5,500	\$ 6,780	\$ 8,402	\$ 12,226
米国外店	2,674	3,192	3,870	3,922	4,107
法人向け					
商工業貸出金					
米国内店	274	112	66	125	154
米国外店	254	182	314	220	337
金融機関貸出金					
米国内店	5	-	2	2	33
米国外店	5	4	13	7	68
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	34	8	8	62	59
米国外店	6	43	55	29	21
	\$ 8,222	\$ 9,041	\$ 11,108	\$ 12,769	\$ 17,005
債権の回収⁽³⁾					
個人向け					
米国内店	\$ 980	\$ 975	\$ 1,122	\$ 1,073	\$ 1,302
米国外店	614	659	853	1,008	1,068
法人向け					
商工業貸出金					
米国内店	23	22	64	62	243
米国外店	41	67	84	109	82
金融機関貸出金					
米国内店	1	7	1	1	-
米国外店	1	2	11	20	43
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	1	7	-	31	17
米国外店	-	-	-	2	19
	\$ 1,661	\$ 1,739	\$ 2,135	\$ 2,306	\$ 2,774
正味貸倒損失					
米国内店	\$ 4,278	\$ 4,609	\$ 5,669	\$ 7,424	\$ 10,910
米国外店	2,283	2,693	3,304	3,039	3,321
合計	\$ 6,561	\$ 7,302	\$ 8,973	\$ 10,463	\$ 14,231
その他ー正味 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾	\$ (754)	\$ (3,174)	\$ (1,509)	\$ (2,948)	\$ (887)
期末貸倒引当金	\$ 12,060	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455
貸倒引当金が貸出金合計に占める割合 ⁽¹¹⁾	1.94%	2.06%	2.50%	2.97%	3.92%
未実行貸出約定に関する引当金 ⁽¹⁰⁾⁽¹²⁾	\$ 1,418	\$ 1,402	\$ 1,063	\$ 1,229	\$ 1,119
貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金合計	\$ 13,478	\$ 14,028	\$ 17,057	\$ 20,877	\$ 26,574
正味個人向け貸倒損失	\$ 6,050	\$ 7,058	\$ 8,675	\$ 10,243	\$ 13,963
平均個人向け貸出金に占める割合	1.88%	2.08%	2.31%	2.63%	3.42%
正味法人向け貸倒損失	\$ 511	\$ 244	\$ 298	\$ 220	\$ 268
平均法人向け貸出金に占める割合	0.17%	0.08%	0.11%	0.09%	0.11%
期末貸倒引当金⁽¹³⁾					
シティコープ	\$ 10,721	\$ 10,331	\$ 10,809	\$ 12,410	\$ 13,775
シティ・ホールディングス	1,339	2,295	5,185	7,238	11,680
シティグループ合計	\$ 12,060	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455
種類別引当金					
個人向け	\$ 9,358	\$ 9,835	\$ 13,547	\$ 16,974	\$ 22,585
法人向け	2,702	2,791	2,447	2,674	2,870
シティグループ合計	\$ 12,060	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455

- (1) 2012年度には、2012年度第3四半期に公表された米国通貨監督局（以下「OCC」といいます。）の指針に関連する貸倒償却額の増分約635百万ドルが含まれます。かかる指針は、米国破産法第7章の申立てを行った借り手に対する抵当貸付を担保価値まで評価減することを求めています。これに対応して、2012年度第3四半期にこれらの償却に伴う貸倒引当金約600百万ドルが戻し入れられました。2012年度には、2012年度第4四半期にOCCの指針の影響が確定したことに関連する約40百万ドルの償却額に対する便益も含まれます。
- (2) 2012年度には、2012年度第1四半期に条件変更された貸出金における過年度に繰り延べられた元本残高に関連する貸倒償却額の増分約370百万ドルが含まれます。これらの貸倒償却額は、全米での抵当貸付に関する和解に関連して予想される債務免除に関連するものでした。これらの貸倒償却額に関連して、2012年度第1四半期において対応する引当金約350百万ドルが戻し入れられました。
- (3) 回収は、回収業務が成功した場合のみに発生する一定の回収費用が減額されています。
- (4) 買収、処分、証券化、外貨換算、取得原価の配分に伴う調整等による引当金の変動等、貸倒引当金に対するすべての調整が含まれます。
- (5) 2016年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有（以下「HFS」といいます。）への振替えに伴う約574百万ドルの減少が含まれます。この中には不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約106百万ドルが含まれます。さらに2016年度には、外貨換算に伴う約199百万ドルの減少が含まれます。
- (6) 2015年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約24億ドルの減少が含まれます。この中には様々な不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約15億ドルが含まれます。さらに2015年度には、外貨換算に伴う約474百万ドルの減少が含まれます。
- (7) 2014年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約11億ドルの減少が含まれます。この中には様々な不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約411百万ドル、ギリシャにおける事業のHFSへの振替えに伴う約204百万ドル、スペインにおける事業のHFSへの振替えに伴う約177百万ドル、ホンジュラスにおける事業のHFSへの振替えに伴う約29百万ドルおよび様々なヨーロッパ・中東・アフリカ貸出金ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約108百万ドルが含まれます。さらに2014年度には、外貨換算に伴う約463百万ドルの減少が含まれます。
- (8) 2013年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約24億ドルの減少（クレジットカード事業の売却に伴う約360百万ドルおよびギリシャにおける貸出金ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約255百万ドルが含まれます。）、繰延金利に関連する引当金繰入額なしでのその他の資産（繰延金利を含みます。）への振替えに伴う約230百万ドルの減少、および外貨換算に伴う約220百万ドルの減少が含まれます。
- (9) 2012年度には、様々な米国貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約875百万ドルの減少が含まれます。
- (10) 2015年度には、貸倒引当金271百万ドルの未実行貸出約定に関する引当金への組替えが含まれ、その他の項目に計上されています。この組替えは、法人向け与信ポートフォリオの貸倒引当金のうち実行済分と未実行分の間の配分の変更による271百万ドルが反映されたものであり、これらのポートフォリオの対象となる信用実績の変動を反映したものではありません。
- (11) 2016年12月31日は35億ドル、2015年12月31日は50億ドル、2014年12月31日は59億ドル、2013年12月31日は50億ドル、および2012年12月31日は53億ドルの、公正価値で計上された貸出金を除きます。
- (12) 連結貸借対照表のその他負債として計上されている追加の貸倒引当金を表しています。
- (13) 貸倒引当金は、経営陣の最善の予測によるポートフォリオに内在する予想損失ならびに個々に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラクチャリングに関連する予想損失を表しています。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する予想貸倒損失を吸収するために利用することができます。

貸倒引当金

次表は、シティの貸倒引当金、貸出金およびカバレッジ比率に関する情報の詳細を表しています。

2016年12月31日			
(単位：十億ドル (比率を除きます。))	貸倒引当金	貸出金 (前受収益控除後)	貸出金に対する 引当金の割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 5.2	\$ 133.3	3.9%
北米抵当貸付 ⁽³⁾	1.1	72.6	1.5
北米その他	0.5	13.6	3.7
北米外カード	1.2	23.1	5.2
北米外その他 ⁽⁴⁾	1.4	82.8	1.7
個人向け合計	\$ 9.4	\$ 325.4	2.9%
法人向け合計	2.7	299.0	0.9
シティグループ合計	\$ 12.1	\$ 624.4	1.9%

- (1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。
- (2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金52億ドルは、約15ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (3) 11億ドルのうち、約10億ドルがシティ・ホールディングスの北米抵当貸付に配分されました。11億ドルのうち、約4億ドルおよび約7億ドルがそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35（不良債権のリストラクチャリング）に従って決定されています。貸出金726億ドルのうち、約677億ドルおよび約48億ドルの貸出金が、それぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35（不良債権のリストラクチャリング）に従って評価されています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。
- (4) 抵当貸付およびその他のリテール貸出金が含まれます。

2015年12月31日			
(単位：十億ドル (比率を除きます。))	貸倒引当金	貸出金 (前受収益控除後)	貸出金に対する引当 金の割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 4.5	\$ 113.4	4.0%
北米抵当貸付 ⁽³⁾	1.7	79.6	2.1
北米その他	0.5	13.0	3.8
北米外カード	1.6	26.7	6.0
北米外その他 ⁽⁴⁾	1.5	93.1	1.6
個人向け合計	\$ 9.8	\$ 325.8	3.0%
法人向け合計	2.8	291.8	1.0
シティグループ合計	\$ 12.6	\$ 617.6	2.1%

- (1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。
- (2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金45億ドルは、約15ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (3) 17億ドルのうち、約16億ドルがシティ・ホールディングスの北米抵当貸付に配分されました。17億ドルのうち、約6億ドルおよび約11億ドルがそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35（不良債権のリストラクチャリング）に従って決定されています。貸出金796億ドルのうち、約723億ドルおよび約71億ドルの貸出金が、ASC 450-20およびASC 310-10-35（不良債権のリストラクチャリング）に従って評価されています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。
- (4) 抵当貸付およびその他のリテール貸出金が含まれます。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産ならびに再調整貸出金

未収利息非計上貸出金および不稼動資産ならびに再調整貸出金においては、一部の金額が重複しています。以下は、各分類の一般的な説明を記載した要約です。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産：

- ・ 法人向けおよび個人向け（コマーシャル・バンキングを含みます。）貸出金の未収利息非計上への区分は、元利金の支払が疑わしいという判断に基づいています。
- ・ 法人向け貸出金については、未収利息非計上に分類されながら、なお当該貸出の仕組に則った条件に基づいて返済が行われている場合があります。法人向け未収利息非計上貸出金に係る返済は一般的に貸出金元本に充当され、受取利息には反映されません。シティの法人向け未収利息非計上貸出金のうち、2016年12月31日時点で約64パーセント、2016年9月30日時点で約67パーセント、および2015年12月31日時点で約54パーセントについては、返済が行われていました。
- ・ 個人向け貸出金の未収利息非計上への区分は、一般的に、時間経過、つまり、借り手の支払が延滞しているか否かに基づいています。
- ・ 米国破産法第7章に基づく破産を通じて免責された規制対象の銀行事業体における抵当貸付は、FHA付保貸出金を除き、未収利息非計上貸出金に分類されます。米国破産法第7章に基づく破産を通じて免責されたノンバンクにおける抵当貸付は、90日以上延滞した時点で未収利息非計上貸出金に分類されます。また、規制対象の銀行事業体におけるホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上延滞している場合、未収利息非計上貸出金に分類されます。
- ・ 北米のシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスは、業界の基準では、クレジットカード・ローンは償却される（通常約定返済日から180日延滞した時点で行われます。）まで未収利息を計上するため、含まれません。

再調整貸出金：

- ・ 不良債権のリストラクチャリング（TDR）で条件が変更された法人向けおよび個人向け双方の貸出金が含まれます。
- ・ 未収利息計上および未収利息非計上の双方のTDRが含まれます。

未収利息非計上貸出金

次表は、表示期間におけるシティグループの未収利息非計上貸出金を要約したものです。未収利息非計上貸出金は、利払いが継続している可能性があります。最終的に支払われるべき元本の一部しか回収できないとシティが合理的に予測する場合には、受領した支払額の全額が受取利息ではなく元本の減少として反映されます。その他すべての未収利息非計上貸出金については、現金による利息の受領は、一般に収益として計上されます。

12月31日現在

(単位：百万ドル)	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
シティコープ	\$ 3,858	\$ 2,991	\$ 2,884	\$ 3,660	\$ 3,734
シティ・ホールディングス	1,721	2,263	4,223	5,343	7,796
未収利息非計上貸出金合計	\$ 5,579	\$ 5,254	\$ 7,107	\$ 9,003	\$ 11,530
法人向け未収利息非計上貸出金⁽¹⁾⁽²⁾					
北米	\$ 984	\$ 818	\$ 321	\$ 735	\$ 735
ヨーロッパ・中東・アフリカ	904	347	285	812	1,195
ラテンアメリカ	379	303	417	132	125
アジア	154	128	179	279	339
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 2,421	\$ 1,596	\$ 1,202	\$ 1,958	\$ 2,394
シティコープ	\$ 2,376	\$ 1,543	\$ 1,145	\$ 1,630	\$ 1,971
シティ・ホールディングス	45	53	57	328	423
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 2,421	\$ 1,596	\$ 1,202	\$ 1,958	\$ 2,394
個人向け未収利息非計上貸出金⁽¹⁾⁽³⁾					
北米	\$ 2,160	\$ 2,515	\$ 4,411	\$ 5,239	\$ 7,150
ラテンアメリカ	711	874	1,188	1,420	1,288
アジア ⁽⁴⁾	287	269	306	386	698
個人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 3,158	\$ 3,658	\$ 5,905	\$ 7,045	\$ 9,136
シティコープ	\$ 1,482	\$ 1,448	\$ 1,739	\$ 2,030	\$ 1,763
シティ・ホールディングス	1,676	2,210	4,166	5,015	7,373
個人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 3,158	\$ 3,658	\$ 5,905	\$ 7,045	\$ 9,136

- (1) 取得した不良債権は、一般に利息が割り引かれているため、除外されています。かかる債権の簿価は、2016年12月31日現在187百万ドル、2015年12月31日現在250百万ドル、2014年12月31日現在421百万ドル、2013年12月31日現在703百万ドルおよび2012年12月31日現在537百万ドルでした。
- (2) 2015年12月31日から2016年12月31日までの法人向け未収利息非計上貸出金の増加は、主に2016年のシティの北米およびヨーロッパ・中東・アフリカのエネルギーおよびエネルギー関連法人向け与信エクスポージャーに関連したものです。詳細については、上記「個人向け与信および法人向け与信の詳細の補足」をご参照ください。
- (3) 2015年度における減少には、抵当貸付約80億ドルの売却目的保有（HFS）貸出金（その他資産に含まれています。）への振替えに関連する影響が含まれています。
- (4) 表示されているすべての期間について、アジアには特定のヨーロッパ・中東・アフリカ諸国の残高が含まれています。

シティグループの未収利息非計上貸出金の変動は以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2016年度			2015年度		
	法人	個人	合計	法人	個人	合計
期首未収利息非計上貸出金	\$ 1,596	\$ 3,658	\$ 5,254	\$ 1,202	\$ 5,905	\$ 7,107
増加	2,713	4,460	7,173	1,318	5,219	6,537
売却および売却目的保有への振 替え	(82)	(738)	(820)	(222)	(2,249)	(2,471)
正常貸出金への回復	(150)	(606)	(756)	(64)	(1,080)	(1,144)
一部返済／決済	(1,198)	(1,648)	(2,846)	(459)	(1,255)	(1,714)
貸倒償却額	(386)	(1,855)	(2,241)	(145)	(2,659)	(2,804)
その他	(72)	(113)	(185)	(34)	(223)	(257)
期末残高	\$ 2,421	\$ 3,158	\$ 5,579	\$ 1,596	\$ 3,658	\$ 5,254

不稼働資産

次表は、表示期間におけるシティグループのその他保有不動産（以下「OREO」といいます。）資産の概要です。これは、差押えまたはその他の法的手続によって取得したすべての不動産の、シティが担保物件の所有権を得た時点の簿価を表しています。

12月31日現在					
(単位：百万ドル（比率を除きます。）)	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
OREO⁽¹⁾					
シティコープ	\$ 86	\$ 70	\$ 90	\$ 71	\$ 35
シティ・ホールディングス	100	139	170	345	406
OREO合計	\$ 186	\$ 209	\$ 260	\$ 416	\$ 441
北米	\$ 161	\$ 166	\$ 196	\$ 304	\$ 299
ヨーロッパ・中東・アフリカ	-	1	7	59	99
ラテンアメリカ	18	38	47	47	41
アジア	7	4	10	6	2
OREO合計	\$ 186	\$ 209	\$ 260	\$ 416	\$ 441
その他の抵当権実行済資産	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 1
不稼働資産－シティグループ合計					
法人向け未収利息非計上貸出金	\$ 2,421	\$ 1,596	\$ 1,202	\$ 1,958	\$ 2,394
個人向け未収利息非計上貸出金 ⁽²⁾	3,158	3,658	5,905	7,045	9,136
未収利息非計上貸出金（NAL）	\$ 5,579	\$ 5,254	\$ 7,107	\$ 9,003	\$ 11,530
OREO	\$ 186	\$ 209	\$ 260	\$ 416	\$ 441
不稼働資産（NAA）	\$ 5,765	\$ 5,463	\$ 7,367	\$ 9,419	\$ 11,972
貸出金合計に対するNALの割合	0.89%	0.85%	1.10%	1.35%	1.76%
資産合計に対するNAAの割合	0.32	0.32	0.40	0.50	0.64
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽³⁾	216	240	225	218	221

12月31日現在					
不稼働資産－シティコープ合計	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
未収利息非計上貸出金（NAL）	\$ 3,858	\$ 2,991	\$ 2,884	\$ 3,660	\$ 3,734
OREO	86	70	90	71	35
不稼働資産（NAA）	\$ 3,944	\$ 3,061	\$ 2,974	\$ 3,731	\$ 3,769
資産合計に対するNAAの割合	0.23%	0.19%	0.17%	0.22%	0.23%
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽³⁾	278	345	375	339	369
不稼働資産－					
シティ・ホールディングス合計					
未収利息非計上貸出金（NAL） ⁽²⁾	\$ 1,721	\$ 2,263	\$ 4,223	\$ 5,343	\$ 7,796
OREO	100	139	170	345	406
不稼働資産（NAA）	\$ 1,821	\$ 2,402	\$ 4,393	\$ 5,688	\$ 8,202
資産合計に対するNAAの割合	3.37%	2.97%	3.18%	3.47%	3.89%
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽³⁾	78	101	123	135	150

- (1) 特定の政府保証付き不動産抵当ローンの抵当実行時に、別個のその他債権として認識することを要求する、ASU第2014-14号の適用に関連して2014年度第4四半期に計上された130百万ドルの減少が反映されています。過年度は修正再表示されていません。
- (2) 2015年度における減少には、抵当貸付約80億ドルの売却目的保有（HFS）貸出金（その他資産に含まれています。）への振替えに関連する影響が含まれています。
- (3) 貸倒引当金にはシティのクレジットカード・ポートフォリオに関する引当金および取得した不良債権に関する引当金が含まれますが、クレジットカード残高（一部の北米外ポートフォリオを除きます。）および取得した不良債権は償却されるまで未収利息を計上し続けるため、未収利息非計上貸出金には含まれません。

再調整貸出金

次表はTDRにおいて条件変更がなされたシティの貸出金を示しています。

(単位：百万ドル)	2016年 12月31日	2015年 12月31日
法人向け再調整貸出金⁽¹⁾		
米国内店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 89	\$ 25
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	84	104
金融機関貸出金	9	5
その他	228	273
	\$ 410	\$ 407
米国外店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 319	\$ 111
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	3	33
その他	-	45
	\$ 322	\$ 189
法人向け再調整貸出金合計	\$ 732	\$ 596
個人向け再調整貸出金⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾		
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽⁸⁾	\$ 4,695	\$ 7,058
カード	1,313	1,396
割賦およびその他	117	79
	\$ 6,125	\$ 8,533
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金	\$ 447	\$ 517
カード	435	555
割賦およびその他	443	471
	\$ 1,325	\$ 1,543
個人向け再調整貸出金合計	\$ 7,450	\$ 10,076

- (1) 前出の未収利息非計上貸出金の表に含まれる2016年12月31日現在445百万ドルおよび2015年12月31日現在258百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。
- (2) 2016年12月31日および2015年12月31日現在、TDRとして反映されている条件変更に加え、シティは、米国内店において257百万ドルおよび173百万ドルならびに米国外店において217百万ドルおよび17百万ドルの商業貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件変更を行いました。これらの条件変更には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。
- (3) 2015年12月31日現在、TDRとして反映されている条件変更に加え、シティは、米国内店において22百万ドルの商業不動産貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件変更を行いました。これらの条件変更には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。2016年にそのようなTDRでの条件変更はありませんでした。
- (4) 前出の未収利息非計上貸出金の表に含まれる2016年12月31日現在1,502百万ドルおよび2015年12月31日現在1,852百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。
- (5) 2016年12月31日現在58百万ドルおよび2015年12月31日現在96百万ドルの商業不動産貸出金を含みます。
- (6) 2016年12月31日現在105百万ドルおよび2015年12月31日現在85百万ドルのその他の商業貸出金を含みます。
- (7) 小口で均質な貸出金はシティのリスク管理システムから算出したものです。
- (8) 2016年度の減少には、売却されたかまたは売却目的保有に振り替えられたTDRに関連する1,818百万ドルが含まれます。

貸出金に係る逸失受取利息⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	米国内店	米国外店	2016年度合計
当初の約定利率で計上されていた場合の受取利息 ⁽²⁾	\$ 798	\$ 514	\$ 1,312
受取利息として認識された金額 ⁽²⁾	342	171	513
逸失受取利息	\$ 456	\$ 343	\$ 799

(1) 利息計上が停止された法人向け未取利息非計上貸出金、再調整貸出金および個人向け貸出金に関するものです。

(2) 米国外店の受取利息は、一部の国におけるインフレおよび通貨価値修正の影響を含めて、各国の実勢金利を反映する場合があります。

[前へ](#)

[次へ](#)

流動性リスク

概要

十分かつ多様な資金調達源および流動性のリソースは、シティの事業にとって不可欠です。資金調達リスクおよび流動性リスクは、複数の要因から生じますが、金融市場の混乱、主要な資金調達源の変更、クレジット・スプレッド、シティの信用格付けの変更ならびに一部の国における政治および経済の状況等、その多くについて、シティのコントロールはほとんどまたは全く及びません。詳細については、上記「リスク要因」をご参照ください。

シティの資金調達および流動性の目的は、（i）既存の資産基盤の資金を調達し、（ii）シティコープにおける中核事業を成長させ、（iii）様々な悪条件（様々な期間および程度にわたる当社固有の事由や市場の流動性に関する事由を含みます。）の下でもシティが事業を行えるよう、適切に構成された十分な流動性を維持し、（iv）規制上の要件を満たすことにあります。シティグループの主要な流動性目標は事業体ごとに設定されており、また、全体として次の2つの主要カテゴリーごとに設定されています。

- ・シティバンク
- ・ノンバンクおよびその他（親持株会社（シティグループ）ならびにシティグループに連結されている、シティのブローカー・ディーラーである子会社およびその他の非銀行子会社のほか、シティバナメックスおよびシティバンク（スイス）エイ・ジーが含まれます。）

全体レベルでのシティグループの目標は、ストレス下においても、顧客資産のための資金を十分に維持し、適切な金額の現金および高品質流動資産（下記でさらに議論されます。）を提供するために、金額および契約期間の面で十分な資金を維持することです。流動性リスクの管理の枠組みでは、一定の事業体が流動性につき自らの必要を満たしまたは提供者となるべきこと（その定められたストレス・テストに基づき設定される条件におけるものを含みます。）を定めています。

シティの主な資金調達源には、（i）シティの銀行子会社を通じた預金（シティにとって最も安定的で低コストの長期資金調達源です。）、（ii）主に親会社および一部の銀行子会社で発行される長期債務（主に非劣後債および劣後債）ならびに（iii）株主資本が含まれます。これらの資金調達源は、主に担保付資金調達取引の形式で行われる短期借入金によって補完されることがあります。

上記のとおり、シティグループは、これらの資金調達源の構造的契約期間がその資産基盤の契約期間との関連で十分な長さとなるように努めています。シティの資産・負債管理の目標は、負債の契約期間の構造に、資産の流動性に対応して余裕を持たせるようにすることです。これにより、資産の満期や売却による現金化の前に負債の支払期限が到来するリスクが軽減され、結果として流動性が生まれます。この流動性は、主に高品質流動資産（以下「HQLA」といいます。）の形で保有されており、下記の表に示されています。

シティのHQLAについては、シティのトレジャラーがその全体的な管理責任を負っています。コーポレート・トレジャリーは、集中管理されたトレジャリー・モデルを通じて、各地域および国内のトレジャラーと連携してシティの流動性を管理します。このアプローチに基づき、シティのHQLAの管理にあたっては、シティ全体の資産・負債管理および事業体レベルの流動性の十分に重きが置かれています。

シティのチーフ・リスク・オフィサーは、シティのHQLAの全体的なリスク・プロファイルに責任を負っています。チーフ・リスク・オフィサーおよびシティのCF0が、シティの資産負債管理委員会（以下「ALCO」といいます。）の共同委員長を務めます。ALCOには、シティのトレジャラーおよびその他の上級経営陣も参加しています。ALCOは、流動性ポートフォリオの戦略を策定し、そのパフォーマンスを監督します。ポートフォリオ資産配分に重大な変更を加える場合は、ALCOによる承認を受ける必要があります。

高品質流動資産（HQLA）

	シティバンク			ノンバンクおよびその他 ⁽¹⁾			合計		
	2016年 12月31日	2016年 9月30日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2016年 9月30日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2016年 9月30日	2015年 12月31日
(単位：十億ドル)									
利用可能な現金	\$ 68.3	\$ 71.1	\$ 52.4	\$ 19.8	\$ 19.2	\$ 16.9	\$ 88.1	\$ 90.2	\$ 69.3
米国ソブリン債	123.0	122.3	110.0	22.5	21.8	32.4	145.5	144.1	142.4
米国諸機関証券／諸機関 MBS	61.7	62.6	63.9	0.6	0.2	1.0	62.3	62.8	64.9
外国政府証券 ⁽²⁾	87.9	89.2	84.8	15.6	15.5	14.9	103.5	104.7	99.7
その他の投資適格債券	0.3	1.0	1.0	1.2	1.5	1.2	1.5	2.5	2.2
HQLA合計（期末）	\$ 341.2	\$ 346.2	\$ 312.1	\$ 59.7	\$ 58.2	\$ 66.4	\$ 400.9	\$ 404.3	\$ 378.5
HQLA合計（平均）	345.7	344.0	325.8	58.0	59.8	63.4	403.7	403.8	389.2

注：記載がある場合を除き、上記の表の金額は、期末時点のものであり、通常業務において期中に増減する可能性があります。証券については、金額は実現される可能性のある流動価値を表しており、したがって、担保権の設定されている証券および証券金融取引に要求されるヘアカットは含まれていません。連邦準備制度理事会は、2017年4月1日より、各四半期の平均ベースでのHQLA、流動性カバレッジ比率および関連構成要素を、期末時点の当該項目と比較して開示することを要求した最終規制を採択しました。（詳細については、下記「短期流動性測定：流動性カバレッジ比率（LCR）」をご参照ください。本書において、シティは、現時点で利用可能な、これらの指標についての平均情報を表示しています。当該情報には、平均HQLA合計、平均LCRおよびLCRに基づく平均純資金流出額が含まれます。その他の構成要素に関する情報は、現時点では利用することができません。

- (1) シティバナメックスおよびシティバンク（スイス）エイ・ジーは、2016年12月31日現在、「ノンバンクおよびその他」のHQLA残高の約50億ドルを占めていました。
- (2) 外国政府証券には、外国主権国家、外国政府機関および多国籍開発銀行によって発行または保証された有価証券が含まれます。外国政府証券は、主に現地の流動性要件およびシティの現地の事業基盤を支援するために保有されており、主に香港、台湾、韓国、シンガポール、インド、ブラジルおよびメキシコの政府債が含まれています。

上記の表に示すとおり、シティのHQLA合計は、期末ベースでは前四半期比で減少し、また平均ベースでは大きな変化はみられませんでした。期末の減少は、主に預金のわずかな減少によるものです。

シティがそのメンバーとなっている住宅連邦貸付銀行（以下「FHLB」といいます。）から利用可能な借入能力は、2016年12月31日現在約210億ドル（2016年9月30日現在は240億ドル、2015年12月31日現在は360億ドル）で、当該銀行に対して差入れられた適格担保の形で維持されていますが、これは上記のシティのHQLAには含まれません。米国連邦準備銀行割引窓口またはその他の中央銀行におけるシティの借入能力も、上述のリソースに追加されることがありますが、これも上記のHQLAには含まれません。

通常、シティの流動性は、その銀行グループ内の法人においても流用できます。シティバンクを含むシティの銀行子会社は、連邦準備法第23A条に従ってシティの親会社およびブローカー・ディーラーである事業体に貸し付けることが可能です。2016年12月31日現在、同法第23A条に基づきこれらの事業体に貸し付け可能な金額は、現金支出を伴わない一定の適格担保の要件に従った上で、約150億ドル（2016年9月30日からは横ばい、2015年12月31日現在は170億ドル）でした。

貸出金

資金調達および流動性の目的の一つとして、シティは、その既存の資産基盤に適切に資金を供給するとともに、貸出金ポートフォリオを含むシティコップの中核事業を成長させるための十分な流動性を維持することに努めています。シティは、個人および法人の顧客に対する多様な貸出金のポートフォリオを有しています。次表は、各表示期間について、事業および／またはセグメント別にみた期末貸出金および平均貸出金合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2016年 12月31日	2016年 9月30日	2015年 12月31日
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 188.6	\$ 180.0	\$ 165.5
ラテンアメリカ	23.1	23.9	25.5
アジア ⁽¹⁾	80.5	85.8	86.0
合計	\$ 292.2	\$ 289.7	\$ 277.0
インスティテューショナル・クライアント・グループ			
法人貸付業務	115.4	120.8	118.5
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション (TTS)	71.9	72.3	71.4
プライベートバンク、マーケットツ&セキュリティーズ・ サービスおよびその他	111.6	116.5	101.7
合計	\$ 298.9	\$ 309.6	\$ 291.6
シティコップ合計	591.1	\$ 599.3	568.6
シティ・ホールディングス合計	33.3	39.1	49.0
シティグループ貸出金合計（期末）	\$ 624.4	\$ 638.4	\$ 617.6
シティグループ貸出金合計（平均）	\$ 626.0	\$ 635.8	\$ 625.0

(1) 表示されたすべての期間について、ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における貸出金を含みます。

期末貸出金は、前年比で1パーセント増加し、前四半期比で2パーセント減少しました。外貨換算の影響を除くと、シティグループの期末貸出金は前年比で3パーセント増加しましたが、これは、シティコップにおける増加が、シティ・ホールディングスにおける継続的な減少を上回ったことによるものです。シティグループの期末貸出金は、前四半期比で1パーセント減少しましたが、これはICGおよびシティ・ホールディングスにおける減少がGCBにおける増加を上回ったことによるものです。

外貨換算の影響を除くと、シティコープの貸出金は前年比で6パーセント増加しました。GCBの貸出金は、北米における14パーセントの増加により、前年比で8パーセント増加しました。北米内で見ると、シティブランドのカードが28パーセント増加しましたが、これは、主に2016年度第2四半期末に向けてコストコ社のポートフォリオが取得されたことによって牽引されたものです。北米外GCBの貸出金は2パーセント減少しましたが、これは、アジアの5パーセントの減少がメキシコの7パーセントの増加を上回ったことによるもので、シティが、高い利益率を生み出すために、当該地域のポートフォリオの最適化を継続したことが反映されています。ICGの貸出金は前年比で4パーセント増加しましたが、これは、プライベート・バンキング・セグメントにおいてターゲットとしていた富裕層顧客向け貸付業務が増加したことによるものです。法人貸付業務は、主に2016年度第4四半期末近く返済により1パーセント減少しました。残高変化は、顧客ニーズが一時的なものであることにより引き起こされることから、この種の動きは、珍しいものではありません。トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの貸出金は1パーセント増加しましたが、これは、シティが、バランスシートを最適化し、利益を牽引するための分配能力を活用しつつも、継続的に顧客を支援したことによるものです。

外貨換算の影響を除くと、シティ・ホールディングスの貸出金は、前年比で33パーセント減少しました。これは、売却目的保有への振替えを含む北米の抵当貸付90億ドル超の削減に牽引されました。

預金

預金は、シティにとって、主要かつ最も低コストの資金調達源です。次表は、各表示期間について、事業および／またはセグメント別にみた期末預金、ならびに平均預金合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2016年 12月31日	2016年 9月30日	2015年 12月31日
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 185.0	\$ 185.6	\$ 181.6
ラテンアメリカ	26.4	27.4	28.7
アジア ⁽¹⁾	89.9	93.6	87.6
合計	\$ 301.3	\$ 306.6	\$ 297.9
インスティテューショナル・クライアント・グループ			
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション (TTS)	410.6	415.0	392.0
銀行業務 (TTSを除きます。)	122.3	118.9	119.1
マーケット&セキュリティーズ・サービス	77.5	83.3	76.6
合計	\$ 610.4	\$ 617.2	\$ 587.7
本社事項、本社業務／その他	15.5	10.6	12.0
シティコープ合計	\$ 927.2	\$ 934.4	\$ 897.6
シティ・ホールディングス合計	2.2	5.9	10.3
シティグループ預金合計 (期末)	\$ 929.4	\$ 940.3	\$ 907.9
シティグループ預金合計 (平均)	\$ 935.1	\$ 944.2	\$ 908.8

(1) 表示されたすべての期間について、ヨーロッパ・中東・アフリカ諸国での預金を含みます。

期末預金は、前年比で2パーセント増加し、前四半期比では1パーセント減少しました。外貨換算の影響を除くと、シティグループの期末預金は、前年比で4パーセント、前四半期比で1パーセント増加し、事業基盤全般で高品質な預金フローを継続しております。

外貨換算の影響を除くと、シティコープの預金は前年比で5パーセント増加しました。シティコープ内で見ると、主に北米外GCBが増加したことにより、GCBの預金が前年比で3パーセント増加しました。ICGの預金は、主にトレジャリー・アンド・トレード・ソリューションにおける増加により、前年比で6パーセント増加しました。

長期債務

長期債務（通常、当初満期が1年以上の債務と定義されます。）は、シティの親会社事業体の資金調達にとって最も重要な構成要素であり、銀行にとっては補完的な資金調達源です。

長期債務は、一つには契約上の満期が複数年にわたることから、重要な資金調達源となっています。シティグループおよびその関係会社（シティバンクを含みます。）が発行した無担保長期債務のうち、1年超の残存期間を有するもの（残存する信託優先証券残高を除きます。）の加重平均満期は、2016年12月31日現在約7.0年で、前四半期比で変動はなく、前年の6.9年からわずかに伸長しました。

シティの親会社における長期債務残高には、非劣後債および劣後債ならびにシティが顧客関連債務と呼ぶもの（株式連動債および信用連動債等の仕組債ならびに非仕組債で構成されます。）が含まれます。シティの顧客関連債務の発行は、通常顧客の需要によるもので、シティの親会社事業体の資金調達源として指標債務発行を補完します。シティの銀行における長期債務には、FHLB借入金および証券化も含まれています。

長期債務残高

次表は、表示期間に係るシティの長期債務残高合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2016年 12月31日	2016年 9月30日	2015年 12月31日
親会社およびその他⁽¹⁾			
指標債務：			
非劣後債	\$ 99.9	\$ 97.1	\$ 90.3
劣後債	26.8	28.8	26.9
信託優先証券	1.7	1.7	1.7
顧客関連債務：			
仕組債	22.8	23.6	21.8
非仕組債	3.0	3.5	3.0
現地国債務およびその他 ⁽²⁾	2.5	2.7	2.4
親会社およびその他合計	\$ 156.7	\$ 157.4	\$ 146.1
銀行			
FHLB借入金	\$ 21.6	\$ 21.6	\$ 17.8
証券化 ⁽³⁾	23.5	24.4	30.9
現地国債務およびその他 ⁽²⁾	4.4	5.7	6.5
銀行合計	\$ 49.5	\$ 51.7	\$ 55.2
長期債務合計	\$ 206.2	\$ 209.1	\$ 201.3

注：金額は、シティの連結貸借対照表上の長期債務の現在の価値を表しています。一部の負債証券については、公正価値、ヘッジの影響ならびに未償却の割引およびプレミアムに関する考慮が含まれます。

(1) 「親会社およびその他」には、持株親会社（シティグループ）およびシティグループに併合された非銀行子会社（ブローカー・ディーラーである子会社を含みます。）が第三者に対して発行した長期債務が含まれます。2016年12月31日現在、「親会社およびその他」には、シティのブローカー・ディーラーである子会社が発行した長期債務94億ドルが含まれていました。

(2) 現地国債務には、シティの関係会社がその現地業務を支援して発行した債務が含まれます。

(3) その大半が、主にシティブランドのクレジットカード債権を担保としたクレジットカード証券化に関連していました。

シティの長期債務残高合計は、前年同期比で増加しましたが、前四半期比では減少しました。前年同期比での増加は主に、親会社において行った非劣後債の増加によるものでしたが、銀行における証券化の減少により部分的に相殺されました。前四半期比で、シティの長期債務残高は、緩やかに減少しましたが、これは主に、親会社の債務がほぼ横ばいであったため、銀行において減少が見られたためでした。

シティは、負債管理の一環として、公開市場における買入れ、公開買付またはその他の手段により、長期債務を買い戻す機会を検討しており、引き続き検討する可能性があります。かかる買戻しは、シティの全体的な資金調達コストの削減を促進し、シティが規制の変更および要件に対応するのに役立ちます。2016年度中、シティは、合計で約59億ドルの残存する長期債務（FHLB借入金の早期償還を含みます。）を買い戻しました。

長期債務の発行および満期

次表は、表示期間におけるシティの長期債務発行および満期（買戻しおよび償還を含みます。）の詳細を示しています。

(単位：十億ドル)	2016年度		2015年度		2014年度	
	満期	発行	満期	発行	満期	発行
親会社およびその他						
指標債務：						
非劣後債	\$ 14.9	\$ 26.0	\$ 23.9	\$ 20.2	\$ 18.9	\$ 18.6
劣後債	3.2	4.0	4.0	7.5	5.0	2.8
信託優先証券	-	-	-	-	2.1	-
顧客関連債務：						
仕組債	9.5	10.2	7.7	9.1	7.5	9.5
非仕組債	0.7	0.3	2.2	0.4	2.4	1.4
現地国債債務およびその他	2.1	2.2	0.4	1.9	2.4	3.7
親会社およびその他合計	\$ 30.4	\$ 42.7	\$ 38.2	\$ 39.1	\$ 38.3	\$ 36.0
銀行						
FHLB借入金	\$ 10.5	14.3	\$ 4.0	\$ 2.0	\$ 8.0	\$ 13.9
証券化	10.7	3.3	7.9	0.8	8.9	13.6
現地国債債務およびその他	3.9	3.4	2.8	2.7	3.7	3.3
銀行合計	\$ 25.1	\$ 21.0	\$ 14.7	\$ 5.5	\$ 20.6	\$ 30.8
合計	\$ 55.5	\$ 63.7	\$ 52.9	\$ 44.6	\$ 58.9	\$ 66.8

次表は、シティの2016年度中の長期債務満期額総計（買戻しおよび償還を含みます。）および2016年12月31日現在の予想年次長期債務満期額総計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2016年度 満期	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	合計
親会社およびその他								
指標債務：								
非劣後債	\$ 14.9	\$ 14.0	\$ 18.2	\$ 14.0	\$ 6.4	\$ 13.9	\$ 33.4	\$ 99.9
劣後債	3.2	1.2	0.9	1.2	0.1	-	23.4	26.8
信託優先証券	-	-	-	-	-	-	1.7	1.7
顧客関連債務：								
仕組債	9.5	5.1	2.1	1.6	3.0	1.2	9.8	22.8
非仕組債	0.7	0.5	0.6	0.2	0.2	0.1	1.4	3.0
現地国債債務およびその他	2.1	0.3	0.2	0.1	0.1	-	1.8	2.5
親会社およびその他合計	\$ 30.4	\$ 21.1	\$ 22.0	\$ 17.1	\$ 9.8	\$ 15.2	\$ 71.5	\$156.7
銀行								
FHLB借入金	\$ 10.5	\$ 7.8	\$ 13.2	\$ 0.6	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 21.6
証券化	10.7	5.3	9.5	3.9	0.1	3.8	0.9	23.5
現地国債債務およびその他	3.9	1.9	1.4	0.4	0.3	0.1	0.2	4.4
銀行合計	\$ 25.1	\$ 15.0	\$ 24.1	\$ 4.9	\$ 0.4	\$ 3.9	\$ 1.1	\$ 49.5
長期債務合計	\$ 55.5	\$ 36.1	\$ 46.1	\$ 22.0	\$ 10.2	\$ 19.1	\$ 72.6	\$206.2

破綻時清算計画

2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）第1編に基づき、シティグループは、米国破産法に基づく「シングル・ポイント・オブ・エントリー」破綻時清算戦略および計画（以下「破綻時清算計画」といいます。）を策定しています。シティの破綻時清算計画の下では、持株親会社であるシティグループのみが倒産手続に入った場合に、シティグループの主要な事業子会社（とりわけ、シティバンクを含みます。）は事業を継続し、破綻時清算計画または倒産手続による影響を受けることはありません。破綻時清算計画は、シティグループの債権者（無担保長期債務保有者を含みます。）を受益者とした破産財団の価値を高める一方で、米国およびグローバルな財政システムにシステム上の影響を及ぼすリスクを最小化することを目的として策定されていると、シティグループは考えています。さらに、連邦準備制度理事会による最終のTLAC規則に合わせて、シティグループは、シティグループの株主および無担保債権者（無担保長期債務保有者を含みます。）がシティグループの破産による損失を負担するように破綻時清算計画を策定したと考えています。

シティの2015年破綻時清算計画について連邦準備制度理事会およびFDIC（監督機関）から受領したフィードバックに対して、現時点で、シティは、2017年破綻時清算計画の提出（2017年7月1日までに提出予定です。）に関連して、以下の措置を講じる予定です。

- (i) 現存するシティグループの完全所有子会社であり、現在のシティバンクの親会社であるシティコープは、まさにシティグループの主要な事業子会社の中間持株会社（以下「IHC」といいます。）として設立されます。
- (ii) シティグループの取締役会の最終承認に従うことを前提として、シティグループは、シティコープ、シティグループの主要な事業子会社およびその他一定の関連事業体とインターアフィリエイト契約を締結します。これにより、シティコープは、シティグループが破産手続に入った場合に、シティグループの主要な事業子会社に流動性および資金の援助を行うことが要求されます（以下「シティサポート契約」といいます。）。
- (iii) シティサポート契約に従い、
 - ・締結時に、シティグループは、当初の資産拋出（一定のHQLAおよびインターアフィリエイトローン（以下「拋出可能資産」といいます。）を含みます。）を、シティコープに対して行い、シティコープは、シティグループの主要な事業子会社に対する平常時の資金調達を行うための会社となります。
 - ・シティグループは、とりわけ、シティグループの短期的な現金ニーズを満たすためにシティグループが一定の金額を留保することを条件として、シティコープに対する拋出可能資産の継続的振替を長期にわたって行う義務を負います。
 - ・シティグループが破産した際には、シティグループはその残存資産のほとんどをシティコープに対して拋出することが要求されます。
- (iv) シティサポート契約に基づくシティグループおよびシティコープの義務ならびに拋出可能資産は、担保契約に基づき担保が付されます。

また、シティグループは、シティサポート契約では、シティコープがシティグループに対して配当を行う以外に、2つの仕組みが提供されると予想しています。これにより、シティコープは、シティグループが、事業継続中においては、通常どおり債務返済およびその他の営業ニーズに資金を投下することができるように、シティグループに対する現金の振替えを行うことが要求されます。2つの仕組みとはすなわち、(i)シティコープがシティグループに対して発行する1つ以上の債券および(ii)シティコープがシティグループに対して貸出を行うことを可能とする信用供与枠です。

総損失吸収能力 (TLAC)

2016年12月、連邦準備制度理事会は、シティを含む米国のグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）に、外部損失吸収能力（以下「TLAC」といいます。）および長期負債（以下「LTD」といいます。）に関する最低値の要件を課す最終規則を公表しました。最終規則は、米国連邦破産法およびドッド・フランク法第2編に基づく米国GSIBの秩序だった破綻処理を円滑に行えるようにすることを目的としています。最終規則に基づく全ての要件の実施時期は、2019年1月1日です。最終規則ではありますが、最終規則の一定の主要部分については、不確実要素が生じています。詳細については、上記「リスク要因」－「戦略上のリスク」をご参照ください。GSIBの資本サーチャージ算出方法の方法1および方法2については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」－「現行の自己資本規制基準」をご参照ください。

連邦準備制度理事会による最終規則に基づき、米国GSIBは、各々当該GSIBの連結リスク加重資産（以下「RWA」といいます。）およびレバレッジ・エクスポージャーの総額ならびに以下に詳述されるものを参照して設定されたTLACおよび適格LTDの各最低値以上の維持を求められます。

最終のTLAC規則に対応して、シティグループは、とりわけ、最終規則により要求されるとおり、また以下に参照されるとおり、インデンチャーに基づき発行された非劣後債の将来の発行の期限の利益が喪失されうる状況を制限するために、2016年12月に非劣後債インデンチャーを補完しました。

TLAC要件の最低値

TLAC要件の最低値は、（i）GSIBのRWAの18パーセントにその時点で適用あるRWAベースのTLACバッファ（下記をご参照ください。）を加えたものと、（ii）GSIBのレバレッジ・エクスポージャーの総額の7.5パーセントにレバレッジベースのTLACバッファの2パーセントを加えたもの（すなわち、9.5パーセント）のうち、いずれが多い方となります。RWAベースのTLACバッファは、資本保全バッファ（2.5パーセント）に、カウンターシクリカル(景気連動抑制的)資本バッファ（現時点では0パーセント）を加算し、さらにGSIBサーチャージ規則の方法1に基づいて算定したGSIBの資本サーチャージ（2017年1月1日時点のシティでは2.0パーセント）を加算したものと等しくなります。したがって、最終規則に基づく現時点でのシティのTLAC要件の最低値合計は、RWAの22.5パーセントです。最終規則により、TLACは、一般的に、GSIBの（i）銀行持株会社が直接発行する普通株式等Tier1資本およびその他Tier1資本（適格信託優先証券を除きます。）に、（ii）適格LTD（下記をご参照ください。）を加えたものによってのみ構成される可能性があります。RWAまたはレバレッジベースいずれかのTLACバッファに違反すれば、分配金および裁量賞与の支払を制限されることとなります。

適格LTD要件の最低値

LTD要件の最低値は、（i）GSIBのRWAの6パーセントにGSIBサーチャージ規則の方法2に基づいて算定した資本サーチャージ（2017年1月1日時点のシティでは3.0パーセント）を加えたもの（シティでは、現時点の要件合計はRWA9パーセント）と、（ii）GSIBのレバレッジ・エクスポージャーの総額の4.5パーセントのうち、いずれが多い方となります。

一般的に、最終規則の下では、適格LTDは、銀行持株会社が直接発行し、米国法に準拠し、残存期間が1年を超え、支払不能又は30日以上元利金の不払い発生時にのみ期限の利益を喪失することについて定めた、無担保の「プレーン・バニラ」負債証券の未払い元本残高（つまり、一定のシティの顧客関連債務は含まれません。）と定義されています。さらに、いわゆる「ヘアカット」規定により、適格である残存期間が1年と2年の間のLTDは、LTD要件の最低値を満たす目的上、50パーセント減額して計算されることになります。（ただし、当該LTDは、TLAC要件の最低値のために引き続き全額で考慮され、適格である残存期間が1年未満のLTDは、TLACまたは適格LTD要件の最低値のいずれにも考慮されないこととなります。）最終規則は、上記に要約された内容の条項以外の期限の利益喪失条項を有する、または米国法以外の法律に準拠する、2016年12月31日より前に発行された債務は、永久に新規制の対象外とされ、その他の適格LTD要件を満たすものと仮定した上で、適格LTDとして考慮される可能性があるとして定めています。

クリーン持株会社要件

当該最終規則では銀行持株会社レベルでの一定の金融取引が禁止または制限されています（いわゆる「クリーン持株会社」要件）。当該要件によれば、シティは、銀行持株会社として、一定の種類の第三者負債（短期債務、一定のデリバティブその他の適格金融契約、子会社によって保証（すなわちアップストリーム保証）された債務を負担すること、および子会社債務の保証または類似の取決めで当該銀行持株会社の破綻に連動するデフォルト権を含むもの（すなわちクロス・デフォルト規定付のダウンストリーム保証）を含みます。）を禁止されます。さらに、最終規則は、銀行持株会社による第三者非偶発債務（TLACまたは適格LTDに関連するものを除きます。）については、当該米国GSIBのTLAC残高の5パーセントまでに制限しています。かかる5パーセント制限に服する種類の債務の例としては、仕組債および従業員に対する賃料および債務ならびに訴訟およびこれに類似する債務などの各種営業負債が挙げられます。

担保付資金調達取引および短期借入金

上記のとおり、シティは、主要な資金調達源を短期借入金で補完しています。短期借入金は、通常、（i）担保付資金調達取引（有価証券貸付または買戻条件付売渡、すなわち、レポ）および（ii）それより程度は下回るものの、コマーシャル・ペーパーならびにFHLBおよび他の市場参加者からの借入金からなる短期借入金を含みます（シティグループおよびその関係会社の短期借入金残高の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記17をご参照ください。）。

担保付資金調達取引の他に、シティの短期借入金は、前年比（46パーセントの増加）および前四半期比（4パーセントの増加）の双方で増加しました。これはシティが、シティの法人全体の流動性を引き続き最適化したためにFHLBの借入金が増加したことによるものです。

担保付資金調達

担保付資金調達は、主にシティのブローカー・ディーラーである子会社を通じて、担保付融資取引と、マーケット・メイキングおよび顧客取引のために保有する自己勘定の一部の有価証券の、両方の資金調達を効率的に行うために行われます。シティは、その銀行を通じても担保付資金調達取引を行います。これは通常外国政府の国債で担保されています。通常、シティの担保付資金調達の水準の日々の変動は、主として（下記に述べる）マッチド・ブックによる担保付融資取引および自己勘定の有価証券の変動によるものです。

2016年12月31日現在の担保付資金調達は1,420億ドルであり、前年同期比で3パーセント、前四半期比で7パーセント減少しました。外貨換算の影響を除いた担保付資金調達は、前年同期比で1パーセント増加し、前四半期比で5パーセント減少しました。これはいずれも通常の事業活動によるものでした。2016年度第4四半期の担保付資金調達の平均残高は約1,500億ドルでした。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる担保付資金調達のうち担保付融資の資金調達は、一般的に「マッチド・ブック」取引と呼ばれています。この取引の大半は、米国財務省証券、米国諸機関証券および外国政府証券等の高品質で流動性のある証券で担保されています。その他の担保付資金調達は、持分証券、社債およびアセット・バック証券を含む、より流動性の低い証券で担保されています。シティのマッチド・ブック負債の契約期間は、通常、対応するマッチド・ブック資産の契約期間と同一か、それより長くなっています。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる担保付資金調達取引の残りは、マーケット・メイキングおよび顧客取引のために保有される自己勘定有価証券の資金調達を目的としています。様々な市場環境（ストレス下にある期間を含みます。）において信頼できる資金調達を維持するため、シティは、提供した担保の質を考慮し、融資契約期間を規定してこれらの取引を管理しています。シティの流動性の低い自己勘定有価証券の担保付資金調達における加重平均満期は、2016年12月31日現在、110日を上回っていました。

シティは、限度額、契約期間、ヘアカット、担保プロファイルおよび顧客行動の変動を考慮するストレス・テストを毎日実施することによって、担保付資金調達のリスクを管理しています。シティはまた、集中トリガーを規定し、ストレス下におけるカウンターパーティーの信頼性および安定性を評価することによって、カウンターパーティーの分散化を維持しています。シティは、一般的に、150を超えるカウンターパーティーを担保付資金調達源としています。

全体的な短期借入金

SEC規則の求めに応じて、次表は、過去3事業年度末における以下の各短期借入金の分類について年度末、平均および最高月末金額を記載したものです。

(単位：十億ドル)	フェデラルファンド買入および 買戻条件付売渡有価証券			短期借入金 ⁽¹⁾					
				コマーシャル・ペーパー ⁽²⁾			その他の短期借入金 ⁽³⁾		
	2016	2015	2014	2016	2015	2014	2016	2015	2014
期末残高	\$ 141.8	\$ 146.5	\$ 173.4	\$ 10.0	\$ 10.0	\$ 16.2	\$ 20.7	\$ 11.1	\$ 42.1
平均年間残高 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	158.1	174.5	190.8	10.0	10.7	16.8	14.8	22.2	44.4
最高月末残高	171.7	186.2	200.1	10.2	15.3	17.9	20.9	41.9	47.1
加重平均金利									
期中 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	1.21%	0.92%	0.99%	0.80%	0.36%	0.27%	2.32%	1.40%	1.18%
期末 ⁽⁷⁾	0.63	0.59	0.49	0.79	0.22	0.23	1.39	1.50	0.53

(1) 当初満期が1年未満のもの。

(2) コマーシャル・ペーパー残高のほぼすべてが、上記の期間に一定のシティバンク事業体により発行されています。

(3) その他の短期借入金には、FHLBおよびその他の市場参加者からの借入金が含まれます。

(4) 金利および利息金額には、各負債カテゴリーに関連するリスク管理業務の効果が含まれます。

(5) ASC 210-20-45に基づき、借入有価証券または買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、平均金利からはASC 210-20-45の影響が除外されています。

(6) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。

(7) 各年度末の約定利率に基づきます。無利息口座は、年度末に算出される加重平均金利から除外されています。

流動性モニタリングおよび測定

ストレス・テスト

シティの主要な事業体、事業子会社および国のそれぞれについて、流動性ストレス・テストが実施されています。ストレス・テストおよびシナリオ分析は、ある流動性事由が貸借対照表および流動性ポジションに与え得る影響を数値で表すこと、ならびに使用できる実行可能な資金調達代替策を特定することを意図しています。これらのシナリオには、重要な資金調達源の著しい変更、市場トリガー（信用格付け等）、資金調達の利用可能性および特定の国の政治・経済情勢に関する仮定が含まれています。これには、期待される市況およびストレス状態にある市況、ならびに会社特有の事由を含みます。

流動性ストレス・テストは、流動性ソース間の潜在的なミスマッチを確認するために行われ、様々な期間（オーバーナイト、1週間、2週間、1ヶ月、3ヶ月、1年間）および様々なストレス状況にわたって利用されます。流動性限度額はこれに応じて設定されます。事業体の流動性を監視するため、これらのストレス・テストおよび潜在的なミスマッチは、毎日行われる複数のテストとともに様々な頻度で計算されます。

潜在的なストレスの範囲を基に、シティは連結ベースおよび個別の事業体ごとに、一連の資金調達に関するコンテンツンジェンシー・プランを維持しています。これらのプランでは、不利な市況または特異なストレス等様々な場合において容易に利用可能な幅広い取組みを規定しています。

短期流動性測定：流動性カバレッジ比率（LCR）

シティが30日間のストレス・シナリオ向けに開発した内部測定方法に加えて、シティは、米国LCR規則に基づき算出されたLCRも参照して流動性を監視します。

一般的に、LCRは、銀行が、深刻な30日間のストレス・シナリオ下で、流動性ニーズを満たすために十分な水準のHQLAを確実に維持することをねらいとしています。LCRは、HQLAを、ストレス下にある30日間の見積純資金流出額で除して計算されます。純資金流出額は、規定された流出率を様々な負債項目（預金、無担保および有担保ホールセール借入金、未使用貸出約定ならびにデリバティブ関連エクスポージャー等）に適用し、30日以内に満期となる資産からの資金流入額を控除することにより算定されます。銀行は、純資金流出合計額の算定に際して、30日以内の契約上の満期に基づく資金流出額と流入額の潜在的な満期のミスマッチに対処するために加算する値を計算するよう求められます。LCR要件の最低値は2017年1月以降100パーセントとなっております。

2016年12月、連邦準備制度理事会は、シティを含む大手金融機関のLCRに関する追加開示を要求する最終規則を採択しました。とりわけ、最終規則により、シティは、各四半期毎に、平均HQLA、LCRならびに流入額および流出額の構成要素を開示することが求められます。さらに、最終規則は、シティが満期のミスマッチに加算する値について計算したものの開示およびその他の定性的開示も求めています。これらの開示の実施時期は、2017年4月1日です。

下表は、各表示期間におけるシティのLCR算出の構成要素および純資金流出額を上回るHQLAを示したものです。

(単位：十億ドル)	2016年12月31日	2016年9月30日	2015年12月31日
HQLA	\$ 403.7	\$ 403.8	\$ 389.2
純資金流出額	332.5	335.3	344.4
LCR	121%	120%	113%
純資金流出額を上回るHQLA	\$ 71.3	\$ 68.5	\$ 44.8

(注) 上記の表に示された金額は、平均ベースで表示されています。

上記の表に示すとおり、シティのLCRは、前年同期比および前四半期比で増加しました。前年同期比の増加は、HQLAの増加および純流出額の減少によるものでした。前四半期に比べて、HQLAは大きく変動しなかったため、この増加は純流出額がわずかに減少したことによるものでした。

長期流動性測定：純安定調達比率 (NSFR)

2016年度第2四半期に、連邦準備制度理事会、FDICおよびOCCは、バーゼルIII NSFR規制を施行するための規則案を公表しました。

米国が提案したNSFRは、大部分が、バーゼル委員会の最終NSFR規則と合致しています。一般的に、NSFRは、要求された水準に対する銀行の安定調達額の利用可能性を評価します。銀行の利用可能な安定調達額には、株式、預金および長期債務の一部が含まれることとなります。一方、所要安定調達額は、資産、デリバティブおよびコミットメントの流動性特徴に基づくものとなります。標準加重値は、各種資産および負債分類に適用される必要があります。所要安定調達額に対する利用可能な安定調達額の比率は、100パーセントを超えることを要求されます。シティは、2016年12月31日現在、提案された米国NSFR規則を遵守していると考えておりますが、規則の最終版（2017年に公表予定です。）を評価する必要性が生じます。提案された規則については、2018年1月1日から米国NSFRの完全施行が要求されます。

信用格付け

シティグループの資金調達および流動性、資金調達能力、シティグループが資本市場やその他の資金源を利用する能力、これらの資金に係るコスト、ならびに一定の預金を維持する能力は、信用格付けに左右される側面があります。

次表は、2016年12月31日現在の、シティグループおよびシティバンクの格付けを記載したものです。次表には含まれていませんが、2016年12月31日現在のシティグループ・グローバル・マーケット・インク（CGMI）のムーディーズによる長期および短期格付けは「A2/P-1」、スタンダード・アンド・プアーズによる格付けは「A+/A-1」、フィッチによる格付けは「A+/F1」でした。また、2016年12月31日現在のシティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インク（CGMHI）のスタンダード・アンド・プアーズによる長期および短期格付けは「BBB+/A-2」、フィッチによる格付けは「A/F1」でした。

	シティグループ・インク			シティバンク、エヌ・エイ		
	非劣後債	コマーシャル・ペーパー	見通し	長期	短期	見通し
フィッチ・レーティングス（フィッチ）	A	F1	安定的	A+	F1	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）	Baa1	P-2	安定的	A1	P-1	安定的
スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）	BBB+	A-2	安定的	A+	A-1	安定的

最近の信用格付けに関する状況

2016年12月13日、フィッチは、シティグループ・インクの存続性格付け（以下「VR」といいます。）を「a」、長期発行体デフォルト格付け（以下「IDR」といいます。）を「A」と確認しました。また同時に、シティバンクのVRを「a」、IDRを「A+」であると確認しました。長期IDRの見通しは「安定的」です。

2016年12月16日、S&Pは、追加損失吸収資本（以下「ALAC」といいます。）基準を変更し、既存の無担保の非劣後債を含め、シティグループを含む4社の米国GSIBのクレジット・ウォッチについて結論を出し、中核および高戦略事業子会社の格付けが1段階引き上げられました。その結果、S&Pは、シティバンクの長期格付けを「A」から「A+」に引き上げ、短期格付けは「A-1」のまま変更しませんでした。シティバンクの格付け見通しは、「クレジット・ウォッチ・ポジティブ」から「安定的」に変更されました。2016年12月31日現在、シティグループ・インクは、8.5パーセント基準を超過しており、最大で2段階のALACサポートを受ける必要があるとみなされています。

格下げの潜在的な影響

ムーディーズ、フィッチまたはS&Pによる格下げは、資金調達能力の低下（デリバティブ・トリガーを含みます。）により、シティグループやシティバンクの資金調達および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。デリバティブ・トリガーは、現金債務または担保の要求の形を取る可能性があります。

以下の情報は、3つの主要格付機関すべてにおいて同時に格下げが行われると仮定した場合に、シティグループおよびシティバンクの資金調達および流動性に及ぶ可能性のある影響を分析する目的で提供されています。この分析は、一定の見積り、見積方法、判断および不確実性の影響を受けます。不確実性には、一部の事業体が許容可能なカウンターパーティーについて格付けによる制限を設けている可能性があること、および一般にカウンターパーティーの主観的判断による行動が含まれます。例えば、一部の法人顧客および市場のカウンターパーティーは、シティとの取引関係を評価し直し、一部の契約または市場商品のシティとの取引を制限する可能性があります。カウンターパーティーの行動の変化は、シティの資金調達および流動性、ならびにその一部の事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。シティグループやシティバンクへの実際の影響は予測不可能であり、下記で説明する資金調達および流動性への潜在的な影響とは大きく異なる場合があります。信用格付けの変更がシティおよび適用ある子会社に及ぼす影響の詳細については、上記「リスク要因」－「流動性リスク」をご参照ください。

シティグループ・インクおよびシティバンク－潜在的なデリバティブ・トリガー

シティは、2016年12月31日現在で、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループ・インクの非劣後債／長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、デリバティブ・トリガーにより、約4億ドル（これに対し、2016年9月30日現在は約5億ドルでした。）の影響がシティグループの資金調達および流動性に及ぶおそれがあると予想しています。証券融資取引またはその他の必要証拠金等、明白なトリガーが存在しないその他の資金調達手段もまた悪影響を受ける可能性があります。

シティは、2016年12月31日現在で、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティバンクの非劣後債／長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、デリバティブ・トリガーにより、シティバンクの資金調達および流動性に約12億ドル（これに対し、2016年9月30日現在は約13億ドルでした。）の影響が及ぶおそれがあると予想しています。

全体として、シティは、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループおよびシティバンクの格付けが1段階引き下げられた場合、合計で約16億ドル（これに対し、2016年9月30日現在は約18億ドルでした。）の現金債務および担保の要求が生じる可能性があると予想しています（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記22もご参照ください。）。上記「高品質流動資産」に記載されているとおり、2016年12月31日現在、シティバンクの流動性リソースは約3,460億ドル、シティのノンバンク事業体およびその他の事業体の流動性リソースは約580億ドルで、合計は約4,040億ドルでした。これらの流動性リソースの一部は、上記の潜在的事由のような偶発事象に対応するために利用可能です。

また、現在、シティグループおよびシティバンクの資金調達に関するコンティンジェンシー・プランにおいて広範囲な軽減措置が含まれています。シティグループ向けについては、これらの軽減要因には、既存の顧客からの余剰資金調達手段を利用すること、担保付融資の水準を目的に合わせて調整すること、一部のトレーディング勘定の規模を調整することおよび一定のシティバンクの子会社から有担保で借入れを行うことが含まれますが、これらに限定されません。シティバンクが利用可能な軽減措置には、流動性の高い政府債の売却もしくは貸付、担保付融資の水準を目的に合わせて調整すること、一部のトレーディング資産の規模を調整すること、貸出の組成および更新を削減すること、さらに預金を増やすこと、またはFHLBもしくは中央銀行から借り入れることが含まれますが、これらに限定されません。シティは、これらの軽減措置が、上記の格下げの可能性による資金調達および流動性へのリスク（もしあるとしても）を相当程度軽減できると考えています。

シティバンクーさらなる潜在的影響

上記のデリバティブ・トリガーに加えて、シティは、S&Pによるシティバンクの非劣後債／長期格付けが1段階引き下げられた場合、シティバンクのコマーシャル・ペーパー／短期格付けにも悪影響が及ぶ可能性があると考えています。2016年12月31日現在、シティバンクは、連結対象のアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社に対する流動性コミットメント約100億ドル（これに対し、2016年9月30日現在は約101億ドルでした。）を有していました（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記21で言及されています。）。

一定のシティバンクおよびシティバナメックス事業体の上記の流動性リソースに加えて、シティバンクは、軽減措置（コマーシャル・ペーパー導管会社に対する一定のコミットメントのリプライシングまたは削減を含みます。）を通じて、上記の格下げの可能性に伴う資金調達および流動性リスク（もしあるとしても）を軽減することができます。上記の格下げが実際に発生した場合、一部の法人顧客はシティバンクとの預金関係を見直す可能性があるとしてシティは考えています。この見直しの結果、顧客がその任意の預金水準を調整するか、または預金取扱機関を変更する可能性があり、これにより、シティバンクの一部の預金水準が低下する可能性があります。しかしながら、シティは、上記の軽減措置に加えて、価格の調整、既存顧客への代替的な預金商品の提供、または新規顧客からの預金収集に努めることを選択することができます。

[前へ](#) [次へ](#)

市場リスク

概要

市場リスクとは、金利、外国為替相場、株価、商品価格およびクレジット・スプレッドといった市場変数、ならびにこれらのインプライド・ボラティリティの変動に伴い、シティの資産および負債の価値が変動することにより生じる損失の可能性をいいます。

各事業部門は、シティの市場リスク管理部門の承諾を得たうえで、承認を受けたリスク・プロファイルを明確に示し、かつシティ全体のリスク選好の許容限度を超えない範囲内にある、認識されたリスク要因についての市場リスク限度枠組みを設定することが求められています。これらの限度は、リスク部門、シティの国および事業部門別の資産負債委員会、ならびにシティグループの資産負債委員会により監視されます。いずれの場合においても、各事業部門は、その引き受ける市場リスクに対して最終責任を負うとともに、リスクが所定の限度の範囲内にあることについて最終責任を負います。

市場リスクは、シティのトレーディング・ポートフォリオと非トレーディング・ポートフォリオの両方から生じます。トレーディング・ポートフォリオは、時価評価されるすべての資産および負債から成り、その結果は利益に反映されます。非トレーディング・ポートフォリオには、その他すべての資産及び負債が含まれます。

非トレーディング・ポートフォリオの市場リスク

非トレーディング・ポートフォリオからの市場リスクは、シティの純利息収益に係る金利および外国為替相場の変動、投資ポートフォリオからのその他包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）の変動、および外貨建てで投資された資本による潜在的影響から生じます。

リスクにさらされた純利息収益

金利エクスポージャーにおいて、純利息収益とは、非トレーディング・ポートフォリオの資産（顧客貸出金を含みます。）につき得られる利回りと、負債（顧客預金または企業借入金を含みます。）につき支払う利率との間の差をいいます。純利息収益は、金利水準の変化、資産および負債の金額および構成、ならびに市場金利を反映するための資産および負債の契約上および想定のリプライシングのタイミングにより影響を受けます。

シティの純利息収益に係るリスクに関する主要な指標は、金利エクスポージャー（以下「IRE」といいます。）です。IREは、専ら先渡金利の予期せぬ変動に伴い発生する各通貨の予想純利息収益の変化を測定します。

シティの予測IREには、貸出金に係る期限前返済率、顧客行動および価格決定の影響を含めた様々な前提が組み入れられています。例えば、金利が上昇するシナリオにおいて、預金ポートフォリオの一部の金利の上昇は、市場金利の変動よりも小幅な上昇となると想定されることがあります。金利が低下するシナリオにおいては、住宅ローン・ポートフォリオで高い期限前返済率が見込まれます。IREは、事業部門やシティ・トレジャリーが予期せぬ金利変動に対して残高やポジショニングにつき追加的な変更を行わないことを前提としています。

金利の変動を効果的に管理するため、シティは新規の顧客貸出金および顧客預金の利回りを修正し、固定利付証券を購入し、固定利率もしくは変動利率の債券を発行し、または逆のリスク・エクスポージャーを有するデリバティブ取引を行うことがあります。シティは、金利リスクを軽減させるこれらとその他の戦略の実現可能性を定期的に評価し、その実行が賢明であるとシティが考える場合には、かかる戦略を実行します。

シティは、金利リスクを統合された全社的なポジションとして管理します。シティの対顧客事業は、その継続的な活動において、金利への感応度が高いポジション（貸出金および預金を含みます。）を創出します。シティ・トレジャリーは、これらのリスク・ポジションを合算し、集中的に管理します。シティ・トレジャリーは設定された限度の範囲内で活動しますが、ポジショニングに関する決定を行い、望ましいリスク・プロファイルを実現するため、シティの投資有価証券ポートフォリオ、自社発行債務および金利デリバティブ等を手段として利用します。シティの金利リスク・ポジションの変動は、大規模かつ相殺効果のある影響を及ぼす可能性のある、すべての非トレーディング資産および負債における累積変動、ならびにシティ・トレジャリーのポジショニングに関する決定を反映しています。

シティグループは他にも、非線形的な金利変動が貸借対照表の評価額に及ぼす影響のストレス・テスト、ポートフォリオのデュレーションとボラティリティの分析（特に抵当貸付とモーゲージ・バック証券に関係する場合）、および異なる市場指標間でのスプレッドの変動の潜在的な影響等を指標として採用しています。

投資ポートフォリオの金利リスク - AOCIへの影響

シティは、金利の変動がAOCIの額に及ぼし得る影響についても測定します。AOCIの変動は、シティの普通株主資本および有形普通株主資本にまで影響を及ぼす可能性があります。そうなれば、シティの普通株式等Tier 1 資本およびその他の規制自己資本比率に影響が及びます。シティの目標は、AOCIの変動が規制資本ポジションに及ぼす影響を限定しながら、金利の市場水準の上昇から利益を得ることです。

リスクにさらされたAOCIは、全社的な金利リスク・ポジションの一部として管理されます。リスクにさらされたAOCIは、AOCIの変動（およびこれに対応する普通株式等Tier 1 資本比率への影響）の可能性をシティの資本創出能力と関連させて考慮するものです。

次表は、金利に100ベース・ポイントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティの純利息収益、AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施基準）に及ぶと見積られる影響を示したものです。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)		2016年 12月31日	2016年 9月30日	2015年 12月31日
純利息収益に対する年間影響の試算				
米ドル ⁽¹⁾	\$	1,586	\$ 1,405	\$ 1,419
その他の通貨		550	574	635
合計	\$	2,136	\$ 1,979	\$ 2,054
平均利付資産の割合		0.13%	0.12%	0.13%
AOCIに対する初期影響の試算（税引後） ⁽²⁾	\$	(4,617)	\$ (4,868)	\$ (4,837)
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の試算 （ベース・ポイント） ⁽³⁾		(53)	(53)	(57)

- (1) シティのトレーディング関連事業の一部は、発生主義会計ポジションを有しており、これらのエクスポージャーは時価評価ポジションとの組合せにより経済的に管理されているため、表中の純利息収益への影響の試算からは除外されています。2016年12月31日現在、当該事業に関する米ドルの金利エクスポージャーは、金利の100ベース・ポイントの即時上昇に対してマイナス238百万ドルです。
- (2) 金利変動が投資有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するAOCIに与える効果を含みます。
- (3) 普通株式等Tier 1 資本比率への初期影響の試算は、シティの繰延税金資産ポジションの効果を考慮しており、上記のAOCIへの初期影響の試算のみに基づいています。

純利息収益への影響の試算が2016年度において増加したのは、金利デリバティブのポジショニング等、主にシティ・トレジャリーの活動を反映しています。AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率への影響の試算が2016年度において減少したのは、主にシティ・トレジャリーの投資および金利デリバティブ・ポートフォリオの構成が変動したことを反映しています。

金利に100ベース・ポイントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティは、それによるAOCIの減少が、純利息収益増加見込みと、シティの投資ポートフォリオの増加を通じたAOCIへの影響の回復見込みの組合せによって、一定期間をかけて、株主持分において相殺されると予想しています。2016年12月31日現在、シティは、かかるシナリオにおいてAOCIへの影響額マイナス46億ドルが、約22ヶ月の期間をかけて相殺される可能性があるかと予想しています。

次表は、米ドルおよびシティの他の通貨に関して4つの異なるシナリオの金利変動が生じた場合に、シティの純利息収益、AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施基準）に及ぶと予想される影響を示したものです。シティは、金利の並行的な低下の影響についても監視していますが、短期金利の100ベース・ポイントの低下については、シティの市場の多くにおいてマイナス金利を意味するものと思われるため、重要ではありません。

（単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。））

	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
翌日物金利の変化（ベース・ポイント）	100	100	-	-
10年物金利の変化（ベース・ポイント）	100	-	100	(100)
純利息収益に対する年間影響の試算				
米ドル	\$ 1,586	\$ 1,550	\$ 106	\$ (124)
その他の通貨	550	509	31	(31)
合計	\$ 2,136	\$ 2,059	\$ 137	\$ (155)
AOCIに対する初期影響の試算（税引後） ⁽¹⁾	\$ (4,617)	\$ (2,677)	\$ (2,038)	\$ 1,759
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の試算				
（ベース・ポイント） ⁽²⁾	(53)	(30)	(25)	21

注：上記の表の各シナリオは、金利変化が即時に起こることを想定しています。翌日物金利と10年物金利の間の満期に関する金利の変化幅は線形補間によっています。

(1) 金利変動が投資有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するAOCIに与える効果を含みます。

(2) 普通株式等Tier 1 資本比率への初期影響の試算は、シティの繰延税金資産ポジションの効果を考慮しており、上記のAOCIへの影響の試算のみに基づいています。

上記の表に示されているとおり、シティの純利息収益およびAOCIに及ぶ影響の大きさは、シナリオ2の方がシナリオ3よりも大きくなっています。これは、シティの投資ポートフォリオの変動を合算する際に、シティの年金債務に関連する変動により一部が相殺される結果、短期および中期の満期において金利への感応度がより高いネット・ポジションとなるためです。

この一年間で、欧州中央銀行、日本銀行およびスイス国立銀行を含む数々の中央銀行がマイナス金利を導入しましたが、今後、他の政府機関もこれと同様のことを行う可能性があります。マイナス金利は純利息収益（および正味利息マージン）にマイナスの影響を与え得るものですが、シティは、事業の組み合わせ、および、上記のとおり、顧客口座へマイナス金利を適用するなど、シティ・トレジャリーが金利リスク軽減措置を講じることににより、これまでのところ、これらの管轄区域におけるマイナス金利の影響の一部を相殺することができています。

外国為替相場の変動 － AOCIおよび資本への影響

2016年12月31日現在、シティは、米ドルの価値に、シティが資本を投下している他のすべての通貨に対して5パーセントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じた場合、シティのAOCIにおける外貨換算調整（ヘッジ控除後）の変動により、シティの有形普通株主資本（以下「TCE」といいます。）が約15億ドル（0.9パーセント）減少する可能性があると思われています。この影響は、主にメキシコ・ペソ、ユーロおよびオーストラリア・ドルの価値変動によるものです。

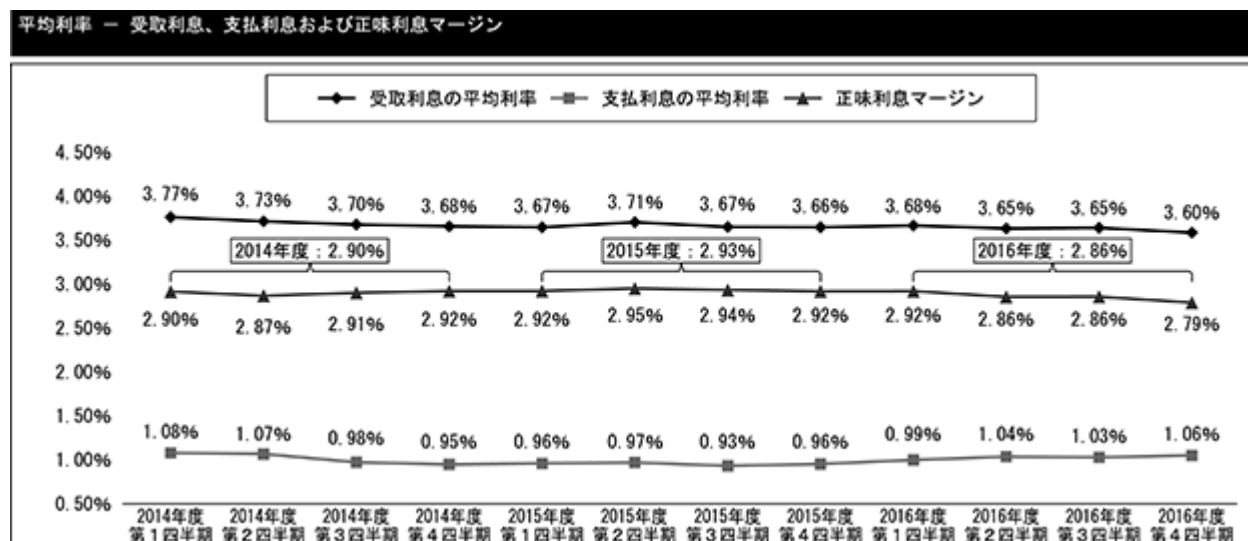
この影響は、また、外国為替相場エクスポージャーの継続的管理等、シティが講じる可能性のある軽減措置を考慮する前のものです。とりわけ、通貨変動によりシティの外貨建て資本に対する純投資の価値が変化するため、これらの変動により、シティのこれらの通貨建てのリスク加重資産の価値も変化します。これは、外貨借入、為替先物予約およびその他の通貨ヘッジ商品等のシティの外貨ヘッジ戦略と相まって、外貨変動がシティの普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響を和らげます。これらのヘッジ戦略の変動ならびにヘッジ費用、事業売却および税金の影響は、外国為替相場の変動がシティの資本に及ぼす実際の影響に対して、上記の予期せぬ並行的ショックよりもさらに強い影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動に係る現在継続中のシティの管理戦略の効果、およびかかる変動がシティのTCEおよび普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響が、下表に示されています。AOCIの変動の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記19をご参照ください。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)			
	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2015年度 第4四半期
外国為替相場スポットレートの変動 ⁽¹⁾	(5.2)%	(0.2)%	(1.1)%
外貨換算（ヘッジ控除後）による有形普通株主資本の変動	\$ (1,668)	\$ (412)	\$ (696)
有形普通株主資本に対する割合	(0.9)%	(0.2)%	(0.4)%
外貨換算の変動（ヘッジ控除後）による普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施基準）に対する影響の試算（ベシス・ポイント）	-	(2)	-

(1) 外国為替相場スポットレートの変動は、シティの四半期平均GAAP資本の外国に対するエクスポージャーに基づき、加重平均されています。

受取利息／支払利息および正味利息マージン



	2016年度	2015年度	2014年度	変動率 2016年度／ 2015年度	変動率 2015年度／ 2014年度
(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)					
受取利息 ⁽¹⁾	\$ 58,077	\$ 59,040	\$ 62,180	(2)%	(5)%
支払利息	12,511	11,921	13,690	5	(13)
純利息収益 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 45,566	\$ 47,119	\$ 48,490	(3)%	(3)%
受取利息の平均利率	3.64%	3.68%	3.72%	(4)bps	(4)bps
支払利息の平均利率	1.03	0.95	1.02	8bps	(7)bps
正味利息マージン	2.86	2.93	2.90	(7)bps	3 bps
指標金利					
2年物米国財務省証券の平均利率	0.83%	0.69%	0.46%	14 bps	23 bps
10年物米国財務省証券の平均利率	1.83	2.14	2.54	(31)bps	(40)bps
10年物対2年物のスプレッド	100bps	145bps	208bps		

注：すべての支払利息について、FDIC預金保険料が含まれます。

- (1) 純利息収益には、2016年度の462百万ドル、2015年度の487百万ドルおよび2014年度の498百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整（米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。）を加えています。
- (2) 一部のハイブリッド金融商品に関連する費用が除外されています。これらの債務は長期債務に分類され、公正価値で評価されます。

シティの正味利息マージン（以下「NIM」といいます。）は、総受取利息から総支払利息を控除した数値を、利付資産の平均金額で除して算出されます。シティのNIMは、2016年度第3四半期から7ベース・ポイント低下して、2016年度第4四半期は2.79パーセントとなりました。これは、主に、トレーディングNIMの減少、資金調達費用の増加および米国のカードのポートフォリオにおいて優遇措置としての一時的な利率の貸出金の割合が増加したことによるものです。通年ベースでは、シティのNIMは、2015年度の2.93パーセントから、2.86パーセントに低下しました。これは、主に、ワンメイン・フィナンシャルの売却、外貨換算の影響およびトレーディングNIMの減少によるものですが、貸出金残高の増加（コストコ社のポートフォリオ由来のものを含みます。）によって一部相殺されました。

上記の表に注記したとおり、シティの支払利息には、FDIC預金保険料の影響が含まれています。ドッド・フランク法の一部として、FDICは、2020年9月30日までに預金保険基金の積立比率1.35パーセントを達成するよう要求されています。2016年3月、FDICは、シティバンクを含む資産100億ドル以上の付保預金取扱機関に対して、基金が所定の比率に達するまでの間、年率4.5ベース・ポイントのサーチャージを課す最終規則を公表しました。FDICはこの期間を約2年間と予測しています。以前開示したとおり、現在の査定基準額に基づくと、シティは、シティバンクへの正味影響額は2016年度第3四半期からの2年間で約500百万ドルになると予測しています。

金利の詳細の補足

平均残高および金利 - 資産⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾(単位：百万ドル
(比率を除きます。))

	平均残高			受取利息			平均金利(%)		
	2016年度	2015年度	2014年度	2016年度	2015年度	2014年度	2016年度	2015年度	2014年度
資産									
銀行預け金 ⁽⁵⁾	\$ 131,925	\$ 133,853	\$ 161,741	\$ 971	\$ 727	\$ 959	0.74%	0.54%	0.59%
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および売戻 条件付買入有価証券 ⁽⁶⁾									
米国内店	\$ 147,734	\$ 150,340	\$ 153,703	\$ 1,483	\$ 1,215	\$ 1,034	1.00%	0.81%	0.67%
米国外店 ⁽⁵⁾	85,142	84,013	101,184	1,060	1,301	1,332	1.24	1.55	1.32
合計	\$ 232,876	\$ 234,353	\$ 254,887	\$ 2,543	\$ 2,516	\$ 2,366	1.09%	1.07%	0.93%
トレーディング勘定資産 ⁽⁷⁾⁽⁸⁾									
米国内店	\$ 103,610	\$ 113,475	\$ 113,716	\$ 3,791	\$ 3,945	\$ 3,471	3.66%	3.48%	3.05%
米国外店 ⁽⁵⁾	94,603	96,333	113,563	2,095	2,140	2,540	2.21	2.22	2.24
合計	\$ 198,213	\$ 209,808	\$ 227,279	\$ 5,886	\$ 6,085	\$ 6,011	2.97%	2.90%	2.64%
投資									
米国内店									
課税対象	\$ 225,764	\$ 214,683	\$ 188,909	\$ 3,980	\$ 3,812	\$ 3,285	1.76%	1.78%	1.74%
米国税免除	19,079	20,034	20,383	693	443	626	3.63	2.21	3.07
米国外店 ⁽⁵⁾	106,159	102,374	113,182	3,157	3,071	3,627	2.97	3.00	3.20
合計	\$ 351,002	\$ 337,091	\$ 322,474	\$ 7,830	\$ 7,326	\$ 7,538	2.23%	2.17%	2.34%
貸出金									
(前受収益控除後) ⁽⁹⁾									
米国内店	\$ 360,957	\$ 354,434	\$ 361,773	\$ 24,240	\$ 25,082	\$ 26,076	6.72%	7.08%	7.21%
米国外店 ⁽⁵⁾	262,715	273,064	296,666	15,578	15,465	18,723	5.93	5.66	6.31
合計	\$ 623,672	\$ 627,498	\$ 658,439	\$ 39,818	\$ 40,547	\$ 44,799	6.38%	6.46%	6.80%
その他の利付資産 ⁽¹⁰⁾	\$ 56,398	\$ 63,209	\$ 48,954	\$ 1,029	\$ 1,839	\$ 507	1.82%	2.91%	1.04%
利付資産合計	\$ 1,594,086	\$ 1,605,812	\$ 1,673,774	\$ 58,077	\$ 59,040	\$ 62,180	3.64%	3.68%	3.71%
無利息資産 ⁽⁷⁾	\$ 214,642	\$ 218,025	\$ 223,141						
非継続事業の資産合計	-	-	-						
資産合計	\$ 1,808,728	\$ 1,823,837	\$ 1,896,915						

- (1) 純利息収益には、2016年度の462百万ドル、2015年度の487百万ドルおよび2014年度の498百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整(米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。)を加えています。
- (2) 金利および金額は、各資産区分に関するリスク管理業務の影響を含みます。
- (3) 目次データによる平均が入手できない場合、一部の子会社は月次または四半期データによる平均を用いています。
- (4) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (5) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
- (6) ASC 210-20-45に基づき、借入有価証券または売戻条件付買入有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、受取利息からはASC 210-20-45の影響が除外されています。
- (7) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、ASC 815-10-45に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。
- (8) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。
- (9) 現金主義会計による貸出金を含みます。
- (10) ブローカレッジ債権を含みます。

平均残高および金利 - 負債および株主持分ならびに純利息収益⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	平均残高			支払利息			平均金利(%)		
	2016年度	2015年度	2014年度	2016年度	2015年度	2014年度	2016年度	2015年度	2014年度
負債									
預金									
米国内店 ⁽⁵⁾	\$ 288,817	\$ 273,135	\$ 292,062	\$ 1,630	\$ 1,291	\$ 1,432	0.56%	0.47%	0.49%
米国外店 ⁽⁶⁾	429,608	425,086	465,135	3,670	3,761	4,260	0.85	0.88	0.92
合計	\$ 718,425	\$ 698,221	\$ 757,197	\$ 5,300	\$ 5,052	\$ 5,692	0.74%	0.72%	0.75%
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および買戻 条件付売渡有価証券⁽⁷⁾									
米国内店	\$ 100,472	\$ 108,320	\$ 102,672	\$ 1,024	\$ 614	\$ 657	1.02%	0.57%	0.64%
米国外店 ⁽⁶⁾	57,588	66,130	88,080	888	998	1,238	1.54	1.51	1.41
合計	\$ 158,060	\$ 174,450	\$ 190,752	\$ 1,912	\$ 1,612	\$ 1,895	1.21%	0.92%	0.99%
トレーディング勘定負債⁽⁸⁾⁽⁹⁾									
米国内店	\$ 29,481	\$ 24,711	\$ 29,263	\$ 242	\$ 107	\$ 74	0.82%	0.43%	0.25%
米国外店 ⁽⁶⁾	44,669	45,252	47,904	168	110	94	0.38	0.24	0.20
合計	\$ 74,150	\$ 69,963	\$ 77,167	\$ 410	\$ 217	\$ 168	0.55%	0.31%	0.22%
短期借入金⁽¹⁰⁾									
国内店	\$ 61,015	\$ 64,973	\$ 77,967	\$ 202	\$ 224	\$ 161	0.33%	0.34%	0.21%
米国外店 ⁽⁶⁾	19,184	50,803	40,282	275	299	419	1.43	0.59	1.04
合計	\$ 80,199	\$ 115,776	\$ 118,249	\$ 477	\$ 523	\$ 580	0.59%	0.45%	0.49%
長期債務⁽¹¹⁾									
米国内店	\$ 175,342	\$ 182,347	\$ 191,364	\$ 4,179	\$ 4,308	\$ 5,093	2.38%	2.36%	2.66%
米国外店 ⁽⁶⁾	6,426	7,642	7,346	233	209	262	3.63	2.73	3.57
合計	\$ 181,768	\$ 189,989	\$ 198,710	\$ 4,412	\$ 4,517	\$ 5,355	2.43%	2.38%	2.69%
有利子負債合計	\$ 1,212,602	\$ 1,248,399	\$ 1,342,075	\$ 12,511	\$ 11,921	\$ 13,690	1.03%	0.95%	1.02%
米国内店の要求払い預金	\$ 38,120	\$ 26,144	\$ 26,227						
その他の無利息負債 ⁽⁸⁾	328,822	330,104	316,061						
非継続事業の負債合計	-	-	-						
負債合計	\$ 1,579,544	\$ 1,604,647	\$ 1,684,363						
シティグループ									
株主持分合計⁽¹²⁾	\$ 228,065	\$ 217,875	\$ 210,863						
非支配持分	1,119	1,315	1,689						
株主持分合計⁽¹²⁾	\$ 229,184	\$ 219,190	\$ 212,552						
負債および株主持分合計	\$ 1,808,728	\$ 1,823,837	\$ 1,896,915						
平均利付資産に占める									
純利息収益の割合⁽¹³⁾									
米国内店	\$ 859,311	\$ 923,309	\$ 953,394	\$ 27,929	\$ 28,495	\$ 27,496	3.25%	3.09%	2.88%
米国外店 ⁽⁶⁾	734,775	682,503	720,380	17,637	18,624	20,994	2.40	2.73	2.91
合計	\$ 1,594,086	\$ 1,605,812	\$ 1,673,774	\$ 45,566	\$ 47,119	\$ 48,490	2.86%	2.93%	2.90%

- (1) 純利息収益は、2016年度の462百万ドル、2015年度の487百万ドルおよび2014年度の498百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整（米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。）を加えています。
- (2) 金利および金額は、各資産区分に関するリスク管理業務の影響を含みます。
- (3) 日次データによる平均が入手できない場合、一部の子会社は月次または四半期データによる平均を用いています。
- (4) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (5) その他の定期預金および貯蓄預金で構成されます。貯蓄預金は、保証型マネーマーケット口座、NOW口座およびその他の貯蓄預金口座で構成されます。貯蓄預金に係る支払利息は、FDIC預金保険料を含みます。
- (6) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
- (7) ASC 210-20-45に基づき、買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、支払利息からはASC 210-20-45の影響が除外されています。
- (8) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、ASC 815-10-45に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。
- (9) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。
- (10) ブローカレッジ債務を含みます。
- (11) 長期債務に分類される、ハイブリッド金融商品および連結変動持分事業体における受益持分が除外されています。これらの債務は自己勘定取引に計上される公正価値の変動において計上されるためです。
- (12) 非継続事業の株主持分を含みます。
- (13) 資産の所在に応じた資本および資金調達コストの割当額を含みます。

受取利息の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

	2016年度と2015年度の比較			2015年度と2014年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
(単位: 百万ドル)	平均残高	平均金利	正味変動額	平均残高	平均金利	正味変動額
銀行預け金⁽⁴⁾	\$ (11)	\$ 255	\$ 244	\$ (156)	\$ (76)	\$ (232)
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入有価証券						
米国内店	\$ (21)	\$ 289	\$ 268	\$ (23)	\$ 204	\$ 181
米国外店 ⁽⁴⁾	17	(258)	(241)	(246)	215	(31)
合計	\$ (4)	\$ 31	\$ 27	\$ (269)	\$ 419	\$ 150
トレーディング勘定資産⁽⁵⁾						
米国内店	\$ (354)	\$ 200	\$ (154)	\$ (7)	\$ 481	\$ 474
米国外店 ⁽⁴⁾	(38)	(7)	(45)	(383)	(17)	(400)
合計	\$ (392)	\$ 193	\$ (199)	\$ (390)	\$ 464	\$ 74
投資⁽¹⁾						
米国内店	\$ (167)	\$ 585	\$ 418	\$ 464	\$ (120)	\$ 344
米国外店 ⁽⁴⁾	622	(536)	86	(333)	(223)	(556)
合計	\$ 455	\$ 49	\$ 504	\$ 131	\$ (343)	\$ (212)
貸出金(前受収益控除後)⁽⁶⁾						
米国内店	\$ 455	\$ (1,297)	\$ (842)	\$ (524)	\$ (470)	\$ (994)
米国外店 ⁽⁴⁾	(599)	712	113	(1,423)	(1,835)	(3,258)
合計	\$ (144)	\$ (585)	\$ (729)	\$ (1,947)	\$ (2,305)	\$ (4,252)
その他の利付資産⁽⁷⁾	\$ (182)	\$ (628)	\$ (810)	\$ 185	\$ 1,147	\$ 1,332
受取利息合計	\$ (278)	\$ (685)	\$ (963)	\$ (2,446)	\$ (694)	\$ (3,140)

- (1) 非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整を、米国連邦法定税率35パーセントを基準として、この表示に含めています。
- (2) 金利・残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。
- (3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。
- (5) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。
- (6) 現金主義会計による貸出金を含みます。
- (7) ブローカレッジ債権を含みます。

支払利息および純利息収益の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

(単位：百万ドル)	2016年度と2015年度の比較			2015年度と2014年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
	平均残高	平均金利	正味変動額	平均残高	平均金利	正味変動額
預金						
米国内店	\$ 77	\$ 262	\$ 339	\$ (91)	\$ (50)	\$ (141)
米国外店 ⁽⁴⁾	40	(131)	(91)	(358)	(141)	(499)
合計	\$ 117	\$ 131	\$ 248	\$ (449)	\$ (191)	\$ (640)
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券 および買戻条件付売渡有価証券						
米国内店	\$ (47)	\$ 457	\$ 410	\$ 35	\$ (78)	\$ (43)
米国外店 ⁽⁴⁾	(131)	21	(110)	(326)	86	(240)
合計	\$ (178)	\$ 478	\$ 300	\$ (291)	\$ 8	\$ (283)
トレーディング勘定負債⁽⁵⁾						
米国内店	\$ 24	\$ 111	\$ 135	\$ (13)	\$ 46	\$ 33
米国外店 ⁽⁴⁾	(1)	59	58	(5)	21	16
合計	\$ 23	\$ 170	\$ 193	\$ (18)	\$ 67	\$ 49
短期借入金⁽⁶⁾						
米国内店	\$ (13)	\$ (9)	\$ (22)	\$ (30)	\$ 93	\$ 63
米国外店 ⁽⁴⁾	(267)	243	(24)	92	(212)	(120)
合計	\$ (280)	\$ 234	\$ (46)	\$ 62	\$ (119)	\$ (57)
長期債務						
米国内店	\$ (167)	\$ 38	\$ (129)	\$ (232)	\$ (553)	\$ (785)
米国外店 ⁽⁴⁾	(37)	61	24	10	(63)	(53)
合計	\$ (204)	\$ 99	\$ (105)	\$ (222)	\$ (616)	\$ (838)
支払利息合計	\$ (522)	\$ 1,112	\$ 590	\$ (918)	\$ (851)	\$ (1,769)
純利息収益	\$ 244	\$ (1,797)	\$ (1,553)	\$ (1,528)	\$ 157	\$ (1,371)

- (1) 非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整を、米国連邦法定税率35パーセントを基準として、この表示に含めています。
- (2) 金利・残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。
- (3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。
- (5) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。
- (6) ブローカレッジ債務を含みます。

トレーディング・ポートフォリオの市場リスク

トレーディング・ポートフォリオには、マーケット・メイキング業務、一定の売却可能負債証券のヘッジ、デリバティブにおける取引先に関するCVA、ならびにすべての関連するヘッジ、公正価値オプションが選択された貸出金、貸出金ポートフォリオおよびICGにおいて資本市場で組成されたレバレッジ・ファイナンス・パイプラインに対するヘッジが含まれます。

シティのトレーディング・ポートフォリオの市場リスクは、定量的および定性的指標の組合せを用いて監視されています。かかる指標には、下記が含まれますがこれらに限定されません。

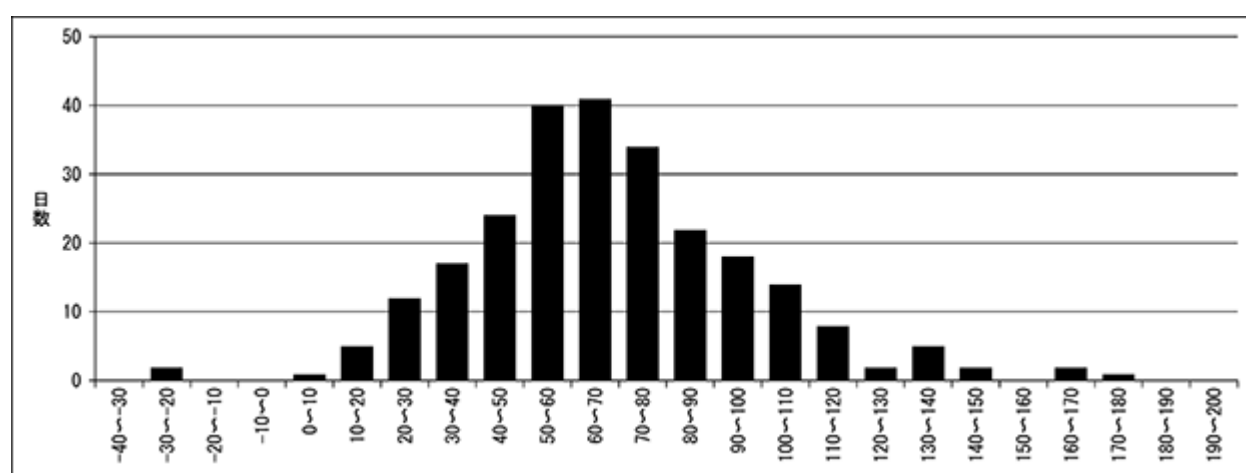
- ・ファクター感応度
- ・バリュー・アット・リスク（以下「VAR」といいます。）
- ・ストレス・テスト

シティの事業部門全体において、各トレーディング・ポートフォリオは、トレーディング権限、許可された商品リスト、および複雑な商品に関する新商品の承認手続等、これらの指標やその他の規制を内包する市場リスク限度に関する独自の枠組みを有しています。

日々のトレーディングに関連する収益（損失）合計に関する以下のチャートは、取引のボラティリティを把握するもので、シティのトレーディング事業に係る収益がある一定の範囲内に該当した日数を示しています。トレーディング関連収益には、シティのトレーディング事業に関連するトレーディング収益、純利息収益およびその他の収益が含まれます。かかる収益からは、カウンターパーティーの信用度の変動に伴い発生したDVA、FVAおよびCVA調整ならびにかかるCVAに関連するヘッジが除外されています。また、資本市場組成業務に関連する手数料およびその他の収益が除外されています。トレーディング関連収益は、顧客のフローと、自己勘定トレーディング資産の評価変動の両方によるものです。チャートに示されているとおり、2016年度において、トレーディング日数の99パーセントについてプラスのトレーディング関連収益が達成されました。

日々のトレーディング関連収益（損失）⁽¹⁾ - 2016年度

（単位：百万ドル）



(1) 一部の売却可能負債証券の経済的ヘッジに係る非対称的な会計の効果を反映しています。具体的には、ヘッジするデリバティブの公正価値の変動がトレーディング関連収益に含まれる一方、相殺の効果を有する、ヘッジされた売却可能負債証券の公正価値の変動は、AOCIに含まれ、上記に反映されていません。

ファクター感応度

ファクター感応度は、1 ベーシス・ポイントの金利変動に対する米国財務省証券の評価額の変動等、市場リスク要因のある一定の変動に対するポジションの評価額の変動として表示されます。シティのリスク部門に属する市場リスク管理部門は、トレーディング・ポートフォリオにおいて引き受けるすべての重要なリスクに対するファクター感応度を算出し、監視し、また多くの場合は制限するよう確保することに努めます。

バリュー・アット・リスク（VAR）

VARは、保有期間を1日と仮定して、99パーセントの信頼水準で、通常の市況において発生する可能性のあるポジションまたはポートフォリオの価値の下落を見積ります。VARに関する統計は、過去のデータに基づいており、ポートフォリオ構成の違い、VAR手法の違い、およびモデル変数の違いにより、会社により大きく異なる可能性があります。この結果、VARに関する統計は、他社とのリスク・テークの違いを推測する根拠として使用するよりも、当社内部におけるリスク・テークの傾向を示す指標として、より効果的に活用できると、シティは考えています。

シティは、単一の、独自に承認されたモンテカルロ・シミュレーションVARモデル（下記「VARモデルの審査および実証」をご参照ください。）を用いています。かかるモデルは、様々な資産クラス／リスク種類（金利、クレジット・スプレッド、外国為替、株式および商品リスク等）の市場リスク感応度（市場価格の変動に対するポジションの一次および二次感応度等）を把握するように設計されています。シティのVARにはポジションが含まれ、公正価値で測定されます。売却可能またはHTMとして分類される投資有価証券は含まれません。これらの証券の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記13をご参照ください。

シティは、そのVARモデルが、ファット・テール・スケーリングならびに短期（概して直近月）および長期（3年間）における市場のボラティリティのうち、より大きい方を採用しているために保守的に調整されていると考えています。モンテカルロ・シミュレーションには約350,000の市場要因が含まれ、約200,000の時系列が使用されます。感応度は毎日更新され、ボラティリティ変数は1日から7日間に一度更新され、相関変数は毎月更新されます。VAR調整の保守的な特性により、見積られるVARは、安定的で完全に正規分布した市場の仮定の下に見積られるVARよりも約25パーセント大きくなります。

次表に記載されているとおり、シティの平均トレーディングVARは、2015年度から2016年度の間に減少しました。これは主に、ICGの市場業務およびセキュリティーズ・サービス業務において非トレーディング・ポジションに対して行われる時価評価でのヘッジ取引による金利エクスポージャーの変動によるものです。さらに、外国為替リスクも、2016年度における年間のエクスポージャーの変動を主因として減少しました。トレーディングおよび信用ポートフォリオVARの平均も減少しましたが、これは、信用ポートフォリオに影響を与える平均クレジット・スプレッドおよびボラティリティの減少ならびに2016年度の貸出業務に関連するヘッジの変動により一層の減少となりました。2016年12月31日現在のトレーディングVARは、2015年12月31日から増加しましたが、これは、主に、ICGの地方債およびコモディティの業務においてエクスポージャーが増加したことによるものでした。

トレーディングVARならびにトレーディングおよび信用ポートフォリオVAR — 年度末現在および平均

(単位：百万ドル)	2016年 12月31日	2016年度 平均	2015年 12月31日	2015年度 平均
金利	\$ 37	\$ 35	\$ 37	\$ 44
クレジット・スプレッド	63	62	56	69
共分散調整 ⁽¹⁾	(17)	(28)	(25)	(26)
完全に分散された金利およびクレジット・スプレッド	\$ 83	\$ 69	\$ 68	\$ 87
外国為替	32	24	27	34
株式	13	14	17	17
コモディティ	27	21	17	19
共分散調整 ⁽¹⁾	(70)	(58)	(53)	(65)
トレーディングVAR合計 — 一般的なリスクおよび 特定のリスクを含むすべての市場リスク要因 (信用ポートフォリオを除きます。) ⁽²⁾	\$ 85	\$ 70	\$ 76	\$ 92
特定のリスクのみの構成要素 ⁽³⁾	\$ 3	\$ 7	\$ 11	\$ 6
トレーディングVAR合計 — 一般的な市場要因のみ (信用ポートフォリオを除きます。) ⁽²⁾	\$ 82	\$ 63	\$ 65	\$ 86
信用ポートフォリオの追加的影響 ⁽⁴⁾	\$ 20	\$ 22	\$ 22	\$ 25
トレーディングおよび信用ポートフォリオVAR合計	\$ 105	\$ 92	\$ 98	\$ 117

- (1) 共分散調整（分散効果とも呼ばれます。）は、VARの合計と各個別リスク種類に係るVARの合計の差異に相当します。利益は、各リスク種類内のリスクおよびリスク種類をまたがるリスクが完全には相関関係にないこと、その結果、ある日の合計VARが各個別リスク種類に係るVARの合計よりも低くなる、ということを反映しています。共分散調整の変動を引き起こす主な要因の決定は、モデル変数およびポジション変動の両方の影響を精査することによりなされます。
- (2) トレーディングVAR合計には、ICGおよびシティ・ホールディングスの時価評価および一部の公正価値オプション・トレーディング・ポジションが含まれます。ただし、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金、およびすべてのCVAエクスポージャーを除きます。売却可能および発生エクスポージャーは含まれていません。
- (3) 特定のリスクのみの構成要素は、VARに内在する株式および債券の発行体固有のリスクの水準を表示したものです。
- (4) 信用ポートフォリオは、シティ・トレジャリーを含む非トレーディング事業部門に関連する時価評価ポジション、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVAおよびすべての関連するCVAヘッジで構成されます。FVAおよびDVAは含まれていません。信用ポートフォリオは、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金およびICGにおいて資本市場で組成されたレバレッジド・ファイナンス・パイプラインに対するヘッジも含みます。

次表は、特定のリスクを含む、シティのトレーディングVAR合計に関する市場要因のVARの範囲を示したものです。

(単位：百万ドル)	2016年度		2015年度	
	最低	最高	最低	最高
金利	\$ 25	\$ 64	\$ 28	\$ 84
クレジット・スプレッド	55	73	56	94
完全に分散された金利およびクレジット・スプレッド	\$ 59	\$ 97	\$ 65	\$ 127
外国為替	14	46	20	54
株式	6	26	9	35
コモディティ	10	33	12	37
トレーディング合計	\$ 53	\$ 106	\$ 70	\$ 140
トレーディングおよび信用ポートフォリオ合計	72	131	89	158

注：各市場要因の最高および最低の値は異なる営業日終了時におけるものであるため、上記の表から共分散調整を推測することはできません。

次表はICGのVARを示したものです。ただし、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVA、CVAのヘッジ、公正価値オプション貸出金および貸出金ポートフォリオに対するヘッジを除きます。

(単位:百万ドル)		2016年12月31日	
合計 — 一般的なリスクおよび特定のリスクを含むすべての市場リスク要因		\$	76
平均 — 期中		\$	66
最高値 — 期中			99
最低値 — 期中			51

VARモデルの審査および実証

通常、シティのVARの審査およびモデル実証プロセスには、モデル枠組み、主要な前提および数学的アルゴリズムの実施に関する審査が含まれます。また、モデル実証プロセスの一環として、商品に特有のポートフォリオに関するバック・テストが定期的実施され、シティの米国銀行規制当局とともに審査されます。さらに、規制VARのバック・テスト（下記で説明されます。）が、当社全体（トレーディング・デスクのレベル、ICG事業セグメントおよびシティグループ）で毎月、多数のサブ・ポートフォリオについて、買持ちの損益に対して行われ、その結果が米国銀行規制当局との間で共有されます。

重要なVARモデルおよび前提の変更は、シティのリスク管理組織の中で独立して実証されなければなりません。この実証プロセスには、シティのモデル実証グループによる審査およびその後モデル実証審査委員会からのさらなる承認が含まれます。かかる委員会は、定量的リスク管理上級役員で構成されます。重要なモデルの変更が行われる場合、並行的なモデルの実行が、実施前に行われます。また、重要なモデルおよび前提の変更は、シティの米国銀行規制当局による定期的な審査および承認の対象となります。

シティは、規制VARおよびリスク管理VAR（すなわち、トレーディング合計ならびにトレーディングおよび信用ポートフォリオVAR合計）の両方について、独立して実証された同一のVARモデルを使用します。そのため、両者に係るモデルの審査および監視プロセスは上記のとおりです。

規制VARは、バーゼルIIIに従って計算され、リスク管理VARとは異なります。これは、リスク管理VARに含まれる一部のポジションが、規制VARにおいて市場リスク扱いの適用を受けることができないためです。リスク管理VARの構成は、上記「バリュー・アット・リスク」で議論されています。VARモデルが、米国規制資本規則に基づく市場リスク扱いを受けることのできるポジションに適用することが可能か否かは、シティの米国銀行規制当局により定期的に審査され、承認されます。

バーゼルIIIに従い、規制VARには、すべてのトレーディング勘定対象ポジションならびにすべての外国為替および商品エクスポージャーが含まれます。バーゼルIIIに従い、規制VARからは、トレーディング要件の意図および能力を満たすことのできないポジションが除外され、したがって、非トレーディング勘定と分類され、対象ポジションとして明確に除外されたエクスポージャーの区分として分類されます。規制VARからは、デリバティブ商品に係るCVAおよびシティ自身の公正価値オプション負債に係るDVAが除外されています。CVAヘッジは規制VARから除外され、リスク加重資産を決定するための先進的アプローチに基づき計算された信用リスク加重資産に含まれています。

規制VARのバック・テスト

パーゼルIIIに従い、シティは、規制VARモデルの有効性を評価するために、バック・テストを実施することが求められています。規制VARのバック・テストは、99パーセント信頼区間において、日々の1日VARを買持ち損益と比較する処理です（すなわち、ポートフォリオが一日の終わりから翌日まで変更されず、翌日にリプライシングされた場合の損益の影響）。買持ち損益は、前営業日の営業終了時からの対象ポジションの価格変動に起因する日々の時価評価損益を表しています。買持ち損益には、実現トレーディング収益、純利息、手数料および役務収益、1日の間のトレーディング損益、ならびに引当金の変動は含まれていません。

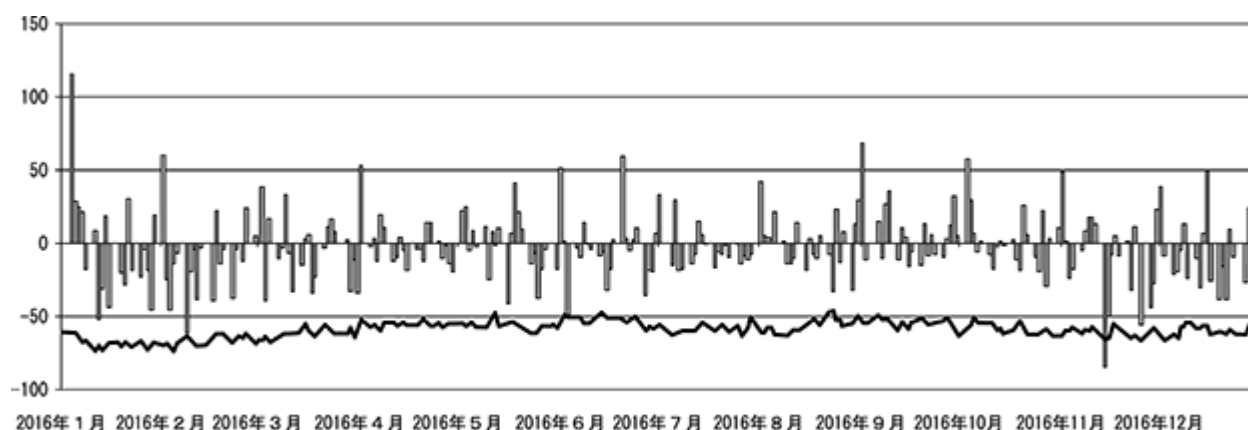
99パーセント信頼水準に基づき、シティは、買持ち損失が規制VARを上回るのは年に2、3日であると予想します。シティのVARモデルが（短期および長期のボラティリティのうち大きい方を採用し、ボラティリティのファット・テール・スケーリングを行った結果）保守的に調整されていることを鑑みると、シティは、通常の安定した市況では、例外が発生する確率はさらに低いと予想します。市況が不安定な期間には、バック・テストの例外が増える可能性があります。

以下のグラフは、シティの対象ポジションに関連する日々の買持ち損益を、2016年度において、シティの1日規制VARと比較したものです。2016年度中、シティの規制VARに対するバック・テストの例外が2件観測されました。以前開示したとおり、2016年6月3日のトレーディング損失がシティグループ・レベルでのVAR予測をわずかに超えました。これは、公表された非農業部門雇用者数データの低迷を受けて、金利および外国為替市場のボラティリティが上昇したことによるものでした。これとは別に、2016年11月14日のトレーディング損失がシティグループ・レベルでのVAR予測を超えました。これは、米国の選挙結果を受けて地方債の利回り差が拡大したことによるものでした。

規制VARバック・テストに係る買持ち利益のある日が41パーセントであるのに対し、下記の日々のトレーディング関連収益に関するチャートに示された、シティのトレーディング事業に関するトレーディング収益、純利息収益およびその他収益のある日は99パーセントとなっていますが、この違いは、とりわけ、シティのトレーディング関連収益の大部分が、これらのポジションおよびエクスポージャーにおける日々の価格変動から生じていないこと、ならびに、規制VARとリスク管理VARのポートフォリオ構成が異なっていることを反映しています。

規制トレーディングVARおよび関連する買持ち損益⁽¹⁾ — 2016年度
(単位: 百万ドル)

規制VAR (1日・99パーセント) および関連する買持ち損益 (百万ドル)



■ 合計規制VAR買持ち損益 (百万ドル) — 規制VAR (百万ドル)

- (1) 買持ち損益は、バーゼルⅢに基づき銀行規制当局が定義するとおり、トレーディング・ポジションに帰属する、前営業日の営業終了時からの日々の時価評価収益の変動を表しています。買持ち損益には、実現トレーディング収益、純利息、新規のおよび終了したトレーディングに係る1日の間のトレーディング損益、ならびに引当金の変動が含まれていません。したがって、上記の日々のトレーディング関連収益のチャートにおいて表示されたトレーディング関連収益と比較することはできません。

ストレス・テスト

シティは、著しい市場変動の影響を予測するために、定期的にストレス・テストを実施します。これは、個別のポジションおよびトレーディング・ポートフォリオ、ならびに複数のトレーディング・ポートフォリオを含む全体の合計に関して実施されます。シティの市場リスク管理部門は、事業部門との協議を経て、システミック・ストレス・シナリオおよび特定のストレス・シナリオの両方を策定し、定期的に実施するストレス・テストの結果を検討し、エクスポージャーの水準と限度についての継続的な妥当性を評価するために情報を利用します。シティは、すべての主要なリスク要因（すなわち、株式、外国為替、商品、金利およびクレジット・スプレッド）について、市場リスクのストレス・テストに係る2つの補完的なアプローチ、すなわちトップ・ダウンのシステミック・ストレスおよびボトムアップの各事業特有のストレスを使用します。システミック・ストレスは、著しい市場変動が及ぼす可能性のある影響を、会社全体として数量化することを目的としており、過去の期間の市場ストレスおよび不利な経済シナリオの予想の両方を使用して構築されています。各事業特有のストレスは、特定のポートフォリオおよび市場セグメントのリスク、とりわけVARおよびシステミック・ストレスにおいて完全に把握されていないリスクを精査することを目的としています。

シティでのシステミック・ストレス・シナリオおよび各事業に特定したストレス・シナリオは、上級経営陣により検討された複数の報告書に使用され、また取引市場リスクに係る内部リスク資本を計算するのにも用いられます。一般的に、市場リスク要因における変化は、向こう1年間について設定されます。ただし、内部リスク資本の計算を目的とする場合、最も流動性が高い市場のリスク要因のうち、極めて限られた数のリスク要因の変化については、より短期間の向こう2ヶ月間に限定されます。2ヶ月間の短期間に限定される市場リスク要因とは、他のほとんどの市場リスク要因の取引流動性が著しく悪化していた金融危機の間でも、歴史的に継続してとても流動的であったと経営陣が判断するものです。

[前へ](#) [次へ](#)

オペレーショナル・リスク

概要

オペレーショナル・リスクとは、内部のプロセス、システムもしくは人的要因の不十分性やこれらの機能不全、または外部事由から生じる損失リスクをいいます。これには、適用法令を遵守し得ないことが含まれますが、戦略上のリスクは含まれません。オペレーショナル・リスクには、シティが関与している商行為または市場行動に係る風評リスクおよびフランチャイズ・リスクのほか、コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスクが含まれます。

オペレーショナル・リスクは、シティのグローバルな事業活動および関連する補助的なプロセスに内在するものであり、とりわけ、以下に係る事由に起因して損失が生じる可能性があります。

- ・詐欺、盗取および不正な行為
- ・雇用慣行および職場環境
- ・顧客、商品および商行為
- ・物理的な資産およびインフラ
- ・実行、受渡しおよびプロセス管理

シティは、上記「グローバル・リスクの管理」－「概要」に記載されている総体的な枠組みに沿って、オペレーショナル・リスクを管理しています。当社の目的は、オペレーショナル・リスクを、シティの事業、当社が事業を営む市場、当社の資本および流動性、ならびに競争・経済・規制環境の特性に対して適切な水準に維持することです。

シティは、オペレーショナル・リスクを予想、軽減および統制するため、オペレーショナル・リスクおよびシティグループ全体の内部統制環境の全体的な運用状況の有効性を評価、監視および伝達するための方針およびグローバルな枠組みを確立しています。この枠組みの一環として、シティは、管理者が重要なオペレーショナル・リスクおよび重要な統制を自己評価し、重要なオペレーショナル・リスクを軽減する内部統制の設計および運用状況の有効性における弱点を特定し、対処するための支援として、マネージャー・コントロール・アセスメント（MCA）・プロセス（シティの管理者がリスクおよび関連する統制を特定、監視、測定、報告および管理するためのプロセス）を策定しています。

主要な事業セグメントはそれぞれ、本枠組みにおいて求められる事項に合致するオペレーショナル・リスク・プロセスを実行しなければなりません。オペレーショナル・リスク管理のプロセスには、以下の段階が含まれます。

- ・主要なオペレーショナル・リスクの識別および評価
- ・識別されたリスクを軽減するための統制の設計
- ・主要なリスク指標の設定
- ・早期問題認識および適時の上層部への報告に向けたプロセスの実施

- ・包括的なオペレーショナル・リスク報告書の作成
- ・オペレーショナル・リスク環境を積極的に改善し、新たに発生するリスクを軽減するために利用可能な、十分な資源の確保

新たな商品および事業活動の展開に合わせて、プロセスの設計、修正または他の方法での代替が行われ、また、オペレーショナル・リスクが考慮されます。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、シティグループ全体のオペレーショナル・リスクを監視するため、またシティのオペレーショナル・リスク・プロファイルを評価し、シティのリスク選好に沿ったオペレーショナル・リスク・エクスポージャーの積極的管理を確保するための討論の場を提供するために設置されました。同委員会は、これらの対策が持続的にオペレーショナル・リスク損失をもたらす根本的原因に対処し、かかる損失を最小化する持続的な解決法となるよう確保することを目指しています。同委員会のメンバーにはシティのチーフ・リスク・オフィサーおよびシティのオペレーショナル・リスク部門の責任者およびそれらの組織の上級メンバーが含まれています。これらのメンバーはリスク管理の多様な側面をカバーしており、事業部門および地域のチーフ・リスク・オフィサーおよびシニア・オペレーショナル・リスク・マネージャーが含まれています。

また、オペレーショナル・リスク管理を含むリスク管理部門は、シティ全体に強力なオペレーショナル・リスク管理に係る企業文化および枠組みを定着させるため、事業部門およびその他の独立した統制部署と積極的に協力しています。オペレーショナル・リスク管理部門は事業部門と連携して、（i）オペレーショナル・リスクの特定、分析および評価、（ii）主要な統制上の問題およびオペレーショナル・リスクの効果的な検討、ならびに（iii）オペレーショナル・リスク事由の予測および軽減を中心に、オペレーショナル・リスク管理の枠組みの効果的な実施を確保しています。

事業部門のオペレーショナル・リスク、過去のオペレーショナル・リスクに伴う損失および統制環境に関する情報は、主要な各事業セグメントおよび業務部門から報告されます。かかる情報は、上級経営陣およびシティの取締役会の監査委員会に対し概要が報告されます。

オペレーショナル・リスクは、リスク資本を通じて測定および評価されます。ストレス・シナリオに基づくオペレーショナル・リスク損失の予想も、連邦準備制度理事会のCCARプロセスの一環として要求されます。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスク選好の枠組み

シティのリスク選好の枠組みは、シティのコンプライアンス・リスク選好、シティがそのコンプライアンス・リスク選好の遵守をどのように管理するか、およびシティがコンプライアンス・リスク管理に関する統制の有効性をどのように評価するかを概説しています。この枠組みは、以下のとおり実行されます。

- ・ **リスク選好の設定**：シティは、シティが扱う業務の種類、シティが提供する商品およびサービス、シティのサービス提供先である顧客の種類、シティが行う取引の相手先ならびにシティが事業を行う場所について制限を設けることにより、自社のコンプライアンス・リスク選好を設定します。かかる制限は、シティの使命および価値提案ならびに責任ある財務の原則に基づいて、また関連ある行動基準および関連ある適用法、規則、規制の遵守ならびにシティの社内方針に基づいて、設定されます。
- ・ **当該リスク選好の遵守**：シティは、自社のコンプライアンス・プログラムの実施を通じて、コンプライアンス・リスク選好の遵守を管理します。当該コンプライアンス・プログラムには、ガバナンスの仕組み、方針の枠組み、顧客の受入れおよび管理プロセス、商品開発プロセス、取引および通信監視プロセス、行動規範および企業文化関連プログラム、規制変更の監視、新商品、サービスおよび複雑な取引に対する承認プロセスならびに研修等が含まれます。シティでは、コンプライアンス・リスク選好違反をタイムリーに上申することが、各従業員の責務となっています。
- ・ **リスク選好統制の有効性の評価**：各事業部門およびコンプライアンス部門は、コンプライアンス・リスク管理に対する統制の有効性を、マネージャー・コントロール・アセスメント（MCA）・プロセスを通じて評価します。シティは、コンプライアンス・リスク・アセスメント、方針の枠組み、コンプライアンス・テストおよびコンプライアンス・モニタリングのプロセス、主要オペレーティング・リスク、主要リスク指標および統制の有効性指標に関連したコンプライアンス・メトリックス（基準）ならびに内部監査部門の調査および報告にも依拠しています。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス部門は、シティのコンプライアンス・プログラムを通じて、シティのコンプライアンス・リスク選好を実施し、それによってコンプライアンス・リスクの、最小化、軽減または管理を図ります。かかる使命を果たすべく、コンプライアンス部門は、以下の事項に取り組みます。

- ・ **シティの営業活動が準拠すべき規制環境、規制上の義務および要求事項を把握**します。コンプライアンス部門は、主要な規制上の義務および変更について、特定し、意見交換し、文書化するために、必要に応じて、法務部門およびその他の独立した統制部署との調整を図ります。
- ・ **事業活動遂行上のコンプライアンス・リスクおよびリスク軽減の統制の状況（事業活動を行う法人のリスクおよび統制を含みます。）の査定**を行います。コンプライアンス・リスクの特定および評価を円滑に実施する目的で、コンプライアンス部門は、重要なコンプライアンスおよび規制に関する事項、ならびにテスト、監視、社内・社外の審査および監査の結果について検討し、信頼性のある意見（credible challenge）を提示するために、各事業部門およびその他独立した統制部署と協力して作業します。
- ・ **上級経営陣およびシティグループの取締役会と協力して、コンプライアンス、統制および責任のある財務をはぐくむ企業文化と齟齬のない堅実なコンプライアンスおよび規制リスクに対するシティの選好を決定**します。上記のとおり、シティは、コンプライアンス・リスクの特定、測定、監視、軽減および統制を目的として策定されたコンプライアンス・リスク選好の枠組みを発展させています。

- ・統制を発展させ、シティのコンプライアンス・リスク選好に適合する行動を促進し、かかる選好に適合しない行為を速やかに特定し、軽減するよう合理的に策定されたプログラムを実施します。コンプライアンス部門には、グローバル個人金融部門やインスティテューショナル・クライアント・グループ等向けに、商品に関するコンプライアンス部署があります。コンプライアンス部門には、地域別のプログラム、ならびにテーマ別グループおよびプログラム（企業のコンプライアンス・リスクの管理グループならびに贈賄・腐敗防止、行動規範および企業文化、倫理、プライバシーおよび制裁に重点的に取り組むプログラム等）があります。これらの各部署、プログラムおよびグループは、シティのコンプライアンス・リスク選好に合致しない行為へのエクスポージャーを軽減することを目的としています。
- ・主要なコンプライアンス・リスク、フランチャイズ・リスクおよび統制上の問題を特定し、報告し、上申し、修正します。すなわち、設計上および運用上の有効性に対する統制をテストし、速やかに問題事項に対処し、採られた修正策について監視・追跡します。コンプライアンス部門は、事業部門およびコンプライアンス部門が問題事項を速やかに特定し、対処し、修正する目的で利用するための方針、基準、手順、ガイドライン、調査報告書およびその他の解決策を、策定し、実施し、さらに、設計上および運用上の有効性に対する統制をテストし、採られた修正策について監視・追跡します。
- ・有効なグローバル・ガバナンスの育成に向けてシティグループの取締役会、ビジネス・マネジメント、オペレーティング・コミッティーおよびシティの規制担当者と協働します。コンプライアンス部門は、顕在化しつつあるリスクおよびその他の問題、かかる問題がシティに及ぼし得る影響、ならびにコンプライアンス・プログラムの成果についてシティグループの取締役会（監査委員会および倫理・文化委員会ならびにその他の取締役会委員会等）に対して定期的に報告します。コンプライアンス部門は、さらに、様々な社内組織（統治委員会等）を通じて、ビジネス・マネジメントと継続的に協働し、また、事業部門その他グローバル・ファンクションに対して、規制当局とのリレーションシップの管理について支援し、助言します。
- ・各事業部門、部署、地域および法人にわたって、シティの従業員に対して、法律、規則およびその他関連する行動基準に適合するための助言および研修を行います。コンプライアンス部門は、研修およびコミュニケーション・プログラムにより、重要なコンプライアンス事項に関する意識および遵守能力をシティ全体にわたって向上させることにより、コンプライアンスおよび統制に対する安定した企業文化の育成に貢献します。シティの企業文化の根幹をなしているのは、シティ自らが最高水準の倫理行動に従って行為するという要請です。コンプライアンス部門は、倫理をシティの企業文化にさらに定着させるために設計された全社的なイニシアチブの発展において重要な役割を果たします。
- ・コンプライアンス・プログラムを強化します。コンプライアンス部門は、年次コンプライアンス・リスク・アセスメントの結果を利用すること等により、年次および複数年プログラム強化策を策定し、コンプライアンス・プログラムを強化する義務を遂行します。

コンダクト・リスク

シティは、上記のとおり、3つの防衛線を通じてコンダクト・リスクへのエクスポージャーを管理しています。各防衛線の各従業員は、シティの使命および価値提案ならびに責任ある財務の原則を指針とします。シティの使命および価値提案と合致するシティのリーダーシップ基準は、シティが従業員に期待する行為について概説したものであり、従業員の実績は当該基準に照らして評価されます。シティの各事業部門および各部署は、自らのコンダクト・リスクを管理する責任を負っています。コンプライアンス部門は、コンダクト・リスクおよび関連する統制について、シティの事業部門およびその他の部署に助言します。その中でも、内部監査部門は、シティのコンダクト・リスク管理および統制の十分性および有効性を評価します。

シティは、各事業部門による自己評価および統制部署による評価を用いて、会社のコンダクト・リスク管理のために利用される統制の設計および運営を評価しています。シティはさらに、企業文化関連の各種取組みを含むその他のイニシアチブを通じて、コンダクト・リスク管理を行っています。

法的リスク

シティは、法的リスクとは本来、定性的なものであると見ています。なぜなら、法的リスク自体は、数量的な限度を用いて表される選好として適切ではなく、また、予測に基づいて正確に見積ったり、測定したりすることが難しいからです。そのため、シティは、定性的リスク選好の原則に沿った法的リスク管理を追求しています。この原則は、全般的に、シティが従事する活動およびかかる活動により生じるリスクは、責任ある財務の原則に対するシティの基礎的取組みと合致し、このリスクの実行可能な削減、最小化または軽減という目標に沿って管理されなければならないというものです。この目標を達成するため、法的リスクは、上記「グローバル・リスクの管理 ― 概要」に詳述した全体的枠組みに沿って管理されています。

風評リスク

シティの評判は、ステークホルダーとの信頼を構築するために不可欠な財産であり、シティは、従業員、顧客および投資家に対するシティの企業価値（シティの評判を守ることの重要性を含みます。）の伝達に、精力的に取り組んでいます。シティの評判を維持する責任は、シティの行動規範を指針とするすべての従業員によって共有されています。従業員は、自らのあらゆる行為において正しい判断を下し、良識を働かせることを期待されており、フランチャイズ・リスク、風評リスクまたはシステミック・リスクを示す可能性がある問題は適切に上申することとされています。シティの各事業部門および各地域の業務慣行委員会は、事業活動、販売慣行、商品設計、利益相反の可能性ならびにその他当該事業部門および地域において生じる潜在的なフランチャイズ・リスクまたは風評リスクを適切に審議するためにシティが配置している統治基盤の一部です。これらの委員会は、会社レベルの業務慣行委員会により十分検討されるべきものとして、潜在的なフランチャイズ・リスク、風評リスクまたはシステミック・リスクを上申することができます。シティの最も上級職の役員で構成されるこれらすべての委員会は、シティの業務慣行が、シティの使命と価値提案に則った最高レベルのプロフェッショナリズム、誠実性、および倫理的行動の基準を満たすために必要なガイダンスを提供します。

戦略上のリスク

シティのCEOが率いるシティの上級経営陣は、会社の戦略を策定し、それを実行する責任を負っています。重要な戦略上の行動については、必要に応じて、シティグループおよびシティバンクの取締役会により審査および承認されるか、または同取締役会に対して通知されます。経営陣によるシティの戦略実行状況を監視するため、シティグループの取締役会は、年次戦略会議および年次地域戦略会議を開催しており、さらに定例会議においては各事業部門の説明を受けています。事業部門レベルでは、各事業部門の責任者が、会社全体の戦略の解釈および実行状況の説明責任を有しており、新規事業および新商品の分野への参入に関する決定を含め、各自の担当領域に応じて適用されます。

戦略上のリスクの管理は、基礎的な要素に基づいて行われており、これにはすべての事業、商品および地域、ならびに定められた財政上および営業上の目標を包含する、年次の財務営業計画が含まれますが、これらは、戦略上および営業上の業績を評価するために一年を通して監視することが可能なものです。戦略上のリスクは、営業計画に対する業績についての上級経営陣および取締役会への定期的な進捗報告、シティのCEOと事業部門および地域のCEOとの間で行われる四半期毎の事業のレビュー（主要な部門および地域のそれぞれについて、業績およびリスクが議論されます。）、上級経営陣への継続的な報告ならびに執行役員のスコアカードなどの様々な仕組みを通じて監視されています。

カントリー・リスク

上位25ヶ国のエクスポージャー

次表は、2016年12月31日現在のシティの国別のエクスポージャーのうち上位25ヶ国（米国を除きます。）を示しています。本表において、貸出金の金額は、当該貸出金が計上された国に反映されており、それらは概して、借り手の所在地に基づいています。例えば、スイスに本社を置く企業の中国子会社への貸出金は、一般的に中国における貸出金として分類されます。加えてシティは、法人顧客へのより効率的なサービスの提供のため、英国およびアイルランドを筆頭に、一定の国々に地域融資センターを開設しています。例えば英国に関しては、英国国内に所在する事業体に対する法人向け貸出金は、下表で表示される法人向け貸出金のわずかに23パーセントに過ぎず（25パーセントは未実行貸出約定）、残りは主に欧州域内に所在するカウンターパーティーへの貸出金で占められています。2016年12月31日現在、英国の実行済貸出金合計の約80パーセントおよび英国の未実行貸出約定合計の約88パーセントが、投資適格でした。トレーディング勘定資産および投資有価証券は、概して、証券の発行体または基準となる参照事業体の所在地に基づいて分類されています。本表に記載された資産の詳細については、下記の表の注をご参照ください。

EU離脱を決めた英国の投票結果により生じる不確実性の議論については、上記「リスク要因」－「戦略上のリスク」をご参照ください。

(単位：十億ドル)	ICG 貸出金 ⁽¹⁾	GCB 貸出金 ⁽²⁾	その他 実行済 貸出金 ⁽³⁾	未実行 貸出金 ⁽⁴⁾	デリバ ティブ またはレ ボに係る 正味時価 評価 ⁽⁵⁾	(貸出金 および CVA に係る) ヘッジ合 計	投資有価 証券 ⁽⁶⁾	トレーディ ング勘定 資産 ⁽⁷⁾	2016年度 第4四半 期合計	2016年度 第3四半 期合計	2015年度 第4四半 期合計
英国	\$ 28.9	\$ -	\$ 3.4	\$ 56.8	\$ 11.7	\$ (2.1)	\$ 10.0	\$ (1.2)	\$ 107.5	\$ 112.2	\$ 110.4
メキシコ	7.4	23.1	0.3	5.7	0.7	(0.8)	13.4	2.6	52.4	56.1	60.4
シンガポール	11.5	11.5	-	5.1	0.6	(0.3)	7.4	0.6	36.4	38.1	36.7
香港	12.2	10.3	0.6	5.3	0.4	(0.7)	5.6	2.2	35.9	35.2	35.2
韓国	2.4	17.9	0.3	3.7	2.0	(1.0)	7.4	1.3	34.0	39.1	39.3
インド	10.0	6.3	0.7	4.8	1.8	(1.3)	7.4	1.2	30.9	30.6	33.0
ブラジル	13.4	0.2	0.2	3.5	4.4	(2.7)	3.4	4.4	26.8	31.3	23.2
アイルランド	7.9	-	0.7	15.6	0.3	-	-	0.3	24.8	24.2	22.0
オーストラリア	3.5	9.6	0.2	5.7	0.8	(0.9)	4.1	(0.6)	22.4	24.4	24.5
日本	2.5	-	0.2	7.3	5.2	(1.6)	3.3	1.4	18.3	17.6	9.1
中国	5.4	4.1	0.2	1.4	1.4	(0.8)	4.6	0.9	17.2	16.2	23.0
カナダ	1.7	0.6	2.3	6.3	1.9	(1.1)	4.6	0.7	17.0	17.0	16.5
台湾	4.4	8.0	0.1	1.1	0.7	(0.3)	1.3	1.3	16.6	15.9	14.8
ドイツ	0.1	-	-	3.8	4.3	(3.2)	10.9	0.1	16.0	18.7	18.8
ポーランド	2.9	1.6	-	2.5	0.2	(0.3)	4.3	0.6	11.8	12.1	13.1
マレーシア	1.6	4.3	0.2	1.6	0.4	(0.2)	0.5	0.9	9.3	10.5	9.2
アラブ首長国連邦	3.0	1.4	0.1	1.6	0.5	(0.4)	-	(0.2)	6.0	6.2	6.4
タイ	0.8	2.0	-	1.1	-	-	1.7	0.2	5.8	6.3	5.4
コロンビア	2.4	1.7	-	1.1	0.1	(0.1)	0.4	-	5.6	5.6	5.7
ルクセンブルク	-	-	0.1	-	0.5	(0.2)	4.8	0.2	5.4	6.0	4.9
ロシア	2.0	0.9	-	0.9	0.5	(0.3)	0.8	0.5	5.3	4.6	5.0
イタリア	0.3	-	-	2.3	6.1	(5.1)	0.2	1.5	5.3	6.7	6.6
インドネシア	1.8	1.1	-	1.1	-	(0.2)	1.3	0.1	5.2	5.6	4.4
オランダ	-	-	-	-	1.5	(0.7)	5.0	(0.7)	5.1	6.7	7.1
チリ	1.6	-	2.1	0.1	0.2	-	-	-	4.0	4.0	3.8

- (1) ICG貸出金は、実行済の法人向け貸出金およびプライベートバンク貸出金（前受収益控除後）を反映したものです。2016年12月31日現在、上記の表のプライベートバンク貸出金合計は185億ドルであり、それらはシンガポール（66億ドル）、香港（54億ドル）および英国（51億ドル）に集中していました。
- (2) GCB貸出金には、2016年1月1日付でシティ・ホールディングスに移管された事業に関する、ブラジルおよびコロンビアにおける実行済貸出金が含まれます。
- (3) その他実行済貸出金には、受取債権、売却目的保有貸出金、シティ・ホールディングスにおけるその他の貸出金および持分法適用投資といった、その他の直接的エクスポージャーが含まれます。
- (4) 未実行エクスポージャーには、未実行の法人向け貸出約定、信用状およびその他の偶発債務が含まれます。
- (5) デリバティブおよび有価証券貸借取引（レボ）の正味時価評価（MTM）。エクスポージャーは、担保控除後、CVAを含んで表示されています。貸借取引貸出金を含みます。
- (6) 投資有価証券には、公正市場価値で計上される売却可能証券、および取得原価で計上される満期保有目的証券が含まれます。
- (7) トレーディング勘定資産は純額で記載されており、基準となる参照事業体とその国に所在するものについては、デリバティブのエクスポージャーを含みます。

アルゼンチン

2016年12月31日現在、シティのアルゼンチン事業に対する純投資額は約725百万ドルでした。これに対し、2015年12月31日現在は約747百万ドルでした。

シティは、アルゼンチンにおいてアルゼンチン・ペソを機能通貨として使用しており、アルゼンチン中央銀行が公表する公定為替相場を使用して、その財務諸表を米ドルに換算しています。アルゼンチン・ペソの価値の下落がシティのアルゼンチンへの純投資額に与える影響（ヘッジ控除後）は、株主持分項目において為替差損として報告されます。

シティは、現在、アルゼンチン・ペソを機能通貨として使用していますが、インフレが進んで3年間の累積インフレ率が100パーセント以上となった場合は、機能通貨が米ドルに変更されることが考えられます。シティは従来、アルゼンチン政府の統計局であるINDECが発表したCPI（消費者物価指数）インフレ統計に基づいて、3年間の累積インフレ率を評価してきました。しかしながら、2015年11月から2016年4月の期間については、INDECがCPI統計を発表しなかったため、3年間の累積インフレ率に関しては不透明なものになりました。2016年12月31日現在、シティは、利用可能なCPI統計およびアルゼンチン中央銀行が発表したインフレ統計を評価した上で、アルゼンチンの3年間の累積インフレ率は100パーセントに達していないと結論付けました。しかしながら、3年間の累積インフレ率については引き続き不透明であり、今後の期間に得られるさらなる情報によっては、2017年度中に機能通貨が米ドルへ変更されることがあり得ます。

機能通貨を米ドルに変更しても、直ちにシティに何らかの損失や利益が発生するわけではありませんが、アルゼンチン・ペソから米ドルへの為替換算における将来的な変動は、株主持分項目ではなくシティのアルゼンチン・ペソ建て資産および負債に係る利益に計上されることになります。

FFIEC—第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産

シティのクロスボーダーに関する開示は、連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のカントリー・エクスポージャーに関する銀行規制報告ガイドラインに基づいています。以下は、FFIECの主要な報告ガイドラインの一部をまとめたものです。

- ・金額は、最終的な債務者、カウンターパーティー、担保、発行体または保証人（該当するもの）の居住地に基づいています。
- ・金額は、証券融資取引（すなわち、買戻契約、売戻契約ならびに貸付有価証券および借入有価証券）について受領した担保の便益を考慮せず、想定元本金額に基づいて報告されます。
- ・公正価値で報告されるデリバティブ債権および債務のネットtingが認められますが、同一の特定のカウンターパーティーとの間の法的拘束力のあるネットting契約に基づく場合にのみ認められ、受領証拠金またはヘッジの便益は含まれません。
- ・売却可能証券およびトレーディング・ポートフォリオに係るロングおよびショートのパポジションのネットtingは認められません。
- ・クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）は売却および購入された総想定元本金額に基づいて含められ、同一の参照事業体に関するCDSは相殺されません。
- ・貸出金は、ヘッジの便益を考慮せずに報告されます。

上記の要件を考慮すると、シティのFFIECクロスボーダー・エクスポージャーおよび残高合計は期によって変動する傾向があり、変動が大幅になる場合もあります。例えば、FFIECガイドラインに基づく残高合計には証拠金またはヘッジの便益が含まれないため、金利、外国為替相場およびクレジット・スプレッドにおける市場のボラティリティにより、その他の条件がすべて同一であるとしても、残高合計の水準が大幅に変動する可能性があります。

次表は、その残高合計がシティグループの総資産の0.75パーセントを上回っていた各国を示したものです。

2016年12月31日											
第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産											
(単位： 十億米ドル)	銀行 (a)	公共機関 (a)	NBFI ⁽¹⁾ (a)	その他 (法人 および 家計) (a)	トレーデ ィング 資産 ⁽²⁾ ((a)に包 含)	短期 債権 ⁽²⁾ ((a)に包 含)	残高 合計 ⁽³⁾ ((a)の合 計)	コミット メント および 保証 ⁽⁴⁾	購入さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	売却さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	
英国	\$ 15.0	\$ 18.1	\$ 35.4	\$ 23.2	\$ 8.7	\$ 47.0	\$ 91.7	\$ 23.2	\$ 100.0	\$ 98.8	
メキシコ	6.4	18.3	7.2	30.2	4.5	29.3	62.1	17.0	6.8	6.2	
日本	21.1	27.3	7.4	3.0	7.2	42.0	58.8	7.2	25.3	24.9	
ケイマン諸島	0.1	-	51.6	3.8	1.3	32.0	55.5	2.9	-	-	
ドイツ	7.9	27.6	7.9	6.7	4.2	28.3	50.1	12.9	61.8	60.1	
フランス	15.8	4.3	24.5	2.8	2.9	36.1	47.4	11.9	61.5	61.2	
韓国	2.2	15.4	0.8	21.6	1.4	32.1	40.0	16.4	10.6	9.1	
シンガポール	2.6	17.4	2.3	14.3	1.1	28.1	36.6	11.0	1.3	1.3	
インド	5.7	11.5	2.1	13.3	2.8	23.2	32.6	7.8	2.0	1.5	
ブラジル	3.8	11.4	0.8	15.2	5.1	19.8	31.2	5.1	11.3	9.6	
オーストラリア	6.2	7.4	4.4	12.3	6.0	14.2	30.3	11.0	17.5	17.3	
中国	4.2	12.2	2.4	11.2	3.8	25.7	30.0	3.9	12.1	12.8	
香港	0.9	10.3	2.7	13.5	4.9	24.5	27.4	11.7	3.5	2.7	
オランダ	4.8	9.9	6.0	4.6	2.1	14.3	25.3	7.7	27.1	27.1	
スイス	1.9	13.1	1.1	4.8	0.7	17.1	20.9	5.5	18.9	18.8	
カナダ	4.2	4.5	5.1	6.2	2.2	8.4	20.0	13.9	6.0	6.3	
台湾	0.9	5.8	1.7	11.4	1.9	15.5	19.8	12.6	0.1	0.1	
イタリア	2.4	8.7	1.3	0.7	3.8	5.9	13.1	2.7	63.7	62.1	

2015年12月31日

第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産

(単位: 十億米ドル)	銀行 (a)	公共機関 (a)	NBFI ⁽¹⁾ (a)	その他 (法人 および 家計) (a)	トレー ディング 資産 ⁽²⁾ ((a)に包 含)	短期 債権 ⁽²⁾ ((a)に包 含)	残高 合計 ⁽³⁾ ((a)の合 計)	コミット メント および 保証 ⁽⁴⁾	購入さ れたク レジット ・デリ バティブ ⁽⁵⁾	売却さ れたク レジット ・デリ バティブ ⁽⁵⁾
英国	\$ 25.0	\$ 20.4	\$ 58.9	\$ 16.1	\$ 12.0	\$ 57.1	\$ 120.4	\$ 23.9	\$ 85.5	\$ 85.2
メキシコ	7.6	22.9	6.7	34.9	6.5	34.9	72.1	17.9	7.1	6.5
ケイマン諸島	0.1	-	59.2	2.6	1.5	40.3	61.9	2.5	-	-
ドイツ	10.8	17.7	10.1	6.9	5.3	17.1	45.5	10.5	66.3	66.3
フランス	20.4	3.7	17.4	3.2	3.6	27.5	44.7	11.0	71.3	71.1
韓国	1.1	17.5	0.8	23.5	1.7	34.1	42.9	12.8	11.6	9.7
日本	11.4	18.8	4.1	2.5	6.3	26.7	36.8	3.2	27.5	27.2
中国	9.5	10.7	3.5	11.5	5.3	25.1	35.2	4.1	11.8	12.5
インド	6.4	12.7	3.5	12.4	5.8	24.4	35.0	7.7	2.2	1.8
シンガポール	2.3	12.7	2.1	14.6	0.3	22.3	31.7	13.0	1.6	1.5
オーストラリア	6.7	6.3	4.6	13.7	4.1	9.1	31.3	11.2	25.1	24.7
オランダ	5.1	10.2	10.0	5.0	2.6	12.7	30.3	8.1	27.6	27.5
ブラジル	4.5	9.0	1.1	14.2	3.6	17.7	28.8	4.8	12.1	10.2
香港	1.3	7.8	3.2	15.2	3.2	18.8	27.5	12.8	2.7	1.9
スイス	5.2	16.1	1.5	4.5	0.6	19.8	27.3	5.3	21.9	22.1
カナダ	5.2	4.2	5.8	6.0	2.1	9.1	21.2	12.8	7.1	8.0
台湾	2.0	5.9	2.1	9.8	1.4	12.2	19.8	12.5	0.1	0.1
イタリア	2.8	11.3	0.6	1.5	6.1	8.0	16.2	3.0	69.3	67.0

(1) 非銀行金融機関。

(2) 残高合計に含まれています。

(3) 残高合計には、第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産が含まれます。第三者に対するクロスボーダー債権には、クロスボーダー貸出金、証券、銀行預け金およびその他の金銭資産、ならびに外国為替およびデリバティブ商品に係る純再評価益が含まれます。

(4) コミットメント（残高合計には含まれていません。）には、法的拘束力のあるクロスボーダー信用状、ならびにその他のコミットメントおよび偶発債務（FFIECガイドラインにより定義されます。）が含まれます。FFIECが定義するコミットメントには、国内で組成された現地通貨建ての負債により資金提供される、現地居住者に対するコミットメントが含まれます。

(5) CDSは残高合計に含まれていません。

[前へ](#)

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」に記載された内容以外に、経営上の重要な契約等はありませんでした。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

オフバランス取引

シティグループは、通常の業務過程で様々な種類のオフバランス取引を行っています。シティによるこれらの取引への関与は、以下を含む（ただし、これらに限られません。）多くの様々な形式をとることがあります。

- ・ モーゲージ・バック証券化およびその他のアセット・バック証券化事業体等の非連結特別目的事業体の留保持分およびその他持分の購入または保有
- ・ 非劣後債および劣後債、リミテッド・パートナーシップおよびジェネラル・パートナーシップ持分ならびにその他の非連結特別目的事業体の株式持分の保有
- ・ 保証、補償、貸出約定、信用状ならびに表明および保証の提供
- ・ 不動産および設備のオペレーティング・リースの締結

シティは様々な事業目的でこれらの取引を行います。例えば、証券化の取引は、証券化プロセスを通して生じる特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に与えます。さらに、証券化の取引は、シティとその顧客が、金融資産の収益化および資金調達の確保をその他の方法で得られるより有利なレートで行うことにも役立ちます。

次の表は、シティの様々なオフバランス取引に関する説明が本書のどの箇所に記載されているかを示したものです。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1、21および26もご参照ください。

本書における各種オフバランス取引の開示

非連結VIEの変動持分から生じる変動持分およびその他債務（偶発債務を含みます。）	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記21をご参照ください。
信用状ならびに貸出約定およびその他の約定	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記26をご参照ください。
保証	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記26をご参照ください。
リース	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記26をご参照ください。

契約債務

次の表は、SECの要件に従って特定および合計したシティグループの契約債務に関する情報を盛り込んだものです。

(単位：百万ドル)	年度別契約債務						合計
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降	
長期債務—元本 ⁽¹⁾	\$ 36,125	\$ 46,089	\$ 22,013	\$ 10,175	\$ 19,131	\$ 72,645	\$ 206,178
長期債務—利払い ⁽²⁾	6,565	5,131	3,942	3,381	2,869	29,818	51,706
オペレーティング・リース およびキャピタル・リース債務	1,151	1,006	854	679	531	2,655	6,876
買入債務 ⁽³⁾	486	423	415	403	340	745	2,812
その他負債 ⁽⁴⁾	32,397	654	155	101	92	2,135	35,534
合計	\$ 76,724	\$ 53,303	\$ 27,379	\$ 14,739	\$ 22,963	\$ 107,998	\$ 303,106

- (1) 長期債務の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」—「グローバル・リスクの管理」—「流動性リスク」—「長期債務」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記17をご参照ください。
- (2) 2017年度から2021年度の長期債務に係る利払いに関する契約債務は、長期債務の平均残高に係る2016年12月31日の加重平均利率（3.49パーセント）を、かかる各年度の長期債務に関する契約債務の平均残高に適用して算出しています。「2022年度以降」の長期債務に係る（2022年度から2098年度における）満期までの利払いは、かかる各年度における長期債務残高に、最新の利率を適用して算出しています。
- (3) 買入債務は、シティに対して強制執行可能で法的拘束力のある、商品やサービスを購入する債務で構成されています。表示上、上表に含まれている買入債務は、契約が更新可能であっても、各契約終了日までの分としています。商品やサービスに関する購入契約の多くには、一定の通知をもって契約を解除することをシティに認める条項が含まれていますが、上表にはその影響は含まれていません（契約を終了する旨のシティの意思が相手方当事者に既に通知されている場合を除きます。）。
- (4) シティグループの連結貸借対照表に反映されているその他負債には、買掛金、未払費用、法人税の申告が確定していないタックス・ポジション、および既に発生しており最終的には現金で支払われるその他の負債が含まれています。上表には法務引当金計上額は含まれていません。また、2017年度のシティの年金制度、退職後給付制度および退職者給付制度のための従業員確定給付債務ならび確定拠出制度のための任意拠出額が含まれています。

[次へ](#)

資本の源泉

概要

資本は、主としてシティの事業における資産の裏付けとして、ならびに貸倒損失、市場における損失および事業上の損失を吸収するために使用されます。シティは主に事業からの収益を通じて資本を生み出しています。シティは、とりわけ普通株式、非累積永久優先株式、および従業員福利制度に基づく報奨により発行される株式の発行等によって資本を増強することができます。

また、シティの資本レベルは、会計および規制基準の変更、米国法人税法、ならびに金利や為替の変化、事業や資産の処分といった将来の事由がシティの業績に与える影響によっても影響を受けることがあります。

2016年度中、シティは合計約107億ドルの資本を、株式買戻し（普通株式約196百万株）および配当の形で普通株主に還元しました。

資本管理

シティの資本管理の枠組みは、シティグループとその主要子会社が、各事業体のリスク・プロファイル、管理目標ならびに適用あるすべての規制上の基準およびガイドラインに適合した十分な資本を確実に維持できることをねらいとしています。シティは、予測されるストレスのかかった経済環境における当社の資本レベルを評価するために設計された社内の一連の定量的資本目標に照らして自己資本比率を査定します。これらの社内の定量的資本目標の根底には、財務力の維持および強化に重点を置く資本戦略上の考慮があります。シティグループの資本委員会が、シティグループの取締役会のリスク管理委員会による監督のもと、シティの資本計画に組み込まれる資本査定および計画プロセスを含め、シティの資本全体の構成について責任を負います。シティグループの子会社のバランスシート管理は、自己資本比率の監視を含め、（該当する場合には）各法人の資産および負債委員会によって統制されています。シティの資本計画およびストレス・テスト実施の詳細については、下記「資本計画およびストレス・テスト」をご参照ください。

現行の自己資本規制基準

シティは、連邦準備制度理事会によって公表された、米国のバーゼルIIIに関する規則である自己資本規制基準に従います。これらの規則は、リスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率の両方を網羅する、包括的な自己資本比率の枠組みを制定しています。

リスクベースの自己資本比率

米国のバーゼルⅢに関する規則は、規制資本の構成（規制資本の調整および控除の適用を含みます。）のほか、リスク加重資産合計を測定するための2つの包括的な方法（標準的アプローチおよび先進的アプローチ）を規定しています。先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計は、主にモデルに基づいており、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの加重資産が含まれます。逆に、標準的アプローチでは、オペレーショナル・リスク加重資産が除外され、概して、所定の監督上のリスク加重を信用リスク・エクスポージャーの幅広いカテゴリーに適用しています。その結果、先進的アプローチに基づいて算定される信用リスク加重資産のリスク感応度は、標準的アプローチに基づいて算定されるものよりも高くなります。市場リスク加重資産は、両方のアプローチにおいて、概ね一致した基準により算定されます。

米国のバーゼルⅢに関する規則は、シティおよびシティバンク、エヌ・エイ（以下「シティバンク」といいます。）を含むほぼすべての米国銀行機関について、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の規定最低比率を制定しています。さらに、同規則は、固定の資本保全バッファに加え、シティおよびシティバンク等の先進的アプローチ適用行向けには、任意のカウンターシクリカル資本バッファの両方を定めています。これらの資本保全バッファは、規制資本が損なわれてリスクベースの自己資本の規定最低比率を下回る前に損失を吸収するものです。2016年9月、連邦準備制度理事会は、米国のカウンターシクリカル資本バッファの金額を定めるための枠組みを設定した政策綱領を公表しました。これとは別に、2016年10月、連邦準備制度理事会は、カウンターシクリカル資本バッファの金額を現在のレベルであるゼロパーセントにすることを採択しました。

さらに、米国のバーゼルⅢに関する規則により、ドッド・フランク法のいわゆる「コリンズ修正」の「資本フロア規定」が実施されます。当該規定は、先進的アプローチ適用行が、3種類のリスクベース自己資本比率（普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率）のそれぞれを、2015年1月1日からは米国のバーゼルⅢに関する標準的アプローチおよび先進的アプローチの両方に基づいて計算すること、ならびに計算によって得られた当該リスクベースの自己資本比率のうちそれぞれ低い方を公に報告すること（および当該数値の遵守状況を測定すること）を求めています。

GSIBサーチャージ

2015年8月、連邦準備制度理事会は、シティを含むグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）と認定される米国銀行持株会社に対してリスクベース自己資本サーチャージを課す規則を公表しました。GSIBサーチャージは資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファ（発動された場合）を拡大するものであり、財政的または経済的に厳しい時期に損失を吸収するために拡張されたバッファに食い込んだ場合、利益分配（配当、株式買戻しおよび任意の役員賞与等）を制限することになります。どの程度制限されるかは、拡張されたバッファにどの程度食い込んだかによります。

連邦準備制度理事会の規則では、GSIBの認定は、主に、均等に加重される、システム上の重要性に関する以下の5つの大項目（カテゴリー）を要素とする、定量的な測定指標に基づいて行われます。5つのカテゴリーとは、（i）規模、（ii）相関性、（iii）法域を越えた活動、（iv）代替可能性および（v）複雑性です。規模以外の各カテゴリーは、均等に加重される複数の指標で構成されており、指標の数は合計で12です。

規定された方法に基づきGSIBに指定される米国銀行持株会社は、2つの方法を使用して年次ベースでサーチャージを計算することが求められ、算出された2つのサーチャージのうち高い方を課されます。1つ目の方法（以下「方法1」といいます。）は、GSIBの認定に使用される、システム上の重要性に関する5つの大項目と同じものによります。2つ目の方法（以下「方法2」といいます。）では、代替可能性のカテゴリーが、GSIBの短期ホールセール資金調達への依存度を査定することを意図した定量的な測定に置き換えられます。さらに、方法1では、一定のグローバルな金融機関の間でのシステム上の重要性に関する相対的測定、および年度末の直物の外国為替相場が用いられますが、方法2では、システム上の重要性については固定的な測定が使用され、外国為替相場は3年間の平均が適用されます。2017年以降、方法1および方法2に基づいて算出されるGSIBサーチャージの両方は、GSIBサーチャージが算出される年の前年度におけるシステム上の重要性に関する測定に基づいて計算されます（たとえば、2017年12月31日までに算出される方法1および方法2によるGSIBサーチャージは、2016年におけるシステム上の重要性に関する指標データに基づいて計算されることになります）。一般に、方法2から算出されるサーチャージは、方法1から算出されるサーチャージよりも高くなります。

もし、GSIBのシステム上の重要性が前年から変化し、より高いサーチャージに従うこととなった場合、より高いサーチャージは1年間は実施されません（たとえば、2017年12月31日までに算定されたより高いサーチャージは、2019年1月1日までは実施されません）。しかしながら、GSIBのシステム上の重要性が変化し、より低いサーチャージに従うことになった場合は、GSIBは翌暦年からより低いサーチャージに従うこととなります（たとえば、2017年12月31日までに算定されたより低いサーチャージは、2018年1月1日から実施されます）。

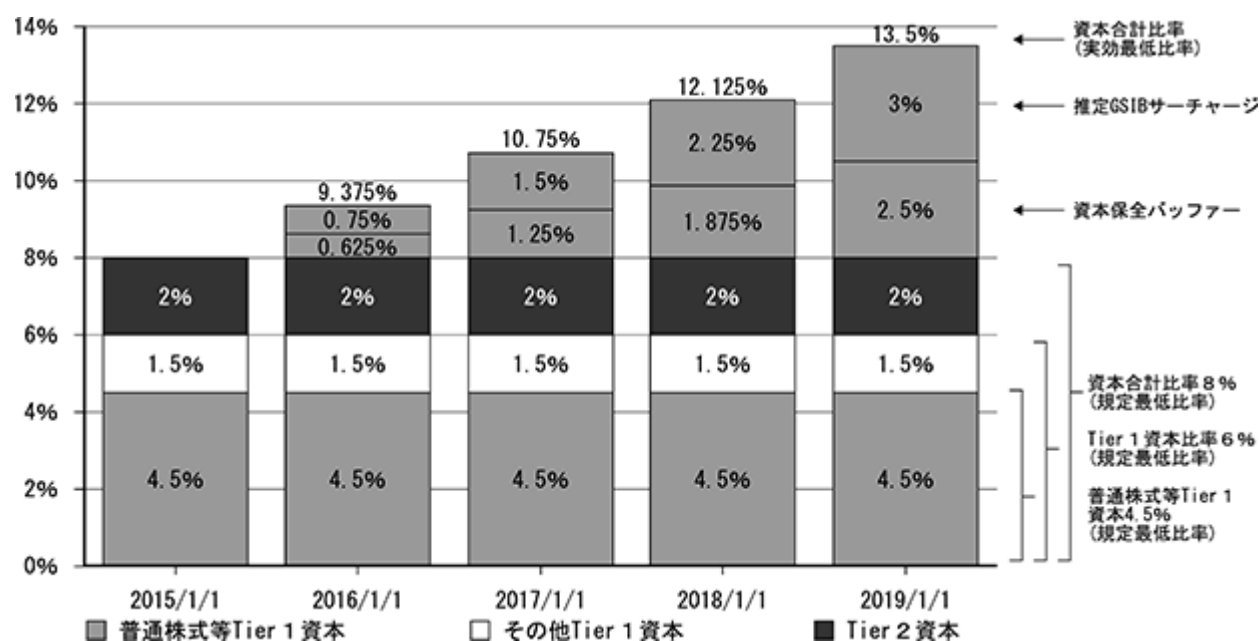
本規則に基づくGSIBサーチャージは、完全に普通株式等Tier 1資本で構成されることが求められ、当初はリスク加重資産合計の1.0パーセントから4.5パーセントです。2016年1月1日から実施されたシティの当初のGSIBサーチャージは、方法2に基づき算定され、3.5パーセントでした。しかしながら、システム上の重要性に係る定量的測定に対する継続的な取組みにより、シティの方法2によるGSIBサーチャージは、2017年1月1日より3パーセントに低下しています。シティの方法1によるGSIBサーチャージはさらに低く、2016年度は2パーセントであり、2017年度も変更ありませんでした。シティは、今後もシティの方法2によるGSIBサーチャージの方が方法1により算定されるGSIBサーチャージより高く、そのため、シティの2018年度および2019年度のGSIBサーチャージは、3パーセントを超えないだろうと予想しています。

移行規定

米国のバーゼルIIIに関する規則は、ほぼすべての規制資本の調整および控除、ならびにTier 1 資本およびTier 2 資本として非適格な金融商品（新規制の対象外とならない既存の信託優先証券および一定の劣後債の発行等）に関する規定を含め、大部分は複数年にわたる、いくつもの異なる移行規定（「段階的導入」および「段階的除外」）を定めています。さらに、GSIBサーチャージ、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファ（現在ゼロパーセント）は、2016年1月1日に段階的導入が開始され、2019年1月1日に完全に実施されます。新規制の対象外とならない既存の信託優先証券（段階的除外により完全に対象外となるのは2022年1月1日）、ならびに資本バッファおよびGSIBサーチャージ（段階的導入が完了するのは2019年1月1日）を除き、他の移行規定はすべて、2018年1月1日までにシティの規制資本比率に完全に反映されます。シティは、資本バッファおよびGSIBサーチャージが含まれる2019年1月1日に、これらの移行規定のすべてが完全に実施されたことになる（以下「完全実施」といいます。）と考えています。

次の図は、2015年1月1日から、2019年1月1日までの完全実施に向けて、実効最低リスクベース自己資本比率を構成する規制資本の構成要素（すなわち、2.5パーセントの強制的な資本保全バッファおよび現在のレベルであるゼロパーセントのカウンターシクリカル資本バッファ、さらに推定3パーセントのGSIBサーチャージを含みます。）がどのように移行していくかを示したものです。

バーゼルIIIの移行規定：最低リスクベース自己資本比率



次の表は、シティに関連する重要な規制資本の調整および控除についての米国のバーゼルIIIに関する規則に基づく2015年1月1日から2018年1月1日までの移行規定（段階的導入および段階的除外）を示したものです。

バーゼルIIIの移行規定：重要な規制資本の調整および控除

	2015年	2016年	2017年	2018年
	1月1日			
重要な規制資本の調整および控除の段階的導入				
普通株式等Tier 1 資本 ⁽¹⁾	40%	60%	80%	100%
普通株式等Tier 1 資本 ⁽²⁾	40%	60%	80%	100%
その他Tier 1 資本 ⁽²⁾⁽³⁾	60%	40%	20%	0%
	100%	100%	100%	100%
重要なAOCIの規制資本の調整の段階的除外				
普通株式等Tier 1 資本 ⁽⁴⁾	60%	40%	20%	0%

- (1) のれんおよび抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）以外のすべての無形資産の普通株式等Tier 1 資本からの控除の段階的導入、ならびに一時的差異から発生する繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRに関する10パーセントまたは15パーセントの上限超過分を含みます。のれん（非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。）は、普通株式等Tier 1 資本の算定に際して全額控除されます。普通株式等Tier 1 資本の算定に際して控除されないその他無形資産（MSRを除きます。）の金額については、米国のバーゼルIIIに関する規則が完全実施される前は、一時的差異から発生するDTA、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRに関する10パーセントまたは15パーセントの上限超過分と同様、100パーセントのリスク加重が行われます。完全実施により、普通株式等Tier 1 資本の算定に際して控除されない一時的差異から発生するDTA、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRの金額については、250パーセントのリスク加重が行われます。
- (2) 繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAならびに確定給付年金制度純資産に関する普通株式等Tier 1 資本からの控除の段階的導入を含みます。また、シティ自身の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する累積正味未実現損益に関する普通株式等Tier 1 資本調整の段階的導入を含みます。
- (3) その他Tier 1 資本によって規制資本の調整および控除を十分に吸収できない場合は、吸収できないものについて普通株式等Tier 1 資本に適用されます。
- (4) 売却可能負債証券に係る未実現損益、売却可能持分証券に係る未実現利益、その他包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）に含まれる満期保有目的（以下「HTM」といいます。）有価証券に係る未実現損益および確定給付年金制度債務調整に関する普通株式等Tier 1 資本調整の段階的除外を含みます。

Tier 1 レバレッジ比率

米国のバーゼルIIIに関する規則に基づき、シティは、ほぼすべての米国銀行機関と同様、最低4パーセントのTier 1 レバレッジ比率を維持することも要求されています。ノンリスクベースの自己資本比率指標であるTier 1 レバレッジ比率は、四半期調整後平均資産合計（Tier 1 資本から控除される金額を控除後）に占めるTier 1 資本の比率、と定義されています。

補完的レバレッジ比率

先進的アプローチ適用行は、補完的レバレッジ比率も計算する必要があります。補完的レバレッジ比率は、分母（レバレッジ・エクスポージャーの総額）に一定のオフバランスのエクスポージャーをも算入する点で、Tier 1 レバレッジ比率と大幅に異なります。補完的レバレッジ比率は、レバレッジ・エクスポージャーの総額に対する期末のTier 1 資本の比率を示しており、レバレッジ・エクスポージャーの総額は、四半期における貸借対照表上の資産の1日ごとのデータによる平均値および当該四半期の各月の末日において計算される一定のオフバランスのエクスポージャーの平均値の合計額から、該当するTier 1 資本控除を行った額と定義されています。先進的アプローチ適用行は、2018年1月1日以降、補完的レバレッジ比率を、規定最低比率である3パーセントに維持することが求められますが、2015年度第1四半期からこの比率の公開が義務付けられました。

さらに、シティおよびシティバンクを含む米国GSIBならびにその子会社の付保預金取扱機関は、補完的レバレッジ比率の強化後の基準に従います。補完的レバレッジ比率の強化後の基準では、米国のバーゼルⅢに関する規則における補完的レバレッジ比率の最低要件として規定された3パーセントに対して、米国GSIBの場合は2パーセント上乗せされます。米国GSIBが2パーセントの上乗せができない場合、不足の程度に応じて、資本の分配および任意の役員賞与につき、さらに厳しい規制に従うこととなります。したがって、米国GSIBは事実上5パーセントの補完的レバレッジ比率の最低要件に従います。シティは、2018年1月1日から、このより厳しい事実上の最低比率の遵守が要求されます。

早期是正措置の枠組み

米国のバーゼルⅢに関する規則は、一定の点において、付保預金取扱機関に適用される早期是正措置（以下「PCA」といいます。）規制を修正しました。

一般的に、PCA規制は、米国の銀行監督機関に対し、一定の自己資本規制基準を満たさない付保預金取扱機関の活動に対し、より厳格な制限を強制するよう指示します。PCA枠組みには、リスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率によって測定される自己資本の十分性について5つのカテゴリー、（i）「十分な自己資本を有する」、（ii）「適切な自己資本を有する」、（iii）「自己資本が不足している」、（iv）「大幅に自己資本が不足している」および（v）「きわめて自己資本が不足している」があります。

これによると、2015年1月1日から、シティバンク等の付保預金取扱機関は、「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本、資本合計およびTier 1 レバレッジ比率について、それぞれ、6.5パーセント、8パーセント、10パーセントおよび5パーセントの最低比率を維持しなければなりません。また、シティバンク等の米国GSIBの付保預金取扱機関子会社は、「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、2018年1月1日以降、補完的レバレッジ比率について、6パーセントの最低比率を維持しなければなりません。

資本計画およびストレス・テスト

シティは、シティが、経済的にも財政的にも厳しい状況において損失を吸収し、さらには債権者および取引相手に対する債務を履行し、与信仲介機関としての役割を果たし続けるために、十分な規制資本を有するか、また、有効な資本計画プロセスを備えているかどうかについて、連邦準備制度理事会による年次評価を受けます。この年次評価には以下の2つの関連性のあるプログラムが含まれます。

- ・包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）では、シティの自己資本比率、自己資本比率プロセス、ならびに配当の支払および普通株式買戻し等のシティの資本配分計画を評価します。CCARの一環として、連邦準備制度理事会は、シティが経済および金融市場が緊張状態にある期間を通じて営業を継続するために十分な資本を有するかどうか、ならびにシティに特有のリスクを考慮に入れた、将来予想を踏まえた堅固な資本計画プロセスを備えているかどうかについて評価します。連邦準備制度理事会は、定量的または定性的な根拠に基づいてシティの年間資本計画に反対することがあります。連邦準備制度理事会がシティの年間資本計画に反対した場合、連邦準備制度理事会が書面により分配に反対しない旨を表明しない限り、シティは資本の分配を行うことができません。
- ・ドッド・フランク法ストレス・テスト（以下「DFAST」といいます。）は、厳しい経済および金融市場の状況がシティの規制資本に与える影響についての将来予想の定量的評価です。このプログラムは、連邦準備制度理事会によって策定された一連の不利な仮定の経済状況においてシティの自己資本比率がどのように変化しうるかを、連邦準備制度理事会、金融関連企業および一般公衆に対して報告するのに役立ちます。連邦準備制度理事会によって実施される年次の監督上のストレス・テストに加え、シティは、同様の連邦準備制度理事会によって策定された不利な経済状況に基づく年次の社内ストレス・テストおよび社内で作成されるシナリオに基づく中間期ストレス・テストの実施を義務付けられています。

CCARおよびDFASTのいずれも、収益、損失、準備金、プロフォーマ・ベースでの自己資本比率およびシティが関連するとみなすその他の付加的な資本指標の予想値の試算を含みます。予想値は、3本の監督上のシナリオ（基準となる状況、不利な状況および非常に不利な状況）に基づき9四半期の計画期間について算出することが義務付けられています。すべてのリスクベースの資本比率は、標準的アプローチの枠組みに基づき、米国のバーゼルIIIに関する規則に基づく移行規定が適用されたものとなります。さらに、連邦準備制度理事会は、先進的アプローチの枠組みの使用を無期限に延期し、2017年のCCAR指示を、補完的レバレッジ比率を組み入れるよう一部修正しました。これにより先進的アプローチ適用行は、規定された最低比率を上回る補完的レバレッジ比率を維持する能力を示すことが、かかる比率の適用日後から始まる2017年度CCAR計画期間中の各四半期において（すなわち、2018年度第1四半期から2019年度第1四半期まで）義務付けられることとなります。

2017年2月、連邦準備制度理事会は、同理事会の資本計画およびストレス・テストのルールに対する一定の修正を採り入れた最終規則を公表しましたが、これは2017年のCCARサイクルと共に実施されます。この修正には、CCARの定量的要件に従わなければならない銀行機関が、自らの資本計画に基づきあらかじめ承認されていた金額を上回って分配を行う申請ができる金額の減額が含まれています。いわゆる「僅少の適用除外」のしきい値は、現行のTier 1 資本の1.0パーセントから0.25パーセントに縮小され、その実施予定について15日前までに事前の届出を行い、その間に連邦準備制度理事会に異議がないといった一定の条件を満たすことを条件に、かかる銀行機関への適用が可能となります。シティは、現行の「僅少の適用除外」に基づき、2016年11月に、普通株式買戻計画を17.5億ドルまでの範囲で増額することを発表しました。CCARに関する詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「戦略上のリスク」をご参照ください。

現行の規制基準に基づくシティグループの資本の源泉

2015年度中およびそれ以降、シティは、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計について、それぞれ4.5パーセント、6パーセントおよび8パーセントの規定最低比率を維持することを要求されています。2016年度中シティの普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の実効最低比率は、資本保全バッファ2.5パーセントおよびGSIBサーチャージ3.5パーセント（すべて普通株式等Tier 1 資本から構成されることとなります。）の両方についての25パーセントの段階的導入を含め、それぞれ6パーセント、7.5パーセントおよび9.5パーセントでした。シティの2015年度中の普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の実効および規定最低比率は、それぞれ4.5パーセント、6パーセントおよび8パーセントで同値でした。

さらに、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本を有する」ためには、銀行持株会社はTier 1 資本比率を少なくとも6パーセント、資本合計比率を少なくとも10パーセントに維持しなければならず、またその基準を上回る資本水準を維持することを求める連邦準備制度理事会指令の適用を受けるものでないことを要します。

次の表は、現行の規制基準（バーゼルⅢ移行規定を反映）に基づくシティの2016年12月31日および2015年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産合計、リスクベースの自己資本比率、四半期調整後平均資産合計、レバレッジ・エクスポージャーの総額およびレバレッジ比率を示したものです。

現行の規制基準（バーゼルIII移行規定）に基づくシティグループの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2016年12月31日		2015年12月31日	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ
普通株式等Tier 1 資本	\$ 167,378	\$ 167,378	\$ 173,862	\$ 173,862
Tier 1 資本	178,387	178,387	176,420	176,420
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽¹⁾	202,146	214,938	198,746	211,115
リスク加重資産合計	1,166,764	1,126,314	1,190,853	1,138,711
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽²⁾	14.35%	14.86%	14.60%	15.27%
Tier 1 資本比率 ⁽²⁾	15.29	15.84	14.81	15.49
資本合計比率 ⁽²⁾	17.33	19.08	16.69	18.54

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2016年12月31日	2015年12月31日
四半期調整後平均資産合計 ⁽³⁾	\$ 1,768,415	\$ 1,732,933
レバレッジ・エクスポージャーの総額 ⁽⁴⁾	2,351,883	2,326,072
Tier 1 レバレッジ比率	10.09%	10.18%
補完的レバレッジ比率	7.58	7.58

- (1) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められます。標準的アプローチでは、これと異なり、貸倒損失に係る引当金を信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入することが認められ、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除されます。
- (2) 2016年12月31日および2015年12月31日現在、シティが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルIII先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。
- (3) Tier 1 レバレッジ比率の分母です。
- (4) 補完的レバレッジ比率の分母です。

上記の表に示されたとおり、2016年12月31日現在のシティグループの自己資本比率は、米国のバーゼルIIIに関する規則に基づく規定最低比率を上回っていました。さらに、シティは、2016年12月31日現在、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本を有して」いました。

現行の規制基準（移行規定によるバーゼルIII先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本の構成要素

(単位：百万ドル)	2016年12月31日	2015年12月31日
普通株式等Tier 1 資本		
シティグループ普通株主持分 ⁽¹⁾	\$ 206,051	\$ 205,286
追加：適格非支配持分	259	369
規制資本の調整および控除：		
控除：売却可能（AFS）証券の正味未実現利益（損失）（税引後） ⁽²⁾⁽³⁾	(320)	(544)
控除：確定給付年金制度債務調整額（税引後） ⁽³⁾	(2,066)	(3,070)
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現損失（税引後） ⁽⁴⁾	(560)	(617)
控除：自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益（損失）（税引後） ⁽³⁾⁽⁵⁾	(37)	176
控除：無形資産 のれん（関連する繰延税金負債（DTL）控除後） ⁽⁶⁾	20,858	21,980
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の識別可能無形資産 （関連するDTL控除後） ⁽³⁾⁽⁷⁾	2,926	1,434
控除：確定給付年金制度純資産 ⁽³⁾	514	318
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA） ⁽³⁾⁽⁸⁾	12,802	9,464
控除：他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10パーセントまたは15パーセントの上限超過分 ⁽³⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾	4,815	2,652
普通株式等Tier 1 資本合計	\$ 167,378	\$ 173,862
その他Tier 1 資本		
適格永久優先株式 ⁽¹⁾	\$ 19,069	\$ 16,571
適格信託優先証券 ⁽¹⁰⁾	1,371	1,707
適格非支配持分	17	12
規制資本の調整および控除：		
控除：自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益（損失）（税引後） ⁽³⁾⁽⁵⁾	(24)	265
控除：確定給付年金制度純資産 ⁽³⁾	343	476
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生するDTA ⁽³⁾⁽⁸⁾	8,535	14,195
控除：対象ファンドに対する許容持分 ⁽¹¹⁾	533	567
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹²⁾	61	229
その他Tier 1 資本合計	\$ 11,009	\$ 2,558
Tier 1 資本合計（普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本）	\$ 178,387	\$ 176,420
Tier 2 資本		
適格劣後債 ⁽¹³⁾	\$ 22,818	\$ 21,370
適格信託優先証券 ⁽¹⁰⁾	317	-
適格非支配持分	22	17
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分 ⁽¹⁴⁾	660	1,163
規制資本の調整および控除：		
追加：Tier 2 資本に算入可能な売却可能株主資本エクスポージャーの 未実現利益	3	5
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹²⁾	61	229
Tier 2 資本合計	\$ 23,759	\$ 22,326
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）	\$ 202,146	\$ 198,746

現行の規制基準（移行規定によるバーゼルⅢ先進的アプローチ）に基づくシティグループの リスク加重資産

(単位：百万ドル)	2016年12月31日	2015年12月31日
信用リスク ⁽¹⁵⁾	\$ 773,483	\$ 791,036
市場リスク	64,006	74,817
オペレーショナル・リスク	329,275	325,000
リスク加重資産合計	\$ 1,166,764	\$ 1,190,853

- (1) 2016年12月31日および2015年12月31日現在残存する優先株式発行に関する発行費用184百万ドルおよび147百万ドルが、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式から控除されています。
- (2) 加えて、HTM有価証券に係る正味未償却損失を含みます。この金額は、従前売却可能からHTMに振り替えられた有価証券ならびに一時的でない減損を伴うHTM有価証券の金利スプレッドおよび流動性スプレッドの変動といった、非信用関連の要因に関係するものです。
- (3) 普通株式等Tier 1 資本またはその他Tier 1 資本に影響を及ぼす重要な規制資本の調整および控除に関する移行規定については、上記「バーゼルⅢ移行規定：重要な規制資本の調整および控除」と題する表に説明されています。
- (4) 普通株式等Tier 1 資本を、貸借対照表において公正価値により認識されていない項目のヘッジに関するAOCIに含まれる、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益（損失）によって調整するものです。
- (5) 米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、公正価値オプションが選択された債務の評価におけるシティグループ自身の信用度の変化およびデリバティブに関する当社自身の信用評価調整の累積的影響が、普通株式等Tier 1 資本から除外されています。
- (6) 非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。
- (7) MSR以外の識別可能無形資産は、コストコ社のカード・ポートフォリオの買収ならびにアメリカン航空との提携ブランドのクレジットカード・プログラム契約の更新および延長により、約22億ドル増加しました。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。
- (8) 2016年12月31日現在のシティの正味DTA約467億ドルのうち、約220億ドルは米国のバーゼルⅢに関する規則に基づいて規制資本に算入することができましたが、約247億ドルは除外されました。2016年12月31日現在シティの規制資本から除外されたのは、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越ならびに一時的差異から発生する正味DTAの約261億ドルでした（このうち約176億ドルは普通株式等Tier 1 資本から、約85億ドルはその他Tier 1 資本から控除されました。）が、ここから主としてのれんおよび一定のその他の無形資産に関する正味DTL約14億ドルが減額されました。これとは別に、米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、のれんおよびかかるその他の無形資産は、関連するDTLを控除した上で、普通株式等Tier 1 資本の算定から控除されます。繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAは、米国のバーゼルⅢに基づく移行規定に基づき、普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本の両方から控除しなければなりません。一方、一時的差異から発生するDTAは、10パーセントまたは15パーセントの上限を超過した場合、米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、普通株式等Tier 1 資本から全額控除しなければなりません（下記の注記をご参照ください。）。
- (9) 10パーセントまたは15パーセントの上限の対象となる資産には、MSR、一時的差異から発生するDTAおよび非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資が含まれます。2016年12月31日および2015年12月31日現在、この控除は、10パーセントの上限を超える、一時的差異から発生するDTAのみに関連していました。したがって、2016年12月31日現在、一時的差異から発生するDTA約48億ドルがシティの普通株式等Tier 1 資本から除外されました。米国法人税の制度に対する改正は、一時的差異から発生するシティのDTAの価値に影響を及ぼし、上記の時点でシティの普通株式等Tier 1 資本から控除された金額を上回るため、シティの規制資本は、税引き後でその超過分においてさらに減額されることとなります（米国法人税改正の可能性に関する詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「戦略上のリスク」をご参照ください。）。

- (10)米国のバーゼルⅢに関する規則に基づきTier 1 資本として永続的に新規制の対象外となった既存のシティグループ・キャピタルⅢ信託優先証券と、新規制の対象外とならない既存の信託優先証券が相当します。新規制の対象外とならない既存の信託優先証券は、2015年度中、2014年1月1日現在の残存元本総額の25パーセントまでをTier 1 資本に算入することができます。新規制の対象外とならない既存の信託優先証券の残りの75パーセントは、米国のバーゼルⅢに関する規則に基づく非適格な資本項目の金融商品に関する移行規定に従い、2015年度中にTier 2 資本に算入することができます。しかしながら、2015年12月31日現在、残存元本の金額が、Tier 1 資本から除外される基準を上回らなかったため、新規制の対象外とならない既存の信託優先証券の全額がTier 1 資本に算入されました。2016年1月1日より、新規制の対象外とならない信託優先証券はTier 1 資本に算入することができなくなりましたが、2022年1月1日に完全除外となるまではTier 2 資本に算入することができます。新規制の対象外とならない既存の信託優先証券は、2016年度中、2014年1月1日現在の残存元本総額の60パーセントまでをTier 2 資本に算入することができます。
- (11)2015年7月から、銀行には、ドッド・フランク法のボルカー・ルール¹の遵守が義務付けられました。当該ルールは、特定の自己勘定投資取引を行うことを禁止し、対象ファンドに対する持分およびこれらとの関係を制限するものです。その結果、シティは、ボルカー・ルールにより、2013年12月31日より後に取得した対象ファンドに対するすべての許容持分をTier 1 資本から控除することが求められます。
- (12)保険引受子会社の最低所要自己資本のうち50パーセントは、Tier 1 資本およびTier 2 資本からそれぞれ控除しなければなりません。
- (13)米国のバーゼルⅢに関する規則の移行規定に基づき、非適格劣後債（固定金利から変動金利へのステップアップがあり、コール／ステップアップの期日が到来していないものから成ります。）は、2015年度は2014年1月1日現在の残存元本総額の25パーセントまでをTier 2 資本に算入することができます。2016年1月1日より、非適格劣後債はTier 2 資本に算入することができなくなりました。
- (14)先進的アプローチ適用行は、適格貸倒引当金が推定貸倒損失を超えた場合、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲で当該超過引当金をTier 2 資本に算入することを認められています。
- (15)米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、移行期間中の信用リスク加重資産は、規制資本の調整および控除に関する移行規定の影響を反映しています。その結果、同規則の完全実施において算出される信用リスク加重資産とは異なることになります。

現行の規制基準（移行規定によるバーゼルIII先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本のロールフォワード

(単位：百万ドル)	2016年度第4四半期	2016年度通年
普通株式等Tier 1 資本		
期首残高	\$ 172,046	\$ 173,862
当期利益	3,573	14,912
普通株式および優先株式に対する配当宣言額	(774)	(2,291)
自己株式の正味増加	(4,232)	(8,624)
普通株式および払込剰余金の正味変動 ⁽¹⁾	166	(210)
外貨換算調整額の正味増加（ヘッジ控除後）（税引後）	(2,529)	(2,802)
AFS証券の未実現損失の正味増加（税引後）	(1,452)	(116)
確定給付年金制度債務調整額の正味変動（税引後）	260	(1,052)
自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する調整額の正味変動（税引後）	(104)	(124)
のれんの正味減少（関連するDTL控除後）	905	1,122
MSR以外の識別可能無形資産の正味変動（関連するDTL控除後）	180	(1,492)
確定給付年金制度純資産の正味変動	21	(196)
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAの正味変動	700	(3,338)
他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する10パーセントまたは15パーセントの上限超過分の正味増加	(1,366)	(2,163)
その他	(16)	(110)
普通株式等Tier 1 資本の正味減少	\$ (4,668)	\$ (6,484)
普通株式等Tier 1 資本期末残高	\$ 167,378	\$ 167,378
その他Tier 1 資本		
期首残高	\$ 10,125	\$ 2,558
適格永久優先株式の正味増加 ⁽¹⁾	-	2,498
適格信託優先証券の正味変動	2	(336)
自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する調整額の正味変動（税引後）	158	289
確定給付年金制度純資産の正味減少	13	133
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAの正味減少	466	5,660
対象ファンドに対する許容持分の正味減少	226	34
その他	19	173
その他Tier 1 資本の正味増加	\$ 884	\$ 8,451
Tier 1 資本期末残高	\$ 178,387	\$ 178,387
Tier 2 資本		
期首残高	\$ 25,882	\$ 22,326
適格劣後債の正味変動	(2,189)	1,448
適格信託優先証券の正味変動	(7)	317
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分の正味変動	55	(503)
その他	18	171
Tier 2 資本の正味変動	\$ (2,123)	\$ 1,433
Tier 2 資本期末残高	\$ 23,759	\$ 23,759
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）	\$ 202,146	\$ 202,146

(1) 2016年度通年において、シティは、約25億ドルの適格永久優先株式を発行し、発行費用は37百万ドルでした。かかる発行費用は、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式から控除されています。

**現行の規制基準（移行規定によるバーゼルIII先進的アプローチ）に基づくシティグループのリスク
加重資産のロールフォワード**

(単位：百万ドル)	2016年度第4四半期	2016年度通年
期首リスク加重資産合計	\$ 1,204,384	\$ 1,190,853
信用リスク加重資産の変動		
リテール・エクスポージャーの正味減少 ⁽¹⁾	(5,358)	(20,018)
ホールセール・エクスポージャーの正味減少 ⁽²⁾	(5,455)	(5,977)
レポ取引等の正味変動 ⁽³⁾	433	(2,927)
証券化エクスポージャーの正味減少 ⁽⁴⁾	(3,684)	(3,279)
株主資本エクスポージャーの正味減少 ⁽⁵⁾	(84)	(1,771)
店頭（OTC）デリバティブの正味変動 ⁽⁶⁾	(2,740)	4,801
デリバティブCVAの正味変動 ⁽⁷⁾	(6,485)	10,567
その他のエクスポージャーの正味増加 ⁽⁸⁾	1,575	2,643
監督上の乗数6%による正味減少 ⁽⁹⁾	(919)	(1,592)
信用リスク加重資産の正味減少	\$ (22,717)	\$ (17,553)
市場リスク加重資産の変動		
リスク水準に係る正味減少 ⁽¹⁰⁾	\$ (6,947)	\$ (6,533)
モデルおよび方法の更新による正味減少 ⁽¹¹⁾	(117)	(4,278)
市場リスク加重資産の正味減少	\$ (7,064)	\$ (10,811)
オペレーショナル・リスク加重資産の正味変動⁽¹²⁾	\$ (7,839)	\$ 4,275
期末リスク加重資産合計	\$ 1,166,764	\$ 1,166,764

- (1) 2016年度第4四半期および2016年度通年において、リテール・エクスポージャーは減少しました。これは、主に住宅抵当貸付の売却および返済、一定のシティ・ホールディングス・ポートフォリオの売却、ならびに外貨換算の影響によるものです。2016年度第4四半期におけるリテール・エクスポージャーの減少は、この季節の祝日のための消費による適格リボルビング（カード）エクスポージャーの増加により一部相殺されています。一方、2016年度通年におけるリテール・エクスポージャーの減少は、コストコ社のカード・ポートフォリオ買収により一部相殺されました。
- (2) 2016年度第4四半期および2016年度通年において、ホールセール・エクスポージャーは減少しました。これは、主に中小企業向け貸出金の減少、AFS証券およびHTM有価証券の減少、ならびに外貨換算の影響によるものです。2016年度第4四半期におけるホールセール・エクスポージャーの減少は、貸出約定の増加により一部相殺されました。
- (3) 2016年度通年において、レポ取引等は減少しました。これは、主にエクスポージャーの減少およびモデルの改善によるものです。
- (4) 2016年度第4四半期および2016年度通年において、証券化エクスポージャーは減少しました。これは、主にエクスポージャーの売却および満期によるものです。
- (5) 2016年度通年において、株主資本エクスポージャーは減少しました。これは、主にシティの中国広発銀行への投資の売却によるものです。
- (6) 2016年度第4四半期において、OTCデリバティブは主に公正価値の変動により減少しました。2016年度通年において、OTCデリバティブは増加しましたが、これは、主に取引量の増加およびモデルの改善によるものです。
- (7) 2016年度第4四半期において、デリバティブCVAは減少しました。これは、主にエクスポージャーの削減およびクレジット・スプレッドの変動によるものです。2016年度通年において、デリバティブCVAは増加しました。これは、主にボラティリティの拡大、取引量およびモデルの改善によるものです。
- (8) その他のエクスポージャーには、清算済みの取引、未決済の取引、特定のエクスポージャーのカテゴリーで報告できない資産、および重要でないポートフォリオが含まれます。
- (9) 監督上の乗数6パーセントは、デリバティブCVAには適用されません。

- (10)2016年度第4四半期において、リスク水準は低下しました。これは、主としてストレス下のバリュー・アット・リスクの対象となるリスクおよびエクスポージャーの削減ならびに標準的な特定のリスク加重の対象となるポジションの削減によるものですが、包括的リスクの対象となるエクスポージャーの増加により一部相殺されています。2016年度通年において、リスク水準は低下しました。これは、主にストレス下のバリュー・アット・リスクの対象となるリスクおよびエクスポージャーの削減ならびに証券化費用の対象となるポジションの削減によるものですが、標準的な特定のリスク加重の対象となるポジションの増加により一部相殺されています。
- (11)2016年度第4四半期および2016年度通年において、リスク加重資産は減少しました。これは、モデルにおいてボラティリティに関する入力値が変動したことおよび市場リスク要因が相互に関係したためです。
- (12)2016年度第4四半期において、オペレーショナル・リスク加重資産は減少しました。これは、主にモデル・パラメーターに対する四半期毎の定期的な更新によるものです。2016年度通年において、オペレーショナル・リスク加重資産は増加しました。これは、主にシティが2016年度第3四半期において先進的測定アプローチ・モデルに一定の改善を行ったことによるものですが、モデル・パラメーターに対する四半期毎の定期的な更新により一部相殺されました。

現行の規制基準に基づくシティグループの子会社である米国預金取扱機関の資本の源泉

シティグループの子会社である米国預金取扱機関には、それぞれを所管する主要な連邦銀行規制機関が公表した自己資本規制基準も適用されます。かかる基準は、連邦準備制度理事会の基準に類似しています。

2016年度中、シティの主要な子会社である米国預金取扱機関であるシティバンク、エヌ・エイ（以下「シティバンク」といいます。）は、それぞれ5.125パーセント、6.625パーセントおよび8.625パーセントの、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の実効最低比率（資本保全バッファ2.5パーセントのうちの25パーセントの段階的導入を含みます。）を課されました。2015年度のシティバンクの普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の実効および規定最低比率は、それぞれ4.5パーセント、6パーセントおよび8パーセントで同値でした。

次の表は、現行の規制基準（バーゼルⅢ移行規定を反映）に基づくシティバンク（シティの主要子会社である米国預金取扱機関）の2016年12月31日および2015年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産合計、リスクベースの自己資本比率、四半期調整後平均資産合計、レバレッジ・エクスポージャーの総額およびレバレッジ比率を示したものです。

現行の規制基準（バーゼルIII移行規定）に基づくシティバンクの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2016年12月31日		2015年12月31日	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ
普通株式等Tier 1 資本	\$ 126,277	\$ 126,277	\$ 127,323	\$ 127,323
Tier 1 資本	126,282	126,282	127,323	127,323
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽¹⁾	138,638	150,108	138,762	149,749
リスク加重資産合計	973,739	1,000,833	902,969	1,003,214
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽²⁾	12.97%	12.62%	14.10%	12.69%
Tier 1 資本比率 ⁽²⁾	12.97	12.62	14.10	12.69
資本合計比率 ⁽²⁾	14.24	15.00	15.37	14.93

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2016年12月31日	2015年12月31日
四半期調整後平均資産合計 ⁽³⁾	\$ 1,332,978	\$ 1,298,560
レバレッジ・エクスポージャー の総額 ⁽⁴⁾	1,859,211	1,838,941
Tier 1 レバレッジ比率	9.47%	9.80%
補完的レバレッジ比率	6.79	6.92

- (1) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。これに対し標準的アプローチにおいては、貸倒損失に係る引当金を信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入することが認められ、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除されます。
- (2) 2016年12月31日現在シティバンクが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率およびTier 1 資本比率は、バーゼルIII標準的アプローチに基づき算出された低い方の数値でしたが、2016年12月31日現在シティバンクが報告すべき資本合計比率は、バーゼルIII先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。2015年12月31日現在シティバンクが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルIII標準的アプローチに基づき算出された低い方の数値でした。
- (3) Tier 1 レバレッジ比率の分母です。
- (4) 補完的レバレッジ比率の分母です。

上記の表に示されたとおり、2016年12月31日現在のシティバンクの自己資本比率は、米国のバーゼルIIIに関する規則に基づく規定最低比率を上回っていました。さらに、シティバンクは、2016年12月31日現在、2015年1月1日に発効したPCA規制の修正版に基づく「十分な自己資本を有して」いました。

さらに、シティバンクは、年次のドッド・フランク法ストレステストの実施が義務付けられています。年次ストレステストは、いくつかのシナリオに基づく厳しい経済および金融市場の状況がシティバンクの規制資本に与える影響についての将来見通しの定量的評価から成ります。このプログラムは、仮定された一連の不利な経済状況下においてシティバンクの自己資本比率がどのように変化しうるかを、米国通貨監督庁に対して報告し、そして最終的にはシティバンクの資本計画プロセスの信頼性を評価することに用いられます。

現行の自己資本規制基準の下で変動がシティグループおよびシティバンクの自己資本比率に及ぼす影響

次の表は、シティグループおよびシティバンクの自己資本比率について、現行の自己資本規制基準（バーゼルⅢの移行規定を反映）に基づき、2016年12月31日現在、普通株式等Tier1資本、Tier1資本および資本合計（分子）に100百万ドルの変動があった場合、ならびに、先進的アプローチおよび標準的アプローチによるリスク加重資産、四半期調整後平均資産合計ならびにレバレッジ・エクスポージャーの総額（分母）に10億ドルの変動があった場合に予測される感応度を示したものです。この情報は、シティグループまたはシティバンクの財務状況または経営成績の変動がかかる比率に与え得る影響を分析するために提供されるものです。これらの感応度は、資本、リスク加重資産、四半期調整後平均資産合計またはレバレッジ・エクスポージャーの総額のいずれか一要素のみに変動があった場合を想定しています。したがって、複数の要素に影響を与える事象があった場合、次の表に記載されているベシス・ポイントを上回る影響が生じる可能性があります。

変動がシティグループおよびシティバンクのリスクベースの自己資本比率に及ぼす影響（バーゼルⅢ移行規定）

	普通株式等Tier1資本比率		Tier1資本比率		資本合計比率	
	普通株式等Tier1資本の100百万ドルの変動の影響	リスク加重資産の10億ドルの変動の影響	Tier1資本の100百万ドルの変動の影響	リスク加重資産の10億ドルの変動の影響	資本合計の100百万ドルの変動の影響	リスク加重資産の10億ドルの変動の影響
(単位：ベシス・ポイント)						
シティグループ						
先進的アプローチ	0.9	1.2	0.9	1.3	0.9	1.5
標準的アプローチ	0.9	1.3	0.9	1.4	0.9	1.7
シティバンク						
先進的アプローチ	1.0	1.3	1.0	1.3	1.0	1.5
標準的アプローチ	1.0	1.3	1.0	1.3	1.0	1.5

変動がシティグループおよびシティバンクのレバレッジ比率に及ぼす影響（バーゼルⅢ移行規定）

	Tier1レバレッジ比率		補完的レバレッジ比率	
	Tier1資本の100百万ドルの変動の影響	四半期調整後平均資産合計の10億ドルの変動の影響	Tier1資本の100百万ドルの変動の影響	レバレッジ・エクスポージャーの総額の10億ドルの変動の影響
(単位：ベシス・ポイント)				
シティグループ				
	0.6	0.6	0.4	0.3
シティバンク				
	0.8	0.7	0.5	0.4

シティグループのブローカー・ディーラーである子会社

2016年12月31日現在、シティグループの間接的な全額出資子会社であり、SECに登録された米国ブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・インクの自己資本は、SECの自己資本規制に従って算定した結果、約93億ドルであり、最低基準額を約74億ドル上回っていました。

さらに、シティグループの間接的な全額出資子会社であり、英国健全性監督機構（以下「PRA」といいます。）に登録されたブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドの資本合計は、2016年12月31日現在、168億ドルであり、PRAの規則に基づく最低所要自己資本を上回っていました。

また、シティのその他のブローカー・ディーラーである子会社の一部は、事業を行っている国において、一定水準の自己資本またはこれに相当するものを維持する要件等の規制の対象となっています。2016年12月31日現在、シティグループのその他のブローカー・ディーラーである子会社は、その資本要件を遵守していました。

バーゼルIII（完全実施）

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループの資本の源泉

シティの現在の予測では、米国のバーゼルIIIに関する規則が完全実施され、資本保全バッファを2.5パーセントおよびカウンターシクリカル資本バッファを現在のレベルであるゼロパーセントとすることを含め、GSIBサーチャージが3パーセントになると仮定した場合、シティの普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計に係る実効最低比率は、それぞれ10パーセント、11.5パーセントおよび13.5パーセントになります。

さらに、米国のバーゼルIIIに関する規則に基づき、シティは最低4パーセントのTier 1 レバレッジ比率の要件および最低5パーセントの実効補完的レバレッジ比率の要件も遵守しなければなりません。

次の表は、米国のバーゼルIIIに関する規則が完全実施されたと仮定した場合のシティの2016年12月31日および2015年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産合計、リスクベースの自己資本比率、四半期調整後平均資産合計、レバレッジ・エクスポージャーの総額およびレバレッジ比率を示したものです。

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2016年12月31日		2015年12月31日	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ
普通株式等Tier 1 資本	\$ 149,516	\$ 149,516	\$ 146,865	\$ 146,865
Tier 1 資本	169,390	169,390	164,036	164,036
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽¹⁾	193,160	205,975	186,097	198,655
リスク加重資産合計	1,189,680	1,147,956	1,216,277	1,162,884
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽²⁾⁽³⁾	12.57%	13.02%	12.07%	12.63%
Tier 1 資本比率 ⁽²⁾⁽³⁾	14.24	14.76	13.49	14.11
資本合計比率 ⁽²⁾⁽³⁾	16.24	17.94	15.30	17.08

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2016年12月31日		2015年12月31日	
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁴⁾	\$ 1,761,923		\$ 1,724,710	
レバレッジ・エクスポージャーの総額 ⁽⁵⁾	2,345,391		2,317,849	
Tier 1 レバレッジ比率 ⁽³⁾	9.61%		9.51%	
補完的レバレッジ比率 ⁽³⁾	7.22		7.08	

- (1) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。これに対して標準的アプローチでは、貸倒損失に係る引当金を信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入することが認められ、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除されます。
- (2) 2016年12月31日および2015年12月31日現在のシティの普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルⅢ先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。
- (3) シティのバーゼルⅢに基づく自己資本比率（完全実施基準）および関連する構成要素は、非GAAP財務指標です。シティは、これらの比率およびそれらに関連する構成要素は、シティの将来の自己資本規制基準に対する進展の状況を示すことになり、投資家等に対して有益な情報を提供していると考えます。
- (4) Tier 1 レバレッジ比率の分母です。
- (5) 補完的レバレッジ比率の分母です。

普通株式等Tier 1 資本比率

2016年12月31日現在、シティの普通株式等Tier 1 資本比率は12.6パーセントでした。これに対し、2016年9月30日現在は12.6パーセント、2015年12月31日現在は12.1パーセントでした（すべてリスク加重資産合計の算定に当たって先進的アプローチを適用した数値です。）。前四半期比で比率に変更がなかったのは、四半期における当期利益36億ドルおよびリスク加重資産合計の減少が、普通株主に対する約47億ドルの資本還元およびAOCIの変動によって相殺されたためでした。シティの普通株式等Tier 1 資本比率が2015年度末から上昇したのは、当期利益149億ドルの計上のほか、約12億ドルのDTAの使用による有利な効果に起因して、普通株式等Tier 1 資本が引き続き増加したことによるものですが、普通株主への約107億ドルの資本還元によって一部相殺されました。

バーゼルIII（完全実施される先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本の構成要素

(単位：百万ドル)	2016年12月31日	2015年12月31日
普通株式等Tier 1 資本		
シティグループ普通株主持分 ⁽¹⁾	\$ 206,051	\$ 205,286
追加：適格非支配持分	129	145
規制資本の調整および控除：		
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現損失（税引後） ⁽²⁾	(560)	(617)
控除：自己の信用度に関連する金融負債の公正価値の変動に関する累積正味未実現利益（損失）（税引後） ⁽³⁾	(61)	441
控除：無形資産：		
のれん（関連するDTL控除後） ⁽⁴⁾	20,858	21,980
MSR以外の識別可能無形資産（関連するDTL控除後） ⁽⁵⁾	4,876	3,586
控除：確定給付年金制度純資産	857	794
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTA ⁽⁶⁾	21,337	23,659
控除：他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する10パーセントまたは15パーセントの上限超過分 ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	9,357	8,723
普通株式等Tier 1 資本合計	\$ 149,516	\$ 146,865
その他Tier 1 資本		
適格永久優先株式 ⁽¹⁾	\$ 19,069	\$ 16,571
適格信託優先証券 ⁽⁸⁾	1,371	1,365
適格非支配持分	28	31
規制資本の控除：		
控除：対象ファンドに対する許容持分 ⁽⁹⁾	533	567
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹⁰⁾	61	229
その他Tier 1 資本合計	\$ 19,874	\$ 17,171
Tier 1 資本合計（普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本）	\$ 169,390	\$ 164,036
Tier 2 資本		
適格劣後債	\$ 22,818	\$ 20,744
適格信託優先証券 ⁽¹¹⁾	317	342
適格非支配持分	36	41
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分 ⁽¹²⁾	660	1,163
規制資本の控除：		
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹⁰⁾	61	229
Tier 2 資本合計	\$ 23,770	\$ 22,061
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）⁽¹³⁾	\$ 193,160	\$ 186,097

- (1) 2016年12月31日および2015年12月31日現在残存する優先株式発行に関する発行費用184百万ドルおよび147百万ドルが、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式から控除されています。
- (2) 普通株式等Tier 1 資本を、貸借対照表において公正価値により認識されていない項目のヘッジに関するAOCIに含まれる、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益（損失）によって調整するものです。
- (3) 米国のバーゼルIIIに関する規則に基づき、公正価値オプションが選択された債務の評価におけるシティグループ自身の信用度の変化およびデリバティブに関する当社自身の信用評価調整の累積的影響が、普通株式等Tier 1 資本から除外されています。
- (4) 非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。
- (5) MSR以外の識別可能無形資産は、コストコ社のカード・ポートフォリオの買収ならびにアメリカン航空との提携ブランドのクレジットカード・プログラム契約の更新および延長により、約22億ドル増加しました。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。

- (6) 2016年12月31日現在のシティの約467億ドルの正味DTAのうち、約174億ドルは米国のバーゼルⅢに関する規則に基づいて普通株式等Tier 1 資本に算入することができましたが、約293億ドルは除外されました。2016年12月31日現在シティの普通株式等Tier 1 資本から除外されたのは、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越ならびに一時的差異から発生する正味DTAの合計約307億ドルでしたが、ここから主としてのれんおよび一定のその他の無形資産に関する正味DTL約14億ドルが減額されました。これとは別に、米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、のれんおよびかかるその他の無形資産は、関連するDTLを控除した上で、普通株式等Tier 1 資本の算定から控除されます。繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAは、米国のバーゼルⅢに関する規則の完全実施により、普通株式等Tier 1 資本から全額控除しなければなりません。一方、一時的差異から発生するDTAは、10パーセントまたは15パーセントの上限を超過した場合、普通株式等Tier 1 資本から控除しなければなりません（下記の注記をご参照ください。）。
- (7) 10パーセントまたは15パーセントの上限の対象となる資産には、MSR、一時的差異から発生するDTAおよび非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資が含まれます。2016年12月31日および2015年12月31日現在、この控除は、10パーセントの上限を超える、一時的差異から発生するDTAのみに関連していました。したがって、2016年12月31日現在、一時的差異から発生するDTA約94億ドルがシティの普通株式等Tier 1 資本から除外されました。米国法人税の制度に対する改正は、一時的差異から発生するシティのDTAの価値に影響を及ぼし、上記の時点でシティの普通株式等Tier 1 資本から控除された金額を上回るため、シティの規制資本は、税引き後でその超過分においてさらに減額されることになります（米国法人税改正の可能性に関する詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「戦略上のリスク」をご参照ください。）。
- (8) 米国のバーゼルⅢに関する規則に基づきTier 1 資本として永続的に新規制の対象外となった既存のシティグループ・キャピタルⅢ信託優先証券が相当します。
- (9) 2015年7月から、銀行には、ドッド・フランク法のボルカー・ルール of 遵守が義務付けられました。当該ルールは、特定の自己勘定投資取引を行うことを禁止し、対象ファンドに対する持分およびこれらとの関係を制限するものです。その結果、シティは、ボルカー・ルールにより、2013年12月31日より後に取得した対象ファンドに対するすべての許容持分をTier 1 資本から控除することが求められます。
- (10) 保険引受子会社の最低所要自己資本のうち50パーセントは、Tier 1 資本およびTier 2 資本からそれぞれ控除しなければなりません。
- (11) 米国のバーゼルⅢに関する規則に基づきTier 2 資本に算入することができる、新規制の対象外とならない既存の信託優先証券がこれに相当し、2022年1月1日までにTier 2 資本から完全に除外されます。
- (12) 先進的アプローチ適用行は、適格貸倒引当金が推定貸倒損失を超えた場合、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲で当該超過引当金をTier 2 資本に算入することを認められています。
- (13) 先進的アプローチに基づいて計算された資本合計であり、Tier 2 資本に算入可能な適格貸倒引当金の取扱いの点で標準的アプローチとは異なります。

バーゼルIII（完全実施される先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本のロールフォワード

(単位：百万ドル)	2016年度 第4四半期	2016年度通年
普通株式等Tier1資本		
期首残高	\$ 155,132	\$ 146,865
当期利益	3,573	14,912
普通株式および優先株式に対する配当宣言額	(774)	(2,291)
自己株式の正味増加	(4,232)	(8,624)
普通株式および払込剰余金の正味変動 ⁽¹⁾	166	(210)
外貨換算調整額の正味増加（ヘッジ控除後）（税引後）	(2,529)	(2,802)
AFS証券の未実現損失の正味変動（税引後）	(2,421)	108
確定給付年金制度債務調整額の正味変動（税引後）	432	(48)
自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する調整額の正味変動（税引後）	54	165
のれんの正味減少（関連するDTL控除後）	905	1,122
MSR以外の識別可能無形資産の正味変動（関連するDTL控除後）	301	(1,290)
確定給付年金制度純資産の正味変動	34	(63)
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAの正味減少	1,166	2,322
他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する10パーセントまたは15パーセントの上限超過分の正味増加	(2,280)	(634)
その他	(11)	(16)
普通株式等Tier1資本の正味変動	\$ (5,616)	\$ 2,651
普通株式等Tier1資本期末残高	\$ 149,516	\$ 149,516
その他Tier1資本		
期首残高	\$ 19,493	\$ 17,171
適格永久優先株式の正味増加 ⁽¹⁾	-	2,498
適格信託優先証券の正味増加	3	6
対象ファンドに対する許容持分の正味増加	256	34
その他	122	165
その他Tier1資本の正味増加	\$ 381	\$ 2,703
Tier1資本期末残高	\$ 169,390	\$ 169,390
Tier2資本		
期首残高	\$ 24,893	\$ 22,061
適格劣後債の正味変動	(883)	2,074
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分の正味減少	(351)	(503)
その他	111	138
Tier2資本の正味変動	\$ (1,123)	\$ 1,709
Tier2資本期末残高	\$ 23,770	\$ 23,770
資本合計（Tier1資本およびTier2資本）	\$ 193,160	\$ 193,160

(1) シティは、2016年度通年において約25億ドルの適格永久優先株式を発行し、発行費用は37百万ドルでした。かかる発行費用は、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式から控除されています。

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループのリスク加重資産（2016年12月31日現在）

(単位：百万ドル)	先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計
信用リスク	\$ 742,330	\$ 54,069	\$ 796,399	\$ 1,030,127	\$ 53,301	\$ 1,083,428
市場リスク	62,889	1,117	64,006	63,275	1,253	64,528
オペレーショナル・リスク	280,196	49,079	329,275	-	-	-
リスク加重資産合計	\$ 1,085,415	\$ 104,265	\$ 1,189,680	\$ 1,093,402	\$ 54,554	\$ 1,147,956

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループのリスク加重資産（2015年12月31日現在）

(単位：百万ドル)	先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計
信用リスク	\$ 731,515	\$ 84,945	\$ 816,460	\$ 1,008,951	\$ 78,748	\$ 1,087,699
市場リスク	70,701	4,116	74,817	71,015	4,170	75,185
オペレーショナル・リスク	275,921	49,079	325,000	-	-	-
リスク加重資産合計	\$ 1,078,137	\$ 138,140	\$ 1,216,277	\$ 1,079,966	\$ 82,918	\$ 1,162,884

バーゼルIIIの先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計および標準的アプローチに基づくリスク加重資産合計の両方が、2015年度末から減少しました。これは、信用リスク加重資産および市場リスク加重資産の減少によるものです。バーゼルIIIの先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計の減少は、主にシティが2016年度第3四半期において先進的測定アプローチ・モデルに一定の改善を行ったことによるオペレーショナル・リスク加重資産の増加により一部相殺されました。

信用リスク加重資産の減少は、主に住宅抵当貸付の売却および返済ならびに一定のシティ・ホールディングスのポートフォリオの売却によるものですが、コストコ社のカード・ポートフォリオの買収ならびにボラティリティの拡大および取引量によるOTCデリバティブ・エクスポージャーの増加により一部相殺されています。モデルの改善は、OTCデリバティブおよびデリバティブCVAに影響を及ぼし、バーゼルIIIの先進的アプローチに基づく信用リスク加重資産の減少をさらに相殺することになりました。

市場リスク加重資産の減少は、主に、ストレス下のバリュー・アット・リスクによるポジションおよび証券化費用の減少によるものでした。

シティグループのリスク加重資産のロールフォワード（完全実施されるバーゼルIII先進的アプローチ）

（単位：百万ドル）	2016年度第4四半期	2016年度通年
期首リスク加重資産合計	\$ 1,228,283	\$ 1,216,277
信用リスク加重資産の変動		
リテール・エクスポージャーの正味減少 ⁽¹⁾	(5,358)	(20,018)
ホールセール・エクスポージャーの正味減少 ⁽²⁾	(5,455)	(5,977)
レポ取引等の正味変動 ⁽³⁾	433	(2,927)
証券化エクスポージャーの正味減少 ⁽⁴⁾	(3,684)	(3,279)
株主資本エクスポージャーの正味減少 ⁽⁵⁾	(158)	(6,033)
OTCデリバティブの正味変動 ⁽⁶⁾	(2,740)	4,801
デリバティブCVAの正味変動 ⁽⁷⁾	(6,485)	10,567
その他のエクスポージャーの正味増加 ⁽⁸⁾	722	4,539
監督上の乗数6%による正味減少 ⁽⁹⁾	(975)	(1,734)
信用リスク加重資産の正味減少	\$ (23,700)	\$ (20,061)
市場リスク加重資産の変動		
リスク水準に係る正味減少 ⁽¹⁰⁾	\$ (6,947)	\$ (6,533)
モデルおよび方法の更新による正味減少 ⁽¹¹⁾	(117)	(4,278)
市場リスク加重資産の正味減少	\$ (7,064)	\$ (10,811)
オペレーショナル・リスク加重資産の正味変動 ⁽¹²⁾	\$ (7,839)	\$ 4,275
期末リスク加重資産合計	\$ 1,189,680	\$ 1,189,680

- (1) 2016年度第4四半期および通年において、リテール・エクスポージャーは減少しました。これは、主に住宅抵当貸付の売却および返済、一定のシティ・ホールディングス・ポートフォリオの売却、ならびに外貨換算の影響によるものです。2016年度第4四半期におけるリテール・エクスポージャーの減少は、この季節の祝日のための消費による適格リボルビング（カード）エクスポージャーの増加により一部相殺されています。一方、2016年度通年におけるリテール・エクスポージャーの減少は、コストコ社のカード・ポートフォリオ買収により一部相殺されました。
- (2) 2016年度第4四半期および通年において、ホールセール・エクスポージャーは減少しました。これは、主に中小企業向け貸出金の減少、AFS証券およびHTM有価証券の減少、ならびに外貨換算の影響によるものです。2016年度第4四半期におけるホールセール・エクスポージャーの減少は、貸出約定の増加により一部相殺されました。
- (3) 2016年度通年において、レポ取引等は減少しました。これは、主にエクスポージャーの減少およびモデルの改善によるものです。
- (4) 2016年度第4四半期および通年において、証券化エクスポージャーは減少しました。これは、主にエクスポージャーの売却および満期によるものです。
- (5) 2016年度通年において、株主資本エクスポージャーは減少しました。これは、主にシティの中国広発銀行への投資の売却によるものです。
- (6) 2016年度第4四半期において、OTCデリバティブは減少しました。これは、主に公正価値の変動によるものです。2016年度通年において、OTCデリバティブは増加しましたが、これは、主に取引量の増加およびモデルの改善によるものです。
- (7) 2016年度第4四半期において、デリバティブCVAは減少しました。これは、主にエクスポージャーの削減およびクレジット・スプレッドの変動によるものです。2016年度通年において、デリバティブCVAは増加しました。これは、主にボラティリティの拡大、取引量およびモデルの改善によるものです。
- (8) その他のエクスポージャーには、清算済みの取引、未決済の取引、特定のエクスポージャーのカテゴリーで報告できない資産、および重要でないポートフォリオが含まれます。
- (9) 監督上の乗数6パーセントは、デリバティブCVAには適用されません。

- (10)2016年度第4四半期において、リスク水準は低下しました。これは、主としてストレス下のバリュー・アット・リスクの対象となるリスクおよびエクスポージャーの削減ならびに標準的な特定のリスク加重の対象となるポジションの削減によるものですが、包括的リスクの対象となるエクスポージャーの増加により一部相殺されています。2016年度通年において、リスク水準は低下しました。これは、主にストレス下のバリュー・アット・リスクの対象となるリスクおよびエクスポージャーの削減ならびに証券化費用の対象となるポジションの削減によるものですが、標準的な特定のリスク加重の対象となるポジションの増加により一部相殺されています。
- (11)2016年度第4四半期および2016年度通年において、リスク加重資産は減少しました。これは、モデルにおいてボラティリティに関する入力値が変動したことおよび市場リスク要因が相互に関係したためです。
- (12)2016年度第4四半期において、オペレーショナル・リスク加重資産は減少しました。これは、主にモデル・パラメーターに対する四半期毎の定期的な更新によるものです。2016年度通年において、オペレーショナル・リスク加重資産は増加しました。これは、主にシティが2016年度第3四半期において先進的測定アプローチ・モデルに一定の改善を行ったことによるものですが、モデル・パラメーターに対する四半期毎の定期的な更新により一部相殺されました。

補完的レバレッジ比率

2016年度第4四半期のシティグループの補完的レバレッジ比率は、7.2パーセントでした。これに対し、2016年度第3四半期は7.4パーセント、2015年度第4四半期は7.1パーセントでした。前四半期比での当該比率の低下は、主に、その大部分は普通株主に対する約47億ドルの利益還元およびAOCIの変動に起因する、Tier 1 資本の減少によるものですが、四半期の当期利益36億ドルの計上およびレバレッジ・エクスポージャーの総額の減少によって一部相殺されました。2015年度第4四半期からの当該比率の上昇は、主に、その大部分が通年の当期利益149億ドルの計上および非累積永久優先株式の発行約25億ドル（発行費用控除後）から生じた、その他Tier 1 資本によるものですが、普通株主への利益還元約107億ドルおよびAOCIの変動によって一部相殺されました。

次の表は、米国のバーゼルIIIに関する規則が完全実施されたと仮定した場合のシティの補完的レバレッジ比率および関連する構成要素（2016年度第4四半期および2015年度第4四半期）を示したものです。

シティグループのバーゼルIIIに基づく補完的レバレッジ比率および関連する構成要素（完全実施）

(単位：百万ドル（比率を除きます。）)		2016年12月31日	2015年12月31日
Tier 1 資本		\$ 169,390	\$ 164,036
レバレッジ・エクスポージャーの総額 (TLE)			
貸借対照表上の資産 ⁽¹⁾	\$ 1,819,802	\$ 1,784,248	
一定のオフバランスのエクスポージャー ⁽²⁾			
デリバティブ契約における潜在的な将来のエクスポージャー (PFE)	211,009	206,128	
売却クレジット・デリバティブの有効な正味想定元本 ⁽³⁾	64,366	76,923	
レポ取引等のカウンターパーティーの信用リスク ⁽⁴⁾	22,002	25,939	
無条件で取消可能な約定	66,663	58,699	
その他のオフバランスのエクスポージャー	219,428	225,450	
一定のオフバランスのエクスポージャーの総額	\$ 583,468	\$ 593,139	
控除：Tier 1 資本控除	57,879	59,538	
レバレッジ・エクスポージャーの総額	\$ 2,345,391	\$ 2,317,849	
補完的レバレッジ比率	7.22%	7.08%	

(1) 当四半期における貸借対照表上の資産の1日ごとのデータによる平均値を表します。

(2) 当四半期の各月末現在において算出された一定のオフバランスのエクスポージャーの平均を表します。

(3) 米国のバーゼルIIIに関する規則に基づき、銀行機関は、売却クレジット・デリバティブの有効な想定金額を、一定の条件が満たされた場合に認められるエクスポージャーのネットティングを行った上でTLEに含めることが要求されています。

(4) レポ取引等は、レポ取引またはリバース・レポ取引および有価証券貸借取引を含みます。

米国のバーゼルIIIに関する規則が完全実施されたと仮定した場合の、シティバンクの2016年度第4四半期の補完的レバレッジ比率は、6.6パーセントでした。これに対し、2016年度第3四半期は6.8パーセント、2015年度第4四半期は6.7パーセントでした。当該比率が前四半期比で低下したのは、四半期における当期利益34億ドルに関連する効果およびレバレッジ・エクスポージャーの総額の正味減少を、AOCIの変動およびシティバンクからその親会社であるシティコープに対して支払われた現金配当（これは、その後シティグループに対して支払われました。）による影響が上回ったためでした。当該比率が2015年度第4四半期からわずかに低下したのは、当期利益128億ドルによるプラスの効果を、レバレッジ・エクスポージャーの総額の全体的な増加およびシティバンクからその親会社であるシティコープに対して支払われた現金配当（これは、その後シティグループに対して支払われました。）により影響が上回ったためでした。

規制資本基準の展開

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）は、バーゼルIIIに基づく資本の枠組みをさらに明確化、修正または改善することをねらいとした規則だけではなく、さらに重要な、手法を大幅に改定する規則（信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク加重資産の算出に用いられるモデルの利用に対して一定の制限を課すことを含みます。）をも含んだ、強固な2016年度規則制定政策を策定しました。

信用リスク加重資産における変動を縮小

バーゼル委員会は、信用リスク加重資産の算出に関する一連の市中協議文書を公表しました。それらは概して、複雑性を緩和することと、銀行組織間での比較可能性を図ることを目的としています。最も重要な提案のうちの2つは、標準的アプローチを修正する2015年12年の市中協議文書と、2016年3月に発表された、内部格付手法（以下「IRB手法」といいます。）の利用を制限するもう一つの市中協議文書を含みます。

バーゼル委員会による2015年12月の市中協議文書では、貸借対照表上の一定の資産について、銀行、企業および不動産（住居用および商業用の両方）エクスポージャーについて採用されたリスク加重方法、オフバランスシート約定の取扱い、ならびに信用リスク軽減の枠組み等、信用リスク加重資産の測定の際の標準的アプローチを部分的に改定することになります。さらに、この提案は、銀行および企業に対するエクスポージャーの信用リスク加重資産の計算において、デューディリジェンスの要件とあわせて外部の信用格付の使用を認めることとなりますが、一方で、米国のようにリスクベース資本のために外部の信用格付の使用が認められていない法域のために代替的アプローチを提供することになります。

バーゼル委員会による2016年3月の市中協議文書では、IRB手法に対する改定を提案しています。その方法の一つとして、銀行およびその他の金融機関ならびに大企業向け等の一定のいわゆる「低デフォルト（low default）」エクスポージャーについてはIRB手法の使用を禁じています。さらに、提案では、銀行勘定におけるエクイティ・エクスポージャーに対してIRB手法を使用することも禁じています。また、IRB手法がなお許容されるその他のエクスポージャーに対しては、提案では、信用リスク加重資産の算出に用いられる一定のモデル・パラメーターの試算においてエクスポージャーの種類ごとにフロアを設け、IRB手法が許容されるパラメーターの試算の実践について、より詳しい細目をも規定しています。最後に、提案では、バーゼル委員会が、同委員会の標準的アプローチに基づき計算されたリスク加重資産の合計の60から90パーセントの範囲で調整される、資本全体のフロアを課すかどうか検討していることも示唆しています。

市場リスクのための最低所要自己資本の改定

2016年1月、バーゼル委員会は、数年にかけて行われた、いわゆる「トレーディング勘定の根本的な見直し」および4つの定量的影響調査による、市場リスク資本の枠組みの改定を規定した最終規則を発表しました。

最終規則は、トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直しを行い、それによって部分的に、トレーディング勘定ポジションの適格性判断に関する、より規範となるガイダンスを提供するとともに、トレーディング勘定と銀行勘定間のポジションの振替えに対する規制を強化し、場合によっては、追加の資本要求を課しています。さらに、最終規則はまた、内部モデル・アプローチと標準的アプローチの両方をいくつかの点において改定しています。

米国の銀行監督機関がバーゼル委員会の改定前の最終規則を採用することとなった場合、シティは、その市場リスク加重資産が著しく増加しうると考えています。しかしながら、上記の表にあるとおり、シティの市場リスク加重資産は、シティのリスク加重資産合計の約5パーセントでした。従って、シティは現在、シティのリスク加重資産合計およびそれによるリスクベースの自己資本比率への全体的な影響は重大ではないだろうと考えています。

オペレーショナル・リスクのための標準的測定アプローチ

2016年3月、バーゼル委員会は、リスク加重資産の計算において先進的アプローチに適用される、オペレーショナル・リスク資本の枠組みに対する改定を提案した市中協議文書を公表しました。この市中協議文書では、標準的測定アプローチ（以下「SMA」といいます。）を導入しています。

SMAにおいて、オペレーショナル・リスク資本は、2つの要素、いわゆる「ビジネス指標要素（Business Indicator Component）」および「損失要素（Loss Component）」を組み合わせで算出されます。ビジネス指標要素は、主としてさまざまな損益計算書要素（すなわち修正総利益指標）を反映させ、その構成要素の3年間の平均値の合計として計算されます。損失構成要素は、内部的な損失実績から推測される銀行組織のオペレーション上の損失エクスポージャーを反映させ、10年間の平均値に基づきます。

米国の銀行監督機関がバーゼル委員会の提案をそのまま採用した場合、シティのオペレーショナル・リスク加重資産は大幅に増加する可能性があります。

バーゼルIIIレバレッジ比率の枠組みに対する改定

2016年4月、バーゼル委員会は、バーゼルIIIにおけるレバレッジ比率の設計および調整について一定の改定を提案した市中協議文書を公表しました（米国によるバーゼルIIIの補完的レバレッジ比率と類似しています。）。改定案の中には、デリバティブに対するエクスポージャー、引当金およびオフ・バランスシート・エクスポージャーの取扱いに関するエクスポージャーの測定（すなわち比率の分母）についての改定が含まれます。

規制資本の定義に対する改定

2016年10月、バーゼル委員会は、バーゼルIII規制資本の枠組みに基づく会計上の引当金の規制上の取扱いに関する市中協議文書およびディスカッション・ペーパーを公表しました。国際会計基準審議会、そしてより最近では米国財務会計基準審議会の両者が、金融資産の減損について、発生損失モデルよりも予想信用損失モデルの使用を求める新会計基準を公表しました。予想信用損失モデルを用いて減損を測定すると、会計上の引当金が多額となり、その結果、規制資本のボラティリティが拡大する可能性があります。

これとは別に、2016年10月、バーゼル委員会は、バーゼルⅢの規制資本の定義に対し、国際統一基準行（GSIBおよび非GSIBの両方）による、本来ならば規制資本として適格ではない、GSIB発行の総損失吸収能力（以下「TLAC」といいます。）その他一定の債務証券への出資（すなわちTLAC保有）についてTier 2 資本控除を含めるよう修正した最終規則を公表しました。最終規則において、Tier 2 資本控除は、一定の状況下におけるTLAC保有への出資について、一定の調整を加えた普通株式等Tier 1 資本に基づく一定のしきい値を超える部分について義務付けられます。さらに、最終規則では、TLAC要件を満たすために用いられる普通株式等Tier 1 資本を、規制資本バッファ（GSIBサーチャージを含みます。）を満たすためにも使用することはできないことを明確にしています。

2016年12月、連邦準備制度理事会は最終規則を発表し、とりわけ米国GSIBに対して最低TLAC要件を課しています。しかしながら、TLAC保有についての米国におけるバーゼルⅢでの取扱いは据え置かれました。この点について、連邦準備制度理事会は、米国GSIB発行の無担保債務証券に対する出資またはそれに対するエクスポージャーの規制資本上の取扱いについては、これらの要件が米国の銀行監督機関による規制資本要件に従ってすべての銀行組織に対して一貫して確実に適用されるよう、今後、通貨監督庁および連邦預金保険公社と共に取り組むことを示唆しました。連邦準備制度理事会による最終規則に関する詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「戦略上のリスク」および「グローバル・リスクの管理」－「流動性リスク」－「長期債務」－「総損失吸収能力（TLAC）」をご参照ください。

銀行勘定における金利リスク

2016年4月、バーゼル委員会は、銀行勘定における金利リスク（以下「IRRBB」といいます。）の銀行による管理についての監督上のレビュー・プロセスの原則を改定し、IRRBBの測定、監視および管理において銀行が利用することを想定した手法を定めた最終規則を公表しました。さらに、最終規則では、IRRBBのための定性的および定量的な公的開示要件を定めています。最終規則は、大手の国際統一基準行に適用され、2018年までに実施されるものと予測されています。

2017年度以降への影響

2016年度においてバーゼル委員会によって新たな規則の提案が急速に拡大しましたが、バーゼルⅢにおける資本の枠組みに対する今後の変更の最終的な性質、範囲および時期については、国際的観点からも米国における規則制定上の観点からも、依然として相当な部分において不透明です。

2017年1月、バーゼル委員会の監視団体である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）は、当初バーゼル委員会の一連の提案の検討が予定されていた会合を延期しました。同時に、バーゼル委員会は、同委員会によるバーゼルⅢにおける資本の枠組みの改定版を調整し最終化させるにはもっと時間が必要だが、「近い将来この作業を完成させる見込みである」ことを発表しました。よって、これらの展開により、バーゼルⅢにおける資本の枠組みの改定版についての国際的な調和が最終的に実現するかどうかを含め、不透明性が増しています。

さらに、新たな大統領政権および連邦議会を考えると、米国における規則制定については、その他の変更の可能性も存在します。

有形普通株式株主資本、1株当たり有形純資産額、1株当たり純資産額および株主持分利益率

シティの定義に基づく有形普通株式株主資本（以下「TCE」といいます。）は、のれんおよびその他の無形資産（MSRを除きます。）を控除した普通株主資本です。他の企業では、シティグループと異なる方法でTCEを算出していることもあります。TCE、1株当たり有形純資産額および平均TCE利益率は非GAAP財務指標です。投資家および業界アナリストはこういった資本指標を利用するため、シティはこれらの資本指標が有益な情報を提供していると考えます。

(単位：百万ドルまたは百万株（1株当たりの金額を除きます。）)	2016年12月31日	2015年12月31日
シティグループ株主持分合計	\$ 225,120	\$ 221,857
控除：優先株式	19,253	16,718
普通株主資本	\$ 205,867	\$ 205,139
控除：		
のれん	21,659	22,349
無形資産（MSRを除きます。） ⁽¹⁾	5,114	3,721
売却目的保有資産に関するのれん および無形資産（MSRを除きます。）	72	68
有形普通株式株主資本（TCE）	\$ 179,022	\$ 179,001
普通株式残高（CS0）	2,772.4	2,953.3
1株当たり純資産額（普通株主資本／CS0）	\$ 74.26	\$ 69.46
1株当たり有形純資産額（TCE／CS0）	\$ 64.57	\$ 60.61

(単位：百万ドル（比率を除きます。）)	2016年度通年	2015年度通年
優先配当を控除した当期利益	\$ 13,835	\$ 16,473
平均普通株主持分	209,629	204,188
平均TCE	\$ 182,135	\$ 176,505
控除：普通株式等Tier 1 資本から控除された平均DTA純額 ⁽²⁾	29,013	31,986
普通株式等Tier 1 資本から控除されたDTA純額を控除した平均TCE	\$ 153,122	\$ 144,519
平均普通株主持分利益率	6.6%	8.1%
平均TCE利益率	7.6%	9.3%
普通株式等Tier 1 資本から控除されたDTA純額を控除した 平均TCE利益率	9.0%	11.4%

- (1) 識別可能無形資産（MSRを除きます。）は、コストコ社のカード・ポートフォリオの買収ならびにアメリカン航空との提携ブランドのクレジットカード・プログラム契約の更新および延長により、約22億ドル増加しました。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。
- (2) 米国のバーゼルIIIに関する規則の完全実施に基づく普通株式等Tier 1 資本の算定に際して除外されたDTA純額の平均に相当します。平均額は、それぞれ2016年度および2015年度から遡って直近5四半期における四半期末の金額に基づいています。

[次へ](#)

キャッシュ・フローの状況

営業活動、投資活動および財務活動による当社のキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書に反映されており、下表はその要約です。

(単位：百万ドル) キャッシュ・フローの概要	12月31日に終了した年度	
	2016年度	2015年度
継続事業の営業活動から生じた（に使用した）正味資金	\$53,932	\$39,737
継続事業の投資活動から生じた（に使用した）正味資金	(79,588)	14,883
継続事業の財務活動から生じた（に使用した）正味資金	28,292	(64,773)
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響	(493)	(1,055)
現金および銀行預け金の変動	\$2,143	\$(11,208)

2016年度の営業活動から生じた正味資金は53,932百万ドルで、前年度比で14,195百万ドル増加しました。

2016年度の投資活動に使用した正味資金は79,588百万ドルで、前年度比で94,471百万ドル増加しました。

2016年度の財務活動から生じた正味資金は28,292百万ドルで、前年度比で93,065百万ドル増加しました。

[前へ](#)[次へ](#)

重要な会計方針および重要な見積り

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1には、最近公表された会計処理に関する意見についての議論を含め、シティグループの重要な会計方針の概要が記載されています。かかる方針および経営陣が行う見積りは、シティの経営成績および財政状態の表示に不可欠です。これらの方針はすべて、経営陣による一定水準の判断および見積りを必要とするものですが、本項では、時折、本質的に不確実で変化しやすい事項について非常に困難で複雑な、あるいは主観的な判断および見積りを経営陣に要求する重要な会計方針を取り上げ、考察しています（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「オペレーショナル・リスク」もご参照ください。）。経営陣は、これらの重要な会計方針、関係する見積りおよび判断の各々について、シティグループの取締役会の監査委員会と協議しています。

金融商品の評価

シティグループは、負債証券および持分証券、デリバティブ、証券化における留保持分、プライベート・エクイティへの投資ならびにその他の金融商品を保有しています。これらの資産および負債は実質上すべて、シティの連結貸借対照表に公正価値で計上しています。

シティは、売戻条件付で有価証券を購入し（リバース・レポ契約）、買戻条件付で有価証券を売却し（レポ契約）、その中の大多数が公正価値で計上されています。また、特定の貸出金、短期借入金、長期債務および預金ならびに現金を担保とする特定の借入有価証券および貸付ポジションは、公正価値で計上されています。シティグループは、顧客のニーズに応えるため、また流動性ニーズ、金利リスクおよびプライベート・エクイティへの投資を管理するために、連結貸借対照表において投資、トレーディング勘定資産および負債ならびに売戻契約および買戻契約を保有しています。

シティは、市場価格が入手可能な場合には、一般に市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をASC 820-10「公正価値の測定」に基づいて定められた公正価値階層のレベル1に分類しています。市場価格が入手不能な場合は、現在の市況に基づく市場変数または独立した情報源から入手した市場変数（金利、為替レート、オプション・ボラティリティ等）を使用して社内的に開発した評価モデルを用いて、公正価値を決定しています。当該モデルはしばしば、割引キャッシュ・フロー分析に基づいています。また、社内的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価格決定要因のうち、最も低いレベルのものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、公正価値階層のレベル3に分類される可能性があります。

シティには、内部評価モデルの適用性および機能性、金融商品の評価に際してのデータまたは価格決定要因の重要性ならびに特定の市場における非流動性とその後の観察可能性の欠如に関して、主観的な判断を行うことが要求されています。これらの判断は、連結損益計算書またはAOCIのうちいずれかの公正価値の変動が認識される当社の金融商品についての財務実績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、特定の投資についての公正価値の減少は、当該減少が一時的でない減損（以下「OTTI」といいます。）であると判断される場合、連結損益計算書の収益のみに認識されます。公正価値の減損が一時的か否かの決定も、本質的に判断の余地があります。

金融商品の公正価値は、シティ自体の信用リスクおよび取引相手の信用リスクの市場見通しの効果を含み、それらの定量化は複雑で、判断の余地があります。シティの公正価値の分析の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1、6、24および25をご参照ください。

貸倒引当金

経営陣は、連結貸借対照表上の実行済貸出金ポートフォリオならびに未実行の貸出約定およびスタンドバイ信用状に内在する予想損失の見積りに関する引当金をそれぞれ貸倒引当金およびその他負債として計上しています。

これらの予想損失の見積りは、（i）主要格付機関のリスク格付けに類似した信用リスク格付けに関するシティグループの社内システムならびに（ii）1983年から2015年までの貸倒率に関する格付機関の情報および1970年代前半からの貸倒発生時の損失の程度に関する社内データを含む債務不履行率および貸倒損失の過去の実績データに基づいています。このデータは調整される場合があります。かかる調整には、（i）クレジット・サイクルにわたる貸倒の変動実績、貸倒貸出金の損失規模の分散実績、およびグローバル・ポートフォリオにおける大口の債務者の集中度を対象として統計的に計算された見積り、ならびに（ii）現在の環境的要素や与信動向等の特定の既知の項目に対する調整が含まれています。

また、小口で均質的な貸出金を含む延滞管理ポートフォリオを有する業務分野を担当しているリスク管理および財務スタッフの双方の代表者は、貸出金の延滞およびポートフォリオの規模の変化を含む主要信用指標、ならびに現在および将来の住宅価格、失業率およびGDPを含む経済動向に基づいて推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在するそれぞれの地理的地域内の個々の商品毎に個別に適用されます。

この評価プロセスは、多くの見積りおよび判断が必要となります。当該検討において、特に貸倒の頻度、リスク格付け、損失回収率、個々の大口の与信の規模および多様性、ならびに外貨建て債務を有する債務者が当該外貨建て債務を履行するために必要な外貨の調達能力がすべて考慮に入れられます。これらの見積りの変動は、いずれの期間においてもシティの与信費用および引当金に直接影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金および関係する勘定の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および15をご参照ください。

のれん

シティは毎年7月1日にのれんの減損のテストを行い（以下「年次テスト」といいます。）、また、事業環境の著しい悪化や、報告単位の全部もしくは重要な部分を売却もしくは処分するとの決定、またはシティの株価の著しい下落といった、報告単位の公正価値が減少して簿価を下回る可能性が比較的高くなるような事由の発生または状況の変化があった場合には年次テストと次の年次テストの間にもこれを行います（以下「中間テスト」といいます。）。2016年度は年次テストおよび中間テストが行われましたが、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16に記載されるとおり、のれんの減損はありませんでした。

2016年12月31日現在、シティグループの事業セグメントは、「グローバル個人金融部門」、「インスティテューショナル・クライアント・グループ」および「シティ・ホールディングス」で構成されています。のれんの減損テストは、事業セグメントの一つ下の階層（報告単位と呼ばれています。）において実施されます。のれんは、取得価格が純資産（識別可能無形資産を含みます。）の公正価値よりも高かった場合、取得法による会計処理に基づき企業結合に計上されます。事業が取得されるときは、公正価値に応じて、該当するシティの報告単位にのれんが配分されます。のれんは一旦報告単位に配分されると、個々の取得対象が識別されることは通常はなくなり、その代わり報告単位全体として識別されることとなります。その結果、各報告単位の公正価値全額が、配分されたのれんの価値に対応するものとして利用可能となります。シティは、重要な事業の再編が発生した場合にはのれんを再配分することがあります。

過年度に合わせて、シティは、報告単位の簿価の代わりとして配分されている株主資本をのれんの減損テストのために利用します。報告単位に配分される株主資本の決定に際しては、仮に当該事業が単独の事業体として営業していた場合に、規制資本要件に適う十分な資本を組み入れるにあたり必要となるであろう資本額が基準となっており、これには具体的に特定されたのれんおよび無形資産も含まれています。各事業に配分される資本は、シティの取締役会が審査する年度予算の決定過程に組み込まれます。

のれんの減損テストには経営陣の判断が介在しますが、これには報告単位の簿価が報告単位の公正価値に十分対応し得るのか否かについて、市場アプローチ（利益倍率および取引価格倍率）ならびにインカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー（DCF）法）等の広く認められた評価手法を使用して評価することが必要です。これらの手法を適用する場合、シティは、実際の営業損益、将来の事業計画、経済予測、および市場データを含む多数の要因を利用しています。

2016年度において、2015年度と同様、シティグループはほとんどの報告単位について、シティが市場アプローチおよびDCF法の両方を用いて行った評価の裏付けを独立した専門鑑定人に依頼しました。2016年度に両方の手法が用いられた報告単位において、公正価値の数値は比較的一貫しており、各数値が適切な比率で合算して用いられました。

各回の減損テストの実施時に用いたDCF法では、社内のキャッシュ・フロー予測において、金融市場のリスクおよび不確実性を十分反映しているとシティが考える割引率が使用されました。DCF法では、割引率の見積りに際して、資本資産評価モデルが使用されます。シティは、減損のリスクが低いと考える残りの報告単位については、引き続き主に市場アプローチを使用して評価しています。

当社の報告単位はいずれも公開取引されていないため、個々の報告単位の公正価値の決定は、シティグループの普通株式の株価と直接関連するわけではありません。2016年7月1日付の各報告単位の公正価値の合計額は、2016年7月1日付のシティの株式時価総額を上回りました。しかしながらシティは、複数の要因により、当社の報告単位の公正価値の合計額が株式時価総額と一致するように調整を行うことは無意味であると考えています。シティグループの株式時価総額には、シティグループが関与する取引について、その規模に起因する実行リスクが反映されます。一方、個々の報告単位の公正価値は、これと同じ水準の実行リスクおよび複雑であると認識されているビジネス・モデルに服するものではありません。加えて、シティグループの株式時価総額においては、個別の報告単位におけるコントロール・プレミアムは考慮されていません。

前年度と比較したのれん残高の変化および報告単位の2016年12月31日現在ののれん残高を含むのれんの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。

法人税等

概要

シティグループには、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびにシティが業務を行っている海外管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の裁判制度による再審理および裁決の対象となったり、監査時に税務当局との間で和解したりすることがあります。

未払法人税を設定する場合、シティはこれらの本質的に複雑な税法の適用に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらにシティは、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上あるいは税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されています。繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）は、実現する可能性が比較的高いとの経営陣の判断に基づき認識されています。

DTA

シティは2016年12月31日現在、467億ドルのDTA純額を計上しました。2016年度第4四半期において、シティのDTAは12億ドル増加しました。これは、AOCIの変動によるものですが、収益により一部相殺されました。通年では、シティのDTAは2015年12月31日の478億ドルから12億ドル減少しました。DTA合計が前年度から減少したのは、主に収益が、AOCIの増加により一部相殺されたためでした。

外国税額控除（以下「FTC」といいます。）は、2016年12月31日現在のシティのDTAのうちの約142億ドル（2015年12月31日現在は約159億ドル）で構成されていました。FTCが前年度から減少したのは米国課税所得が生じたためであり、上述したシティ全体のDTAの減少12億ドル（AOCIに係るDTAの増加により相殺されています。）に対して、FTCの減少は17億ドルでした。FTCの繰越期間はシティのDTAの中でも最も時間の制約を受けやすい要素です。よって、2017年度には、シティは、引き続きDTAのFTC繰越部分の削減を優先的に行っていきます。次に、シティは他のDTA部分を削減し、それによりDTA合計を削減していきます。シティのDTAは、主として、米国GAAP上の課税所得が追加で発生すれば、減少します。

シティのDTA純額合計は、前年度比で減少しましたが、時間の経過に伴い、特にDTAのFTC部分に関して、利用可能な残存期間は短縮されました。実現可能性は担保されませんが、DTAが発生している法域における将来の課税所得についての経営陣による予測、および繰越部分についての失効を回避するために必要な場合には実行される戦略的タックスプランニング（ASC 740「法人税等」で定義されています。）に基づいて、2016年12月31日現在で認識されたDTA純額467億ドルの実現可能性は比較的高いとシティは考えています。

シティは、DTAの全額実現が可能であることを裏付けるのに必要な肯定的証拠がある、と結論しています。具体的には、ASC 740に基づく戦略的タックスプランニングを別として、シティは繰越期間に十分な米国での課税所得が発生すると予測しています。シティの課税所得は、市場および世界経済全体の動向の影響を引き続き受けますが、地域的な事業予測およびこれらの予測に対する課税所得の調整（例えば、米国非課税所得、その後の年度の米国税務申告において控除可能な貸倒引当金等）ならびに米国での課税所得を最適化するための活動を組み込みます。概して、シティのFTCが活用されないまま失効するのを回避するためには、FTC繰越期間に約570億ドルの米国課税所得を生み出すことが必要となります。

米国課税所得の予測に加え、シティには、ASC 740に基づき利用可能な戦略的タックスプランニングがあります。これは、繰越欠損金が活用されないまま失効するのを回避するために必要な場合に実行されます。これらの戦略には、（i）利益が無期限に再投資されたという主張がまだされていない税率の低い外国源泉利益の送金、（ii）繰越期間の後半の米国での課税所得の前倒しまたは米国課税所得控除の繰延（例：評価額が上昇した資産の売却および定額法による減価償却の採用）、（iii）米国外において損金算入可能な一時的差異を実現する計画の前倒し、および（iv）十分な課税所得を生み出す資産を購入する一方、非課税所得を生み出す一定の資産を売却することが含まれています。加えて、一定の事業の売却または再構築により、関連する繰越期間内に多額の米国での課税所得を生み出すことができます。

上記説明の内容に基づき、米国連邦、ニューヨーク州およびニューヨーク市における20年の欠損金の繰越期間は、既存の繰越欠損金に係るDTAおよび納税申告がまだ行われていない将来の税額控除純額の戻入れによって発生する欠損金を利用するのに十分な時間を与えているとシティは考えています。

DTAのうちFTCの構成要素に関する繰越期間は10年です。かかる期間に生じるFTCは繰越額を利用する前に使用しなければなりませんが、それに加えて、繰越FTCを全額利用できるように、上記の10年間の繰越期間内に十分な米国での課税所得を生じるものとシティは考えています。

シティの法人税引当金、税資産・税負債ならびに2016年12月31日現在のシティのDTA純額残高の表形式の要約（FTCおよびFTCの該当する有効期限を含みます。）を含むシティの法人税の詳細については「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。米国法人税制改革により生じる可能性のある、シティのDTAへの潜在的な影響の議論については、上記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「戦略上のリスク」をご参照ください。

訴訟引当金

訴訟および規制上の偶発事象のための引当金の設定に係るシティの方針に関する情報については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27の議論をご参照ください。

会計方針の変更および会計基準の将来における適用

「会計方針の変更」および「会計基準の将来における適用」に関する考察については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

開示統制および開示手続

シティの開示統制および開示手続は、1934年米国証券取引所法（改正を含みます。）に基づき開示が要求される情報が確実に記録され、処理され、要約され、SECの規則および様式に規定された期間内に報告されるようにすることを目的としています。これは、必要な開示について適時に意思決定ができるように、シティがSECへの提出書類の中で開示することを要求されている情報が蓄積され、必要に応じて最高経営責任者（以下「CEO」といいます。）および最高財務責任者（以下「CFO」といいます。）をはじめとする経営陣に通知されることを含みますが、これらに限定されません。

シティの開示委員会は、CEOおよびCFOがシティの開示統制および開示手続を考案し、設定し、維持し、その有効性を評価する責務を果たすことを支援します。開示委員会は、とりわけ、開示統制および開示手続を監視し、維持し、実施する責務を負っており、CEOおよびCFOの監督および監視に従います。

シティの経営陣は、シティのCEOおよびCFOの参加を得て、2016年12月31日現在のシティグループの開示統制および開示手続（1934年米国証券取引所法に基づくルール13a-15(e)において定義されています。）の有効性について評価しており、この評価に基づき、CEOおよびCFOは、同日現在においてシティグループの開示統制および開示手続は有効であると結論づけました。

イラン脅威削減およびシリア人権法第219条に基づく開示

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法第219条（これにより1934年米国証券取引所法（改正を含みます。）に第13条(r)が加えられました。）に基づき、シティは、自社またはその関係会社が、イランに関連する（または米国法に基づく制裁措置の対象である人物もしくは事業体との）一定の活動または取引であることを知ってこれに従事したか否かを、その年次報告書または場合により四半期報告書において開示しなければなりません。当該開示は、当該活動または取引が適用ある法律に従って行われた場合でも、原則として行う必要があります。シティは以前、2016年度第2四半期および第3四半期の各期に関して、関連するフォーム10-Qによる四半期報告書において、同法第219条に基づいて報告義務のある活動について開示しました。2016年度第1四半期および第4四半期については、同法第219条に基づきシティに報告義務が生じた活動はありませんでした。

将来予想に関する記述

本有価証券報告書における一定の記載事項（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」の記載を含みますが、これに限定されません。）は、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）の規則および規制における「将来予想に関する記述」です。また、シティグループは、SECに提出または提供した他の文書の中で将来予想に関する記述を行う場合があります。また経営陣がアナリスト、投資家、メディアの代表者等に対して口頭で将来予想に関する記述を行う場合があります。

将来予想に関する記述は、一般的に、過去の事実に基づくものではなく、むしろ将来の出来事に関する2016年度末におけるシティグループおよび経営陣の考えを表しています。かかる記述は「～と考えます（believe）」、「～と期待します（expect）」、「～と予想しています（anticipate）」、「～を意図しています（intend）」、「～と見積もります（estimate）」、「増加することがあります（may increase）」、「変動することがあります（may fluctuate）」等の語句や類似の表現、または「～する予定です（will）」、「～すべきです（should）」、「～するつもりです（would）」、「～となる可能性があります（could）」等の未来もしくは条件を示す表現によって識別することができます。

かかる記述は、経営陣による2016年度末時点での予測に基づいており、リスク、不確実性または状況の変化の影響を受けます。実際の業績ならびに資本その他財政状態は、様々な要因（個別の、各事業に関する議論および経営成績の分析に含まれる注意事項、ならびに「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」に記載する要因を含みますが、これらに限定されません。）によって、かかる記述に含まれるものとは大きく異なる可能性があります。

シティグループによってまたはシティグループを代表して行われた将来予想に関する記述は、記述が行われた時点のものに過ぎず、シティは、かかる記述が行われた日より後に発生した状況または事由の影響を反映するために将来予想に関する記述を更新することを約束するものではありません。

[前へ](#)

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

下記「2 主要な設備の状況」をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

保有不動産

シティの本店は、現在ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388にあり、シティが所有し全室利用しています。シティは、建物全体の賃貸借契約に基づいて、ニューヨーク市レキシントン・アベニュー601およびニューヨーク市ウォール・ストリート111にも別のオフィス・スペースを有しています。シティバンクは、ニューヨーク州ロング・アイランド・シティに建物1棟を賃借しています。

シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インクの本店は、ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388および390にあります。こちらもシティが所有し全室利用しています。

ヨーロッパ・中東・アフリカにおけるシティグループの本社は、ロンドンのカナリー・ワーフのカナダ・スクエア25および33にあり、いずれも長期賃貸借契約に基づいています。

アジアでは、シティの本社は香港のチャンピオン・タワーにある賃借物件の中にあります。シティは、シンガポールおよび日本におけるものを含め、主要な賃借物件を有しています。また、シティは、上海、ソウル、クアラルンプール、マニラ、ムンバイおよび香港の本社所在地の大部分またはすべての所有権を有しています。

メキシコでは、シティの本社（シティバナメックスの本社ともなっています。）はメキシコ・シティにあります。ラテンアメリカ（メキシコを除きます。）では、シティの本社はマイアミに所在する賃借物件にあります。

シティはまた、95ヶ国において、8,200を超える物件から成る59百万平方フィートを超える不動産を所有または賃借しています。

シティは、引き続き各国の拠点の面積および必要とされるスペースについての評価を行い、それによって随時、シティの建物の一部が不要になったと判断する可能性があります。シティがかかる余剰物件を処分することができるという保証、または当該処分に関連する費用を負担しないという保証はなく、そのことが一定期間におけるシティの経営成績にとって重大なものとなる可能性があります。

シティは、シティの保有不動産に関して、気候変動に対する影響を軽減させるために、長期エネルギー効率目標を達成し、温室効果ガスの排出を削減する計画を策定してきました。これらの活動は、将来の気候変動に関する規制上の要件によりシティが被る潜在的なリスクを軽減するのに役立つ可能性がありますが、このリスクを排除するものではありません。

リースの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記26をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

上記「2 主要な設備の状況」をご参照ください。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

(2016年12月31日現在)

種類	授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
優先株式	30,000,000	770,120	29,229,880
普通株式	6,000,000,000	3,099,482,042	2,900,517,958 (注)

(注) 普通株式の未発行株式数には、(i) ストック・オプションの行使により発行可能な普通株式1,527,396株、(ii) 2009年1月に米国財務省に対して発行され、2011年1月31日頃に米国財務省が公に売却した255,033,142個のワラント(以下「1月ワラント」といいます。)の行使により発行可能な普通株式25,503,314株および(iii) 2008年10月に米国財務省に対して発行され、2011年1月31日頃に米国財務省が公に売却した210,084,034個のワラント(以下「10月ワラント」といいます。)の行使により発行可能な普通株式21,008,403株が含まれます。

② 【発行済株式】

(2016年12月31日現在)

記名・無記名の別 及び額面・無額面 の別	種類（注２）	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容（注２）
記名式額面 1.00ドル	優先株式	770,120		
	－シリーズAA	3,870	ニューヨーク証券 取引所	注３および注５
	－シリーズE	4,850	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズA	60,000	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズB	30,000	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズC	23,000	ニューヨーク証券 取引所	注３および注５
	－シリーズD	50,000	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズJ	38,000	ニューヨーク証券 取引所	注３および注５
	－シリーズK	59,800	ニューヨーク証券 取引所	注３および注５
	－シリーズL	19,200	ニューヨーク証券 取引所	注３および注５
	－シリーズM	70,000	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズN	60,000	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズO	60,000	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズP	80,000	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズQ	50,000	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズR	60,000	該当ありません。	注３および注５
	－シリーズS	41,400	ニューヨーク証券 取引所	注３および注５
	－シリーズT	60,000	該当ありません。	注３および注５
記名式額面 0.01ドル	普通株式	3,099,482,042	ニューヨーク証券 取引所 メキシコ証券取引所	注４および注６

（注１）端数処理により、合計が一致しない場合があります。

（注２）１月ワラントおよび10月ワラントは、行使価額修正条項付新株予約権付社債券です。それぞれの特質は以下のとおりです。

（１）１月ワラント（本（１）項において、以下「本ワラント」といいます。）

（ｉ）本ワラントの行使により発行可能な普通株式数は、①普通株式の株式分割、再分割、再分類または結合、②現金配当またはその他の分配、③比例配分による普通株式の買戻し、および④合併、新設合併、法定株式交換またはシティグループ株主の承認を要する類似取引等一定の事由が発生した場合に行われる、一定の調整に服します。本ワラントの行使により発行可能な普通株式数は、株価の下落により増加することはありません。

- (ii) 本ワラントの行使価格は、①普通株式の株式分割、再分割、再分類または結合、②現金配当またはその他の分配、③比例配分による普通株式の買戻し、および④合併、新設合併、法定株式交換またはシティグループ株主の承認を要する類似取引等一定の事由が発生した場合に行われる、一定の調整に服します。

行使価格を現金で支払うことはできません。行使価格は、シティグループが、本ワラントの行使により発行可能な普通株式数のうち、行使されたワラントの行使価格の総額に相当する株式数を差し引くことにより支払われます。この株式数は、本ワラントが行使され、ワラント代理人に通知が交付された取引日における普通株式の市場価格を参照して決定されます。本ワラントが行使され、行使価格が行使により発行可能な株式の価値を上回る場合は、シティグループによる本ワラント保有者に対する支払は発生しません。

- (iii) 上記(i)および(ii)により、本ワラントの行使価格の下限および本ワラントの行使により発行可能な普通株式数の上限について、特段の定めはありません。
- (iv) 本ワラントの全額の繰上償還またはシティグループによる全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- (v) 本ワラントに表示された権利の行使に関する事項についての本ワラント保有者との間の取決めはありません。
- (vi) シティグループの株券の売買に関する事項についての本ワラント保有者との間の取決めはありません。

(2) 10月ワラント(本(2)項において、以下「本ワラント」といいます。)

- (i) 本ワラントの行使により発行可能な普通株式数は、①普通株式の株式分割、再分割、再分類または結合、②現金配当またはその他の分配、③比例配分による普通株式の買戻し、および④合併、新設合併、法定株式交換またはシティグループ株主の承認を要する類似取引等一定の事由が発生した場合に行われる、一定の調整に服します。本ワラントの行使により発行可能な普通株式数は、株価の下落により増加することはありません。

- (ii) 本ワラントの行使価格は、①普通株式の株式分割、再分割、再分類または結合、②現金配当またはその他の分配、③比例配分による普通株式の買戻し、および④合併、新設合併、法定株式交換またはシティグループ株主の承認を要する類似取引等一定の事由が発生した場合に行われる、一定の調整に服します。

行使価格を現金で支払うことはできません。行使価格は、シティグループが、本ワラントの行使により発行可能な普通株式数のうち、行使されたワラントの行使価格の総額に相当する株式数を差し引くことにより支払われます。この株式数は、本ワラントが行使され、ワラント代理人に通知が交付された取引日における普通株式の市場価格を参照して決定されます。本ワラントが行使され、行使価格が行使により発行可能な株式の価値を上回る場合は、シティグループによる本ワラント保有者に対する支払は発生しません。

- (iii) 上記(i)および(ii)により、本ワラントの行使価格の下限および本ワラントの行使により発行可能な普通株式数の上限について、特段の定めはありません。
- (iv) 本ワラントの全額の繰上償還またはシティグループによる全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- (v) 本ワラントに表示された権利の行使に関する事項についての本ワラント保有者との間の取決めはありません。
- (vi) シティグループの株券の売買に関する事項についての本ワラント保有者との間の取決めはありません。

(注3) 上記の優先株式の内容の概要は以下のとおりです。

(1) 優先株式シリーズAA (本(1)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対し、1株当たりの優先残余財産分配額25,000ドルにつき年8.125パーセントの割合による金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて行います。

本優先株式に対する配当は累積しません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は発生せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日(以下に定義されます。)から(同日を含みます。)次の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)次の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。

一定の例外を除き、本優先株式が残存する限り、配当支払日につき残存する本優先株式すべてに対して全額の配当が宣言され、かつ支払われるか、または配当が宣言され、かつその支払に十分な金額がそのときに終了する配当期間のために積み立てられていない限り、シティグループおよびその子会社は、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、それに劣後するシティグループの株式につき配当宣言もしくは支払、分配、償還、買取、取得もしくは残余財産分配を行わず、またはこれらに関する保証に係る支払を行いません。

(ii) 配当支払日

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対する金銭の配当を、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日の四半期ごとに後払いします(以下それぞれを「配当支払日」といいます。)。配当が支払われるべき日が営業日^(注)ではない場合、翌営業日に支払われます(遅延利息は支払われません。)。ただし、かかる翌営業日が翌暦年となる場合は、前営業日に支払われます。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資産から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、1株当たり25,000ドルの残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、その範囲において)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かつ本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。以下の場合を除き、本優先株式は、2018年2月15日の配当支払日より前に償還することはできません。

シティグループは、2018年2月15日またはその後の配当支払日において、かかる配当支払日につき本優先株式に対する全額の配当の支払を宣言した場合、本優先株式の全部または一部を、1株当たり25,000ドルに相当する償還価格により償還することができます。

2023年2月15日に先立つ本優先株式の償還は、下記(v)記載の制限に服し、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。本優先株式の保有者は、償還請求権を有しません。

(v) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) 一定の配当の遅滞の場合、(ii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、(iii) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv) デラウェア法により明確に要求される場合を除き、議決権を有しません。

(vi) 新株引受権および転換権

本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(vii) 順位

本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先し、他のシリーズの優先株式と同順位です。

(2) 優先株式シリーズE (本(2)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対し、(i) 発行日から2018年4月30日まで(同日を含みません。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率8.40パーセントの割合による金銭の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年4月30日および10月30日に行い、(ii) 2018年4月30日以降(同日を含みます。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき(a) 3ヶ月LIBOR+4.0285パーセントと(b) 7.7575パーセントのいずれか高い方を年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日(初回を2018年7月30日とします。))に行います(上記各支払日を、以下「配当支払日」といいます。))。

本優先株式に対する配当は累積しません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は発生せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。)) 次回の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)) 初回の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が発行日から2018年4月30日まで（同日を含みません。）の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2018年4月30日以降（同日を含みます。）の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2018年4月30日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日（注）ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる遅延につき利息その他の支払は発生しません。2018年4月30日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

一定の例外を除き、本優先株式が残存する限り、配当支払日につき残存する本優先株式すべてに対して全額の配当が宣言され、かつ支払われるか、または配当が宣言され、かつその支払に十分な金額がそのときに終了する配当期間のために積み立てられていない限り、シティグループおよびその子会社は、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、それに劣後するシティグループの株式につき配当宣言もしくは支払、分配、償還、買取、取得もしくは残余財産分配を行わず、またはこれらに関する保証に係る支払を行いません。

（ii）残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資産から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、1株当たり25,000ドルの残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、その範囲において）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かつ本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

（iii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。本優先株式は、2018年4月30日の配当支払日より前に償還することはできません。

シティグループは、2018年4月30日またはその後の配当支払日において、かかる配当支払日につき本優先株式に対する全額の配当の支払を宣言した場合、本優先株式の全部または一部を、1株当たり25,000ドルに相当する償還価格により償還することができます。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。本優先株式の保有者は、償還請求権を有しません。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) 一定の配当の遅滞の場合、(ii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、(iii) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv) デラウェア法により明確に要求される場合を除き、議決権を有しません。

(v) 新株引受権および転換権

本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(vi) 順位

本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先し、他のシリーズの優先株式と同順位です。

(3) 優先株式シリーズA (本(3)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年1月30日まで(同日を含みません。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント(年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。))の割合による金銭の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年1月30日および7月30日に行い(初回を2013年7月30日とします。))(長期初回配当期間)、(ii) 2023年1月30日以降(同日を含みます。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.068パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日(初回を2023年4月30日とします。))に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。))次の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。))初回の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年1月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年1月30日以降(同日を含みます。))に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年1月30日まで(同日を含みます。))の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年1月30日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。))。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年1月30日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(4) 優先株式シリーズB（本（4）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年2月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.90パーセント（年間預託株式1株当たり59.00ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年2月15日および8月15日に行い（初回を2013年8月15日とします。）（長期初回配当期間）、(ii) 2023年2月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.23パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2023年5月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年2月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年2月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年2月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(5) 優先株式シリーズC（本（5）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.80パーセント（年間預託株式1株当たり1.45ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、適法に配当可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年1月22日、4月22日、7月22日および10月22日（初回を2013年7月22日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2018年4月22日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(6) 優先株式シリーズD (本(6)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年5月15日まで(同日を含みません。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.350パーセント(年間預託株式1株当たり53.50ドルに相当します。))の割合による金銭の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い(初回を2013年11月15日とします。))、(ii) 2023年5月15日以降(同日を含みます。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.466パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日(初回を2023年8月15日とします。))に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。))次の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。))初回の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日以降(同日を含みます。))に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年5月15日まで(同日を含みます。))の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。))。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年5月15日以降(同日を含みます。))の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。))を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。))に償還日まで(同日を含みません。))に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。))を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(7) 優先株式シリーズJ（本（7）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年9月30日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率7.125パーセント（年間預託株式1株当たり1.78125ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年3月30日、6月30日、9月30日および12月30日に行い（初回を2013年12月30日とします。）、(ii) 2023年9月30日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.040パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、各配当支払日（初回を2023年12月30日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年9月30日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年9月30日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年9月30日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(8) 優先株式シリーズK (本(8)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年11月15日まで(同日を含みません。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.875パーセント(年間預託株式1株当たり1.71875ドルに相当します。))の割合による金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日に行い(初回を2014年2月15日とします。))、(ii) 2023年11月15日以降(同日を含みます。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.130パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、各配当支払日(初回を2024年2月15日とします。))に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。))次の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。))初回の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日以降(同日を含みます。))に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年11月15日まで(同日を含みます。))の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年11月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。))。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年11月15日以降(同日を含みます。))の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。))を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり25ドルに相当します。))に償還日まで(同日を含みません。))に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。))を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(9) 優先株式シリーズL（本（9）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.875パーセント（年間預託株式1株当たり1.71875ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、適法に配当可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月12日、5月12日、8月12日および11月12日（初回を2014年5月12日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言がいずれかの配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2019年2月12日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(10) 優先株式シリーズM（本（10）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2024年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.300パーセント（年間預託株式1株当たり63.00ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日（以下それぞれを「配当支払日」といいます。）に行い（初回を2014年11月15日とします。）、(ii) 2024年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.423パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2024年8月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2024年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2024年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2024年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由（注）から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(11) 優先株式シリーズN（本（11）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2019年11月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.800パーセント（年間預託株式1株当たり58.00ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2015年5月15日とします。）、(ii) 2019年11月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.093パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2020年2月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2019年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2019年11月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2019年11月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2019年11月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2019年11月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(12) 優先株式シリーズO（本（12）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2020年3月27日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.875パーセント（年間預託株式1株当たり58.75ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年3月27日および9月27日に行い（初回を2015年9月27日とします。）、(ii) 2020年3月27日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.059パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年3月27日、6月27日、9月27日および12月27日（初回を2020年6月27日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2020年3月27日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年3月27日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2020年3月27日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(13) 優先株式シリーズP（本（13）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2025年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント（年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2015年11月15日とします。）、(ii) 2025年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.905パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2025年8月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2025年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2025年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2025年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(14) 優先株式シリーズQ（本（14）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、（i）本優先株式の発行日から2020年8月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント（年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年2月15日および8月15日に行い（初回を2016年2月15日とします。）、（ii）2020年8月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.095パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2020年11月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年8月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年8月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2020年8月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年8月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2020年8月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(15) 優先株式シリーズR（本（15）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2020年11月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.125パーセント（年間預託株式1株当たり61.25ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2016年5月15日とします。）、(ii) 2020年11月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.478パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2021年2月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年11月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2020年11月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年11月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2020年11月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズS6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）およびシリーズT6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(16) 優先株式シリーズS（本（16）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.300パーセント（年間預託株式1株当たり1.575ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、適法に配当可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月12日、5月12日、8月12日および11月12日（初回を2016年5月12日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言がいずれかの配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。いずれかの配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2021年2月12日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）およびシリーズT 6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(17) 優先株式シリーズT（本（17）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、（i）本優先株式の発行日から2026年8月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.250パーセント（年間預託株式1株当たり62.50ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年2月15日および8月15日に行い（初回を2017年2月15日とします。）、（ii）2026年8月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.517パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2026年11月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2026年8月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2026年8月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2026年8月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2026年8月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2026年8月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）およびシリーズS 6.300%非累積永久優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(注4) 普通株式の内容の概要は以下のとおりです。

適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限ります。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれシティグループの株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、普通株式の株主は、単数または複数シリーズの発行済優先株式の条項のみに関わる基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに一つのクラスとして議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当金が全額支払われたことを条件として、取締役会が随時決定する配当を受領する権利を有します。シティグループの発行済普通株式に対する配当は、残存する発行済優先株式に対するシティグループの義務に従って行われなければならないことになります。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、シティグループの任意的もしくは強制的清算、解散または消滅の場合には、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当が全額支払われたことを条件として、その持株数に応じてシティグループの分配可能なすべての残余財産の分配を受ける権利を有します。

(注5) 普通株式の議決権の希薄化を避けるため、現在発行済の優先株式の株主は、(i) 一定の配当の遅滞の場合、(ii) シティグループの優先株式の発行または授権に関する場合、(iii) 優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv) 法により明確に要求される場合を除き、議決権を有さないこととされています。

(注6) シティグループは、2016年7月21日に東京証券取引所における普通株式の上場廃止の申請を行いました。上場廃止は同年8月29日に完了しました。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

1月ワラント：該当事項はありません。

10月ワラント：該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式（2011年12月31日から2016年12月31日）（注1）

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株） （注3）	資本金増減額 （百万ドル(百万円)） （注2）	資本金残高 （百万ドル(百万円)） （注2）（注3）	摘要
2011年12月31日	—	2,937,756	—	\$105,833 (¥11,459,597)	
2012年1月17日	2	2,937,758	\$0 (¥0)	\$105,833 (¥11,459,597)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年1月23日	9,037	2,946,795	\$(40) (¥(4,331))	\$105,793 (¥11,455,266)	従業員福利制度
2012年2月15日	0	2,946,795	\$(61) (¥(6,605))	\$105,732 (¥11,448,661)	T-DECSを普通株式に 転換
2012年2月16日	1	2,946,797	\$0 (¥0)	\$105,732 (¥11,448,661)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年2月24日	0	2,946,797	\$0 (¥0)	\$105,732 (¥11,448,661)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年3月15日	2	2,946,799	\$83 (¥8,987)	\$105,815 (¥11,457,648)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年4月16日	2	2,946,800	\$43 (¥4,656)	\$105,858 (¥11,462,304)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年5月16日	2	2,946,802	\$0 (¥0)	\$105,858 (¥11,462,304)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年5月25日	1	2,946,803	\$60 (¥6,497)	\$105,918 (¥11,468,801)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年6月15日	2	2,946,805	\$73 (¥7,904)	\$105,991 (¥11,476,705)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年7月16日	2	2,946,807	\$71 (¥7,688)	\$106,062 (¥11,484,393)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年8月15日	2	2,946,809	\$0 (¥0)	\$106,062 (¥11,484,393)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年8月24日	0	2,946,809	\$96 (¥10,395)	\$106,158 (¥11,494,788)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年9月17日	2	2,946,811	\$73 (¥7,904)	\$106,231 (¥11,502,693)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年10月15日	1	2,946,812	\$118 (¥12,777)	\$106,349 (¥11,515,470)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年11月15日	2	2,946,814	\$0 (¥0)	\$106,349 (¥11,515,470)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年11月21日	0	2,946,814	\$66 (¥7,146)	\$106,415 (¥11,522,616)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年12月17日	96,338	3,043,152	\$6 (¥650)	\$106,421 (¥11,523,266)	T-DECSを普通株式に 転換
2012年12月17日	1	3,043,153	\$0 (¥0)	\$106,421 (¥11,523,266)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年12月31日	—	3,043,153	—	\$106,421 (¥11,523,266)	
2013年1月15日	1	3,043,154	\$0 (¥0)	\$106,421 (¥11,523,266)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年1月25日	18,930	3,062,084	\$95 (¥10,287)	\$106,516 (¥11,533,552)	従業員福利制度
2013年2月15日	1	3,062,085	\$0 (¥0)	\$106,516 (¥11,533,552)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年2月22日	0	3,062,085	\$(204) (¥(22,089))	\$106,312 (¥11,511,463)	配当の再投資および 直接株式購入制度

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株) (注3)	資本金増減額 (百万ドル(百万円)) (注2)	資本金残高 (百万ドル(百万円)) (注2) (注3)	摘要
2013年3月15日	2	3,062,087	\$0 (¥0)	\$106,312 (¥11,511,463)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年4月15日	2	3,062,089	\$379 (¥41,038)	\$106,691 (¥11,552,501)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年5月15日	1	3,062,090	\$63 (¥6,822)	\$106,754 (¥11,559,323)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年5月24日	0	3,062,090	\$0 (¥0)	\$106,754 (¥11,559,323)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年6月17日	2	3,062,093	\$154 (¥16,675)	\$106,908 (¥11,575,998)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年7月15日	1	3,062,094	\$0 (¥0)	\$106,908 (¥11,575,998)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年8月15日	1	3,062,095	\$89 (¥9,637)	\$106,997 (¥11,585,635)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年8月23日	0	3,062,095	\$28 (¥3,032)	\$107,025 (¥11,588,667)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年9月16日	1	3,062,096	\$37 (¥4,006)	\$107,062 (¥11,592,673)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年10月15日	1	3,062,097	\$0 (¥0)	\$107,062 (¥11,592,673)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年11月15日	1	3,062,098	\$28 (¥3,032)	\$107,090 (¥11,595,705)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年11月22日	0	3,062,098	\$78 (¥8,446)	\$107,168 (¥11,604,151)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年12月16日	1	3,062,099	\$0 (¥0)	\$107,168 (¥11,604,151)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年12月31日	—	3,062,099	\$56 (¥6,064)	\$107,224 (¥11,610,215)	
2014年1月15日	1	3,062,100	\$0 (¥0)	\$107,224 (¥11,610,215)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年1月24日	18,871	3,080,971	\$22 (¥2,382)	\$107,246 (¥11,612,597)	従業員福利制度
2014年2月18日	1	3,080,972	\$0 (¥0)	\$107,246 (¥11,612,597)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年2月24日	1,055	3,082,027	\$(110) (¥(11,911))	\$107,136 (¥11,600,686)	従業員福利制度
2014年2月28日	0	3,082,027	\$0 (¥0)	\$107,136 (¥11,600,686)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年3月17日	1	3,082,028	\$400 (¥43,312)	\$107,536 (¥11,643,998)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年4月15日	2	3,082,030	\$47 (¥5,089)	\$107,583 (¥11,649,087)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年5月15日	1	3,082,031	\$49 (¥5,306)	\$107,632 (¥11,654,393)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年5月23日	0	3,082,031	\$0 (¥0)	\$107,632 (¥11,654,393)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年6月16日	1	3,082,032	\$68 (¥7,363)	\$107,700 (¥11,661,756)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年7月15日	1	3,082,033	\$84 (¥9,096)	\$107,784 (¥11,670,852)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年8月15日	1	3,082,034	\$43 (¥4,656)	\$107,827 (¥11,675,508)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年8月22日	0	3,082,034	\$0 (¥0)	\$107,827 (¥11,675,508)	配当の再投資および 直接株式購入制度

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株) (注3)	資本金増減額 (百万ドル(百万円)) (注2)	資本金残高 (百万ドル(百万円)) (注2) (注3)	摘要
2014年9月15日	1	3,082,035	\$43 (¥4,656)	\$107,870 (¥11,680,164)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年10月15日	1	3,082,036	\$49 (¥5,306)	\$107,919 (¥11,685,469)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年11月17日	1	3,082,037	\$48 (¥5,197)	\$107,967 (¥11,690,667)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年11月26日	0	3,082,037	\$0 (¥0)	\$107,967 (¥11,690,667)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年12月15日	1	3,082,038	\$43 (¥4,656)	\$108,010 (¥11,695,323)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年12月31日	—	3,082,038	—	\$108,010 (¥11,695,323)	
2015年1月1日 から 2015年12月31日	17,431	—	\$357 (¥38,656)	—	従業員福利制度
2015年1月1日 から 2015年12月31日	0	—	\$(23) (¥(2,490))	—	優先株式発行費用
2015年1月1日 から 2015年12月31日	13	—	\$(25) (¥(2,707))	—	配当の再投資および 直接株式購入制度
2015年12月31日	—	3,099,482	—	\$108,319 (¥11,728,781)	
2016年1月1日 から 2016年12月31日	0	—	\$(215) (¥(23,280))	—	従業員福利制度
2016年1月1日 から 2016年12月31日	0	—	\$(37) (¥(4,006))	—	優先株式発行費用
2016年1月1日 から 2016年12月31日	0	—	\$42 (¥4,548)	—	その他
2016年12月31日	—	3,099,482	—	\$108,073 (¥11,702,144)	

(注1) 当期の表示に一致するように組み替えられています。

(注2) 普通株式資本金のドル金額および円金額には普通株式の額面額および株式払込剰余金の両方を含みます。

(注3) 端数処理により、合計が一致しない場合があります。

新株予約権

(1) ストック・オプション

- (a) 新株予約権の残高：1,527,396個
- (b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：131.78ドル（14,269円、加重平均行使価格）
- (c) 資本組入額：該当ありません。

(2) 1月ワラント

- (a) 新株予約権の残高：255,033,142個（普通株式25,503,314株が発行可能）
- (b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：105.825ドル（11,459円）
- (c) 資本組入額：5億ドル
- (d) 失効日：2019年1月4日

(3) 10月ワラント

- (a) 新株予約権の残高：210,084,034個（普通株式21,008,403株が発行可能）
- (b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：178.50ドル（19,328円）
- (c) 資本組入額：13億ドル
- (d) 失効日：2018年10月28日

優先株式（2011年12月31日から2016年12月31日）（注1）

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株） （注2）	資本金増減額 （百万ドル(百万円)）	資本金残高 （百万ドル(百万円)） （注2）	摘要
2011年12月31日	-	12	-	\$312 （¥33,783）	
2012年10月29日	60	72	\$1,500 （¥162,420）	\$1,812 （¥196,203）	公募による優先株式シリーズAの発行
2012年12月13日	30	102	\$750 （¥81,210）	\$2,562 （¥277,413）	公募による優先株式シリーズBの発行
2012年12月31日	-	102	-	\$2,562 （¥277,413）	
2013年3月26日	23	125	\$575 （¥62,261）	\$3,137 （¥339,674）	優先株式シリーズCの発行
2013年4月30日	50	175	\$1,250 （¥135,350）	\$4,387 （¥475,024）	優先株式シリーズDの発行
2013年6月15日	(3)	172	\$(71) （¥(7,688)）	\$4,316 （¥467,336）	優先株式シリーズFの償還
2013年6月17日	(0)	172	\$(23) （¥(2,490)）	\$4,293 （¥464,846）	優先株式シリーズTの償還
2013年9月19日	38	210	\$950 （¥102,866）	\$5,243 （¥567,712）	優先株式シリーズJの発行
2013年10月31日	60	270	\$1,495 （¥161,879）	\$6,738 （¥729,591）	優先株式シリーズKの発行
2013年12月31日	-	270	-	\$6,738 （¥729,591）	
2014年2月12日	19	289	\$480 （¥51,974）	\$7,218 （¥781,565）	優先株式シリーズLの発行
2014年4月30日	70	359	\$1,750 （¥189,490）	\$8,968 （¥971,055）	優先株式シリーズMの発行
2014年10月29日	60	419	\$1,500 （¥162,420）	\$10,468 （¥1,133,475）	優先株式シリーズNの発行
2014年12月31日	-	419	-	\$10,468 （¥1,133,475）	

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株) (注2)	資本金増減額 (百万ドル(百万円))	資本金残高 (百万ドル(百万円)) (注2)	摘要
2015年3月20日	60	479	\$1,500 (¥162,420)	\$11,968 (¥1,295,895)	優先株式シリーズ Oの発行
2015年4月24日	80	559	\$2,000 (¥216,560)	\$13,968 (¥1,512,455)	優先株式シリーズ Pの発行
2015年8月12日	50	609	\$1,250 (¥135,350)	\$15,218 (¥1,647,805)	優先株式シリーズ Qの発行
2015年11月13日	60	669	\$1,500 (¥162,420)	\$16,718 (¥1,810,225)	優先株式シリーズ Rの発行
2015年12月31日	-	669	-	\$16,718 (¥1,810,225)	
2016年2月2日	41	710	\$1,035 (¥112,070)	\$17,753 (¥1,922,295)	優先株式シリーズ Sの発行
2016年4月25日	60	770	\$1,500 (¥162,420)	\$19,253 (¥2,084,715)	優先株式シリーズ Tの発行
2016年12月31日	-	770	-	\$19,253 (¥2,084,715)	

(注1) 優先株式については、発行済株式(自己株式を除きます。)のみが数値に反映されています。

(注2) 端数処理により、合計が一致しない場合があります。

(4) 【所有者別状況】

(i) 所有者別株式の状況

普通株式

(2016年12月31日現在)			
区分 (注1)	株主数 (人)	所有普通株式数 (株)	発行済普通株式総数に占める割合 (%)
個人	70,966	7,799,343	0.30
法人	624	325,142,844	10.5
政府機関	29	1,341	0.0
預託機関	1	2,766,072,674	89.2
その他 (注2)	4,257	465,840	0.0
合計	75,877	3,099,482,042	100.0

(注1) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(注2) 受託者、共済会、組合および団体を含みます。

優先株式シリーズAA

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	3,870	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	3,870	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズE

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	4,850	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	4,850	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズA

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズB

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	30,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	30,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズC

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	23,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	23,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズD

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	50,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	50,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズJ

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	38,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	38,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズK

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	59,800	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	59,800	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズL

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	19,200	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	19,200	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズM

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	70,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	70,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズN

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズO

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズP

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	80,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	80,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズQ

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	50,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	50,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズR

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズS

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	41,400	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	41,400	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズT

(2016年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(ii) 所有株式数別株式の状況 (注)

普通株式

(2016年12月31日現在)				
所有株式数	株主数 (人)	株主総数に 占める割合 (%)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
50,000,001以上	2	0.0	3,090,594,659	99.7
5,000,001 — 50,000,000	0	0.0	0	0.0
1,000,001 — 5,000,000	0	0.0	0	0.0
200,000 — 1,000,000	0	0.0	0	0.0
200,000未満	75,875	100.0	8,887,383	0.3
合計	75,877	100.0	3,099,482,042	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

2016年12月31日現在、シティグループ普通株式の5パーセント超を実質的に所有している大株主は、次のとおりです。(注1)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (CEDE & Co.) (注2)	ニューヨーク州ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号 (P.O. Box 20, Bowling Green Station, New York, NY)	2,766,072,674	89.2
計	—	2,766,072,674	89.2

(注1) 米国法上、持株比率が5パーセント以下の株主は、その発行者に対して株式所有の届出を要しません。登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(注2) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

優先株式

2016年12月31日現在、シティグループ優先株式の5パーセント超を実質的に所有している大株主は、次のとおりです。

シリーズAA

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	3,870	100.0
計	—	3,870	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズE

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	4,850	100.0
計	—	4,850	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズA

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズB

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	30,000	100.0
計	—	30,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズC

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	23,000	100.0
計	—	23,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズD

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	50,000	100.0
計	—	50,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズJ

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	38,000	100.0
計	—	38,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズK

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	59,800	100.0
計	—	59,800	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズL

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	19,200	100.0
計	—	19,200	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズM

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	70,000	100.0
計	—	70,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズN

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズO

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズP

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	80,000	100.0
計	—	80,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズQ

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	50,000	100.0
計	—	50,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズR

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズS

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	41,400	100.0
計	—	41,400	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズT

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

2 【配当政策】

配当の宣言については、様々な要素（シティグループおよびその子会社の収益および財政状態を含みますが、これらに限定されません。）を検討したうえ、シティグループ取締役会が、その裁量により行います。

シティの発行済普通株式に対する配当は、発行済シティグループ優先株式に対してシティが負う義務に従って行われる必要があります。

2016年6月29日、連邦準備制度理事会は、2016年の包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）の一環としてのシティの資本計画に異論がないことを発表しました。当社の資本計画には、普通株式四半期配当を1株当たり0.16ドルに増額すること（シティ取締役会による四半期ごとの承認がなされることが条件）と、2016年度第3四半期から4四半期間にわたる86億ドルまでの普通株式の自社株買いプログラムが盛り込まれています。資本計画は同4四半期で合計104億ドルとなります。

2016年11月21日、シティは、シティの資本計画を合計122億ドルに増額し、普通株式の自社株買いプログラムを最大17億5千万ドル増額することを発表しました。シティは、連邦準備制度理事会より、2016年のCCARの一環として要求された資本計画へのこの追加に異論がない旨、通知を受けました。

2016年度について、シティグループ取締役会およびその優先株式委員会は、以下のとおり配当宣言を行いました。

第1四半期

2016年1月2日（ニューヨーク時間、本項において、以下別段の記載のない限り同じです。）、取締役会の優先株式委員会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言いたしました。

- 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2016年2月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年2月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- 5.950%シリーズA固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年1月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年2月1日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 5.90%シリーズB固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年2月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年2月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.50ドルが支払われる。
- 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2016年1月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年1月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年3月18日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年3月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。

- － 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年2月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年2月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2016年2月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年2月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 5.875%シリーズO固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年3月17日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年3月28日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.375ドルが支払われる。
- － 5.950%シリーズQ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年2月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年2月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき30.2458333ドルが支払われる。

2016年1月14日、取締役会は、普通株式に対する四半期配当1株当たり0.05ドルを、2016年2月1日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2016年2月26日に開始することを宣言しました。

第2四半期

2016年4月1日、取締役会の優先株式委員会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- － 8.40%シリーズE固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年4月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月2日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき42.00ドルが支払われる。
- － 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2016年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2016年4月11日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年4月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- － 5.350%シリーズD固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき26.75ドルが支払われる。
- － 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年6月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年6月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。

- － 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2016年5月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.300%シリーズM固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき31.50ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズN固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.00ドルが支払われる。
- － 5.950%シリーズP固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- － 6.125%シリーズR固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき30.96527778ドルが支払われる。
- － 6.300%シリーズS非累積優先株式につき、2016年5月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年5月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.43750ドルが支払われる。

2016年4月1日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.05ドルを、2016年5月2日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2016年5月27日に開始することを宣言しました。

第3四半期

2016年7月1日、取締役会の優先株式委員会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- － 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2016年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年8月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- － 5.950%シリーズA固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年7月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年8月1日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- － 5.90%シリーズB固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年8月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.50ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2016年7月11日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年7月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。

- － 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年9月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年9月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年8月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2016年8月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年8月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 5.875%シリーズO固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年9月16日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年9月27日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.375ドルが支払われる。
- － 5.950%シリーズQ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年8月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- － 6.300%シリーズS非累積優先株式につき、2016年8月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年8月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.39375ドルが支払われる。

2016年7月20日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.16ドルを、2016年8月1日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2016年8月26日に開始することを宣言しました。

第4四半期

2016年10月3日、取締役会の優先株式委員会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- － 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2016年11月4日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- － 8.40%シリーズE固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年10月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年10月31日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき42.00ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2016年10月13日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年10月24日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- － 5.350%シリーズD固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年11月4日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき26.75ドルが支払われる。

- － 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年12月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年12月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年11月4日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2016年11月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年11月14日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.300%シリーズM固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年11月4日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき31.50ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズN固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年11月4日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.00ドルが支払われる。
- － 5.950%シリーズP固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年11月4日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- － 6.125%シリーズR固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2016年11月4日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき30.625ドルが支払われる。
- － 6.300%シリーズS非累積優先株式につき、2016年11月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2016年11月14日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.39375ドルが支払われる。

2016年10月21日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.16ドルを、2016年11月7日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2016年11月23日に開始することを宣言しました。

2016年度の普通株式および優先株式に対する配当総額は、約2,287百万ドルです。

3 【株価の推移】

次の表は、該当期間中のシティグループ普通株式のニューヨーク証券取引所における最高値および最安値を示したものです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

決算年月	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
最高	\$40.18 (4,351円)	\$53.68 (5,812円)	\$56.95 (6,167円)	\$60.95 (6,600円)	\$61.30 (6,638円)
最低	\$24.61 (2,665円)	\$40.70 (4,407円)	\$45.18 (4,892円)	\$46.60 (5,046円)	\$34.52 (3,738円)

(注) 下段に示した円貨額は単に参考のために表示するものです。

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月
最高	\$45.03 (4,876円)	\$48.18 (5,217円)	\$48.17 (5,216円)	\$50.60 (5,479円)	\$56.83 (6,154円)	\$61.30 (6,638円)
最低	\$40.03 (4,334円)	\$42.50 (4,602円)	\$45.16 (4,890円)	\$46.78 (5,065円)	\$47.70 (5,165円)	\$55.93 (6,056円)

(注) 下段に示した円貨額は単に参考のために表示するものです。

上記の株価は終値の数値を基準にしています。

4 【役員の状況】

(1) シティグループの取締役および指名された執行役員

男女別人数の内訳

男性：11人

女性：4人（全体比27%）

氏名／役職	生年月日	任期	株式の保有状況 ⁽¹⁾ (2017年5月18日現在) (株)
マイケル・L・コルバット 最高経営責任者	1960年5月2日	2018年	466,556
エレン・M・コストロ 取締役	1954年9月24日	2018年	9,756
ダンカン・P・ヘンス 取締役	1956年8月20日	2018年	13,122
ピーター・B・ヘンリー 取締役	1969年7月30日	2018年	12,152
フランツ・B・ハマー 取締役	1946年7月1日	2018年	20,432
ルネ・J・ジェームズ 取締役	1964年6月25日	2018年	6,638
ユージーン・M・マクエイド 取締役	1949年1月31日	2018年	131,211
マイケル・E・オニール 会長	1946年10月31日	2018年	156,150
ゲーリー・M・ライナー 取締役	1954年7月17日	2018年	22,519 ⁽²⁾
アンソニー・M・サントメロ 取締役	1946年9月29日	2018年	36,144
ダイアナ・L・テイラー 取締役	1955年2月6日	2018年	28,558
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア 取締役	1945年8月7日	2018年	105,089 ⁽³⁾
ジェームズ・S・ターレー 取締役	1955年9月17日	2018年	14,248
デボラ・C・ライト 取締役	1958年1月30日	2018年	2,549
エルネスト・セディージョ・ ボンセ・デ・レオン 取締役	1951年12月27日	2018年	27,196

(1) 株式の種類は普通株式です。オプションは含みません。

(2) ライナー氏は、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式の預託株式を485株保有しており、これは当該シリーズ優先株式の0.065パーセントに相当します。

(3) トンプソン氏は、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式の預託株式を18,768株保有しており、これは当該シリーズ優先株式の0.031パーセントに相当します。

(4) シティグループの取締役および指名された執行役員各々の略歴は以下のとおりです。

マイケル・L・コルバット

シティグループ・インク最高経営責任者

- ・シティグループ・インク最高経営責任者 - 2012年10月から現在
- ・ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の最高経営責任者 - 2011年12月から2012年10月
- ・シティ・ホールディングス最高経営責任者 - 2009年1月から2011年12月
- ・シティのグローバル・ウェルス・マネジメントの最高経営責任者 - 2008年9月から2009年1月
- ・グローバル・コーポレート・バンクおよびグローバル・コマーシャル・バンクの責任者 - 2008年3月から2008年9月
- ・グローバル・コーポレート・バンクの責任者 - 2007年4月から2008年3月
- ・グローバル・リレーションシップ・バンクの責任者 - 2004年3月から2007年4月
- ・FICCのEMセールス&トレーディングおよびキャピタル・マーケットズ責任者 - 2001年10月から2004年3月
- ・EMセールス&債券オリジネーションの責任者 - 1988年3月から2001年10月
- ・シティグループ取締役 - 2012年以降
- ・他法人での取締役就任状況 - なし
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：EMI
- ・その他の活動状況：ブリティッシュ・アメリカン・ビジネス社（理事）、ニューヨーク・シティ・パートナーシップ（理事）、米国スキー・スノーボード協会（理事）、クリアリング・ハウス協会（監督委員）、金融サービス・フォーラム（会員）、国際金融協会（理事）およびWEF国際ビジネス評議会（会員）

コルバット氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有する金融の専門家であり、金融サービス、リスク管理、財務報告、国際事業、企業・消費者業務、規制コンプライアンス、法人関連業務の各分野における同氏の広範な経験と専門知識により、取締役候補として指名されました。同氏はこれまで、シティグループ・インクの最高経営責任者、またヨーロッパ・中東・アフリカ地域における当社の最高経営責任者としての任務を通じて、個人向け銀行業務、法人金融・投資銀行業務、証券およびトレーディング業務、ならびにプライベートバンキングサービス等、当社のあらゆる事業活動において豊富な経験を積んできました。このような職務を通して、コルバット氏は金融サービス、財務報告、法人業務、リスク管理の各分野において幅広い経験を培いました。さらに、シティ・ホールディングスの最高経営責任者として、当社の非中核業務および資産のポートフォリオについて、当社のプライメリカ持分の上場および売却を含め、40以上の事業の売却を監督しました。また、同氏は、当社の消費者金融およびリテール・パートナー・カード事業の再編において5,000億ドル以上の資産を売却することで、当社の貸借対照表上のリスクを軽減し、当社の中核事業である銀行業務に投じるための資本の確保に努めました。

エレン・M・コストロ

BM0フィナンシャル・コーポレーション元社長兼最高経営責任者およびBM0フィナンシャル・グループ元米国責任者

- ・ BM0フィナンシャル・コーポレーション社長兼最高経営責任者およびBM0フィナンシャル・グループ米国責任者
2011年から2013年7月
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、パーソナル・アンド・コマーシャル・バンキング（U.S.）グループ責任者およびBM0ハリス・バンク・エヌ・エイ社長兼最高経営責任者
2006年から2011年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、キャピタル・マーケッツ・グループ副会長、証券化および信用投資管理、マーチャント・バンキング担当責任者ならびにニューヨーク支店長
2000年から2006年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、キャピタル・マーケッツ・グループの戦略的イニシアチブ部門、エグゼクティブ・バイス・プレジデント
2000年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループ、エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼責任者
1997年から1999年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループのシニア・バイス・プレジデント兼トレジャラー代理
1995年から1997年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループのアジア太平洋地域マネージング・ディレクター兼地域トレジャラー
1993年から1994年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループの北米金融商品販売部門、マネージング・ディレクター兼責任者
1991年から1993年
- ・ シティグループ取締役
2016年以降
- ・ シティバンク、エヌ・エイ取締役
2016年以降
- ・ 他法人での取締役就任状況：DHコーポレーション
- ・ 過去5年以内における他法人での取締役就任状況：BM0フィナンシャル・コーポレーション
- ・ その他の活動状況：ユナイテッド・ウェイ・オブ・メトロポリタン・シカゴ（理事長）、シカゴ国際問題評議会（理事）およびシカゴ・エコノミック・クラブ（会員）

コストロ女史は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有しており、金融サービス、リスク管理、法人・消費者業務、財務報告、オペレーション・テクノロジー、規制コンプライアンスの各分野における同氏の広範な技能と経験により、取締役候補として指名されました。シティは個人および法人向け事業を行う国際的な金融サービス企業であるため、コストロ女史のように銀行業務経験の豊富な元銀行幹部を取締役会メンバーとして有することにより、取締役会は、事業および規制活動について見識に基づく監督を行うことができます。国際的な金融機関であるBMOフィナンシャル・グループでの30年間にわたる職務の中で、コストロ女史は、カナダ、アジアおよび米国におけるパーソナル・バンキングおよびコマーシャル・バンキング業務、ウェルス・マネジメント業務ならびに資本市場業務で豊富な経験を積みました。グローバル・トレジャリーおよびグローバル・キャピタル・マーケットでの職務経験から、法人、機関および投資銀行、有価証券、取引、資産運用に係る経験を培いました。BMOハリス・バンク・エヌ・エイの最高経営責任者として、コストロ女史は、パーソナル・バンキングおよびコマーシャル・バンキング、戦略的プランニング、マーケティング、規制コンプライアンス、財務報告ならびに人事での経験を積みました。さらに、BMOフィナンシャル・コーポレーション最高経営責任者および米国責任者として、同氏は、資本計画および破綻時清算計画ならびにリスク管理およびリスク・ガバナンスを含む規制コンプライアンスにおける経験をさらに深めました。DHコーポレーションにおける取締役就任では、国際事業および金融テクノロジー業務における経験を積みました。また、コストロ女史の広範な金融サービス業界における経歴は、シティおよびシティバンクの規制当局および利害関係者との関係に高い付加価値を与えるものとなります。

ダンカン・P・ヘンス

アトレビダ・パートナーズLLC共同創立者およびパートナー

- ・アトレビダ・パートナーズLLC共同創立者およびパートナー - 2007年6月から現在
- ・プロモントリー・フィナンシャル・グループ共同創立者およびパートナー - 2000年から2006年
- ・ソロス・ファンド・マネージメント最高経営責任者 - 1999年から2000年
- ・バンカーズ・トラスト社エグゼクティブ・バイス・プレジデントおよびトレジャラー - 1987年から1999年
- ・アーサー・アンダーセン社監査部長 - 1979年から1987年
- ・シティグループ取締役 - 2013年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：なし
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：シンコラ・ホールディングス
- ・その他の活動状況：フリーマン・カンパニー（諮問委員会）

ヘンス氏は、金融サービス業界において豊富な経験を有する金融の専門家であり、報酬、金融サービス、リスク管理、財務報告、法人業務、規制コンプライアンスの各分野における同氏の広範な経験と専門知識により、取締役候補として指名されました。シティは重要な法人業務を行っており、適切なリスク管理の確保を要する国際的な金融サービス企業であるため、ヘンス氏のように法人業務およびリスク管理経験の豊富な執行役員を有することにより、取締役会は、法人業務およびリスク管理部門について見識に基づく監督を行うことができます。アトレビダ・パートナーズLLCの共同創業者としての任務、ならびにプロモントリー・フィナンシャル・グループおよびバンカーズ・トラスト社におけるこれまでの経験により、ヘンス氏は、金融サービス、規制コンプライアンス、法人および投資銀行、ならびに有価証券取引業務において広範囲に及ぶ実績を獲得しました。ヘンス氏は、バンカーズ・トラスト社では、ロングターム・キャピタル・マネジメントの株式資本再構成に参加した14の企業からなる連合であるオーバーサイト・パートナーズ I の委員長を務めました。オーバーサイト・パートナーズ I の委員長として、ヘンス氏は信用・リスク管理および人事関係において実績を積みしました。さらに、ソロス・ファンド・マネジメントの最高経営責任者としての任務の中で、ヘンス氏は裁定取引活動を含む投資、運営基盤および取引において実績を積み上げました。公認会計士としての実績により、監査、財務報告およびリスク管理専門家としての実績も得ています。

ピーター・B・ヘンリー

ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス学部長

- ・ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス学部長 - 2010年1月から現在
- ・スタンフォード大学教員 - 1997年から2009年
- ・アメリカ国立科学財団研究員 - 1993年から1996年
- ・シティグループ取締役 - 2015年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ゼネラル・エレクトリック・カンパニー
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：クラフト・フーズ・インクおよびクラフト・フーズ・グループ・インク（2012年10月に2社に分社）
- ・その他の活動状況：英米経済協議会、外交問題評議会（役員）、全米経済研究所（役員）およびニューヨーク・エコノミック・クラブ（評議員）

ヘンリー博士は、優れた学者かつ経験豊かな国際的エコノミストであり、国際事業および経済、金融サービス、リスク管理、財務報告、消費者業務、法人関連業務ならびにガバナンスの各分野における広範な専門知識により、取締役候補に指名されました。ヘンリー博士は、高名な国際的エコノミストとして、当社の戦略の焦点となる新興市場に関する有意義な見解を取締役に提供するほか、レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス学部長としての立場から得た経験により、広報、財務および経営に関する事項について、取締役会の議論に重要な意見を提供することができます。クラフト・フーズ・グループ・インクを取締役会ならびにその監査およびガバナンス委員会の元メンバーとして、消費者業務の環境、財務報告およびガバナンスに関する貴重な見識を有しています。オバマ大統領の政権移行作業チームによる国際的融資機関の見直しにおいて主導的立場を担ったことや、発展途上および新興市場についての経済顧問として従事したこと等の政府顧問としての経験から、国際事業および金融サービスに関する貴重な見識を有しています。ヘンリー博士は、世界の成熟市場および新興市場の両方において企業および政府が直面する問題について確固たる見解を有する等、大規模な私立大学で経営のリーダーシップを担ったことにより獲得した広範な経験を活かし、これを取締役に提供します。

フランツ・B・ハマー

ロシュ・ホールディング元会長

- ・ロシュ・ホールディング会長 - 2008年から2014年3月
- ・ロシュ・グループ会長兼最高経営責任者 - 2001年から2008年
- ・ロシュ・グループ最高経営責任者 - 1998年から2001年
- ・エフ・ホフマン・ラ・ロシュ最高業務責任者 - 1996年から1998年
- ・エフ・ホフマン・ラ・ロシュ製薬部門長 - 1995年から1996年
- ・シティグループ取締役 - 2012年以降
- ・他法人での取締役就任状況：中外製薬株式会社、カイト・ファーマシューティカルズおよびワイズキー・エスエー
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：ディアジオ・ピーエルシーおよびロシュ・ホールディング
- ・その他の活動状況：インターナショナル・センター・フォー・ミッシング・アンド・エクスプロイテッド・チルドレン（理事長）、フーマー財団およびバイアル・ファーマシューティカルズ

ハマー氏は執行役員としての経験が豊富であり、同氏は、国際事業、消費者業務、財務報告、リスク管理、報酬、規制コンプライアンス、法務、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補として指名されました。ハマー氏はロシュ・ホールディングの最高経営責任者兼会長や同社におけるその他の要職、ディアジオ・ピーエルシーの会長等の役職を通じ、国際事業、消費者業務、リスク管理、報酬、規制コンプライアンス、財務報告、コーポレート・ガバナンスにおいて豊富な経験を培いました。欧米の厳格に規制された業界において大規模かつ複雑なグローバル企業を長年統率してきた経験から、主要なグローバル市場における事業戦略の実施に関する見識、規制コンプライアンスに関する助言のほか、重要なフランチャイズやブランドの開発および拡大のための戦略的指針を提供することができます。製薬業界で生じた倫理問題に対応したハマー氏の過去の経験は、シティが倫理および行動イニシアチブの指針を提供するうえで有益です。さらにアリアンツの国際評議会委員、また複数の慈善団体の元メンバーとして、国際事業、消費者業務、法人関連業務について重要な見解を提供することもできます。

ルネ・J・ジェームズ

カーライル・グループ、オペレーティング・エグゼクティブ

- ・カーライル・グループ、オペレーティング・エグゼクティブ - 2016年2月から現在
- ・インテル・コーポレーション社長 - 2014年から2016年
- ・インテル・ソフトウェア・アンド・サービス・ビジネスのエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループGM責任者 - 2004年から2013年
- ・インテル、マイクロソフト・プログラム・オフィスのグループ・バイス・プレジデント兼セールス・アンド・マーケティング部門ジェネラル・マネージャー、グループおよびジェネラル・マネージャー - 2001年から2004年
- ・インテル・オンライン・ソリューションズのディヴィジョン・チーフ・オペレーティング・オフィサー - 1999年から2001年
- ・インテルのチーフ・スタッフ、アンドリュー・グローブ会長兼CEO - 1995年から1999年
- ・シティグループ取締役 - 2016年以降
- ・他法人での取締役就任状況：オラクル・コーポレーション、セーバー・コーポレーション、ボードフォン・グループ・ピーエルシー
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：ヴィエムウェア・インク
- ・その他の活動状況：国家安全保障通信諮問委員会（副議長）

ジェームズ女史は、執行役員としての経験が豊富で、テクノロジー、リスク管理、国際事業および消費者業務の各分野における経験により、取締役候補として指名されました。また、テクノロジー分野担当の執行役員としての経験が豊富であり、大規模かつ複雑でグローバルなオペレーションの管理において広範かつ国際的な経験を有しています。ジェームズ女史は、インテルのテクノロジー分野担当執行役員としての28年間のキャリアを通じて、また、カーライル・グループのメディアおよびテクノロジー・プラクティスでの現在の任務ならびに米国大統領直属の機関である国家安全保障通信諮問委員会の議長として、サイバー・セキュリティおよび最先端技術に関する広範な専門知識を培いました。かかる技能は、サイバー脅威に直面している業界のメンバーであり、イノベーションおよび新技術を取り入れている企業であるシティにとって、特に重要です。ジェームズ女史は、インテルでのキャリアおよびその他の著名な国際的企業（オラクル・コーポレーション、セーバー・コーポレーションおよびボードフォン・グループ・ピーエルシー）の取締役就任を通じて、個人部門のリスク管理およびコーポレート・ガバナンスの問題における執行役員としての経験を積みました。

ユージーン・M・マクエイド

シティグループ・インク元副会長およびシティバンク、エヌ・エイ元最高経営責任者

- ・シティグループ・インク副会長 - 2014年から2015年5月
- ・シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者 - 2009年7月から2014年4月
- ・メリルリンチ銀行、副会長兼社長 - 2008年から2009年
- ・フレディ・マック（連邦住宅金融抵当金庫）社長兼最高業務責任者 - 2004年から2007年
- ・バンク・オブ・アメリカ社長 - 2004年
- ・フリートボストン・ファイナンシャル、社長兼最高業務責任者 - 2002年から2004年
- ・フリートボストン・ファイナンシャル、副会長兼最高財務責任者 - 1997年から2002年
- ・シティグループ・インク取締役 - 2015年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：XLグループ（会長）
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：プロモントリー・フィナンシャル・グループ（副会長）、アイ・ビー・エム子会社、ボーイズ・アンド・ガールズ・クラブ（理事）、アメリカン・アイルランド・ファンド（取締役）およびニューヨークのカトリック・チャリティーズ（取締役）

マクエイド氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有しており、金融サービス、リスク管理、法人・消費者業務、財務報告、法務、規制コンプライアンスの各分野における同氏の広範な技能と経験により、取締役候補として指名されました。同氏は、シティバンク、エヌ・エイの元最高経営責任者として、シティの法人・消費者業務のあらゆる点において深い理解を有しており、シティバンクの資本構成、規制コンプライアンス、企業リスクおよび戦略的プランニングを管理してきました。経営メンバーとして就任中、同氏はシティの包括的資本分析およびレビュー（CCAR）の手続を監督し、取締役会およびリスク管理委員会による当該手続の監督を大幅に強化しました。マクエイド氏は、複数の国際的な公開金融機関におけるCEO、社長、副会長、最高財務責任者、チーフ・オペレーティング・オフィサー等の経営陣としての職務を通じた広範な金融サービスの経験および専門性を有しています。同氏は、バンク・オブ・アメリカ、フリートボストン・ファイナンシャルおよびメリルリンチでの過去の経験を通じて、個人金融部門および商業金融部門における広範な経験を培いました。さらに、XLグループでの広範な職務経験を通じて、国際事業および規制における経験を培いました。また、マクエイド氏の広範な金融サービス業界における経歴は、シティおよびシティバンクの規制当局および利害関係者との関係に高い付加価値を与えるものとなります。

マイケル・E・オニール

シティグループ・インク会長

- ・シティグループ・インク会長 - 2012年4月から現在
- ・バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション会長兼最高経営責任者兼取締役 - 2000年から2004年
- ・パークレイズ・ピーエルシー最高経営責任者就任 - 1999年
- ・バンク・オブ・アメリカ副会長兼最高財務責任者 - 1995年から1998年
- ・コンチネンタル・バンク最高財務責任者 - 1993年から1995年
- ・シティグループ取締役 - 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：なし
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：バージニア大学ダーデン・スクール・オブ・ビジネス財団（理事）、ニューヨーク・エコノミック・クラブ（理事）、国立第二次世界大戦博物館（理事）、US0メトロポリタン・ニューヨーク（理事）およびFTVキャピタル（評議会）

オニール氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有しており、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制コンプライアンス、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、報酬、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。シティは個人および法人向け事業に従事し、当社の戦略上重要となる事業に焦点をあてた大規模な事業再編に注力している厳しく規制された金融サービス企業であるため、広範な銀行業務の経験を有し、バンク・オブ・ハワイおよびコンチネンタル・バンクの銀行再生および整理を執行し、規制についての経験も豊富なマイク・オニール会長のリーダーシップは、シティの取締役会にとって強みになります。同氏は、バンク・オブ・ハワイの元会長兼最高経営責任者、バンク・オブ・アメリカの副会長兼最高財務責任者、コンチネンタル・バンクの最高財務責任者として、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制コンプライアンス、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、財務報告の各分野において広範囲に及ぶ経験と専門知識を得ました。バンク・オブ・ハワイ在職中には連邦準備制度理事会諮問委員会の第12地区委員も務め、規制コンプライアンスに関する深い専門知識を有しています。さらに、コンチネンタル・バンク在職中および独立ファイナンシャル・コンサルタントとして活動中に、広範囲にわたる国際金融サービス業務を経験しました。

ゲーリー・M・ライナー

ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー

- ・ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー - 2010年9月から現在
- ・ゼネラル・エレクトリック・カンパニー、シニア・バイス・プレジデント兼最高情報責任者 - 1996年から2010年
- ・ボストン・コンサルティング・グループ、パートナー - 1986年から1991年
- ・シティグループ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ヒューレット・パッカード・エンタープライズ・カンパニーおよびボックス・インク
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：ノーウォーク・ホスピタル（会員）

ライナー氏は経験豊富な経営者であり、同氏の経営および技術、財務報告、報酬、コーポレート・ガバナンス、国際事業ならびに消費者業務の各分野における広範な経験により、取締役候補として指名されました。ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シーの経営パートナーとしての現在の任務の中で、技術および管理における専門知識を広げました。ゼネラル・エレクトリックの最高情報責任者としての在職中に、同氏は大規模かつ複雑な多国籍経営の管理において広範囲な実績を積み、国際的な消費者および法人顧客基盤に対する技術革新、戦略計画の策定およびマーケティングを発展させてきました。また、技術事業の戦略的問題およびサイバー・セキュリティ問題への助言に注力したボストン・コンサルティング・グループのパートナーとしての長年にわたる経験の中で、ITについても重要な実績を積み上げてきました。ライナー氏の革新技術リーダーとしての実績は、21世紀の金融サービス企業の運営に固有の業務、技術およびサイバー・セキュリティに関する課題に当社が対応することに役立てられています。ヒューレットパッカード社取締役会での業務を通じて、同氏は指名、統治および社会的責任委員会の委員長としてさらなるリーダーシップを身につけ、コーポレート・ガバナンスの専門性を獲得しました。

アンソニー・M・サントメロ

フィラデルフィア連邦準備銀行元頭取

- ・マッキンゼー・アンド・カンパニー、シニア・アドバイザー - 2006年から2008年1月
- ・フィラデルフィア連邦準備銀行頭取 - 2000年から2006年
- ・ペンシルベニア大学ウォートン校リチャード・K・メロン金融学教授 - 1984年から2002年
- ・シティグループ取締役 - 2009年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ルネサンスリー・ホールディングス・リミテッドおよびペン・ミューチュアル・ライフ・インシュランス・カンパニー
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：コロンビア・ファンズ・シリーズ・トラスト

サントメロ博士は、経験豊かなエコノミストであり、経済政策アドバイザーです。同氏は、リスク管理、規制コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。シティはリスク管理態勢が会社の実務に確実に組み込まれていることを重視する厳しく規制された業界に従事する機関であるため、サントメロ博士のように規制管理の経験が豊富な取締役会メンバーを有することは、かかる部門について取締役会の監督を強化するために重要です。同氏は多くの著名な役職を通じてリスクおよび規制に係る広範な経験を得ており、直近ではマッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・アドバイザーであり、2000年から2006年まではフィラデルフィア連邦準備銀行の頭取を務め、信用・リスク管理に関するシステム委員会の委員長、金融サービス方針委員会および支払システム方針諮問委員会の委員も務めていました。また、ペンシルベニア大学ウォートン校のリチャード・K・メロン金融学教授および同校副学長として、全社レベルでのリスク管理に関係する問題および生産性と実績を改善する方法に特に焦点を当てると同時に、業界参加者が競争優位を追求するにあたって直面する業務上の現実と競合上の要求を把握した上で研究がなされることを徹底するために、業界幹部および実務家と緊密に協力し、サントメロ博士のリスク管理能力はさらに強化されました。

ダイアナ・L・テイラー

ソレラ・キャピタル・エルエルシー副会長

- ・ソレラ・キャピタル・エルエルシー副会長 ・ 2014年7月から現在
- ・ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーマネージング・ディレクター ・ 2007年から2014年
- ・ニューヨーク州銀行監督官 ・ 2003年から2007年
- ・ニューヨーク州パタキ知事副秘書官 ・ 2002年から2003年
- ・ロングアイランド電力公社最高財務責任者 ・ 2001年から2002年
- ・キースパン・エナジーのバイス・プレジデント ・ 1999年から2001年
- ・ニューヨーク州パタキ知事秘書官補佐 ・ 1996年から1999年
- ・ミュリエル・シーバート・アンド・カンパニーエグゼクティブ・バイス・プレジデント ・ 1993年から1994年
- ・エム・アール・ビール・アンド・カンパニー社長 ・ 1988年から1993年および1995年から1996年
- ・シティグループ取締役 ・ 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ブルックフィールド・アセット・マネジメント、サザビーズ
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：ブルックフィールド・オフィス・プロパティーズ
- ・その他の活動状況：Accion（会長）、AMFAR、コロンビア大学経営大学院（監督者会議委員）、ガールズ・エデュケーショナル&メントリング・サービス（GEMS）（委員）、ハドソン・リバー・パーク・トラスト（会長）、フレンズ・オブ・ハドソン・リバー・パーク、アイディアズ42、国際女性保健連合、メイルマン公衆衛生大学院（監督者会議委員）、メイヨー・クリニック（会長）、ジ・アフター・スクール・コーポレーション（メンバー）、ニューヨーク・エコノミック・クラブ、外交問題評議会（評議委員）およびホット・ブレッド・キッチン

テイラー女史は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、規制当局者でもあります。同氏は、金融サービス、法人業務、規制コンプライアンス、リスク管理、法人関連業務、報酬、コーポレート・ガバナンス、法務の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。シティの取締役会は、テイラー女史が豊富な経験を有する分野である銀行業務および規制関係を監督します。また、シティの取締役会は、広報を含む報酬プログラムおよびガバナンスについても監督しており、この分野でもテイラー女史の豊富な経験を取締役会の監督の強化に活用することができます。同氏は、ニューヨーク州銀行局銀行監督官を務めた経験から、銀行規制およびリスク管理において幅広い経験を有しています。同氏の金融サービスおよび法人業務の経験には、ソレラ・キャピタル・エルエルシーの副会長、ファンド運用会社であるウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーのマネージング・ディレクター、総合サービス投資銀行であるエム・アール・ビール・アンド・カンパニーの設立パートナー兼社長として、プライベートエクイティ、ファンド運用および投資銀行業での深い経験が含まれます。テイラー女史はまた、ロングアイランド電力公社の最高財務責任者を務めました。さらに、サザビーズの報酬委員会、ブルックフィールド・プロパティーズの統治委員会での任務、Accionおよびハドソン・リバー・パーク・トラストの会長、ならびにニューヨーク・ウィメンズ・ファウンデーションおよびグレーター・ニューヨークYMCAの元会長としての任務を通じて、法人関連業務、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務における経験をさらに積み重ねています。

ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー（PIMCO）元最高経営責任者

- ・PIMCO最高経営責任者 - 1993年から2009年1月
- ・ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッド会長 - 1991年から1993年
- ・ソロモン・ブラザーズ・インク - 1975年から1993年
- ・シティグループ取締役 - 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：なし
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：パシフィック・ライフ・コーポレーション、パシフィック・シンフォニー・オーケストラ（理事）、トンプソン自閉症財団（会長）、トンプソン・ファミリー財団（理事長）、ミズーリ大学（総長付財務諮問委員会）、オレンジ郡コミュニティ基金（顧問取締役）

トンプソン氏は、経験豊富な金融サービス業界の経営者です。同氏は、金融サービス、リスク管理、財務報告、報酬、国際事業、法人業務の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。重要な法人業務を行う会社であるシティにとって、トンプソン氏のように法人業務に幅広く注力した経歴の取締役会メンバーを有することは強みになります。さらに、取締役会の人事・報酬委員会を主導した報酬分野におけるトンプソン氏の経験は、シティの取締役会にとって強みになります。同氏は、PIMCOの最高経営責任者（1993年から2009年）、東京のソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドの会長（1991年から1993年）、ソロモン・ブラザーズの西部地区コーポレート・ファイナンス責任者、および西部地区インスティテューショナル・セールス責任者として、金融サービス、リスク管理、法人業務、国際事業において幅広い技能と経験を得ました。また、ピムコおよびパシフィック・ライフ・コーポレーションの元最高経営責任者として、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務に関する技能と経験を幅広く積んでいます。

ジェームズ・S・ターレー

アーンスト・アンド・ヤング元会長兼最高経営責任者

- ・アーンスト・アンド・ヤング会長兼最高経営責任者 - 2001年から2013年6月
- ・アーンスト・アンド・ヤング地区マネージング・パートナー - 1994年から2001年
- ・シティグループ取締役 - 2013年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：エマーソン・エレクトリック・カンパニー、イントレクソン・コーポレイション、ノースロップ・グラマン・コーポレーション
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：ボーイスカウトアメリカ連盟（理事会メンバー）、ボーイスカウトグレーター・セントルイス連盟（理事長）、世界スカウト財団（理事会メンバー）、経済開発委員会（理事）、テアトル・フォワード（理事）およびセントルイス市立劇場協会（理事会メンバー）

ターレー氏は、元アーンスト・アンド・ヤングのグローバル会長兼最高経営責任者で、彼の米国内外での会計士としての類稀なキャリア、ならびに彼の大手公認会計事務所を率いた幹部としての経験から得られた見識と専門性を当社にもたらしめました。ターレー氏は、財務報告、法務、法人関連業務、国際事業、規制コンプライアンス、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。ターレー氏は監査委員会の委員長として、またリスク管理委員会の委員として、財務報告、規制問題、コンプライアンス、内部監査、法律問題およびリスクに対する取締役会による監督に大きく寄与します。アーンスト・アンド・ヤングの会長兼最高経営責任者を務める中で、彼は報酬、訴訟および法人関連業務分野において重要な専門知識を培ってきました。キャタリストの元取締役会長であるターレー氏は、多様性における第一人者として知られ、女性にとって平等な市場の参加をサポートし、また、アーンスト・アンド・ヤングで監督していた女性経営企業の戦略的開発を可能にした革新的なプログラムにより、誉れ高いクリスタル・リーダーシップ・アワードを受賞しました。当社に対し、多様性に関する問題について指導してくれます。

デボラ・C・ライト

カーバー・バンコプ・インク元会長

- ・カーバー・バンコプ・インク会長・2005年から2016年
- ・カーバー・バンコプ・インクおよびカーバー連邦貯蓄銀行社長兼最高経営責任者・1994年から2014年
- ・アップパー・マンハッタン・エンパワーメント・ゾーン・ディベロップメント・コーポレーション、再開発ファンド社長兼最高経営責任者・1996年から1999年
- ・住宅保全開発局長官・1994年から1996年
- ・ニューヨーク市住宅公団委員会メンバー・1992年から1994年およびニューヨーク市都市計画委員・1990年から1992年
- ・シティグループ取締役・2017年以降
- ・他法人での取締役就任状況：タイム・ワーナー・インクおよびボヤ・ファイナンシャル・インク
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：カーバー・バンコプ・インク
- ・その他の活動状況：スローン・ケタリング記念がん研究所監査委員会委員長および執行委員会メンバー

ライト女史は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有し、金融サービス、消費者業務、リスク管理、法人関連業務、財務報告、規制コンプライアンスの各分野における同氏の広範な経験により、取締役候補者として指名されました。広範な個人向け業務を行い地域開発に貢献している厳しく規制された金融サービス企業であるシティにとって、金融サービス業界において優秀な経歴を持ち、地域開発について知識があり、貢献しているライト女史のような取締役を有することは強みになります。カーバー・バンコプ・インクおよびカーバー連邦貯蓄銀行での会長兼最高経営責任者としてライト女史が得た個人および商業向け銀行業務、戦略的計画、マーケティング、規制コンプライアンス、財務報告および人事に関する経験は、シティの指導力の向上に資するものであり、組織、プロセス、戦略およびリスク管理に対する実務的な理解を示すものです。同氏は、非営利組織および政府団体で長年指導者であったことにより培った法人関連業務の経験もあります。同氏はまた、タイム・ワーナー・インクでの監査・財務委員会の委員長としての財務報告における経験も豊富です。ボヤ・ファイナンシャル・インクの実業取締役会メンバーとして、また、それ以前のクラフト・フーズ・インクでの長期間にわたる勤務から、多岐にわたる消費者向け製品を顧客に供給する企業を監督する視点および経験を有しています。

エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン

エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治経済学教授

- ・エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治経済学教授 ・ 2002年9月から現在
- ・メキシコ大統領 ・ 1994年から2000年
- ・メキシコ国政府教育省長官 ・ 1992年から1993年
- ・メキシコ国政府経済計画・予算担当長官 ・ 1988年から1992年
- ・メキシコ国政府予算担当次官 ・ 1987年から1988年
- ・メキシコ中央銀行エコノミスト、経済リサーチ部門副部長、FICORCA長官、次官 ・ 1978年から1987年
- ・シティグループ取締役 ・ 2010年以降
- ・他法人での取締役就任状況：アルコア・コープ、プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー、グルポ・プリザ
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：BP（国際諮問委員会委員）、クレディ・スイス・リサーチ・インスティテュート（アドバイザー）、G30（メンバー）、インター・アメリカン・ダイアログ（メンバー）、天然資源管理機構（理事長）およびローリエイト国際大学連盟プレジデンシャル・カウンセラー

セディージョ・ボンセ・デ・レオン氏は、元メキシコ大統領であり、熟達したエコノミストであり、学界の権威です。同氏は、国際事業および経済、規制コンプライアンス、法人関連業務、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。メキシコで重要な事業を行う金融サービス企業であるシティは、セディージョ・ボンセ・デ・レオン氏を取締役会に有することにより、メキシコの事業、政治、規制および経済環境についてより深い理解を提供することに資するものです。メキシコ中央銀行での勤務（1978年から1987年）、メキシコ政府の予算担当次官（1987年から1988年）、同経済計画予算担当長官（1988年から1992年）、そしてメキシコ大統領（1994年から2000年）等、広範な政府関係役職の経験、グローバリゼーション研究センターのディレクターとしての役割、エール大学の国際政治経済学の教授および国際地域研究の教授を含む学界での経験を通じて、国際事業、規制コンプライアンス、リスク管理の各分野において幅広い経験を有しています。同氏は、グローバル・デベロップメント・ネットワークの会長、世界銀行グループのガバナンスの現代化に関するハイレベル委員会の委員長、G30のメンバー、BPおよびザ・コカ・コーラ・カンパニー各社の国際評議会の評議員としての職務を通じて、国際事業、法人関連業務において広範囲にわたる経験を有しています。セディージョ・ボンセ・デ・レオン氏は、アルコア・コープの取締役として監査委員会、公募委員会の委員を、さらにプロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーの取締役として統制・公共責任委員会の委員と革新・技術委員会の委員を務め、またスペインのグルポ・プリザの取締役であり、以前にはユニオン・パシフィック・コーポレーションの元取締役として監査委員会と財務委員会の委員を、さらにEDSの元取締役として統制委員会の委員を務めたことから、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、法人関連業務における経験をj得ています。

(2) シティグループのその他の業務執行役員

(上記「(1) シティグループの取締役および指名された執行役員」に記載したものを除きます。)

氏名／役職	生年月日	任期	株式の保有状況 ⁽¹⁾ (2017年5月18日現在) (株)
フランシスコ・アリステギエタ アジア太平洋地域最高経営責任者	1965年12月20日	該当なし	128,165
スティーブン・バード グローバル個人金融部門最高経営責任者	1967年2月24日	該当なし	338,950
ドン・キャラハン オペレーション&テクノロジー部門長	1956年5月16日	該当なし	288,668 ⁽²⁾
ジェームズ・C・カウルズ ヨーロッパ・中東・アフリカ地域 最高経営責任者	1955年5月15日	該当なし	294,990
バーバラ・デソー シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者	1952年11月4日	該当なし	90,949
ジェームズ・A・フォリス シティグループ社長 インスティテューショナル・クライアント・ グループ最高経営責任者	1963年2月23日	該当なし	500,438
ジェーン・フレイザー ラテンアメリカ地域最高経営責任者	1967年7月13日	該当なし	121,628
ジョン・C・ガスバック シティグループ最高財務責任者	1953年8月24日	該当なし	392,876
ブラッドフォード・フー チーフ・リスク・オフィサー	1963年5月20日	該当なし	65,309
ウィリアム・J・ミルズ 北米地域最高経営責任者	1955年9月24日	該当なし	491,100 ⁽³⁾
マイケル・マリー 人事部門責任者	1965年2月15日	該当なし	39,912
ジェフリー・R・ウォルシュ シティ、コントローラー兼最高会計責任者	1957年12月21日	該当なし	57,642
ローアン・ウィーラシング シティグループ、ジェネラル・カウンセル およびコーポレート・セクレタリー	1950年8月23日	該当なし	135,951

- (1) 株式の種類は普通株式です。オプションは含みません。
- (2) キャラハン氏は、シリーズS6.300%非累積優先株式の預託株式を4,170株保有しており、これは当該シリーズ優先株式の0.010パーセントに相当します。
- (3) ミルズ氏は、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式の預託株式を1,000株保有しており、これは当該シリーズ優先株式の0.080パーセントに相当します。
- (4) シティグループのその他の業務執行役員各々の略歴は、以下のとおりです。

フランシスコ・アリステギエタ

アジア太平洋地域最高経営責任者

フランシスコ・アリステギエタ氏は、シティグループのアジア太平洋地域の最高経営責任者であり、この地域の16ヶ所にわたる市場におけるすべての事業に責任を有しています。アジア太平洋地域に加え、アリステギエタ氏は、シティグループのグローバル収益の約30%を占める英国、ロシア、ポーランドおよびアラブ首長国連邦における顧客向け業務も担当しています。

2015年6月に現在の職務に就く前、同氏は、ラテンアメリカ地域の最高経営責任者を務め、シティが事業を展開する23ヶ国の地域で3年にわたる事業再編への取り組みを統率しました。それ以前は、ラテンアメリカおよびメキシコ地域のシティ・トランザクション・サービス（CTS）部門の責任者を務め、当社のインスティテューショナル・クライアント・グループの中核商品であるキャッシュ・マネジメント、トレード、カストディ、コレスポンディング・バンキングおよび輸出代理ファイナンスを管理していました。同氏は、バンコ・ナシオナル・デ・メヒコ（以下「バナメックス」といいます。）の執行委員会およびCTSグローバル執行委員会のメンバーでした。アリステギエタ氏はまた、アンデス地域諸国（ベネズエラ、コロンビア、ペルー、エクアドルおよびボリビア）ならびにコロンビアにおける最高経営責任者を直接務め、その前は、シティ・ベネズエラの最高経営責任者、その前はエクアドルの最高経営責任者でした。

アリステギエタ氏は、シティグループの最高経営責任者マイケル・コルバットの直属の部下であり、シティのオペレーティング・コミッティのメンバーです。同氏はまた、シティグループ・ファンデーション委員会およびシティ・ベンチャーズのメンバーであり、アジア・ソサエティーの評議員会の一員として務めています。2003年からは、ザ・ヤング・プレジデンツ・オーガナイゼーション（YPO）のメンバーとなっています。さらに、同氏は、チリ最大の金融グループであるバンコ・デ・チリの副会長および取締役会のメンバーでもあります。同氏は、全米ラテンアメリカ商工会議所、南北アメリカ協会および南北アメリカ評議会のメンバーであり、さらに、同氏は南北アメリカ・ジュニア・アチーブメント委員会や、エクアドル・コロンビア・ベネズエラ銀行協会、全米エクアドル・コロンビア・ベネズエラ商工会議所およびコロンビアのアメリカ企業評議会等その他いくつかの委員会のメンバーを務めてきました。同氏はまた、コロンビア市場第三位の規模を有する年金ファンドマネージャーであるコルフォンドの取締役会会長も務めました。

アリステギエタ氏は、1994年にコーポレート・バンクのバイス・プレジデント兼シニア・リレーションシップ・マネージャーとしてシティグループに入社し、1997年にシティ・ベネズエラにおいてコーポレート・バンク、金融機関および公共部門の責任者になりました。同氏は2003年にシニア・クレジット・オフィサーの称号を、2008年にはレベルIIの称号を、および2011年にはシティにおいてリスク・アプローバル・ビジネスの最高レベルの称号であるレベルIの称号を獲得しました。

シティに入社する前は、ヴストコール・パートナーズにおいて、ベネズエラ、コロンビアおよびブラジルに係るデット・キャピタル・マーケット業務を担当しており、その前はベネズエラ国営石油会社（PDVSA）のプロジェクト・ファイナンス・グループに所属していました。

アリストギエタ氏は、ブリティッシュ・カウンシルおよびベネズエラ国営石油会社の奨学金によりロンドンのブルネル大学のMBAを取得しました。同氏はまた、ベネズエラ、カラカスのメトロポリターナ大学で経営学を専攻し、銀行業務および金融の学位ならびに企業経営の学士号を取得しています。

スティーブン・バード

グローバル個人金融部門最高経営責任者

スティーブン・バード氏は、グローバル個人金融部門の最高経営責任者です。同氏は、19ヶ国におけるすべての個人向けおよびコマーシャル・バンキング業務についてグローバルな責任を有し、その範囲にはかかる業務をサポートするリテール・バンキング、ウェルス・マネジメント、クレジットカード、住宅ローンおよびオペレーション&テクノロジー部門が含まれます。同氏は、シティのオペレーティング・コミティのメンバーです。

それ以前には、バード氏は、アジア太平洋地域の最高経営責任者を務め、当該地域の17の市場におけるシティの個人・法人向け業務の責任者でした。最高経営責任者として、同氏は、シティをアジア太平洋地域随一の銀行として確立させ、デジタル・イノベーション開発を先導し、シティの中国での事業拡大を加速させました。中国において、シティはオリエント・セキュリティーズと合併事業を設立し、グローバル・バンクとして初めて独自ブランドのクレジットカードを発行し、上海自由貿易区に支店を設立した初の外資系銀行のうちの1行となりました。同氏の指導力によって、シティは6年間連続で「ファイナンス・アジア」の「アジア太平洋地域におけるベスト・バンク」に選出されました。

2009年から2012年までは、シティ・アジア太平洋地域共同最高経営責任者を務め、北アジア地域を担当し、2006年から2008年までは、アジア太平洋地域の個人金融部門の責任者を務め、同地域における3,000万名を超す顧客口座を担当し、シティ・ジャパンにおいて4年間、クレジットカードおよび消費者金融の最高経営責任者を務めました。さらにその前は、シティ・ラテンアメリカにおいて23ヶ国におけるシティのすべての事業を管轄するオペレーション&テクノロジー部門の責任者を務めました。

バード氏は、1998年にシンガポールにおいて、アジア太平洋地域のオペレーション&テクノロジー部門の責任者としてシティに入社し、優れた顧客サービスならびに市場をリードするインターネットおよびモバイルサービスの提供を可能にする、シティの技術的・業務的能力の整備に成功しました。シティの優れた電子商取引サービスは、現在も顧客や業界から評価され続けています。同氏は、2001年にラテンアメリカに異動となりました。

シティに入社する前は、バード氏は英国のGEキャピタルおよびブリティッシュ・スチールにおいて上級経営陣の役職に就いていました。GEキャピタルではシックス・シグマ・プログラムを立ち上げ、GEキャピタル・フリート・サービスズにおいて、顧客重視・継続的改善の企業文化を確立し、その後、同社において英国事業の取締役に就任しました。同氏は、GEキャピタルの異なる業務間で、英国自動車業界の資金的ニーズに応える合併事業会社を設立し、この先駆的な取組みによってGEの「ピナクル・アワード」を受賞しました。

バード氏は、シティのチェアマン・エグゼクティブ・フォーラムおよびGEのヨーロッパ・アドバンスト・リーダーシップ・プログラムのOBです。同氏はまた、アジア協会および米中ビジネス評議会の評議員も務めています。同氏は、カーディフ大学を卒業し、同大学の名誉会員でもあります。

ドン・キャラハン

オペレーション&テクノロジー部門長

ドン・キャラハン氏は、シティのグローバルなオペレーション&テクノロジー部門の責任者です。同氏は、シティ全社のすべての技術に関するグローバルな基準を定めるチーフ・インフォメーション・オフィサー・カウンセルのエグゼクティブ・チェアであり、シティの事業間のデジタル変換を推進するデジタル・ガバナンス・オフィスを統率しています。キャラハン氏はまた、シティのグローバル情報セキュリティ戦略の策定および実施の責任者です。

技術面の組織変革で豊富な実績を有するキャラハン氏は、シティのグローバル技術アジェンダを定め、監督しています。同氏は、世界160以上の国の個人、法人および団体顧客を対象とする商品およびサービスを提供するための共通の技術基盤の導入を牽引しています。同氏はまた、顧客実績の向上、シティのコスト構造の変革、収益性の推進を可能にする新しい技術と既存の技術を活用するシティの戦略を策定し、実施しています。

技術的な職務に加え、キャラハン氏は、34ヶ所にわたるシティ・サービス・センターで施行される総合グローバル管理サービスモデルから成るシティのシェアード・サービスを監督しています。同氏はまた、原データを実用的な知識に変え、顧客に向けて新たな見識や価値を創出するシティの企業分析プラットフォームを監督しています。同氏はまた、シティのグローバルな不動産ポートフォリオを管理しており、シティの拠点を統合し、職場環境を最適化することにより、生産性を向上させています。

2007年にシティに入社する前には、キャラハン氏は、IBM、モルガン・スタンレーおよびクレディ・スイスにおいて要職を歴任し、生産性、顧客向けサービスの強化および収益性の改善をもたらした顧客中心の技術戦略を策定および実施しました。

キャラハン氏は、複数のコミュニティ組織に積極的に関与しています。同氏は、マンハッタンビル・カレッジの評議員会会長であり、グレーター・ニューヨークの米国赤十字社の理事も務めています。同氏は、メトロポリタン美術館のビジネス・コミッティのメンバーおよび外交政策協会の研究員です。

ジェームズ・C・カウルズ

ヨーロッパ・中東・アフリカ地域最高経営責任者

ジェームズ・C・カウルズ氏は、2013年1月にシティのヨーロッパ・中東・アフリカ地域（以下「EMEA」といいます。）の最高経営責任者に指名されました。

現在の地位に就任する前は、カウルズ氏はEMEAの最高業務責任者およびシティの西ヨーロッパ地域の責任者であり、また、EMEAにおけるシティのマーケット責任者、エクイティ部門およびエクイティ・キャピタル・マーケット部門（新規発行商品）のグローバル責任者も務めました。

カウルズ氏は、1979年にスミス・バーニーに入社しました。同氏はこれまでに、株式業務（EMEA）の責任者、投資銀行業務の副責任者、不動産投資銀行業務および中小企業向け抵当貸付取引業務の責任者、デット・キャピタル・マーケット業務の責任者および直接投資業務の責任者を務めてきました。

カウルズ氏は、1977年にデニソン大学で経済学の学士号を取得し、最優等学生（ファイ・ベータ・カッパ（Phi Beta Kappa）のメンバー）として卒業しました。また1979年にペンシルベニア大学、ウォートン・スクールを卒業しMBAを取得しました。

バーバラ・デソー

シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者

バーバラ・デソー女史は、シティバンク、エヌ・エイの最高経営責任者の職務に2014年4月に就任し、取締役会のメンバーでもあります。シティバンク、エヌ・エイは、シティグループの資産合計の約75%を占めます。同社は、シティグループが米国を含む（メキシコは除きます。）95ヶ国における支店および子会社で活動を行う主たる事業体です。シティバンク、エヌ・エイは、主に、抵当貸し付け、クレジットカード、リテール・バンキング業務関連の商品およびサービス、法人貸付業務、コマーシャル・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスおよびe-コマース商品およびサービスならびにプライベート・バンキング業務関連の商品およびサービスを提供しています。最高経営責任者の職務に加え、デソー女史は、シティグループの包括的資本分析およびレビューのプロセスならびにシティグループのマネー・ロンダリング防止部門も統率しています。デソー女史はまた、シティグループのグローバルな女性の取り組みである、シティ・ウィメンの共同責任者でもあります。

デソー女史のバンク・オブ・アメリカにおける35年のキャリアにおいて直近の職位は、住宅ローン部門の社長でした。デソー女史のバンク・オブ・アメリカにおけるその前の職務は、グローバル・テクノロジー&オペレーション・エグゼクティブでした。この職務において同氏は、成長および革新計画をテクノロジーを通じてさらに効果的に実現するための機能を改善し、オフショア・チームの設置を通じて品質を向上させ、インフラの改修に投資し、シックス・シグマ集中型機能を構築しました。また、コンシューマー・プロダクトの社長として、当座および貯蓄預金口座、クレジットカードおよびデビットカード、第1順位抵当貸付およびホーム・エクイティ融資、ならびに保険商品、コールセンター、ATM、オンライン銀行、ならびにディーラー・サービスを統括しました。

これ以前に同氏は、マーケティング・ディレクター（同氏はそこで1998年のバンク・オブ・アメリカおよびネーションズバンクの合併後にそれぞれのすべての過去の事業を新しいブランドとして再生させました。）、銀行業務グループの社長、カリフォルニアの個人向けおよび中小企業向け銀行業務の執行役員、地域マネージャーおよびいくつかの管理職としての職位を経験しています。

デソー女史は、ダヴィータ・ヘルスケア・パートナーズ・インクの取締役会のメンバーです。同氏はまた、非営利団体における何年間にも及ぶ様々な役員の地位を務め、現在はカリフォルニア大学バークレー校のボード・オブ・ビジターズのメンバーです。

同氏はカリフォルニア大学バークレー校ハース・スクール・オブ・ビジネスにおいて金融のMBAを、またマウント・ホリヨーク大学で数学の学士号を取得しています。

ジェームズ・A・フォリス

シティグループ社長

インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者

ジェームズ・A・フォリス氏は、シティグループの社長およびインスティテューショナル・クライアント・グループの最高経営責任者です。フォリス氏は、シティグループのオペレーティング・コミティのメンバーであり、拠点をニューヨークに置いています。

インスティテューショナル・クライアント・グループは、市場および証券サービス業務、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション業務ならびに法人金融・投資銀行取引、さらにシティ・プライベートバンクも管轄しています。

フォリス氏は、当初1985年にソロモン・ブラザーズ部門に入社し、そのキャリアを有価証券トレーディングから開始しました。1992年にマネージング・ディレクターに指名され、マーケッツ部門の責任者を含む同部門の様々な管理職を務め、2011年に証券および銀行業務部門の管理を一任されました。

フォリス氏は、1985年にプリンストン大学を最優等の成績（スーマ・カム・ラウディ（summa cum laude））で卒業し、電子工学およびコンピューター・サイエンスにおいて理学士号を取得しました。同氏は、大学基金運用会社であるプリンストン大学投資会社（PRINCO）の取締役を務めています。フォリス氏はコルビー大学の評議員会のメンバーです。

ジェーン・フレイザー

ラテンアメリカ地域最高経営責任者

ジェーン・フレイザー女史は、メキシコを含む重要な地域における23ヶ国でシティが運営するすべての事業に責任を有するシティグループのラテンアメリカ地域最高経営責任者です。フレイザー女史は、シティのオペレーティング・コミティの一員です。

現職に就任する前、同氏は、米国内のリテール・バンキング、コマーシャル・バンキング、スモール・ビジネス・バンキングおよびウェルス・マネジメントならびにシティの住宅抵当貸付業務にグローバルな責任を有する、米国の個人金融部門およびコマーシャル・バンキング業務ならびにシティモーゲージの最高経営責任者でした。

2009年から2013年まで、フレイザー女史は、シティのグローバル・プライベート・バンク業務の最高経営責任者を務めました。その4年間に於いて、同氏は最高の人材を採用・育成し、好業績と業界トップの費用比率を達成する等事業を改革しました。同氏のリーダーシップの下、シティ・プライベートバンクは、フィナンシャル・タイムズ、ザ・バンカーおよびPWMより、3年連続でベスト・グローバル・プライベート・バンクに選出されました。それ以前は、フレイザー女史は、2007年から2009年までストラテジーおよびマージャーズ&アクイジション責任者を務め、会社のリエンジニアリングへの取組みを指導しました。同氏は、2004年にシティに入社し、グローバル金融部門の顧客戦略を行いました。アメリカン・バンカーズは複数回にわたり、同氏を銀行業界で最も影響力のある女性の一人として評価しています。

シティに入社する前は、フレイザー女史は、ロンドンおよびニューヨークで10年間マッキンゼー・アンド・カンパニーのパートナーを務め、金融サービス業界の顧客にサービスを提供しました。マッキンゼー在職中、同氏はグローバル化に関する記事を多数執筆し、1999年にはHBSプレスからグローバル戦略に関する書籍「レース・フォー・ザ・ワールド (Race for the World)」を共著で出版しています。同氏はそのキャリアを、ゴールドマン・サックスのロンドンにあるM&A部門からスタートし、その後スペインのマドリッドにあるAsesores Bursátilesにて勤務しました。

フレイザー女史は、ハーバード・ビジネス・スクールのMBAおよびケンブリッジ大学経済学修士号を取得しています。

ジョン・C・ガスバック

シティグループ最高財務責任者

ジョン・C・ガスバック氏は、2009年7月にシティの最高財務責任者に指名されました。同氏は、当社の財務管理の責任者であり、またシティの経費管理およびシティのベンチャー・イニシアチブを指揮しています。最高財務責任者に指名される前は、ガスバック氏はシティのコントローラー兼最高会計責任者でした。

ガスバック氏は、1990年からシティに在籍しており、当社の様々な部門で最高財務責任者およびチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーを歴任しました。同氏は、地域別個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループの両方で経験を積み、ラテンアメリカで最高財務責任者／チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー (CAO) を務める等、すべての地域部門と緊密に業務を行ってきました。

同氏の職歴はアーサー・アンダーセン・アンド・カンパニーから始まり、1990年にシティに入社する前には、ペン・セントラル・インダストリー・グループの最高財務責任者を務め、その前には、アイティーティーコーポレーションの防衛契約グループ・コントローラーを務めました。

ガスバック氏はノートルダム大学で会計学の学位を取得しており、ニューヨーク州の公認会計士資格を有しています。

ブラッドフォード・フー

チーフ・リスク・オフィサー

ブラッドフォード・フー氏は、2013年1月にシティのチーフ・リスク・オフィサーに指名されました。

当初の4年間、フー氏はアジア地域のチーフ・リスク・オフィサーを務め、同地域の個人向け事業およびインスティテューショナル・クライアント・ビジネス双方にわたり会社のリスクの管理およびリスク追跡に責任を有しました。さらに、フー氏はアジアにおけるシティの担当当局に対する窓口となり、かつアジア地域のリスク管理委員会を指揮しました。

シティに入社する前は、フー氏は20年以上モルガン・スタンレーで勤務し、モルガン・スタンレー台湾の最高経営責任者を務め、その他にも会社経営部門、グローバル・エクイティ部門、グローバル・キャピタル・マーケット部門および投資銀行部門において数々の指導的役割を果たしました。フー氏は、香港、東京および台北にて勤務・在住しながら、アジアにおいて15年以上の経験を積みました。

フー氏はマサチューセッツ工科大学で経済学を重点的に電気工学およびコンピューター・サイエンスの理学修士および理学士号を取得して卒業し、また、ダートマス大学のエイモス・タック経営大学院ではエドワード・タック奨学生となり、きわめて優秀な成績でMBAを取得しました。

ウィリアム・J・ミルズ 北米地域最高経営責任者

ウィリアム・J・ミルズ氏は、シティの北米地域の最高経営責任者です。同氏は、世界約100ヶ国におけるシティ地域開発および米国外フランチャイズ経営の責任者であり、またシティ・ホールディングスおよびシティの日本における事業に対しても責任を有しています。

2008年から2011年までは、同氏はEMEA地域最高経営責任者であり、同氏はこの地域全域において、個人、事業、機関投資家および政府を含むシティの幅広い顧客層のすべての業績に責任を有しました。北米におけるこの職位において、ミルズ氏は同地域におけるシティの事業のために顧客サービス、規制当局に対する協力、および費用の管理に注力しました。

ミルズ氏は、EMEAの最高経営責任者に就任する前は、EMEAのシティ・マーケット・アンド・バンキングの会長兼最高経営責任者でした。

ミルズ氏は、シティに在籍する35年を含め、金融サービス業界における40年を超える経験を有しています。ロンドンに異動する前、同氏はソロモン・スミス・バーニー・アジア・パシフィックの最高経営責任者およびソロモン・スミス・バーニーの経営委員会のメンバーでした。その職務においてミルズ氏は、アジア、オーストラリア、ニュージーランドおよびインド亜大陸で運営される同社の投資銀行業、エクイティ、債券、プライベート・クライアント・サービスおよびその他の事業の責任者でした。

ミルズ氏はニューヨークでシティでのキャリアを開始させ、そこで、スミス・バーニーにおいてデット・オリジネーションおよび証券化のグループを立ち上げて同グループを率い、スミス・バーニーの金融機関部門の共同責任者を務め、また、投資銀行部門の共同責任者を5年間務めました。ミルズ氏は、1982年にスミス・バーニーに入社する前は、スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのバイス・プレジデントを務めており、同社では仕組金融格付委員会のメンバーでした。

ミルズ氏は、シティフィナンシャル・クレジット・カンパニー、シティグループ・グローバル・マーケット・インク（CGMI）、シティ・ファンデーションおよびシティ・ハーベストの役員会のメンバーでした。同氏は、ビジネス・カウンシル・フォー・インターナショナル・アンダースタンディング（BCIU）の会長であり、外交政策協会の研究員です。

同氏は1977年にデニソン大学を卒業しています。

マイケル・マリー

人事部門責任者

マイケル・マリー氏は、1996年のシティ入社以来、シティの人事部門の職務に就いており、直近まで報酬、給付および採用部門（Compensation, Benefits and Recruiting）のグローバル責任者でした。同氏は、2014年7月にシティの人事部門責任者に指名されました。

金融危機当時およびその余波の最中に、同氏は、今日まで続くより厳しい監視下に置かれた状況に対応するためのシティの報酬制度の再設計に助力しました。同氏はまた、当社の人事部門の有効性と効率性を向上させる取組みを率いてきました。この人事部門の改革は、戦略と顧客体験の位置付けのため、組織構造のあらゆる部分に焦点をあてています。

マリー氏は、シティにおいて、シティ・オルタナティブ・インベストメンツ部門のシニア・ヒューマン・リソース・オフィサー、給付、執行役員啓発部門（Benefits, Executive Development）のディレクターならびにファイナンスおよびM&A部門（Finance and M&A）のディレクターを歴任しています。

シティ入社前、マリー氏は、国際的な給付を専門とする従業員給付コンサルタントでした。

マリー氏はコルゲート大学数学科を最優等の成績（スーマ・カム・ラウディ（summa cum laude））で卒業しました。同氏は1991年にアクチュアリー会（Society of Actuaries）のアソシエイト、1996年に登録アクチュアリーの資格を取得しました。

ジェフリー・R・ウォルシュ

シティグループ、コントローラー兼最高会計責任者

ジェフリー・R・ウォルシュ氏は、シティグループ・インクのコントローラー兼最高会計責任者です。同氏は、シティグループにおいて、グローバル個人金融事業のコントローラー、グローバル個人金融部門の暫定最高財務責任者、北米外業務のシニア・ファイナンス・オフィサー、ヨーロッパ・中東・アフリカ（EMEA）における個人向け事業の最高財務責任者および英国カントリー・コントローラー等、多様な商品、地域および業務部門についての財務の職務を26年以上務めてきました。それ以前には、ウォルシュ氏は、KPMGに11年間勤務しました。

ウォルシュ氏は、シティコープ・インシュアランス・ユーエスエー・インクの取締役会メンバーであり、非営利組織ジャグル・ザ・ワールドの取締役会メンバーです。

ローアン・ウィーラシング

シティグループ、ジェネラル・カウンセルおよびコーポレート・セクレタリー

ローアン・ウィーラシング氏は、2012年6月にジェネラル・カウンセルおよびコーポレート・セクレタリーとしてシティに入社しました。シティのオペレーティング・コミッティのメンバーとして、同氏は、事業別の法律顧問、地域別の法律顧問および企業代理の法律顧問を含むシティのグローバル・リーガル・チームを監督しています。

シティに入社する前、ウィーラシング氏は、シャーマン・アンド・スターリングのシニア・パートナーでした。世界20都市のオフィスに約900名の弁護士を擁する国際法律事務所であるシャーマン・アンド・スターリングは、企業、金融機関および政府機関を顧客に抱えています。同氏は1977年にシャーマン・アンド・スターリングに入所し、1985年にパートナーに就任、その後2005年から2012年まではシニア・パートナーとして執務しました。35年間にわたり、同氏はシャーマン・アンド・スターリングにおいて、コーポレート・ガバナンス、複雑な企業取引ならびにIPOおよび債券発行等のキャピタル・マーケットにおける募集等の分野に関して世界各国の金融機関および企業に助言し、またこれらの代理人を務めてきました。

ウィーラシング氏は、1972年にハーバード大学を卒業し、また1977年にハーバード・ビジネス・スクールおよびハーバード・ロー・スクールでMBAおよび法学博士の学位を取得しています。同氏は、カーネギー国際平和財団の理事およびクリアリング・ハウス・アソシエーションの理事会メンバーに就いています。

[次へ](#)

(3) 取締役および執行役員の報酬および特典

取締役の報酬

取締役の報酬は、取締役会によって決定されます。1986年の新規株式公開以来、シティは社外取締役への報酬の全部または一部を普通株式で支給し、取締役が他の株主と同様に株主としての利益を取得できるよう図っています。指名・統治・広報委員会は、取締役会に対して取締役報酬に関する勧告を行います。当該委員会は、取締役の任務を行うのに適格な候補者が確保され、かつ、取締役の株式保有を奨励する慣行が推進される報酬水準を決定するために、評価基準の見直しを定期的に行っています。2016年においては、社外の専門アドバイザーより、同業他社の取締役報酬に関する評価基準を入手しています。かかる評価基準に照らして現行の報酬プログラムを検討し、関連があるとみなされる要因を考慮に入れた上で、当該委員会は、委員会報酬支給体系の変更は適切であると決定しました。

社外取締役の報酬プログラムの主要な特徴：

- ・ 社外取締役は年間現金報酬75,000ドルとともに150,000ドル相当の繰延株式報酬を受領しています（ただし、当該報酬を受領を辞退した会長を除きます。）。繰延株式報酬は、一般に、年間インセンティブが上級執行役員に付与される日と同じ日に付与されます。繰延株式報酬は、一般に、付与から2年を経過した日に交付可能となりますが、取締役は報酬を受領をその日より後に繰り延べることができます。取締役が繰延株式報酬の付与に係る繰延期間の満了前かつ72歳未満で、個人的な理由により取締役会を辞任する場合には、当該取締役は繰延株式および報酬につき失効せず、当該取締役が勤務した1年未満の期間について比例配分による報酬が予定通り交付されます。取締役は、全部または一部の現金報酬を普通株式の形で受領することを選ぶことができ、当該普通株式の受領を繰り延べることもできます。
- ・ シティまたはその子会社の従業員である取締役は、取締役としての任務に対して報酬を受領しません。
- ・ シティの会長は年間報酬として500,000ドルの会長報酬を受領しますが、75パーセントはシティ普通株式の繰延株式として、25パーセントは現金またはシティ普通株式の繰延株式として支払われます。
- ・ 2016年4月1日以降、監査委員会、人事・報酬委員会またはリスク管理委員会の委員長を務めるシティの取締役には、年間50,000ドルの委員長報酬を受領する権利があります。その他の委員会の委員長を務める取締役には、年間35,000ドルの委員長報酬を受領する権利があります。監査委員会、人事・報酬委員会またはリスク管理委員会の委員を務めるシティの取締役には、年間30,000ドルの委員会報酬を受領する権利があります。その他の委員会（執行委員会および優先株式委員会を除きます。）の委員を務めるシティの取締役には、年間15,000ドルの委員会報酬を受領する権利があります。取締役には、委員会報酬および委員長報酬のすべてまたは一部を普通株式で受領することができます*。

- ・ コステロ女史、スペロ女史、ヘンス氏、マクエイド氏、サントメロ氏およびターレー氏はシティバンクの取締役を務めています。テイラー女史、ヘンリー氏およびライナー氏は、2016年の一定期間、シティバンクの取締役を務めていました。シティバンクの各社外取締役には、25,000ドルを年間現金報酬として受領する権利があります。シティバンクの取締役会長には、年間50,000ドルの会長報酬を受領する権利があります。
- ・ シティおよびシティバンクのすべての年間報酬および委員長報酬は四半期毎に分けて均等に支払われます。これらの報酬は、下記「2016年度取締役報酬」の表で報告されています。
- ・ シティは、取締役会や委員会への出席またはその他シティの取締役としての任務の遂行に伴い発生した費用を取締役に払い戻しています。このような費用には食費、宿泊費および交通費が含まれます。

* 2016年1月1日から2016年4月1日の期間に実施された委員会報酬体系はシティの2016年度議決権代理行使参考書類（Proxy Statement）に記載されています。

下表は、2016年度の社外取締役の報酬に関する情報を示したものです。

2016年度取締役報酬

氏名	現金で発生したまたは 支払われた報酬 (ドル) ⁽¹⁾	株式報酬 (ドル) ⁽²⁾	その他すべての 報酬 (ドル) ⁽³⁾	合計 (ドル)
エレン・M・コステロ	\$ 147,500	\$ 150,000	\$ 2,050	\$ 299,550
ダンカン・P・ヘンス	\$ 245,000	\$ 150,000	\$ 4,033	\$ 399,033
ピーター・B・ヘンリー	\$ 132,500	\$ 150,000	\$ 2,643	\$ 285,143
フランツ・B・ハマー	\$ 155,000	\$ 150,000	\$ 7,252	\$ 312,252
ルネ・J・ジェームズ	\$ 126,250	\$ 150,000	\$ 1,502	\$ 277,752
ユージーン・M・マクエイド ⁽⁴⁾	\$ 175,000	\$ 150,000	\$ 2,135	\$ 327,135
マイケル・E・オニール ⁽⁵⁾	\$ 500,000	-	\$ 28,077	\$ 528,077
ゲーリー・M・ライナー	\$ 150,000	\$ 150,000	\$ 2,745	\$ 302,745
ジュディス・ルーディン	\$ 126,250	\$ 150,000	\$ 16,024	\$ 292,274
アンソニー・M・サントメロ	\$ 251,250	\$ 150,000	\$ 13,912	\$ 415,162
ジョアン・E・スペロ	\$ 170,000	\$ 150,000	\$ 11,185	\$ 331,185
ダイアナ・L・テイラー	\$ 217,500	\$ 150,000	\$ 10,639	\$ 378,139
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア	\$ 183,750	\$ 150,000	\$ 2,756	\$ 336,506
ジェームズ・S・ターレー	\$ 253,750	\$ 150,000	\$ 4,033	\$ 407,783
エルネスト・セディージョ・ ポンセ・デ・レオン	\$ 126,250	\$ 150,000	\$ 10,072	\$ 286,322

(1) 取締役は、現金報酬の全部または一部をシティの普通株式で受領することを選択することができ、さらにこの普通株式の受領を繰り延べることを選択することもできます。何名かの取締役は、株式の受領を繰り延べています。コステロ女史、スペロ女史およびヘンリー氏は、下記の表に示すように、2016年の現金報酬または委員長報酬の全部または一部を繰延株式で受領することを選択しました。オニール氏は、下記の表に示すように、会長報酬の全部を繰延株式で受領することを選択しました。ライナー氏およびトンプソン氏は現金報酬を株式（100パーセント）で受領することを選択しましたが、報酬の受領の繰延を選択しませんでした。したがって、それぞれ2,991株および3,819株が同氏らに四半期毎（1月1日、4月1日、7月1日、10月1日）に支給されました。報奨としての株式数を決定するために用いられた株価は、各四半期の最終月の最初の10日間のニューヨーク証券取引所におけるシティグループ普通株式（連結ベース）の終値の平均値です。

氏名	現金で現在までに支払われた報酬	株式で支払われる繰延報酬	
		ユニットの数	ユニットの価値
エレン・M・コストロ	\$ 25,000	2,547	\$ 122,500
ダンカン・P・ヘンス	\$ 245,000	-	-
ピーター・B・ヘンリー	\$ 6,250	2,630	\$ 126,250
フランツ・B・ハマー	\$ 155,000	-	-
ルネ・J・ジェームズ	\$ 126,250	-	-
ユージーン・M・マクエイド	\$ 175,000	-	-
マイケル・E・オニール	-	10,517	\$ 500,000
ゲリー・M・ライナー	\$ 6,250	-	-
ジュディス・ルーディン	\$ 126,250	-	-
アンソニー・M・サントメロ	\$ 251,250	-	-
ジョアン・E・スペロ	\$ 25,000	3,062	\$ 145,000
ダイアナ・L・テイラー	\$ 217,500	-	-
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア	-	-	-
ジェームズ・S・ターレー	\$ 253,750	-	-
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	\$ 126,250	-	-

(2) 本項目の記載額は、2016年度繰延株式報酬の付与日現在の公正価値の総額を示したものです。付与日現在の公正価値は、付与日である2016年2月16日時点で、ニューヨーク証券取引所におけるシティの普通株式の付与日直前の5取引日の終値の平均値により決定された付与価格を基礎としています。下記の表の金額は繰延株式報酬のみを示しており、現金報酬または会長報酬もしくは委員長報酬の代わりに付与された株式報酬は含まれていません。この繰延株式報酬の付与日現在の公正価値は、次のとおりです。

氏名	2016年度に付与された繰延株式(株)	付与日の公正価値(ドル)
エレン・M・コストロ	4,048	\$ 150,000
ダンカン・P・ヘンス	4,048	\$ 150,000
ピーター・B・ヘンリー	4,048	\$ 150,000
フランツ・B・ハマー	4,048	\$ 150,000
ルネ・J・ジェームズ	4,048	\$ 150,000
ユージーン・M・マクエイド	4,048	\$ 150,000
マイケル・E・オニール	-	-
ゲリー・M・ライナー	4,048	\$ 150,000
ジュディス・ルーディン	4,048	\$ 150,000
アンソニー・M・サントメロ	4,048	\$ 150,000
ジョアン・E・スペロ	4,048	\$ 150,000
ダイアナ・L・テイラー	4,048	\$ 150,000
ウィリアム・S・トンプソン	4,048	\$ 150,000
ジェームズ・S・ターレー	4,048	\$ 150,000
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	4,048	\$ 150,000

(3) 「その他すべての報酬」に記載された金額は、社外取締役がその繰延株式勘定に保有しているシティの普通株式に関して、2016年に当該取締役を支払われた配当等価物および利息の金額を示すものです。配当等価物は、株主に支払われている配当と同じ1株当たり金額および時期をもって、四半期毎に支払われます。利息は、配当等価物の額につき、その支払日より四半期末まで発生します。四半期末には、配当等価物は、取締役が現金で交付されるか、追加的な繰延株式に再投資されます。各取締役（2017年4月25日に退任したルーディン女史およびスペロ女史を除きます。）の保有株式数は上記「(1) シティグループの取締役および指名された執行役員」に報告されています。

- (4) マクエイド氏は以前、シティグループの執行役員を務めていました。同氏が事業年度末現在保有する業績連動株式ユニットおよび資本蓄積プログラム報奨の残高については、下記「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、5 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの状況」－「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」において報告されています。
- (5) オニール氏は、シティの会長として年間500,000ドルの会長報酬を受領します。

2016年度末現在の各取締役の残存する繰延株式の総数は以下のとおりです。

氏名	株式数
エレン・M・コストロ	6,637
ダンカン・P・ヘンス	10,134
ピーター・B・ヘンリー	8,074
フランツ・B・ハマー	17,836
ルネ・J・ジェームズ	4,077
ユージーン・M・マクエイド	5,564
マイケル・E・オニール	71,966
ゲーリー・M・ライナー	7,014
ジュディス・ルーディン	38,824
アンソニー・M・サントメロ	33,595
ジョアン・E・スペロ	28,600
ダイアナ・L・テイラー	25,941
ウィリアム・S・トンプソン	7,077
ジェームズ・S・ターレー	10,134
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	24,582

報酬の検討および分析

報酬の検討および分析は、以下の3項目で構成されています。

- ・ エグゼクティブ・サマリー
- ・ シティの2016年度執行役員報酬
- ・ シティの追加的報酬慣行

2016年度の抜粋報酬一覧表および報酬情報は、下記「2016年度抜粋報酬一覧表および報酬情報」に記載されています。

エグゼクティブ・サマリー

株主との対話

昨年の執行役員報酬に関する株主決議（say-on-pay vote）への賛成63.6パーセントという結果は、取締役会および経営陣の期待に達していませんでした。これを受けて、人事・報酬委員会（以下「報酬委員会」といいます。）および経営陣は、取締役会の独立報酬コンサルタントから入手したデータを用いて、当社の報酬プログラム全体について、1年間かけて検討を行いました。当該検討には、株主の意見を十分に理解するために行われた株主との直接的対話が含まれます。このようにして得られた株主からのフィードバックは報酬委員会の審議および決定に反映されました。

当社の取締役会会長であるオニール氏および当社の報酬委員会委員長であるトンプソン氏は株主への働きかけを率先して行い、シティの人事および法務担当上級執行役員がこれに加わりました。当社は執行役員報酬プログラムに関する株主との対話の機会を毎年春に定期的に設けていますが、本年度についてはさらに、2016年度年次株主総会開催後から2016年度業績報奨が付与される前までに株主との協議を行いました。当社は当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の約3分の1に相当する株主に働きかけました。これらの投資家は概して当社の大口の株主で、昨年当社の報酬プログラムに賛成票を投じた投資家および賛成票を投じなかった投資家の双方が含まれていました。当社は、対話の招請を受け入れた各株主と協議しましたが、これは、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の約20パーセントに相当する株主と協議したことになります。これらの協議は、2016年春に開催された株主その他との協議（その際、当社は、発行済株式（自己株式を除きます。）の少なくとも35パーセントに相当する34名の株主と協議しました。）に追加して行われました。当社は、また、議決権行使に関する推奨を行う議決権行使助言会社と協議し、当社の執行役員報酬プログラムについて当該会社のコメントを受領するとともに、当該会社からの疑問点に対応しました。

当社は、株主との協議において、当社の報酬プログラムに関する株主の意見を求めるとともに、当社の報酬委員会が検討している変更予定部分についてもフィードバックを求めました。株主への働きかけの成果としてのフィードバックは全取締役と共有され、報酬委員会による2016年度業績に関する検討および最終的な報奨において考慮されました。報酬委員会は、少なくとも年に1回執行役員の報酬に関し株主と対話すること、ならびに、報酬プログラムについて、株主からのフィードバックに直接応え、かつ当社のプログラムとシティの事業戦略との整合性を高める変更を行うことを約束しており、その約束に変わりはありません。

下表は、当社の投資家から聴取したフィードバックおよび当社がそれに対応して行った執行役員報酬プログラムの変更を示したものです。

聴取意見	当社の対応
開示慣行について - 経営陣の事業計画および報酬決定基準をより深く理解するために、当社の業績目標に関するより詳細な情報が必要。 - 判断材料がある場合には報酬決定に関する十分な説明が必要。	- 会社の業績目標のほか執行役員の業績を評価するために使用した財務成績を開示しました。 - 報酬決定プロセスについてより詳細な情報を提供できるよう、スコアカードの開示について見直しを行いました。
同業他社グループについて 市場報酬水準を理解するために使用する同業他社グループについては、有能な人材について競合する会社に焦点を合わせるべきである。	市場報酬レンジの決定のために使用される同業他社グループから非米国企業3社を削除し、米国企業8社を追加しました。当社の新たな同業他社グループ13社によって、当社役員の役職のための市場中央値の報酬額は増加していません。
繰延率について 報酬の大部分は長期的にその権利が確定すべきであり、また、将来の会社の業績に依存すべきである。	繰延報酬として付与され、株式ベースの報奨という形式で交付される最高経営責任者の年次合計インセンティブの割合を60パーセントから70パーセントに増加しました。
現金賞与について 年間の現金賞与については上限設定を希望する。	執行役員の現金賞与に上限を設けました。
執行役員報酬プランにおいて使用される業績評価指標について - シティの事業戦略と整合性があり、かつ、投資家が当社の進歩向上を追跡できる将来を見据えた経営指標を2つ以上含めることを希望する。 - 資本利益率（return on capital）および資本の還元（return of capital）に基づく指標の採用を希望する。 - 株主総還元額指標の維持については最小限の支持に留める。 - 相対的経営指標に関する関心はそれほど高くない（会社特有の目標設定を希望する意見もありました。）。	2つの業績評価指標（シティの有形普通株式利益率および累積的1株当たり利益）が含まれるよう、当社の業績連動株式ユニット・プログラムを修正しました。当社は、アナリストおよび投資家との定期的な協議においてかかるリターンに基づく指標を使用しています。これらの指標は株主総還元額の向上に向けた当社の進歩向上を測定するために使用されています。

上記の変更を反映した当社最高経営責任者の2016年度報酬の構成要素は下表に要約されており、その詳細は本項「報酬の検討および分析」の「シティの2016年度執行役員の報酬」－「インセンティブ報奨の構成」に記載されています。2015年度からの主要な変更点は下線で示しています。

2015年度 最高経営責任者の報酬構成要素		→	2016年度 最高経営責任者の報酬構成要素	
構成要素	形式		構成要素	形式
基本給	現金		基本給	現金
年間インセンティブ	現金 (40%)		年間インセンティブ	現金 (30%)
繰延インセンティブ	繰延株式 (30%) 業績ベースの権利確定条件に従い、4年間にわたって均等に権利が確定する。		繰延インセンティブ	繰延株式 (35%) 業績ベースの権利確定条件に従い、4年間にわたって均等に権利が確定する。
	業績連動株式ユニット (30%) 相対的TSR（株主総還元額）に基づいて権利が確定する。 業績評価期間は3年間			業績連動株式ユニット (35%) 有形普通株式利益率および累積的1株当たり利益に基づいて権利が確定する。 業績評価期間は3年間

灰色の網掛箇所はインセンティブ報奨の合計であり、当社の執行役員報酬の枠組みを用いて決定されます。

目標達成度を用いた報酬と業績の関連付け

2016年度のインセンティブ報奨合計支給額は、シティの全体的な業績および各執行役員が年初に設定した個人の目標達成度に基づいて決定されました。また、各執行役員のインセンティブ報奨合計額のうち業績連動株式ユニットで支給される部分は、2017年1月1日から2019年12月31日までの3年間における会社の業績に基づき課される追加条件に従います。

当社が業績評価指標を選択した理由

- ・ **インセンティブ報奨合計額を決定するために使用されるスコアカード評価指標** 指名された執行役員各人のインセンティブ報奨合計額は、当社の執行役員報酬の枠組みに基づいて決定されます。当該枠組みでは、当社の年間事業計画に直結する財務実績および非財務実績の各指標で構成されたスコアカードを用いて評価された業績を考慮します。
- ・ **業績連動株式ユニット評価指標** 株主から受領したフィードバックの直接的な結果として、報酬委員会は当社の業績連動株式ユニット・プログラムを見直し、長期的な株主価値の創出の推進力となる新しい業績評価指標を選択しました。新しい指標とは、有形普通株式利益率および累積的1株当たり利益です。これらの指標を合わせると、今後3年間の業績評価期間（2017年から2019年）にわたり当社のインセンティブ報奨とシティの財務目標とが強力に結び付きます。下記「シティの2016年度執行役員の報酬」－「インセンティブ報奨の構成」の業績一覧表に記載されているとおり、当社の業績連動株式ユニット・プログラムにおいて、2019年度に目標とする当社の有形普通株式利益率は10パーセントであり、今後3年間の業績評価期間について目標とする当社の累積的1株当たり利益は17.70ドルです。
- ・ **有形普通株式利益率**
 - 当社は、当社の開示済の戦略的な長期の有形普通株式利益率の目標と整合する利益率評価指標を設定しました。
 - 有形普通株式利益率は、（優先株式配当を控除後の）当期利益を、当該1年間の平均有形普通株式で除したものです。有形普通株式利益率は当社のすべての同業他社およびその他の銀行により定期的に報告されているため、投資家は、通常、金融サービス業界全域における収益力を比較するためにこの指標を使用します。
 - 2019年度までに10パーセントの有形普通株式利益率を達成するという目標は、14パーセントという当社の長期的な目標を達成するための重要な中間的段階です。この目標は2019年度に達成すべき成果のひとつとして定められていますが、当該目標は3年間の業績評価期間を通じて一貫した利益率の上昇を奨励するものです。下記の累積的1株当たり利益の目標は、1年の年度末目標に係る潜在的风险を軽減し、当該3年間の業績評価期間にわたりバランスのとれた業績向上を推進します。

・ 累積的1株当たり利益

- 当該指標は、（当期利益の増加による）業務の改善および（自己株式買戻しの適切な増加による）株主への資本還元額の増加の両方を促します。
 - 方針として、獲得した資本は当社の事業内で再配分することを優先させます（ただし、その場合、かかる投資により資本コストを上回るリターンが見込まれなければなりません。）。当社が稼得する資本が、当社の事業内で生産的に再配分できる能力を超えた場合にはその範囲で、当社は当該資本を株主に還元する予定です。当社の株式が簿価を下回って売買される時、自己株式の買戻しは当該時点で特に魅力的な余剰資本の利用方法と考えます。
 - 当社は、当社の1株当たり利益の指標が適切で長期的な意思決定を推進することができるよう、いくつかのメカニズムを整備しています。買戻し水準は（CCARプロセスを通じて）シティグループの取締役会および連邦準備制度理事会双方の監視下に置かれており、様々な検討事項（現在の資本水準、余剰資本の代替的使用方法ならびに安全性および健全性を含みます。）と照らし合わせて調整されます。
- ・ 昨年の業績連動株式ユニットは相対的株主総還元額のみに基づいていましたが、当社の株主への働きかけを通じて、株主総還元額に基づいた単独の業績評価指標の維持を支持する株主がほとんどいないことを知り、本年度は当該指標の使用を見合わせました。経営成績は株主総還元額より経営陣の決定の方により直接的な影響を受けるため、ほぼすべての投資家がインセンティブ報酬プログラムにおいて経営指標を使用することを希望していました。株主は、株主総還元額を単に測定するのではなく、それを引き上げる指標を好んでいました。
- ・ また、シティの株主総還元額が3年間の業績評価期間にわたってマイナスの場合、2つの経営指標に基づいていかに良い成果を出していようと、本年度の業績連動株式ユニットにおいて、株主総還元額は、対象となる報奨に上限を設ける業績調整因子となります。当社の業績調整因子は、報奨の価値を低下させる働きしかしません（増加させることはありません。）。

当社の財務目標と整合性のある目標の設定

報酬委員会は、上記の目標水準が有形普通株式利益率および1株当たり利益の現在の水準を大幅に上回っているため、当該目標水準を選択しました。

- ・ 2016年度有形普通株式利益率を大幅に上回る当社の有形普通株式利益率は、長期的に成長率の向上およびリターンの改善をもたらすための経営陣および取締役会の判断（過小投資事業の再構築期間は当面のリターンに影響を与え続けることが予想されるという判断）を反映しています。
- ・ 当社の累積的1株当たり利益の目標値は3年間の業績評価期間における1株当たり利益の2桁台の成長を反映しています。累積的1株当たり利益の目標を達成するためには、経営陣が収益拡大、支出管理規律および資本管理（その各々は当社のクライアントおよび株主に価値を提供する際に重要な要素となります。）についてバランスのとれたアプローチを行う必要があります。

シティの報酬理念および報酬の枠組み

当社は、当社が重視しているバランスのとれた長期的な戦略目標と整合性のある、バランスのとれた行動の動機付けとなるよう、当社の執行役員報酬プログラムを策定することを追求します。下記に一連の目標として要約されている当社の報酬理念は、シティの成功に不可欠な、世界に通用する才能ある人材を引きつける一方、慎重なリスク・テakingが奨励されることを目的としています。

シティの報酬理念

- ・報酬のプログラム、体系および決定を、株主その他のステークホルダーの利益と合致させること
- ・最高の倫理基準に立脚した企業文化を強化すること
- ・堅実な意思決定を推奨してシティのリスクを管理すること
- ・報酬プログラムに規制指針を反映させること
- ・シティを成功に導く才能のある最良の人材を引きつけ、確保し続けること

当社の報酬理念は当社の執行役員報酬の枠組み全体に適用されます。当該枠組みに関する説明は下記のとおりです。その詳細な情報は下記「シティの2016年度執行役員の報酬」－「シティの執行役員報酬の枠組み」に記載されています。

執行役員報酬の枠組み

- ・報酬委員会は、年度初期に下記「シティの2016年度執行役員報酬」に記載されている当社執行役員スコアカードに使用される客観的財務・非財務目標およびこれらのスコアカードの目標の相対的加重値を設定、承認します。財務目標に用いられる評価指標とは、当社が年間事業計画において用いる評価指標です（年間事業計画は、予測営業実績に基づいて策定されます。）。スコアカードの非財務目標は戦略的優先事項（リスクや統制に関するものを含みます。）を対象としています。
- ・年度末を経過後、報酬委員会は、指名された執行役員各人の実績を、スコアカードを用いて評価し、業績評価点を決定します。
- ・その後、当該業績評価点を市場中央値（すなわち、ある役職に対する同業他社の報酬レンジ中、50パーセンタイルの値）と比較します。一般的に、執行役員の業績評価点が高いほど暫定的報酬は市場中央値を上回り、低いほど暫定的報酬は市場中央値を下回ります。
- ・報酬委員会は上記の各ステップの結果を検討し、裁量を用いて最終的に報奨を決定します。

シティの執行役員報酬の枠組みの概括



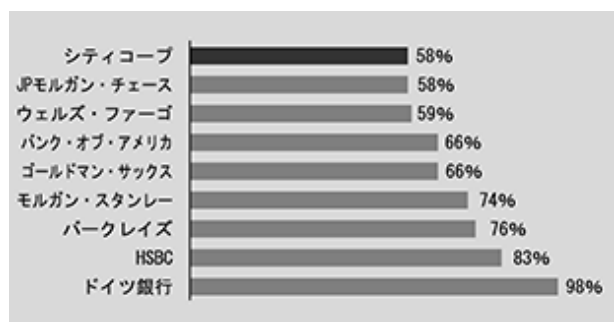
当社の枠組みを用いることにより、当社のインセンティブ報奨には事業の業績が密接に反映され、業績に応じた支払を行うという長年の取組みに整合します。

2016年度の当社の業績

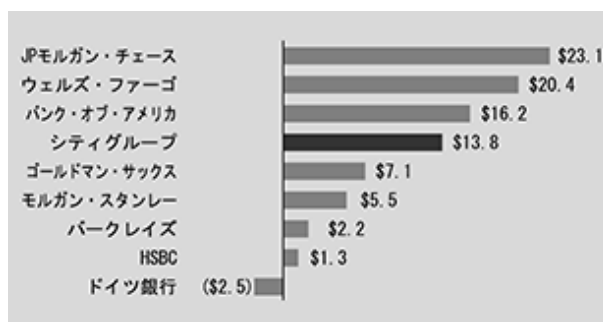
当社は、当社の執行役員報酬の決定が、絶対水準においても、また、同業他社との対比においても、シティの業績に照らして検討されるべきだと考えています。下記のグラフに記載されたグループは、複数の金融サービス市場における当社の主要な国際的競合他社であり、当社は、当該グループを、当社の業績連動株式ユニット報奨残高において相対的株主総還元額評価指標の対象となる同業他社グループとして使用してきました。その一方で、当社の執行役員報酬の枠組みに基づいて市場報酬レンジを推定するためのグループとしては、トップの執行役員レベルの人材にとってより厳密な意味での同業他社となり得るよう、米国のみの同業他社グループを新たに採用しました。当社は、直近の株主との対話において、これら2つの異なる目的においてそれぞれ異なる同業他社グループを使用することについて、概ね投資家の理解と支持を得ていることを確認しました。

下記のグラフは、2016年度の特定の業績指標を示したものです。

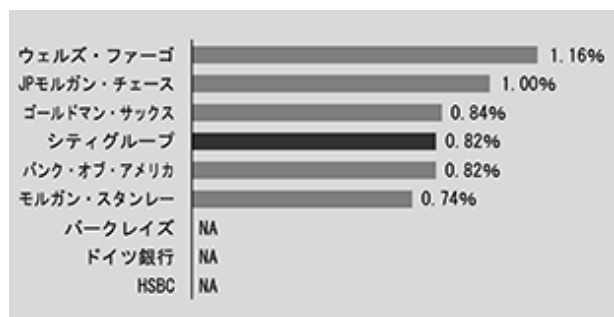
費用比率⁽¹⁾



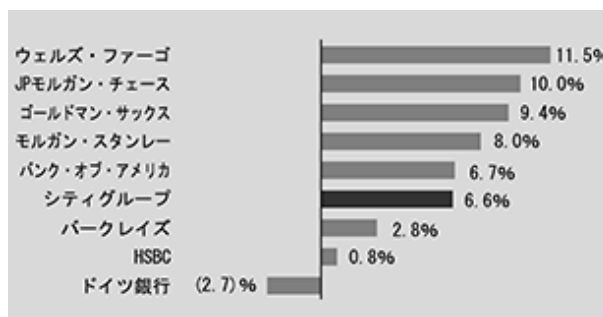
普通株主に対する当期利益⁽²⁾



資産利益率⁽³⁾

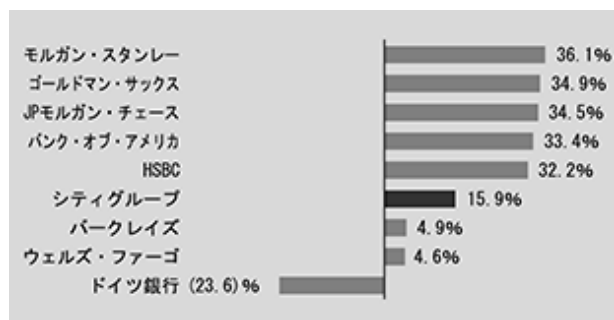


普通株主持分利益率⁽⁴⁾

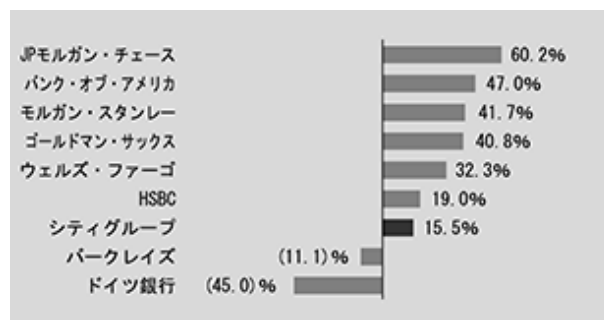


- (1) 費用比率は、営業費用合計を収益合計（支払利息控除後）で除したものです。したがって、一般的には、費用比率は、高いよりも低い方が良いことになります。シティコープの費用比率は、当社の執行役員のスコアカードと整合させて提示されています。2016年度におけるシティグループの費用比率は59パーセントでした。
- (2) 表示された金額は、10億米ドル単位です。バークレイズおよびドイツ銀行の業績については、2016年の平均為替レートで米ドルに換算しています。優先株式配当は、この目的では当期利益から除外しています。
- (3) 資産利益率は、当期利益を平均資産合計で除したものです。資産利益率の計算において、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して報告を行っている国際的な同業他社は含まれていません。米国GAAPに従って作成された金融機関の貸借対照表上に報告された資産は、IFRSに従って作成された金融機関の貸借対照表上に報告された資産と比較することができません。したがって、資産利益率の計算結果についても比較することができません。
- (4) 普通株主持分利益率は、普通株主に帰属する当期利益を普通株主持分の平均で除したものです。

1 年間の株主総還元額⁽¹⁾



3 年間の累積的株主総還元額⁽¹⁾



(1) 出典：主たる上場取引所（バークレイズおよびHSBCについてはロンドン証券取引所、ドイツ銀行についてはフランクフルト証券取引所、その他については、ニューヨーク証券取引所）を考慮した第三者の公開データベースおよび会社のウェブサイト。株主総還元額については、2016年12月31日に終了した1年間および3年間における株価の上昇（配当再投資の影響を含みます。）を指し、当該期間の期首の株価に対する百分率で表示されます。

2016年度財務目標

当社は、当社の執行役員スコアカードの主要な評価指標を使用して当社の財務実績を開示しています。当社は、また、これらの実績を目標値と比較し、レンジ内の業績をスコアカードの色分けにより開示しています。直近の株主との対話において、株主から、「会社の業績をより深く理解するために、年度末後に、当社の実際の目標値を開示してほしい」という意見がありました。そこで、当社の執行役員のスコアカードにおいて当社が使用している主要な評価指標および関係する目標値を下記に記載します。

財務目標（下記「用語集」の用語）	2016年度目標	2016年度実績
シティコップ 費用比率	57.2%	57.9%
シティグループ 有形普通株式利益率 ⁽¹⁾	8.2%	7.6%
シティグループ 資産利益率	0.90%	0.82%

(1) この報酬の検討および分析において用いられている有形普通株式利益率は、非米国GAAP財務指標です。この結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ財務スコアカード成績の詳細および調整」をご参照ください。

2016年度のスコアカードの目標値は、以下を主因として、概ね2015年度達成値を下回る水準で設定されました。

- ・ シティ・ホールディングスにおいて継続している段階的縮小（そのため、シティ・ホールディングスの利益貢献額は2015年度の水準から減少）
- ・ 予想収益発生前に費用発生を伴う当社事業への投資が計画されたこと
- ・ 2015年度と比較して貸倒引当金戻入額の削減が見込まれたため、2016年度における与信費用の増加が予想されたこと

2016年度業績の概要 ― 成長への移行

報酬委員会は、2016年度のインセンティブ報酬付与時に以下を認識しました。

・2016年度の財務実績は、年初に設定された厳しい目標値を達成しなかったものの、当社の事業基盤全般で全体的に堅実な業績および勢いが見られたこと

- 当該実績は支出についての規律が遵守されたことを反映しており、その結果、2016年におけるシティコープの営業費用比率は58パーセントとなりました。その一方で当社は事業投資を行い、貸出金および預金が再度増加しました。シティコープの期末貸出金は4パーセント増加し、預金は3パーセント増加しました。信用度は各地域において依然として概ね良好でした。
- グローバル個人金融部門では、北米において、コストコ社のカード・ポートフォリオの買収から早期に恩恵を受け、他のカード商品への投資もまた成果を上げました。その結果、2016年度通年の貸出金およびカード利用額は増加し、2016年度下半期には増収に戻りました。北米外では、メキシコで2016年度通年において増収がみられ、営業レバレッジが好調でした。アジアでは、2016年度下半期に増収および好調な営業レバレッジへの回復がなされました（それぞれ、決算報告のための米ドルへの外貨換算の影響を除きます。）。
- インスティテューショナル・クライアント・グループでは、厳しい市況および2016年度初めのエネルギー部門におけるボラティリティにもかかわらず、前年比で収益および当期利益は増加となりました。

・将来の成長に重要と考える分野において資源の戦略的投資を行ったこと

- グローバル個人金融部門では、コストコ社のポートフォリオ買収ならびに主要な提携ブランドとのパートナーシップの更新および延長を通じて北米のクレジットカード事業への投資を行い、新規口座の獲得を支援するためにマーケティング費用の支出を継続して行いました。
- インスティテューショナル・クライアント・グループにおいて、当社は引き続き業界をリードする事業基盤（トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション事業を含みます。）および特に当社の株式業務において収益のシェア獲得のための重要な機会を有していると考えた分野への投資を行いました。
- メキシコにおける成長を支援し、かつ同国における業務上の効率性を向上するために、当社はメキシコへの10億ドルの投資（2020年度までに完了予定）を発表しました。メキシコには、当社の確固たるブランドの地位と規模を築き、リターン改善を達成する機会があると考えます。

・経営陣が規制指標を重視したことにより、成果が発揮されたこと

- 当社は、当社の2016年度CCARの結果を受け、2016年度中に、普通株主に対し、配当および株式買戻しの形式で110億ドル近い資本還元を行うとともに、主要な規制資本指標を増加させました。
- シティにはまだ取り組むべき課題はあるものの、当社の2015年度の破綻時清算計画に関して連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（FDIC）から受領したフィードバックにおいて、いずれの機関も同計画に不備を認めなかったことにより、当社は、2016年度中に重要なマイルストーンを達成しました。

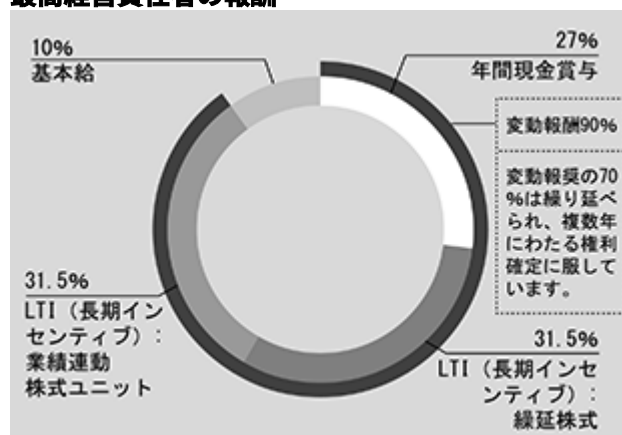
2016年度の最高経営責任者の報酬

報酬の枠組みによって導き出された結果および当社の業績に基づいて、報酬委員会は、2016年度の年間報酬総額として、コルバット氏に15.5百万ドルを付与しました。これは、事前に同氏の承諾を得た1.5百万ドルの基本給と14百万ドルの年間インセンティブ報奨総額により構成されています。コルバット氏の2016年度の年間報酬総額は、2015年度の16.5百万ドルから6パーセント減少しました。

最高経営責任者の報酬の決定に際して、報酬委員会はいくつかの要因（2016年度CCARプロセスからの別の良好な結果（これにより金融危機直前期以降で最も多くの資本還元がもたらされました。）、シティの破綻時清算計画に関する規制当局からの客観的フィードバックおよびシティ・ホールディングスの継続的な規模の縮小を含みます。）を検討しました。しかしながら、報酬委員会は、コルバット氏の報酬に、会社の財務目標の達成度に対応する会社の業績を反映するのが適切と考えました。全般的にみて、取締役会は、コルバット氏のリーダーシップの下でシティが成し遂げた進歩向上に引き続き大いに満足するとともに、シティの上級経営陣が執行している計画は株主還元額を改善するものと確信しています。

当社の最高経営責任者についての直接的な報酬総額の構成割合は下表に記載するとおりです。下表は付与日における直接的な報酬総額の各構成要素の規模をパーセンテージで表示しています。下表に記載されているとおり、最高経営責任者の報酬の90パーセントは変動報酬であるか、または減額の「危険」にさらされており、変動報酬の70パーセントは繰り延べられ、複数年にわたる権利確定に服しています。

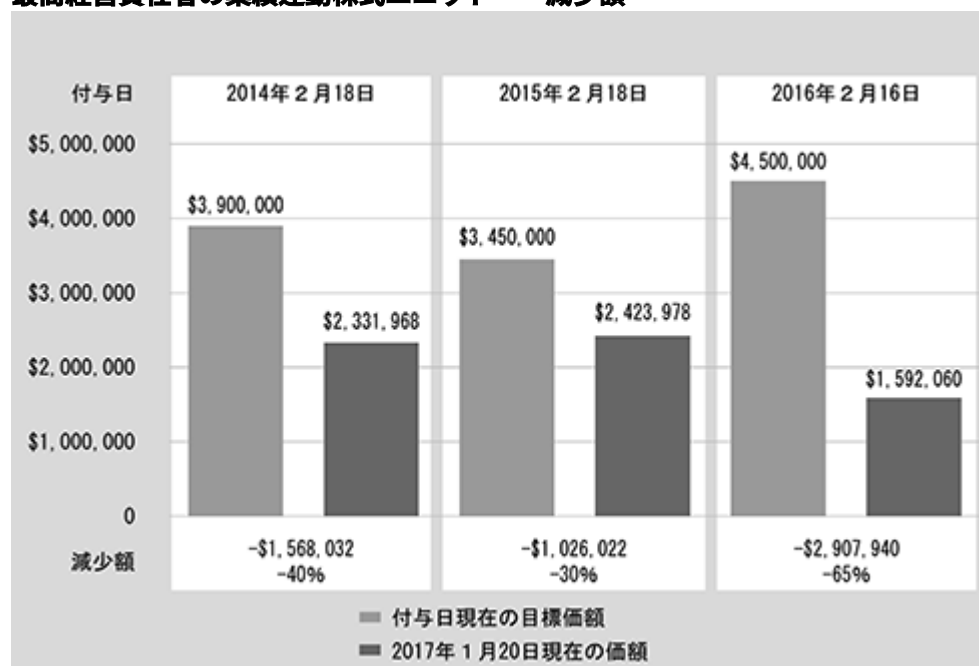
最高経営責任者の報酬



業績連動株式ユニットの支給額は成果主義を実証

昨年度の業績連動株式ユニット報奨の支給額および価額は、下表のとおり、付与日現在の価額と比べて65パーセントまで減少しています。過去3年間の各年度に付与された業績連動株式ユニット残高の現在の価額は、シティの普通株式の株価、同業他社と比較したシティの相対的株主総還元額、さらには、2014年度および2015年度に付与された報奨については、目標値と比較したシティの平均資産利益率とともに変動しており、シティの業績に密接に連動しています。つまり、この報奨価額の変動は、シティの報酬と長期業績とが密接に連動していることを示しています。ひとつの例として、下表は、（報奨の業績評価指標およびシティ普通株式の2017年1月19日現在の株価が、該当する報奨業績評価期間末日までに変動しないと仮定した）コルバット氏の2017年1月19日現在の業績連動株式ユニット残高の価額を示しています。

最高経営責任者の業績連動株式ユニット－減少額⁽¹⁾



(1) 2014年度に付与された報奨の価額は、取得された最終的金額を示しています。2015年度および2016年度に付与された報奨の価額は、2016年12月31日現在の平均資産利益率、2017年 1月19日現在の相対的株主総還元額、およびシティ普通株式の2017年 1月19日現在の株価（56.66ドル）が、該当する報奨業績評価期間末日まで変動しないと仮定して算出されています。

報酬ガバナンス慣行

業績と連動する直接的な報酬体系に加え、シティは強固な報酬ガバナンス慣行を有しています。当社は過去数年間にわたり、株主や議決権行使助言会社との継続的な対話を通して得られたフィードバックの成果として、当社のガバナンス慣行の多くを改善してきました。

当社の慣行

- **投資家への働きかけ** 報酬およびガバナンスに関するフィードバックを促進するために、株主と定期的な対話を行っています。
- **業績連動型報酬** 指名された執行役員の年間報酬額の90パーセント以上を業績連動型の変動インセンティブ報酬としています。繰延変動報酬は、権利確定期間が数年にわたるシティ普通株式の価額に基づいて変動するため、さらに減額の危険にさらされます。
- **現金賞与の制限** 各執行役員の年間インセンティブ報酬のうち、現金で支給可能な金額については、200万ドルを上限としています。
- **クローバック（報酬返還）** 下記「シティの2016年度執行役員の報酬」－「インセンティブ報酬の構成」に記載されているとおり、業績連動株式ユニットおよび繰延株式報酬は、シティのクローバック規定の対象となります。
- **独立した助言** 下記「シティの追加的報酬慣行」－「当社の独立した報酬コンサルタント」に記載されているとおり、報酬委員会の決定には独立した報酬コンサルタントの助言が反映されます。
- **株式保有規則** 執行役員は、執行役員として在職している限り、当社のインセンティブ報酬プログラムを通じて取得した、株式（税引後）の75パーセント以上を保有することを義務付けられています。
- **退職後の株式保有要件** 2013年1月1日以降、各執行役員は、退任後1年間は、シティに雇用されていない場合であっても、株式保有義務の対象である株式の50パーセント以上を保有し続けなければなりません。
- **同業他社グループに関するレビュー** 各メンバーが妥当であり続けるよう、同業他社グループの評価を年次ベースで行っています。
- **リスク管理** 下記「シティの追加的報酬慣行」－「リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム」に記載されているとおり、リスクおよび統制に関する確固たる方針が確立されており、報酬決定の際にはリスク管理の要因を考慮に入れています。

当社が回避する慣行

- × **過大な役職手当の禁止** 当社は、個人的な無料の航空機使用や特別な執行役員向け医療給付といった個人的手当を執行役員に支給していません。
- × **執行役員年金給付の禁止** 執行役員は、非適格役員退職プログラムに基づいて追加給付の確定を受ける権利はありません。
- × **シティ株式のヘッジまたは担保提供の禁止** シティは、執行役員によるシティ普通株式のヘッジまたは担保提供を全面的に禁止しています。
- × **税金のグロスアップの不存在** シティは、全給与所得者に広く利用されているシティの海外駐在員向け税金均等化プログラムによる場合を除き、税金に関するグロスアップを認めていません。
- × **複数年にわたる報酬保証の禁止** 当社は、軽率なリスク・テakingを誘引しうる機能（複数年にわたる保証等）を禁止します。
- × **支配権の変更における「シングル・トリガー」の禁止** 当社の株式インセンティブ・プランには、支配権の変更時における「ダブル・トリガー」の機能があります。すなわち、かかる変更時に報酬の権利が確定するには、シティグループの支配権の変更と、重大な違反行為によらない会社都合による雇用終了の両方が発生していなければなりません。
- × **支配権の変更またはその他「ゴールデン・パラシュート」に関する契約の不存在** 執行役員は、支配権の変更時に支給される報酬について特別な契約を締結しておらず、また、退職時には、広範囲に支給される給付以上の離職手当を受領する権利を有していません。
- × **未発生配当の支払の禁止** 当社は、未発生の業績連動株式ユニットまたは権利未確定の執行役員繰延株式報酬について配当等価物を支給しません。配当等価物については、権利確定時に発生した報酬に対応する分が支払われ、執行役員に対する配当比率については、他の株主に対する配当比率と同一とされます。
- × **雇用契約の広範な使用の禁止** 指名された執行役員はシティと雇用契約を締結していません。当社は、雇用契約の使用に制限を設けており、その条項は当社の方針に基づく統制に服しています。取締役会が採択した方針に基づき、執行役員との雇用契約は、従業員または退職者に対して一般的に適用されないような、退職後に個人に対して行う給付について規定することはできません。

シティの2016年度執行役員の報酬

指名された執行役員の2016年度の報酬

2016年度の業績に応じて、以下の報酬が報酬委員会により承認されました。

氏名	1	2	3	4	2016年度 年間報酬 (1~4の合計)
	基本給 (2016年度 抜粋報酬一覧 表で報告済)	現金賞与 (2016年度 抜粋報酬一覧 表で報告済)	繰延株式 (2017年度 抜粋報酬一覧表 で報告 予定)	業績連動株式 ユニット (2017年度 抜粋報酬一覧 表で報告 予定)	
マイケル・コルバット	\$ 1,500,000	\$ 4,200,000	\$ 4,900,000	\$ 4,900,000	\$ 15,500,000
ジョン・ガスバック	\$ 500,000	\$ 3,400,000	\$ 2,550,000	\$ 2,550,000	\$ 9,000,000
ジェームズ・フォリス	\$ 500,000	\$ 5,920,000	\$ 4,440,000	\$ 4,440,000	\$ 15,300,000
スティーブン・バード	\$ 499,623 ⁽¹⁾	\$ 3,400,151	\$ 2,550,113	\$ 2,550,113	\$ 9,000,000
ジェーン・フレイザー	\$ 500,000	\$ 2,960,000	\$ 2,220,000	\$ 2,220,000	\$ 7,900,000

(1) 上記の欄のバード氏の給与には、為替相場の影響が反映されています。

上記の表は、2016年度抜粋報酬一覧表に記載されたSEC規則に基づく報酬の報告の代りとなるものではありません。

2016年度および過年度について、フォリス氏の年次報酬はコルバット氏の年次報酬と同等でした。報酬委員会では、事業基盤全体におよぶ、2015年および2016年のシティ社長としての役割、そして、広範囲の複合的な商品およびサービスならびに並外れて大きな世界的規模を備えた、インスティテューショナル・クライアント・グループの最高経営責任者としての役割における、フォリス氏の業績を認識しています。報酬委員会ではまた、かかる役割に対する報酬の市場水準も考慮しました。

シティの執行役員報酬の枠組み

当社の報酬委員会は、指名された執行役員のインセンティブ報酬を決定するために5段階のステップを使用しています。

ステップ1：スコアカードの目標設定と目標加重値

- ・報酬委員会は、毎年初めに、指名された執行役員各人のスコアカードの目標を設定します。目標は財務・非財務の2種類に分類され、指名された執行役員各人により異なります。
 - 財務実績目標には以下が含まれます。
 - ・指名された執行役員全員が達成すべき全社的目標で、当社の年次事業計画を反映したもの
 - ・事業単位のリーダーとして指名された執行役員が達成すべき事業単位固有の目標で、当社の個別の事業単位の年次計画を反映したもの
 - 非財務実績目標には以下が含まれます。
 - ・指名された執行役員各人の役割およびシティまたは関係する事業単位の目標に基づいて当該執行役員各人に応じて決定された戦略的目標
 - ・リーダーシップの有効性ならびに強固なリスク管理および統制慣行を提供できるという指名された執行役員全員についての統一的な期待
- ・目標を設定する際、当社は目標に対する加重値も設定します。指名された執行役員各人について年度末に総合的なスコアカード評価点を算定するにあたり、2016年度は、過年度と一致しており、財務実績目標の加重値は70パーセント、非財務実績目標の加重値は30パーセントでした。

ステップ2：スコアカードに基づく評価

- ・各年度末以降、スコアカードの各財務・非財務目標に対する指名された執行役員の業績が定性ベースで評価されます。
- ・各目標につき1点から5点までの業績評価点が付与されます。1点とは「著しく期待を上回る好業績」を、5点とは「著しく期待を下回る業績不良」を意味し、執行役員の目標に対する業績達成度に係る主観的評価が反映されます。
- ・2016年度初期に定められた相対的加重値に従い、財務目標に係る評価点は70パーセントの比率、非財務目標に係る評価点は30パーセントの比率で加重平均された上で、指名された執行役員各人に対する全体的なスコアカードの評価点が決定されました。
- ・報酬委員会は最高経営責任者の業績の評価点を付け、報酬委員会と最高経営責任者は、他の指名された執行役員の業績の評価点を付けます。

ステップ3：市場における報酬の評価

- ・報酬委員会は、指名された執行役員各人の役職に対応する市場での推定報酬レンジを求めます。
- ・第三者が行った、同業他社における同等または類似の役職の報酬に関する市場調査を検討することにより、レンジが決定されます。2016年度につき、当社は、この目的のために使用される同業他社グループを変更しました（下記「当社の報酬に関する新しい同業他社グループ」をご参照ください。）。
- ・この慣行により、当社の指名された執行役員の報酬に、様々な業績水準に基づいて市場報酬が適切に反映されることになります。

ステップ4：業績と報酬の連動

- ・報酬委員会は、指名された執行役員各人のスコアカード全体の評価点を、指名された執行役員各人の役職に対応する市場での推定報酬レンジと比較して評価します。
- ・スコアカード全体の評価点により、報酬の暫定的な目標額を役職に対応する推定市場中央値と同一にすべきか、それを上回るべきか、または、それを下回るべきかが決定されます。スコアカード全体の評価点3点は、一般的に市場中央値の報酬水準に相当し、スコアカード全体の評価点2点は一般的に市場中央値の報酬水準を上回り、スコアカード全体の評価点4点は、一般的に市場中央値の報酬水準を下回ります。
- ・報酬委員会は、スコアカードに基づく業績と市場の報酬とを同時に評価することは、市場報酬水準が劇的に変更し得る業界において報酬と業績とを整合させる最も効率的な方法であると考えます。

ステップ5：委員会による決定

- ・報酬委員会は、ステップ4に記載されたスコアカードの評価点および市場報酬額の評価に基づき、裁量を行使して、指名された執行役員各人の最終的な報奨額を決定します。当該決定に係る客観的な非公式の要因については執行役員各人のスコアカード内において詳細に説明されています。

スコアカードの読み方

当社は、指名された執行役員の業績を説明するにあたり、当社の経営成績が報酬委員会によって当該年度の事業計画に基づいて年度初期に設定された目標とどのように対比されるかを示すために、スコアカードを用いています。スコアカードの財務目標のセクションの色は、以下のとおり、経営およびリスクに係る財務目標に対応した相対的な業績状況を視覚的に示すことを意図しています。

経営成績が2016年度の目標に達したかまたは10パーセント以下の比率で2016年度の目標を超えたことを示しています。つまり、リスク目標が達成されたことを示しています。	経営成績が10パーセント未満の比率で2016年度の目標を下回ったことを示しています。つまり、リスク目標は達成途上にあったものの、目標に達していないことを示しています。	経営成績が10パーセント以上の比率で2016年度の目標を下回ったことを示しています。つまり、リスク目標が達成されなかったことを示しています。
---	---	--

報酬委員会は、以下のとおり、質的な尺度に基づいて、財務目標・非財務目標の各々を評価します。

スコア	評価内容	スコア	評価内容
1	著しく期待を上回る好業績	4	期待を下回る業績不良
2	期待を上回る好業績	5	著しく期待を下回る業績不良
3	期待に応えるレベル		

最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明

コルバット氏は2012年10月からシティの最高経営責任者を務めています。同氏は1983年にシティに入社し、多くの事業および地域においてシティの様々な管理職を務めました。

役職の規模および範囲

- ・最高経営責任者としてのコルバット氏は、シティのグローバル事業の業務責任者です。シティは（北米、メキシコおよびアジアの個人金融事業からなる）グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループの業務を行っています。インスティテューショナル・クライアント・グループは、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、債券・株式の販売およびトレーディング業務、外国為替業務、プライム・ブローカレッジ、デリバティブ業務、株式および債券の調査、法人貸付業務、投資銀行業務およびアドバイザリー業務、プライベート・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスならびに証券業務等の、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。
- ・シティは、97の国と地域に、かつ、その多くは100年以上にわたって、実際に拠点をもち、160を超える国と地域でサービスを提供しています。シティは、このグローバル・ネットワークが、大規模かつ多国籍にわたる顧客の金融サービスに対する幅広いニーズに応えるため、また、世界中の個人、プライベート・バンキング、法人、公共部門および機関投資家の顧客のニーズを満たす強力な基盤になっていると考えています。
- ・2016年12月31日付で、シティは以下の報告を行っています。
 - 収益 699億ドル
 - 総資産 約1.792兆ドル
 - 株式時価総額 1,650億ドル
 - 従業員数 約219,000名
 - 預金残高 9,290億ドル

財務スコアカード（70パーセント加重）

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」の用語）	2016年度成績 ⁽¹⁾	評価点 ⁽²⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	215億ドル	4
費用管理	シティコープ 費用比率	57.9%	4
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率	7.6%	4
	シティグループ 資産利益率	0.82%	4
リスク	シティコープ リスク選好割合	131%	2
	シティコープ リスク選好サンプラス	46.0億ドル	

- (1) この報酬の検討および分析において用いられている有形普通株式利益率、リスク選好割合およびリスク選好サンプラスは、非米国GAAP財務指標です。これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ財務スコアカード成績の詳細および調整」をご参照ください。
- (2) スコアカードに使用されている色および評価内容については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

非財務スコアカード (30パーセント加重)

非財務目標	主要実績（下記「用語集」の用語）	評価点 ⁽¹⁾
戦略的方向性の設定	・ コルバット氏の支援により、シティは、2016年度CCARプロセスの一環として提出した資本計画について異議を受けませんでした。これにより、2016年度中に株主に対して110億ドル近くの資本還元を行うことができました。 ・ 2016年度末、シティ・ホールディングスは個別の報告事業セグメントから除外され、これにより、金融危機後のシティの事業再編は終止符を打ちました。シティ・ホールディングスの資産は、ピーク時には、8,000億ドルを超えていましたが、2016年度末には540億ドルに減少し、シティのGAAP資産合計に占める比率はわずか3パーセントでした。 ・ コルバット氏は、シティの将来の成長に極めて重要ないくつかの主要事業（クレジットカード、メキシコ、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションおよび株式業務を含みます。）に対する投資プログラムを支援してきました。	1
強固なリスク・統制管理	・ まだ取り組むべき課題はあるものの、シティの2015年度の破綻時清算計画に関して連邦準備制度理事会およびFDICから受領したフィードバックにおいて、いずれの機関も同計画に不備を認めなかったことにより、シティは、2016年度中に重要なマイルストーンを達成しました。 ・ 2016年度においては、2015年度と同様、マスコミで大きく扱われるような新たな統制問題は発生しませんでした。シティのリスク・プロファイルは2016年度において安定的でした。	2
強固な人事管理	・ コルバット氏は、多様な上級職候補者リストの作成を重点的に進めました。マネージング・ディレクター以上において多様なインタビュー・パネルを有する役職の比率は、2016年度において81パーセントでした。 ・ コルバット氏は、「倫理・文化」（シティ全体で倫理的意思決定への注目度を一層高めるための広範かつ革新的取組み）に対する当社の複数年にわたる取組みを継続して強化しました。2016年度には、約20,000名のマネージャーに対し、通常のマネジメントの状況を強力なリーダーシップが存在する状況へと変容させる方法について研修を行い、シティの指導層からのコミュニケーション・レンジを通じた報告の重要性を強調しました。	2
株主を含む外部のステークホルダーとの関係の強化	・ コルバット氏は、顧客、投資家、規制当局および政府関係者を含む全世界の外部のステークホルダーに対する働きかけを引き続き行いました。 - 同氏は、世界中の都市で顧客と月平均39回の面談を行って、顧客との定期的接触を維持しました。 - さらに同氏は、投資家と数多くの面談を行い、かつ投資家との会合ではプレゼンテーションを行うことにより、投資家への働きかけを率先して行いました。 - 2016年度中、同氏は、米国および米国外の規制当局、中央銀行関係者および政府関係者との会議に89回参加しました。	1

(1) スコアカードにおいて使用されている評価点については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

枠組みに基づく結論の概要および最終的な報酬決定

スコアカードに基づく評価の概要

- ・全社的な財務成績は、特にインスティテューショナル・クライアント・グループにおいて、一般的に堅調な業績を反映しましたが、とりわけ、主要な事業（北米のクレジットカード事業を含みます。）における投資規模および2016年度初期の予想を上回って厳しさを増した業務環境により、2016年度初めに設定された厳しい目標を達成するには至りませんでした。いくつかの主要な評価指標全般における全社的な業績は2016年度より2015年度のほうが良好でした。
- ・報酬委員会は、2016年度のCCARにおける良好な結果（これにより、当社は、2016年度中に株主に対して110億ドル近い資本還元を行うことができました。）およびシティ・ホールディングスの継続的な規模の縮小等、コルバット氏が2016年度非財務目標について成し遂げた注目に値する業績を考慮しました。

業績と報酬の連動

- ・目標値を下回る当社の業績達成度とコルバット氏の手堅い非財務目標業績達成度とを組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は2.97点となり、当社の新たな同業他社グループ13社のうちの最高経営責任者の役職に対応する市場中央値のレンジ内の報酬であることが示唆されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に70パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に30パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して（ $[3.6 \times 0.7] + [1.5 \times 0.3] = 2.97$ ）決定されました。

最終的な報奨

- ・報酬委員会は、コルバット氏に対し、2016年度年間報酬総額として15.5百万ドルを付与しました。その内訳は基本給1.5百万ドルおよび年間インセンティブ報奨総額14百万ドルです。同氏の2016年度年間報酬総額は、2015年度年間報酬総額16.5百万ドルから6パーセント減少し、役職に対応する市場中央値を下回っています。当社の枠組みにより導き出された結果は市場中央値のレンジ内の報酬総額を正当化したはずであるものの、報酬委員会がその裁量を行使して最終的な報奨額を決定するにあたり、目標値および前年度と比較したシティの2016年度業績全般がその判断に影響を与えました。

最高財務責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明

ジョン・ガスバック氏は、2009年7月からシティの最高財務責任者を務めています。同氏は1990年にシティに入社して以来、世界中で様々な執行財務管理職を務めてきました。

役職の規模および範囲

- ・最高財務責任者としてのガスバック氏は、シティの貸借対照表およびシティの財務報告プロセスの管理責任者です。2016年12月31日現在、シティの資産額は約1.79兆ドル、預金額は9,290億ドルでした。
- ・シティのトレジャリー部門は、規律によりガスバック氏への報告を義務付けられています。トレジャリー部門は、当社の資本、資金調達および流動性を管理し、流動性リスク、金利リスクおよび為替リスクに関する会社の監視状況を管理します。
- ・ガスバック氏は、（ドッド・フランク法を含む）世界的な金融規制改革へのシティの全社的な対応および破綻時清算計画へのシティの包括的アプローチに係る各調整チームを指揮しています。財務部もまた当社のCCAR資本計画プロセスにおいて中心的役割を担っています。
- ・さらに、ガスバック氏はシティ・ベンチャーズの責任者でもあります。シティ・ベンチャーズは新しい技術ソリューションへの戦略的投資を行うことにより、またシティ内のアイデア創出を促進することにより、シティにおけるイノベーションおよび成長を加速します。

財務スコアカード（70パーセント加重）

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」の用語）	2016年度成績 ⁽¹⁾	評価点 ⁽²⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	215億ドル	4
費用管理	シティコープ 費用比率	57.9%	3 ⁽³⁾
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率	7.6%	4
	シティグループ 資産利益率	0.82%	4
リスク	シティコープ リスク選好割合	131%	2
	シティコープ リスク選好サープラス	46.0億ドル	

- (1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—財務スコアカード成績の詳細および調整」をご参照ください。
- (2) スコアカードに使用されている色および評価点については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。
- (3) 支出管理全般の評価点は財務部の支出に関する管理が堅実に行われていることを反映しています。

非財務スコアカード（30パーセント加重）

非財務目標	主要成績（下記「用語集」の用語）	評価点 ⁽¹⁾
強固なリスク・統制管理	・まだ取り組むべき課題はあるものの、シティの2015年度の破綻時清算計画に関して連邦準備制度理事会およびFDICから受領したフィードバックにおいて、いずれの機関も同計画に不備を認めなかったことにより、シティは、2016年度中に重要なマイルストーンを達成しました。ガスバック氏は、シティの包括的破綻時清算計画の資料提出および破綻時清算計画に対するシティの継続的な統合アプローチを指揮しました。	2
CCARにおいて満足な結果を達成	・シティは、2016年度CCARプロセスの一環として提出した資本計画について異議を受けませんでした。これにより、2016年度中に株主に対して110億ドル近くの資本還元を行うことができました。この重要な成果はガスバック氏のリーダーシップの下に達成されました。	1
繰延税金資産および外国税額控除の管理	・ガスバック氏はシティによる繰延税金資産および関連する外国税額控除繰越分の戦略的使用を指揮しています。 ・シティは、2016年度において、12億ドルの繰延税金資産を活用しましたが、利益が目標値を下回ったため、その悪影響を受けました。繰延税金資産の削減は、シティの事業部門において使用できる、またはシティの株主への還元のために使用できる資本を新たに生み出す効果があるため、重要です。	3
リーダーシップの有効性	・ガスバック氏は、組織構造の合理化に伴う作業効率改善に向けた財務部の取組みを引き続き指揮しています。	2
業務効率の向上	・シティのチーフ・リスク・オフィサーとの協力の下、ガスバック氏は、シティのリスク管理部およびリスク監視システムとのより優れた統合を通じて、当社の標準化された財務報告システムを継続して改善する取組みを指揮してきました。 ・財務部は、データの品質向上、報告プロセスの標準化および報告の自動化に関する当社の目標を引き続き達成しています。	2

(1) スコアカードにおいて使用されている評価点については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

枠組みに基づく結論の概要および最終的な報酬決定

スコアカードに基づく評価の概要

- ・全社的な財務成績は、特にインスティテューショナル・クライアント・グループにおいて、一般的に堅調な業績を反映しましたが、とりわけ、主要な事業（北米のクレジットカード事業を含みます。）における投資規模および2016年度初期の予想を上回って厳しさを増した経営環境により、2016年度初めに設定された厳しい目標を達成するには至りませんでした。
- ・報酬委員会は、2016年度のCCARにおける良好な結果およびシティの2015年度破綻時清算計画について受領したフィードバック等、ガスバック氏が2016年度非財務目標について成し遂げた注目に値する業績、さらには、全社的な費用管理の取組みを成功に導いた同氏のリーダーシップを考慮しました。

業績と報酬の連動

- ・目標値を下回る当社の業績達成度とガスバック氏の手堅い非財務目標業績達成度とを組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は2.98点となり、最高財務責任者の役職に対応する市場中央値のレンジ内の報酬であることが示唆されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に70パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に30パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して $([3.4 \times 0.7] + [2.0 \times 0.3] = 2.98)$ 決定されました。

最終的な報酬の付与

- ・報酬委員会は、ガスバック氏に対し、2016年度年間報酬総額として9百万ドルを付与しました。当該金額はガスバック氏の2015年度報酬額と同額です。過年度において、ガスバック氏の報酬額は、最も比較可能な米国の同業他社5社を中心とした同業他社グループと比較されており、同氏の2016年度報酬額についても、当該グループとの比較では、当該グループ内の最高財務責任者の役職に対応する市場中央値を下回っています。しかしながら、当社の新たな同業他社グループ13社における最高財務責任者の報酬との比較においては、ガスバック氏の報酬は最高財務責任者の役職に対応する市場中央値を依然として上回っていました。そこで、報酬委員会は、その裁量を行使して最終的な報酬額を決定するにあたり、ガスバック氏の報酬が新しい同業他社グループの市場中央値を上回っていたものの、2015年度の報酬から下方調整を行うとの決定は採用しないことにしました。報酬委員会がかかる判断を行うにあたり、主として、2016年度CCARプロセスに係る当社の結果および2015年度破綻時清算計画について受領したフィードバックがその判断に影響を与えました。

シティの社長およびインスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明

ジェームズ・フォリスは、シティの社長およびインスティテューショナル・クライアント・グループ（ICG）の最高経営責任者を務めています。同氏は2013年1月からシティの共同社長およびICGの最高経営責任者を務めた後、責務が拡大されて、2015年6月にシティの社長に就任しました。フォリス氏は1985年にシティに入社し、ICG事業全域で多くの地域において様々な業務執行職を務めました。

役職の規模および範囲

- ・フォリス氏はシティの社長として、会社全体の重要なイニシアチブを主導しています。かかるイニシアチブには、シティの事業戦略の執行の改善を目的とするイニシアチブおよび共通の使命と価値提案の表明を通じてシティの企業文化を具現化する取組みが含まれます。
- ・フォリス氏はICGの最高経営責任者も務めています。ICGは、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、債券・株式の販売およびトレーディング業務、外国為替業務、プライム・ブローカレッジ、デリバティブ業務、株式および債券の調査、法人貸付業務、投資銀行業務およびアドバイザリー業務、プライベート・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスならびに証券業務等の、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。
- ・ICGの国際的なプレゼンスは、約80ヶ国にある取引所や、97を超える国と地域における独自のネットワークによって支えられています。2016年12月31日現在、ICGが保有する資産は約1.3兆ドル、預金残高は約6,100億ドルであり、そのうちの2つの事業（証券業務および発行体業務）の管理資産は約15.2兆ドルでした。

財務スコアカード（70パーセント加重）

ほとんどの財務評価指標に関するフォリス氏の業績は、シティの社長としておよびICGの最高経営責任者としての役職に合わせて、当社全体およびICGの実績の双方をベースに評価されました。

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」の用語）	2016年度実績 ⁽¹⁾	評価点 ⁽²⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	215億ドル	3
	ICG 法人税等控除前の継続事業からの利益	144億ドル	
費用管理	シティコープ 費用比率	57.9%	4
	ICG 費用比率	55.9%	
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率	7.6%	4
	ICG 有形普通株式利益率	12.3%	
	シティグループ 資産利益率	0.82%	3
	ICG 資産利益率	0.76%	
リスク	ICG リスク選好割合	218%	1
	ICG リスク選好サープラス	74.1億ドル	

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—財務スコアカード成績の詳細および調整」をご参照ください。

(2) スコアカードの色および評価点については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

非財務スコアカード (30パーセント加重)

非財務目標	主要実績（下記「用語集」の用語）	評価点 ⁽¹⁾
強固なリスク・統制管理	・フォリス氏が率いる、ICGの統制環境を改善する取組みは事業上の損失の継続的な縮小という結果を導きました。 ・ICGのリスク評価指標は、第1四半期における困難な市場環境にもかかわらず、2016年度にリスク統制が維持されたことを示しています。2016年度、マスコミで大きく扱われるような新たな統制問題は発生しませんでした。	2
リーダーシップおよび戦略の有効性	・困難な第1四半期にもかかわらず、フォリス氏のイニシアチブの結果、2016年度のICGの事業の業績は計画に近いもので、多くの分野において2015年度のICGの業績を上回っていました。 ・フォリス氏はシティの社長として、「リーダーシップ重視」のイニシアチブおよびその他世界規模の事業基盤に関するイニシアチブを支援する明確な公的役割を担いました。 ・同氏は、世界規模での規制当局との関わりにおいて、特にシティの倫理的な業務遂行の企業文化を強化する継続的な取組みについて、リーダーシップを発揮しました。 ・同氏は、上級職に関する多様な候補者リストおよび多様なインタビュー・パネルを支援することで、多様性に対する当社の世界的なコミットメントを強化してきました。	2
ICGの事業最適化の改善	・フォリス氏は、リソースを継続的に、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション等の成長と業績の機会に向けることによって、引き続きICGの一層の簡素化と統合を進めました。 ・特定のICG事業（プライベートバンク等）は引き続き、革新的な方法で顧客にシティの幅広い商品を提供する能力を向上させました。これは、収益の改善とマーケットシェアの拡大により実証されています。一方でその他事業については一貫した結果が得られませんでした。	3
ICGの業務効率性の改善	・ICGでは2016年度に支出についての規律を維持しており、これが実質的に2015年度の流れに沿っていた収益と相俟って、この指標に関して2015年度と比較し適度な改善がもたらされました。	2

(1) スコアカードの評価点については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

枠組みに基づく結論の概要および最終的な報酬決定

スコアカードに基づく評価の概要

- ・全社的な財務成績は、特にICGにおいて、全般的に堅調な業績を反映しましたが、とりわけ、主要な事業（北米のクレジットカード事業を含みます。）における投資規模および2016年度初期の予想を上回って厳しさを増した経営環境により、2016年度初めに設定された厳しい目標を達成するには至りませんでした。ICGの2016年度の財務成績は2015年度実績より大幅に改善されました。
- ・報酬委員会は、規制事項に関する統制およびリーダーシップの改善を含め、フォリス氏が2016年度非財務目標について成し遂げた注目に値する業績を考慮しました。

業績と報酬の連動

- ・目標値を下回る当社の業績達成度と良好なICG事業の実績を手堅い非財務目標業績達成度と組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は2.775点となり、フォリス氏のICGの最高経営責任者としての役職に対応する市場中央値のレンジ内の報酬であることが示唆されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に70パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に30パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して（ $[3.0 \times 0.7] + [2.25 \times 0.3] = 2.775$ ）決定されました。

最終的な報奨

- ・報酬委員会は、フォリス氏に対し、2016年度年間報酬として15.3百万ドルを付与しました。これは2015年度年間報酬の16百万ドルから4パーセントの減少です。フォリス氏の2016年度の報酬は、同氏のICGの役職に対応する市場中央値を下回っていました。フォリス氏のシティ社長としての事業基盤全体におよぶ役割を鑑みて、報酬委員会は、裁量を行使して最終的な報奨額を決定するにあたり、今年度は目標値および昨年度と比較した、シティの2016年度業績全般を大きく重視しました。

グローバル個人金融部門最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明

スティーブン・バードは、2015年6月に、グローバル個人金融部門（GCB）の最高経営責任者となりました。バード氏はこれまで、シティのアジア太平洋地域の最高経営責任者を務め、当該地域全域においてシティの事業分野の責任を負っていました。同氏は1998年にシティに入社し、アジア太平洋地域およびラテンアメリカ地域におけるオペレーション・テクノロジーの地域執行役員職のほか、GCBにおける業務執行職に就いていました。

役職の規模および範囲

- ・ GCBの最高経営責任者として、バード氏の国際的な責任の対象には、リテール・バンキングおよびウェルス・マネジメント、クレジットカード、住宅ローン、ならびにGCBを支えるオペレーション・テクノロジーを含む、19ヶ国におけるすべての個人向けおよびコマーシャル・バンキング業務が含まれます。
- ・ GCBは、リテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスを通じて個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています。2016年12月31日現在、GCBは米国、メキシコおよびアジアのその主要な市場に注力しており、2,649の支店を有しています。2016年12月31日、GCBは約4,130億ドルの資産および3,010億ドルの預金を有していました。
- ・ シティは世界最大のクレジットカード発行会社であり、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービス全体で、142百万以上の口座と4,200億ドルの年間取扱高があります。

財務スコアカード（70パーセント加重）

ほとんどの財務評価指標に関するバード氏の業績は、シティの執行役員としておよびGCBの最高経営責任者としての役職に合わせて、当社全体およびGCBの実績の双方をベースに評価されました。

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」の用語）	2016年度実績 ⁽¹⁾	評価点 ⁽²⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	215億ドル	4
	GCB 法人税等控除前の継続事業からの利益	78億ドル	
費用管理	シティコープ 費用比率	57.9%	4
	GCB 費用比率	55.1%	
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率	7.6%	4
	GCB 有形普通株式利益率	14.2%	
	シティグループ 資産利益率	0.82%	4
	GCB 資産利益率	1.28%	
リスク	GCB リスク選好割合	139%	2
	GCB リスク選好サープラス	19.5億ドル	

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—財務スコアカード成績の詳細および調整」をご参照ください。

(2) スコアカードの色および評価点については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

非財務スコアカード (30パーセント加重)

非財務目標	主要実績（下記「用語集」の用語）	評価点 ⁽¹⁾
強固なリスク・統制管理	・バード氏に率いられ、GCBは2016年度中、未解決の規制上の問題を積極的に解決するとともに、統制環境の強化を大きく前進させました。 ・正味貸倒損失の評価指標は2015年度に比べて改善されましたが、一方で事業上の損失に関する評価指標は良好ではありませんでした。	3
リーダーシップの有効性	・2016年度には、金融サービス業界全体で、販売慣行に対する国際的な精査が行われたにもかかわらず、GCBではマスコミで大きく扱われるような新たな統制問題は発生しませんでした。 ・バード氏は、内部および外部の候補者の組み合わせによって、GCBのデジタル・テクノロジーの目的および能力を支える新しい人材を注入し、重要な人材のギャップを補填することに注力しました。バード氏はまた、自身の管理する組織を合理化し、単純化しました。	2
顧客プラットフォームのデジタル化および単純化	・複数の有望なモバイルおよびデジタルの取組みが世界規模で進行中です。 ・米国で、GCBはデジタル・ユーザーを拡大し、大幅に強化されたシティゴールド・モバイル・プラットフォームを導入しました。 ・バード氏は、複数年度に及ぶ共通のグローバル・テクノロジー・プラットフォームの展開を引き続き進めました。	1
コア市場における市場シェアの改善	・バード氏のリーダーシップの下、GCBはコストコ社のポートフォリオを統合し、いくつかの主要なクレジットカード・パートナーシップを更新および拡大しました。 ・市場シェアはメキシコおよびアジアで拡大し続けており、またニューヨークの支店のアップグレードが完了した一方、当社はウェルス・マネジメントでの顧客に対する提供を再編し、価値提案の改良を進めています。 ・ネット・プロモーター・スコアは引き続き改善しました。	2
GCBにおける生産性の向上	・世界規模で非中核の個人向け事業を処分し（アルゼンチンおよびブラジルで個人向け事業を売却する契約によるものを含みます。）、リーダーシップおよび組織構造においてこれに対応する変更を行うことで、バード氏は引き続き効率性を追求しました。	2

(1) スコアカードの評価点については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

枠組みに基づく結論の概要および最終的な報酬決定

スコアカードに基づく評価の概要

- ・全社的な財務成績は全般的に堅調な業績を反映しましたが、とりわけ、主要な事業（北米のクレジットカード事業を含みます。）における投資規模および2016年度初期の予想を上回って厳しさを増した経営環境により、2016年度初めに設定された厳しい目標を達成するには至りませんでした。GCBの実績は、予想収益が発生する前に費用発生を伴う当社事業の計画投資からも影響を受けました。
- ・報酬委員会は、重要な市場における主要な達成に加え、デジタル空間の獲得等、バード氏が2016年度非財務目標について成し遂げた注目に値する業績を考慮しました。2016年には、GCBではマスコミで大きく扱われるような新たな統制問題は発生しませんでした。

業績と報酬の連動

- ・目標値を下回る業績達成度と手堅い非財務目標業績達成度とを組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は3.12点となり、バード氏の役職に対応する市場中央値のレンジ内の報酬であることが示唆されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に70パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に30パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して（ $[3.6 \times 0.7] + [2.0 \times 0.3] = 3.12$ ）決定されました。

最終的な報奨

- ・報酬委員会は、バード氏に対し、2016年度年間報酬として9百万ドルを付与しました。これは2015年度の報酬8.5百万ドルから6パーセントの増加です。事業の実績に鑑みて、バード氏の2016年度の報酬は同氏の役職に対応する市場中央値を下回るものとなりましたが、報酬委員会は、裁量を行使して最終的な報奨額を決定するにあたり、報酬の市場水準および戦略的目標に対するGCBの前進を反映させました。

ラテンアメリカ最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明

ジェーン・フレイザーは、2015年6月にシティのラテンアメリカ地域最高経営責任者になりました。フレイザー女史はこれまで、シティ米国の個人向けおよびコマーシャル・バンキングならびにシティモーゲージの最高経営責任者であり、米国のリテール・バンキング、コマーシャル・バンキング、中小企業向け銀行業務およびウェルス・マネジメント、ならびに世界的なシティの住宅ローン融資業務の責任者でした。2009年度から2013年度にかけて、フレイザー女史はシティのプライベートバンクの最高経営責任者を務め、それ以前は、同氏は主要な戦略的役割を担っていました。同氏は2004年にシティに入社しました。

役職の規模および範囲

- ・ラテンアメリカの最高経営責任者は、メキシコにおけるラテンアメリカのGCBおよびシティがこの地域で参加している23ヶ国におけるICGの業務に責任を負っています。
- ・ラテンアメリカのGCBには、メキシコ最大の銀行の1つ、シティバナメックス（以前はバンコ・ナショナル・デ・メヒコ、またはバナメックスとして知られていました。）が含まれます。2016年12月31日にはラテンアメリカのGCBはメキシコ国内に1,494のリテール支店を有しており、約27.4百万のリテール・バンキングの顧客口座と、183億ドルのリテール・バンキング貸出金および264億ドルの預金がありました。
- ・加えて、ラテンアメリカのGCBには約5.8百万のシティブランドのカード口座があり、48億ドルの貸出金残高がありました。

財務スコアカード（70パーセント加重）

ほとんどの財務評価指標に関するフレイザー女史の業績は、シティの執行役員としておよびラテンアメリカの最高経営責任者の役職に従い、当社全体およびラテンアメリカの実績の双方をベースに評価されました。

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」の用語）	2016年度実績 ⁽¹⁾	評価点 ⁽²⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	215億ドル	3
	ラテンアメリカ 法人税等控除前の継続事業からの利益	32億ドル	
費用管理	シティコープ 費用比率	57.9%	4
	ラテンアメリカ 費用比率	50.6%	
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率	7.6%	4
	ラテンアメリカ 有形普通株式利益率	17.8%	
	シティグループ 資産利益率	0.82%	3
	ラテンアメリカ 資産利益率	1.57%	
リスク	ラテンアメリカ リスク選好割合	230%	2
	ラテンアメリカ リスク選好サープラス	19.1億ドル	

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—財務スコアカード成績の詳細および調整」をご参照ください。

(2) スコアカードの色および評価点については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

非財務スコアカード（30パーセント加重）

非財務目標	主要実績（下記「用語集」の用語）	評価点 ⁽¹⁾
強固なリスク・統制管理	・フレイザー女史は、ラテンアメリカの個人向け事業を売却し、当該地域におけるシティを単純化する取組みを管理しています。 ・同氏はメキシコにおける当社のガバナンスおよび管理の枠組みの更新に挑戦し、当該地域の運営管理に関する指標は2016年度は改善し続け、または引き続き安定しました。	2
リーダーシップの有効性	・フレイザー女史は、シティバナメックスに対するシティの10億ドルの投資を活用し、メキシコにおけるシティの個人向け銀行業務のプラットフォームの変革を主導しています。 ・フレイザー女史は特に運営および統制部署に関する主要な役職について、人材を更新しています。	1
メキシコにおけるイニシアチブ	・フレイザー女史は、2016年に発表されたシティバナメックスに対する投資の管理に責任を負っています。これはデジタル・バンキング体験を強化し、技術プラットフォームを改善し、支店における銀行業務およびATMを更新し、またサービスが行き届いていない市場に対し、特別のサービスを提供するものです。	2
ラテンアメリカにおける生産性および成長	・フレイザー女史は当該地域における費用ベースの縮小と、組織構造、特にICGのオペレーション・テクノロジーの合理化を継続して行いました。	3
ラテンアメリカにおけるICG変革の加速	・フレイザー女史のリーダーシップの下、2016年のラテンアメリカにおけるICGの収益および投資銀行業務の市場シェアは拡大しました。 ・2016年の当該地域において、特定のICG業務、たとえばトレジャリー・アンド・トレード・ソリューション等が強固な成長を示しました。	2

(1) スコアカードの評価点については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

枠組みに基づく結論の概要および最終的な報酬決定

スコアカードに基づく評価の概要

- ・全社的な財務成績は、特にICGにおいて、全般的に堅調な業績を反映しましたが、とりわけ、主要な事業（北米のクレジットカード事業を含みます。）における投資規模および2016年度初期の予想を上回って厳しさを増した経営環境により、2016年度初めに設定された厳しい目標を達成するには至りませんでした。ラテンアメリカにおける財務業績は計画に近いものでした。
- ・報酬委員会は、ラテンアメリカ地域におけるICGの実績の改善等、フレイザー女史が2016年度非財務目標について成し遂げた注目に値する業績を考慮しました。

業績と報酬の連動

- ・目標値を下回る当社の業績達成度とラテンアメリカ地域のより好調な業績を手堅い非財務目標業績達成度と組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は2.84点となり、フレイザー女史の役職に対応する市場中央値のレンジ内の報酬であることが示唆されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に70パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に30パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して（ $[3.2 \times 0.7] + [2.0 \times 0.3] = 2.84$ ）決定されました。

最終的な報奨

- ・報酬委員会は、フレイザー女史に対し、2016年度年間報酬として7.9百万ドルを付与しました。これは当該役職に対応する市場中央値のレンジ内です。報酬委員会は、裁量を行使して最終的な報奨額を決定するにあたり、当社の同業他社における同じ役職と比較したフレイザー女史の役職の規模の大きさと複雑性、およびシティの財務目標における当該地域の重要性に注目しました。

当社の報酬に関する新しい同業他社グループ

報酬委員会は、当社の事業戦略を実行するために必要な有能な役員を確保し続けるには、市場の報酬水準を枠組みとして報酬を決定しなければならないと考えています。したがって、報酬委員会による市場報酬の理解は、当社の報酬枠組みの重要不可欠なステップとなっています。報酬委員会は、指名された執行役員各人の役職に対してこれまで同業他社が支払ってきた報酬の調査結果を検討した上で、市場報酬を決定しています。

報酬委員会は、同業他社グループが適切なグループであり続けるようにするべく、グループを年次ベースで評価しています。直近の2016年度の評価の後、報酬委員会は、米国の金融サービス企業における執行役員報酬を、異なる規制環境に置かれている米国外に本拠地を持つ企業の報酬支払と比較することが困難になりつつあることを受け、独立報酬コンサルタントから得たデータに従い市場における報酬レンジを判断するのに用いていた同業他社グループを変更しました。この変更は、2012年以来、シティの同業他社グループに行った初めての修正です。

同業他社グループを見直した結果、非米国企業3社（パークレイズ、ドイツ銀行およびHSBC）が除かれ、米国の金融サービス企業8社（AIG、アメリカン・エクスプレス、BNYメロン、キャピタル・ワン、メットライフ、PNC、プルデンシャルおよびU.S.バンコプ）が追加され、米国企業13社からなる同業他社グループが組成されました。新しい同業他社は、多くはシティに相当する国際的規模を有していませんが、シティの事業と類似した事業を1つ以上運営しており、また類似の労働市場において競合しています。報酬委員会は、新しい同業他社グループにより、有能な役員に関して、シティの主要な競合他社を対象としたより優れたデータ比較が可能となると考えています。新しい同業他社グループは次の会社から構成されています。

2016年度報酬比較対象企業グループ

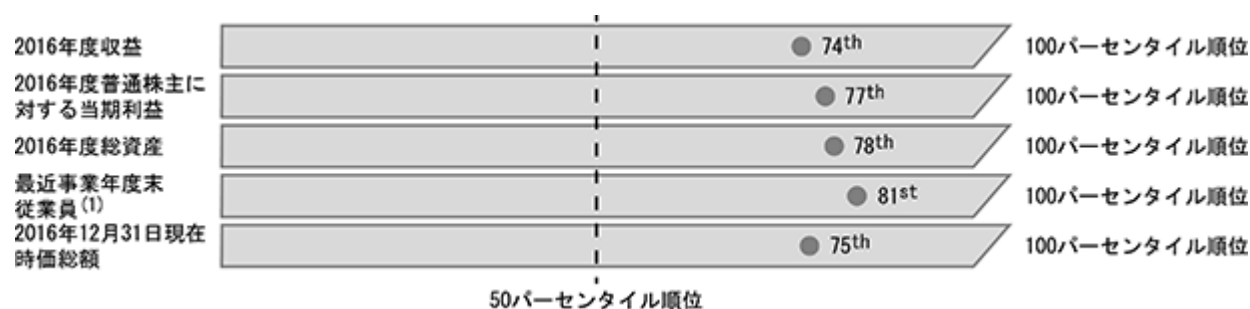
AIG	ゴールドマン・サックス	プルデンシャル
アメリカン・エクスプレス	JPモルガン・チェース	U.S.バンコプ
バンク・オブ・アメリカ	メットライフ	ウェルズ・ファーゴ
BNYメロン	モルガン・スタンレー	
キャピタル・ワン	PNC	

網掛箇所は2016年度の新たな同業他社であることを示しています。

最高経営責任者および最高財務責任者の役職に関する市場データの作成にあたっては、同業他社がすべて含まれています。同業他社のすべてが、最高経営責任者および最高財務責任者の役職以外の、シティの指名された執行役員の役職（例えばインスティテューショナル・クライアント・グループの役職）に相当する役職を有しているわけではないため、指名された執行役員のその他の役職の各々については、すべての同業他社が市場データに反映されているわけではありません。指名された執行役員のその他の役職に関して利用できる比較可能な市場データが不十分な場合には、比較可能な非米国企業の情報も含めました。

同業他社の選択に際して、報酬委員会は、金融サービス企業の中から選抜するための主要な基準として、規模ベースの指標を用いました。この結果、同業他社グループにおいてシティは規模に関しては上位4分の1またはその近くに位置するものの、執行役員への報酬に関しては上位4分の1を下回りました。報酬委員会はまた、同業他社グループの変更による、13社のグループが用いられている報酬レンジの中央値への影響を検討し、これらの変更は、役職に対する市場報酬中央値を引き下げたと結論付けました。

同業他社との関係におけるシティの位置



(1) 2015年12月31日付メットライフ従業員

インセンティブ報奨の構成

概要 — シティのインセンティブ報奨は、現金賞与、業績連動株式ユニット、および当社の資本蓄積プログラムに基づき付与される繰延株式から構成されます。このインセンティブの構成によって、インセンティブ報酬の大部分が、権利確定まで複数年にわたる業績連動株式ユニットおよび繰延株式により交付されるため、年次および長期の報酬のバランスが確立されます。報奨における現金賞与、業績連動株式ユニット、および繰延株式の割合を決めるに当たって、報酬委員会は、繰延に関して適用のある規制基準およびガイドラインならびに市場慣行を考慮しました。

年次インセンティブ	その他の指名 最高経営責任者のインセンティブの構成		報奨の種類	業績連動および権利確定	報酬の種類
	30%	40%			
繰延／長期インセンティブ	70%	60%	業績連動株式ユニット (最高経営責任者について35パーセント、その他の指名された執行役員について30パーセント)	・スコアカードの評価により金額が決定されます。 ・スコアカードの評価によりユニットの目標数が決定されます。 ・発生するユニットの50パーセントは2019年度の有形普通株式利益率に基づき、残る50パーセントは2017-2019年度の累積的1株当たり利益に基づきます。 ・発生するユニットの最終的な価値はシティの株主総還元額に連動します。 ・2017-2019年度のシティの株主総還元額がマイナスの場合は、報奨は目標数の100パーセントを上限とします。 ・クロウバック規定に従います。	現金
			当社の資本蓄積プログラムに基づき付与される繰延株式 (最高経営責任者については35パーセント、その他の指名された執行役員については30パーセント)	・スコアカードの評価により付与する株式の数が決定されます。 ・最終的な価値はシティの株主総還元額に基づきます。 ・4年間にわたって均等に権利が確定します。 ・繰延期間のいずれかの年に税引前損失がある場合には減額されます。 ・クロウバック規定に従います。	株式

業績連動株式ユニット報奨 — 業績連動株式ユニットは、2016年度の最高経営責任者のインセンティブ報奨の総額の35パーセントおよびその他の指名された執行役員のインセンティブ報酬の総額の30パーセントであり、指名された執行役員各人の繰延インセンティブ報奨の半分にになります。執行役員に付与される業績連動株式ユニットの目標数は、業績連動株式ユニット・プログラムに割り当てられるインセンティブ報奨の総額を、付与日である2017年2月16日の直前の5取引日におけるシティの株価の終値の平均（58.8340ドル）で除した数です。

ユニットの目標数の半分は有形普通株式利益率による業績に基づき発生し、残る半分は累積的1株当たり利益に基づいて発生します。業績連動株式ユニットは、2019年度末に、以下の業績一覧表に従い発生します。

業績連動株式ユニット一覧表

発生する業績連動株式 ユニットの目標数量の割合 (各指標に個別に適用され ます。)	0%	50%	100%	150%
指標：2019年度の有形普通 株式利益率	5%未満	5%	10%	14%以上
指標：2017 - 2019年度の 累積的1株当たり利益	16.00ドル未満	16.00ドル	17.70ドル	19.00ドル以上

累積的1株当たり利益は、2017年から2019年の間に終了する12四半期分の当社の四半期決算発表から、普通株主に配分された当期純利益に基づく希薄化後1株当たり利益を合計することにより決定されます。上記の表の各基準間の業績は、業績連動株式ユニットの設計において生じた人為的な段差により軽率なリスク・テークングを奨励することになるのを避けるため、線形補間法によって決定されます。

例：シティが2019年度に10パーセントの有形普通株式利益率を達成し、評価期間において16.00ドルの累積的1株当たり利益であった場合は、執行役員は目標業績連動株式ユニットの75パーセントを受領します。これは、有形普通株式利益率の指標における業績（業績100パーセント）と累積的1株当たり利益の指標における業績（業績50パーセント）を均等に重視しているためです。

昨年度当社が株主の保護として追加した規定に従い、業績指標の結果にかかわらず、当該3年間の業績評価期間にわたるシティの株主総還元額がマイナスとなる場合は、取得できる業績連動株式ユニット数の上限は目標数の100パーセントに制限されます。

報奨は、発生した範囲内で、シティの普通株式の株価に基づいて現金で交付されます。業績評価期間の終了日の後、発生した業績連動株式ユニット数に、最終権利確定日直前の20取引日におけるシティの普通株式の株価の平均を乗じて、その額が現金で支払われます。この方法は、株主の希薄化を制限する一方で、執行役員が受領する額をシティの普通株式の株価の変動に連動させる効果があります。

業績評価期間の終了後、発生する業績連動株式ユニット数について配当等価物が発生し、支払われますが、発生しなかった業績連動株式ユニットに関する配当等価物は失効します。

繰延株式報奨 — 当社の資本蓄積プログラムに基づいて付与される繰延株式が、2016年度の最高経営責任者のインセンティブ報奨の総額の35パーセントおよびその他の指名された執行役員のインセンティブ報酬の総額の30パーセントに相当し、指名された執行役員各人の繰延インセンティブ報奨の半分を構成します。2016年度の業績に対して付与された報奨については、前年度と比べて、資本蓄積プログラムに変更はありませんでした。

この報奨は、勤務を継続した場合4年間にわたって均等に権利が確定するものとする一方、業績ベースの権利確定条件がこれらの報奨に追加で適用され、損失があった場合には報奨の将来の権利確定が取り消されるようにするものです。繰延期間のいずれかの年においてシティグループに税引前損失がある場合には、繰延株式報奨のうち損失の翌年に権利確定が予定されている部分は税引前損失額を分子とし、損失のあった年の直前の3年間におけるシティグループの税引前年間利益の最も高い水準を分母とする比率で減少します。ただし、当該比率によって、権利確定が取り消される株式が20パーセント以下となる場合は、権利確定が予定されている株式の20パーセントが削減されます（つまり、税引前損失が生じた場合に取り消される最低水準が存在するということです。）。

例：次の例は、指名された執行役員に対して2017年2月に付与された20,000株の繰延株式報奨について説明したものです。この例は、シティグループが以下のような税引前利益（損失）を生じたと仮定して、この報奨のうち2018年1月に権利確定となる予定の部分（5,000株）にどのような影響があるかを示したものです。

シティグループの税引前利益（損失）（単位：百万ドル）					
予定されている 権利確定日	2017年度 （仮定）	2016年度	2015年度	2014年度	過去3年間に おける 税引前最高利益
2018年1月	(\$500)	\$21,477	\$24,826	\$14,701	\$24,826

留意点：例にある2014年度、2015年度および2016年度の利益額は現在公表されている財務情報から引用したものです。例にある2017年度の税引前損失は、例示のためだけの仮定的な前提に過ぎません。

公式（ $500 \div 24,826$ ）に基づいて算出した削減率は、2.01パーセントです。最低取消水準に従い、2018年1月に権利確定が予定されている株式のうち20パーセントが取り消されます。したがって、権利確定が予定されていた5,000株のうち1,000株は取り消されます（ $1,000 = 5,000$ の20パーセント）。

このように業績に基づいて権利を確定させる方法は、報奨の価値を高めることはなく、権利未確定の株式の取消という結果にしかありません。配当等価物は株式が権利確定した場合にのみ繰延株式について発生し、支払われます。配当等価物は取り消された株式については支払われません。

業績連動株式ユニット報奨および繰延株式に適用されるクローバック規定 — シティの強固なクローバック方針は、指名された執行役員とその他すべての該当する従業員に対するインセンティブ報酬について適用されます。クローバック規定は、違法行為だけではなく、様々な業績不振の場合にもシティに権利未確定の繰延インセンティブ報酬を取り消す権利を与えており、下記の表に概要を記載しています。

適用される クローバック 方針	潜在的なトリガー	業績連動 株式ユニット	繰延株式
全般	違法行為を行いまたは著しく軽率な判断をし、それがシティの事業運営に損害を与えまたは規制当局からの制裁につながりもしくはその可能性があった場合。上記のような行為に関与した従業員の監督を怠りまたは上記のような行為を上程しなかった場合も含まれます。	○	
著しい業績不振	シティに対する重大な財務上の損害または信用の毀損と定義される、著しい業績不振について、重大な責任を負っている場合。	○	
シティ	公表済の著しく不正確な財務諸表に基づいた報奨の受領があった場合。	○	○
シティ	従業員が公表済の財務諸表に関して著しく不正確な情報の提供に故意に関与した場合。	○	○
シティ	上級経営陣またはリスク・マネジメントが設定または修正したリスク制限に対する重大な違反を犯した場合。	○	○
シティ	重大な違法行為があった場合。	○	○
サーベンス・ オクスリー	意図的な違法行為または不正により、財務上の修正再表示が必要となった場合。	○	○

少なくとも、報告義務のある3つの財務セグメント、すなわち、シティグループ（全社）、グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループのいずれかにおいて、年間の税引前損失がある場合には、シティは、著しい業績不振が発生し、業績連動株式ユニットへの潜在的影響があるかを検討します。また、シティは、ある執行役員が著しい業績不振について重大な責任を負っているまたはその他の理由で、当該執行役員に支払われるはずであった繰延報酬を取り消すという決定をした場合にはいつでも、その開示を検討します。

シティの追加的報酬慣行

リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム

当社の報酬プログラムは、慎重にまた十分理解されたリスクのみを負い、事業基盤を守るためにそれらのリスクを効果的に管理する、当社の責任に沿って設計されています。当社のプログラムには、以下の重要な要素が含まれています。

- ・ **当社の報酬理念**は、当社に対し、裁量的インセンティブ報酬を付与する際にはリスク管理について考慮するように求めています。当社の報酬理念は、当社のウェブサイトで公開されています。
- ・ **チーフ・リスク・オフィサーは、少なくとも年に2度報酬委員会に、シティのリスク水準や傾向ならびに上級執行役員レベルおよびシティ全体のインセンティブ報酬の枠組みについて報告しています。**チーフ・リスク・オフィサーは、報酬が軽率または過度なリスク・テakingを奨励しない方法で、長期的な業績に結び付いたものとなるよう、当社の執行役員報酬枠組みを見直しています。
- ・ **シティの執行役員報酬枠組みは、明示的にまた黙示的にリスクに合わせてインセンティブ報酬を調整します。**シティの執行役員報酬枠組みでは、以下を含む複数の方法でリスクを考慮します。
 - 各執行役員の財務目標の要素としてリスク水準を評価するために財務指標を使用します。
 - 非財務目標の一環として、統制環境の有効性を含むリスク管理の実績を評価します。
 - インセンティブ報酬の決定に際して、かかるリスクのもたらす不利益を考慮します。
- ・ **指名された執行役員を含む対象従業員に対する年間インセンティブ報奨には、軽率または過度なリスク・テakingを思いとどまらせるためのクローバック規定その他の規定が付されています。**年次の体系的なプロセスにより、シティは、当社およびその重要な事業部門に内在する重要なリスクを特定し、その上で、当該リスクに影響を及ぼす従業員を適用ある銀行規制ガイドラインに定義される「対象従業員」として特定します。指名された執行役員を含む対象従業員に関する報酬体系には、上記「シティの2016年度執行役員の報酬」―「インセンティブ報奨の構成」に記載するとおり、様々な行為を対象とする十分な繰延およびクローバック規定が含まれています。加えて、業績に基づく権利確定基準が、対象従業員に付与されるすべての繰延インセンティブ報酬に組み込まれています。

＜シティの統制部署は、年次の業績評価プロセスの一環として、上級経営陣のリスク行為について直接フィードバックを行います。＞

- ・ **リスク管理行為の評価は、年間インセンティブ報酬の総額を決定する際に考慮されます。** 個々の対象従業員（シティの数百名の最上級従業員）に対して、シティは、統制部門による年次のレビュープロセスを確立しました。このプロセスでは、統制部署のレビューアーが各対象従業員のリスク行為について評価を行います。統制部署は、コンプライアンス、財務、内部監査、法務およびリスク管理で構成されています。かかるプロセスは、現在の行為およびリスクに対する態度を評価することを目的としています。統制部署のレビュープロセスによる評価は、対象従業員の管理者が行う当該従業員の業績評価に情報として伝えられ、影響を及ぼし、当該プロセスの結果は報酬委員会に報告されます。当社は、このプロセスが、リスク管理行為の重要性に関する認識を高め、シティのリスク・カルチャーを強化したものと考えています。コルバット氏以外の指名された執行役員は、統制部署によるこの年次のレビュープロセスを通じて、シティの統制部署によりリスク行為の評価を受けました。コルバット氏のリスク行為は、統制部署からの情報を受けた報酬委員会によって評価されました。かかるレビューの結果、指名された執行役員は、リスク行為に関して肯定的な評価付けまたは査定を受けています。リスク行為に関して肯定的な評価を受けることは、全対象従業員の職務執行において当然に期待される要素であることから、かかる肯定的な評価付けは、2016年度の年間インセンティブ報酬の規模を決める要素とはなりません。一方、リスク行為に関して否定的な評価がなされていれば、2016年度に付与されるインセンティブ報酬は減額または消滅する結果となったであろうといえます。
- ・ **シティはシティの全インセンティブ報酬制度を対象とする、強固な全世界的ガバナンス・プロセスを有します。** シティの公式なインセンティブ報酬制度（販売インセンティブ制度を含みます。）は、広範囲な従業員層（大部分はグローバル個人金融部門に属します。）向けの変動的な報酬を定めています。本制度は、違法もしくは軽率な行為に関与したり、軽率もしくは過度なリスクを冒したりする気をなくすことをねらいとした、全世界的なガバナンス・プロセスによって運営されます。このガバナンス・プロセスの一環として、全世界におけるシティのインセンティブ報酬制度はすべて、第三者コンサルタントによって開発および管理された中央リスク管理モデルを通じて分析されます（データ入力シティによって行われます。）。6つの潜在的なリスク源、すなわち、インセンティブ・プログラムの設計、シティの戦略および目標との不一致、制度に基づく支払の機会、支払承認のプロセス、制度ガバナンスの一環としての監視範囲、ならびに制度運営に関わるリスクが評価されます。本制度は、それが適切な場合には、リスク評価の結果に基づいて改善されます。この全世界的なガバナンス・モデルによって、シティ全体に最善の慣行が伝えられ、共有されることが確実となります。

当社の独立した報酬コンサルタント

＜取締役会の報酬コンサルタントは、取締役会への助言以外に、シティのために業務を行うことはありません。＞

FW・クックは、2012年から報酬委員会の独立したアドバイザーとなっています。FW・クックは、取締役会へのサービスを除き、シティに対して一切のサービスを提供しておらず、経営陣との間にその完全な独立性を損ない得るその他一切の関係をもたず、また、その独立性を維持するために役立つ強固な内部ガバナンス方針を有しています。FW・クックの代表者は、出席要求のあった執行役員会を含め、2016年度のすべての報酬委員会会議に出席し、会議と会議の間の期間においても、報酬委員会のメンバーと面談しました。FW・クックは、最高経営責任者およびその他執行役員に付与される報酬に関して、報酬委員会に助言しました。FW・クックはまた、シティの執行役員報酬に関する株主の勧告的決議（advisory say-on-pay votes）に対する報酬委員会および取締役会の対応に関して広範囲にわたる指針および分析を提供し、市場の見方を提示し、また、シティの執行役員報酬プランの設計およびそのプログラムの株主への提示について報酬委員会に助言しました。FW・クックは、2016年度に350,497ドルの報酬を受領しました。SEC規則およびNYSE規則に従って、報酬委員会は、FW・クックの独立性について、直近では2017年1月に評価し、FW・クックがシティの経営陣から独立しており、報酬委員会への同社のサービスは、いかなる利益相反も生じていないと判断しました。

インセンティブ報酬の税額控除可能性

2016年度の年間インセンティブ報奨は、2011年エグゼクティブ・パフォーマンス・プラン（以下「EPP」といいます。）に基づき、指名された執行役員に付与されました。EPPは、指名された執行役員に支払われるインセンティブ報酬のうち、内国歳入法第162条(m)に基づき控除することができない可能性のあるものの控除可能性を確保することを意図するものです。EPPは、シティグループの法人税等控除前の継続事業からの利益に基づいて、その年に加入者に付与することができる限度額を特定しています。ただし、当該年度に実際に付与される年間インセンティブの額は、本「報酬の検討および分析」に記載されている執行役員報酬枠組みを適用し、またシティが上限を下回って（上限を超えてではなく）支払うことを条件に、報酬委員会により決定されます。2016年度については、報酬委員会は、EPPに基づいて支払うことができる上限額を、執行役員1名につき43百万ドル（シティグループの利益の0.2パーセント）であると確認し、同プランに基づいてそれより低い額の報酬を付与するという決定権を行使しました。インセンティブの支払総額に対するこの制限に加えて、2017年2月に、個別の執行役員のインセンティブの支払における年間の現金賞与の部分を20百万ドルに制限するようEPPが改正されています。シティは、法律が許容する範囲内で、指名された執行役員に支払われる報酬の控除可能性の確保を目指す一方で、執行役員を採用し、動機を与え、確保し続けるために必要と考える控除されることのない報酬制度を提供する柔軟性を維持しており、当該個人は、一定の場合には、執行役員になる前に付与された報奨に起因して、控除されることのない支払を受ける場合があります。コルバット氏の年間基本給は、1百万ドルを超える範囲については控除できません。

人事・報酬委員会報告

人事・報酬委員会は、最高経営責任者の業績を評価し、報酬を決定し、執行役員の報酬を承認し、また上級経営陣の他のメンバーおよび報酬の高いその他の従業員の報酬体系を承認しました。人事・報酬委員会は、上級経営陣のメンバーとともに上記「報酬の検討および分析」を審査し、検討しました。この審査に基づき、人事・報酬委員会は、当社の取締役会に対して、米国証券取引委員会（SEC）に提出されるシティの年次報告書フォーム10-Kおよび議決権代理行使参考書類スケジュール14Aに「報酬の検討および分析」を含めるべきであると勧告しました。

人事・報酬委員会:

ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア（委員長）

ダンカン・P・ヘンス

マイケル・E・オニール

ゲーリー・M・ライナー

ジュディス・ルーディン

ダイアナ・L・テイラー

2017年3月8日

[次へ](#)

2016年度抜粋報酬一覧表および報酬情報

2016年度抜粋報酬一覧表

以下の表では、2016年度にシティの最高経営責任者または最高財務責任者を務めた者に対する、2016年度、ならびに該当する場合は2015年度および2014年度についての報酬、および最も高額な報酬が支払われたその他3名のシティの執行役員に対する報酬を、2016年12月31日時点の役職とともに示しています。これらの者を、シティの指名された執行役員（named executive officer）といいます。

氏名および主な役職 ⁽¹⁾	年度 ⁽²⁾	給与 ⁽³⁾ (ドル)	賞与 ⁽⁴⁾ (ドル)	株式 報酬 ⁽⁵⁾ (ドル)	株式以外の インセン ティブ・ プラン 報酬 ⁽⁶⁾ (ドル)	年金金額 および 非適格 繰延報酬の 増減 ⁽⁷⁾ (ドル)	その他 すべての 報酬 ⁽⁸⁾ (ドル)	合計 (ドル)
マイケル・コルバット 最高経営責任者	2016	\$ 1,500,000	\$ 4,200,000	\$ 7,645,356	\$ 1,848	\$ 4,271	\$ 30,283	\$ 13,381,758
	2015	\$ 1,500,000	\$ 6,000,000	\$ 6,493,169	\$ 586,393	\$ 2,961	\$ 15,900	\$ 14,598,423
	2014	\$ 1,500,000	\$ 4,600,000	\$ 7,727,757	\$ 606,924	\$ 6,918	\$ 15,600	\$ 14,457,199
ジョン・ガスバック 最高財務責任者	2016	\$ 500,000	\$ 3,400,000	\$ 4,332,368	\$ 1,355	\$ 48,949	\$ 15,900	\$ 8,298,572
	2015	\$ 500,000	\$ 3,400,000	\$ 3,952,364	\$ 430,021	\$ 18,937	\$ 15,900	\$ 8,317,222
	2014	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 4,161,100	\$ 445,078	\$ 85,580	\$ 15,600	\$ 8,007,358
ジェームズ・フォリス シティ社長、 インスティテューショナル・ クライアント・グループ 最高経営責任者	2016	\$ 500,000	\$ 5,920,000	\$ 7,901,877	\$ 1,056,412	\$ 4,342	\$ 15,900	\$ 15,398,531 ⁽⁹⁾
	2015	\$ 496,712	\$ 6,201,315	\$ 7,354,220	\$ 2,082,700	\$ 4,074	\$ 15,900	\$ 16,154,921
	2014	\$ 475,000	\$ 5,210,000	\$ 8,039,839	\$ 2,145,487	\$ 6,294	\$ 15,600	\$ 15,892,220
スティーブン・バード グローバル個人金融部門 最高経営責任者	2016	\$ 499,623	\$ 3,400,151	\$ 3,766,294	\$ 509,673	\$ 0	\$ 5,122,985	\$ 13,298,726
	2015	\$ 500,273	\$ 3,199,891	\$ 3,880,827	\$ 974,873	\$ 0	\$ 742,590	\$ 9,298,454
ジェーン・フレイザー ラテンアメリカ地域 最高経営責任者	2016	\$ 500,000	\$ 2,960,000	\$ 3,302,904	\$ 895,061	\$ 0	\$ 18,730	\$ 7,676,695

(1) 指名された執行役員各々の主な役職は、2016年12月31日時点のものです。

(2) SEC規則により、バード氏の2014年度の報酬については記載がなく、フレイザー女史の2015年度および2014年度の報酬は記載がありませんが、これはかかる年度において、同氏らがいずれも指名された執行役員ではなかったためです。

(3) バード氏の給与は、国外駐在であったため、香港ドル建てでした。本表に示された給与は、年平均為替レート（2016年について、0.12883791米ドル＝1香港ドル）で米ドルに換算されたバード氏の年間給与の合計額です。

(4) この列の金額は記載された年度の業績に対する現金賞与です。

(5) この列の2016年度の金額は、2015年度の業績に対して2016年2月にそれぞれ付与された業績連動株式ユニットおよび資本蓄積プログラムに基づく繰延株式の付与日現在の公正価値の合計です。各報奨の付与日現在の個別の価値は、2016年度制度報奨付与一覧表で開示されています。報奨の付与日現在の公正価値の総額は、財務会計基準審議会会計基準編纂書トピック718に従って計算されています。この列の金額の算出時に使用した前提条件は、もしあれば、SECに提出された2016年度年次報告書フォーム10-K中のシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表注記7に記載されています。抜粋報酬一覧表で報告された業績連動株式ユニットの金額は、適用可能な会計原則に基づき、付与日時点において、業績条件として考えられる成果を考慮して評価されます。

このため、これら金額は報酬委員会により与えられた報奨の額面金額とは異なっており、この額面金額を付与日のシティ普通株式の株価によって除することにより、業績連動株式ユニットの数が算出されます。2016年度抜粋報酬一覧表に示された2016年の付与日における業績連動株式ユニットの価値は、業績条件が最も高いレベルで達成されたと仮定した場合、コルバット氏6,750,000ドル、ガスバック氏3,825,000ドル、フォリス氏6,976,479ドル、バード氏3,599,877ドル、フレイザー女史3,156,962ドルとなります。

(6) 以下は、指名された執行役員各々の2016年度の株式以外のインセンティブ・プラン報酬の内訳を示したものです。各執行役員に関して2016年度抜粋報酬一覧表に示される総額は、報奨については前年度の業務について前年度に付与されたものですが、2016年度に発生したと考えられる各繰延現金報奨の金額を表わしています。繰延現金報奨は、当社の業績連動株式ユニット・プログラムが作られる前に上級執行役員に付与されていたものであり、現在も業績連動株式ユニットの権利を持たない執行役員（業績連動株式ユニットは最高経営責任者および最高経営責任者直属の執行役員にのみ与えられています。）に付与されています。当社の業績連動株式ユニットと同じく、繰延現金報奨は該当する業績評価年度における各執行役員の繰延インセンティブ報奨の50パーセントに相当し、資本蓄積プログラムにより付与される繰延株式が残る50パーセントに相当します。繰延現金報奨は固定市場金利による想定利子を付されるものとし、4年の期間にわたって権利が確定し、報奨のうち、ある年度に権利が確定する部分（想定利子を含みます。）については、権利確定の年度の抜粋報酬一覧表に含まれています。そのため、2016年度の抜粋報酬一覧表に示される金額については、残存する報奨のうち2016年度に権利が確定し発生したとみなされた部分、および残存する報奨の全部に対して2016年度に生じた想定利子が含まれています。

氏名	2013年2月 繰延現金報奨 の報告対象部分	2014年2月 繰延現金報奨 の報告対象部分	2015年2月 繰延現金報奨 の報告対象部分	2016年 残存する繰延現金 報奨 に関する利益の総 額	2016年度 抜粋報酬 一覧表に記載の 株式以外の インセン ティブ・ プランの総額
マイケル・コルバット	-	-	-	\$ 1,848	\$ 1,848
ジョン・ガスバック	-	-	-	\$ 1,355	\$ 1,355
ジェームズ・フォリス	\$ 1,014,375	-	-	\$ 42,037	\$ 1,056,412
スティーブン・バード	\$ 489,484	-	-	\$ 20,189	\$ 509,673
ジェーン・フレイザー	-	\$ 437,896	\$ 371,741	\$ 85,424	\$ 895,061

上記表には、2012年度の業績に対して2013年2月に付与された繰延現金報奨の一部、2013年度の業績に対して2014年2月に付与された繰延現金報奨の一部、2014年度の業績に対して2015年2月に付与された繰延現金報奨の一部、および残存する報奨の全部について2016年に生じた想定利子が含まれています。コルバット氏およびガスバック氏は、2011年度の業績に対して2012年1月に付与された繰延現金報奨の最後のトランシェの権利が2016年1月20日に確定したことにより、少額の想定利子を受領しました。

バード氏の繰延現金報奨については、バード氏が香港で雇用されていた年度について与えられた報奨であるため、香港ドル建てです。バード氏について上記で表示されている金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された2016年12月31日現在の為替レート（0.12895904米ドル＝1香港ドル）を用いて香港ドルから米ドルに換算されたものです。フレイザー女史の繰延現金報奨については、フレイザー女史がロンドンで雇用されていた年度について与えられた報奨であるため、英国ポンド建てです。フレイザー女史について上記で表示されている金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された2016年12月31日現在の為替レート（1.2362米ドル＝1英国ポンド）を用いて英国ポンドから米ドルに換算されたものです。

- (7) これらの金額は、2016年度年金給付一覧表でさらに詳しく説明されるとおり、コルバット氏、ガスバック氏およびフォリス氏の年金給付額の現在価値の増加分を示しています（シティグループ年金制度におけるガスバック氏への年金給付額は、28,543ドル増加し、従業員退職所得保障法（ERISA）によるシティバンク、エヌ・エイおよび関係会社の補助的報酬制度における同氏への給付額は、20,406ドル増加しました。）。税制適格外であることから繰り延べられた、指名された執行役員各々の報酬における市場価格の超過分または優先利益分は、0ドルでした。バード氏およびフレイザー女史は、同氏が雇用された国において有効なシティの広範に適用される退職給付プログラムの規定に従って確定給付年金制度への加入資格を得たことはなく、同氏は雇用開始時から確定拠出退職給付制度のみに加入しています。

- (8) 以下は2016年度の「その他すべての報酬」の内訳を示したものです（個人的給付を含みます。）。

氏名	退職給付制度 に対する 雇用者拠出 (ドル)	税還付 コスト (ドル)	一時滞在時 生活費および 一時帰国 休暇の費用 (ドル)	住宅費および 生活費差額 (ドル)	転勤に係る 費用 (ドル)	合計 (ドル)
マイケル・コルバット	\$ 15,900	\$ 14,383	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 30,283
ジョン・ガスバック	\$ 15,900	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,900
ジェームズ・フォリス	\$ 15,900	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,900
スティーブン・バード	\$ 24,141	\$ 4,780,613	\$ 39,559	\$ 145,581	\$ 133,091	\$ 5,122,985
ジェーン・フレイザー	\$ 15,900	\$ 0	\$ 0	\$ 2,830	\$ 0	\$ 18,730

バード氏は2015年7月1日付で国外駐在辞令により香港からニューヨークに転居し、シティの国外駐在プログラムの標準規定に基づく手当を受けました。バード氏の国外駐在は2016年12月31日に終了し、その時点で同氏は米国の現地従業員となりました。2016年より後、バード氏は国外駐在手当の対象外となっています。バード氏に提供される手当はシティの国外駐在プログラムに完全に準拠しており、自国外への赴任を受諾した同様の状況下にある従業員に一般的に支給されるものです。国外駐在プログラムは、過渡期において従業員の再配置を行い、また転居による税務その他個人の経済面の影響をなくすことで、シティが特定の業務ニーズを速やかに満たすことを可能にするものです。上記の税還付コストの列に示された税負担均等化手当は、バード氏の税負担および関連費用を、同氏が引き続き香港で雇用されていると仮定した場合のものに限定することを意図したものであり、そのため追加のインセンティブ報酬ではありません。開示された金額は、2016年に支払われた報酬に関して発生した税負担均等化手当の見積りに基づくものです。ただし、税負担均等化手当は後年に支払われる場合がありますが、抜粋報酬一覧表に再度記載されることはありません。

コルバット氏に関する税還付コストおよびフレイザー女史に関する住宅費は、2016年より前に終了したシティの国外駐在プログラムに基づく赴任に関連したものです。

コルバット氏、ガスバック氏、フォリス氏およびフレイザー女史は、米国の適格従業員全員に適用される計算式に従って401(k)プランのマッチング拠出を受領しました。バード氏は、包括的確定拠出退職給付制度であるシティ香港退職給付制度の標準規定に基づく雇用者拠出分を受領しました。

コルバット氏はシティフライト・インク（シティグループ・インクの子会社）との間で航空機タイムシェアリング契約を締結しています。同契約により、同氏は、連邦航空法91.501(d)に定められた限度に従い、社用機の個人使用にかかる費用をシティに返金することができるものとされています。コルバット氏は、2016年度中のかかる飛行による増加費用の総額と同額またはこれを超える金額をシティに返金しました。

- (9) 2016年度およびそれに先立つ年度について、フォリス氏について報告されている報酬がコルバット氏について報告されている報酬を上回っていますが、これは一部には、コルバット氏が業績連動株式ユニット報奨を受けた過年度においてフォリス氏が繰延現金報奨を受けていたためです。業績連動株式ユニットが付与された年度に株式報奨として全額報告される一方、繰延現金報奨は、権利確定する期間にわたって、株式以外のインセンティブ・プラン報酬として報告されます。そのため、フォリス氏については、コルバット氏については記載されていない、高額の前年度報酬が抜粋報酬一覧表に報告されています。これに加えて、2016年度の賞与の列ではコルバット氏について、フォリス氏よりも著しく低い金額を表示していますが、これは一部には、報酬委員会が、2016年度の業績に対して付与される報奨について、コルバット氏の繰延比率を高くしたものの、その他の指名された執行役員に関する繰延比率を高くしなかったためです。それにも関わらず、2016年度およびそれに先立つ年度について、フォリス氏の年間報酬はコルバット氏の年間報酬と同程度でした。報酬委員会では、事業基盤全体に及ぶ、2015年度および2016年度のシティ社長としての役割、そして、広範囲の複合的な商品およびサービスならびに並外れて大きな世界的規模を備えた、インスティテューショナル・クライアント・グループの最高経営責任者としての役割における、フォリス氏の業績を認識しています。報酬委員会はまた、かかる役割に対する報酬の市場水準も考慮しました。

報酬制度に基づく2016年度の報奨付与

下表は、報酬委員会が2016年度に指名された執行役員に対し付与した報奨に関する情報を示したものです。下表の価値は、適用のある会計基準に基づき決定された各株式報奨の付与日現在の公正価値です。

氏名	付与日	株式インセンティブ・プラン報奨に基づく 将来的な支払見額			株式および オプション報奨の 付与日現在公正価値 (ドル) ⁽¹⁾
		基準 (個)	目標 (個)	最大 (個)	
マイケル・コルバット	2/16/2016	0	121,457 ⁽²⁾	121,457	\$4,500,000
	2/16/2016	0	121,457 ⁽³⁾	182,186	\$3,145,356
ジョン・ガスバック	2/16/2016	0	68,825 ⁽²⁾	68,825	\$2,550,000
	2/16/2016	0	68,825 ⁽³⁾	103,238	\$1,782,368
ジェームズ・フォリス	2/16/2016	0	125,532 ⁽²⁾	125,532	\$4,650,986
	2/16/2016	0	125,532 ⁽³⁾	188,299	\$3,250,891
スティーブン・バード	2/16/2016	0	64,775 ⁽²⁾	64,775	\$2,399,918
	2/16/2016	0	64,775 ⁽³⁾	97,162	\$1,366,376
ジェーン・フレイザー	2/16/2016	0	56,805 ⁽²⁾	56,805	\$2,104,641
	2/16/2016	0	56,805 ⁽³⁾	85,208	\$1,198,263

- (1) 付与日現在の公正価値の決定に用いた仮定は、抜粋報酬一覧表の注(5)に記載したものと同じです。これら金額は必ずしも、指名された執行役員により実現される実際の価値を示すものではありません。
- (2) 資本蓄積プログラムに基づき付与されたこれらの繰延株式報奨は、2014・ストック・インセンティブ・プランに基づき、2015年度の業績に対して付与されました。これらの報奨の条件に関するより詳細な情報については上記「シティの2016年度執行役員の報酬」―「インセンティブ報奨の構成」をご参照ください。
- (3) これらの報奨は、2015年度の業績に対する業績連動株式ユニットです。これらの報奨の条件に関するより詳細な情報については上記「エグゼクティブ・サマリー」―「株主との対話」および「シティの2016年度執行役員の報酬」―「インセンティブ報奨の構成」をご参照ください。

2016年度末の株式報奨残高

この表に示した市場価値は、2016年12月31日時点のシティの普通株式の終値59.43ドルを用いて算出しました。

氏名	付与日	オプション報奨			株式報奨			株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定かつ未発生の株式、単位株式またはその他の権利の市場価値または配当金額
		行使可能な未行使オプションの原証券の数(個)	オプション行使価格(ドル)	オプション行使満了日	権利未確定の株式または単位株式の数(個)	権利未確定の株式または単位株式の市場価値(ドル)	株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定かつ未発生の株式、単位株式またはその他の権利の数(個)	
マイケル・コルバット	2/19/2013	-	-	-	17,841 ⁽¹⁾	\$ 1,060,291	-	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	39,263 ⁽²⁾	\$ 2,333,400
	2/18/2014	-	-	-	39,500 ⁽³⁾	\$ 2,347,485	-	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	51,166 ⁽⁴⁾	\$ 3,040,795
	2/18/2015	-	-	-	-	-	50,996 ⁽⁵⁾	\$ 3,030,692
	2/16/2016	-	-	-	-	-	121,457 ⁽⁶⁾	\$ 7,218,190
	2/16/2016	-	-	-	-	-	39,352 ⁽⁷⁾	\$ 2,338,689
ジョン・ガスバック	2/19/2013	-	-	-	11,096 ⁽¹⁾	\$ 659,435	-	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	21,142 ⁽²⁾	\$ 1,256,469
	2/18/2014	-	-	-	21,269 ⁽³⁾	\$ 1,264,017	-	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	31,144 ⁽⁴⁾	\$ 1,850,888
	2/18/2015	-	-	-	-	-	31,041 ⁽⁵⁾	\$ 1,844,767
	2/16/2016	-	-	-	-	-	68,825 ⁽⁶⁾	\$ 4,090,270
	2/16/2016	-	-	-	-	-	22,300 ⁽⁷⁾	\$ 1,325,289
ジェームズ・フォリス	1/14/2009	29,745 ⁽⁸⁾	\$ 106.10	1/14/2019	-	-	-	-
	1/14/2009	29,745 ⁽⁸⁾	\$ 178.50	1/14/2019	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	23,089 ⁽¹⁾	\$ 1,372,179	-	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	40,849 ⁽²⁾	\$ 2,427,656
	2/18/2014	-	-	-	41,094 ⁽³⁾	\$ 2,442,216	-	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	57,951 ⁽⁴⁾	\$ 3,444,028
	2/18/2015	-	-	-	-	-	57,759 ⁽⁵⁾	\$ 3,432,617
	2/16/2016	-	-	-	-	-	125,532 ⁽⁶⁾	\$ 7,460,367
	2/16/2016	-	-	-	-	-	40,673 ⁽⁷⁾	\$ 2,417,196
スティーブン・バード	2/19/2013	-	-	-	11,145 ⁽¹⁾	\$ 662,347	-	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	20,476 ⁽²⁾	\$ 1,216,889
	2/18/2014	-	-	-	20,600 ⁽³⁾	\$ 1,224,258	-	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	33,481 ⁽⁴⁾	\$ 1,989,776
	2/18/2015	-	-	-	-	-	33,370 ⁽⁵⁾	\$ 1,983,179
	2/16/2016	-	-	-	-	-	64,775 ⁽⁶⁾	\$ 3,849,578
	2/16/2016	-	-	-	-	-	20,987 ⁽⁷⁾	\$ 1,247,257
	2/18/2014	-	-	-	11,728 ⁽²⁾	\$ 696,995	-	-
ジェーン・フレイザー	2/16/2015	-	-	-	-	-	27,299 ⁽⁴⁾	\$ 1,622,380
	2/16/2016	-	-	-	-	-	56,805 ⁽⁶⁾	\$ 3,375,921
	2/16/2016	-	-	-	-	-	18,405 ⁽⁷⁾	\$ 1,093,809

- (1) 資本蓄積プログラムに基づき2013年2月19日に付与された本繰延株式報奨は、業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2014年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (2) 資本蓄積プログラムに基づき2014年2月18日に付与された本繰延株式報奨は、業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2015年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。ただし、フレイザー女史の報奨については、2015年2月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定済みです。
- (3) 2014年2月18日に付与された本業績連動株式ユニット報奨は、2014年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定済みです。報奨の業績評価指標の達成度に基づき、目標ユニット数の約50.3パーセントが各執行役員に交付されました。当該報奨の業績評価期間は2016年12月31日に

終了しました。SEC規則に従い、上記の表は、報奨の2016年12月31日現在の価値を示しています。2017年度の交付日における報奨の価値は当該交付日におけるシティの普通株式の株価を用いて算定され、当該報奨の実現価値は、コルバット氏は2,331,968ドル、ガスバック氏は1,255,675ドル、フォリス氏は2,426,144ドルおよびバード氏は1,216,146ドルでした。

- (4) 資本蓄積プログラムに基づき2015年2月16日または2015年2月18日に付与された本繰延株式報奨は、業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2016年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。

- (5) 2015年2月18日に付与された本業績連動株式ユニット報奨は、相対的株主総還元額および平均資産利益率に基づく業績条件に従うことを条件として、2016年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。この表は、2016年12月31日における相対的株主総還元額、平均資産利益率およびシティの普通株式の株価が、2017年の業績評価期間末まで一定であると仮定した場合の業績連動株式ユニットの価値の総額を含みます。
- (6) 資本蓄積プログラムに基づき2016年2月16日に付与された本繰延株式報奨は、業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2017年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (7) 2016年2月16日に付与された本業績連動株式ユニット報奨は、相対的株主総還元額に基づく業績条件に従うことを条件として、2017年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。この表は、2016年12月31日における相対的株主総還元額およびシティの普通株式の株価が、2018年の業績評価期間末まで一定であると仮定した場合の業績連動株式ユニットの価値の総額を含みます。
- (8) 2009年1月14日に付与された本ストック・オプションは、2010年1月14日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定済みです。オプションの個数および行使価格は、2011年5月6日に効力を生じた株式併合により10対1で調整されています。

2016年におけるオプション行使および株式の権利確定

氏名	オプション報奨		株式報奨	
	権利行使により 取得した株式数 (株)	権利行使による 実現金額 ⁽¹⁾ (ドル)	権利確定により 取得した株式数 (株)	権利確定による 実現金額 ⁽²⁾ (ドル)
マイケル・コルバット	17,392	\$ 966,000	102,985	\$ 4,088,453
ジョン・ガスバック	17,392	\$ 966,000	62,187	\$ 2,502,041
ジェームズ・フォリス	18,108	\$ 997,750	62,831	\$ 2,527,938
スティーブン・バード	11,451	\$ 635,000	46,770	\$ 1,881,744
ジェーン・フレイザー	-	-	32,009	\$ 1,261,819

- (1) オプション報奨の列の金額は、2011年2月14日に一回限りの執行役員オプション付与プログラムに基づいて付与されたオプションの行使を反映しています。
- (2) 株式報奨の列の金額は、資本蓄積プログラムに基づく繰延株式、および2016年度の指名された執行役員に対して交付された業績連動株式ユニットを反映しています。

2016年度年金給付

氏名	制度名	計上した 勤務年数 (年)	累積給付の 現在価値 (ドル) ⁽¹⁾
マイケル・コルバット	シティグループ年金制度	24.4	\$ 114,598
ジョン・ガスバック ⁽²⁾	シティグループ年金制度	17.7	\$ 491,323
	シティバンク、エヌ・エイおよび関係会社のERISAによる補助的報酬制度（以下「ペイ・キャップ制度」といいます。）	11.7	\$ 326,000
ジェームズ・フォリス	シティグループ年金制度	24.5	\$ 106,036
スティーブン・バード	-	-	-
ジェーン・フレイザー	-	-	-

- (1) シティグループ年金制度およびペイ・キャップ制度給付の現在価値を決定するために用いられた死亡率表、制度割引率および支払形式に関する仮定は、2016年度年次報告書フォーム10-KによりSECに提出されたシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表注記8を作成するために用いた2016年度末の仮定と同じものです。キャッシュ・バランス制度給付に関する付与加算率（3.10パーセント）も、これらの現在価値の算定に用いた仮定と同じものです。付与加算率に関する仮定は当該注記8への記載が要求されていません。「2016年度年金給付」の表の給付は、制度に定義するとおり、通常の退職年齢を65歳として計算されています。
- (2) ガスバック氏については、シティグループ年金制度における対象勤務年数がペイ・キャップ制度における対象勤続年数よりも長くなっていますが、これはペイ・キャップ制度に基づく給付の発生が、シティグループ年金制度に基づく給付の発生よりも先に停止されたためです。

執行役員については、広範に適用される税制適格なシティの退職給付制度の下、シティの従業員に一般的に認められるのと同じベースで退職給付が発生すべきだというのがシティの方針です。シティは、どの指名された執行役員についても、いずれの退職給付制度の下でも対象勤続年数の追加付与を行っていません。バード氏およびフレイザー女史は、同氏らが雇用された国において有効なシティの広範に適用される退職給付プログラムの規定に基づく確定給付年金制度への加入資格を得たことはなく、シティにおける雇用開始時から確定拠出退職給付制度のみに加入しています。

下記は、2016年度年金給付一覧表に記載した年金制度の説明です。

シティグループ年金制度 — 広範に適用される税制適格なこの退職給付制度の目的は、米国の適格従業員全員に課税繰延退職給付を支給することです。シティグループ年金制度は、2006年12月31日に新規加入者の受付を終了し、2007年12月31日を効力発生日として、給付の発生は原則的に停止されました。コルバット氏、ガスパック氏およびフォリス氏は、この制度に基づいて給付を受ける資格があります。コルバット氏およびフォリス氏の給付はすべてキャッシュ・バランス給付であり、ガスパック氏については2000年から2007年にかけてキャッシュ・バランス給付が発生しました。

シティグループ年金制度キャッシュ・バランス給付は、仮想勘定残高として表示されます。2008年1月1日より前は、この制度により、ほとんどの対象者（対象となる指名された執行役員を含みます。）は、一般的にその適格報酬の1.5パーセントから6パーセントの比率で、年間給付額の認定を受けていました。給付認定率は年齢および勤続年数により上昇します。適格報酬は一般的に基本給およびインセンティブ報奨を含んでいましたが、雇用の終了後に支払われる報酬、一定の一時的な報酬およびその他の給付は除かれていました。内国歳入法により、年間の適格報酬は、2007年（キャッシュ・バランス給付発生の最終年）については225,000ドルに制限されていました。利息は引き続き各加入者の勘定残高に毎年貸記されています。これらの認定は（内国歳入庁により公表される）30年物国債の利回りに基づいています。

2000年より前は、シティグループ年金制度の一部であるシティバンク退職給付制度方式に基づいてガスパック氏の給付が発生していました。当該方式は通常、30年を上限とする認定勤務年数の勤続1年当たり平均年間報酬の2パーセントに、5年を上限とする追加の認定勤務年数の平均年間報酬の0.75パーセントを加算し、そこから推定社会保障給付額を差し引くという算式によって、年間給付を定めていました。年間報酬には基本給が含まれますが、賞与およびインセンティブ給付は含まれません。平均年間報酬とは、直近10年間の年間計算期間のうち年間報酬が最も高い5年分の平均を指します。年間報酬は内国歳入法の制限の対象ともなります。

シティグループ年金制度に基づく給付は、年金方式またはその他の選択可能な方式により支払われます。コルバット氏、ガスパック氏およびフォリス氏の給付は、雇用終了後に一括で支払われることもあります。ただし、フォリス氏の給付の一部は、同氏が55歳に達し、少なくとも10年間勤務した後にシティでの雇用が終了した場合を除き、一括で受け取ることはできません。

シティグループ年金制度の定年は通常65歳です。シティバンク退職給付制度の方式に基づいて決定された適格加入者の給付の一部は、早期退職した時点で支払われる場合があります。この場合における早期退職とは、加入者の55歳の誕生日または加入者の1年間の勤務満了日（制度に定義するとおり）のうちいずれか遅い方の日の翌月の第1日と定義されています。ガスバック氏は、早期退職の資格を得ており、また勤続中に60歳に達したため、本制度の条件に基づく早期退職を原因とする給付の減額はありません。

シティバンク、エヌ・エイおよび関係会社のERISAによる補助的報酬制度（ペイ・キャップ制度） — ペイ・キャップ制度は、非積立非適格繰延報酬制度です。ペイ・キャップ制度は、内国歳入法が適格報酬および給付に制限を設けているためにシティグループ年金制度の下では支払われない給付を提供していました。加入者の給付がシティグループ年金制度におけるキャッシュ・バランス方式により決定される限りにおいて、2000年1月1日以降、ペイ・キャップ制度に基づく適格報酬は500,000ドルに制限されました。ペイ・キャップ制度に基づく将来の給付発生は、ガスバック氏を含む同制度のほとんどの加入者について、2002年1月1日付で凍結されました。ペイ・キャップ制度に基づく給付は、シティグループ年金制度に基づき支払われる給付と同時に支払われます。したがって、ガスバック氏には、ペイ・キャップ制度に基づく早期退職および即時給付開始を受ける資格があります。

2016年度非適格繰延報酬

氏名および制度	前年度の執行 役員拠出金 (ドル)	前年度の 登録者拠出金 (ドル)	前年度の 収入総額 ⁽¹⁾ (ドル)	引出金または 分配金の総額 ⁽²⁾ (ドル)	前年度末の 残高合計額 ⁽³⁾ (ドル)
マイケル・コルバット 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	(\$ 212,145)	\$ 741,136	\$ 0
ジョン・ガスバック 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	(\$ 155,573)	\$ 543,499	\$ 0
シティコープ繰延報酬制度	\$ 0	\$ 0	\$ 214,389	\$ 0	\$ 1,633,522
ジェームズ・フォリス 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	(\$ 362,766)	\$ 1,267,343	\$ 0
スティーブン・バード 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
ジェーン・フレイザー 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

(1) 上記の表で「前年度末の残高合計額」として報告されている金額はいずれも、2016年度抜粋報酬一覧表での報告を要求されていません。この表の「収入総額」の列には、該当する指名された執行役員が、適用ある資本蓄積プログラム株式について実現した損益または未実現の損益の合計が示されています。

(2) 「引出金または分配金の総額」の列は、2016年度中に該当する指名された執行役員に交付された、資本蓄積プログラム株式の評価額を示しています。

(3) 「前年度末の残高合計額」の列に記載された金額はいずれも、これまでのいずれの年度の抜粋報酬一覧表においても報告を要求されていません。

下記は、2016年度非適格繰延報酬一覧表に示された報奨についての追加情報です。

資本蓄積プログラム — 長年にわたり、シティは、年間インセンティブ報奨の一定割合は、資本蓄積プログラムに基づく繰延株式の形式で付与されなければならないと定めてきました。2013年度より前に効力を有していた資本蓄積プログラムの規定に基づき、株式は、付与年度の翌年の1月20日から4年間にわたって毎年均等に付与されていましたが、業績ベースの権利確定規定はありませんでした。業績ベースの権利確定条件がないため、下記「雇用の終了または支配権の変更時の潜在的支払」に記載の60年ルールにおける年齢および勤続年数の要件を満たす従業員は、2016年度非適格繰延報酬一覧表においては、報奨は4年間にわたって付与されるものの、これらの資本蓄積プログラム報奨につき権利が確定しているとみなされます。報奨はこの目的のために権利が確定するとみなされるため、それら資本蓄積プログラム報奨は上記の表において「非適格繰延報酬」として報告されています。バード氏およびフレイザー女史は2016年12月31日時点で60年ルールを満たしていなかったため、2013年度より前に付与された同氏らの資本蓄積プログラム報奨は当該表において「非適格繰延報酬」とみなされず開示されていません。

シティコープ繰延報酬制度 — ガスパック氏はシティコープ繰延報酬制度に加入しています。同制度は2001年に受付を終了しましたが、1996年から2000年までの間、シティコープの従業員に関する強制的および任意の繰延報酬を提供していました。シティコープ繰延報酬制度に基づくすべての強制的繰延は加入者に分配されていましたが、任意繰延は、加入者の選択によって事前に決定された6つの投資対象のうちの1つに名目上投資されました。加入者は毎年4回まで投資選択を変更することができます。シティコープ繰延報酬制度に基づき繰り延べられた金額はすべて完全に権利が確定し、55歳に達した後の雇用終了時に加入者の選択で一括または分割で分配されます。

雇用の終了または支配権の変更時の潜在的支払

一般的方針 — シティは執行役員の退職手当または支配権の変更に関する契約に保証を定めておらず、指名された執行役員はいずれも個別交渉による雇用契約または離職契約を締結していません。

潜在的支払一覧表 — 下記の表は、すべての報奨の権利確定条件および業績条件が満たされたと仮定し、適用のある雇用終了またはその他の事由が2016年12月31日に発生したとして、指名された執行役員各人に対して時間の経過とともに交付される、残存する報奨の推定価値を示しています。潜在的支払一覧表に示されている報奨は、失効しない限り、雇用終了後予定どおりに権利が確定し、死亡の場合を除いて、その条件により早期確定することはありません。

潜在的支払一覧表に示されている推定にあたっては、2016年12月31日のシティの普通株式の終値（59.43ドル）を使用しました。潜在的支払一覧表は、2016年12月31日における相対的株主総還元額、平均資産利益率およびシティの普通株式の株価が、該当する業績評価期間末まで一定であると仮定した場合の残存する業績連動株式ユニットの価値を含みます。

氏名	シティ グループの 支配権の変更	重大な違法 行為による 雇用の終了	重大な違法 行為に よらない 会社都合に よる雇用の 終了	自発的な辞職 または退職 (失効してい ない場合) (1)	死亡または 就業不能
マイケル・コルバット					
資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 13,652,676	\$ 13,652,676	\$ 13,652,676
業績連動株式ユニット	\$ 0	\$ 0	\$ 7,716,866	\$ 7,716,866	\$ 7,716,866
繰延現金報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
ジョン・ガスバック					
資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 7,857,062	\$ 7,857,062	\$ 7,857,062
業績連動株式ユニット	\$ 0	\$ 0	\$ 4,434,073	\$ 4,434,073	\$ 4,434,073
繰延現金報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
ジェームズ・フォリス					
資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 14,704,230	\$ 14,704,230	\$ 14,704,230
業績連動株式ユニット	\$ 0	\$ 0	\$ 8,292,029	\$ 8,292,029	\$ 8,292,029
繰延現金報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 1,131,999	\$ 1,131,999	\$ 1,131,999
スティーブン・バード					
資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 7,718,590	\$ 7,718,590	\$ 7,718,590
業績連動株式ユニット	\$ 0	\$ 0	\$ 4,454,694	\$ 4,454,694	\$ 4,454,694
繰延現金報奨 ⁽²⁾	\$ 0	\$ 0	\$ 546,243	\$ 546,243	\$ 546,243
ジェーン・フレイザー					
資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 5,695,296	\$ 5,695,296	\$ 5,695,296
業績連動株式ユニット	\$ 0	\$ 0	\$ 1,093,809	\$ 1,093,809	\$ 1,093,809
繰延現金報奨 ⁽³⁾	\$ 0	\$ 0	\$ 1,682,724	\$ 1,682,724	\$ 1,682,724

- (1) コルバット氏、ガスバック氏およびフォリス氏は、下記「資本蓄積プログラム・60年ルール」に記載するとおり、60年ルールを満たすのに十分な年齢および勤務年数に達しています。その結果、潜在的支払一覧表において開示されている同氏らの報奨は、当該執行役員が自発的に辞職または退職し、「重要な競合他社」に雇用されなければ、当該辞職または退職後、予定どおりに権利が確定し、「重要な競合他社」に雇用されれば、当該執行役員の報奨は失効します。2016年12月31日現在、バード氏およびフレイザー女史は60年ルールを満たすのに十分な年齢および勤務年数に達していませんでした。したがって、バード氏またはフレイザー女史が2016年12月31日に自発的に辞職していた場合、「代替職業」に就かない限り、同氏の権利未確定の繰延報奨は失効することになっていました。世界中の7,900名を超える従業員に提供されている、シティのインセンティブ報酬プログラムの「代替職業」規定に基づき、従業員が政府もしくは慈善団体における常勤雇用のために、または教育機関において常勤で教えるためにシティを辞職する場合は、その繰延報奨の権利確定は継続します。
- (2) バード氏の繰延現金報奨は、同氏が香港で雇用されていた年度について付与されたものであるため、香港ドル建てです。バード氏について表示されている金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された2016年12月31日現在の為替レート（0.12895904米ドル＝1香港ドル）を用いて香港ドルから米ドルに換算されたものです。
- (3) フレイザー女史の繰延現金報奨は、同氏がロンドンで雇用されていた年度について付与されたものであるため、英国ポンド建てです。フレイザー女史について表示されている金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された2016年12月31日現在の為替レート（1.2362米ドル＝1英国ポンド）を用いて英国ポンドから米ドルに換算されたものです。

資本蓄積プログラム・60年ルール — 資本蓄積プログラムに基づき指名された執行役員に付与された繰延株式は、業績条件に従うことを条件として4年間にわたって権利が確定します。加入者死亡の場合、資本蓄積プログラム報奨は早期に権利が確定すると規定されていますが、雇用終了後に権利が確定するその他すべての場合には、予定どおりに権利が確定します。加入者の年齢と勤務年数の合計が、同人が自発的に辞職した時点で60年ルールを満たしている場合、当該加入者の資本蓄積プログラム株式は予定どおりに4年間にわたって権利が確定します。ただし、権利確定期間中に同人が「重要な競合他社」に勤務しないことが条件となります。加入者の年齢に勤務年数を加えた合計が60以上となり、かつ（i）50歳以上で少なくとも5年間の勤務年数を有しているか、または（ii）50歳未満で少なくとも20年間の勤務年数を有していれば、かかる加入者は60年ルールを満たしています。1年に満たない年齢や勤務期間は、切り捨てます。反対に、加入者が60年ルールを満たさない場合、加入者が「代替職業」に就かない限り、自発的な辞職時に、権利未確定の資本蓄積プログラム株式の権利は失効します。シティの資本蓄積プログラムの「代替職業」規定に基づき、従業員が政府もしくは慈善団体における常勤雇用のために、または教育機関において常勤で教えるためにシティを辞職する場合は、その繰延報奨の権利確定は継続します。2016年12月31日現在、バード氏およびフレイザー女史を除き、指名された執行役員は全員、60年ルールを充足していました。

業績連動株式ユニット — 業績連動株式ユニットには、60年ルールを含めて、シティの資本蓄積プログラムに適用されるのと同じ雇用終了に関する権利確定規定があります。60年ルールを満たしている指名された執行役員は、次の場合を除き、それぞれが獲得した業績連動株式ユニットを受領します。（i）業績評価期間中に自発的に辞職し、かつ競合他社のために働いた場合、または（ii）重大な違法行為を原因として解雇された場合（この場合、付与されなかった報奨は失効します。）。60年ルールを満たす指名された執行役員が退職し、競業した場合、業績評価期間末に業績評価期間中の勤務に応じて比例配分された業績連動株式ユニット報奨が失効します。例えば、仮に指名された執行役員が業績評価期間の最初の1年が過ぎた後に辞職して競合他社に転職した場合、同人は、獲得した業績連動株式ユニットの3分の1を3年間の業績評価期間の後に受領し、残り3分の2は失効します。60年ルールを満たさない指名された執行役員も、退職した場合、この比例配分による権利確定の対象となります。

繰延現金報奨 — 繰延現金報奨は、当社の業績連動株式ユニット・プログラムが作られる前に上級執行役員に付与されていたものであり、現在も業績連動株式ユニットの権利を持たない執行役員（業績連動株式ユニットは最高経営責任者および最高経営責任者直属の執行役員にのみ与えられています。）に付与されています。当社の業績連動株式ユニットと同様、繰延現金報奨は該当する業績評価年度における各執行役員の繰延インセンティブ報奨の50パーセントに相当し、資本蓄積プログラムにより付与される繰延株式報奨が残る50パーセントに相当します。繰延現金報奨は固定額であり、固定市場金利による想定利子が付され、4年の期間にわたって権利が確定します。雇用終了時の繰延現金報奨制度の報奨の取扱いは、資本蓄積プログラム報奨と同じです。

支配権の変更に関する「ダブル・トリガー」要件 — シティの2014・ストック・インセンティブ・プランには、「ダブル・トリガー」要件があります。当該要件では、シティの「支配権の変更」の結果として、重大な違法行為によらない会社都合による雇用の終了が発生した後でなければ、当該支配権の変更に伴う株式報奨の権利は確定しないと規定されています。加えて、報酬委員会は、執行役員に付与される株式報奨は、シティグループ・インクの支配権の変更のみを原因として早期に権利確定することはないとする方針をとっています。この方針の趣旨は、かかる支配権の変更が該当する報奨に影響を及ぼさないようにすることです。同じ支配権の変更に關する規定が、シティの業績連動株式ユニットおよび繰延現金報奨に適用されます。

2014・ストック・インセンティブ・プランにおいて「支配権の変更」とは（i）ある者が当該時点でのシティグループ・インクの発行済証券に係る全議決権の30パーセント以上に相当するシティグループ・インクの証券の直接的または間接的な実質所有者となること、（ii）取締役会の過半数に特定の変更があること（当該時に在任中の取締役会の過半数によりその選任または指名が承認されていた取締役の選任については含みません。）、（iii）シティグループ・インクの資産のすべてもしくは実質的にすべての売却、譲渡もしくは分配、またはシティグループ・インクの解散もしくは清算、または（iv）再編、合併、統合またはその他の組織再編取引が完了し、それによってシティグループ・インクの株主が保有する議決権が、シティグループ・インクまたはかかる取引の結果による別の会社の全議決権の50パーセント未満となることをいいます。

株式報酬制度に関する情報

シティの残存する株式報奨はすべて、株主が承認したプラン、基本的には2014・ストック・インセンティブ・プランおよび2009・ストック・インセンティブ・プランに基づいて付与されました。株主の承認が要求されないプランに基づき残存する報奨はありません。下記の情報は2016年12月31日現在のものです。

制度のカテゴリー	(a) 未行使のオプション、 ワラントおよび権利の 行使によって発効 される証券の数 (単位：百万)	(b) 未行使のオプション、 ワラントおよび権利の 加重平均行使価格	(c) 株式報酬制度に基づき 引き続き将来発行可能 である証券の数（(a) 列に反映されている 証券を除きます。） (単位：百万)
証券の保有者が承認する株式報酬制度	44.31 ⁽¹⁾	\$131.78	52.11
証券の保有者が承認していない 株式報酬制度	0	N/A	0
合計	44.31	\$131.78	52.11

(1) 繰延株式報奨の権利確定により発行可能な42.78百万株を含みます。このため、これら報奨には行使価格が定められておりません。(b)列の加重平均行使価格の決定に際しては、未行使のオプション1.53百万個のみが考慮されます。

報酬の総額

	適用ある 社外取締役の 人数	現金で発生した または支払われた報酬 (ドル)	株式報酬 (ドル)	その他すべての報酬 (ドル)	合計 (ドル)
社外取締役	15	\$ 2,960,000	\$ 2,100,000	\$ 119,058	\$ 5,179,058

	適用ある 執行役員 の人数	給与 (ドル)	賞与 (ドル)	株式報酬 (ドル)	株式以外の インセンテ ィブ・プラン 報酬 (ドル)	年金金額 および 非適格繰延 報酬の増減 (ドル)	その他 すべての報酬 (ドル)	合計 (ドル)
従業員で ある取締役	1	\$ 1,500,000	\$ 4,200,000	\$ 7,645,356	\$ 1,848	\$ 4,271	\$ 30,283	\$ 13,381,758

	適用ある 執行役員 の人数	給与 (ドル)	賞与 (ドル)	株式報酬 (ドル)	株式以外の インセンテ ィブ・プラン 報酬 (ドル)	年金金額 および 非適格繰延 報酬の増減 (ドル)	その他 すべての報酬 (ドル)	合計 (ドル)
指名された 執行役員	5	\$ 3,499,623	\$ 19,880,151	\$ 26,948,799	\$ 2,464,349	\$ 57,562	\$ 5,203,798	\$ 58,054,282

本項で開示された報酬には、主要連結子会社から受領した報酬が含まれます。

報酬制度による潜在的悪影響に対する経営陣の分析

シティはインセンティブ報酬プログラム（指名された執行役員に適用されるものを含みます。）の設計および管理を通じて、事業基盤に重大な悪影響を及ぼすリスクを管理するための数多くの組織的な措置を講じています。2016年度中、シティは、米国の健全なインセンティブ報酬方針に関する省庁間ガイドラインおよび健全な報酬慣行に関する金融安定化理事会の原則にシティのプロセスを合致させる取組みを継続しました。シティのリスクおよびインセンティブ報酬制度に対するアプローチについては、上記「報酬の検討および分析」の「リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム」で詳細に記載しています。上記の分析に基づき、経営陣は、シティの報酬制度がシティにとって重大な悪影響を及ぼす合理的可能性はないという結論に達しました。

用語集

包括的資本分析およびレビュー（CCAR）とは、連邦準備制度理事会による年次の包括的資本分析およびレビューのことを意味します。包括的資本分析は銀行資本の十分性を評価するための重要な規制監督上の手法であり、特に、経済および金融市場の不利なシナリオにおいて、銀行が主要な金融サービスを継続して提供するのに十分な資本を有しているかの確認が含まれます。連邦準備制度理事会が銀行の資本計画（義務付けられた資本計画を含みます。）について「異議なし」としない限り、銀行は株主に資本を還元し、またはその他の資本計画を実行することはできません。

当社の業績連動株式ユニットに関する**累積的1株当たり利益**は、2017年から2019年にかけて終了する12四半期に関する当社の四半期決算発表に基づき、普通株主に割り当てられた当期純利益に基づく希薄化後1株当たり利益を加算して決定されます。

繰延税金資産（DTA）とは、シティが将来の利益にかかる税金負債の相殺に用いると予測している、過年度の損失に起因するシティの連結貸借対照表における累積税効果のことです。この資産は銀行の規制資本の計算から一定程度除外されますが、これには、銀行が銀行業務のために利用したり、株主に還元したりできる資本の額を制限する効果があります。多額の繰延税金資産が存在するということは、銀行がより多額の資本を保持しなければならないことを意味し、そのため、より多くの収益を上げることがより難しくなります。したがって、シティが事業または株主への還元のために使用可能な資本を増やす効果があるため、繰延税金資産を減少することは重要です。

費用比率は、営業費用合計を収益合計（支払利息控除後）で除したものです。この比率は、一般的に、収益を上げるための費用を、生み出された収益の金額と比較するものです。同じ金額の収益を上げるには、費用が低いほうが高いよりも望ましく、したがって、一般的には、費用比率が低いほうが高いよりも良いことになります。この評価指標は、経営陣に対し、単に収益を最大化するのではなく追加の収益を上げるための費用について考えることを促すものであり、どの事業が他の事業よりもよりうまく運営されているのかを相対的に見極めるために用いることができます。当社は（シティグループの費用比率ではなく）シティコープの費用比率を、シティの業績評価基準として使用しています。それは、シティコープがシティの継続的な事業であり、したがって経営陣はかかる事業における費用管理および生産性向上を重視しているためです。

法人税等控除前の継続事業からの利益は、法人税等および非継続事業を控除する前の、収益から費用および与信費用を差し引いた利益です。

当期利益とは、会社の税引後利益に相当します。当期利益は資産利益率または資本利益率を測定する評価指標の一要素です。

資産利益率は、当期利益を米国GAAPに基づいて決定される平均資産で除したものです。

有形普通株式利益率は、一事業またはシティグループの当期利益（シティグループの場合は優先配当を差し引きします。）を、当該年度の平均有形普通株式株主資本で除したものです。経営陣は、この評価指標が、株主に長期的価値をもたらすシティの営業活動の長期的な潜在力を適切に指し示すものと考えています。

リスク選好割合は、ある事業単位の予想損失を含む利益（支払利息控除後収益から営業費用および予想損失を差し引いたものと定義されます。）を分子とし、10年に一度のストレス・シナリオにおけるシティまたは関係する事業セグメントのストレス損失を分母とする割合のことです。該当する事業単位は、中程度のストレス・イベント（すなわち、10年に一度のストレス・シナリオ）のもとで資金を失わないために、毎年十分な利益を上げる必要があります。その関係が1対1を超えた場合に限り、当該事業単位はリスク選好割合のテストに「合格」します。リスク選好割合は、現在、基本水準となる基準または最低目標とみなされています。

リスク選好サープラスとは、ある事業単位の利益（支払利息控除後収益から営業費用を差し引いたものと定義されます。）から、予想損失および非予想損失（すなわち、10年に一度のストレス・シナリオにおける当該事業単位のストレス損失）の双方を差し引いたものを指します。リスク選好サープラスの評価指標は、ある事業単位が年間損失を生じることなく中程度のストレス・イベントに耐える能力を測定することを意図しています。リスク選好サープラスは、リスク選好割合のテストに「合格」することができる事業の資本生成力を評価するための、よりきめの細かい定性的手段として用いられています。

シティグループ - 財務スコアカード成績の詳細および調整

(単位: 百万ドル (比率を除きます。))	シティ グループ	シティコープ	GCB	ICG	シティコープ ーラテン アメリカ
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 21,477		\$ 7,820	\$ 14,425	\$ 3,157
控除: 法人税等に対する引当	6,444		2,712	4,497	1,006
追加: 非継続事業からの利益 (損失)	(58)		-	-	-
控除: 非支配持分	63		7	58	4
資産利益率および有形普通株式利益率に係 る当期利益	\$ 14,912		\$ 5,101	\$ 9,870	2,147
平均資産	\$1,808,728		\$ 397,000	\$1,297,000	\$ 137,000
資産利益率 (当期利益/平均資産)	0.82%		1.28%	0.76%	1.57%
支払利息控除後収益	\$ 69,875	\$ 66,023	\$ 31,763	\$ 33,850	\$ 8,995
営業費用合計	\$ 41,416	\$ 38,245	\$ 17,516	\$ 18,939	\$ 4,552
費用比率 (営業費用/支払利息控除後収益)	59.3%	57.9%	55.1%	55.9%	50.6%
当期利益 (上記より)	\$ 14,912		\$ 5,101	\$ 9,870	\$ 2,147
優先株式配当	1,077				
普通株主に分配可能な利益	\$ 13,835				
2016年12月31日現在の普通株主持分合計	\$ 205,867				
控除:					
2016年12月31日現在ののれん	21,659				
2016年12月31日現在の無形資産 (抵当貸 付サービシング権を除きます。)	5,114				
2016年12月31日現在の売却目的保有資産 に関するのれんおよび無形資産 (抵当 貸付サービシング権を除きます。)	72				
2016年12月31日現在の 有形普通株式株主資本	\$ 179,022				
2016年度中の平均有形普通株式株主資本	\$ 182,135		\$ 36,000	\$ 80,300	\$ 12,080
有形普通株式利益率	7.6%		14.2%	12.3%	17.8%
リスク選好割合:					
非予想損失		\$ 14,685	\$ 5,035	\$ 6,268	\$ 1,463
予想損失		\$ 8,495	\$ 7,260	\$ 1,235	\$ 1,074
リスク選好割合 (RAR) = [収益 - 営業費 用 - 予想損失] / 非予想損失		131%	139%	218%	230%
リスク選好サープラス (RAS) = [収益 - 営業費用 - 予想損失 - 非予想損失]		\$ 4,598	\$ 1,952	\$ 7,408	\$ 1,906

[前へ](#)

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンス

シティは、最高水準の倫理行動、すなわち、正確かつ透明性ある業績報告ならびにシティの事業に適用される法律、規則および規制の完全な遵守の維持に常に努めています。シティは、自社のガバナンス慣行が最先端のベストプラクティスとなることを徹底するよう積極的に取り組んでいます。以下はシティによるコーポレート・ガバナンスの取組みをまとめたものです。

良好な ガバナンス	－シティにおける倫理文化を培う経営陣の取組みを監督するため、取締役会に常設の倫理・文化委員会を設立しました。 －当社の書換基本定款に以前盛り込まれていた特別多数決に関する条項を削除しました。 －2009年に独立した会長を選任した後、シティの取締役会に独立した会長が不在の場合には取締役会が主任独立取締役を選任するものとする規定するよう、付属定款を改正しました。 －無競争選挙による取締役選任のための過半数決議基準を盛り込むよう、付属定款を改正しました。 －取締役会および執行役員に対する株式保有規則が適用されています。
株主の権利	－プロキシ・アクセス（proxy access）（すなわち、株主が当社の議決権代理行使参考書類に取締役候補者を記載させることができる権利）を付与する付属定款を採択しました。 －発行済普通株式（自己株式を除きます。）の少なくとも25パーセントを保有する株主に臨時総会を招集する権利を付与するよう、付属定款を改正しました。 －書面による同意により株主が行為できるようにしました。
役員報酬	－役員報酬に関する強固なガバナンス慣行（クローバック方針の拡大および執行役員は執行役員ではなくなった後最低1年間は付与されたシティの普通株式のうち相当額を保有しなければならないという要件等）を採択しました。 －シティの取締役会のメンバーおよびシティの執行役員（いわゆる1934年証券取引所法第16条内部者）が、自己の保有するシティの有価証券をヘッジするまたは貸付の担保に供することを認めない旨を規定するよう、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを改正しました。
政治活動	－当社のロビー活動と監督について情報開示を促進するよう、政治活動に関する声明書（シティの旧政治献金・ロビー活動に関する声明書）を改正しました。政治活動に関する声明書は、以下に関する重要な情報開示を提供しています。 ・草の根ロビー活動を含む当社のロビー活動方針 ・直接的ロビー活動に対するシティによる支払 ・業界団体および事業団体への関与 ・モデル法案を作成・支援する非課税団体への加盟 ・ロビー活動、業界団体および事業団体への関与および政治献金に対する取締役会による監督 －指名・統治・広報委員会の監督責任に、政治献金およびロビー活動に関する監督責任に加えて、業界団体への支払に関する監督責任があることを明らかにするよう、指名・統治・広報委員会の規約を改正しました。 －当社の政治献金ならびに業界団体および事業団体についての開示の透明性を以下によって高めました。 ・シティのロビー活動が報告されている連邦政府および州政府のウェブサイトへのリンクをシティのウェブサイトに掲載 ・シティが会費を支払っている業界団体および事業団体に対し、当該支払のいかなる部分も無関係な支出に使用されないことを証明するよう要求するプロセスの開始 ・当社の重要な業界団体および事業団体の名称リストをシティのウェブサイトに掲載

シティのウェブサイトで閲覧できるコーポレート・ガバナンスの資料

シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインのほか、以下を含むシティのコーポレート・ガバナンスに関する情報がシティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックしてください。

www.citigroup.com/citi/investor/corporate_governance.html

- ・監査委員会の規約
- ・倫理・文化委員会の規約
- ・指名・統治・広報委員会の規約
- ・オペレーション・テクノロジー委員会の規約
- ・人事・報酬委員会の規約
- ・リスク管理委員会の規約
- ・行動規範
- ・ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範
- ・シティの報酬指針
- ・付属定款および書換基本定款
- ・企業の政治活動に関する声明書
- ・グローバル・シチズンシップ・レポート
- ・2016年におけるシティの政治献金ならびにシティの重要な取引および事業提携先の名称のリスト

シティの株主は、10022 ニューヨーク州ニューヨーク市レキシントン・アベニュー601番地19階、シティグループ・インク、コーポレート・ガバナンス部（Citigroup Inc., Corporate Governance, 601 Lexington Avenue, 19th Floor, New York, NY 10022）まで書面にて請求することにより、これらの文書の印刷版を入手することができます。

コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン

シティの「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）は、ベストプラクティスに対する当社の取組みの基本である、当社の長年にわたる慣行、方針および手続の多くを具体化したものです。ガイドラインは、ベストプラクティスを継続して反映するために、少なくとも年に1度見直され、かつ必要に応じて改正されています。取締役会が承認したガイドラインの全文はシティのウェブサイトwww.citigroup.comに掲載されています。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Corporate Governance Guidelines」をクリックしてください。ガイドラインは、取締役会の責任、業務、取締役適格性および構成の概要を説明しています。

当社は、取締役会のメンバーの少なくとも3分の2を独立取締役で構成することを目指しています。当社の独立性基準の内容および取締役会の独立性に関する判断は、以下に記載するとおりです。

ガイドラインは、取締役会において必要とされる委員会（監査委員会、指名・統治・広報委員会および人事・報酬委員会）のメンバーは全員が独立取締役であることを要求しています。委員会のメンバーは、指名・統治・広報委員会の推薦に基づき取締役会によって任命されます。委員会のメンバーおよび委員長は、定期的に交代します。取締役会および各委員会は、必要と判断した場合、経営陣と協議せずに、またはその承認を得ることなく、独立した法務、財務またはその他のアドバイザーを雇用および解雇する権限を有します。経営に携わらない取締役による会議は、定例取締役会の一部として開催され、独立した会長が議長を務めます。

当社の取締役が他の営利的公開会社または営利的非公開会社の取締役も兼任することができる数は、各取締役が取締役としての自らの任務の遂行に十分な時間専念できることを確保するために、指名・統治・広報委員会によるケース・バイ・ケースの検討対象とされます。取締役兼任関係は禁止されています（すなわち、シティの社内取締役および執行役員は、シティの社外取締役が執行役員を務める会社の取締役にはなれません。）。

取締役は、自らの職務上の責任、職業、または所属に実質的な変更が生じた場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知し、取締役の辞任を申し出ることを要求されます。指名・統治・広報委員会は、事実関係および状況を検討したうえで、その辞任を承諾するか、取締役に留任するよう要請するかについて、取締役会に対して提案します。取締役が非営利団体の重要な役職に就任する場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知することが求められます。

取締役は、取締役会、委員を務める委員会および年次株主総会に出席することが求められています。シティの2016年度の年次総会には、一私事により出席できなかったウィリアム・S・トンプソン・ジュニアを除く当時の在任取締役全員が（本人が直接またはビデオ・カンファレンスにより）出席しました。

指名・統治・広報委員会は毎年、取締役会のメンバー1名を取締役会会長に指名します。指名・統治・広報委員会はさらに、取締役会の任務遂行に関する年次評価を実施し、また執行委員会を除く適用ある各委員会は、取締役会全員が参加して自己評価を実施します。取締役会は、自己評価の一部として、他にも数多くあるテーマの中でもとりわけ、規制基準、戦略および財務面の監督、リスク管理の監督、役員の報酬、後継者育成、ガバナンス事項といった事項に関する責務への取組の検証を行います。委員会は、委員会規約による要件および自らの責任のその他の側面に照らして任務遂行に関する自己評価を行います。その後、取締役会および各委員会全員で、非公開の会議においてそれぞれの自己評価結果を討議します。その討議では、議論を踏まえてとるべき行動が主要内容となります。

取締役は、シティの上級経営陣およびその他の従業員に完全かつ自由に接触することができます。新任の取締役に対して、シティの事業、地域および部門ならびに法務、コンプライアンス、規制およびリスクの概要に精通するためのオリエンテーション・プログラムが提供されます。シティは、年間を通して取締役全員に対して様々なテーマの研修を提供します。これらの研修は、例えば取締役が業務上の問題や複雑な金融商品に関する理解を深めることができることをねらいとしています。

取締役会は、上級執行役員がシティのために最上級のリーダーシップを発揮することができることを確保するために、彼らの業績に関する人事・報酬委員会の報告を検討します。取締役会はさらに、指名・統治・広報委員会および人事・報酬委員会と連携して最高経営責任者（CEO）の後継者候補の評価も行います。最高経営責任者および上級経営陣の定期的な継承に関しては、シティの取締役会が内部候補者および外部候補者（適切な場合）の審査を行います。シティは外部候補者を見出すために、取締役会のメンバーおよび上級経営陣または人材幹旋会社からの情報提供を求めます。内部候補者を開拓するために、取締役会がシティの人材プールを把握することを目的とした多数の実務に、シティは公式および非公式に取り組んでいます。公式プロセスには、上級経営陣が実施する年次人材審査が含まれており、取締役会は上級経営陣として最も有望なメンバーを調査します。取締役会は各人の経験、技能、専門知識の分野、業績および目標を把握します。この審査は、定例取締役会において年次ベースで実施されます。さらに取締役会および取締役戦略会議において、定期的に取り締役会に対して発表を行うことが上級経営陣に求められています。これらの発表は、各種事業部門の上級マネージャーおよび社内業務に就いている上級マネージャーによって行われます。公式審査およびその他の対話は、取締役会のメンバーがシティ社内の人材プールを把握し、取締役会が最高経営責任者の後継者を選出できるようにし、随時必要に応じてその他の上級マネージャーの後継者の審査を行うことができるようにすることを目的としています。

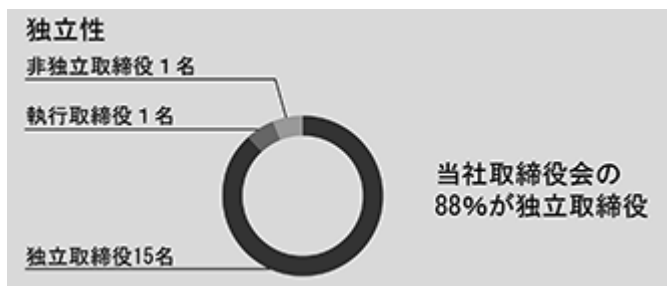
取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が、財団、大学またはその他の非営利団体の理事、評議員または執行役員を務めており、かつその団体がシティおよび／またはシティ・ファンデーションから寄付を受けている場合には、かかる寄付については少なくとも年に1回、指名・統治・広報委員会に報告しなければなりません。

シティの取締役会およびシティの執行役員のメンバー（いわゆる1934年証券取引所法第16条内部者）は、自己の保有するシティの有価証券をヘッジするまたは貸付の担保に供することを認められていません。ガイドラインは、シティおよびその子会社を一方の当事者とし、取締役および上級経営陣ならびにその近親者を他方の当事者とする一定の金融取引を制限しています。シティまたはその子会社からシティの取締役およびシティの最上級執行役員、またはこれらの者と生計を共にする近親者に対する個人的な貸付は禁止されています。ただし、通常の業務過程において市場条件で実施されるシティの証券ブローカー・ディーラー子会社の従業員に対する抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローン、個人向け貸出金、クレジットカード、当座貸越および貸借取引貸出金はこの限りではありません。下記「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」をご参照ください。

ガイドラインは、シティまたはその執行役員および当該執行役員と生計を共にする近親者が、社外取締役が主宰するパートナーシップもしくはその他の非公開会社、もしくは社外取締役が10パーセントを超える持分を所有もしくは支配している公開会社への投資またはそれらとの取引を行うことを禁止しています。取締役および当該取締役と生計を共にする近親者が、新規株式公開において割当てを受けることは認められていません。取締役とその近親者は、シティが支援する投資活動が、同様の状況下にある無関係の者に提供されるものと同一の条件で提供される場合に限り、当該活動に関与することができます。一定の状況下において、または適切な委員会の承認がある場合には、上級経営陣のメンバーは、シティが支援する一定の投資機会に関与することができます。最後に、取締役および執行役員による第三者事業体への一定の投資は、投資機会が当人のシティにおける役職のみを理由として生じたものである場合は、禁止されています。

取締役の独立性

取締役会は、取締役会による各取締役の独立性評価の一助とするための項目基準を採択しています。項目基準は、以下の説明のとおり、取締役またはその近親者とシティとの間に潜在的に存在し得る様々な種類の関係について明記し、かかる関係が重大であるとみなされ得る場合の基準を設けています。項目基準の下で取締役欠格事由に該当する可能性のある関係または取引が存在しないこと、また、項目基準には特段記載されていないものの、あらゆる事実関係および状況を考慮した結果として取締役会の意見において、取締役の独立した判断を下す能力を妨げるような種類のその他の関係または取引が存在しないことを条件として、取締役会は、取締役を独立しているとみなします。



取締役会および指名・統治・広報委員会は、取締役とシティとの関係、当該取締役の近親者またはその関連事業体もしくは関連慈善団体とシティとの関係およびその他の潜在的な利益相反に関する質問書に対する取締役の回答から得られた特定の情報を検討し、また、シティを一方の当事者とし、取締役もしくはその近親者または当該取締役の関連事業体もしくは関係慈善団体を他方の当事者とする取引、関係、または取決めに関係するシティの業務から収集されたデータを検討しました。取締役会は、取締役もしくはその近親者またはその関連事業体もしくは関連慈善団体と、シティとの両当事者間の特定の関係または取引を検討し、かかる関係または取引がコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインおよび関連する項目基準を遵守していると判断しました。また、取締役会は、NYSEの企業統治規則ならびにその他適用されるすべての法律、規則および規制の遵守を目的とした指針および基準に照らし、以下の取締役（注：ジュディス・ルーディンおよびジョアン・E・スペロは、2017年4月25日にシティの取締役会を退きました。）は、いずれも独立していると判断しました。

- | | | |
|---------------|-----------------|-----------------|
| ・ エレン・M・コストロ | ・ ゲーリー・M・ライナー | ・ ジェームズ・S・ターレー |
| ・ ダンカン・P・ヘンス | ・ ジュディス・ルーディン | ・ デボラ・C・ライト |
| ・ ピーター・B・ヘンリー | ・ アンソニー・M・サントメロ | ・ エルネスト・セディージョ・ |
| ・ フランツ・B・ハマー | ・ ジョアン・E・スペロ | ポンセ・デ・レオン |
| ・ ルネ・J・ジェームズ | ・ ダイアナ・L・テイラー | |
| ・ マイケル・E・オニール | ・ ウィリアム・S・ | |
| | トンプソン・ジュニア | |

取締役会は、マイケル・L・コルバットおよびユージーン・M・マクエイドは独立していないと判断しました。コルバット氏は当社の最高経営責任者であり、マクエイド氏は以前、当社の最大の銀行子会社であるシティバンク、エヌ・エイの最高経営責任者を務めていました。

独立性基準

取締役は、独立しているとみなされるためには、当社の取締役会により採用され、当社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに反映されている以下の項目基準を満たさなくてはなりません。さらに、その他、すべての取締役に適用されるNYSEの企業統治規則に基づく独立性基準ならびに特定の委員会に適用されるSECおよび連邦預金保険公社（以下「FDIC」といいます。）の規則に基づく特定の独立性基準があります。

項目基準

助言、コンサルティングおよび雇用に関する取決め

- ・ 取締役または取締役の近親者はいずれも、過去3年以内のいずれの12ヶ月の間においても、直接間接を問わず、当社から120,000ドルを上回る金額の報酬、手数料または給付を受領していないものとします。ただし、（a）当社の社外取締役に関する改正・書換報酬制度に従い支払われた金額、または（b）当社もしくは当社の関係会社のうちのいずれの1社の執行役員でない従業員である取締役の近親者に対して支払われた金額を除きます。
- ・ さらに、監査委員会のメンバーもしくは当該メンバーと生計を共にする近親者、または監査委員会のメンバーがパートナー、メンバー、もしくは執行役員である事業体はいずれも、過去3年以内に、当社に提供した会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザリー業務に対していかなる対価も受領していないものとします。

業務上の関係

- ・ 当社と、取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体との間の取引関係、貸出関係、預金およびその他の金融取引関係はすべて、通常の業務過程において、かつ無関係の者との同様の取引に関してその時点において一般的に適用される条件と実質的に同一の条件にて行わなければなりません。

- ・さらに、取締役が執行役員もしくは従業員である会社、または取締役の近親者が執行役員である会社と当社との間で、過去3会計年度において当社からかかる会社へ、またはかかる会社から当社に対してなされた財産またはサービスに対する支払は、いずれの年度の合計額も、1百万ドルまたは当該会社の1会計年度の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはなりません。
- ・取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体に対する当社からの貸付は、かかる貸付が、(i) 当社またはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、他の顧客に対して一般的に提供される種類のものであり、市場条件によるもの、もしくは他の顧客に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、(ii) 2002年サーベンス・オクスリー法（以下「サーベンス・オクスリー法」といいます。）、連邦準備制度理事会のレギュレーションOおよびFDICのガイドラインを含む適用法を遵守している場合、(iii) 実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ(iv) 当社によりサブスタンダード(II)（米国通貨監督局のハンドブック「信用リスクの格付け」において定義されます。）以下に区分されていない場合に限り、実行または継続できるものとしします。

慈善寄付

取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が理事、評議員もしくは執行役員を務めている慈善団体（シティ・ファンデーションおよび当社が支援するその他の慈善団体を除きます。）に対する当社および／またはシティ・ファンデーションからの過去3暦年の年間寄付金額は、250,000ドルまたは当該慈善団体の年間連結総収入の10パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはなりません。

雇用/縁故関係

- ・取締役は、以下のいずれにも該当しないものとしします。
 - (i) 当社の従業員であるか、または過去3年以内に当社の従業員であった。
 - (ii) 当社の現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該取締役が同時に同会社の執行役員として雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内に生じていた。
 - (iii) (a) 当社の現在もしくは元の主要な外部監査人または(b) その他の当社の外部監査人と関係がある、もしくは関係があった、または雇用されている、もしくは雇用されたことがあり、かつ本人が当社の監査に従事している、もしくは従事したことがあり、過去の場合はいずれも監査関係終了後3年以内である。
- ・取締役の近親者は、以下のいずれにも該当してはなりません。
 - (i) 当社の執行役員である、または過去3年以内に当社の執行役員であった。
 - (ii) 当社の現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該近親者が執行役員として同時に雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内に生じていた。

- (iii) (a) 当社の外部監査人の現パートナーであるか、または当社の監査に直接従事している当社の外部監査人の現従業員である、または(b) 過去3年以内に当社の外部監査人のパートナーであったか、もしくは当該外部監査人により雇用されており(ただし、現在は、パートナーでもなく雇用されてもいません。)、かつ同期間中に当社の監査に直接従事していた。

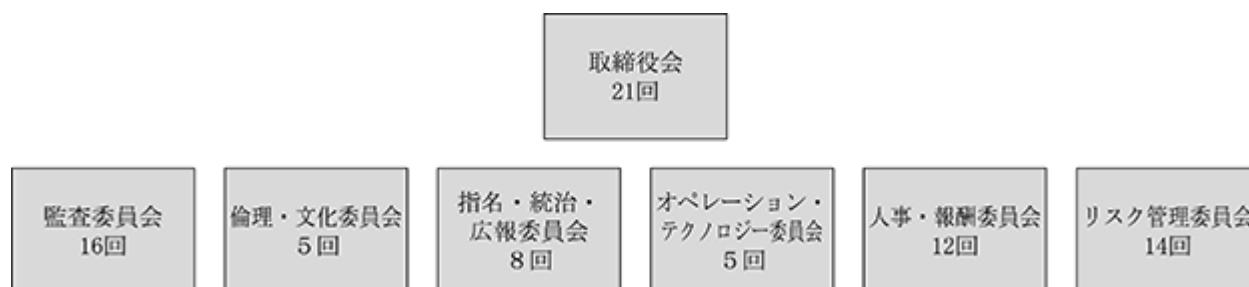
重要性に乏しい関係および取引

取締役会は、当社と(i) 取締役、(ii) 取締役の近親者、または(iii) 取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間に関係または取引があっても、それが重要性に乏しい場合には、取締役は独立していると判断することができます。ただし、その場合、当社の議決権代理行使参考書類中に、当該関係および当該関係が取締役の独立性に関する決定を妨げるものではないとする取締役会の判断の根拠について具体的な説明があることを条件とします。コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン(コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一部である取締役独立性基準、ならびに金融サービス、個人的な貸付、および投資／取引と題するセクションを含みますが、それらに限定されません。)を遵守する当社と(i) 取締役、(ii) 取締役の近親者、または(iii) 取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間の関係または取引は、同様に重要なものではないとみなされ、議決権代理行使参考書類での開示は必要とされません(ただし、かかる関係または取引の開示がSECレギュレーションS-K第404条により要求される場合を除きます。))。

定義

「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」の目的上、(i) 「近親者」とは、取締役または執行役員(1934年証券取引所法第16条の定義によります。)の配偶者、父母、継父母、子、継子、兄弟姉妹、義父母、義理の息子、義理の娘、義兄(弟)および義姉(妹)、ならびに取締役と生計を共にする者(賃借人または住込み従業員を除きます。)を意味し、(ii) 「関連事業体」とは、取締役もしくは執行役員、またはその近親者が役員、パートナーもしくは従業員である事業体、または取締役、執行役員もしくはその近親者が直接的または間接的に少なくとも5パーセントの株式持分を保有する事業体を意味し、また(iii) 「関係当事者取引」とは、(a) 1会計年度当たりに関わった総額が120,000ドルを超えることになるか、またはその可能性があり、(b) 当社が関与し、かつ(c) 関係者(当社の取締役、執行役員、取締役候補者、当社の全株式の5パーセント超を保有する株主、およびこれらの近親者)が現在または将来において直接的または間接的に重要な利害関係を有しているまたは有するであろう、あらゆる金融取引、取決めまたは関係を意味します。

取締役会および委員会の会議



2016年度には、取締役会は21回開催されました。2016年度中、監査委員会は16回、倫理・文化委員会は5回、指名・統治・広報委員会は8回、オペレーション・テクノロジー委員会は5回、人事・報酬委員会は12回、リスク管理委員会は14回開催されました。さらに、リスク管理委員会の小委員会は7回開催されました。2016年度において、執行委員会は1回開催されました。

2016年度中、概ねすべての取締役会メンバーは、コンプライアンスおよびM&A案件ならびに米国外子会社のガバナンス等のテーマを扱う多くの臨時委員会の委員および／または当該臨時委員会の議長を務めました。さらに、2016年度中、コストロ女史、スペロ女史、テイラー女史、ヘンス氏、ヘンリー氏、マクエイド氏、ライナー氏、サントメロ氏およびターレー氏は、ある時期にシティの完全子会社であるシティバンク、エヌ・エイの取締役も務めました。

2016年度において、各現職取締役は、取締役会およびそれぞれがメンバーであった常設委員会の会議のうち少なくとも75パーセントに出席しました。

経営に携わらない取締役の会議

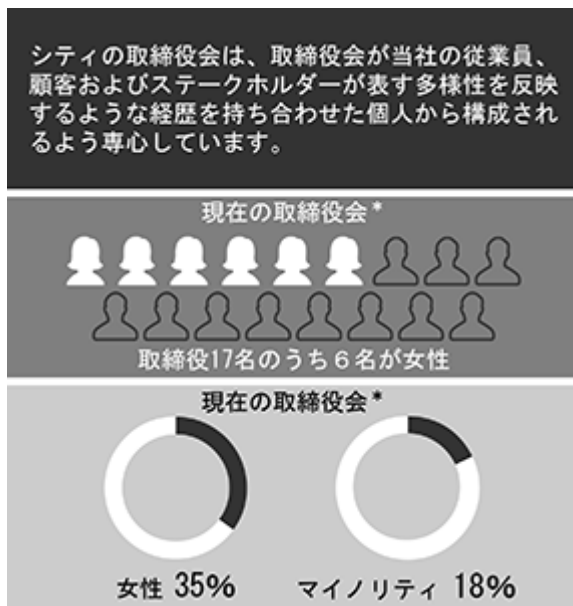
シティの経営に携わらない取締役は、通常年に6回開催される定例会議のために取締役全員が招集されるたびに、経営に携わっている出席取締役を交えない執行役員会を開催します。また、取締役会の臨時会議が開催された場合にも、経営に携わらない取締役は通常、執行役員会を開催します。2016年度中、オニール氏が、経営に携わらない取締役による各執行役員会の議長を務めました。さらに、独立取締役も2016年度中の執行役員会に出席しました。

取締役会のリーダーシップ体制

＜シティは2009年度以来、独立した会長を置いています。＞

シティは現在、最高経営責任者とは別に独立した会長を置いており、2009年度以来この体制をとっています。取締役会は、取締役会のリーダーシップ体制の柔軟性を維持することが重要であると考え、過去数年にわたり、当社のその時点のニーズに合わせて異なるリーダーシップ体制を構築してきましたが、そのなかで常時、独立取締役が取締役会のリーダーの地位に就くことを強く支持しています。したがって、シティの取締役会は、2009年12月15日に、シティの取締役会に独立した会長が不在の場合においては、取締役会は、取締役会会議において経営に携わらない取締役による執行役員会をリードすることを含め、独立した会長と同様の任務を有する主任独立取締役を選任するものとする、と規定した付属定款の改正を採択しました。シティの会長は取締役会に対して独立したリーダーシップを発揮します。独立した会長または主任取締役を設けることにより、経営に携わらない取締役が、経営に直接的に関与していなくても、問題や懸念事項を取締役会に検討事項として提起することが可能になります。会長または主任取締役はさらに、取締役会と上級経営陣との間の調整も行います。シティの取締役会は、独立した会長を最高経営責任者と分離する現行の体制は現時点における最も適切な体制であると判断し、それと同時に、独立したリーダーを務める独立取締役が常時存在するよう徹底していきます。取締役会は、自らのリスク監視へのアプローチ（とりわけリスク管理委員会の常設およびチーフ・リスク・オフィサーからリスク管理委員会への報告ライン等）は、取締役会によるリスクの監視に重大な影響を及ぼさずに取締役会が選択できるリーダーシップ体制の選択肢を多く確保していると考えています。

取締役会の多様性



* ジュディス・ルーディンおよびジョアン・E・スペロは、2017年4月25日にシティの取締役会を退きました。

多様性は、指名・統治・広報委員会が取締役会の構成を評価する際に考慮するきわめて重要な要素の一つです。世界100ヶ国を超える国々で事業を営むシティのような会社にとって、多様性には、人種、民族および性別の多様性、ならびにシティが事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性が含まれます。当社の「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」に記載されている取締役の適格性については、「その候補者は、当社が事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性に照らして、現職の各取締役の特性を補完するような特別な能力、専門的な知識および経歴を有しているか」という基準が含まれています。シティの取締役会は、取締役会が当社の従業員、顧客およびステークホルダーが表す多様性を反映するような経歴を持ち合わせた個人から構成されるよう専心しています。シティの2017年度の年次株主総会での選任に指名された候補者は、この多様性を実証しています。候補者のうち、4名は女性、3名はアフリカ系アメリカ人またはヒスパニック系です。さらに、各取締役候補は、様々な見解、個人的および専門的な経験および経歴、ならびにグローバルまたは国際的なビジネス経験等その他の特性を提供することによって、取締役会全体の多様化に寄与します。取締役会は、現在の候補者が性別、年齢、人種、出身地および経験の多様性を適切に反映していると考えており、今後も引き続き、取締役会の構成を評価する際には多様性問題を考慮していくことに努めます。

取締役会のリスク監督の役割

取締役会は、シティの世界中のリスク管理の枠組みを監督します。

リスク管理委員会 ・シティおよびその子会社に関するリスク管理およびコンプライアンスの方針およびプログラムの検討 ・リスク許容限度の承認および調整 ・リスクの識別、測定、監視の各手順の有効性および必要に応じた人員配備およびアクションプランの適切性に関する経営陣との協議 ・シティの包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）の実施、再建・破綻処理計画、ならびにシティによるドッド・フランク法のボルカー・ルールの遵守に関する事項等の監督	
チーフ・リスク・オフィサー ・定例取締役会会議でリスク報告書を提出 ・グローバル・リスク管理の責任者 ・リスクを識別、評価、管理する統合的取組みの責任者 ・最高経営責任者およびリスク管理委員会に報告 ・インセンティブ報酬について少なくとも年2回は人事・報酬委員会に報告	その他の取締役会委員会： 指名・統治・広報委員会 ・評判に関する問題の検討 人事・報酬委員会 ・インセンティブ報酬計画の監督 倫理・文化委員会 ・シティのコンダクト・リスク・プログラムの監督

取締役会は、毎回の定例会議において、チーフ・リスク・オフィサーから、該当する場合は経営陣のリスク軽減への取組みを含む、当社の主なリスクの管理に対するアプローチについてのリスク報告を受けます。チーフ・リスク・オフィサーが主導するグローバル・リスク管理は、シティの企業戦略を実行し事業目標を達成する能力に影響し得るリスクを識別、評価、管理する統合的取組みに対して責任を負う全社的機能です。取締役会の役割はこの取組みを監督することにあります。

リスク管理委員会は、取締役会によるリスク管理の監督を強化します。同委員会の役割は、経営陣がシティのリスク管理方針の執行に対して責任を負うことを認識し、監督することです。

取締役会委員会

取締役会の常設の委員会は以下のとおりです。

監査委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： エレン・M・コステロ ピーター・B・ヘンリー アンソニー・M・サントメロ ジェームズ・S・ターレー（委員長） デボラ・C・ライト	監査委員会は、取締役会の次の各事項についての監督義務の履行を補佐します。 (i) シティグループの連結財務諸表および財務報告過程ならびに内部会計制度および財務管理制度の完全性 (ii) 内部監査部門にかかる任務遂行 (iii) シティグループの連結財務諸表およびシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性に関する年次独立統合監査、独立登録会計事務所（以下「独立監査人」といいます。）の起用、ならびに独立監査人の適格性、独立性および任務遂行の評価
2016年度に開催された委員会： 16回	
規約： 取締役会が定めた監査委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。	(iv) リスク評価およびリスク管理に関する方針の基準および指針 (v) シティグループの開示統制および開示手続を含む、シティグループによる法規制上の要件の遵守 (vi) 監査委員会の規約に記載されるその他の責務の履行。SECで求められている同委員会の報告書は、以下に含まれています。 取締役会は、コステロ女史、サントメロ氏およびターレー氏の各氏がSECの定義による「監査委員会財務専門家」の適格条件を満たしていると判断し、さらに同氏ら、ライト女史およびヘンリー氏の各氏については、NYSE規則に定められる「ファイナンス・リテラシーを身につけている」と判断し、シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める取締役会の独立性基準だけでなく、SECの該当規則、NYSEの企業統治規則およびFDICのガイドラインに照らしても独立していると判断しました。

倫理・文化委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： フランツ・B・ハマー（委員長） マイケル・E・オニール ジュディス・ルーディン デボラ・C・ライト エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン	倫理・文化委員会は、組織における倫理文化を培う経営陣の取組みを監督しており、シティのバリュー・プロポジションの定義付けの監督およびその形成の支援、シティのバリュー・プロポジションを強化および伝達するための経営陣の取組みの監督、ならびに経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバックを行います。また、従業員による倫理的な意思決定を培うためのさらなる強化が必要かどうかを決定するために組織の企業文化を検討および評価し、組織における倫理的な意思決定を支援する経営陣の取組みを監督し、経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバックを行います。同委員会は、シティの行動規範およびファイナンス・プロフェッショナルのための倫理規範の適切性を見直しおよび評価ならびにいずれかの規範の適用免除の承認も行います。同委員会は、シティのコンダクト・リスクの管理、最小化および軽減によるコンプライアンスおよび統制に係るシティの企業文化の向上を目的とするシティのコンダクト・リスク・プログラムの監督も行います。
2016年度に開催された委員会： 5回	
規約： 取締役会が定めた倫理・文化委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。	

執行委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： フランツ・B・ハマー マイケル・E・オニール（委員長） アンソニー・M・サントメロ ダイアナ・L・テイラー ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア ジェームズ・S・ターレー	執行委員会は、取締役会のメンバー全員による取締役会の開催が可能となる前に取締役会の行為が必要とされる場合に、取締役会に代わり行為します。
2016年度に開催された委員会： 1回	

指名・統治・広報委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： ピーター・B・ヘンリー マイケル・E・オニール ジュディス・ルーディン ダイアナ・L・テイラー（委員長） エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	指名・統治・広報委員会は、取締役会のメンバーとなる適格性を備えた人物を選定し、取締役会に対して次の年次株主総会における取締役候補として推薦することを任務としています。また取締役会の任務遂行に関する年次評価において取締役会を主導し、取締役会による選任のために各委員会構成について提案を行います。同委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する方針および実践の具体化において主導的役割を果たしますが、これには取締役会へのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの提案や、シティによるそれらの方針および実践ならびにガイドラインの遵守状況の監視も含まれます。同委員会は、取締役またはその近親者が関与する関係当事者取引のすべて、および執行役員またはその近親者が関与する50百万ドル以上の関係当事者取引で、いずれの場合も通常の過程の取引以外の取引についての検討および承認も担当しています。この関係当事者取引に関する方針の詳細については、下記「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」をご参照ください。同委員会は、取締役会の執行役員後継者計画の過程の一環として、人事・報酬委員会と協力して最高経営責任者後継候補の評価と指名を行い、最高経営責任者後継者についての年次報告を取締役に提出します。同委員会は、取締役報酬その他給付の検討も行います。また、同委員会は、シティと社会全般にとって重要な公的問題に関係するシティの方針やプログラムを検討し、シティの評判に影響を及ぼす社外関係当事者との関係および問題を検討することを任務としています。同委員会はさらに、シティが直面する対外政策と評判に関する問題の検討、シティが行う政治献金およびロビー活動に関する出費ならびに業界団体への支払ならびにシティおよびシティ・ファンデーションが行う慈善寄付の検討、供給業者の多様化に係るシティの方針と慣行の検討、シティの業務慣行委員会の業務の検討、ならびに環境方針等のシチズンシップおよび持続可能性に関するシティの方針や計画の検討も行います。同委員会は、シティの世界的な事業範囲を反映して、世界に焦点を当てています。同委員会は、当社の主要な支出プログラムである権限の限度の変更について取締役会への提言も行います。
2016年度に開催された委員会： 8回	
規約： 取締役会が定めた指名・統治・広報委員会の規約は、シティのウェブサイト www.citigroup.com で閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。	取締役会は、指名・統治・広報委員会の各メンバーに関して、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める独立性基準に従った独立性を有することに加えて、NYSEの企業統治規則に従った独立性も要することとしました。

オペレーション・テクノロジー委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： エレン・M・コストロ ルネ・J・ジェームズ ゲーリー・M・ライナー（委員長）	オペレーション・テクノロジー委員会は、経営陣によって策定されたシティの技術戦略の範囲、方向性、質および実施を監督し、とりわけシティの事業における商品および技術プラットフォームに関連し得る技術上のガイダンスを提供することを任務としています。
2016年度に開催された委員会： 5回	
規約： 取締役会が定めたオペレーション・テクノロジー委員会の規約は、シティのウェブサイト www.citigroup.com で閲覧できます。 「About Us」をクリックし、次に 「Corporate Governance」をクリックし、 続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。	

人事・報酬委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： ダンカン・P・ヘンス マイケル・E・オニール ゲーリー・M・ライナー ジュディス・ルーディン ダイアナ・L・テイラー ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア（委員長）	人事・報酬委員会は、当社ならびにその子会社および関連会社の従業員の報酬を監督する幅広い権限を委任されています。同委員会は、シティの経営資源および上級経営陣の業績を定期的に見直します。同委員会は、最高経営責任者の報酬を決定すること、ならびに当社のその他の執行役員およびシティのオペレーティング・コミティのメンバーの報酬を承認することを任務としています。また、同委員会が随時定める指針に基づき、その他の上級経営陣のメンバーおよび一定の高報酬従業員に関するインセンティブ報酬体系（適用される銀行規制指針において定義される裁量的インセンティブ報奨を含みます。）を承認することを任務としています。さらに、同委員会は、シティのインセンティブ報酬に関連する銀行規制指針の遵守を監督する幅広い責任を負っています。
2016年度に開催された委員会： 12回	同委員会は、当社の議決権代理行使参考書類への掲載が必要とされる「報酬の検討および分析」を年に1度見直し、経営陣と議論して、適切であれば「報酬の検討および分析」を掲載するよう取締役会に提案します。さらに、同委員会は、シティの報酬指針に明示されるものを含むシティの重要なインセンティブ報酬プログラムの包括的な目標を見直し、承認して、シティのインセンティブ報酬プログラムが、（i）従業員によってシティが無謀なリスクにさらされることのない方法でリスクおよび財務成績の均衡を適切に保ち、かつ（ii）銀行の安全性および健全性と調和するように監督します。
規約： 人事・報酬委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。	同委員会は、上記の目標に向かって、シティのチーフ・リスク・オフィサーと定期的に会議を行い、シティのインセンティブ報酬プログラムにおけるリスクの特性を議論します。 同委員会は、当社の上級経営陣と協議せずに、または上級経営陣による承認を得ることなく、同委員会の職務および責任の履行を補助するために必要とみなす独立した報酬コンサルタント、弁護士または財務もしくはその他のアドバイザーを雇用および解雇する権限を有しています。同委員会は、シティの上級経営陣向け報酬プログラムに関する助言の提供を、フレデリック・ダブリュー・クック・アンド・カンパニー（以下「FW・クック」といいます。）に委託しました。2016年度にFW・クックに支払われた金額は、「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および執行役員の報酬および特典」の「報酬の検討および分析」に開示されています。 取締役会は、人事・報酬委員会の各メンバーがコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める取締役会の独立性基準だけでなく、NYSEの企業統治規則に照らしても独立していると判断しました。これらの各取締役は、1934年証券取引所法第16条の定義による「社外取締役（non-employee director）」に該当し、かつ内国歳入法第162条(m)項の定義による「社外取締役（outside director）」に該当します。

リスク管理委員会 メンバー： ダンカン・P・ヘンス フランツ・B・ハマー ルネ・J・ジェームズ ユージーン・M・マクエイド マイケル・E・オニール アンソニー・M・サントメロ（委員長） ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア ジェームズ・S・ターレー エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン	委員会の役割および責任： リスク管理委員会は、以下の各事項に関する取締役の責務の履行を支援する権限を委任されています。（i）信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、およびその他の特定のリスクの管理に用いられる重要な方針および慣行を含む、シティグループのリスク管理の枠組みの監督、（ii）市場リスクの重要な要素である資金調達リスク、流動性リスクおよび価格リスクならびに資本管理に関するリスクに係るシティグループの方針および慣行の監督、ならびに（iii）基本的な信用リスク（FCR）信用評価機能の実行の監督。同委員会は、シティグループのリスク因子、ならびにシティグループの諸事業のリスク管理に用いられる重要な方針および慣行を含めたリスク管理の枠組み、ならびにリスク管理機能の全体的な適切性に関する報告を、取締役会に対して行います。同委員会は、シティのCCARおよび再建・破綻処理計画についてのコンプライアンスに対する取組みを監督しています。また、同委員会は、情報セキュリティおよびサイバーセキュリティに関連するリスクについても、かかるリスクを統制するために経営陣がとる措置を含めて検討し、報酬に関連するリスク事項についての人事・報酬委員会の役割との関係では、人事・報酬委員会とも連携したりしています。
2016年度に開催された委員会： 14回	
規約： リスク管理委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。	リスク管理委員会は、データ・ガバナンス、データ品質およびデータ完全性について監督する小委員会を2016年度に設置しました。ジェームズ女史、サントメロ氏（委員長）およびターレー氏がリスク小委員会のメンバーです。リスク小委員会は、2016年度において7回開催されました。

	監査	倫理・ 文化	執行	指名・ 統治・ 広報	オペレー ション・ テクノロ ジー	人事・ 報酬	リスク 管理
マイケル・L・コルバット							
エレン・M・コストロ	○				○		
ダンカン・P・ヘンス						○	○
ピーター・B・ヘンリー	○			○			
フランツ・B・ハマー		◎	○				○
ルネ・J・ジェームズ					○		○
ユージーン・M・マクエイド							○
マイケル・E・オニール		○	◎	○		○	○
ゲーリー・M・ライナー					◎	○	
ジュディス・ルーディン		○		○		○	
アンソニー・M・サントメロ	○		○				◎
ジョアン・E・スペロ [*]							
ダイアナ・L・テイラー			○	◎		○	
ウィリアム・S・ トンプソン・ジュニア			○			◎	○
ジェームズ・S・ターレー	◎		○				○
デボラ・C・ライト	○	○					
エルネスト・セディージョ・ ボンセ・デ・レオン		○		○			○

○ 委員会メンバー

◎ 委員長

* スペロ女史は、いくつかの特別委員会およびシティバンク、エヌ・エイの取締役会に所属していました。ルーディン博士およびスペロ女史は、2017年4月25日に取締役会を退きました。

一定の法的手続への関与

取締役、役員もしくは主要な株主、またはそれらの関係者がシティの相手方当事者である法的手続、または上記のいずれかの者とシティが対立する重大な利害を有している法的手続はありません。

一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与

取締役会は、シティと関係者（取締役、上級マネージャー、5パーセント超を保有する株主、近親者または関連事業体）が関与する取引を検討、承認および監視する手続を定める方針を採択しています。シティの関係当事者取引に関する方針は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citi Policies」をクリックしてください。この方針の下、指名・統治・広報委員会は、関係者が関与するすべての関係当事者取引についての検討および承認に責任を負います。取締役は、当該取締役またはその近親者が関係者である関係当事者取引について、当該関係当事者取引に関するすべての重要な情報を指名・統治・広報委員会に提供しなければならないことを除き、当該当事者取引に関する協議または承認に参加してはなりません。指名・統治・広報委員会はさらに、執行役員または執行役員の近親者が関与する50百万ドル超のすべての関係当事者取引について、検討および承認について責任を負います。執行役員または執行役員の近親者が関与する50百万ドル未満のすべての関係当事者取引については、シティの社長、ゼネラル・カウンセル、最高財務責任者、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、チーフ・リスク・オフィサーおよび人事部門の責任者から構成される取引検討委員会が、検討および承認について責任を負います。また当該方針には、関係者が関与する取引のうち、当該方針において予め承認されており、したがって指名・統治・広報委員会または取引検討委員会での承認が必要とされない取引カテゴリーのリストが含まれています。

指名・統治・広報委員会および取引検討委員会は、関係当事者取引を審査する際、以下の情報を検討します。

- ・取引の条件
- ・取引における関係者の利益
- ・取引の目的および時期
- ・シティが取引の当事者であるか否か。またシティが当事者でない場合のシティの取引への関与の仕方
- ・資産売却に関わる取引の場合、取得日および取得原価を含む当該資産の概要
- ・取引相手の候補に関する情報
- ・取引のおおよそのドル建て価値および当該取引関係者の利益のおおよそのドル建て価値
- ・提案された取引を実施する結果として課せられる条件または制限の概要
- ・提案された取引の結果として、またはそれに関連して風評リスク問題が発生する潜在的可能性の有無
- ・取引に関するその他の関連情報

SECに提出されたスケジュール13G記載の情報によると、ブラックロック・インク（以下「ブラックロック」といいます。）およびザ・バンガード・グループ・インク（以下「バンガード」といいます。）は、2016年12月31日現在シティの発行済普通株式（自己株式を除きます。）の5パーセント以上を実質的に保有する旨報告しています。2016年度において、シティの子会社はブラックロックおよびバンガードならびにそれぞれの関係会社および顧客に通常の貸付、取引およびその他の金融サービスを提供しました。当該取引は、独立当事者間の立場で、通常の条件で、無関係の第三者との同等の取引と実質的に同一の条件で行われました。

シティは、従業員が投資するファンドを設立しています。さらに、特定の執行役員は随時、シティの子会社により設定されているファンドに、各自の個人の資金を直接的に投資するか、または自らが受託者として行為するファンドにかかる資金を投資するよう指図しています。かかる投資は、当社の執行役員または従業員ではない他の外部投資家の当該ファンドへの投資の条件と同一の条件で行われています。執行役員は、一定の「適用除外となった」投資以外には、サーベンス・オクスリー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに従い、一定の状況においてのみ、かつ適切な委員会の承認が得られた場合にのみ、シティが支援する一定の投資機会において投資することができます。

シティグループ・キャピタル・パートナーズII・エルピーは2006年に、設立されたファンドです。当ファンドは直接的に、またはマスター・ファンドを通じて、プライベート・エクイティへの投資を行います。シティは、各従業員が投資した1ドルにつき2ドルを上乗せし、従業員が投資した各ファンド、つまりフィーダー・ファンドに拠出します。シティによる拠出は、当該従業員が投資したファンドへの貸付として行われます。資格を有する各従業員は、シティからの貸付に帰属するファンドの価値の増加分（ファンドが支払う、貸付に対する利息控除後）と当該従業員自身の投資に帰属するファンドの価値の増加分を合わせた金額の給付を、権利確定を条件として受領します。ファンドの目論見書に従い、執行役員はレバレッジド・ベースでファンドに参加する資格はありません。

2016年度中、シティグループ・キャピタル・パートナーズII・エルピーへの投資に関して以下のとおり120,000ドルを超える分配金が執行役員に支払われました。

シティグループ・キャピタル・パートナーズII・
エルピー現金分配

ジェームズ・カウルズ	\$233,333
ジェームズ・フォリス	\$184,413

シティは、2016年度に、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める特定の組織に対して、コーポレート銀行業務および証券業務を提供しました。さらに、シティは、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める組織の商品またはサービスを利用することがあります。

「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および執行役員の報酬および特典」の「人事・報酬委員会報告」に掲げた者が、現在の人事・報酬委員会のメンバーです。2016年度中、人事・報酬委員会の在任中または元のメンバーはいずれも、SEC規則の下に定められる「報酬委員会の相互兼任」規定に抵触しませんでした。さらに、当社の執行役員はいずれも、「報酬委員会の相互兼任」に該当するような別の事業体の取締役または報酬委員会のメンバーを務めませんでした。人事・報酬委員会のメンバーはいずれも、シティとの取引に重大な利害を有しておらず、また、現在または過去においてシティの役員を務めていません。また人事・報酬委員会のメンバーはいずれもシティまたはその子会社の現従業員ではありません。さらに、取締役会のメンバーおよびその近親者はいずれも2016年度中にFW・クックで報酬に関連する業務に従事していません。

コルバット氏は、シティグループとの間で航空機タイムシェアリング契約を締結しています。同契約により、同氏は、社用機の個人使用にかかる費用を、シティに向かう飛行代に対する増加費用の総額に基づいてシティに返金することができるものとされています。増加費用の総額は、国際的に認められた独立したサービスにより定められた、1時間の飛行にかかる費用または連邦航空法第91.501条(d)において認められた費用のうち高い方に基づき計算されます。2016年度中、コルバット氏は、社用機の個人使用に関連してシティに167,468ドルを返金しました。

2017年度に、マクエイド氏がシティグループの従業員であったときに報奨として従前付与された一定の株式の権利が確定しました。これには業績連動株式ユニットおよび資本蓄積プログラム報奨が含まれていました。2014年2月18日、マクエイド氏はシティから目標報奨44,398.36個の業績連動株式ユニットを受領しました。「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および執行役員の報酬および特典」の「報酬の検討および分析」に記載された業績状況による調整に基づき、マクエイド氏には、2017年2月17日に株式ユニットの権利が確定した時点で、22,332.38個の業績連動株式ユニットを受領する権利が付与されました。業績連動株式ユニットは現金で支払われ、マクエイド氏は2017年2月17日にかかる株式ユニットに対して1,301,040ドルの現金の支払を受けました。マクエイド氏は、シティに勤務中、資本蓄積プログラムに基づき付与されたシティの普通株式も受領しました。2017年1月20日に約23,049株の権利が確定しましたが、これは資本蓄積プログラムに基づきマクエイド氏に付与された2012年および2013年度の年間インセンティブ報奨のうち繰り延べられた部分に当たります。資本蓄積プログラムに基づくマクエイド氏の権利未確定の株式は11,099株です。これらの権利未確定の株式は引き続きシティの普通株式の株価変動およびシティのクロールバックに服します。

取締役であるハマー氏の成人した子は、シティのインスティテューショナル・クライアント・グループに雇用されており、2016年度に752,864ドルの報酬を受領しました。シティの最高財務責任者であるジョン・ガスバックの成人した子は、シティのコンプライアンス部門に雇用されており、2016年度に140,000ドルの報酬を受領しました。加えて、ガスバック氏の義理の息子が2016年度にシティに勤務しており、132,781ドルの報酬を受領しました。この義理の息子は2017年2月にシティを退職しました。これらの従業員に対する報酬は、同等の資格および責任を有し、同様の役職に就く従業員に適用されるシティの雇用および報酬の慣行に準じて、シティによって定められています。ハマー氏およびガスバック氏は、シティの従業員である各々の近親者と雇用関係上重大な利害を有しておらず、生計を共にしていません。

債務

執行役員に対する貸借取引貸出金は、「適用除外された」一定の貸借取引貸出金を除き、サーベンス・オクスリー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに従い、当該執行役員がシティの証券ブローカー・ディーラー子会社の従業員であり、かつ当該ローンが通常の業務過程においてなされたものでない限り、一切禁止されています。

2016年度中には、ローン、預金およびクレジットカードに関わる120,000ドルを超える一定の取引、コマーシャル・ペーパー、預金証書およびその他の短期金融資産の売却、ならびにその他一定の銀行取引が、シティバンク、エヌ・エイおよびシティの他の銀行業子会社を一方の当事者とし、シティの特定の取締役もしくは執行役員、その近親者、これらのいずれかが執行役員もしくはパートナーを務めるか、いずれかのクラスの証券の10パーセント以上の持分の実質所有者である法人もしくは組織、または取締役、執行役員、もしくはその近親者の関係者を他方の当事者として、両当事者間で行われました。当該取引は、通常の業務過程において、貸付人とは無関係の他の者との同等の取引に関してその時点で一般的に提供されているものと実質的に同一の条件（利率および担保条件等）で行われたものであり、通常の回収リスクを上回るリスクを伴うことも、その他の不利な条件を呈することはありませんでした。取締役または執行役員への個人的な貸付は、サーベンス・オクスリー法、レギュレーションOおよびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを遵守し、通常の業務過程において行われなければなりません。

業務慣行委員会

シティの各事業部門および地域の業務慣行委員会は、これらの委員会に上げられた業務活動、販売慣行、商品設計、潜在的な利益相反、およびその他のフランチャイズ・リスクまたは風評リスク問題を検討します。全社レベルの業務慣行委員会は、各業務部門または地域レベルの業務慣行委員会によって上げられた、フランチャイズ・リスク、風評リスクおよび／またはシステムミック・リスクとなり得る問題を検討します。業務慣行委員会によるすべての検討は、委員会に提起された背景および事実を十分考慮した上で行われます。

業務慣行委員会は当社の最上級執行役員によって構成され、シティの業務慣行が、シティの使命およびバリュー・プロポジション（Citi's Mission and Value Proposition）と一致するプロ意識、完全性および倫理的行動において最高水準であるために必要な指針を提供します。当社の事業部門の責任者は、当社が、責任ある融資の原則に専心していることを確認し、シティの事業基盤を保護することに加え、適用法令、シティの指針および倫理基準を遵守する体制を確立することを任務としています。

業務慣行をめぐる諸課題は、業務慣行ワーキング・グループ、その他の事業部門内委員会、または統制部署を含む様々な情報源を通じて提起される可能性があります。業務慣行委員会からの関連課題は、取締役会の指名・統治・広報委員会に定期的に報告されます。

行動規範および企業文化

シティでは、成長および経済発展を可能にする金融サービスを責任を持って提供することにより、当社の顧客から信頼されるパートナーとして務めることを当社の使命としています。

当社は、組織全体の企業文化および期待される行動を定着させる当社のガバナンス体制、プログラムおよび取組みを通して、また、シティおよび銀行業界の企業文化向上のために社外の主要なステークホルダーと連携して、倫理文化を培っています。

行動規範および企業文化に対するガバナンス

行動規範および企業文化に対する当社のアプローチは、当社のガバナンス体制を基礎としており、シティグループの取締役会をはじめとした強固な「企業トップの姿勢」から始まります。2014年度に、シティの取締役会は、上級経営陣がシティ全体の倫理文化を培うために進めている取組みを監督する常設の倫理・文化委員会を設立しました。シティの取締役会会長は、倫理・文化委員会のメンバーです。詳細については、シティのウェブサイトwww.citigroup.comに掲載されている倫理・文化委員会規約をご参照ください。

2014年度に行われた最初の措置の中で、倫理・文化委員会は、シティの企業文化の見直しを行うようシティの上級経営陣に指示しました。それ以来、上級経営陣は、倫理・文化委員会の監督のもと、シティのミッションおよびバリュー・プロポジションならびにリーダーシップ・スタンダードの構築を含め、シティの企業文化を支援する数多くの取組みを行っています。継続的に、倫理・文化委員会は、以下を含む、シティ内部の倫理文化を向上させる上級経営陣の取組みを監督する責任を有します。

- ・シティのミッションおよびバリュー・プロポジションを強化および伝達するための経営陣の取組みの監督、ならびに経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバック
- ・従業員による倫理的な意思決定を培うためのさらなる強化が必要かどうかを決定するためのシティの企業文化の検討および評価および従業員の倫理的な意思決定を支援する経営陣の取組みの監督

- ・シティの行動規範およびファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範の見直しならびに
- ・コンダクト・リスク・プログラムの見直し

企業文化を定着させるプログラムおよび取組み

倫理的行為を促進させ、シティの企業文化を向上させるために、シティは、当社の組織全体の価値観を定着させ、倫理的意思決定において当社の従業員を導き支援するグローバル・ポリシー、プログラムおよび手続を構築すること、ならびにシティの行為基準を遵守することによって、個人に権限を与えることに注力しています。倫理・文化委員会の監督ならびに同委員会からの情報提供およびフィードバックに基づき、上級経営陣は、組織に当社の価値観および期待される行為をさらに定着させる数多くの取組みを優先させてきました。以下は、シティに当社の企業文化を確立させ、強化し定着させるための当社のプログラムおよび関連ある取組みの例です。

- ・ **ミッションおよびバリュー・プロポジションに関する伝達および認知を高める努力**（当社の中核となる原則を明確にし、行動原則の例を挙げた上級経営陣によるシティ全体を対象としたビデオを含みます。）
- ・ **当社の従業員のライフサイクルの重要な側面におけるリーダーシップ基準の定着**（雇用および業績の見直し等。）
- ・ **当社のグローバルなコンダクト・リスク・プログラム**（コンダクト・リスク、すなわち、顧客、クライアントおよび市場にとってマイナスな結果を導く可能性のある恣意的または過失による従業員またはエージェントの行為を管理・軽減するために、全事業部門および統制部署で実施しています。）
- ・ **上申（エスカレーション）の重要性に関する伝達および認識についての取組み**（潜在的に重要なリスクを上申する従業員の義務の重視を含む、シティのグローバルな上申に関する方針に組み込まれている原則を強化します。）
- ・ **主要な企業文化に関するテーマについての従業員への研修**（行動規範、倫理的な意思決定およびリーダーシップの重要性に関するものを含みます。）

主要なステークホルダーとの連携

シティでは、銀行業界の企業文化を総合的に向上させる方法について主要なステークホルダーと連携しています。2016年10月、当社は業界リーダーおよび監督機関と共に、ニューヨーク連邦準備銀行の金融サービス業界における企業文化および行動に関する第3回ワークショップに参加し、そこでは、銀行業界の企業文化向上における監査役、銀行、その他の業界グループおよび機関投資家の役割に焦点が当てられました。倫理・文化委員会委員長を含むシティの取締役の代表者およびシティの上級経営陣は、2014年の初回からこのワークショップに参加しています。さらに、2017年からは、シティを含む大手金融機関6行は、金融機関における企業文化の動向を議論する1日限りのシンポジウムを企画しました。このシンポジウムには、業界中のシニア・リーダーを含む幅広いステークホルダー、監督機関が集まり、金融業界の企業文化についてそれぞれの見識を共有しました。倫理・文化委員会の委員長は、当該シンポジウムのパネリストを務めました。

最後に、シティは英国の銀行基準審議会（以下「BSB」といいます。）のメンバーでもあります。30を超えるメンバー企業と連携して、シティは、行動および適性について高い倫理基準および監査基準を設定することによって、英国の銀行業界への信頼と自信の回復を目指し、BSBの独自の役割を支援しています。当社は、シティの英国における上級経営陣を通してBSBと直接協働していきます。

ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範

シティの「ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範」は、シティの最高経営責任者（プリンシパル・エグゼクティブ・オフィサー）、最高財務責任者（プリンシパル・ファイナンシャル・オフィサー）およびコントローラー（プリンシパル・アカウンティング・オフィサー）ならびに財務部門の専門家および財務の役割を担う管理部門のスタッフ全員（コントローラー、CSSファイナンスおよびリスク・オペレーション、ファイナンシャル・プランニングおよび分析、トレジャリー、税務、戦略およびM&A、インベスター・リレーションズおよび地域／事業チームを含みます。）に適用されます。シティは、自らの従業員全員に対し、各々の活動のすべての面において個人としてかつプロとして最高基準の品位をもって行為すること、すべての適用法令、規則および規制を遵守すること、不正を抑止し、シティの行動規範およびその他シティによって採択されたシティの従業員の行動を統治する方針および手続に従うことを期待しています。倫理規範は、シティの行動規範を補完することを意図しています。倫理規範は、当社ウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Code of Ethics for Financial Professionals」をクリックしてください。当社は、倫理規範の改正または倫理規範の適用免除（もしあれば）を、当社ウェブサイト上で開示します。

倫理ホットライン

シティは、従業員に対して、倫理、差別、もしくは嫌がらせに関する懸念または疑問を提起することおよびこれらに関してまたはその他に関して適用される法律、規制、シティの方針、手続または基準の違反が疑われる場合直ちに報告することを期待しています。シティでは、従業員および他の者が倫理上の懸念（会計、内部統制または監査事項に関する懸念を含みます。）を通報できるように複数のチャネルを提供しています。当社は、通訳者と接続して様々な言語に対応できるオペレーターが常駐し毎日24時間利用できる年中無休のフリーダイヤルでの倫理ホットラインをグローバルに提供しています。

倫理ホットラインへの通話は、米国内に拠点を置く外部の業者が受けてその内容をシティの倫理オフィスに報告し、当該オフィスにおいて対処されます。倫理上の懸念は、専用の電子メールアドレス、様々な言語に対応したウェブサイトへの投稿、ファクシミリ回線および従来型の郵送先住所を通じて通報することも可能です。さらに、通報者は、シティの一般向けウェブサイトアクセスして懸念を提起することも可能です。通報者は適用される法律や規則が許容する範囲内で匿名扱いを選択することができます。当社は、善意に基づいて懸念もしくは疑問を提起したことに対する報復行為、またはそのような懸念に関するその後の調査に関与する社員に対する報復行為を禁止しています。倫理オフィスは、四半期ベースでシティグループ・インクの取締役会の監査委員会に、倫理ホットラインへの通報およびその傾向に係る分析内容を報告します。

行動規範

取締役会は、行動規範を採択しています。この行動規範は、シティの活動に適用される法律、規制ならびにシティの方針および手順の概要を説明し、また、シティのミッションおよびバリュー・プロポジションのほか、シティの従業員およびシティを代表する者に期待される倫理基準および職業上の行動を定めています。行動規範は、シティおよびその連結子会社の取締役、役員および従業員の全員に適用されます。シティの従業員、取締役および役員は全員が、行動規範を読み、遵守することを要求されます。さらに、シティのために業務を遂行する他の者も、契約上あるいはその他の合意を通じてこの行動規範の適用対象とされる場合があります。行動規範は、当社ウェブサイトwww.citigroup.comで様々な言語で閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Code of Conduct」をクリックしてください。

取締役会との連絡

株主またはその他の利害関係者で、取締役会の1名以上のメンバー（会長または経営に携わらない取締役もグループとして含みます。）と連絡を希望される方は、10013 ニューヨーク州ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388、シティグループ・インク、コーポレート・セクレタリー気付（c/o the Corporate Secretary, Citigroup Inc., 388 Greenwich Street, New York, NY 10013）宛に当該取締役への書状を送付することにより、連絡をとることができます。取締役会は、コーポレート・セクレタリーの職員が書状を検討した上で、それに対して回答するのに適した1人または複数の人物に回付する一連の行為を承認しています。

監査委員会報告書

監査委員会（以下「当委員会」といいます。）は、当委員会の責務の範囲および当該責務を果たす方法を定めた規約に基づいて運営されています。

取締役会は、取締役会が採択した基準（これには適用される法律、規則および規制の下での独立性要件が組み込まれています。）に基づき、当委員会の5名のメンバー全員が独立していると判断しました。

経営陣は、財務報告の手続、財務報告に係る内部統制を含む内部統制制度、リスク管理、ならびに会計基準および適用法令を確実に遵守するための手続に対して責任を負います。シティグループの独立登録会計事務所であるKPMG LLP（以下「独立監査人」といいます。）は、連結財務諸表および財務報告に係る内部統制の統合監査に対して責任を負います。当委員会の責務は、これらの手続および手続を監視し、監督することです。当委員会のメンバーは、会計または監査の実務に専門的見地からの関与はせず、また、この分野における専門家ではありません。当委員会は、独自の検証を行うことなく、財務報告に係る内部統制の有効性に関して、当委員会に提供された情報、ならびに財務諸表が誠実かつ客観的に作成され、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されているとの経営陣による事実表明に依拠しています。当委員会はまた、連結財務諸表および財務報告に係る内部統制の有効性に関する独立監査人の意見にも依拠しています。

当委員会の会議は、当委員会のメンバー、経営陣、内部監査人、およびシティグループの独立監査人の間の意思疎通を促進する場となっています。当委員会は、内部監査人および独立監査人の各々と個別に、経営陣の同席の下ならびに経営陣の同席なしに面談し、シティグループの内部統制に関する検査結果ならびに彼らの所見および勧告について討議しました。当委員会はまた、公開企業会計監視委員会監査基準第16号および第18号が要求するすべての意志疎通についても、シティグループの独立監査人と討議しました。

当委員会は、2016年12月31日現在および同日に終了した年度のシティグループの監査済み連結財務諸表について経営陣、内部監査人およびシティグループの独立監査人の間で検討および討議を行いました。

当委員会は、公開企業会計監視委員会規則3526号―「独立性に関する監査委員会とのコミュニケーション」によって義務付けられている開示書面を受理しました。当委員会は、監査人の客観性および独立性に影響を及ぼす可能性のある関係について独立監査人との間で討議を行い、監査人の独立性について確信しました。

当委員会は、監査業務、監査関連業務、税務コンプライアンス業務に関して独立監査人に支払われる報酬の額を検討し、それを承認しました。当委員会は、独立監査人による業務の提供はその独立性に影響しないと判断しました。

上記の検討および協議に基づき、また上記および当委員会の規約に記載される当委員会の役割および責務に対する制限を条件として、当委員会は、シティグループの監査済み連結財務諸表をSECに提出する2016年12月31日に終了した年度に関するフォーム10-Kによるシティグループ年次報告書に盛り込むよう、取締役会に提言しました。

監査委員会：

ジェームズ・S・ターレー（委員長）

エレン・M・コステロ

ピーター・B・ヘンリー

アンソニー・M・サントメロ

デボラ・C・ライト

日付：2017年2月23日

以下はシティコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの全文です。

シティグループ・インク
コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン
2017年1月25日現在

コーポレート・ガバナンスの使命

シティグループ・インク（以下「シティ」という。）は、最高水準のコーポレート・ガバナンスおよび倫理行動、すなわち、有言実行、正確かつ透明な業績報告、シティの事業に適用される法律、規則および規制の完全な遵守の維持に努めている。

取締役会

取締役会の第一の責任は、株主の利益のためにシティの業務に対して効果的なガバナンスを提供し、シティの顧客、従業員、供給業者および地域コミュニティを含め世界中の多種多様なシティの関係当事者の利益を考慮することにある。取締役会のすべての行為において、取締役は、シティの最善の利益になると取締役が合理的に考える経営判断を行うことを期待される。取締役は、当該義務の履行にあたり、シティの上級執行役員ならびに社外アドバイザーおよび外部監査人の正直さと誠実さに依拠することができる。

取締役会のメンバーの人数および選出

取締役会は、付属定款に基づき取締役の人数を設定する権限を有する。当該人数は13名から19名までの範囲内であるが、卓越した候補者の雇用可能性または取締役会の変化し続けるニーズおよび状況に対応するためのメンバー増員の余地を持たせるものとする。取締役候補者は、取締役会の全体的構成および多様性ならびに新メンバーが提供することができる専門知識分野を考慮に入れ、以下に定められる取締役会により承認された適格性に準じて、指名・統治・広報委員会により取締役会に対して推薦される。取締役は、各年次株主総会において株主により過半数得票（競争選挙の場合を除く。）によって選出され、次回の年次株主総会の開催日に満了する1年間の任期を務める。年次株主総会の間の期間は、取締役会は、次回の年次株主総会まで務める追加の取締役を選出することができる。指名・統治・広報委員会は、年に1度、取締役会のメンバーの中の1名を取締役会会長として指名する。

秘密投票の方針

シティは、各株主は、それが委任状投票、投票用紙投票、インターネット投票、電話投票またはその他の、いずれにより提出されたかを問わず、シティに本人の投票の守秘性を保持するよう求める権利を有するものとするを方針とする。株主が、年次株主総会または臨時株主総会において株主投票が行われる決定に関連して本人の投票の守秘性を保持することを選択した場合には、当該投票は永続的に守秘性を保持されるものとし、シティ、シティの関係会社、取締役、役員、従業員およびいかなる第三者にも開示されないものとする。ただし、（a）適用される法的要件を満たすため、およびシティによる申立てにおける主張またはシティに対する申立てからの防御のために必要な場合、（b）委任状の勧誘に争奪戦が生じている場合、（c）株主が委任状に関して意見書を提示する場合もしくはその他の方法で本人の投票を経営陣に伝達する場合、または（d）独立投票検査官に投票結果を証明することを許可する場合を除くものとする。401(k)プランの下でのシティグループ普通株式ファンド、またはシティの退職給付制度、貯蓄制度もしくは従業員持株制度のいずれかに加入している従業員株主は、法律に基づきすでに守秘扱いを享受しているが、引き続き、従業員側の行動を要することなく、本人の議決権を秘密裡に行使するものとする。

取締役の独立性

取締役会メンバーの少なくとも3分の2は、独立取締役とすべきである。取締役会は、取締役会の独立性の決定の助けとするために添付の別紙Aに規定する取締役独立性基準を採択している。取締役独立性基準は、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）の企業統治規則およびその他随時有効な取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制を遵守することが意図されている。取締役は、取締役独立性基準に定めるところによりシティと重要な関係を有しないと取締役会により判断された場合には、シティの取締役およびその委員に就任する目的上、独立取締役として適格であるものとする。

取締役候補者の適格性

取締役会の最も重要な責任の1つは、取締役の候補者を選定、評価および選出することである。指名・統治・広報委員会は、取締役候補者となる者の適格性を審査し、取締役会全体に対して推薦を行う。候補者となる者の審査において委員会および取締役会により考慮される要因には、以下が含まれる。

- ・ その候補者は、最高の倫理基準に取り組んでいることを示す行動をとっているか。
- ・ その候補者は、グローバル規模で事業を営む大手金融サービス会社が直面する多種多様の複合的な問題に関する取締役会での討議および意思決定に有意義かつ直接的な貢献ができる能力を持ち合わせていることを示す、国際的に重要な活動を行う大組織における会長、最高経営責任者、最高業務責任者、またはこれらと同等の政策決定および経営レベルの役職にて、実業界、官界、非営利事業または専門職の経験を有しているか。
- ・ その候補者は、シティが事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性に照らして、現職の各取締役の特性を補完するような特別な能力、専門知識および経歴を有しているか。

- ・ その候補者は、グローバル規模で事業を営む多角的な金融サービス会社を効果的に監督する上で必要な金融専門知識を有しているか。
- ・ その候補者は、実業界、官界、または専門的な活動で傑出した功績を達成し、取締役会に求められる類の重要かつ慎重を要する判断を下す能力を有していることを示すような評判を築いているか。
- ・ その候補者は、特定の団体の利益を優先させることなく、シティのすべての株主およびその他のステークホルダーの正当な利益および関心事を、効果的に、一貫して、かつ適切に考慮し、均衡を図った結論を導き出せるか。
- ・ その候補者は、団結と信頼を重んじる環境の下、チームの一員として建設的に職務を遂行しながら、それと同時に経営陣に対して意見を述べる意思があるか。
- ・ その候補者は、取締役としての任務の遂行に十分な時間と精力を費やすことができるか。

これらの要因の適用にあたっては、取締役会による判断を必要とする。

主任取締役

取締役会会長が独立取締役でない場合には、取締役会は主任取締役を任命するものとする。主任取締役は、(i) 会長が不在であるすべての取締役会の会議（独立取締役による執行役員会を含む。）の議長を務め、(ii) 業務執行会長と独立取締役との間の連絡役を務め、(iii) 取締役会に回付される情報を承認し、(iv) 取締役会の議題を承認し、(v) 会議においてすべての議題を審議するに十分な時間が確保できるよう会議日程の承認を行い、(vi) 独立取締役による会議を招集する権限を有し、(vii) 過半数株主から要請があった場合には当該株主との協議および直接の連絡を行うことを任務とするものとする。

取締役会により任命された主任取締役は、別紙Aに規定する取締役独立性基準およびNYSEの規則を満たさなければならない。

取締役会の追加的業務

取締役が就任することができる他の営利目的の公開会社または非公開会社の取締役会の数は、各取締役が取締役としての任務の遂行に十分な時間を費やせることを徹底するために、指名・統治・広報委員会によるケース・バイ・ケースの検討対象とされるものとする。

監査委員会のメンバーは、シティの監査委員会を含め、3社を超える公開会社の監査委員会のメンバーに就任してはならない。

取締役兼任関係

シティグループの社内取締役または執行役員はいずれも、シティグループの社外取締役が執行役員である会社の取締役に就任しないものとする。

株式保有規則

シティの取締役会のメンバーおよび特定の上級執行役員は、当該個人にシティグループの株式の最低限の所有を維持することを要求する株式保有規則（以下「SOC」という。）の対象とされる。取締役会は、SOCの条件を、変更を正当化するような法律上および事業上の変化を反映するために随時修正することができる。現行のSOCの条件は、シティの年次株主総会のための議決権代理行使参考書類において報告される。SOCの例外には、相続に係る取引およびその他特定の状況が含まれ得る。

取締役会からの退任／任期制限

取締役は、72歳の誕生日の後の次のシティの年次株主総会までは取締役会に在任することができるが、72歳に達した後は、当該要件が有効な理由により取締役会によって放棄されない限り、再選されてはならない。シティは、取締役の任期制限を採択していない。

地位または責任の変更

取締役は、自らの職務上の責任、職業、または所属に実質的な変更が生じた場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知し、取締役の辞任を申し出るべきである。指名・統治・広報委員会は、事実関係および状況を検討したうえで、その辞任を承諾するか、取締役に留任するよう要請するかについて、取締役会に対して提案するものとする。

取締役は、非営利団体において重要な役職に就任する場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知すべきである。

取締役会委員会

取締役会の常設委員会は、執行委員会、監査委員会、倫理・文化委員会、人事・報酬委員会、指名・統治・広報委員会、オペレーション・テクノロジー委員会およびリスク管理委員会である。監査委員会、人事・報酬委員会および指名・統治・広報委員会のメンバーは全員が、取締役会により決定されたとおり、NYSEの企業統治規則ならびにその他取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制に定められる独立性基準を満たすものとする。委員会のメンバーは、指名・統治・広報委員会の推薦に基づき、個々の取締役と協議のうえ、取締役会により任命されるものとする。委員会の委員長およびメンバーは、指名・統治・広報委員会の推薦により交代されるものとする。

各常設委員会（執行委員会を除く。）は、該当するNYSEの企業統治規則およびその他適用される法律、規則および規制を遵守した、委員会自体の書面の規約を有するものとする。規約は、委員会の使命および責任、委員会のメンバーの適格性、委員会のメンバーの任命および解任の手続、委員会の構成および運営、ならびに取締役会への報告を定めるものとする。

各委員会の委員長は、委員会のメンバーと協議のうえ、委員会の規約に定められる要件に従い、委員会会議の開催頻度および所要時間を決定するものとする。各委員会の委員長は、委員会の適切なメンバーおよび上級経営陣と協議のうえ、委員会の議題を作成するものとする。各委員会は、年初に、同年度中に協議すべき主要課題の日程を（予測可能な限り）設定するものとする。各委員会会議の議題は、会議に先立ち取締役全員に事前に提供されるものとし、また、各独立取締役は、委員会のメンバーであるか否かにかかわらず、すべての委員会のすべての会議に出席することができる。

取締役会および各委員会は、シティの上級経営陣と協議せずに、または事前承認を得ることなく、独立した法務、財務、またはその他のアドバイザーを必要に応じて雇用および解雇する権限を有するものとする。

取締役会は、必要に応じてまたは適宜、追加の委員会を随時設立または維持することができる。

取締役会の任務遂行の評価

指名・統治・広報委員会は、委員会により提案され取締役会により承認された指針に従って取締役会の任務遂行につき年次評価を実施するものとする。当該評価には、取締役会全体としての人材基盤の概要、ならびに各社外取締役のNYSEの企業統治規則ならびにその他取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制の下での独立取締役としての適格性の個別評価、取締役の取締役会への初回選出以降に発生し得た取締役の責任の変更の考慮、ならびにその他委員会により評価に適切と判断され得る要因が含まれるものとする。常設委員会（執行委員会を除く。）は各々、各規約に規定される各自の任務遂行の年次自己評価を実施するものとする。取締役会および各委員会の評価の結果は、要約され、取締役会に対して提示される。

会議への出席

取締役には、シティの年次株主総会、取締役会、委員を務める委員会の会議に出席すること、および本人の責任を適切に履行するために必要とされる時間を費やし必要とされる頻度で会合することが求められる。取締役会が取締役会または委員会の会議で議決される議題を理解するうえで重要とされる情報および資料は、検討の時間を与えるために会議に先立ち取締役に配布されるべきである。会長は、その後1年間にわたり開催が予定されている各会議で協議されるべき標準的な議事項目の予定表を設定すべきであり、また、主任取締役と共に（もしあれば）、各取締役会会議の議題を設定するものとする。各取締役会のメンバーはいずれも、議題に含めるべき項目の提案または議題に挙げられていない課題の付議を行うことができる。

執行役員会

経営に携わらない取締役は、取締役会の定例会議において毎回、執行役員会で会合するものとし、また、独立取締役は、執行役員会において毎暦年中少なくとも1回、会合するものとする。当該執行役員会においては、会長が業務執行会長でない限り会長が議長を務めるものとし、会長が業務執行会長である場合には主任取締役が、またはシティが主任取締役を配していない場合にはある独立取締役が、議長を務めるものとする。

年次戦略審査

取締役会は、シティの長期戦略計画およびシティが将来直面し得ると取締役会が予想する主要問題を、少なくとも毎年1回の取締役会会議にて、またはかかる会議の場を含めて審査するものとする。

連絡

取締役会は、上級経営陣はシティを代弁すると考える。個々の取締役会のメンバーは、取締役会または経営陣の要請により随時、シティに関与する様々な関係当事者と会合、その他の連絡をとることができる。

取締役会の1名以上のメンバー（会長および経営に携わらない取締役のグループを含む。）と連絡を取ることを希望する株主またはその他の利害関係者は、10043 ニューヨーク州ニューヨーク市パークアベニュー399、シティグループ・インク、コーポレート・セクレタリー気付（c/o the Corporate Secretary, Citigroup Inc., 399 Park Avenue, New York, NY 10043）宛に当該取締役らへの書状を送付することにより、連絡をとることができる。取締役会は、コーポレート・セクレタリーの職員が書状を検討した上で、それに対して回答するのに適した1人または複数の人物に回付する一連の行為を承認している。

取締役の上級経営陣への接触

取締役は、上級経営陣に完全かつ自由に接触することができるものとする。取締役は、コーポレート・セクレタリーを通じて会合する手はずを整えるよう要請される。取締役会は、シティの上級経営陣の取締役会会議への定期的な出席を歓迎する。最高経営責任者が他にもシティの人員を定期的に出席させることを希望する場合には、当該提案は、承認のために取締役会に提起されるべきである。

取締役報酬

取締役報酬の形態および金額は、指名・統治・広報委員会の提案に基づき、取締役会により決定される。指名・統治・広報委員会は、取締役報酬の年次審査を実施するものとする。シティの従業員である取締役は、取締役としての自らの職務執行に対して報酬を一切受領しないものとする。シティの従業員ではない取締役は、指名・統治・広報委員会の事前承認なしには、シティとの間にいかなるコンサルティング契約も締結してはならない。監査委員会のメンバーを務める取締役は、会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザー業務を直接的または間接的にシティに提供しないものとし、また提供に対して報酬を受領しないものとする。

慈善寄付

取締役または取締役と生計を共にする近親者（定義については下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準」の「定義」を参照のこと。）が財団、大学、またはその他の非営利団体（以下「慈善団体」という。）の理事、評議員または執行役員を務めており、当該慈善団体がシティおよび／またはシティ・ファンデーションから寄付金を受けている場合には、かかる寄付については少なくとも年に1回、指名・統治・広報委員会に報告される。

さらに、シティは、シティおよびシティ・ファンデーションにより、独立取締役が執行役員を務めるある慈善団体に対して行われた寄付の総額が、過去3年間の1会計年度において1百万ドルまたは当該慈善団体の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方を超過したか否かについて、シティの議決権代理行使参考書類において開示するものとする。

取締役のオリエンテーションおよび継続教育

シティは、新任の取締役に對してオリエンテーション・プログラムを提供するものとする。オリエンテーション・プログラムには、シティの戦略的計画、財務、会計、およびリスク管理の重要問題、コンプライアンス・プログラム、行動規範、経営構造、ならびに執行役員、社内監査役および独立監査人に関する、上級経営陣によるプレゼンテーションが含まれるものとする。オリエンテーション・プログラムにはさらに、実務的な範囲において、シティの特定の重要施設の訪問も含まれ得る。シティはさらに、取締役会のメンバー全員が継続教育プログラムを利用できるようにするものとする。取締役は全員が、オリエンテーション・プログラムおよび継続教育プログラムに参加するよう求められる。

最高経営責任者の任務遂行

人事・報酬委員会は、その規約に従い、最高経営責任者の任務遂行の年次審査を実施するものとする。取締役会は、最高経営責任者が長期および短期においてシティのために最高のリーダーシップを提供することを確保するために、人事・報酬委員会の報告書を審査するものとする。

後継者計画

指名・統治・広報委員会は、取締役会に對して後継者計画に関する年次報告を行うものとする。最高経営責任者の後継者候補を評価するために、取締役会全体が指名・統治・広報委員会と協力するものとする。最高経営責任者は、後継者候補に関して提案される育成計画の審査と合わせて、後継者候補の推薦および評価を行うために、指名・統治・広報委員会と定期的に会合するものとする。

行動規範およびファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範

シティは、上記に定めるミッション・ステートメントを支援、シティの事業運営に適用される法律、規則および規制を遵守するために作成された行動規範およびその他の社内の方針および指針を採択している。行動規範は、シティおよびその子会社の従業員全員、シティにより雇用されまたはシティおよびその利害を代表する取締役、派遣労働者、ならびにその他の独立業務請負人およびコンサルタントに適用される。さらに、シティは、シティおよびその報告子会社の幹部執行役員、ならびに財務、会計、トレジャリー、税務またはインベスター・リレーションズを担当する世界中のすべてのプロフェッショナルに對して適用されるファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範を採択している。倫理・文化委員会は、行動規範、ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範、およびその他の社内の方針および指針の遵守に関する報告書を受理するものとする。

不当報酬の回収およびその他の回収権

取締役会は、シティがシティの財務諸表の全部または一部を修正しなければならない事態を引き起こした執行役員の不正行為を知った場合には、不正行為の是正手段として取締役会が必要とみなす措置を講じ、再発を防止し、適切な場合には関連性のあるすべての事実および状況に基づいて取締役会が適切とみなす方法により当該不正行為者を罰するものとする。取締役会は、追求する救済方法を決定するにあたり、訂正が過失、故意の不正行為、または重大不正行為の結果であるか否かを含め、関連する要因をすべて考慮に入れるものとする。取締役会は、以下の場合、適用される法律により許容される最大範囲にて、該当するすべての場合において、執行役員に付与された賞与もしくはインセンティブ報酬の返還を求め、または執行役員に以前に付与された権利未確定の制限株式報酬もしくは繰延株式報酬を取り消すものとする。すなわち、（a）賞与またはインセンティブ報酬の金額が、後に修正の対象となった特定の財務成績の達成に基づいて算定された場合、（b）執行役員の故意による不正行為が原因または一因となって、修正が必要となった場合、および（c）財務成績が適切に計上されていれば執行役員に付与されたであろう賞与またはインセンティブ報酬の金額が、実際に付与された金額より低い場合である。さらに、取締役会は、執行役員を解雇し、信認義務違反に対する法的措置を承認し、またはその他特定の場合を取り巻く事情に適したシティグループに対する執行役員の義務を強制執行する措置を講じることができる。取締役会は、適切な懲罰要因の判断にあたり、法執行機関、規制当局またはその他の当局等の第三者により課される罰金もしくは懲罰を考慮に入れることができる。不正行為者に対する適切な懲罰を決定する取締役会の権限は、これらにより課される是正方法に追加されるものであり、その代替ではない。

規制上の要件および発展中のベストプラクティスに従って、シティは特定の状況における一定の従業員からの報酬の回収のための要件を多数追加採択した。シティは、法令により要求される場合またはベストプラクティスに従って、将来かかる規定を追加採択し、または既存の要件を変更することができる。かかる重要な要件についてのそれぞれの説明は、シティの年次の議決権代理行使参考書類の中の「報酬の検討および分析」に記載される。

本ガイドラインの目的上、「執行役員」とは、取締役会により執行役員に指名された役員を意味する。

内部者取引

シティは、一般的に、（従業員ストック・オプション・プログラムおよびその他の株式報酬制度の日常管理に関連する場合を除き）従業員からシティ普通株式を購入することはない。取締役および執行役員は、シティ従業員の多くが法律上または規制上の制約およびシティの個人取引方針の規定に従いシティ普通株式の売買またはシティ普通株式ファンドへの資金移転もしくは当該ファンドからの資金移転を制約されているシティの401(k)プランまたは年金制度に影響を及ぼす管理上の「ブラックアウト」期間中は、シティ普通株式を売買してはならない。取締役および執行役員は、シティの普通株式またはシティが発行するその他の証券（シティが報酬の一部として取締役または執行役員に付与する証券および取締役または執行役員が無償の取引により購入または取得した証券を含む。）（以下「シティ証券」という。）に関するヘッジ取引を行うことはできない。その者が取締役または執行役員となった時点においてシティ証券がヘッジされていた場合、指名・統治・広報委員会により審査され、同委員会はヘッジを外すよう指示することができる。

ストック・オプション

シティは、ストック・オプションのリプライシングを禁止する。新規の株式報酬制度および当該制度の重要な修正はすべて承認のために株主に提出されるものとする。

金融サービス

シティにより取締役または取締役の近親者に提供されるブローカー業務、銀行サービス、ローン、保険サービスおよびその他の金融サービスを含む通常のサービスの過程が、本コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン、シティのその他の方針または法規制により明確に禁止されていない限り、当該サービスは、無関係の者に提供される同様のサービスにおいてその時点で一般的に適用されている条件と実質的に同一の条件にて提供されるものとする。

個人的な貸付

個人的な貸付は、当該貸付が、シティにより、取締役もしくは執行役員（1934年証券取引所法第16条に従い定義される。）または当該人と生計を共にする近親者に対して、（a）シティまたはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、通常一般に広く提供される種類のものであり、市場条件によるもの、または一般に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、（b）2002年サーベンス・オクスリー法および連邦準備制度理事会レギュレーションOを含む適用法を遵守している場合、（c）実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ（d）シティによりサブスタンダード（II）（米国通貨監督局（OCC）によりOCCハンドブック「信用リスク格付け」において定義される。）以下に区分されていない場合に限り、実行または維持できるものとする。

取締役および執行役員は、シティ証券（「内部者取引」に定義されている。）を貸付（シティからまたは外部の貸付人によるものであるかにかかわらず。）の担保に供することはできない。その者が取締役または執行役員となった時点においてシティ証券が担保に供されていた場合、指名・統治・広報委員会により審査され、同委員会はかかる担保を除去するよう指示することができる。

投資／取引

関係当事者取引（定義については下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準」の「定義」を参照のこと。）はすべて、シティの関係当事者に関する取引方針に概要説明される手続を遵守するものとする。（i）取締役（または取締役の近親者）が関与する取引、または（ii）50万ドル以上であり執行役員（または執行役員の近親者）が関与する取引は、取締役会の指名・統治・広報委員会の承認を要するものとする。執行役員（または執行役員の近親者）が関与する50万ドル未満の取引は、取引検討委員会の承認を要するものとする。

シティ、シティの執行役員および執行役員と生計を共にするその近親者は、個人的にか共同でかにかかわらず、取締役が主宰するパートナーシップもしくはその他の非公開会社、または取締役が10パーセントを超える持分を所有または支配している公開会社に投資を行わないものとする。

本条項により別途規定される場合を除き、取締役または取締役の近親者は、同様の状況にある無関係の者との同様の取引に関する条件と実質的に同一の条件によってのみ、シティにより募集または支援される通常の業務過程における投資機会またはパートナーシップに関与することができる。

執行役員および執行役員と生計を共にするその近親者は、その関与が本ガイドラインに従って承認されない限り、シティにより保証される、またはその他利用可能とされるパートナーシップもしくはその他の投資機会に投資してはならない。当該承認は、投資機会が以下の場合には必要とされないものとする。すなわち、（i）適格従業員を対象に募集され、執行役員による投資が人事・報酬委員会により承認される場合、（ii）その主要活動がシティのために当該投資を行うことにある事業部門に積極的に関与する執行役員に利用可能とされ、人事・報酬委員会により承認された共同投資制度に従い募集される場合、または（iii）シティの従業員でない適格者を対象に募集された条件と同一条件にて執行役員を対象に募集される場合である。

指名・統治・広報委員会が承認する場合を除き、取締役または執行役員はいずれも、第三者の事業体への投資機会が当該個人のシティの取締役または執行役員としてのそれぞれの地位の結果として本人に利用可能とされる場合、当該第三者の事業体に投資してはならない。

取締役または取締役と生計を共にする近親者はいずれも、シティに関係のないブローカー・ディーラーを含めブローカー・ディーラーから新規株式公募（IPO）の割当てを受けないものとする。

補償

シティは、取締役のために妥当な会社役員賠償責任保険を提供し、法律ならびにシティの基本定款および付属定款により許可される最大範囲にて取締役を補償するものとする。

改正

取締役会は、本コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを改正することができ、または例外的な状況においては権利放棄を承認することができる。ただし、かかる修正または権利放棄はいずれも適用されるいかなる法律、規則または規制にも違反してはならないことを条件とし、さらに、かかる修正または権利放棄はいずれも適切に開示されることを条件とする。

コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A

取締役独立性基準

序論

取締役会が、ある取締役は直接的にまたはシティと関係を持つ組織の役員、パートナーもしくは従業員としてのいずれにおいても、シティと重要な関係を有しないと判断した場合には、当該取締役は、シティの取締役会およびその委員会における任務遂行目的上、独立取締役の資格を有するとされるものとする。取締役は、（a）取締役が下記の取締役独立性基準を満たす場合、また、（b）下記の取締役独立性基準に別段記載されていない関係または取引が存在するものの、取締役会がすべての事実関係および状況を考慮した結果、当該その他の関係または取引の存在は重要ではなく、取締役の独立した判断力を妨げるようなものではないと判断する場合には、シティと重要な関係を有しないとみなされるものとし、独立取締役の資格を有するとされるものとする。

本取締役独立性基準は、NYSEの企業統治規則ならびにその他随時有効なすべての適用される法律、規則および規制に包含される独立性要件を組み込んで作成されており、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに包含される規定を補足することが意図されている。本取締役独立性基準は、シティ（シティの子会社および関連会社を含む。）と取締役、取締役の近親者、またはそのそれぞれの関連事業体（定義については下記「定義」を参照のこと。）との間で許可されるいかなる取引も、市場条件による独立当事者間の取引とすることを、基本的前提とする。

独立性基準

取締役は、独立しているとみなされるためには、以下の項目基準を満たさなくてはならない。

助言、コンサルティングおよび雇用に関する取決め

取締役または取締役の近親者はいずれも、過去3年以内のいずれの12ヶ月の間においても、直接的間接的を問わず、シティから120,000ドルを上回る金額の報酬、手数料または給付を受領していないものとする。ただし、（a）シティの社外取締役に關する改正・書換報酬制度に従い支払われた金額、または（b）シティもしくはシティの関係会社のうちのいずれの1社の執行役員でない従業員である取締役の近親者に対して支払われた金額を除く。

さらに、監査委員会のメンバーもしくは当該メンバーと生計を共にする近親者、または監査委員会のメンバーがパートナー、メンバー、もしくは執行役員である事業体はいずれも、過去3年以内に、シティに提供した会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザリー業務に対していかなる対価も受領していないものとする。

業務上の関係

シティと、取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体との間の取引関係、貸出関係、預金およびその他の金融取引関係はすべて、通常の業務過程において行われ、かつ無関係の者との同様の取引に関してその時点において一般的に適用される条件と実質的に同一の条件にて行われなければならない。

さらに、取締役が執行役員もしくは従業員である会社、または取締役の近親者が執行役員である会社とシティとの間で、過去3会計年度においてシティからかかる会社へ、またはかかる会社からシティに対してなされた財産またはサービスに対する支払は、いずれの年度の合計額も、1百万ドルまたは当該会社の1会計年度の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはならない。

取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体に対するシティからの貸付は、かかる貸付が、(a) シティまたはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、他の顧客に対して一般的に提供される種類のものであり、市場条件によるもの、もしくは他の顧客に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、(b) 2002年サーベンス・オクスリー法、連邦準備制度理事会のレギュレーションOおよび連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）のガイドラインを含む適用法を遵守している場合、(c) 実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ(d) シティによりサブスタンダード(II)（米国通貨監督局（以下「OCC」という。）ハンドブック「信用リスク格付け」において定義される。）以下に区分されていない場合に限り、実行または継続できるものとする。

慈善寄付

取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が理事、評議員または執行役員を務めている慈善団体（シティ・ファンデーションおよびシティが支援するその他の慈善団体を除く。）に対するシティおよび／またはシティ・ファンデーションからの過去3暦年の年間寄付金額は、250,000ドルまたは当該慈善団体の年間連結総収入の10パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはならない。

雇用／縁故関係

取締役は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- (i) シティの従業員であるか、または過去3年以内にシティの従業員であった。
- (ii) シティの現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該取締役が同時に同会社の執行役員として雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内にかかる取締役兼任関係が生じていた。
- (iii) (a) シティの現在もしくは元の主要な外部監査人または(b) その他のシティの外部監査人と関係がある、もしくは関係があった、または雇用されている、もしくは雇用されたことがあり、かつ本人がシティの監査に直接従事している、もしくは従事したことがあり、過去の場合はいずれも監査関係終了後3年以内である。

取締役の近親者は、以下のいずれにも該当してはならない。

- (i) シティの執行役員である、または過去3年以内にシティの執行役員であった。
- (ii) シティの現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該近親者が執行役員として同時に雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内に生じていた。

- (iii) (A) シティの外部監査人の現パートナーであるか、またはシティの監査に直接従事しているシティの外部監査人の現従業員である、または (B) 過去3年以内にシティの外部監査人のパートナーであったか、もしくは当該外部監査人により雇用されており（ただし、現在は、パートナーでもなく雇用されてもいない。）、かつ同期間中にシティの監査に直接従事していた。

重要性に乏しい関係および取引

取締役会は、シティと (i) 取締役、(ii) 取締役の近親者、または (iii) 取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間に関係または取引があっても、それが重要性に乏しい場合には、取締役は独立していると判断することができる。ただし、その場合、シティの議決権代理行使参考書類中に、当該関係および当該関係が取締役の独立性に関する決定を妨げるものではないとする取締役会の判断の根拠について具体的な説明があることを条件とする。コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン（コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一部である取締役独立性基準、ならびに金融サービス、個人的な貸付、および投資／取引と題するセクションを含むが、それらに限定されない。）を遵守するシティと (i) 取締役、(ii) 取締役の近親者、または (iii) 取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間の関係または取引は、同様に重要でないといみなされ、議決権代理行使参考書類での開示は必要とされない（ただし、かかる関係または取引の開示がSECレギュレーション S-K 第404条により要求される場合を除く。）。

定義

本「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」の目的上、(i) 「近親者」とは、取締役または執行役員（1934年証券取引所法第16条の定義による。）の配偶者、父母、継父母、子、継子、兄弟姉妹、義父母、義理の息子、義理の娘、義兄（弟）および義姉（妹）、ならびに取締役と生計を共にする者（賃借人または住込み従業員を除く。）を意味し、(ii) 「関連事業体」とは、取締役もしくは執行役員、またはその近親者が役員、パートナーもしくは従業員である事業体、または取締役、執行役員もしくはその近親者が直接的または間接的に少なくとも5パーセントの株式持分を保有する事業体を意味し、また (iii) 「関係当事者取引」とは、(a) 1会計年度当たりに関わった総額が120,000ドルを超えることになるか、またはその可能性があり、(b) シティが関与し、かつ (c) 関係者（シティの取締役、執行役員、取締役候補者、シティの全株式の5パーセント超を保有する株主、およびこれらの者の近親者）が現在または将来において直接的または間接的に重要な利害関係を有しているまたは有するであろう、あらゆる金融取引、取決めまたは関係を意味する。

(シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの全文おわり)

取締役および役員の報酬

「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および執行役員の報酬および特典」をご参照ください。

株式の議決権

普通株式

適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限ります。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれシティグループの株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、普通株式の株主は、単数または複数の発行済優先株式のシリーズの条項のみに関わる基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに一つのクラスとして議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

優先株式

発行済普通株式の議決権の希薄化を避けるため、現在発行済の優先株式の株主は、（i）一定の配当の遅滞の場合、（ii）シティグループによる、優先する株式の発行または授権に関する場合、（iii）優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および（iv）法により明確に要求される場合を除き、議決権を有さないこととされています。

独立監査人の名称等

業務を担当した公認会計士の 氏名	所属する監査法人名	提出会社に対する継続監査年数
ポール・タッパー	ケーピーエムジー エルエルピー (KPMG LLP)	2
マーク・ナイスウォンガー	ケーピーエムジー エルエルピー	4

上記2名のほか、当社の2016年の監査業務には20名を超える公認会計士およびその他の専門家が関与しました。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

独立登録会計事務所の報酬の開示

以下は、KPMGが2015年および2016年の各12月31日に終了した年度にシティに提供した業務に対して得た報酬の内訳です。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万ドル(百万円))	非監査業務に基づく報酬 (百万ドル(百万円))	監査証明業務に基づく報酬 (百万ドル(百万円))	非監査業務に基づく報酬 (百万ドル(百万円))
提出会社	\$ 67.5 (¥7,309)	\$ 30.9 (¥3,346)	\$ 66.0 (¥7,146)	\$ 28.4 (¥3,075)
連結子会社	—	—	—	—
計	\$ 67.5 (¥7,309)	\$ 30.9 (¥3,346)	\$ 67.0 ^(注) (¥7,255)	\$ 28.4 (¥3,075)

(注) 当連結会計年度の「監査証明業務に基づく報酬」の合計には、前連結会計年度に発生した追加報酬1百万ドルが含まれます。

監査報酬：この報酬には、シティの連結財務諸表およびサーベンス・オクスリー法第404条に基づく財務報告に係る内部統制に関する年次統合監査、子会社の財務諸表の監査、SECへの登録届出書およびその他資本調達活動に関するコンフォート・レターおよび同意書ならびにシティの規制当局への届出に關係する一定の報告書、規制当局により義務付けられている内部統制審査報告、完了した取引に関する会計上の助言、ならびにシティの中間財務諸表の審査に関連してKPMGが稼得したものが含まれます。

監査関連報酬：この報酬には、KPMGが実施した監査に関連する業務の報酬等が含まれ、多くの場合、当社の独立登録会計事務所であれば提供できない業務に対する報酬です。このような業務としては、会計コンサルティング、規制当局により義務付けられていない内部統制審査、証券化関連業務、従業員福利制度の監査、一定の証明業務、一定の合意済みの手続およびM&A案件に関するデューデリジェンス業務等が挙げられます。

税務報酬：この報酬には、法人税確定申告の作成および見直し、税務監査、税務上の経費割当報告書その他の税務コンプライアンス業務に係る報酬が含まれます。

その他の報酬：シティは、2016年度に当社の事業に係る調査の実施に関する業務をKPMGに委託しました。KPMGに支払われた報酬金額合計は1万ドルでした。

②【その他の重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記「① 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」をご参照ください。

④【監査報酬の決定方針】

シティの監査委員会は、2016年および2015年にシティの独立登録会計事務所が稼得したすべての報酬を検討・承認し、提供された監査業務と非監査業務の関連性を積極的に点検しました。監査委員会は、KPMGが稼得した報酬について、社外監査人が監査業務を行う上で維持すべき独立性と抵触しないとの結論に達しました。

監査委員会は、シティの独立登録会計事務所が提供する業務とその報酬を予め承認する必要があります。同委員会は、提供された監査業務について毎年検討を行うとともに、適宜、各業務項目別に具体的な限度額（米ドル建て）を設けて、所定の監査報酬、監査関連報酬、税務コンプライアンス報酬を予め承認します。また、同委員会は、事前承認の対象ではない具体的な委託事項（内部統制および一定の税務コンプライアンス等）または事前承認された報酬金額を上回った委託事項についても、個別に検討します。事前承認業務の定義に合致しない委託事項については、暫定的な措置として、監査委員会の委員長に対して承認を得るために提示したうえ、次の定例会議で監査委員会全体に提示することができます。

会計事務所の選任に関する指針は、経営陣が、独立登録会計事務所の独立性を確保するにあたり、主要な基礎とするものです。シティの上級コーポレート・ファイナンシャル・マネジメントは、この指針を統括的に管理し、点検しており、該当年度中を通じてKPMGが受任した業務を監査委員会に報告します。この指針には、監査人の独立性に関して適用される規則を当社が確実に遵守するために、KPMGのパートナーおよびその他の専門家の採用に対する制限も定められています。

第6 【経理の状況】

シティグループ・インク(以下「シティグループ」といいます。)は、1934年米国証券取引所法に基づき、年次報告書フォーム10-Kを本国において開示しています。2017年2月24日付で米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)に提出した年次報告書フォーム10-Kに記載の2016年12月31日および2015年12月31日現在ならびに2016年12月31日に終了した3事業年度の各年度の英文連結財務諸表がこの項に記載されています。英文連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則およびSECのレギュレーションS-Xに準拠して作成したものであります。

上記英文連結財務諸表および2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は、米国の独立登録会計事務所であり外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けています。本書に、金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る独立登録会計事務所の監査報告書を添付しています。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第131条第1項の規定に基づき、上記英文連結財務諸表の和文翻訳を本書に記載しました。

シティグループの英文連結財務諸表は、米ドルで表示されています。以下の主要な計数についての米ドル金額の日本円への換算は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2017年4月17日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社発表のCitiFXベンチマークレートである1米ドル=108円28銭の換算レートで計算したものです。

シティグループの採用した会計原則、会計手続および表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては「4 日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されています。

上記の主要な計数の円換算額ならびに本項末尾の「2 主な資産・負債及び収支の内容」、「3 その他」および「4 日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に関する記載は、当社の英文連結財務諸表に含まれておらず、従って独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーの上記監査報告書の対象に含まれていません。

1 【財務書類】

(1) 連結損益計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル（ただし、1株 当たりの金額を除く）	2016年		2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
収益⁽¹⁾						
受取利息	\$ 57,615	¥ 62,386	\$ 58,551	¥ 63,399	\$ 61,683	¥ 66,790
支払利息	12,511	13,547	11,921	12,908	13,690	14,824
純利息収益	\$ 45,104	¥ 48,839	\$ 46,630	¥ 50,491	\$ 47,993	¥ 51,967
役務収益および手数料	\$ 10,521	¥ 11,392	\$ 11,848	¥ 12,829	\$ 13,032	¥ 14,111
自己勘定取引	7,585	8,213	6,008	6,505	6,698	7,253
管理手数料およびその他信託 手数料	3,364	3,643	3,648	3,950	4,013	4,345
投資売却実現利益（正味）	948	1,026	682	738	570	617
投資の一時的でない減損損失						
減損損失総額	(620)	(671)	(265)	(287)	(432)	(468)
控除：その他包括利益累計額で 認識した減損	-	-	-	-	8	9
損益計上減損損失（正味）	\$ (620)	¥ (671)	\$ (265)	¥ (287)	\$ (424)	¥ (459)
受取保険料	\$ 836	¥ 905	\$ 1,845	¥ 1,998	\$ 2,110	¥ 2,285
その他収益	2,137	2,314	5,958	6,451	3,227	3,494
利息以外の収益合計	\$ 24,771	¥ 26,822	\$ 29,724	¥ 32,185	\$ 29,226	¥ 31,646
支払利息控除後収益合計	\$ 69,875	¥ 75,661	\$ 76,354	¥ 82,676	\$ 77,219	¥ 83,613
貸倒引当金繰入額ならびに 給付および請求に対する 引当						
貸倒引当金繰入額	\$ 6,749	¥ 7,308	\$ 7,108	¥ 7,697	\$ 6,828	¥ 7,393
給付および請求に対する引当	204	221	731	792	801	867
未実行貸出約定に関する 貸倒引当金繰入（戻入）額	29	31	74	80	(162)	(175)
貸倒引当金繰入額ならびに 給付および請求に対する 引当合計	\$ 6,982	¥ 7,560	\$ 7,913	¥ 8,568	\$ 7,467	¥ 8,085
営業費用⁽¹⁾						
報酬および福利費	\$ 20,970	¥ 22,706	\$ 21,769	¥ 23,571	\$ 23,959	¥ 25,943
施設および設備費	2,542	2,752	2,878	3,116	3,178	3,441
技術・通信費	6,685	7,239	6,581	7,126	6,436	6,969
広告およびマーケティング費	1,632	1,767	1,547	1,675	1,844	1,997
その他の営業費用	9,587	10,381	10,840	11,738	19,634	21,260
営業費用合計	\$ 41,416	¥ 44,845	\$ 43,615	¥ 47,226	\$ 55,051	¥ 59,609

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル（ただし、1株当たりの金額を除く）	2016年		2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 21,477	¥ 23,255	\$ 24,826	¥ 26,882	\$ 14,701	¥ 15,918
法人税等	6,444	6,978	7,440	8,056	7,197	7,793
継続事業からの利益	\$ 15,033	¥ 16,278	\$ 17,386	¥ 18,826	\$ 7,504	¥ 8,125
非継続事業						
非継続事業からの利益（損失）	\$ (80)	¥ (87)	\$ (83)	¥ (90)	\$ 10	¥ 11
法人税等（便益）	(22)	(24)	(29)	(31)	12	13
非継続事業からの損失（税引後）	\$ (58)	¥ (63)	\$ (54)	¥ (58)	\$ (2)	¥ (2)
非支配持分控除前当期利益	\$ 14,975	¥ 16,215	\$ 17,332	¥ 18,767	\$ 7,502	¥ 8,123
非支配持分	63	68	90	97	192	208
シティグループ当期利益	\$ 14,912	¥ 16,147	\$ 17,242	¥ 18,670	\$ 7,310	¥ 7,915
	ドル	円	ドル	円	ドル	円
基本1株当たり利益 ⁽²⁾						
継続事業からの利益	\$ 4.74	¥ 513.25	\$ 5.43	¥ 587.96	\$ 2.21	¥ 239.30
非継続事業からの損失（税引後）	(0.02)	(2.17)	(0.02)	(2.17)	-	-
当期利益	\$ 4.72	¥ 511.08	\$ 5.41	¥ 585.79	\$ 2.21	¥ 239.30
普通株式加重平均残高（百万株）	2,888.1		3,004.0		3,031.6	
希薄化後1株当たり利益 ⁽²⁾						
継続事業からの利益	\$ 4.74	¥ 513.25	\$ 5.42	¥ 586.88	\$ 2.20	¥ 238.22
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	(0.02)	(2.17)	(0.02)	(2.17)	-	-
当期利益	\$ 4.72	¥ 511.08	\$ 5.40	¥ 584.71	\$ 2.20	¥ 238.22
調整後普通株式加重平均残高（百万株）	2,888.3		3,007.7		3,037.0	

(1) 特定の前期収益および費用項目ならびに合計額について、当期の表示と一致させるために一定の組替えが行われています。連結財務諸表注記3をご参照ください。

(2) 四捨五入により、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、1株当たり当期利益とならない場合があります。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(2) 連結包括利益計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2016年		2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
非支配持分控除前当期利益	\$ 14,975	¥ 16,215	\$ 17,332	¥ 18,767	\$ 7,502	¥ 8,123
加算：シティグループの その他包括利益（損失）						
投資有価証券未実現損益の正味 変動（税引後）	\$ 108	¥ 117	\$ (964)	¥ (1,044)	\$ 1,697	¥ 1,838
債務評価調整（DVA）の正味変動 （税引後） ⁽¹⁾	(337)	(365)	-	-	-	-
キャッシュ・フロー・ヘッジに よる正味変動（税引後）	57	62	292	316	336	364
給付制度債務調整額（税引後） ⁽²⁾	(48)	(52)	43	47	(1,170)	(1,267)
外貨換算調整額の正味変動 （税引後およびヘッジ控除後）	(2,802)	(3,034)	(5,499)	(5,954)	(4,946)	(5,356)
シティグループのその他 包括利益（損失）合計	\$ (3,022)	¥ (3,272)	\$ (6,128)	¥ (6,635)	\$ (4,083)	¥ (4,421)
非支配持分控除前包括利益 合計	\$ 11,953	¥ 12,943	\$ 11,204	¥ 12,132	\$ 3,419	¥ 3,702
控除：非支配持分に帰属する当期 利益	63	68	90	97	192	208
シティグループの包括利益	\$ 11,890	¥ 12,874	\$ 11,114	¥ 12,034	\$ 3,227	¥ 3,494

(1) 連結財務諸表注記1をご参照ください。

(2) シティの年金制度および退職後給付制度に係る年金数理評価に基づく調整額（2014年12月31日現在の死亡率の仮定の変動を含みます。）ならびに従来は「その他包括利益（損失）累計額」において認識されていた金額の償却を反映しています。連結財務諸表注記8をご参照ください。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(3) 連結貸借対照表

単位：百万ドル	シティグループ・インクおよび子会社 12月31日現在			
	2016年		2015年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
資産				
現金および銀行預け金（分別金およびその他預金を含む）	\$ 23,043	¥ 24,951	\$ 20,900	¥ 22,631
銀行預け金	137,451	148,832	112,197	121,487
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券（2016年12月31日現在の公正価値で評価された133,204百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された137,964百万ドルを含む）	236,813	256,421	219,675	237,864
ブローカレッジ債権	28,887	31,279	27,683	29,975
トレーディング勘定資産（債権者に対する差入れ、2016年12月31日現在－80,986百万ドルおよび2015年12月31日現在－92,123百万ドルを含む）	243,925	264,122	241,215	261,188
投資：				
売却可能（債権者に対する差入れ、2016年12月31日現在－8,239百万ドルおよび2015年12月31日現在－10,698百万ドルを含む）	299,424	324,216	299,136	323,904
満期保有目的（債権者に対する差入れ、2016年12月31日現在－843百万ドルおよび2015年12月31日現在－3,630百万ドルを含む）	45,667	49,448	36,215	39,214
市場性のない持分有価証券（2016年12月31日現在の公正価値で評価された1,774百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された2,088百万ドルを含む）	8,213	8,893	7,604	8,234
投資合計	\$ 353,304	¥ 382,558	\$ 342,955	¥ 371,352
貸出金：				
個人向け貸出金（2016年12月31日現在の公正価値で評価された29百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された34百万ドルを含む）	325,366	352,306	325,785	352,760
法人向け貸出金（2016年12月31日現在の公正価値で評価された3,457百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された4,971百万ドルを含む）	299,003	323,760	291,832	315,996
貸出金（前受収益控除後）	\$ 624,369	¥ 676,067	\$ 617,617	¥ 668,756
貸倒引当金	(12,060)	(13,059)	(12,626)	(13,671)
貸出金合計（正味）	\$ 612,309	¥ 663,008	\$ 604,991	¥ 655,084
のれん	21,659	23,452	22,349	24,199
無形資産（MSRを除く）	5,114	5,537	3,721	4,029
抵当貸付サービシング権（MSR）	1,564	1,693	1,781	1,928
その他資産（2016年12月31日現在の公正価値で評価された15,729百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された6,121百万ドルを含む）	128,008	138,607	133,743	144,817
資産合計	\$ 1,792,077	¥ 1,940,461	\$ 1,731,210	¥ 1,874,554

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の特定の資産を表示しています。下記の資産には、次のページに表示された連結VIEの債務弁済のみに使用することができ、かつその債務額を超過している資産が含まれています。さらに、下記の資産には、連結VIEの第三者に対する資産のみが含まれており、連結消去される連結会社間の残高は除外されています。

単位：百万ドル	12月31日現在			
	2016年		2015年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産				
現金および銀行預け金	\$ 142	¥ 154	\$ 153	¥ 166
トレーディング勘定資産	602	652	583	631
投資	3,636	3,937	5,263	5,699
貸出金（前受収益控除後）				
個人向け貸出金	53,401	57,823	58,772	63,638
法人向け貸出金	20,121	21,787	22,008	23,830
貸出金（前受収益控除後）	\$ 73,522	¥ 79,610	\$ 80,780	¥ 87,469
貸倒引当金	(1,769)	(1,915)	(2,135)	(2,312)
貸出金合計（正味）	\$ 71,753	¥ 77,694	\$ 78,645	¥ 85,157
その他資産	158	171	150	162
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産合計	\$ 76,291	¥ 82,608	\$ 84,794	¥ 91,815

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日現在

単位：百万ドル（ただし、株数および1株当たりの金額を除く）	2016年		2015年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
負債				
米国内無利子預金	\$ 136,698	¥ 148,017	\$ 139,249	¥ 150,779
米国内利付預金（2016年12月31日現在の公正価値で評価された434百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された923百万ドルを含む）	300,972	325,892	280,234	303,437
米国外無利子預金	77,616	84,043	71,577	77,504
米国外利付預金（2016年12月31日現在の公正価値で評価された778百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された667百万ドルを含む）	414,120	448,409	416,827	451,340
預金合計	\$ 929,406	¥ 1,006,361	\$ 907,887	¥ 983,060
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券（2016年12月31日現在の公正価値で評価された33,663百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された36,843百万ドルを含む）	141,821	153,564	146,496	158,626
ブローカレッジ債務	57,152	61,884	53,722	58,170
トレーディング勘定負債	139,045	150,558	117,512	127,242
短期借入金（2016年12月31日現在の公正価値で評価された2,700百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された1,207百万ドルを含む）	30,701	33,243	21,079	22,824
長期債務（2016年12月31日現在の公正価値で評価された26,254百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された25,293百万ドルを含む）	206,178	223,250	201,275	217,941
その他負債（2016年12月31日現在の公正価値で評価された1,500百万ドルおよび2015年12月31日現在の公正価値で評価された1,624百万ドルを含む）	61,631	66,734	60,147	65,127
負債合計	\$ 1,565,934	¥ 1,695,593	\$ 1,508,118	¥ 1,632,990
株主持分				
優先株式（累積清算価値）（額面1.00ドル；授權株式数30百万株）発行済株式数：2016年12月31日現在—770,120株および2015年12月31日現在—668,720株	\$ 19,253	¥ 20,847	\$ 16,718	¥ 18,102
普通株式（額面0.01ドル；授權株式数60億株）発行済株式数：2016年12月31日および2015年12月31日現在—3,099,482,042株	31	34	31	34
払込剰余金	108,042	116,988	108,288	117,254
利益剰余金	146,477	158,605	133,841	144,923
自己株式（原価）（2016年12月31日現在—327,090,192株および2015年12月31日現在—146,203,311株）	(16,302)	(17,652)	(7,677)	(8,313)
その他包括利益（損失）累計額	(32,381)	(35,062)	(29,344)	(31,774)
シティグループ株主持分合計	\$ 225,120	¥ 243,760	\$ 221,857	¥ 240,227
非支配持分	1,023	1,108	1,235	1,337
持分合計	\$ 226,143	¥ 244,868	\$ 223,092	¥ 241,564
負債および持分合計	\$ 1,792,077	¥ 1,940,461	\$ 1,731,210	¥ 1,874,554

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結VIEの特定の負債を示しています。下記の負債には、連結VIEの第三者に対する債務のみが含まれており、連結消去される連結会社間の残高は除外されています。また当該負債からは、債権者または受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権のある金額は除外されています。

単位：百万ドル	12月31日現在			
	2016年		2015年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
債権者および受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債				
短期借入金	\$ 10,697	¥ 11,583	\$ 11,965	¥ 12,956
長期債務	23,919	25,899	31,273	33,862
その他負債	1,275	1,381	2,099	2,273
債権者および受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債合計	\$ 35,891	¥ 38,863	\$ 45,337	¥ 49,091

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(4) 連結株主持分変動計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル (ただし、株式数は千株)	金額						株式数		
	2016年		2015年		2014年		2016年	2015年	2014年
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円	千株	千株	千株
優先株式 (累積清算価値)									
期首残高	\$ 16,718	¥ 18,102	\$ 10,468	¥ 11,335	\$ 6,738	¥ 7,296	669	419	270
新規優先株式の発行	2,535	2,745	6,250	6,768	3,730	4,039	101	250	149
期末残高	\$ 19,253	¥ 20,847	\$ 16,718	¥ 18,102	\$ 10,468	¥ 11,335	770	669	419
普通株式および払込剰余金									
期首残高	\$ 108,319	¥ 117,288	\$ 108,010	¥ 116,953	\$ 107,224	¥ 116,102	3,099,482	3,082,038	3,062,099
従業員福利制度	(251)	(272)	357	387	798	864	-	17,438	19,928
優先株式の発行費用	(37)	(40)	(23)	(25)	(31)	(34)	-	-	-
その他	42	45	(25)	(27)	19	21	-	6	11
期末残高	\$ 108,073	¥ 117,021	\$ 108,319	¥ 117,288	\$ 108,010	¥ 116,953	3,099,482	3,099,482	3,082,038
利益剰余金									
期首残高	\$ 133,841	¥ 144,923	\$ 117,852	¥ 127,610	\$ 110,821	¥ 119,997			
期首残高の調整 (税引後) ⁽¹⁾	15	16	-	-	-	-			
調整後期首残高	\$ 133,856	¥ 144,939	\$ 117,852	¥ 127,610	\$ 110,821	¥ 119,997			
シティグループ当期利益	14,912	16,147	17,242	18,670	7,310	7,915			
普通株式配当 ⁽²⁾	(1,214)	(1,315)	(484)	(524)	(122)	(132)			
優先株式配当	(1,077)	(1,166)	(769)	(833)	(511)	(553)			
税務便益	-	-	-	-	353	382			
その他	-	-	-	-	1	1			
期末残高	\$ 146,477	¥ 158,605	\$ 133,841	¥ 144,923	\$ 117,852	¥ 127,610			
自己株式 (原価)									
期首残高	\$ (7,677)	¥ (8,313)	\$ (2,929)	¥ (3,172)	\$ (1,658)	¥ (1,795)	(146,203)	(58,119)	(32,856)
従業員福利制度 ⁽³⁾	826	894	704	762	(39)	(42)	14,256	13,318	(483)
自己株式買戻 ⁽⁴⁾	(9,451)	(10,234)	(5,452)	(5,903)	(1,232)	(1,334)	(195,143)	(101,402)	(24,780)
期末残高	\$ (16,302)	¥ (17,652)	\$ (7,677)	¥ (8,313)	\$ (2,929)	¥ (3,172)	(327,090)	(146,203)	(58,119)
シティグループのその他 包括利益 (損失) 累計額									
期首残高	\$ (29,344)	¥ (31,774)	\$ (23,216)	¥ (25,138)	\$ (19,133)	¥ (20,717)			
期首残高の調整 (税引後) ⁽¹⁾	(15)	(16)	-	-	-	-			
調整後期首残高	\$ (29,359)	¥ (31,790)	\$ (23,216)	¥ (25,138)	\$ (19,133)	¥ (20,717)			
シティグループのその他 包括利益 (損失) 合計	(3,022)	(3,272)	(6,128)	(6,635)	(4,083)	(4,421)			
期末残高	\$ (32,381)	¥ (35,062)	\$ (29,344)	¥ (31,774)	\$ (23,216)	¥ (25,138)			
シティグループ 普通株主持分合計	\$ 205,867	¥ 222,913	\$ 205,139	¥ 222,125	\$ 199,717	¥ 216,254	2,772,392	2,953,279	3,023,919
シティグループ 株主持分合計	\$ 225,120	¥ 243,760	\$ 221,857	¥ 240,227	\$ 210,185	¥ 227,588			

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

	金額						株式数		
	2016年		2015年		2014年		2016年	2015年	2014年
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円	千株	千株	千株
単位：百万ドル（ただし、株式数は千株）									
非支配持分									
期首残高	\$ 1,235	¥ 1,337	\$ 1,511	¥ 1,636	\$ 1,794	¥ 1,943			
非支配株主と関連する連結子会社の間の取引	(11)	(12)	-	-	-	-			
シティグループと非支配株主の間の取引	(130)	(141)	(164)	(178)	(96)	(104)			
非支配株主に帰属する当期利益	63	68	90	97	192	208			
非支配株主に対する配当金支払	(42)	(45)	(78)	(84)	(91)	(99)			
非支配株主に帰属するその他包括利益（損失）	(56)	(61)	(83)	(90)	(106)	(115)			
その他	(36)	(39)	(41)	(44)	(182)	(197)			
非支配持分の正味変動	\$ (212)	¥ (230)	\$ (276)	¥ (299)	\$ (283)	¥ (306)			
期末残高	\$ 1,023	¥ 1,108	\$ 1,235	¥ 1,337	\$ 1,511	¥ 1,636			
持分合計	\$ 226,143	¥ 244,868	\$ 223,092	¥ 241,564	\$ 211,696	¥ 229,224			

- (1) この会計処理には、公正価値測定の採用が選択された負債に対するシティの債務評価調整（以下「DVA」といいます。）に関連して、ASU第2016-01号の規定の早期適用が反映されています。連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (2) 普通株式に対する配当宣言額は、2016年度の第1および第2四半期においては1株当たり0.05ドル、第3および第4四半期においては1株当たり0.16ドル、2015年度の第1四半期においては1株当たり0.01ドル、第2、第3および第4四半期においてはいずれも1株当たり0.05ドル、また2014年度の各四半期においては1株当たり0.01ドルでした。
- (3) (i) 従業員が保有株式を引き渡してオプションの行使を賄う形で従業員ストック・オプション・プログラムを行使する場合の特定の自己株式、または(ii)シティの従業員制限株式制度または繰延株式制度のもとで税務上の要件を満たすために株式を留保している場合の自己株式が含まれています。
- (4) 2016年度、2015年度および2014年度において、この項目は、主に、シティの取締役会が承認した普通株式買戻制度に基づく公開市場における買戻取引から構成されています。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

シティグループ・インクおよび子会社

12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2016年		2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の営業活動から生じたキャッシュ・フロー						
非支配持分控除前当期利益	\$ 14,975	¥ 16,215	\$ 17,332	¥ 18,767	\$ 7,502	¥ 8,123
非支配持分に帰属する当期利益	63	68	90	97	192	208
シティグループ当期利益	\$ 14,912	¥ 16,147	\$ 17,242	¥ 18,670	\$ 7,310	¥ 7,915
非継続事業からの損失(税引後)	(58)	(63)	(54)	(58)	(2)	(2)
継続事業からの利益－非支配持分を除く	\$ 14,970	¥ 16,210	\$ 17,296	¥ 18,728	\$ 7,312	¥ 7,917
当期利益より継続事業の営業活動から生じた正味資金への調整項目						
重要な処分に係る利益 ⁽¹⁾	(404)	(437)	(3,210)	(3,476)	(452)	(489)
繰延保険契約獲得費用および将来利益の現在価値の償却	33	36	191	207	210	227
繰延保険契約獲得費用の増加	(41)	(44)	(62)	(67)	(64)	(69)
償却費	3,720	4,028	3,506	3,796	3,589	3,886
繰延法人税等繰入額	1,459	1,580	2,794	3,025	3,347	3,624
貸倒引当金繰入額	6,749	7,308	7,108	7,697	6,828	7,393
投資売却実現利益	(948)	(1,026)	(682)	(738)	(570)	(617)
投資、のれんおよび無形資産に係る減損損失(正味)	621	672	318	344	426	461
トレーディング勘定資産の変動	(2,710)	(2,934)	46,830	50,708	(10,858)	(11,757)
トレーディング勘定負債の変動	21,533	23,316	(21,524)	(23,306)	30,274	32,781
正味ブローカレッジ債権債務の変動	2,226	2,410	2,278	2,467	(4,272)	(4,626)
売却目的保有貸出金の変動	6,603	7,150	(7,207)	(7,804)	(1,144)	(1,239)
その他資産の変動	(6,859)	(7,427)	(32)	(35)	(1,690)	(1,830)
その他負債の変動	(28)	(30)	(1,135)	(1,229)	7,973	8,633
その他(正味)	7,008	7,588	(6,732)	(7,289)	5,434	5,884
調整項目合計	\$ 38,962	¥ 42,188	\$ 22,441	¥ 24,299	\$ 39,031	¥ 42,263
継続事業の営業活動から生じた正味資金	\$ 53,932	¥ 58,398	\$ 39,737	¥ 43,027	\$ 46,343	¥ 50,180
継続事業の投資活動から生じたキャッシュ・フロー						
銀行預け金の変動	\$ (25,311)	¥ (27,407)	\$ 15,488	¥ 16,770	\$ 40,916	¥ 44,304
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売却条件付買入有価証券の変動	(17,138)	(18,557)	22,895	24,791	14,467	15,665
貸出金の変動	(39,761)	(43,053)	1,353	1,465	1,170	1,267
貸出金の売却および証券化による収入	18,140	19,642	9,610	10,406	4,752	5,145
投資の購入	(211,402)	(228,906)	(242,362)	(262,430)	(258,992)	(280,437)
投資の売却による収入 ⁽²⁾	132,183	143,128	141,470	153,184	135,824	147,070
投資の満期による収入	65,525	70,950	82,047	88,840	94,117	101,910
重要な処分による収入 ⁽¹⁾	265	287	5,932	6,423	346	375
重要な処分に伴う純負債の移転による支払 ⁽¹⁾⁽³⁾	-	-	(18,929)	(20,496)	(1,255)	(1,359)
建物設備の資本的支出および資産計上したソフトウェア	(2,756)	(2,984)	(3,198)	(3,463)	(3,386)	(3,666)
建物設備、子会社および関連会社、ならびに抵当権実行済資産の売却による収入	667	722	577	625	623	675
継続事業の投資活動から生じた(に使用した)正味資金	\$ (79,588)	¥ (86,178)	\$ 14,883	¥ 16,115	\$ 28,582	¥ 30,949

シティグループ・インクおよび子会社

12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2016年		2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の財務活動から						
生じたキャッシュ・フロー						
配当金支払額	\$ (2,287)	¥ (2,476)	\$ (1,253)	¥ (1,357)	\$ (633)	¥ (685)
優先株式の発行	2,498	2,705	6,227	6,743	3,699	4,005
自己株式買戻	(9,290)	(10,059)	(5,452)	(5,903)	(1,232)	(1,334)
源泉税支払のための自己株式支払	(316)	(342)	(428)	(463)	(508)	(550)
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および買戻 条件付売渡有価証券の変動	(4,675)	(5,062)	(26,942)	(29,173)	(30,074)	(32,564)
長期債務発行	63,806	69,089	44,619	48,313	66,836	72,370
長期債務の支払および償還	(55,460)	(60,052)	(52,843)	(57,218)	(58,923)	(63,802)
預金の変動	24,394	26,414	8,555	9,263	(48,336)	(52,338)
短期借入金の変動	9,622	10,419	(37,256)	(40,341)	(1,099)	(1,190)
継続事業の財務活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ 28,292	¥ 30,635	\$ (64,773)	¥ (70,136)	\$ (70,270)	¥ (76,088)
為替相場の変動による現金および 現金同等物への影響	\$ (493)	¥ (534)	\$ (1,055)	¥ (1,142)	\$ (2,432)	¥ (2,633)
現金および銀行預け金の変動	\$ 2,143	¥ 2,320	\$ (11,208)	¥ (12,136)	\$ 2,223	¥ 2,407
現金および銀行預け金の 期首残高	20,900	22,631	32,108	34,767	29,885	32,359
現金および銀行預け金の 期末残高	\$ 23,043	¥ 24,951	\$ 20,900	¥ 22,631	\$ 32,108	¥ 34,767
継続事業のキャッシュ・ フロー情報に関する補足事項						
当年度における法人税等支払額	\$ 4,359	¥ 4,720	\$ 4,978	¥ 5,390	\$ 4,632	¥ 5,016
当年度における利息支払額	12,067	13,066	12,031	13,027	14,001	15,160
現金支出を伴わない投資活動						
VIEの連結／連結の中止による 貸出金の増減	\$ -	¥ -	\$ -	¥ -	\$ (374)	¥ (405)
重要な処分に伴い売却目的保有に 組替えられたことによる 貸出金（正味）の減少	-	-	(9,063)	(9,813)	-	-
重要な処分に伴い売却目的保有に 組替えられたことによる 投資の減少	-	-	(1,402)	(1,518)	-	-
重要な処分に伴い売却目的保有に 組替えられたことによる のれんおよび無形資産の減少	-	-	(223)	(241)	-	-
重要な処分に伴い売却目的保有に 組替えられたことによる 銀行預け金の減少	-	-	(404)	(437)	-	-
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	13,900	15,051	28,600	30,968	15,100	16,350
OREOおよびその他抵当権実行済 資産への振替	165	179	276	299	321	348

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2016年		2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
現金支出を伴わない財務活動						
重要な処分に伴い売却目的保有に 組替えられたことによる 長期債務の減少	\$ -	¥ -	\$ (4,673)	¥ (5,060)	\$ -	¥ -
売却目的保有への組替えに伴う 預金の減少	-	-	-	-	(20,605)	(22,311)
VIEの連結による短期借入金の 増加	-	-	-	-	500	541
VIEの連結の中止による長期債務 の減少	-	-	-	-	(864)	(936)

(1) 2014年度第2四半期におけるASU第2014-08号の適用については本連結財務諸表注記1を、重要な処分の詳細については注記2をご参照ください。

(2) 2016年度の収入には、中国広発銀行に対するシティの投資の売却による約33億ドルが含まれています。

(3) 重要な処分に伴う支払いは、主に預金債務の売却から生じたものです。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

[次へ](#)

(6) 連結財務諸表注記

1. 重要な会計方針の要約

本注記において、「シティグループ」、「シティ」および「当社」は、シティグループ・インクおよびその連結子会社を表しています。

過年度の財務諸表および注記は、当期の表示と一致させるために一定の組替が行われています。

連結原則

連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「GAAP」といいます。）に準拠して作成された、シティグループおよびその子会社の勘定を含んでいます。当社が議決権の50%超を直接もしくは間接的に所有するか支配力を行使している子会社は連結されています。指定された特定のベンチャー・キャピタル子会社の投資または公正価値オプションに基づき公正価値で会計処理されている投資以外で、当社が20%から50%の議決権を有しているか、あるいは重要な影響力を行使することができる事業体は持分法で会計処理されており、持分に見合う損益は、「その他収益」に計上されています。持分比率が20%未満の会社に対する投資からの収益は、配当が受領されたときに認識されています。連結財務諸表注記21において詳述されているとおり、シティグループはまた、シティグループが主たる受益者であると判断した場合に変動持分事業体とみなされる事業体を連結しています。支店・子会社・関連会社・建物およびその他の投資の処分による損益は、「その他収益」に計上されています。

シティバンク

シティバンク、エヌ・エイ（以下「シティバンク」といいます。）は、商業銀行でありシティグループの完全子会社です。シティバンクが提供している主なものは、消費者金融業務、抵当貸付、リテール・バンキング業務（コマーシャル・バンキング業務を含みます。）関連の商品およびサービス、投資銀行業務、資金管理および貿易金融、そしてプライベート・バンキング関連の商品およびサービスです。

変動持分事業体

事業体は、会計基準編纂書（以下「ASC」といいます。）トピック810「連結」に規定されている次の基準を満たしている場合、変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）となります。その基準とは、（i）他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、あるいは、（ii）その事業体に対する持分投資家が、その事業について重要な意思決定をすることができないか、事業体の持分に見合う予想損失を吸収しない、または予想収益を受け取ることがない場合です。

当社は、VIEの経済的実績に最も重大な影響を及ぼす活動を指示する権限と、VIEにとって潜在的な重要性が高い、その事業体の利益を受け取る権利または損失を吸収する義務の両方を有している（すなわち、シティが主たる受益者である）場合にVIEを連結しています。連結対象のVIEにおいて保有する変動持分に加えて、当社は当社が主たる受益者ではないという理由で連結対象とならない他のVIEに対する変動持分を有しています。

ただし、当社は主たる受益者としての地位の変更につながる何らかの事象が発生しているかどうかを判断するために、これらのVIEおよびその他すべての非連結VIEを監視しています。

当社が関与しているVIEとみなされないその他すべての事業体については、ASC 810の他のサブトピックに基づいて、連結に関する評価が行われます。詳細については、連結財務諸表注記21をご参照ください。

外貨換算

シティの在外営業活動体の資産および負債は、期末直物外国為替相場を用いて各自の機能通貨から米ドルに換算されています。その結果生じる為替換算調整額は、在外営業活動体の売却または実質的な清算により実現されるまで、関連するすべてのヘッジおよび税効果とともに株主持分項目の「その他包括利益（損失）累計額」に計上されています。シティの在外営業活動体の収益および費用は、ほぼ加重平均為替レートとなるレートで各自の機能通貨から米ドルに毎月換算されます。

米ドルを機能通貨とする在外営業活動体の現地通貨建による取引を含む、機能通貨以外の通貨建取引の為替変動による影響額は、経済的ヘッジの関連する効果とともに主に「自己勘定取引」に計上されます。外貨建エクスポージャーのヘッジに用いられた商品には、先物為替予約、オプションおよびスワップ契約、さらに場合によっては、米ドル以外の通貨建によるヘッジ指定債券の発行が含まれています。インフレ率の高い国の在外営業活動体は米ドルを機能通貨として指定しており、為替変動による影響額は主に「その他収益」に計上されます。

投資有価証券

投資には、確定収益証券および持分有価証券が含まれています。確定収益商品は、債券、ノートおよび償還可能優先株式、ならびに期前返済リスクのあるローン担保证券および仕組債が含まれています。持分有価証券には普通株式と償還不能優先株式が含まれます。

投資有価証券は以下のとおり分類され、会計処理されます。

- ・ 「満期保有目的」に分類された確定収益証券は、当社が満期まで保有する能力と意思のある有価証券であり、償却原価で計上されます。それらの有価証券の利息収益は、「受取利息」に含まれます。
- ・ 「売却可能」に分類された確定収益証券と市場性のある持分有価証券は、公正価値で計上され、公正価値の変動は該当する法人税等およびヘッジ控除後の金額で「株主持分」項目の「その他包括利益（損失）累計額」に計上されます。売却による実現損益は、主に個別法による原価に基づき損益計上され、それらの有価証券の利息収益および受取配当金は、「受取利息」に含まれます。
- ・ 当社が公正価値による会計処理を選択したことにより、市場性のない持分有価証券への特定の投資およびこれまで持分法により会計処理されていた特定の投資が、公正価値で計上されています。これらの投資の公正価値の変動は、損益に計上されています。
- ・ 特定の市場性のない持分有価証券は取得原価で計上されています。

満期保有目的または売却可能に分類された確定収益証券への投資が債務不履行となった場合、あるいは将来の利息の支払が予定どおり実行されないと予測される場合には、当該投資の未収利息の計上は中止されます。

連結財務諸表注記13に記載のとおり、投資有価証券は一時的でない減損の評価対象です。

当社は、公正価値で計上する投資に関して数多くの評価技法を使用しており、これらについては連結財務諸表注記24に記載されています。投資売却実現損益は、損益に計上されています。

トレーディング勘定資産および負債

「トレーディング勘定資産」には、負債証券および市場性のある持分有価証券、買い持ちポジションにあるデリバティブ、証券化における留保持分、ならびにコモディティの現物在庫が含まれます。さらに、連結財務諸表注記25に記載されているとおり、貸出金および取得した保証等、シティグループが公正価値オプションに基づいて公正価値で計上することを選択している特定の資産も「トレーディング勘定資産」に含まれています。

「トレーディング勘定負債」には、（連結財務諸表注記25に記載されているとおり）空売り有価証券（空売りポジション）および正味で売り持ちポジションにあるデリバティブ、ならびにシティグループが公正価値で計上することを選択している特定の負債が含まれます。

コモディティの現物在庫を除き、すべてのトレーディング勘定資産および負債は公正価値で計上されています。トレーディング資産およびトレーディング負債からの収入は、通常、「自己勘定取引」として報告され、そこには実現損益および商品の公正価値の変動により生ずる未実現損益が含まれています。トレーディング資産に係る利息収益は、トレーディング負債に係る支払利息を控除した金額で「受取利息」に計上されています。

コモディティの現物在庫は低価法で計上され、関連する損失は「自己勘定取引」に計上されています。コモディティ在庫の売却に係る実現利益および損失は、「自己勘定取引」に含まれています。未配分貴金属勘定（金、銀、プラチナおよびパラジウム）への投資は、債務主契約および関連する貴金属価格と連動する組込非金融デリバティブを含む複合商品として会計処理されます。当該組込デリバティブ商品は債務主契約と分離され、公正価値で会計処理されます。債務主契約は、連結財務諸表注記26に記載されているとおり、公正価値オプションに基づき公正価値で会計処理されます。

トレーディング目的で利用されるデリバティブには、金利スワップ、通貨スワップ、株式スワップ、クレジット・スワップ、コモディティ・スワップ、オプション、キャップとフロア、ワラント、および金融商品とコモディティの先物・先渡契約が含まれます。デリバティブ資産および負債のポジションは、有効なマスター・ネットティング契約が存在し、ASC 210-20「貸借対照表－相殺」に記載されているその他の条件を満たしている場合、連結貸借対照表上に契約相手ごとの純額で表示されています。連結財務諸表注記22をご参照ください。

当社は、トレーディング資産および負債の公正価値を決定するために数多くの評価技法を使用しており、それらは連結財務諸表注記24に記載されています。

借入有価証券と貸付有価証券

有価証券の借入および貸付取引は、会計処理上は関連する有価証券の売却ではなく、有担保金融取引として処理されています。それらの取引は、支払額あるいは受取額に未収利息を加算した金額で計上されます。連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社は、複数の有価証券の借入および貸付取引に対して公正価値による会計処理を適用することを選択しています。すべての有価証券の貸付および借入取引に関して支払った手数料あるいは受け取った手数料は、約定レートで「支払利息」または「受取利息」に計上されています。

当社は、借入有価証券あるいは貸付有価証券の公正価値を日々モニターし、契約上の保証金を維持するために追加担保を取得しているか、または差し入れています。

連結財務諸表注記24に記載されているとおり、当社は有価証券の貸付および借入取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

買戻・売戻条件付契約取引

買戻条件付売渡有価証券（以下「レポ」といいます。）および売戻条件付買入有価証券（以下「リバース・レポ」といいます。）は、会計処理上は関連する有価証券の売却（または購入）ではなく、有担保金融取引として処理されています。連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社は、それらの取引の大部分に対して公正価値による会計処理の適用を選択しており、公正価値の変動は損益に計上しています。公正価値による会計処理が選択されていない取引については、現金支払額あるいは受取額に未収利息を加算した金額で計上されています。当社が公正価値による会計処理を選択しているか否かにかかわらず、すべてのレポおよびリバース・レポ取引に関して支払ったまたは受け取った利息は、約定レートで「支払利息」または「受取利息」に計上されています。

ASC 210-20-45-11「貸借対照表―相殺：買戻および売戻条件付契約」の条件が満たされる場合、レポおよびリバース・レポは連結貸借対照表上に純額で表示されます。

当社は、リバース・レポ取引で取得した有価証券の所有権を得ることを方針としています。当社は、買戻しあるいは売戻し対象の有価証券の公正価値を日々モニターし、契約上の保証金を維持するために追加担保を取得しているか、または差し入れています。

連結財務諸表注記24に記載されているとおり、当社はレポおよびリバース・レポ取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

貸出金

貸出金は、前受収益および繰延手数料と費用の未償却額を控除後の元本残高で計上されます。ただし、クレジットカード債権残高には、さらに未収利息および手数料が含まれています。通常、貸出金の組成手数料および特定の直接組成費用は繰り延べられ、関連する貸出金の回収期間にわたって損益計算書に調整額として計上されます。

連結財務諸表注記25に記載されているとおり、シティは特定の貸出金に関して、公正価値による会計処理を選択しています。それらの貸出金は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益に計上されます。それらの貸出金の利息収益は、約定レートで「受取利息」に計上されます。

投資目的保有貸出金は連結貸借対照表上に「貸出金（前受収益控除後）」として分類されており、関連するキャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の変動」項目に含まれています。ただし、当社の貸出金の保有目的が、投資目的保有から売却目的保有へと変更された場合、その貸出金は売却目的保有貸出金に組替えられますが、関連するキャッシュ・フローは、引き続き連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の売却および証券化による収入」項目に計上されます。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は主に、「グローバル個人金融（以下「GCB」といいます。）部門」およびシティ・ホールディングスが管理している貸出金とリース債権を表しています。

個人向け貸出金の未収利息の非計上および再計上に関する方針

原則として、割賦貸出金および不動産貸出金（オープン・エンド型およびクローズド・エンド型のいずれも）については、契約上の支払期日から90日延滞した場合に未収利息の計上を中止します。ただし、クレジットカードおよびその他の無担保リボルビング・ローンについては、原則として支払期日からの延滞期間が180日までは未収利息を計上します。OCCの指針に従い、規制銀行事業体におけるホーム・エクイティ・ローンは、関連する住宅第1順位抵当が支払期日を90日以上延滞した場合に未収利息非計上として分類されます。さらにOCCの指針に従い、破産法第7章により免責される規制銀行事業体における抵当貸付は、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）の保証が付された貸出金を除き、未収利息非計上として分類されます。商業市場貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。

借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が借り手に与えられている貸出金は、条件変更時に未収利息の計上を中止する場合があります。条件変更貸出金の未収利息を再計上する方針は、商品および／または地域ごとに異なります。多くの場合、最低支払回数（1回から6回の範囲）が求められ、それ以外の場合は未収利息を計上する債権に戻されることはありません。規制銀行事業体の場合、条件変更時またはその後の信用評価によって、借り手が条件変更後の条件を満たす能力があることを示しており、借り手が現在営業活動に従事し、合理的な期間にわたって継続的な支払実績がある（最低6ヶ月連続して支払が行われている）ことを実証した場合、かかる条件変更貸出金は、未払利息計上債権に戻されます。

米国個人向け貸出金では、一般に、条件変更として認められる条件の1つとして、最低回数（通常1回から3回の範囲）の支払を行う必要があります。貸出条件変更時に貸出金は正常債権に戻されます。ただし、クレジットカードなど、特定のオープン・エンド型個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインに準拠しています。FFIECガイドラインの対象となっているオープン・エンド型個人向け貸出金について正常債権に戻す条件の1つは、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する額を受領することです。また、FFIECガイドラインでは貸出金を正常債権に戻す回数には制限（通常、12ヶ月間に1回かつ5年間に2回）があります。さらに、FHAおよび退役軍人省（以下「VA」といいます。）の貸出金は、各省庁のガイドラインに準拠する場合のみ条件変更が可能であり、条件変更貸出金を正常債権に戻すために必ずしも支払が求められるわけではありません。

個人向け貸出金の貸倒償却方針

シティの貸倒償却方針は以下の全般的な指針に従っています。

- ・無担保割賦ローンは、契約上の支払期日を120日延滞した時点で償却します。
- ・無担保リボルビング・ローンおよびクレジットカード貸出金は、契約上の支払期日を180日延滞した時点で償却します。
- ・不動産以外の担保付ローンは、契約上の支払期日を120日延滞した時点で担保評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・不動産担保ローンは、契約上の支払期日を180日延滞した時点で不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・不動産担保ローンは、貸出金の抵当権を実行しない決定がなされた場合、契約上の支払期日を180日延滞する前に償却します。
- ・ノンバンク不動産担保ローンは、貸出金の抵当権を実行しない決定がなされた場合には、直近6ヶ月以内に支払がなく契約上の支払期日から180日延滞した時点、または契約上の支払期日から360日延滞した時点のいずれか早い時点で償却します。
- ・ノンバンク不動産担保ローンは、所有権の譲受時、抵当権行使手続（一般的には、契約上の支払期日から120日延滞した場合に開始される手続）開始時、直近6ヶ月以内に支払がなく契約上の支払期日から180日延滞した時点、または契約上の支払期日から360日延滞した時点のいずれか早い時点で、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・ノンバンク無担保個人向けローンは、直近6ヶ月以内に支払がなく契約上の支払期日から180日延滞した時点、または契約上の支払期日から360日延滞した時点のいずれか早い時点で償却します。
- ・無担保の破産債権は、破産裁判所による通知から60日以内、もしくはシティの貸倒償却方針で定められた時点のいずれか早い時点で償却します。

- ・破産法第7章により免責された不動産担保ローンは、FHAの保証が付された貸出金を除き、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。その他の不動産担保付破産債権は、通知から60日後または契約上の支払期日から60日延滞した時点のいずれか遅い時点で不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・破産法第7章により免責されたノンバンク不動産担保ローンは、契約上の支払期日から60日延滞した時点で、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・ノンバンク無担保個人向け破産債権は契約上の支払期日から30日延滞した時点で償却します。
- ・商業市場貸出金は、元本が回収不能と判断された場合に評価減します。

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、「インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）」によって管理されている貸出金およびリース債権を表しています。法人向け貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、十分な担保が付されて回収手続に入っている場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。減損した法人向け貸出金およびリース債権に係る未収利息は、90日延滞した時点で戻入れられ、当期損益に対して費用計上されます。その後、利息は実際に現金で受領した額についてのみ損益に計上されます。元本の最終的な回収可能性に疑念がある場合、すべての現金受領額はその後、貸出金に対する投資計上額の減額に充当されます。

減損した法人向け貸出金およびリース債権は、元本が回収不能とみなされる金額について減額されます。担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資が見込めない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、原価と担保価値のいずれか低い方まで減額されます。現金主義貸出金は、すべての契約上の元本と利息の弁済が合理的に保証され、かつ契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合、未収利息計上貸出金に戻されます。

売却目的保有貸出金

売却目的保有として識別された法人向けおよび個人向け貸出金は、「その他資産」に含まれている売却目的保有貸出金に分類されます。シティの米国におけるプライム抵当貸付業務では、ほぼすべての適格貸出金を売却しています。そのため、米国におけるプライム抵当貸付の適格貸出金は売却目的保有貸出金として分類され、実行時に公正価値オプションを選択していることから公正価値の変動が「その他収益」に計上されます。公正価値オプションが選択されているかかる貸出金を除き、売却目的保有貸出金は低価法で会計処理され、評価減あるいはその後の回収については「その他収益」に計上されます。関連するキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動によるキャッシュ・フローの「売却目的保有貸出金の変動」に分類されます。

貸倒引当金

貸倒引当金は、ポートフォリオに固有の予想損失に対する経営陣の最善の見積りを表しており、これには個別に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラクチャリングに関連する予想損失が含まれています。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する固有の予想貸倒損失に利用することができます。貸倒引当金の追加計上は「貸倒引当金繰入額」を費用計上することで行われます。貸倒損失額は貸倒引当金から減額し、以後の回収額は貸倒引当金に加算されます。リストラクチャリングにおいて貸出債権と引き換えに受領した資産は、まず公正価値で計上され、これに係る損益は回収あるいは償却として貸倒引当金繰入額に反映されます。

個人向け貸出金

個人向け貸出金に関しては、条件変更されていない小口で均質の貸出金のポートフォリオは、ASC 450「偶発事象」に従い、種類ごと（住宅抵当、クレジットカードなど）に別々に減損の評価が行われます。これらの貸出金に対する貸倒引当金は、特定のポートフォリオに固有の予想損失を見積るプロセスを通じて設定されます。このプロセスには、過去の延滞および貸倒実績を現在のポートフォリオの延滞状況に適用する移動分析、ならびに住宅価格の変動および失業率の動向を含む現在および予測される経済状況を反映するその他の分析が含まれています。ASC 450に基づくシティの貸倒引当金では、契約上の元本のみを考慮しています。ただしクレジットカード貸出金については、未収利息に係る損失見積額も含まれています。

経営陣はまた全体的なポートフォリオ指標も考慮しており、その中には過去の貸倒実績、滞留債権、元金延滞債権および分類債権、貸出金の実行残高および期間の傾向、全体的な与信の質の評価、貸出方針と手続を含む与信プロセス、経済的要素、地理的要素、商品特性およびその他の環境的要素が含まれています。

不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）において条件が変更され、減損しているとみなされる小口で均質の貸出金に対して、個別評価引当金が設定されています。借り手の財政的困難により猶予（金利引き下げなど）を与える長期条件変更プログラムおよび短期（12ヶ月未満）条件変更はTDRとして計上されます。また、試験的条件修正期間を伴う貸出金は当該期間の開始時にTDRとして計上されます。TDRに対する貸倒引当金は、ASC 310-10-35「債権—事後測定」（従前のSFAS第114号）に従い、必要に応じて、貸出金の当初の約定実効金利で割り引いた予想将来キャッシュ・フローの現在価値、貸出金の流通市場での時価および担保の処分費用控除後の公正価値といったすべての利用可能な証拠を考慮して算定されています。これらの予想キャッシュ・フローでは、条件変更プログラムにおける債務不履行率の仮定が組み込まれています。クレジットカード貸出金の当初の約定実効金利は、条件変更前の金利であり、借り手との当初の契約に基づく金利の引き上げが含まれることがあります。

分類可能な形で管理されている個人向け貸出金である商業市場貸出金に対する評価性引当金は、法人向け貸出金と同じ方法で算定され、その詳細は以下に記載されています。通常、資産固有の構成要素は、ASC 310-10-35に基づき、減損しているとみなされる大口で均質でない貸出金に関して個別に算定されます。分類可能な形で管理されている個人向け貸出金ポートフォリオの残りの部分に対する引当金は、ASC 450に基づき、統計的手法を用いて算定され、その後、経営陣による調整が加えられる場合があります。

法人向け貸出金

法人向けポートフォリオの「貸倒引当金」は、資産固有の要素および統計に基づいた要素で構成されています。減損しているとみなされる大口で均質でない貸出金に関する資産固有の構成要素は、ASC 310-10-35に基づいて個別に算定されます。資産固有の引当金は、割引キャッシュ・フロー、担保の価値（処分費用控除後）、または減損した貸出金の観察可能な市場価格が簿価を下回る場合に設定されます。当該引当金は、借り手の財政状態、財源、支払実績、金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み（詳細については以下に記載されています。）、また適切な場合には担保の実現可能価値に基づき評価されます。小口の減損貸出金に対する引当金に関する資産固有の要素は、過去の貸倒実績に基づき、貸出金プールに対して算定されます。

残りの貸出金ポートフォリオに対する引当金は、ASC 450に基づき統計的手法を用いて算定され、経営陣の判断が追加されます。統計分析はポートフォリオの規模、残余期間、ならびに貸倒および貸倒時の損失額の確率を反映して個々の与信枠に付された社内リスク格付けにより測定された信用の質を考慮しています。統計分析は、過去の貸倒率および過去の貸倒発生時の損失規模（過去の平均水準および過去の変動を含みます。）を考慮しています。この分析により内在する損失の見積範囲が得られます。その範囲内で、全般的な経済状況、業界および地理的に特有な動向、ならびに社内的要素（ポートフォリオの集中度、社内の信用指標の動向および現在と過去の融資引受基準を含みます。）を含む現在の状況に関する経営陣の定量的および定性的評価により最善の見積りが決定されます。

「貸倒引当金」の資産固有の要素および統計に基づいた要素の両方に対して、経営陣は保証人の支援を組み込む場合があります。保証人の財政状態は、少なくとも年1回更新され見直される正味財産、キャッシュ・フロー計算書および個人または企業の財務諸表に基づいて評価されています。シティは、通常の業務活動の一環として保証契約の履行を求めています。個別の状況において保証の履行を求めるに当たっては、保証人または借り手から十分な協力を得ることが必要となります。この協力が得られることが保証の請求および履行の成功を示唆します。これにより、法的救済のための費用および負担を被ることなく、エクスポージャーを縮小させることができます。保証人の評判およびシティグループに対する協力の意思は保証人との過去の実績およびその市場に対する知識に基づいて評価されます。保証人が履行することに躊躇する、またはできないと考えられる場合、または借り手の協力を得ることができないといった稀なケースでは、シティは法律上の救済を求めますが、保証人に対して法的手段により保証を強制することは不良債権を解消する主要な手段ではなく、ほとんど発生しません。法的手段に関わらず保証人が保証を履行できるような財政状態でないとシティが考える場合、または保証人に履行を求めることと抵当権行使を同時に行うことに法的制限がある場合には、シティは法律上の救済を求めることはありません。保証人の評判は、保証に基づき履行を求めるシティの判断または能力に影響を与えません。

貸倒損失の評価において保証が評価要素となる場合、貸出金の社内リスク格付けに対する調整を通じて保証の要素を加味します。これに基づいて、最終的には「貸倒引当金」の統計に基づいた要素に対する調整が行われます。現在までのところ、減損した商業貸出金または商業不動産貸出金が保証によって評価額を上回る価値で計上されることは稀です。

貸出金に関するシティのモニタリングによって保証人の財政状態が不確実である、または悪化していることが示唆される場合には、保証人の信用補完が当初から組込まれていないのであればリスク格付けの変更を行いませんが、そうでなければ保証人の財政状態の不確実性や悪化を反映させる調整を行います。したがって、最終的な保証人の不履行または保証に対する法的執行がないことにより、通常、その時点での貸出金のリスク格付けにさらに重要な調整を行うことはないため、貸倒引当金に重要な影響を与えることはありません。シティが保証契約に基づき履行を求めない場合、貸出金は元利金延滞債権であり、かつ、保証が付されていないものとして貸倒引当金を計上します。

引当金の見積りおよび方針

経営陣は、連結貸借対照表上の実行済貸出金ポートフォリオに内在する予想損失の見積りに関する引当金を貸倒引当金の形で計上しています。これらの引当金はシティグループの取締役会の監査委員会が承認したシティグループの貸倒引当金方針に従って設定されており、シティのチーフ・リスク・オフィサーおよび最高財務責任者は、四半期ごとに、該当する業務分野のリスク管理および財務スタッフの代表者とともに貸倒引当金の妥当性を検討しています。該当する業務分野には、社内の信用リスク格付けが付与され、分類可能な形で管理されているポートフォリオ（主に、ICGおよびGCB部門）または借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が与えられた個人向け貸出金を有する業務分野が含まれます。

これらの業務分野の代表者は、以下に記載の定量的および定性的裏付けデータに沿って、実行済および未実行の貸出ポートフォリオに関して推奨される引当金残高を提示します。

事業分野において分類可能な形で管理されるポートフォリオに内在する非均質な元利金延滞エクスポージャーおよび借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が借り手に与えられることにより減損しているものとみなされる小口で均質の減損貸出金の見積予想損失。見積りを決定する際、（i）予想将来キャッシュ・フローを貸出金の当初の実効金利で割り引いた現在価値、（ii）借り手の全般的な財政状態、財源および支払実績、ならびに（iii）金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み、または担保の実現可能価値を考慮する場合があります。TDRの貸出金に対する貸倒引当金の算定において、予想キャッシュ・フローの予測の際に、経営陣は過去の再貸倒率、現在の経済環境および修正緩和プログラムを組合せて検討しています。予想将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて減損が測定された場合、現在価値の変動額全額を「貸倒引当金繰入額」に計上しています。

分類可能な形で管理されたポートフォリオに内在する正常債権および僅少額の元利金延滞エクスポージャーに関して統計的に計算された損失。当該計算は、（i）主要格付機関のリスク格付けに類似した信用リスク格付けに関するシティの社内システム、および（ii）1983年から2015年までの貸倒率に関する格付機関の情報を含む貸倒および貸倒損失の過去の実績データ、ならびに1970年代前半からの貸倒発生時の損失の程度に関する社内データに基づいています。このデータは調整される場合があります。かかる調整には、（i）クレジット・サイクルにわたる債務不履行率の変動実績、貸倒貸出金の損失規模の分散実績、およびグローバル・ポートフォリオにおける大口の債務者の集中度を対象として統計的に計算された見積り、ならびに（ii）現在の環境的要素や与信動向などの特定の既知の項目に対する調整が含まれています。

また、小口で均質の貸出金を含む延滞管理ポートフォリオを有する業務分野を担当しているリスク管理および財務スタッフの双方の代表者は、貸出金の延滞およびポートフォリオの規模の変化を含む主要信用指標、ならびに現在および将来の住宅価格、失業率、抵当権実行期間、売却費用およびGDPを含む経済動向に基づいて推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在するそれぞれ異なる地理的地域内の個々の商品ごとに個別に適用されます。

この評価プロセスは、多くの見積りおよび判断が必要となります。この検討において、特に貸倒の頻度、リスク格付け、損失回収率、個々の大口の与信の規模および多様性、ならびに外貨建債務を有する債務者が当該外貨建債務を履行するために必要な外貨の調達能力がすべて考慮されます。これらの見積りの変動は、いずれの会計期間においても与信費用に直接影響を及ぼすことがあり、引当金の変動につながる可能性があります。

未実行貸出約定引当金

未実行の貸出約定およびスタンドバイ信用状に関連する予想損失に対する引当金を計算する際にも、貸倒引当金の場合と類似したアプローチを使用しています。この引当金は、貸借対照表の「その他負債」に分類されています。未実行貸出約定に関する貸倒引当金の変動は、「未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額」に計上されています。

抵当貸付サービシング権

抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）は、当該権利を購入した時、あるいは当社が購入もしくは組成を通じて取得した貸出金を売却または証券化して、その貸出金に対するサービシング権を留保した場合に、連結貸借対照表の無形資産に計上されます。抵当貸付サービシング権は公正価値で会計処理され、その価値の変動は当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。

当社のMSRに関する詳細は、連結財務諸表注記16、21および29をご参照ください。

のれん

「のれん」は、買収金額が、企業結合で取得した有形資産・無形資産の公正価値を超過した金額を表しています。のれんは毎年減損テストを受けていますが、年次テストと年次テストの間でも事象の発生や状況の変化によって報告単位の公正価値がその簿価を下回るまで下落する可能性が50%超であると考えられる場合にはテストが行われます。

ASC 350「無形資産－のれんおよびその他」に基づき、当社は、のれんの減損テストの実施が必要かどうかの判断に定性的要素の評価を選択することができます。事象または状況の全体を評価した後に、当社が報告単位の公正価値がその簿価を下回っている可能性が50%を超えないと判断した場合、更なる減損テストの必要はありません。しかし、当社が報告単位の公正価値がその簿価を下回っている可能性が50%超であると判断した場合、当社は、2段階の減損テストのうちの第1段階を実施しなければなりません。

当社には、いずれの報告期間においても任意の報告単位に関する定性的評価を行わず、のれんの減損テストの第1段階に直接進む無条件のオプションがあります。

第1段階では、個々の報告単位の公正価値を、のれんを含む簿価と比較することが要求されます。当該報告単位の公正価値がその簿価を上回っている場合、関連するのれんは減損していないとみなされ、それ以上の分析は不要になります。当該報告単位の簿価がその公正価値を上回っている場合、減損の兆候を示しているとして、テストの第2段階を実施し、当該報告単位に関して減損が認められればその減損の金額を測定します。

必要であれば、第2段階では、減損の兆候のあった報告単位のそれぞれについて、のれんの想定公正価値を計算します。のれんの想定公正価値は、企業結合で認識されるのれんの金額と同様の方法、すなわち、第1段階で決定した報告単位の公正価値が、当該報告単位を取得すると仮定した場合の純資産および識別可能無形資産の公正価値を超過する金額として算定します。当該報告単位に配分されたのれんの金額が、プロフォーマ・ベースの取得原価配分におけるのれんの想定公正価値を上回っている場合は、その超過額が減損費用として計上されます。認識された減損費用は、報告単位に配分されたのれんの金額を超えることはできず、また、その後当該報告単位の公正価値が回復したとしても戻し入れることはできません。

また、事業部門を処分する際には、のれんは報告単位の公正価値に対する処分事業の公正価値の比率に基づいて、処分事業に配分されます。

シティののれんの減損テストに関する追加情報については、連結財務諸表注記16をご参照ください。

無形資産

「無形資産」には、コア預金無形資産、将来利益の現在価値、購入したクレジットカード取引関係、クレジットカード契約関連の無形資産、その他の顧客関係およびその他の無形資産（ただし、MSRを除きます。）が含まれ、それらの見積耐用年数にわたって償却を行います。その耐用年数が確定できない無形資産（主に特定の資産運用契約と商標権）については償却せず、毎年減損テストが実施されます。耐用年数が確定できない無形資産の簿価がその公正価値を上回っている場合は、減損が存在しています。償却対象のその他の無形資産については、簿価が回収不能で、かつ簿価が無形資産の公正価値を上回っている場合に減損を認識します。

その他資産およびその他負債

「その他資産」には、特に売却目的保有貸出金、繰延税金資産、持分法適用投資、未収利息および手数料、建物および設備（購入したソフトウェアや開発したソフトウェアを含みます。）、抵当権実行済資産、ならびにその他の債権が含まれています。「その他負債」には、特に未払費用およびその他の債務、繰延税金負債、ならびに訴訟、税金、未実行貸出約定、事業再構築およびその他の案件に関する引当金が含まれています。

その他保有不動産および抵当権実行済み資産

抵当権実行または再占有によって受け取った不動産またはその他の資産は、通常、売却費用とその後の公正価値の下落に対する評価引当金を控除した正味金額で、「その他資産」に計上されます。

証券化

証券化に関しては、2つの重要な会計上の判断が必要になります。シティはまず、証券化事業体が連結対象であるかどうかを判断します。次に、当該事業体への金融資産の譲渡がGAAPのもとで売却とみなされるかどうかを判断します。証券化事業体がVIEであり、当社がその主たる受益者である場合には、そのVIEを連結対象としています（上記の「変動持分事業体」の項のとおり。）。シティグループが参加しているその他のすべての証券化事業体のうち、VIEではないと判断されたものについては、特定のパートナーシップ構造の解任権および清算権を考慮し、その事業体の議決権を支配しているいずれかの当事者によって連結が行われます。シティグループが支配している証券化事業体だけが連結対象となります。

証券化し売却した資産に対する持分を、劣後またはシニア・インタレスト・オンリー・ストリップ、劣後トランシェ、スプレッド勘定およびサービシング権の形式で留保することがあります。クレジットカード債権の証券化において、当社は、証券化以外の方法で信託に譲渡したクレジットカード債権に対する売り手の持分を留保しています。クレジットカード信託を含む連結対象の証券化事業体の場合、これらの留保持分はシティの連結貸借対照表に計上されません。証券化された貸出金は引き続き貸借対照表に計上されます。シティグループが連結対象外の信託を通じて売却または証券化した個人向け貸出金はほぼすべて、米国におけるプライム住宅抵当貸出金です。連結対象外の抵当貸付証券化信託は「トレーディング勘定資産」として分類されますが、MSRはシティグループの連結貸借対照表上の「抵当貸付サービシング権」に含まれます。

債務

「短期借入金」および「長期債務」は、償却原価で会計処理されています。ただし、当社が特定の仕組債を含む負債証券を公正価値で計上することを選択している場合、または当該債務が公正価値ヘッジ関係にある場合を除きます。

金融資産の譲渡

金融資産の譲渡が売却とみなされるためには、（i）当社の破産あるいはその他の状況により、当社の財産が管財人等の管理下におかれる場合でも、譲渡した金融資産が当社から法的に隔離されていること、（ii）購入者が譲渡資産を担保として差し入れるまたは売却する権利を有しているか、購入者がその唯一の目的が受益持分の発行を通じた証券化およびアセット・バックによる資金調達活動である事業体であり、その事業体が受領した資産を担保に供することを制約される場合には、受益持分保有者はその受益持分を売却するまたは担保として差し入れる権利を有していること、および（iii）当社が当該資産を再取得する権利または義務を有していないことが必要です。

これらの売却要件が満たされた場合、当社の連結貸借対照表における当該金融資産の認識が中止されます。売却要件を満たさない場合は、その譲渡は有担保借入とみなされ、当該資産は当社の連結貸借対照表に引き続き計上されて、売却代金は、当社の負債として認識されます。複雑な取引、または当社が譲渡資産あるいは証券化事業体に継続的に関与している場合は、通常は売却に関する弁護士の意見書を入手します。譲渡が売却の会計処理の要件を満たすために、このような意見書には、その資産譲渡が売却とみなされるものであり、譲渡された資産は当社が破産した場合でも当社のその他資産とは統合されないことが記載されていなければなりません。

金融資産の一部譲渡が売却とみなされるためには、譲渡部分が参加持分の定義を満たさなければなりません。参加持分は金融資産全体に対する比例持分を示す必要があり、すべてのキャッシュ・フローは同じ支払順位で比例割合に応じて分配される必要があり、その他の参加持分保有者の持分に劣後する譲渡資産の参加持分があってはならず、すべての参加持分保有者が同意しない限り、いかなる当事者も金融資産全体を担保に差し入れる権利または交換する権利を有してはなりません。これらの要件を満たさない場合には、当該譲渡は有担保借入として会計処理されます。

詳細については連結財務諸表注記21をご参照ください。

リスク管理活動 ― ヘッジ目的で利用されるデリバティブ

当社はトレーディング活動以外での市場金利の変動に対するエクスポージャーを管理するため、資産および負債の構成を直接変更したり、金利スワップ、金利先物、金利先渡契約やオプション購入を含むデリバティブ商品および外国為替契約を利用することで間接的に変更しています。これらのエンドユーザーとして使用しているデリバティブ契約は、「その他資産」、「その他負債」、「トレーディング勘定資産」および「トレーディング勘定負債」に公正価値で計上されています。

当社のヘッジおよびデリバティブ活動の詳細については、連結財務諸表注記22をご参照ください。

従業員福利費

従業員福利費には、年金制度およびその他の退職後給付制度に関して（発生主義により認識する）当期の勤務費用、その他の従業員福利制度に基づく拠出金および非制限報奨費用、制限株式報奨費用の償却費、およびその他の従業員福利費を含んでいます。最も重要な年金および退職後給付制度（以下「重要な制度」といいます。）について、シティグループは、制度債務、制度資産および制度期間費用を年1回ではなく四半期ごとに測定し、開示しています。重要な制度の債務および資産を四半期ベースで制度の数理上の仮定を更新することにより再測定した影響は、「その他の包括利益（損失）累計額」および制度期間費用に反映されます。その他すべての制度（以下「その他すべての制度」といいます。）は年1回再測定されます。連結財務諸表注記8をご参照ください。

株式に基づく報酬

当社は必要な勤務期間にわたり、ストック・オプションに関する報酬費用を、通常、付与日における公正価値に基づいて測定し、当該公正価値から予想される失効分を控除した金額を認識しています。特定の年齢および勤続年数の要件を満たす従業員（退職適格従業員）に対して付与された報奨に関連する報酬費用は、現金インセンティブ報酬の未払計上と同じ方法で付与日の前年度に未払計上しています。業績条件または一定のクローバック条項が付された特定の株式報奨には価格変動会計が適用され、これに従い、関連する報酬費用はシティグループの株価の変動に応じて変動します。連結財務諸表注記7をご参照ください。

法人税等

当社には、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびに当社が業務を行っている海外管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。未払法人税を設定する場合、当社はこれらの本質的に複雑な税法の適用に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらに当社は、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。

税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の裁判制度による再審理と裁決の対象となったり、税務調査または監査時に税務当局との間で和解したりすることがあります。当社は、法人税等に係る利息および課徴金を「法人税等」の構成部分として処理しています。

繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上あるいは税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されています。繰延税金資産は、実現の可能性が50%超であるという経営陣の判断に基づき認識されています。米国財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）解釈指針第48号「法人税等の不確実性に関する会計処理」（以下「FIN第48号」といいます。）（現在はASC 740「法人税」に組み込まれています。）は、不確実な税務ポジションにおいて維持すべき未払法人税の適正水準を決定するための一貫した枠組みについて規定しています。当該解釈指針が採用している2段階のアプローチでは、申告内容が認められる可能性が50%超である場合に税務便益が認識されます。そして、金額は50%超の可能性で実現する税務便益の最大額で測定されます。ASC 740は事業体の未払法人税の透明性を高めるために開示規定も定めています。

当社の法人税等、ならびに関連する税金資産および負債に関する詳細については、連結財務諸表注記9をご参照ください。

手数料、引受けおよび自己勘定取引

手数料収益は、稼得時に利益に認識されます。引受収益は通常、取引クロージング時に利益に認識されます。自己勘定取引収益は、約定日基準で利益に認識されます。当社の役務収益および手数料に関する収益認識方針については連結財務諸表注記5を、自己勘定取引収益の詳細については連結財務諸表注記6をご参照ください。

1株当たり利益

1株当たり利益（以下「EPS」といいます。）は、優先株式配当控除後で計算されています。当社は、参加証券とみなされる配当請求権付の制限株式報奨および繰延株式報奨を付与しており、参加証券は普通株式以外の区分と類似しています。したがって、シティグループの利益の一部はEPSの算定においてこれらの参加証券に配分されています。

基本1株当たり利益は、配当および未分配利益を参加証券に配分した後の普通株式に対応する利益を当該期間の加重平均普通株式数で除して計算されています。希薄化後1株当たり利益は、普通株式を発行する有価証券あるいはその他の契約が行使された場合に起こる潜在的希薄化を反映しています。当該計算には、一部の利益を参加証券に配分した後の利益が使用されており、当社のストック・オプションおよびワラント、ならびに転換社債の加重平均希薄化効果が考慮されています。逆希薄化効果をもたらすオプションおよびワラントは、EPSの算定において考慮されていません。

見積りの利用

経営陣には、連結財務諸表および関連する連結財務諸表注記の開示に影響を与える見積りと仮定を行うことが求められています。特定の公正価値による測定に関して、このような見積りが利用されます。公正価値の決定に利用した見積りに関する詳細については、連結財務諸表注記24をご参照ください。さらに、一時的でない減損、のれんおよびその他の無形資産の減損、信用関連エクスポージャーから生じる可能性のある潜在的損失、および訴訟や法的手続に関連する見積可能な予想損失に対する引当金の金額を決定する際、ならびに未払法人税の金額を決定する際にも重要な見積りが行われています。ただし、経営陣による最善の判断にかかわらず、実際の金額または結果はこれらの見積りと異なることがあります。

キャッシュ・フロー

現金同等物は、「現金および銀行預け金」に含まれる金額として定義されています。リスク管理活動からのキャッシュ・フローは、関連する資産および負債と同じ区分に分類されています。

関連当事者間取引

当社は、特定の子会社および関連会社との間で関連当事者間取引を行っています。これらの取引は主に短期的なもので、現金勘定、有担保金融取引、証拠金取引勘定、デリバティブ取引、業務支援報酬、ならびに資金の借入および貸出を含み、通常の業務において行われています。

会計方針の変更

金融資産および金融負債の認識および測定

2016年1月に、FASBは会計基準アップデート（以下「ASU」といいます。）第2016-01号「金融商品—全般（サブトピック825-10）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表しました。当該基準は、金融商品の認識、測定、表示および開示に関する特定の部分に関して取り扱っています。

このASUは、事業体が金融商品に関する公正価値オプションに従って負債を公正価値で測定することを選択している場合に、負債の公正価値の変動合計のうち、当該商品に固有の信用リスクの変動から生じる部分を「その他包括利益（損失）累計額」（以下「AOCI」といいます。）に別途表示することを求めています。当該基準はまた、持分投資（持分法で会計処理しているもの、または結果的に投資対象の連結をもたらすものを除きます。）を公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に認識することを求めているため、現行の売却可能投資のカテゴリーの適格性を排除するものです。しかし、連邦準備銀行および連邦住宅貸付銀行の株式ならびに特定の取引所会員権は引き続き原価で表示されます。

シティでは、2016年1月1日から、このASUのうち、公正価値オプションが選択された負債の公正価値の変動のうちシティグループ自身のクレジット・スプレッドの変動に関連する部分をAOCIに表示することに関する規定のみを早期適用しました。したがって、これらの金額は、2016年度第1四半期現在においてAOCIの構成要素として反映されていますが、従来はシティグループの収益および当期利益において認識されていました。この修正の適用の影響により、2016年1月1日付で、遡及的に累計して約15百万ドルの税引後損失累計額が利益剰余金からAOCIに組替再表示されました。2016年度より前の期間の財務諸表は、このASUの規定における修正再表示の対象ではありませんでした。詳細については、連結財務諸表注記19、注記24および注記25をご参照ください。当社は、2018年1月1日付で適用されるASU第2016-01号の他の規定が連結財務諸表および関連する開示に与える影響の評価を行っています。

税額控除のパートナーシップに対する投資の会計処理

2014年1月に、FASBはASU第2014-01号「投資—持分法と共同支配企業（トピック323）：適格低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資の会計処理」を公表しました。移行調整があれば、最も早い表示期間の利益剰余金に対する調整として反映されます（遡及適用）。

このASUは、シティの低所得者向け住宅税額控除（以下「LIHTC」といいます。）パートナーシップ持分のポートフォリオに適用されます。この新基準は新たな代替的方法である比例的な償却方法の適用を選択することができる投資の範囲を広げており、この方法では、投資の取得原価は税額控除およびその他の税務上の便益の受領額に比例して償却され、税金費用に計上されます。シティは、シティのLIHTCポートフォリオ全体について、このASUに基づく比例的な償却方法を選択する資格を有しています。これらの投資は、従来は持分法で会計処理され、その結果生じる損失（投資の償却による損失）は「その他収益」に認識され、税額控除および税務上の便益は「法人税等」の項目に認識されていました。それに対して、比例的な償却方法では、投資の償却費と税額控除／税務上の便益の受領額は「法人税等」の1項目に合算されます。

シティは2015年度第1四半期にASU第2014-01号を適用しました。このASUは遡及適用され、それにより、累計額で「利益剰余金」が約349百万ドル、「その他資産」が約178百万ドル、および繰延税金資産が約171百万ドル減少しました。

満期買戻取引の会計処理

2014年6月に、FASBはASU第2014-11号「譲渡およびサービス業務（トピック860）：満期買戻取引、リパーチェス・ファイナンスおよび開示」を公表しました。このASUは満期買戻取引および関連するリパーチェス・ファイナンスの会計処理を担保付借入金の会計処理に変更するものであり、他の買戻契約の会計処理と整合しています。このASUはまた、買戻契約と経済的に類似する取引において売却として会計処理された譲渡（当連結財務諸表注記24をご参照ください。）ならびに買戻契約および担保付借入金として会計処理された類似取引において差し入れられた担保の種類（当連結財務諸表注記11をご参照ください。）についての開示を求めています。このASUの規定は、シティでは2015年度第1四半期に適用されていますが、担保の開示については、2015年度第2四半期に適用されました。このASUの適用による影響額は、適用を開始した期間の期首現在の利益剰余金に対する累積的影響額の調整として反映することが求められていました。このASUの適用による当社財務諸表への重要な影響はありませんでした。

1株当たり純資産価額（以下「NAV」といいます。）を計算する特定の企業に対する投資の開示

2015年5月に、FASBはASU第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：1株当たり純資産価額（またはその同等物）を計算する特定の企業に対する投資の開示」を公表しました。当該基準は、公正価値階層内においてNAVで測定する投資の分類に関する実務上のばらつきを減らすことを目的としています。このASUは、公正価値階層内において1株当たりNAVについての現実的な手段を用いて公正価値が測定される投資を分類する現行の要件を廃止するものです。シティはこのASUを2015年度第2四半期に早期適用することを選択しました。このASUは遡及適用され、2015年12月31日および2014年12月31日現在において、レベル3の資産がそれぞれ10億ドルおよび11億ドル減少しました。

将来適用される会計基準

金融商品の会計処理－信用損失

2016年6月に、FASBはASU第2016-13号「金融商品－信用損失（トピック326）」を公表しました。このASUは現在予想信用損失（以下「CECL」といいます。）モデルという新しい会計モデルを導入しており、このモデルは、信用損失をより早期に認識し、かつ、信用リスクに関する透明性をさらに高めるものでもあります。

FASBのCECLモデルでは、金融資産の組成または取得時における貸出金、満期保有目的有価証券およびその他の受取債権に係る信用損失の認識に、当該資産の存続期間にわたる「予想信用損失」の測定目標を用います。予想信用損失は、当該資産の存続期間にわたる予想信用損失の変動に応じて各期に調整されます。公正価値が取得原価を下回っている売却可能有価証券については、信用関連の減損があれば、信用損失引当金として認識され、予想信用リスクの変化に応じて各期に調整されることになります。このモデルは、一般的に損失が発生後に認識することを求める現行のGAAPにおける従来の複数の減損モデルに置き換わるものです。

CECLモデルは、従来のGAAPから大きく異なるため、当社の金融商品の会計処理に重要な変更が生じる可能性があります。当社では、ASU第2016-13号が当社の連結財務諸表および関連する開示に与える影響について評価を行っています。このASUの影響は、経済状態および適用日におけるシティのポートフォリオの内容によって異なります。このASUはシティでは2020年1月1日付で適用される予定です。2019年1月1日に開始する事業年度について早期適用が認められています。

収益認識

2014年5月に、FASBはASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を公表しました。当該基準では、約定済みの商品またはサービスを顧客に移転することで権利を有することとなると予想される金額を収益認識することが企業に求められています。当社は、2018年1月1日付でこの指針を適用し、利益剰余金の期首残高に対して累積的影響額の調整を行う予定です。この指針は、GAAPにおける収益認識に関する既存の指針のほとんどと置き換わることになりますが、このASUは金融商品に適用されないため、当社の収益（純利息収益を含みます。）の大部分には影響しない見込みです。

この新指針の適用範囲に含まれていますが、当社は、預金手数料に関連する収益の認識時期または測定について大きな変更はないと予想しています。シティのクレジットカード保有者に関する手数料および抵当貸付サービシング手数料は、この基準の適用範囲外であるという結論に達したため、この指針の公表によって影響を受けない見込みです。当社では、引受業務に関する費用の表示が、引受業務収益が関連費用控除後の金額で計上される現行の報告方法から、当該費用が「その他の営業費用」に計上される総額表示に変更される予定です。この総額表示への変更により、「役務収益および手数料」に計上される引受業務収益と、「その他の営業費用」に計上される関連する引受業務費用が同額で増加することになる見込みですが、この表示の変更が「継続事業からの利益」に影響を及ぼすことはない見込みです。当社では、この指針がその適用範囲内の他の収益源に及ぼす影響（特定の契約費用の表示を含みます。）、ならびにこの新指針が求めている開示の変更について引き続き評価を行っています。

リース会計

2016年2月に、FASBはASU第2016-02号「リース（トピック842）」を公表しました。当該基準は、リース取引に係る会計処理の透明性および比較可能性を高めることを目的としています。このASUは、借手手がすべてのリースをリース資産およびリース負債として貸借対照表に認識することを求めており、またリース契約に関する主要な情報について定量的な開示と定性的な開示の両方を求めています。貸し手の会計処理には概ね変更はありません。当該指針は2019年1月1日から適用され、早期適用も選択できます。当社ではこのASUを早期適用する予定はありません。当社は、この基準が当社の連結財務諸表、規制資本および関連する開示に与える影響について評価を行っています。

株式に基づく報酬の会計処理

2016年3月に、FASBは、ASU第2016-09号「報酬—株式報酬（トピック718）：従業員の株式に基づく報酬に関する会計処理の改善」を公表しました。当該基準は、従業員への株式に基づく報酬に関連する法人税等および権利失効の会計処理における特定の複雑な側面を簡素化することを目的としています。この指針は、シティでは2017年1月1日から適用されます。この新基準において、従業員の株式に基づく報酬に関連する法人税等便益の超過額および不足額は、「払込剰余金」ではなく、シティの連結損益計算書の「法人税等」または「法人税等便益」に直接認識されることになります。さらに、この新指針で容認されているとおり、シティは報奨の権利失効を発生時に会計処理するという会計方針を選択できるようになりますが、これは、報酬費用の認識時に権利失効を見積ることを求めている現行の要件からの変更に該当します。当社は、ASU第2016-09号が当社の連結財務諸表に及ぼす影響について引き続き評価を行っています。

事業体内での資産の譲渡が法人税等に及ぼす影響

2016年10月に、FASBはASU第2016-16号「法人所得税—グループ企業間取引による棚卸資産以外の資産の譲渡」を公表しました。当該基準は、企業がグループ企業間取引による棚卸資産以外の資産の譲渡によって生じる法人税等の影響を譲渡の発生時に認識することを求めています。このASUは2018年1月1日より適用され、早期適用が認められています。当社はこの基準が及ぼす影響について引き続き評価を行っていますが、DTAが増加し、それに関連して前払税金が減少すると予想されています。

のれんの認識後の測定

2017年1月に、FASBはASU第2017-04号「無形資産—のれんおよびその他（トピック350）：のれんの減損テストの簡素化」を公表しました。このASUは、のれんの減損費用を測定するためにのれんの推定公正価値を計算するという要件（すなわち、現行ののれんの減損テストの第2段階）を廃止することによって、のれんの認識後における減損の測定を簡素化するものです。このASUによって、減損テストは単純に報告単位の公正価値をその簿価と比較すること（現行のテストの第1段階）になり、減損費用は、その報告単位に割り当てられたのれんのうち、公正価値が簿価を下回る部分になりますが、その合計金額を超えることはありません。この簡素化された1段階のみの減損テストは、すべての報告単位（簿価がゼロまたはマイナスの単位を含みます。）に適用されます。

このASUは、シティでは2020年1月1日付で適用されます。早期適用は、2017年1月1日より後に実施される期中および年次の減損テストについて認められます。このASUの影響は、報告単位の業績、および各報告単位の今後の公正価値に影響を及ぼす市況によって異なる見込みです。

事業の定義の明確化

2017年1月に、FASBはASU第2017-01号「企業結合（トピック805）：事業の定義の明確化」を公表しました。事業の定義は、多くの会計領域（取得、処分、のれんおよび連結など）に直接および間接的に影響を及ぼします。このASUでは、第1段階として定量的スクリーニングを導入することによって事業の定義を狭めており、この段階で、取得した総資産の公正価値の実質的にすべてが、1つの識別可能資産または類似の識別可能資産のグループに集中している場合、移転された一連の資産および業務は事業ではないとみなされます。その一連の資産が定量的スクリーニングによって対象範囲外と判断されない場合、事業体はその後、その一連の資産が要件を満たしているかを評価しますが、その要件は、事業には、少なくとも、アウトプットを創出する能力とともに大きく寄与するインプットと実質的なプロセスが含まれているというものです。

このASUは、シティでは、2018年1月1日付で適用されます。このASUは将来に向かって適用される予定で、早期適用が認められています。このASUの影響は、シティによる取得および処分の活動によって異なる見込みです。事業として適格な取引の数が減れば、のれんの当初認識額が減少するだけでなく、処分に割り当てられるのれんも減少する可能性があります。

現行の会計基準に対するその他の潜在的な改訂

FASBは、ヘッジ活動の会計指針の改善を目的とするASU案を公表しました。この公開草案には、リスク管理の経済的成果を財務報告に反映する方法を改善するための多くの提案が含まれています。具体的には、改善の中でも特に、このASUは、基準金利のリストを拡充させ、また、事業体がヘッジ対象の特定のキャッシュ・フローのみをヘッジする金利リスク・ヘッジを組成する能力を向上させると予想されています。さらに、このASUが現在の内容で公表された場合、非有効部分およびヘッジ関係から除外された構成要素の認識時期および損益計算書上の勘定項目に関する既存の指針が変更され、ヘッジ活動に関する追加的な開示が行われる見込みです。

FASBは、特定の繰上償還条項付負債証券のプレミアムの償却期間について、当該証券の全契約期間から、初回繰上償還日までの期間に変更するASU案も公表しました。この変更案は、割引の増価処理を変更するものではありません。最終的な基準は2017年度第2四半期において公表され、利益剰余金に対する累積的影響額の調整によって、2017年1月1日より早期適用できる見込みです。この会計方針の変更は主に、シティの売却可能および満期保有目的の州および地方債証券のポートフォリオに影響を及ぼす見込みです。

これらの最終的なASUが当社の財務諸表に及ぼす影響は、それぞれの最終的な基準が公表された時点で評価される予定です。

2. 非継続事業および重要な処分

非継続事業

以下の「非継続事業」は「本社事項、本社業務／その他」セグメントに計上されています。

ブラジルにおけるクレディカード事業の売却

2013年度に、シティは、ブラジルにおけるシティバンクブランドではないカードおよび消費者金融事業（以下「クレディカード」といいます。）を売却しました。処分に伴う残余費用および特定の偶発債務の解消により、2016年度、2015年度および2014年度において、それぞれ0百万ドル、6百万ドルおよび52百万ドルの「非継続事業からの利益」（税引後）が生じました。

シティ・キャピタル・アドバイザーズ事業の一部売却

2013年度に、シティは、2件の個別取引に従ってシティ・キャピタル・アドバイザーズ（以下「CCA」といいます。）における流動性戦略事業を売却し、「非継続事業」として計上しました。処分に伴う残余費用により、2016年度、2015年度および2014年度において、それぞれ0百万ドルおよび1百万ドルの「非継続事業からの利益」（税引後）ならびに4百万ドルの「非継続事業からの損失」（税引後）が生じました。

エッグ・バンキング・ピーエルシー・クレジットカード事業の売却

2011年度に、シティは、エッグ・バンキング・ピーエルシー（以下「エッグ」といいます。）のクレジットカード事業を売却し、「非継続事業」として計上しました。処分に伴う残余費用により、2016年度、2015年度および2014年度において、それぞれ48百万ドル、61百万ドルおよび30百万ドルの「非継続事業からの損失」（税引後）が生じました。

シティのドイツにおける消費税納税グループの調査

2008年度に、シティは、ドイツのリテール・バンキング事業の売却を完了し、「非継続事業」として計上しました。2014年度において、処分に伴う残余費用により、税金費用20百万ドルが生じました。

非継続事業に関する結合業績

以下は、シティが引き続き売却に伴う最低残余費用を負担しているすべての「非継続事業」に関する財務情報の要約です。

(単位：百万ドル)

	2016年	2015年	2014年
支払利息控除後収益合計 ⁽¹⁾	\$ —	\$ —	\$ 74
非継続事業からの利益（損失）	\$ (80)	\$ (83)	\$ 10
法人税等（便益）	(22)	(29)	12
非継続事業からの損失（税引後）	\$ (58)	\$ (54)	\$ (2)

(1) 収益合計は、該当ある場合、売却損益を含みます。

「非継続事業」のキャッシュ・フローは、表示されている全期間において重要ではありませんでした。

重要な処分

2016年度、2015年度および2014年度中に完了した以下の売却は、重要な処分として識別されました。以下には、連結貸借対照表から認識が中止された主要な種類の資産および負債、ならびに処分日までの各事業部門に関連する税引前利益（損失）が表示されています。

プリメリカの80%共同保険契約の更改

2016年1月1日付で、シティは、シティ・ホールディングスにおいて計上されていた第三者の再保険業者に対するプリメリカの80%共同保険契約の更改（契約に基づくシティの権利および義務を消滅させる取決め）を完了しました。この更改により、当年度において404百万ドル（税引後で263百万ドル）の収益が「その他収益」に計上されました。さらに、この更改により、売却可能有価証券および現金15億ドル、繰延獲得費用9.5億ドルならびに保険に係る負債27億ドルの認識が中止されました。

更改に係る収益を除いた税引前利益は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

	2016年	2015年	2014年
税引前利益	\$ —	\$ 135	\$ 143

ワンメイン・ファイナンシャル事業の売却

2015年11月15日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であったワンメイン・ファイナンシャル（以下「ワンメイン」といいます。）を売却しました。当該事業には、リテール支店1,100店舗、従業員5,500名および顧客口座約130万件が含まれています。ワンメインは、約102億ドルの資産を保有しており、これには貸出金（引当金控除後）78億ドルおよび売却可能有価証券14億ドルが含まれていました。ワンメインは84億ドルの負債も有しており、これには長期債務62億ドルおよび短期借入金11億ドルが含まれていました。この取引により、税引前で26億ドル（税引後では16億ドル）の売却益が発生し、2015年度に「その他収益」に計上されました。しかし、2015年度第4四半期におけるシティ・ホールディングスの残余資産を支える特定の長期債務の償還差損を合算すると、その結果発生する税引後純利益は8億ドルでした。

税引前売却益および債務償還差損を除いた税引前利益は以下のとおりでした。

	2016年	2015年	2014年
（単位：百万ドル）			
税引前利益	\$ —	\$ 663	\$ 890

日本のカード事業の売却

2015年12月14日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であった日本のカード事業を売却しました。当該事業には、個人向け貸出金（引当金控除後）1,350百万ドル、顧客口座約720,000件および従業員840名が含まれています。この取引により、税引前で180百万ドル（税引後では155百万ドル）の売却益が発生し、2015年度に「その他収益」に計上されました。税引前売却益を除いた税引前損失は以下のとおりでした。

	2016年	2015年	2014年
（単位：百万ドル）			
税引前損失	\$ —	\$ (5)	\$ —

日本のリテールバンク事業の売却

2015年11月1日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であった日本のリテールバンク事業を売却しました。当該事業には、個人向け貸出金（引当金控除後）563百万ドル、預金200億ドル、顧客口座約725,000件、従業員1,600名および支店32店舗が含まれています。この取引により、税引前で446百万ドル（税引後では276百万ドル）の売却益が発生し、2015年度に「その他収益」に計上されました。税引前売却益を除いた税引前損失は以下のとおりでした。

	2016年	2015年	2014年
（単位：百万ドル）			
税引前損失	\$ —	\$ (57)	\$ (5)

スペインの個人金融事業の売却

2014年9月22日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であったスペインの個人金融事業を売却しました。当該事業には、個人向け貸出金（引当金控除後）17億ドル、運用資産34億ドル、顧客預り金22億ドル、支店45店舗、ATM48台および従業員938名が含まれ、取引実行時に買い手は関連する現在の年金コミットメントを引き受けます。この取引により、税引前で243百万ドル（税引後では131百万ドル）の売却益が発生し、2014年度に「その他収益」に計上されました。税引前売却益を除いた税引前利益は以下のとおりでした。

（単位：百万ドル）

税引前利益

2016年	2015年	2014年
\$ —	\$ —	\$ 130

ギリシャの個人金融事業の売却

2014年9月30日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であったギリシャの個人金融事業を売却しました。当該事業には、個人向け貸出金（引当金控除後）353百万ドル、運用資産11億ドル、顧客預り金12億ドル、支店20店舗、ATM85台および従業員719名が含まれ、取引実行時に買い手はダイナースクラブの従業員に関連する特定の限定的な年金債務を引き受けます。この取引により、税引前で209百万ドル（税引後では91百万ドル）の売却益が発生し、「その他収益」に計上されました。2014年度における税引前売却益を除いた税引前損失は以下のとおりでした。

（単位：百万ドル）

税引前損失

2016年	2015年	2014年
\$ —	\$ —	\$ (76)

3. 事業セグメント情報

シティグループの事業活動は「グローバル個人金融（以下「GCB」といいます。）部門」、「インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）」、およびシティ・ホールディングスを通じて行われています。さらに、「本社事項、本社業務／その他」には、特定の事業セグメントに割り当てられていない事業活動が含まれています。

事業セグメントは提供する商品およびサービスまたは提供相手である顧客のタイプに基づいて決定されており、そのうちで非中核と識別されたものはシティ・ホールディングスに計上されています。また、事業における意思決定を行うための財務情報を経営陣が現在どのように評価しているかも反映しています。

「GCB」にはグローバルに展開する個人向け総合サービス網が含まれ、現地の支店網、事務所および電子決済システムを通じて広範にわたる銀行業務（コマーシャル・バンキング業務を含みます。）、クレジットカード融資業務および投資サービスを提供しており、「北米」、「ラテンアメリカ」および「アジア」（「ヨーロッパ・中東・アフリカ」における特定の個人向け事業を含みます。）の3つのGCB事業で構成されています。

「ICG」は、「銀行業務」および「マーケットツ&セキュリティーズ・サービス」で構成され、世界中の100を超える国と地域の企業、機関、公共部門および富裕層顧客に対し、広範囲な銀行業務、ならびに金融商品およびサービスを提供しています。

シティ・ホールディングスは、シティコープの主要な中核事業ではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオから構成されています。

「本社事項、本社業務／その他」には、全社機能の特定の未配分費用、その他の本社費用および正味の資金繰り実績、未配分本社経費、特定項目の組替および相殺消去のための調整項目、非継続事業の業績および未配分法人税が含まれています。

これらの報告すべきセグメントの会計方針は、連結財務諸表注記1に開示されている会計方針と同じです。

過年度の残高は、表示を当期の表示と一致させるために組替えられています。アルゼンチン、ブラジルおよびコロンビアにおける個人向け事業のシティ・ホールディングスへの移転を含む、従前の報告単位である「GCB—ラテンアメリカ」の再編の結果として、2016年1月1日付で、過年度の財務データがシティコープからシティ・ホールディングスに組替えられました。当該再編があっても、シティの連結損益は、表示されている全期間において変動していません。

次表は当社の継続事業に関する特定の情報をセグメント別に表示するものです。

	支払利息控除後収益 ⁽¹⁾			法人税等（便益）			継続事業からの利益 （損失） ⁽²⁾			識別可能資産 期末残高	
	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年
グローバル個人金融部門	\$31,763	\$32,495	\$34,296	\$2,712	\$3,430	\$3,404	\$ 5,108	\$ 6,376	\$ 6,702	\$ 413	\$ 381
インスティテューショナル・ クライアント・グループ	33,850	33,991	33,312	4,497	4,426	4,129	9,928	9,529	9,645	1,276	1,217
本社事項、本社業務／その他	410	908	303	(771)	(1,338)	(344)	(609)	496	(5,373)	49	52
シティコープ合計	\$66,023	\$67,394	\$67,911	\$6,438	\$6,518	\$7,189	\$14,427	\$16,401	\$10,974	\$1,738	\$1,650
シティ・ホールディングス	3,852	8,960	9,308	6	922	8	606	985	(3,470)	54	81
合計	\$69,875	\$76,354	\$77,219	\$6,444	\$7,440	\$7,197	\$15,033	\$17,386	\$ 7,504	\$1,792	\$1,731

(1) 2016年度、2015年度および2014年度のシティコープ（「本社事項、本社業務／その他」は除きます。）の支払利息控除後収益合計として、「北米」でそれぞれ328億ドル、327億ドルおよび329億ドル、「ヨーロッパ・中東・アフリカ」でそれぞれ100億ドル、100億ドルおよび95億ドル、「ラテンアメリカ」でそれぞれ90億ドル、98億ドルおよび108億ドル、「アジア」でそれぞれ138億ドル、140億ドルおよび144億ドルが含まれています。

(2) 2016年度、2015年度および2014年度の貸倒引当金ならびに給付および請求に対する引当（税引前）として、「GCB」の業績でそれぞれ64億ドル、55億ドルおよび55億ドル、「ICG」の業績でそれぞれ486百万ドル、962百万ドルおよび477百万ドル、シティ・ホールディングスの業績でそれぞれ1億ドル、15億ドルおよび19億ドルが含まれています。

4. 受取利息および支払利息

「受取利息」および「支払利息」の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2016年	2015年	2014年
受取利息			
貸出金利息および貸出手数料	\$39,752	\$40,510	\$44,776
銀行預け金	971	727	959
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券または 売戻条件付買入有価証券	2,543	2,516	2,366
投資（配当金を含む）	7,582	7,017	7,195
トレーディング勘定資産 ⁽¹⁾	5,738	5,942	5,880
その他利息 ⁽²⁾	1,029	1,839	507
受取利息合計	\$57,615	\$58,551	\$61,683
支払利息			
預金 ⁽³⁾	\$ 5,300	\$ 5,052	\$ 5,692
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または 買戻条件付売渡有価証券	1,912	1,612	1,895
トレーディング勘定負債 ⁽¹⁾	410	217	168
短期借入金	477	523	580
長期債務	4,412	4,517	5,355
支払利息合計	\$12,511	\$11,921	\$13,690
純利息収益	\$45,104	\$46,630	\$47,993
貸倒引当金繰入額	6,749	7,108	6,828
貸倒引当金控除後の純利息収益	\$38,355	\$39,522	\$41,165

- (1) 「ICG」の「トレーディング勘定負債」に係る支払利息は、「トレーディング勘定資産」の受取利息から控除されています。
- (2) 2015年度において、重要な処分に係る資産（主にワンメイン・ファイナンシャル事業）に関連して稼得した利息は、「その他利息」に組み替えられました。
- (3) 預金保険費用および手数料が、2016年度、2015年度および2014年度において、それぞれ1,145百万ドル、1,118百万ドルおよび1,038百万ドル含まれています。

5. 役務収益および手数料

「役務収益および手数料」の主要な構成要素は、投資銀行報酬、トレーディング関連手数料、「ICG」セグメントにおける取引および証券サービスに関連する手数料ならびにクレジットカードおよび銀行カード手数料です。

投資銀行業務報酬は、主に引受サービス手数料およびアドバイザリー収益で構成されており、契約条件に基づいてシティグループのサービスが完了した時点で認識されますが、これは通常、取引終了時点になります。引受手数料は、証券ブローカーおよびディーラーに関するAICPA会計ガイド（ASC 940-605-05-1として編纂されています。）に従って、顧客へ請求可能な費用と請求不能な費用の両方を控除して「役務収益および手数料」に計上されます。アドバイザリー取引に関する費用は、顧客への請求費用を控除して「その他の営業費用」に計上されます。現金払経費は繰り延べられ、関連する収入が認識された時点で認識されます。クローズしなかった（完了しなかった）投資銀行業務の取引に関連して発生した費用は通常、「その他の営業費用」に総額で計上されます。

トレーディング関連手数料には主に、取引所および店頭市場における顧客のための取引の実施、ミューチュアル・ファンド、保険およびその他の年金商品の販売、取引決済のための顧客支援、仲介サービスおよびその他のサービスの提供からの役務収益および手数料が含まれます。トレーディング関連手数料は、稼得時点で「役務収益および手数料」に認識されます。これらの取引による利益または損失があれば、「自己勘定取引」に含まれます（当連結財務諸表注記6をご参照ください）。

クレジットカードおよび銀行カード手数料は、主に取引処理収益および特定のカード手数料で構成されています。カード手数料には年会費が含まれ、報奨プログラム費用および特定のパートナーへの支払額が控除されています。取引処理収益およびカード手数料は稼得した時点で認識されます。年会費は繰り延べられて12ヶ月間にわたり定額法で償却されます。報奨費用は、顧客がポイントを獲得した時点で認識されます。

次表は、「役務収益および手数料」を示しています。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
投資銀行業務	\$ 2,847	\$ 3,423	\$ 3,687
トレーディング関連	2,219	2,345	2,503
取引および証券サービス	1,564	1,735	1,871
クレジットカードおよび銀行カード	1,324	1,786	2,227
その他の個人金融 ⁽¹⁾	659	685	885
法人金融 ⁽²⁾	686	493	531
小切手関連	467	497	531
貸付サービシング業務	325	404	380
その他	430	480	417
役務収益および手数料合計	\$10,521	\$11,848	\$13,032

(1) 主として投資ファンド管理運用報酬、第三者回収手数料、要求払い預金口座手数料および特定のクレジットカード手数料から構成されます。

(2) 主としてローン・シンジケーションの組成および引受による手数料から構成されます。

6. 自己勘定取引

「自己勘定取引」の収益は、トレーディング活動による実現・未実現損益から構成されています。トレーディング活動には、主要なリスクに特徴付けられるポートフォリオに基づき管理されている債券、株式、クレジットおよびコモディティ商品、ならびに外国為替取引からの収益が含まれています。次表には、トレーディング活動の収益性において重要な項目であるトレーディング活動に関連する純利息収益の影響は含まれていません。トレーディング活動に関連する純利息収益の情報については、当連結財務諸表注記4をご参照ください。自己勘定取引には、CVA（デリバティブの信用評価調整）、店頭デリバティブのFVA（資金調達評価調整）および2016年度より前のDVA（公正価値オプションが選択されている発行済負債の債務評価調整）が含まれています。これらの調整については、当連結財務諸表注記24に詳細が記載されています。

次表は、自己勘定取引収益を示しています。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
グローバル個人金融部門 ⁽¹⁾	\$ 634	\$ 582	\$ 633
インスティテューショナル・クライアント・グループ	7,330	5,818	5,889
本社事項、本社業務／その他 ⁽¹⁾	(508)	(445)	(378)
シティコープ小計	\$ 7,456	\$ 5,955	\$ 6,144
シティ・ホールディングス	129	53	554
シティグループ合計	\$ 7,585	\$ 6,008	\$ 6,698
金利リスク ⁽²⁾	\$ 4,115	\$ 3,798	\$ 3,657
外国為替リスク ⁽³⁾	1,726	1,532	2,008
株式リスク ⁽⁴⁾	189	(303)	(260)
コモディティ・リスクおよびその他のリスク ⁽⁵⁾	806	750	590
信用商品およびリスク ⁽⁶⁾	749	231	703
合計	\$ 7,585	\$ 6,008	\$ 6,698

(1) 主に外国為替リスクに関するものです。

(2) 政府証券、社債、地方債証券、抵当貸付証券およびその他の債券からの収益を含みます。また、通貨の直物・先物取引、ならびに取引所・店頭取引の通貨オプション、債券オプション、金利スワップ、通貨スワップ、スワップ・オプション、キャップおよびフロア、金融先物、店頭オプションおよび債券先渡契約からの収益を含みます。

(3) 為替の直物、先物、オプションおよびスワップからの収益ならびに為替差損益を含みます。

(4) 普通株式、優先株式、優先転換株式、転換社債、株式連動債、ならびに取引所・店頭取引の株式オプションおよびワラントからの収益を含みます。

(5) 主に、原油、精製石油製品、天然ガスおよびその他の商品取引からの収益を含みます。

(6) 仕組クレジット商品からの収益を含みます。

7. インセンティブ・プラン

自由裁量による年次インセンティブ報奨

シティグループは、シティグループの全世界の従業員の大部分を対象とした自由裁量による年次インセンティブ報奨の一環として、即時の現金賞与ならびに様々な形式の即時および繰延の報奨を付与しています。株式報酬プログラムの一環としてシティグループが発行する普通株式の大部分は、これらの報奨の株式構成要素の権利確定分に充てられることになります。

自由裁量による年次インセンティブ報奨は、通常、前年度の業績に基づき年度の第1四半期に付与されます。100,000米ドル（または現地通貨建同等額）未満の報奨は、全額即時に現金賞与の形で支払われます。シティグループの方針および／または規制要件に沿って、特定の従業員および役員は、インセンティブの支払の繰延が必須とされ、通常、報奨の25%から60%を制限株式もしくは繰延株式、繰延現金株式ユニットまたは繰延現金報奨の組合せで受領します。EU諸国の多くの従業員に対する自由裁量による年次インセンティブ報奨は、報奨合計にかかわらず繰延要件が課せられ、株式支払または株式ユニット報奨の形式で即時に譲渡されたインセンティブの50%は、売却または譲渡の制限対象あるいは継続保有の対象（通常6ヶ月間）となっています。

繰延年次インセンティブ報奨は、1種類以上の報奨のタイプ（シティの資本蓄積プログラム（以下「CAP」といいます。）に基づく制限株式報奨もしくは繰延株式報奨、またはシティの繰延現金報奨制度に基づく繰延現金株式ユニットおよび／もしくは繰延現金報奨）で付与される場合があります。適用される報奨の組合せは、従業員の最低繰延要件および雇用される国により異なります。

一部の例外（主に退職適格従業員）を除いて、CAP報奨、繰延現金株式ユニットおよび繰延現金報奨の権利確定には、シティグループで引き続き勤務していることが要件とされます。退職適格従業員およびその他の条件を満たす参加者の退職後の権利確定は通常、シティグループが一定の条件に基づいて雇用関係を中止した場合を除き、残る権利確定期間中にシティグループとの競合を避けることが条件となっています。

通常、繰延報奨は3年間または4年間にわたり均等割り当てにより権利が確定します。権利確定したCAP報奨は、普通株式が引き渡されます。繰延現金報奨は未払現金とされ、名目固定利付とされますが、当該金利は対象元本である報奨額が権利確定した場合にのみ支払われます。繰延現金株式ユニットは、対象株式の権利確定時の価額に相当する現金で支払われます。EU諸国では通常、権利確定したCAP株式は、権利確定後に売却または譲渡の制限対象とされ、権利確定した繰延現金報奨および繰延現金株式ユニットは支払制限の対象（通常、各ケース6ヶ月間）とされます。

2011年1月以降に付与された権利未確定のCAP報奨、繰延現金株式ユニットおよび繰延現金報奨は、特定の状況において適用される1つまたは複数のクローバック条項の対象とされ、これには、従業員のリスク制限違反またはその他の不正行為、あるいは報奨が虚偽記載の利益に基づく場合が含まれます。2013年2月以降に一部の従業員に付与されたCAP報奨、2016年2月以降に一部の従業員に付与された繰延現金株式ユニットおよび2012年1月に一部の従業員に付与された繰延現金報奨は、計算式による業績連動の権利確定条件の対象とされ、これに従って、権利確定予定日の前暦年における参加者の事業により税引前損失が発生した場合の金額に基づき権利確定予定の金額から控除されます。2013年2月以降に付与されたCAP報奨および2016年2月以降に付与された繰延現金株式ユニットについては、少なくとも20%の減額が当初の損失額について適用されます。

さらに、2013年2月以降に一部の従業員に付与された繰延現金報奨は、自由裁量による業績連動の権利確定条件の対象となり、従業員が「重大な責任」を負うような「重大な不利な結果」が生じた場合に、権利確定予定の金額が減額される場合があります。当該従業員に2014年2月以降に付与された繰延現金報奨は、追加クローバック条項の対象とされ、従業員が不正行為または重大な軽率判断を行った場合、あるいは当該行為を行った従業員に対する監督を怠ったか、上申を怠った者に対して、権利未確定の報奨が取り消される場合があります。

特定のCAP報奨およびその他の株式報奨（一部の自由裁量によるクローバック条項の対象とされるEU諸国の参加者に対するものを含みます。）は変動会計の適用を受けており、これにより、報奨が現金または株式で決済される日まで、シティグループの普通株式の価額の変動とともに、関連する報奨の価値は変動します。これらの報奨に関する費用計上額の合計は、決済日まで確定しません。

雇用契約時の報奨および長期リテンション報奨

年度を通じた様々なタイミングで、シティの新規雇用促進を目的とした雇用契約時報奨、または能力の高い従業員に対する長期リテンション報奨として、株式報奨および繰延現金報奨の付与が行われます。

これらの報奨に係る権利確定期間およびその他の諸条件は、付与ごとに異なります。権利確定のためには、受領者は通常、死亡、障がい、または解雇（ただし「重大な不正行為」による場合を除きます。）を除いて権利確定日まで継続的に勤務している必要があります。これらの報奨では通常、退職適格参加者による退職後権利確定は行われません。

株式報奨未行使残高（権利未確定分）

自由裁量による年次インセンティブまたは雇用契約時の報奨および長期リテンション報奨として付与された権利未確定の株式報奨の状況に関する要約は、以下のとおりです。

権利未確定株式報奨	株式数	付与日の1株当たり 加重平均公正価値
2016年1月1日現在の未確定権利	41,860,291	\$ 45.73
付与 ⁽¹⁾	23,355,805	37.35
取消	(1,522,125)	43.76
権利確定 ⁽²⁾	(21,021,795)	41.63
2016年12月31日現在の未確定権利	42,672,176	\$ 43.24

(1) 2015年度および2014年度に付与された株式の加重平均公正価値は、それぞれ50.33ドルおよび49.65ドルでした。

(2) 2016年度に権利が確定した株式の加重平均公正価値は、1株当たり約40.08ドルでした。

2016年12月31日現在、権利未確定の株式報奨に関連する未認識報酬費用合計（権利失効の見積による影響を控除後）は597百万ドルでした。当該費用は、1.6年の加重平均期間にわたり認識される予定です。ただし、報奨のうち変動会計の対象となる部分の価値はシティグループの普通株式価額の変動に伴い変動します。

業績連動株式ユニット

2013年2月19日に、特定の執行役員に対して2012年度の業績に対する業績連動株式ユニット（以下「PSU」といいます。）の目標数が付与され、2014年2月18日、2015年2月18日および2016年2月16日に、より広い範囲の役員に対して報奨日の前年度の業績に対するPSUの目標数が付与されました。2016年より前に付与されたPSUは、シティグループが、報奨が付与された年度から3年間のシティグループの資産利益率および同業他社と比較した相対的な株主総利回りに関する特定の業績目標を達成した場合にのみ稼得されます。最終的に稼得される実際の金額は、業績目標が達成されない場合のゼロから、業績目標を大幅に上回る場合の目標数の150%まで変動します。PSU 1単位の価額は、シティの普通株式1株の価額に相当します。

2016年2月16日に付与されたPSUは、同業他社と比較したシティグループの相対的な株主総利回りに基づき、3年間の業績期間にわたり稼得されます。最終的に稼得される実際の金額は、業績目標が達成されない場合のゼロから、業績目標を大幅に上回る場合の目標数の150%まで変動します。3年間の業績期間における株主総利回りがマイナスの場合、シティの業績が同業他社を上回っているかどうかにかかわらず、執行役員が稼得できるのはPSUの目標数の100%以下です。PSU 1単位の価額は、シティの普通株式1株の価額に相当します。

PSUには変動会計が適用されるため、報奨の価額は、業績期間末後に報奨が現金のみで決済されるまで、シティグループの株価の変動や各報奨に対する特定の業績目標の達成度合いに伴い変動します。報奨の価額は、業績目標の影響を受け、評価における複数の仮定（各報奨の特定の業績目標が達成される可能性を含みます。）を組み込んだシミュレーション・モデルを用いて見積られます。モデルに用いられる無リスク金利は、該当する米国債のイールドカーブに基づいています。報奨に関するその他の重要な仮定は以下のとおりです。

評価における仮定	2016年	2015年	2014年
予想変動率	24.37%	27.13%	39.12%
予想配当利回り	0.40%	0.08%	0.08%

2016年度における業績連動株式ユニットの増減の概要は以下のとおりです。

業績連動株式ユニット	単位数	付与日の1単位当たり 加重平均公正価値
期首残高	1,357,257	\$ 45.45
付与 ⁽¹⁾	772,653	27.03
取消	(91,597)	42.26
支払	(193,753)	42.26
期末残高	1,844,560	\$ 38.22

(1) 2015年度および2014年度に付与されたユニットの付与日の加重平均公正価値は、それぞれ1単位当たり44.07ドルおよび48.34ドルでした。

ストック・オプション・プログラム

ストック・オプションは、2009年度以降、年次インセンティブ報奨プログラムの一環としてはシティの従業員に付与されていません。

未行使のストック・オプションはすべて完全に権利が確定しており、関連費用は過去の期間において損益計算書の費用として認識されています。通常、未行使のストック・オプションの期間は6年間で、一部のストック・オプションには様々な譲渡制限が付されています。2016年12月31日に終了した事業年度において、このプログラムに基づく従業員のストック・オプションの行使によって受け取った現金は約53百万ドルでした。

シティグループのストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプションの変動は以下に示されています。

	2016年			2015年			2014年		
	オプション	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値	オプション	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値	オプション	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値
期首残高	6,656,588	\$ 67.92	\$ —	26,514,119	\$48.00	\$ 6.11	31,508,106	\$50.72	\$ 1.39
取消	(25,334)	40.80	—	(7,901)	40.80	—	(28,257)	40.80	—
行使期限切れ	(2,613,909)	48.80	—	(1,646,581)	40.85	—	(602,093)	242.43	—
行使	(2,489,949)	49.10	6.60	(18,203,048)	41.39	13.03	(4,363,637)	40.82	11.37
期末残高	1,527,396	\$131.78	\$ —	6,656,588	\$67.92	\$ —	26,514,119	\$48.00	\$ 6.11
期末現在行使可能	1,527,396			6,656,588			26,514,119		

次表は、2016年12月31日現在のシティグループのストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプション残高についての概要です。

行使価格の範囲	オプション残高			行使可能オプション	
	未行使数	加重平均残存契約期間	加重平均行使価格	行使可能数	加重平均行使価格
\$39.00—\$99.99	700,892	3.0年	\$ 43.45	700,892	\$ 43.45
\$100.00—\$199.99	502,416	2.0年	147.13	502,416	147.13
\$200.00—\$299.99	124,088	1.1年	240.28	124,088	240.28
\$300.00—\$399.99	200,000	1.1年	335.50	200,000	335.50
2016年12月31日現在の合計	1,527,396	2.2年	\$131.78	1,527,396	\$131.78

その他の変動インセンティブ報酬

シティグループは、特に販売、業務上の卓越性および顧客満足度の分野での業績を動機付けするため、またその報酬として、全世界で様々なインセンティブ・プランを有しています。これらの制度への参加は通常、自由裁量による年次インセンティブ報奨を受ける資格のない従業員に限定されています。

要約

変動会計の対象となる報奨を除いて、株式報奨として認識される費用の合計額は、当該報奨の付与日における公正価値を表しています。この費用の合計額は、退職適格従業員に付与された報奨や権利が即時に確定する報奨を除き、通常、権利確定期間にわたる損益への計上として認識されます。退職適格従業員に報奨が付与された場合または付与が見込まれる場合はいつでも、適用される退職適格条件がいつ充足されたか、またはいつ充足される予定かに基づいて損益への計上が前倒しにされます。当該従業員が付与日に退職適格である場合、あるいは当該報奨の権利が付与日に確定する場合は、費用全体が付与日の前年度に認識されます。

シティグループの株式報奨の受領者は通常、権利確定または行使により株式を受領するまで、または適用される必須保有期間が経過するまでは、株主としての権利は有しません。ただし、制限株式報奨または繰延株式報奨および繰延現金株式ユニット報奨の受領者は、権利確定期間中に配当金または配当相当額の支払を受け取る権利を有する場合があります。また制限株式報奨の受領者は、通常、権利確定期間中に報奨の株式について議決権を有します。株式報奨の権利が確定した後、特定の期間売却または譲渡が制限されていない限り、株式は自由に譲渡可能になります。

2005年4月19日以降に付与された株式報奨はすべて、全員社外取締役で構成されているシティグループの取締役会の人事・報酬委員会によって管理されている株主承認済株式インセンティブ・プランに基づき付与されています。

2016年12月31日現在、シティグループの普通株式約52.1百万株が、現在株式報奨の付与が実施される唯一の制度であるシティグループの2014ストック・インセンティブ・プランに基づき付与されることが認められています。

2014ストック・インセンティブ・プランおよびこれに先立つプランでは、本制度に基づき付与する報奨に関して自己株式または新株の使用が認められています。2012年度から2015年度において年次繰延株式報奨の大部分の権利確定分を決済するために、新株が発行されました。2016年度および2017年度第1四半期においては、証券関連法令が新株を求めている場合を除き、権利確定分の決済に自己株式が使用されました。株式報奨の決済に自己株式または新株を使用することにより、連結損益計算書に計上された株式報奨の償却額に影響はありません。

インセンティブ報酬費用

次表は、上記の特定のインセンティブ報酬プログラムに関連する報酬費用の内訳を示しています。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
退職適格従業員に付与する予定の報奨に関する費用	\$ 555	\$ 541	\$ 525
繰延現金報奨、繰延現金株式ユニットおよび 業績連動株式ユニットの償却費	336	325	311
権利が即時に確定する株式報奨費用 ⁽¹⁾	73	61	51
制限株式報奨および繰延株式報奨の償却費 ⁽²⁾	509	461	668
オプション費用	—	—	1
その他の変動インセンティブ報酬	710	773	803
利益分配制度	—	—	1
合計	\$2,183	\$2,161	\$2,360

(1) 通常は現金報奨の代わりに株式により支払われる、権利が即時に確定する株式報奨に関する費用を表しています。費用は通常、付与日より前の年度の現金インセンティブ報酬として繰延されます。

(2) すべての会計期間には、非退職適格従業員に付与された権利未確定報奨の償却費用のすべてが含まれています。償却は、見積り権利失効分を控除後の金額で計上されています。

報奨未行使残高（権利未確定分）に関連する将来の費用

シティは、2016年度およびそれ以前の年度の業績に対して報奨を付与した結果、将来の期間に報酬費用を計上する予定です。報奨には将来満たされる勤務条件またはその他の条件が含まれていることから、すでに付与されている報奨の費用は当該将来期間にわたって認識されます。これらの報奨のうち変動会計の対象となる部分は、シティグループの普通株式の株価の変動に伴い費用の金額が変動することになります。シティが予想する将来の費用（これから発生する失効、取消、クローバック条項および人員削減に関連する前倒しでの計上の影響を除きます。）の概要は、以下の表のとおりです。

(単位：百万ドル)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 以降 ⁽¹⁾	合計
2016年度およびそれ以前に付与された報奨：					
繰延株式報奨	\$ 304	\$ 177	\$ 76	\$ 5	\$ 562
繰延現金報奨	182	96	36	3	317
すでに付与された報奨に関連する将来の費用	\$ 486	\$ 273	\$ 112	\$ 8	\$ 879
2017年度に付与される報奨に関連する 将来の費用 ⁽²⁾	242	181	145	101	669
合計	\$ 728	\$ 454	\$ 257	\$ 109	\$1,548

(1) 主に2020年度です。

(2) 2016年度の勤務に対して付与されるシティの自由裁量による年次インセンティブ報奨の一環として2017年2月16日頃に付与される報奨です。

8. 退職給付

年金制度および退職後制度

当社は米国内の特定の従業員を対象とするいくつかの非拠出型確定給付年金制度、ならびに米国外の従業員を対象とする様々な確定給付年金・離職補償制度を有しています。

米国内の適格確定給付制度は、2008年1月1日付でほぼすべての従業員について停止されました。したがって、2007年度より後に、既存制度参加者のキャッシュ・バランス部分に計上される追加の報奨に基づく拠出金はありません。しかし、従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員の給付については引き続き未払計上されます。当社はまた、一定の資格を有する米国内の退職従業員および米国外の一定の資格を有する従業員に対し、退職後健康保険および生命保険給付を提供しています。

また当社は多数の非拠出型非適格年金制度のスポンサーとなっています。これらの制度は、非積立型であり、米国内の特定の従業員に対して補完的確定年金給付を行うものです。従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員を除き、当該制度に基づく給付は過年度に停止されました。

当社の最も重要性の高い年金および退職後給付制度（以下「重要な制度」といいます。）の制度債務、制度資産および制度期間費用は、年1回ではなく四半期ごとに測定および開示されます。重要な制度は、2016年12月31日現在の当社の全世界の年金および退職後制度債務の約90%を占めていました。その他すべての制度（以下「その他すべての制度」といいます。）は年1回、12月31日を測定日として測定が行われます。

正味（便益）費用

次表は、重要な制度およびその他すべての制度に該当する年金制度および退職後制度に関して連結損益計算書に認識された正味（便益）費用の内訳の要約です。

(単位：百万ドル)	年金制度						退職後給付制度					
	米国内制度			米国外制度			米国内制度			米国外制度		
	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年
適格制度												
当年度中に稼得された給付	\$ 3	\$ 4	\$ 6	\$154	\$168	\$178	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 10	\$ 12	\$ 15
給付債務に係る利息費用	520	553	541	282	317	376	25	33	33	94	108	120
制度資産期待収益	(886)	(893)	(878)	(287)	(323)	(384)	(9)	(3)	(1)	(86)	(105)	(121)
未認識債務の償却費												
過去勤務（給付）費用	—	(3)	(3)	(1)	2	1	—	—	—	(10)	(11)	(12)
正味年金数理損失	160	139	105	69	73	77	(1)	—	—	30	43	39
縮小損失（利益） ⁽¹⁾	13	14	—	(2)	—	14	—	—	—	—	(1)	—
清算損失（利益） ⁽¹⁾	—	—	—	6	44	53	—	—	—	—	—	—
特別退職給付 ⁽¹⁾	—	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—
正味適格制度（便益）費用	\$(190)	\$(186)	\$(229)	\$221	\$281	\$324	\$ 15	\$ 30	\$ 32	\$ 38	\$ 46	\$ 41
非適格制度費用	\$ 40	\$ 43	\$ 45	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
正味（便益）費用合計	\$(150)	\$(143)	\$(184)	\$221	\$281	\$324	\$ 15	\$ 30	\$ 32	\$ 38	\$ 46	\$ 41

(1) 縮小、清算および特別退職給付に起因する損失および利益は、事業再編および売却措置に関連しています。

確定給付年金制度に関して、2017年度に「その他包括利益（損失）累計額」から償却され、正味費用に計上される見積正味年金数理損失および過去勤務（給付）費用はそれぞれ約233百万ドルおよび(2)百万ドルです。

退職後制度に関する2017年度の見積正味年金数理損失および過去勤務（給付）費用の償却額はそれぞれ約28百万ドルおよび(9)百万ドルです。

拠出

当社の米国内および米国外の年金および退職後制度の積立慣行は、一般的に、適用される現地の法規制に従って最低積立要求額まで積み立てることになっています。当社は、適切であれば、最低拠出金額以上に拠出することもあります。さらに、経営陣は積立慣行を変更することもできます。2016年度または2015年度の米国年金制度について最低限要求される現金拠出はありませんでした。

以下の表は、2016年および2015年12月31日に終了した事業年度の実際の当社の拠出額ならびに2017年度について見積られた当社の予想拠出額を要約したものです。拠出の決定は市場実績、税金検討結果および規制要件などの様々な要素による影響を受けるため、見積拠出額は変更される可能性があります。

当社の拠出の要約

(単位：百万ドル)	年金制度 ⁽¹⁾						退職後給付制度 ⁽¹⁾					
	米国内制度 ⁽²⁾			米国外制度			米国内制度			米国外制度		
	2017年	2016年	2015年	2017年	2016年	2015年	2017年	2016年	2015年	2017年	2016年	2015年
当社の拠出額	\$ —	\$ 500	\$ —	\$ 90	\$ 82	\$ 92	\$ —	\$ —	\$ 174	\$ 4	\$ 4	\$ 4
当社が直接支払う給付額	71	56	52	44	44	42	—	6	61	5	5	5

(1) 2017年度の報告額は見積額です。

(2) 米国内の年金制度には、非適格年金制度について当社が直接支払った給付額が含まれます。

積立状況およびその他包括利益累計額

次表は、当社の年金および退職後制度に関する積立状況および連結貸借対照表認識額の要約です。

(単位：百万ドル)	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
予測給付債務の増減								
適格制度								
予測給付債務期首残高	\$13,231	\$14,060	\$ 6,534	\$ 7,252	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527
当年度中に稼得した給付	3	4	154	168	—	—	10	12
給付債務に係る利息費用	520	553	282	317	25	33	94	108
制度修正	—	—	(28)	6	—	—	—	—
年金数理損失（利益）	351	(649)	589	(28)	(105)	(55)	3	(88)
支払給付（参加者拠出額控除後）	(722)	(751)	(323)	(294)	(64)	(90)	(59)	(57)
政府の補助金見込額	—	—	—	—	13	12	—	—
売却	—	—	(22)	(147)	—	—	—	—
清算（利益）損失 ⁽¹⁾	—	—	(38)	(61)	—	—	—	—
縮小（利益）損失 ⁽¹⁾	13	14	(15)	(8)	—	—	(4)	—
外国為替の影響およびその他	(125)	—	(611)	(671)	—	—	(194)	(211)
適格制度	\$13,271	\$13,231	\$ 6,522	\$ 6,534	\$ 686	\$ 817	\$ 1,141	\$ 1,291
非適格制度	729	712	—	—	—	—	—	—
予測給付債務期末残高	\$14,000	\$13,943	\$ 6,522	\$ 6,534	\$ 686	\$ 817	\$ 1,141	\$ 1,291

(1) 縮小および清算（利益）損失は、事業再編および売却措置に関連しています。

	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
(単位：百万ドル)								
制度資産の増減								
適格制度								
制度資産公正価値期首残高	\$12,137	\$13,071	\$ 6,104	\$ 7,057	\$ 166	\$ 10	\$ 1,133	\$ 1,384
制度資産の収益実績	572	(183)	967	56	8	(1)	122	(5)
当社の拠出額	500	—	126	134	6	235	9	9
制度参加者の拠出額	—	—	5	5	49	49	—	—
売却	—	—	(5)	(131)	—	—	—	—
清算	—	—	(38)	(61)	—	—	—	—
支払給付（政府補助金控除後）	(722)	(751)	(329)	(299)	(100)	(127)	(59)	(57)
外国為替の影響およびその他	(124)	—	(681)	(657)	—	—	(190)	(198)
適格制度	\$12,363	\$12,137	\$ 6,149	\$ 6,104	\$ 129	\$ 166	\$ 1,015	\$ 1,133
非適格制度	—	—	—	—	—	—	—	—
制度資産公正価値期末残高	\$12,363	\$12,137	\$ 6,149	\$ 6,104	\$ 129	\$ 166	\$ 1,015	\$ 1,133
制度の積立状況								
適格制度⁽¹⁾	\$ (908)	\$ (1,094)	\$ (373)	\$ (430)	\$ (557)	\$ (651)	\$ (126)	\$ (158)
非適格制度⁽²⁾	(729)	(712)	—	—	—	—	—	—
期末日現在における制度の積立状況	\$ (1,637)	\$ (1,806)	\$ (373)	\$ (430)	\$ (557)	\$ (651)	\$ (126)	\$ (158)
認識された正味金額								
適格制度								
給付資産	\$ —	\$ —	\$ 711	\$ 726	\$ —	\$ —	\$ 166	\$ 115
給付債務	(908)	(1,094)	(1,084)	(1,156)	(557)	(651)	(292)	(273)
適格制度	\$ (908)	\$ (1,094)	\$ (373)	\$ (430)	\$ (557)	\$ (651)	\$ (126)	\$ (158)
非適格制度	(729)	(712)	—	—	—	—	—	—
貸借対照表に認識された正味金額	\$ (1,637)	\$ (1,806)	\$ (373)	\$ (430)	\$ (557)	\$ (651)	\$ (126)	\$ (158)
その他包括利益（損失）累計額に認識された金額								
適格制度								
正味移行債務	\$ —	\$ —	\$ (1)	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
過去勤務給付	—	—	29	5	—	—	98	125
正味年金数理利益（損失）	(6,612)	(6,107)	(1,302)	(1,613)	106	3	(399)	(547)
適格制度	\$ (6,612)	\$ (6,107)	\$ (1,274)	\$ (1,609)	\$ 106	\$ 3	\$ (301)	\$ (422)
非適格制度	(296)	(266)	—	—	—	—	—	—
持分に認識された正味金額（税引前）	\$ (6,908)	\$ (6,373)	\$ (1,274)	\$ (1,609)	\$ 106	\$ 3	\$ (301)	\$ (422)
累積給付債務								
適格制度	\$13,268	\$13,226	\$ 6,090	\$ 6,049	\$ 686	\$ 817	\$ 1,141	\$ 1,291
非適格制度	726	706	—	—	—	—	—	—
累積給付債務期末残高	\$13,994	\$13,932	\$ 6,090	\$ 6,049	\$ 686	\$ 817	\$ 1,141	\$ 1,291

- (1) 米国内の適格年金制度は、2017年1月1日現在、従業員退職所得保障法（以下「ERISA」といいます。）の特定の積立規則に基づいて全額積み立てられており、2017年度について最低積立要求額はありません。
- (2) 当社の非適格制度は非積立型です。

次表は、当社の年金制度、退職後制度および雇用後制度に関する「その他包括利益（損失）累計額」の増減を示しています。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
期首残高（税引後） ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (5,116)	\$ (5,159)	\$ (3,989)
年金数理上の仮定の変動および制度の実績	(854)	898	(3,404)
実現収益と期待収益の差額による資産運用利益（損失）（正味）	400	(1,457)	833
償却額（正味）	232	236	202
過去勤務（費用）給付	28	(6)	13
縮小／清算による利益 ⁽³⁾	17	57	67
外国為替の影響およびその他	99	291	459
繰延税金の変動（正味）	30	24	660
増減（税引後）	\$ (48)	\$ 43	\$ (1,170)
期末残高（税引後） ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (5,164)	\$ (5,116)	\$ (5,159)

(1) 「その他包括利益（損失）累計額」の正味残高の詳細については、当連結財務諸表注記19をご参照ください。

(2) 米国外の特定の利益分配制度に係る税引後の金額が含まれています。

(3) 縮小および清算利益は、事業再編および売却措置に関連しています。

2016年および2015年12月31日現在の、予測給付債務（以下「PB0」といいます。）が制度資産を超過しているすべての確定給付年金制度および累積給付債務（以下「AB0」といいます。）が制度資産を超過しているすべての確定給付年金制度のPB0の総額、AB0の総額および制度資産の公正価値の総額は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	制度資産の公正価値を超えるPB0				制度資産の公正価値を超えるAB0			
	米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度		米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
予測給付債務	\$14,000	\$13,943	\$2,484	\$3,918	\$14,000	\$13,943	\$2,282	\$2,369
累積給付債務	13,994	13,932	2,168	3,488	13,994	13,932	2,012	2,047
制度資産の公正価値	12,363	12,137	1,399	2,762	12,363	12,137	1,224	1,243

(1) 2016年および2015年12月31日現在、米国内の適格制度および非適格制度の双方において、PB0の総額およびAB0の総額が制度資産を上回りました。

制度の仮定

当社は、制度の債務および費用を決定するため多数の仮定を利用しています。これらの仮定が1つまたは複数変更されると、当社の年金PB0および退職後PB0、積立状況および（給付）費用に影響を及ぼします。PB0および制度資産の公正価値の変動により制度の積立状況が変動すると、それに対応して「その他包括利益（損失）累計額」に影響が生じます。

次表の12月31日に終了した各事業年度における年金数理上の仮定は、年度末現在のPB0およびその後の年度（期間）における正味期間（給付）費用の測定に用いられています。シティの重要な制度は、四半期ごとに測定されているため、翌年度第1四半期における正味期間（給付）費用の計算には、当該制度に係る年度末現在の割引率が用いられます。この四半期ごとの測定プロセスの結果、重要な制度に係る正味期間（給付）費用は、直前の四半期末現在の割引率（次表に表示されている米国内および米国外の年金および退職後制度に係る割引率）に基づき、各四半期末現在で計算されています。その他すべての制度の年金数理上の仮定は年1回測定されます。

当社の年金制度および退職後給付債務ならびに正味給付費用の決定に際して用いられた特定の仮定は、以下のとおりです。

期末現在 割引率	2016年	2015年
米国内制度		
適格年金	4.10%	4.40%
非適格年金	4.00	4.35
退職後	3.90	4.20
米国外年金制度		
範囲	0.25 から 72.50	0.25 から 42.00
加重平均	4.40	4.76
米国外退職後制度		
範囲	1.75 から 11.05	2.00 から 13.20
加重平均	8.27	7.90
将来の昇給率 ⁽¹⁾		
米国外年金制度		
範囲	1.25 から 70.00	1.00 から 40.00
加重平均	3.21	3.24
資産期待収益		
米国内制度	6.80	7.00
米国外年金制度		
範囲	1.00 から 11.50	1.60 から 11.50
加重平均	4.55	4.95
米国外退職後制度		
範囲	8.00 から 10.30	8.00 から 10.70
加重平均	8.02	8.01

(1) 米国内制度については重要ではありませんでした。

当年度中	2016年	2015年	2014年
割引率			
米国内制度			
適格年金	4.40%/3.95%/ 3.65%/3.55%	4.00%/3.85%/ 4.45%/4.35%	4.75%/4.55%/ 4.25%/4.25%
非適格年金	4.35/3.90/ 3.55/3.45	3.90/3.70/ 4.30/4.25	4.75
退職後	4.20/3.75/ 3.40/3.30	3.80/3.65/ 4.20/4.10	4.35/4.15/ 3.95/4.00
米国外年金制度 ⁽¹⁾			
範囲	0.25 から 42.00	1.00 から 32.50	1.60 から 29.25
加重平均	4.76	4.74	5.60
米国外退職後制度 ⁽¹⁾			
範囲	2.00 から 13.20	2.25 から 12.00	3.50 から 11.90
加重平均	7.90	7.50	8.65
将来の昇給率⁽²⁾			
米国外年金制度 ⁽¹⁾			
範囲	1.00 から 40.00	0.75 から 30.00	1.00 から 26.00
加重平均	3.24	3.27	3.40
資産期待収益			
米国内制度	7.00	7.00	7.00
米国外年金制度 ⁽¹⁾			
範囲	1.60 から11.50	1.30 から11.50	1.20 から11.50
加重平均	4.95	5.08	5.68
米国外退職後制度 ⁽¹⁾			
範囲	8.00 から 10.70	8.50 から 10.40	8.50 から 8.90
加重平均	8.01	8.51	8.50

(1) 重要な米国外の年金および退職後制度についての第1四半期の費用の算定に用いられた率を反映しています。

(2) 米国内制度については重要ではありませんでした。

割引率

米国内の年金および退職後制度に係る割引率は、各制度固有のキャッシュ・フローを用いたシティグループ独自の分析を参考に選定されており、合理性を担保するため、高格付けの社債の債券指数と比較されています。米国外の年金および退職後制度に係る割引率は、成熟した社債市場を有する国の格付けの高い社債利回りを参考に選定されています。ただし、成熟した社債市場が存在しない場合には、現地の国債利回り（社債の追加的なリスクを反映させるためにプレミアムが加算されます。）を参考に、割引率が選定されています。2016年12月31日より、割引率については、米国外の規模の大きい上位5ヶ国における制度では5ベース・ポイント単位に、日本における制度では10ベース・ポイント単位に、またその他すべての国における制度では25ベース・ポイント単位に丸めています。

期待収益率

当社は、米国内の年金および退職後制度の制度資産の期待収益率に係る仮定を、各資産クラスの予想収益率の範囲に重点を置く「ビルディング・ブロック」方式を用いて決定します。次に各資産クラスへの目標配分に基づいて、加重平均された名目収益率の範囲を決定します。過去の傾向に基づく予測の適正性を判断するために、過去数年に遡り様々な経済状況を加味した市場実績の評価を行っています。

当社は、期待収益率を予想収益の長期的な評価と考えており、投資戦略または経済状況に著しい変化が生じない限りこの仮定を変更することはありません。これは、割引率およびその他の特定の仮定の選択が一般に公正妥当と認められる会計原則に従って毎年（重要な制度については四半期ごとに）見直されていることとは対照的です。

米国内の年金および退職後制度の期待収益率は、2016年12月31日現在で6.80%、2015年および2014年12月31日現在では7.00%でした。この資産の期待収益率は予想される制度資産の年間評価額の上昇を反映しており、当該予想額により当社の年間年金費用は減少しています。資産の期待収益率は、年金に関する正味（便益）費用を算出するために、勤務費用、利息および年金費用のその他の構成要素の合計から控除されています。2016年度、2015年度および2014年度における米国内の年金制度の年金に関する正味（便益）費用は、期待収益の控除それぞれ886百万ドル、893百万ドルおよび878百万ドルを反映しています。

次表は、米国内の年金および退職後制度について、当社の2016年度、2015年度および2014年度の年金費用の決定に使用された制度資産の期待収益率および実際の収益率を示しています。

	2016年	2015年	2014年
期待収益率	7.00%	7.00%	7.00%
実際の収益率 ⁽¹⁾	4.90	(1.70)	7.80

(1) 実際の収益率は手数料控除前の数値で表示されています。

米国外年金制度について、2016年度の年金費用は期待収益287百万ドル分減少し、これに対し実際の収益は967百万ドルでした。2015年度および2014年度の年金費用は、期待収益それぞれ323百万ドルおよび384百万ドル分減少しました。

生命表

2016年12月31日現在、当社は米国内制度に対し「退職制度2014」（以下「RP-2014」といいます。）の生命表を引き続き適用しており、「死亡率予測2016」（以下「MP-2016」といいます。）の予測表を適用しました。

米国内制度	2016年 ⁽²⁾	2015年 ⁽³⁾
生命表 ⁽¹⁾		
年金	RP-2014/MP-2016	RP-2014/MP-2015
退職後	RP-2014/MP-2016	RP-2014/MP-2015

- (1) RP-2014の表は、ホワイトカラー向けのRP-2014の表であり、シティの制度参加者の平均余命が通常より低いことを反映して死亡率を4%増加させています。
- (2) MP-2016の予測スケールは、2011年から始まり、2032年までに最終的な年次改善率が0.75%に収束するように予測されています。
- (3) MP-2015の予測スケールは、2011年から始まり、2029年までに最終的な年次改善率が0.5%に収束するように予測されています。

主要な仮定の感応度

以下の表は、割引率の1パーセンテージ・ポイントの変化が年金費用に与える影響を要約したものです。

(単位：百万ドル)	1パーセンテージ・ポイントの増加			1パーセンテージ・ポイントの減少		
	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年
米国内制度	\$31	\$26	\$28	\$(47)	\$(44)	\$(45)
米国外制度	(33)	(32)	(39)	37	44	56

米国内の適格年金制度が停止されたため、将来の勤務費用のほとんどは消去され、損益償却期間は、停止された制度の参加者の平均余命に変更されました。これにより、米国内の適格年金制度の年金費用は、勤務費用よりも利息費用からの影響を受けることになり、割引率の上昇は、年金費用を増加させ、割引率の減少は年金費用を減少させます。

以下の表は、資産の期待収益率における1パーセンテージ・ポイントの変化が年金費用に与える影響を要約したものです。

(単位：百万ドル)	1パーセンテージ・ポイントの増加			1パーセンテージ・ポイントの減少		
	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年
米国内制度	\$(127)	\$(128)	\$(129)	\$127	\$128	\$129
米国外制度	(61)	(63)	(67)	61	63	67

医療費用変動率

医療費用変動率の仮定は以下のとおりです。

	2016年	2015年
米国内制度の医療費用増加率		
翌年度	6.50%	7.00%
費用増加が鈍化すると仮定される最終的な増加率	5.00	5.00
最終的な増加率に到達する年度 ⁽¹⁾	2023年	2020年

(1) 翌年度の増加率と最終的な増加率が異なる制度の加重平均値です。

	2016年	2015年
米国外制度の医療費用増加率（加重平均値）		
翌年度	6.86%	6.87%
費用増加が鈍化すると仮定される最終的な増加率	6.85	6.36
最終的な増加率に到達する年度の範囲	2017年から2029年	2016年から2029年

医療費用変動率の仮定における1パーセンテージ・ポイントの変化が与える影響は以下のとおりです。

	1パーセンテージ・ポイントの増加		1パーセンテージ・ポイントの減少	
	2016年	2015年	2016年	2015年
(単位：百万ドル)				
米国内制度				
退職後制度の発生給付および利息費用に与える影響額	\$ 1	\$ 2	\$ (1)	\$ (2)
退職後制度の累積退職後給付債務に与える影響額	30	45	(26)	(38)

	1パーセンテージ・ポイントの増加		1パーセンテージ・ポイントの減少	
	2016年	2015年	2016年	2015年
(単位：百万ドル)				
米国外制度				
退職後制度の発生給付および利息費用に与える影響額	\$ 12	\$ 15	\$ (10)	\$ (12)
退職後制度の累積退職後給付債務に与える影響額	144	156	(118)	(128)

制度資産

シティグループの米国内の年金および退職後制度の制度資産の公正価値に基づく資産グループ別の配分ならびに目標配分は以下のとおりです。

資産グループ ⁽¹⁾	目標資産配分	12月31日現在の 米国年金制度資産		12月31日現在の 米国退職後給付 制度資産	
	2017年	2016年	2015年	2016年	2015年
持分有価証券 ⁽²⁾	0 から 30%	18%	19%	18%	19%
負債証券	20 から 72	47	46	47	46
不動産	0 から 10	5	4	5	4
プライベート・エクイティ	0 から 12	4	6	4	6
その他の投資	12 から 29	26	25	26	25
合計		100%	100%	100%	100%

- (1) 米国内制度の資産配分は投資商品別ではなく投資戦略別に設定されます。例えば、基礎となる投資が不動産に対する投資であるプライベート・エクイティは、プライベート・エクイティではなく不動産の資産グループに分類されます。
- (2) 2016年度および2015年度末における米国内の年金および退職後制度の持分有価証券には、シティグループの普通株式は含まれていません。

第三者の投資マネージャーおよびアドバイザーが、シティグループの米国内の年金および退職後制度に対して各サービスを提供しています。当社の年金制度投資委員会が適切と判断した場合、資産の再配分が行われます。資産に関するシティグループの投資戦略は、シティグループの制度への拠出金との合計で、必要なすべての給付債務の支払能力を維持できる様々な資産グループにわたるグローバルな分散投資ポートフォリオを維持することです。

シティグループの米国外の年金および退職後制度の制度資産の公正価値に基づく資産グループ別の加重平均配分と実際の範囲、ならびに加重平均目標配分は以下のとおりです。

資産グループ ⁽¹⁾	米国外年金制度				
	目標資産配分	12月31日現在の 実際の範囲		12月31日現在の 加重平均	
	2017年	2016年	2015年	2016年	2015年
持分有価証券	0 から 63%	0 から 69%	0 から 68%	14%	16%
負債証券	0 から 100	0 から 100	0 から 100	79	77
不動産	0 から 18	0 から 18	0 から 18	1	1
その他の投資	0 から 100	0 から 100	0 から 100	6	6
合計				100%	100%

(1) 米国内制度と同様、特定の米国外の制度に対する資産の配分は、投資商品ではなく投資戦略により設定されています。

資産グループ ⁽¹⁾	米国外退職後制度				
	目標資産配分	12月31日現在の 実際の範囲		12月31日現在の 加重平均	
	2017年	2016年	2015年	2016年	2015年
持分有価証券	0 から 39%	0 から 38%	0 から 41%	38%	41%
負債証券	57 から 100	57 から 100	56 から 100	58	56
その他の投資	0 から 3	0 から 4	0 から 3	4	3
合計				100%	100%

(1) 米国内制度と同様、特定の米国外の制度に対する資産の配分は、投資商品ではなく投資戦略により設定されています。

公正価値の開示

公正価値の階層のレベル1、2および3ならびに当社が使用している評価技法の説明などの公正価値測定の情報については、当連結財務諸表注記1および注記25をご参照ください。ASU第2015-07号は、1株当たりNAVについて現実的な手段を用いて公正価値を測定する投資を公正価値階層において分類する要件を廃止しました。

評価技法および価格情報源の変更に伴い、年度中において、特定の投資に関する公正価値の階層について分類の振替を行う場合があります。2016年度および2015年度において、レベル1とレベル2の間の投資の重要な振替はありませんでした。

資産グループおよび公正価値の階層別の制度資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	米国内の年金および退職後給付制度 ⁽¹⁾			
	2016年12月31日現在の公正価値測定			
資産グループ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
米国株式	\$ 639	\$ —	\$ —	\$ 639
米国以外の株式	773	—	—	773
ミューチュアル・ファンド	216	—	—	216
合同運用ファンド	—	866	—	866
負債証券	1,297	2,845	—	4,142
年金契約	—	—	3	3
デリバティブ	8	543	—	551
その他の投資	—	—	2	2
投資合計	\$2,933	\$4,254	\$ 5	\$ 7,192
現金および短期投資	\$ 19	\$1,239	\$ —	\$ 1,258
その他の投資負債	(9)	(553)	—	(562)
公正価値で測定する投資(正味)	\$2,943	\$4,940	\$ 5	\$ 7,888
NAVで償還されるその他の投資債権				\$ 100
NAVで評価する有価証券				4,504
純資産合計				\$12,492

(1) 米国内の年金および退職後制度の投資は1つの信託で合同運用されています。2016年12月31日現在、米国内の年金および退職後制度の配分可能な利息はそれぞれ99.0%および1.0%でした。

米国内の年金および退職後給付制度 ⁽¹⁾				
2015年12月31日現在の公正価値測定				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産グループ				
米国株式	\$ 694	\$ —	\$ —	\$ 694
米国以外の株式	816	—	—	816
ミューチュアル・ファンド	223	—	—	223
合同運用ファンド	—	915	—	915
負債証券	1,172	2,761	—	3,933
年金契約	—	—	27	27
デリバティブ	6	521	—	527
その他の投資	—	—	147	147
投資合計	\$2,911	\$4,197	\$ 174	\$ 7,282
現金および短期投資	\$ 138	\$1,064	\$ —	\$ 1,202
その他の投資負債	(10)	(515)	—	(525)
公正価値で測定する投資 (正味)	\$3,039	\$4,746	\$ 174	\$ 7,959
NAVで償還されるその他の 投資債権				\$ 18
NAVで評価する有価証券				4,326
純資産合計				\$12,303

(1) 米国内の年金および退職後制度の投資は1つの信託で合同運用されています。2015年12月31日現在、米国内の年金および退職後制度の配分可能な利息はそれぞれ98.6%および1.4%でした。

(単位：百万ドル)

資産グループ

米国株式
米国以外の株式
ミューチュアル・ファンド
合同運用ファンド
負債証券
不動産
年金契約
デリバティブ
その他の投資

投資合計

現金および短期投資

その他の投資負債

**公正価値で測定する投資
(正味)**

NAVで評価する有価証券

純資産合計

米国外の年金および退職後給付制度

2016年12月31日現在の公正価値測定

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
米国株式	\$ 4	\$ 11	\$ —	\$ 15
米国以外の株式	87	174	1	262
ミューチュアル・ファンド	2,345	406	—	2,751
合同運用ファンド	22	—	—	22
負債証券	3,406	1,206	7	4,619
不動産	—	3	1	4
年金契約	—	1	36	37
デリバティブ	—	43	—	43
その他の投資	1	—	159	160
投資合計	\$5,865	\$1,844	\$204	\$7,913
現金および短期投資	\$ 116	\$ 2	\$ —	\$ 118
その他の投資負債	(1)	(960)	—	(961)
公正価値で測定する投資 (正味)	\$5,980	\$ 886	\$204	\$7,070
NAVで評価する有価証券				\$ 92
純資産合計				\$7,162

(単位：百万ドル)

資産グループ

米国株式
米国以外の株式
ミューチュアル・ファンド
合同運用ファンド
負債証券
不動産
年金契約
その他の投資

投資合計

現金および短期投資

その他の投資負債

**公正価値で測定する投資
(正味)**

NAVで評価する有価証券

純資産合計

米国外の年金および退職後給付制度

2015年12月31日現在の公正価値測定

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
米国株式	\$ 5	\$ 11	\$ —	\$ 16
米国以外の株式	74	222	47	343
ミューチュアル・ファンド	2,935	—	—	2,935
合同運用ファンド	26	—	—	26
負債証券	2,995	1,215	5	4,215
不動産	—	3	1	4
年金契約	—	1	41	42
その他の投資	1	—	163	164
投資合計	\$6,036	\$1,452	\$257	\$7,745
現金および短期投資	\$ 73	\$ 2	\$ —	\$ 75
その他の投資負債	—	(690)	—	(690)
公正価値で測定する投資 (正味)	\$6,109	\$ 764	\$257	\$7,130
NAVで評価する有価証券				\$ 107
純資産合計				\$7,237

レベル3 ロールフォワード

当年度中のレベル3資産の期首および期末残高の調整は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

米国内の年金および退職後給付制度						
資産グループ	2015年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期首残高	実現利益 (損失)	未実現利益 (損失)	購入、 売却、発行	レベル3 への／からの 振替	2016年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期末残高
年金契約	\$ 27	\$ —	\$ (3)	\$ (21)	\$ —	\$ 3
その他の投資	147	8	(10)	(143)	—	2
米国株式	—	(2)	2	—	—	—
投資合計	\$174	\$ 6	\$ (11)	\$ (164)	\$ —	\$ 5

(単位：百万ドル)

米国内の年金および退職後給付制度						
資産グループ	2014年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期首残高 ⁽¹⁾	実現利益 (損失)	未実現利益 (損失)	購入、 売却、発行	レベル3 への／からの 振替	2015年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期末残高
年金契約	\$ 59	\$ —	\$ (4)	\$ (28)	\$ —	\$ 27
その他の投資	161	(1)	(9)	(4)	—	147
投資合計	\$220	\$ (1)	\$ (13)	\$ (32)	\$ —	\$174

(1) 期首残高は、NAVで評価する投資2,496百万ドルを含めないように調整されています。

(単位：百万ドル)

米国外の年金および退職後給付制度					
資産グループ	2015年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期首残高	未実現利益 (損失)	購入、売却、 発行	レベル3 への／からの 振替	2016年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期末残高
米国以外の株式	\$ 47	\$ (3)	\$ (2)	\$ (41)	\$ 1
負債証券	5	—	2	—	7
不動産	1	—	—	—	1
年金契約	41	(4)	(1)	—	36
その他の投資	163	4	(8)	—	159
投資合計	\$257	\$ (3)	\$ (9)	\$ (41)	\$204

(単位：百万ドル)

米国外の年金および退職後給付制度

資産グループ	2014年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期首残高 ⁽¹⁾	未実現利益 (損失)	購入、売却、 発行	レベル3 への／からの 振替	2015年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期末残高
米国以外の株式	\$ 48	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ 47
負債証券	6	(1)	—	—	5
不動産	—	—	—	1	1
年金契約	32	2	4	3	41
その他の投資	165	(2)	2	(2)	163
投資合計	\$251	\$ (2)	\$ 6	\$ 2	\$257

(1) 期首残高は、NAVで評価する投資5百万ドルを含めないように調整されています。

投資戦略

当社の年金および退職後基金のグローバルな投資戦略は、参加者に対し給付を提供することだけを目的として慎重に投資することです。投資戦略は、当社の基金への拠出金との合計で、必要なすべての給付債務に対する支払能力を維持できる収益を生むことを目標としています。資産の種類を分散し、国内・国外の株式、確定収益証券ならびに現金および短期投資に投資することによりリスクを管理しています。米国外のほとんどの国における目標資産配分は、主に株式または債券で保有することです。このような配分は、該当する債務の性質やその他様々な地域の事情によって地域および国ごとに異なります。米国外の拠出型制度の制度資産配分の実際の範囲が広いのは、各地の法的要件および経済状況が異なっているためです。例えば、国によっては、現地の法律によってすべての年金制度資産は確定収益投資、政府の基金あるいは現地の有価証券に投資することが要求される場合もあります。

制度資産におけるリスクの著しい集中

当社の年金制度資産は、個々の投資による影響を限定するために分散されています。米国内の適格年金制度の資産は多数の資産グループに分散されていますが、中でも市場で取引されている確定収益証券、ヘッジファンド、上場株式およびプライベート・エクイティが最も大きな資産配分を示しています。これら4つの資産グループへの投資は、各資産グループの個別の特性によってさらにファンド、マネージャー、戦略、年数、セクターおよび地理別に分散されています。当社の米国外の重要な制度の年金資産は、主に市場で取引されている確定収益証券および市場で取引されている持分有価証券に投資されています。

監視およびリスク管理措置

当社の年金監視プロセスの枠組みには、全世界、地域または国別で適宜、制度を信託および／または管理することによる退職制度のモニタリングを含みます。当社の米国内の適格年金制度および米国外の重要な年金制度に対するリスク管理の監視およびモニタリングは、独立したリスク管理部門によって実施されています。監視プロセスの特定要素は各地域、国および制度の要件に合わせて用意されていますが、以下の項目は当社のモニタリングおよびリスク管理プロセスに共通となっています。

- ・定期的な資産負債管理研究および戦略的な資産配分のレビュー
- ・拠出水準および比率の定期的監視
- ・資産配分ガイドライン準拠の定期的監視
- ・資産クラスおよび／または投資マネージャーのベンチマークに対する実績の定期的監視
- ・リスク資本分析およびストレス・テストの測定

将来の給付金支払の見積り

当社は、以下の見積給付金を今後支払う予定です。

(単位：百万ドル)	年金制度		退職後給付制度	
	米国内制度	米国外制度	米国内制度	米国外制度
2017年	\$ 893	\$ 357	\$ 62	\$ 57
2018年	798	337	60	61
2019年	810	359	58	66
2020年	838	388	56	71
2021年	857	404	55	76
2022年から2026年	4,455	2,352	247	475

処方薬

2003年12月に、「2003年医療健康保険処方薬、改善および近代化の法律」（以下「2003年法律」といいます。）が制定されました。2003年法律は、「メディケア・パートD」として知られるメディケアに基づく処方薬の給付、および少なくとも年金数理計算上メディケア・パートDに相当する給付を提供している米国内の退職者健康医療給付制度のスポンサーに対する連邦補助金を制度化したものです。当社は、特定の参加者に対して少なくとも年金数理計算上メディケア・パートDに相当する金額を給付しているため、補助金を受け取る権利を有しています。

当該補助金により、2016年および2015年12月31日現在の累積退職後給付債務（以下「APBO」といいます。）が約5百万ドル減少し、2016年度および2015年度の退職後給付費用は、約0.2百万ドル減少しました。

次表は、米国退職後制度のメディケア・パートDの補助金からの見積将来給付金を示したものです。

(単位：百万ドル)

	予想される米国退職後給付金		
	メディケア・パート Dの補助金考慮前	メディケア・パート Dの補助金	メディケア・パート Dの補助金考慮後
2017年	\$ 62	\$ —	\$ 62
2018年	60	—	60
2019年	58	—	58
2020年	56	—	56
2021年	55	—	55
2022年から2026年	248	1	247

2010年患者保護および医療費負担適正化法の特定の条文により、メディケア・パートDの補助金に関する雇用主グループ権利放棄制度（以下「EGWP」といいます。）として知られるメディケア・パートDオプションが改善されました。EGWPでは、メディケア適格参加者および大企業の雇用主に対して最も費用の安い処方薬が給付されます。2013年4月1日より、当社は適格退職者に対してEGWPのスポンサーとなり施行を開始しています。2016年度および2015年度においてEGWPに基づき当社が受け取った補助金の額はそれぞれ12.9百万ドルおよび11.6百万ドルでした。

2010年法律のその他の条文がシティグループの年金および退職後制度に重要な影響を及ぼすことはない予想されます。

雇用後制度

当社は、長期障害を負った米国内の特定の適格従業員に対する継続的な収入の提供ならびに医療および福利厚生を提供する米国内の雇用後制度のスポンサーとなっています。

2016年および2015年12月31日現在、当社の連結財務諸表に認識された制度の積立状況は、それぞれ(157)百万ドルおよび(183)百万ドルでした。2016年および2015年12月31日現在の「その他包括利益（損失）累計額」に認識された金額は、それぞれ34百万ドルおよび45百万ドルでした。2014年1月1日より、当社は雇用後制度を変更し、将来に障害を負った従業員が引き続き当社の補助医療給付の適格とされる期間を限定しました。

以下の表は、当社の米国内の雇用後制度に関して連結損益計算書に認識された正味費用の構成要素を要約したものです。

	正味費用		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万ドル)			
勤務関連費用			
給付債務に係る利息費用	\$ 3	\$ 4	\$ 5
未認識債務の償却費			
過去勤務（給付）費用	(31)	(31)	(31)
正味年金数理損失	5	12	14
勤務関連便益合計	\$ (23)	\$ (15)	\$ (12)
非勤務関連費用	\$ 21	\$ 3	\$ 37
正味（便益）費用合計	\$ (2)	\$ (12)	\$ 25

以下の表は、当社の米国内の雇用後制度に関する雇用後給付債務および正味給付費用の決定において使用された特定の仮定を要約したものです。

	2016年	2015年
割引率	3.40%	3.70%
医療費用増加率		
翌年度	6.50%	7.00%
費用増加が鈍化すると仮定される最終的な増加率	5.00	5.00
最終的な増加率に到達する年度	2023年	2020年

確定拠出制度

当社は、米国内および特定の米国外拠点の確定拠出制度のスポンサーとなっており、いずれも各国の法律に従って運営されています。最も重要な確定拠出制度は、当社がスポンサーである米国内のシティ退職貯蓄制度（旧：シティグループ401（k）制度）です。

シティ退職貯蓄制度に基づき、米国内の適格従業員は、法定の上限の範囲内で、2016年度および2015年度の適格報酬の最大6%をマッチング拠出として受け取りました。さらに適格報酬が100,000ドル以下の適格従業員については、適格報酬の最大2%の固定拠出額を受け取ります。当社の拠出はすべて参加者個人の選択に従って投資されました。次表は、確定拠出制度に関する当社の拠出額を要約したものです。

	米国内制度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万ドル)			
当社の拠出額	\$ 371	\$ 380	\$ 383
	米国外制度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万ドル)			
当社の拠出額	\$ 268	\$ 282	\$ 302

[次へ](#)

9. 法人税等

当社の法人税等繰入額の詳細は、以下のとおりです。

法人税等繰入額

(単位：百万ドル)

	2016年	2015年	2014年
当期税金			
連邦税	\$ 1,016	\$ 861	\$ 181
外国税	3,585	3,397	3,281
州税	384	388	388
当期法人税等合計	\$ 4,985	\$ 4,646	\$ 3,850
繰延税金			
連邦税	\$ 1,280	\$ 3,019	\$ 2,510
外国税	53	(4)	361
州税	126	(221)	476
繰延税金合計	\$ 1,459	\$ 2,794	\$ 3,347
非支配持分控除前の継続事業からの利益に係る			
法人税等繰入額 ⁽¹⁾	\$ 6,444	\$ 7,440	\$ 7,197
非継続事業に係る法人税等繰入（便益）額	(22)	(29)	12
株主持分に計上された法人税等（便益）：			
外貨換算	(402)	(906)	65
投資有価証券	59	(498)	1,007
従業員株式制度	13	(35)	(87)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	27	176	207
給付制度	(30)	(24)	(660)
公正価値オプションに係る債務評価調整（以下「FVO DVA」という。）	(201)	—	—
利益剰余金 ⁽²⁾	—	—	(353)
法人税等（非支配持分控除前）	\$ 5,888	\$ 6,124	\$ 7,388

(1) 有価証券取引および一時的でない減損損失の影響による繰入（便益）額が、2016年度においてそれぞれ332百万ドルおよび(217)百万ドル、2015年度においてそれぞれ239百万ドルおよび(93)百万ドル、また2014年度において200百万ドルおよび(148)百万ドル含まれています。

(2) 上記の「連結株主持分変動計算書」をご参照ください。

税率

次表は、連邦法定税率を、表示されている各期間の継続事業からの利益（非支配持分および会計方針変更による累積的影響額控除前）に対する当社の実効税率に調整したものです。

	2016年	2015年	2014年
連邦法定税率	35.0%	35.0%	35.0%
州税（連邦所得税の軽減額調整後）	1.8	1.7	3.4
外国所得税率差異	(3.6)	(4.6)	(0.3)
税務調査の和解 ⁽¹⁾	(0.6)	(1.7)	(2.4)
税法改正の影響 ⁽²⁾	—	0.4	1.2
損金不算入の法務関連費用	—	0.3	18.3
関連会社における課税基準の相違	(0.1)	—	(2.5)
課税優遇投資	(2.4)	(1.8)	(3.6)
その他（正味）	(0.1)	0.7	(0.1)
実効税率	30.0%	30.0%	49.0%

- (1) 2016年度は、主に2012年から2013年のIRSの調査の終了に関連しています。2015年度は、主に2009年から2011年のニューヨーク市税務調査の終了に関連しています。2014年度は、当社の2009年から2011年の米国連邦税務調査における様々な問題の調査終了、および2006年から2008年のニューヨーク州の税務調査の終了に関連しています。
- (2) 2015年度には、ニューヨーク市およびいくつかの州で施行された税制改革の結果生じた約101百万ドルのDTAの計上が含まれています。2014年度には、ニューヨーク州およびサウス・ダコタ州で施行された税制改革の結果生じた約210百万ドルのDTAの計上が含まれています。

上表に記載のとおり、シティの2016年度の実効税率は2015年度と同じ30.0%でした。

繰延税金

12月31日現在の繰延税金は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年
繰延税金資産		
貸倒損失による減額	\$ 5,146	\$ 6,058
繰延報酬および従業員給付	3,798	4,110
事業再編および清算引当金	1,033	1,429
未送金外国所得	9,311	8,403
投資および貸出金のベースス差異	4,829	3,248
キャッシュ・フロー・ヘッジ	327	359
税額控除および繰越欠損金	20,793	23,053
固定資産およびリース	1,739	1,356
その他の繰延税金資産	2,714	3,176
繰延税金資産総額	<u>\$49,690</u>	<u>\$51,192</u>
評価性引当金	—	—
評価性引当金控除後繰延税金資産	<u>\$49,690</u>	<u>\$51,192</u>
繰延税金負債		
繰延保険契約獲得費用および有効保険契約価値	\$ (5)	\$ (327)
無形資産	(1,711)	(1,146)
債券発行	(641)	(850)
その他の繰延税金負債	(665)	(1,020)
繰延税金負債総額	<u>\$(3,022)</u>	<u>\$(3,343)</u>
正味繰延税金資産	<u>\$46,668</u>	<u>\$47,849</u>

未認識の税務便益

当社の未認識の税務便益のロールフォワードは以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
1月1日現在の未認識の税務便益合計額	<u>\$ 1,235</u>	<u>\$ 1,060</u>	<u>\$ 1,574</u>
当年度の税務ポジションの増加（純額）	34	32	135
過年度の税務ポジションの増加（総額）	273	311	175
過年度の税務ポジションの減少（総額）	(225)	(61)	(772)
和解による減少額	(174)	(45)	(28)
時効による減少額	(21)	(22)	(30)
為替、買収および売却	(30)	(40)	6
12月31日現在の未認識の税務便益合計額	<u>\$ 1,092</u>	<u>\$ 1,235</u>	<u>\$ 1,060</u>

2016年、2015年および2014年12月31日現在、仮に認識された場合にシティの税金費用に影響を及ぼすことになる未認識の税務便益合計額は、それぞれ8億ドル、9億ドルおよび8億ドルでした。不確実な税務ポジションの残りの金額は、別の税務管轄における金額と相殺可能かまたは一時差異です。

利息および課徴金（上記の「未認識の税務便益」には含まれていません。）は「法人税等繰入額」に計上されています。

(単位：百万ドル)	2016年		2015年		2014年	
	税引前	税引後	税引前	税引後	税引前	税引後
1月1日現在の連結貸借対照表上の利息および課徴金合計額	\$233	\$146	\$269	\$169	\$277	\$173
連結損益計算書上の利息および課徴金合計額	105	68	(29)	(18)	(1)	(1)
12月31日現在の連結貸借対照表上の利息および課徴金合計額 ⁽¹⁾	260	164	233	146	269	169

(1) 2016年度、2015年度および2014年度において、外国の課徴金それぞれ3百万ドル、3百万ドルおよび2百万ドルが含まれています。また、州の課徴金が2016年度、2015年度および2014年度において3百万ドル含まれています。

2016年12月31日現在、シティは、内国歳入庁および世界各国の主要な税務管轄による税務調査を受けています。したがって、今後12ヶ月以内に未認識の税務便益総額の残高が大きく変動する可能性があります。シティは、以下の記載を除き、当該調査の結果により実効税率に重大な変更がもたらされることはないと考えています。

シティは、特定の州および地方の税務調査の結論を得ています。2016年12月31日現在のかかる調査に関する不確実な税務ポジション総額は78百万ドルです。2017年度第1四半期における継続事業からの利益に対する税務便益は51百万ドルです。

当社および関連会社が業務を行っている主要な税務管轄および調査対象となっている最初の課税年度は以下のとおりです。

税務管轄	課税年度
米国	2014年
メキシコ	2009年
ニューヨーク州およびニューヨーク市	2006年
英国	2014年
インド	2013年
シンガポール	2011年
香港	2010年
アイルランド	2012年

外国利益

税引前外国利益は、2016年度で約116億ドル、2015年度で約113億ドル、2014年度では約101億ドルでした。米国法人であるシティグループおよび米国子会社は現在、外国の支店の税引前外国利益全額に対して米国法人税を課税されています。外国の子会社または関連会社の税引前利益については、送金時に米国法人税が課税されます。当社は、米国外の子会社の未分配利益から米国外で永久的に再投資される金額を控除した金額について、法人税等を計上しています。

2016年12月31日現在、米国外の子会社の累積未分配利益470億ドルが永久的に再投資されました。これらの未分配利益が現時点で送金された場合、現行の米国連邦法人税率で131億ドルの所得税（米国の外国税額控除を考慮後）を追加で計上しなければならなくなります。継続事業からの法人税等に及ぼす当期の影響額は、上表の連邦法定税率と当社の実効税率との調整表の「外国所得税率差異」に含まれています。

1988年より前に発生した当社の「貯蓄銀行の基準年度貸倒引当金」については、現在の米国税務規則のもとでは、当該金額が連邦法で定められた限度額を超えて分配される場合にのみ法人税の支払義務が生じるため、未払法人税を計上していません。2016年12月31日現在における基準年度引当金の合計額は約358百万ドル（125百万ドルの課税）でした。

繰延税金資産

2016年および2015年12月31日現在、シティにはDTAに関する評価性引当金残高はありませんでした。次表はシティのDTAを要約したものです。

(単位：十億ドル) 税務管轄／項目	DTA残高 2016年 12月31日現在	DTA残高 2015年 12月31日現在
米国連邦税⁽¹⁾		
欠損金 (NOL) ⁽²⁾	\$ 3.5	\$ 3.4
外国税額控除 (FTC) ⁽³⁾	14.2	15.9
一般事業税額控除 (GBC)	0.9	1.3
将来の税額控除	21.9	20.7
米国連邦税合計	\$40.5	\$41.3
州税および地方税		
ニューヨーク州のNOL	\$ 2.2	\$ 2.4
その他の州のNOL	0.2	0.3
将来の税額控除	1.7	1.2
州税および地方税合計	\$ 4.1	\$ 3.9
外国税		
APB第23号が適用される子会社のNOL	\$ 0.1	\$ 0.2
APB第23号が適用されない子会社のNOL	0.4	0.4
将来の税額控除	1.6	2.0
外国税合計	\$ 2.1	\$ 2.6
合計	\$46.7	\$47.8

- (1) 2016年12月31日現在の米国連邦税のDTA純額405億ドルには、関連する繰越期間に戻入れられ、DTAの裏付けとして利用される繰延税金負債20億ドルが含まれています。
- (2) 2016年度は、最終的にシティグループの連結納税に利用される予定の連結納税対象外の会社に関連する繰越NOLで構成されています。2015年度には、2016年度においてシティグループの連結納税とは別に利用された連結納税対象外の会社に関連する繰越NOL 5 億ドル、および最終的にシティグループの連結納税に利用される予定の連結納税対象外の会社に関連する繰越NOL29億ドルが含まれています。
- (3) 最終的にシティグループの連結納税に利用される予定の連結納税対象外の繰越FTCが2016年度および2015年度においてそれぞれ19億ドルおよび17億ドル含まれています。

次表は、税金の繰越欠損金およびその失効日を要約したものです。

(単位：十億ドル) 失効年	2016年12月31日	2015年12月31日
米国の納税における繰越外国税額控除		
2018年	\$ 2.7	\$ 4.8
2019年	1.3	1.2
2020年	3.1	3.1
2021年	1.9	1.7
2022年	3.3	3.4
2023年 ⁽¹⁾	0.5	0.4
2025年 ⁽¹⁾	1.4	1.3
米国の納税における繰越外国税額控除合計	\$14.2	\$15.9
米国の納税における繰越一般事業税額控除		
2031年	\$ —	\$ 0.2
2032年	—	0.4
2033年	0.3	0.3
2034年	0.2	0.2
2035年	0.2	0.2
2036年	0.2	—
米国の納税における繰越一般事業税額控除合計	\$ 0.9	\$ 1.3
米国子会社の個別の連邦繰越NOL		
2027年	\$ 0.2	\$ 0.2
2028年	0.1	0.1
2030年	0.3	0.3
2031年	—	1.5
2033年	1.7	1.7
2034年	2.3	2.3
2035年	3.2	3.6
2036年	2.2	—
米国子会社の個別の連邦繰越NOL合計⁽²⁾	\$10.0	\$ 9.7
ニューヨーク州の繰越NOL⁽²⁾		
2034年	\$13.0	\$14.6
ニューヨーク市の繰越NOL⁽²⁾		
2034年	\$12.2	\$13.3
APB第23号が適用される子会社の繰越NOL		
多年にわたる	\$ 0.1	\$ 0.2

(1) 2023年および2025年に失効する繰越FTC19億ドルは、連結納税対象外の事業体ですが、最終的にシティグループの連結納税に利用される予定です。

(2) 税引前。

シティのDTA純額合計は前年度比で減少しましたが、時間の経過に伴い、特にDTAの外国税額控除（以下「FTC」といいます。）部分に関して、利用可能な残存期間は短縮されました。実現可能性は担保されませんが、DTAが発生している管轄区域における将来の課税所得についての予測、および繰越欠損金の失効を回避する為に必要な場合には実行される戦略的タックスプランニング（ASC 740「法人税等」で定義されています。）に基づいて2016年12月31日現在で認識されたDTA純額467億ドルの実現可能性は50%超であるとシティは考えています。

シティでは、自らのDTAが全額実現可能であることの裏付けに必要な肯定的証拠を得ているという結論に達しました。特にシティでは、ASC 740に基づく戦略的タックスプランニングを別として、繰越期間に十分な米国での課税所得が発生すると予測しています。シティの課税所得は、市場および世界経済全体の動向の影響を引き続き受け、地域的な事業予測およびこれらの予測に対する課税所得の調整（例えば、米国非課税所得、その後の年度の米国税務申告において控除可能な貸倒損失引当金など）ならびに米国での課税所得を最適化するための活動を組み込みます。一般的に、シティのFTCのうち時間の影響を最も受ける部分の失効を回避するために、シティはFTC繰越期間に約570億ドルの米国での課税所得を得る必要があります。

米国での課税所得の予測に加え、シティには、ASC 740に基づき利用可能で、繰越欠損金の失効を回避するために必要な場合に実行される、十分な戦略的タックスプランニングがあります。これらの戦略には、利益が永久的に再投資されるという主張がまだされていない税率の低い外国源泉利益の送金、繰越期間の後半の米国での課税所得の前倒しまたは米国税額控除の繰延（例：評価額が上昇した無形資産の売却および定額法による減価償却の採用）、米国外において損金算入可能な一時差異を実現する計画の前倒し、ならびに十分な課税所得を生み出す資産を購入する一方、非課税所得を生み出す特定資産の売却が含まれています。加えて、特定の事業の売却または再構築により、関連する繰越期間内に多額の米国での課税所得を生み出すことができます。

先の説明に基づき、米国連邦、ニューヨーク州およびニューヨーク市の20年間のNOL繰越期間は、既存の繰越NOLに係るDTAおよび納税申告がまだ行われていない将来の税額控除純額の戻入れによって発生するNOLを利用するのに十分な時間を与えているとシティは考えています。

DTAのFTC部分について、繰越期間は10年間です。FTCの利用はその年度の外国源泉課税所得の35%に制限されています。しかし、2016年12月31日現在でシティに発生している国内損失約490億ドルは、翌年以降の国内源泉所得の50%を上限として外国源泉所得として再区分されることが認められています。その結果生じる外国源泉課税所得は繰越されているFTCを利用するのに十分と考えられます。上表に記載のとおり、シティの繰越FTCは、2015年12月31日現在で159億ドルであったのに対して、2016年12月31日現在で142億ドルでした。この減少は17億ドルでしたが、DTAに関連するその他包括利益累計額（以下「AOCI」といいます。）の増加により一部相殺されたため、2016年度のシティの全体的なDTAの減少は12億ドルでした。シティでは、10年間の繰越期間内に、当該期間中における納税申告書において得られるFTC（これはいかなる繰越額より前に利用する必要があります。）に加え、FTCを全額利用できる十分な米国での課税所得を得られると考えています。

10. 1株当たり利益

次表は、基本および希薄化後1株当たり利益（以下「EPS」といいます。）の計算に使用された利益と株式データの調整を示したものです。

	2016年	2015年	2014年
（単位：百万ドル、ただし株式数および1株当たりの金額を除く）			
非支配持分控除前、継続事業からの利益	\$ 15,033	\$ 17,386	\$ 7,504
控除：非支配持分（継続事業）	63	90	192
（EPS計算のための）継続事業からの純利益	\$ 14,970	\$ 17,296	\$ 7,312
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	(58)	(54)	(2)
シティグループの当期利益	\$ 14,912	\$ 17,242	\$ 7,310
控除：優先配当 ⁽¹⁾	1,077	769	511
普通株主帰属当期利益	\$ 13,835	\$ 16,473	\$ 6,799
控除：配当に対する権利が喪失しない従業員制限付繰延株式へ 割り当てられた配当および未処分利益（基本EPSに該当）	195	224	111
基本EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 13,640	\$ 16,249	\$ 6,688
追加：転換証券に係る支払利息（税引後）および配当、ならびに 配当に対する権利が喪失しない従業員制限付繰延株式に 割り当てられた未処分利益の調整（希薄化後EPSに該当）	—	—	1
希薄化後EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 13,640	\$ 16,249	\$ 6,689
基本EPS計算に適用される普通株式加重平均発行株式数 （百万株）	2,888.1	3,004.0	3,031.6
希薄化証券の影響 ⁽²⁾			
オプション ⁽³⁾	0.1	3.6	5.1
その他従業員制度	0.1	0.1	0.3
希薄化後EPS計算に適用される調整後普通株式加重平均 発行株式数⁽⁴⁾	2,888.3	3,007.7	3,037.0
基本1株当たり利益⁽⁵⁾			
継続事業からの利益	\$ 4.74	\$ 5.43	\$ 2.21
非継続事業	(0.02)	(0.02)	—
当期利益	\$ 4.72	\$ 5.41	\$ 2.21
希薄化後1株当たり利益⁽⁵⁾			
継続事業からの利益	\$ 4.74	\$ 5.42	\$ 2.20
非継続事業	(0.02)	(0.02)	—
当期利益	\$ 4.72	\$ 5.40	\$ 2.20

- (1) 優先株式配当の潜在的な将来における影響については、当連結財務諸表注記20をご参照ください。
- (2) 不良資産救済プログラム（以下「TARP」といいます。）および損失分担に関する合意の一環として米国財務省に対して発行したワラント（すべてその後2011年1月に公開市場で売却されました。）は、シティグループ普通株式約21.0百万株および25.5百万株に対し行使価格がそれぞれ1株当たり178.50ドルおよび105.83ドルでした。どちらのワラントも逆希薄化効果をもたらすため、2016年度、2015年度および2014年度の1株当たり利益の計算から除かれています。
- (3) 2016年度、2015年度および2014年度において、普通株式それぞれ4.2百万株、0.9百万株および2.8百万株を購入できる加重平均オプションが発行済みでしたが、1株当たり加重平均行使価格それぞれ98.01ドル、199.16ドルおよび153.91ドルが逆希薄化効果をもたらすため、1株当たり利益の計算から除かれています。
- (4) 四捨五入のため、基本EPSに適用される発行済普通株式数と希薄化証券の影響の合計は、希薄化後EPSに適用される発行済普通株式数と一致しないことがあります。
- (5) 四捨五入のため、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、1株当たり当期利益と一致しないことがあります。

11. フェデラルファンド、借入有価証券、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券

「フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年
フェデラルファンド貸出金	\$ —	\$ 25
売戻条件付買入有価証券	131,473	119,777
借入有価証券に伴う差入保証金	105,340	99,873
合計 ⁽¹⁾	\$236,813	\$219,675

「フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年
フェデラルファンド借入金	\$ 178	\$ 189
買戻条件付売渡有価証券	125,685	131,650
貸付有価証券に伴う受入保証金	15,958	14,657
合計 ⁽¹⁾	\$141,821	\$146,496

(1) 上表には、2016年および2015年12月31日現在、それぞれ93億ドルおよび88億ドルの有価証券を担保とする有価証券貸付取引（当社が貸し手となり、担保として売却または差入可能な有価証券を受け取る取引）は含まれていません。このような取引において、当社は、受け取った有価証券を「その他資産」に公正価値で認識し、当該有価証券の返却義務を「ブローカレッジ債務」に負債として認識します。

売戻および買戻条件付契約取引は、有担保金融取引です。シティでは主に、顧客のマッチド・ブック取引を促進し、トレーディング残高の一部の資金調達を効率的に行うためにシティのブローカー・ディーラー子会社を通じてこれらの取引を行っています。シティの銀行子会社では、主に顧客の財務活動促進のために取引を行っています。

市況が幅広く変化する（市況が不安定になることを含みます。）中でも確実に資金を調達できるよう、シティでは、裏付担保の質を考慮し、資金調達期間を限定にするという方法で、これらの取引を管理しています。またシティでは、ストレス・テストを毎日実施して支払能力、期間、ヘアカット率、担保特性および顧客による対応の変化を見極めるという方法で、有担保金融取引に伴うリスクを管理しています。加えてシティでは、集中を引き起こす要素を排除する対策を講じ、ストレス環境における取引相手の信頼性や安定性を評価するという方法で、取引相手を多様化しています。

シティの方針上、担保を徴求し、その市場価値を契約に基づき支払期日が到来する金額と比較してモニターしており、必要に応じて迅速に追加担保の差入を要求することで、契約上の証拠金による保証を維持しています。売戻および買戻条件付契約取引については、必要に応じ、シティでは、契約上の証拠金による保証を維持するために追加担保の差入を行っています。

典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、社債および地方債、株式、ならびにモーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき支払不履行または他の種類の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由には通常、（i）取引に基づき要求される現金または有価証券を受渡できないこと、（ii）証拠金の目的で用いられる現金または有価証券を差入または返却できないこと、（iii）表明への違反、（iv）当事者間で、または場合によってはその関連会社との間で行われた別の取引へのクロスデフォルト、ならびに（v）契約に基づく債務の否認が含まれます。これらの取引において有価証券を受取った取引相手には通常、有価証券の使用に関する制限は付されていません。ただし、三者間で実行された取引の場合、担保はカストディアンが保管し、業務上の制約によって、当該有価証券の利用が制限される可能性があります。

売戻および買戻条件付契約取引の相当な部分は、当連結財務諸表注記24および25に記載のとおり、公正価値で計上されています。公正価値で計上されていない取引は、主に現金支払額または受領額に各契約取引に明記された経過利息を加算した金額で計上されています。

借入および貸付有価証券契約も、売戻および買戻条件付契約取引と同様の有担保金融取引を表しています。典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、ならびに社債および持分有価証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引と同様に、借入および貸付有価証券契約は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき相手方による支払不履行またはその他の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由ならびに借入および貸付有価証券契約に基づき有価証券を利用できる権利は、上記の売戻および買戻条件付契約取引と同様です。

借入および貸付有価証券契約の相当な部分は、現金支払額または受取額で計上されています。当連結財務諸表注記25に記載のとおり、シティは特定の借入および貸付有価証券のポートフォリオについて公正価値オプションの適用を選択したため、現金支払額または受取額で計上されていない契約は公正価値で計上されています。貸付有価証券取引に関して、シティは通常、貸し付けた有価証券の市場価値を上回る額の現金担保を受け取っています。シティは、日次で借入有価証券および貸付有価証券の市場価値をモニターしており、契約上の証拠金による保証を維持するために追加担保の受入または差入を行っています。

売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約のマスター・ネットリング契約に組み込まれた相殺の権利の強制力は、これらの契約の強制力に関して必要な水準の確実性をもたらす裏付けとなる法律意見を知名度のある弁護士から入手できる場合に証明されます。また、破産、支払不能または類似手続を含む債務不履行事由の発生時に、債務不履行に陥っていない当事者がこれらの契約に基づき取引を終了させて純額ベースで決済できる権利の行使が適用される法律に基づき停止されることまたは無効となることはありません。

一部の地域においては、相殺の権利の強制力に関して特に規定がないか、または判断に十分なほど明確でない場合、あるいは不利な判例または相反する規則によってかかる権利の強制力に関して疑念が生じる可能性がある場合、法律意見を求めない、または入手できない可能性があります。一部の地域においては、また、取引相手の種類によっては、重複する制度が存在するため、特定の種類の取引相手に対して支払不能に関する法律が存在しない、または明確でない可能性があります。こうした例は一部の国、自治体、中央銀行および米周年金制度に見られます。

売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約の総額および純額、ならびにASC 210-20-45に基づき認められている関連する相殺額は次表のとおりです。この表には、ASC 210-20-45に基づき相殺が認められていないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能になる金融商品に関連する金額も含まれています。残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、シティは、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めない、または入手できない場合があります。

2016年12月31日現在					
(単位：百万ドル)	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
売戻条件付買入有価証券	\$176,284	\$ 44,811	\$131,473	\$102,874	\$ 28,599
借入有価証券に伴う 差入保証金	105,340	—	105,340	16,200	89,140
合計	\$281,624	\$ 44,811	\$236,813	\$119,074	\$117,739
(単位：百万ドル)	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
買戻条件付売渡有価証券	\$170,496	\$ 44,811	\$125,685	\$ 63,517	\$ 62,168
貸付有価証券に伴う 受入保証金	15,958	—	15,958	3,529	12,429
合計	\$186,454	\$ 44,811	\$141,643	\$ 67,046	\$ 74,597

2015年12月31日現在

(単位：百万ドル)	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
売戻条件付買入有価証券	\$176,167	\$ 56,390	\$119,777	\$ 92,039	\$ 27,738
借入有価証券に伴う 差入保証金	99,873	—	99,873	16,619	83,254
合計	\$276,040	\$ 56,390	\$219,650	\$108,658	\$110,992

(単位：百万ドル)	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
買戻条件付売渡有価証券	\$188,040	\$ 56,390	\$131,650	\$ 60,641	\$ 71,009
貸付有価証券に伴う 受入保証金	14,657	—	14,657	3,226	11,431
合計	\$202,697	\$ 56,390	\$146,307	\$ 63,867	\$ 82,440

- (1) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められている、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (2) 各期のこの列の合計額から、フェデラルファンド貸出金／借入金は除かれています。上記の表をご参照ください。
- (3) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められてはいないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能となる、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (4) 残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、シティは、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めない、または入手できない場合があります。

契約上の満期までの残存期間別の買戻条件付契約取引および貸付有価証券契約に関連した負債の総額は、以下の表のとおりです。

2016年12月31日現在					
(単位：百万ドル)	期限未設定 および 翌日もの	30日以内	31日以上 90日以内	90日超	合計
買戻条件付売渡有価証券	\$ 79,740	\$ 50,399	\$ 19,396	\$ 20,961	\$170,496
貸付有価証券に伴う 受入保証金	10,813	2,169	2,044	932	15,958
合計	\$ 90,553	\$ 52,568	\$ 21,440	\$ 21,893	\$186,454

2015年12月31日現在					
(単位：百万ドル)	期限未設定 および 翌日もの	30日以内	31日以上 90日以内	90日超	合計
買戻条件付売渡有価証券	\$ 89,732	\$ 54,336	\$ 21,541	\$ 22,431	\$188,040
貸付有価証券に伴う 受入保証金	9,096	1,823	2,324	1,414	14,657
合計	\$ 98,828	\$ 56,159	\$ 23,865	\$ 23,845	\$202,697

裏付けとなる担保の種類別の買戻条件付契約取引および貸付有価証券契約に関連した負債の総額は、以下の表のとおりです。

2016年12月31日現在			
(単位：百万ドル)	買戻条件付契約取引	貸付有価証券契約	合計
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 66,263	\$ —	\$ 66,263
州および地方債証券	334	—	334
外国政府証券	52,988	1,390	54,378
社債	17,164	630	17,794
持分有価証券	12,206	13,913	26,119
モーゲージ・バック証券	11,421	—	11,421
アセット・バック証券	5,428	—	5,428
その他	4,692	25	4,717
合計	\$170,496	\$ 15,958	\$186,454

2015年12月31日現在			
(単位：百万ドル)	買戻条件付契約取引	貸付有価証券契約	合計
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 67,005	\$ —	\$ 67,005
州および地方債証券	403	—	403
外国政府証券	66,633	789	67,422
社債	15,355	1,085	16,440
持分有価証券	10,297	12,484	22,781
モーゲージ・バック証券	19,913	—	19,913
アセット・バック証券	4,572	—	4,572
その他	3,862	299	4,161
合計	\$188,040	\$ 14,657	\$202,697

12. ブローカレッジ債権およびブローカレッジ債務

シティはブローカー・ディーラーおよび顧客との間で行った金融商品の売買取引から生じる債権債務を有しており、これらは通常の事業活動において発生しています。シティはブローカー・ディーラーまたは顧客が購入代金を支払うことができない、あるいは売却した金融商品を引き渡せないといった損失のリスクにさらされています。このような場合、シティは当該金融商品を市場価格で売却または購入することになります。問題となるブローカー・ディーラーまたは顧客の代わりとなって、取引所または清算機関が取引相手となる場合には、信用リスクは軽減されます。

シティは、規制上および社内規程で定められている保証金を維持するよう顧客に要求することで、顧客取引に関連するリスクの軽減を図っています。保証金の水準は日々モニターされ、顧客は当社からの要求に応じて追加担保を差し入れることになっています。顧客が担保要件を満たすことができない場合、シティは、必要な保証金の水準の維持に十分な原資産金融商品を処分することがあります。

信用リスクに対するエクスポージャーは市場のボラティリティによって影響を受けるため、その影響で顧客がシティに対する義務を履行できなくなる可能性があります。当社は、信用リスクの感応度が高い先渡、先物およびその他の取引を行っている顧客およびブローカー・ディーラーに対して信用供与限度額を設定し、緻密にモニターしています。

「ブローカレッジ債権」および「ブローカレッジ債務」は、以下のとおりです。

	12月31日	
	2016年	2015年
(単位：百万ドル)		
対顧客債権	\$10,374	\$10,435
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債権	18,513	17,248
ブローカレッジ債権合計⁽¹⁾	\$28,887	\$27,683
対顧客債務	\$37,237	\$35,653
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債務	19,915	18,069
ブローカレッジ債務合計⁽¹⁾	\$57,152	\$53,722

(1) シティのブローカー・ディーラー会社が計上した、証券ブローカーおよびディーラーに関するAICPA会計ガイド（ASC 940-320に編纂）に従って会計処理されるブローカレッジ債権およびブローカレッジ債務を含んでいます。

13. 投資

概要

次表はシティの投資をカテゴリー別に示したものです。

	12月31日	
	2016年	2015年
(単位：百万ドル)		
売却可能有価証券 (AFS)	\$299,424	\$299,136
満期保有目的負債証券 (HTM) ⁽¹⁾	45,667	36,215
市場性のない持分有価証券 (公正価値) ⁽²⁾	1,774	2,088
市場性のない持分有価証券 (取得原価) ⁽³⁾	6,439	5,516
投資合計	\$353,304	\$342,955

(1) 信用関連減損控除調整後償却原価で計上されています。

(2) 市場性のない持分有価証券 (公正価値) の未実現利益および損失は、損益に計上されています。

(3) 主に連邦準備銀行、連邦住宅貸付銀行、外国中央銀行およびシティグループがメンバーとなっている様々な清算機関によって発行された株式で構成されています。

次表は、投資に係る受取利息および受取配当金を示しています。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
課税利息	\$6,924	\$6,414	\$6,311
米国連邦税非課税利息	483	215	439
受取配当金	175	388	445
受取利息および受取配当金合計	\$7,582	\$7,017	\$7,195

次表は、投資の売却に係る実現損益を示していますが、一時的でない減損による損失は除かれています。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
投資実現粗利益	\$1,460	\$1,124	\$1,020
投資実現粗損失	(512)	(442)	(450)
投資の売却に係る正味実現利益	\$ 948	\$ 682	\$ 570

当社は、満期保有目的に分類された特定の負債証券を売却しました。これらの売却は、発行体もしくは有価証券の信用力が著しく悪化したこと、または取得時における当該有価証券の元本残高の大部分（少なくとも85%）を当社が回収できたことを理由に行われました。加えて、他のいくつかの有価証券が、信用力の著しい悪化を理由に売却可能投資に組替えられました。当社には、通常、組替えた当該有価証券を売却する意思があるため、シティは当該有価証券に係る一時的でない減損を計上しました。次表には、各表示期間における、売却したおよび売却可能に組替えた満期保有目的有価証券の簿価と、当該有価証券と関係のある利益（損失）または一時的でない減損損失を表示しています。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
売却した満期保有目的有価証券の簿価	\$ 49	\$ 392	\$ 8
満期保有目的有価証券の売却に係る正味実現利益（損失）	14	10	—
売却可能に組替えられた有価証券の簿価	150	243	889
売却可能に組替えられた有価証券に係る一時的でない減損損失	(6)	(15)	(25)

売却可能有価証券

売却可能有価証券の償却原価および公正価値は、以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2016年				2015年			
	償却原価	未実現粗利益	未実現粗損失	公正価値	償却原価	未実現粗利益	未実現粗損失	公正価値
売却可能負債証券：								
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾								
米国政府系機関保証証券	\$ 38,663	\$ 248	\$ 506	\$ 38,405	\$ 39,584	\$ 367	\$ 237	\$ 39,714
プライム	2	—	—	2	2	—	—	2
Alt-A	43	7	—	50	50	5	—	55
米国外の住宅証券	3,852	13	7	3,858	5,909	31	11	5,929
商業用証券	357	2	1	358	573	2	4	571
モーゲージ・バック証券合計	\$ 42,917	\$ 270	\$ 514	\$ 42,673	\$ 46,118	\$ 405	\$ 252	\$ 46,271
米国財務省証券および連邦諸機関証券								
米国財務省証券	\$113,606	\$ 629	\$ 452	\$113,783	\$113,096	\$ 254	\$ 515	\$112,835
機関債券	9,952	21	85	9,888	10,095	22	37	10,080
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$123,558	\$ 650	\$ 537	\$123,671	\$123,191	\$ 276	\$ 552	\$122,915
州および地方債証券	\$ 10,797	\$ 80	\$ 757	\$ 10,120	\$ 12,099	\$ 132	\$ 772	\$ 11,459
外国政府証券	98,112	590	554	98,148	88,751	402	479	88,674
社債	17,195	105	176	17,124	19,492	129	291	19,330
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	6,810	6	22	6,794	9,261	5	92	9,174
その他負債証券	503	—	—	503	688	—	—	688
売却可能負債証券合計	\$299,892	\$1,701	\$2,560	\$299,033	\$299,600	\$1,349	\$2,438	\$298,511
市場性のある売却可能持分有価証券	\$ 377	\$ 20	\$ 6	\$ 391	\$ 602	\$ 26	\$ 3	\$ 625
売却可能有価証券合計	\$300,269	\$1,721	\$2,566	\$299,424	\$300,202	\$1,375	\$2,441	\$299,136

(1) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、当連結財務諸表注記21をご参照ください。

2016年12月31日現在、約4,319の持分有価証券および確定収益証券の償却原価は、その公正価値を2,566百万ドル上回っていました。この2,566百万ドルのうち、持分有価証券に係る未実現粗損失は6百万ドルでした。それ以外のうち、1,392百万ドルは未実現粗損失の発生期間が1年未満の確定収益投資に関するもので、そのうち98%は投資適格格付けを有していました。1,168百万ドルは未実現粗損失の発生期間が1年以上の確定収益投資に関するもので、そのうち76%が投資適格格付けを有していました。また上記の1,168百万ドルのうち、702百万ドルは州および地方債証券に該当するものでした。

2016年12月31日現在、売却可能モーゲージ・バック証券ポートフォリオの公正価値による残高は42,673百万ドルで、米国政府係機関保証証券38,405百万ドルおよび民間企業保証証券（ほぼすべてが米国外の住宅モーゲージによって担保されています。）4,268百万ドルにより構成されています。

以下に詳細が記載されているとおり、シティは、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直しています。シティに売却する予定があるか、または売却を必要とする可能性が50%超である負債証券については、その減損の全額が連結損益計算書に認識されています。当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関しては、信用関連の減損のみが損益に認識され、信用関連以外の減損はAOCIに計上されます。

次表は、未実現損失の生じている売却可能有価証券の公正価値を示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現 粗損失	公正価値	未実現 粗損失	公正価値	未実現 粗損失
2016年12月31日						
売却可能有価証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 23,534	\$ 436	\$ 2,236	\$ 70	\$ 25,770	\$ 506
プライム	1	—	—	—	1	—
米国外の住宅証券	486	—	1,276	7	1,762	7
商業用証券	75	1	58	—	133	1
モーゲージ・バック証券合計	\$ 24,096	\$ 437	\$ 3,570	\$ 77	\$ 27,666	\$ 514
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 44,342	\$ 445	\$ 1,335	\$ 7	\$ 45,677	\$ 452
機関債券	6,552	83	250	2	6,802	85
米国財務省証券および連邦諸機関証券 合計	\$ 50,894	\$ 528	\$ 1,585	\$ 9	\$ 52,479	\$ 537
州および地方債証券	\$ 1,616	\$ 55	\$ 3,116	\$ 702	\$ 4,732	\$ 757
外国政府証券	38,226	243	8,973	311	47,199	554
社債	7,011	129	1,877	47	8,888	176
アセット・バック証券	411	—	3,213	22	3,624	22
その他負債証券	5	—	—	—	5	—
市場性のある売却可能持分有価証券	19	2	24	4	43	6
売却可能有価証券合計	\$122,278	\$1,394	\$22,358	\$1,172	\$144,636	\$2,566
2015年12月31日						
売却可能有価証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 17,816	\$ 141	\$ 2,618	\$ 96	\$ 20,434	\$ 237
プライム	—	—	1	—	1	—
米国外の住宅証券	2,217	7	825	4	3,042	11
商業用証券	291	3	55	1	346	4
モーゲージ・バック証券合計	\$ 20,324	\$ 151	\$ 3,499	\$ 101	\$ 23,823	\$ 252
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 59,384	\$ 505	\$ 1,204	\$ 10	\$ 60,588	\$ 515
機関債券	6,716	30	196	7	6,912	37
米国財務省証券および連邦諸機関証券 合計	\$ 66,100	\$ 535	\$ 1,400	\$ 17	\$ 67,500	\$ 552
州および地方債証券	\$ 635	\$ 26	\$ 4,450	\$ 746	\$ 5,085	\$ 772
外国政府証券	34,053	371	4,021	108	38,074	479
社債	7,024	190	1,919	101	8,943	291
アセット・バック証券	5,311	58	2,247	34	7,558	92
その他負債証券	27	—	—	—	27	—
市場性のある売却可能持分有価証券	132	3	1	—	133	3
売却可能有価証券合計	\$133,606	\$1,334	\$17,537	\$1,107	\$151,143	\$2,441

次表は、売却可能負債証券の償却原価および公正価値を契約満期日別に示したものです。

	12月31日			
	2016年		2015年	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
(単位：百万ドル)				
モーゲージ・バック証券⁽¹⁾				
1年以内	\$ 132	\$ 132	\$ 114	\$ 114
1年超5年以内	736	738	1,408	1,411
5年超10年以内	2,279	2,265	1,750	1,751
10年超 ⁽²⁾	39,770	39,538	42,846	42,995
合計	\$ 42,917	\$ 42,673	\$ 46,118	\$ 46,271
米国財務省証券および連邦諸機関証券				
1年以内	\$ 4,945	\$ 4,945	\$ 3,016	\$ 3,014
1年超5年以内	101,369	101,323	107,034	106,878
5年超10年以内	17,153	17,314	12,786	12,684
10年超 ⁽²⁾	91	89	355	339
合計	\$123,558	\$123,671	\$123,191	\$122,915
州および地方債証券				
1年以内	\$ 2,093	\$ 2,092	\$ 3,289	\$ 3,287
1年超5年以内	2,668	2,662	1,781	1,781
5年超10年以内	335	334	502	516
10年超 ⁽²⁾	5,701	5,032	6,527	5,875
合計	\$ 10,797	\$ 10,120	\$ 12,099	\$ 11,459
外国政府証券				
1年以内	\$ 32,540	\$ 32,547	\$ 25,898	\$ 25,905
1年超5年以内	51,008	50,881	43,514	43,464
5年超10年以内	12,388	12,440	17,013	16,968
10年超 ⁽²⁾	2,176	2,280	2,326	2,337
合計	\$ 98,112	\$ 98,148	\$ 88,751	\$ 88,674
その他すべて⁽³⁾				
1年以内	\$ 2,629	\$ 2,628	\$ 2,354	\$ 2,355
1年超5年以内	12,339	12,334	14,035	14,054
5年超10年以内	6,566	6,528	9,789	9,593
10年超 ⁽²⁾	2,974	2,931	3,263	3,190
合計	\$ 24,508	\$ 24,421	\$ 29,441	\$ 29,192
売却可能負債証券合計	\$299,892	\$299,033	\$299,600	\$298,511

(1) 米国政府系機関のモーゲージ・バック証券を含みます。

(2) 満期のない投資有価証券は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(3) 社債、アセット・バック証券およびその他の負債証券を含みます。

満期保有目的負債証券

満期保有目的負債証券の簿価および公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	償却 原価 ⁽¹⁾	AOCIに 認識 された 正味 未実現利益 (損失)	簿価 ⁽²⁾	未実現 粗利益	未実現粗 (損失)	公正価値
2016年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
米国政府機関保証付	\$22,462	\$ 33	\$22,495	\$ 47	\$(186)	\$22,356
プライム	31	(7)	24	10	(1)	33
Alt-A	314	(27)	287	69	(1)	355
サブプライム	—	—	—	—	—	—
米国外の住宅証券	1,871	(47)	1,824	49	—	1,873
商業用証券	14	—	14	—	—	14
モーゲージ・バック証券合計	\$24,692	\$ (48)	\$24,644	\$ 175	\$(188)	\$24,631
州および地方債証券	\$ 9,025	\$ (442)	\$ 8,583	\$ 129	\$(238)	\$ 8,474
外国政府証券	1,339	—	1,339	—	(26)	1,313
アセット・バック証券 ⁽³⁾	11,107	(6)	11,101	41	(5)	11,137
満期保有目的負債証券合計⁽⁴⁾	\$46,163	\$ (496)	\$45,667	\$ 345	\$(457)	\$45,555
2015年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
米国政府機関保証付	\$17,648	\$ 138	\$17,786	\$ 71	\$(100)	\$17,757
プライム	121	(78)	43	3	(1)	45
Alt-A	433	(1)	432	259	(162)	529
サブプライム	2	—	2	13	—	15
米国外の住宅証券	1,330	(60)	1,270	37	—	1,307
商業用証券	—	—	—	—	—	—
モーゲージ・バック証券合計	\$19,534	\$ (1)	\$19,533	\$ 383	\$(263)	\$19,653
州および地方債証券	\$ 8,581	\$ (438)	\$ 8,143	\$ 245	\$ (87)	\$ 8,301
外国政府証券	4,068	—	4,068	28	(3)	4,093
アセット・バック証券 ⁽³⁾	4,485	(14)	4,471	34	(41)	4,464
満期保有目的負債証券合計⁽⁴⁾	\$36,668	\$ (453)	\$36,215	\$ 690	\$(394)	\$36,511

- (1) 「トレーディング勘定資産」から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、振替日現在の当該証券の公正価値に調整収益を加算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。売却可能から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、当初購入原価を購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整累計額または償却累計額について調整し、調整額または償却額控除後の公正価値ヘッジ調整累計額を加減算した金額から、損益に認識された一時的でない減損を差し引いたものと定義されています。
- (2) 満期保有目的有価証券は、当該有価証券が売却可能から満期保有目的に組替えられる前にAOCIに認識された未償却の未実現利益および未実現損失ならびに公正価値ヘッジ調整額を償却原価に加減算した金額で連結貸借対照表に計上されています。これらの有価証券の価値の変動は財務諸表上に報告されません。ただし、当該有価証券の振替日現在の簿価と額面価額との差額の償却、ならびに当社が満期まで引き続き保有する意思のある有価証券に関して損益における信用の減損の認識に関連した、AOCIにおける信用関連以外の公正価値調整の認識は除きます。
- (3) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、当連結財務諸表注記21をご参照ください。
- (4) 2016年度第4四半期において、公正価値合計約58億ドルの有価証券が売却可能から満期保有目的に振替えられ、その内訳は、米国政府機関のモーゲージ・バック証券50億ドルならびに地方債証券830百万ドルでした。2015年度第2四半期において、公正価値合計約71億ドルの有価証券が売却可能から満期保有目的に振替えられ、その内訳は、米国政府機関のモーゲージ・バック証券70億ドルならびに米国の州および地方債証券1億ドルでした。この振替は、価格ボラティリティがAOCIおよびバーゼルIIIに基づく特定の資本測定に及ぼす影響を軽減させるために、これらの有価証券を満期または発行体による償還まで保有する当社の意思を部分的に反映しているものです。当該有価証券は振替日現在の公正価値で満期保有目的に振替えられています。その後の価値の変動は、一時的でない減損、ならびに振替日現在の簿価と各有価証券の額面価額との差額を当該有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却した金額に関連するもの以外は計上されない場合があります。振替日現在の各有価証券に関連するAOCI内の公正価値ヘッジの調整累計額を含む正味未実現保有損失は、プレミアムやディスカウントの償却と同じ方法で、各有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却されます。

当社は、状況に予見されていない重要な変更（信用力の悪化または規制資本要件の変更も含みます。）がなければ、満期、または該当する場合には発行体のコール・オプションの行使まで、これらの有価証券を保有する積極的な意思と能力を有しています。

AOCIに分類された正味未実現損失は主に、過去において売却可能に分類され、満期保有目的に振替えられた負債証券に関連しており、公正価値ヘッジ調整累計額が含まれます。正味未実現損失には、損益に計上された信用の減損が生じている満期保有目的有価証券に関する信用関連以外の理由による公正価値の変動も含まれます。満期保有目的有価証券のAOCI残高は、同じ負債証券の振替日現在の公正価値と額面価額の差額の調整と同じ方法で、利回りの調整として関連する証券の残存契約期間にわたり償却されます。

次表は、未認識損失の生じている満期保有目的負債証券の公正価値を示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失
2016年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ 17	\$—	\$17,176	\$188	\$17,193	\$188
州および地方債証券	2,200	58	1,210	180	3,410	238
外国政府証券	1,313	26	—	—	1,313	26
アセット・バック証券	2	—	2,503	5	2,505	5
満期保有目的負債証券合計	\$3,532	\$84	\$20,889	\$373	\$24,421	\$457
2015年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ 935	\$ 1	\$10,301	\$262	\$11,236	\$263
州および地方債証券	881	20	1,826	67	2,707	87
外国政府証券	180	3	—	—	180	3
アセット・バック証券	132	13	3,232	28	3,364	41
満期保有目的負債証券合計	\$2,128	\$37	\$15,359	\$357	\$17,487	\$394

注：上表に表示されている未認識粗損失からは、2016年12月31日および2015年12月31日現在、主に売却可能から組替えられた満期保有目的有価証券の償却原価と簿価との差額に関連してAOCIに計上された正味未実現損失それぞれ(496)百万ドルおよび(453)百万ドルが除かれています。2016年12月31日および2015年12月31日現在、これらの正味未認識損失のほとんどすべてが、12ヶ月以上にわたって損失が計上されている有価証券に関連しています。

次表は、満期保有目的負債証券の簿価および公正価値を契約満期日別に示したものです。

	12月31日			
	2016年		2015年	
	簿価	公正価値	簿価	公正価値
(単位：百万ドル)				
モーゲージ・バック証券				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	760	766	172	172
5年超10年以内	54	55	660	663
10年超 ⁽¹⁾	23,830	23,810	18,701	18,818
合計	\$24,644	\$24,631	\$19,533	\$19,653
州および地方債証券				
1年以内	\$ 406	\$ 406	\$ 309	\$ 305
1年超5年以内	112	110	336	335
5年超10年以内	363	367	262	270
10年超 ⁽¹⁾	7,702	7,591	7,236	7,391
合計	\$ 8,583	\$ 8,474	\$ 8,143	\$ 8,301
外国政府証券				
1年以内	\$ 824	\$ 818	\$ —	\$ —
1年超5年以内	515	495	4,068	4,093
5年超10年以内	—	—	—	—
10年超 ⁽¹⁾	—	—	—	—
合計	\$ 1,339	\$ 1,313	\$ 4,068	\$ 4,093
その他すべて⁽²⁾				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	—	—	—	—
5年超10年以内	513	514	—	—
10年超 ⁽¹⁾	10,588	10,623	4,471	4,464
合計	\$11,101	\$11,137	\$ 4,471	\$ 4,464
満期保有目的負債証券合計	\$45,667	\$45,555	\$36,215	\$36,511

(1) 満期のない投資は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(2) 社債およびアセット・バック証券を含みます。

一時的でない減損に関する投資の評価

概要

当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直しています。

個別の有価証券の現在の公正価値がその償却原価を下回る場合には、未実現損失が存在します。売却可能有価証券に関して、本質的に一時的であると判断される未実現損失は、税引後の金額でAOCIに計上されます。満期保有目的の有価証券に関する未実現損失は通常、これらの投資が調整後償却原価で計上されているため、計上されません。しかし、信用関連の損失が生じている満期保有目的の有価証券に関しては、信用損失が一時的でない減損として損益に認識され、一時的でない減損調整後の原価と公正価値との差額はAOCIに認識されて、当該有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却されます。「トレーディング勘定資産」から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、振替日現在の当該証券の公正価値に調整収益を加えた金額から振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。売却可能から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、当初購入原価に購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整累計額または償却累計額について調整し、調整額または償却額控除後の公正価値ヘッジ調整累計額を加減算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。

当該証券の分類が、売却可能であるか、または満期保有目的であるかに関らず、当社は未実現損失が発生しているポジションごとに一時的でない減損について評価しています。減損が一時的か否かを判断する際に考慮される項目は以下のとおりです。

- ・ 公正価値が原価を下回っている期間と程度
- ・ 減損の重大性
- ・ 減損の原因および発行体の財政状態と短期的な見通し
- ・ 信用状態の悪化を示唆する発行体の市場における活動
- ・ 償却原価基準での回復に十分な期間にわたって当社が当該投資を保有する能力と意思

当社が、減損について評価する際に考慮する一般的な項目は以下のとおりです。

- ・ 減損した投資の把握と評価
- ・ 公正価値が償却原価を下回っている投資の個別分析（未実現損失が発生している期間および回復までの予想期間の検討を含みます。）
- ・ 証拠についての検討（個別の投資に一時的ではない減損が生じていることの裏付けとなる要素または要因および一時的ではない減損の根拠とはならない要素または要因の評価を含みます。）
- ・ 事業方針に基づいて要求されるこれらの分析結果の文書化

負債証券

当社に売却する意思があるか、または償却原価まで回復する前に売却を必要とする可能性が50%超であると当社が考えている減損した負債証券の償却原価と公正価値の差額は全額、一時的でない減損として損益に認識されます。しかし、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関しては、信用関連の減損のみが損益に認識され、信用関連以外の減損はAOCIに計上されます。

負債証券の信用の減損は、経営陣が有価証券の償却原価の全額を回収するのに十分な契約上の元本および利息のキャッシュ・フローを受け取ることができないと予想している場合に存在します。

持分有価証券

持分有価証券について、経営陣は、原価までの回復に十分な期間にわたって当該持分有価証券を保有する意思および能力、または原価に回復する前に当社が当該有価証券の売却を必要とする可能性が50%超であるか否かを含む上記の様々な要素を考慮しています。経営陣がそうした意思および能力を有していない場合、当該証券の公正価値の下落は一時的でないものとみなされ、損益に計上されます。一時的でない減損が認められる売却可能持分有価証券は、公正価値まで評価減され、公正価値と原価との差額は全額、損益に計上されます。

経営陣は、公正価値がそれぞれの簿価を下回っている持分法適用投資の一時的でない減損について評価します。投資対象が上場有価証券の場合、公正価値は価格に数量を乗じて測定されます。投資対象が上場されていない場合、その他の方法が用いられます（連結財務諸表注記24をご参照ください。）。

シティに価値の回復前に売却の予定があるか、または売却を必要とする可能性が高い減損した持分法適用投資に関して、公正価値が売却予定日より前に回復する見込みがない場合、重大性および期間に関わらず、減損は一時的でない減損として損益に全額認識されます。一時的でない減損の測定には、貸借対照表日以降に予測される部分的な回復は含まれません。

経営陣に価値の回復前に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い減損した持分法適用投資に関して、減損が一時的でないか否かの評価は、（i）持分法適用投資が価値を回復するか、またその時期、ならびに（ii）投資家が価値の回復に十分な期間にわたってその投資を保有する意思および能力を有しているかに基づいています。減損が一時的とみなされるか否かの判断は、減損の時期および程度に関わらず、以下の兆候を検討しています。

- ・ 減損の原因ならびに発行体の財政状態および短期的な見通し（発行体の営業活動に影響を及ぼす可能性のある特定の出来事を含みます。）
- ・ 期待されている市場価値の回復に十分な期間にわたって投資を保有する意思および能力
- ・ 公正価値が簿価を下回っている期間および程度

以下のセクションでは、2016年12月31日現在において最も重要な未実現損失が発生している有価証券の種類に関して信用関連の減損を特定するための当社のプロセスについて記載しています。

モーゲージ・バック証券

米国のモーゲージ・バック証券（ならびに特に償却原価に対する割合として著しい未実現損失が発生しているAlt-Aおよびその他モーゲージ・バック証券）については、対象となる住宅抵当貸付に係る元本および利息のキャッシュ・フローを見積るためのキャッシュ・フロー・モデルを使用して、信用の減損が評価されていますが、当該モデルには当該証券特有の担保および取引構造が勘案されています。当該モデルは、取引構造ならびにその構造内に存在する順位および信用補完を考慮して、それらの見積キャッシュ・フローを有価証券の様々なトランシェに分配するものです。当該キャッシュ・フロー・モデルは、当期中のモーゲージ・バック証券の実際のキャッシュ・フローを取り込み、数多くの仮定（債務不履行率、期限前返済率、担保権実行不動産に関する回収率および政府機関以外のモーゲージ・バック証券に関する予想損失率を含みます。）を用いて残存キャッシュ・フローを見積ります。

経営陣は、市場データ、内部の見積りならびに外部格付機関および他の第三者機関が公表した見積りを用いて具体的な仮定を行っています。債務不履行率は、現在対象となっている抵当貸付の実績を考慮することによって予想され、一般に、（i）期日未到来の貸付の10%、（ii）延滞期間が30日から59日までの貸付の25%、（iii）延滞期間が60日から90日までの貸付の70%、（iv）延滞期間が91日以上での貸付の100%の債務不履行が仮定されています。これらの見積りは、当該証券の全期間にわたる債務不履行率を見積るためのデフォルト・タイミング・カーブに沿って推定されています。その他の仮定は、実際の担保の属性（地理的集中、格付および現在の市場価格を含みます。）を考慮しています。

キャッシュ・フロー予測は、異なるストレステスト・シナリオを用いて作成されています。経営陣は、当該証券の償却原価までの回復が見込まれるか否かを評価するために、それらのストレス・テストの結果（顕在化している現金不足の重大性ならびに対象となる原資産プールの特性および実績に基づくストレス・シナリオが実際に顕在化する可能性を含みます。）を評価しています。キャッシュ・フロー予測により、当社が償却原価までの回復を期待できないことが示唆される場合、当社は見積信用損失を損益に計上します。

州および地方債証券

シティグループの売却可能および満期保有目的の州および地方債証券に関する信用の減損を特定するプロセスは、主に第三者による信用格付けを組み込んだ信用分析に基づいています。シティグループは債券発行体および金融保証保険の形式で債務不履行に対する保証を提供する保険会社の格付けを監視しています。保険を考慮しない平均外部格付けは、Aa3/AA-です。外部格付けの引下げまたはその他の信用の減損の兆候（すなわち、商品個別のキャッシュ・フローの見積りまたは発行体によるデフォルト確率に基づき）が発生した場合、対象となる債券に関して予想される契約上の元本および利息の支払額または時期の不利な変更について具体的に見直されます。

未実現損失が発生している州および地方債証券のうち、シティグループに売却の予定がある（売却可能有価証券のみ）、売却を必要とする可能性が50%超である（売却可能有価証券のみ）、または償却原価の予想される回復以前に行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象であるもの（売却可能および満期保有目的の有価証券）に関して、減損は損益に全額認識されます。

一時的でない減損の認識および測定

次表は、損益に認識された一時的でない減損の合計を示しています。

投資およびその他資産に係る
一時的でない減損

2016年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)

	売却可能 ⁽¹⁾⁽²⁾	満期保有目的	その他資産 ⁽³⁾	合計
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：				
期中に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 3	\$ 1	\$ —	\$ 4
控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）	—	—	—	—
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 3	\$ 1	\$ —	\$ 4
当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である有価証券に関して損益に認識された減損損失	246	38	332	616
損益に認識された減損損失合計	\$249	\$ 39	\$332	\$620

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

(2) 2016年12月31日に終了した事業年度においてベネズエラの換算レートが変動したことにより影響を受けた売却可能有価証券に関連する減損160百万ドルを含みます。

(3) 減損費用は持分投資の簿価に関連していますが、これは2016年度に売却されました。

**投資およびその他資産に係る
一時的でない減損**

2015年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：

期中に認識された一時的でない減損損失合計

控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失

当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である有価証券に関して損益に認識された減損損失

損益に認識された減損損失合計

	売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産	合計
期中に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 33	\$ 1	\$ —	\$ 34
控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）	—	—	—	—
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 33	\$ 1	\$ —	\$ 34
当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である有価証券に関して損益に認識された減損損失	182	43	6	231
損益に認識された減損損失合計	\$215	\$ 44	\$ 6	\$265

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

**投資およびその他資産に係る
一時的でない減損**

2014年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：

期中に認識された一時的でない減損損失合計

控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失

当社に売却の意思があるか、または価値の回復以前に売却を必要とする可能性が50%超である有価証券に関して損益に認識された減損損失

損益に認識された減損損失合計

	売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産	合計
期中に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 21	\$ 5	\$ —	\$ 26
控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）	8	—	—	8
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 13	\$ 5	\$ —	\$ 18
当社に売却の意思があるか、または価値の回復以前に売却を必要とする可能性が50%超である有価証券に関して損益に認識された減損損失	380	26	—	406
損益に認識された減損損失合計	\$393	\$ 31	\$ —	\$424

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

保有している売却可能および満期保有目的の負債証券のうち、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性が低いものに関して、損益に認識された信用関連の減損の12ヶ月間のロールフォワードは以下のとおりです。

保有する有価証券に関して損益に認識された 一時的でない減損信用損失累計額					
(単位：百万ドル)	2015年 12月31日 現在残高	過年度に 減損が認めら れていない 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	過年度に 減損が 認められた 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	信用の減損が 計上されて いた有価証券 の売却、振替 または償還に よる減少額	2016年 12月31日 現在残高
売却可能負債証券					
モーゲージ・バック証券	\$ —	\$ 1	\$—	\$ (1)	\$ —
州および地方債証券	12	—	—	(8)	4
外国政府証券	5	—	—	(5)	—
社債	9	1	1	(6)	5
その他すべての負債証券	47	—	—	(25)	22
売却可能負債証券に 関して認識された 一時的でない減損 信用損失合計	\$73	\$ 2	\$ 1	\$(45)	\$ 31
満期保有目的負債証券					
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾	\$132	\$—	\$—	\$(31)	\$101
社債	—	1	—	(1)	—
その他すべての負債証券	4	—	—	(1)	3
満期保有目的負債証券に 関して認識された 一時的でない減損信用 損失合計	\$136	\$ 1	\$—	\$(33)	\$104

(1) 主にAlt-A証券で構成されています。

保有する有価証券に関して損益に認識された 一時的でない減損信用損失累計額					
(単位：百万ドル)	2014年 12月31日 現在残高	過年度に 減損が認めら れていない 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	過年度に 減損が 認められた 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	信用の減損が 計上されて いた有価証券 の売却、振替 または償還に よる減少額	2015年 12月31日 現在残高
売却可能負債証券					
モーゲージ・バック証券	\$ 1	\$—	\$—	\$ (1)	\$ —
州および地方債証券	4	8	—	—	12
外国政府証券	6	—	—	(1)	5
社債	15	2	—	(8)	9
その他すべての負債証券	48	23	—	(24)	47
売却可能負債証券に 関して認識された 一時的でない減損 信用損失合計	\$ 74	\$33	\$—	\$ (34)	\$73
満期保有目的負債証券					
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾	\$246	\$ 1	\$—	\$(115)	\$132
社債	—	—	—	—	—
その他すべての負債証券	5	—	—	(1)	4
満期保有目的負債証券に 関して認識された 一時的でない減損信用 損失合計	\$251	\$ 1	\$—	\$(116)	\$136

(1) 主にAlt-A証券で構成されています。

純資産価額を算出するオルタナティブ投資ファンドへの投資

当社は、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズおよび不動産ファンドなど、第三者の資産運用会社が提供する純資産価額（以下「NAV」といいます。）またはその同等物を算出する特定のオルタナティブ投資ファンドへの投資を保有しています。かかるファンドへの投資は通常、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券として分類されています。これらの投資の公正価値は、当該ファンドにおける当社の所有持分のNAVを用いて見積られています。これらの投資の一部は、ボルカー・ルールにおける「カバード・ファンド」への投資に該当しますが、ボルカー・ルールでは、特定の自己勘定による投資活動を禁じており、また、カバード・ファンドの所有および当該ファンドとの関係性を制限しています。ボルカー・ルールの遵守期限は2017年7月21日で、シティは、この日までに、このルールが禁じているカバード・ファンドへの投資を売却する必要があります。シティは、ボルカー・ルールの対象である流動性の低いファンドへの投資の一部について、認められている保有期間の延長を求めるため申請を行いました。この延長が認められず、かかる投資を売却しなければならない場合、当社が受け取る価額は、これらの投資に関するNAVの報告額を下回る可能性があります。

	公正価値		未実行 コミットメント		解約頻度 (現在適格で ある場合) 月次、 四半期ごと、 1年ごと	解約通知 期間
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日		
(単位：百万ドル)						
ヘッジファンド	\$ 4	\$ 3	\$ —	\$ —	通常、四半期ごと	10日から 95日
プライベート・エクイティ・ ファンド ⁽¹⁾⁽²⁾	348	762	82	173	—	—
不動産ファンド ⁽²⁾⁽³⁾	56	130	20	21	—	—
合計	\$408	\$895	\$102	\$194	—	—

- (1) プライベート・エクイティ・ファンドには、インフラ投資、新興市場およびベンチャー・キャピタルへ投資するファンドが含まれます。
- (2) プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドへの当社の投資に関して、各ファンドからの分配金は、当該ファンドの裏付けとなる資産が売却される際に受け取ります。これらのファンドの裏付けとなる資産は、市場の状況に応じて、数年間にわたって売却されることが予測されます。プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドでは、投資家による投資の解約が認められていません。投資家は、これらのファンドのジェネラル・パートナーまたは投資管理会社の承認を条件として、投資を売却または譲渡することができます。これらの承認は通常、不当に留保されることはありません。
- (3) 主として米国、ヨーロッパおよびアジアの商業用不動産へ投資する複数の不動産ファンドが含まれています。

14. 貸出金

シティグループの貸出金は、個人向けおよび法人向けの2つのカテゴリーに分けて報告されています。これらのカテゴリーは主として貸出金を管理するセグメントおよびサブセグメントに従って分類されています。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は、主として、シティコープの「GCB」およびシティ・ホールディングスによって管理されている貸出金およびリースを表しています。次表は、シティの個人向け貸出金を種類別に示したものです。

(単位：百万ドル)	12月31日	
	2016年	2015年
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 72,957	\$ 80,281
割賦、リボルビング信用およびその他	3,395	3,480
カード ⁽²⁾	132,654	112,800
商工業貸出金	7,159	6,407
	\$216,165	\$202,968
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 42,803	\$ 47,062
割賦、リボルビング信用およびその他	24,887	29,480
カード	23,783	27,342
商工業貸出金	16,871	17,741
リース金融	81	362
	\$108,425	\$121,987
個人向け貸出金合計	\$324,590	\$324,955
正味前受収益	\$ 776	\$ 830
個人向け貸出金（前受収益控除後）	\$325,366	\$325,785

(1) 主として不動産により担保される貸出金をいいます。

(2) 2016年12月31日現在の残高には、2016年6月17日に完了した米国コストコとの共同ブランド・クレジットカード・ポートフォリオの取得に関する貸出金が含まれています。

シティグループは、個人向け貸出金ポートフォリオに関連した主要なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを定めています。信用の質に関する指標は、積極的に監視されており、貸出金の延滞状況、個人向けクレジット・スコア（FICO）および不動産価値に占める貸付金の割合（以下「LTV」といいます。）が含まれます。それぞれの指標については下記に詳細が記載されています。

上表の貸出金には、より大きな信用関連の課題をもたらす可能性がある貸付商品が含まれています。このような商品には、例えば市場金利を下回る初期金利が設定されているクレジットカードおよびインタレスト・オンリー・ローンなどがあります。これらの商品は、そのより高い固有リスクを軽減する信用管理手法を用いて厳密に管理されています。

2016年および2015年12月31日に終了した事業年度において、当社は個人向け貸出金それぞれ97億ドルおよび258億ドルを売却および／または売却目的保有に組替えました。

貸出金の延滞状況

貸出金の延滞状況は監視され、個人向け貸出金の信用の質に関する重要な指標とみなされています。米国の第1順位住宅抵当貸付に関しては、支払延滞を報告する方法として、主にモーゲージ銀行協会（以下「MBA」といいます。）手法が用いられています。この手法では、その貸出金の次の支払期限日の直前の日までに月次の支払が受領されていない場合、貸出金の支払が延滞しているとみなされます。その他すべての貸出金には、翌月の支払期限日の営業終了までに月次の支払が受領されていない場合に貸出金の支払が延滞しているとみなされる延滞報告手法が用いられます。

一般的な方針として、第1順位住宅抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローンおよび割賦貸出金については、契約上、返済が90日延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。クレジットカードおよび無担保のリボルビング・ローンの場合、一般的に返済が180日延滞するまで、未収利息が計上されます。規制対象の銀行のホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。連邦破産法第7章に基づく破産を通じて免除された規制対象の銀行の抵当貸付は、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）が保証する貸出金を除き、未収利息非計上貸出金に分類されます。商業市場貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。

貸出条件が変更された米国の個人向け貸出金に関して、現状に応じた延滞状況の再判定の方針は、商品によって異なります。一般的に、これらの条件変更に適格となるための条件の1つに、最低回数（通常、1回から3回の範囲）の支払を行うことが含まれています。貸出条件変更時に貸出金は正常債権に戻されます。ただし、クレジットカードなど、特定のオープン・エンド型個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインに準拠しています。FFIECガイドラインの対象となっているオープン・エンド型個人向け貸出金について正常債権に戻す条件の1つは、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する額を受領することです。また、FFIECガイドラインでは貸出金を正常債権に戻す回数には制限（通常、12ヶ月間に1回かつ5年間に2回）があります。さらに、FHAおよび退役軍人省（以下「VA」といいます。）の貸出金は、これらの各機関のガイドラインに基づき貸出条件の変更が行われ、条件変更された貸出金を現状に応じて延滞状況の再判定をするために、支払は必ずしも要求はされません。

2016年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日 延滞 ⁽³⁾	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞して いるが政 府の保証 がある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日延滞 で未収 利息を 計上して いるもの
北米内店							
第1順位住宅抵当 貸付 ⁽⁵⁾	\$ 50,766	\$ 522	\$ 371	\$1,474	\$ 53,133	\$1,046	\$1,227
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁶⁾ (7)	18,767	249	438	—	19,454	716	—
クレジットカード	130,327	1,465	1,509	—	133,301	—	1,509
割賦およびその他	4,486	106	38	—	4,630	70	2
コマーシャル・ バンキング貸出金	8,876	23	74	—	8,973	328	14
合計	\$213,222	\$2,365	\$2,430	\$1,474	\$219,491	\$2,160	\$2,752
北米外店							
第1順位住宅抵当 貸付 ⁽⁵⁾	\$ 35,873	\$ 206	\$ 135	\$ —	\$ 36,214	\$ 360	\$ —
クレジットカード	22,358	370	327	—	23,055	259	239
割賦およびその他	22,638	295	128	—	23,061	231	—
コマーシャル・ バンキング貸出金	23,391	41	110	—	23,542	148	—
合計	\$104,260	\$ 912	\$ 700	\$ —	\$105,872	\$ 998	\$ 239
GCBおよびシティ・ ホールディングス— 個人金融—合計	\$317,482	\$3,277	\$3,130	\$1,474	\$325,363	\$3,158	\$2,991
その他 ⁽⁸⁾	3	—	—	—	3	—	—
シティグループ合計	\$317,485	\$3,277	\$3,130	\$1,474	\$325,366	\$3,158	\$2,991

- (1) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (2) 公正価値で計上されている第1順位住宅抵当貸付29百万ドルを含みます。
- (3) 米国政府系機関によって保証されている貸出金を除きます。
- (4) 30日から89日延滞で2億ドル、90日以上延滞で13億ドルの米国政府系機関によって保証されている第1順位住宅抵当貸付で構成されています。
- (5) 抵当権実行手続中の第1順位住宅抵当貸付約1億ドルを含みます。
- (6) 抵当権実行手続中のホーム・エクイティ・ローン約1億ドルを含みます。
- (7) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよび通常は劣後順位であるホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高です。
- (8) シティ・ホールディングスの個人金融与信指標に含まれていない、連結貸借対照表上の個人向け貸出金に分類されている貸出金を表しています。

2015年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日 延滞 ⁽³⁾	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞して いるが政 府の保証 がある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日延滞 で未収 利息を 計上して いるもの
北米内店							
第1順位住宅抵当 貸付 ⁽⁵⁾	\$ 53,146	\$ 846	\$ 564	\$2,318	\$ 56,874	\$1,216	\$1,997
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁶⁾ (7)	22,335	136	277	—	22,748	1,017	—
クレジットカード	110,814	1,296	1,243	—	113,353	—	1,243
割賦およびその他	4,576	80	33	—	4,689	56	2
コマーシャル・ バンキング貸出金	8,241	16	61	—	8,318	222	17
合計	\$199,112	\$2,374	\$2,178	\$2,318	\$205,982	\$2,511	\$3,259
北米外店							
第1順位住宅抵当 貸付 ⁽⁸⁾	\$ 39,551	\$ 240	\$ 175	\$ —	\$ 39,966	\$ 388	\$ —
クレジットカード	25,698	477	442	—	26,617	261	278
割賦およびその他	27,664	317	220	—	28,201	226	—
コマーシャル・ バンキング貸出金	24,764	46	31	—	24,841	247	—
合計	\$117,677	\$1,080	\$ 868	\$ —	\$119,625	\$1,122	\$ 278
GCBおよびシティ・ ホールディングス 合計	\$316,789	\$3,454	\$3,046	\$2,318	\$325,607	\$3,633	\$3,537
その他 ⁽⁹⁾	164	7	7	—	178	25	—
シティグループ合計	\$316,953	\$3,461	\$3,053	\$2,318	\$325,785	\$3,658	\$3,537

- (1) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (2) 公正価値で計上されている第1順位住宅抵当貸付34百万ドルを含みます。
- (3) 米国政府機関によって保証されている貸出金を除きます。
- (4) 30日から89日延滞で3億ドル、90日以上延滞で20億ドルの米国政府系機関によって保証されている第1順位住宅抵当貸付で構成されています。
- (5) 抵当権実行手続中の第1順位住宅抵当貸付約2億ドルを含みます。
- (6) 抵当権実行手続中のホーム・エクイティ・ローン約1億ドルを含みます。
- (7) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよび通常は劣後順位であるホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高です。
- (8) 抵当権実行手続中の第1順位住宅抵当貸付約1億ドルを含みます。
- (9) シティ・ホールディングスの個人金融与信指標に含まれていない、連結貸借対照表上の個人向け貸出金に分類されている貸出金を表しています。

個人向けクレジット・スコア (FICO)

米国においては、独立した信用機関が個人の信用履歴に基づき個人の借入に対するリスクの格付けを行い、各個人に「FICO」（フェア・アイザック・コーポレーション）クレジット・スコアを割り当てています。これらのスコアは個人の信用関連行動（例：ローンの借入あるいは不払いまたは支払遅延）に基づいて信用機関によって継続的に更新されます。

次表は、シティの米国の個人向け貸出金ポートフォリオに関するFICOスコアの詳細を示したものです（商業市場貸出金は法人ベースであり、FICOスコアが信用評価の主たる要因ではないことから、次表から除かれています。）。当該ポートフォリオの実質的にすべてのFICOスコアが月次で更新され、残りのポートフォリオについては四半期ごとに更新されています。

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2016年12月31日		
	620未満	620以上 660未満	660以上
第1順位住宅抵当貸付	\$ 2,744	\$ 2,422	\$ 44,279
ホーム・エクイティ・ローン	1,750	1,418	14,743
クレジットカード	8,310	11,320	110,522
割賦およびその他	284	271	2,601
合計	\$13,088	\$15,431	\$172,145

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2015年12月31日		
	620未満	620以上 660未満	660以上
第1順位住宅抵当貸付	\$ 3,483	\$ 3,036	\$ 45,047
ホーム・エクイティ・ローン	2,067	1,782	17,837
クレジットカード	7,341	10,072	93,194
割賦およびその他	337	270	2,662
合計	\$13,228	\$15,160	\$158,740

- (1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関との長期スタンバイ・コミットメント（以下「LTSC」といいます。）の対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。
- (2) FICOスコアが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

不動産価値に占める貸付金の割合（以下「LTV」といいます。）

LTV比率（貸付残高を評価額で除して計算します。）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。

次表は、シティの米国の個人向け抵当貸付ポートフォリオに関するLTV比率の詳細を示したものです。LTV比率は、入手可能な場合には大都市統計地域レベルで、そうでない場合には州レベルで適用された当該ポートフォリオの実質的にすべてに対して利用可能な直近のコアロジック住宅価格指数データを用いて、月次で更新されています。当該ポートフォリオの残りの分については、連邦住宅金融庁の指標を用いて、同様の方法で更新されています。

米国ポートフォリオにおけるLTV比率の分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

第1順位住宅抵当貸付

ホーム・エクイティ・ローン

合計

2016年12月31日		
80%以下	80%超 100%以下	100%超
\$45,849	\$ 3,467	\$ 324
12,869	3,653	1,305
\$58,718	\$ 7,120	\$ 1,629

米国ポートフォリオにおけるLTV比率の分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

第1順位住宅抵当貸付

ホーム・エクイティ・ローン

合計

2015年12月31日		
80%以下	80%超 100%以下	100%超
\$46,559	\$ 4,478	\$ 626
13,904	5,147	2,527
\$60,463	\$ 9,625	\$ 3,153

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) LTVが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

個人向け減損貸出金

減損貸出金とは、本来の貸出条件どおりに全額回収できる可能性が低いとシティが判断した貸出金を指します。個人向け減損貸出金には、未収利息非計上の商業市場貸出金、ならびに借り手の財政困難により貸出条件が変更されシティが借り手に譲歩を与えた小口で均質な貸出金が含まれます。これらの条件変更は、減損貸出金の金利の引下げおよび／または元本返済免除を含む場合があります。個人向け減損貸出金は、貸出条件が変更されておらず未収利息が計上されていない小口で均質な貸出金を除外しています。

次表は、個人向け減損貸出金および個人向け減損貸出金について認識された受取利息に関する情報を示したものです。

2016年12月31日現在および同日に終了した事業年度					
(単位：百万ドル)	投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	未払 元本高	関連する 個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	受取利息 認識額 ⁽⁵⁾
抵当貸付および 不動産貸出金					
第1順位住宅抵当貸付	\$3,786	\$4,157	\$ 540	\$4,632	\$ 170
ホーム・エクイティ・ ローン	1,298	1,824	189	1,326	35
クレジットカード	1,747	1,781	566	1,831	158
割賦およびその他					
個人向け割賦 およびその他	455	481	215	475	27
商業市場貸出金	513	744	98	538	12
合計	\$7,799	\$8,987	\$1,608	\$8,802	\$ 402

- (1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。
- (2) 第1順位住宅抵当貸付740百万ドル、ホーム・エクイティ・ローン406百万ドルおよび商業市場貸出金97百万ドルには個別引当金が設定されていません。
- (3) 「貸倒引当金」に含まれています。
- (4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。
- (5) 発生主義と現金主義の両方による計上額を含みます。

2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度					
(単位：百万ドル)	投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	未払 元本高	関連する 個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	受取利息 認識額 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾
抵当貸付および 不動産貸出金					
第1順位住宅抵当貸付	\$ 6,038	\$ 6,610	\$ 739	\$ 8,932	\$ 439
ホーム・エクイティ・ ローン	1,399	1,972	406	1,778	64
クレジットカード	1,950	1,986	604	2,079	179
割賦およびその他					
個人向け割賦および その他	464	519	197	449	33
商業市場貸出金	341	572	100	361	13
合計	\$10,192	\$11,659	\$2,046	\$13,599	\$ 728

- (1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。
- (2) 第1順位住宅抵当貸付1,151百万ドル、ホーム・エクイティ・ローン459百万ドルおよび商業市場貸出金86百万ドルには個別引当金が設定されていません。
- (3) 「貸倒引当金」に含まれています。
- (4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。
- (5) 発生主義と現金主義の両方による計上額を含みます。
- (6) 2014年12月31日に終了した事業年度における受取利息認識額は1,106百万ドルでした。

個人向け不良債権のリストラクチャリング

2016年12月31日現在および同日に終了した事業年度						
(単位：百万ドル、ただし貸出条件が変更された貸出金の件数を除く)	貸出条件が変更された貸出金の件数	条件変更後の投資計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	元本返済期日の延期 ⁽³⁾	条件付元本返済免除 ⁽⁴⁾	元本返済免除 ⁽⁵⁾	平均金利引下げ
北米						
第1順位住宅抵当貸付	5,023	\$ 726	\$ 6	\$—	\$ 3	1%
ホーム・エクイティ・ローン	4,100	200	6	—	1	2
クレジットカード	196,004	762	—	—	—	17
割賦およびその他リボルビング	5,649	47	—	—	—	14
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	132	91	—	—	—	—
合計⁽⁸⁾	210,908	\$1,826	\$12	\$—	\$ 4	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	2,722	\$ 80	\$—	\$—	\$—	—%
クレジットカード	137,466	385	—	—	9	12
割賦およびその他リボルビング	60,094	276	—	—	7	7
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	162	109	—	—	—	—
合計⁽⁸⁾	200,444	\$ 850	\$—	\$—	\$16	

2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度						
(単位：百万ドル、ただし貸出条件が変更された貸出金の件数を除く)	貸出条件が変更された貸出金の件数	条件変更後の投資計上額 ⁽¹⁾⁽⁷⁾	元本返済期日の延期 ⁽³⁾	条件付元本返済免除 ⁽⁴⁾	元本返済免除 ⁽⁵⁾	平均金利引下げ
北米						
第1順位住宅抵当貸付	9,487	\$1,282	\$ 9	\$ 4	\$25	1%
ホーム・エクイティ・ローン	4,317	157	1	—	3	2
クレジットカード	188,502	771	—	—	—	16
割賦およびその他リボルビング	4,287	37	—	—	—	13
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	300	47	—	—	—	—
合計⁽⁸⁾	206,893	\$2,294	\$10	\$ 4	\$28	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	3,918	\$ 104	\$—	\$—	\$—	—%
クレジットカード	142,851	374	—	—	7	13
割賦およびその他リボルビング	65,895	280	—	—	5	5
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	239	87	—	—	—	1
合計⁽⁸⁾	212,903	\$ 845	\$—	\$—	\$12	

(1) 条件変更後の投資計上額には、条件変更日に資産計上された延滞額が含まれています。

(2) 「北米」の条件変更後の残高には、2016年12月31日に終了した事業年度において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付74百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン22百万ドルが含まれています。これらの金額には、以前に受領したOCCの指針に基づき2016年度において新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付48百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン20百万ドルが含まれています。

(3) 無利子であるが、引き続き借り手に対する請求権を有する契約上の貸出金元本部分を示しています。このような返済期日が延期された元本は、関連する貸出金の残高が裏付けとなる担保価値を上回る部分について、永久的な条件変更の時点で償却されます。

- (4) 無利子であり、借り手の債務履行状況に応じて返済免除の対象となる契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (5) 永久的な条件変更の時点で返済免除された契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (6) 商業市場貸出金は、通常借り手ごとの貸出条件変更であり、元本および／または利息の金額および／または支払時期の変更を織り込んでいます。
- (7) 「北米」の条件変更後の残高には、2015年12月31日に終了した事業年度において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付209百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン55百万ドルが含まれています。これらの金額には、以前に受領したOCCの指針に基づき2015年度において新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付126百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン47百万ドルが含まれています。
- (8) 上記の表は、TDRとみなされており報告期間末現在で残高がある貸付金の増減を反映しています。

次表は、債務不履行が発生した個人向けTDRのうち、永久的な契約条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。ただし、個別管理が可能な商業市場貸出金の債務不履行は、90日延滞したものと定義されています。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年
北米		
第1順位住宅抵当貸付	\$ 229	\$ 420
ホーム・エクイティ・ローン	25	38
クレジットカード	188	187
割賦およびその他リボルビング	9	8
商業市場貸出金	15	9
合計	\$ 466	\$ 662
北米外		
第1順位住宅抵当貸付	\$ 11	\$ 22
クレジットカード	148	141
割賦およびその他リボルビング	90	88
商業市場貸出金	37	28
合計	\$ 286	\$ 279

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、「ICG」部門によって管理されている貸出金およびリースです。次表は、法人向け貸出金の種類別の情報を示したものです。

(単位：百万ドル)	2016年12月31日	2015年12月31日
米国内店		
商工業貸出金	\$ 49,586	\$ 46,011
金融機関貸出金	35,517	36,425
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	38,691	32,623
割賦、リボルビング信用およびその他	34,501	33,423
リース金融	1,518	1,780
	<u>\$159,813</u>	<u>\$150,262</u>
米国外店		
商工業貸出金	\$ 81,579	\$ 82,358
金融機関貸出金	26,886	28,704
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	5,363	5,106
割賦、リボルビング信用およびその他	19,965	20,853
リース金融	251	303
政府および公共機関貸出金	5,850	4,911
	<u>\$139,894</u>	<u>\$142,235</u>
法人向け貸出金合計	<u>\$299,707</u>	<u>\$292,497</u>
正味前受収益	(704)	(665)
法人向け貸出金（前受収益控除後）	<u>\$299,003</u>	<u>\$291,832</u>

(1) 主として不動産により担保される貸出金をいいます。

当社は、2016年および2015年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ42億ドルおよび28億ドルの法人向け貸出金を売却および／または売却目的保有に組替えました。2016年または2015年12月31日に終了した事業年度において、当社は投資目的に分類される法人向け貸出金の重要性のある購入を行いませんでした。

貸出金の延滞状況

シティでは通常、法人向け貸出金を延滞状況に基づいては管理しません。法人向け貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、十分な担保が付されて回収手続に入っている場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。減損した法人向け貸出金およびリースの未収利息は90日で戻入れられて当期損益に対して費用計上され、利息はその後、実際に現金で受領した分についてのみ損益に計上されます。元本の最終的回収可能性に疑義があるときは、その後受領した現金はすべて貸出金に対する投資額の減額に充当されます。法人向け貸出金は、通常、内部で割り当てられたリスク格付け（詳細については下記をご参照ください。）に基づいて管理されていますが、次表は法人向け貸出金の種類別の延滞状況に関する情報を示しています。

2016年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で 未収利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で 未収利息 計上 合計	未収利息 非計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$143	\$52	\$195	\$1,909	\$126,709	\$128,813
金融機関貸出金	119	2	121	185	61,254	61,560
抵当貸付および不動産貸出金	148	137	285	139	43,607	44,031
リース債権	27	8	35	56	1,678	1,769
その他	349	12	361	132	58,880	59,373
公正価値で計上された貸出金						3,457
取得した不良債権						—
合計	\$786	\$211	\$997	\$2,421	\$292,128	\$299,003

2015年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で 未収利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で 未収利息 計上 合計	未収利息 非計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$ 87	\$ 4	\$ 91	\$1,071	\$123,192	\$124,354
金融機関貸出金	16	—	16	173	64,157	64,346
抵当貸付および不動産貸出金	137	7	144	232	37,290	37,666
リース債権	—	—	—	76	2,006	2,082
その他	29	—	29	44	58,335	58,408
公正価値で計上された貸出金						4,971
取得した不良債権						5
合計	\$269	\$11	\$280	\$1,596	\$284,980	\$291,832

- (1) 90日延滞した法人向け貸出金は通常、未収利息非計上貸出金に分類されます。法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞しているとみなされます。
- (2) 未収利息非計上貸出金には通常、90日以上延滞している貸出金、あるいは貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があるとシティが判断した貸出金が含まれます。
- (3) 法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞していることになります。延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (4) 貸出金合計には公正価値で計上された貸出金が含まれていますが、これは延滞状況を示す他列には含まれていません。

シティグループは、法人向け貸出金ポートフォリオに関連した主なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを有しています。シティは、リスク管理プロセスの一環として、法人向け貸出金の融資枠に対して債務者および融資枠の定量的および定性的評価に基づき数値的なリスク格付けを割り当てています。これらのリスク格付けは、少なくとも年1回、債務者または融資枠に関する重大な事象の発生がある場合にはより頻繁に見直されます。リスク格付けを割り当てる際に考慮される要因には、債務者の財政状態、マネジメントおよび戦略の定性的評価、弁済額および弁済原資、担保および債務保証契約の金額および種類、債務者に関する偶発債務の金額および種類、ならびに債務者の業界および地理が含まれます。

債務者のリスク格付けはデフォルト確率の範囲によって決定されます。融資枠のリスク格付けは、デフォルト確率にデフォルト時損失を乗じた数値である標準損失の範囲によって決定されます。投資適格格付けのカテゴリーは、S&Pおよびムーディーズが定義したBBB-/Baa 3 カテゴリー以上に相当します。要注意、破綻懸念および実質破綻という銀行規制上の定義に従い分類される貸出金のリスク格付けは、投資不適格カテゴリーに属します。

法人向け貸出金の信用の質に関する指標

(単位：百万ドル)

投資適格⁽²⁾

商工業貸出金

金融機関貸出金

抵当貸付および不動産貸出金

リース債権

その他

投資適格合計

投資不適格⁽²⁾

未収利息計上

商工業貸出金

金融機関貸出金

抵当貸付および不動産貸出金

リース債権

その他

未収利息非計上

商工業貸出金

金融機関貸出金

抵当貸付および不動産貸出金

リース債権

その他

投資不適格合計

延滞に基づき管理されているプライベート・バンク貸出金⁽²⁾

公正価値で計上された貸出金

法人向け貸出金（前受収益控除後）

貸出金の投資計上額 ⁽¹⁾	
2016年12月31日	2015年12月31日
\$ 85,066	\$ 89,632
49,915	53,551
18,718	14,987
1,303	1,725
51,930	51,498
\$206,932	\$211,393
\$ 41,838	\$ 32,726
11,459	10,622
1,821	2,800
410	282
7,312	6,867
1,909	1,071
185	173
139	232
56	76
132	44
\$ 65,261	\$ 54,893
\$ 23,353	\$ 20,575
3,457	4,971
\$299,003	\$291,832

(1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。

(2) 投資目的保有貸出金は償却原価で会計処理されます。

裏付担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資が見込めない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、原価と担保価値のいずれか低い方から売却コストを控除した金額まで評価減されます。現金主義貸出金は、すべての契約上の元本と利息の弁済を受けられることが合理的に確認され、かつ当該貸出金の契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合（通常6ヶ月間）、未収利息計上貸出金に戻されます。

次表は、法人向け貸出金の種類別の未収利息非計上貸出金および未収利息非計上法人向け貸出金について認識された受取利息に関する情報について示したものです。

未収利息非計上法人向け貸出金

(単位：百万ドル)	2016年12月31日現在および同日に終了した事業年度				受取利息 認識額 ⁽³⁾
	投資 計上額 ⁽¹⁾	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均簿価 ⁽²⁾	
未収利息非計上法人向け貸出金					
商工業貸出金	\$1,909	\$2,259	\$362	\$1,919	\$25
金融機関貸出金	185	192	16	183	3
抵当貸付および不動産貸出金	139	250	10	174	6
リース金融	56	56	4	44	—
その他	132	197	—	87	6
未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$2,421	\$2,954	\$392	\$2,407	\$40

(単位：百万ドル)	2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度				受取利息 認識額 ⁽³⁾
	投資 計上額 ⁽¹⁾	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均簿価 ⁽²⁾	
未収利息非計上法人向け貸出金					
商工業貸出金	\$1,071	\$1,238	\$246	\$ 859	\$ 7
金融機関貸出金	173	196	10	194	—
抵当貸付および不動産貸出金	232	322	21	240	4
リース金融	76	76	54	62	—
その他	44	114	32	39	—
未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$1,596	\$1,946	\$363	\$1,394	\$11

	2016年12月31日		2015年12月31日	
(単位：百万ドル)	投資 計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金	投資 計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金
個別引当金が設定されている				
未収利息非計上法人向け貸出金				
商工業貸出金	\$1,343	\$362	\$571	\$246
金融機関貸出金	45	16	18	10
抵当貸付および不動産貸出金	41	10	60	21
リース金融	55	4	75	54
その他	1	—	40	32
個別引当金が設定されている 未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$1,485	\$392	\$764	\$363
個別引当金が設定されていない				
未収利息非計上法人向け貸出金				
商工業貸出金	\$ 566		\$500	
金融機関貸出金	140		155	
抵当貸付および不動産貸出金	98		172	
リース金融	1		1	
その他	131		4	
個別引当金が設定されていない 未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$ 936	N/A	\$832	N/A

(1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。

(2) 平均簿価は、投資計上額の平均残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。

(3) 2014年12月31日に終了した事業年度における受取利息認識額は47百万ドルでした。

N/A 該当なし

法人向け不良債権のリストラクチャリング

次表は、2016年12月31日現在および同日に終了した事業年度におけるTDRの増減を示したものです。

(単位：百万ドル)	簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR
商工業貸出金	\$338	\$176	\$ 34	\$128
金融機関貸出金	10	10	—	—
抵当貸付および 不動産貸出金	15	6	—	9
その他	142	—	142	—
合計	\$505	\$192	\$176	\$137

次表は、2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度におけるTDRの増減を示したものです。

(単位：百万ドル)	簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR
商工業貸出金	\$120	\$ 67	\$ —	\$ 53
抵当貸付および 不動産貸出金	47	3	—	44
合計	\$167	\$ 70	\$ —	\$ 97

- (1) 元本の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、元本返済免除または元本の定期支払および/または最終支払の期日延期が含まれる場合があります。法人向け貸出金について元本の返済が免除されるのは異例であるため、条件変更は通常、当該貸出金の予測キャッシュ・フローにほとんどまたは全く影響を及ぼすことはなく、したがって当該貸出金に計上する引当金にほとんどまたは全く影響を与えません。回収不能見込額の償却は、リストラクチャリング時に計上されるか、または過年度においてすでに計上されているため条件変更時に償却の必要がない場合があります。
- (2) 利息の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、市場金利を下回る金利の設定が含まれる場合があります。

次表は、TDRにおいて貸出条件が変更された法人向け貸出金合計およびTDRのうち、永久的な貸出条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。ただし、個別管理が可能なコマーシャル・バンキング貸出金の債務不履行は、90日延滞したものと定義されています。

(単位：百万ドル)	2016年12月31日 現在のTDR残高	2016年12月31日に 終了した 事業年度に 支払不履行に 陥ったTDR 貸出金	2015年12月31日 現在のTDR残高	2015年12月31日 に終了した 事業年度に 支払不履行に 陥ったTDR 貸出金
商工業貸出金	\$408	\$ 7	\$142	\$ —
金融機関貸出金	9	—	5	1
抵当貸付および不動産貸出金	87	8	131	—
その他	228	—	308	—
合計⁽¹⁾	\$732	\$15	\$586	\$ 1

- (1) 上記の表は、TDRとみなされ、報告期間末現在で残高がある貸付金の増減を反映しています。

[前へ](#)

[次へ](#)

15. 貸倒引当金

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
貸倒引当金期首残高	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648
貸倒損失総額	(8,222)	(9,041)	(11,108)
回収総額 ⁽¹⁾	1,661	1,739	2,135
正味貸倒損失（以下「NCL」といいます。）	\$ (6,561)	\$ (7,302)	\$ (8,973)
NCL	\$ 6,561	\$ 7,302	\$ 8,973
正味引当金繰入額（戻入額）	340	139	(1,879)
正味個別引当金戻入額	(152)	(333)	(266)
貸倒引当金繰入額合計	\$ 6,749	\$ 7,108	\$ 6,828
その他（正味、以下の表をご参照ください）	(754)	(3,174)	(1,509)
貸倒引当金期末残高	\$ 12,060	\$ 12,626	\$ 15,994
未実行貸出約定に係る貸倒引当金期首残高	\$ 1,402	\$ 1,063	\$ 1,229
未実行貸出約定に係る引当金繰入額（戻入額）	29	74	(162)
その他（正味） ⁽²⁾	(13)	265	(4)
未実行貸出約定に係る貸倒引当金期末残高⁽³⁾	\$ 1,418	\$ 1,402	\$ 1,063
貸出金、リース、および未実行貸出約定に係る引当金合計	\$ 13,478	\$ 14,028	\$ 17,057

- (1) 回収額には、回収努力が実った場合にのみ発生する特定の回収費用が減額されています。
- (2) 2015年度には、「貸倒引当金」から、「その他（正味）」に含まれている「未実行貸出約定に関する貸倒引当金」への271百万ドルの組替えが含まれています。この組替えは、「貸倒引当金」に含まれていた271百万ドルを法人向け貸出金ポートフォリオの実行済部分と未実行部分の間で再配分したことを反映しており、これらのポートフォリオを構成している貸出金の返済実績の変化を反映しているものではありません。
- (3) 連結貸借対照表の「その他負債」に計上されている未実行貸出約定および信用状に対する追加の貸倒引当金を表しています。

「その他（正味）」の詳細：

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
様々な個人向け貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替			
不動産ローン・ポートフォリオの振替	\$ (106)	\$ (1,462)	\$ (411)
その他ローン・ポートフォリオの振替	(468)	(948)	(657)
様々な個人向け貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替	\$ (574)	\$ (2,410)	\$ (1,068)
外貨換算（個人向け）	(199)	(474)	(463)
その他	19	(290)	22
その他（正味）	\$ (754)	\$ (3,174)	\$ (1,509)

2016年12月31日現在の貸倒引当金および貸出金への投資に関する引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,791	\$ 9,835	\$ 12,626
貸倒償却額	(578)	(7,644)	(8,222)
回収額	67	1,594	1,661
貸倒償却額の充当	511	6,050	6,561
正味引当金繰入額（戻入額）	(85)	425	340
正味個別引当金戻入額	—	(152)	(152)
その他	(4)	(750)	(754)
期末残高	\$ 2,702	\$ 9,358	\$ 12,060
貸倒引当金			
ASC 450に基づいて決定された金額	\$ 2,310	\$ 7,744	\$ 10,054
ASC 310-10-35に基づいて決定された金額	392	1,608	2,000
ASC 310-30に基づいて決定された金額	—	6	6
貸倒引当金合計	\$ 2,702	\$ 9,358	\$ 12,060
貸出金（前受収益控除後）			
ASC 450に基づき集合的に減損評価された貸出金	\$292,915	\$317,351	\$610,266
ASC 310-10-35に基づき個別に減損評価された貸出金	2,631	7,799	10,430
ASC 310-30に基づき信用の質の低下が認められた 貸出金の取得	—	187	187
公正価値評価された貸出金	3,457	29	3,486
貸出金合計（前受収益控除後）	\$299,003	\$325,366	\$624,369

2015年12月31日現在の貸倒引当金および貸出金への投資に関する引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,447	\$ 13,547	\$ 15,994
貸倒償却額	(349)	(8,692)	(9,041)
回収額	105	1,634	1,739
貸倒償却額の充当	244	7,058	7,302
正味引当金繰入額（戻入額）	550	(411)	139
正味個別引当金繰入額（戻入額）	86	(419)	(333)
その他	(292)	(2,882)	(3,174)
期末残高	\$ 2,791	\$ 9,835	\$ 12,626
貸倒引当金			
ASC 450に基づいて決定された金額	\$ 2,408	\$ 7,776	\$ 10,184
ASC 310-10-35に基づいて決定された金額	380	2,046	2,426
ASC 310-30に基づいて決定された金額	3	13	16
貸倒引当金合計	\$ 2,791	\$ 9,835	\$ 12,626
貸出金（前受収益控除後）			
ASC 450に基づき集合的に減損評価された貸出金	\$285,053	\$315,314	\$600,367
ASC 310-10-35に基づき個別に減損評価された貸出金	1,803	10,192	11,995
ASC 310-30に基づき信用の質の低下が認められた 貸出金の取得	5	245	250
公正価値評価された貸出金	4,971	34	5,005
貸出金合計（前受収益控除後）	\$291,832	\$325,785	\$617,617

2014年12月31日現在の貸倒引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,674	\$16,974	\$19,648
貸倒償却額	(458)	(10,650)	(11,108)
回収額	160	1,975	2,135
貸倒償却額の充当	298	8,675	8,973
正味引当金戻入額	(145)	(1,734)	(1,879)
正味個別引当金戻入額	(20)	(246)	(266)
その他	(62)	(1,447)	(1,509)
期末残高	\$ 2,447	\$13,547	\$15,994

16. のれんおよび無形資産

のれん

のれんの変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

2013年12月31日現在残高	\$25,009
外貨換算およびその他	(1,214)
売却および取得原価の配分に伴う調整 ⁽¹⁾	(203)
2014年12月31日現在残高	\$23,592
外貨換算およびその他	\$(1,000)
売却 ⁽²⁾	(212)
のれんの減損 ⁽³⁾	(31)
2015年12月31日現在残高	\$22,349
外貨換算およびその他	\$ (613)
売却 ⁽⁴⁾	(77)
2016年12月31日現在残高	\$21,659

セグメント別ののれんの変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	グローバル 個人金融部門	インスティテュ ーションナル・ クライアント・ グループ	シティ・ ホール ディングス	合計
2014年12月31日現在残高 ⁽⁵⁾	\$13,111	\$10,190	\$ 291	\$23,592
外貨換算およびその他	(355)	(644)	(1)	(1,000)
のれんの減損 ⁽³⁾	—	—	(31)	(31)
売却 ⁽²⁾	(24)	(1)	(187)	(212)
2015年12月31日現在残高	\$12,732	\$ 9,545	\$ 72	\$22,349
外貨換算およびその他	(174)	(447)	8	(613)
売却 ⁽⁴⁾	—	(13)	(64)	(77)
2016年12月31日現在残高	\$12,558	\$ 9,085	\$ 16	\$21,659

- (1) 主にスペインの個人金融事業および日本におけるリテールバンク事業の売却に関連しています。連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (2) 主に当年度において完了した「ラテンアメリカ退職者向けサービス」および日本のカード事業の売却、ならびに2015年12月31日付のシティ・ホールディングスの特定の事業の売却契約に関連しています。連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (3) 後に売却された報告単位に関連するのれんの減損であり、「シティ・ホールディングスー消費者金融ー韓国」の16百万ドルおよび「シティ・ホールディングスー個人金融ーラテンアメリカ」の15百万ドルが含まれています。
- (4) 主にプライベート・エクイティ関連サービス事業の売却、ならびに発表済のアルゼンチンおよびブラジルにおける個人金融事業の売却に関連しています。
- (5) 2014年12月31日現在残高は、2015年度および2016年度における組織再編に起因するセグメント間ののれんの配分が反映されるように修正再表示されており、「GCB」事業から「ICG」およびシティ・ホールディングスへの振替が含まれています。連結財務諸表注記3をご参照ください。

のれんの減損テストは各事業セグメントの一段階下のレベル（報告単位と称されています。）で行われています。当社は2016年7月1日現在で年次ののれんの減損テストを行いました、いずれの報告単位にも減損はありませんでした。

さらに、表示年度においてのれんの期中減損テストが実施されましたが、2015年度に「営業費用」に計上されたのれんの減損31百万ドル以外には、のれんの減損はありませんでした。

2016年1月1日付で「GCB－ラテンアメリカ」報告単位が事業再編され、これにはアルゼンチン、ブラジルおよびコロンビアにおける個人向け事業のシティ・ホールディングスへの移行が含まれました。

この移行に伴うのれん残高は、従前の報告単位に対する相対的な公正価値に基づいて各事業単位に配分されました。影響を受けた報告単位に関するのれんの期中減損テストが2016年1月1日付で実施され、従前の報告単位の構造においても新しい報告単位の構造においても減損はありませんでした。

2016年度第4四半期において、シティグループは、アルゼンチンおよびブラジルにおける個人向け事業を売却する契約を個別に締結してこれらの売却にのれんを配分し、こののれんは現在、売却目的保有に分類されています。売却した事業は、「シティ・ホールディングス－個人金融－ラテンアメリカ」の大部分に相当したため、トリガー事象とみなされました。このため、当四半期においてのれんの期中減損テストは実施されましたが、残りの報告単位に係る減損はありませんでした。減損の兆候はなかったものの、特に、「シティ・ホールディングス－個人金融－ラテンアメリカ」に存在するのれん16百万ドルについては、景気のさらなる悪化の影響を受ける可能性があります。2016年12月31日現在の配分された簿価に対する公正価値の比率は107%でした。

当社の報告単位の公正価値は、最新の評価に基づき、その簿価を上回っており、減損のリスクの兆候はありませんでした。

次表は、報告単位について、2016年12月31日現在ののれん残高および直近の減損テスト日現在の配分された簿価に対する公正価値の比率を示しています。

(単位：百万ドル) 報告単位 ⁽¹⁾⁽²⁾	のれん	配分された簿価に対する 公正価値の比率 (%)
グローバル個人金融部門ー北米	\$ 6,758	148%
グローバル個人金融部門ーアジア ⁽³⁾	4,709	157
グローバル個人金融部門ーラテンアメリカ ⁽⁴⁾	1,092	180
ICGー銀行業務	2,694	194
ICGーマーケットツ&セキュリティーズ・サービス	6,390	115
シティ・ホールディングスー個人金融 ーラテンアメリカ	16	107
合計	\$21,659	

- (1) 「シティ・ホールディングスーその他」および「シティ・ホールディングスーICG」は、配分されたのれんがないため、上表から除かれています。
- (2) 「シティ・ホールディングスー個人金融ーヨーロッパ・中東・アフリカ」は、2016年12月31日現在、全報告単位が配分されたのれんと共に売却目的保有に分類されているため、上表から除外されています。
- (3) 2016年度第1四半期より、「グローバル個人金融部門ーアジア」には、英国、ロシア、ポーランド、アラブ首長国連邦およびバーレーンにおける個人向け事業が含まれています。
- (4) 2016年度第1四半期より、「グローバル個人金融部門ーラテンアメリカ」には、メキシコの個人向け事業のみが含まれています。

無形資産

無形資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2016年12月31日			2015年12月31日		
	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)
取得したクレジットカード取引関係	\$ 8,215	\$ 6,549	\$ 1,666	\$ 7,606	\$ 6,520	\$ 1,086
クレジットカード契約に係る 無形資産	5,149	2,177	2,972	3,922	2,021	1,901
コア預金無形資産	801	771	30	1,050	969	81
その他の顧客関係	474	272	202	471	252	219
将来利益の現在価値	31	27	4	37	31	6
有用年数が不確定な無形資産	210	—	210	284	—	284
その他	504	474	30	737	593	144
無形資産 (MSRを除きます。)	\$15,384	\$10,270	\$ 5,114	\$14,107	\$10,386	\$ 3,721
抵当貸付サービシング権 (MSR) ⁽¹⁾	1,564	—	1,564	1,781	—	1,781
無形資産合計	\$16,948	\$10,270	\$ 6,678	\$15,888	\$10,386	\$ 5,502

- (1) 2017年1月に、シティは、2018年度末までに米国での抵当貸付サービシング事業から事実上撤退する契約を締結し、ローン組成に注力していきます。これらの取引の詳細については、連結財務諸表注記29をご参照ください。

2016年度、2015年度および2014年度の無形資産償却費は、それぞれ595百万ドル、625百万ドルおよび756百万ドルでした。将来の無形資産償却費は、2017年度が579百万ドル、2018年度が514百万ドル、2019年度が478百万ドル、2020年度が317百万ドルおよび2021年度が321百万ドルと見込まれています。

無形資産の変動は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年 12月31日 現在簿価 (正味)	買収/ 売却 ⁽¹⁾	償却	減損	外貨換算 その他	2016年 12月31日 現在簿価 (正味)
取得したクレジットカード取引関係	\$1,086	\$ 827	\$ (203)	\$ —	\$ (44)	\$1,666
クレジットカード契約に係る						
無形資産 ⁽²⁾	1,901	1,314	(326)	—	83	2,972
コア預金無形資産	81	(18)	(28)	—	(5)	30
その他の顧客関係	219	—	(25)	—	8	202
将来利益の現在価値	6	—	(1)	—	(1)	4
有用年数が不確定な無形資産	284	(25)	—	(1)	(48)	210
その他	144	(109)	(12)	—	7	30
無形資産（MSRを除きます。）	\$3,721	\$1,989	\$ (595)	\$ (1)	\$ —	\$5,114
抵当貸付サービシング権（MSR） ⁽³⁾	1,781					1,564
無形資産合計	\$5,502					\$6,678

- (1) 2016年度第2四半期において、コストコのカード・ポートフォリオの取得に伴い、取得したクレジットカード取引関係および契約関連の無形資産を新たに認識したこと、ならびにアメリカン航空との共同ブランド・クレジットカード・プログラム契約の更新および延長を行ったことが反映されています。
- (2) 主にアメリカン航空、シアーズ、ザ・ホーム・デポ、コストコおよびAT&Tとのクレジットカード・プログラム契約に関連する無形資産が反映されており、2016年12月31日現在の簿価（正味）総額の97%に相当します。
- (3) シティのMSRに関する追加情報については、2015年度から2016年度へのロールフォワードを含め、連結財務諸表注記21をご参照ください。

17. 負債

短期借入金

	2016年		2015年	
	残高	加重平均 クーポン利率	残高	加重平均 クーポン利率
(単位：百万ドル)				
コマーシャル・ペーパー	\$ 9,989	0.79%	\$ 9,995	0.22%
その他の借入金 ⁽¹⁾	20,712	1.39	11,084	1.5
合計	\$ 30,701		\$ 21,079	

(1) 連邦住宅貸付銀行およびその他の市場参加者からの借入金を含みます。2016年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保短期借入金は120億ドルでした。2015年12月31日現在の残高はありませんでした。

銀行与信枠に基づく借入金は、LIBOR、CDレート、プライム・レートあるいは銀行の提示に基づく金利で実行されます。シティグループは、与信枠維持のため、銀行に手数料を支払っています。

シティグループの非銀行子会社のいくつかは、シティバンクを含むシティグループの子会社である預金取扱機関に与信枠を持っています。これらの与信枠に基づく借入金は、連邦準備法第23A条に従い、担保が付されています。

シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インク（以下「CGMHI」といいます。）は、利用可能であるとCGMHIに通知されているものの、契約上の融資義務が存在しない与信枠による借入契約を有しています。これらの契約は、CGMHIの短期的な資金需要に見合った柔軟性を確保するために、継続的に見直されています。

長期債務

			12月31日現在残高	
	加重平均 クーポン 利率	満期	2016年	2015年
(単位：百万ドル)				
シティグループ・インク ⁽¹⁾				
非劣後債	4.00%	2017年-2098年	\$ 118,881	\$ 113,569
劣後債 ⁽²⁾	4.48	2017年-2046年	26,758	26,875
信託優先証券	6.90	2036年-2067年	1,694	1,713
銀行 ⁽³⁾				
非劣後債	1.88	2017年-2038年	49,454	55,131
ブローカー・ディーラー ⁽⁴⁾				
非劣後債	2.08	2017年-2047年	9,387	3,968
劣後債 ⁽²⁾	0.95	2033年-2037年	4	19
合計	3.49%		\$ 206,178	\$ 201,275
非劣後債			\$ 177,722	\$ 172,668
劣後債 ⁽²⁾			26,762	26,894
信託優先証券			1,694	1,713
合計			\$ 206,178	\$ 201,275

(1) 親会社であるシティグループ・インク。

(2) 特定の国、地域または子会社における劣後債を含みます。

(3) シティバンクの事業体ならびにその他の銀行事業体を表します。2016年12月31日および2015年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保長期借入金は、それぞれ216億ドルおよび178億ドルでした。

(4) 親会社であるシティグループ・インクに連結されたブローカー・ディーラー子会社を表します。

当社は、様々な通貨建て固定利付債務と変動利付債務の両方を発行しています。当社は、この固定利付債務の一部を変動利付債務に、また変動利付債務の一部を固定利付債務に効果的に転換するために、主に金利スワップといったデリバティブ契約を利用しています。デリバティブの満期は、一般にヘッジ対象の債務の満期と一致しています。さらに当社は、一部の発行債券に対する為替の影響を管理するために他のデリバティブ契約も利用しています。2016年12月31日現在、当社の長期債務についての全加重平均利率は、契約ベースで3.49%であり、デリバティブ契約の影響を考慮すると2.63%でした。

信託優先証券を含む長期債務の満期到来年度別の合計額（最終満期日基準）は、以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年以降	合計
銀行	\$ 15,046	\$ 24,128	\$ 4,865	\$ 445	\$ 3,903	\$ 1,067	\$ 49,454
ブローカー・ディーラー	2,637	1,388	283	1,103	168	3,812	9,391
シティグループ・インク	18,442	20,573	16,865	8,627	15,060	67,766	147,333
合計	\$ 36,125	\$ 46,089	\$ 22,013	\$ 10,175	\$ 19,131	\$ 72,645	\$ 206,178

次表は、2016年12月31日現在の当社の発行済信託優先証券を要約したものです。

信託証券 (単位：百万ドル、 ただし株式数は除く)	発行日	発行証券数	清算価値 ⁽¹⁾	クーポン 利率 ⁽²⁾	親会社に 発行される普 通株式数	信託所有の後順位劣後債券		
						金額	満期日	発行体による 償還開始日
シティグループ・キャピタルIII	1996年12月	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	2036年12月1日	償還不可
シティグループ・キャピタルXIII	2010年9月	89,840,000	2,246	3ヶ月LIBOR +637bps	1,000	2,246	2040年10月30日	2015年10月30日
シティグループ・キャピタルXVIII	2007年6月	99,901	123	6.829	50	124	2067年6月28日	2017年6月28日
債務合計			\$ 2,563			\$ 2,570		

注：信託優先証券に係る分配および劣後債の利息は、シティグループ・キャピタルIIIおよびシティグループ・キャピタルXVIIIについては半年ごとに、シティグループ・キャピタルXIIIについては四半期ごとに支払われます。

(1) 証券発行日に投資家が信託から受け取った想定元本を表しています。

(2) いずれの場合も劣後債のクーポン利率は信託優先証券の利率と同じです。

18. 規制資本

シティグループは、連邦準備制度理事会によって発行された米国のバーゼルⅢ規制を構成するリスクベース資本およびレバレッジに関する基準の対象となっています。連邦預金保険制度の対象となっているシティグループの米国預金機関子会社（シティバンクを含みます。）は、主な連邦銀行規制当局がそれぞれ公表している同様の基準の対象となっています。これらの基準は自己資本の十分性を評価するために用いられており、次表に記載された必要最低要件を含んでいます。規制当局は、最低自己資本基準を満たしていない金融機関に対して特定の迅速な措置をとることが法律によって求められています。

以下の表は、現行の規制基準（バーゼルⅢ移行措置を反映しています。）に基づくシティグループおよびシティバンクの規制資本区分、リスク加重総資産、四半期ごとに調整された平均総資産、レバレッジ・エクスポージャーの総額、リスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率を示したものです。

(単位：比率を除き、 百万ドル)	シティグループ			シティバンク	
	最低基準	十分な資本の 最低基準	2016年 12月31日現在	十分な資本の 最低基準	2016年 12月31日現在
普通株式等Tier 1 資本			\$ 167,378		\$ 126,277
Tier 1 資本			178,387		126,282
資本合計 (Tier 1 資本 + Tier 2 資本)			202,146		138,638
リスク加重総資産 ⁽¹⁾			1,166,764		973,739
四半期ごとに調整された 平均総資産 ⁽²⁾			1,768,415		1,332,978
レバレッジ・エクスポ ージャーの総額 ⁽³⁾			2,351,883		1,859,211
普通株式等Tier 1 資本 比率 ⁽⁴⁾	4.5%	N/A	14.35%	6.5%	12.62%
Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	6.0	6.0%	15.29	8.0	12.62
資本合計比率 ⁽⁴⁾	8.0	10.0	17.33	10.0	14.24
Tier 1 レバレッジ比率	4.0	N/A	10.09	5.0	9.47
補完的レバレッジ比率 ⁽⁵⁾	N/A	N/A	7.58	N/A	6.79

(1) 上表に反映されているのは、バーゼルⅢの先進的手法に基づき導き出したシティグループおよびシティバンクのリスク加重総資産です。2016年12月31日現在、バーゼルⅢの標準的手法に基づき導き出したシティグループおよびシティバンクのリスク加重総資産は、それぞれ1兆1,260億ドルおよび1兆10億ドルでした。

(2) Tier 1 レバレッジ比率の分母。

(3) 補完的レバレッジ比率の分母。

(4) 2016年12月31日現在、シティグループの報告可能な普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルⅢの先進的手法の枠組みに基づく比率を下回っていました。2016年12月31日現在、シティバンクの報告可能な普通株式等Tier 1 資本比率およびTier 1 資本比率は、バーゼルⅢの標準的手法の枠組みに基づく比率を下回っており、シティバンクの報告可能な資本合計比率は、バーゼルⅢの先進的手法の枠組みに基づく比率を下回っていました。

(5) 2018年1月1日より、「十分な自己資本を有している」とみなされるためには、シティおよびシティバンクは補完的レバレッジ比率の最低基準である3%を維持し、シティバンクは補完的レバレッジ比率6%を維持することが必要になります。

N/A 該当なし

上記の表に示されるとおり、2016年12月31日現在、シティグループおよびシティバンクは現行の連邦銀行規制の定義に照らして「十分な自己資本を有している」状態でした。

銀行子会社－配当制限

シティグループの子会社の預金取扱機関が、シティグループおよびその非銀行子会社へ信用供与、配当金の支払、もしくはその他の資金提供を行うことに関して、様々な法的制限が課せられています。各暦年における配当宣言額の合計が規制当局による規定額を超過する場合、通貨監督局の承認が必要になります。州公認預金取扱機関は、それぞれの州法によって定められている配当制限の対象になります。

各預金取扱機関が配当金を決定する際には、リスクベース自己資本およびレバレッジ比率要件への影響、ならびに銀行組織に対して原則として当期の営業利益から配当金を支払うよう指示している連邦規制当局の政策方針も考慮する必要があります。2016年度および2015年度において、シティグループはシティバンクからそれぞれ138億ドルおよび135億ドルの配当金を受け取りました。

19. その他包括利益（損失）累計額の増減

シティグループの「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の増減は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	投資有価 証券に係る 正味未実現 利益(損失)	債務評価調整 (DVA) (1)	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ(2)	給付制度(3)	外貨換算 調整額 (CTA) (ヘッジ 控除後) (4)	その他 包括利益 (損失) 累計額
2013年12月31日現在残高	\$ (1,640)	\$ —	\$ (1,245)	\$ (3,989)	\$ (12,259)	\$ (19,133)
その他包括利益（組替前）	1,790	—	85	(1,346)	(4,946)	(4,417)
AOCIからの組替による増加（減少）	(93)	—	251	176	—	334
増減（税引後）(5)	\$ 1,697	\$ —	\$ 336	\$ (1,170)	\$ (4,946)	\$ (4,083)
2014年12月31日現在残高	\$ 57	\$ —	\$ (909)	\$ (5,159)	\$ (17,205)	\$ (23,216)
その他包括利益（組替前）	\$ (695)	\$ —	\$ 83	\$ (143)	\$ (5,465)	\$ (6,220)
AOCIからの組替による増加（減少）	(269)	—	209	186	(34)	92
増減（税引後）	\$ (964)	\$ —	\$ 292	\$ 43	\$ (5,499)	\$ (6,128)
2015年12月31日現在残高	\$ (907)	\$ —	\$ (617)	\$ (5,116)	\$ (22,704)	\$ (29,344)
期首残高の調整（税引後）	\$ —	\$ (15)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (15)
調整後期首残高	\$ (907)	\$ (15)	\$ (617)	\$ (5,116)	\$ (22,704)	\$ (29,359)
その他包括利益（組替前）	530	(335)	(88)	(208)	(2,802)	(2,903)
AOCIからの組替による増加（減少）	(422)	(2)	145	160	—	(119)
増減（税引後）	\$ 108	\$ (337)	\$ 57	\$ (48)	\$ (2,802)	\$ (3,022)
2016年12月31日現在残高	\$ (799)	\$ (352)	\$ (560)	\$ (5,164)	\$ (25,506)	\$ (32,381)

- (1) 2016年度第1四半期より、DVAの増減はAOCIの構成要素として反映されていますが、これはASU第2016-01号のうち公正価値オプション負債に係るDVAの表示に関する規定のみを適用したことによるものです。この変更の詳細については連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (2) 主に債務に係る変動金利をヘッジするシティの固定支払／変動受取金利スワップ・プログラムに牽引された結果です。
- (3) 主に、シティの重要な年金および退職後給付制度に対する四半期ごとの年金数理評価、その他の制度に対する年次数理評価、ならびに過年度において「その他包括利益」に認識された金額の償却に基づく調整を反映しています。
- (4) 2016年12月31日に終了した事業年度において、主に、メキシコ・ペソ、ユーロ、英ポンドおよびインド・ルピー（影響額の大きい順）の対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。2015年12月31日に終了した事業年度において、主に、メキシコ・ペソ、ブラジル・レアル、韓国ウォンおよびユーロ（影響額の大きい順）の対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。2014年12月31日に終了した事業年度において、主に、メキシコ・ペソ、ユーロ、日本円およびロシア・ルーブル（影響額の大きい順）の対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。
- (5) 2014年度において、137百万ドル（税引後で84百万ドル）が「投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）」内の外貨換算の配分を反映するために「外貨換算調整額」（以下「CTA」といいます。）に組替えられました。

「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の税引前および税引後の増減は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	税引前	税効果	税引後
2013年12月31日現在残高	\$ (27,596)	\$ 8,463	\$ (19,133)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	2,704	(1,007)	1,697
キャッシュ・フロー・ヘッジ	543	(207)	336
給付制度	(1,830)	660	(1,170)
外貨換算調整額	(4,881)	(65)	(4,946)
増減	\$ (3,464)	\$ (619)	\$ (4,083)
2014年12月31日現在残高	\$ (31,060)	\$ 7,844	\$ (23,216)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	(1,462)	498	(964)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	468	(176)	292
給付制度	19	24	43
外貨換算調整額	(6,405)	906	(5,499)
増減	\$ (7,380)	\$ 1,252	\$ (6,128)
2015年12月31日現在残高	\$ (38,440)	\$ 9,096	\$ (29,344)
期首残高の調整 ⁽¹⁾	(26)	11	(15)
調整後期首残高	\$ (38,466)	\$ 9,107	\$ (29,359)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	167	(59)	108
債務評価調整（DVA）	(538)	201	(337)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	84	(27)	57
給付制度	(78)	30	(48)
外貨換算調整額	(3,204)	402	(2,802)
増減	\$ (3,569)	\$ 547	\$ (3,022)
2016年12月31日現在残高	\$ (42,035)	\$ 9,654	\$ (32,381)

(1) ASU第2016-01号の初度適用に関連する調整額(15)百万ドルを表しています。連結財務諸表注記1をご参照ください。

当社は、連結損益計算書において、組替えられたAOCIの金額に関連する税引前利益（損失）を以下のとおり
に認識しました。

連結損益計算書への組替によるAOCIの増加（減少）			
12月31日に終了した事業年度			
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万ドル)			
投資売却実現（利益）損失	\$ (948)	\$ (682)	\$ (570)
一時的でない減損損失総額	288	265	424
税引前小計	\$ (660)	\$ (417)	\$ (146)
税効果	238	148	53
投資有価証券に係る実現（利益）損失（正味） （税引後） ⁽¹⁾	\$ (422)	\$ (269)	\$ (93)
公正価値オプション負債に係るDVAによる実現（利 益）損失	\$ (3)	\$ —	\$ —
税引前小計	\$ (3)	\$ —	\$ —
税効果	1	—	—
債務評価調整による実現利益（正味）（税引後）	\$ (2)	\$ —	\$ —
金利契約	\$ 140	\$ 186	\$ 260
外国為替契約	93	146	149
税引前小計	\$ 233	\$ 332	\$ 409
税効果	(88)	(123)	(158)
キャッシュ・フロー・ヘッジの償却費 （税引後） ⁽²⁾	\$ 145	\$ 209	\$ 251
未認識債務の償却費			
過去勤務費用（給付）	\$ (40)	\$ (40)	\$ (40)
正味年金数理損失	272	276	243
縮小／清算による影響額 ⁽³⁾	18	57	76
税引前小計	\$ 250	\$ 293	\$ 279
税効果	(90)	(107)	(103)
給付制度の償却費（税引後） ⁽³⁾	\$ 160	\$ 186	\$ 176
外貨換算調整額	\$ —	\$ (53)	\$ —
税効果	—	19	—
外貨換算調整額	\$ —	\$ (34)	\$ —
AOCIから組替えられた金額合計（税引前）	\$ (180)	\$ 155	\$ 542
税効果合計	61	(63)	(208)
AOCIから組替えられた金額合計（税引後）	\$ (119)	\$ 92	\$ 334

(1) 税引前の金額は、連結損益計算書の「投資売却実現利益（損失）（正味）」および「減損損失総額」に組替えられて
います。詳細については、当連結財務諸表注記13をご参照ください。

(2) 詳細については、当連結財務諸表注記23をご参照ください。

(3) 詳細については、当連結財務諸表注記8をご参照ください。

20. 優先株式

以下の表は当社の発行済優先株式を要約したものです。

	発行日	発行体による 償還開始日	配当率	預託株式/ 優先株式 1株当たり の償還価格	預託株式数	簿価 (単位：百万ドル)	
						2016年 12月31日	2015年 12月31日
シリーズA ⁽¹⁾	2008年1月25日	2018年2月15日	8.125%	\$ 25	3,870,330	\$ 97	\$ 97
シリーズE ⁽²⁾	2008年4月28日	2018年4月30日	8.400	1,000	121,254	121	121
シリーズA ⁽³⁾	2012年10月29日	2023年1月30日	5.950	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズB ⁽⁴⁾	2012年12月13日	2023年2月15日	5.900	1,000	750,000	750	750
シリーズC ⁽⁵⁾	2013年3月26日	2018年4月22日	5.800	25	23,000,000	575	575
シリーズD ⁽⁶⁾	2013年4月30日	2023年5月15日	5.350	1,000	1,250,000	1,250	1,250
シリーズJ ⁽⁷⁾	2013年9月19日	2023年9月30日	7.125	25	38,000,000	950	950
シリーズK ⁽⁸⁾	2013年10月31日	2023年11月15日	6.875	25	59,800,000	1,495	1,495
シリーズL ⁽⁹⁾	2014年2月12日	2019年2月12日	6.875	25	19,200,000	480	480
シリーズM ⁽¹⁰⁾	2014年4月30日	2024年5月15日	6.300	1,000	1,750,000	1,750	1,750
シリーズN ⁽¹¹⁾	2014年10月29日	2019年11月15日	5.800	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズO ⁽¹²⁾	2015年3月20日	2020年3月27日	5.875	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズP ⁽¹³⁾	2015年4月24日	2025年5月15日	5.950	1,000	2,000,000	2,000	2,000
シリーズQ ⁽¹⁴⁾	2015年8月12日	2020年8月15日	5.950	1,000	1,250,000	1,250	1,250
シリーズR ⁽¹⁵⁾	2015年11月13日	2020年11月15日	6.125	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズS ⁽¹⁶⁾	2016年2月2日	2021年2月12日	6.300	25	41,400,000	1,035	—
シリーズT ⁽¹⁷⁾	2016年4月25日	2026年8月15日	6.250	1,000	1,500,000	1,500	—
						\$19,253	\$16,718

- (1) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は、いずれも、シティの取締役会が宣言した場合に、四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に支払われます。
- (2) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2018年4月30日までは固定金利で半年ごと（4月30日および10月30日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（1月30日、4月30日、7月30日および10月30日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (3) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年1月30日までは固定金利で半年ごと（1月30日および7月30日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（1月30日、4月30日、7月30日および10月30日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (4) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年2月15日までは固定金利で半年ごと（2月15日および8月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (5) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金はシティの取締役会が宣言した場合に、四半期ごと（1月22日、4月22日、7月22日および10月22日）に支払われます。
- (6) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年5月15日までは固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (7) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年9月30日までは固定金利で四半期ごと（3月30日、6月30日、9月30日および12月30日）に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (8) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年11月15日までは固定金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (9) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は固定金利で四半期ごと（2月12日、5月12日、8月12日および11月12日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (10) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2024年5月15日までは固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (11) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2019年11月15日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

- (12) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年3月27日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（3月27日および9月27日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（3月27日、6月27日、9月27日および12月27日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (13) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2025年5月15日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (14) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年8月15日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（2月15日および8月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (15) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年11月15日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (16) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は固定金利で四半期ごと（2月12日、5月12日、8月12日および11月12日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (17) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2026年8月15日までは固定金利で半年ごと（2月15日および8月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

2016年度において、シティは発行済優先株式に対する配当金を1,077百万ドル分配しました。2016年12月31日現在の発行済優先株式に基づき、シティは2017年度において約1,213百万ドルの優先配当金の分配を見積っています。いずれの場合も、かかる配当金はシティグループの取締役会による宣言が前提になっています。

21. 証券化および変動持分事業体

特別目的事業体の利用

特別目的事業体（以下「SPE」といいます。）は、それを設立する会社の限定的なニーズを満たす目的で設立された事業体です。シティは主に、特定の金融資産を証券化することにより流動性および有利な資本の取り扱いを獲得し、顧客の金融資産を証券化することを支援し、また顧客のために投資商品を組成する目的でSPEを利用しています。SPEは信託、パートナーシップまたは法人などの様々な法的形態で設立することが可能です。証券化において、SPEへ資産を移転する企業は、SPEが発行する負債および持分商品、証書、コマーシャル・ペーパーまたは債務を表すその他の債券を通じて、通常の事業活動であればそれを実現する前にこれらの資産のすべて（または一部）を現金に転換します。これらの証券化はSPEの貸借対照表に計上されますが、SPEを組成した企業の貸借対照表には連結される場合と連結されない場合があります。

投資家は通常、SPEの資産のみに対して遡求権を有しますが、担保勘定、与信枠または流動性ファシリティ（流動性プット・オプションや資産購入契約など）などのその他の信用補完の恩恵を受けることもあります。これらの信用補完があるため、SPEによる発行は一般的に、資産譲渡者が自身の負債発行で獲得する場合よりも高い信用格付けを取得します。その結果、資金調達コストを無担保借入よりも低くすることができます。SPEはデリバティブ契約を締結し、原資産の利回りまたは通貨をSPEの投資家の需要に一致させたり、SPEの信用リスクを限定または変更したりすることもあります。シティグループは特定の信用補完の提供者ならびに関連するデリバティブ契約の取引相手になります。

シティグループのSPEの大部分は、以下に説明されている変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）です。

変動持分事業体

VIEは、持分投資総額が不十分で、他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができない事業体、あるいはその事業体の持分投資家が支配財務持分の特徴（すなわち、議決権または同様の権利を通じて重要な意思決定を行う能力、およびその事業体の予想残存利益を受け取る権利もしくはその事業体の予想損失を負担する義務）を有していない事業体です。負債または株式持分を通じてVIEに資金を提供する投資家、あるいはその他の形式（保証、特定の手数料契約または特定の種類のデリバティブ契約など）で支援を提供している他の契約相手が、当該事業体の変動持分保有者です。

VIEの支配財務持分を保有する変動持分保有者は、主たる受益者とみなされ、VIEを連結しなければなりません。以下の特徴の両方を有する場合、シティグループは支配財務持分を保有しており、主たる受益者であるとみなされる可能性があります。

- ・ VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有する場合。
- ・ VIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務を有する場合、またはVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有する場合。

当社は、各VIEを評価し、当該事業体の目的および構成、その構成の中での当社の役割ならびにVIEの継続する活動における当社の関与を理解する必要があります。次に当社は、どの活動がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼし、誰がその活動を指揮する権限を有するのかを評価しなければなりません。

当社がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有すると判断したVIEについて、当社はその経済的持分の評価を行う必要があります、またVIEにとって潜在的に重要となる可能性のある損失を負担、または便益を享受することが可能か否かを決定しなければなりません。潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務が当社にあるか否かを評価する際に、当社はそのような損失に対する最大エクスポージャーを、その発生可能性を考慮せずに検討する必要があります。このような義務は、負債および持分投資、保証、流動性契約ならびに特定のデリバティブ契約を含む（ただし、これらに限定されません。）様々な形式をとる可能性があります。

その他の様々な取引において、当社は（i）デリバティブ取引の相手方（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者）となること、（ii）引受業者または募集代理人を務めること、（iii）管理、受託またはその他のサービスを提供すること、あるいは（iv）VIEが発行する負債証券またはその他の商品について値付け業務を行うことがあります。当社は通常、このような関与自体は変動持分ではなく、したがって権限または潜在的に重要な便益または損失を示唆するものではないと考えています。

当社が重要な変動持分を保有する、またはVIEの資産の大半にサービシングを通じて継続的に関与している、連結および非連結VIEに対するシティグループの関与は、以下のとおりです。

2016年12月31日現在								
(単位：百万ドル)	SPE資産への関与合計	連結VIE/SPE資産	重要な非連結VIE資産 ⁽³⁾	重要な非連結VIEにおける損失に対する最大エクスポージャー ⁽¹⁾				
				実行済		未実行		合計
				エクスポージャー ⁽²⁾		エクスポージャー		
				負債投資	持分投資	資金調達コミットメント	保証およびデリバティブ	
クレジットカード証券化	\$ 50,171	\$ 50,171	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	214,458	—	214,458	3,852	—	—	78	3,930
政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付	15,965	1,092	14,873	312	35	—	1	348
シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社(ABCP)	19,693	19,693	—	—	—	—	—	—
ローン担保証券 (CLO)	18,886	—	18,886	5,128	—	—	62	5,190
アセット・ベース・ファイナンス	53,168	733	52,435	16,553	475	4,915	—	21,943
地方債のテンダー・オプション・ボンド	7,070	2,843	4,227	40	—	2,842	—	2,882
信託 (TOB)								
地域投資	17,679	14	17,665	2,441	3,578	2,580	—	8,599
顧客仲介	515	371	144	49	—	—	3	52
投資ファンド	2,788	767	2,021	32	120	27	3	182
その他	1,429	607	822	116	11	58	43	228
合計 ⁽⁵⁾	\$ 401,822	\$ 76,291	\$ 325,531	\$ 28,523	\$ 4,219	\$ 10,422	\$ 190	\$ 43,354

2015年12月31日現在

(単位：百万ドル)	SPE資産への関与合計	連結VIE/SPE資産	重要な非連結VIE資産 ⁽³⁾	重要な非連結VIEにおける損失に対する最大エクスポージャー ⁽¹⁾				
				実行済		未実行		
				エクスポージャー ⁽²⁾		エクスポージャー		合計
				負債投資	持分投資	資金調達 コミット メント	保証 およびデリ バティブ	
クレジットカード証券化	\$ 54,916	\$ 54,916	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がスポンサーとなっている 抵当貸付	217,291	—	217,291	3,571	—	—	95	3,666
政府機関以外の機関 がスポンサーとな っている抵当貸 付	13,036	1,586	11,450	527	—	—	1	528
シティが管理している アセット・バック・ コマーシャル・ペー パー導管会社 (ABCP)	21,280	21,280	—	—	—	—	—	—
ローン担保証券 (CLO)	16,719	—	16,719	3,150	—	—	86	3,236
アセット・ベース・ ファイナンス	58,862	1,364	57,498	21,270	269	3,616	—	25,155
地方債のテンダー・ オプション・ボンド 信託 (TOB)	8,572	3,830	4,742	2	—	3,100	—	3,102
地域投資	20,290	44	20,246	2,196	2,487	2,335	—	7,018
顧客仲介	434	335	99	49	—	—	—	49
投資ファンド	1,730	842	888	13	138	102	—	253
その他	4,915	597	4,318	292	554	—	52	898
合計 ⁽⁵⁾	\$ 418,045	\$ 84,794	\$ 333,251	\$ 31,070	\$ 3,448	\$ 9,153	\$ 234	\$ 43,905

注：当期の表示と一致させるために、2015年12月31日現在の情報には特定の調整が加えられています。

- (1) 損失に対する最大エクスポージャーの定義はこの表の後の本文に記載されています。
- (2) シティグループの2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表に含まれています。
- (3) 重要な非連結VIEとは、損失の可能性に関係なく、当社が重要とみなされる変動持分または継続関与を有している事業体です。
- (4) シティグループの抵当貸付証券化には、政府機関および政府機関以外の機関（プライベート・レーベル）の再証券化業務も含まれます。これらのSPEは連結されていません。詳細については下記の「再証券化」をご参照ください。
- (5) シティコープのSPE資産に対してシティが関与する総額は、2016年および2015年12月31日現在、それぞれ3,847億ドルおよび3,832億ドルであり、残額はシティ・ホールディングスに関連しています。

前掲の表には以下のものは含まれていません。

- ・ 当社のプライベート・エクイティ子会社数社による特定のベンチャー・キャピタル投資。当社は、これらの投資を投資会社監査ガイド（ASC 946として編纂されています。）に従って会計処理しています。
- ・ 当社が投資管理サービスを提供している特定の投資ファンド、ならびに当社が管理、受託および／または投資管理サービスを提供している個人向け不動産信託。
- ・ 第三者が組成した特定のVIEが、独立第三者間取引条件に基づいて行われた投資であるため、当社がその有価証券を棚卸資産に分類している場合。
- ・ 当社が保有するモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の特定のポジションで、「トレーディング勘定資産」または「投資」に分類され、重要とみなされる関連証券化事業体に対して当社が他に関与していない場合（これらのポジションに関する詳細については、連結財務諸表注記24および13をご参照ください。）。

- ・ 以前の「ICG」部門がスポンサーとなっていた抵当貸付証券化および資産証券化の特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的に関与していない場合。2005年から2008年の間に証券化され、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的に関与していない抵当貸付について、2016年および2015年12月31日現在の残高はそれぞれ約100億ドルおよび120億ドルでした。
- ・ シティグループの住宅用抵当貸付証券化における特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当初の抵当貸付残高が存在しなくなった場合。
- ・ 当社の資金調達活動に関連して利用される信託優先証券信託などのVIE。当社はこれらの信託に対して変動持分を有していません。

連結VIEの資産残高は、当社が連結した資産の簿価を表しています。この簿価は、資産の法的形態（例えば、ローンまたは有価証券）ならびに資産の種類および事業内容に対する当社の標準的な会計方針により、資産の償却原価である場合と公正価値である場合があります。

当社が重要な関与を行っている非連結VIEの資産残高は、当社が入手可能な最新の情報を表しています。当社が公正価値情報を容易に入手できる場合を除き、多くの場合、資産残高は減損を考慮しない償却原価基準で表されています。

当社によるVIEへの投資の貸借対照表上の簿価は、実行済エクスポージャーの最大額を表しています。この金額はVIEに当初投資した現金額を経過利息および元本返済として受領した現金額で調整したものです。また、簿価は公正価値の増減または損益に認識された価値の減損により調整される場合があります。未実行ポジションの最大エクスポージャーとは、当社が提供している流動性ファシリティおよび信用枠などの契約債務の未実行残高、または変動持分とみなされるデリバティブ商品の想定元本を表しています。特定の取引において、当社はVIEに対する変動持分とみなされないデリバティブ取引またはその他の契約（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者の場合）を締結しています。当該契約に基づく債権は最大エクスポージャーの金額には含まれていません。

重要な非連結VIEに関する資金調達コミットメントー流動性ファシリティおよび貸出約定

次表は、上記のVIEに関する表において資金調達コミットメントとして分類されている流動性ファシリティおよび貸出約定の想定元本を表しています。

	2016年12月31日		2015年12月31日	
	流動性 ファシリティ	貸出／持分 約定	流動性 ファシリティ	貸出／持分 約定
(単位：百万ドル)				
アセット・ベース・ファイナンス	\$ 5	\$ 4,910	\$ 5	\$ 3,611
地方債のテnder・オプション・ ボンド信託 (TOB)	2,842	—	3,100	—
地域投資	—	2,580	—	2,335
投資ファンド	—	27	—	102
その他	—	58	—	—
資金調達コミットメント合計	\$ 2,847	\$ 7,575	\$ 3,105	\$ 6,048

連結VIE

当社は、売却処理の認められないオンバランスの証券化を行っており、したがって、当該資産は当社の連結貸借対照表に引き続き計上され、受取額は担保付債務として認識されます。連結VIEは、当社が関与している数百の個別の事業体を表しています。一般に、連結VIEの債権者である第三者投資家は、それぞれのVIEの資産に対してのみ法的遡求権を有しており、当社が投資家に対して保証を提供しているか、VIEが関与する特定のデリバティブ取引の相手方になっている場合を除いて、当社に対する遡求権を有していません。したがって、資産の一部は第三者を資金調達源とするものであることから、連結VIEに関連した損失に対する当社の法的な最大エクスポージャーは、連結VIEの資産の簿価を著しく下回っています。関係会社間の資産および負債はシティの連結貸借対照表には含まれていません。すべてのVIEの資産は売却または担保として差し入れることが制限されています。これら資産からのキャッシュ・フローは、当社の一般資産に対する遡求権のない、関連する負債の支払に当てられる唯一の源泉となっています。連結VIEの資産および負債に関する詳細については、連結貸借対照表をご参照ください。

非連結VIEへの重要な変動持分ー貸借対照表上の分類

次表は、非連結VIEへの重要な変動持分の簿価と分類を表しています。

	2016年12月31日	2015年12月31日
(単位：十億ドル)		
現金	\$ 0.1	\$ 0.1
トレーディング勘定資産	8.0	6.2
投資	4.4	3.0
貸出金合計 (引当金控除後)	18.8	23.6
その他	1.5	1.7
資産合計	\$ 32.8	\$ 34.6

クレジットカードの証券化

当社は債権を購入するために設立された信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。シティグループは、非遡求型で信託に債権を譲渡しています。クレジットカードの証券化はリボルビング型の証券化で、つまり顧客がクレジットカード残高を支払うと、当該受取額は新規債権を購入し信託債権を補充するために利用されます。

当社のクレジットカードの証券化活動はほぼすべて、シティバンク・クレジットカード・マスター・トラスト（以下「マスター・トラスト」といいます。）およびシティバンク・オムニ・マスター・トラスト（以下「オムニ・トラスト」といいます。）の2つの信託を通じて行われていますが、大部分はマスター・トラストを通じて行われています。当該信託は連結事業体として取り扱われていますが、これはシティグループがサービサーとして当該信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、譲渡人としての持分および信託が発行した特定の有価証券を保有していることにより、信託からの潜在的に重要な損失または便益に対するエクスポージャーがもたらされるためです。したがって、譲渡されたクレジットカード債権はシティの連結貸借対照表に引き続き計上され、損益は認識されません。当該信託が第三者に対して発行した債務は、シティの連結貸借対照表に含まれています。

当社は「北米」における事業の資金調達源の1つとして証券化を利用しています。次表は、当社のクレジットカード債権の証券化に関する金額を反映したものです。

(単位：十億ドル)	2016年12月31日	2015年12月31日
信託のクレジットカード債権の元本金額に対する所有権持分		
信託発行証券による投資家への売却	\$ 22.7	\$ 29.7
信託発行証券としてシティグループが留保	7.4	9.4
証書のない持分を通してシティグループが留保	20.6	16.5
合計	\$ 50.7	\$ 55.6

次表は、シティグループのクレジットカードの証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2016年	2015年	2014年
新規証券化による収入	\$ 3.3	\$ —	\$ 12.6
満期社債の償還	(10.3)	(7.4)	(7.8)

管理貸出金

クレジットカード債権を証券化した後、当社は引き続きクレジットカード顧客との取引関係を維持し、信託に譲渡した債権についてサービシング業務を提供しています。よって当社は、証券化したクレジットカード債権を当社の管理対象である事業の一部と考えています。シティグループはクレジットカード信託を連結しているため、すべての管理されている証券化されたカード債権が貸借対照表に計上されています。

資金調達、流動性ファシリティおよび劣後持分

上述のとおり、シティグループは、マスター・トラストおよびオムニ・トラストという2つの証券化信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。当該信託の負債は、シティグループが保有しているものを除き、連結貸借対照表に計上されています。

マスター・トラストは、固定および変動利付のターム・ノートを発行します。ターム・ノートの一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社に対して発行される場合があります。マスター・トラストが発行したこのターム・ノートの加重平均期間は、2016年12月31日現在で2.6年、2015年12月31日現在で2.4年でした。

マスター・トラストの負債（額面価格）

（単位：十億ドル）	2016年12月31日	2015年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 21.7	\$ 28.4
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	5.5	7.5
マスター・トラストの負債合計	\$ 27.2	\$ 35.9

オムニ・トラストは固定および変動利付のターム・ノートを発行しており、その一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社によって購入されています。オムニ・トラストが発行した第三者向けのターム・ノートの加重平均期間は、2016年12月31日現在で1.9年、2015年12月31日現在で0.9年でした。

オムニ・トラストの負債（額面価格）

（単位：十億ドル）	2016年12月31日	2015年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 1.0	\$ 1.3
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	1.9	1.9
オムニ・トラストの負債合計	\$ 2.9	\$ 3.2

抵当貸付の証券化

当社は、多様な顧客層に対して様々な種類の抵当貸付商品を提供しています。組成された後、これらの貸出金の多くは、VIEを利用して証券化されます。これらのVIEは譲渡された資産のみで担保された信託証書の発行により資金を調達します。これらの証書は譲渡された資産と同じ期間を有します。これらの資産の証券化は、流動性の源泉およびより低いコストでの資金調達手段を提供するだけでなく、借り手に対する当社の信用エクスポージャーも減少させます。これらの抵当貸付の証券化は主に非遡求型であるため、将来の貸倒損失リスクを信託が発行する有価証券の購入者に事実上移転しています。ただし、当社の米国の個人向け抵当貸付事業は通常、サービシング権を留保し、特定の場合には、投資証券、インタレストオンリー・ストリップ債および信託からの将来キャッシュ・フローに対する残余持分を留保しています。また、「ICG」部門の限られた数の証券化についてサービシング業務も行っています。

当社は通常、ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マックのような政府系機関（米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付）またはプライベート・レーベル（政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付）による証券化を通じて、抵当貸付を証券化しています。シティグループはVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を指揮する権限を有していないため、当社は米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化の主たる受益者ではありません。したがって、シティはこれらの米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を連結していません。シティグループが連結対象外の信託を通じて売却または証券化した個人向け貸出金はほぼすべて、米国におけるプライム住宅抵当貸出金です。連結対象外の抵当貸付証券化信託は「トレーディング勘定資産」に分類されますが、MSRはシティグループの連結貸借対照表上の「抵当貸付サービシング権」に含まれます。

シティは当該事業体の重要な活動を指揮する権限を有するサービサーではない、あるいはシティはサービサーであるがそのサービシング関係が信認関係にすぎないとみなされるために、シティが当該事業体の主たる受益者とみなされないという理由により、当社は特定の政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を連結していません。

特定の状況において、当社は、（i）活動を指揮する権限、および（ii）政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に対して潜在的に重要となる可能性がある損失を負担する義務または便益を享受する権利を有しているため、主たる受益者であり、したがってこれらのVIEを連結しています。

次表は、シティグループの抵当貸付の証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	2016年		2015年		2014年	
	米国政府機関 がスポンサー となっている 抵当貸付	政府機関 以外の機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	米国政府機関 がスポンサー となっている 抵当貸付	政府機関 以外の機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	米国政府機関 がスポンサー となっている 抵当貸付	政府機関 以外の機関が スポンサーと なっている 抵当貸付
（単位：十億ドル）						
新規証券化による収入 ⁽¹⁾	\$ 41.3	\$ 11.8	\$ 35.0	\$ 12.1	\$ 27.8	\$ 11.8
契約上の受取サービシング 手数料	0.4	—	0.5	—	0.6	—
留保持分に係る受取 キャッシュ・フローおよび その他の正味キャッシュ・ フロー	0.1	—	0.1	—	0.1	—

(1) 2016年度および2015年度の新規証券化による収入には、個人向け貸出金の証券化に係る5億ドルおよび7億ドルが含まれています。

2016年12月31日に終了した事業年度における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益は、それぞれ105百万ドルおよび107百万ドルでした。

2015年12月31日に終了した事業年度における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益は、それぞれ149百万ドルおよび41百万ドルで、2014年12月31日に終了した事業年度においては、それぞれ214百万ドルおよび53百万ドルでした。

抵当貸付債権の売却日または証券化日現在における留保持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	2016年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.8%～13.7%	—	—
加重平均割引率	9.9%	—	—
継続的期限前返済率	3.8%～30.9%	—	—
加重平均継続的期限前返済率	11.1%	—	—
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	—	—
加重平均予測正味貸倒損失	NM	—	—
加重平均期間	0.5年～17.5年	—	—

注：2016年度に証券化された政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付について、シティは留保持分を保有していませんでした。

	2015年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～11.4%	2.0%～3.2%	2.9%～12.1%
加重平均割引率	6.8%	2.9%	5.2%
継続的期限前返済率	5.7%～34.9%	—	2.8%～8.0%
加重平均継続的期限前返済率	11.8%	—	3.5%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	40.0%	38.1%～92.0%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	40.0%	70.6%
加重平均期間	3.5年～13.8年	2.5年～9.8年	8.9年～12.9年

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

(2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる延滞した住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。

NM 予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

当社の留保持分の範囲は、高格付けおよび／または資本構造の上位部分から未格付けおよび／または残余持分までにわたります。

留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびにその主要な各仮定の10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。各変動による不利な影響は、他のすべての仮定を一定として、個別に計算します。主要な仮定の間に関連性があることにより、主要な仮定が同時に不利な方向に変動した場合の影響額が、下記の個別の影響額の合計より少なくなる可能性があります。

	2016年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.7%～28.2%	0.0%～8.1%	5.1%～26.4%
加重平均割引率	9.0%	2.1%	13.1%
継続的期限前返済率	6.8%～22.8%	4.2%～14.7%	0.5%～37.5%
加重平均継続的期限前返済率	10.2%	11.0%	10.8%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	0.5%～85.6%	8.0%～63.7%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	31.4%	48.3%
加重平均期間	0.2年～28.8年	5.0年～8.5年	1.2年～12.1年

	2015年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～27.0%	1.6%～67.6%	2.0%～24.9%
加重平均割引率	4.9%	7.6%	8.4%
継続的期限前返済率	5.7%～27.8%	4.2%～100.0%	0.5%～20.8%
加重平均継続的期限前返済率	12.3%	14.0%	7.5%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	0.2%～89.1%	3.8%～92.0%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	48.9%	54.4%
加重平均期間	1.3年～21.0年	0.3年～18.1年	0.9年～19.0年

注：2016年および2015年12月31日現在、抵当貸付の証券化に関して、シティ・ホールディングスが有する劣後持分はありませんでした。

- (1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。
- (2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる延滞した住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。
- NM 予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

2016年12月31日現在			
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
(単位：百万ドル)			
留保持分の簿価	\$ 2,258	\$ 26	\$ 161
割引率			
不利な変動10%	\$ (71)	\$ (7)	\$ (8)
不利な変動20%	(138)	(14)	(16)
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(80)	(2)	(4)
不利な変動20%	(160)	(3)	(8)
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(7)	(1)
不利な変動20%	NM	(14)	(2)

2015年12月31日現在			
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
(単位：百万ドル)			
留保持分の簿価	\$ 3,546	\$ 179	\$ 553
割引率			
不利な変動10%	\$ (79)	\$ (8)	\$ (25)
不利な変動20%	(155)	(15)	(49)
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(111)	(3)	(9)
不利な変動20%	(213)	(6)	(18)
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(6)	(7)
不利な変動20%	NM	(11)	(14)

注：2016年および2015年12月31日現在、抵当貸付の証券化に関して、シティ・ホールディングスが有する劣後持分はありませんでした。

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

NM 予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

抵当貸付サービシング権

抵当貸付の証券化に関連して、当社の米国の個人向け抵当貸付事業は通常、貸出金の未償還元本残高および契約上のサービシング手数料に基づく将来キャッシュ・フローの権利を当社に与えることになるサービシング権を留保しています。契約上の要件に従って貸出金のサービシング業務が実施できなかった場合、サービシング権の終了および将来のサービシング手数料の損失につながる場合があります。

これらの取引により抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）と称される無形資産が発生し、シティの連結貸借対照表に公正価値で計上されます。シティの資産計上されたMSRの公正価値は、2016年および2015年12月31日現在それぞれ16億ドルおよび18億ドルでした。MSRは、2016年および2015年12月31日現在の貸付元本残高それぞれ1,680億ドルおよび1,980億ドルに対応しています。次表は資産計上されたMSRの変動を要約したものです。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年
期首残高	\$ 1,781	\$ 1,845
組成	152	214
入力データおよび仮定の変動によるMSRの公正価値の変動	(36)	110
その他変動 ⁽¹⁾	(313)	(350)
MSRの売却 ⁽²⁾	(20)	(38)
12月31日現在残高	\$ 1,564	\$ 1,781

(1) 顧客の支払および時間の経過による変動を示しています。

(2) この金額には信用に懸念のあるMSRの売却が含まれており、シティは新しいサービサーに支払いを行いました。

MSRの公正価値は主に、抵当貸出金利の変動から生じる抵当貸出の期限前返済額の変動に影響されます。特に、金利が上昇すると期限前返済が鈍化する傾向があり、その結果、MSRの公正価値が上昇することとなります。このリスクを管理するために、当社は、金利デリバティブ契約、モーゲージ・バック証券の先渡購入・売却契約および購入した有価証券（すべて「トレーディング勘定資産」に分類されます。）を利用して、MSRの価値の大部分を経済的にヘッジしています。当社は以前に証券化した抵当貸付のサービシングを提供する期間に手数料を受け取ります。これらの手数料金額は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年	2014年
サービシング手数料	\$ 484	\$ 552	\$ 638
遅延損害金	14	16	25
付随手数料	17	31	56
MSR手数料合計	\$ 515	\$ 599	\$ 719

連結損益計算書において、これらの手数料は主に「役務収益および手数料」に分類されており、MSRの公正価値の変動は「その他収益」に分類されています。

2017年1月に、シティは、2018年度末までに米国での抵当貸付サービシング事業から事実上撤退し、ローン組成に注力する契約を締結しました。これらの取引の詳細については、連結財務諸表注記29をご参照ください。

再証券化

当社は、新たな受益持分と引き換えに負債証券をVIEに譲渡する再証券化取引を行っています。2016年12月31日に終了した事業年度において、シティが再証券化事業体に譲渡した政府機関以外の機関（プライベート・レーベル）の有価証券はありません。2015年12月31日に終了した事業年度において、シティは当初の額面価格が885百万ドルの政府機関以外の機関（プライベート・レーベル）の有価証券を再証券化事業体に譲渡しました。これらの証券は、住宅または商業用のいずれかの抵当貸付で担保されており、多くの場合顧客の代理で組成されています。

2016年12月31日現在、シティが組成したプライベート・レーベルの再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は合計約126百万ドルであり（すべて2016年度より前の再証券化取引に関連しています。）、「トレーディング勘定資産」に計上されています。このうち、ほとんどすべてが劣後受益持分に関するものでした。2015年12月31日現在、シティが組成したプライベート・レーベルの再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は合計約428百万ドル（2015年度に実行された再証券化取引に関連する132百万ドルを含んでいます。）でした。このうち、約18百万ドルがシニア受益持分に、約410百万ドルが劣後受益持分に関するものでした。2016年および2015年12月31日現在、シティが留保持分を有するプライベート・レーベルの再証券化取引の当初の額面価格は、それぞれ約13億ドルおよび37億ドルでした。

当社は、米国政府機関保証モーゲージ・バック（政府機関）証券の再証券化も行っています。2016年および2015年12月31日に終了した事業年度において、シティはそれぞれ公正価値約239億ドルおよび178億ドルの政府機関証券を再証券化事業体に譲渡しました。

シティが組成した政府機関証券の再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は、2016年12月31日現在では合計で約23億ドル（2016年度に実行された再証券化取引に関連する741百万ドルを含んでいます。）であったのに対し、2015年12月31日現在では18億ドル（2015年度に実行された再証券化取引に関連する15億ドルを含んでいます。）であり、「トレーディング勘定資産」に計上されています。2016年および2015年12月31日現在、シティが留保持分を有する政府機関の再証券化取引の当初の公正価値は、それぞれ約718億ドルおよび650億ドルでした。

2016年および2015年12月31日現在、当社はプライベート・レーベルまたは政府機関の再証券化を行う事業体を連結していません。

シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社

当社は複数のマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社の管理会社として、また第三者がスポンサーとなっているシングルセラーおよびその他のコマーシャル・ペーパー導管会社に対するサービス提供者として、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管業務に従事しています。

シティのマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社は、当社の顧客に対して、コマーシャル・ペーパー市場における低コストでの資金調達手段を提供するためのものです。導管会社は顧客から資産を購入、または顧客に資金調達手段を提供しており、第三者投資家に対してコマーシャル・ペーパーを発行することにより資金を調達しています。導管会社は通常、当社が組成した資産を購入することはありません。導管会社の資金調達を円滑にするために、当社が流動性補完および信用補完を提供しています。

当社は通常、シティの導管会社に対する管理会社として、導管会社が購入または資金提供を行う資産の選択および組成、導管会社の資金調達に関する意思決定（発行済コマーシャル・ペーパーの期間およびその他の条項の決定を含みます。）、導管会社の資産の質および運用成績の監視、ならびに導管会社の事業活動およびキャッシュ・フローの促進に責任があります。その代わりに、当社は個別取引に関して顧客から組成手数料を受け取り、導管会社からは管理手数料（導管会社の顧客プログラムからの収入および流動性手数料から導管会社に係る費用を控除した金額）を受け取ります。原資産のリスクおよび便益の大半が顧客に帰属することから、当該管理手数料は極めて安定しています。当該資産の価格交渉が行われた後に継続する収益、費用および手数料はその導管会社の規模に対する割合として比較的安定したものとなります。

当社が管理している導管会社は通常、第三者によって正式に格付けされている流動性の高い有価証券への投資を行いません。当該資産は、一般的に導管会社が保有することを意図して個別に交渉される仕組み取引であり、活発に売買されるものではありません。各資産について導管会社が稼得する利回りは通常、導管会社が発行するコマーシャル・ペーパーのレートと連動しており、そのため、金利リスクは顧客が負うこととなります。導管会社が購入した各資産は、第三者である売り手（顧客）によって提供された取引固有の信用補完特性（超過担保、現金および超過スプレッド担保勘定、直接償還請求権もしくは第三者保証を含みます。）を付して組成されます。これらの信用補完は、当社の内部リスク格付けに基づき、A以上の信用格付けとなるように範囲が決められています。2016年および2015年12月31日現在、導管会社はそれぞれ約197億ドルおよび213億ドルの購入した資産の残高を有しており、それぞれ約128億ドルおよび116億ドルの顧客への資金調達コミットメントの増分を有していました。

導管会社の資金調達方法は、実質的にすべて短期コマーシャル・ペーパーの形式をとっています。2016年および2015年12月31日現在、導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーの加重平均残存期間はそれぞれ約55日間および56日間でした。

導管会社の投資家には、主として上述の取引固有の信用補完の形式で、信用補完の提供が行われています。政府保証貸付金導管会社以外の導管会社は、取引固有の信用補完の他に、導管会社の資産の最低8%から10%（下限200百万ドル）に相当する当社の信用状を取得しています。2016年および2015年12月31日現在、当社が導管会社に提供した信用状は合計約18億ドルです。政府保証貸付金導管会社以外の当社が管理しているマルチセラー導管会社の最終的な業績として、債務不履行に陥った資産が上述の取引固有の信用補完の範囲を超過している場合には、各導管会社における損失はまず当社に、続いてコマーシャル・ペーパー投資者に割り当てられます。

当社はまた、導管会社に対し、2つの形式の流動性契約を提供しており、これらは特に市場混乱の際に導管会社へ資金調達を行うために利用されます。導管会社の各資産は、資産購入契約（以下「APA」といいます。）の形式で、取引ごとに設定した流動性ファシリティによって信用補完されています。APAに基づき、当社は通常、債務不履行に陥っていない適格債権を導管会社から額面価格で購入することに合意しています。APAは通常、債務不履行に陥った資産または減損資産の購入を認めておらず、導管会社に対して信用補完を行っていません。APAに基づきいかなる資金調達においても、基礎となる導管会社の顧客が支払利息の増加額を負う可能性があります。さらに当社は導管会社に対し、短期貸出約定の形式でプログラム全体としての流動性を提供しています。当社はかかる約定に基づき、コマーシャル・ペーパー市場の短期的な混乱の際に、特定の条件付きで、導管会社に貸付を行うことに合意しています。当社は、いずれの形式の流動性契約を提供する際にも手数料を受領しており、これらの手数料が公正な市場条件に基づくものであると考えています。

さらに、当社は導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーの複数の指名ディーラーのうちの1社であり、サービス提供時に市場ベースの手数料を稼得しています。当社は第三者ディーラーと共に、コマーシャル・ペーパーに関する値付け業務を行い、随時、第三者への売却までの間にコマーシャル・ペーパーに資金調達を行うことがあります。当社は、市場における流動性が低い特定の日に、当社ならびに第三者が管理している導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを資産として保有することがあります。それとは別に、通常の業務活動の中で、当社は、当社の導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを含むコマーシャル・ペーパーを購入しています。2016年および2015年12月31日現在、当社は当社が管理する導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーをそれぞれ97億ドルおよび114億ドル所有していました。当社の購入は、市場の流動性の欠如に影響されたものではなく、信用リスク保持ルールに従い保有することが要求される金額以外には、当社はいかなる契約においても、当該導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを購入する義務を負っていません。

当社は、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社を連結しています。当社は、管理会社および流動性供給者としての役割を通して、当該事業体の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していると判断しました。これらの権限は、導管会社が購入する資産を組成し承認する権限、継続的な監督および与信緩和活動、導管会社の資産を売却する、または買戻す能力ならびに債務管理を含みます。さらに、上述の当社によるすべての関与の結果、当社は潜在的に重要となる可能性のある経済的持分を有すると結論付けました。ただし、当該導管会社の資産および負債は、シティグループの資産および負債から切り離されています。いかなる導管会社の資産も、シティグループまたはその他の子会社の債務弁済に充当されることはありません。

ローン担保証券

ローン担保証券（以下「CL0」といいます。）とは、主に投資不適格法人向け貸出金からなる資産ポートフォリオを購入するVIEです。CL0は、資産購入資金の調達およびCL0の組成に関連した一括前払費用の支払のために、債券およびエクイティの複数のトランシェを投資家に発行します。公開市場にて原資産を購入し、当該資産に伴う信用リスクのモニタリングを行うために、CL0は第三者の資産管理会社と契約を結びます。CL0の存続期間にわたり、資産管理会社は、CL0の資産管理契約と一致する方法で、資産の売買の指図を行います。一般的に、CL0の資産管理会社は、当該CL0の経営成績に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を指揮する権限を有しています。CL0への投資家も、CL0の債券および／またはエクイティの所有を通じて、CL0の特定の活動を指図することができます。それには、限定的な状況におけるCL0の資産管理会社の解任、ノートの任意償還、CL0の運用書類の修正決議およびその他の活動が含まれます。CL0の存続期間は有限で、通常12年間です。

シティはCL0に関して組成および募集代理人を務めています。通常、CL0の債券および／またはエクイティは第三者の投資家に販売されます。場合によっては、特定のシティの事業体が投資目的でCL0の負債の一部を購入することがあります。加えて、シティは、そのマーケット・メイキング業務の支援のために、CL0が発行した特定の有価証券を（通常は流通市場で）購入することがあります。

当社は通常、CL0の経営成績に最も重要な影響を及ぼす事業体の活動を指揮する権限を有していませんが、これは通常、CL0の第三者の資産管理会社が当該権限を有しているためです。したがって、それらのCL0は連結対象外です。

主要な仮定および留保持分

CL0における留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびに10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。

	2016年12月31日	2015年12月31日
割引率	1.3%～1.7%	1.4%～49.6%
 (単位：百万ドル)		
留保持分の簿価	\$ 4,261	\$ 2,299
割引率		
不利な変動10%	\$ (30)	\$ (5)
不利な変動20%	(62)	(10)

アセット・ベース・ファイナンス

当社は資産を保有しているVIEに対して貸出金およびその他の形式で資金を提供しています。これらの貸出金は、当社が組成または購入した他のすべての貸出金と同様の与信承認が必要となります。負債証券またはデリバティブの形式での資金提供は、多くの場合、「トレーディング勘定資産」に計上され、損益を通じて公正価値で会計処理されています。当社は通常、これらのVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないため、当該VIEを連結していません。

シティのアセット・ベース・ファイナンスの主な種類、重要な関与をしている非連結VIEの合計資産、および損失に対するシティの最大エクスポージャーは、以下に示すとおりです。シティが最大損失を計上するのは、借り手としてのVIEが債務不履行に陥り、VIEが保有する資産からの回収ができない状態にある場合です。

		2016年12月31日	
		非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
(単位：百万ドル)			
種類			
商業用およびその他の不動産		\$ 8,784	\$ 2,368
法人向け貸出金		4,051	2,684
ヘッジファンドおよび株式		370	54
航空機、船舶およびその他資産		39,230	16,837
合計		\$ 52,435	\$ 21,943

		2015年12月31日	
		非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
(単位：百万ドル)			
種類			
商業用およびその他の不動産		\$ 17,459	\$ 6,528
法人向け貸出金		1,274	1,871
ヘッジファンドおよび株式		385	55
航空機、船舶およびその他資産		38,380	16,701
合計		\$ 57,498	\$ 25,155

次表は、アセット・ベース・ファイナンスに関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2016年	2015年	2014年
新規証券化による収入	\$ —	\$ —	\$ 0.5
留保持分に係る受取キャッシュ・フローおよび その他の正味キャッシュ・フロー	—	—	0.3

2016年、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、アセット・ベース・ファイナンスの証券化に関して認識された利益はありませんでした。

地方債のテnder・オプション・ボンド信託

地方債のテnder・オプション・ボンド（以下「TOB」といいます。）信託は、州、地方自治体および市が発行した固定金利または変動金利付の課税または非課税の有価証券を保有しています。TOB信託は通常、単一の発行体である事業体として組成され、その資産は当社または地方債市場におけるその他の投資家のいずれかから購入されています。TOB信託は、地方債資産を購入するための資金を、流動性信用枠に従って債券保有者が満期前に償還を要求できる長期変動利付債（以下「フローター」といいます。）および残余持分証券（以下「残余証券」といいます。）という2つのクラスの証券を発行することにより調達しています。フローターは通常、非課税のマネー・マーケット・ファンドである第三者の投資家が購入します。残余証券は、資金調達が行われた地方債の当初所有者が購入します。

当社の基準では、TOB信託には顧客TOB信託と顧客以外のTOB信託という2種類があります。顧客TOB信託とは、当社の顧客が地方債への投資の資金調達を行うために利用する信託です。これらの信託が発行した残余証券は資金を提供された顧客が購入します。顧客以外のTOB信託とは、当社が当社自身の地方債への投資の資金調達を行うために利用している信託であり、顧客以外のTOB信託が発行した残余証券は当社が購入します。

顧客TOB信託と顧客以外のTOB信託の双方に関して、当社は再販売業務を提供することがあります。フローターの買取申込が随意に行われ、当社が再販売代理人として定められた期限内に随意に申込まれたフローターを購入する新たな投資家を見出すことができない場合には、当社は、入札されたフローターを買取り、資産として保有することができますが、そうすることを義務付けられているわけではありません。当社のこうしたフローターの保有水準は一定ではありません。

一部の顧客TOB信託について、当社は任意の貸出金提供者の役割を果たす場合もあります。この役割において、当社は、そうでなければ新たな投資家に再販売することができなかった、随意に申込まれたフローターを購入する顧客TOB信託に対して貸出を行うことができますが、そうすることを義務付けられているわけではありません。こうした貸出金は差し入れられたフローターにより担保されています。2016年12月31日現在、当社には、顧客TOB信託に対する任意の貸出金の残高はありませんでした。

一部の顧客以外の信託について、当社は信用補完も提供しています。2016年および2015年12月31日現在、顧客以外のTOB信託が所有する地方債約82百万ドルが当社の提供する信用補完の対象となっていました。

当社はまた、多くの顧客または顧客以外の信託に流動性を提供しています。裏付けとなる地方債のクレジット・イベント以外の事由で信託が早期に終了する場合は、当該信託から裏付けとなる地方債が売却され、債券の売却代金が発行済信託証券の償還に利用されます。これにより地方債の売却代金と買取申込されたフローターの償還価格との間に不足額が生じる場合、当社は流動性契約に従って、その不足額を充当するように信託に支払うことが義務付けられます。一部の顧客TOB信託に関して、当社は、残余証券の保有者との間で払戻契約も締結しており、同契約により、残余証券の保有者は、流動性契約に基づいて当社が行った支払いについて当社に払い戻すことが義務付けられています。これらの払戻契約は、裏付けとなる地方債の市場価値の変動に基づき日次の追加証拠金決済の対象となる場合があります。第三者が顧客以外のTOB信託に対して流動性を提供する場合には類似の払戻契約が締結されることがあり、それにより当社（または当社の連結子会社）は、残余証券の保有者として、流動性供給者が被った損失を負担することになります。

その他の顧客以外のTOB信託の一部について、当社は買取申込オプションの提供者の役割を担っています。買取申込オプション提供契約により、フローターの保有者は、通知期間の規定を条件として、その持分の額面価格での償還をいつでも当社に直接要求できます。

2016年および2015年12月31日現在、顧客TOB信託について提供された流動性契約はそれぞれ合計29億ドルおよび31億ドルで、そのうちそれぞれ21億ドルおよび22億ドルが払戻契約により相殺されています。TOB信託取引に関する残りのエクスポージャーについては、顧客が所有する残余証券が取引組成時の債券価額の25%以上であったため、払戻契約は締結されませんでした。

当社は、顧客TOB信託と顧客以外のTOB信託の両方をVIEとみなしています。信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限は当該信託の債券を一方的に売却することができる顧客残余証券の保有者にあるため、当社は顧客TOB信託を連結していません。

顧客以外のTOB信託は、当社がその残余証券持分を保有しており、当該信託の債券を売却させる一方的な権限を有していることから、通常連結されています。

当社はまた、2016年および2015年12月31日現在、顧客がスポンサーとなっている、変動持分事業体ではないその他の地域投資ファンドおよび地域関連の発行体に対して、それぞれ合計74億ドルおよび81億ドルのその他の流動性契約または信用状を提供しています。これらの流動性契約および信用状は、様々なターム・アウト条項を持つ払戻契約により相殺されています。

地域投資

地域投資取引には、低所得者向け住宅の建設および再建のための資金提供を行い、新規または未開拓市場での貸付を促進し、あるいは再生可能な地域エネルギー施設の建設または運営のための資金提供を行うパートナーシップに対する負債および出資持分が含まれます。当社は通常、リミテッド・パートナーとしてこれらのパートナーシップに投資し、主にこれらのパートナーシップが実行した投資による税額控除および補助金を通して収益を稼得しています。当社はまた、パートナーシップが保有する不動産の開発または運営に対して建設資金貸付または永久貸付を提供することがあります。これらの事業体は通常VIEとみなされます。これらの事業体の活動を指揮する権限は通常ジェネラル・パートナーが保持しています。したがって、当社はこれらの事業体を連結していません。

顧客仲介

顧客仲介取引とは、基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスからのリターンを基準にした特定のリターンを投資家に提供することを目的とした様々な取引です。これらの取引には、クレジットリンク債および株式連動債が含まれます。これらの取引において、VIEは通常、トータル・リターン・スワップやクレジット・デフォルト・スワップなどのデリバティブ商品を通じて、特定の基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスに対するエクスポージャーを取得します。その代わりに、VIEは基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスに基づくリターンを支払う社債を投資家に対して発行します。VIEはその発行代金を、取引期間にわたってデリバティブ契約の担保となる金融資産または保証付保険契約に投資しています。これらの取引への当社の関与には、VIEのデリバティブ商品の取引相手となること、およびVIEが発行した社債の一部に投資することが含まれます。特定の取引においては、投資家の最大損失リスクは限定されており、当社は一定の水準を上回る損失リスクを負担しています。当社は、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないことから、当該VIEを連結していません。

この取引における当社の最大損失リスクは、VIEが発行した社債への投資額およびVIEが発行した個別の商品を通じて当社が負担した損失リスクの想定元本と定義されています。当社が保有するデリバティブ商品からVIEに対する債権が生じる場合があります（例えば、VIEが発行するクレジットリンク債に関連して当社がVIEから信用補完を購入する場合）、当該債権は、VIEの所有資産により担保されます。これらのデリバティブ商品は、変動持分とはみなされず、関連する債権は、VIEに対する最大エクスポージャーの計算において考慮されていません。

2016年および2015年12月31日に終了した事業年度において、当社の顧客仲介取引に係る新規証券化による収入は、それぞれ約23億ドルおよび20億ドルでした。

投資ファンド

当社は、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産、債券およびインフラストラクチャーを含む様々な資産クラスに投資している特定の投資ファンドおよび退職ファンドの投資顧問を務めています。当社は運用資金の一定割合として計算される管理報酬を稼得しており、パフォーマンス報酬を稼得する場合があります。さらに、これらの投資ファンドの一部に対して、当社は所有持分を有しています。当社は、一定の資格を有する従業員にプライベート・エクイティ投資への投資機会を与えるための投資ファンドも多数設立しています。当社はこれらのファンドの投資顧問を務めており、従業員の投資契約の一部に対して、遡求義務の有無のいずれのベースでも従業員に融資を提供することができます。

2016年1月1日より前には、シティグループが運営する投資事業体の大半は、ASU第2010-10号「連結（トピック810）：特定の投資ファンドに関する改訂」の要件を満たしていることから、ASC 810の要件の適用が繰延可能であると当社は判断していました。2016年1月1日に発効したASU第2015-02号「連結（トピック810）：連結分析の改訂」に基づく改訂指針の一環として、当該事業体の評価が行われ、当該ファンドのリミテッド・パートナーには当社を投資顧問から解任する能力がないことから、当該事業体は引き続きVIEの定義を満たしていると当社は判断しました。当社が活動を指揮する権限と潜在的に重要な変動持分の両方を有している場合には、当社が主たる受益者であるとみなし、当該VIEを連結しています。

22. デリバティブ活動

シティグループは、通常の業務活動において、様々なタイプのデリバティブ取引を行っています。当該デリバティブ取引は以下を含みます。

- ・ 先物および先渡し契約とは、将来の一定日に契約価格で金融商品、コモディティまたは通貨を売買する契約であり、現金または容易に換金可能な同等物の受渡しにより決済されます。
- ・ スワップ契約とは、数日から何年もの期間にわたる将来の期日に、想定元本に対し特定の指標または金融商品を適用した金額の差額を現金で決済する契約です。
- ・ オプション契約とは、オプション購入者がプレミアムを支払うことにより、一定期間内に契約価格で金融商品、コモディティまたは通貨を売買する権利（義務は生じません。）を得る契約であり、特定の指標または価格の差額を現金決済することが可能です。

スワップ、先渡しおよび一部のオプション契約は、店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブであり、当事者間で価格を交渉し、当事者間で決済されます。ただしスワップ契約は、更改された後に中央清算機関（以下「CCP」といいます。）を通じて「清算」されます。先物契約およびその他のオプション契約は、取引所において、取引開始時から当事者としてCCPと取引を行う標準契約です。シティグループは以下の理由で、金利リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびその他の市場／信用リスクに関連したデリバティブ契約を締結しています。

- ・ トレーディング目的：シティグループは積極的なマーケット・メーカーとしてデリバティブの売買を行っています。シティグループは、顧客が金利リスク、外国為替リスクおよびその他の市場／信用リスクを移転、変更または減少させるリスク管理活動に関連して、あるいは顧客のトレーディング目的に合わせて、デリバティブを顧客に提供しています。またシティグループは、取引の相殺、価格検証に焦点を合わせたコントロールおよび上級管理者へのポジションの日次報告を通じてデリバティブのリスク・ポジションを管理しています。
- ・ ヘッジ：シティグループは特定のリスクをヘッジするため、または当社のリスク・プロファイルの再ポジショニングを行うために、自社のリスク管理活動に関連してデリバティブを利用しています。ヘッジは、ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に従いヘッジ会計を適用することによって、または経済的ヘッジによって達成される可能性があります。例えばシティグループは、固定金利の長期債券を発行し、その後に期間と想定元本が同じ固定受取／変動支払の金利スワップを締結することによって、合成的にその利息の正味支払額を変動金利に転換しています。この戦略は、特定のイールドカーブ環境において正味利息費用を最小限に抑えることができるため、最も一般的な金利ヘッジです。デリバティブは、売却可能有価証券、コモディティおよび借入金に加えて、その他金利変動の影響を受けやすい資産および負債を含む、特定のオンバランスの資産および負債グループに内在する市場リスクを管理するためにも用いられています。さらに、為替予約は米ドル以外の通貨建債務、外貨建売却可能有価証券および純投資エクスポージャーをヘッジするために用いられています。

デリバティブにより、シティグループは連結貸借対照表に計上されている金額を上回る市場リスク、信用リスクまたは流動性リスクにさらされる可能性があります。デリバティブ商品に関する市場リスクは、金利、市場価格、外国為替レートおよびその他の要因の潜在的な変動によって発生するエクスポージャーであり、商品の性質、取引量、契約期間および条件、ならびに原資産のボラティリティにより変わってきます。信用リスクは、取引相手によるデリバティブ負債の債務不履行が発生し、シティが保有している担保の価額が損失を補填するのに十分でない場合に生じる損失に対するエクスポージャーです。デリバティブ取引に係る未実現利益の損益上の認識は、取引相手のデフォルト確率に関する経営陣の査定に基づいて行われます。流動性リスクとは、デリバティブのポジションの規模によって、ボラティリティが高く金融情勢が逼迫している時期において合理的な期間内に合理的なコストでそのポジションを現金化する能力が影響を受ける可能性がある場合に発生する潜在的エクスポージャーです。

デリバティブ取引は慣習的に、業界標準のマスター・ネットリング契約に基づき文書化されており、これらの契約は、債務不履行事由が発生した後、債務不履行に陥っていない当事者が当事者間のすべての取引を直ちに解約し、債務不履行に陥った当事者への支払額または受取額の純額を決定することができると規定しています。債務不履行事由には、（i）適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続くデリバティブ取引に係る支払ができないこと、（ii）適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く契約違反、（iii）表明の違反、（iv）第三者への債務、あるいは当事者間（または場合によってはその関連会社間）で締結されたその他のデリバティブ取引のいずれかに対するクロス・デフォルト、（v）当事者の信用状況が著しく劣ることになる合併または連結の発生、ならびに（vi）適用される保証またはその他の信用補完の契約文書の停止または拒否が含まれます。マスター・ネットリング契約に基づく債務の多くは、マスター・ネットリング契約に付属する業界標準の信用補完契約に基づき差し入れられた担保によって保証されています。債務不履行事由は、当事者が担保の引渡しを行うことができず、適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く場合にも、信用補完契約に基づき発生することがあります。

マスター・ネットリング契約に組み込まれた相殺権および担保権は、契約の強制力に関して必要な水準の確実性をもたらし、かつ、破産、支払不能または類似手続を含む債務不履行事由の発生時に、債務不履行に陥っていない当事者がこれらの契約に基づき取引を終了させて純額ベースで一括決済できる権利の行使が適用される法律に基づき停止されない、あるいは無効とならないという法律意見を知名度のある弁護士から得られた場合に、法的強制力があるとみなされます。

現地法に該当箇所がない、またはかかる権利の強制力に関して明確でない場合、あるいは不利な判例法または相反する規制のためにかかる権利の強制力に疑義が生じる可能性のある一部の司法管轄においては、法的な意見を求めることができないことがあります。また一部の司法管轄において、一部の取引相手の種類によっては、破産法が必要な水準の確実性に関して規定していない場合があります。こうした例は一部の国、自治体、中央銀行および米国年金制度に見られます。

デリバティブに係る信用リスクに対するエクスポージャーは、取引相手の当社に対する債務を弁済する能力を損ねる可能性のある、市場のボラティリティの影響を受けます。デリバティブ取引を行う顧客については、与信限度額が設定され、注意深く監視されます。シティは、マスター・ネットリング契約および信用補完契約に基づく相殺権の強制力に関する法的な確実性の水準を、リスク管理プロセスにおける重要な要素として考慮しています。具体的には、シティが強制力に関して必要な水準の法的な確実性を有していないマスター・ネットリング契約に基づき実行するデリバティブは、実行可能なマスター・ネットリング契約に基づく取引よりも単一の当事者に対する与信限度額への負荷はるかに大きくなるため、かかる取引量は通常、はるかに少ないものとなります。

現金担保およびG10諸国の国債の形式での証券担保は、相手方のオープン・エクスポージャー純額を担保するために、マスター・ネットリング契約の当事者によって差し入れられことが多々あります。これにより、受取当事者はかかる担保を通常の業務活動において自由に混蔵したり再担保として差し入れたりすることができます。社債、地方債、米国政府系機関保証証券および／またはMBSなどの標準外の担保もまた、デリバティブ取引の担保として差し入れることができます。取引相手とのマスター・ネットリング契約の開始および維持のために現金および／または有価証券の形式で差し入れられる証券担保は、三者間の口座管理契約に基づき、適宜、第三者であるカストディアンに口座に分別される場合があります。

想定元本に基づくシティグループのデリバティブ取引に関する情報は、次表に記載されています。デリバティブの想定元本は、契約上の支払額が導き出される元となる参照金額であり、デリバティブ取引に対するシティのエクスポージャーの完全かつ正確な測定値を表すものではありません。むしろ、シティのデリバティブに対するエクスポージャーは主に、市場の変動（すなわち市場リスク）、取引相手の債務不履行（すなわち信用リスク）および／または高いボラティリティまたは財政危機の期間（すなわち流動性リスク）、ならびに取引において要求される可能性のある市場評価額の調整から生じています。さらに、想定元本は、相殺効果のある売買の相殺を反映していません。例えば、シティが想定元本100百万ドルの固定受取金利スワップを締結し、このリスクを別の取引相手との同額ながら逆方向の固定支払ポジションで相殺する場合、デリバティブ想定元本に200百万ドルが計上されますが、これらの相殺効果のあるポジションにより、全体的な市場リスクは僅少になることがあります。デリバティブ想定元本の総額は、シティの市場シェア、顧客の取引水準およびその他の要因に基づき、通常の業務活動において、期間ごとに変動する可能性があります。

デリバティブ想定元本

	ASC 815に 基づくヘッジ手段 ⁽¹⁾⁽²⁾		その他のデリバティブ商品			
			トレーディング・ デリバティブ		管理ヘッジ ⁽³⁾	
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
(単位: 百万ドル)						
金利契約						
スワップ	\$ 151,331	\$ 166,576	\$ 19,145,250	\$ 22,208,794	\$ 47,324	\$ 28,969
先物および先渡	97	—	6,864,276	6,868,340	30,834	38,421
売建オプション	—	—	2,921,070	3,033,617	4,759	2,606
買建オプション	—	—	2,768,528	2,887,605	7,320	4,575
金利契約想定 元本合計	\$ 151,428	\$ 166,576	\$ 31,699,124	\$ 34,998,356	\$ 90,237	\$ 74,571
外国為替契約						
スワップ	\$ 19,042	\$ 23,007	\$ 5,492,145	\$ 4,765,687	\$ 22,676	\$ 23,960
先物、先渡および 直物	56,964	72,124	3,251,132	2,563,649	3,419	3,034
売建オプション	—	448	1,194,325	1,125,664	—	—
買建オプション	—	819	1,215,961	1,131,816	—	—
外国為替契約想定 元本合計	\$ 76,006	\$ 96,398	\$ 11,153,563	\$ 9,586,816	\$ 26,095	\$ 26,994
株式契約						
スワップ	\$ —	\$ —	\$ 192,366	\$ 180,963	\$ —	\$ —
先物および先渡	—	—	37,557	33,735	—	—
売建オプション	—	—	304,579	298,876	—	—
買建オプション	—	—	266,070	265,062	—	—
株式契約想定 元本合計	\$ —	\$ —	\$ 800,572	\$ 778,636	\$ —	\$ —
コモディティおよび その他の契約						
スワップ	\$ —	\$ —	\$ 70,774	\$ 70,561	\$ —	\$ —
先物および先渡	182	789	142,530	106,474	—	—
売建オプション	—	—	74,627	72,648	—	—
買建オプション	—	—	69,629	66,051	—	—
コモディティおよ びその他の契約 想定元本合計	\$ 182	\$ 789	\$ 357,560	\$ 315,734	\$ —	\$ —
クレジット・ デリバティブ⁽⁴⁾						
販売した保証	\$ —	\$ —	\$ 859,420	\$ 950,922	\$ —	\$ —
購入した保証	—	—	883,003	981,586	19,470	23,628
クレジット・ デリバティブ 合計	\$ —	\$ —	\$ 1,742,423	\$ 1,932,508	\$ 19,470	\$ 23,628
デリバティブ想定 元本合計	\$ 227,616	\$ 263,763	\$ 45,753,242	\$ 47,612,050	\$ 135,802	\$ 125,193

- (1) この表に記載された想定元本には、ASC 815に基づきシティグループが外貨建負債証券の発行によって海外事業の純投資に関する外国為替リスクをヘッジしているヘッジ関係を含みません。2016年12月31日および2015年12月31日現在、当該負債の想定元本はそれぞれ1,825百万ドルおよび2,102百万ドルでした。
- (2) ヘッジ関係がASC 815に基づき会計処理されているデリバティブは、連結貸借対照表の「その他資産」／「その他負債」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されています。
- (3) 管理ヘッジは、特定の経済的リスクを軽減するために利用されているデリバティブ商品を表していますが、これらのヘッジにはヘッジ会計は適用されません。これらのデリバティブは連結貸借対照表の「その他資産」／「その他負債」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されています。
- (4) クレジット・デリバティブは、一方の当事者（保証の買い手）が、もう一方の当事者（保証の売り手）に「参照資産」の信用リスクを移転することを目的とした取引です。これらの取引により、保証の売り手は、資産を直接購入することなしに参照資産に付随する信用リスクを負うことになります。当社は、リスク管理、利回りの向上、信用集中の削減および全体的なリスク分散などを目的としてクレジット・デリバティブ・ポジションを有しています。

次表は、2016年12月31日および2015年12月31日現在の当社のデリバティブ取引の公正価値の総額および純額ならびに関連する相殺額を示したものです。正の公正価値の総額は、実行可能なマスター・ネットティング契約に基づき、取引相手ごとに負の公正価値の総額と相殺されます。ASC 815-10-45において、相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる場合、信用補完契約に基づき特定の取引相手から受領する、または支払う現金担保に関する支払債務および受取債権は、相殺額に含まれます。GAAPは証券担保について同様の相殺を認めていません。またこの表は、証券担保または第三者であるカストディアンに対する差入現金担保など、相殺が認められていないものの、債務不履行事由が発生した範囲ならびに相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる範囲で相殺が適格となる金額も示しています。

時価評価される（MTM）デリバティブ受取債権／支払債務

(単位：百万ドル、2016年12月31日現在)
ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品

店頭

清算機関

金利契約

店頭

外国為替契約

ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品合計

ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品

店頭

清算機関

取引所取引

金利契約

店頭

清算機関

取引所取引

外国為替契約

店頭

清算機関

取引所取引

株式契約

店頭

取引所取引

コモディティおよびその他の契約

店頭

清算機関

クレジット・デリバティブ⁽⁴⁾

ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品合計

デリバティブ合計

支払／受取現金担保⁽⁵⁾⁽⁶⁾

控除：ネットティング契約⁽⁷⁾

控除：受取／支払現金担保の相殺⁽⁸⁾

連結貸借対照表に含まれる正味受取債権／
支払債務⁽⁹⁾

実行可能なマスター・ネットティング契約が
適用されるが連結貸借対照表上で相殺
されない追加額

控除：受取／支払現金担保

控除：受取／支払非現金担保

正味受取債権／支払債務⁽⁹⁾

トレーディング勘定資産／負債
に分類されたデリバティブ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

資産

負債

\$ 716

\$ 171

3,530

2,154

\$ 4,246

\$ 2,325

\$ 2,494

\$ 393

\$ 2,494

\$ 393

\$ 6,740

\$ 2,718

\$ 244,072

\$ 221,534

120,920

130,855

87

47

\$ 365,079

\$ 352,436

\$ 182,659

\$ 186,867

482

470

27

31

\$ 183,168

\$ 187,368

\$ 15,625

\$ 19,119

1

21

8,484

7,376

\$ 24,110

\$ 26,516

\$ 13,046

\$ 14,234

719

798

\$ 13,765

\$ 15,032

\$ 19,033

\$ 19,563

5,582

5,874

\$ 24,615

\$ 25,437

\$ 610,737

\$ 606,789

\$ 617,477

\$ 609,507

\$ 11,188

\$ 15,731

(519,000)

(519,000)

(45,912)

(49,811)

\$ 63,753

\$ 56,427

\$ (819)

\$ (19)

(11,767)

(5,883)

\$ 51,167

\$ 50,525

その他資産／負債に
分類されたデリバティブ⁽²⁾⁽³⁾

資産

負債

\$ 1,927

\$ 22

47

82

\$ 1,974

\$ 104

\$ 747

\$ 645

\$ 747

\$ 645

\$ 2,721

\$ 749

\$ 225

\$ 5

240

349

—

—

\$ 465

\$ 354

\$ —

\$ 60

—

—

—

—

\$ —

\$ 60

\$ —

\$ —

—

—

—

—

\$ —

\$ —

\$ —

\$ —

—

—

\$ —

\$ —

\$ 159

\$ 78

47

310

\$ 206

\$ 388

\$ 671

\$ 802

\$ 3,392

\$ 1,551

\$ 8

\$ 1

—

—

(1,345)

(53)

\$ 2,055

\$ 1,499

\$ —

\$ —

(530)

—

\$ 1,525

\$ 1,499

- (1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記24に記載されています。
- (2) 管理ヘッジ関連の時価評価されるデリバティブ受取債権／支払債務は、「その他資産」／「その他負債」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されます。
- (3) 店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブとは、組織化された取引所または中央清算機関を利用せずに取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブのことです。清算機関のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に更改されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。
- (4) 2016年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する8,871百万ドルおよび販売した保証に関する15,744百万ドルで構成されています。2016年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定負債は、購入した保証に関する16,722百万ドルおよび販売した保証に関する8,715百万ドルで構成されています。
- (5) トレーディング勘定資産／負債は、それぞれ60,999百万ドルおよび61,643百万ドルの支払／受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、49,811百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、45,912百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に利用されました。
- (6) 非トレーディング・デリバティブ資産に関する支払現金担保は、61百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、53百万ドルが「その他負債」内の非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。非トレーディング・デリバティブ負債に関する受取現金担保は、1,346百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,345百万ドルが「その他資産」内のOTC非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。
- (7) 実行可能なネットティング契約に基づく、同一の契約相手に対するデリバティブ受取債権／支払債務残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産／負債残高に対する相殺額約3,830億ドル、1,280億ドルおよび80億ドルは、それぞれOTC、清算機関および取引所取引デリバティブに帰属しています。
- (8) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手ごとの支払／受取現金担保の相殺を表しています。ほぼすべての受取現金担保および支払現金担保がOTCデリバティブ資産および負債に対してそれぞれ相殺されています。
- (9) 正味受取債権／支払債務には、実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されない、それぞれ約70億ドルのデリバティブ資産および90億ドルのデリバティブ負債の公正価値が含まれます。

(単位：百万ドル、2015年12月31日現在)
ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品

店頭
清算機関
金利契約
店頭
外国為替契約
ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品合計
ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品

店頭
清算機関
取引所取引
金利契約
店頭
清算機関
取引所取引
外国為替契約
店頭
清算機関
取引所取引
株式契約
店頭
取引所取引
コモディティおよびその他の契約
店頭
清算機関
クレジット・デリバティブ⁽⁴⁾
ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品合計
デリバティブ合計
支払／受取現金担保⁽⁵⁾⁽⁶⁾
控除：ネットィング契約⁽⁷⁾
控除：受取／支払現金担保の相殺⁽⁸⁾
**連結貸借対照表に含まれる正味受取債権／
支払債務⁽⁹⁾**
**実行可能なマスター・ネットィング契約が
適用されるが連結貸借対照表上で相殺
されない追加額**
控除：受取／支払現金担保
控除：受取／支払非現金担保
正味受取債権／支払債務⁽⁹⁾

トレーディング勘定資産／負債
に分類されたデリバティブ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

資産	負債
\$ 262	\$ 105
4,607	1,471
\$ 4,869	\$ 1,576
\$ 2,688	\$ 364
\$ 2,688	\$ 364
\$ 7,557	\$ 1,940
\$ 289,124	\$ 267,761
120,848	126,532
53	35
\$ 410,025	\$ 394,328
\$ 126,474	\$ 133,361
134	152
21	36
\$ 126,629	\$ 133,549
\$ 14,560	\$ 20,107
28	3
7,297	6,406
\$ 21,885	\$ 26,516
\$ 16,794	\$ 18,641
1,216	1,912
\$ 18,010	\$ 20,553
\$ 31,072	\$ 30,608
3,803	3,560
\$ 34,875	\$ 34,168
\$ 611,424	\$ 609,114
\$ 618,981	\$ 611,054
\$ 4,911	\$ 13,628
(524,481)	(524,481)
(43,227)	(42,609)
\$ 56,184	\$ 57,592
\$ (779)	\$ (2)
(9,855)	(5,131)
\$ 45,550	\$ 52,459

その他資産／負債に
分類されたデリバティブ⁽²⁾⁽³⁾

資産	負債
\$ 2,328	\$ 106
5	—
\$ 2,333	\$ 106
\$ 95	\$ 677
\$ 95	\$ 677
\$ 2,428	\$ 783
\$ 182	\$ 12
244	216
—	—
\$ 426	\$ 228
\$ —	\$ 66
—	—
—	—
\$ —	\$ 66
\$ —	\$ —
—	—
—	—
\$ —	\$ —
\$ —	\$ —
—	—
\$ —	\$ —
\$ 711	\$ 245
131	318
\$ 842	\$ 563
\$ 1,268	\$ 857
\$ 3,696	\$ 1,640
\$ 8	\$ 37
—	—
(1,949)	(53)
\$ 1,755	\$ 1,624
\$ —	\$ —
(270)	—
\$ 1,485	\$ 1,624

- (1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記24に記載されています。
- (2) 管理ヘッジ関連の時価評価されるデリバティブ受取債権／支払債務は、「その他資産」／「その他負債」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されます。
- (3) 店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブには、組織化された取引所または中央清算機関を利用せずに取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブが含まれています。清算機関のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に更改されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。
- (4) 2015年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する17,957百万ドルおよび販売した保証に関する16,918百万ドルで構成されています。2015年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定負債は、購入した保証に関する16,968百万ドルおよび販売した保証に関する17,200百万ドルで構成されています。
- (5) トレーディング勘定資産／負債は、それぞれ47,520百万ドルおよび56,855百万ドルの支払／受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、42,609百万ドルがデリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、43,227百万ドルがデリバティブ資産の相殺に利用されました。
- (6) 非トレーディング・デリバティブ資産に関する支払現金担保は、61百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、53百万ドルが「その他負債」内の非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。非トレーディング・デリバティブ負債に関する受取現金担保は、1,986百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,949百万ドルが「その他資産」内の非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。
- (7) 実行可能なネットティング契約に基づく、同一の契約相手に対するデリバティブ受取債権／支払債務残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産／負債残高に対する相殺額約3,910億ドル、1,260億ドルおよび70億ドルは、それぞれOTC、清算機関および取引所取引デリバティブに帰属しています。
- (8) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手ごとの支払／受取現金担保の相殺を表しています。ほぼすべての受取現金担保および支払現金担保がOTCデリバティブ資産および負債に対してそれぞれ相殺されています。
- (9) 正味受取債権／支払債務には、実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されない約100億ドルのデリバティブ資産および100億ドルのデリバティブ負債の公正価値が含まれます。

2016年、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、連結損益計算書の「自己勘定取引」に認識された、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブおよび基礎となる非デリバティブ商品に関する金額は、連結財務諸表注記6に示されています。シティグループは、当該開示を事業分類別に表示し、トレーディング活動に関するデリバティブに係る利益および損失ならびに同一のトレーディング・ポートフォリオにある非デリバティブ商品に関する利益および損失と合わせて示しています。ポートフォリオのリスク管理方法を表すためにこの方法が採られています。

連結損益計算書の「その他収益」に認識された、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブに関する金額は、以下のとおりです。次表には、「その他収益」に計上されている経済的なヘッジ対象に係る利益および損失のいかなる相殺も含まれていません。

(単位：百万ドル)	「その他収益」に計上された利益（損失）		
	2016年	2015年	2014年
金利契約	\$ (81)	\$ 117	\$ (227)
外国為替	12	(39)	14
クレジット・デリバティブ	(1,009)	476	(150)
シティグループ合計	<u>\$ (1,078)</u>	<u>\$ 554</u>	<u>\$ (363)</u>

デリバティブ・ヘッジ会計

シティグループはASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に従ってヘッジ取引を会計処理しています。原則として、資産または負債の公正価値の変動、あるいは損益に影響を与える可能性のある既存の資産、負債または予定取引の予想将来キャッシュ・フローの変動を生じさせる特定のリスク（金利リスクや外国為替リスクなど）に当社がさらされている場合にヘッジ会計を認めています。

公正価値の変動に関するリスクをヘッジするデリバティブ契約は公正価値ヘッジと称され、予想将来キャッシュ・フローの変動性をヘッジする契約はキャッシュ・フロー・ヘッジと称されます。米ドル以外の機能通貨を用いている海外子会社への持分投資（海外事業に対する純投資）に関する外国為替リスク管理にデリバティブまたは負債証券を用いるヘッジは純投資ヘッジと称されます。

（ヘッジ会計が適用されない経済的ヘッジではなく）ヘッジ会計基準に基づくヘッジとしての要件を満たすためには、ヘッジ関係は、ヘッジ対象として指定されたリスクを極めて有効に相殺できなければなりません。また、ヘッジ関係については、取引開始時に正式に文書化され、特定のリスク管理目的とヘッジ戦略が詳細に記載されていなければなりません。これには、ヘッジ対象となる項目およびリスク、使用するヘッジ手段、ならびにその有効性の評価方法が含まれます。このようなヘッジ関係の有効性は通常、相関関係を定量的に測定することにより、ヘッジ開始時において、またその後も継続的に、遡及的および非遡及的に評価され、測定された非有効部分は当期の損益として認識されます。同様のヘッジに対しては、同様の方法でヘッジの有効性評価が実施され、ヘッジ関係の存在する期間にわたり一貫して使用されます。有効性評価にあたっては、ヘッジすべきリスクに無関係なヘッジ対象の価値の変動と時間的価値に係るデリバティブの公正価値の変動を除外することがあります。除外されたこれらの項目は、ヘッジ手段であるデリバティブに関して当期損益に認識される一方、ヘッジすべきリスクと関係のないヘッジ対象の価値の変動は計上されません。

ヘッジ会計の中止

ヘッジ手段は、ヘッジすべきリスクに関してヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローのいずれかの変動を相殺するというヘッジ目的を達成する上で極めて有効である必要があります。経営陣は、いつでも任意で会計上のヘッジの指定を中止できますが、ヘッジ関係が極めて有効でなくなった場合には、ヘッジ会計の要件を満たさなくなり、ヘッジの指定を中止しなければなりません。その後に発生したデリバティブの公正価値の変動は、トレーディング目的のデリバティブと同様に、「その他収益」または「自己勘定取引」に認識され、ヘッジ対象に関する相殺は行われません。

公正価値ヘッジについては、ヘッジ対象の公正価値の変動は、資産または負債の残高の一部としてそのまま計上され、最終的には、ヘッジ対象に係る利回りの要素の一部として実現されます。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、エンドユーザー・デリバティブの公正価値の変動は「その他包括利益（損失）累計額」（以下「AOCI」といいます。）に引き続き計上され、ヘッジ対象の予定キャッシュ・フローが損益に影響を与える将来の期間の損益に計上されます。ただし、ヘッジされた予定取引が発生しない可能性が高くなった場合、これらの取引に関するAOCIの残高は直ちに「その他収益」に反映しなければなりません。

前述の基準は、各種の制限と統制活動のもとで、市場リスクの管理単位ごとに適用されます。対象となる資産、負債、または予定取引は、個別項目の場合も類似項目のポートフォリオの場合もあります。

公正価値ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループの公正価値ヘッジは、主に固定金利の長期債務または資産（売却可能有価証券など）をヘッジするものです。

シティグループは発行済で未償還の固定利付債務の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジしています。これらのヘッジは、ヘッジ対象の負債の通貨に関連する基準金利リスクの公正価値ヘッジとして指定されます。ヘッジ対象の固定キャッシュ・フローは通常、固定受取／変動支払の金利スワップを締結することにより基準変動金利のキャッシュ・フローに転換されます。金利スワップ契約をヘッジ手段として指定し、ASC 815に基づく公正価値ヘッジ会計の適用を選択した場合、当該債務の簿価は、基準金利の変動の影響が反映されるように調整され、かかる価値の変動は「その他収益」に計上されます。関連する金利スワップは公正価値で貸借対照表に計上され、公正価値の変動も「その他収益」に反映されます。これらの金額は、相殺されることを想定しており、通常は相殺されます。その差額はヘッジの非有効部分を表しており、自動的に当期損益に反映されます。これらの公正価値ヘッジ関係については、回帰分析またはドル・オフセット・レシオ分析のいずれかを用いて、そのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に評価します。

シティグループは売却可能負債証券および貸出金を含む基準金利の変動に起因する固定利付資産の公正価値の変動に対するエクスポージャーもヘッジしています。ヘッジ手段は通常、変動受取／固定支払の金利スワップです。これらの公正価値ヘッジ関係については、回帰分析またはドル・オフセット・レシオ分析のいずれかを用いて、そのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に評価します。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、米国内外の各事業体が保有する機能通貨以外の通貨建ての売却可能有価証券の為替レートの変動に起因する公正価値の変動をヘッジしています。ヘッジ手段は通常、外国為替予約です。このヘッジの場合、ヘッジ対象の売却可能有価証券の公正価値の変動のうち、外国為替リスク（すなわち直物レート）に起因する部分は、AOCIではなく損益に計上され、同じく損益に反映されている為替予約の公正価値の変動を相殺します。シティグループは、為替予約に関連するプレミアム（すなわち、直物レートと約定先渡レートの差異）をヘッジ費用とみなしており、この金額はヘッジの有効性評価から除外されて、ヘッジの期間にわたり損益に直接反映されます。ヘッジの有効性評価には、ドル・オフセット法が用いられます。この評価は売却可能有価証券と為替予約の両方における直物レートの変動に起因する公正価値の変動のうちヘッジ関係の対象となっている部分に基づき行われるため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

コモディティ価格リスクのヘッジ

シティグループは、コモディティの現物在庫の直物価格変動に起因する公正価値の変動をヘッジしています。ヘッジ手段は、原資産であるコモディティを売却する先物契約です。このヘッジの場合、ヘッジ対象の在庫の価値の変動は損益に反映され、同じく損益に反映されている先物契約の公正価値の変動を相殺します。損益に計上されるヘッジ手段の公正価値の変動には先渡レートの変動が含まれますが、シティグループは、先物契約における直物レートと約定先渡レートの差異をヘッジの有効性評価から除外しています。この評価はコモディティの現物と先物契約の両方における直物価格の変動に起因する公正価値の変動に基づき行われるため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

次表は、当社の公正価値ヘッジの利益（損失）情報を要約したものです。

	公正価値ヘッジに係る利益（損失） ⁽¹⁾		
	12月31日に終了した事業年度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なデリバティブに係る利益（損失）			
金利契約	\$ (753)	\$ (847)	\$ 1,546
外国為替契約	(1,415)	1,315	1,367
コモディティ契約	182	41	(221)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なデリバティブに係る利益（損失）合計	\$ (1,986)	\$ 509	\$ 2,692
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）			
金利ヘッジ	\$ 668	\$ 792	\$ (1,496)
外国為替ヘッジ	1,573	(1,258)	(1,422)
コモディティヘッジ	(210)	(35)	250
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）合計	\$ 2,031	\$ (501)	\$ (2,668)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに関して損益に認識されたヘッジの非有効部分			
金利ヘッジ	\$ (84)	\$ (47)	\$ 53
外国為替ヘッジ	4	(23)	(16)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに関して損益に認識されたヘッジの非有効部分合計	\$ (80)	\$ (70)	\$ 37
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味利益（損失）			
金利契約	\$ (1)	\$ (8)	\$ (3)
外国為替契約 ⁽²⁾	154	80	(39)
コモディティヘッジ ⁽²⁾	(28)	6	29
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味利益（損失）合計	\$ 125	\$ 78	\$ (13)

(1) 連結損益計算書の「その他収益」に含まれている金額です。公正価値ヘッジに係る未収利息収益は、「純利息収益」に計上されており、この表からは除外されています。

(2) 金額は、先渡契約に伴うプレミアム（直物と約定先渡レートの差異）に関連しています。これらの金額はヘッジの有効性評価から除外され、損益に直接計上されます。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループは、変動利付資産／負債およびその他の予定取引に関連する予定キャッシュ・フローの変動をヘッジしています。これらの負債からの変動キャッシュ・フローは、変動受取／固定支払の金利スワップおよび変動受取／固定支払の先渡し金利スワップを締結することにより合成的に固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。特定の資産に関連する変動キャッシュ・フローは、固定受取／変動支払の金利スワップの締結により、合成的に固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、回帰分析またはドル・オフセット・レシオ分析のいずれかをを用いて、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジの関係が極めて有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に評価しています。ヘッジ対象に関連する変動金利が基準金利として適格でない場合、シティグループは、ヘッジすべきリスクをヘッジ対象のキャッシュ・フローにおける全体的な変動リスクとして指定しています。デリバティブの条件をヘッジ対象の予測キャッシュ・フローにできる限り一致させるように努めているため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

キャッシュ・フロー・ヘッジでは、認識済みの資産、負債または予定取引に関連する予定キャッシュ・フローの変動をデリバティブによりヘッジしますが、その会計処理はヘッジの有効性によって異なります。これらのデリバティブがヘッジ対象の予定キャッシュ・フローの変動を相殺するのに有効である部分については、デリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は当期損益に含めず、AOCIに計上されます。これらの公正価値の変動は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与える将来の期間において損益に計上されます。これらのデリバティブのうち完全に有効ではない部分については、その公正価値の変動は直ちに「その他収益」に計上されます。シティグループのキャッシュ・フロー・ヘッジは、主に、貸出金および売戻条件付買入有価証券を含む変動利付資産または負債ならびに予定取引をヘッジするものです。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、発行体の機能通貨以外の通貨建ての長期債務および短期借入金のキャッシュ・フローと同額の機能通貨を確保しています。このタイプのヘッジは、リスク管理目的によって、外国為替リスクのみを対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジ、または外国為替リスクと金利リスクの両方を対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれかとして指定されます。ヘッジ手段は通貨スワップおよび為替予約です。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、ドル・オフセット・レシオ分析を用いて、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジの関係が極めて有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に判断しています。

2016年、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、損益に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。キャッシュ・フロー・ヘッジによるAOCIの変動（税引前）は以下のとおりです。

	12月31日に終了した事業年度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万ドル)			
AOCIに含められたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分			
金利契約	\$ (219)	\$ 357	\$ 299
外国為替契約	69	(220)	(167)
クレジット・デリバティブ	—	—	2
AOCIに含められたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計	\$ (150)	\$ 137	\$ 134
AOCIから損益に組替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分			
金利契約	\$ (140)	\$ (186)	\$ (260)
外国為替契約	(93)	(146)	(149)
AOCIから損益に組替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計⁽¹⁾	\$ (233)	\$ (332)	\$ (409)

(1) 主に、連結損益計算書の「その他収益」および「純利息収益」に含まれています。

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、ヘッジ手段としてのデリバティブの公正価値の変動は、連結貸借対照表のAOCIに引き続き計上され、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす時点で損益に計上されて、かかるキャッシュ・フローの変動を相殺することになります。2016年12月31日から12ヶ月以内にAOCIから組替えられると予想されるキャッシュ・フロー・ヘッジに関連する正味利益は約1億ドルです。予測キャッシュ・フローがヘッジされる最長期間は10年間です。

キャッシュ・フロー・ヘッジによるAOCIへの税引後の影響については、連結財務諸表注記19に記載されています。

純投資ヘッジ

ASC 830-20「外貨関連事項—外貨取引」と同様に、ASC 815は海外事業の純投資に関する外国為替リスクのヘッジを認めています。シティグループは、外国為替予約、クロスカレンシー・スワップ、オプションおよび外貨建負債証券を用いて、米ドル以外の様々な通貨を機能通貨とする海外子会社へのシティグループによる持分投資に関連する外国為替リスクを管理しています。シティグループはこれらの投資の簿価の変動をAOCIの「外貨換算調整額」に計上しています。同時に、当該エクスポージャーに対するヘッジの有効部分も「外貨換算調整額」に計上され、非有効部分は直ちに損益計上されます。

純投資ヘッジに指定されるデリバティブに対し、シティグループはASC 815-35-35に概説された先渡レート法を採用しています。この方法のもとでは、為替予約の先渡レート部分および通貨オプションの時間的価値に関連する変動を含む公正価値のすべての変動は、AOCIの中の「外貨換算調整額」に計上されます。

純投資のヘッジとして指定されている外貨建負債証券について「外貨換算調整額」に計上されている換算差損益は、各子会社の機能通貨とシティグループの機能通貨である米ドルとの間の直物為替レートに基づいています。ヘッジ手段の額面価額がヘッジ対象の純投資と完全に一致している場合、ならびにヘッジ手段であるデリバティブ商品の為替レートが純投資の機能通貨とシティグループの機能通貨の間の為替レートに関連している場合（または非デリバティブ負債証券が純投資の機能通貨建てになっている場合）、非有効部分は損益に計上されません。

AOCIの「外貨換算調整額」に計上されている、純投資ヘッジの有効部分に関する税引前利益（損失）は、2016年、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ(220)百万ドル、2,475百万ドルおよび2,890百万ドルです。

経済的ヘッジ

シティグループは、ヘッジ会計があまりにも複雑または事務上の負担が多すぎる場合には、経済的ヘッジを利用します。経済的ヘッジとして利用しているエンドユーザー・デリバティブは公正価値で計上され、価値の変動は「自己勘定取引」または「その他収益」のいずれかに計上されます。

ALMヘッジにおける固定利付長期債務は、GAAPのもとでは償却原価で計上されます。

ASC 815のヘッジ基準を満たしていないか、経営陣がASC 815に基づくヘッジ会計を適用しないと決定したその他のヘッジの場合、デリバティブが貸借対照表上に公正価値で計上され、関連する公正価値の変動は損益に計上されますが、債務は引き続き償却原価で計上されます。そのため、当期損益は、スワップの価値の変動の原因となる金利の変動およびその他の要因に影響されますが、債務について相殺効果のある価値の変動は計上されません。

シティグループでは、代替方法として、公正価値オプションに基づいて債務を公正価値で会計処理することを選択する場合があります。債務発行時に取消不能のこの選択を行った場合、債務の公正価値の変動はすべて損益に計上されます。関連する金利スワップの公正価値の変動も損益に反映され、それによって債務の公正価値の変動が自然に相殺されます。債務の公正価値の変動全額には金利スワップにより相殺されないリスクが含まれていることから、これら2つの金額が異なる場合、その差額は当期損益に自動的に反映されます。

追加の経済的ヘッジには、商業貸出金や貸出約定の与信リスク部分のヘッジが含まれます。シティグループは、他の分野でのヘッジ戦略を定期的に評価し、関連する費用対効果を検討した上で会計上のヘッジか経済的ヘッジかのいずれかに指定することがあります。経済的ヘッジは、売却目的の1戸から4戸の家族用住宅ローンに関する契約債務およびMSRのヘッジのように、ヘッジ対象自体が損益を通じて時価評価されている場合にも利用されます。

クレジット・デリバティブ

シティは、マーケット・メーカーとなり、様々なクレジット・デリバティブの取引を行っています。これらの契約を通じて、シティは、単名または参照クレジットのポートフォリオのいずれかを基盤として、保証の購入または引受けを行います。またシティは、当社の法人向けおよび個人向け貸出金ポートフォリオならびに他の現金ポジションにおける信用リスクの緩和に役立ち、顧客取引を促進するために、クレジット・デリバティブを使用します。

シティは、クレジット・デリバティブ契約の取引相手の信用リスクを監視しています。2016年12月31日および2015年12月31日現在、受取債権総額のそれぞれ約97%および98%が、シティが担保契約を維持している取引相手からです。シティの取引相手上位15社（シティが保有する受取債権残高による）の大部分が銀行、金融機関またはその他のディーラーです。これらの取引相手との契約には、格付けに基づく解約事由規定は含まれていません。しかし、取引相手の格付けの引き下げに伴い、シティが追加担保を要求することとなる基準を引き下げることに伴う追加的な影響が生じる可能性があります。

契約を締結したクレジット・デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・オプションおよびクレジットリンク債が含まれます。

クレジット・デフォルト・スワップとは、保証の売り手が手数料を受け取って、保証の買い手に対し参照事業体のあらかじめ定義されたクレジット・イベントの発生により生じた損失を弁済することに合意する契約です。これらのクレジット・イベントは、デリバティブ契約の条件および参照クレジットによって定義され、通常、市場で標準的な債務の支払不能および当該参照クレジットの破産に限定されますが、より限定された範囲の取引においては、債務の条件変更が含まれる場合もあります。新興市場の事業体を参照するクレジット・デリバティブ取引においては、通常、追加のクレジット・イベントとして債務の早期償還および債務履行拒否のリスクまたは支払猶予も含まれます。特定の取引においては、参照事業体またはアセット・バック証券のポートフォリオに関して保証が提供されることがあります。特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・イベントが生じなかった場合、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うことなく、契約上規定された手数料のみを受け取ります。ただし、特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・イベントが生じた場合には、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うよう求められることになります。特定の契約においては、保証の売り手は、ポートフォリオに関して特定の損失額が発生するまで支払を行う必要がないことがあり、および／または特定の金額まで損失分を埋め合わせる支払のみを行えばよいことがあります。

トータル・リターン・スワップは通常、すべての関連キャッシュ・フローを含む参照資産の全体の経済的活動、およびキャピタル・ゲインまたはロスを移転するものです。保証の買い手は保証の売り手から変動金利および参照資産の価値の下落分を受け取り、反対に保証の売り手は当該参照資産に関連するキャッシュ・フローに参照資産の価値の上昇分を加えた金額を受け取ります。したがって、トータル・リターン・スワップ契約に基づき、保証の売り手は、変動金利および参照資産の価値の下落分が原資産に関連するキャッシュ・フローを上回ったときには支払を行う義務を負うことになります。トータル・リターン・スワップは、保証の売り手と保証の買い手との関連トータル・リターン・スワップ契約の規定によって、参照資産の債務不履行または参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した際に終了となる場合があります。

クレジット・オプションとは、投資家が参照事業体の信用の質の変動を売買またはヘッジすることができるクレジット・デリバティブです。例えば、クレジット・スプレッド・オプションにおいて、オプションの売り手は規定の「権利行使」価格の水準で参照事業体に係る信用補完を購入または売却する義務を負います。オプションの買い手は、その権利行使価格水準で参照事業体の債務不履行に係る信用補完をオプションの売り手に売却する、またはオプションの売り手から購入する権利を購入します。クレジット・スプレッド・オプションに係る支払は、特定のクレジット・スプレッドあるいは信用リスク感応度が高い原資産またはその他の参照事業体の価格によって決まります。このオプションは通常、基礎となる参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した場合に終了します。

クレジットリンク債は、クレジット・デフォルト・スワップを組み込んだ仕組債でクレジット・デリバティブの一形態です。クレジットリンク債の買い手は、発行者に対して、基礎となる参照クレジットのクレジット・イベントから悪影響を受ける可能性があるリターンの受け取りに同意することによって、信用補完を効果的に行っています。参照事業体が債務不履行となった場合、この債券は現金で決済されるか、参照事業体の債券の引渡しによって現物決済されます。したがって、この債券の購入者のエクスポージャーの最大額は、クレジットリンク債に支払った金額となります。

次表は、シティのクレジット・デリバティブ・ポートフォリオの主要な特徴を取引相手別およびデリバティブの形態別に要約したものです。

	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
(単位：百万ドル、 2016年12月31日現在)				
業界／取引相手別				
銀行	\$ 11,895	\$ 10,930	\$ 407,992	\$ 414,720
ブローカー・ディーラー	3,536	3,952	115,013	119,810
金融関係以外の会社	82	99	4,014	2,061
保険会社およびその他の金融機関	9,308	10,844	375,454	322,829
業界／取引相手別合計	\$ 24,821	\$ 25,825	\$ 902,473	\$ 859,420
商品別				
クレジット・デフォルト・スワップおよびオプション	\$ 24,502	\$ 24,631	\$ 883,719	\$ 852,900
トータル・リターン・スワップ	319	1,194	18,754	6,520
その他				
商品別合計	\$ 24,821	\$ 25,825	\$ 902,473	\$ 859,420
格付け別				
投資適格	\$ 9,605	\$ 9,995	\$ 675,138	\$ 648,247
投資不適格	15,216	15,830	227,335	211,173
格付け別合計	\$ 24,821	\$ 25,825	\$ 902,473	\$ 859,420
満期別				
1年以内	\$ 4,113	\$ 4,841	\$ 293,059	\$ 287,262
1年超5年以内	17,735	17,986	551,155	523,371
5年超	2,973	2,998	58,259	48,787
満期別合計	\$ 24,821	\$ 25,825	\$ 902,473	\$ 859,420

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証9,077百万ドルと販売した保証15,744百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証17,110百万ドルと販売した保証8,715百万ドルです。

	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
(単位：百万ドル、 2015年12月31日現在)				
業界／取引相手別				
銀行	\$ 18,377	\$ 16,988	\$ 513,335	\$ 508,459
ブローカー・ディーラー	5,895	6,697	155,195	152,604
金融関係以外の会社	128	123	3,969	2,087
保険会社およびその他の金融機関	11,317	10,923	332,715	287,772
業界／取引相手別合計	\$ 35,717	\$ 34,731	\$1,005,214	\$ 950,922
商品別				
クレジット・デフォルト・ スワップおよびオプション	\$ 34,849	\$ 34,158	\$ 981,999	\$ 940,650
トータル・リターン・スワップ その他	868	573	23,215	10,272
商品別合計	\$ 35,717	\$ 34,731	\$1,005,214	\$ 950,922
格付け別				
投資適格	\$ 12,694	\$ 13,142	\$ 764,040	\$ 720,521
投資不適格	23,023	21,589	241,174	230,401
格付け別合計	\$ 35,717	\$ 34,731	\$1,005,214	\$ 950,922
満期別				
1年以内	\$ 3,871	\$ 3,559	\$ 265,632	\$ 254,225
1年超5年以内	27,991	27,488	669,834	639,460
5年超	3,855	3,684	69,748	57,237
満期別合計	\$ 35,717	\$ 34,731	\$1,005,214	\$ 950,922

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証18,799百万ドルと販売した保証16,918百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証17,531百万ドルと販売した保証17,200百万ドルです。

上表に含まれている公正価値は、相殺契約および現金担保を適用する前の金額です。想定元本については、シティでは通常、購入した保証と販売した保証の想定元本合計が一致しておらず、望ましい内容とタイミングで相殺効果のあるクレジット・デリバティブ契約を締結するのではなく、参照資産を直接保有することがあります。クレジット・デリバティブ契約からのオープン・リスク・エクスポージャーは、参照資産の特定のキャッシュ・ポジションを考慮し、期間ベース相当の基準に合わせて、またはトランシェ構造の劣後レベルを反映するように想定元本を調整すると、概ね一致します。表に表示されている、支払／履行リスクの評価に使用されるクレジット・デリバティブのポートフォリオの格付けは、参照資産または参照事業体に付された内部または外部の格付けに基づいています。外部格付けが使用される場合には、Baa／BBB以上が投資適格とみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。

シティグループは、保証の売り手となっているクレジット・デリバティブの支払／履行リスクを、基礎となる参照クレジットに付されている信用格付けに基づいて評価しています。基礎となる参照クレジットが投資不適格であるクレジット・デリバティブを販売することは、当社にとって支払リスクがより大きくなることを意味します。上表の投資不適格カテゴリーには、デリバティブ契約の開始後に基礎となる参照事業体の格付けが引き下げられたクレジット・デリバティブも含まれています。

上表に表示されたクレジット・デリバティブ契約における将来の潜在的支払金額の最大額は、当該デリバティブの想定元本に基づいています。当社は、販売された信用補完の想定元本が、過去の実績に基づく実際の損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。この金額は、参照資産の価値および関連キャッシュ・フローによって減少するものではありません。大部分のクレジット・デリバティブ契約に基づき、クレジット・イベントが生じた場合、当社は通常、販売された保証と参照資産の価値との差額を支払う義務を負います。さらに、この販売された信用補完の想定元本は、関連するマスター・ネットリング契約に従った取引相手とのクレジット・デリバティブを含むすべてのデリバティブ・エクスポージャーを同一の取引相手と相殺した後に現金担保の支払金額が算定されるため、かかる金額分が減少することはありません。こうした相殺処理のため、クレジット・デリバティブ・エクスポージャーにのみ対応する担保額を決定することは不可能です。当社は信用リスクのオープン・エクスポージャーを積極的に監視し、クレジット・デリバティブの購入、現金担保または参照資産の直接保有など、様々な戦略を用いてこのエクスポージャーを管理しています。このリスク軽減活動は上表には含まれていません。

デリバティブにおける信用リスク関連の偶発特性

一部のデリバティブ商品には、当社の信用リスクに関連する特定の事象が発生した場合に追加の担保を差し入れるか、あるいは未払いの負債残高を直ちに決済することを当社に求める条項が含まれています。これらの事象は既存のデリバティブ契約によって定義されており、主として当社および関連会社の信用格付けの引下げを指します。2016年12月31日および2015年12月31日現在のいずれにおいても負債ポジションにあった、信用リスク関連の偶発特性をもつすべてのデリバティブ商品の公正価値（CVAを除きます。）は、それぞれ260億ドルおよび220億ドルでした。2016年12月31日および2015年12月31日現在、当社は通常の業務活動において、このエクスポージャーに対する担保として、それぞれ260億ドルおよび190億ドルを差し入れていました。

格付けが引き下げられた場合、当社および関連会社は追加担保または現金決済を要求されることがあります。2016年12月31日現在で主要格付機関3社すべてによってシティグループおよびシティバンクの信用格付けが1段階引き下げられていた場合、当社は担保またはデリバティブ取引の決済のいずれかとして15億ドルの追加差入れを求められていたことになります。さらに当社は、信用格付けが1段階引き下げられた場合、これまでに既存のデリバティブの取引相手から受領した担保1億ドルを第三者であるカストディアンのもとで分別するよう求められ、その結果、総額約16億ドルの現金債務と担保請求が発生することになります。

金融資産の譲渡に伴うデリバティブ

当社は、契約上参照される有価証券またはその他の金融資産の実質的にすべての経済的リターンに対する合成エクスポージャーを提供するトータル・リターン・スワップ取引を行っています。当該デリバティブ取引は、当社が参照金融資産をデリバティブの取引相手に譲渡することに伴って行われる場合がありますが、このような取引の最も典型的なものは、資金提供された形式で参照資産を保有することによってデリバティブ契約に基づく合成エクスポージャーの全体または一部をヘッジすることを望むデリバティブの取引相手に対応して行われます。一部の司法管轄においては、これらの取引は売却の条件を満たすため、譲渡された有価証券の認識が中止されます（金融資産の譲渡に関連する売却条件の詳細については、当連結財務諸表注記1をご参照ください。）。それら取引の大部分について、当社は、エクスポージャーを求める別の第三者に参照証券の実質的にすべての経済的リターンを移転する別のトータル・リターン・スワップの取引も行っています。そのような場合、当社は、純額ベースでは参照証券の経済的リターンの変動にさらされません。

これらの取引は一般的に、当社が保有する流動性のある政府債、転換社債または株式公開会社の持分証券のトレーディング・ポートフォリオからの振替を伴い、第三者の金融機関を相手に行われます。これに伴うデリバティブは通常、トータル・リターン・スワップです。当該デリバティブは現金決済され、証拠金要件を継続的に満たすことが求められます。

売却の会計処理の条件を満たした場合、当社は、参照金融資産の譲渡を売却として計上し、それに伴うデリバティブ取引を別途計上しています。譲渡された有価証券は当社のトレーディング・ポートフォリオにおいて公正価値で保有されていたため、通常これらの取引によって有価証券売却損益が生じることはありません。当社が売却として会計処理する金融資産の譲渡のうち、当社が同じ取引相手と当初は売却することを予定して行い、2016年12月31日および2015年12月31日現在においてまだ未決済のトータル・リターン・スワップを通じて譲渡資産に対する実質的にすべての経済的エクスポージャーを維持しているものに関して、認識を中止した資産の簿価と認識中止日までに受け取った現金収入総額はいずれも10億ドルでした。2016年12月31日現在、以前に認識を中止したこれらの資産の公正価値は10億ドルであり、トータル・リターン・スワップの公正価値は、32百万ドルがデリバティブ資産総額、23百万ドルがデリバティブ負債総額として計上されました。2015年12月31日現在、以前に認識を中止したこれらの資産の公正価値は10億ドルであり、トータル・リターン・スワップの公正価値は、7百万ドルがデリバティブ資産総額、35百万ドルがデリバティブ負債総額として計上されました。トータル・リターン・スワップの残高は、取引相手ごとの相殺および現金担保との相殺の適用前の総額ベースであり、本注記で開示されている表には主に株式デリバティブとして含まれています。

23. 信用リスクの集中

信用リスクの集中は、経済、産業あるいは地理的な要因の変化が同じように作用する相手方グループに対する信用リスクが、シティグループの全信用リスクの相当部分を占める場合に起こります。シティグループの金融商品ポートフォリオは、産業別、商品別さらに地理的にも広く分散していますが、特に有価証券売買、デリバティブおよび外国為替関連の業務については、主要な取引は他の金融機関との間で行われています。

分散したポートフォリオを維持するための努力として、当社は、地域、国または個別の債務者に対するエクスポージャーを限定し、継続的にそのエクスポージャーをモニターしています。2016年12月31日現在、シティグループの信用リスクの最も重要な集中は、米国政府とその関係機関に対するものでした。当社のエクスポージャーは、主に米国政府およびその関係機関が発行するトレーディング資産および投資から生じるものであり、2016年および2015年12月31日現在において、それぞれ2,285億ドルおよび2,230億ドルとなっていました。ドイツ政府および日本政府とその関係機関は、ムーディーズおよびS&Pの両社によって投資適格の格付けを受けており、当社において米国政府に次ぐ大きなエクスポージャーとなっていました。2016年および2015年12月31日現在、当社のドイツ政府に対するエクスポージャーは、それぞれ276億ドルおよび177億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されていました。2016年および2015年12月31日現在、当社の日本政府に対するエクスポージャーは、それぞれ273億ドルおよび188億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されていました。

当社の州および地方自治体に対するエクスポージャーは、2016年および2015年12月31日現在、それぞれ307億ドルおよび293億ドルで、トレーディング資産、投資有価証券、デリバティブおよび貸出金活動から構成されていました。

[前へ](#) [次へ](#)

24. 公正価値による測定

ASC 820-10「公正価値による測定」は公正価値について定義しており、公正価値による測定に関する統一的な枠組みを構築し、公正価値による測定に関する開示を要求しています。公正価値とは測定日の市場参加者間の秩序立った取引で資産を売却して受け取る金額または負債を引き渡すために支払う金額と定義されています。当該基準は特に、当社が公正価値の測定時に観察可能なデータを最大限に利用し、観察不能なデータの利用を最小限に抑えることを要求しています。

ASC 820-10のもとでは、取引相手の債務不履行となる確率がデリバティブおよびその他のポジションの評価に織り込まれているだけでなく、シティグループ自身の信用リスクがデリバティブおよび公正価値で測定されるその他の負債に及ぼす影響も織り込まれています。

公正価値の階層

ASC 820-10は、データが観察可能か観察不能であるかにより、データの階層を指定しています。観察可能なデータは、市場データを用いて開発され、市場参加者の仮定を反映している一方、観察不能なデータは当社の市場に関する仮定を反映しています。これらの2種類のデータは下記のような公正価値に関する階層に分類されています。

- ・ レベル1：活発な市場における同一商品の市場価格
- ・ レベル2：活発な市場における類似商品の市場価格、活発でない市場における同一または類似商品の市場価格、ならびにすべての重要なデータおよび重要な価値決定要因が活発な市場において「観察可能な」モデルを使用した評価
- ・ レベル3：1つまたは複数の重要なデータまたは重要な価値決定要因が「観察不能な」評価手法を使って算定した評価

公正価値の階層において要求されているとおり、当社は、可能な場合には、評価において関連する観察可能な市場データを考慮しています。取引の頻度、ビッド／アスク・スプレッドの規模および類似取引を比較する際に必要な調整額のすべてが、市場の流動性および当該市場において観察された価格の関連性を判断する際に考慮されます。

公正価値階層のレベル間の振替に関する当社の方針では、報告期間末に各レベルへの（からの）振替を認識しています。

公正価値の決定

当社は、公正価値で計上される資産および負債について、選択の結果として公正価値で測定されているのか、あるいは公正価値での測定が要求されているのかにかかわらず、以下に説明している手順を用いて当該価値を測定しています。

当社は、市場価格が入手可能な場合には、市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をレベル1に分類しています。当社は市場価格が入手可能な場合に、容認される実用的な手法（マトリクス・プライシングなど）を活用して公正価値を算定することもあり、この場合、当該項目はレベル2に分類されます。

また当社は、評価対象ポジションと同一または類似の特徴をもつポジションにある最近の取引活動から市場価格またはその他の市況情報が入手可能な場合には、それらを用いて、価格に基づく評価手法を適用することもできます。市場取引およびビッド・アスク・スプレッドは、市場の流動性および当該市場から価格の観察可能性を判断する際に考慮される要素です。関連のある観察可能な価格が入手可能な場合、当該評価価格はレベル2に分類される可能性があります。有価証券または貸出金に関する流動性が比較的低い、市場価格の情報が古い、評価対象の実際の有価証券または貸出金の諸条件の相違を反映するために類似の有価証券の価格に対する重要な調整が必要である、あるいは独立した情報源から入手した価格が評価を裏付けるには十分ではない場合、「価格」データは観察不能とみなされ、その公正価値による測定はレベル3に分類されます。

市場価格が入手不能な場合、公正価値は、可能であれば、現在の市況に基づく市場変数（金利、為替レートおよびオプション・ボラティリティなど）を用いて、内部的に開発した評価手法に基づいています。このように内部的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価値決定要因のうち、最もレベルの低いものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、レベル3に分類される可能性があります。

内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーまたはブローカーから入手した価格を用いて検証されます。ベンダーまたはブローカーの評価は、観察された価格から独自の評価モデルまで様々なデータに基づいている可能性があります。

以下の部分では、当社が様々な金融商品を公正価値で測定する際に用いている評価方法や、それぞれの金融商品が通常分類される公正価値階層のレベルなどについて記載しています。評価モデル、評価モデルに用いられる主要なデータ、および重要な仮定についての詳細も必要に応じて記載しています。

市場評価調整

金融商品の会計単位は通常、個別の金融商品です。当社は、会計単位と首尾一貫した市場評価調整を適用しており、この評価調整には以下の場合を除き、当社のポジションの規模による調整は含まれていません。特定の基準が満たされる場合、ASC 820-10は会計方針の選択を通じて、リスク・ポジション純額に基づき金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値を測定するという例外を認めています。シティは、リスク・ポジション純額に基づき基準を満たしている、デリバティブなどの特定の金融商品ポートフォリオの測定を選択しています。当社は、市場参加者の仮定と整合する、会計単位に基づいた市場評価調整（リスク・ポジション純額の規模を考慮した調整を含みます。）を適用しています。

リスク・ポジション純額の現金化可能な価格を公正価値に反映させるため、公正価値階層のレベル2またはレベル3の項目に対して流動性調整が適用されます。流動性調整額は、金融商品のビッド・オファー・スプレッドに基づいています。シティがリスク・ポジション純額ベースでデリバティブなどの金融投資の特定のポートフォリオを測定することを選択した場合、流動性調整額はポジションの規模を考慮して調整される場合があります。

基礎となる評価においてデリバティブの通貨の関連する基準金利曲線（例えば、無担保米ドル建デリバティブの場合はLIBORなど）を用いて予想キャッシュ・フローを割り引く店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブ商品には、信用評価調整（以下「CVA」といいます。）および資金調達評価調整（以下「FVA」といいます。）が適用されています。関連する基準曲線によって推定されるように、すべての取引相手が同じ信用リスクを負っているわけではないため、評価において取引相手の信用リスクとシティ自身の信用リスクの両方に關する市場の見解をCVAに組み込む必要があります。FVAは、デリバティブ・ポートフォリオのうち無担保部分および契約条項によって受入担保の再利用が認められない担保付デリバティブに内在する市場資金調達リスクのプレミアムを反映しています。

シティのCVAおよびFVAの手法は2段階で構成されています。

- ・ ステップ1では、すべての個別のデリバティブ・ポジションの条件、ならびに将来のある時点における一連の予想キャッシュ・フローを導き出すモンテカルロ・シミュレーションやその他の計量分析を用いて、各取引相手に関するエクスポージャーの特性が決定されます。このエクスポージャーの特性の計算においては、差し入れられた現金またはその他の担保およびネットティング契約などの取決めを通じて取引相手との間に存在する法的な相殺権を含む、信用リスクの軽減および資金調達源の影響が考慮されます。債務不履行リスクの対象であるのはこれらのキャッシュ・フロー純額合計であるため、実行可能なマスター・ネットティング契約の対象である同一の取引相手との個別のデリバティブ契約は、ネットティング・セットとして合算されます。このプロセスにより、CVAおよびFVA測定の基準として現在認識されている純額の資産または負債を用いるのではなく、債務不履行リスクおよび無担保の資金調達を伴う特定のある時点の将来キャッシュ・フローが識別されます。
- ・ ステップ2では、CVAについては、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）市場で観察されたクレジット・スプレッドから導き出されるデフォルト確率に関する市場に基づく見解が、ステップ1で算出された予想将来キャッシュ・フローに適用されます。関連する期間におけるシティ固有のCDSスプレッドを用いて、シティ自身の信用に関するCVAが算定されます。一般的に、取引相手のCVAは各信用格付けおよび期間におけるCDSスプレッド・インデックスを用いて算定されます。個別分析が実務上可能な（例えば、流動性のあるCDSの取引相手に対するエクスポージャーなど）特定の識別された相殺の組み合わせについては、取引相手固有のCDSスプレッドが用いられます。FVAについては、将来の流動性スプレッドの期間構造が、予想将来資金需要に適用されます。

CVAおよびFVAは、デリバティブ・ポートフォリオに内在する、それぞれ信用リスクおよび資金調達リスクに関する市場の見解を組み込むように構築されています。しかし、ほとんどの無担保デリバティブ商品は、交渉に基づく双務契約であり、一般的に第三者に譲渡されることはありません。デリバティブ商品は通常、契約に従って決済されるか、または早期終了の場合には取引相手間で交渉された価額で終了します。したがって、CVAおよびFVAは、通常の業務活動において決済または終了時に実現しないことがあります。さらに、これらの調整のすべてまたは一部は、デリバティブ商品に関連する信用リスクまたは資金調達リスクが変動した場合に、将来の期間において戻し入れその他の調整が行われる可能性があります。

次表は、2016年および2015年12月31日現在における、デリバティブ商品の公正価値に適用されたCVAおよびFVAの要約です。

	信用および資金調達評価調整 負債の減額（資産の減額）	
	2016年12月31日	2015年12月31日
取引相手のCVA	\$ (1,488)	\$ (1,470)
資産のFVA	(536)	(584)
シティグループ（自身の信用）CVA	459	471
負債のFVA	62	106
CVA合計ーデリバティブ商品⁽¹⁾	\$ (1,503)	\$ (1,477)

(1) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

次表は、表示年度における、デリバティブ商品に係るCVA（ヘッジ控除後）、デリバティブに係るFVA、ならびにシティ自身の公正価値オプション（以下「FVO」といいます。）負債に係る債務評価調整（以下「DVA」といいます。）の変動に関連する税引前利益（損失）を要約したものです。

	信用／資金調達／債務評価調整益（損）		
	2016年	2015年	2014年
取引相手のCVA	\$ 157	\$ (115)	\$ (43)
資産のFVA	47	(66)	(518)
シティグループ（自身の信用）CVA	17	(28)	(65)
負債のFVA	(44)	97	19
CVA合計ーデリバティブ商品	\$ 177	\$ (112)	\$ (607)
自身のFVO負債に係るDVA ⁽¹⁾	\$ (538)	\$ 367	\$ 217
CVAおよびDVA合計⁽²⁾	\$ (361)	\$ 255	\$ (390)

(1) 2016年1月1日付で、シティグループは、ASU第2016-01号「金融商品ー全般（サブトピック825-10）：金融資産および金融負債の認識および測定」のうち、公正価値オプション負債に係るDVAの表示に関する規定のみを将来に向けて早期適用しました。したがって、2016年度第1四半期より、これらの負債の公正価値の変動のうちシティグループ自身のクレジット・スプレッド（以下「DVA」といいます。）の変動に関する部分は、AOCIの構成要素として反映されています。これらの金額は、従来はシティグループの収益および当期利益において認識されていました。AOCIの中のDVAの金額は、関連する負債の決済時に実現する場合に収益および当期利益において認識されることとなります。

(2) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

公正価値による測定に関する評価プロセス

価格検証手続および関連する内部統制手続は、ファイナンス部門およびリスク管理部門が共同で所管している、シティグループの「プライシングと価格検証の方針および基準」が適用されます。

当社が保有しているほぼすべての資産および負債の公正価値による測定に関して、個別の事業単位はトレーディング勘定資産および負債の評価に対して責任を負っており、ファイナンス部門におけるプロダクト・コントロールは独立した価格検証手続を実施してこれら公正価値による測定を評価しています。プロダクト・コントロールは個別の事業単位から独立し、プロダクト・コントロールのグローバル責任者へ報告しています。グローバル責任者は金融資産および負債の評価に影響力を有しています。資産および負債の公正価値による測定は、割引キャッシュ・フロー、およびオプションや相関モデルなどの内部モデルを含む様々な評価手法を使用して決定されていますが、これらに限定されません。

プロダクト・コントロールは使用データの観察可能性に基づき、保有資産を公正価値階層のレベル1、レベル2またはレベル3に分類します。ポジションが直接観察可能ではない1つまたは複数の重要なデータを含む場合、価格検証手続が実施され、これらの手続は関連する過去のデータの検討、損益の分析、個別の仕組取引の各要素の評価およびベンチマーク比較などを含む可能性があります。

公正価値階層のレベル3に分類されている保有資産に関する報告書は、ファイナンス部門、リスク部門および事業の上級経営陣に配布されています。この保有資産についてはリスク委員会およびトレーディング部門上級経営陣の月次会議でも検討されます。この報告書は必要とみなされた場合には、取締役会の監査委員会または正式な取締役会へ配布される可能性があります。資産または負債の価格を出口価格に調整する必要がある場合はいつでも、プロダクト・コントロールがその他の価格検証結果と合わせて経営陣に報告します。

さらに、公正価値の測定に使用されたプライシング・モデルは独立の統制の枠組みによって管理されます。このモデルは個別の事業単位で開発され検証されますが、リスク管理部門のモデル検証グループが独立してこのモデルの正当性を確認し、価格検証手続に対する影響についてファイナンス部門によって見直しが行われます。この独立した統制の枠組みは、モデルの理論的健全性から生じるモデル・リスク、必要な場合の修正手法、および定義された市場における特定商品のモデルの妥当性の評価を目的としています。適用を確実に継続させるため、モデルは年1回、独立して見直されます。さらにリスク管理部門は、今までの事業で承認済みの各モデルに基づき評価が認められた商品一覧表を承認し保持しています。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売渡有価証券

これらの金融商品には市場価格が存在しないため、公正価値は割引キャッシュ・フロー法を用いて決定されます。キャッシュ・フローは、組込デリバティブやその他の特徴を考慮して、契約条件に基づいて見積られます。これらのキャッシュ・フローは、当該金融商品の満期および裏付担保の内容に応じた金利を用いて割引かれます。公正価値の評価に用いられたデータは容易に観察可能であるため、このような金融商品が公正価値で計上される場合は、通常、公正価値階層のレベル2に分類されます。しかし、特定の長期ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。

トレーディング勘定資産および負債－トレーディング有価証券およびトレーディング貸出金

当社は、入手可能な場合には活発な市場における市場価格を用いてトレーディング有価証券の公正価値を決定します。このような項目は、公正価値階層のレベル1に分類されます。政府証券や取引所で売買されている持分有価証券がその一例です。

店頭で取引される債券および流通市場の貸出金について、当社は通常、割引キャッシュ・フロー、価格ベースおよびブラック・ショールズやモンテカルロ・シミュレーションなどの内部モデルを含む評価手法を利用して公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立した情報源（第三者であるベンダーを含みます。）から入手した価格を用いて検証されます。ベンダーは様々な情報源からの価格情報を収集し、観察可能な価格が入手できない場合、類似する債券または貸出金についてのマトリクス・プライシングを行うことがあります。価格ベースの手法は、入手可能な場合には市場価格、あるいは評価対象の債券または貸出金と類似した特徴をもつ資産の最近の取引活動から入手したその他の市場情報を用いることができます。割引キャッシュ・フロー・モデルで使用された利回りは同じ価格情報から導き出されたものです。このような評価方法を用いて価格設定されたトレーディング有価証券および貸出金は、一般的にレベル2に分類されます。しかし、有価証券または貸出金の流動性が比較的低い場合、市場価格の情報が古い場合、評価対象の実際の有価証券または貸出金の条件上の相違を反映するために類似の有価証券または貸出金の価格に対する重要な調整が必要である場合、あるいは独立した情報源からの価格に関する情報が評価を裏付けるのに不十分である場合には、当該貸出金または有価証券は一般的にレベル3に分類されます。価格ベース手法で使用された価格データは、サブプライムCDOなどの元本または金利を受け取っておらず、現在ゼロまで評価減されている有価証券については、ゼロとなる可能性があります。

主に証券化市場で取引されている当社の貸出金ポートフォリオについては、当社は証券化価格を用いて当該ポートフォリオの公正価値を決定しています。この証券化価格は、現在の市場における仮想証券化による予想収益に、変換費用（すなわち、取引費用以外の直接費用）および市況や流動性などの証券化に関する不確実性についての調整を行い決定されます。2007年度下半期以降、特定の証券化市場の活動水準が著しく低下し、直接比較可能な特定の貸出金ポートフォリオについての観察可能な証券化価格が容易に入手できなくなりました。このため、このような貸出金ポートフォリオは一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。しかし、商業不動産貸付などのその他の貸出金の証券化市場は引き続き活発であるため、仮想証券化の価格検証が可能です。したがって、この貸出金ポートフォリオは公正価値階層のレベル2に分類されます。

貸出および仕組み業務における大部分のサブプライム関連の直接的エクスポージャーの公正価値は、入手可能な場合には、観察可能な取引、活発に取引が行われていない市場における類似した資産に関するその他の市場データ、およびその他の内部の評価手法を用いて決定されています。特定のアセット・バック証券（以下「ABS」といいます。）CD0ポジションの評価には、ABS CD0の原資産に基づく価格を使用します。

トレーディング勘定資産および負債－デリバティブ

取引所で売買されるデリバティブは、入手可能な場合には活発な市場の相場価格（すなわち取引所価格）を用いて公正価値を測定するため、公正価値階層のレベル1に分類されます。

活発な市場において相場価格のないデリバティブおよび店頭で取引されるデリバティブ契約は、内部の評価手法を用いて評価されます。これらのデリバティブ商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3のいずれかに分類されます。

この評価手法およびデータは、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なります。これらの金融商品の評価に用いられる主な評価手法は、割引キャッシュ・フロー、ならびにブラック・ショールズおよびモンテカルロ・シミュレーションを含む内部モデルです。

主要なデータは、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なり、金利イールドカーブ、外国為替レート、ボラティリティおよび相関係数を含んでいます。当社は特定の担保付デリバティブの評価において、公正価値測定のデータとして翌日物インデックス・スワップ（以下「OIS」といいます。）曲線を使用しています。シティはデリバティブの取引通貨に関連するベンチマーク曲線（例えば、米ドル建デリバティブについてロンドン銀行間取引金利）を無担保デリバティブの割引率として使用しています。

上記のとおり、2015年度第3四半期において、シティは、公正価値測定にFVAを取り入れましたが、これは、OTCデリバティブの資金調達リスクのプレミアムに関する市場の見解を組み込む方向への業界の動向と捉えています。FVAの実装に関連して発生した費用は、会計上の見積りの変更として「自己勘定取引」に反映されました。シティのFVA手法では、資金調達エクスポージャーの特性の見積りに既存のCVA手法を利用しています。このエクスポージャーの特性の計算には、取引相手が第三者のカストディアンに担保を差し入れる場合を含め、その契約条件によって当社による受入担保の再利用が認められない担保契約が考慮されています。

投資

投資カテゴリーには、売却可能負債証券および市場性のある持分有価証券が含まれており、その公正価値は一般的に、上述のトレーディング有価証券と同様の手続を用いて決定されますが、主な情報源としてベンダーによるプライシングを用いて決定される場合もあります。

さらに投資には、非公開のプライベート・エクイティおよび不動産事業体への投資が含まれています。非上場有価証券に関しては市場価格が存在しておらず、一般的にこのような有価証券は薄商いであるため、その公正価値の決定にはかなりの程度の管理者の判断を伴います。さらに、プライベート・エクイティの有価証券には譲渡制限が設けられている場合もあります。このような有価証券の公正価値の決定に関する当社のプロセスは比較可能性の分析を含め、通常一般に認められている評価手法を用います。非上場有価証券の公正価値を決定する際に、当社は、被投資企業の売却案、新規株式公開、株式発行またはその他の観察可能な取引などの事象も考慮します。

プライベート・エクイティの有価証券は、一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。

さらに当社は、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドなどの受益証券1口当たりNAVを算出する特定のオルタナティブ投資ファンドへの投資を保有しています。ファンドへの投資は通常、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券として分類されています。これらの投資の公正価値は、投資がNAV以外の価格で現金化される可能性が高くない場合、当該ファンドにおける当社の保有持分の受益証券1口当たりNAVを用いて見積られています。ASU第2015-07号の規定に従い、これらの投資は公正価値階層内には分類されず、以下の表に含まれていません。詳細については連結財務諸表注記13をご参照ください。

短期借入金および長期債務

公正価値による会計処理が選択されている非仕組負債の公正価値は、該当する満期に応じた割引率を用いた内部モデルを使用して決定されます。これらの金融商品については、すべての重要なデータが容易に観察可能である場合、一般的に公正価値階層のレベル2に分類されます。

複合金融商品（仕組負債を含みます。）の公正価値は、組込リスク・プロファイルの内容を考慮の上、適切なデリバティブ評価方法（上記の「トレーディング勘定資産および負債ーデリバティブ」で説明されています。）を用いて決定しています。このような金融商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3に分類されます。

定期的に公正価値で測定される項目

次表は、2016年12月31日および2015年12月31日現在において定期的に公正価値で測定されている当社の資産および負債を、公正価値階層ごとに表しています。当社は、レベル3に分類されているポジションを、レベル3に分類される可能性のある他の金融商品（ヘッジ手段）によりヘッジする場合がありますが、公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類されている金融商品によりヘッジする場合があります。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

公正価値レベル

（単位：百万ドル、
2016年12月31日現在）

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
資産						
フェデラルファンド						
貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入 有価証券	\$ —	\$ 172,394	\$ 1,496	\$ 173,890	\$ (40,686)	\$ 133,204
トレーディング・ 非デリバティブ資産						
トレーディング・ モーゲージ・バック 証券						
米国政府系機関保証証券	—	22,718	176	22,894	—	22,894
住宅証券	—	291	399	690	—	690
商業用証券	—	1,000	206	1,206	—	1,206
トレーディング・ モーゲージ・バック 証券合計	\$ —	\$ 24,009	\$ 781	\$ 24,790	\$ —	\$ 24,790
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 17,756	\$ 3,423	\$ 1	\$ 21,180	\$ —	\$ 21,180
州および地方債証券	—	3,780	296	4,076	—	4,076
外国政府証券	36,852	12,804	40	49,696	—	49,696
社債	424	14,199	324	14,947	—	14,947
持分有価証券	45,331	4,985	127	50,443	—	50,443
アセット・バック証券	—	892	1,868	2,760	—	2,760
その他のトレーディング 資産 ⁽³⁾	2	9,464	2,814	12,280	—	12,280
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計	\$ 100,365	\$ 73,556	\$ 6,251	\$ 180,172	\$ —	\$ 180,172
トレーディング・ デリバティブ						
金利契約	\$ 105	\$ 366,995	\$ 2,225	\$ 369,325		
外国為替契約	53	184,776	833	185,662		
株式契約	2,306	21,209	595	24,110		
コモディティ契約	261	12,999	505	13,765		
クレジット・ デリバティブ	—	23,021	1,594	24,615		
トレーディング・ デリバティブ契約総額	\$ 2,725	\$ 609,000	\$ 5,752	\$ 617,477		
現金担保支払額 ⁽⁴⁾				\$ 11,188		
ネットティング契約					\$ (519,000)	
現金担保受取額の ネットティング					(45,912)	
トレーディング・ デリバティブ合計	\$ 2,725	\$ 609,000	\$ 5,752	\$ 628,665	\$ (564,912)	\$ 63,753

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2016年12月31日現在)

投資

モーゲージ・バック証券

米国政府系機関保証証券

住宅証券

商業用証券

投資モーゲージ・バック
証券合計

米国財務省証券および
連邦諸機関証券

州および地方債証券

外国政府証券

社債

持分有価証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分証券⁽⁵⁾

投資合計

貸出金

抵当貸付サービシング権

非トレーディング・

デリバティブおよび定期的
に測定されるその他の
金融資産、総額

現金担保支払額⁽⁶⁾

現金担保受取額の
ネットティング

非トレーディング・

デリバティブおよび定期的
に測定されるその他の
金融資産

資産合計

資産総額に占める割合⁽⁷⁾

負債

利付預金

フェデラルファンド

借入金、貸付有価証券

および買戻条件付

売渡有価証券

トレーディング勘定負債

空売り有価証券

その他のトレーディング
負債

トレーディング負債合計

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ —	\$ 38,304	\$ 101	\$ 38,405	\$ —	\$ 38,405
住宅証券	—	3,860	50	3,910	—	3,910
商業用証券	—	358	—	358	—	358
投資モーゲージ・バック 証券合計	\$ —	\$ 42,522	\$ 151	\$ 42,673	\$ —	\$ 42,673
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 112,916	\$ 10,753	\$ 2	\$ 123,671	\$ —	\$ 123,671
州および地方債証券	—	8,909	1,211	10,120	—	10,120
外国政府証券	54,028	43,934	186	98,148	—	98,148
社債	3,215	13,598	311	17,124	—	17,124
持分有価証券	336	46	9	391	—	391
アセット・バック証券	—	6,134	660	6,794	—	6,794
その他の負債証券	—	503	—	503	—	503
市場性のない持分証券 ⁽⁵⁾	—	35	1,331	1,366	—	1,366
投資合計	\$ 170,495	\$ 126,434	\$ 3,861	\$ 300,790	\$ —	\$ 300,790
貸出金	\$ —	\$ 2,918	\$ 568	\$ 3,486	\$ —	\$ 3,486
抵当貸付サービシング権	—	—	1,564	1,564	—	1,564
非トレーディング・						
デリバティブおよび定期的 に測定されるその他の 金融資産、総額	\$ 9,300	\$ 7,732	\$ 34	\$ 17,066		
現金担保支払額 ⁽⁶⁾				8		
現金担保受取額の ネットティング					\$ (1,345)	
非トレーディング・						
デリバティブおよび定期的 に測定されるその他の 金融資産	\$ 9,300	\$ 7,732	\$ 34	\$ 17,074	\$ (1,345)	\$ 15,729
資産合計	\$ 282,885	\$ 992,034	\$ 19,526	\$1,305,641	\$ (606,943)	\$ 698,698
資産総額に占める割合 ⁽⁷⁾	21.9%	76.6%	1.5%			
負債						
利付預金	\$ —	\$ 919	\$ 293	\$ 1,212	\$ —	\$ 1,212
フェデラルファンド						
借入金、貸付有価証券 および買戻条件付 売渡有価証券	—	73,500	849	74,349	(40,686)	33,663
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	\$ 73,782	\$ 5,831	\$ 1,177	\$ 80,790	\$ —	\$ 80,790
その他のトレーディング 負債	—	1,827	1	1,828	—	1,828
トレーディング負債合計	\$ 73,782	\$ 7,658	\$ 1,178	\$ 82,618	\$ —	\$ 82,618

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2016年12月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
トレーディング・デリバティブ						
金利契約	\$ 107	\$ 351,766	\$ 2,888	\$ 354,761		
外国為替契約	13	187,328	420	187,761		
株式契約	2,245	22,119	2,152	26,516		
コモディティ契約	196	12,386	2,450	15,032		
クレジット・デリバティブ	—	22,842	2,595	25,437		
トレーディング・デリバティブ契約総額	\$ 2,561	\$ 596,441	\$ 10,505	\$ 609,507		
現金担保受取額⁽⁸⁾				\$ 15,731		
ネットティング契約					\$ (519,000)	
現金担保支払額のネットティング					(49,811)	
トレーディング・デリバティブ合計	\$ 2,561	\$ 596,441	\$ 10,505	\$ 625,238	\$ (568,811)	\$ 56,427
短期借入金	\$ —	\$ 2,658	\$ 42	\$ 2,700	\$ —	\$ 2,700
長期債務	—	16,510	9,744	26,254	—	26,254
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融負債、総額⁽⁹⁾	\$ —	\$ 1,544	\$ 8	\$ 1,552		
現金担保受取額				1		
現金担保支払額のネットティング					\$ (53)	
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融負債合計	\$ —	\$ 1,544	\$ 8	\$ 1,553	\$ (53)	\$ 1,500
負債合計	\$ 76,343	\$ 699,230	\$ 22,619	\$ 813,924	\$ (609,550)	\$ 204,374
負債総額に占める割合⁽⁷⁾	9.6%	87.6%	2.8%			

- (1) 2016年度において、当社は約26億ドルの資産をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これらは主に、外国政府証券および持分有価証券が活発な市場で取引されなかったことに関連していました。2016年度において、当社は約40億ドルの資産をレベル2からレベル1へ振り替えましたが、これらは主に外国政府債および持分証券が流動性のある市場を形成するのに十分な頻度で取引されたことに関連していました。2016年度において、当社は約4億ドルの負債をレベル2からレベル1へ振り替えました。2016年度において、当社は約3億ドルの負債をレベル1からレベル2へ振り替えました。
- (2) (i) 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに(ii) 適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (3) 当連結財務諸表注記25に記載のとおり、混蔵の貴金属への投資に関するポジションが含まれます。また、取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で会計処理されている現物コモディティおよび未実行の信用商品が含まれています。
- (4) 60,999百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、49,811百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用されました。
- (5) ASU第2015-07号「公正価値測定(トピック820)：1株当たり純資産価額(またはその同等物)を計算する特定の企業に対する投資の開示」に従い、この金額から純資産価額(以下「NAV」といいます。)で測定された4億ドルの投資が除かれています。
- (6) 61百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、53百万ドルが非トレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用されました。
- (7) 現金担保支払額/受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定された資産および負債合計(デリバティブに関して支払った/受領した現金担保を除きます。)に基づいて計算されています。
- (8) 61,643百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、45,912百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用されました。
- (9) 1,346百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,345百万ドルが非トレーディング・デリバティブの相殺に使用されました。

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2015年12月31日現在)

資産

フェデラルファンド

貸出金、借入有価証券
および売戻条件付買入
有価証券

トレーディング・

非デリバティブ資産

トレーディング・

モーゲージ・バック
証券

米国政府系機関保証証券

住宅証券

商業用証券

トレーディング・

モーゲージ・バック

証券合計

米国財務省証券および

連邦諸機関証券

州および地方債証券

外国政府証券

社債

持分有価証券

アセット・バック証券

その他のトレーディング

資産⁽⁹⁾

トレーディング・

非デリバティブ資産合計

トレーディング・

デリバティブ

金利契約

外国為替契約

株式契約

コモディティ契約

クレジット・

デリバティブ

トレーディング・

デリバティブ契約総額

現金担保支払額⁽³⁾

ネットティング契約

現金担保受取額の

ネットティング

トレーディング・

デリバティブ合計

	レベル 1 ⁽¹⁾	レベル 2 ⁽¹⁾	レベル 3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入 有価証券	\$ —	\$ 177,538	\$ 1,337	\$ 178,875	\$ (40,911)	\$ 137,964
トレーディング・ 非デリバティブ資産						
トレーディング・ モーゲージ・バック 証券						
米国政府系機関保証証券	—	24,023	744	24,767	—	24,767
住宅証券	—	1,059	1,326	2,385	—	2,385
商業用証券	—	2,338	517	2,855	—	2,855
トレーディング・ モーゲージ・バック 証券合計	\$ —	\$ 27,420	\$ 2,587	\$ 30,007	\$ —	\$ 30,007
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 14,208	\$ 3,587	\$ 1	\$ 17,796	\$ —	\$ 17,796
州および地方債証券	—	2,345	351	2,696	—	2,696
外国政府証券	35,715	20,555	197	56,467	—	56,467
社債	302	13,901	376	14,579	—	14,579
持分有価証券	41,688	2,382	3,684	47,754	—	47,754
アセット・バック証券	—	1,217	2,739	3,956	—	3,956
その他のトレーディング 資産 ⁽⁹⁾	—	9,293	2,483	11,776	—	11,776
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計	\$ 91,913	\$ 80,700	\$ 12,418	\$ 185,031	\$ —	\$ 185,031
トレーディング・ デリバティブ						
金利契約	\$ 9	\$ 412,802	\$ 2,083	\$ 414,894		
外国為替契約	5	128,189	1,123	129,317		
株式契約	2,422	17,866	1,597	21,885		
コモディティ契約	204	16,706	1,100	18,010		
クレジット・ デリバティブ	—	31,082	3,793	34,875		
トレーディング・ デリバティブ契約総額	\$ 2,640	\$ 606,645	\$ 9,696	\$ 618,981		
現金担保支払額 ⁽³⁾				\$ 4,911		
ネットティング契約					\$ (524,481)	
現金担保受取額の ネットティング					(43,227)	
トレーディング・ デリバティブ合計	\$ 2,640	\$ 606,645	\$ 9,696	\$ 623,892	\$ (567,708)	\$ 56,184

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2015年12月31日現在)

投資

モーゲージ・バック証券

米国政府系機関保証証券

住宅証券

商業用証券

投資モーゲージ・バック

証券合計

米国財務省証券および

連邦諸機関証券

州および地方債証券

外国政府証券

社債

持分有価証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分証券⁽⁴⁾

投資合計

貸出金

抵当貸付サービシング権

非トレーディング・

デリバティブおよび

定期的に測定される

その他の金融資産、総額

現金担保支払額⁽⁵⁾

現金担保受取額の

ネットティング

非トレーディング・

デリバティブおよび

定期的に測定される

その他の金融資産

資産合計

資産総額に占める割合⁽⁶⁾

負債

利付預金

フェデラルファンド

借入金、貸付有価証券

および買戻条件付

売渡有価証券

トレーディング勘定負債

空売り有価証券

その他のトレーディング

負債

トレーディング負債合計

	レベル 1 ⁽¹⁾	レベル 2 ⁽¹⁾	レベル 3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ —	\$ 39,575	\$ 139	\$ 39,714	\$ —	\$ 39,714
住宅証券	—	5,982	4	5,986	—	5,986
商業用証券	—	569	2	571	—	571
投資モーゲージ・バック証券合計	\$ —	\$ 46,126	\$ 145	\$ 46,271	\$ —	\$ 46,271
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 111,536	\$ 11,375	\$ 4	\$ 122,915	\$ —	\$ 122,915
州および地方債証券	—	9,267	2,192	11,459	—	11,459
外国政府証券	42,073	46,341	260	88,674	—	88,674
社債	3,605	15,122	603	19,330	—	19,330
持分有価証券	430	71	124	625	—	625
アセット・バック証券	—	8,578	596	9,174	—	9,174
その他の負債証券	—	688	—	688	—	688
市場性のない持分証券 ⁽⁴⁾	—	58	1,135	1,193	—	1,193
投資合計	\$ 157,644	\$ 137,626	\$ 5,059	\$ 300,329	\$ —	\$ 300,329
貸出金	\$ —	\$ 2,839	\$ 2,166	\$ 5,005	\$ —	\$ 5,005
抵当貸付サービシング権	—	—	1,781	1,781	—	1,781
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産、総額	\$ 8,741	\$ 7,882	\$ 180	\$ 16,803		
現金担保支払額 ⁽⁵⁾				8		
現金担保受取額のネットティング					\$ (1,949)	
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産	\$ 8,741	\$ 7,882	\$ 180	\$ 16,811	\$ (1,949)	\$ 14,862
資産合計	\$ 260,938	\$1,013,230	\$ 32,637	\$1,311,724	\$ (610,568)	\$ 701,156
資産総額に占める割合 ⁽⁶⁾	20.0%	77.5%	2.5%			
負債						
利付預金	\$ —	\$ 1,156	\$ 434	\$ 1,590	\$ —	\$ 1,590
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券	—	76,507	1,247	77,754	(40,911)	36,843
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	\$ 48,452	\$ 9,176	\$ 199	\$ 57,827	\$ —	\$ 57,827
その他のトレーディング負債	—	2,093	—	2,093	—	2,093
トレーディング負債合計	\$ 48,452	\$ 11,269	\$ 199	\$ 59,920	\$ —	\$ 59,920

公正価値レベル

(単位:百万ドル、
2015年12月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
トレーディング勘定						
デリバティブ						
金利契約	\$ 5	\$ 393,321	\$ 2,578	\$ 395,904		
外国為替契約	6	133,404	503	133,913		
株式契約	2,244	21,875	2,397	26,516		
コモディティ契約	263	17,329	2,961	20,553		
クレジット・デリバティブ	—	30,682	3,486	34,168		
トレーディング・デリバティブ契約総額	\$ 2,518	\$ 596,611	\$ 11,925	\$ 611,054		
現金担保受取額⁽⁷⁾				\$ 13,628		
ネットティング契約					\$ (524,481)	
現金担保支払額のネットティング					(42,609)	
トレーディング・デリバティブ合計	\$ 2,518	\$ 596,611	\$ 11,925	\$ 624,682	\$ (567,090)	\$ 57,592
短期借入金	\$ —	\$ 1,198	\$ 9	\$ 1,207	\$ —	\$ 1,207
長期債務	—	17,750	7,543	25,293	—	25,293
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融負債、総額⁽⁸⁾	\$ —	\$ 1,626	\$ 14	\$ 1,640		
現金担保受取額				37		
現金担保支払額のネットティング					\$ (53)	
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融負債合計	\$ —	\$ 1,626	\$ 14	\$ 1,677	\$ (53)	\$ 1,624
負債合計	\$ 50,970	\$ 706,117	\$ 21,371	\$ 792,123	\$ (608,054)	\$ 184,069
負債総額に占める割合⁽⁶⁾	6.5%	90.7%	2.7%			

- (1) 2015年度において、当社は約33億ドルの資産をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これらは主に、外国政府証券および持分有価証券が活発な市場で取引されなかったことに関連していました。2015年度において、当社は約44億ドルの資産をレベル2からレベル1へ振り替えましたが、これらは主に外国政府債および持分証券が流動性のある市場を形成するのに十分な頻度で取引されたことに関連していました。2015年度において、当社は約6億ドルの負債をレベル2からレベル1へ振り替えました。2015年度において、当社は約4億ドルの負債をレベル1からレベル2へ振り替えました。
- (2) (i) 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに(ii) 適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (3) 47,520百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、42,609百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用されました。
- (4) ASU第2015-07号「公正価値測定(トピック820)：1株当たり純資産価額(またはその同等物)を計算する特定の企業に対する投資の開示」に従い、この金額から純資産価額(以下「NAV」といいます。)で測定された9億ドルの投資が除かれています。
- (5) 61百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、53百万ドルが非トレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用されました。
- (6) 現金担保支払額/受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定された資産および負債合計(デリバティブに関して支払った/受領した現金担保を除きます。)に基づいて計算されています。
- (7) 56,855百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、43,227百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用されました。
- (8) 1,986百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,949百万ドルが非トレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用されました。
- (9) 当連結財務諸表注記25に記載のとおり、混蔵の貴金属への投資に関するポジションが含まれます。また、取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で会計処理されている現物コモディティおよび未実行の信用商品が含まれています。

公正価値カテゴリーのレベル3の変動

次表は、2016年および2015年12月31日に終了した事業年度における公正価値カテゴリーのレベル3の変動を表しています。下記に表示された利益および損失には、観察可能なデータおよび観察不能なデータの両方に関連した公正価値の変動が含まれています。

当社は、多くの場合、異なるレベルに分類されているポジションとの相殺により、ポジションをヘッジしています。例えば、次表におけるレベル3の資産および負債に係る損益は、レベル1およびレベル2に分類される可能性のあるヘッジ手段に係る損益との相殺効果を反映していません。また当社は、公正価値階層のレベル3に分類されている項目を、同じくレベル3に分類されている商品でヘッジしています。ヘッジ対象および関連するヘッジは、次表に総額で表示されています。

レベル3の公正価値のロールフォワード

(単位:百万ドル)	2015年 12月31日	下記に含まれる 正味実現/未実現 利益(損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2016年 12月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) (3)
		自己勘定 取引	その他 (1)(2)	レベル3 へ	レベル3 から						
資産											
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券 トレーディング・ 非デリバティブ資産 トレーディング・ モーゲージ・バック証券	\$ 1,337	\$ (20)	\$ —	\$ —	\$ (28)	\$ 758	\$ —	\$ —	\$ (551)	\$ 1,496	\$ (16)
米国政府系機関保証証券	744	6	—	510	(1,087)	941	—	(961)	23	176	(7)
住宅証券	1,326	104	—	189	(162)	324	—	(1,376)	(6)	399	26
商業用証券	517	(1)	—	193	(234)	759	—	(1,028)	—	206	(27)
トレーディング・モーゲージ・ バック証券合計	\$ 2,587	\$ 109	\$ —	\$ 892	\$ (1,483)	\$ 2,024	\$ —	\$ (3,365)	\$ 17	\$ 781	\$ (8)
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 1	\$ —	\$ —	\$ 2	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ —	\$ 1	\$ —
州および地方債証券	351	23	—	195	(256)	322	—	(339)	—	296	(88)
外国政府証券	197	(9)	—	21	(49)	115	—	(235)	—	40	(16)
社債	376	330	—	171	(132)	867	—	(1,295)	7	324	69
持分有価証券	3,684	(527)	—	279	(4,057)	955	(11)	(196)	—	127	(457)
アセット・バック証券	2,739	53	—	205	(360)	2,199	—	(2,965)	(3)	1,868	(46)
その他のトレーディング資産	2,483	(58)	—	2,070	(2,708)	2,894	19	(1,838)	(48)	2,814	(101)
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計 トレーディング・	\$ 12,418	\$ (79)	\$ —	\$ 3,835	\$ (9,045)	\$ 9,376	\$ 8	\$ (10,235)	\$ (27)	\$ 6,251	\$ (647)
デリバティブ純額 ⁽⁴⁾											
金利契約	\$ (495)	\$ (146)	\$ —	\$ 301	\$ (239)	\$ 163	\$ (18)	\$ (142)	\$ (87)	\$ (663)	\$ 26
外国為替契約	620	(276)	—	75	(106)	200	—	(181)	81	413	23
株式契約	(800)	(89)	—	63	(772)	92	38	(128)	39	(1,557)	(33)
コモディティ契約	(1,861)	(352)	—	(425)	(39)	357	—	(347)	722	(1,945)	(164)
クレジット・デリバティブ トレーディング・	307	(1,970)	—	8	(29)	37	—	(34)	680	(1,001)	(1,854)
デリバティブ合計—純額 ⁽⁴⁾	\$ (2,229)	\$ (2,833)	\$ —	\$ 22	\$ (1,185)	\$ 849	\$ 20	\$ (832)	\$ 1,435	\$ (4,753)	\$ (2,002)

(単位：百万ドル)	2015年 12月31日	下記に含まれる 正味実現／未実現 利益（損失）		振替		購入	発行	売却	決済	2016年 12月31日	保有中の 未実現 利益 （損失） ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 (1)(2)	レベル3 へ	レベル3 から						
投資											
モーゲージ・バック証券											
米国政府系機関保証証券	\$ 139	\$ —	\$ (26)	\$ 25	\$ (72)	\$ 45	\$ —	\$ (9)	\$ (1)	\$ 101	\$ 54
住宅証券	4	—	3	49	—	26	—	(32)	—	50	2
商業用証券	2	—	(1)	6	(7)	—	—	—	—	—	—
投資モーゲージ・バック証券 合計	\$ 145	\$ —	\$ (24)	\$ 80	\$ (79)	\$ 71	\$ —	\$ (41)	\$ (1)	\$ 151	\$ 56
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 4	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ —	\$ 2	\$ —
州および地方債証券	2,192	—	39	467	(1,598)	351	—	(240)	—	1,211	23
外国政府証券	260	—	10	38	(39)	259	—	(339)	(3)	186	(104)
社債	603	—	77	11	(240)	693	—	(468)	(365)	311	—
持分有価証券	124	—	10	5	(5)	1	—	(131)	5	9	—
アセット・バック証券	596	—	(92)	7	(61)	435	—	(306)	81	660	(102)
その他の負債証券	—	—	—	10	—	6	—	(16)	—	—	—
市場性のない持分有価証券	1,135	—	79	336	(32)	26	—	(14)	(199)	1,331	18
投資合計	\$ 5,059	\$ —	\$ 99	\$ 954	\$ (2,054)	\$ 1,842	\$ —	\$ (1,557)	\$ (482)	\$ 3,861	\$ (109)
貸出金	\$ 2,166	\$ —	\$ (61)	\$ 89	\$ (1,074)	\$ 708	\$ 219	\$ (813)	\$ (666)	\$ 568	\$ 26
抵当貸付サービシング権	1,781	—	(36)	—	—	—	152	(20)	(313)	1,564	(21)
定期的に測定されるその他の 金融資産	180	—	80	55	(47)	1	236	(133)	(338)	34	39
負債											
利付預金	\$ 434	\$ —	\$ 43	\$ 322	\$ (309)	\$ —	\$ 5	\$ —	\$ (116)	\$ 293	\$ 46
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	1,247	(6)	—	—	(150)	—	—	27	(281)	849	(12)
トレーディング勘定負債											
空売り有価証券	199	17	—	1,185	(109)	(70)	(41)	367	(337)	1,177	(43)
その他のトレーディング負債	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—
短期借入金	9	(16)	—	19	(37)	—	87	—	(52)	42	—
長期債務	7,543	(282)	—	3,792	(4,350)	—	4,845	(3)	(2,365)	9,744	(419)
定期的に測定されるその他の 金融負債	14	—	(11)	2	(12)	(8)	12	—	(11)	8	(13)

- (1) 売却可能投資の公正価値の変動は、一時的でない減損に関連する場合を除いてAOCIに計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益(損失)」に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益(損失)は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。
- (3) 2016年12月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益(および売却可能投資の公正価値の変動に関するAOCI)に含まれている損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のトレーディング・デリバティブ資産および負債は、上表においては表示目的上相殺されています。

(単位:百万ドル)	2014年 12月31日	下記に含まれる 正味実現/未実現 利益 (損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2015年 12月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 (1)(2)	レベル3 へ	レベル3 から						
資産											
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券 トレーディング・ 非デリバティブ資産 トレーディング・ モーゲージ・バック証券	\$ 3,398	\$ (147)	\$ —	\$ 279	\$ (2,856)	\$ 784	\$ —	\$ —	\$ (121)	\$ 1,337	\$ (5)
米国政府系機関保証証券	1,085	24	—	872	(1,277)	796	—	(756)	—	744	(4)
住宅証券	2,680	254	—	370	(480)	1,574	—	(3,072)	—	1,326	(101)
商業用証券	440	18	—	252	(157)	697	—	(733)	—	517	(7)
トレーディング・モーゲージ・ バック証券合計	\$ 4,205	\$ 296	\$ —	\$ 1,494	\$ (1,914)	\$ 3,067	\$ —	\$ (4,561)	\$ —	\$ 2,587	\$ (112)
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 2	\$ (1)	\$ 1	\$ —	\$ (1)	\$ —	\$ 1	\$ —
州および地方債証券	241	—	—	67	(35)	183	—	(105)	—	351	(7)
外国政府証券	206	(10)	—	53	(100)	271	—	(169)	(54)	197	6
社債	820	111	—	186	(288)	802	—	(1,244)	(11)	376	(29)
持分有価証券	2,219	547	—	344	(371)	1,377	—	(432)	—	3,684	464
アセット・バック証券	3,294	141	—	663	(282)	4,426	—	(5,503)	—	2,739	(174)
その他のトレーディング資産	4,372	180	—	968	(3,290)	2,504	51	(2,110)	(192)	2,483	(45)
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計 トレーディング・	\$ 15,357	\$ 1,265	\$ —	\$ 3,777	\$ (6,281)	\$ 12,631	\$ 51	\$ (14,125)	\$ (257)	\$ 12,418	\$ 103
デリバティブ純額 ⁽⁴⁾											
金利契約	\$ (211)	\$ (492)	\$ —	\$ (124)	\$ 15	\$ 24	\$ —	\$ 141	\$ 152	\$ (495)	\$ 553
外国為替契約	778	(245)	—	(11)	27	393	—	(381)	59	620	(12)
株式契約	(863)	148	—	(126)	66	496	—	(334)	(187)	(800)	41
コモディティ契約	(1,622)	(753)	—	214	(28)	—	—	—	328	(1,861)	(257)
クレジット・デリバティブ トレーディング・	(743)	555	—	9	61	1	—	(3)	427	307	442
デリバティブ合計—純額 ⁽⁴⁾	\$ (2,661)	\$ (787)	\$ —	\$ (38)	\$ 141	\$ 914	\$ —	\$ (577)	\$ 779	\$ (2,229)	\$ 767

(単位:百万ドル)	2014年 12月31日	下記に含まれる 正味実現/未実現 利益(損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2015年 12月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 (1)(2)	レベル3 へ	レベル3 から						
投資											
モーゲージ・バック証券											
米国政府系機関保証証券	\$ 38	\$ —	\$ 29	\$ 171	\$ (118)	\$ 62	\$ —	\$ (43)	\$ —	\$ 139	\$ (2)
住宅証券	8	—	(1)	4	—	11	—	(18)	—	4	—
商業用証券	1	—	—	4	(3)	—	—	—	—	2	—
投資モーゲージ・バック証券 合計	\$ 47	\$ —	\$ 28	\$ 179	\$ (121)	\$ 73	\$ —	\$ (61)	\$ —	\$ 145	\$ (2)
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 6	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 6	\$ —	\$ (8)	\$ —	\$ 4	\$ —
州および地方債証券	2,180	—	(23)	834	(721)	842	—	(671)	(249)	2,192	9
外国政府証券	678	—	45	(5)	(270)	601	—	(519)	(270)	260	(1)
社債	672	—	(7)	15	(52)	144	—	(134)	(35)	603	(4)
持分有価証券	681	—	(22)	12	(14)	7	—	(540)	—	124	(120)
アセット・バック証券	549	—	(17)	45	(58)	202	—	(125)	—	596	14
その他の負債証券	—	—	—	—	—	10	—	(10)	—	—	—
市場性のない持分有価証券	1,460	—	(50)	76	6	5	—	(58)	(304)	1,135	26
投資合計	\$ 6,273	\$ —	\$ (46)	\$ 1,156	\$ (1,230)	\$ 1,890	\$ —	\$ (2,126)	\$ (858)	\$ 5,059	\$ (78)
貸出金	\$ 3,108	\$ —	\$ (303)	\$ 689	\$ (805)	\$ 1,190	\$ 461	\$ (807)	\$ (1,367)	\$ 2,166	\$ 24
抵当貸付サービシング権	1,845	—	110	—	—	—	214	(38)	(350)	1,781	(390)
定期的に測定されるその他の 金融資産	78	—	100	201	(66)	6	208	(85)	(262)	180	582
負債											
利付預金	\$ 486	\$ —	\$ 10	\$ 1	\$ (1)	\$ —	\$ 36	\$ —	\$ (78)	\$ 434	\$ (154)
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	1,043	(23)	—	—	—	—	—	302	(121)	1,247	134
トレーディング勘定負債											
空売り有価証券	424	88	—	311	(231)	—	—	385	(602)	199	(25)
その他のトレーディング負債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短期借入金	344	11	—	23	(30)	—	1	—	(318)	9	(4)
長期債務	7,290	539	—	2,903	(3,958)	—	3,407	—	(1,560)	7,543	(347)
定期的に測定されるその他の 金融負債	7	—	(11)	10	(4)	(5)	5	2	(12)	14	(4)

- (1) 売却可能投資の公正価値の変動は、一時的でない減損に関連する場合を除いてAOCIに計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益(損失)」に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益(損失)は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。
- (3) 2015年12月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益(および売却可能投資の公正価値の変動に関するAOCI)に含まれている損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のデリバティブ資産および負債は、上表においては表示目的上相殺されています。

レベル3の公正価値のロールフォワード

2015年12月31日から2016年12月31日までの期間における重要なレベル3の振替は以下のとおりです。

- ・持分証券40億ドルのレベル3からレベル2への振替には、市場性のない持分証券32億ドルおよび関連する部分的に経済的ヘッジ手段であるデリバティブ5億ドルが含まれており、これらにはASC 820-10-35-18Dに基づくポートフォリオ価値測定の例外が適用されています。ポートフォリオ価値測定の例外適用後に、当社では、これらの項目を1つの評価単位とみなし、主にこれらの金融商品が同時に取引される直近の市場取引に基づき、リスク・ポジション純額の公正価値を測定しています。デリバティブが市場性のない持分証券に内在する重要な観察不能なエクスポージャーを相殺しているため、残りの観察不能データには、重要だとみなされるものはありませんでした。
- ・「トレーディング勘定資産」における米国政府系機関保証モーゲージ・バック証券5億ドルのレベル2からレベル3への振替および11億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に市場取引の量の変動した政府機関保証モーゲージ・バック証券に関連したものです。
- ・その他のトレーディング資産21億ドルのレベル2からレベル3への振替および27億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に市場取引の量の変動したトレーディング貸出金に関連したものです。
- ・「長期債務」38億ドルのレベル2からレベル3への振替および44億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に仕組債に関連しており、観察不能なデータの重要性における変更、および基礎となる特定の市場データの観察可能性の増減を反映したものです。

2014年12月31日から2015年12月31日までの期間における重要なレベル3の振替は以下のとおりです。

- ・「フェデラルファンド貸付金、借入有価証券および売戻条件付購入有価証券」29億ドルのレベル3からレベル2への振替は、特定のリバース・レポ取引の残余期間の短縮に関連したものです。最長5年間の仕組リバース・レポの評価に使用されたレポ金利曲線には、より高い透明性および観察可能性が存在しています。したがって、これらの状態は通常、レベル2に振り替えられます。
- ・「トレーディング勘定資産」における米国政府系機関保証モーゲージ・バック証券9億ドルのレベル2からレベル3への振替および13億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に市場におけるトレーディング活動に伴い価格の観察可能性が増減することに関連したものです。
- ・その他のトレーディング資産10億ドルのレベル2からレベル3への振替および33億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に市場取引の量および透明性の変動したトレーディング貸出金に関連したものです。
- ・「長期債務」29億ドルのレベル2からレベル3への振替および40億ドルのレベル3からレベル2への振替は、仕組債務が主に特定の観察不能なデータの重要性が低くなることの反映および特定の基礎となる市場データの観察可能性が増すことに関連したものです。

レベル3の公正価値による測定に係る評価手法およびデータ

当社のレベル3の保有資産は、現物商品および複雑度合いが様々なデリバティブの両方から構成されます。これらポジションの公正価値を測定するために利用された評価手法には、割引キャッシュ・フロー分析、内部モデルおよび比較分析が含まれています。少なくとも1つのデータが観察不能であり、評価にとって重要とみなされる場合、ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。データが観察不能とみなされる具体的な理由は多様です。例えば、プライシング・モデルにとって重要なデータの少なくとも1つが市場において観察可能ではない、重要なデータのうち少なくとも1つが評価対象のポジションをより適切に表示するよう調整されている、あるいは入手可能な価格相場が十分な取引活動を反映していないなどです。

次表は、レベル3の保有資産の大部分を対象とした評価手法およびレベル3の公正価値による測定に使用された最も重要な観察不能なデータを示したものです。当表とレベル3の公正価値ロールフォワードの表の金額の差異は、掲載されている手法以外の様々な評価手法を使用して測定されている、個々としては重要ではない項目を表しています。

レベル3の公正価値による測定に係る評価手法およびデータ

2016年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
資産						
フェデラルファンド 貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入 有価証券	\$ 1,496	モデル・ベース	IRの対数正規 ボラティリティ 金利	12.86% (0.51)%	75.50% 5.76%	61.73% 2.80%
モーゲージ・バック 有価証券	\$ 509 368	価格ベース 利回り分析	価格 利回り	\$ 5.50 1.90%	\$ 113.48 14.54%	\$ 61.74 4.34%
州および地方債証券、 外国政府証券、社債 ならびにその他の 負債証券	\$ 3,308 1,513	価格ベース キャッシュ・フロー	価格 クレジット・ スプレッド	\$ 15.00 35bps	\$ 103.60 600bps	\$ 89.93 230bps
持分有価証券 ⁽⁵⁾	\$ 69 58	モデル・ベース 価格ベース	価格	\$ 0.48	\$ 104.00	\$ 22.19
アセット・バック証券 市場性のない持分	\$ 2,454 726 565	価格ベース 価格ベース 比較分析	価格 価格に達するまで の割引率 EBITDA倍率 簿価に対する価格 の比率 価格	\$ 4.00 —% 6.80倍 0.32% —	\$ 100.00 90.00% 10.10倍 1.03%	\$ 71.51 13.36% 8.62倍 0.87%
デリバティブ総額 ⁽⁶⁾ 金利契約（総額）	\$ 4,897	モデル・ベース	IRの対数正規ボラ ティリティ 平均回帰	1.00% 1.00%	93.97% 20.00%	62.72% 10.50%
外国為替契約（総額）	\$ 1,110 134	モデル・ベース キャッシュ・フロー	為替（FX）の ボラティリティ 金利 クレジット・ スプレッド IR—IRの相関係数 IR—FXの相関係数	1.39% (0.85)% 4bps 40.00% 16.41%	26.85% (0.49)% 657bps 50.00% 60.00%	15.18% (0.84)% 266bps 41.27% 49.52%

2016年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
株式契約 (総額) ⁽⁷⁾	\$ 2,701	モデル・ベース	株式の ボラティリティ	3.00%	97.78%	29.52%
			先渡価格	69.05%	144.61%	94.28%
			株式-FXの 相関係数	(60.70)%	28.20%	(26.28)%
			株式-IRの 相関係数	(35.00)%	41.00%	(15.65)%
			利回りの ボラティリティ	3.55%	14.77%	9.29%
			株式-株式の 相関係数	(87.70)%	96.50%	67.45%
コモディティ契約 (総額)	\$ 2,955	モデル・ベース	先渡価格	35.74%	235.35%	119.99%
			コモディティの ボラティリティ	2.00%	32.19%	17.07%
			コモディティの 相関係数	(41.61)%	90.42%	52.85%
クレジット・ デリバティブ (総額)	\$ 2,786 1,403	モデル・ベース 価格ベース	回収率	20.00%	75.00%	39.75%
			信用の相関係数	5.00%	90.00%	34.27%
			アップフロント・ ポイント	6.00%	99.90%	72.89%
			価格	\$ 1.00	\$ 167.00	\$ 77.35
			クレジット・ スプレッド	3bps	1,515bps	256bps
非トレーディング・ デリバティブならびに 定期的に測定される その他の金融資産	\$ 42	モデル・ベース	回収率	40.00%	40.00%	40.00%
			償還率	3.92%	99.58%	74.69%
			アップフロント・ ポイント	16.00%	20.50%	18.78%
および負債 (総額) ⁽⁶⁾						
貸出金	\$ 258 221 79	価格ベース 利回り分析 モデル・ベース	価格 利回り	\$ 31.55 2.75%	\$ 105.74 20.00%	\$ 56.46 11.09%
抵当貸付サービシング権	\$ 1,473	キャッシュ・フロー	利回り 加重平均期間 (WAL)	4.20% 3.53年	20.56% 7.24年	9.32% 5.83年
負債						
利付預金	\$ 293	モデル・ベース	平均回帰 先渡価格	1.00% 98.79%	20.00% 104.07%	10.50% 100.19%
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 および買戻条件付 売渡有価証券	\$ 849	モデル・ベース	金利	0.62%	2.19%	1.99%
トレーディング勘定負債 空売り有価証券	\$ 1,056	モデル・ベース	IRの正規 ボラティリティ	12.86%	75.50%	61.73%
短期借入金および 長期債務	\$ 9,774	モデル・ベース	平均回帰	1.00%	20.00%	10.50%
			コモディティの 相関係数	(41.61)%	90.42%	52.85%
			コモディティの ボラティリティ	2.00%	32.19%	17.07%
			先渡価格	69.05%	235.35%	103.28%

2015年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
資産						
フェデラルファンド 貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入 有価証券	\$ 1,337	モデル・ベース	IRの対数正規 ボラティリティ	29.02%	137.02%	37.90%
モーゲージ・バック 有価証券	\$ 1,287 1,377	価格ベース 利回り分析	金利	—%	2.03%	0.27%
州および地方債証券、 外国政府証券、社債 ならびにその他の 負債証券	\$ 3,761	価格ベース	価格	\$ —	\$ 217.00	\$ 79.41
持分有価証券 ⁽⁵⁾	1,719	キャッシュ・フロー	クレジット・ スプレッド	20bps	600bps	251bps
アセット・バック証券 市場性のない持分	\$ 3,499	モデル・ベース	加重平均期間 (WAL)	1.5年	1.5年	1.5年
	\$ 3,075	価格ベース	償還率	41.21%	41.21%	41.21%
	\$ 633	比較分析	価格	\$ 5.55	\$ 100.21	\$ 71.57
	473	価格ベース	EBITDA倍率	6.80倍	10.80倍	9.05倍
			価格に達するまで の割引率	—%	90.00%	10.89%
			簿価に対する価格 の比率	0.19倍	1.09倍	0.60倍
			価格	\$ —	\$ 132.78	\$ 46.66
デリバティブ総額⁽⁶⁾						
金利契約（総額）	\$ 4,553	モデル・ベース	IRの対数正規ボラ ティリティ	17.41%	137.02%	37.60%
外国為替契約（総額）	\$ 1,326	モデル・ベース	平均回帰	(5.52)%	20.00%	0.71%
	275	モデル・ベース	為替（FX）の ボラティリティ	0.38%	25.73%	11.63%
		キャッシュ・フロー	金利	7.50%	7.50%	7.50%
			先渡価格	1.48%	138.09%	56.80%
			クレジット・ スプレッド	3bps	515bps	235bps
			IR—IRの相関係数	(51.00)%	77.94%	32.91%
			IR—FXの相関係数	(20.30)%	60.00%	48.85%
株式契約（総額） ⁽⁷⁾	\$ 3,976	モデル・ベース	株式の ボラティリティ	11.87%	49.57%	27.33%
			株式—FXの 相関係数	(88.17)%	65.00%	(21.09)%
			株式先渡	82.72%	100.53%	95.20%
			株式—株式の 相関係数	(80.54)%	100.00%	49.54%
コモディティ契約 （総額）	\$ 4,061	モデル・ベース	先渡価格	35.09%	299.32%	112.98%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
クレジット・ デリバティブ（総額）	\$ 5,849	モデル・ベース	回収率	1.00%	75.00%	32.49%
	1,424	価格ベース	信用の相関係数	5.00%	90.00%	43.48%
			価格	\$ 0.33	\$ 101.00	\$ 61.52
			クレジット・ スプレッド	1bps	967bps	133bps
			アップフロント・ ポイント	7.00%	99.92%	66.75%

2015年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
非トレーディング・ デリバティブならびに 定期的に測定される その他の金融資産 および負債（総額）	\$ 194	モデル・ベース	回収率	7.00%	40.00%	10.72%
			償還率	27.00%	99.50%	74.80%
			金利	5.26%	5.28%	5.27%
貸出金	\$ 750	価格ベース	利回り	1.50%	4.50%	2.52%
	892	モデル・ベース	価格	\$ —	\$ 106.98	\$ 40.69
	524	キャッシュ・フロー	クレジット・ スプレッド	29bps	500bps	105bps
抵当貸付サービシング権	\$ 1,690	キャッシュ・フロー	利回り	—%	23.32%	6.83%
			加重平均期間 (WAL)	3.38年	7.48年	5.50年
負債						
利付預金	\$ 434	モデル・ベース	株式－IRの 相関係数	23.00%	39.00%	34.51%
			先渡価格	35.09%	299.32%	112.72%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 および買戻条件付 売渡有価証券	\$ 1,245	モデル・ベース	金利	1.27%	2.02%	1.92%
トレーディング勘定負債 空売り有価証券	\$ 152	価格ベース	価格	\$ —	\$ 217.00	\$ 87.78
短期借入金および 長期債務	\$ 7,004	モデル・ベース	平均回帰	(5.52)%	20.00%	7.80%
			株式の ボラティリティ	9.55%	42.56%	22.26%
			株式先渡	82.72%	100.80%	94.48%
			株式－株式の 相関係数	(80.54)%	100.00%	49.16%
			先渡価格	35.09%	299.32%	106.32%
			株式－FXの 相関係数	(88.20)%	56.85%	(31.76)%

- (1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。
- (2) 一部のデータは四捨五入によりゼロとして表示されています。
- (3) 最低値と最高値が同じである場合、すべてのポジションに適用される一定のデータが存在するか、あるいは当該データを含む手法が1つの大規模なポジションのみに適用されているかのいずれかです。
- (4) 加重平均は商品の公正価値に基づいて算定されます。
- (5) 持分有価証券に関する価格およびファンドのNAVデータは想定元本の割合としてではなく、絶対値ベースにより表示されます。
- (6) トレーディング勘定および非トレーディング勘定の双方のデリバティブ資産および負債一は、総額絶対価値ベースにより表示されます。
- (7) 複合商品を含みます。

観察不能なデータに対する感応度および観察不能なデータ間の相互関係

主要な観察不能なデータがレベル3の公正価値による測定へ及ぼす影響は、お互いに影響し合う可能性があります。さらに、観察不能なデータの変動に係る公正価値による測定に影響を及ぼす金額および方向性は、商品の内容および当社がこの商品を資産または負債として保有するかによって左右されます。特定の商品の価格設定、ヘッジおよびリスク管理においては、個別データの分析および合算に対するよりも様々なデータ間の相関係数に対して感応度があります。

以下の部分では、当社がレベル3の公正価値による測定で使用する最も重要な観察不能なデータの感応度および相互関係について記載しています。

相関係数

相関係数とは2つ以上の変数が相互に関連して変動する範囲を測定したものです。株式および信用バスケッ
ト、外国為替オプション、貸出金または債券による担保付CD0、モーゲージ、サブプライム・モーゲージならび
にその他多くの商品を含む広範な商品について、相関係数に関する様々な仮定が求められます。これら商品の
ほとんどすべてに関する相関係数は市場において観察可能でないため、過去の情報を使用して算出しなければ
なりません。相関係数の見積りは、時間と共に変化する場合には特に難しくなる可能性があります。市場デー
タから相関係数情報を算出するには、市場（例えば、スワップション市場）の情報効率に関する重要な仮定が
必要となります。相関係数の水準の変化は商品の内容によって、商品価値に対し有利にも不利にも主要な影響
を及ぼす可能性があります。あるCD0の構造を構成する原債券の公正価値のデフォルト相関係数に変動があれ
ば、優先トランシェの公正価値に影響が及ぶことになります。例えば、密接な相関性がある商品ではデフォル
トの場合により大きな損失が発生し、これら損失の一部は優先トランシェに帰属することから、原債券のデ
フォルト相関係数が増加すれば、優先トランシェの公正価値が減少します。デフォルト相関係数に同じ変動が
生じても、同じ構造の劣後トランシェには異なる影響が及ぶことになります。

ボラティリティ

ボラティリティは市場価格の変動における速度と重要性を表しており、オプション・プライシングにおける重要な要素です。通常、ボラティリティが増加するにつれ、商品は高額になる可能性があります。例えば、ポートフォリオのリバランスがより頻繁に必要なことから、指標が変動しやすくなるにつれ、エクスポージャーの一定の水準を維持するためのシティのコストは増加します。ボラティリティは通常、基礎となる商品の期間および契約上の行使価格または行使の水準によって左右されます。期間と行使価格との特定の組合せから生じるボラティリティは観察可能ではありません。ポートフォリオの価値の変動とボラティリティの変動との一般的な関係も、金利および基礎となる指標の水準によって左右されます。一般的に、ロング・オプション・ポジション（資産）はボラティリティの増加から利益を得る一方、ショート・オプション・ポジション（負債）は損失を被ります。一部の商品はその他のものよりボラティリティの変動に対してより高い感応度があります。例えば、アット・ザ・マネー・オプションは、ディープ・イン・ザ・マネー・オプションよりも公正価値が大きな割合で変動します。さらに、原証券が複数あるオプション（例えば、債券のバスケットに係るオプション）の公正価値は、個別の原証券のボラティリティおよびその相関係数によって左右されます。

利回り

状況によっては、ある商品の利回りは市場において観察可能でないため、過去のデータまたは類似有価証券の利回りから見積りを行わなければなりません。この見積利回りは評価対象の有価証券の特徴を捉えるように調整が必要な場合があります。別の状況では、見積利回りは市場での十分な流動性を示していない可能性があり、調整されなければなりません。調整額が有価証券の価値にとって重要である場合は必ず、公正価値による測定はレベル3に分類されます。

調整後利回りは通常、アセット・バック証券などの商品に係る元本および利息の予測将来キャッシュ・フローを割り引くのに使用されます。調整後利回りは金利を巡る環境および関連のあるクレジット・スプレッドの変動により影響を受けます。

期限前返済

予定にない任意の期限前返済（以下「期限前返済」といいます。）によって投資家に対する将来のキャッシュ・フローが変動し、それによって有価証券の公正価値が変動します。期限前返済の影響は、住宅モーゲージ・バック証券に関してより一層顕著です。期限前返済が速度または規模において増加すると、通常、当該有価証券の保有者に損失が発生します。期限前返済は通常、債務不履行および金利とは反対の相関関係にあります。低い期限前返済と高い債務不履行を組合せると、各データがモーゲージ証券の評価に及ぼす負の影響が拡大します。期限前返済の速度の変動に伴い、有価証券の加重平均償還年数が変動し、それによって、有価証券の内容および加重平均償還年数の変動の方向に応じて正または負のいずれかの影響を評価に及ぼします。

回収

回収とは、清算状況において回収が見込まれる債券または貸出金の未決済残高合計額の割合です。多くの信用証券（アセット・バック証券など）について、回収に関して直接観察可能な市場データはないものの、回収水準の兆候についてはプライシング・サービス機関から入手可能です。証券の仮定上の回収は将来観察可能になる実際の回収とは異なる可能性があります。回収率は信用証券の評価に影響を及ぼします。通常、仮定上の回収率が上昇すると有価証券の公正価値が増加します。損失規模が増大し、回収率が下がると、分配可能な元本額が減少し、その結果として有価証券の公正価値が減少します。

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは有価証券の一部を構成しており、信用度を表します。クレジット・スプレッドは期限前返済の変動、債務不履行および回収率に関する市場の認識を反映しているため、その他の変数による公正価値への影響を把握しています。クレジット・スプレッドの変動は、有価証券の内容および満期プロファイルによって有価証券の公正価値に異なる影響を及ぼします。例えば、クレジット・スプレッドは、投資適格債券よりもハイ・イールド債券にとって、公正価値による測定の大きな決定要因となります。通常、投資適格債券に係るクレジット・スプレッドは、ハイ・イールド債券と比べて観察可能性が高く、ボラティリティが低いものになっています。

重要な観察不能なデータの範囲に関する定性的な検討

以下の部分では、当社がレベル3の公正価値による測定に使用した、最も重要な観察不能なデータの範囲について記載しています。当社保有の商品の集約水準および多様性によって、レベル3の保有資産全体に均等に分配されていない、観察不能なデータの範囲が拡大します。

相関係数

信用相関係数、全資産間の相関係数（株式と金利の相関係数など）および同種資産間の相関係数（金利と金利の相関係数など）を含む、多くの異なる種類の相関係数のデータが存在します。相関係数のデータは通常、複合非標準型商品の評価に使用されます。同種資産間の相関係数のデータは通常、全資産間の相関係数のデータに比べ範囲が狭くなります。しかし、相関係数のデータの範囲は、これら商品の複雑で特殊な性質のために、ポートフォリオによって大幅に異なる可能性があります。

ボラティリティ

相関係数と同様、資産に固有のボラティリティ・データは資産種別ごとに大きく異なります。例えば、外国為替のボラティリティは通常、株式のボラティリティに比べて範囲が狭くなります。株式のボラティリティは、株式市場の性質および特定の非標準型商品の諸条件により、範囲が拡大します。大部分の商品について、金利のボラティリティ・データは範囲境界の下方にありますが、特定の仕組商品または非標準型商品（市場連動預金または非標準型金利デリバティブなど）については、範囲がより拡大します。

利回り

利回りのデータの範囲は有価証券の種別により、著しく異なります。例えば、地方債などの通常、利回りの低い有価証券は、範囲内の下の方にありますが、特定の残余トランシェ・アセット・バック証券などの流動性の比較的低い有価証券または信用度が低い有価証券については、利回りのデータははるかに高いものになります。

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは主に債券商品および信用商品に関連があります。しかし、クレジット・スプレッドのデータの範囲は商品によって異なる可能性があります。例えば、通常、譲渡性預金などの特定の債券商品のクレジット・スプレッドは低い一方、リスクの高い取引相手と取引する特定のデリバティブ商品は、無担保の取引である場合または長期の取引である場合、通常、高いクレジット・スプレッドが付されます。クレジット・デフォルト・スワップなどのその他の商品にも、基礎となる債務者の属性によって異なるクレジット・スプレッドが付されます。信用力の高い会社であるほどクレジット・スプレッドは狭まり、信用力の低い会社であるほどクレジット・スプレッドは拡大します。

価格

価格データは特定の債券商品にとって重要な観察不能なデータです。これら商品の価格データは想定元本に対する割合として表示され、価格100ドルとは当該商品が額面金額で評価されていることを意味します。これら商品の大部分に関する価格はゼロから100ドルまで、または100ドルを若干上回る範囲まで多様です。特定のアセット・バック証券など、発行以後重要な損失を被っている比較的流動性の低い資産は、範囲内の下の方にある一方、ほとんどの投資適格社債は中位からより高い水準にあります。組込デリバティブを伴う特定の仕組債について、価格データは当該商品（ステップ・アップ・クーポンや転換選択権など）に組込まれた特性を反映して100ドルを上回る可能性があります。

価格データは特定の持分有価証券にとっても重要な観察不能なデータですが、価格データの範囲はポジションの内容、発行済株式数およびその他の要素により異なります。

平均回帰

様々な金融商品について、長期的な平均値に回帰する金利の見積りが要求されます。この見積りの変動は、該当商品の公正価値に重大な影響を及ぼす可能性があります。しかし、特により複雑な商品の価格を決定する場合に、この変数を調整するには外部の市場データが不十分なこともあります。平均回帰の水準は、短期金利と長期金利の相関係数に影響を及ぼします。バミューダ・スワップション（複数の行使日が設定されているオプション）およびコンスタント・マチュリティ・スプレッド・オプションまたはこれらの特性が組み込まれた仕組債などのより複雑な商品の公正価値は、キャップやフロアなどの比較的複雑でない商品よりも、この相関係数の変動に対する感応度が高くなります。

非定期的に公正価値で測定される項目

特定の資産および負債は、非定期的に公正価値で測定されているため、上表には含まれていません。これらには、取得価格で測定され、減損により期中に公正価値まで評価減されている資産が含まれています。また、これらの資産は、低価法で測定されている売却目的保有貸出金およびその他の保有不動産を含んでいます。

次表は、引き続き保有しており、非定期的に公正価値で測定されているすべての資産の簿価を示しています。

(単位：百万ドル)	公正価値	レベル 2	レベル 3
2016年12月31日			
売却目的保有貸出金	\$ 5,802	\$ 3,389	\$ 2,413
その他の保有不動産	75	15	60
貸出金 ⁽¹⁾	1,376	586	790
非定期的に公正価値で測定される 資産合計	\$ 7,253	\$ 3,990	\$ 3,263

(単位：百万ドル)	公正価値	レベル 2	レベル 3
2015年12月31日			
売却目的保有貸出金	\$10,326	\$ 6,752	\$ 3,574
その他の保有不動産	107	15	92
貸出金 ⁽¹⁾	1,173	836	337
非定期的に公正価値で測定される 資産合計	\$11,606	\$ 7,603	\$ 4,003

(1) 主に不動産担保貸出金である、簿価が裏付担保の公正価値に基づいており、減損した投資目的保有貸出金を示しています。

売却目的保有貸出金の公正価値は、可能な場合には流通市場の相場価格を用いて決定されます。かかる相場価格がない場合は、貸出金の公正価値は類似資産の相場価格に当該貸出金特有の属性に関する調整を加えて決定されます。その他の保有不動産の公正価値は鑑定評価額に基づいています。簿価が裏付担保の公正価値に基づいている貸出金については、公正価値は担保の種類によって異なります。担保の公正価値は一般的に、入手可能な場合には公表市場価格、鑑定評価額またはその他の内部の評価手法に基づき見積られます。

関連する担保の公正価値が調整前の鑑定評価額に基づいている場合、貸出金は通常、レベル 2 に分類されます。鑑定評価額への重要な調整がなされる場合、貸出金はレベル 3 に分類されます。さらに法人向け貸出金では、担保の鑑定評価額は類似資産の売却額に基づいていますが、類似資産の価格に対して、裏付担保固有の特徴を反映するための重要な調整が求められることから、これらの公正価値は通常、レベル 3 に分類されます。

レベル3の非定期的な公正価値測定の評価手法およびデータ

次表は、レベル3の非定期的な公正価値測定の大部分を対象とした評価手法およびこれらの測定で使用された最も重要な観察不能なデータを表示しています。

	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾	最高値	加重平均 ⁽³⁾
2016年12月31日現在 売却目的保有貸出金 その他の保有不動産	\$2,413	価格ベース	価格	\$ —	\$ 100.00	\$ 93.08
	\$ 59	価格ベース	価格に達するまでの 割引率 ⁽⁴⁾	0.34%	13.00%	3.10%
			価格	\$ 64.65	\$ 74.39	\$ 66.21
貸出金 ⁽⁵⁾	\$ 431	キャッシュ・フロー	価格	\$ 3.25	\$ 105.00	\$ 59.61
	197	回収分析	先渡価格	\$ 2.90	\$ 210.00	\$ 156.78
	135	価格ベース	価格に達するまでの 割引率 ⁽⁴⁾	0.25%	13.00%	8.34%
			評価額	\$ 25.80	\$26,400,000	\$ 6,462,735
	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾	最高値	加重平均 ⁽³⁾
2015年12月31日現在 売却目的保有貸出金 その他の保有不動産	\$3,486	価格ベース	価格	\$ —	\$ 100.00	\$ 81.05
	90	価格ベース	価格に達するまでの 割引率 ⁽⁴⁾	0.34%	13.00%	2.86%
	2		評価額	\$ —	\$ 8,518,230	\$ 3,813,045
貸出金 ⁽⁵⁾	\$ 157	回収分析	回収率	11.79%	60.00%	23.49%
	87	価格ベース	価格に達するまでの 割引率 ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	7.99%

- (1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。
(2) 一部のデータは四捨五入によりゼロとして表示されています。
(3) 加重平均は、商品の公正価値に基づいて算定されます。
(4) 簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。
(5) 見積売却コストを含みます。

非定期的な公正価値の変動

次表は、保有中の資産に関する公正価値の変動に起因して当期において非定期的に測定された公正価値の合計を表しており、この合計額が損益に含まれました。

(単位：百万ドル)	2016年12月31日に 終了した事業年度
売却目的保有貸出金	\$ (2)
その他の保有不動産	(5)
貸出金 ⁽¹⁾	(105)
非定期的な公正価値利益（損失）合計	\$ (112)

(単位：百万ドル)	2015年12月31日に 終了した事業年度
売却目的保有貸出金	\$ (79)
その他の保有不動産	(17)
貸出金 ⁽¹⁾	(142)
非定期的な公正価値利益（損失）合計	\$ (238)

- (1) 主に不動産担保貸出金である、簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

公正価値で計上されていない金融商品の見積公正価値

次表は、公正価値で計上されていないシティグループの金融商品の簿価と公正価値を表示したものです。したがって、次表からは上表で表示された定期的に公正価値で測定される項目が除かれています。

この開示からはリース取引、関連会社投資、年金給付債務、特定の保険契約および税金関連項目も除かれています。また、開示要件に従って、税効果は除かれており、特定商品の全持分の一括売却のオファー時に生じるプレミアムまたはディスカウント、期限の定めのない預金に関する超過公正価値、および市場取引で発生するその他の費用は除かれています。さらに、非金融資産および負債の価値、広範囲なフランチャイズ、取引関係、無形資産の価値など、シティグループの財政状態および純資産価値の完全な評価には不可欠なものについてもこの評価からは除かれています。

公正価値は、一定の方法論と仮定に基づく経営陣の最善の見積りを表しています。公正価値による会計処理が行われていない短期金融商品ならびに通常の業務活動で生じる債権および債務の簿価は、発生から予想される実現までの期間が比較的短期間であるため、公正価値に近似したものとなっています。投資および長期債務など公正価値で計上されていない負債については、入手可能な場合には公表市場価格を使用しています。公正価値で会計処理されない貸出金のキャッシュ・フローは、流通市場金利、または入手可能であれば見積市場金利で割り引かれます。それ以外に、類似の条件とリスク特性を有する貸出金に対する比較可能な貸出金ポートフォリオの売却取引あるいは現在の市場における組成金利を使用しています。予想信用損失は見積将来キャッシュ・フローに組み込まれるか、あるいは使用する割引率の調整として組み込まれています。担保価値もまた考慮されています。公正価値で会計処理されない長期債務などの負債で、公表市場価格がない場合は、市場借入金利によって契約上のキャッシュ・フローが割り引かれます。

(単位：十億ドル)	2016年12月31日		見積公正価値		
	簿価	見積公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
資産					
投資	\$ 52.1	\$ 52.4	\$ 0.8	\$ 48.6	\$ 3.0
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券	103.6	103.6	—	98.5	5.1
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	607.0	604.5	—	7.0	597.5
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	212.9	212.9	8.2	153.6	51.1
負債					
預金	\$ 928.2	\$ 927.6	\$ —	\$ 789.7	\$ 137.9
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券	108.2	108.2	—	107.8	0.4
長期債務 ⁽⁴⁾	179.9	185.5	—	156.5	29.0
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	112.2	112.2	—	15.1	97.1

(単位：十億ドル)	2015年12月31日		見積公正価値		
	簿価	見積 公正価値	レベル 1	レベル 2	レベル 3
資産					
投資	\$ 41.7	\$ 42.7	\$ 3.5	\$ 36.4	\$ 2.8
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券	81.7	81.7	—	77.4	4.3
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	597.5	599.4	—	6.0	593.4
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	186.5	186.5	6.9	126.2	53.4
負債					
預金	\$ 906.3	\$ 896.7	\$ —	\$ 749.4	\$ 147.3
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券	109.7	109.7	—	109.4	0.3
長期債務 ⁽⁴⁾	176.0	180.8	—	153.8	27.0
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	97.6	97.6	—	18.0	79.6

(1) 貸出金の簿価は、2016年12月31日に係る121億ドルおよび2015年12月31日に係る126億ドルの「貸倒引当金」を控除した後の金額です。また、当該簿価からは、2016年12月31日および2015年12月31日現在のリース金融債権それぞれ19億ドルおよび24億ドルが除かれています。

(2) 非定期的に公正価値で測定される項目を含みます。

(3) 現金および銀行預け金、銀行預け金、ブローカレッジ債権、再保険回収額ならびに連結貸借対照表の「その他資産」に含まれているその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

(4) 簿価には適格な公正価値ヘッジに基づく長期債務残高が含まれます。

(5) ブローカレッジ債務、短期借入金（原価で計上）、ならびに連結貸借対照表の「その他負債」に含まれるその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

公正価値は、金利、信用の質および価値に対する市場の見方などの様々な要素の変化に伴い、また、既存の資産および負債が消滅し、新たな取引が発生することにより、期間ごとに変化します。貸出金の見積公正価値は、貸出実行後の信用状況の変化、固定利付貸出金の場合は金利の変動、および特定の貸出実行時のプレミアムを反映しています。

2016年12月31日および2015年12月31日現在、当社の法人向け未実行貸出約定の見積公正価値はそれぞれ52億ドルおよび70億ドルで、これらは実質的にすべてレベル3に分類されています。個人向け未実行貸出約定は、通常借り手に通知を提示することで解約可能であることから、当社は公正価値の見積りを行っていません。

25. 公正価値オプションの選択

シティは大部分の金融商品およびその他の特定項目について、商品ごとに公正価値で計上し、DVA（詳細については以下をご参照ください。）以外の公正価値の変動を損益に計上する会計処理を選択することができます。その選択は適格金融資産、金融負債または確定契約の当初認識時、あるいは再検討を要する特定のトリガーイベントが起こった場合に行われます。公正価値オプションの選択は選択後に取消することはできません。公正価値の変動は、2016年1月1日よりAOCIに計上されているDVAを除き、当期損益に計上されています。公正価値オプションの選択が行われた該当分野に関する追加情報は、連結財務諸表注記24に記載されています。

当社は抵当貸付サービシング権について公正価値による会計処理を選択しています。MSRの会計処理および報告に関する詳細については、連結財務諸表注記21をご参照ください。

次表は、公正価値オプションを選択した項目の公正価値の変動を表しています。

	12月31日に終了した 事業年度における公正価値の 変動による利益（損失）	
	2016年	2015年
(単位：百万ドル)		
資産		
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券		
特定の売戻条件付買入有価証券および借入有価証券の ポートフォリオ	\$ (89)	\$ (153)
トレーディング勘定資産	404	(305)
投資	(25)	57
貸出金		
特定の法人向け貸出金 ⁽¹⁾	40	(192)
特定の個人向け貸出金 ⁽¹⁾	—	3
貸出金合計	\$ 40	\$ (189)
その他資産		
MSR	\$ (36)	\$ 104
特定の売却目的保有抵当貸付 ⁽²⁾	284	331
その他資産	376	—
その他資産合計	\$ 624	\$ 435
資産合計	\$ 954	\$ (155)
負債		
利付預金	\$ (50)	\$ (94)
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券		
特定の買戻条件付売渡有価証券および貸付有価証券の ポートフォリオ	45	3
トレーディング勘定負債	105	(60)
短期借入金	(61)	(59)
長期債務	(935)	343
負債合計	\$ (896)	\$ 133

(1) 2010年1月1日にASC 810「連結」（SFAS第167号）の適用により連結された抵当貸付証券化VIEが保有している抵当貸付を含みます。

(2) 公正価値オプションに基づき組成され選択された貸出金の金利ロック契約に関する利益（損失）を含みます。

自社の債務評価調整（以下「DVA」といいます。）

自社の債務評価調整は、債券市場で観察されるシティのクレジット・スプレッドを使用して公正価値オプションが選択されているシティの負債について認識されます。変数のなかでも特に、公正価値オプションが選択された負債（非遡求型および類似の負債を除きます。）の公正価値は、シティのクレジット・スプレッドの縮小または拡大による影響を受けます。こうしたシティ自身のクレジット・スプレッド（または商品特有の信用リスク）の変動によるこれらの負債の公正価値における見積変動額は、2016年および2015年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ538百万ドルの損失および367百万ドルの利益でした。商品特有の信用リスクの変動から生じた公正価値の変動は、債券市場で観察可能なシティの最新のクレジット・スプレッドを上記の各負債の評価に用いられる各評価手法に組み入れることによって見積られました。2016年1月1日より、シティ自身のクレジット・スプレッド（以下「DVA」といいます。）の変動に関する公正価値オプション負債の公正価値の変動は、AOCIの構成要素として反映されています。これらの金額は、従来は公正価値のその他すべての変動とともに、シティの「収益」および「当期利益」において認識されていました。詳細については、連結財務諸表注記1をご参照ください。

金融資産および金融負債の公正価値オプション

特定の売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券、および無担保短期借入金のポートフォリオ

シティは、米国、英国および日本において主にブローカー・ディーラーが保有する債券売戻条件付買入証券および債券買戻条件付売渡証券、借入有価証券、貸付有価証券および特定の無担保短期借入金の特定のポートフォリオに対して、公正価値オプションを選択しました。いずれの場合も、関連する金利リスクが主に損益を通じて公正価値で会計処理されている、相殺効果のあるデリバティブ商品を用いてポートフォリオごとに管理されているため、公正価値オプションが選択されました。

これらのポートフォリオにおける取引の公正価値の変動は、「自己勘定取引」に計上されます。関連する受取利息および支払利息は各取引で規定されている約定金利に基づき測定され、連結損益計算書の受取利息および支払利息として計上されます。

特定の貸出金およびその他の信用商品

シティはまた、シティの貸付およびトレーディング部門が実行した特定の未実行ローン商品（保証や信用状など）を含む、その他の特定の新規実行貸出金および取得した貸出金に対して公正価値オプションを選択しています。これらの信用商品は、いずれも高レバレッジの資金調達コミットメントではありません。重要な取引グループには、近い将来売却または証券化される予定の貸出金および未実行ローン商品、あるいは経済的リスクがデリバティブ商品でヘッジされている取引（購入したクレジット・デフォルト・スワップまたは基礎となる貸出金に係るトータル・リターンをシティが第三者に支払うトータル・リターン・スワップなど）が含まれます。シティは、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するためおよび業務の簡素化実現のために、公正価値オプションを選択しています。シティ全体にわたり大部分の貸出取引に対して、公正価値オプションは選択されませんでした。

次表は、公正価値で計上されている特定の信用商品に関する情報を提供しています。

	2016年12月31日		2015年12月31日	
	トレーディング 資産	貸出金	トレーディング 資産	貸出金
(単位：百万ドル)				
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 9,824	\$ 3,486	\$ 9,314	\$ 5,005
公正価値を上回る未回収元本残高総額	758	18	980	280
未収利息の計上が停止されている 貸出金または90日超延滞している 貸出金の残高	—	1	5	2
未収利息の計上が停止されている貸出金 または90日超延滞している貸出金の 公正価値を上回る未回収元本残高総額	—	1	13	1

上述の計上金額に加えて、2016年および2015年12月31日現在、公正価値会計を選択した特定の信用商品に関連する未実行貸出約定の残高はそれぞれ1,828百万ドルおよび2,113百万ドルでした。

実行済および未実行信用商品の公正価値の変動は、シティの連結損益計算書の「自己勘定取引」に分類されます。関連する受取利息は約定金利に基づき測定され、貸借対照表上の信用商品の分類に応じて「トレーディング勘定資産」に係る「受取利息」または貸出金に係る利息として計上されます。2016年および2015年12月31日に終了した事業年度における、商品特有の信用リスクによる公正価値の変動は、それぞれ合計76百万ドルの利益および221百万ドルの損失でした。

混蔵の貴金属への特定の投資

シティは、コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、あるいは仕組負債の発行から生じる特定のエクスポージャーを経済的にヘッジする目的で混蔵の貴金属（金、銀、プラチナおよびパラジウム）に投資しています。ASC 815により、投資は債務主契約とコモディティ先渡デリバティブ商品へ分けられます。シティは債務主契約では公正価値オプションを選択し、債務主契約をシティの連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」に計上します。混蔵の貴金属全体の債務主契約の簿価総額は、2016年および2015年12月31日現在、それぞれ約6億ドルおよび6億ドルでした。この金額は将来の期間にトレーディング活動に基づき変動すると見込まれます。

コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、シティは混蔵の貴金属への投資を売買し、トレーディング取引相手との先渡購入（および先渡売却）デリバティブ契約を履行します。シティが混蔵の貴金属への投資を売却する場合、預託銀行に対するシティの債権は払い戻され、シティは混蔵の貴金属への投資の認識を中止します。混蔵の貴金属と連動するトレーディング取引相手との先渡購入（または先渡売却）契約は、デリバティブとして損益を通じて公正価値で会計処理されます。2016年12月31日現在、未決済のこのような先渡購入デリバティブ契約および先渡売却デリバティブ契約の想定元本は、それぞれ約172億ドルおよび124億ドルでした。

プライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーへの特定の投資ならびにその他の持分法適用投資

シティは投資収益およびキャピタル・ゲイン獲得目的でプライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーに投資しています。これらの投資の一部については、シティの投資会社において公正価値で計上されている多くのプライベート・エクイティまたはヘッジファンド取引に類似しているとみなされるため、シティは公正価値オプションを選択しています。公正価値オプションにより、これらの投資の会計処理と評価の一貫性を保持することができます。このようなプライベート・エクイティおよび不動産事業体へのすべての投資（債券および株式）は公正価値で会計処理されています。これらの投資は、シティの連結貸借対照表に「投資」として分類されています。

これらの投資の公正価値の変動は、シティの連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。

シティはまた、市場性のない特定の持分有価証券（そのリスクは損益を通じて公正価値で会計処理されているデリバティブ商品で管理されています。）について、公正価値オプションを選択します。これら有価証券はシティの連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」に分類されます。これら有価証券および関連するデリバティブ商品の公正価値の変動は「自己勘定取引」に計上されます。

特定の売却目的保有抵当貸付

シティは、購入または組成した特定のプライム固定金利および優良変動金利第1順位抵当貸付（売却目的保有）について、公正価値オプションを選択しています。これらの貸出金は、売却または証券化が予定されており、デリバティブ商品でヘッジされています。シティは、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するためおよび業務の簡素化実現のために、公正価値オプションを選択しています。

次表は、公正価値で計上されている特定の売却目的保有抵当貸付に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2016年12月31日	2015年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 915	\$ 745
未回収元本残高を上回る公正価値総額	8	20
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の残高	—	—
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の公正価値を上回る未回収元本残高総額	—	—

これらの抵当貸付の公正価値の変動はシティの連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。2016年および2015年12月31日に終了した事業年度において商品特有の信用リスクによる公正価値の純変動はありませんでした。関連する受取利息は、引き続き約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に「受取利息」として計上されます。

特定の仕組負債

シティは、その業績が仕組金利、インフレ、通貨、株式、参照クレジットまたはコモディティ・リスクに連動する特定の仕組負債について、公正価値オプションを選択しています。これらのエクスポージャーはトレーディング関連のポジションとみなされており、公正価値に基づいて管理されているため、シティは公正価値オプションを選択しています。これらのポジションは引き続き、それぞれの法的構造に応じて、シティの連結貸借対照表に債務、預金またはデリバティブ（「トレーディング勘定負債」）として分類される予定です。

次表は、組込デリバティブ商品を種類別に分類した仕組債の簿価に関する情報を提供しています。

(単位：十億ドル)	2016年12月31日	2015年12月31日
金利連動債	\$ 10.6	\$ 9.6
外国為替連動債	0.2	0.3
株式連動債	12.3	9.9
コモディティ商品連動債	0.3	1.4
クレジット連動債	0.9	1.6
合計	\$ 24.3	\$ 22.8

2016年度より前は、これらの仕組負債の公正価値の変動の合計額はシティの連結損益計算書の「自己勘定取引」に計上されていました。2016年度第1四半期より、公正価値の変動のうち、シティ自身のクレジット・スプレッド（以下「DVA」といいます。）の変動に起因する部分はAOCIの構成要素として反映されていますが、その他のすべての公正価値の変動は引き続き「自己勘定取引」に計上されることになります。これら仕組負債の公正価値の変動（これも「自己勘定取引」に計上されている公正価値の変動に含まれます。）には、経過利息が含まれています。

特定の非仕組負債

シティは、固定金利および変動金利の付された特定の非仕組負債について、公正価値オプションを選択しています。シティは、デリバティブ契約を用いて金利リスクを経済的にヘッジすることができる負債、またはその発行代金が損益を通じて公正価値で会計処理される金融資産を購入するために使用される負債に対して、公正価値オプションを選択しています。この選択は、会計上の不一致を軽減し、業務上の簡素化を図ることを目的としています。これらのポジションは、シティの連結貸借対照表の「短期借入金」および「長期債務」に計上されます。2016年度より前は、これらの非仕組負債の公正価値の変動の合計額は、シティの連結損益計算書の「自己勘定取引」に計上されていました。2016年度第1四半期より、公正価値の変動のうち、シティ自身のクレジット・スプレッド（以下「DVA」といいます。）の変動に起因する部分はAOCIの構成要素として反映されていますが、その他のすべての公正価値の変動は引き続き「自己勘定取引」に計上されることになります。

非仕組負債に係る支払利息は約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に「支払利息」として計上されま
す。

次表は、公正価値で計上されている長期債務に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2016年12月31日	2015年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 26,254	\$ 25,293
公正価値を上回る（下回る）未回収元本残高総額	(128)	1,569

次表は、公正価値で計上されている短期借入金に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2016年12月31日	2015年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 2,700	\$ 1,207
公正価値を上回る（下回る）未回収元本残高総額	(61)	130

[前へ](#)

[次へ](#)

26. 差入資産、担保、保証およびコミットメント

差入資産

シティの財務活動およびトレーディング業務に関連して、シティは買戻契約、担保付融資契約、連結VIEの担保付負債およびその他の借入金に基づく債務を担保するため、資産を差し入れています。シティの連結貸借対照表上に認識されている差入資産の重要な構成要素の簿価の概算は、以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2016年	2015年
投資有価証券	\$ 161,914	\$ 210,604
貸出金	231,833	203,568
トレーディング勘定資産	84,371	88,463
合計	\$ 478,118	\$ 502,635

さらに、2016年および2015年12月31日現在の「現金および銀行預け金」には、連邦政府およびその他の仲介業に関する規則に基づいて分別された現金または清算機関への預け金が、それぞれ68億ドルおよび50億ドル含まれていました。

受入担保

2016年および2015年12月31日現在、シティが受け取り、売戻または再担保に提供することができる担保の公正価値の概算は、認められる相殺の影響を除いて、それぞれ3,781億ドルおよび3,475億ドルでした。この担保は、売戻契約、有価証券の貸借取引、デリバティブ取引および信用取引に関連して受け取ったものです。

2016年および2015年12月31日現在、シティが受け取った担保の大部分は売却されたか、あるいは買戻契約、空売り有価証券、有価証券の貸借取引、清算機関に対する担保、証券関連法令に基づく分別要求、デリバティブ取引および銀行借入金に関連して再担保に提供されています。

さらに、2016年および2015年12月31日現在、シティは担保提供先が売却あるいは再担保に提供することができない担保をそれぞれ3,880億ドルおよび3,960億ドル差し入れていました。

リース・コミットメント

2016年、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度の賃借料（主にオフィスおよびコンピューター設備）は、それぞれ11億ドル、13億ドルおよび14億ドルでした。

解約不能なリースのもとで将来発生する年間の最低賃借料（サブ・リース収入控除後）は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）

2017年	\$ 1,151
2018年	1,006
2019年	854
2020年	679
2021年	531
2022年以降	2,655
合計	\$ 6,876

保証

シティは、顧客に対し、その信用力を強化し、広範囲な事業取引が可能となるように様々な保証および補償を提供しています。保証の定義を満たす特定の契約については、保証人が保証開始時に引受ける義務の公正価値で負債計上すべきであるとしています。

さらに、保証人は、被保証会社が全額債務不履行となった場合に、保証に基づき保証人が支払を要求される可能性がある将来の潜在的支払金額の最高額を開示することが求められています。将来の潜在的支払金額の最高額は、保証の想定金額に基づいて決定されますが、遡求条項に基づいた、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

次表は、シティの保証に関する情報を示しています。

	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
（単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル 2016年12月31日現在）				
金融スタンバイ信用状	\$ 26.0	\$ 67.1	\$ 93.1	\$ 141
履行保証	7.5	3.6	11.1	19
保証とみなされるデリバティブ商品	32.2	84.6	116.8	747
遡求義務付売却ローン	—	0.2	0.2	13
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	80.3	—	80.3	—
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾⁽²⁾	86.4	—	86.4	—
パートナーとのクレジットカード契約	—	1.5	1.5	206
カストディ補償およびその他	—	45.4	45.4	58
合計	\$232.4	\$202.4	\$434.8	\$1,184

	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
(単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル 2015年12月31日現在)				
金融スタンバイ信用状	\$ 23.8	\$ 73.0	\$ 96.8	\$ 152
履行保証	7.4	4.1	11.5	23
保証とみなされるデリバティブ商品	3.6	74.9	78.5	1,779
遡求義務付売却ローン	—	0.2	0.2	17
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	79.0	—	79.0	—
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾⁽²⁾	84.2	—	84.2	—
カストディ補償およびその他	—	51.7	51.7	56
合計	\$198.0	\$203.9	\$401.9	\$2,027

- (1) 有価証券貸出補償およびクレジットカード加盟店処理から生じる潜在的債務の蓋然性は極めて低いため、いずれの表示期間についても、これらの保証の簿価は重要なものではありませんでした。
- (2) 2016年12月31日および2015年12月31日現在、この潜在的エクスポージャーの最大額は、それぞれ860億ドルおよび840億ドルと見積られています。しかし、シティは、エクスポージャーの最大額が過去の実績に基づく実際の潜在的損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。ほとんどの商品およびサービスは購入時に受け渡され、それが加盟店に返品された時に返金されるため、この偶発債務が生じる可能性は低いと考えられます。

金融スタンバイ信用状

シティは、借り手の信用を当社が保証するスタンバイ信用状を発行しています。信用状が実行された場合、借り手はシティに対して返済する義務を負います。スタンバイ信用状は、契約上の債務不履行から第三者を保護します。金融スタンバイ信用状には、(i) 保険料の支払および産業振興債の引受けを保証する再保険リスクの保証、(ii) 先物および店頭デリバティブの清算（詳細については以下をご参照ください。）を含む、清算機関に対する支払債務の決済、(iii) エスクロー預金勘定の代わりとしてオプションおよび有価証券の購入の保証、ならびに(iv) 貸出金、与信枠、約束手形および貿易手形引受けを保証する信用状が含まれます。

履行保証

履行保証および信用状は、建設工事またはシステム設置プロジェクトに関する顧客の入札、あるいは契約条件に基づくそのプロジェクトの完成を保証するために発行されます。またこれらは、第三者に対して特定の商品、コモディティ、あるいは保守または製品保証サービスを提供する顧客の義務を保証するためにも発行されます。

保証とみなされるデリバティブ商品

デリバティブは、キャッシュ・フローが想定元本および原資産、参照クレジットまたはインデックスに基づいており、初期投資額が少額またはゼロで、差金決済が求められるまたは認められている金融商品です。シティのデリバティブ取引については、連結財務諸表注記22をご参照ください。

保証とみなされるデリバティブ商品には、被保証会社が保有する資産、負債または持分有価証券に関する原資産の変動に基づいて、シティが取引相手に支払を行う必要があるデリバティブ商品のみが含まれます。より具体的に言えば、保証とみなされるデリバティブ商品には、取引相手が銀行、ヘッジファンドまたはブローカー・ディーラー（このような取引相手は当該金融商品の市場のディーラーとみなされるため、原資産を保有することができません。）ではない特定の店頭の売建プット・オプションが含まれます。シティが販売するクレジット・デリバティブは、連結財務諸表注記22で別途開示されているため、上表からは除外されています。シティの将来の潜在的支払金額の最高額が制限されていない場合には、契約の想定元本が開示されています。

遡求義務付売却ローン

遡求義務付売却ローンは、一定の状況のもとで生じたローンの損失について買い手に払戻しを行うシティの義務を表しています。遡求義務とは、購入したローンに関してその買い手／投資家が被った損失の全額を売り手／貸し手が払戻すという売買契約に基づく義務のことです。この義務は、延滞しているローンを売り手が買戻すことにより履行することも可能です。

上表に示されている金額に加えて、シティは、米国政府系事業体（以下「GSE」といいます。）およびそれより小規模で民間の投資家へのローン全体の売却に関連する住宅抵当貸付の表明および保証に係る請求に対する潜在的な買戻しまたは完全責任履行のために、買戻しに関する引当金を計上しています。買戻しに関する引当金は、2016年12月31日および2015年12月31日現在、それぞれ約107百万ドルおよび152百万ドルであり、これらの金額は連結貸借対照表の「その他負債」に含まれています。

有価証券貸出補償

有価証券の所有者は頻繁に、有価証券を空売りする、あるいはその他の義務を履行するために他者に引渡すことを予定している第三者に、これらの有価証券を貸し出して手数料を受け取ることがあります。銀行は、顧客のためにこのような有価証券貸出プログラムを管理することがあります。有価証券貸出補償は、有価証券の借り手が貸出契約に規定された有価証券を返却せず、保有担保が有価証券の時価をカバーするのに不十分な場合に、銀行が有価証券の貸し手に全額を保証するものです。

クレジットカード加盟店処理

クレジットカード加盟店処理の保証は、（i）自社カードに関する様々な加盟店へのカード取引処理サービスの提供、および（ii）銀行系カードの取引処理サービスについての潜在的債務に関連する当社の間接的な義務を表しています。いずれの場合も、債務は、加盟店とカード保有者の間に請求上のトラブルが生じ、最終的にカード保有者に有利な結論が出た場合に発生します。加盟店はカード保有者に対してその金額を返金する義務を負います。一般的にはクレジットカード処理会社がこのような金額を加盟店から回収できなければ、当該クレジットカード処理会社がカード保有者に提供したクレジットあるいは返金額に関する損失を負担することになります。

上記（i）について、シティは、自社カード加盟店のポートフォリオに関して一次的な偶発債務を負っています。この損失リスクは、シティと加盟店の間のキャッシュ・フローを純額で決済すること、およびシティが加盟店に対する他の支払のキャッシュ・フローと相殺する権利を持っていることにより軽減されています。このリスクをさらに軽減するために、シティは、決済を延期したり、加盟店に預託金の納付を要求したり、加盟店の財務状況が悪化した場合にさらなる財務上および業務上の支配力をシティに与える契約条項を含めるよう要求したり、あるいは様々な信用補完（信用状や銀行保証を含みます。）を要求することもあります。自社カード加盟店が自社カード保有者に対して、商品またはサービスを提供できなくなる、あるいは返金できなくなるという極めて稀な事態が生じた場合は、シティがカード保有者に対し、クレジットを提供するか返金するという偶発債務を負います。

上記（ii）について、シティは、シティが取引処理サービスを提供している銀行系カード、および第三者が当該サービスを提供してシティが二次保証人を務める銀行系カードの取引について、当該取引処理会社が履行義務を果たさない場合に、潜在的債務を負います。

銀行系カードと自社カードの双方の加盟店処理サービスに関連するシティの潜在的偶発債務の最大額は、ある時点において有効なチャージバック取引としての要件を満たすクレジットカード取引の合計額と見積られます。2016年および2015年12月31日現在、この潜在的エクスポージャーの最大額は、それぞれ860億ドルおよび840億ドルと見積られています。

しかし、シティは、エクスポージャーの最大額が過去の実績に基づく実際の潜在的損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。ほとんどの商品およびサービスは購入時に受け渡され、それが加盟店に返品された時に返金されるため、この偶発債務が生じる可能性は非常に低いと思われます。シティは、一次保証人の資金力、未解決のチャージバックの規模および内容、ならびに過去の損失実績に基づいて、加盟店処理に関連する偶発債務の蓋然性および金額を評価しています。2016年および2015年12月31日現在、加盟店処理業務に関連して発生した損失およびシティの偶発債務の簿価は重要なものではありませんでした。

パートナーとのクレジットカード契約

シティは、そのクレジットカード・パートナー契約の一部において、契約期間中の特定の顧客の利用額に関してパートナーに保証を提供しています。この保証は、かかるカード利用の目標額に達しない部分について、カード利用に関連して発生するはずであった特定の支払いをパートナーに補償するものです。

カストディ補償

カストディ補償は、第三者のサブカストディアンまたは預金取扱機関が顧客資産の保全に失敗した場合に、カストディ業務の顧客に全額を保証するものです。

その他の保証および補償

クレジットカード保護プログラム

シティは、クレジットカード事業を通じて、レンタカーを対象とする保険、購入商品に関連する一定の損害補填、特定の購入に対する価格補償および紛失荷物に対する補償を提供するプログラムを含め、いくつかのカード商品に関してカード保有者に対する様々な保護プログラムを提供しています。これらの保証は、その保証残高およびシティの損失エクスポージャーの最大額を数値化することができないため、表には含まれていません。これらの補償は、特定の種類の購入や損失に限定されており、ある時点においてこれらの補償の対象となる購入を数値化することはできません。シティは、過去の損失実績の程度および内容に基づいて、これらのプログラムに関連する潜在的債務の蓋然性および金額を評価しています。2016年および2015年12月31日現在、これらのプログラムに関連して発生した実際の損失額および見積損失額、ならびにシティの債務の簿価は重要なものではありませんでした。

その他の表明ならびに保証および補償

通常の業務活動において、シティは、数多くの取引に関連する契約において相手方に標準的な表明と保証を提供しており、また税法の変更あるいは税法の不利な解釈のいずれかによって追加の税金負担が生じた場合に契約の相手方を保護する補償を含む補償規定を設けています。これらの取引の相手方は、シティに対してこれらに匹敵する補償を提供しています。そのような表明、保証および補償は多くの契約関係において必要不可欠な要素ですが、取引の対象となる事業目的を表すものではありません。補償条項は、多くの場合、契約条件に基づくシティ自身の契約履行に関連する標準的な契約条件であり、損失リスクが低いという評価に基づいて通常の業務活動において締結されています。多くの場合、これらの条項は契約条件が契約開始時点で確実に満たされるようにするためのものです。これらの標準的な表明と保証に対して対価を受け取ることはなく、これらに基づいて支払が生じることはほとんどないため、その公正価値を算定することはできません。多くの場合、補償条項に表示金額あるいは想定金額は含まれず、潜在的に補償義務の発生につながりうる偶発事象は発生しておらず、今後も発生しないと予想されます。このため、これらの補償は上表に含まれていません。

バリュー・トランスファー・ネットワーク

シティは、世界中の数百のバリュー・トランスファー・ネットワーク（以下「VTN」といいます。）（支払、清算および決済システムならびに取引所）のメンバーまたは株主になっています。メンバーの条件として、これらのVTNの多くはメンバーに対して、他のメンバーの債務不履行によって組織に発生した損失について比例配分による負担分を支払う準備をしておくことを要求しています。シティの潜在的債務は、VTNに対するメンバーシップ持分、またはVTNの資金への拠出金に限定される可能性があります。場合によっては債務が無制限になる可能性もあります。まだ発生していない将来の請求に関する評価が必要となるため、最大エクスポージャーを見積ることはできません。シティは、VTNとの過去の実績を考慮すると損失リスクはほとんどないと考えています。したがって、シティのVTNへの参加は上記の保証に関する表には報告されておらず、シティのVTNに対する関与から生じる潜在的債務について、2016年または2015年12月31日現在の連結貸借対照表に反映されている金額はありません。

長期介護保険補償

2005年に実施したメットライフ・インク（以下「メットライフ」といいます。）に対する特定の保険および年金子会社の売却に関連して、当社は補償を提供しましたが、これは一連の長期介護保険（以下「LTC」といいます。）事業に関連する保険金請求およびその他の負債を対象とする（LTCの全保険期間に対する）もので、ジェンワース・ファイナンシャル・インク（以下「ジェンワース」といいます。）の子会社によって完全に再保険されています。その代わりに、ジェンワースは、メットライフおよびゼネラル・エレクトリック・カンパニーの子会社であるユニオン・フィデリティ・ライフ・インシュランス・カンパニー（以下「UFLIC」といいます。）と、相殺効果のある再保険契約を締結しています。ジェンワースは、有価証券を提供する形で2つの信託に資金を提供しましたが、この証券の公正価値（2016年12月31日現在約70億ドル、2015年12月31日現在63億ドル）は、LTC保険契約に関するジェンワースの法定債務を保証するよう組成されています。信託は、メットライフのLTC保険契約に関するジェンワースの再保険債務に対する担保として機能し、メットライフ・インシュランス・カンパニー・ユーエスエーが信託の唯一の受益者です。LTC保険契約に関する法定債務は時間の経過に伴い変動するため、これら信託の資産は、当該資産の公正価値が引き続き見積法定債務に対応するのに十分であるように、定期的に評価および調整が行われます。

支払不能を含めて理由の如何にかかわらず、ジェンワースが再保険契約に基づく契約不履行に陥った場合で、かつ、2つの信託の資産が不十分、またはメットライフがその資産を利用できない場合に、シティは当該LTC保険契約に関連して実際に発生した損失をメットライフに補償しなければなりません。これら2つの事象はいずれも、シティがその補償債務に従ってメットライフへの支払義務を負う前に発生することになりますが、かかる事象の発生の可能性は現在高くないため、当該補償に関連して2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表に反映された負債はありません。シティは当該補償債務に基づく潜在的エクスポージャーを引き続き緻密にモニターしています。

2016年度第4四半期において、メットライフは、その個人保険部門および団体／企業保険部門のより広範囲にわたる分離の一環として、長期介護保険の再保険債務に関与している事業体のスピンオフを目指していると発表しました。これとは別に、ジェンワースも、一連の条件が満たされ、規制当局からの承認が得られることを条件として、チャイナ・オーシャンワイド・ホールディングスCo.,Ltd.に買収されることに同意したと発表しました。シティはこれらの推移を見守っています。

先物および店頭デリバティブの清算

シティは、取引所取引および店頭デリバティブ契約の清算を必要としている顧客に対して、中央清算機関（以下「CCP」といいます。）に係る清算サービスを提供しています。あらゆる関連する事実および状況に基づき、シティは、これらの顧客取引の清算会員としての役割において、会計上の代理人を務めているとの結論に至りました。このためシティは、対象となる取引所取引または店頭デリバティブ契約を連結財務諸表に反映させていません。連結財務諸表に反映されているシティのデリバティブ取引については、注記22をご参照ください。

清算会員として、シティは顧客と各CCPの間で現金および有価証券の担保（証拠金）の回収および送金を行います。シティは、状況により、CCPに送金する必要がある額よりも高額の現金（または有価証券）を顧客から回収します。この余剰現金は、その後、銀行などの預金取扱機関またはブローカーにおいて保管されます。

証拠金には、当初証拠金と変動証拠金という2つの種類があります。シティが現金による当初証拠金から利益を得る場合または現金による当初証拠金を管理する場合（金利スプレッドを維持する場合など）、顧客から回収してCCPまたは預金取扱機関に送金した現金による当初証拠金は、それぞれ「ブローカレッジ債務」（顧客に対する支払債務）および「ブローカレッジ債権」（ブローカー、ディーラーおよび清算機関に対する受取債権）または「現金および銀行預け金」に反映されます。

しかし、シティが顧客の現金による証拠金から利益を得るかまたは当該証拠金を管理することのない、取引所取引および店頭清算デリバティブ契約に関しては、顧客から回収してCCPまたは預金取扱機関に送金した現金による当初証拠金は、シティの連結貸借対照表に反映されません。これらの条件が満たされるのは、（i）現金による当初証拠金に対してCCPまたは預金取扱機関が支払った利息全額をシティが顧客にパススルーすること、（ii）シティは証拠金の現金を他の資産に転換するために清算会員としての権利を利用しないこと、（iii）CCPまたは預金取扱機関の履行に関してシティは保証を行わず、顧客に対しての責任を負わないこと、および（iv）顧客の当該証拠金がシティの破産財産から法的に分離されることをシティが顧客と契約上合意している場合です。このように回収されて送金された現金による当初証拠金の合計額は、2016年および2015年12月31日現在、それぞれ約94億ドルおよび43億ドルでした。

顧客から各CCPに支払われる、またはCCPから顧客に支払われる予定の変動証拠金は、各取引日における顧客のデリバティブ契約の価値の変動を反映しています。清算会員として、シティは顧客による不履行のリスク（例えば、顧客のデリバティブ契約の価値にマイナスの変動が生じて、顧客がCCPに変動証拠金を差し入れない場合）にさらされています。顧客による不履行が生じた場合、シティは顧客のポジションの清算に移ります。CCPは通常、顧客が差し入れ、CCPが保有する当初証拠金を利用し、残りの不足額があれば、清算会員としてシティが支払を行う必要があります。シティは通常、顧客が差し入れた現金または有価証券による追加の証拠金を保有しており、これは通常、顧客が履行義務を果たさない場合のシティの信用リスクを軽減するために十分なものと予想されています。

ASC 860-30-25-5によって要求されるとおり、顧客が差し入れた有価証券担保はシティの連結貸借対照表に認識されません。

簿価—保証および補償

2016年および2015年12月31日現在、上表に含まれる保証および補償に関連する負債の簿価合計は、それぞれ約12億ドルおよび20億ドルでした。財務および履行保証の簿価は、「その他負債」に含まれています。遡求義務付売却ローンに関しては、負債の簿価が「その他負債」に含まれています。

受入担保

これらの保証および補償に基づいて発生する損失を弁済するためにシティが利用可能な現金担保は、2016年および2015年12月31日現在、それぞれ450億ドルおよび520億ドルでした。担保として保有する有価証券およびその他の市場性のある資産は、2016年および2015年12月31日現在、それぞれ380億ドルおよび330億ドルでした。担保の大部分は、有価証券貸出補償に基づいて発生する損失を弁済するために保有されています。さらに、担保として保有するシティに有利な信用状は、2016年および2015年12月31日現在、それぞれ54億ドルおよび42億ドルでした。特定の保証および補償に基づく損失に対して、シティはその他の資産を弁済に利用できる場合もありますが、そのような資産の価値は算定していません。

履行リスク

シティは、指定の参照取引相手の内部または外部格付けに基づいて保証の履行リスクを評価しています。外部格付けが使用される場合には、Baa／BBB以上が投資適格とみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。一部の基礎となる参照資産または事業体に関しては格付けが入手できません。このような参照資産は「非格付け」カテゴリーに含まれています。保証残高に関する将来の潜在的支払金額の最高額は、これらの契約の想定元本、すなわち保証対象資産の額面と決められています。

次表は、内部および外部信用格付けに基づき分類された将来の潜在的支払金額の最高額を示しています。前述したように、将来の潜在的支払金額の最高額は保証の想定元本に基づいて決定されますが、遡求条項に基づく、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

(単位：十億ドル、2016年12月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンバイ信用状	\$ 66.8	\$ 13.4	\$ 12.9	\$ 93.1
履行保証	6.3	4.0	0.8	11.1
保証とみなされるデリバティブ商品	—	—	116.8	116.8
遡求義務付売却ローン	—	—	0.2	0.2
有価証券貸出補償	—	—	80.3	80.3
クレジットカード加盟店処理	—	—	86.4	86.4
パートナーとのクレジットカード契約	—	—	1.5	1.5
カストディ補償およびその他	45.3	0.1	—	45.4
合計	\$ 118.4	\$ 17.5	\$ 298.9	\$ 434.8

(単位：十億ドル、2015年12月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンバイ信用状	\$ 69.2	\$ 15.4	\$ 12.2	\$ 96.8
履行保証	6.6	4.1	0.8	11.5
保証とみなされるデリバティブ商品	—	—	78.5	78.5
遡求義務付売却ローン	—	—	0.2	0.2
有価証券貸出補償	—	—	79.0	79.0
クレジットカード加盟店処理	—	—	84.2	84.2
カストディ補償およびその他	51.6	0.1	—	51.7
合計	\$ 127.4	\$ 19.6	\$ 254.9	\$ 401.9

信用コミットメントおよび与信枠

次表はシティグループの信用コミットメントに関する情報を表しています。

(単位：百万ドル)	米国	米国以外	2016年12月31日	2015年12月31日
コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状	\$ 1,103	\$ 4,633	\$ 5,736	\$ 6,102
1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付	1,166	1,672	2,838	3,196
1戸から4戸の家族用住宅により担保されたりボルピング・オープン・エンド型ローン	11,912	1,493	13,405	14,726
商業不動産、建設および土地開発	9,281	1,500	10,781	10,522
クレジットカード限度額	569,747	94,588	664,335	573,057
商業用およびその他個人向け貸出約定	166,433	93,501	259,934	271,076
その他のコミットメントおよび偶発債務	2,387	8,880	11,267	9,982
合計	\$ 762,029	\$ 206,267	\$ 968,296	\$ 888,661

未実行のコミットメントの大部分は、顧客が特定の与信基準を維持することを条件としています。

商業用コミットメントは、一般的に変動金利で期日が確定されており、手数料の支払が求められることがあります。このような手数料（特定の直接費用を控除後）は繰り延べられ、コミットメントが実行された場合は貸出期間にわたり償却され、また、コミットメントの実行が見込まれない場合は約定期間にわたって償却されます。

コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状

コマーシャル信用状は、顧客による商品購入の資金調達またはその他のコミットメントの履行を可能にするために、シティグループが顧客の信用を保証する商品です。シティグループは、顧客に代わり信用状をサプライヤーに発行し、サプライヤーが信用状の条件に従い履行していることを証明する書類の提示をもって支払を行うことに合意しています。信用状が実行された場合、顧客はシティグループに弁済することが求められます。

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付コミットメントは、買い手が購入を完了できるように銀行が特定の金額を前払いすることを記した、シティグループから不動産の売り手に対する書面での確認です。

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローン

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローンは、本質的に、ホーム・エクイティ・ローン信用枠です。ホーム・エクイティ・ローン信用枠は、自宅またはセカンド・ハウスを担保として、その公正市場価値が第1順位住宅抵当貸付の負債残高を超過している金額を上限としたローンです。

商業不動産、建設および土地開発

商業不動産、建設および土地開発には、商業用および複数家族用住宅、ならびに土地開発プロジェクトに対する資金調達のために信用供与を行うコミットメントの未実行部分が含まれています。

不動産により担保されたコミットメントと無担保のコミットメントの両方が、この項目に計上されており、また未成工事支出金に対する前払い義務がある場合は、未実行貸出金がこの項目に計上されます。ただしこの項目には、貸出実行後には連結貸借対照表の「貸出金合計（正味）」に分類される信用供与のみが含まれています。

クレジットカード限度額

シティグループは、クレジットカードを発行することにより顧客に信用供与を行っています。クレジットカード限度額は、カード保有者に通知することにより、または現地法により認められている場合は通知なしで取り消すことが可能です。

商業用およびその他個人向け貸出約定

商業用およびその他個人向け貸出約定には、当座貸越および流動性ファシリティ、ならびにローンの実行または購入、第三者の債権の購入、債券の発行またはリボルビング型引受枠の提供、および株式の形式による投資のための商業用コミットメントが含まれます。

その他のコミットメントおよび偶発債務

その他のコミットメントおよび偶発債務には、約定済または未決済の通常のリバース・レポ契約および上記の勘定科目に計上されなかったコミットメントおよび偶発債務に関連するその他すべての取引が含まれます。

27. 偶発事象

会計および開示フレームワーク

ASC 450は、訴訟および規制事項からの潜在的な損失を含む偶発損失の開示および認識について規定しています。ASC 450は、「偶発損失」を「事業体にとって損失が発生しうる不確実性を伴う既存の条件、状態もしくは一連の状況であり、それは最終的に1つまたは複数の将来の事象の発生（または発生しないこと）により解決される」と定義しています。この基準では、将来の偶発事象の発生可能性に基づいて、偶発損失の認識および開示に異なった要件を課しています。この基準では、次の3つの用語を使用して発生可能性の程度を区別しています。すなわち、「発生可能性が高い」は「将来事象が発生する見込みがある」ことであり、「発生可能性が低い」は「将来事象が発生する可能性がわずか」であることを表し、そして「合理的な可能性がある」は、「将来事象が発生する可能性が「可能性が低い」より多いが「見込みがある」より小さい」ことです。これら3つの用語は、ASC 450の定義に従って以下で使用されています。

引当金

ASC 450では、「損失の発生事実を確認できる、1つまたは複数の将来事象の発生可能性が高く」かつ「損失金額を合理的に見積ることができる」場合、偶発損失に関する引当金を要求しています。ASC 450に準拠して、シティグループは、損失の発生可能性が高く、損失金額を合理的に見積ることが可能であると確信する場合は、ここで開示された訴訟および規制事項を含む偶発事象について引当金を設定しています。損失の合理的な見積りが一定の幅の金額となる場合は、この幅の中の最低金額が引当計上されています。ただし、この幅の中で、より高い金額の見積りが、その幅の中の他の金額よりも適切である場合を除きます。設定後の引当金は追加情報を考慮して適宜調整されます。それらの事項に関して最終的に発生する損失金額は、該当する引当金の額を大幅に上回るか下回る可能性があります。

開示

ASC 450は、「少なくとも、損失または追加損失が発生する合理的な可能性があり」かつ上記の条件を満たさないために、損失に関する引当金が設定されていない、または、損失に対するエクスポージャーが引当金を超過している場合、偶発損失に関する開示を要求しています。シティグループはASC 450に準拠して、損失発生について合理的な可能性はあるが発生可能性が高くない、または損失発生の可能性は高いが合理的に金額を見積ることができないためにこの事項が引当金の要件を満たしていないと考え、したがってその事項に関して引当金を設定していないが、合理的な発生可能性のある損失の金額的重要性が高い場合は、偶発損失として開示しています。さらに、シティグループは、引当金を設定した事項の金額的重要性の高い損失に対する合理的な発生可能性のあるエクスポージャーが、設定した引当金を超過していると確信する場合には、この事項に関する開示を行っています。ASC 450に準拠してシティグループの開示には、見積可能な事項に関する合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りが含まれています。ASC 450は、見積りが不可能な場合について、合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りの開示を要求していません。発生可能性が低いとみなされる損失に関しては、引当金の設定も開示も要求されません。

訴訟および規制事項から生じた偶発事象

概要

以下に記載された事項に加え、通常の業務活動において、シティグループ、その関連会社および子会社、ならびに現在および以前の役員、取締役および従業員（本項において、「シティグループおよび関係者」と総称することがあります。）は、日常的に、様々な訴訟および手続の被告または当事者とされています。これらの訴訟および手続の中には、消費者保護、公正な貸付、証券、銀行、不正禁止、反トラスト、反マネーロンダリング、雇用およびその他の制定法およびコモンローに違反したとして、請求を主張し、または救済を求めているものもあります。実際に開始された、または、開始されるおそれのあるこれらの訴訟および手続の中には、相当な、または不確定の補償的あるいは懲罰的損害賠償または差止命令による救済を請求しているものや、集団全体ベースでの原状回復を請求しているものもあります。

通常の業務活動において、シティグループおよび関係者は、政府および規制当局の検査、情報収集の要請、調査および手続（公式および非公式の両方で）にも服しており、結果的に不利な判決、和解、制裁金、違約金、補償、不正利得の返還、差止命令またはその他の救済に服する場合があります。さらに、シティグループの一部の関連会社および子会社は、銀行、登録証券ブローカー・ディーラー、先物取次業者、投資アドバイザーまたはその他の規制を受ける事業体であり、これらの資格において、米国、州および外国の様々な証券、銀行、商品先物業、消費者保護およびその他の規制当局による規制に従っています。これらの規制当局による公式および非公式の問い合わせに関連して、シティグループならびに当該関連会社および子会社は、様々な規制対象分野に関して文書、証言およびその他の情報を求める多くの要求、召喚状および命令を受領しています。また、シティグループおよび関係者は時折、連邦および州の法執行機関から公式または非公式な形で、大陪審の召喚状およびその他の情報提供要請や支援要請も受けており、特に、シティグループおよびその顧客に関連する各地域の米連邦検察局、司法省の資産没収・マネーロンダリング課およびその他の局、米国財務省の金融犯罪取締執行ネットワーク、ならびに米国連邦捜査局が含まれます。

シティグループのグローバルな業務範囲および世界各国への進出により、シティグループおよび関係者は、異なる法制度および規制管理体制を有する複数の法域において、訴訟ならびに政府および規制当局の検査、情報収集要請、ならびに調査および手続（公式および非公式の両方で）に服しており、これらの訴訟等は、シティグループおよび関係者が米国において服しているものとは実質的に異なり、また、実質的に異なるリスクを生じさせている可能性があります。シティグループおよび関係者は、複数の管轄区域で同一の対象に関わる手続に関与する場合があります、これにより、重複的、累積的または矛盾した結果が生じる場合があります。

シティグループは、すべての訴訟および規制事項を、シティグループおよび株主の最大の利益になると経営陣が考える方法で解決することを追求し、また、各係属中の事項において適宜、責任、違反行為の主張および、適用ある場合には、求められた賠償額もしくは違約金の幅またはその他の救済について争います。

開示事項に特有の不確実性

以下で開示する特定の事項は、相当なまたは確定不能な損失の請求に関わっています。これらの事項に関して主張されている請求は、一般的に広範囲で、しばしば複数年度にわたり、また時には幅広い事業活動に及び、原告または請求者が主張する損害が数値化できないか、訴状または要請書で事実による裏付けがないことが頻繁にあります。その他の事項は、規制当局による調査または手続のうち、それらに関する潜在的な制裁金、違約金またはその他の救済の範囲額を定量的に算定する客観的な基礎が存在しない可能性のあるものに関連しています。その結果、損失の発生可能性が高い、または合理的な発生可能性があるかと確信していたとしても、事件または調査の進展によって合理的な発生可能性の幅に対する定量的な評価を裏付けるための十分な追加情報が出てくるまで、シティグループがこのような事項に対する損失を見積ることができない場合が頻繁にあります。これらの進展には、相手方または第三者による証拠開示、主要な問題に対する裁判所の判決、内部の専門家による分析、和解交渉などがあります。事実の複雑さ、新しい法理論、証拠開示のスピード、裁判所の日程、判決のタイミング、解決に向けた誠実な交渉に対する相手方の意志などの事実の範囲により、合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りが可能になるまでに、事件の申立てまたは調査の開始から数ヶ月や数年かかることがあります。

見積可能な事項

以下に記載する事項のいくつかについて、シティグループが設定した引当金（もしあれば）を超過する合理的な発生可能性のある損失額、または損失の幅を見積ることが可能です。この見積りに含まれるいくつかの事項については、損失発生の可能性が高く、かつ合理的に見積ることが可能であると確信されるために引当金が設定されていますが、損失に対するエクスポージャーが引当金を超過しています。これらの場合、当該見積額は設定した引当金を超過して生じる合理的な発生可能性のある損失の幅を反映しています。この見積りに含まれるその他の事項については、損失の見積りが可能で、合理的な可能性があるかと確信されていますが、発生可能性が高いとは考えられないために引当金は設定されていません。これらの場合においては、この見積額は合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を反映しています。2016年12月31日現在、シティグループは、これらの事項に関して合理的な発生可能性があり引当金の設定されていない損失額は総額で最大約30億ドルであると見積っています。

これらの見積りは現在入手可能な情報に基づいています。入手可能な情報の変化により、シティグループの見積可能な事項も変化し、見積額自体も変動します。さらに、財務諸表およびその他の財務関連の開示に表示されている多くの見積りには重要な判断が伴い、重大な不確実性に左右されるため、訴訟および法的手続より生じる合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りは、特定の不確実性に左右されます。例えば、見積時点において、（i）シティグループは当該請求に関する事実について暫定的、不完全または不正確な情報のみを得ている場合があります。（ii）重要論点に関する裁判所またはその他の判決機関による将来の判決、あるいは相手方または規制当局の行動および働きかけに対する見込みが誤っていることが判明する可能性があります。また、（iii）予測しようとする結果は、統計的またはその他の定量的分析ツールを使用して修正できるものではないことが頻繁にあります。さらに、その発生可能性が低いとみなされ、シティグループが見積りを計上していない場合に損失が生じる場合があります。これらすべての理由により、見積りが行われた事項に関して最終的に負担する、引当金を超過する損失金額は、当該見積額に含まれる損失の幅を大幅に上回るか下回る可能性があります。

見積り不能な事項

以下に記載したその他の事項については、シティグループは合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を現在見積ることができません。これらの事項の多くはかなり予備的な段階であり（事項の開始から相当の時間が経過した事例でさえも）、請求の幅、集団（もしあれば）、または潜在的な損害額を規定する裁判所またはその他の判決機関による判決が極めて少ないか、実質的に存在しない、また事実の開示手続がまだ進行中、またはまだ開始されていません。これらの事項の多くについて、シティグループは訴状または要請書に対して未回答であり、抗弁も行っていない。また相手方（規制当局または民間の当事者）との交渉も行っていない。これらすべての理由により、シティグループは、これらの事項に関して、現時点では合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を見積ることができません。

最終結果に対する経営陣の意見

上記に従い、シティグループの経営陣は、現在の知識に基づき、また現在の法定準備金を考慮した上で、本注記に記載されたすべての事項の最終結果が、シティグループの連結の財政状態に重大で不利な影響を及ぼす可能性は低いと考えています。しかしながら、これらの事項の中には相当なまたは不確かな金額が請求されているものもある点、また、これらの事項は本質的に予測不能である点を考慮した場合、これらの一定の事項の不利な結果により、特定の四半期または年度における、シティグループの連結ベースの経営成績またはキャッシュ・フローに、随時、重大で不利な影響を及ぼす可能性があります。

コモディティ・ファイナンス契約

2014年5月以降、シティグループは中国の青島港および蓬萊港で保管された実物商品（金属）に係る融資に関して報告を受け、不正行為の可能性を認識し始めました。シティバンクおよびシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（以下「CGML」といいます。）は、マーキュリア・エネジー・トレーディング・ピーティーイー・リミテッドと、これらの港に保管された実物商品（金属）を担保にした融資契約を締結し、マーキュリアが当該商品を将来の特定の日付において買戻すことを定めて合意しています。2014年7月22日、シティバンクおよびCGMLは、約285百万ドルの融資に関連する契約に基づく権利の行使手続をロンドンの高等法院において開始しました。

2016年12月に、シティグループの関連会社は、マーキュリアとこの問題の解決に至りました。このため、ロンドンにおける訴訟ならびに中国の裁判所における関連する請求を取り下げるための措置が講じられています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、訴訟参照文書「マーキュリア・エネジー・トレーディング・ピーティーイー・リミテッド他1名対シティバンク、エヌ・エイ他1名」（訴訟番号第2014 Folio 709号、控訴番号第2015/2407号（シティグループ）および第2015/2395号（マーキュリア））において公的に入手可能です。

金融危機に関連した訴訟およびその他の事項

シティグループおよび関係者は、2007年に始まった世界的な金融危機に起因して発生した損害賠償請求および関連する損失の救済を主張する多くの訴訟およびその他の手続において被告とされました。こうした訴訟には、様々な種類の手続の中でも、とりわけ以下の者によって主張された請求が含まれました。（i）連邦証券法、外国法、証券および詐欺に関する州法、ならびに従業員退職所得保障法（以下「ERISA」といいます。）の違反を主張する、シティグループの普通および優先株式ならびに債券に対する個人投資家および投資家集団と称する集団、ならびに（ii）債務担保証券（以下「CDO」といいます。）、モーゲージ・バック証券（以下「MBS」といいます。）、投資ファンドおよびその他の仕組商品またはレバレッジ商品等、シティグループが引受けまたは発行を行った証券およびその他の投資対象に対する個人投資家および投資家集団と称する集団で、金融危機の結果損失を被った者。

これらの訴訟および仲裁手続に加え、シティグループは、シティグループの事業活動に関する様々な調査に関連して、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、不良資産救済プログラムのための特別監査総監室、銀行規制当局、ならびにその他の政府当局からの召喚状および情報提供要請に応えることに全面的に協力し続けています。これらの事業活動には、シティグループによるCDOおよびMBSの支援、パッケージ化、発行、取引、サービシングおよび引受けが含まれますが、これらに限定されません。

住宅ローン関連訴訟およびその他の事項

証券関連訴訟：

2007年11月以降、シティグループおよび関係者は、シティグループの持分有価証券および債券への投資家がサブプライム関連資産に対するエクスポージャーについての当社の開示に関して州および連邦裁判所にて提起した、様々な集団および個別での有価証券訴訟の被告とされました。これらの訴訟では、連邦証券法、外国の証券法、ERISAおよび州法に基づく請求を含め、広範囲にわたる請求が主張されました。これらの訴訟はすべて、現在では棄却されているか和解が成立しています。

2007年11月以降、シティグループの特定の関連会社は、金融危機によって悪影響を受けた上場会社により発行された証券の投資家により提起された訴訟において、証券引受業者としての業務に起因して被告とされました。これらの訴訟の大部分は、既に棄却されているか和解が成立しています。全体として、発行体はかかる請求に関連して引受業者に補償を行っていますが、これらの訴訟の一部については、シティグループの関連会社に対して補償が行われておらず、または発行体の財政状態ゆえに将来補償が停止する可能性があります。

モーゲージ・バック証券およびCDOの投資家による訴訟：

2010年7月以降、シティグループおよび関係者は、シティグループが販売または引受けを行ったMBSおよびCDOの購入者により提起された申立てにおいて被告とされました。申立ては全体として、証券の裏付けとなる資産の信用の質またはそれらの資産の選択方法に関して、被告による重要な虚偽の表示および表示漏れがあったと主張しており、また、主に1933年証券法第11条、各州のブルースカイ法および／またはコモンローの虚偽の表示による訴訟原因に基づく請求を主張しています。

これらの訴訟の大部分は、和解ないしは別の方法により解決されています。2016年12月31日現在、係属中の訴訟において未解決である購入分の当初購入額は総額約191百万ドルであり、提起されるおそれのある訴訟について投資家との依然として有効な出訴期限の停止（延長）契約の対象となっている購入分の当初購入額は総額約500百万ドルでした。残りの係争中の訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13-1729-II号（Tenn. Ch. Ct.）（McCoy, C.）において公的に入手可能です。

モーゲージ・バック証券に係る買戻請求：

MBSの証券化に関与した様々な当事者および利害関係者が、シティグループの特定の関連会社が証券化信託（プライベート・レーベル証券化）に供した抵当貸付に関連して表明および保証に違反したと主張しています。これらの請求は主に、証券化された抵当貸付の引受けが該当する引受基準に基づき行われなかったという主張に基づいています。シティグループはまた、プライベート・レーベル証券化に関連して、数多くの照会、融資書類に関する要求、ならびに表明および保証の違反について出訴期限の停止（延長）を求める要請を受けています。これらの照会、要求および要請は、証券化信託の受託者およびその他の者により行われています。

現在までに、受託者は、シティグループを相手取り、4件のプライベート・レーベル証券化に関連するこれら契約上の買戻請求のうち過去に開示された和解から除外された一部を強制するよう求める6件の訴訟を提起しています。これらの訴訟のうちの3件は、2016年1月に再訴不能な形で取下げられました。シティグループは、残りの訴訟のうちの1件については指揮権を有する証券保有者と合意に達し、和解を受け入れるかどうかを受託者が検討中です。残りの訴訟のうちそれ以外の2件については、証拠開示手続の様々な段階にあります。残り3件の訴訟では、原告は総じて、これら3件の証券化取引で証券化された約2,900件の貸付およびその後に表示および保証の違反が判明したその他すべての貸付について、買戻請求を主張しています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ. 2843号 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.)、第13 Civ. 6989号 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.)、第653816/2013号 (N.Y.Sup.Ct.) (Kornreich, J.)、第653919/2014号 (N.Y.Sup.Ct.)、第653929/2014号 (N.Y.Sup.Ct.) および第653930/2014号 (N.Y.Sup.Ct.) において公的に入手可能です。

モーゲージ・バック証券の受託者に係る訴訟：

2014年6月18日、シティバンクが過去または現在において受託者を務める48のRMBS信託の投資家集団が、「ブラックロック・アロケーション・ターゲット・シェアズ：シリーズSポートフォリオ他對シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名で、ニューヨーク州最高裁判所に申立てを提起しました。この申立てにおいては、他のRMBS受託者に対して提起されたものと同様に、シティバンクが証券化スポンサーおよびサービサーに対して契約上の救済策を講じなかったとの主張がなされています。この訴訟は2014年12月17日付で再訴可能な形で取下げられました。

2014年11月24日、ほぼ同じ投資家集団が、シティバンクが受託者を務めたまたは現在務めているとされている27のMBS信託に関連して同様の請求を主張して、「フィックス・インカム・シェア：シリーズM他對シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名で、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。2015年9月8日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、この27の信託のうちの24についてはすべての申立てを退け、残りの3つの信託については申立ての一部の継続を認めました。2016年9月7日、原告は、残りの3つの信託のうちの2つについて申立てを自主的に取り下げ、これによって、引き続き係争中のものは1つの信託のみです。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第14-cv-9373号 (S.D.N.Y.) (Furman, J.) において公的に入手可能です。

2015年11月24日、ほぼ同じ投資家集団が、連邦裁判所における訴訟で退けられた24の信託と追加の1つの信託に関連して、州裁判所に当初提起された申立てと同様の請求を主張して、「フィックス・インカム・シェア：シリーズM他對シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名で、ニューヨーク州最高裁判所に別の訴訟を提起しました。2016年6月22日、裁判所は原告の訴えを退けました。2016年8月5日、原告は修正訴状を提出しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第653891/2015号 (N.Y.Sup.Ct.) (Ramos, J.) において公的に入手可能です。

2015年8月19日、金融機関の管財人を務める米国連邦預金保険公社が、「ギャランティ・バンク管財人の米国連邦預金保険公社対シティバンク、エヌ・エイ」という事件名で、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に民事訴訟を提起しました。この申立ては、シティバンクが以前に受託者を務めた1つのRMBS信託に関するものであり、シティバンクが当該信託のスポンサーおよびサービサーに対して契約上の救済策を講じなかったとの主張がなされています。2016年9月30日、裁判所は、FDICにはその申立てを行う資格がないという理由により、棄却を求めるシティの申立てを認めました。2016年10月14日、FDICは、裁判所の棄却命令判決の再検討または救済を申立てました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15-cv-6574号（S.D.N.Y.）（Carter, J.）において公的に入手可能です。

カウンターパーティーおよび投資家による訴訟

2010年に、アブダビ投資庁（以下「ADIA」といいます。）は、2007年12月に行ったシティグループへの75億ドルの投資に関連して制定法上およびコモンロー上の請求を主張し、国際紛争解決センター（以下「ICDR」といいます。）においてシティグループおよび関係者との仲裁（以下「ADIA I」といいます。）に着手しました。ADIAは、投資契約の解除、またはその代替として40億ドル超の損害賠償を求めました。2011年10月14日、仲裁委員会はADIAによるすべての主張に関してシティグループに有利な内容となる最終的裁定および理由書を公表し、この裁定が裁判所において認められました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12 Civ.283号（S.D.N.Y.）（Daniels, J.）、第13-1068-cv号（2d Cir.）および第13-1500号（U.S.）において公的に入手可能です。

2013年8月20日、ADIAは、ADIA Iで係争中のものと同じ投資から生じたコモンロー上の請求を主張し、ICDRにおいてシティグループとの二回目の仲裁（以下「ADIA II」といいます。）に着手しました。この訴訟では、20億ドル超の損害賠償または投資契約の付随契約のうちの1つの無効を求めています。この仲裁は2016年12月14日に解決し、仲裁委員会が最終的裁定を公表しました。

リーマン・ブラザーズ破産手続

2012年2月8日、シティバンクおよびシティグループの特定の関連会社は、シティバンクおよびそれらの関連会社が合計約26億ドルにのぼる請求の証拠に異議を唱えて提起した対審手続、ならびに連邦破産法および州法に基づきリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（LBHI）がシティバンクに預金した20億ドル（シティバンクが相殺権を主張している額）の返還を主張している請求において被告とされました。原告は、追加請求および事実の申立てを主張し、以前に主張した請求の一部を修正する様々な修正訴状を提出し、500百万ドルの振替および保証契約についてのシティバンクに有利な修正の無効を求める請求を再訴不能な形で取り下げました。審理は2017年4月に予定されています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12-01044号および第08-13555号（Bankr.S.D.N.Y.）（Chapman, J.）において公的に入手可能です。

トリビューン・カンパニー破産

シティグループの特定の関連会社は、デラウェア地区連邦破産裁判所において提起されたトリビューン・カンパニー（以下「トリビューン」といいます。）の連邦破産法第11章事件に関連する対審手続の被告とされています。原告の申立てでは、2007年のトリビューンの約110億ドルのレバレッジド・パイアウトから生じた請求が主張されています。2013年8月2日、無担保債権者公式委員会に対する原告継承者である訴訟管財人は、「キルシュナー対フィッツシモンズ他訴訟」の対審手続において第五修正訴状を提出しました。この申立てでは、レバレッジド・パイアウトの一環として生じたトリビューン株式の譲渡について、不正譲渡が行われたものとして無効および回収を求めています。シティグループの複数の関連会社は「株主被告」とされており、パイアウトの一環としてトリビューン株式をトリビューンに提供したという主張を受けています。

また、シティグループの複数の関連会社は、州法上の不正譲渡を構成するとの主張により、レバレッジド・パイアウトの一環として発生したトリビューン株式の譲渡の回収を求めてトリビューンの債券保有者が提起した特定の訴訟の被告とされています。債券保有者の請求は以前に退けられており、米国第二巡回区連邦控訴裁判所は控訴審において棄却を支持しました。債券保有者が米国最高裁判所に対して行った事件移送令状を求める申立ては審理中です。

フィッツシモンズ訴訟においては、2017年1月6日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所が、シティグループの複数の関連会社を含む株主である被告を相手取り、実際に不正譲渡が行われたとする申立てを退けました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第08-13141号（Bankr.D.Del.）（Carey, J.）、第11 MD 02296号（S.D.N.Y.）（Sullivan, J.）、第12 MC 2296号（S.D.N.Y.）（Sullivan, J.）、第13-3992号、第13-3875号、第13-4196号（2d Cir.）および第16-317号（U.S.）において公的に入手可能です。

預託証券に係る為替換算に関する訴訟

シティグループ、シティバンクおよびCGMIは、シティが預託銀行を務め、外貨建の配当金またはその他の分配金の米ドル建への換算を行った預託証券を2000年1月から現在までの期間において現在も保有しているまたは過去にしていた個人または法人と称する集団から訴訟を提起されました。原告は、特に、当該換算にスプレッドを課すことによって、シティバンクは預託契約に違反したと主張しています。2016年8月15日、棄却を求めるシティの申立ては一部が認められ一部が退けられ、シティバンクを相手取った、契約違反に関する請求のみが係属中です。原告は、シティの不当利得の返還、ならびに補償的損害賠償、間接的損害賠償および一般的損害賠償を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15 Civ. 9185号（S.D.N.Y.）（McMahon, C.）において公的に入手可能です。

外国為替に関する事項

規制当局の措置：

米国およびその他の管轄区域の政府および規制当局は、シティグループの外国為替事業について調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、これらや関連する調査および照会に全面的に協力しています。

反トラストおよびその他の訴訟：

多数の外国為替ディーラー（シティグループおよびシティバンクを含みます。）が、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」という事件名のもと併合ベースで手続が進められている推定集団訴訟の被告とされています。原告は、被告による外国為替市場の操作およびそれに関する共謀の結果として損失を被ったと主張しています。原告は、商品取引所法、シャーマン法および／またはクレイトン法の違反を主張しており、また、補償的損害賠償、3倍損害賠償、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めています。

2015年12月15日、裁判所は、被告であるシティと、直物市場および取引所において外国為替商品を取引していた原告の集団との間での和解案を暫定的に承認する命令を下しました。この和解案では、被告であるシティが、約400百万ドルの支払と引き換えに免責を受けることを規定しています。2016年12月20日、裁判所は、和解通知を承認し、支払計画を暫定的に承認しました。最終承認のための審理は2017年10月18日に予定されています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、併合事件整理番号第13 Civ.7789号（S.D.N.Y.）（Schofield, J.）において公的に入手可能です。

2015年5月21日、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」と併合される可能性のある、「NYPL対JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー他訴訟」という事件名の訴訟が、シティグループおよび他の多数の外国為替ディーラーを相手取り、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提起されました。2016年1月22日、「NYPL対JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー他訴訟」の原告はニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に集団訴訟に関する第二修正訴状を提出し、シティグループおよび他の多数の外国為替ディーラーに加えて、シティバンクおよびシティコープを被告としました。原告は、エンドユーザーとして被告から「競争力が高い外国為替レートを直接購入した米国の消費者および事業者」の推定集団を代表することを求めており、また、実質的損害賠償、3倍損害賠償、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めています。

2016年9月2日、シティグループおよび関係者は、被告である他の銀行とともに、第二修正訴状の棄却を求める申立てを行いました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15 Civ.2290号（N.D.Cal）（Chhabria, J.）および第15 Civ.9300号（S.D.N.Y.）（Schofield, J.）において公的に入手可能です。

2015年6月3日、「アレン対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名の訴訟が、シティグループおよび他の多数の外国為替ディーラーを相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起されました。原告は、従業員退職所得保障法（以下「ERISA」といいます。）の制度に関する権限または支配の行使に関連して、被告が制度資産に関わる外国為替取引サービスの提供、あるいは外国為替取引サービスの認可または許可を行った適格ERISA制度の加入者、受益者および指名された受託者の推定集団を代表することを求めています。原告は、ERISA違反を主張しており、補償的損害賠償、返還、不当利得の返還、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めています。

2016年4月6日、原告は、シティグループおよびシティバンクを含む多数の外国為替ディーラーを相手取り、集団訴訟に関する第二修正訴状を提出しました。2016年4月15日、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」の和解を進めている被告は、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」における和解の最終承認が行われるまで「アレン訴訟」を差止めるように求める申立てを行いました。2016年6月1日、裁判所は、共謀行為に基づく請求に関して申立ての一部を認め、非共謀行為のみに基づく請求について個別の申立書を提出するように原告に指示しました。原告は2016年7月15日に第三修正訴状を提出しました。

2016年9月20日、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」の原告と、和解を進めている被告は、共同で、原告の申立てを再訴不能な形で取り下げました。2016年10月20日、「アレン訴訟」の原告は、他の被告に関する棄却に対して控訴した後に、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」の和解を進めている被告を相手取った請求に関する下級裁判所による棄却に対しても、米国第二巡回区連邦控訴裁判所に控訴しました。第二巡回区裁判所は2つの控訴を併合しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.7789号（S.D.N.Y.）（Schofield, J.）、第15 Civ.4285号（S.D.N.Y.）（Schofield, J.）、第16-3327号（2d Cir.）および第16-3571号（2d Cir.）において公的に入手可能です。

2015年9月16日、「NEGRETE対シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名の訴訟がニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起されました。原告は、シティバンクが原告の為替取引に関連して損失をもたらす行為に従事したと主張しています。原告は、不正行為、契約違反および過失に対する請求を主張しており、補償的損害賠償、懲罰的損害賠償および差止命令による救済を求めています。2016年6月20日、原告は修正訴状を提出しました。シティバンクはこの修正訴状の棄却を求める申立てを行い、原告は部分的な略式判決を求める反対申立てを行いました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15 Civ.7250号（S.D.N.Y.）（Sweet, J.）において公的に入手可能です。

2016年9月26日に、取引所で取引される投資信託（以下「ETF」といいます。）の投資家が、シティグループ、シティバンク、シティコープおよびCGMIならびにその他の様々な銀行を相手取り、「ベイカー他対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名の訴訟をニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起しました。訴状では、ETF投資に影響を及ぼす外国為替市場において共謀が行われたとして、シャーマン法、ニューヨーク州反トラスト法、ならびにカリフォルニア州反トラスト法および不当競争防止法に基づく請求を主張しています。原告は、全米、カリフォルニア州およびニューヨーク州の集団の認定を求めており、3倍損害賠償を含め、関連する制定法に基づく損害賠償および差止命令による救済を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第16 civ.7512号（S.D.N.Y.）（Schofield, J.）において公的に入手可能です。

2015年9月に、「BÉLAND対ロイヤル・バンク・オブ・カナダ他訴訟」および「STAINES対ロイヤル・バンク・オブ・カナダ他訴訟」という事件名の推定集団訴訟が、シティグループおよび関係者ならびに他の多数の外国為替ディーラーを相手取り、それぞれケベック州上級裁判所およびオンタリオ州上級裁判所に提起されました。原告は、被告が共謀して為替市場において購入されている通貨の価格および供給を固定させ、この操作によって投資家に通貨の上昇分の支払いおよび／または通貨の下落分の受取りの減少をもたらしたと主張しています。原告は、カナダ競争法およびケベック民法典に基づく請求、および／または民事上の共謀、不当利得および不法行為の免除に対する請求を主張しています。原告は、2003年1月1日から2013年12月31日の間に為替商品の契約を締結した、あるいは為替商品の契約を締結したファンドまたは投資ビークルに参加したケベックまたはカナダの全員からなる推定集団を代表して、補償的損害賠償および懲罰的損害賠償または不当利得の返還を求めています。シティグループおよび関係者は、これらの訴訟について、21百万カナダドルで和解することを合意しました。2016年12月14日、裁判所はこの和解を暫定的に承認しました。最終承認のための審理は2017年4月13日に予定されています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第200-06-000189-152号（C.S.Q.Quebec）および第CV-15-536174号（Ont.S.C.J.）において公的に入手可能です。

株主代表訴訟および関連する訴訟：

2016年3月30日、「オクラホマ消防士年金退職制度他對コルバット他訴訟」という事件名の株主代表訴訟が、シティグループを代表して（名目上の被告として）シティグループの現在およびかつての特定の取締役および役員を相手取り、デラウェア州衡平法裁判所に提起されました。原告は、シティグループの子会社であるシティバナメックスおよびバナメックスUSA（以下「BUSA」といいます。）に関して、銀行秘密法および反マネーロンダリング関連法規制ならびに関連する同意判決の遵守の適切な監督および管理を被告が怠ったとされることが、ならびにシティグループの子会社による外国為替市場への参加およびクレジットカード処理実務に関して十分な内部統制の実施および十分な監督を被告が怠ったとされることが関連した、受託者責任違反および法人資産の浪費に対する請求を主張しています。2016年8月15日、原告は補足的訴状の修正版を提出しました。2016年11月14日、被告は修正補足的訴状の棄却を求める申立てを行いました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号C.A.第12151-VCG号（Del.Ch.）（Glasscock, Ch.）において公的に入手可能です。

金利スワップに関する事項

反トラストおよびその他の訴訟：

2015年11月以降、シティグループ、シティバンク、シティグループ・グローバル・マーケット・インク（CGMI）およびCGMLを含む多くの金利スワップ（以下「IRS」といいます。）市場参加者は、業界全体にわたる多くの推定集団訴訟において被告とされました。これらの訴訟は、「金利スワップ反トラスト法訴訟」という事件名で、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において併合されています。これらの訴訟の原告は、被告が共謀してIRSの交換に類する売買の発展を妨げ、それにより、IRSの取引に関連して推定集団に損失をもたらしたと主張しています。原告は、連邦反トラスト法に基づく請求および不当利得に対する請求を主張しています。また、スワップ実行ファシリティが提起した2件の個別の訴訟がこの事件名において併合されており、連邦および州の反トラスト法に基づく請求ならびに不当利得および取引関係の不法な妨害に対する請求を主張しています。これらの訴訟すべての原告は、3倍損害賠償、手数料、費用および差止命令による救済を求めています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第16-MD-2704号（S.D.N.Y.）（Engelmayer, J.）において公的に入手可能です。

規制当局の措置：

米国商品先物取引委員会は、投資銀行による金利スワップの売買および清算について調査を実施しています。シティグループはこの調査に協力しています。

インターチェンジ・フィーに関する訴訟

2005年以降、ビザ、マスターカードおよびその他の諸銀行ならびにそれらの関連会社と共に、シティグループおよび関係者に対して、数件の推定集団訴訟が様々な連邦地方裁判所において提起されました。これらの訴訟は、多数の地域で進行している他の関連する個別の事件と共に、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所において、広域係属訴訟の手続により併合されました（以下「インターチェンジMDL」といいます。）。この手続の事件名は、「支払カードインターチェンジ・フィーおよび加盟店割引反トラスト法訴訟」となっています。

原告は、ビザおよびマスターカード・ブランドによるカード払いを受け入れている加盟店ならびに一定の加盟店グループを代表していると主張する会員組織です。原告は特に、被告が共謀して、クレジットおよびデビットカード取引において、インターチェンジ・フィーおよび加盟店割引報酬の価格を設定し、また加盟店の行為について規定するビザまたはマスターカードの諸規則を通じて取引を抑制しており、これらはすべてシャーマン法第1条および一部のカリフォルニア州法令に違反していると主張しています。また、推定集団訴訟の被告に対して補足的訴状が提出され、その中で、ビザおよびマスターカード各々の新規株式公開が反競争的でクレイトン法第7条に違反しており、またマスターカードの新規株式公開は詐欺的譲渡にあたると主張されています。

2014年1月14日、地方裁判所は、集団和解の条件を承認する最終判決を下しました。この最終判決では特に、集団に対する合計60.5億ドルの支払、損害賠償集団和解に参加している加盟店に対するビザおよびマスターカードのネットワークが8ヶ月間に回収したインターチェンジの10ペーシス・ポイントの割り戻し、ならびに特定のネットワーク規則の変更について規定しています。様々な反対者が集団和解の最終承認の命令に対して米国第二巡回区連邦控訴裁判所に控訴しました。

2016年6月30日、連邦控訴裁判所は、地方裁判所による集団和解の承認を覆し、さらなる訴訟手続のために差戻しました。2016年11月23日、無効となった和解を求めている集団訴訟における原告の弁護士は、第二巡回区裁判所の決定に関して、米国最高裁判所による事件移送命令の審理を求める申立てを行いました。これらの併合訴訟および控訴に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第MDL 05-1720号（E.D.N.Y.）（Brodie, J.）、第12-4671号（2d Cir.）および第16-710号（U.S. Supreme Court）において入手可能です。

加えて、地方裁判所による集団和解の承認を受けて、またその承認に対する控訴の係属中に、米国内の大手加盟店を含む多くの加盟店が、無効となった和解のうち、過去の行為に関する損害賠償請求に関して認定された和解集団が関与する部分からの除外を要求しており、オプトアウトした加盟店のなかには、ビザ、マスターカードおよび場合によっては1行または複数の発行元銀行に対して訴訟を提起した者もいます。これら訴訟のうちの1件である「セブン・イレブン・インク他対ビザ・インク他訴訟」は、多くの個人加盟店を代理して提起されたものですが、シティグループを被告としています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第MDL 05-1720号（E.D.N.Y.）（Brodie, J.）において入手可能です。

銀行間取引金利関連訴訟およびその他の事項

規制当局の措置：

州司法長官のグループは、様々な銀行間取引金利およびその他の基準金利を公表する機関に対してパネル銀行が行った提示に関して、調査を実施中です。多数のパネルの一員として、シティグループの子会社は情報および文書の提供要請を受け取りました。シティグループは、調査に協力し、要請に応じています。

反トラストおよびその他の訴訟：

シティグループ、シティバンクは、他の米ドルLIBORのパネル銀行と共に、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、「LIBORに基づく金融商品の反トラスト法訴訟」（以下「LIBOR MDL」といいます。）という事件名で手続が進められている広域係属訴訟（以下「MDL」といいます。）の被告とされています。（i）米ドルLIBORに連動する店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブ商品の購入者、および（ii）米ドルLIBORに連動する取引所で取引されるデリバティブ商品の購入者、の2つの別個の推定原告集団を代表して、併合修正訴状が提出されました。これらの推定集団はそれぞれ、パネル銀行である被告が共謀して米ドルLIBORを抑制したと主張しています。（i）OTC購入者はシャーマン法に基づく請求、不当利益に関する請求、ならびに誠実かつ公正に取引を行うという暗黙の了解を破ったと主張しており、また、（ii）取引所で取引されるデリバティブ商品の購入者は商品取引法およびシャーマン法に基づく請求ならびに不当利益に関する請求を主張しています。いくつかの個別訴訟も、LIBOR MDLに併合されました。原告は、補償的損害賠償、および違反により生じたという損失の回復、ならびにシャーマン法に基づく3倍損害賠償を求めています。OTC購入者および特定の個別訴訟の原告は、差止命令による救済も求めています。

追加訴訟がLIBOR MDL訴訟に併合されましたが、それには（i）地方銀行やその他の諸銀行、貯蓄・貸付機関、信用組合、市政機関、ならびにLIBOR連動型金融商品の購入者および保有者からなる推定集団により、または推定集団を代表して提起された訴訟、さらに（ii）貸し手および変動利付抵当貸付の借り手からなる推定集団により提起された訴訟が含まれています。原告は、被告であるパネル銀行が、適用される法令に違反して、人為的に米ドルLIBORを抑制したと主張しており、補償的損害賠償およびその他の損害賠償を求めています。

これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第11 Civ.2613号、第11 Civ.5450号、第11 Civ.4186号、第12 Civ.1205号、第12 Civ.5723号、第12 Civ.5822号、第12 Civ.6056号、第12 Civ.6693号、第12 Civ.7461号、第13 Civ.346号、第13 Civ.407号、第13 Civ.1016号、第13 Civ.1456号、第13 Civ.1700号、第13 Civ.2262号、第13 Civ.2297号、第13 Civ.4018号、第13 Civ.7720号、第14 Civ.146号（S.D.N.Y.）（Buchwald, J.）、第12 Civ.6294号（E.D.N.Y.）（Seybert, J.）、第12 Civ.6571号（N.D.Cal.）（Conti, J.）、第12 Civ.10903号（C.D.Cal.）（Snyder, J.）、第13 Civ.48号（S.D.Cal.）（Sammartino, J.）、第13 Civ.62号（C.D.Cal.）（Phillips, J.）、第13 Civ.106号（N.D.Cal.）（Beller, J.）、第13 Civ.108号（N.D.Cal.）（Ryu, J.）、第13 Civ.109号（N.D.Cal.）（Laporte, J.）、第13 Civ.122号（C.D.Cal.）（Bernal, J.）、第13 Civ.334号、第13 Civ.335号（S.D.Iowa）（Pratt, J.）、第13 Civ.342号（E.D.Va.）（Brinkema, J.）、第13 Civ.1466号（S.D.Cal.）（Lorenz, J.）、第13 Civ.1476号（E.D.Cal.）（Mueller, J.）、第13 Civ.2149号（S.D.Tex.）（Hoyt, J.）、第13 Civ.2244号（N.D.Cal.）（Hamilton, J.）、第13 Civ.2921号（N.D.Cal.）（Chesney, J.）、第13 Civ.2979号（N.D.Cal.）（Tigar, J.）、第13 Civ.4352号（E.D.Pa.）（Restrepo, J.）、第13 Civ.5278号（N.D.Cal.）（Vadas, J.）、第15 Civ.1334号（S.D.N.Y.）（Buchwald, J.）および第15 Civ.2973号（S.D.N.Y.）（Buchwald, J.）において公的に入手可能です。

2016年5月23日、米国第二巡回区連邦控訴裁判所は、「LIBORに基づく金融商品の反トラスト法訴訟」という事件名の訴訟において、反トラスト法に基づく請求に対する地方裁判所による棄却を覆し、反トラスト法上の当事者適格（特に、原告は反トラスト法上の「有効な執行者」であるかどうか）の論点を地方裁判所に差戻しました。2016年12月20日、地方裁判所は、反トラスト法上の当事者適格の論点を解決し、有効な執行者であることを根拠とする特定の原告の請求を棄却し、OTCおよび取引所取引のデリバティブ商品の購入者の集団を限定しました。地方裁判所はまた、ニューヨーク州外の数名の個人の原告が対人管轄権を根拠にシティグループおよびシティバンクを相手取って提起した反トラスト法に基づく請求も退けました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第11 MD 2262号（S.D.N.Y.）（Buchwald, J.）および第16-545号（U.S.）において公的に入手可能です。

シティグループおよびシティバンクはまた、米ドルLIBORのパネル銀行と共に、2013年2月13日に「7 ウェスト 57th ストリート・リアルティ・カンパニー対シティグループ・インク他訴訟」という事件名でニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起された個別訴訟の被告とされています。原告は、被告であるパネル銀行が、連邦および州の反トラスト法ならびに連邦RICO法に違反して、米ドルLIBORを操作して人為的に高く維持し、この操作により原告のOTC地方債ポートフォリオの価値に影響が及ぼされたと主張しています。原告は、補償的損害賠償、法令により認められる場合には3倍損害賠償、および確認判決による救済を求めています。2015年3月31日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所はこの請求を棄却しました。2015年6月1日、原告は第二修正訴状の提出許可を求める申立てを行いました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.981号（Gardephe, J.）において入手可能です。

2015年8月13日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において係属中の集団訴訟「サリバン対パークレイズ・ピーエルシー他訴訟」の原告は、シティグループおよびシティバンクを被告とする第四修正訴状を提出しました。原告はEURIBORの操作の結果損失を被ったと訴えており、商品取引法、シャーマン法および連邦RICO法に基づく請求、ならびに不当利得に関する請求を主張しています。2017年2月21日、裁判所は、棄却を求める被告の申立ての一部を認め、一部を退けました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.2811号（S.D.N.Y.）（Castel, J.）において公的に入手可能です。

2016年7月1日、「フロントポイント・アジア・イベント・ドリブン・ファンド・リミテッド他対シティバンク、エヌ・エイ他訴訟」という事件名の推定集団訴訟が、シティバンク、シティグループおよび他の様々な銀行を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起されました。原告は、シンガポールの銀行間取引金利およびシンガポールのスワップ提示金利を操作したとして、シャーマン法、クレイトン法およびRICO法の違反に基づく請求ならびに州法に基づく請求を主張しています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第16 Civ.5263号（S.D.N.Y.）（Hellerstein, J.）において公的に入手可能です。

マネーロンダリングに関する照会

規制当局の措置：

シティグループおよび関係者（カリフォルニア州認可銀行である、シティグループの間接完全所有子会社バナメックスUSA（以下「BUSA」といいます。）を含みます。）は、マサチューセッツ地区連邦検察局から大陪審の召喚状を受領しました。これは、とりわけ、銀行秘密法（以下「BSA」といいます。）ならびに適用される連邦法および銀行規制における反マネーロンダリング（以下「AML」といいます。）規定への準拠に関連する方針、手続および活動に関するものです。シティグループおよびBUSAはまた、金融犯罪取締ネットワークを含む他の規制当局からも、BSAおよびAMLに関連した問題に関して情報照会および情報提供要請を受けています。シティグループはこれらの照会に全面的に協力しています。

シティバンクは、ニューヨーク州東部地区連邦検察局から、国際サッカー連盟（以下「FIFA」といいます。）に関する贈収賄、腐敗行為およびマネーロンダリング、ならびにその活動における金融機関の関与の可能性についての調査に関連して召喚状を受け取りました。この召喚状は、特に、腐敗行為に関与しているとされた特定の個人および企業に関する、シティバンクおよびその関係会社における銀行との取引関係および銀行取引についての情報提供を求めています。シティは本件に関して当局に協力しています。

株主代表訴訟および関連する訴訟：

2015年9月22日、「セントルイス消防士退職制度他対コルバット他訴訟」という事件名の株主代表訴訟が、シティグループを代表して（名目上の被告として）シティグループおよびその関係会社の現在およびかつての特定の取締役および役員を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起されました。原告は、シティグループの子会社であるシティバナメックスおよびBUSAに関して、BSAおよびAML関連法規制ならびに関連する同意判決の遵守の適切な監督および管理を被告が怠ったことに関連した、1934年証券取引所法第14条（a）項違反、受託者責任違反、法人資産の浪費、および不当利得に対する請求を、株主を代表して主張しています。原告は、論点が類似しているため、前述の米国デラウェア州衡平法裁判所における「オクラホマ消防士年金退職制度他対コルバット他訴訟」という事件名の株主代表訴訟における原告とともに訴訟を有利に進められるように、この訴訟を自主的に取り下げました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号C.A.第12151-VCP号（Del.Ch.）（Glasscock, Ch.）および第15 Civ.7501号（S.D.N.Y.）（Furman, J）において公的に入手可能です。

オーシャノグラフィア不正および関連事項

規制当局の措置：

ペトロレオス・メキシカノス（以下「ペメックス」といいます。）サプライヤー・プログラム（このプログラムには、メキシコの石油会社であり、ペメックスに対する主要な供給元であるオーシャノグラフィア・エス・エイ・デ・シー・ヴィー（以下「OSA」といいます。）が関与しています。）において発見された不正について2014年度第1四半期にシティグループが公表したことを受け、SECが正式な調査を開始し、米国司法省がバナメックスのOSAとの取引に関する情報提供を求めました。SECの照会には、関連書類や証人による証言の要請も含まれていました。シティはこれらの照会に引き続き全面的に協力しています。

その他の訴訟：

2016年2月26日、シティグループを相手取り、フロリダ州南部地区連邦地方裁判所に訴訟が提起されました。この訴訟では、オーシャノグラフィア・エス・エイ・デ・シー・ヴィー（OSA）に関連する売掛債権担保融資およびその他の融資の取り決めに関して、OSAの債券保有者およびその他の債権者が損害を被るような方法で、シティグループがOSAらと共謀したと主張されています。訴状では、OSAの営業債権者、OSAに対する投資家または貸し手など、この申立てにおける様々な立場の39名の原告を代表して請求がなされています。原告は、OSAの倒産により合計で11億ドルの損失を被ったと主張しています。この訴状では、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法に基づく請求を主張しており、3倍損害賠償および当該法に従ったその他の救済を求めています。この訴状では、不正行為および受託者責任違反に対する請求もなされています。

2016年8月23日、原告は、全原告を代表して修正訴状を提出し、不正行為、不正行為の幫助および教唆ならびに共謀に対するコモンローに基づく請求を追加しました。シティグループは、修正訴状の棄却を求める申立てを行いました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第16-20725号（S.D.Fla.）（Gayles, J.）において公的に入手可能です。

パルマラット訴訟および関連する事項

2004年7月29日、様々なパルマラット企業の管理運営を監督するためにイタリア法に基づいて任命された臨時コミッショナーであるエンリコ・ボンディ博士は、ニュージャージー州立裁判所において、シティグループおよび関係者に対して申立てを提起し、とりわけ、被告がパルマラットの内部者による多くの詐欺を「助長」したと主張しました。2008年10月20日、審理終了後、陪審員は、パルマラットの主張についてシティグループに有利な評決を言い渡し、3件の反訴についても、シティに431百万ドルを認めるシティバンクに有利な評決を言い渡しました。パルマラットは控訴の権利をすべて行使したものの、判決は確定しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第A-2654-08T2号（N.J.Sup.Ct.）において公的に入手可能です。シティグループは、イタリアの裁判所においてかかる判決を執行するための措置を講じています。2014年8月29日、ボローニャ控訴裁判所は、この判決を431百万ドル全額と利息について追認し、パルマラットの株式で支払われるものとなりました。パルマラットは、イタリア最高裁判所に上告しました。

2015年6月16日、パルマラットの管財人は、シティグループおよび関係者ならびにその他の金融機関を相手取り、18億ユーロの損害賠償を請求して、イタリアのミラノの民事裁判所に優先権を求める申立てを再提起しました。この訴訟の次回の審理は2017年5月30日に予定されています。

紹介採用実務に関する調査

SECを含む米国の政府および規制機関は、外国政府の当局者から紹介されたか、またはかかる当局者と関係のある候補者の採用に関連して、米国連邦海外腐敗行為防止法および他の法律の遵守に関する調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、この調査および照会に協力しています。

学資ローンのサービシングに対する規制当局の調査

シティバンクは現在、特定の学資ローンのサービシングの実務慣行に関して規制当局の調査対象となっています。シティバンクはこの調査に協力しています。同様のサービシングの実務慣行は、少なくとも他の金融機関1社に対して強制措置の対象となっています。その措置および学資ローンに関する現在の規制当局の重点的な取り組みを考慮すると、規制当局は、シティバンクに対して顧客の救済および／または制裁金その他の救済を命じる可能性があります。

国債に関連する事項

規制当局の措置：

米国およびその他の管轄区域の政府および規制当局は、国債に関連したシティグループの売買および取引業務について、調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、これらの調査および照会に全面的に協力しています。

反トラストおよびその他の訴訟：

2015年7月以降、CGMIと他の多数の米国財務省証券のプライマリー・ディーラー銀行は、共謀して米国財務省証券市場を操作したという主張を伴う実質的に類似した多数の推定集団訴訟の被告とされています。これらの訴訟は、米国財務省証券の登録プライマリー・ディーラーとしての被告の役割に基づいたものであり、反トラスト法における共謀および商品取引所法における操作を行ったとする申立てがなされており、損害賠償（制定法によって認められている場合には3倍損害賠償を含みます。）および差止命令による救済を求めています。これらの訴訟は、ニューヨーク州南部地区、イリノイ州北部地区、アラバマ州南部地区およびバージン諸島地区の各連邦地方裁判所に提起されました。

2015年12月に、これらの訴訟は、広域係属訴訟司法委員会によって、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において併合されました。これらの訴訟についてのさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15-MD-2673号（S.D.N.Y.）（Gardephe, J.）において公的に入手可能です。

2016年5月以降、実質的に類似した多数の推定集団訴訟が、国際機関、サブソブリンおよび政府機関（以下「SSA」といいます。）債券の市場に関する多数の金融機関およびトレーダーを相手取って提起されています。シティグループ、シティバンク、CGMIおよびCGMLは、3件の訴訟の被告とされています。これらの訴訟は、SSA債券のマーケット・メーカーおよびトレーダーとしての被告の役割に基づいたものであり、反トラスト法における共謀および不当利得があったとする申立てがなされており、損害賠償（制定法によって認められている場合には3倍損害賠償を含みます。）および不当利得の返還を求めています。これらの訴訟は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起されました。2016年8月以降、これらの訴訟は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において併合されました。これらの訴訟についてのさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第16-cv-03711号（S.D.N.Y.）（Ramos, J.）において公的に入手可能です。

和解金支払

上記の和解合意に要する支払は、支払済であるかまたは既存の訴訟引当金から負担されます。

28. 要約連結財務諸表

シティグループでは、SECに提出したフォームS-3による発行登録届出書（ファイル番号第33-192302号）を修正して、完全所有子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（以下「CGMHI」といいます。）を共同登録企業として追加しました。フォームS-3に基づきCGMHIが発行する有価証券はいずれも、シティグループが全面的に無条件で保証することになります。

下記は、親会社で持株会社であるシティグループ・インク（以下「シティグループ親会社」といいます。）、CGMHI、シティグループのその他の子会社および相殺消去、ならびに連結調整合計についての、2016年、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度の要約連結損益および包括利益計算書、2016年および2015年12月31日現在の要約連結貸借対照表、ならびに2016年、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書です。「シティグループのその他の子会社および相殺消去」には、シティグループのその他すべての子会社、内部取引の相殺消去および非継続事業からの利益（損失）が含まれています。「連結調整」には、シティグループ親会社による、子会社の分配および未分配利益ならびに子会社投資の相殺消去が含まれています。

これらの要約連結財務諸表は、SECのレギュレーションS-Xルール3-10「SECに登録済みまたは登録予定の保証付有価証券の保証人および発行体の財務諸表」に準拠して作成および表示されています。

これらの要約連結財務諸表は、追加分析を目的として表示されていますが、シティグループ全体の連結財務諸表との関連で検討する必要があります。

要約連結損益および包括利益計算書

単位：百万ドル	2016年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
収益					
子会社からの配当金	\$ 15,570	\$ -	\$ -	(15,570)	\$ -
受取利息	7	4,586	53,022	-	57,615
受取利息－内部取引	3,008	545	(3,553)	-	-
支払利息	4,419	1,429	6,663	-	12,511
支払利息－内部取引	209	1,649	(1,858)	-	-
純利息収益	\$ (1,613)	\$ 2,053	\$ 44,664	\$ -	\$ 45,104
役務収益および手数料	\$ -	\$ 4,305	\$ 6,216	\$ -	\$ 10,521
役務収益および手数料－内部取引	(20)	246	(226)	-	-
自己勘定取引	(1,025)	5,602	3,008	-	7,585
自己勘定取引－内部取引	24	(2,868)	2,844	-	-
その他収入	2,599	225	3,841	-	6,665
その他収入－内部取引	(2,095)	105	1,990	-	-
利息以外の収益合計	\$ (517)	\$ 7,615	\$ 17,673	\$ -	\$ 24,771
支払利息控除後収益合計	\$ 13,440	\$ 9,668	\$ 62,337	\$ (15,570)	\$ 69,875
貸倒引当金繰入額ならびに 給付および請求に対する 引当	\$ -	\$ -	\$ 6,982	\$ -	\$ 6,982
営業費用					
報酬および福利費	\$ 22	\$ 4,719	\$ 16,229	\$ -	\$ 20,970
報酬および福利費－内部取引	36	-	(36)	-	-
その他の営業費用	482	1,635	18,329	-	20,446
その他の営業費用－内部取引	217	1,138	(1,355)	-	-
営業費用合計	\$ 757	\$ 7,492	\$ 33,167	\$ -	\$ 41,416
子会社の未分配利益に対する 持分	871	-	-	(871)	-
法人税等控除前の継続事業 からの利益（損失）	13,554	2,176	22,188	(16,441)	21,477
法人税等（便益）	(1,358)	746	7,056	-	6,444
継続事業からの利益（損失）	\$ 14,912	\$ 1,430	\$ 15,132	\$ (16,441)	\$ 15,033
非継続事業からの損失 （税引後）	-	-	(58)	-	(58)
非支配持分控除前当期利益 （損失）	\$ 14,912	\$ 1,430	\$ 15,074	\$ (16,441)	\$ 14,975
非支配持分	-	(13)	76	-	63
当期利益（損失）	\$ 14,912	\$ 1,443	\$ 14,998	\$ (16,441)	\$ 14,912
包括利益					
その他包括利益（損失）	\$ (3,022)	(116)	4,867	(4,751)	(3,022)
包括利益	\$ 11,890	\$ 1,327	\$ 19,865	\$ (21,192)	\$ 11,890

要約連結損益および包括利益計算書

単位：百万ドル	2015年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
収益					
子会社からの配当金	\$ 13,500	\$ -	\$ -	\$ (13,500)	\$ -
受取利息	9	4,389	54,153	-	58,551
受取利息－内部取引	2,880	272	(3,152)	-	-
支払利息	4,563	997	6,361	-	11,921
支払利息－内部取引	(475)	1,295	(820)	-	-
純利息収益	\$ (1,199)	\$ 2,369	\$ 45,460	\$ -	\$ 46,630
役務収益および手数料	\$ -	\$ 4,854	\$ 6,994	\$ -	\$ 11,848
役務収益および手数料－内部取引	-	214	(214)	-	-
自己勘定取引	1,012	10,365	(5,369)	-	6,008
自己勘定取引－内部取引	(1,733)	(8,709)	10,442	-	-
その他収入	3,294	426	8,148	-	11,868
その他収入－内部取引	(3,054)	1,079	1,975	-	-
利息以外の収益合計	\$ (481)	\$ 8,229	\$ 21,976	\$ -	\$ 29,724
支払利息控除後収益合計	\$ 11,820	\$ 10,598	\$ 67,436	\$ (13,500)	\$ 76,354
貸倒引当金繰入額ならびに 給付および請求に対する 引当	\$ -	\$ -	\$ 7,913	\$ -	\$ 7,913
営業費用					
報酬および福利費	\$ (58)	\$ 5,003	\$ 16,824	\$ -	\$ 21,769
報酬および福利費－内部取引	59	-	(59)	-	-
その他の営業費用	271	1,948	19,627	-	21,846
その他の営業費用－内部取引	247	1,164	(1,411)	-	-
営業費用合計	\$ 519	\$ 8,115	\$ 34,981	\$ -	\$ 43,615
子会社の未分配利益に対する 持分	4,601	-	-	(4,601)	-
法人税等控除前の継続事業 からの利益（損失）	15,902	2,483	24,542	(18,101)	24,826
法人税等（便益）	(1,340)	537	8,243	-	7,440
継続事業からの利益（損失）	\$ 17,242	\$ 1,946	\$ 16,299	\$ (18,101)	\$ 17,386
非継続事業からの損失 （税引後）	-	-	(54)	-	(54)
非支配持分控除前当期利益 （損失）	\$ 17,242	\$ 1,946	\$ 16,245	\$ (18,101)	\$ 17,332
非支配持分	-	9	81	-	90
当期利益（損失）	\$ 17,242	\$ 1,937	\$ 16,164	\$ (18,101)	\$ 17,242
包括利益					
その他包括利益（損失）	\$ (6,128)	(125)	(6,367)	6,492	(6,128)
包括利益	\$ 11,114	\$ 1,812	\$ 9,797	\$ (11,609)	\$ 11,114

要約連結損益および包括利益計算書

単位：百万ドル	2014年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
収益					
子会社からの配当金	\$ 8,900	\$ -	\$ -	(8,900)	\$ -
受取利息	12	4,210	57,461	-	61,683
受取利息－内部取引	3,109	144	(3,253)	-	-
支払利息	5,055	1,010	7,625	-	13,690
支払利息－内部取引	(618)	1,258	(640)	-	-
純利息収益	\$ (1,316)	\$ 2,086	\$ 47,223	\$ -	\$ 47,993
役務収益および手数料	\$ -	\$ 5,185	\$ 7,847	\$ -	\$ 13,032
役務収益および手数料－内部取引	-	95	(95)	-	-
自己勘定取引	13	(1,115)	7,800	-	6,698
自己勘定取引－内部取引	(672)	3,822	(3,150)	-	-
その他収入	1,037	425	8,034	-	9,496
その他収入－内部取引	(131)	1,206	(1,075)	-	-
利息以外の収益合計	\$ 247	\$ 9,618	\$ 19,361	\$ -	\$ 29,226
支払利息控除後収益合計	\$ 7,831	\$ 11,704	\$ 66,584	\$ (8,900)	\$ 77,219
貸倒引当金繰入額ならびに 給付および請求に対する 引当	\$ -	\$ -	\$ 7,467	\$ -	\$ 7,467
営業費用					
報酬および福利費	\$ 158	\$ 5,156	\$ 18,645	\$ -	\$ 23,959
報酬および福利費－内部取引	38	-	(38)	-	-
その他の営業費用	1,572	6,082	23,438	-	31,092
その他の営業費用－内部取引	212	1,651	(1,863)	-	-
営業費用合計	\$ 1,980	\$ 12,889	\$ 40,182	\$ -	\$ 55,051
子会社の未分配利益に対する 持分	816	-	-	(816)	-
法人税等控除前の継続事業 からの利益（損失）	6,667	(1,185)	18,935	(9,716)	14,701
法人税等（便益）	(643)	600	7,240	-	7,197
継続事業からの利益（損失）	\$ 7,310	\$ (1,785)	\$ 11,695	\$ (9,716)	\$ 7,504
非継続事業からの損失 （税引後）	-	-	(2)	-	(2)
非支配持分控除前当期利益 （損失）	\$ 7,310	\$ (1,785)	\$ 11,693	\$ (9,716)	\$ 7,502
非支配持分	-	8	184	-	192
当期利益（損失）	\$ 7,310	\$ (1,793)	\$ 11,509	\$ (9,716)	\$ 7,310
包括利益					
その他包括利益（損失）	\$ (4,083)	\$ 194	\$ (4,760)	\$ 4,566	\$ (4,083)
包括利益	\$ 3,227	\$ (1,599)	\$ 6,749	\$ (5,150)	\$ 3,227

要約連結貸借対照表

2016年12月31日現在						
単位：百万ドル	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後	
資産						
現金および銀行預け金	\$ -	\$ 870	\$ 22,173	\$ -	\$ 23,043	
現金および銀行預け金 ー内部取引	142	3,820	(3,962)	-	-	
フェデラルファンド貸出金 および売戻条件付契約	-	196,236	40,577	-	236,813	
フェデラルファンド貸出金 および売戻条件付契約 ー内部取引	-	12,270	(12,270)	-	-	
トレーディング勘定資産	6	121,484	122,435	-	243,925	
トレーディング勘定資産 ー内部取引	1,173	907	(2,080)	-	-	
投資	173	335	352,796	-	353,304	
貸出金（前受収益控除後）	-	575	623,794	-	624,369	
貸出金（前受収益控除後） ー内部取引	-	-	-	-	-	
貸倒引当金	-	-	(12,060)	-	(12,060)	
貸出金合計（正味）	\$ -	\$ 575	\$ 611,734	\$ -	\$ 612,309	
子会社貸付金	\$ 143,154	\$ -	\$ (143,154)	\$ -	-	
子会社投資	226,279	-	-	(226,279)	-	
その他資産 ⁽¹⁾	23,734	46,095	252,854	-	322,683	
その他資産ー内部取引	27,845	38,207	(66,052)	-	-	
資産合計	\$ 422,506	\$ 420,799	\$ 1,175,051	\$ (226,279)	\$ 1,792,077	
負債および株主持分						
預金	\$ -	\$ -	\$ 929,406	\$ -	\$ 929,406	
預金ー内部取引	-	-	-	-	-	
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 売渡有価証券	-	122,320	19,501	-	141,821	
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 売渡有価証券ー内部取引	-	25,417	(25,417)	-	-	
トレーディング勘定負債	-	87,714	51,331	-	139,045	
トレーディング勘定負債 ー内部取引	1,006	868	(1,874)	-	-	
短期借入金	-	1,356	29,345	-	30,701	
短期借入金ー内部取引	-	35,596	(35,596)	-	-	
長期債務	147,333	8,128	50,717	-	206,178	
長期債務ー内部取引	-	41,287	(41,287)	-	-	
子会社借入金	41,258	-	(41,258)	-	-	
その他負債	3,466	57,430	57,887	-	118,783	
その他負債ー内部取引	4,323	7,894	(12,217)	-	-	
株主持分	225,120	32,789	194,513	(226,279)	226,143	
負債および株主持分合計	\$ 422,506	\$ 420,799	\$ 1,175,051	\$ (226,279)	\$ 1,792,077	

(1) 2016年12月31日現在のシティグループ親会社の「その他資産」には、シティバンクおよびその支店への預金207億ドルを含み、うち68億ドルは残存期間が30日未満のものでした。

要約連結貸借対照表

2015年12月31日現在						
単位：百万ドル	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後	
資産						
現金および銀行預け金	\$ -	\$ 592	\$ 20,308	\$ -	\$ 20,900	
現金および銀行預け金 ー内部取引	124	1,403	(1,527)	-	-	
フェデラルファンド貸出金 および売戻条件付契約	-	178,178	41,497	-	219,675	
フェデラルファンド貸出金 および売戻条件付契約 ー内部取引	-	15,035	(15,035)	-	-	
トレーディング勘定資産	-	124,731	116,484	-	241,215	
トレーディング勘定資産 ー内部取引	1,032	1,765	(2,797)	-	-	
投資	484	402	342,069	-	342,955	
貸出金（前受収益控除後）	-	1,068	616,549	-	617,617	
貸出金（前受収益控除後） ー内部取引	-	-	-	-	-	
貸倒引当金	-	(3)	(12,623)	-	(12,626)	
貸出金合計（正味）	\$ -	\$ 1,065	\$ 603,926	\$ -	\$ 604,991	
子会社貸付金	\$ 104,405	\$ -	\$ (104,405)	\$ -	-	
子会社投資	221,362	-	-	(221,362)	-	
その他資産 ⁽¹⁾	25,819	36,860	238,795	-	301,474	
その他資産ー内部取引	58,199	30,737	(88,936)	-	-	
資産合計	\$ 411,425	\$ 390,768	\$ 1,150,379	\$ (221,362)	\$ 1,731,210	
負債および株主持分						
預金	\$ -	\$ -	\$ 907,887	\$ -	\$ 907,887	
預金ー内部取引	-	-	-	-	-	
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 売渡有価証券	-	122,459	24,037	-	146,496	
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 売渡有価証券ー内部取引	185	22,042	(22,227)	-	-	
トレーディング勘定負債	-	62,386	55,126	-	117,512	
トレーディング勘定負債 ー内部取引	1,036	2,045	(3,081)	-	-	
短期借入金	146	188	20,745	-	21,079	
短期借入金ー内部取引	-	34,916	(34,916)	-	-	
長期債務	141,914	2,530	56,831	-	201,275	
長期債務ー内部取引	-	51,171	(51,171)	-	-	
子会社借入金	36,453	-	(36,453)	-	-	
その他負債	3,560	55,482	54,827	-	113,869	
その他負債ー内部取引	6,274	10,967	(17,241)	-	-	
株主持分	221,857	26,582	196,015	(221,362)	223,092	
負債および株主持分合計	\$ 411,425	\$ 390,768	\$ 1,150,379	\$ (221,362)	\$ 1,731,210	

(1) 2015年12月31日現在のシティグループ親会社の「その他資産」には、シティバンクおよびその支店への預金427億ドルが含まれ、そのうち339億ドルは残存期間が30日未満のものでした。

要約連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ドル	2016年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業の営業活動から 生じた正味資金	\$ 12,777	\$ 20,662	\$ 20,493	\$ -	\$ 53,932
継続事業の投資活動から 生じたキャッシュ・フロー					
投資の購入	\$ -	\$ (4)	\$ (211,398)	\$ -	\$ (211,402)
投資の売却による収入	3,024	-	129,159	-	132,183
投資の満期による収入	234	-	65,291	-	65,525
銀行預け金の変動	-	(3,643)	(21,668)	-	(25,311)
貸出金の変動	-	-	(39,761)	-	(39,761)
貸出金の売却および証券化 による収入	-	-	18,140	-	18,140
重要な処分による収入	-	-	265	-	265
フェデラルファンド貸出金 および売戻条件付契約の変動	-	(15,293)	(1,845)	-	(17,138)
投資および貸付金の変動 －内部取引	(18,083)	(5,574)	23,657	-	-
その他の投資活動	-	-	(2,089)	-	(2,089)
継続事業の投資活動に 使用した正味資金	\$ (14,825)	\$ (24,514)	\$ (40,249)	\$ -	\$ (79,588)
継続事業の財務活動から 生じたキャッシュ・フロー					
配当金支払	\$ (2,287)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (2,287)
優先株式の発行	2,498	-	-	-	2,498
自己株式買戻	(9,290)	-	-	-	(9,290)
長期債務発行による収入 (返済) (正味)	7,005	5,916	(4,575)	-	8,346
長期債務発行による収入 (返済)－内部取引 (正味)	-	(9,453)	9,453	-	-
預金の変動	-	-	24,394	-	24,394
フェデラルファンド借入金 および買戻契約の変動	-	3,236	(7,911)	-	(4,675)
短期借入金の変動	(164)	1,168	8,618	-	9,622
短期借入金およびその他の 貸付金の変動 (正味) －内部取引	4,620	680	(5,300)	-	-
親会社からの出資	-	5,000	(5,000)	-	-
その他の財務活動	(316)	-	-	-	(316)
継続事業の財務活動から 生じた正味資金	\$ 2,066	\$ 6,547	\$ 19,679	\$ -	\$ 28,292
為替相場の変動による現金 および銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ (493)	\$ -	\$ (493)
現金および銀行預け金の変動	\$ 18	\$ 2,695	\$ (570)	\$ -	\$ 2,143
現金および銀行預け金の 期首残高	124	1,995	18,781	-	20,900
現金および銀行預け金の 期末残高	\$ 142	\$ 4,690	\$ 18,211	\$ -	\$ 23,043

2016年12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業のキャッシュ・ フロー情報に関する 補足事項					
当年度における法人税等支払額	\$ 351	\$ 92	\$ 3,916	-	\$ 4,359
当年度における利息支払額	4,397	3,115	4,555	-	12,067
現金支出を伴わない投資活動					
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	-	-	13,900	-	13,900
OREOおよびその他抵当権実行済 資産への振替	-	-	165	-	165

要約連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ドル	2015年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業の営業活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ 27,825	\$ 12,336	\$ (424)	-	\$ 39,737
継続事業の投資活動から 生じたキャッシュ・フロー					
投資の購入	\$ -	\$ (4)	\$ (242,358)	-	\$ (242,362)
投資の売却による収入	-	53	141,417	-	141,470
投資の満期による収入	237	-	81,810	-	82,047
銀行預け金の変動	-	(8,414)	23,902	-	15,488
貸出金の変動	-	-	1,353	-	1,353
貸出金の売却および証券化 による収入	-	-	9,610	-	9,610
重要な処分による収入	-	-	5,932	-	5,932
重要な処分と関係のある 正味負債の振替に伴う支払	-	-	(18,929)	-	(18,929)
フェデラルファンド貸出金 および売戻条件付契約の変動	-	8,037	14,858	-	22,895
投資および貸付金の変動 ー内部取引	(35,548)	1,044	34,504	-	-
その他の投資活動	3	(101)	(2,523)	-	(2,621)
継続事業の投資活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ (35,308)	\$ 615	\$ 49,576	-	\$ 14,883
継続事業の財務活動から 生じたキャッシュ・フロー					
配当金支払	\$ (1,253)	\$ -	\$ -	-	\$ (1,253)
優先株式の発行	6,227	-	-	-	6,227
自己株式買戻	(5,452)	-	-	-	(5,452)
長期債務発行による収入 （返済）（正味）	127	(139)	(8,212)	-	(8,224)
長期債務発行による収入 （返済）ー内部取引（正味）	-	12,557	(12,557)	-	-
預金の変動	-	-	8,555	-	8,555
フェデラルファンド借入金 および買戻条件付契約の変動	-	(27,442)	500	-	(26,942)
短期借入金の変動	(845)	(1,737)	(34,674)	-	(37,256)
短期借入金およびその他の 貸付金の変動（正味） ー内部取引	9,106	4,054	(13,160)	-	-
親会社からの出資	-	-	-	-	-
その他の財務活動	(428)	-	-	-	(428)
継続事業の財務活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ 7,482	\$ (12,707)	\$ (59,548)	-	\$ (64,773)
為替相場の変動による現金 および銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ (1,055)	-	\$ (1,055)
現金および銀行預け金の変動	\$ (1)	\$ 244	\$ (11,451)	-	\$ (11,208)
現金および銀行預け金の 期首残高	125	1,751	30,232	-	32,108
現金および銀行預け金の 期末残高	\$ 124	\$ 1,995	\$ 18,781	-	\$ 20,900

2015年12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業のキャッシュ・ フロー情報に関する 補足事項					
当年度における法人税等支払額	\$ 111	\$ 175	\$ 4,692	\$ -	\$ 4,978
当年度における利息支払額	4,916	2,346	4,769	-	12,031
現金支出を伴わない投資活動					
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる 貸出金（正味）の減少	\$ -	\$ -	\$ (9,063)	\$ -	\$ (9,063)
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる 投資の減少	-	-	(1,402)	-	(1,402)
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる のれんおよび無形資産の減少	-	-	(223)	-	(223)
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる 銀行預け金の減少	-	-	(404)	-	(404)
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	-	-	28,600	-	28,600
OREOおよびその他抵当権実行済 資産への振替	-	-	276	-	276
現金支出を伴わない財務活動					
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる 長期債務の減少	\$ -	\$ -	\$ (4,673)	\$ -	\$ (4,673)

要約連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ドル	2014年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業の営業活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ 5,940	\$ (10,915)	\$ 51,318	\$ -	\$ 46,343
継続事業の投資活動から 生じたキャッシュ・フロー					
投資の購入	\$ -	\$ (188)	\$ (258,804)	\$ -	\$ (258,992)
投資の売却による収入	41	42	135,741	-	135,824
投資の満期による収入	155	-	93,962	-	94,117
銀行預け金の変動	-	4,183	36,733	-	40,916
貸出金の変動	-	-	1,170	-	1,170
貸出金の売却および証券化 による収入	-	-	4,752	-	4,752
フェデラルファンド貸出金 および売戻条件付契約の変動	-	8,832	5,635	-	14,467
重要な処分による収入	-	-	346	-	346
重要な処分と関係のある 正味負債の振替に伴う支払	-	-	(1,255)	-	(1,255)
投資および貸付金の変動 ー内部取引	(7,986)	3,549	4,437	-	-
その他の投資活動	5	(72)	(2,696)	-	(2,763)
継続事業の投資活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ (7,785)	\$ 16,346	\$ 20,021	\$ -	\$ 28,582
継続事業の財務活動から 生じたキャッシュ・フロー					
配当金支払	\$ (633)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (633)
優先株式の発行	3,699	-	-	-	3,699
優先株式の償還	-	-	-	-	-
自己株式買戻	(1,232)	-	-	-	(1,232)
長期債務発行による収入 （返済）（正味）	(3,636)	(634)	12,183	-	7,913
長期債務発行による収入 （返済）ー内部取引（正味）	-	1,131	(1,131)	-	-
預金の変動	-	-	(48,336)	-	(48,336)
フェデラルファンド借入金 および買戻条件付契約の変動	-	(15,268)	(14,806)	-	(30,074)
短期借入金の変動	749	143	(1,991)	-	(1,099)
短期借入金およびその他の 貸付金の変動（正味） ー内部取引	3,297	1,212	(4,509)	-	-
親会社からの出資	-	8,500	(8,500)	-	-
その他の財務活動	(507)	-	(1)	-	(508)
継続事業の財務活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ 1,737	\$ (4,916)	\$ (67,091)	\$ -	\$ (70,270)
為替相場の変動による現金 および銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ (2,432)	\$ -	\$ (2,432)
非継続事業					
非継続事業に使用した正味資金	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
現金および銀行預け金の変動	\$ (108)	\$ 515	\$ 1,816	\$ -	\$ 2,223
現金および銀行預け金の 期首残高	233	1,236	28,416	-	29,885
現金および銀行預け金の 期末残高	\$ 125	\$ 1,751	\$ 30,232	\$ -	\$ 32,108

2014年12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業のキャッシュ・ フロー情報に関する 補足事項					
当年度における法人税等支払額	\$ 235	\$ 353	\$ 4,044	\$ -	\$ 4,632
当年度における利息支払額	5,632	2,298	6,071	-	14,001
現金支出を伴わない投資活動					
VIEの連結／連結の中止による 貸出金の増減	\$ -	\$ -	\$ (374)	\$ -	\$ (374)
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	-	-	15,100	-	15,100
OREOおよびその他抵当権実行済 資産への振替	-	-	321	-	321
現金支出を伴わない財務活動					
売却目的保有への組替えに伴う 預金の減少	\$ -	\$ -	\$ (20,605)	\$ -	\$ (20,605)
VIEの連結による短期借入金の 増加	-	-	500	-	500
VIEの連結の中止による長期債務 の減少	-	-	(864)	-	(864)

29. 後発事象

2017年1月に、シティは、2018年度末までに米国での抵当貸付サービシング事業から事実上撤退し、ローン組成に注力する契約を締結しました。シティは、ファニー・メイおよびフレディ・マックが保有する約780,000件の貸出金（貸出残高約970億ドル）に係る抵当貸付サービシング権および関連サービシング権を売却する契約を締結しました。さらにシティは、シティが所有する残りの貸出金および特定のその他の抵当貸付サービシング権について、サブサービシング契約を締結しました。これらの取引の一環として、シティは、抵当貸付サービシング権とともに、一部の従業員を異動させる予定です。これらの取引は、2017年度第1四半期において、シティの税引前収益に約400百万ドルのマイナスの影響（売却損および特定の関連取引費用を含みます。）を与える見込みです。シティが2017年度に買い手に対するサービシング権の売却を完了させた場合、シティの抵当貸付サービシング権資産は約10億ドル減少する見込みです。

2016年12月31日現在、シティの抵当貸付サービシング事業および関連抵当貸付サービシング権資産は売却目的保有としてみなされていませんでした。同日現在で承認済の売買契約はなく、交渉は進行中でした。このため、売却に含まれる資産および負債は、保有し使用するものとして測定され、貸借対照表日現在において減損が生じているとはみなされませんでした。

30. 四半期財務データ（未監査）

	2016年				2015年			
	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期
(単位：百万ドル、 ただし1株当たりの金額を除く)								
支払利息控除後収益合計	\$ 17,012	\$ 17,760	\$ 17,548	\$ 17,555	\$ 18,456	\$ 18,692	\$ 19,470	\$ 19,736
営業費用	10,120	10,404	10,369	10,523	11,134	10,669	10,928	10,884
貸倒引当金繰入額ならびに 給付および請求に対する引当	1,792	1,736	1,409	2,045	2,514	1,836	1,648	1,915
法人税等控除前の継続事業 からの利益	\$ 5,100	\$ 5,620	\$ 5,770	\$ 4,987	\$ 4,808	\$ 6,187	\$ 6,894	\$ 6,937
法人税等	1,509	1,733	1,723	1,479	1,403	1,881	2,036	2,120
継続事業からの利益	\$ 3,591	\$ 3,887	\$ 4,047	\$ 3,508	\$ 3,405	\$ 4,306	\$ 4,858	\$ 4,817
非継続事業からの 利益（損失）（税引後）	(3)	(30)	(23)	(2)	(45)	(10)	6	(5)
非支配持分控除前の当期利益	\$ 3,588	\$ 3,857	\$ 4,024	\$ 3,506	\$ 3,360	\$ 4,296	\$ 4,864	\$ 4,812
非支配持分	15	17	26	5	25	5	18	42
シティグループ当期利益	\$ 3,573	\$ 3,840	\$ 3,998	\$ 3,501	\$ 3,335	\$ 4,291	\$ 4,846	\$ 4,770
(1)								
1株当たり利益								
基本								
継続事業からの利益	\$ 1.14	\$ 1.25	\$ 1.25	\$ 1.11	\$ 1.04	\$ 1.36	\$ 1.51	\$ 1.51
当期利益	1.14	1.24	1.24	1.10	1.02	1.36	1.52	1.51
希薄化後								
継続事業からの利益	1.14	1.25	1.25	1.11	1.03	1.36	1.51	1.51
当期利益	1.14	1.24	1.24	1.10	1.02	1.35	1.51	1.51
普通株式1株当たり価格								
最高値	61.09	47.90	47.33	51.13	55.87	60.34	57.39	54.26
最安値	47.03	40.78	38.48	34.98	49.88	49.00	51.52	46.95
引値	59.43	47.23	42.39	41.75	51.75	49.61	55.24	51.52
普通株式1株当たり配当	0.16	0.16	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01

当社の四半期業績は監査対象外であるため、連結財務諸表の本注記は未監査です。

(1) 株式数を平均化しているため、四半期ごとの1株当たり利益の合計が、該当する事業年度の報告額に一致しない場合があります。

（連結財務諸表および連結財務諸表の注記は以上です。）

[前へ](#)

[次へ](#)

(7) 財務報告に係る内部統制についての経営陣の年次報告

シティの経営陣には、財務報告に係る十分な内部統制を確立し維持していく責任があります。シティの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に関して合理的な保証を提供するために整備されています。シティの財務報告に係る内部統制は、(i)シティの資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、(ii)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されていること、およびシティの収入と支出がシティの経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに(iii)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認のシティの資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続が含まれます。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、すべての虚偽の表示を防止または発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴います。さらに、シティの規模の大きさ、事業の複雑さおよび世界的な影響を鑑みますと、内部統制の無効化または欠陥が時折生じる可能性があります。

シティの経営陣は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」の中で確立した規準に基づき、2016年12月31日現在のシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。この評価に基づき、経営陣は、シティの財務報告に係る内部統制が2016年12月31日現在において有効であったと確信しています。さらに、2016年12月31日に終了した四半期において、シティの財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼした、または重要な影響を及ぼす可能性が合理的に認められるようなシティの財務報告に係る内部統制の変更はありませんでした。

2016年12月31日現在のシティの財務報告に係る内部統制の有効性は、シティの独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーにより監査されており、添付の監査報告書に記載のとおり、2016年12月31日現在のシティの財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見が表明されています。

[前へ](#) [次へ](#)

CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

CONSOLIDATED STATEMENT OF INCOME

Citigroup Inc. and Subsidiaries

In millions of dollars, except per share amounts	Years ended December 31,		
	2016	2015	2014
Revenues⁽¹⁾			
Interest revenue	\$ 57,615	\$ 58,551	\$ 61,683
Interest expense	12,511	11,921	13,690
Net interest revenue	\$ 45,104	\$ 46,630	\$ 47,993
Commissions and fees	\$ 10,521	\$ 11,848	\$ 13,032
Principal transactions	7,585	6,008	6,698
Administration and other fiduciary fees	3,364	3,648	4,013
Realized gains on sales of investments, net	948	682	570
Other-than-temporary impairment losses on investments			
Gross impairment losses	(620)	(265)	(432)
Less: Impairments recognized in AOCI	—	—	8
Net impairment losses recognized in earnings	\$ (620)	\$ (265)	\$ (424)
Insurance premiums	\$ 836	\$ 1,845	\$ 2,110
Other revenue	2,137	5,958	3,227
Total non-interest revenues	\$ 24,771	\$ 29,724	\$ 29,236
Total revenues, net of interest expense	\$ 69,875	\$ 76,354	\$ 77,219
Provisions for credit losses and for benefits and claims			
Provision for loan losses	\$ 6,749	\$ 7,108	\$ 6,828
Policyholder benefits and claims	204	731	801
Provision (release) for unfunded lending commitments	29	74	(162)
Total provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ 6,982	\$ 7,913	\$ 7,467
Operating expenses⁽¹⁾			
Compensation and benefits	\$ 20,970	\$ 21,769	\$ 23,959
Premises and equipment	2,542	2,878	3,178
Technology/communication	6,685	6,581	6,436
Advertising and marketing	1,632	1,547	1,844
Other operating	9,587	10,840	19,634
Total operating expenses	\$ 41,416	\$ 43,615	\$ 55,051
Income from continuing operations before income taxes	\$ 21,477	\$ 24,826	\$ 14,701
Provision for income taxes	6,444	7,440	7,197
Income from continuing operations	\$ 15,033	\$ 17,386	\$ 7,504
Discontinued operations			
Income (loss) from discontinued operations	\$ (80)	\$ (83)	\$ 10
Provision (benefit) for income taxes	(22)	(29)	12
Loss from discontinued operations, net of taxes	\$ (58)	\$ (54)	\$ (2)
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 14,975	\$ 17,332	\$ 7,502
Noncontrolling interests	63	90	192
Citigroup's net income	\$ 14,912	\$ 17,242	\$ 7,310
Basic earnings per share⁽²⁾			
Income from continuing operations	\$ 4.74	\$ 5.43	\$ 2.21
Loss from discontinued operations, net of taxes	(0.02)	(0.02)	—
Net income	\$ 4.72	\$ 5.41	\$ 2.21
Weighted average common shares outstanding	2,888.1	3,004.0	3,031.6

Diluted earnings per share⁽¹⁾

Income from continuing operations	\$	4.74	\$	5.42	\$	2.20
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes		(0.02)		(0.02)		—
Net income	\$	4.72	\$	5.40	\$	2.20
Adjusted weighted average common shares outstanding		2,888.3		3,007.7		3,037.0

(1) Certain prior period revenue and expense lines and totals were reclassified to conform to the current period's presentation. See Note 3 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Due to rounding, earnings per share on continuing operations and discontinued operations may not sum to earnings per share on net income.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2016	2015	2014
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 14,975	\$ 17,332	\$ 7,502
Add: Citigroup's other comprehensive income (loss)			
Net change in unrealized gains and losses on investment securities, net of taxes	\$ 108	\$ (964)	\$ 1,697
Net change in debt valuation adjustment (DVA), net of taxes ⁽¹⁾	(337)	—	—
Net change in cash flow hedges, net of taxes	57	292	336
Benefit plans liability adjustment, net of taxes ⁽²⁾	(48)	43	(1,170)
Net change in foreign currency translation adjustment, net of taxes and hedges	(2,802)	(5,499)	(4,946)
Citigroup's total other comprehensive income (loss)	\$ (3,022)	\$ (6,128)	\$ (4,083)
Total comprehensive income before attribution of noncontrolling interests	\$ 11,953	\$ 11,204	\$ 3,419
Less: Net income attributable to noncontrolling interests	63	90	192
Citigroup's comprehensive income	\$ 11,890	\$ 11,114	\$ 3,227

(1) See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Reflects adjustments based on the actuarial valuations of Citi's pension and postretirement plans, including changes in the mortality assumptions at December 31, 2014, and amortization of amounts previously recognized in *Accumulated other comprehensive income (loss)*. See Note 8 to the Consolidated Financial Statements.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED BALANCE SHEET

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2016	2015
Assets		
Cash and due from banks (including segregated cash and other deposits)	\$ 23,043	\$ 20,900
Deposits with banks	137,451	112,197
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell (including \$133,304 and \$137,964 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	236,813	219,675
Brokerage receivables	28,887	27,683
Trading account assets (including \$80,986 and \$92,123 pledged to creditors at December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively)	243,925	241,215
Investments:		
Available for sale (including \$8,239 and \$10,698 pledged to creditors as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively)	299,424	299,136
Held to maturity (including \$843 and \$3,630 pledged to creditors as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively)	45,667	36,215
Non-marketable equity securities (including \$1,774 and \$2,088 at fair value as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively)	8,213	7,604
Total investments	\$ 353,304	\$ 342,955
Loans:		
Consumer (including \$29 and \$34 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	325,366	325,785
Corporate (including \$3,457 and \$4,971 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	299,003	291,832
Loans, net of unearned income	\$ 624,369	\$ 617,617
Allowance for loan losses	(12,060)	(12,626)
Total loans, net	\$ 612,309	\$ 604,991
Goodwill	21,659	22,349
Intangible assets (other than MSRs)	5,114	3,721
Mortgage servicing rights (MSRs)	1,564	1,781
Other assets (including \$15,729 and \$6,121 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	128,008	133,743
Total assets	\$ 1,792,077	\$ 1,731,210

The following table presents certain assets of consolidated variable interest entities (VIEs), which are included in the Consolidated Balance Sheet above. The assets in the table below include those assets that can only be used to settle obligations of consolidated VIEs, presented on the following page, and are in excess of those obligations. Additionally, the assets in the table below include third-party assets of consolidated VIEs only and exclude intercompany balances that eliminate in consolidation.

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2016	2015
Assets of consolidated VIEs to be used to settle obligations of consolidated VIEs		
Cash and due from banks	\$ 142	\$ 153
Trading account assets	602	583
Investments	3,636	5,263
Loans, net of unearned income		
Consumer	53,401	58,772
Corporate	20,121	22,008
Loans, net of unearned income	\$ 73,522	\$ 80,780
Allowance for loan losses	(1,769)	(2,135)
Total loans, net	\$ 71,753	\$ 78,645
Other assets	158	150
Total assets of consolidated VIEs to be used to settle obligations of consolidated VIEs	\$ 76,291	\$ 84,794

Statement continues on the next page.

(Continued) **CONSOLIDATED BALANCE SHEET** *Citigroup Inc. and Subsidiaries*

<i>In millions of dollars, except shares and per share amounts</i>	December 31,	
	2016	2015
Liabilities		
Non-interest-bearing deposits in U.S. offices	\$ 136,698	\$ 139,249
Interest-bearing deposits in U.S. offices (including \$434 and \$923 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	300,972	280,234
Non-interest-bearing deposits in offices outside the U.S.	77,614	71,577
Interest-bearing deposits in offices outside the U.S. (including \$778 and \$667 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	414,120	416,827
Total deposits	\$ 929,406	\$ 907,887
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase (including \$33,663 and \$36,843 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	141,821	146,496
Brokerage payables	57,152	53,722
Trading account liabilities	139,045	117,512
Short-term borrowings (including \$2,700 and \$1,207 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	30,701	21,079
Long-term debt (including \$26,254 and \$25,293 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	206,178	201,275
Other liabilities (including \$1,500 and \$1,624 as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, at fair value)	61,631	60,147
Total liabilities	\$ 1,565,934	\$ 1,508,118
Stockholders' equity		
Preferred stock (\$1.00 par value; authorized shares: 30 million), issued shares: 770,120 as of December 31, 2016 and 668,720 as of December 31, 2015, at aggregate liquidation value	\$ 19,253	\$ 16,718
Common stock (\$0.01 par value; authorized shares: 6 billion), issued shares: 3,099,482,042 as of December 31, 2016 and December 31, 2015	31	31
Additional paid-in capital	108,042	108,288
Retained earnings	146,477	133,841
Treasury stock, at cost; December 31, 2016—327,090,192 shares and December 31, 2015—146,203,311 shares	(16,302)	(7,677)
Accumulated other comprehensive income (loss)	(32,381)	(29,344)
Total Citigroup stockholders' equity	\$ 225,120	\$ 221,857
Noncontrolling interest	1,023	1,235
Total equity	\$ 226,143	\$ 223,092
Total liabilities and equity	\$ 1,792,077	\$ 1,731,210

The following table presents certain liabilities of consolidated VIEs, which are included in the Consolidated Balance Sheet above. The liabilities in the table below include third-party liabilities of consolidated VIEs only and exclude intercompany balances that eliminate in consolidation. The liabilities also exclude amounts where creditors or beneficial interest holders have recourse to the general credit of Citigroup.

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2016	2015
Liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders do not have recourse to the general credit of Citigroup		
Short-term borrowings	\$ 18,697	\$ 11,965
Long-term debt	23,919	31,273
Other liabilities	1,275	2,099
Total liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders do not have recourse to the general credit of Citigroup	\$ 35,891	\$ 45,337

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN STOCKHOLDERS' EQUITY

Citigroup Inc. and Subsidiaries

	Years ended December 31,					
	Amounts			Shares		
	2016	2015	2014	2016	2015	2014
<i>In millions of dollars, except shares in thousands</i>						
Preferred stock at aggregate liquidation value						
Balance, beginning of year	\$ 16,718	\$ 10,468	\$ 6,738	669	419	270
Issuance of new preferred stock	2,535	6,250	3,730	101	250	149
Balance, end of period	\$ 19,253	\$ 16,718	\$ 10,468	770	669	419
Common stock and additional paid-in capital						
Balance, beginning of year	\$ 108,319	\$ 108,010	\$ 107,224	3,099,482	3,082,038	3,062,099
Employee benefit plans	(251)	357	798	—	17,438	19,928
Preferred stock issuance expense	(37)	(23)	(31)	—	—	—
Other	42	(25)	19	—	6	11
Balance, end of period	\$ 108,073	\$ 108,319	\$ 108,610	3,099,482	3,099,482	3,082,038
Retained earnings						
Balance, beginning of year	\$ 133,841	\$ 117,852	\$ 110,821			
Adjustment to opening balance, net of taxes ⁽¹⁾	15	—	—			
Adjusted balance, beginning of period	\$ 133,856	\$ 117,852	\$ 110,821			
Citigroup's net income	14,912	17,242	7,310			
Common dividends ⁽²⁾	(1,214)	(484)	(122)			
Preferred dividends	(1,077)	(769)	(511)			
Tax benefit	—	—	353			
Other	—	—	1			
Balance, end of period	\$ 146,477	\$ 133,841	\$ 117,852			
Treasury stock, at cost						
Balance, beginning of year	\$ (7,677)	\$ (2,929)	\$ (1,658)	(146,203)	(58,119)	(32,856)
Employee benefit plans ⁽³⁾	826	704	(39)	14,256	13,318	(483)
Treasury stock acquired ⁽⁴⁾	(9,451)	(5,452)	(1,232)	(195,143)	(101,402)	(24,780)
Balance, end of period	\$ (16,302)	\$ (7,677)	\$ (2,929)	(327,090)	(146,203)	(58,119)
Citigroup's accumulated other comprehensive income (loss)						
Balance, beginning of year	\$ (29,344)	\$ (23,216)	\$ (19,133)			
Adjustment to opening balance, net of taxes ⁽⁵⁾	(15)	—	—			
Adjusted balance, beginning of period	\$ (29,359)	\$ (23,216)	\$ (19,133)			
Citigroup's total other comprehensive income (loss)	(3,022)	(6,128)	(4,683)			
Balance, end of period	\$ (32,381)	\$ (29,344)	\$ (23,216)			
Total Citigroup common stockholders' equity	\$ 205,867	\$ 205,139	\$ 199,717	2,772,392	2,953,279	3,023,919
Total Citigroup stockholders' equity	\$ 225,120	\$ 221,857	\$ 210,185			
Noncontrolling interests						
Balance, beginning of year	\$ 1,235	\$ 1,511	\$ 1,794			
Transactions between noncontrolling-interest shareholders and the related consolidated subsidiary	(11)	—	—			
Transactions between Citigroup and the noncontrolling-interest shareholders	(130)	(164)	(96)			
Net income attributable to noncontrolling-interest shareholders	63	90	192			
Dividends paid to noncontrolling-interest shareholders	(42)	(78)	(91)			
Other comprehensive income (loss) attributable to noncontrolling-interest shareholders	(56)	(83)	(106)			
Other	(36)	(41)	(182)			
Net change in noncontrolling interests	\$ (212)	\$ (276)	\$ (283)			
Balance, end of period	\$ 1,023	\$ 1,235	\$ 1,511			
Total equity	\$ 226,143	\$ 223,092	\$ 211,696			

- (1) Accounting reflects the early adoption of the provisions of ASU 2016-01 relating to Citi's debt valuation adjustments (DVA) for liabilities for which the fair value adoption was elected. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.
- (2) Common dividends declared were \$0.05 per share in the first and second quarters and \$0.16 per share in the third and fourth quarters of 2016, \$0.01 per share in the first quarter and \$0.05 in the second, third and fourth quarters of 2015, and \$0.01 per share in each quarter of 2014.
- (3) Includes treasury stock related to (i) certain activity on employee stock option programs exercises, where the employee delivers existing shares to cover the option exercise, or (ii) under Citi's employee-restricted or deferred-stock programs, where shares are withheld to satisfy tax requirements.
- (4) For 2016, 2015 and 2014, primarily consists of open market purchases under Citi's Board of Directors-approved common stock repurchase program.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF CASH FLOWS

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2016	2015	2014
Cash flows from operating activities of continuing operations			
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 14,975	\$ 17,332	\$ 7,502
Net income attributable to noncontrolling interests	63	90	192
Citigroup's net income	\$ 14,912	\$ 17,242	\$ 7,310
Loss from discontinued operations, net of taxes	(58)	(54)	(2)
Income from continuing operations—excluding noncontrolling interests	\$ 14,970	\$ 17,296	\$ 7,312
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities of continuing operations			
Gains on significant disposals ⁽¹⁾	(404)	(3,210)	(452)
Amortization of deferred policy acquisition costs and present value of future profits	33	191	210
Additions to deferred policy acquisition costs	(41)	(62)	(64)
Depreciation and amortization	3,720	3,506	3,589
Deferred tax provision	1,459	2,794	3,347
Provision for loan losses	6,749	7,108	6,828
Realized gains from sales of investments	(948)	(682)	(570)
Net impairment losses on investments, goodwill and intangible assets	621	318	426
Change in trading account assets	(2,710)	46,830	(10,858)
Change in trading account liabilities	21,533	(21,524)	30,274
Change in brokerage receivables, net of brokerage payables	2,226	2,278	(4,272)
Change in loans held-for-sale (HFS)	6,603	(7,207)	(1,144)
Change in other assets	(6,859)	(32)	(1,690)
Change in other liabilities	(28)	(1,135)	7,973
Other, net	7,008	(6,732)	5,434
Total adjustments	\$ 38,962	\$ 22,441	\$ 39,031
Net cash provided by operating activities of continuing operations	\$ 53,932	\$ 39,737	\$ 46,343
Cash flows from investing activities of continuing operations			
Change in deposits with banks	\$ (25,311)	\$ 15,488	\$ 40,916
Change in federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	(17,138)	22,895	14,467
Change in loans	(39,761)	1,353	1,170
Proceeds from sales and securitizations of loans	18,140	9,610	4,752
Purchases of investments	(211,402)	(242,362)	(258,992)
Proceeds from sales of investments ⁽²⁾	132,183	141,470	135,824
Proceeds from maturities of investments	65,525	82,047	94,117
Proceeds from significant disposals ⁽³⁾	265	5,932	346
Payments due to transfers of net liabilities associated with significant disposals ⁽³⁾⁽⁴⁾	—	(18,929)	(1,255)
Capital expenditures on premises and equipment and capitalized software	(2,756)	(3,198)	(3,386)
Proceeds from sales of premises and equipment, subsidiaries and affiliates, and repossessed assets	667	577	623
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ (79,588)	\$ 14,883	\$ 28,582
Cash flows from financing activities of continuing operations			
Dividends paid	\$ (2,287)	\$ (1,253)	\$ (633)
Issuance of preferred stock	2,498	6,227	3,699
Treasury stock acquired	(9,290)	(5,452)	(1,232)
Stock tendered for payment of withholding taxes	(316)	(428)	(508)
Change in federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	(4,675)	(26,942)	(30,074)
Issuance of long-term debt	63,806	44,619	66,836
Payments and redemptions of long-term debt	(55,460)	(52,843)	(58,923)

Change in deposits	24,394	8,555	(48,336)
Change in short-term borrowings	9,622	(37,256)	(1,099)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ 28,292	\$ (64,773)	\$ (70,270)
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	\$ (493)	\$ (1,055)	\$ (2,432)
Change in cash and due from banks	\$ 2,143	\$ (11,708)	\$ 2,223
Cash and due from banks at beginning of period	20,900	32,108	29,885
Cash and due from banks at end of period	\$ 23,043	\$ 20,900	\$ 32,108
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations			
Cash paid during the year for income taxes	\$ 4,359	\$ 4,978	\$ 4,632
Cash paid during the year for interest	12,067	12,031	14,001
Non-cash investing activities			
Change in loans due to consolidation/deconsolidation of VIEs	\$ —	\$ —	\$ (374)
Decrease in net loans associated with significant disposals reclassified to HFS	—	(9,063)	—
Decrease in investments associated with significant disposals reclassified to HFS	—	(1,402)	—
Decrease in goodwill and intangible assets associated with significant disposals reclassified to HFS	—	(223)	—
Decrease in deposits associated with banks with significant disposals reclassified to HFS	—	(404)	—
Transfers to loans HFS from loans	13,900	28,600	15,100
Transfers to OREO and other repossessed assets	165	276	321
Non-cash financing activities			
Decrease in long-term debt associated with significant disposals reclassified to HFS	\$ —	\$ (4,673)	\$ —
Decrease in deposits associated with reclassification to HFS	—	—	(20,605)
Increase in short-term borrowings due to consolidation of VIEs	—	—	500
Decrease in long-term debt due to deconsolidation of VIEs	—	—	(864)

(1) See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for the adoption of ASU No. 2014-08 in the second quarter of 2014 and Note 2 for further information on significant disposals.

(2) Proceeds for 2016 include approximately \$3.3 billion from the sale of Cit's investment in China Guangfa Bank.

(3) The payments associated with significant disposals result primarily from the sale of deposit liabilities.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Throughout these Notes, "Citigroup," "Citi" and the "Company" refer to Citigroup Inc. and its consolidated subsidiaries.

Certain reclassifications have been made to the prior periods' financial statements and Notes to conform to the current period's presentation.

Principles of Consolidation

The Consolidated Financial Statements include the accounts of Citigroup and its subsidiaries prepared in accordance with U.S. Generally Accepted Accounting Principles (GAAP). The Company consolidates subsidiaries in which it holds, directly or indirectly, more than 50% of the voting rights or where it exercises control. Entities where the Company holds 20% to 50% of the voting rights and/or has the ability to exercise significant influence, other than investments of designated venture capital subsidiaries or investments accounted for at fair value under the fair value option, are accounted for under the equity method, and the pro rata share of their income (loss) is included in *Other revenue*. Income from investments in less-than-20%-owned companies is recognized when dividends are received. As discussed in more detail in Note 21 to the Consolidated Financial Statements, Citigroup also consolidates entities deemed to be variable interest entities when Citigroup is determined to be the primary beneficiary. Gains and losses on the disposition of branches, subsidiaries, affiliates, buildings and other investments are included in *Other revenue*.

Citibank

Citibank, N.A. (Citibank) is a commercial bank and wholly owned subsidiary of Citigroup. Citibank's principal offerings include consumer finance, mortgage lending and retail banking (including commercial banking) products and services; investment banking, cash management and trade finance; and private banking products and services.

Variable Interest Entities

An entity is a variable interest entity (VIE) if it meets the criteria outlined in Accounting Standards Codification (ASC) Topic 810, *Consolidation*, which are (i) the entity has equity that is insufficient to permit the entity to finance its activities without additional subordinated financial support from other parties; or (ii) the entity has equity investors that cannot make significant decisions about the entity's operations or that do not absorb their proportionate share of the entity's expected losses or expected returns.

The Company consolidates a VIE when it has both the power to direct the activities that most significantly impact the VIE's economic performance and a right to receive benefits or the obligation to absorb losses of the entity that could be potentially significant to the VIE (that is, Citi is the primary beneficiary). In addition to variable interests held in

consolidated VIEs, the Company has variable interests in other VIEs that are not consolidated because the Company is not the primary beneficiary.

However, these VIEs and all other unconsolidated VIEs are monitored by the Company to assess whether any events have occurred to cause its primary beneficiary status to change.

All other entities not deemed to be VIEs with which the Company has involvement are evaluated for consolidation under other subtopics of ASC 810. See Note 21 to the Consolidated Financial Statements for more detailed information.

Foreign Currency Translation

Assets and liabilities of Citi's foreign operations are translated from their respective functional currencies into U.S. dollars using period-end spot foreign exchange rates. The effects of those translation adjustments are reported in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, a component of stockholders' equity, along with any related hedge and tax effects, until realized upon sale or substantial liquidation of the foreign operation. Revenues and expenses of Citi's foreign operations are translated monthly from their respective functional currencies into U.S. dollars at amounts that approximate weighted average exchange rates.

For transactions that are denominated in a currency other than the functional currency, including transactions denominated in the local currencies of foreign operations with the U.S. dollar as their functional currency, the effects of changes in exchange rates are primarily included in *Principal transactions*, along with the related effects of any economic hedges. Instruments used to hedge foreign currency exposures include foreign currency forward, option and swap contracts and in certain instances, designated issues of non-U.S. dollar debt. Foreign operations in countries with highly inflationary economies designate the U.S. dollar as their functional currency, with the effects of changes in exchange rates primarily included in *Other revenue*.

Investment Securities

Investments include fixed income and equity securities. Fixed income instruments include bonds, notes and redeemable preferred stocks, as well as certain loan-backed and structured securities that are subject to prepayment risk. Equity securities include common and nonredeemable preferred stock.

Investment securities are classified and accounted for as follows:

- Fixed income securities classified as "held-to-maturity" are securities that the Company has both the ability and the intent to hold until maturity and are carried at amortized cost. Interest income on such securities is included in *Interest revenue*.
- Fixed income securities and marketable equity securities classified as "available-for-sale" are carried at fair value with changes in fair value reported in *Accumulated*

other comprehensive income (loss), a component of stockholders' equity, net of applicable income taxes and hedges. Realized gains and losses on sales are included in income primarily on a specific identification cost basis. Interest and dividend income on such securities is included in *Interest revenue*.

- Certain investments in non-marketable equity securities and certain investments that would otherwise have been accounted for using the equity method are carried at fair value, since the Company has elected to apply fair value accounting. Changes in fair value of such investments are recorded in earnings.
- Certain non-marketable equity securities are carried at cost.

For investments in fixed income securities classified as held-to-maturity or available-for-sale, the accrual of interest income is suspended for investments that are in default or for which it is likely that future interest payments will not be made as scheduled.

Investment securities are subject to evaluation for other-than-temporary impairment as described in Note 13 to the Consolidated Financial Statements.

The Company uses a number of valuation techniques for investments carried at fair value, which are described in Note 24 to the Consolidated Financial Statements. Realized gains and losses on sales of investments are included in earnings.

Trading Account Assets and Liabilities

Trading account assets include debt and marketable equity securities, derivatives in a receivable position, residual interests in securitizations and physical commodities inventory. In addition, as described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, certain assets that Citigroup has elected to carry at fair value under the fair value option, such as loans and purchased guarantees, are also included in *Trading account assets*.

Trading account liabilities include securities sold, not yet purchased (short positions) and derivatives in a net payable position, as well as certain liabilities that Citigroup has elected to carry at fair value (as described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements).

Other than physical commodities inventory, all trading account assets and liabilities are carried at fair value. Revenues generated from trading assets and trading liabilities are generally reported in *Principal transactions* and include realized gains and losses as well as unrealized gains and losses resulting from changes in the fair value of such instruments. Interest income on trading assets is recorded in *Interest revenue* reduced by interest expense on trading liabilities.

Physical commodities inventory is carried at the lower of cost or market with related losses reported in *Principal transactions*. Realized gains and losses on sales of commodities inventory are included in *Principal transactions*. Investments in unallocated precious metals accounts (gold, silver, platinum and palladium) are accounted for as hybrid instruments containing a debt host

contract and an embedded non-financial derivative instrument indexed to the price of the relevant precious metal. The embedded derivative instrument is separated from the debt host contract and accounted for at fair value. The debt host contract is accounted for at fair value under the fair value option, as described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements.

Derivatives used for trading purposes include interest rate, currency, equity, credit, and commodity swap agreements, options, caps and floors, warrants, and financial and commodity futures and forward contracts. Derivative asset and liability positions are presented net by counterparty on the Consolidated Balance Sheet when a valid master netting agreement exists and the other conditions set out in ASC 210-20, *Balance Sheet—Offsetting*, are met. See Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

The Company uses a number of techniques to determine the fair value of trading assets and liabilities, which are described in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.

Securities Borrowed and Securities Lended

Securities borrowing and lending transactions do not constitute a sale of the underlying securities for accounting purposes and are treated as collateralized financing transactions. Such transactions are recorded at the amount of proceeds advanced or received plus accrued interest. As described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, the Company has elected to apply fair value accounting to a number of securities borrowing and lending transactions. Fees paid or received for all securities lending and borrowing transactions are recorded in *Interest expense* or *Interest revenue* at the contractually specified rate.

The Company monitors the fair value of securities borrowed or loaned on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

As described in Note 24 to the Consolidated Financial Statements, the Company uses a discounted cash flow technique to determine the fair value of securities lending and borrowing transactions.

Repurchase and Resale Agreements

Securities sold under agreements to repurchase (repos) and securities purchased under agreements to resell (reverse repos) do not constitute a sale (or purchase) of the underlying securities for accounting purposes and are treated as collateralized financing transactions. As described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, the Company has elected to apply fair value accounting to the majority of such transactions, with changes in fair value reported in earnings. Any transactions for which fair value accounting has not been elected are recorded at the amount of cash advanced or received plus accrued interest. In respect of whether the Company has elected fair value accounting, interest paid or received on all repo and reverse repo transactions is recorded in *Interest expense* or *Interest revenue* at the contractually specified rate.

Where the conditions of ASC 210-20-45-11, *Balance Sheet-Offsetting: Repurchase and Reverse Repurchase Agreements*, are met, repos and reverse repos are presented net on the Consolidated Balance Sheet.

The Company's policy is to take possession of securities purchased under reverse repurchase agreements. The Company monitors the fair value of securities subject to repurchase or resale on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

As described in Note 24 to the Consolidated Financial Statements, the Company uses a discounted cash flow technique to determine the fair value of repo and reverse repo transactions.

Loans

Loans are reported at their outstanding principal balances net of any unearned income and unamortized deferred fees and costs except that credit card receivable balances also include accrued interest and fees. Loan origination fees and certain direct origination costs are generally deferred and recognized as adjustments to income over the lives of the related loans.

As described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, Citi has elected fair value accounting for certain loans. Such loans are carried at fair value with changes in fair value reported in earnings. Interest income on such loans is recorded in *Interest revenue* at the contractually specified rate.

Loans that are held-for-investment are classified as *Loans, net of unearned income* on the Consolidated Balance Sheet, and the related cash flows are included within the cash flows from investing activities category in the Consolidated Statement of Cash Flows on the line *Change in loans*. However, when the initial intent for holding a loan has changed from held-for-investment to held-for-sale, the loan is reclassified to held-for-sale, but the related cash flows continue to be reported in cash flows from investing activities in the Consolidated Statement of Cash Flows on the line *Proceeds from sales and securitizations of loans*.

Consumer Loans

Consumer loans represent loans and leases managed primarily by the *Global Consumer Banking (GCB)* businesses and Citi Holdings.

Consumer Non-accrual and Re-aging Policies

As a general rule, interest accrual ceases for installment and real estate (both open- and closed-end) loans when payments are 90 days contractually past due. For credit cards and other unsecured revolving loans, however, Citi generally accrues interest until payments are 180 days past due. As a result of OCC guidance, home equity loans in regulated bank entities are classified as non-accrual if the related residential first mortgage is 90 days or more past due. Also as a result of OCC guidance, mortgage loans in regulated bank entities discharged through Chapter 7 bankruptcy, other than FHA-insured loans, are classified as non-accrual. Commercial market loans are placed on a cash (non-accrual) basis when

it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due.

Loans that have been modified to grant a concession to a borrower in financial difficulty may not be accruing interest at the time of the modification. The policy for returning such modified loans to accrual status varies by product and/or region. In most cases, a minimum number of payments (ranging from one to six) is required, while in other cases the loan is never returned to accrual status. For regulated bank entities, such modified loans are returned to accrual status if a credit evaluation at the time of, or subsequent to, the modification indicates the borrower is able to meet the restructured terms, and the borrower is current and has demonstrated a reasonable period of sustained payment performance (minimum six months of consecutive payments).

For U.S. consumer loans, generally one of the conditions to qualify for modification is that a minimum number of payments (typically ranging from one to three) must be made. Upon modification, the loan is re-aged to current status. However, re-aging practices for certain open-ended consumer loans, such as credit cards, are governed by Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) guidelines. For open-ended consumer loans subject to FFIEC guidelines, one of the conditions for the loan to be re-aged to current status is that at least three consecutive minimum monthly payments, or the equivalent amount, must be received. In addition, under FFIEC guidelines, the number of times that such a loan can be re-aged is subject to limitations (generally once in 12 months and twice in five years). Furthermore, Federal Housing Administration (FHA) and Department of Veterans Affairs (VA) loans may only be modified under those respective agencies' guidelines and payments are not always required in order to re-age a modified loan to current.

Consumer Charge-Off Policies

Citi's charge-off policies follow the general guidelines below:

- Unsecured installment loans are charged off at 120 days contractually past due.
- Unsecured revolving loans and credit card loans are charged off at 180 days contractually past due.
- Loans secured with non-real estate collateral are written down to the estimated value of the collateral, less costs to sell, at 120 days contractually past due.
- Real estate-secured loans are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at 180 days contractually past due.
- Real estate-secured loans are charged off no later than 180 days contractually past due if a decision has been made not to foreclose on the loans.
- Non-bank real estate-secured loans are charged off at the earlier of 180 days contractually past due, if there have been no payments within the last six months, or

360 days contractually past due, if a decision has been made not to foreclose on the loans.

- Non-bank loans secured by real estate are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at the earlier of the receipt of title, the initiation of foreclosure (a process that generally commences when payments are 120 days contractually past due), when the loan is 180 days contractually past due if there have been no payments within the past six months, or 360 days contractually past due.
- Non-bank unsecured personal loans are charged off at the earlier of 180 days contractually past due if there have been no payments within the last six months, or 360 days contractually past due.
- Unsecured loans in bankruptcy are charged off within 60 days of notification of filing by the bankruptcy court or in accordance with Citi's charge-off policy, whichever occurs earlier.
- Real estate-secured loans that were discharged through Chapter 7 bankruptcy, other than FHA-insured loans, are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at the later of 60 days after notification or 60 days contractually past due.
- Non-bank loans secured by real estate that are discharged through Chapter 7 bankruptcy are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at 60 days contractually past due.
- Non-bank unsecured personal loans in bankruptcy are charged off when they are 30 days contractually past due.
- Commercial market loans are written down to the extent that principal is judged to be uncollectable.

Corporate Loans

Corporate loans represent loans and leases managed by *Institutional Clients Group (ICG)*. Corporate loans are identified as impaired and placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due, except when the loan is well collateralized and in the process of collection. Any interest accrued on impaired corporate loans and leases is reversed at 90 days past due and charged against current earnings, and interest is thereafter included in earnings only to the extent actually received in cash. When there is doubt regarding the ultimate collectability of principal, all cash receipts are thereafter applied to reduce the recorded investment in the loan.

Impaired corporate loans and leases are written down to the extent that principal is deemed to be uncollectable. Impaired collateral-dependent loans and leases, where repayment is expected to be provided solely by the sale of the underlying collateral and there are no other available and reliable sources of repayment, are written down to the lower of cost or collateral value. Cash-basis loans are returned to accrual status when all contractual principal and interest

amounts are reasonably assured of repayment and there is a sustained period of repayment performance in accordance with the contractual terms.

Loans Held-for-Sale

Corporate and consumer loans that have been identified for sale are classified as loans held-for-sale and included in *Other assets*. The practice of Citi's U.S. prime mortgage business has been to sell substantially all of its conforming loans. As such, U.S. prime mortgage conforming loans are classified as held-for-sale and the fair value option is elected at origination, with changes in fair value recorded in *Other revenue*. With the exception of those loans for which the fair value option has been elected, held-for-sale loans are accounted for at the lower of cost or market value, with any write-downs or subsequent recoveries charged to *Other revenue*. The related cash flows are classified in the Consolidated Statement of Cash Flows in the cash flows from operating activities category on the line *Change in loans held-for-sale*.

Allowance for Loan Losses

Allowance for loan losses represents management's best estimate of probable losses inherent in the portfolio, including probable losses related to large individually evaluated impaired loans and troubled debt restructurings. Attribution of the allowance is made for analytical purposes only, and the entire allowance is available to absorb probable loan losses inherent in the overall portfolio. Additions to the allowance are made through the *Provision for loan losses*. Loan losses are deducted from the allowance and subsequent recoveries are added. Assets received in exchange for loan claims in a restructuring are initially recorded at fair value, with any gain or loss reflected as a recovery or charge-off to the provision.

Consumer Loans

For consumer loans, each portfolio of non-modified smaller-balance homogeneous loans is independently evaluated for impairment by product type (e.g., residential mortgage, credit card, etc.) in accordance with ASC 450, *Contingencies*. The allowance for loan losses attributed to these loans is established via a process that estimates the probable losses inherent in the specific portfolio. This process includes migration analysis, in which historical delinquency and credit loss experience is applied to the current aging of the portfolio, together with analyses that reflect current and anticipated economic conditions, including changes in housing prices and unemployment trends. Citi's allowance for loan losses under ASC 450 only considers contractual principal amounts due, except for credit card loans where estimated loss amounts related to accrued interest receivable are also included.

Management also considers overall portfolio indicators, including historical credit losses, delinquent, non-performing and classified loans, trends in volumes and terms of loans, an evaluation of overall credit quality, the credit process, including lending policies and procedures, and economic, geographical, product and other environmental factors.

Separate valuation allowances are determined for inquired smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified in a troubled debt restructuring (TDR). Long-term modification programs, and short-term (less than 12 months) modifications that provide concessions (such as interest rate reductions) to borrowers in financial difficulty, are reported as TDRs. In addition, loan modifications that involve a trial period are reported as TDRs at the start of the trial period. The allowance for loan losses for TDRs is determined in accordance with ASC 310-10-35, *Receivables—Subsequent Measurement* (formerly SFAS 114) considering all available evidence, including, as appropriate, the present value of the expected future cash flows discounted at the loan's original contractual effective rate, the secondary market value of the loan and the fair value of collateral less disposal costs. These expected cash flows incorporate modification program default rate assumptions. The original contractual effective rate for credit card loans is the pre-modification rate, which may include interest rate increases under the original contractual agreement with the borrower.

Valuation allowances for commercial market loans, which are classifiably managed consumer loans, are determined in the same manner as for corporate loans and are described in more detail in the following section. Generally, an asset-specific component is calculated under ASC 310-10-35 on an individual basis for larger-balance, non-homogeneous loans that are considered impaired and the allowance for the remainder of the classifiably managed consumer loan portfolio is calculated under ASC 450 using a statistical methodology that may be supplemented by management adjustment.

Corporate Loans

In the corporate portfolios, the *Allowance for loan losses* includes an asset-specific component and a statistically based component. The asset-specific component is calculated under ASC 310-10-35, on an individual basis for larger-balance, non-homogeneous loans, which are considered impaired. An asset-specific allowance is established when the discounted cash flows, collateral value (less disposal costs) or observable market price of the impaired loan are lower than its carrying value. This allowance considers the borrower's overall financial condition, resources, and payment record, the prospects for support from any financially responsible guarantors (discussed further below) and, if appropriate, the realizable value of any collateral. The asset-specific component of the allowance for smaller balance impaired loans is calculated on a pool basis considering historical loss experience.

The allowance for the remainder of the loan portfolio is determined under ASC 450 using a statistical methodology, supplemented by management judgment. The statistical analysis considers the portfolio's size, remaining tenor and credit quality as measured by internal risk ratings assigned to individual credit facilities, which reflect probability of default and loss given default. The statistical analysis considers historical default rates and historical loss severity in the event of default, including historical average levels

and historical variability. The result is an estimated range for inherent losses. The best estimate within the range is then determined by management's quantitative and qualitative assessment of current conditions, including general economic conditions, specific industry and geographic trends, and internal factors including portfolio concentrations, trends in internal credit quality indicators, and current and past underwriting standards.

For both the asset-specific and the statistically based components of the *Allowance for loan losses*, management may incorporate guarantor support. The financial wherewithal of the guarantor is evaluated, as applicable, based on net worth, cash flow statements and personal or company financial statements which are updated and reviewed at least annually. Citi seeks performance on guarantee arrangements in the normal course of business. Seeking performance entails obtaining satisfactory cooperation from the guarantor or borrower in the specific situation. This regular cooperation is indicative of pursuit and successful enforcement of the guarantee; the exposure is reduced without the expense and burden of pursuing a legal remedy. A guarantor's reputation and willingness to work with Citigroup is evaluated based on the historical experience with the guarantor and the knowledge of the marketplace. In the rare event that the guarantor is unwilling or unable to perform or facilitate borrower cooperation, Citi pursues a legal remedy; however, enforcing a guarantee via legal action against the guarantor is not the primary means of resolving a troubled loan situation and rarely occurs. If Citi does not pursue a legal remedy, it is because Citi does not believe that the guarantor has the financial wherewithal to perform regardless of legal action or because there are legal limitations on simultaneously pursuing guarantors and foreclosure. A guarantor's reputation does not impact Citi's decision or ability to seek performance under the guarantee.

In cases where a guarantee is a factor in the assessment of loan losses, it is included via adjustment to the loan's internal risk rating, which in turn is the basis for the adjustment to the statistically based component of the *Allowance for loan losses*. To date, it is only in rare circumstances that an impaired commercial loan or commercial real estate loan is carried at a value in excess of the appraised value due to a guarantee.

When Citi's monitoring of the loan indicates that the guarantor's wherewithal to pay is uncertain or has deteriorated, there is either no change in the risk rating, because the guarantor's credit support was never initially factored in, or the risk rating is adjusted to reflect that uncertainty or deterioration. Accordingly, a guarantor's ultimate failure to perform or a lack of legal enforcement of the guarantee does not materially impact the allowance for loan losses, as there is typically no further significant adjustment of the loan's risk rating at that time. Where Citi is not seeking performance under the guarantee contract, it provides for loan losses as if the loans were non-performing and not guaranteed.

Reserve Estimates and Policies

Management provides reserves for an estimate of probable losses inherent in the funded loan portfolio on the Consolidated Balance Sheet in the form of an allowance for loan losses. These reserves are established in accordance with Citigroup's credit reserve policies, as approved by the Audit Committee of the Citigroup Board of Directors. Citi's Chief Risk Officer and Chief Financial Officer review the adequacy of the credit loss reserves each quarter with representatives from the risk management and finance staffs for each applicable business area. Applicable business areas include those having classifiably managed portfolios, where internal credit-risk ratings are assigned (primarily *ICG* and *GCB*) or modified consumer loans, where concessions were granted due to the borrowers' financial difficulties.

The above-mentioned representatives for these business areas present recommended reserve balances for their funded and unfunded lending portfolios along with supporting quantitative and qualitative data discussed below:

Estimated probable losses for non-performing, non-homogeneous exposures within a business line's classifiably managed portfolio and impaired smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified due to the borrowers' financial difficulties, where it was determined that a concession was granted to the borrower. Consideration may be given to the following, as appropriate, when determining this estimate: (i) the present value of expected future cash flows discounted at the loan's original effective rate; (ii) the borrower's overall financial condition, resources and payment record; and (iii) the prospects for support from financially responsible guarantors or the realizable value of any collateral. In the determination of the allowance for loan losses for TDRs, management considers a combination of historical re-default rates, the current economic environment and the nature of the modification program when forecasting expected cash flows. When impairment is measured based on the present value of expected future cash flows, the entire change in present value is recorded in the *Provision for loan losses*.

Statistically calculated losses inherent in the classifiably managed portfolio for performing and de minimis non-performing exposures. The calculation is based on (i) Citi's internal system of credit-risk ratings, which are analogous to the risk ratings of the major rating agencies; and (ii) historical default and loss data, including rating agency information regarding default rates from 1983 to 2015 and internal data dating to the early 1970s on severity of losses in the event of default. Adjustments may be made to this data. Such adjustments include (i) statistically calculated estimates to cover the historical fluctuation of the default rates over the credit cycle, the historical variability of loss severity among defaulted loans, and the degree to which there are large obligor concentrations in the global portfolio; and (ii) adjustments made for specific known items, such as current environmental factors and credit trends.

In addition, representatives from each of the risk management and finance staffs that cover business areas

with delinquency-managed portfolios containing smaller-balance homogeneous loans present their recommended reserve balances based on leading credit indicators, including loan delinquencies and changes in portfolio size as well as economic trends, including current and future housing prices, unemployment, length of time in foreclosure, costs to sell and GDP. This methodology is applied separately for each individual product within each geographic region in which these portfolios exist.

This evaluation process is subject to numerous estimates and judgments. The frequency of default, risk ratings, loss recovery rates, the size and diversity of individual large credits, and the ability of borrowers with foreign currency obligations to obtain the foreign currency necessary for orderly debt servicing, among other things, are all taken into account during this review. Changes in these estimates could have a direct impact on the credit costs in any period and could result in a change in the allowance.

Allowance for Unfunded Lending Commitments

A similar approach to the allowance for loan losses is used for calculating a reserve for the expected losses related to unfunded lending commitments and standby letters of credit. This reserve is classified on the balance sheet in *Other liabilities*. Changes to the allowance for unfunded lending commitments are recorded in the *Provision for unfunded lending commitments*.

Mortgage Servicing Rights

Mortgage servicing rights (MSRs) are recognized as intangible assets when purchased or when the Company sells or securitizes loans acquired through purchase or origination and retains the right to service the loans. Mortgage servicing rights are accounted for at fair value, with changes in value recorded in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income.

For additional information on the Company's MSRs, see Notes 16, 21 and 29 to the Consolidated Financial Statements.

Goodwill

Goodwill represents the excess of acquisition cost over the fair value of net tangible and intangible assets acquired in a business combination. Goodwill is subject to annual impairment testing and between annual tests if an event occurs or circumstances change that would more-likely-than-not reduce the fair value of a reporting unit below its carrying amount.

Under ASC 350, *Intangibles—Goodwill and Other*, the Company has an option to assess qualitative factors to determine if it is necessary to perform the goodwill impairment test. If, after assessing the totality of events or circumstances, the Company determines that it is not more-likely-than-not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, no further testing is necessary. If, however, the Company determines that it is more-likely-than-not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, then the Company must perform the first step of the two-step goodwill impairment test.

The Company has an unconditional option to bypass the qualitative assessment for any reporting unit in any reporting period and proceed directly to the first step of the goodwill impairment test.

The first step requires a comparison of the fair value of the individual reporting unit to its carrying value, including goodwill. If the fair value of the reporting unit is in excess of the carrying value, the related goodwill is considered not impaired and no further analysis is necessary. If the carrying value of the reporting unit exceeds the fair value, this is an indication of potential impairment and a second step of testing is performed to measure the amount of impairment, if any, for that reporting unit.

If required, the second step involves calculating the implied fair value of goodwill for each of the affected reporting units. The implied fair value of goodwill is determined in the same manner as the amount of goodwill recognized in a business combination, which is the excess of the fair value of the reporting unit determined in step one over the fair value of the net assets and identifiable intangibles as if the reporting unit were being acquired. If the amount of the goodwill allocated to the reporting unit exceeds the implied fair value of the goodwill in the pro forma purchase price allocation, an impairment charge is recorded for the excess. A recognized impairment charge cannot exceed the amount of goodwill allocated to a reporting unit and cannot subsequently be reversed even if the fair value of the reporting unit recovers.

Furthermore, on any business dispositions, goodwill is allocated to the disposed business based on the ratio of the fair value of the disposed business to the fair value of the reporting unit.

Additional information on Citi's goodwill impairment testing can be found in Note 16 to the Consolidated Financial Statements.

Intangible Assets

Intangible assets, including core deposit intangibles, present value of future profits, purchased credit card relationships, credit card contract related intangibles, other customer relationships, and other intangible assets, but excluding MSRs, are amortized over their estimated useful lives. Intangible assets deemed to have indefinite useful lives, primarily certain asset management contracts and trade names, are not amortized and are subject to annual impairment tests. An impairment exists if the carrying value of the indefinite-lived intangible asset exceeds its fair value. For other intangible assets subject to amortization, an impairment is recognized if the carrying amount is not recoverable and exceeds the fair value of the intangible asset.

Other Assets and Other Liabilities

Other assets include, among other items, loans held-for-sale, deferred tax assets, equity method investments, interest and fees receivable, premises and equipment (including purchased and developed software), repossessed assets, and other receivables. *Other liabilities* include, among other items, accrued expenses and other payables, deferred tax

liabilities, and reserves for legal claims, taxes, unfunded lending commitments, repositioning reserves, and other matters.

Other Real Estate Owned and Repossessed Assets

Real estate or other assets received through foreclosure or repossession are generally reported in *Other assets*, net of a valuation allowance for selling costs and subsequent declines in fair value.

Securitizations

There are two key accounting determinations that must be made relating to securitizations. Citi first makes a determination as to whether the securitization entity must be consolidated. Second, it determines whether the transfer of financial assets to the entity is considered a sale under GAAP. If the securitization entity is a VIE, the Company consolidates the VIE if it is the primary beneficiary (as discussed in "Variable Interest Entities" above). For all other securitization entities determined not to be VIEs in which Citigroup participates, consolidation is based on which party has voting control of the entity, giving consideration to removal and liquidation rights in certain partnership structures. Only securitization entities controlled by Citigroup are consolidated.

Interests in the securitized and sold assets may be retained in the form of subordinated or senior interest-only strips, subordinated tranches, spread accounts and servicing rights. In credit card securitizations, the Company retains a seller's interest in the credit card receivables transferred to the trusts, which is not in securitized form. In the case of consolidated securitization entities, including the credit card trusts, these retained interests are not reported on Citi's Consolidated Balance Sheet. The securitized loans remain on the balance sheet. Substantially all of the consumer loans sold or securitized through non-consolidated trusts by Citigroup are U.S. prime residential mortgage loans. Retained interests in non-consolidated mortgage securitization trusts are classified as *Trading account assets*, except for MSRs, which are included in *Mortgage servicing rights* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet.

Debt

Short-term borrowings and *Long-term debt* are accounted for at amortized cost, except where the Company has elected to report the debt instruments, including certain structured notes at fair value, or the debt is in a fair value hedging relationship.

Transfers of Financial Assets

For a transfer of financial assets to be considered a sale: (i) the assets must have been legally isolated from the Company, even in bankruptcy or other receivership; (ii) the purchaser must have the right to pledge or sell the assets transferred or, if the purchaser is an entity whose sole purpose is to engage in securitization and asset-backed financing activities through the issuance of beneficial interests and that entity is constrained from pledging the assets it receives, each beneficial interest holder must have

the right to sell or pledge their beneficial interests; and (iii) the Company may not have an option or obligation to reacquire the assets.

If these sale requirements are met, the assets are removed from the Company's Consolidated Balance Sheet. If the conditions for sale are not met, the transfer is considered to be a secured borrowing, the assets remain on the Consolidated Balance Sheet and the sale proceeds are recognized as the Company's liability. A legal opinion on a sale generally is obtained for complex transactions or where the Company has continuing involvement with assets transferred or with the securitization entity. For a transfer to be eligible for sale accounting, those opinions must state that the asset transfer would be considered a sale and that the assets transferred would not be consolidated with the Company's other assets in the event of the Company's insolvency.

For a transfer of a portion of a financial asset to be considered a sale, the portion transferred must meet the definition of a participating interest. A participating interest must represent a pro rata ownership in an entire financial asset; all cash flows must be divided proportionately, with the same priority of payment; no participating interest in the transferred asset may be subordinated to the interest of another participating interest holder; and no party may have the right to pledge or exchange the entire financial asset unless all participating interest holders agree. Otherwise, the transfer is accounted for as a secured borrowing.

See Note 21 to the Consolidated Financial Statements for further discussion.

Risk Management Activities—Derivatives Used for Hedging Purposes

The Company manages its exposures to market rate movements outside of its trading activities by modifying the asset and liability mix, either directly or through the use of derivative financial products, including interest-rate swaps, futures, forwards, and purchased options, as well as foreign-exchange contracts. These end-user derivatives are carried at fair value in *Other assets*, *Other liabilities*, *Trading account assets* and *Trading account liabilities*.

See Note 22 to the Consolidated Financial Statements for a further discussion of the Company's hedging and derivative activities.

Employee Benefits Expense

Employee benefits expense includes current service costs of pension and other postretirement benefit plans (which are accrued on a current basis), contributions and unrestricted awards under other employee plans, the amortization of restricted stock awards and costs of other employee benefits.

For its most significant pension and postretirement benefit plans (Significant Plans), Citigroup measures and discloses plan obligations, plan assets and periodic plan expense quarterly, instead of annually. The effect of remeasuring the Significant Plan obligations and assets by updating plan actuarial assumptions on a quarterly basis is reflected in *Accumulated other comprehensive income (loss)* and periodic plan expense. All other plans (All Other Plans) are

remeasured annually. See Note 8 to the Consolidated Financial Statements.

Stock-Based Compensation

The Company recognizes compensation expense related to stock and option awards over the requisite service period, generally based on the instruments' grant-date fair value, reduced by expected forfeitures. Compensation cost related to awards granted to employees who meet certain age plus years-of-service requirements (retirement-eligible employees) is accrued in the year prior to the grant date, in the same manner as the accrual for cash incentive compensation. Certain stock awards with performance conditions or certain clawback provisions are subject to variable accounting, pursuant to which the associated compensation expense fluctuates with changes in Citigroup's stock price. See Note 7 to the Consolidated Financial Statements.

Income Taxes

The Company is subject to the income tax laws of the U.S. and its states and municipalities, and the foreign jurisdictions in which it operates. These tax laws are complex and subject to different interpretations by the taxpayer and the relevant governmental taxing authorities. In establishing a provision for income tax expense, the Company must make judgments and interpretations about the application of these inherently complex tax laws. The Company must also make estimates about when in the future certain items will affect taxable income in the various tax jurisdictions, both domestic and foreign.

Disputes over interpretations of the tax laws may be subject to review and adjudication by the court systems of the various tax jurisdictions or may be settled with the taxing authority upon examination or audit. The Company treats interest and penalties on income taxes as a component of *Income tax expense*.

Deferred taxes are recorded for the future consequences of events that have been recognized for financial statements or tax returns, based upon enacted tax laws and rates. Deferred tax assets are recognized subject to management's judgment that realization is more-likely-than-not. FASB Interpretation No. 48, "Accounting for Uncertainty in Income Taxes" (FIN 48) (now incorporated into ASC 740, *Income Taxes*), sets out a consistent framework to determine the appropriate level of tax reserves to maintain for uncertain tax positions. This interpretation uses a two-step approach wherein a tax benefit is recognized if a position is more-likely-than-not to be sustained. The amount of the benefit is then measured to be the highest tax benefit that is greater than 50% likely to be realized. ASC 740 also sets out disclosure requirements to enhance transparency of an entity's tax reserves.

See Note 9 to the Consolidated Financial Statements for a further description of the Company's tax provision and related income tax assets and liabilities.

Commissions, Underwriting and Principal Transactions

Commissions revenues are recognized in income when earned. Underwriting revenues are recognized in income typically at the closing of the transaction. Principal transactions revenues are recognized in income on a trade-date basis. See Note 5 to the Consolidated Financial Statements for a description of the Company's revenue recognition policies for commissions and fees, and Note 6 to the Consolidated Financial Statements for details of principal transactions revenue.

Earnings per Share

Earnings per share (EPS) is computed after deducting preferred stock dividends. The Company has granted restricted and deferred share awards with dividend rights that are considered to be participating securities, which are akin to a second class of common stock. Accordingly, a portion of Citigroup's earnings is allocated to those participating securities in the EPS calculation.

Basic earnings per share is computed by dividing income available to common stockholders after the allocation of dividends and undistributed earnings to the participating securities by the weighted average number of common shares outstanding for the period. Diluted earnings per share reflects the potential dilution that could occur if securities or other contracts to issue common stock were exercised. It is computed after giving consideration to the weighted average dilutive effect of the Company's stock options and warrants and convertible securities and after the allocation of earnings to the participating securities. Anti-dilutive options and warrants are disregarded in the EPS calculations.

Use of Estimates

Management must make estimates and assumptions that affect the Consolidated Financial Statements and the related Notes to the Consolidated Financial Statements. Such estimates are used in connection with certain fair value measurements. See Note 24 to the Consolidated Financial Statements for further discussions on estimates used in the determination of fair value. Moreover, estimates are significant in determining the amounts of other-than-temporary impairments, impairments of goodwill and other intangible assets, provisions for probable losses that may arise from credit-related exposures and probable and estimable losses related to litigation and regulatory proceedings, and tax reserves. While management makes its best judgment, actual amounts or results could differ from those estimates.

Cash Flows

Cash equivalents are defined as those amounts included in *Cash and due from banks*. Cash flows from risk management activities are classified in the same category as the related assets and liabilities.

Related Party Transactions

The Company has related party transactions with certain of its subsidiaries and affiliates. These transactions, which are

primarily short-term in nature, include cash accounts, collateralized financing transactions, margin accounts, derivative transactions, charges for operational support and the borrowing and lending of funds, and are entered into in the ordinary course of business.

ACCOUNTING CHANGES

Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities

In January 2016, the Financial Accounting Standards Board (FASB) issued Accounting Standards Update (ASU) No. 2016-01, *Financial Instruments—Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, which addresses certain aspects of recognition, measurement, presentation and disclosure of financial instruments.

This ASU requires entities to present separately in *Accumulated other comprehensive income (loss)* (AOCI) the portion of the total change in the fair value of a liability resulting from a change in the instrument-specific credit risk when the entity has elected to measure the liability at fair value in accordance with the fair value option for financial instruments. It also requires equity investments (except those accounted for under the equity method of accounting or those that result in consolidation of the investee) to be measured at fair value with changes in fair value recognized in net income, thus eliminating eligibility for the current available-for-sale category. However, Federal Reserve Bank and Federal Home Loan Bank stock as well as certain exchange seats will continue to be presented at cost.

Citi early adopted only the provisions of this ASU related to presentation of the changes in fair value of liabilities for which the fair value option was elected, related to changes in Citigroup's own credit spreads in AOCI effective January 1, 2016. Accordingly, as of the first quarter 2016, these amounts are reflected as a component of AOCI, whereas, these amounts were previously recognized in Citigroup's revenues and net income. The impact of adopting this amendment resulted in a cumulative catch-up reclassification from retained earnings to AOCI of an accumulated after-tax loss of approximately \$15 million at January 1, 2016. Financial statements for periods prior to 2016 were not subject to restatement under the provisions of this ASU. For additional information, see Note 19, Note 24 and Note 25 to the Consolidated Financial Statements. The Company is evaluating the effect that the other provisions of ASU 2016-01, which are effective on January 1, 2018, will have on its Consolidated Financial Statements and related disclosures.

Accounting for Investments in Tax Credit Partnerships

In January 2014, the FASB issued ASU No. 2014-01, *Investments—Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Accounting for Investments in Qualified Affordable Housing Projects*. Any transition adjustment is reflected as an adjustment to retained earnings in the earliest period presented (retrospective application).

The ASU is applicable to Citi's portfolio of low income housing tax credit (LIHTC) partnership interests. The new standard widens the scope of investments eligible to elect to apply a new alternative method, the proportional amortization method, under which the cost of the investment is amortized to tax expense in proportion to the amount of tax credits and other tax benefits received. Citi qualifies to elect the proportional amortization method under the ASU for its entire LIHTC portfolio. These investments were previously accounted for under the equity method, which resulted in losses (due to amortization of the investment) being recognized in *Other revenue* and tax credits and benefits being recognized in the *Income tax expense* line. In contrast, the proportional amortization method combines the amortization of the investment and receipt of the tax credits/benefits into one line, *Income tax expense*.

Citi adopted ASU 2014-01 in the first quarter of 2015.

The adoption of this ASU was applied retrospectively and cumulatively reduced *Retained earnings* by approximately \$349 million, *Other assets* by approximately \$178 million and deferred tax assets by approximately \$171 million.

Accounting for Repurchase-to-Maturity Transactions

In June 2014, the FASB issued ASU No. 2014-11, *Transfers and Servicing (Topic 860): Repurchase-to-Maturity Transactions, Repurchase Financings, and Disclosures*. The ASU changes the accounting for repurchase-to-maturity transactions and linked repurchase financings to secured borrowing accounting, which is consistent with the accounting for other repurchase agreements. The ASU also requires disclosures about transfers accounted for as sales in transactions that are economically similar to repurchase agreements (see Note 24 to the Consolidated Financial Statements) and about the types of collateral pledged in repurchase agreements and similar transactions accounted for as secured borrowings (see Note 11 to the Consolidated Financial Statements). The ASU's provisions became effective for Citi in the first quarter of 2015, with the exception of the collateral disclosures which became effective in the second quarter of 2015. The effect of adopting the ASU was required to be reflected as a cumulative effect adjustment to retained earnings as of the beginning of the period of adoption. Adoption of the ASU did not have a material effect on the Company's financial statements.

Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value (NAV) per Share

In May 2015, the FASB issued ASU No. 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*, which is intended to reduce diversity in practice related to the categorization of investments measured at NAV within the fair value hierarchy. The ASU removes the current requirement to categorize investments for which fair value is measured using the NAV per share practical expedient within the fair value hierarchy. Citi elected to early adopt the ASU in the second quarter of 2015. The adoption of the ASU was applied retrospectively and

reduced Level 3 assets by \$1.0 billion and \$1.1 billion as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively.

FUTURE APPLICATION OF ACCOUNTING STANDARDS

Accounting for Financial Instruments—Credit Losses

In June 2016, the FASB issued ASU No. 2016-13, *Financial Instruments—Credit Losses* (Topic 326). The ASU introduces a new accounting model, the Current Expected Credit Losses model (CECL), which requires earlier recognition of credit losses, while also providing additional transparency about credit risk.

The FASB's CECL model utilizes a lifetime "expected credit loss" measurement objective for the recognition of credit losses for loans, held-to-maturity securities and other receivables at the time the financial asset is originated or acquired. The expected credit losses are adjusted each period for changes in expected lifetime credit losses. For available-for-sale securities where fair value is less than cost, credit-related impairment, if any, will be recognized in an allowance for credit losses and adjusted each period for changes in expected credit risk. This model replaces the multiple existing impairment models in current GAAP, which generally require that a loss be incurred before it is recognized.

The CECL model represents a significant departure from existing GAAP, and may result in material changes to the Company's accounting for financial instruments. The Company is evaluating the effect that ASU 2016-13 will have on its Consolidated Financial Statements and related disclosures. The impact of the ASU will depend upon the state of the economy and the nature of Citi's portfolios at the date of adoption. The ASU will be effective for Citi as of January 1, 2020. Early application is permitted for annual periods beginning January 1, 2019.

Revenue Recognition

In May 2014, the FASB issued ASU No. 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers*, which requires an entity to recognize the amount of revenue to which it expects to be entitled for the transfer of promised goods or services to customers. The Company will adopt the guidance as of January 1, 2018 with a cumulative-effect adjustment to opening retained earnings. While the guidance will replace most existing revenue recognition guidance in GAAP, the ASU is not applicable to financial instruments and, therefore, will not impact a majority of the Company's revenue, including net interest income.

While in scope of the new guidance, the Company does not expect a material change in the timing or measurement of revenues related to deposit fees. Citi's credit cardholder fees and mortgage servicing fees have been concluded to be out of scope of the standard and therefore will not be impacted by the issuance of this guidance. The Company expects the presentation of expenses associated with underwriting activity to change from the current reporting where underwriting revenue is recorded net of the related expenses to a gross presentation where the expenses are

recorded in *Other operating expenses*. This change to a gross presentation will result in an equivalent increase in underwriting revenue recorded in *Commissions and fees* and associated underwriting expenses recorded in *Other operating expenses*; however, this change in presentation will not have an impact on *Income from continuing operations*. The Company continues to evaluate the effect that the guidance will have on other revenue streams within its scope, including the presentation of certain contract expenses, as well as changes in disclosures required by the new guidance.

Lease Accounting

In February 2016, the FASB issued ASU No. 2016-02, *Leases (Topic 842)*, which is intended to increase transparency and comparability of accounting for lease transactions. The ASU will require lessees to recognize all leases on the balance sheet as lease assets and lease liabilities and will require both quantitative and qualitative disclosures regarding key information about leasing arrangements. Lessor accounting is largely unchanged. The guidance is effective beginning January 1, 2019 with an option to early adopt. The Company does not plan to early adopt the ASU. The Company is evaluating the effect that the standard will have on its Consolidated Financial Statements, regulatory capital and related disclosures.

Accounting for Stock-Based Compensation

In March 2016, the FASB issued ASU 2016-09, *Compensation—Stock Compensation (Topic 718): Improvements to Employee Share-Based Payment Accounting* in order to simplify certain complex aspects of the accounting for income taxes and forfeitures related to employee stock-based compensation. The guidance is effective for Citi beginning on January 1, 2017. Under the new standard, excess tax benefits and deficiencies related to employee stock-based compensation will be recognized directly within income tax expense or benefit in Citi's Consolidated Statement of Income, rather than within additional paid-in capital. Additionally, as permitted under the new guidance, Citi will make an accounting policy election to account for forfeitures of awards as they occur, which represents a change from the current requirement to estimate forfeitures when recognizing compensation expense. The Company continues to evaluate the effect that ASU 2016-09 will have on its Consolidated Financial Statements.

Income Tax Impact of Intra-Entity Transfers of Assets

In October 2016, the FASB issued ASU No. 2016-16, *Income Taxes—Intra-Entity Transfers of Assets Other Than Inventory*, which will require an entity to recognize the income tax consequences of an intra-entity transfer of an asset, other than inventory, when the transfer occurs. The ASU is effective on January 1, 2018 with early adoption permitted. The Company continues to evaluate the impact of this standard, which is expected to increase DTAs, with an associated decrease in Prepaid Taxes.

Subsequent Measurement of Goodwill

In January 2017, the FASB issued ASU No. 2017-04, *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350): Simplifying the Test for Goodwill Impairment*. The ASU simplifies the subsequent measurement of goodwill impairment by eliminating the requirement to calculate the implied fair value of goodwill (i.e., the current Step 2 of the goodwill impairment test) to measure a goodwill impairment charge. With the ASU, the impairment test is simply the comparison of the fair value of a reporting unit with its carrying amount (the current Step 1), with the impairment charge being the deficit in fair value but not exceeding the total amount of goodwill allocated to that reporting unit. The simplified one-step impairment test applies to all reporting units (including those with zero or negative carrying amounts).

The ASU is effective for Citi as of January 1, 2020. Early adoption is permitted for interim and annual goodwill impairment testing dates after January 1, 2017. The impact of the ASU will depend upon the performance of the reporting units and the market conditions impacting the fair value of each reporting unit going forward.

Clarifying the Definition of a Business

In January 2017, the FASB issued ASU No. 2017-01, *Business Combinations (Topic 805): Clarifying the Definition of a Business*. The definition of a business directly and indirectly affects many areas of accounting (e.g., acquisitions, disposals, goodwill and consolidation). The ASU narrows the definition of a business by introducing a quantitative screen as the first step, such that if substantially all of the fair value of the gross assets acquired is concentrated in a single identifiable asset or a group of similar identifiable assets, the set of transferred assets and activities is not a business. If the set is not scoped out from the quantitative screen, the entity then evaluates whether the set meets the requirement that a business include, at a minimum, an input and a substantive process that together significantly contribute to the ability to create outputs.

The ASU is effective for Citi as of January 1, 2018. The ASU will be applied prospectively, with early adoption permitted. The impact of the ASU will depend upon the acquisition and disposal activities of Citi. If fewer transactions qualify as a business, there could be less initial recognition of goodwill, but also less goodwill allocated to disposals.

Other Potential Amendments to Current Accounting Standards

The FASB has issued a proposed ASU that will provide targeted improvements to the accounting guidance for hedging activities. The exposure draft contains many proposals for improving how the economic results of risk management are reflected in financial reporting. Specifically, among other improvements, the ASU is expected to expand the list of benchmark interest rates and also increase the ability for entities to construct hedges of interest rate risk that hedge only certain cash flows of a hedged item. If issued in its current form, the ASU is also expected modify existing guidance related to the timing and

income statement line recognition of ineffectiveness and components excluded from hedge relationships and add incremental disclosures regarding hedging activities.

The FASB has also issued a proposed ASU that will change the period of amortization of premiums on certain callable debt securities from the full contractual life of the security to the first call date of the security. The proposed change will not change the accretion of discounts. It is expected that the final standard will be issued during the second quarter of 2017, and will be eligible for early adoption with an effective date of January 1, 2017 through a cumulative effect adjustment to retained earnings. This accounting change will primarily affect Citi's portfolios of available-for-sale and held-to-maturity State and municipal debt securities.

The impact of these final ASUs on the Company's financial statements will be assessed when the respective final standards are issued.

2. DISCONTINUED OPERATIONS AND SIGNIFICANT DISPOSALS

Discontinued Operations

The following *Discontinued operations* are recorded within the *Corporate/Other* segment.

Sale of Brazil CrediCard Business

Citi sold its non-Citibank-branded cards and consumer finance business in Brazil (CrediCard) in 2013. Residual costs and resolution of certain contingencies from the disposal resulted in income from *Discontinued operations*, net of taxes, of \$0 million, \$6 million and \$52 million for 2016, 2015 and 2014, respectively.

Sale of Certain Citi Capital Advisors Business

Citi sold its liquid strategies business within Citi Capital Advisors (CCA) pursuant to two separate transactions in 2013 and reported them as *Discontinued operations*. Residual costs from the disposals resulted in income from *Discontinued operations*, net of taxes, of \$0 million and \$1 million and losses from *Discontinued operations*, net of taxes, of \$4 million for 2016, 2015 and 2014, respectively.

Sale of Egg Banking plc Credit Card Business

Citi sold the Egg Banking plc (Egg) credit card business in 2011 and reported it as *Discontinued operations*. Residual costs from the disposal resulted in losses from *Discontinued operations*, net of taxes, of \$48 million, \$61 million and \$30 million for 2016, 2015 and 2014, respectively.

Audit of Citi German Consumer Tax Group

Citi completed the sale of its German retail banking operations in 2008 and reported them as *Discontinued operations*. During 2014, residual costs from the disposal resulted in a tax expense of \$20 million.

Combined Results for Discontinued Operations

The following summarizes financial information for all *Discontinued operations* for which Citi continues to have minimal residual costs associated with the sales:

In millions of dollars	2016	2015	2014
Total revenues, net of interest expense⁽¹⁾	\$ —	\$ —	\$ 74
Income (loss) from discontinued operations	\$ (80)	\$ (83)	\$ 10
Provision (benefit) for income taxes	(22)	(29)	12
Loss from discontinued operations, net of taxes	\$ (58)	\$ (54)	\$ (2)

(1) Total revenues include gain or loss on sale, if applicable.

Cash flows for the *Discontinued operations* were not material for all periods presented.

Significant Disposals

The following sales completed during 2016, 2015 and 2014 were identified as significant disposals. The major classes of assets and liabilities derecognized from the Consolidated Balance Sheet, and the income (loss) before taxes related to each business until the disposal date, are presented below.

Novation of the Primerica 80% Coinsurance Agreement

Effective January 1, 2016, Citi completed a novation (an arrangement that extinguishes Citi's rights and obligations under a contract) of the Primerica 80% coinsurance agreement, which was recorded in Citi Holdings, to a third-party reinsurer. The novation resulted in revenues of \$404 million recorded in *Other revenue* (\$263 million after-tax) during the year. Furthermore, the novation resulted in derecognition of \$1.5 billion of available-for-sale securities and cash, \$0.95 billion of deferred acquisition costs and \$2.7 billion of insurance liabilities.

Income before taxes, excluding the revenue upon novation, was as follows:

In millions of dollars	2016	2015	2014
Income before taxes	\$ —	\$ 135	\$ 143

Sale of OneMain Financial Business

On November 15, 2015, Citi sold OneMain Financial (OneMain), which was part of Citi Holdings, including 1,100 retail branches, 5,500 employees, and approximately 1.3 million customer accounts. OneMain had approximately \$10.2 billion of assets, including \$7.8 billion of loans (net of allowance), and \$1.4 billion of available-for-sale securities. OneMain also had \$8.4 billion of liabilities, including \$6.2 billion of long-term debt and \$1.1 billion of short-term borrowings. The transaction generated a pretax gain on sale of \$2.6 billion, recorded in *Other revenue* (\$1.6 billion after-tax) in 2015. However, when combined with the loss on redemption of certain long-term debt supporting remaining Citi Holdings' assets during the fourth quarter of 2015, the resulting net after-tax gain was \$0.8 billion.

Income before taxes, excluding the pretax gain on sale and loss on redemption of debt, was as follows:

In millions of dollars	2016	2015	2014
Income before taxes	\$ —	\$ 663	\$ 890

Sale of Japan Cards Business

On December 14, 2015, Citi sold its Japan cards business, which was part of Citi Holdings, including \$1,350 million of consumer loans (net of allowance), approximately 720,000 customer accounts and 840 employees. The transaction generated a pretax gain on sale of \$180 million, recorded in *Other revenue* (\$155 million after-tax) in 2015. Loss before taxes, excluding the pretax gain on sale, was as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Loss before taxes	\$ —	\$ (5)	\$ —

Sale of Japan Retail Banking Business

On November 1, 2015, Citi sold its Japan retail banking business, which was part of Citi Holdings, including \$563 million of consumer loans (net of allowance), \$20 billion of deposits, approximately 725,000 customer accounts, 1,600 employees and 32 branches. The transaction generated a pretax gain on sale of \$446 million, recorded in *Other revenue* (\$276 million after-tax) in 2015. Loss before taxes, excluding the pretax gain on sale, was as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Loss before taxes	\$ —	\$ (57)	\$ (5)

Sale of Spain Consumer Operations

On September 22, 2014, Citi sold its consumer operations in Spain, which were part of Citi Holdings, including \$1.7 billion of consumer loans (net of allowance), \$3.4 billion of assets under management, \$2.2 billion of customer deposits, 45 branches, 48 ATMs and 938 employees, with the buyer assuming the related current pension commitments at closing. The transaction generated a pretax gain on sale of \$243 million, recorded in *Other revenue* (\$131 million after-tax) in 2014. Income before taxes, excluding the pretax gain on sale, was as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Income before taxes	\$ —	\$ —	\$ 130

Sale of Greece Consumer Operations

On September 30, 2014, Citi sold its consumer operations in Greece, which were part of Citi Holdings, including \$353 million of consumer loans (net of allowance), \$1.1 billion of assets under management, \$1.2 billion of customer deposits, 20 branches, 85 ATMs and 719 employees, with the buyer assuming certain limited pension obligations related to Diners' Club's employees at closing. The transaction generated a pretax gain on sale of \$209 million, recorded in *Other revenue* (\$91 million after-tax). Loss before taxes, excluding the pretax gain on sale in 2014, was as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Loss before taxes	\$ —	\$ —	\$ (76)

3. BUSINESS SEGMENTS

Citigroup's activities are conducted through the following business segments: *Global Consumer Banking (GCB)*, *Institutional Clients Group (ICG)* and Citi Holdings. In addition, *Corporate/Other* includes activities not assigned to a specific business segment.

The business segments are determined based on products and services provided or type of customers served, of which those identified as non-core are recorded in Citi Holdings, and reflective of how management currently evaluates financial information to make business decisions.

GCB includes a global, full-service consumer franchise delivering a wide array of banking, including commercial banking, credit card lending and investment services through a network of local branches, offices and electronic delivery systems and is composed of three *GCB* businesses: *North America*, *Latin America* and *Asia* (including certain *EMEA* consumer operations).

ICG is composed of *Banking and Markets* and *securities services* and provides corporate, institutional, public sector and high-net-worth clients in over 100 countries and jurisdictions with a broad range of banking and financial products and services.

Citi Holdings is composed of businesses and portfolios of assets that Citigroup has determined are not central to its core Citicorp businesses.

Corporate/Other includes certain unallocated costs of global functions, other corporate expenses and net treasury results, unallocated corporate expenses, offsets to certain line-item reclassifications and eliminations, the results of discontinued operations and unallocated taxes.

The accounting policies of these reportable segments are the same as those disclosed in Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

The prior-period balances reflect reclassifications to conform the presentation to the current period's presentation. Effective January 1, 2016, historical financial data was reclassified from Citicorp to Citi Holdings as a result of the reorganization of the legacy *Latin America GCB* reporting unit, which included the transfer of the consumer businesses in Argentina, Brazil and Colombia to Citi Holdings. Citi's consolidated results remain unchanged for all periods presented as a result of the reorganization.

The following table presents certain information regarding the Company's continuing operations by segment:

In millions of dollars, except identifiable assets in billions	Revenues, net of interest expense ⁽¹⁾			Provision (benefits) for income taxes			Income (loss) from continuing operations ⁽²⁾			Identifiable assets	
	2016	2015	2014	2016	2015	2014	2016	2015	2014	2016	2015
<i>Global Consumer Banking</i>	\$ 31,763	\$ 32,495	\$ 34,296	\$ 2,712	\$ 3,430	\$ 3,404	\$ 5,108	\$ 6,376	\$ 6,702	\$ 413	\$ 381
<i>Institutional Clients Group</i>	33,850	33,991	33,312	4,497	4,426	4,129	9,928	9,529	9,645	1,276	1,217
<i>Corporate/Other</i>	410	908	303	(771)	(1,338)	(344)	(609)	496	(5,373)	49	52
Total Citicorp	\$ 66,023	\$ 67,394	\$ 67,911	\$ 6,438	\$ 6,518	\$ 7,189	\$ 14,427	\$ 16,401	\$ 10,974	\$ 1,738	\$ 1,650
Citi Holdings	3,852	8,960	9,308	6	922	8	606	985	(3,470)	54	81
Total	\$ 69,875	\$ 76,354	\$ 77,219	\$ 6,444	\$ 7,440	\$ 7,197	\$ 15,033	\$ 17,386	\$ 7,504	\$ 1,792	\$ 1,731

(1) Includes Citicorp (excluding *Corporate/Other*) total revenues, net of interest expense, in *North America* of \$32.8 billion, \$32.7 billion and \$32.9 billion; in *EMEA* of \$10.0 billion, \$10.0 billion and \$9.5 billion; in *Latin America* of \$9.0 billion, \$9.8 billion and \$10.8 billion; and in *Asia* of \$13.8 billion, \$14.0 billion and \$14.4 billion in 2016, 2015 and 2014, respectively.

(2) Includes pretax provisions for credit losses and for benefits and claims in the *GCB* results of \$6.4 billion, \$5.5 billion and \$5.5 billion; in the *ICG* results of \$486 million, \$962 million and \$47 million; and in Citi Holdings results of \$0.1 billion, \$1.5 billion and \$1.9 billion in 2016, 2015 and 2014, respectively.

4. INTEREST REVENUE AND EXPENSE

Interest revenue and Interest expense consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Interest revenue			
Loan interest, including fees	\$ 39,752	\$ 40,510	\$ 44,776
Deposits with banks	971	727	959
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	2,543	2,516	2,366
Investments, including dividends	7,582	7,017	7,195
Trading account assets ⁽¹⁾	5,738	5,942	5,880
Other interest ⁽²⁾	1,029	1,839	507
Total interest revenue	\$ 57,615	\$ 58,551	\$ 61,683
Interest expense			
Deposits ⁽³⁾	\$ 5,300	\$ 5,052	\$ 5,692
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	1,912	1,612	1,895
Trading account liabilities ⁽¹⁾	410	217	168
Short-term borrowings	477	523	580
Long-term debt	4,412	4,517	5,355
Total interest expense	\$ 12,511	\$ 11,921	\$ 13,690
Net interest revenue	\$ 45,104	\$ 46,630	\$ 47,993
Provision for loan losses	6,749	7,108	6,828
Net interest revenue after provision for loan losses	\$ 38,355	\$ 39,522	\$ 41,165

(1) Interest expense on Trading account liabilities of JCG is reported as a reduction of interest revenue from Trading account assets.

(2) During 2015, interest earned related to assets of significant disposals (primarily OneMain Financial) were reclassified to Other interest.

(3) Includes deposit insurance fees and charges of \$1,145 million, \$1,118 million and \$1,038 million for 2016, 2015 and 2014, respectively.

5. COMMISSIONS AND FEES

The primary components of *Commissions and fees* revenue are investment banking fees, trading-related fees, fees related to trade and securities services in JCG and credit card and bank card fees.

Investment banking fees are substantially composed of underwriting and advisory revenues and are recognized when Citigroup's performance under the terms of a contractual arrangement is completed, which is typically at the closing of a transaction. Underwriting revenue is recorded in *Commissions and fees*, net of both reimbursable and non-reimbursable expenses, consistent with the AICPA Accounting Guide for Brokers and Dealers in Securities (codified in ASC 940-605-05-1). Expenses associated with advisory transactions are recorded in *Other operating expenses*, net of client reimbursements. Out-of-pocket expenses are deferred and recognized at the time the related revenue is recognized. In general, expenses incurred related to investment banking transactions that fail to close (are not consummated) are recorded gross in *Other operating expenses*.

Trading-related fees primarily include commissions and fees from the following: executing transactions for clients on exchanges and over-the-counter markets; sales of mutual funds, insurance and other annuity products; and assisting clients in clearing transactions, providing brokerage services and other such activities. Trading-related fees are recognized when earned in *Commissions and fees*. Gains or losses, if any, on these transactions are included in *Principal transactions* (see Note 6 to the Consolidated Financial Statements).

Credit card and bank card fees are primarily composed of interchange revenue and certain card fees, including annual fees, reduced by reward program costs and certain partner payments. Interchange revenue and fees are recognized when earned. Annual card fees are deferred and amortized on a straight-line basis over a 12-month period. Reward costs are recognized when points are earned by the customers.

The following table presents *Commissions and fees* revenue:

<i>In millions of dollars</i>	2016		2015		2014	
Investment banking	\$	2,847	\$	3,423	\$	3,687
Trading-related		2,219		2,345		2,503
Trade and securities services		1,564		1,735		1,871
Credit cards and bank cards		1,224		1,786		2,227
Other consumer ⁽¹⁾		659		685		835
Corporate finance ⁽²⁾		686		493		531
Checking-related		467		497		531
Loan servicing		325		404		380
Other		430		480		417
Total commissions and fees	\$	10,521	\$	11,848	\$	13,032

(1) Primarily consists of fees for investment fund administration and management, third-party collections, commercial demand deposit accounts and certain credit card services.

(2) Consists primarily of fees earned from structuring and underwriting loan syndications.

6. PRINCIPAL TRANSACTIONS

Principal transactions revenue consists of realized and unrealized gains and losses from trading activities. Trading activities include revenues from fixed income, equities, credit and commodities products and foreign exchange transactions which are managed on a portfolio basis characterized by primary risk. Not included in the table below is the impact of net interest revenue related to trading activities, which is an integral part of trading activities' profitability. See Note 4 to the Consolidated Financial Statements for information about

net interest revenue related to trading activities. Principal transactions include CVA (credit valuation adjustments on derivatives), FVA (funding valuation adjustments) on over-the-counter derivatives and, prior to 2016, DVA (debt valuation adjustments on issued liabilities for which the fair value option has been elected). These adjustments are discussed further in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.

The following table presents principal transactions revenue:

In millions of dollars	2016	2015	2014
Global Consumer Banking ⁽¹⁾	\$ 634	\$ 582	\$ 633
Institutional Clients Group	7,330	5,818	5,889
Corporate/Other ⁽²⁾	(508)	(445)	(378)
Subtotal Citicorp	\$ 7,456	\$ 5,955	\$ 6,144
Citi Holdings	129	53	554
Total Citigroup	\$ 7,585	\$ 6,008	\$ 6,698
Interest rate risks ⁽³⁾	\$ 4,115	\$ 3,798	\$ 3,657
Foreign exchange risks ⁽⁴⁾	1,726	1,532	2,008
Equity risks ⁽⁵⁾	189	(303)	(260)
Commodity and other risks ⁽⁶⁾	806	750	590
Credit products and risks ⁽⁶⁾	749	231	703
Total	\$ 7,585	\$ 6,008	\$ 6,698

(1) Primarily relates to foreign exchange risks.

(2) Includes revenues from government securities and corporate debt, municipal securities, mortgage securities and other debt instruments. Also includes spot and forward trading of currencies and exchange-traded and over-the-counter (OTC) currency options, options on fixed income securities, interest rate swaps, currency swaps, swap options, caps and floors, financial futures, OTC options and forward contracts on fixed income securities.

(3) Includes revenues from foreign exchange spot, forward, option and swap contracts, as well as foreign currency translation (FX translation) gain and losses.

(4) Includes revenues from common, preferred and convertible preferred stock, convertible corporate debt, equity-linked notes and exchange-traded and OTC equity options and warrants.

(5) Primarily includes revenues from crude oil, refined oil products, natural gas and other commodities trades.

(6) Includes revenues from structured credit products.

7. INCENTIVE PLANS

Discretionary Annual Incentive Awards

Citigroup grants immediate cash bonus payments and various forms of immediate and deferred awards as part of its discretionary annual incentive award program involving a large segment of Citigroup's employees worldwide. Most of the shares of common stock issued by Citigroup as part of its equity compensation programs are to settle the vesting of the stock components of these awards.

Discretionary annual incentive awards are generally awarded in the first quarter of the year based upon the previous year's performance. Awards valued at less than U.S. \$100,000 (or the local currency equivalent) are generally paid entirely in the form of an immediate cash bonus. Pursuant to Citigroup policy and/or regulatory requirements, certain employees and officers are subject to mandatory deferrals of incentive pay and generally receive 25% to 60% of their awards in a combination of restricted or deferred stock, deferred cash stock units, or deferred cash. Discretionary annual incentive awards to many employees in the EU are subject to deferral requirements regardless of the total award value, with 50% of the immediate incentive delivered in the form of a stock payment or stock unit award subject to a restriction on sale or transfer or hold back (generally, for six months).

Deferred annual incentive awards may be delivered in the form of one or more award types—a restricted or deferred stock award under Citi's Capital Accumulation Program (CAP), or a deferred cash stock unit award and/or a deferred cash award under Citi's Deferred Cash Award Plan. The applicable mix of awards may vary based on the employee's minimum deferral requirement and the country of employment.

Subject to certain exceptions (principally, for retirement-eligible employees), continuous employment within Citigroup is required to vest in CAP, deferred cash stock unit and deferred cash awards. Post employment vesting by retirement-eligible employees and participants who meet other conditions is generally conditioned upon their refraining from competition with Citigroup during the remaining vesting period, unless the employment relationship has been terminated by Citigroup under certain conditions.

Generally, the deferred awards vest in equal annual installments over three- or four-year periods. Vested CAP awards are delivered in shares of common stock. Deferred cash awards are payable in cash and earn a fixed notional rate of interest that is paid only if and when the underlying principal award amount vests. Deferred cash stock unit awards are payable in cash at the vesting value of the underlying stock. Generally, in the EU, vested CAP shares are subject to a restriction on sale or transfer after vesting, and vested deferred cash awards and deferred cash stock units are subject to hold back (generally, for six months in each case).

Unvested CAP, deferred cash stock units and deferred cash awards made in January 2011 or later are subject to one or more clawback provisions that apply in certain circumstances, including in the case of employee risk-limit violations or other misconduct, or where the awards were

based on earnings that were misstated. CAP awards made to certain employees in February 2013 and later, deferred cash stock units made to certain employees in February 2016 and later, and deferred cash awards made to certain employees in January 2012, are subject to a formulaic performance-based vesting condition pursuant to which amounts otherwise scheduled to vest will be reduced based on the amount of any pretax loss in the participant's business in the calendar year preceding the scheduled vesting date. For CAP awards made in February 2013 and later, and deferred cash stock units made in February 2016 and later, a minimum reduction of 20% applies for the first dollar of loss.

In addition, deferred cash awards made to certain employees in February 2013 and later are subject to a discretionary performance-based vesting condition under which an amount otherwise scheduled to vest may be reduced in the event of a "material adverse outcome" for which a participant has "significant responsibility." Deferred cash awards made to these employees in February 2014 and later are subject to an additional clawback provision pursuant to which unvested awards may be canceled if the employee engaged in misconduct or exercised materially imprudent judgment, or failed to supervise or escalate the behavior of other employees who did.

Certain CAP and other stock-based awards, including those to participants in the EU that are subject to certain discretionary clawback provisions, are subject to variable accounting, pursuant to which the associated value of the award fluctuates with changes in Citigroup's common stock price until the date that the award is settled, either in cash or shares. For these awards, the total amount that will be recognized as expense cannot be determined in full until the settlement date.

Sign-on and Long-Term Retention Awards

Stock awards and deferred cash awards may be made at various times during the year as sign-on awards to induce new hires to join Citi or to high-potential employees as long-term retention awards.

Vesting periods and other terms and conditions pertaining to these awards tend to vary by grant. Generally, recipients must remain employed through the vesting dates to vest in the awards, except in cases of death, disability or involuntary termination other than for "gross misconduct." These awards do not usually provide for post employment vesting by retirement-eligible participants.

Outstanding (Unvested) Stock Awards

A summary of the status of unvested stock awards granted as discretionary annual incentive or sign-on and long-term retention awards is presented below:

Unvested stock awards	Shares	Weighted-average grant date fair value per share
Unvested at January 1, 2016	41,860,291	\$ 45.73
Granted ⁽¹⁾	23,355,805	37.35
Canceled	(1,522,125)	43.76
Vested ⁽²⁾	(21,021,795)	41.63
Unvested at December 31, 2016	42,672,176	\$ 43.24

(1) The weighted-average fair value of the shares granted during 2015 and 2014 was \$50.33 and \$49.65, respectively.

(2) The weighted-average fair value of the shares vesting during 2016 was approximately \$40.08 per share.

Total unrecognized compensation cost related to unvested stock awards, excluding the impact of forfeiture estimates, was \$597 million at December 31, 2016. The cost is expected to be recognized over a weighted-average period of 1.6 years. However, the value of the portion of these awards that is subject to variable accounting will fluctuate with changes in Citigroup's common stock price.

Performance Share Units

Certain executive officers were awarded a target number of performance share units (PSUs) on February 19, 2013, for performance in 2012, and to a broader group of executives on February 18, 2014, February 18, 2015 and February 16, 2016 for performance in the year prior to the award date. For grants prior to 2016, PSUs will be earned only to the extent that Citigroup attains specified performance goals relating to Citigroup's return on assets and relative total shareholder return against peers over the three-year period beginning with the year of award. The actual dollar amounts ultimately earned could vary from zero, if performance goals are not met, to as much as 150% of target, if performance goals are meaningfully exceeded. The value of each PSU is equal to the value of one share of Citi common stock.

The PSUs granted on February 16, 2016 are earned over a three-year performance period based on Citigroup's relative total shareholder return as compared to peers. The actual dollar amounts ultimately earned could vary from zero, if performance goals are not met, to as much as 150% of target, if performance goals are meaningfully exceeded. If the total shareholder return is negative over the three-year performance period, executives may earn no more than 100% of the target PSUs, regardless of the extent to which Citi outperforms peer firms. The value of each PSU is equal to the value of one share of Citi common stock.

PSUs are subject to variable accounting, pursuant to which the associated value of the award will fluctuate with changes in Citigroup's stock price and the attainment of the specified performance goals for each award, until the award is settled solely in cash after the end of the performance period. The value of the award, subject to the performance goals, is estimated using a simulation model that incorporates multiple valuation assumptions, including the probability of achieving the specified performance goals of each award. The risk-free rate used in the model is based on the applicable U.S. Treasury yield curve. Other significant assumptions for the awards are as follows:

Valuation Assumptions	2016	2015	2014
Expected volatility	24.37%	27.13%	39.12%
Expected dividend yield	0.40%	0.08%	0.08%

A summary of the performance share unit activity for 2016 is presented below:

Performance Share Units	Units	Weighted-average grant date fair value per unit
Outstanding, beginning of period	1,357,257	\$ 45.45
Granted ⁽¹⁾	772,653	27.03
Canceled	(91,597)	42.26
Payments	(193,753)	42.26
Outstanding, end of period	1,844,560	\$ 38.22

(1) The weighted-average grant date fair value per unit awarded in 2015 and 2014 was \$44.07 and \$48.34, respectively.

Stock Option Programs

Stock options have not been granted to Citi's employees as part of the annual incentive award programs since 2009.

All outstanding stock options are fully vested with the related expense recognized as a charge to income in prior periods. Generally, the stock options outstanding have a six-year term, with some stock options subject to various transfer restrictions. Cash received from employee stock option exercises under this program for the year ended December 31, 2016 was approximately \$53 million.

Information with respect to stock option activity under Citigroup's stock option programs is shown below:

	2016			2015			2014		
	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share
Outstanding, beginning of period	6,656,588	\$ 67.92	\$ —	26,514,119	\$ 48.00	\$ 6.11	31,508,106	\$ 50.72	\$ 1.39
Canceled	(25,334)	40.80	—	(7,901)	40.80	—	(28,257)	40.80	—
Expired	(2,613,999)	48.80	—	(1,646,581)	40.85	—	(602,093)	242.43	—
Exercised	(2,489,949)	49.10	6.60	(18,203,048)	41.39	13.03	(4,363,637)	40.82	11.37
Outstanding, end of period	1,527,396	\$ 131.78	\$ —	6,656,588	\$ 67.92	\$ —	26,514,119	\$ 48.00	\$ 6.11
Exercisable, end of period	1,527,396			6,656,588			26,514,119		

The following table summarizes information about stock options outstanding under Citigroup's stock option programs at December 31, 2016:

Range of exercise prices	Options outstanding			Options exercisable	
	Number outstanding	Weighted-average contractual life remaining	Weighted-average exercise price	Number exercisable	Weighted-average exercise price
\$39.00—\$99.99	700,892	3.0 years	\$ 43.45	700,892	\$ 43.45
\$100.00—\$199.99	502,416	2.0 years	147.13	502,416	147.13
\$200.00—\$299.99	124,088	1.1 years	240.28	124,088	240.28
\$300.00—\$399.99	200,000	1.1 years	335.50	200,000	335.50
Total at December 31, 2016	1,527,396	2.2 years	\$ 131.78	1,527,396	\$ 131.78

Other Variable Incentive Compensation

Citigroup has various incentive plans globally that are used to motivate and reward performance primarily in the areas of sales, operational excellence and customer satisfaction. Participation in these plans is generally limited to employees who are not eligible for discretionary annual incentive awards.

Summary

Except for awards subject to variable accounting, the total expense recognized for stock awards represents the grant date fair value of such awards, which is generally recognized as a charge to income ratably over the vesting period, other than for awards to retirement-eligible employees and immediately vested awards. Whenever awards are made or are expected to be made to retirement-eligible employees, the charge to income is accelerated based on when the applicable conditions to retirement eligibility were or will be met. If the employee is retirement eligible on the grant date, or the award is vested at grant date, the entire expense is recognized in the year prior to grant.

Recipients of Citigroup stock awards generally do not have any stockholder rights until shares are delivered upon vesting or exercise, or after the expiration of applicable required holding periods. Recipients of restricted or deferred stock awards and deferred cash stock unit awards, however, may be entitled to receive dividends or dividend-equivalent payments during the vesting period. Recipients of restricted stock awards generally are entitled to vote the shares in their award during the vesting period. Once a stock award vests, the

shares are freely transferable, unless they are subject to a restriction on sale or transfer for a specified period.

All equity awards granted since April 19, 2005 have been made pursuant to stockholder-approved stock incentive plans that are administered by the Personnel and Compensation Committee of the Citigroup Board of Directors, which is composed entirely of independent non-employee directors.

At December 31, 2016, approximately 52.1 million shares of Citigroup common stock were authorized and available for grant under Citigroup's 2014 Stock Incentive Plan, the only plan from which equity awards are currently granted.

The 2014 Stock Incentive Plan and predecessor plans permit the use of treasury stock or newly issued shares in connection with awards granted under the plans. Newly issued shares were distributed to settle the vesting of the majority of annual deferred stock awards from 2012 to 2015. Treasury shares were used to settle vestings in 2016 and the first quarter of 2017, except where securities laws require newly issued shares. The use of treasury stock or newly issued shares to settle stock awards does not affect the compensation expense recorded in the Consolidated Statement of Income for equity awards.

Incentive Compensation Cost

The following table shows components of compensation expense, relating to certain of the above incentive compensation programs:

In millions of dollars	2016	2015	2014
Charges for estimated awards to retirement-eligible employees	\$ 555	\$ 541	\$ 525
Amortization of deferred cash awards, deferred cash stock units and performance stock units	336	325	311
Immediately vested stock award expense ⁽¹⁾	73	61	51
Amortization of restricted and deferred stock awards ⁽²⁾	509	461	668
Option expense	—	—	1
Other variable incentive compensation	710	773	803
Profit sharing plan	—	—	1
Total	\$ 2,183	\$ 2,161	\$ 2,369

- (1) Represents expense for immediately vested stock awards that generally were stock payments in lieu of cash compensation. The expense is generally accrued as cash incentive compensation in the year prior to grant.
- (2) All periods include amortization expense for all unvested awards to non-retirement-eligible employees. Amortization is recognized net of estimated forfeitures of awards.

Future Expenses Associated with Outstanding (Unvested) Awards

Citi expects to record compensation expense in future periods as a result of awards granted for performance in 2016 and prior years. Because the awards contain service or other conditions that will be satisfied in the future, the expense of these already-granted awards is recognized over those future periods. The portion of these awards that is subject to variable accounting will cause the expense amount to fluctuate with changes in Citigroup's common stock price. Citi's expected future expenses, excluding the impact of forfeitures, cancellations, clawbacks and repositioning-related accelerations that have not yet occurred, are summarized in the table below:

In millions of dollars	2017	2018	2019	2020 and beyond ⁽¹⁾	Total
Awards granted in 2016 and prior:					
Deferred stock awards	\$ 304	\$ 177	\$ 76	\$ 5	\$ 562
Deferred cash awards	182	96	36	3	317
Future expense related to awards already granted	\$ 486	\$ 273	\$ 112	\$ 8	\$ 879
Future expense related to awards granted in 2017⁽²⁾					
	242	181	145	101	669
Total	\$ 728	\$ 454	\$ 257	\$ 109	\$ 1,548

(1) Principally 2020.

(2) Refers to awards granted on or about February 16, 2017, as part of Citi's discretionary annual incentive awards for services performed in 2016.

8. RETIREMENT BENEFITS

Pension and Postretirement Plans

The Company has several non-contributory defined benefit pension plans covering certain U.S. employees and has various defined benefit pension and termination indemnity plans covering employees outside the U.S.

The U.S. qualified defined benefit plan was frozen effective January 1, 2008 for most employees. Accordingly, no additional compensation-based contributions have been credited to the cash balance portion of the plan for existing plan participants after 2007. However, certain employees covered under the prior final pay plan formula continue to accrue benefits. The Company also offers postretirement health care and life insurance benefits to certain eligible U.S. retired employees, as well as to certain eligible employees outside the U.S.

The Company also sponsors a number of non-contributory, nonqualified pension plans. These plans, which are unfunded, provide supplemental defined pension benefits to certain U.S.

employees. With the exception of certain employees covered under the prior final pay plan formula, the benefits under these plans were frozen in prior years.

The plan obligations, plan assets and periodic plan expense for the Company's most significant pension and postretirement benefit plans (Significant Plans) are measured and disclosed quarterly, instead of annually. The Significant Plans captured approximately 90% of the Company's global pension and postretirement plan obligations as of December 31, 2016. All other plans (All Other Plans) are measured annually with a December 31 measurement date.

Net (Benefit) Expense

The following table summarizes the components of net (benefit) expense recognized in the Consolidated Statement of Income for the Company's pension and postretirement plans, for Significant Plans and All Other Plans:

	Pension plans						Postretirement benefit plans					
	U.S. plans			Non-U.S. plans			U.S. plans			Non-U.S. plans		
	2016	2015	2014	2016	2015	2014	2016	2015	2014	2016	2015	2014
<i>In millions of dollars</i>												
Qualified plans												
Benefits earned during the year	\$ 3	\$ 4	\$ 6	\$ 154	\$ 168	\$ 178	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 10	\$ 12	\$ 15
Interest cost on benefit obligation	520	553	541	282	317	376	25	33	33	94	108	120
Expected return on plan assets	(886)	(893)	(878)	(287)	(323)	(384)	(9)	(3)	(1)	(86)	(105)	(121)
<i>Amortization of unrecognized</i>												
Prior service (benefit) cost	—	(3)	(3)	(1)	2	1	—	—	—	(10)	(11)	(12)
Net actuarial loss	160	139	105	69	73	77	(1)	—	—	30	43	39
Curtailment loss (gain) ⁽¹⁾	13	14	—	(2)	—	14	—	—	—	—	(1)	—
Settlement loss (gain) ⁽¹⁾	—	—	—	6	44	53	—	—	—	—	—	—
Special termination benefits ⁽¹⁾	—	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—
Net qualified plans (benefit) expense	\$ (190)	\$ (186)	\$ (229)	\$ 221	\$ 281	\$ 324	\$ 15	\$ 30	\$ 32	\$ 38	\$ 46	\$ 41
Nonqualified plans expense	\$ 40	\$ 43	\$ 45	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Total net (benefit) expense	\$ (150)	\$ (143)	\$ (184)	\$ 221	\$ 281	\$ 324	\$ 15	\$ 30	\$ 32	\$ 38	\$ 46	\$ 41

(1) Losses and gains due to curtailment, settlement and special termination benefits relate to repositioning and divestiture actions.

The estimated net actuarial loss and prior service (benefit) cost that will be amortized from *Accumulated other comprehensive income (loss)* into net expense in 2017 are approximately \$233 million and \$(2) million, respectively, for defined benefit pension plans.

For postretirement plans, the estimated 2017 net actuarial loss and prior service (benefit) cost amortizations are approximately \$28 million and \$(9) million, respectively.

Contributions

The Company's funding practice for U.S. and non-U.S. pension and postretirement plans is generally to fund to minimum funding requirements in accordance with applicable local laws and regulations. The Company may increase its contributions above the minimum required contribution, if appropriate. In addition, management has the ability to change its funding practices. For the U.S. pension plans, there were no required minimum cash contributions for 2016 or 2015.

The following table summarizes the actual Company contributions for the years ended December 31, 2016 and 2015, as well as estimated expected Company contributions for 2017. Expected contributions are subject to change, since contribution decisions are affected by various factors, such as market performance, tax considerations, and regulatory requirements.

	Pension plans ⁽¹⁾						Postretirement benefit plans ⁽²⁾					
	U.S. plans ⁽¹⁾			Non-U.S. plans			U.S. plans			Non-U.S. plans		
	2017	2016	2015	2017	2016	2015	2017	2016	2015	2017	2016	2015
<i>In millions of dollars</i>												
Contributions made by the Company	\$ —	\$ 500	\$ —	\$ 90	\$ 82	\$ 92	\$ —	\$ —	\$ 174	\$ 4	\$ 4	\$ 4
Benefits paid directly by the Company	71	56	52	44	44	42	—	6	61	5	5	5

(1) Amounts reported for 2017 are expected amounts.

(2) The U.S. pension plans include benefits paid directly by the Company for the nonqualified pension plan.

Funded Status and Accumulated Other Comprehensive Income

The following tables summarize the funded status and amounts recognized in the Consolidated Balance Sheet for the Company's pension and postretirement plans:

	Pension plans				Postretirement benefit plans			
	U.S. plans		Non-U.S. plans		U.S. plans		Non-U.S. plans	
	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
<i>In millions of dollars</i>								
Change in projected benefit obligation								
Qualified plans								
Projected benefit obligation at beginning of year	\$ 13,231	\$ 14,060	\$ 6,534	\$ 7,252	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527
Benefits earned during the year	3	4	154	168	—	—	10	12
Interest cost on benefit obligation	520	553	282	317	25	33	94	108
Plan amendments	—	—	(28)	6	—	—	—	—
Actuarial loss (gain)	351	(649)	589	(28)	(105)	(55)	3	(38)
Benefits paid, net of participants' contributions	(722)	(751)	(323)	(294)	(64)	(90)	(59)	(57)
Expected government subsidy	—	—	—	—	13	12	—	—
Divestitures	—	—	(22)	(147)	—	—	—	—
Settlement (gain) loss ⁽¹⁾	—	—	(38)	(61)	—	—	—	—
Curtailment (gain) loss ⁽¹⁾	13	14	(15)	(8)	—	—	(4)	—
Foreign exchange impact and other	(125)	—	(611)	(671)	—	—	(194)	(211)
Qualified plans	\$ 13,271	\$ 13,231	\$ 6,522	\$ 6,534	\$ 686	\$ 817	\$ 1,141	\$ 1,291
Nonqualified plans	729	712	—	—	—	—	—	—
Projected benefit obligation at year end	\$ 14,000	\$ 13,943	\$ 6,522	\$ 6,534	\$ 686	\$ 817	\$ 1,141	\$ 1,291

(1) Curtailment and settlement (gain) losses relate to repositioning and divestiture activities.

	Pension plans				Postretirement benefit plans			
	U.S. plans		Non-U.S. plans		U.S. plans		Non-U.S. plans	
<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
Change in plan assets								
Qualified plans								
Plan assets at fair value at beginning of year	\$ 12,137	\$ 13,071	\$ 6,104	\$ 7,057	\$ 166	\$ 10	\$ 1,133	\$ 1,384
Actual return on plan assets	572	(183)	967	56	8	(1)	122	(5)
Company contributions	500	—	126	134	6	235	9	9
Plan participants' contributions	—	—	5	5	49	49	—	—
Divestitures	—	—	(5)	(131)	—	—	—	—
Settlements	—	—	(38)	(61)	—	—	—	—
Benefits paid, net of government subsidy	(722)	(751)	(329)	(299)	(100)	(127)	(59)	(57)
Foreign exchange impact and other	(124)	—	(681)	(657)	—	—	(190)	(198)
Qualified plans	\$ 12,363	\$ 12,137	\$ 6,149	\$ 6,104	\$ 129	\$ 166	\$ 1,015	\$ 1,133
Nonqualified plans	—	—	—	—	—	—	—	—
Plan assets at fair value at year end	\$ 12,363	\$ 12,137	\$ 6,149	\$ 6,104	\$ 129	\$ 166	\$ 1,015	\$ 1,133
Funded status of the plans								
Qualified plans⁽¹⁾	\$ (908)	\$ (1,094)	\$ (373)	\$ (430)	\$ (557)	\$ (651)	\$ (126)	\$ (158)
Nonqualified plans⁽²⁾	(729)	(712)	—	—	—	—	—	—
Funded status of the plans at year end	\$ (1,637)	\$ (1,806)	\$ (373)	\$ (430)	\$ (557)	\$ (651)	\$ (126)	\$ (158)
Net amount recognized								
Qualified plans								
Benefit asset	\$ —	\$ —	\$ 711	\$ 726	\$ —	\$ —	\$ 166	\$ 115
Benefit liability	(908)	(1,094)	(1,084)	(1,156)	(557)	(651)	(292)	(273)
Qualified plans	\$ (908)	\$ (1,094)	\$ (373)	\$ (430)	\$ (557)	\$ (651)	\$ (126)	\$ (158)
Nonqualified plans	(729)	(712)	—	—	—	—	—	—
Net amount recognized on the balance sheet	\$ (1,637)	\$ (1,806)	\$ (373)	\$ (430)	\$ (557)	\$ (651)	\$ (126)	\$ (158)
Amounts recognized in Accumulated other comprehensive income (loss)								
Qualified plans								
Net transition obligation	\$ —	\$ —	\$ (1)	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Prior service benefit	—	—	29	5	—	—	98	125
Net actuarial gain (loss)	(6,612)	(6,107)	(1,302)	(1,613)	106	3	(399)	(547)
Qualified plans	\$ (6,612)	\$ (6,107)	\$ (1,274)	\$ (1,609)	\$ 106	\$ 3	\$ (301)	\$ (422)
Nonqualified plans	(296)	(266)	—	—	—	—	—	—
Net amount recognized in equity (pretax)	\$ (6,908)	\$ (6,373)	\$ (1,274)	\$ (1,609)	\$ 106	\$ 3	\$ (301)	\$ (422)
Accumulated benefit obligation								
Qualified plans	\$ 13,268	\$ 13,226	\$ 6,090	\$ 6,049	\$ 686	\$ 817	\$ 1,141	\$ 1,291
Nonqualified plans	726	706	—	—	—	—	—	—
Accumulated benefit obligation at year end	\$ 13,994	\$ 13,932	\$ 6,090	\$ 6,049	\$ 686	\$ 817	\$ 1,141	\$ 1,291

- (1) The U.S. qualified pension plan is fully funded under specified Employee Retirement Income Security Act (ERISA) funding rules as of January 1, 2017 and no minimum required funding is expected for 2017.
- (2) The nonqualified plans of the Company are unfunded.

The following table shows the change in *Accumulated other comprehensive income (loss)* related to the Company's pension, postretirement and post employment plans:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Beginning of year balance, net of tax⁽¹⁾	\$ (5,116)	\$ (5,159)	\$ (3,989)
Actuarial assumptions charges and plan experience	(854)	898	(3,404)
Net asset gain (loss) due to difference between actual and expected returns	400	(1,457)	833
Net amortizations	232	236	202
Prior service (cost) credit	28	(6)	13
Curtailment/settlement gains ⁽³⁾	17	57	67
Foreign exchange impact and other	99	291	459
Change in deferred taxes, net	30	24	660
Change, net of tax	\$ (48)	\$ 43	\$ (1,170)
End of year balance, net of tax⁽¹⁾	\$ (5,164)	\$ (5,116)	\$ (5,159)

(1) See Note 19 to the Consolidated Financial Statements for further discussion of net *Accumulated other comprehensive income (loss)* balance.

(2) Includes net-of-tax amounts for certain profit sharing plans outside the U.S.

(3) Curtailment and settlement gains relate to repositioning and divestiture activities.

At December 31, 2016 and 2015, the aggregate projected benefit obligation (PBO), the aggregate accumulated benefit obligation (ABO), and the aggregate fair value of plan assets are presented for all defined benefit pension plans with a PBO in excess of plan assets and for all defined benefit pension plans with an ABO in excess of plan assets as follows:

<i>In millions of dollars</i>	PBO exceeds fair value of plan assets				ABO exceeds fair value of plan assets			
	U.S. plans ⁽¹⁾		Non-U.S. plans		U.S. plans ⁽¹⁾		Non-U.S. plans	
	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
Projected benefit obligation	\$ 14,000	\$ 13,943	\$ 2,484	\$ 3,918	\$ 14,000	\$ 13,943	\$ 2,282	\$ 2,369
Accumulated benefit obligation	13,994	13,932	2,168	3,488	13,994	13,932	2,012	2,047
Fair value of plan assets	12,363	12,137	1,399	2,762	12,363	12,137	1,224	1,243

(1) At December 31, 2016 and 2015, for both the U.S. qualified plans and nonqualified plans, the aggregate PBO and the aggregate ABO exceeded plan assets.

Plan Assumptions

The Company utilizes a number of assumptions to determine plan obligations and expenses. Changes in one or a combination of these assumptions will have an impact on the Company's pension and postretirement PBO, funded status and (benefit) expense. Changes in the plans' funded status resulting from changes in the PBO and fair value of plan assets will have a corresponding impact on *Accumulated other comprehensive income (loss)*.

The actuarial assumptions at the respective years ended December 31 in the table below are used to measure the year-end PBO and the net periodic (benefit) expense for the subsequent year (period). Since Citi's Significant Plans are measured on a quarterly basis, the year-end rates for those plans are used to calculate the net periodic (benefit) expense for the subsequent year's first quarter. As a result of the quarterly measurement process, the net periodic (benefit) expense for the Significant Plans is calculated at each respective quarter end based on the preceding quarter-end rates (as shown below for the U.S. and non-U.S. pension and postretirement plans). The actuarial assumptions for All Other Plans are measured annually.

Certain assumptions used in determining pension and postretirement benefit obligations and net benefit expense for the Company's plans are shown in the following table:

<i>At year end</i>	2016	2015
Discount rate		
U.S. plans		
Qualified pension	4.10%	4.40%
Nonqualified pension	4.00	4.35
Postretirement	3.90	4.20
Non-U.S. pension plans		
Range	0.25 to 72.50	0.25 to 42.00
Weighted average	4.40	4.76
Non-U.S. postretirement plans		
Range	1.75 to 11.05	2.00 to 13.20
Weighted average	8.27	7.90
Future compensation increase rate⁽¹⁾		
Non-U.S. pension plans		
Range	1.25 to 70.00	1.00 to 40.00
Weighted average	3.21	3.24
Expected return on assets		
U.S. plans	6.80	7.00
Non-U.S. pension plans		
Range	1.00 to 11.50	1.60 to 11.50
Weighted average	4.55	4.95
Non-U.S. postretirement plans		
Range	8.00 to 10.30	8.00 to 10.70
Weighted average	8.02	8.01

(1) Not material for U.S. plans

<i>During the year</i>	2016	2015	2014
Discount rate			
U.S. plans			
Qualified pension	4.40%/3.95%/ 3.65%/3.55%	4.60%/3.85%/ 4.45%/4.35%	4.75%/4.55%/ 4.25%/4.25%
Nonqualified pension	4.35/3.90/ 3.55/3.45	3.90/3.70/ 4.30/4.25	4.75
Postretirement	4.20/3.75/ 3.40/3.30	3.80/3.65/ 4.20/4.10	4.35/4.15/ 3.95/4.00
Non-U.S. pension plans			
Range	0.25 to 42.00	1.00 to 32.50	1.60 to 29.25
Weighted average	4.76	4.74	5.60
Non-U.S. postretirement plans ⁽¹⁾			
Range	2.00 to 13.20	2.25 to 12.00	3.50 to 11.90
Weighted average	7.90	7.50	8.65
Future compensation increase rate⁽²⁾			
Non-U.S. pension plans			
Range	1.00 to 40.00	0.75 to 30.00	1.00 to 26.00
Weighted average	3.24	3.27	3.40
Expected return on assets			
U.S. plans	7.00	7.00	7.00
Non-U.S. pension plans			
Range	1.60 to 11.50	1.30 to 11.50	1.20 to 11.50
Weighted average	4.95	5.08	5.68
Non-U.S. postretirement plans ⁽¹⁾			
Range	8.00 to 10.70	8.50 to 10.40	8.50 to 8.90
Weighted average	8.01	8.51	8.50

(1) Reflects rates utilized to determine the first quarter expense for Significant non-U.S. pension and postretirement plans.

(2) Not material for U.S. plans

Discount Rate

The discount rates for the U.S. pension and postretirement plans were selected by reference to a Citigroup-specific analysis using each plan's specific cash flows and compared with high-quality corporate bond indices for reasonableness. The discount rates for the non-U.S. pension and postretirement plans are selected by reference to high-quality corporate bond rates in countries that have developed corporate bond markets. However, where developed corporate bond markets do not exist, the discount rates are selected by reference to local government bond rates with a premium added to reflect the additional risk for corporate bonds in certain countries.

Effective December 31, 2016, the established rounding convention was to the nearest 5 basis points for the top five non-U.S. countries, 10 basis points for Japan, and 25 basis points for all other countries.

Expected Rate of Return

The Company determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets for its U.S. pension and postretirement plans using a "building block" approach, which focuses on ranges of anticipated rates of return for each asset class. A weighted average range of nominal rates is then determined based on target allocations to each asset class. Market performance over a number of earlier years is evaluated covering a wide range of economic conditions to determine whether there are sound reasons for projecting any past trends.

The Company considers the expected rate of return to be a long-term assessment of return expectations and does not anticipate changing this assumption unless there are significant changes in investment strategy or economic conditions. This contrasts with the selection of the discount rate and certain other assumptions, which are reconsidered annually (or quarterly for the Significant Plans) in accordance with GAAP.

The expected rate of return for the U.S. pension and postretirement plans was 6.80% at December 31, 2016, and was 7.00% at December 31, 2015 and 2014. The expected return on assets reflects the expected annual appreciation of the plan assets and reduces the Company's annual pension expense. The expected return on assets is deducted from the sum of service cost, interest cost and other components of pension expense to arrive at the net pension (benefit) expense. Net pension (benefit) expense for the U.S. pension plans for 2016, 2015 and 2014 reflects deductions of \$886 million, \$893 million and \$878 million of expected returns, respectively.

The following table shows the expected rates of return used in determining the Company's pension expense compared to the actual rate of return on plan assets during 2016, 2015 and 2014 for the U.S. pension and postretirement plans:

	2016	2015	2014
Expected rate of return	7.00%	7.00%	7.00%
Actual rate of return ⁽¹⁾	4.90	(1.70)	7.80

(1) Actual rates of return are presented net of fees.

For the non-U.S. pension plans, pension expense for 2016 was reduced by the expected return of \$287 million, compared with the actual return of \$967 million. Pension expense for 2015 and 2014 was reduced by expected returns of \$323 million and \$384 million, respectively.

Mortality Tables

At December 31, 2016, the Company maintained the Retirement Plan 2014 (RP-2014) mortality table and adopted the Mortality Projection 2016 (MP-2016) projection table for the U.S. plans.

U.S. plans	2016 ⁽¹⁾	2015 ⁽²⁾
Mortality⁽³⁾		
Pension	RP-2014/MP-2016	RP-2014/MP-2015
Postretirement	RP-2014/MP-2016	RP-2014/MP-2015

(1) The RP-2014 table is the white-collar RP-2014 table, with a 4% increase in rates to reflect the lower life expectancy of Cit plan participants.

(2) The MP-2016 projection scale is projected from 2011, with convergence to 0.75% ultimate rate of annual improvement by 2032.

(3) The MP-2015 projection scale is projected from 2011, with convergence to 0.5% ultimate rate of annual improvement by 2029.

Sensitivities of Certain Key Assumptions

The following tables summarize the effect on pension expense of a one-percentage-point change in the discount rate:

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point increase		
	2016	2015	2014
U.S. plans	\$ 31	\$ 26	\$ 28
Non-U.S. plans	(33)	(32)	(39)

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point decrease		
	2016	2015	2014
U.S. plans	\$ (47)	\$ (44)	\$ (45)
Non-U.S. plans	37	44	56

Since the U.S. qualified pension plan was frozen, most of the prospective service cost has been eliminated and the gain/loss amortization period was changed to the life expectancy for inactive participants. As a result, pension expense for the U.S. qualified pension plan is driven more by interest costs than service costs, and an increase in the discount rate would increase pension expense, while a decrease in the discount rate would decrease pension expense.

The following tables summarize the effect on pension expense of a one-percentage-point change in the expected rates of return:

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point increase		
	2016	2015	2014
U.S. plans	\$ (127)	\$ (128)	\$ (129)
Non-U.S. plans	(61)	(63)	(67)

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point decrease		
	2016	2015	2014
U.S. plans	\$ 127	\$ 128	\$ 129
Non-U.S. plans	61	63	67

Health Care Cost Trend Rate

Assumed health care cost trend rates were as follows:

	2016	2015
Health care cost increase rate for U.S. plans		
Following year	6.50%	7.00%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	5.00	5.00
Year in which the ultimate rate is reached ⁽¹⁾	2023	2020

(1) Weighted average for plans with different following year and ultimate rates.

	2016	2015
Health care cost increase rate for Non-U.S. plans (weighted average)		
Following year	6.86%	6.87%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	6.85	6.36
Range of years in which the ultimate rate is reached	2017-2029	2016-2029

A one-percentage-point change in assumed health care cost trend rates would have the following effects:

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point increase		One-percentage-point decrease	
	2016	2015	2016	2015
U.S. plans				
Effect on benefits earned and interest cost for postretirement plans	\$ 1	\$ 2	(1)	(2)
Effect on accumulated postretirement benefit obligation for postretirement plans	30	45	(26)	(38)

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point increase		One-percentage-point decrease	
	2016	2015	2016	2015
Non-U.S. plans				
Effect on benefits earned and interest cost for postretirement plans	\$ 12	\$ 15	(10)	(12)
Effect on accumulated postretirement benefit obligation for postretirement plans	144	156	(118)	(128)

Plan Assets

Citigroup's pension and postretirement plans' asset allocations for the U.S. plans and the target allocations by asset category based on asset fair values, are as follows:

Asset category ⁽¹⁾	Target asset allocation	U.S. pension assets at December 31,		U.S. postretirement assets at December 31,	
	2017	2016	2015	2016	2015
Equity securities ⁽²⁾	0-39%	18%	19%	18%	19%
Debt securities	29-72	47	46	47	46
Real estate	0-10	5	4	5	4
Private equity	0-12	4	6	4	6
Other investments	12-29	26	25	26	25
Total		100%	100%	100%	100%

- (1) Asset allocations for the U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product. For example, private equities with an underlying investment in real estate are classified in the real estate asset category, not private equity.
- (2) Equity securities in the U.S. pension and postretirement plan do not include any Citigroup common stock at the end of 2016 and 2015.

Third-party investment managers and advisers provide their services to Citigroup's U.S. pension and postretirement plans. Assets are rebalanced as the Company's Pension Plan Investment Committee deems appropriate. Citigroup's investment strategy, with respect to its assets, is to maintain a globally diversified investment portfolio across several asset classes that, when combined with Citigroup's contributions to

the plans, will maintain the plans' ability to meet all required benefit obligations.

Citigroup's pension and postretirement plans' weighted-average asset allocations for the non-U.S. plans and the actual ranges, and the weighted-average target allocations by asset category based on asset fair values, are as follows:

Asset category ⁽¹⁾	Non-U.S. pension plans				
	Target asset allocation	Actual range at December 31,		Weighted-average at December 31,	
	2017	2016	2015	2016	2015
Equity securities	0-63%	0-69%	0-68%	14%	16%
Debt securities	0-100	0-100	0-100	79	77
Real estate	0-18	0-18	0-18	1	1
Other investments	0-100	0-100	0-100	6	6
Total				100%	100%

- (1) Similar to the U.S. plans, asset allocations for certain non-U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product.

Asset category ⁽¹⁾	Non-U.S. postretirement plans				
	Target asset allocation	Actual range at December 31,		Weighted-average at December 31,	
	2017	2016	2015	2016	2015
Equity securities	0-39%	0-38%	0-41%	38%	41%
Debt securities	57-100	57-100	56-100	58	56
Other investments	0-3	0-4	0-3	4	3
Total				100%	100%

- (1) Similar to the U.S. plans, asset allocations for certain non-U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product.

Fair Value Disclosure

For information on fair value measurements, including descriptions of Levels 1, 2 and 3 of the fair value hierarchy and the valuation methodology utilized by the Company, see Note 1 and Note 25 to the Consolidated Financial Statements. ASU 2015-07 removed the requirement to categorize within the fair value hierarchy investments for which fair value is measured using the NAV per share practical expedient.

Certain investments may transfer between the fair value hierarchy classifications during the year due to changes in valuation methodology and pricing sources. There were no significant transfers of investments between Level 1 and Level 2 during 2016 and 2015.

Plan assets by detailed asset categories and the fair value hierarchy are as follows:

In millions of dollars	U.S. pension and postretirement benefit plans ⁽¹⁾			
	Fair value measurement at December 31, 2016			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
U.S. equities	\$ 639	\$ —	\$ —	\$ 639
Non-U.S. equities	773	—	—	773
Mutual funds	216	—	—	216
Commingled funds	—	866	—	866
Debt securities	1,297	2,845	—	4,142
Annuity contracts	—	—	3	3
Derivatives	8	543	—	551
Other investments	—	—	2	2
Total investments	\$ 2,933	\$ 4,254	\$ 5	\$ 7,192
Cash and short-term investments	\$ 19	\$ 1,239	\$ —	\$ 1,258
Other investment liabilities	(9)	(553)	—	(562)
Net investments at fair value	\$ 2,943	\$ 4,940	\$ 5	\$ 7,888
Other investment receivables redeemed at NAV				\$ 100
Securities valued at NAV				4,504
Total net assets				\$ 12,492

(1) The investments of the U.S. pension and postretirement plans are commingled in one trust. At December 31, 2016, the allocable interests of the U.S. pension and postretirement plans were 99.0% and 1.0%, respectively.

In millions of dollars	U.S. pension and postretirement benefit plans ⁽¹⁾			
	Fair value measurement at December 31, 2015			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
U.S. equities	\$ 694	\$ —	\$ —	\$ 694
Non-U.S. equities	816	—	—	816
Mutual funds	223	—	—	223
Commingled funds	—	915	—	915
Debt securities	1,172	2,761	—	3,933
Annuity contracts	—	—	27	27
Derivatives	6	521	—	527
Other investments	—	—	147	147
Total investments	\$ 2,911	\$ 4,197	\$ 174	\$ 7,282
Cash and short-term investments	\$ 138	\$ 1,064	\$ —	\$ 1,202
Other investment liabilities	(10)	(515)	—	(525)
Net investments at fair value	\$ 3,039	\$ 4,746	\$ 174	\$ 7,959
Other investment receivables redeemed at NAV				\$ 18
Securities valued at NAV				4,326
Total net assets				\$ 12,303

(1) The investments of the U.S. pension and postretirement plans are commingled in one trust. At December 31, 2015, the allocable interests of the U.S. pension and postretirement plans were 98.6% and 1.4%, respectively.

In millions of dollars	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans			
	Fair value measurement at December 31, 2016			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
U.S. equities	\$ 4	\$ 11	\$ —	\$ 15
Non-U.S. equities	87	174	1	262
Mutual funds	2,345	406	—	2,751
Commingled funds	22	—	—	22
Debt securities	3,406	1,206	7	4,619
Real estate	—	3	1	4
Annuity contracts	—	1	36	37
Derivatives	—	43	—	43
Other investments	1	—	159	160
Total investments	\$ 5,865	\$ 1,844	\$ 204	\$ 7,913
Cash and short-term investments	\$ 116	\$ 2	\$ —	\$ 118
Other investment liabilities	(1)	(960)	—	(961)
Net investments at fair value	\$ 5,980	\$ 886	\$ 204	\$ 7,070
Securities valued at NAV				\$ 92
Total net assets				\$ 7,162

In millions of dollars	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans			
	Fair value measurement at December 31, 2015			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
U.S. equities	\$ 5	\$ 11	\$ —	\$ 16
Non-U.S. equities	74	222	47	343
Mutual funds	2,935	—	—	2,935
Commingled funds	26	—	—	26
Debt securities	2,995	1,215	5	4,215
Real estate	—	3	1	4
Annuity contracts	—	1	41	42
Other investments	1	—	162	164
Total investments	\$ 6,036	\$ 1,452	\$ 257	\$ 7,745
Cash and short-term investments	\$ 73	\$ 2	\$ —	\$ 75
Other investment liabilities	—	(699)	—	(699)
Net investments at fair value	\$ 6,109	\$ 764	\$ 257	\$ 7,130
Securities valued at NAV				\$ 107
Total net assets				\$ 7,237

Level 3 Rollforward

The reconciliations of the beginning and ending balances during the year for Level 3 assets are as follows:

In millions of dollars

U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2015	Realized gains (losses)	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2016
Annuity contracts	\$ 27	\$ —	\$ (3)	\$ (21)	\$ —	\$ 3
Other investments	147	8	(10)	(143)	—	2
U.S. equities	—	(2)	2	—	—	—
Total investments	\$ 174	\$ 6	\$ (11)	\$ (164)	\$ —	\$ 5

In millions of dollars

U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2014 ⁽¹⁾	Realized gains (losses)	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2015
Annuity contracts	\$ 59	\$ —	\$ (4)	\$ (28)	\$ —	\$ 27
Other investments	161	(1)	(9)	(4)	—	147
Total investments	\$ 220	\$ (1)	\$ (13)	\$ (32)	\$ —	\$ 174

(1) Beginning balance was adjusted to exclude \$2,496 million of investments valued at NAV.

<i>In millions of dollars</i>		Non-U.S. pension and postretirement benefit plans				
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2015	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2016	
Non-U.S. equities	\$ 47	\$ (3)	\$ (2)	\$ (41)	\$ —	
Debt securities	5	—	2	—	—	
Real estate	1	—	—	—	—	
Annuity contracts	41	(4)	(1)	—	—	
Other investments	163	4	(8)	—	—	
Total investments	\$ 257	\$ (3)	\$ (9)	\$ (41)	\$ —	

<i>In millions of dollars</i>		Non-U.S. pension and postretirement benefit plans				
	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2014 ⁽¹⁾	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2015	
Asset categories						
Non-U.S. equities	\$ 48	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ 47	
Debt securities	6	(1)	—	—	5	
Real estate	—	—	—	1	1	
Annuity contracts	32	2	4	3	41	
Other investments	165	(2)	2	(2)	163	
Total investments	\$ 251	\$ (2)	\$ 6	\$ 2	\$ 257	

(1) Beginning balance was adjusted to exclude \$5 million of investments valued at NAV.

Investment Strategy

The Company's global pension and postretirement funds' investment strategy is to invest in a prudent manner for the exclusive purpose of providing benefits to participants. The investment strategies are targeted to produce a total return that, when combined with the Company's contributions to the funds, will maintain the funds' ability to meet all required benefit obligations. Risk is controlled through diversification of asset types and investments in domestic and international equities, fixed-income securities and cash and short-term investments. The target asset allocation in most locations outside the U.S. is primarily in equity and debt securities. These allocations may vary by geographic region and country depending on the nature of applicable obligations and various other regional considerations. The wide variation in the actual range of plan asset allocations for the funded non-U.S. plans is a result of differing local statutory requirements and economic conditions. For example, in certain countries local law requires that all pension plan assets must be invested in fixed-income investments, government funds, or local-country securities.

Significant Concentrations of Risk in Plan Assets

The assets of the Company's pension plans are diversified to limit the impact of any individual investment. The U.S. qualified pension plan is diversified across multiple asset classes, with publicly traded fixed income, hedge funds, publicly traded equity, and private equity representing the most significant asset allocations. Investments in these four asset classes are further diversified across funds, managers, strategies, vintages, sectors and geographies, depending on the specific characteristics of each asset class. The pension assets for the Company's non-U.S. Significant Plans are primarily invested in publicly traded fixed income and publicly traded equity securities.

Oversight and Risk Management Practices

The framework for the Company's pension oversight process includes monitoring of retirement plans by plan fiduciaries and/or management at the global, regional or country level, as appropriate. Independent Risk Management contributes to the risk oversight and monitoring for the Company's U.S. qualified pension plan and non-U.S. Significant Pension Plans. Although the specific components of the oversight process are tailored to the requirements of each region, country and plan, the following elements are common to the Company's monitoring and risk management process:

- periodic asset/liability management studies and strategic asset allocation reviews;
- periodic monitoring of funding levels and funding ratios;
- periodic monitoring of compliance with asset allocation guidelines;
- periodic monitoring of asset class and/or investment manager performance against benchmarks; and
- periodic risk capital analysis and stress testing.

Estimated Future Benefit Payments

The Company expects to pay the following estimated benefit payments in future years:

<i>In millions of dollars</i>	Pension plans		Postretirement benefit plans	
	U.S. plans	Non-U.S. plans	U.S. plans	Non-U.S. plans
2017	\$ 893	\$ 357	\$ 62	\$ 57
2018	798	337	60	61
2019	810	359	58	66
2020	838	388	56	71
2021	857	404	55	76
2022-2026	4,455	2,352	247	475

Prescription Drugs

In December 2003, the Medicare Prescription Drug Improvement and Modernization Act of 2003 (Act of 2003) was enacted. The Act of 2003 established a prescription drug benefit under Medicare known as "Medicare Part D," and a federal subsidy to sponsors of U.S. retiree health care benefit plans that provide a benefit that is at least actuarially equivalent to Medicare Part D. The benefits provided to certain participants are at least actuarially equivalent to Medicare Part D and, accordingly, the Company is entitled to a subsidy.

The subsidy reduced the accumulated postretirement benefit obligation (APBO) by approximately \$5 million as of December 31, 2016 and 2015 and the postretirement expense by approximately \$0.2 million for 2016 and 2015.

The following table shows the estimated future benefit payments from the Medicare Part D subsidy of the U.S. postretirement plan.

<i>In millions of dollars</i>	Expected U.S. postretirement benefit payments		
	Before Medicare Part D subsidy	Medicare Part D subsidy	After Medicare Part D subsidy
2017	\$ 62	\$ —	\$ 62
2018	60	—	60
2019	58	—	58
2020	56	—	56
2021	55	—	55
2022-2026	248	1	247

Certain provisions of the Patient Protection and Affordable Care Act of 2010 improved the Medicare Part D option known as the Employer Group Waiver Plan (EGWP) with respect to the Medicare Part D subsidy. The EGWP provides prescription drug benefits that are more cost effective for Medicare-eligible participants and large employers. Effective April 1, 2013, the Company began sponsoring and implementing an EGWP for eligible retirees. The Company subsidy received under the EGWP for 2016 and 2015 was \$12.9 million and \$11.6 million, respectively.

The other provisions of the Act of 2010 are not expected to have a significant impact on Citigroup's pension and postretirement plans.

Post Employment Plans

The Company sponsors U.S. post employment plans that provide income continuation and health and welfare benefits to certain eligible U.S. employees on long-term disability.

As of December 31, 2016 and 2015, the plans' funded status recognized in the Company's Consolidated Balance Sheet was \$(157) million and \$(183) million, respectively. The amounts recognized in Accumulated other comprehensive income (loss) as of December 31, 2016 and 2015 were \$34 million and \$45 million, respectively. Effective January 1, 2014, the Company made changes to its post employment plans that limit the period for which future disabled employees are eligible for continued Company-subsidized medical benefits.

The following table summarizes the components of net expense recognized in the Consolidated Statement of Income for the Company's U.S. post employment plans.

<i>In millions of dollars</i>	Net expense		
	2016	2015	2014
Service related expense			
Interest cost on benefit obligation	\$ 3	\$ 4	\$ 5
Amortization of unrecognized			
Prior service (benefit) cost	(31)	(31)	(31)
Net actuarial loss	5	12	14
Total service related benefit	\$ (23)	\$ (15)	\$ (12)
Non-service related expense	\$ 21	\$ 3	\$ 37
Total net (benefit) expense	\$ (2)	\$ (12)	\$ 25

The following table summarizes certain assumptions used in determining the post employment benefit obligations and net benefit expense for the Company's U.S. post employment plans.

	2016	2015
Discount rate	3.48%	3.70%
Health care cost increase rate		
Following year	6.54%	7.00%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	5.00	5.00
Year in which the ultimate rate is reached	2023	2020

Defined Contribution Plans

The Company sponsors defined contribution plans in the U.S. and in certain non-U.S. locations, all of which are administered in accordance with local laws. The most significant defined contribution plan is the Citi Retirement Savings Plan (formerly known as the Citigroup 401(k) Plan) sponsored by the Company in the U.S.

Under the Citi Retirement Savings Plan, eligible U.S. employees received matching contributions of up to 6% of their eligible compensation for 2016 and 2015, subject to statutory limits. Additionally, for eligible employees whose eligible compensation is \$100,000 or less, a fixed contribution of up to 2% of eligible compensation is provided. All Company contributions are invested according to participants' individual elections. The following table summarizes the Company contributions for the defined contribution plans:

In millions of dollars	U.S. plans		
	2016	2015	2014
Company contributions	\$ 371	\$ 380	\$ 383

In millions of dollars	Non U.S. plans		
	2016	2015	2014
Company contributions	\$ 268	\$ 282	\$ 302

9. INCOME TAXES

Details of the Company's income tax provision are presented below:

Income Tax Provision

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Current			
Federal	\$ 1,016	\$ 861	\$ 181
Foreign	3,585	3,397	3,281
State	384	388	388
Total current income taxes	\$ 4,985	\$ 4,646	\$ 3,850
Deferred			
Federal	\$ 1,280	\$ 3,019	\$ 2,510
Foreign	53	(4)	361
State	126	(221)	476
Total deferred income taxes	\$ 1,459	\$ 2,794	\$ 3,347
Provision for income tax on continuing operations before non-controlling interests	\$ 6,444	\$ 7,440	\$ 7,197
Provision (benefit) for income taxes on discontinued operations	(22)	(29)	12
Income tax expense (benefit) reported in stockholders' equity related to:			
FX translation	(402)	(906)	65
Investment securities	59	(498)	1,007
Employee stock plans	13	(35)	(87)
Cash flow hedges	27	176	297
Benefit plans	(30)	(24)	(660)
FVO DVA	(201)	—	—
Retained earnings ⁽¹⁾	—	—	(353)
Income taxes before non-controlling interests	\$ 5,888	\$ 6,124	\$ 7,388

(1) Includes the effect of securities transactions and other-than-temporary impairment losses resulting in a provision (benefit) of \$352 million and \$(217) million in 2016, \$239 million and \$(93) million in 2015 and \$200 million and \$(148) million in 2014, respectively.

(2) See "Consolidated Statement of Changes in Stockholders' Equity" above.

Tax Rate

The reconciliation of the federal statutory income tax rate to the Company's effective income tax rate applicable to income from continuing operations (before non-controlling interests and the cumulative effect of accounting changes) for each of the periods indicated is as follows:

	2016	2015	2014
Federal statutory rate	35.0 %	35.0 %	35.0 %
State income taxes, net of federal benefit	1.8	1.7	3.4
Foreign income tax rate differential	(3.6)	(4.6)	(0.3)
Audit settlements ⁽¹⁾	(0.6)	(1.7)	(2.4)
Effect of tax law changes ⁽²⁾	—	0.4	1.2
Nondeductible legal and related expenses	—	0.3	18.3
Basis difference in affiliates	(0.1)	—	(2.5)
Tax advantaged investments	(2.4)	(1.8)	(3.6)
Other, net	(0.1)	0.7	(0.1)
Effective income tax rate	30.0 %	30.0 %	49.0 %

(1) For 2016, primarily relates to the conclusion of an IRS audit for 2012-2013. For 2015, primarily relates to the conclusion of a New York City tax audit for 2009-2011. For 2014, relates to the conclusion of the audit of various issues in the Company's 2009-2011 U.S. federal tax audit and the conclusion of a New York State tax audit for 2006-2008.

(2) For 2015, includes the results of tax reforms enacted in New York City and several states, which resulted in a DTA charge of approximately \$101 million. For 2014, includes the results of tax reforms enacted in New York State and South Dakota, which resulted in a DTA charge of approximately \$210 million.

As set forth in the table above, Citi's effective tax rate for 2016 was 30.0%, the same as the effective tax rate in 2015.

Deferred Income Taxes

Deferred income taxes at December 31 related to the following:

In millions of dollars	2016	2015
Deferred tax assets		
Credit loss deduction	\$ 5,146	\$ 6,058
Deferred compensation and employee benefits	3,798	4,110
Repositioning and settlement reserves	1,833	1,479
Unremitted foreign earnings	9,311	8,403
Investment and loan basis differences	4,829	3,248
Cash flow hedges	327	359
Tax credit and net operating loss carry-forwards	20,793	23,053
Fixed assets and leases	1,739	1,356
Other deferred tax assets	2,714	3,176
Gross deferred tax assets	\$ 49,690	\$ 51,192
Valuation allowance	—	—
Deferred tax assets after valuation allowance	\$ 49,690	\$ 51,192
Deferred tax liabilities		
Deferred policy acquisition costs and value of insurance in force	\$ (5)	\$ (327)
Intangibles	(1,711)	(1,146)
Debt issuances	(641)	(850)
Other deferred tax liabilities	(665)	(1,020)
Gross deferred tax liabilities	\$ (3,022)	\$ (3,343)
Net deferred tax assets	\$ 46,668	\$ 47,849

Unrecognized Tax Benefits

The following is a rollforward of the Company's unrecognized tax benefits.

In millions of dollars	2016	2015	2014
Total unrecognized tax benefits at January 1	\$ 1,235	\$ 1,060	\$ 1,574
Net amount of increases for current year's tax positions	34	32	135
Gross amount of increases for prior years' tax positions	273	311	175
Gross amount of decreases for prior years' tax positions	(225)	(61)	(772)
Amounts of decreases relating to settlements	(174)	(45)	(28)
Reductions due to lapse of statutes of limitation	(21)	(22)	(30)
Foreign exchange, acquisitions and dispositions	(30)	(40)	6
Total unrecognized tax benefits at December 31	\$ 1,092	\$ 1,235	\$ 1,060

The total amounts of unrecognized tax benefits at December 31, 2016, 2015 and 2014 that, if recognized, would affect Citi's tax expense, are \$0.8 billion, \$0.9 billion and \$0.8 billion, respectively. The remaining uncertain tax positions have offsetting amounts in other jurisdictions or are temporary differences.

Interest and penalties (not included in "unrecognized tax benefits" above) are a component of the *Provision for income taxes*.

In millions of dollars

	2016		2015		2014	
	Pretax	Net of tax	Pretax	Net of tax	Pretax	Net of tax
Total interest and penalties in the Consolidated Balance Sheet at January 1	\$ 233	\$ 146	\$ 269	\$ 169	\$ 277	\$ 173
Total interest and penalties in the Consolidated Statement of Income	105	68	(29)	(18)	(1)	(1)
Total interest and penalties in the Consolidated Balance Sheet at December 31 ⁽¹⁾	260	164	233	146	269	169

(1) Includes \$3 million, \$3 million, and \$2 million for foreign penalties in 2016, 2015 and 2014, respectively. Also includes \$3 million for state penalties in 2016, 2015 and 2014.

As of December 31, 2016, Citi is under audit by the Internal Revenue Service and other major taxing jurisdictions around the world. It is thus reasonably possible that significant changes in the gross balance of unrecognized tax benefits may occur within the next 12 months, although Citi does not expect such audits to result in amounts that would cause a significant change to its effective tax rate, other than as discussed below.

Citi has concluded certain state and local tax audits. The gross uncertain tax positions at December 31, 2016 relating to such audits are \$78 million. The tax benefit to continuing operations is expected to be \$51 million in the first quarter of 2017.

The following are the major tax jurisdictions in which the Company and its affiliates operate and the earliest tax year subject to examination:

Jurisdiction	Tax year
United States	2014
Mexico	2009
New York State and City	2006
United Kingdom	2014
India	2013
Singapore	2011
Hong Kong	2010
Ireland	2012

Foreign Earnings

Foreign pretax earnings approximated \$11.6 billion in 2016, \$11.3 billion in 2015 and \$10.1 billion in 2014. As a U.S. corporation, Citigroup and its U.S. subsidiaries are currently subject to U.S. taxation on all foreign pretax earnings of a foreign branch. Pretax earnings of a foreign subsidiary or affiliate are subject to U.S. taxation when effectively repatriated. The Company provides income taxes on the undistributed earnings of non-U.S. subsidiaries except to the extent that such earnings are indefinitely reinvested outside the United States.

At December 31, 2016, \$47.0 billion of accumulated undistributed earnings of non-U.S. subsidiaries was indefinitely invested. At the existing U.S. federal income tax rate, additional taxes (net of U.S. foreign tax credits) of \$13.1 billion would have to be provided if such earnings were remitted currently. The current year's effect on the income tax expense from continuing operations is included in the "Foreign income tax rate differential" line in the reconciliation of the federal statutory rate to the Company's effective income tax rate in the table above.

Income taxes are not provided for the Company's "savings bank base year bad debt reserves" that arose before 1988, because under current U.S. tax rules, such taxes will become payable only to the extent such amounts are distributed in excess of limits prescribed by federal law. At December 31, 2016, the amount of the base year reserves totaled approximately \$358 million (subject to a tax of \$125 million).

Deferred Tax Assets

As of December 31, 2016 and 2015, Citi had no valuation allowance on its DTAs. The following table summarizes Citi's DTAs.

In billions of dollars

Jurisdiction/component	DTAs balance December 31, 2016	DTAs balance December 31, 2015
U.S. federal⁽¹⁾		
Net operating losses (NOLs) ⁽²⁾	\$ 3.5	\$ 3.4
Foreign tax credits (FTCs) ⁽²⁾	14.2	15.9
General business credits (GBCs)	0.9	1.3
Future tax deductions and credits	21.9	20.7
Total U.S. federal	\$ 40.5	\$ 41.3
State and local		
New York NOLs	\$ 2.2	\$ 2.4
Other state NOLs	0.2	0.3
Future tax deductions	1.7	1.2
Total state and local	\$ 4.1	\$ 3.9
Foreign		
APB 23 subsidiary NOLs	\$ 0.1	\$ 0.2
Non-APB 23 subsidiary NOLs	0.4	0.4
Future tax deductions	1.6	2.0
Total foreign	\$ 2.1	\$ 2.6
Total	\$ 46.7	\$ 47.8

- (1) Included in the net U.S. federal DTAs of \$40.5 billion as of December 31, 2016 were deferred tax liabilities of \$2 billion that will reverse in the relevant carry-forward period and may be used to support the DTAs.
- (2) 2016 consists of non-consolidated tax return NOL carry-forwards that are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return. 2015 includes \$0.5 billion of non-consolidated NOL carry-forwards that were used in 2016 separately from Citigroup's consolidated tax return, and \$2.9 billion of non-consolidated tax return NOL carry-forwards that are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.
- (3) Includes \$1.9 billion and \$1.7 billion for 2016 and 2015, respectively, of non-consolidated tax return FTC carry-forwards that are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.

The following table summarizes the amounts of tax carry-forwards and their expiration dates:

In billions of dollars

Year of expiration	December 31, 2016	December 31, 2015
U.S. tax return foreign tax credit carry-forwards		
2018	\$ 2.7	\$ 4.8
2019	1.3	1.2
2020	3.1	3.1
2021	1.9	1.7
2022	3.3	3.4
2023 ⁽¹⁾	0.5	0.4
2025 ⁽¹⁾	1.4	1.3
Total U.S. tax return foreign tax credit carry-forwards	\$ 14.2	\$ 15.9
U.S. tax return general business credit carry-forwards		
2031	\$ —	\$ 0.2
2032	—	0.4
2033	0.3	0.3
2034	0.2	0.2
2035	0.2	0.2
2036	0.2	—
Total U.S. tax return general business credit carry-forwards	\$ 0.9	\$ 1.3
U.S. subsidiary separate federal NOL carry-forwards		
2027	\$ 0.2	\$ 0.2
2028	0.1	0.1
2030	0.3	0.3
2031	—	1.5
2033	1.7	1.7
2034	2.3	2.3
2035	3.2	3.6
2036	2.2	—
Total U.S. subsidiary separate federal NOL carry-forwards⁽²⁾	\$ 10.0	\$ 9.7
New York State NOL carry-forwards⁽²⁾		
2034	\$ 13.0	\$ 14.6
New York City NOL carry-forwards⁽²⁾		
2034	\$ 12.2	\$ 13.3
APB 23 subsidiary NOL carry-forwards		
Various	\$ 0.1	\$ 0.2

(1) The \$1.9 billion in FTC carry-forwards that expire in 2023 and 2025 are in a non-consolidated tax return entity but are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.

(2) Pretax.

While Citi's net total DTAs decreased year-over-year, the time remaining for utilization has shortened, given the passage of time, particularly with respect to the foreign tax credit (FTC) component of the DTAs. Although realization is not assured, Citi believes that the realization of the recognized net DTAs of \$46.7 billion at December 31, 2016 is more-likely-than-not based upon expectations as to future taxable income in the jurisdictions in which the DTAs arise and available tax planning strategies (as defined in ASC 740, *Income Taxes*) that would be implemented, if necessary, to prevent a carry-forward from expiring.

Citi has concluded that it has the necessary positive evidence to support the full realization of its DTAs. Specifically, Citi forecasts sufficient U.S. taxable income in the carry-forward periods, exclusive of ASC 740 tax planning strategies. Citi's forecasted taxable income, which will continue to be subject to overall market and global economic conditions, incorporates geographic business forecasts and taxable income adjustments to those forecasts (e.g., U.S. tax-exempt income, loan loss reserves deductible for U.S. tax reporting in subsequent years), and actions intended to optimize its U.S. taxable earnings. In general, Citi would need to generate approximately \$57 billion of U.S. taxable income during the FTC carry-forward periods to prevent this most time-sensitive component of Citi's FTCs from expiring.

In addition to its forecasted U.S. taxable income, Citi has sufficient tax planning strategies available to it under ASC 740 that would be implemented, if necessary, to prevent a carry-forward from expiring. These strategies include repatriating low-taxed foreign source earnings for which an assertion that the earnings have been indefinitely reinvested has not been made, accelerating U.S. taxable income into, or deferring U.S. tax deductions out of, the latter years of the carry-forward period (e.g., selling appreciated assets, electing straight-line depreciation), accelerating deductible temporary differences outside the U.S., and selling certain assets that produce tax-exempt income, while purchasing assets that produce fully taxable income. In addition, the sale or restructuring of certain businesses can produce significant U.S. taxable income within the relevant carry-forward periods.

Based upon the foregoing discussion, Citi believes the U.S. federal and New York state and city NOL carry-forward period of 20 years provides enough time to fully utilize the DTAs pertaining to the existing NOL carry-forwards and any NOL that would be created by the reversal of the future net deductions that have not yet been taken on a tax return.

With respect to the FTCs component of the DTAs, the carry-forward period is 10 years. Utilization of FTCs in any year is restricted to 35% of foreign source taxable income in that year. However, overall domestic losses that Citi has incurred of approximately \$49 billion as of December 31, 2016 are allowed to be reclassified as foreign source income to the extent of 50% of domestic source income produced in subsequent years. Such resulting foreign source income would cover the FTCs being carried forward. As noted in the table above, Citi's FTC carry-forwards were \$14.2 billion as of December 31, 2016, compared to \$15.9 billion as of December 31, 2015. This decrease represented \$1.7 billion of

the \$1.2 billion decrease in Citi's overall DTAs during 2016, partially offset by an increase in AOCI related DTAs. Citi believes that it will generate sufficient U.S. taxable income within the 10-year carry-forward period to be able to fully utilize the FTCs, in addition to any FTCs produced in the tax return for such period, which must be used prior to any carry-forward utilization.

10. EARNINGS PER SHARE

The following table reconciles the income and share data used in the basic and diluted earnings per share (EPS) computations:

<i>In millions, except per-share amounts</i>	2016	2015	2014
Income from continuing operations before attribution of noncontrolling interests	\$ 15,033	\$ 17,386	\$ 7,504
Less: Noncontrolling interests from continuing operations	63	90	192
Net income from continuing operations (for EPS purposes)	\$ 14,970	\$ 17,296	\$ 7,312
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	(58)	(54)	(2)
Citigroup's net income	\$ 14,912	\$ 17,242	\$ 7,310
Less: Preferred dividends ⁽¹⁾	1,077	769	511
Net income available to common shareholders	\$ 13,835	\$ 16,473	\$ 6,799
Less: Dividends and undistributed earnings allocated to employee restricted and deferred shares with nonforfeitable rights to dividends, applicable to basic EPS	195	224	111
Net income allocated to common shareholders for basic EPS	\$ 13,640	\$ 16,249	\$ 6,688
Add: Interest expense, net of tax, and dividends on convertible securities and adjustment of undistributed earnings allocated to employee restricted and deferred shares with nonforfeitable rights to dividends, applicable to diluted EPS	—	—	1
Net income allocated to common shareholders for diluted EPS	\$ 13,640	\$ 16,249	\$ 6,689
Weighted-average common shares outstanding applicable to basic EPS	2,888.1	3,004.0	3,031.6
Effect of dilutive securities ⁽³⁾			
Options ⁽⁴⁾	0.1	3.6	5.1
Other employee plans	0.1	0.1	0.3
Adjusted weighted-average common shares outstanding applicable to diluted EPS⁽⁵⁾	2,888.3	3,007.7	3,037.0
Basic earnings per share⁽⁶⁾			
Income from continuing operations	\$ 4.74	\$ 5.43	\$ 2.21
Discontinued operations	(0.02)	(0.02)	—
Net income	\$ 4.72	\$ 5.41	\$ 2.21
Diluted earnings per share⁽⁶⁾			
Income from continuing operations	\$ 4.74	\$ 5.42	\$ 2.20
Discontinued operations	(0.02)	(0.02)	—
Net income	\$ 4.72	\$ 5.40	\$ 2.20

(1) See Note 20 to the Consolidated Financial Statements for the potential future impact of preferred stock dividends.

(2) Warrants issued to the U.S. Treasury as part of the Troubled Asset Relief Program (TARF) and the loss-sharing agreement (all of which were subsequently sold to the public in January 2011), with exercise prices of \$179.50 and \$105.83 per share for approximately 21.0 million and 25.5 million shares of Citigroup common stock, respectively. Both warrants were not included in the computation of earnings per share in 2016, 2015 and 2014 because they were anti-dilutive.

(3) During 2016, 2015 and 2014, weighted-average options to purchase 4.2 million, 0.9 million and 2.8 million shares of common stock, respectively, were outstanding but not included in the computation of earnings per share because the weighted-average exercise prices of \$98.01, \$199.16 and \$153.91 per share, respectively, were anti-dilutive.

(4) Due to rounding, common shares outstanding applicable to basic EPS and the effect of dilutive securities may not sum to common shares outstanding applicable to diluted EPS.

(5) Due to rounding, earnings per share on continuing operations and discontinued operations may not sum to earnings per share on net income.

11. FEDERAL FUNDS, SECURITIES BORROWED, LOANED AND SUBJECT TO REPURCHASE AGREEMENTS

Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell, at their respective carrying values, consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015
Federal funds sold	\$ —	\$ 25
Securities purchased under agreements to resell	131,473	119,777
Deposits paid for securities borrowed	165,340	99,873
Total⁽¹⁾	\$ 226,813	\$ 219,675

Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase, at their respective carrying values, consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015
Federal funds purchased	\$ 178	\$ 189
Securities sold under agreements to repurchase	125,685	131,650
Deposits received for securities loaned	15,958	14,657
Total⁽¹⁾	\$ 141,821	\$ 146,496

(1) The above tables do not include securities-for-securities lending transactions of \$9.3 billion and \$8.8 billion at December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, where the Company acts as lender and receives securities that can be sold or pledged as collateral. In these transactions, the Company recognizes the securities received at fair value within *Other assets* and the obligation to return those securities as a liability within *Brokerage payable*.

The resale and repurchase agreements represent collateralized financing transactions. Citi executes these transactions primarily through its broker-dealer subsidiaries to facilitate customer matched-book activity and to efficiently fund a portion of Citi's trading inventory. Transactions executed by Citi's bank subsidiaries primarily facilitate customer financing activity.

To maintain reliable funding under a wide range of market conditions, including under periods of stress, Citi manages these activities by taking into consideration the quality of the underlying collateral, and stipulating financing tenor. Citi manages the risks in its collateralized financing transactions by conducting daily stress tests to account for changes in capacity, tenors, haircut, collateral profile and client actions. Additionally, Citi maintains counterparty diversification by establishing concentration triggers and assessing counterparty reliability and stability under stress.

It is Citi's policy to take possession of the underlying collateral, monitor its market value relative to the amounts due under the agreements and, when necessary, require prompt transfer of additional collateral in order to maintain contractual margin protection. For resale and repurchase

agreements, when necessary, Citi posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

Collateral typically consists of government and government-agency securities, corporate and municipal bonds, equities, and mortgage-backed and other asset-backed securities.

The resale and repurchase agreements are generally documented under industry standard agreements that allow the prompt close-out of all transactions (including the liquidation of securities held) and the offsetting of obligations to return cash or securities by the non-defaulting party, following a payment default or other type of default under the relevant master agreement. Events of default generally include (i) failure to deliver cash or securities as required under the transaction, (ii) failure to provide or return cash or securities as used for margining purposes, (iii) breach of representation, (iv) cross-default to another transaction entered into among the parties, or, in some cases, their affiliates, and (v) a repudiation of obligations under the agreement. The counterparty that receives the securities in these transactions is generally unrestricted in its use of the securities, with the exception of transactions executed on a tri-party basis, where the collateral is maintained by a custodian and operational limitations may restrict its use of the securities.

A substantial portion of the resale and repurchase agreements is recorded at fair value, as described in Notes 24 and 25 to the Consolidated Financial Statements. The remaining portion is carried at the amount of cash initially advanced or received, plus accrued interest, as specified in the respective agreements.

The securities borrowing and lending agreements also represent collateralized financing transactions similar to the resale and repurchase agreements. Collateral typically consists of government and government-agency securities and corporate debt and equity securities.

Similar to the resale and repurchase agreements, securities borrowing and lending agreements are generally documented under industry standard agreements that allow the prompt close-out of all transactions (including the liquidation of securities held) and the offsetting of obligations to return cash or securities by the non-defaulting party, following a payment default or other default by the other party under the relevant master agreement. Events of default and rights to use securities under the securities borrowing and lending agreements are similar to the resale and repurchase agreements referenced above.

A substantial portion of securities borrowing and lending agreements is recorded at the amount of cash advanced or received. The remaining portion is recorded at fair value as Citi elected the fair value option for certain securities borrowed and loaned portfolios, as described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements. With respect to securities loaned, Citi receives cash collateral in an amount generally in excess of the market value of the securities loaned. Citi monitors the market value of securities borrowed and securities loaned on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

The enforceability of offsetting rights incorporated in the master netting agreements for resale and repurchase agreements and securities borrowing and lending agreements is evidenced to the extent that a supportive legal opinion has been obtained from counsel of recognized standing that provides the requisite level of certainty regarding the enforceability of these agreements. Also, the exercise of rights by the non-defaulting party to terminate and closeout transactions on a net basis under these agreements will not be stayed or avoided under applicable law upon an event of default including bankruptcy, insolvency or similar proceeding.

A legal opinion may not have been sought or obtained for certain jurisdictions where local law is silent or sufficiently ambiguous to determine the enforceability of offsetting rights or where adverse case law or conflicting regulation may cast doubt on the enforceability of such rights. In some

jurisdictions and for some counterparty types, the insolvency law for a particular counterparty type may be nonexistent or unclear as overlapping regimes may exist. For example, this may be the case for certain sovereigns, municipalities, central banks and U.S. pension plans.

The following tables present the gross and net resale and repurchase agreements and securities borrowing and lending agreements and the related offsetting amount permitted under ASC 210-20-45. The tables also include amounts related to financial instruments that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45 but would be eligible for offsetting to the extent that an event of default occurred and a legal opinion supporting enforceability of the offsetting rights has been obtained. Remaining exposures continue to be secured by financial collateral, but Citi may not have sought or been able to obtain a legal opinion evidencing enforceability of the offsetting right.

As of December 31, 2016						
	Gross amounts of recognized assets	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of assets included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾	
<i>In millions of dollars</i>						
Securities purchased under agreements to resell	\$ 176,284	\$ 44,811	\$ 131,473	\$ 102,874	\$ 28,599	
Deposits paid for securities borrowed	105,340	—	105,340	16,200	89,140	
Total	\$ 281,624	\$ 44,811	\$ 236,813	\$ 119,074	\$ 117,739	

	Gross amounts of recognized liabilities	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of liabilities included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾	
<i>In millions of dollars</i>						
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 170,496	\$ 44,811	\$ 125,685	\$ 63,517	\$ 62,168	
Deposits received for securities loaned	15,958	—	15,958	3,529	12,429	
Total	\$ 186,454	\$ 44,811	\$ 141,643	\$ 67,046	\$ 74,597	

As of December 31, 2015						
	Gross amounts of recognized assets	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of assets included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾	
<i>In millions of dollars</i>						
Securities purchased under agreements to resell	\$ 176,167	\$ 56,390	\$ 119,777	\$ 92,039	\$ 27,738	
Deposits paid for securities borrowed	99,873	—	99,873	16,619	83,254	
Total	\$ 276,040	\$ 56,390	\$ 219,650	\$ 108,658	\$ 110,992	

<i>In millions of dollars</i>	Gross amounts of recognized liabilities	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of liabilities included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 188,040	\$ 56,390	\$ 131,650	\$ 60,541	\$ 71,009
Deposits received for securities loaned	14,657	—	14,657	3,226	11,431
Total	\$ 202,697	\$ 56,390	\$ 146,307	\$ 63,867	\$ 82,440

- (1) Includes financial instruments subject to enforceable master netting agreements that are permitted to be offset under ASC 210-20-45.
(2) The total of this column for each period excludes Federal funds sold/purchased. See tables above.
(3) Includes financial instruments subject to enforceable master netting agreements that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45 but would be eligible for offsetting to the extent that an event of default has occurred and a legal opinion supporting enforceability of the offsetting right has been obtained.
(4) Remaining exposures continue to be secured by financial collateral, but Citi may not have sought or been able to obtain a legal opinion evidencing enforceability of the offsetting right.

The following tables present the gross amount of liabilities associated with repurchase agreements and securities lending agreements, by remaining contractual maturity:

As of December 31, 2016					
<i>In millions of dollars</i>	Open and overnight	Up to 30 days	31-90 days	Greater than 90 days	Total
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 79,740	\$ 50,399	\$ 19,396	\$ 20,961	\$ 170,496
Deposits received for securities loaned	10,813	2,169	2,044	932	15,958
Total	\$ 90,553	\$ 52,568	\$ 21,440	\$ 21,893	\$ 186,454

As of December 31, 2015					
<i>In millions of dollars</i>	Open and overnight	Up to 30 days	31-90 days	Greater than 90 days	Total
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 89,732	\$ 54,336	\$ 21,541	\$ 22,431	\$ 188,040
Deposits received for securities loaned	9,096	1,823	2,324	1,414	14,657
Total	\$ 98,828	\$ 56,159	\$ 23,865	\$ 23,845	\$ 202,697

The following tables present the gross amount of liabilities associated with repurchase agreements and securities lending agreements, by class of underlying collateral:

As of December 31, 2016			
<i>In millions of dollars</i>	Repurchase agreements	Securities lending agreements	Total
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 66,263	\$ —	\$ 66,263
State and municipal securities	334	—	334
Foreign government securities	52,988	1,390	54,378
Corporate bonds	17,164	630	17,794
Equity securities	12,206	13,913	26,119
Mortgage-backed securities	11,421	—	11,421
Asset-backed securities	5,428	—	5,428
Other	4,692	25	4,717
Total	\$ 170,496	\$ 15,958	\$ 186,454

As of December 31, 2015				
<i>In millions of dollars</i>	Repurchase agreements		Securities lending agreements	
				Total
U.S. Treasury and federal agency securities	\$	67,005	\$	—
State and municipal securities		403		—
Foreign government securities		66,633		789
Corporate bonds		15,355		1,085
Equity securities		10,297		12,484
Mortgage-backed securities		19,913		—
Asset-backed securities		4,572		—
Other		3,862		299
Total	\$	188,040	\$	14,657

12. BROKERAGE RECEIVABLES AND BROKERAGE PAYABLES

Citi has receivables and payables for financial instruments sold to and purchased from brokers, dealers and customers, which arise in the ordinary course of business. Citi is exposed to risk of loss from the inability of brokers, dealers or customers to pay for purchases or to deliver the financial instruments sold, in which case Citi would have to sell or purchase the financial instruments at prevailing market prices. Credit risk is reduced to the extent that an exchange or clearing organization acts as a counterparty to the transaction and replaces the broker, dealer or customer in question.

Citi seeks to protect itself from the risks associated with customer activities by requiring customers to maintain margin collateral in compliance with regulatory and internal guidelines. Margin levels are monitored daily, and customers deposit additional collateral as required. Where customers cannot meet collateral requirements, Citi may liquidate sufficient underlying financial instruments to bring the customer into compliance with the required margin level.

Exposure to credit risk is impacted by market volatility, which may impair the ability of clients to satisfy their obligations to Citi. Credit limits are established and closely monitored for customers and for brokers and dealers engaged in forwards, futures and other transactions deemed to be credit sensitive.

Brokerage receivables and Brokerage payables consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2016	2015
Receivables from customers	\$ 10,374	\$ 10,435
Receivables from brokers, dealers, and clearing organizations	18,513	17,248
Total brokerage receivables⁽¹⁾	\$ 28,887	\$ 27,683
Payables to customers	\$ 37,237	\$ 35,653
Payables to brokers, dealers, and clearing organizations	19,915	18,069
Total brokerage payables⁽²⁾	\$ 57,152	\$ 53,722

(1) Includes brokerage receivables and payables recorded by Citi broker-dealer entities that are accounted for in accordance with the AICPA Accounting Guide for Brokers and Dealers in Securities as codified in ASC 940-320.

13. INVESTMENTS

Overview

The following table presents Citi's investments by category:

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2016	2015
Securities available-for-sale (AFS)	\$ 299,424	\$ 299,136
Debt securities held-to-maturity (HTM) ⁽¹⁾	45,667	36,215
Non-marketable equity securities carried at fair value ⁽²⁾	1,774	2,088
Non-marketable equity securities carried at cost ⁽³⁾	6,439	5,516
Total investments	\$ 353,304	\$ 342,955

(1) Carried at adjusted amortized cost basis, net of any credit-related impairment.

(2) Unrealized gains and losses for non-marketable equity securities carried at fair value are recognized in earnings.

(3) Primarily consists of shares issued by the Federal Reserve Bank, Federal Home Loan Banks, foreign central banks and various clearing houses of which Citigroup is a member.

The following table presents interest and dividend income on investments:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Taxable interest	\$ 6,924	\$ 6,414	\$ 6,311
Interest exempt from U.S. federal income tax	483	215	439
Dividend income	175	388	445
Total interest and dividend income	\$ 7,582	\$ 7,017	\$ 7,195

The following table presents realized gains and losses on the sale of investments, which excludes losses from other-than-temporary impairment (OTTI):

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Gross realized investment gains	\$ 1,460	\$ 1,124	\$ 1,020
Gross realized investment losses	(512)	(442)	(450)
Net realized gains on sale of investments	\$ 948	\$ 682	\$ 570

The Company has sold certain debt securities that were classified as HTM. These sales were in response to significant deterioration in the creditworthiness of the issuers or securities or because the Company has collected a substantial portion (at least 85%) of the principal outstanding at acquisition of the security. In addition, certain other securities were reclassified to AFS investments in response to

significant credit deterioration. Because the Company generally intends to sell these reclassified securities, Citi recorded OTTI on the securities. The following table sets forth, for the periods indicated, the carrying value of HTM securities sold and reclassified to AFS, as well as the related gain (loss) or the OTTI losses recorded on these securities.

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Carrying value of HTM securities sold	\$ 49	\$ 392	\$ 8
Net realized gain (loss) on sale of HTM securities	14	10	—
Carrying value of securities reclassified to AFS	150	243	889
OTTI losses on securities reclassified to AFS	(6)	(15)	(25)

Securities Available-for-Sale

The amortized cost and fair value of AFS securities were as follows:

	2016				2015			
	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value
<i>In millions of dollars</i>								
Debt securities AFS								
Mortgage-backed securities⁽¹⁾								
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 38,663	\$ 248	\$ 506	\$ 38,405	\$ 39,584	\$ 367	\$ 237	\$ 39,714
Prime	2	—	—	2	2	—	—	2
Alt-A	43	7	—	50	50	5	—	55
Non-U.S. residential	3,852	13	7	3,858	5,909	31	11	5,929
Commercial	357	2	1	358	573	2	4	571
Total mortgage-backed securities	\$ 42,917	\$ 270	\$ 514	\$ 42,673	\$ 46,118	\$ 405	\$ 252	\$ 46,271
U.S. Treasury and federal agency securities								
U.S. Treasury	\$ 113,606	\$ 629	\$ 452	\$ 113,783	\$ 113,096	\$ 254	\$ 515	\$ 112,835
Agency obligations	9,552	21	85	9,888	10,095	22	37	10,080
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 123,558	\$ 650	\$ 537	\$ 123,671	\$ 123,191	\$ 276	\$ 552	\$ 122,915
State and municipal	\$ 10,797	\$ 80	\$ 757	\$ 10,120	\$ 12,099	\$ 132	\$ 772	\$ 11,459
Foreign government	98,112	590	554	98,148	88,751	402	479	88,674
Corporate	17,195	105	176	17,124	19,492	129	291	19,330
Asset-backed securities ⁽¹⁾	6,810	6	22	6,794	9,261	5	92	9,174
Other debt securities	503	—	—	503	683	—	—	688
Total debt securities AFS	\$ 299,892	\$ 1,701	\$ 2,560	\$ 299,033	\$ 299,600	\$ 1,349	\$ 2,438	\$ 298,511
Marketable equity securities AFS	\$ 377	\$ 20	\$ 6	\$ 391	\$ 602	\$ 26	\$ 3	\$ 625
Total securities AFS	\$ 300,269	\$ 1,721	\$ 2,566	\$ 299,424	\$ 300,202	\$ 1,375	\$ 2,441	\$ 299,136

(1) The Company invests in mortgage-backed and asset-backed securities. These securitizations are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage-backed and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 21 to the Consolidated Financial Statements.

At December 31, 2016, the amortized cost of approximately 4,319 investments in equity and fixed income securities exceeded their fair value by \$2,566 million. Of the \$2,566 million, the gross unrealized losses on equity securities were \$6 million. Of the remainder, \$1,392 million represented unrealized losses on fixed income investments that have been in a gross-unrealized-loss position for less than a year and, of these, 98% were rated investment grade; and \$1,168 million represented unrealized losses on fixed income investments that have been in a gross-unrealized-loss position for a year or more and, of these, 76% were rated investment grade. Of the \$1,168 million mentioned above, \$702 million represent state and municipal securities.

At December 31, 2016, the AFS mortgage-backed securities portfolio fair value balance of \$42,673 million consisted of \$38,405 million of government-sponsored agency securities, and \$4,268 million of privately sponsored securities, substantially all of which were backed by non-U.S. residential mortgages.

As discussed in more detail below, Citi conducts periodic reviews of all securities with unrealized losses to evaluate whether the impairment is other-than-temporary. For debt securities which Citi plans to sell or more-likely-than-not will be required to sell, the entire impairment is recognized in the Consolidated Statement of Income. For those securities that the Company does not intend to sell and is not likely to be required to sell, only the credit-related impairment is recognized in earnings and any non-credit-related impairment is recorded in AOCI.

The following table shows the fair value of AFS securities that have been in an unrealized loss position:

	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses
<i>In millions of dollars</i>						
December 31, 2016						
Securities AFS						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 23,534	\$ 436	\$ 2,236	\$ 70	\$ 25,770	\$ 506
Prime	1	—	—	—	1	—
Non-U.S. residential	486	—	1,276	7	1,762	7
Commercial	75	1	58	—	133	1
Total mortgage-backed securities	\$ 24,096	\$ 437	\$ 3,570	\$ 77	\$ 27,666	\$ 514
U.S. Treasury and federal agency securities						
U.S. Treasury	\$ 44,342	\$ 445	\$ 1,335	\$ 7	\$ 45,677	\$ 452
Agency obligations	6,552	83	250	2	6,802	85
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 50,894	\$ 528	\$ 1,585	\$ 9	\$ 52,479	\$ 537
State and municipal	\$ 1,616	\$ 55	\$ 3,116	\$ 702	\$ 4,732	\$ 757
Foreign government	38,226	243	8,973	311	47,199	554
Corporate	7,011	129	1,877	47	8,888	176
Asset-backed securities	411	—	3,213	22	3,624	22
Other debt securities	5	—	—	—	5	—
Marketable equity securities AFS	19	2	24	4	43	6
Total securities AFS	\$ 122,278	\$ 1,394	\$ 22,358	\$ 1,172	\$ 144,636	\$ 2,566
December 31, 2015						
Securities AFS						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 17,816	\$ 141	\$ 2,618	\$ 96	\$ 20,434	\$ 237
Prime	—	—	1	—	1	—
Non-U.S. residential	2,217	7	825	4	3,042	11
Commercial	291	3	55	1	346	4
Total mortgage-backed securities	\$ 20,324	\$ 151	\$ 3,499	\$ 101	\$ 23,823	\$ 252
U.S. Treasury and federal agency securities						
U.S. Treasury	\$ 59,384	\$ 505	\$ 1,204	\$ 10	\$ 60,588	\$ 515
Agency obligations	6,716	30	196	7	6,912	37
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 66,100	\$ 535	\$ 1,400	\$ 17	\$ 67,500	\$ 552
State and municipal	\$ 635	\$ 26	\$ 4,450	\$ 746	\$ 5,085	\$ 772
Foreign government	34,053	371	4,021	108	38,074	479
Corporate	7,024	190	1,919	101	8,943	291
Asset-backed securities	5,311	58	2,247	34	7,558	92
Other debt securities	27	—	—	—	27	—
Marketable equity securities AFS	132	3	1	—	133	3
Total securities AFS	\$ 133,606	\$ 1,334	\$ 17,537	\$ 1,107	\$ 151,143	\$ 2,441

The following table presents the amortized cost and fair value of AFS debt securities by contractual maturity dates:

	December 31,			
	2016		2015	
	Amortized cost	Fair value	Amortized cost	Fair value
<i>In millions of dollars</i>				
Mortgage-backed securities⁽¹⁾				
Due within 1 year	\$ 132	\$ 132	\$ 114	\$ 114
After 1 but within 5 years	736	738	1,408	1,411
After 5 but within 10 years	2,279	2,265	1,750	1,751
After 10 years ⁽²⁾	39,770	39,538	42,846	42,995
Total	\$ 42,917	\$ 42,673	\$ 46,118	\$ 46,271
U.S. Treasury and federal agency securities				
Due within 1 year	\$ 4,945	\$ 4,945	\$ 3,016	\$ 3,014
After 1 but within 5 years	101,369	101,323	107,034	106,878
After 5 but within 10 years	17,153	17,314	12,786	12,684
After 10 years ⁽²⁾	91	89	355	339
Total	\$ 123,558	\$ 123,671	\$ 123,191	\$ 122,915
State and municipal				
Due within 1 year	\$ 2,093	\$ 2,092	\$ 3,289	\$ 3,287
After 1 but within 5 years	2,668	2,662	1,781	1,781
After 5 but within 10 years	335	334	502	516
After 10 years ⁽²⁾	5,701	5,032	6,527	5,875
Total	\$ 10,797	\$ 10,120	\$ 12,099	\$ 11,459
Foreign government				
Due within 1 year	\$ 32,540	\$ 32,547	\$ 25,898	\$ 25,905
After 1 but within 5 years	51,008	50,881	43,514	43,464
After 5 but within 10 years	12,388	12,440	17,013	16,968
After 10 years ⁽²⁾	2,176	2,280	2,326	2,337
Total	\$ 98,112	\$ 98,148	\$ 88,751	\$ 88,674
All other⁽³⁾				
Due within 1 year	\$ 2,629	\$ 2,628	\$ 2,354	\$ 2,355
After 1 but within 5 years	12,339	12,334	14,035	14,054
After 5 but within 10 years	6,566	6,528	9,789	9,593
After 10 years ⁽²⁾	2,974	2,931	3,263	3,190
Total	\$ 24,508	\$ 24,421	\$ 29,441	\$ 29,192
Total debt securities AFS	\$ 299,892	\$ 299,033	\$ 299,600	\$ 298,511

(1) Includes mortgage-backed securities of U.S. government-sponsored agencies.

(2) Investments with no stated maturities are included as contractual maturities of greater than 10 years. Actual maturities may differ due to call or prepayment rights.

(3) Includes corporate, asset-backed and other debt securities.

Debt Securities Held-to-Maturity

The carrying value and fair value of debt securities HTM were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Amortized cost basis ⁽¹⁾	Net unrealized gains (losses) recognized in AOCI	Carrying value ⁽²⁾	Gross unrealized gains	Gross unrealized (losses)	Fair value
December 31, 2016						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities⁽³⁾						
U.S. government agency guaranteed	\$ 22,462	\$ 33	\$ 22,495	\$ 47	\$ (186)	\$ 22,356
Prime	31	(7)	24	10	(1)	33
Alt-A	314	(27)	287	69	(1)	355
Subprime	—	—	—	—	—	—
Non-U.S. residential	1,871	(47)	1,824	49	—	1,873
Commercial	14	—	14	—	—	14
Total mortgage-backed securities	\$ 24,692	\$ (48)	\$ 24,644	\$ 175	\$ (188)	\$ 24,631
State and municipal	\$ 9,025	\$ (442)	\$ 8,583	\$ 129	\$ (238)	\$ 8,474
Foreign government	1,339	—	1,339	—	(26)	1,313
Asset-backed securities ⁽³⁾	11,107	(6)	11,101	41	(5)	11,137
Total debt securities held-to-maturity⁽³⁾	\$ 46,163	\$ (496)	\$ 45,667	\$ 345	\$ (457)	\$ 45,555
December 31, 2015						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities⁽³⁾						
U.S. government agency guaranteed	\$ 17,648	\$ 138	\$ 17,786	\$ 71	\$ (100)	\$ 17,757
Prime	121	(78)	43	3	(1)	45
Alt-A	433	(1)	432	259	(162)	529
Subprime	2	—	2	13	—	15
Non-U.S. residential	1,330	(60)	1,270	37	—	1,307
Commercial	—	—	—	—	—	—
Total mortgage-backed securities	\$ 19,534	\$ (1)	\$ 19,533	\$ 383	\$ (263)	\$ 19,653
State and municipal	\$ 8,581	\$ (438)	\$ 8,143	\$ 245	\$ (87)	\$ 8,301
Foreign government	4,068	—	4,068	28	(3)	4,093
Asset-backed securities ⁽³⁾	4,485	(14)	4,471	34	(41)	4,464
Total debt securities held-to-maturity⁽³⁾	\$ 36,668	\$ (453)	\$ 36,215	\$ 690	\$ (394)	\$ 36,511

- (1) For securities transferred to HTM from *Trading account assets*, amortized cost basis is defined as the fair value of the securities at the date of transfer plus any accretion income and less any impairment recognized in earnings subsequent to transfer. For securities transferred to HTM from AFS, amortized cost is defined as the original purchase cost, adjusted for the cumulative accretion or amortization of any purchase discount or premium, plus or minus any cumulative fair value hedge adjustments, net of accretion or amortization, and less any other-than-temporary impairment recognized in earnings.
- (2) HTM securities are carried on the Consolidated Balance Sheet at amortized cost basis, plus or minus any unamortized unrealized gains and losses and fair value hedge adjustments recognized in AOCI prior to reclassifying the securities from AFS to HTM. Changes in the values of these securities are not reported in the financial statements, except for the amortization of any difference between the carrying value at the transfer date and fair value of the securities, and the recognition of any non-credit fair value adjustments in AOCI in connection with the recognition of any credit impairment in earnings related to securities the Company continues to intend to hold until maturity.
- (3) The Company invests in mortgage-backed and asset-backed securities. These securitizations are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage-backed and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 21 to the Consolidated Financial Statements.

- (4) During the fourth quarter of 2016, securities with a total fair value of approximately \$5.8 billion were transferred from AFS to HTM, comprised of \$3 billion of U.S. government agency mortgage-backed securities and \$2.8 billion of municipal securities. During the second quarter of 2015, securities with a total fair value of approximately \$7.1 billion were transferred from AFS to HTM, consisting of \$7.0 billion of U.S. government agency mortgage-backed securities and \$0.1 billion of obligations of U.S. states and municipalities. The transfer reflects the Company's intent to hold these securities to maturity or to issue call, in part, in order to reduce the impact of price volatility on AOCI and certain capital measures under Basel III. While these securities were transferred to HTM at fair value as of the transfer date, no subsequent changes in value may be recorded, other than in connection with the recognition of any subsequent other-than-temporary impairment and the amortization of differences between the carrying values at the transfer date and the par values of each security as an adjustment of yield over the remaining contractual life of each security. Any net unrealized holding losses within AOCI related to the respective securities at the date of transfer, inclusive of any cumulative fair value hedge adjustments, will be amortized over the remaining contractual life of each security as an adjustment of yield in a manner consistent with the amortization of any premium or discount.

The Company has the positive intent and ability to hold these securities to maturity or, where applicable, the exercise of any issuer call options, absent any unforeseen significant changes in circumstances, including deterioration in credit or changes in regulatory capital requirements.

The net unrealized losses classified in AOCI primarily relate to debt securities previously classified as AFS that have been transferred to HTM, and include any cumulative fair

value hedge adjustments. The net unrealized loss amount also includes any non-credit-related changes in fair value of HTM securities that have suffered credit impairment recorded in earnings. The AOCI balance related to HTM securities is amortized over the remaining contractual life of the related securities as an adjustment of yield in a manner consistent with the accretion of any difference between the carrying value at the transfer date and par value of the same debt securities.

The table below shows the fair value of debt securities HTM that have been in an unrecognized loss position:

	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair value	Gross unrecognized losses	Fair value	Gross unrecognized losses	Fair value	Gross unrecognized losses
<i>In millions of dollars</i>						
December 31, 2016						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities	\$ 17	\$ —	\$ 17,176	\$ 188	\$ 17,193	\$ 188
State and municipal	2,200	58	1,210	180	3,410	238
Foreign government	1,313	26	—	—	1,313	26
Asset-backed securities	2	—	2,503	5	2,505	5
Total debt securities held-to-maturity	\$ 3,532	\$ 84	\$ 20,889	\$ 373	\$ 24,421	\$ 457
December 31, 2015						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities	\$ 935	\$ 1	\$ 10,301	\$ 262	\$ 11,236	\$ 263
State and municipal	881	20	1,826	67	2,707	87
Foreign government	180	3	—	—	180	3
Asset-backed securities	132	13	3,232	28	3,364	41
Total debt securities held-to-maturity	\$ 2,128	\$ 37	\$ 15,359	\$ 357	\$ 17,487	\$ 394

Note: Excluded from the gross unrecognized losses presented in the above table are \$(496) million and \$(453) million of net unrealized losses recorded in AOCI as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively, primarily related to the difference between the amortized cost and carrying value of HTM securities that were reclassified from AFS. Substantially all of these net unrecognized losses relate to securities that have been in a loss position for 12 months or longer at December 31, 2016 and December 31, 2015.

The following table presents the carrying value and fair value of HTM debt securities by contractual maturity dates:

<i>In millions of dollars</i>	December 31,			
	2016		2015	
	Carrying value	Fair value	Carrying value	Fair value
Mortgage-backed securities				
Due within 1 year	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	760	766	172	172
After 5 but within 10 years	54	55	660	663
After 10 years ⁽¹⁾	23,830	23,810	18,701	18,818
Total	\$ 24,644	\$ 24,631	\$ 19,533	\$ 19,653
State and municipal				
Due within 1 year	\$ 406	\$ 406	\$ 309	\$ 305
After 1 but within 5 years	112	110	336	335
After 5 but within 10 years	363	367	262	270
After 10 years ⁽¹⁾	7,702	7,591	7,236	7,391
Total	\$ 8,583	\$ 8,474	\$ 8,143	\$ 8,301
Foreign government				
Due within 1 year	\$ 824	\$ 818	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	515	495	4,068	4,093
After 5 but within 10 years	—	—	—	—
After 10 years ⁽¹⁾	—	—	—	—
Total	\$ 1,339	\$ 1,313	\$ 4,068	\$ 4,093
All other⁽²⁾				
Due within 1 year	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	—	—	—	—
After 5 but within 10 years	513	514	—	—
After 10 years ⁽¹⁾	10,588	10,623	4,471	4,464
Total	\$ 11,101	\$ 11,137	\$ 4,471	\$ 4,464
Total debt securities held-to-maturity	\$ 45,667	\$ 45,555	\$ 36,215	\$ 36,511

(1) Investments with no stated maturities are included as contractual maturities of greater than 10 years. Actual maturities may differ due to call or prepayment rights.

(2) Includes corporate and asset-backed securities.

Evaluating Investments for Other-Than-Temporary Impairment

Overview

The Company conducts periodic reviews of all securities with unrealized losses to evaluate whether the impairment is other-than-temporary.

An unrealized loss exists when the current fair value of an individual security is less than its amortized cost basis. Unrealized losses that are determined to be temporary in nature are recorded, net of tax, in AOCI for AFS securities. Losses related to HTM securities generally are not recorded, as these investments are carried at adjusted amortized cost basis. However, for HTM securities with credit-related losses, the credit loss is recognized in earnings as OTTI and any difference between the cost basis adjusted for the OTTI and fair value is recognized in AOCI and amortized as an adjustment of yield over the remaining contractual life of the security. For securities transferred to HTM from *Trading account assets*, amortized cost is defined as the fair value of the securities at the date of transfer, plus any accretion income and less any impairment recognized in earnings subsequent to transfer. For securities transferred to HTM from AFS, amortized cost is defined as the original purchase cost, adjusted for the cumulative accretion or amortization of any purchase discount or premium, plus or minus any cumulative fair value hedge adjustments, net of accretion or amortization, and less any impairment recognized in earnings.

Regardless of the classification of the securities as AFS or HTM, the Company assesses each position with an unrealized loss for OTTI. Factors considered in determining whether a loss is temporary include:

- the length of time and the extent to which fair value has been below cost;
- the severity of the impairment;
- the cause of the impairment and the financial condition and near-term prospects of the issuer;
- activity in the market of the issuer that may indicate adverse credit conditions; and
- the Company's ability and intent to hold the investment for a period of time sufficient to allow for recovery of amortized cost basis.

The Company's review for impairment generally entails:

- identification and evaluation of impaired investments;
- analysis of individual investments that have fair values less than amortized cost, including consideration of the length of time the investment has been in an unrealized loss position and the expected recovery period;
- consideration of evidential matter, including an evaluation of factors or triggers that could cause individual investments to qualify as having other-than-temporary impairment and those that would not support other-than-temporary impairment; and
- documentation of the results of these analyses, as required under business policies.

Debt Securities

The entire difference between amortized cost basis and fair value is recognized in earnings as OTTI for impaired debt securities that the Company has an intent to sell or for which the Company believes it will more-likely-than-not be required to sell prior to recovery of the amortized cost basis. However, for those securities that the Company does not intend to sell and is not likely to be required to sell, only the credit-related impairment is recognized in earnings and any non-credit-related impairment is recorded in AOCI.

For debt securities, credit impairment exists where management does not expect to receive contractual principal and interest cash flows sufficient to recover the entire amortized cost basis of a security.

Equity Securities

For equity securities, management considers the various factors described above, including its intent and ability to hold the equity security for a period of time sufficient for recovery to cost or whether it is more-likely-than-not that the Company will be required to sell the security prior to recovery of its cost basis. Where management lacks that intent or ability, the security's decline in fair value is deemed to be other-than-temporary and is recorded in earnings. AFS equity securities deemed to be other-than-temporarily impaired are written down to fair value, with the full difference between fair value and cost recognized in earnings.

Management assesses equity method investments that have fair values that are less than their respective carrying values for OTTI. Fair value is measured as price multiplied by quantity if the investee has publicly listed securities. If the investee is not publicly listed, other methods are used (see Note 24 to the Consolidated Financial Statements).

For impaired equity method investments that Citi plans to sell prior to recovery of value or would likely be required to sell, with no expectation that the fair value will recover prior to the expected sale date, the full impairment is recognized in earnings as OTTI regardless of severity and duration. The measurement of the OTTI does not include partial projected recoveries subsequent to the balance sheet date.

For impaired equity method investments that management does not plan to sell and is not likely to be required to sell prior to recovery of value, the evaluation of whether an impairment is other-than-temporary is based on (i) whether and when an equity method investment will recover in value and (ii) whether the investor has the intent and ability to hold that investment for a period of time sufficient to recover the value. The determination of whether the impairment is considered other-than-temporary considers the following indicators, regardless of the time and extent of impairment:

- the cause of the impairment and the financial condition and near-term prospects of the issuer, including any specific events that may influence the operations of the issuer;
- the intent and ability to hold the investment for a period of time sufficient to allow for any anticipated recovery in market value; and

- the length of time and extent to which fair value has been less than the carrying value.

The sections below describe the Company's process for identifying credit-related impairments for security types that have the most significant unrealized losses as of December 31, 2016.

Mortgage-Backed Securities

For U.S. mortgage-backed securities (and in particular for Alt-A and other mortgage-backed securities that have significant unrealized losses as a percentage of amortized cost), credit impairment is assessed using a cash flow model that estimates the principal and interest cash flows on the underlying mortgages using the security-specific collateral and transaction structure. The model distributes the estimated cash flows to the various tranches of securities, considering the transaction structure and any subordination and credit enhancements that exist in that structure. The cash flow model incorporates actual cash flows on the mortgage-backed securities through the current period and then estimates the remaining cash flows using a number of assumptions, including default rates, prepayment rates, recovery rates (on foreclosed properties) and loss severity rates (on non-agency mortgage-backed securities).

Management develops specific assumptions using market data, internal estimates and estimates published by rating agencies and other third-party sources. Default rates are projected by considering current underlying mortgage loan performance, generally assuming the default of (i) 10% of current loans, (ii) 25% of 30–59 day delinquent loans, (iii) 70% of 60–90 day delinquent loans and (iv) 100% of 91+ day delinquent loans. These estimates are extrapolated along a default timing curve to estimate the total lifetime pool default.

rate. Other assumptions contemplate the actual collateral attributes, including geographic concentrations, rating actions and current market prices.

Cash flow projections are developed using different stress test scenarios. Management evaluates the results of those stress tests (including the severity of any cash shortfall indicated and the likelihood of the stress scenarios actually occurring based on the underlying pool's characteristics and performance) to assess whether management expects to recover the amortized cost basis of the security. If cash flow projections indicate that the Company does not expect to recover its amortized cost basis, the Company recognizes the estimated credit loss in earnings.

State and Municipal Securities

The process for identifying credit impairments in Citigroup's AFS and HTM state and municipal bonds is primarily based on a credit analysis that incorporates third-party credit ratings. Citigroup monitors the bond issuers and any insurers providing default protection in the form of financial guarantee insurance. The average external credit rating, ignoring any insurance, is Aa3/AA-. In the event of an external rating downgrade or other indicator of credit impairment (i.e., based on instrument-specific estimates of cash flows or probability of issuer default), the subject bond is specifically reviewed for adverse changes in the amount or timing of expected contractual principal and interest payments.

For state and municipal bonds with unrealized losses that Citigroup plans to sell (for AFS only), would be more-likely-than-not required to sell (for AFS only) or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise prior to the expected recovery of its amortized cost basis (for AFS and HTM), the full impairment is recognized in earnings.

Recognition and Measurement of OTTI

The following tables present total OTTI recognized in earnings:

OTTI on Investments and Other Assets	Year ended December 31, 2016			
	AFS ⁽¹⁾⁽²⁾	HTM	Other Assets ⁽³⁾	Total
<i>In millions of dollars</i>				
Impairment losses related to securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:				
Total OTTI losses recognized during the period	\$ 3	\$ 1	\$ —	\$ 4
Less: portion of impairment loss recognized in AOCT (before taxes)	—	—	—	—
Net impairment losses recognized in earnings for securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$ 3	\$ 1	\$ —	\$ 4
Impairment losses recognized in earnings for securities that the Company intends to sell, would be more likely than not required to sell or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise	246	38	332	616
Total impairment losses recognized in earnings	\$ 249	\$ 39	\$ 332	\$ 620

(1) Includes OTTI on non-marketable equity securities.

(2) Includes a \$160 million impairment related to AFS securities affected by changes in the Venezuela exchange rate during the year ended December 31, 2016.

(3) The impairment charge is related to the carrying value of an equity investment, which was sold in 2016.

		Year ended December 31, 2015			
OTTI on Investments and Other Assets					
<i>In millions of dollars</i>		AFS ⁽¹⁾	HTM	Other Assets	Total
Impairment losses related to securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:					
Total OTTI losses recognized during the period	\$	33	\$	1	\$ — \$ 34
Less: portion of impairment loss recognized in AOCI (before taxes)		—		—	—
Net impairment losses recognized in earnings for securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$	33	\$	1	\$ — \$ 34
Impairment losses recognized in earnings for securities that the Company intends to sell, would be more likely than not required to sell or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise		182		43	6
Total impairment losses recognized in earnings	\$	215	\$	44	\$ 6 \$ 265

(1) Includes OTTI on non-marketable equity securities.

		Year ended December 31, 2014			
OTTI on Investments and Other Assets					
<i>In millions of dollars</i>		AFS ⁽¹⁾	HTM	Other Assets	Total
Impairment losses related to securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:					
Total OTTI losses recognized during the period	\$	21	\$	5	\$ — \$ 26
Less: portion of impairment loss recognized in AOCI (before taxes)		8		—	8
Net impairment losses recognized in earnings for securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$	13	\$	5	\$ — \$ 18
Impairment losses recognized in earnings for securities that the Company intends to sell or more-likely-than-not will be required to sell before recovery		380		26	—
Total impairment losses recognized in earnings	\$	393	\$	31	\$ — \$ 424

(1) Includes OTTI on non-marketable equity securities.

The following are 12-month rollforwards of the credit-related impairments recognized in earnings for AFS and HTM debt securities held that the Company does not intend to sell nor likely will be required to sell:

Cumulative OTTI credit losses recognized in earnings on securities still held					
<i>In millions of dollars</i>	Dec. 31, 2015 balance	Credit impairments recognized in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Reductions due to credit-impaired securities sold, transferred or matured	Dec. 31, 2016 balance
AFS debt securities					
Mortgage-backed securities	\$ —	\$ 1	\$ —	(1)	\$ —
State and municipal	12	—	—	(8)	4
Foreign government securities	5	—	—	(5)	—
Corporate	9	1	1	(6)	5
All other debt securities	47	—	—	(25)	22
Total OTTI credit losses recognized for AFS debt securities	\$ 73	\$ 2	\$ 1	(45)	\$ 31
HTM debt securities					
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾	\$ 132	\$ —	\$ —	(31)	\$ 101
Corporate	—	1	—	(1)	—
All other debt securities	4	—	—	(1)	3
Total OTTI credit losses recognized for HTM debt securities	\$ 136	\$ 1	\$ —	(33)	\$ 104

(1) Primarily consists of Alt-A securities.

Cumulative OTTI credit losses recognized in earnings on securities still held					
<i>In millions of dollars</i>	Dec. 31, 2014 balance	Credit impairments recognized in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Reductions due to credit-impaired securities sold, transferred or matured	Dec. 31, 2015 balance
AFS debt securities					
Mortgage-backed securities	\$ 1	\$ —	\$ —	(1)	\$ —
State and municipal	4	8	—	—	12
Foreign government securities	6	—	—	(1)	5
Corporate	15	2	—	(8)	9
All other debt securities	48	23	—	(24)	47
Total OTTI credit losses recognized for AFS debt securities	\$ 74	\$ 33	\$ —	(34)	\$ 73
HTM debt securities					
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾	\$ 246	\$ 1	\$ —	(115)	\$ 132
Corporate	—	—	—	—	—
All other debt securities	5	—	—	(1)	4
Total OTTI credit losses recognized for HTM debt securities	\$ 251	\$ 1	\$ —	(116)	\$ 136

(1) Primarily consists of Alt-A securities.

Investments in Alternative Investment Funds That Calculate Net Asset Value

The Company holds investments in certain alternative investment funds that calculate net asset value (NAV) or its equivalent, including hedge funds, private equity funds, funds of funds and real estate funds, as provided by third-party asset managers. Investments in such funds are generally classified as non-marketable equity securities carried at fair value. The fair values of these investments are estimated using the NAV of the Company's ownership interest in the funds. Some of these investments are in "covered funds" for purposes of the Volcker Rule, which prohibits certain proprietary investment activities and limits the ownership of, and relationships with, covered funds. The deadline for compliance with the Volcker Rule is July 21, 2017, by which date Citi is required to sell those of its investments in covered funds prohibited by the rule. Citi has submitted an application to request an extension of the permitted holding period for certain of its investments in illiquid funds subject to the Volcker Rule. If an extension is not granted and such investments need to be divested, the Company may receive value that is lower than the reported NAV for these investments.

	Fair value		Unfunded commitments		Redemption frequency (if currently eligible) monthly, quarterly, annually	Redemption notice period
	December 31, 2016	December 31, 2015	December 31, 2016	December 31, 2015		
<i>In millions of dollars</i>						
Hedge funds	\$ 4	\$ 3	\$ —	\$ —	Generally quarterly	10-95 days
Private equity funds ⁽¹⁾⁽²⁾	348	762	82	173	—	—
Real estate funds ⁽³⁾	56	130	20	21	—	—
Total	\$ 408	\$ 895	\$ 102	\$ 194	—	—

(1) Private equity funds include funds that invest in infrastructure, emerging markets and venture capital.

(2) With respect to the Company's investments in private equity funds and real estate funds, distributions from each fund will be received as the underlying assets held by these funds are liquidated. It is estimated that the underlying assets of these funds will be liquidated over a period of several years as market conditions allow. Private equity and real estate funds do not allow redemption of investments by their investors. Investors are permitted to sell or transfer their investments, subject to the approval of the general partner or investment manager of these funds, which generally may not be successfully withheld.

(3) Includes several real estate funds that invest primarily in commercial real estate in the U.S., Europe and Asia.

14. LOANS

Citigroup loans are reported in two categories—consumer and corporate. These categories are classified primarily according to the segment and subsegment that manage the loans.

Consumer Loans

Consumer loans represent loans and leases managed primarily by GCB in Citicorp and in Citi Holdings. The following table provides Citi's consumer loans by loan type:

In millions of dollars	December 31,	
	2016	2015
In U.S. offices		
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	\$ 72,957	\$ 80,281
Installment, revolving credit and other	3,395	3,480
Cards ⁽²⁾	132,654	112,800
Commercial and industrial	7,159	6,407
	\$ 216,165	\$ 202,968
In offices outside the U.S.		
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	\$ 42,803	\$ 47,062
Installment, revolving credit and other	24,887	29,480
Cards	23,783	27,342
Commercial and industrial	16,871	17,741
Lease financing	81	362
	\$ 108,425	\$ 121,987
Total consumer loans	\$ 324,590	\$ 324,955
Net unearned income	\$ 776	\$ 830
Consumer loans, net of unearned income	\$ 325,366	\$ 325,785

(1) Loans secured primarily by real estate.

(2) December 31, 2016 balance includes loans related to the acquisition of the Costco U.S. co-branded credit card portfolio, completed on June 17, 2016.

Citigroup has established a risk management process to monitor, evaluate and manage the principal risks associated with its consumer loan portfolio. Credit quality indicators that are actively monitored include delinquency status, consumer credit scores (FICO) and loan to value (LTV) ratios, each as discussed in more detail below.

Included in the loan table above are lending products whose terms may give rise to greater credit issues. Credit cards with below-market introductory interest rates and interest-only loans are examples of such products. These products are closely managed using credit techniques that are intended to mitigate their higher inherent risk.

During the years ended December 31, 2016 and 2015, the Company sold and/or reclassified to held-for-sale, \$9.7 billion and \$25.8 billion, respectively, of consumer loans.

Delinquency Status

Delinquency status is monitored and considered a key indicator of credit quality of consumer loans. Principally, the U.S. residential first mortgage loans use the Mortgage Bankers Association (MBA) method of reporting delinquencies, which considers a loan delinquent if a monthly payment has not been received by the end of the day immediately preceding the loan's next due date. All other loans use a method of reporting delinquencies that considers a loan delinquent if a monthly payment has not been received by the close of business on the loan's next due date.

As a general policy, residential first mortgages, home equity loans and installment loans are classified as non-accrual when loan payments are 90 days contractually past due. Credit cards and unsecured revolving loans generally accrue interest until payments are 180 days past due. Home equity loans in regulated bank entities are classified as non-accrual if the related residential first mortgage is 90 days or more past due. Mortgage loans in regulated bank entities discharged through Chapter 7 bankruptcy, other than Federal Housing Administration (FHA)-insured loans, are classified as non-accrual. Commercial market loans are placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due.

The policy for re-aging modified U.S. consumer loans to current status varies by product. Generally, one of the conditions to qualify for these modifications is that a minimum number of payments (typically ranging from one to three) be made. Upon modification, the loan is re-aged to current status. However, re-aging practices for certain open-ended consumer loans, such as credit cards, are governed by Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) guidelines. For open-ended consumer loans subject to FFIEC guidelines, one of the conditions for a loan to be re-aged to current status is that at least three consecutive minimum monthly payments, or the equivalent amount, must be received. In addition, under FFIEC guidelines, the number of times that such a loan can be re-aged is subject to limitations (generally once in 12 months and twice in five years). Furthermore, FHA and Department of Veterans Affairs (VA) loans are modified under those respective agencies' guidelines and payments are not always required in order to re-age a modified loan to current.

Consumer Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2016

<i>In millions of dollars</i>	Total current ⁽¹⁾	30-89 days past due ⁽²⁾	≥ 90 days past due ⁽³⁾	Past due government guaranteed ⁽⁴⁾	Total loans ⁽⁵⁾	Total non-accrual	90 days past due and accruing
In North America offices							
Residential first mortgages ⁽¹⁾	\$ 50,766	\$ 522	\$ 371	\$ 1,474	\$ 53,133	\$ 1,046	\$ 1,227
Home equity loans ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	18,767	249	438	—	19,454	716	—
Credit cards	130,327	1,465	1,509	—	133,301	—	1,509
Installment and other	4,486	106	38	—	4,630	70	2
Commercial market loans	8,876	23	74	—	8,973	328	14
Total	\$ 213,222	\$ 2,365	\$ 2,430	\$ 1,474	\$ 219,491	\$ 2,160	\$ 2,752
In offices outside North America							
Residential first mortgages ⁽¹⁾	\$ 35,873	\$ 206	\$ 135	\$ —	\$ 36,214	\$ 360	\$ —
Credit cards	22,358	370	327	—	23,055	259	239
Installment and other	22,638	295	128	—	23,061	231	—
Commercial market loans	23,391	41	110	—	23,542	148	—
Total	\$ 104,260	\$ 912	\$ 700	\$ —	\$ 105,872	\$ 998	\$ 239
Total GCB and Citi Holdings consumer	\$ 317,482	\$ 3,277	\$ 3,130	\$ 1,474	\$ 325,363	\$ 3,158	\$ 2,991
Other⁽⁸⁾	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Total Citigroup	\$ 317,485	\$ 3,277	\$ 3,130	\$ 1,474	\$ 325,366	\$ 3,158	\$ 2,991

(1) Loans less than 30 days past due are presented as current.

(2) Includes \$29 million of residential first mortgages recorded at fair value.

(3) Excludes loans guaranteed by U.S. government-sponsored entities.

(4) Consists of residential first mortgages that are guaranteed by U.S. government-sponsored entities that are 30-89 days past due of \$0.2 billion and 90 days or more past due of \$1.3 billion.

(5) Includes approximately \$0.1 billion of residential first mortgage loans in process of foreclosure.

(6) Includes approximately \$0.1 billion of home equity loans in process of foreclosure.

(7) Fixed-rate home equity loans and loans extended under home equity lines of credit, which are typically in junior lien positions.

(8) Represents loans classified as consumer loans on the Consolidated Balance Sheet that are not included in the Citi Holdings consumer credit metrics.

Consumer Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2015

<i>In millions of dollars</i>	Total current ⁽¹⁾	30-89 days past due ⁽²⁾	≥ 90 days past due ⁽³⁾	Past due government guaranteed ⁽⁴⁾	Total loans ⁽²⁾	Total non-accrual	90 days past due and accruing
In North America offices							
Residential first mortgages ⁽⁵⁾	\$ 53,146	\$ 846	\$ 564	\$ 2,318	\$ 56,874	\$ 1,216	\$ 1,997
Home equity loans ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	22,335	136	277	—	22,748	1,017	—
Credit cards	110,814	1,296	1,243	—	113,353	—	1,243
Installment and other	4,576	80	33	—	4,689	56	2
Commercial market loans	8,241	16	61	—	8,318	222	17
Total	\$ 199,112	\$ 2,374	\$ 2,178	\$ 2,318	\$ 205,982	\$ 2,511	\$ 3,259
In offices outside North America							
Residential first mortgages ⁽⁸⁾	\$ 39,551	\$ 240	\$ 175	\$ —	\$ 39,966	\$ 388	\$ —
Credit cards	25,698	477	442	—	26,617	261	278
Installment and other	27,664	317	220	—	28,201	226	—
Commercial market loans	24,764	46	31	—	24,841	247	—
Total	\$ 117,677	\$ 1,080	\$ 868	\$ —	\$ 119,625	\$ 1,122	\$ 278
Total GCB and Citi Holdings	\$ 316,789	\$ 3,454	\$ 3,046	\$ 2,318	\$ 325,607	\$ 3,633	\$ 3,537
Other⁽⁹⁾	164	7	7	—	178	25	—
Total Citigroup	\$ 316,953	\$ 3,461	\$ 3,053	\$ 2,318	\$ 325,785	\$ 3,658	\$ 3,537

(1) Loans less than 30 days past due are presented as current.

(2) Includes \$34 million of residential first mortgages recorded at fair value.

(3) Excludes loans guaranteed by U.S. government-sponsored entities.

(4) Consists of residential first mortgages that are guaranteed by U.S. government-sponsored entities that are 30-89 days past due of \$0.3 billion and 90 days or more past due of \$2.0 billion.

(5) Includes approximately \$0.2 billion of residential first mortgage loans in process of foreclosure.

(6) Includes approximately \$0.1 billion of home equity loans in process of foreclosure.

(7) Fixed-rate home equity loans and loans extended under home equity lines of credit, which are typically in junior lien positions.

(8) Includes approximately \$0.3 billion of residential first mortgage loans in process of foreclosure.

(9) Represents loans classified as consumer loans on the Consolidated Balance Sheet that are not included in the Citi Holdings consumer credit metrics.

Consumer Credit Scores (FICO)

In the U.S., independent credit agencies rate an individual's risk for assuming debt based on the individual's credit history and assign every consumer a "FICO" (Fair Isaac Corporation) credit score. These scores are continually updated by the agencies based upon an individual's credit actions (e.g., taking out a loan or missed or late payments).

The following tables provide details on the FICO scores for Citi's U.S. consumer loan portfolio (commercial market loans are excluded in the table since they are business based and FICO scores are not a primary driver in their credit evaluation). FICO scores are updated monthly for substantially all of the portfolio or, otherwise, on a quarterly basis for the remaining portfolio.

<i>In millions of dollars</i>	FICO score distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾			December 31, 2016		
	Less than 620	≥ 620 but less than 660	Equal to or greater than 660			
Residential first mortgages	\$ 2,744	\$ 2,422	\$ 44,279			
Home equity loans	1,750	1,418	14,743			
Credit cards	8,310	11,320	110,522			
Installment and other	284	271	2,601			
Total	\$ 13,088	\$ 15,431	\$ 172,145			

**FICO score distribution
in U.S. portfolio⁽¹⁾⁽²⁾**

In millions of dollars	December 31, 2015		
	Less than 620	≥ 620 but less than 660	Equal to or greater than 660
Residential first mortgages	\$ 3,483	\$ 3,036	\$ 45,047
Home equity loans	2,067	1,782	17,837
Credit cards	7,341	10,072	93,194
Installment and other	337	270	2,662
Total	\$ 13,228	\$ 15,160	\$ 158,740

(1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to long-term standby commitments (LTSCs) with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.

(2) Excludes balances where FICO was not available. Such amounts are not material.

Loan to Value (LTV) Ratios

LTV ratios (loan balance divided by appraised value) are calculated at origination and updated by applying market price data.

The following tables provide details on the LTV ratios for Citi's U.S. consumer mortgage portfolios. LTV ratios are updated monthly using the most recent Core Logic Home Price Index data available for substantially all of the portfolio applied at the Metropolitan Statistical Area level, if available, or the state level if not. The remainder of the portfolio is updated in a similar manner using the Federal Housing Finance Agency indices.

**LTV distribution in
U.S. portfolio⁽¹⁾⁽²⁾**

In millions of dollars	December 31, 2016		
	Less than or equal to 80%	> 80% but less than or equal to 100%	Greater than 100%
Residential first mortgages	\$ 45,849	\$ 3,467	\$ 324
Home equity loans	12,869	2,653	1,305
Total	\$ 58,718	\$ 7,120	\$ 1,629

**LTV distribution in
U.S. portfolio⁽¹⁾⁽²⁾**

In millions of dollars	December 31, 2015		
	Less than or equal to 80%	> 80% but less than or equal to 100%	Greater than 100%
Residential first mortgages	\$ 46,559	\$ 4,478	\$ 626
Home equity loans	13,904	5,147	2,527
Total	\$ 60,463	\$ 9,625	\$ 3,153

(1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to LTSCs with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.

(2) Excludes balances where LTV was not available. Such amounts are not material.

Impaired Consumer Loans

Impaired loans are those loans where Citi believes it is probable all amounts due according to the original contractual terms of the loan will not be collected. Impaired consumer loans include non-accrual commercial market loans, as well as smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified due to the borrower's financial difficulties and where Citi has granted a concession to the borrower. These modifications may include interest rate reductions and/or principal forgiveness. Impaired consumer loans exclude smaller-balance homogeneous loans that have not been modified and are carried on a non-accrual basis.

The following tables present information about impaired consumer loans and interest income recognized on impaired consumer loans:

In millions of dollars	At and for the year ended December 31, 2016				
	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance ⁽²⁾	Average carrying value ⁽³⁾	Interest income recognized ⁽⁴⁾
Mortgage and real estate					
Residential first mortgages	\$ 3,786	\$ 4,157	\$ 540	\$ 4,632	\$ 170
Home equity loans	1,298	1,824	189	1,326	35
Credit cards	1,747	1,781	566	1,831	158
Installment and other					
Individual installment and other	455	481	215	475	27
Commercial market loans	513	744	98	538	12
Total	\$ 7,799	\$ 8,987	\$ 1,608	\$ 8,802	\$ 402

- (1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount and direct write-downs and includes accrued interest only on credit card loans.
(2) \$740 million of residential first mortgages, \$406 million of home equity loans and \$97 million of commercial market loans do not have a specific allowance.
(3) Included in the Allowance for loan losses.
(4) Average carrying value represents the average recorded investment ending balance for the last four quarters and does not include the related specific allowance.
(5) Includes amounts recognized on both an accrual and cash basis.

In millions of dollars	At and for the year ended December 31, 2015				
	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance ⁽²⁾	Average carrying value ⁽³⁾	Interest income recognized ⁽⁴⁾
Mortgage and real estate					
Residential first mortgages	\$ 6,038	\$ 6,610	\$ 739	\$ 8,932	\$ 439
Home equity loans	1,399	1,972	406	1,778	64
Credit cards	1,950	1,986	604	2,079	179
Installment and other					
Individual installment and other	464	519	197	449	33
Commercial market loans	341	572	100	361	13
Total	\$ 10,192	\$ 11,659	\$ 2,046	\$ 13,599	\$ 728

- (1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount and direct write-downs and includes accrued interest only on credit card loans.
(2) \$1,151 million of residential first mortgages, \$459 million of home equity loans and \$86 million of commercial market loans do not have a specific allowance.
(3) Included in the Allowance for loan losses.
(4) Average carrying value represents the average recorded investment ending balance for the last four quarters and does not include the related specific allowance.
(5) Includes amounts recognized on both an accrual and cash basis.
(6) Interest income recognized for the year ended December 31, 2014 was \$1,106 million.

Consumer Troubled Debt Restructurings

At and for the year ended December 31, 2016						
<i>In millions of dollars except number of loans modified</i>	Number of loans modified	Post-modification recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Deferred principal ⁽³⁾	Contingent principal forgiveness ⁽⁴⁾	Principal forgiveness ⁽⁵⁾	Average interest rate reduction
North America						
Residential first mortgages	5,023	\$ 726	\$ 6	\$ —	\$ 3	1%
Home equity loans	4,100	290	6	—	1	2
Credit cards	196,004	762	—	—	—	17
Installment and other revolving	5,649	47	—	—	—	14
Commercial markets ⁽⁶⁾	132	91	—	—	—	—
Total⁽⁷⁾	210,908	\$ 1,826	\$ 12	\$ —	\$ 4	
International						
Residential first mortgages	2,722	\$ 80	\$ —	\$ —	\$ —	—%
Credit cards	137,466	385	—	—	9	12
Installment and other revolving	60,094	276	—	—	7	7
Commercial markets ⁽⁶⁾	162	109	—	—	—	—
Total⁽⁷⁾	200,444	\$ 850	\$ —	\$ —	\$ 16	

At and for the year ended December 31, 2015						
<i>In millions of dollars except number of loans modified</i>	Number of loans modified	Post-modification recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Deferred principal ⁽³⁾	Contingent principal forgiveness ⁽⁴⁾	Principal forgiveness ⁽⁵⁾	Average interest rate reduction
North America						
Residential first mortgages	9,487	\$ 1,282	\$ 9	\$ 4	\$ 25	1%
Home equity loans	4,317	157	1	—	3	2
Credit cards	188,502	771	—	—	—	16
Installment and other revolving	4,287	37	—	—	—	13
Commercial markets ⁽⁶⁾	300	47	—	—	—	—
Total⁽⁷⁾	206,893	\$ 2,294	\$ 10	\$ 4	\$ 28	
International						
Residential first mortgages	3,918	\$ 104	\$ —	\$ —	\$ —	—%
Credit cards	142,851	374	—	—	7	13
Installment and other revolving	65,895	280	—	—	5	5
Commercial markets ⁽⁶⁾	239	87	—	—	—	1
Total⁽⁷⁾	212,903	\$ 845	\$ —	\$ —	\$ 12	

(1) Post-modification balances include past due amounts that are capitalized at the modification date.

(2) Post-modification balances in North America include \$74 million of residential first mortgages and \$22 million of home equity loans to borrowers who have gone through Chapter 7 bankruptcy in the year ended December 31, 2016. These amounts include \$48 million of residential first mortgages and \$20 million of home equity loans that were newly classified as TDRs during 2016, based on previously received OCC guidance.

(3) Represents portion of contractual loan principal that is non-interest bearing, but still due from the borrower. Such deferred principal is charged off at the time of permanent modification to the extent that the related loan balance exceeds the underlying collateral value.

(4) Represents portion of contractual loan principal that is non-interest bearing and, depending upon borrower performance, eligible for forgiveness.

(5) Represents portion of contractual loan principal that was forgiven at the time of permanent modification.

(6) Commercial markets loans are generally borrower-specific modifications and incorporate changes in the amount and/or timing of principal and/or interest.

(7) Post-modification balances in North America include \$209 million of residential first mortgages and \$55 million of home equity loans to borrowers who have gone through Chapter 7 bankruptcy in the year ended December 31, 2015. These amounts include \$126 million of residential first mortgages and \$47 million of home equity loans that were newly classified as TDRs during 2015, based on previously received OCC guidance.

(8) The above tables reflect activity for loans outstanding as of the end of the reporting period that were considered TDRs.

The following table presents consumer TDRs that defaulted, for which the payment default occurred within one year of a permanent modification. Default is defined as 60 days past due, except for classifiably managed commercial markets loans, where default is defined as 90 days past due.

<i>In millions of dollars</i>		2016	2015
North America			
Residential first mortgages	\$	229	\$ 420
Home equity loans		25	38
Credit cards		188	187
Installment and other revolving		9	8
Commercial markets		15	9
Total	\$	466	\$ 662
International			
Residential first mortgages	\$	11	\$ 22
Credit cards		148	141
Installment and other revolving		90	88
Commercial markets		37	28
Total	\$	286	\$ 279

Corporate Loans

Corporate loans represent loans and leases managed by JCG. The following table presents information by corporate loan type:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2016	December 31, 2015
In U.S. offices		
Commercial and industrial	\$ 49,586	\$ 46,011
Financial institutions	35,517	36,425
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	38,691	32,623
Installment, revolving credit and other	34,501	33,423
Lease financing	1,518	1,780
	\$ 159,813	\$ 150,262
In offices outside the U.S.		
Commercial and industrial	\$ 81,579	\$ 82,358
Financial institutions	26,886	28,704
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	5,363	5,106
Installment, revolving credit and other	19,965	20,853
Lease financing	251	303
Governments and official institutions	5,850	4,911
	\$ 139,894	\$ 142,235
Total corporate loans	\$ 299,707	\$ 292,497
Net unearned income	(704)	(665)
Corporate loans, net of unearned income	\$ 299,003	\$ 291,832

(1) Loans secured primarily by real estate.

The Company sold and/or reclassified to held-for-sale \$4.2 billion and \$2.8 billion of corporate loans during the years ended December 31, 2016 and 2015, respectively. The Company did not have significant purchases of corporate loans classified as held-for-investment for the years ended December 31, 2016 or 2015.

Delinquency Status

Citi generally does not manage corporate loans on a delinquency basis. Corporate loans are identified as impaired and placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due, except when the loan is well collateralized and in the process of collection. Any interest accrued on impaired corporate loans and leases is reversed at 90 days and charged against current earnings, and interest is thereafter included in earnings only to the extent actually received in cash. When there is doubt regarding the ultimate collectability of principal, all cash receipts are thereafter applied to reduce the recorded investment in the loan. While corporate loans are generally managed based on their internally assigned risk rating (see further discussion below), the following tables present delinquency information by corporate loan type.

Corporate Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2016

<i>In millions of dollars</i>	30-89 days past due and accruing ⁽²⁾	≥ 90 days past due and accruing ⁽¹⁾	Total past due and accruing	Total non-accrual ⁽²⁾	Total current ⁽³⁾	Total loans ⁽⁴⁾
Commercial and industrial	\$ 143	\$ 52	\$ 195	\$ 1,909	\$ 126,709	\$ 128,813
Financial institutions	119	2	121	185	61,254	61,560
Mortgage and real estate	148	137	285	139	43,607	44,831
Leases	27	8	35	56	1,678	1,769
Other	349	12	361	132	58,880	59,373
Loans at fair value						3,457
Purchased distressed loans						—
Total	\$ 786	\$ 211	\$ 997	\$ 2,421	\$ 292,128	\$ 299,003

Corporate Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2015

<i>In millions of dollars</i>	30-89 days past due and accruing ⁽²⁾	≥ 90 days past due and accruing ⁽¹⁾	Total past due and accruing	Total non-accrual ⁽²⁾	Total current ⁽³⁾	Total loans ⁽⁴⁾
Commercial and industrial	\$ 87	\$ 4	\$ 91	\$ 1,071	\$ 123,192	\$ 124,354
Financial institutions	16	—	16	173	64,157	64,346
Mortgage and real estate	137	7	144	232	37,290	37,666
Leases	—	—	—	76	2,006	2,082
Other	29	—	29	44	58,335	58,408
Loans at fair value						4,971
Purchased distressed loans						5
Total	\$ 269	\$ 11	\$ 280	\$ 1,596	\$ 284,980	\$ 291,832

(1) Corporate loans that are 90 days past due are generally classified as non-accrual. Corporate loans are considered past due when principal or interest is contractually due but unpaid.

(2) Non-accrual loans generally include those loans that are ≥ 90 days past due or those loans for which Citi believes, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful.

(3) Corporate loans are past due when principal or interest is contractually due but unpaid. Loans less than 30 days past due are presented as current.

(4) Total loans include loans at fair value, which are not included in the various delinquency columns.

Citigroup has a risk management process to monitor, evaluate and manage the principal risks associated with its corporate loan portfolio. As part of its risk management process, Citi assigns numeric risk ratings to its corporate loan facilities based on quantitative and qualitative assessments of the obligor and facility. These risk ratings are reviewed at least annually or more often if material events related to the obligor or facility warrant. Factors considered in assigning the risk ratings include financial condition of the obligor, qualitative assessment of management and strategy, amount and sources of repayment, amount and type of collateral and guarantee arrangements, amount and type of any contingencies associated with the obligor, and the obligor's industry and geography.

The obligor risk ratings are defined by ranges of default probabilities. The facility risk ratings are defined by ranges of loss norms, which are the product of the probability of default and the loss given default. The investment grade rating categories are similar to the category BBB-/Baa3 and above as defined by S&P and Moody's. Loans classified according to the bank regulatory definitions as special mention, substandard and doubtful will have risk ratings within the non-investment grade categories.

Corporate Loans Credit Quality Indicators

<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment in loans ⁽¹⁾	
	December 31, 2016	December 31, 2015
Investment grade⁽²⁾		
Commercial and industrial	\$ 85,066	\$ 89,632
Financial institutions	49,915	53,551
Mortgage and real estate	18,718	14,587
Leases	1,303	1,725
Other	51,930	51,498
Total investment grade	\$ 206,932	\$ 211,393
Non-investment grade⁽²⁾		
<i>Accrual</i>		
Commercial and industrial	\$ 41,838	\$ 32,726
Financial institutions	11,459	10,622
Mortgage and real estate	1,821	2,800
Leases	410	282
Other	7,312	6,867
<i>Non-accrual</i>		
Commercial and industrial	1,909	1,071
Financial institutions	185	173
Mortgage and real estate	139	232
Leases	56	76
Other	132	44
Total non-investment grade	\$ 65,261	\$ 54,893
Private bank loans managed on a delinquency basis⁽²⁾	\$ 23,353	\$ 20,375
Loans at fair value	3,457	4,971
Corporate loans, net of unearned income	\$ 299,003	\$ 291,832

(1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount, less any direct write-downs.

(2) Held-for-investment loans are accounted for on an amortized cost basis.

Impaired collateral-dependent loans and leases, where repayment is expected to be provided solely by the sale of the underlying collateral and there are no other available and reliable sources of repayment, are written down to the lower of cost or collateral value, less cost to sell. Cash-basis loans are returned to an accrual status when all contractual principal and interest amounts are reasonably assured of repayment and there is a sustained period of repayment performance, generally six months, in accordance with the contractual terms of the loan.

The following tables present non-accrual loan information by corporate loan type and interest income recognized on non-accrual corporate loans:

Non-Accrual Corporate Loans

In millions of dollars	At and for the year ended December 31, 2016					Interest income recognized ⁽³⁾
	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance	Average carrying value ⁽²⁾		
Non-accrual corporate loans						
Commercial and industrial	\$ 1,909	\$ 2,259	\$ 362	\$ 1,919		\$ 25
Financial institutions	185	192	16	183		3
Mortgage and real estate	139	250	10	174		6
Lease financing	56	56	4	44		—
Other	132	197	—	87		6
Total non-accrual corporate loans	\$ 2,421	\$ 2,954	\$ 392	\$ 2,407		\$ 40

In millions of dollars	At and for the year ended December 31, 2015					Interest income recognized ⁽³⁾
	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance	Average carrying value ⁽²⁾		
Non-accrual corporate loans						
Commercial and industrial	\$ 1,071	\$ 1,238	\$ 246	\$ 859		\$ 7
Financial institutions	173	196	10	194		—
Mortgage and real estate	232	322	21	240		4
Lease financing	76	76	54	62		—
Other	44	114	32	39		—
Total non-accrual corporate loans	\$ 1,596	\$ 1,946	\$ 363	\$ 1,394		\$ 11

In millions of dollars	December 31, 2016		December 31, 2015	
	Recorded investment ⁽¹⁾	Related specific allowance	Recorded investment ⁽¹⁾	Related specific allowance
Non-accrual corporate loans with valuation allowances				
Commercial and industrial	\$ 1,343	\$ 362	\$ 571	\$ 246
Financial institutions	45	16	18	10
Mortgage and real estate	41	10	60	21
Lease financing	55	4	75	54
Other	1	—	40	32
Total non-accrual corporate loans with specific allowance	\$ 1,485	\$ 392	\$ 764	\$ 363
Non-accrual corporate loans without specific allowance				
Commercial and industrial	\$ 566		\$ 500	
Financial institutions	140		155	
Mortgage and real estate	98		172	
Lease financing	1		1	
Other	131		4	
Total non-accrual corporate loans without specific allowance	\$ 936	N/A	\$ 832	N/A

(1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premiums or discounts, less any direct write-downs.

(2) Average carrying value represents the average recorded investment balance and does not include related specific allowance.

(3) Interest income recognized for the year ended December 31, 2014 was \$47 million.

N/A Not Applicable

Corporate Troubled Debt Restructurings

The following table presents corporate TDR activity at and for the year ended December 31, 2016:

<i>In millions of dollars</i>	Carrying Value	TDRs involving changes in the amount and/or timing of principal payments ⁽¹⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of interest payments ⁽²⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of both principal and interest payments
Commercial and industrial	\$ 338	\$ 176	\$ 34	\$ 128
Financial institutions	10	10	—	—
Mortgage and real estate	15	6	—	9
Other	142	—	142	—
Total	\$ 505	\$ 192	\$ 176	\$ 137

The following table presents corporate TDR activity at and for the year ended December 31, 2015:

<i>In millions of dollars</i>	Carrying Value	TDRs involving changes in the amount and/or timing of principal payments ⁽¹⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of interest payments ⁽²⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of both principal and interest payments
Commercial and industrial	\$ 120	\$ 67	\$ —	\$ 53
Mortgage and real estate	47	3	—	44
Total	\$ 167	\$ 70	\$ —	\$ 97

(1) TDRs involving changes in the amount or timing of principal payments may involve principal forgiveness or deferral of periodic and/or final principal payments. Because forgiveness of principal is rare for corporate loans, modifications typically have little to no impact on the loans' projected cash flows and thus little to no impact on the allowance established for the loans. Charge-offs for amounts deemed uncollectible may be recorded at the time of the restructuring or may have already been recorded in prior periods such that no charge-off is required at the time of the modification.

(2) TDRs involving changes in the amount or timing of interest payments may involve a below-market interest rate.

The following table presents total corporate loans modified in a TDR as well as those TDRs that defaulted and for which the payment default occurred within one year of a permanent modification. Default is defined as 60 days past due, except for classifiably managed commercial banking loans, where default is defined as 90 days past due.

<i>In millions of dollars</i>	TDR balances at December 31, 2016	TDR loans in payment default during the year ended December 31, 2016	TDR balances at December 31, 2015	TDR loans in payment default during the year ended December 31, 2015
Commercial and industrial	\$ 408	\$ 7	\$ 142	\$ —
Loans to financial institutions	9	—	5	1
Mortgage and real estate	87	8	131	—
Other	228	—	308	—
Total⁽¹⁾	\$ 732	\$ 15	\$ 586	\$ 1

(1) The above tables reflect activity for loans outstanding as of the end of the reporting period that were considered TDRs.

15. ALLOWANCE FOR CREDIT LOSSES

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648
Gross credit losses	(8,222)	(9,041)	(11,108)
Gross recoveries ⁽¹⁾	1,661	1,739	2,135
Net credit losses (NCLs)	\$ (6,561)	\$ (7,302)	\$ (8,973)
NCLs	6,561	7,302	8,973
Net reserve builds (releases)	340	139	(1,879)
Net specific reserve releases	(152)	(333)	(266)
Total provision for loan losses	\$ 6,749	\$ 7,108	\$ 6,828
Other, net (see table below)	(754)	(3,174)	(1,509)
Allowance for loan losses at end of period	\$ 12,060	\$ 12,626	\$ 15,994
Allowance for credit losses on unfunded lending commitments at beginning of period	\$ 1,402	\$ 1,063	\$ 1,229
Provision (release) for unfunded lending commitments	29	74	(162)
Other, net ⁽²⁾	(13)	265	(4)
Allowance for credit losses on unfunded lending commitments at end of period⁽³⁾	\$ 1,418	\$ 1,402	\$ 1,063
Total allowance for loans, leases, and unfunded lending commitments	\$ 13,478	\$ 14,028	\$ 17,057

(1) Recoveries have been reduced by certain collection costs that are incurred only if collection efforts are successful.

(2) 2015 includes a reclassification of \$271 million of Allowance for loan losses to Allowance for unfunded lending commitments, included in Other, net. This reclassification reflects the re-attribution of \$271 million in Allowances for credit losses between the funded and unfunded portions of the corporate credit portfolio and does not reflect a change in the underlying credit performance of these portfolios.

(3) Represents additional credit loss reserves for unfunded lending commitments and letters of credit recorded in Other liabilities on the Consolidated Balance Sheet.

Other, net details:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Sales or transfers of various consumer loan portfolios to held-for-sale			
Transfer of real estate loan portfolios	\$ (106)	\$ (1,462)	\$ (411)
Transfer of other loan portfolios	(468)	(948)	(657)
Sales or transfers of various consumer loan portfolios to held-for-sale	\$ (574)	\$ (2,410)	\$ (1,068)
FX translation, consumer	(199)	(474)	(463)
Other	19	(290)	22
Other, net	\$ (754)	\$ (3,174)	\$ (1,509)

Allowance for Credit Losses and Investment in Loans at December 31, 2016

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 2,791	\$ 9,835	\$ 12,626
Charge-offs	(578)	(7,644)	(8,222)
Recoveries	67	1,594	1,661
Replenishment of net charge-offs	511	6,850	6,561
Net reserve builds (releases)	(85)	425	340
Net specific reserve releases	—	(152)	(152)
Other	(4)	(750)	(754)
Ending balance	\$ 2,702	\$ 9,358	\$ 12,060
Allowance for loan losses			
Determined in accordance with ASC 450	\$ 2,310	\$ 7,744	\$ 10,054
Determined in accordance with ASC 310-10-35	392	1,608	2,000
Determined in accordance with ASC 310-30	—	6	6
Total allowance for loan losses	\$ 2,702	\$ 9,358	\$ 12,060
Loans, net of unearned income			
Loans collectively evaluated for impairment in accordance with ASC 450	\$ 192,915	\$ 317,351	\$ 610,266
Loans individually evaluated for impairment in accordance with ASC 310-10-35	2,631	7,799	10,430
Loans acquired with deteriorated credit quality in accordance with ASC 310-30	—	187	187
Loans held at fair value	3,457	29	3,486
Total loans, net of unearned income	\$ 199,003	\$ 325,366	\$ 624,369

Allowance for Credit Losses and Investment in Loans at December 31, 2015

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 2,447	\$ 13,547	\$ 15,994
Charge-offs	(349)	(8,692)	(9,041)
Recoveries	105	1,634	1,739
Replenishment of net charge-offs	244	7,058	7,302
Net reserve builds (releases)	550	(411)	139
Net specific reserve builds (releases)	86	(419)	(333)
Other	(292)	(2,882)	(3,174)
Ending balance	\$ 2,791	\$ 9,835	\$ 12,626
Allowance for loan losses			
Determined in accordance with ASC 450	\$ 2,408	\$ 7,776	\$ 10,184
Determined in accordance with ASC 310-10-35	380	2,046	2,426
Determined in accordance with ASC 310-30	3	13	16
Total allowance for loan losses	\$ 2,791	\$ 9,835	\$ 12,626
Loans, net of unearned income			
Loans collectively evaluated for impairment in accordance with ASC 450	\$ 285,053	\$ 315,314	\$ 600,367
Loans individually evaluated for impairment in accordance with ASC 310-10-35	1,803	10,192	11,995
Loans acquired with deteriorated credit quality in accordance with ASC 310-30	5	245	250
Loans held at fair value	4,971	34	5,005
Total loans, net of unearned income	\$ 291,832	\$ 325,785	\$ 617,617

Allowance for Credit Losses at December 31, 2014

<i>In millions of dollars</i>	Corporate		Consumer		Total
Allowance for loan losses at beginning of period	\$	2,674	\$	16,974	\$ 19,648
Charge-offs		(458)		(10,650)	(11,108)
Recoveries		160		1,975	2,135
Replenishment of net charge-offs		298		8,675	8,973
Net reserve releases		(145)		(1,734)	(1,879)
Net specific reserve releases		(20)		(246)	(266)
Other		(62)		(1,447)	(1,509)
Ending balance	\$	2,447	\$	13,547	\$ 15,994

16. GOODWILL AND INTANGIBLE ASSETS

Goodwill

The changes in *Goodwill* were as follows:

In millions of dollars

Balance at December 31, 2013	\$	25,009
Foreign exchange translation and other		(1,214)
Divestitures and purchase accounting adjustments ⁽¹⁾		(203)
Balance at December 31, 2014	\$	23,592
Foreign exchange translation and other		(1,000)
Divestitures ⁽²⁾		(212)
Impairment of Goodwill ⁽³⁾		(31)
Balance at December 31, 2015	\$	22,349
Foreign exchange translation and other		(613)
Divestitures ⁽⁴⁾		(77)
Balance at December 31, 2016	\$	21,659

The changes in *Goodwill* by segment were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Global Consumer Banking	Institutional Clients Group	Citi Holdings	Total
Balance at December 31, 2014 ⁽⁵⁾	\$ 13,111	\$ 10,190	\$ 291	\$ 23,592
Foreign exchange translation and other	(355)	(644)	(1)	(1,000)
Impairment of goodwill ⁽³⁾	—	—	(31)	(31)
Divestitures ⁽²⁾	(24)	(1)	(187)	(212)
Balance at December 31, 2015	\$ 12,732	\$ 9,545	\$ 72	\$ 22,349
Foreign exchange translation and other	(174)	(447)	8	(613)
Divestitures ⁽⁴⁾	—	(13)	(64)	(77)
Balance at December 31, 2016	\$ 12,558	\$ 9,085	\$ 16	\$ 21,659

(1) Primarily related to the sales of the Spain consumer operations and the Japan retail banking business. See Note 2 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Primarily related to the sales of the Latin America Restaurant Services and Japan cards businesses completed during the year, and agreements to sell certain businesses in Citi Holdings as of December 31, 2015. See Note 2 to the Consolidated Financial Statements.

(3) Goodwill impairment related to reporting units subsequently sold, including Citi Holdings—Consumer Finance South Korea of \$16 million and Citi Holdings—Consumer Latin America of \$15 million.

(4) Primarily related to the sale of the private equity services business and the announced sales of the Argentina and Brazil consumer operations.

(5) December 31, 2014 has been restated to reflect intersegment goodwill allocations that resulted from the reorganizations in 2015 and 2016, including transfers of GCB businesses to ICG and Citi Holdings. See Note 3 to the Consolidated Financial Statements.

Goodwill impairment testing is performed at the level below each business segment (referred to as a reporting unit). The Company performed its annual goodwill impairment test as of July 1, 2016 resulting in no impairment for any of the reporting units.

Furthermore, interim goodwill impairment tests were performed during the years presented, which resulted in no goodwill impairment, except for the \$31 million of goodwill impairment recorded in *Operating expenses* in 2015.

Effective January 1, 2016, the *Latin America GCB* reporting unit was reorganized, which included the transfer of the consumer businesses in Argentina, Brazil and Colombia to Citi Holdings.

Goodwill balances associated with the transfers were allocated to each of the component businesses based on their relative fair values to the legacy reporting units. An

interim goodwill impairment test was performed as of January 1, 2016 for the impacted reporting units resulting in no impairment under the legacy and current reporting unit structures.

During the fourth quarter of 2016, Citigroup signed separate agreements for the sale of its Argentina and Brazil consumer businesses and allocated goodwill to these disposals, which are now classified as held-for-sale. The disposed businesses represent a significant portion of the Citi Holdings—*Consumer Latin America*, and therefore was considered a trigger event. As a result, an interim goodwill impairment test was performed during the quarter, resulting in no impairment on the remaining reporting unit. While there was no indication of impairment, the \$16 million of goodwill present in Citi Holdings—*Consumer Latin America* may be particularly sensitive to further

deterioration in economic conditions. The fair value as a percentage of allocated book value as of December 31, 2016 was 107%.

The fair values of the Company's reporting units exceeded their carrying values and did not indicate a risk of impairment based on current valuations.

The following table shows reporting units with goodwill balances as of December 31, 2016 and the fair value as a percentage of allocated book value as of the latest impairment test:

In millions of dollars

Reporting unit ⁽¹⁾	Goodwill	Fair value as a % of allocated book value
North America Global Consumer Banking	\$ 6,758	148%
Asia Global Consumer Banking ⁽²⁾	4,709	157
Latin America Global Consumer Banking ⁽³⁾	1,092	100
ICG—Banking	2,694	194
ICG—Markets and Securities Services	6,390	115
Citi Holdings—Consumer Latin America	16	107
Total	\$ 21,659	

(1) Citi Holdings—Other and Citi Holdings—ICG are excluded from the table as there is no goodwill allocated to them.

(2) Citi Holdings—Consumer EMEt is excluded from the table as the entire reporting unit, together with allocated goodwill, is classified as held-for-sale as of December 31, 2016.

(3) Asia Global Consumer Banking includes the consumer businesses in UK, Russia, Poland, UAE and Belarus beginning in the first quarter of 2016.

(4) Latin America Global Consumer Banking contains only the consumer business in Mexico beginning in the first quarter of 2016.

Intangible Assets

The components of intangible assets were as follows:

	December 31, 2016			December 31, 2015		
	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount
<i>In millions of dollars</i>						
Purchased credit card relationships	\$ 8,215	\$ 6,549	\$ 1,666	\$ 7,606	\$ 6,520	\$ 1,086
Credit card contract related intangibles	5,149	2,177	2,972	3,922	2,021	1,901
Core deposit intangibles	881	771	30	1,050	969	81
Other customer relationships	474	272	202	471	252	219
Present value of future profits	31	27	4	37	31	6
Indefinite-lived intangible assets	210	—	210	284	—	284
Other	504	474	30	737	593	144
Intangible assets (excluding MSRs)	\$ 15,384	\$ 10,270	\$ 5,114	\$ 14,107	\$ 10,386	\$ 3,721
Mortgage servicing rights (MSRs) ⁽¹⁾	1,564	—	1,564	1,781	—	1,781
Total intangible assets	\$ 16,948	\$ 10,270	\$ 6,678	\$ 15,888	\$ 10,386	\$ 5,502

(1) In January 2017, Citi signed agreements to effectively exit its U.S. mortgage servicing operations by the end of 2018 and intensify its focus on loan originations. For additional information on these transactions, see Note 29 to the Consolidated Financial Statements.

Intangible assets amortization expense was \$595 million, \$625 million and \$756 million for 2016, 2015 and 2014, respectively. Intangible assets amortization expense is estimated to be \$579 million in 2017, \$514 million in 2018, \$478 million in 2019, \$317 million in 2020 and \$321 million in 2021.

The changes in intangible assets were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Net carrying amount at December 31, 2015	Acquisitions/divestitures ⁽¹⁾	Amortization	Impairments	FX translation and other	Net carrying amount at December 31, 2016
Purchased credit card relationships	\$ 1,086	\$ 827	\$ (203)	\$ —	\$ (44)	\$ 1,666
Credit card contract-related intangibles ⁽²⁾	1,901	1,314	(326)	—	83	2,972
Co-brand deposit intangibles	81	(18)	(28)	—	(5)	30
Other customer relationships	219	—	(25)	—	8	202
Present value of future profits	6	—	(1)	—	(1)	4
Indefinite-lived intangible assets	284	(25)	—	(1)	(48)	210
Other	144	(109)	(12)	—	7	30
Intangible assets (excluding MSRs)	\$ 3,721	\$ 1,989	\$ (595)	\$ (1)	\$ —	\$ 5,114
Mortgage servicing rights (MSRs) ⁽³⁾	1,781	—	—	—	—	1,564
Total intangible assets	\$ 5,502	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 6,678

- (1) Reflects the recognition during the second quarter of 2016 of additional purchased credit card relationships and contract-related intangible assets as a result of the acquisition of the Costco cards portfolio, as well as the renewal and extension of the co-branded credit card program agreement with American Airlines.
- (2) Primarily reflects contract-related intangibles associated with the American Airlines, Sears, The Home Depot, Costco and AT&T credit card program agreements, which represent 97% of the aggregate net carrying amount as of December 31, 2016.
- (3) For additional information on Citi's MSRs, including the rollover from 2015 to 2016, see Note 21 to the Consolidated Financial Statements.

17. DEBT

Short-Term Borrowings

In millions of dollars	2016		2015	
	Balance	Weighted average coupon	Balance	Weighted average coupon
Commercial paper	\$ 9,989	0.79%	\$ 9,995	0.22%
Other borrowings ⁽¹⁾	20,712	1.39	11,084	1.5
Total	\$ 30,701		\$ 21,079	

(1) Includes borrowings from the Federal Home Loan Banks and other market participants. At December 31, 2016, collateralized short-term advances from the Federal Home Loan Banks were \$12.0 billion. At December 31, 2015, no amounts were outstanding.

Borrowings under bank lines of credit may be at interest rates based on LIBOR, CD rates, the prime rate or bids submitted by the banks. Citigroup pays commitment fees for its lines of credit.

Some of Citigroup's non-bank subsidiaries have credit facilities with Citigroup's subsidiary depository institutions, including Citibank. Borrowings under these facilities are secured in accordance with Section 23A of the Federal Reserve Act.

Citigroup Global Markets Holdings Inc. (CGMH) has borrowing agreements consisting of facilities that CGMH has been advised are available, but where no contractual lending obligation exists. These arrangements are reviewed on an ongoing basis to ensure flexibility in meeting CGMH's short-term requirements.

Long-Term Debt

In millions of dollars	Weighted average coupon	Maturities	Balances at December 31,	
			2016	2015
Citigroup Inc.⁽¹⁾				
Senior debt	4.00%	2017-2098	\$ 118,881	\$ 113,569
Subordinated debt ⁽²⁾	4.48	2017-2046	26,758	26,875
Trust preferred securities	6.90	2036-2067	1,694	1,713
Bank⁽³⁾				
Senior debt	1.88	2017-2038	49,454	55,131
Broker-dealer⁽⁴⁾				
Senior debt	2.08	2017-2047	9,387	3,968
Subordinated debt ⁽²⁾	0.95	2033-2037	4	19
Total	3.49%		\$ 206,178	\$ 201,275
Senior debt			\$ 177,722	\$ 172,668
Subordinated debt ⁽²⁾			26,762	26,894
Trust preferred securities			1,694	1,713
Total			\$ 206,178	\$ 201,275

(1) Parent holding company, Citigroup Inc.

(2) Includes notes that are subordinated within certain countries, regions or subsidiaries.

(3) Represents Citibank entities as well as other bank entities. At December 31, 2016 and December 31, 2015, collateralized long-term advances from the Federal Home Loan Banks were \$21.6 billion and \$17.8 billion, respectively.

(4) Represents broker-dealer subsidiaries that are consolidated into Citigroup Inc., the parent holding company.

The Company issues both fixed- and variable-rate debt in a range of currencies. It uses derivative contracts, primarily interest rate swaps, to effectively convert a portion of its fixed-rate debt to variable-rate debt and variable-rate debt to fixed-rate debt. The maturity structure of the derivatives generally corresponds to the maturity structure of the debt being hedged. In addition, the Company uses other derivative contracts to manage the foreign exchange impact of certain debt issuances. At December 31, 2016, the Company's overall weighted average interest rate for long-term debt was 3.49% on a contractual basis and 2.63% including the effects of derivative contracts.

Aggregate annual maturities of long-term debt obligations (based on final maturity dates) including trust preferred securities are as follows:

<i>In millions of dollars</i>		2017	2018	2019	2020	2021	Thereafter	Total
Bank	\$	15,046	\$ 24,128	\$ 4,865	\$ 445	\$ 3,503	\$ 1,067	\$ 49,454
Broker-dealer		2,637	1,388	283	1,103	168	3,812	9,391
Citigroup Inc.		18,442	20,573	16,865	8,627	15,060	67,766	147,333
Total	\$	36,125	\$ 46,089	\$ 22,013	\$ 10,175	\$ 19,131	\$ 72,645	\$ 206,178

The following table summarizes the Company's outstanding trust preferred securities at December 31, 2016:

Trust	Issuance date	Securities issued	Liquidation value ⁽¹⁾	Coupon rate ⁽²⁾	Common shares issued to parent	Junior subordinated debentures owned by trust		
						Amount	Maturity	Redeemable by issuer beginning
<i>In millions of dollars, except share amounts</i>								
Citigroup Capital III	Dec. 1996	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	Dec. 1, 2036	Not redeemable
Citigroup Capital XIII	Sept. 2010	89,840,000	2,246	3 mo LIBOR + 637 bps	1,000	2,246	Oct. 30, 2040	Oct. 30, 2015
Citigroup Capital XVIII	June 2007	99,991	123	6.829	50	124	June 28, 2067	June 28, 2017
Total obligated			\$ 2,563			\$ 2,570		

Note: Distributions on the trust preferred securities and interest on the subordinated debentures are payable semi-annually for Citigroup Capital III and Citigroup Capital XVIII and quarterly for Citigroup Capital XIII.

(1) Represents the notional value received by investors from the trusts at the time of issuance.

(2) In each case, the coupon rate on the subordinated debentures is the same as that on the trust preferred securities.

18. REGULATORY CAPITAL

Citigroup is subject to risk-based capital and leverage standards issued by the Federal Reserve Board which constitute the U.S. Basel III rules. Citi's U.S. insured depository institution subsidiaries, including Citibank, are subject to similar standards issued by their respective primary federal bank regulatory agencies. These standards are used to evaluate capital adequacy and include the required minimums shown in the following table. The regulatory agencies are

required by law to take specific prompt actions with respect to institutions that do not meet minimum capital standards.

The following table sets forth for Citigroup and Citibank the regulatory capital tiers, total risk-weighted assets, quarterly adjusted average total assets, Total Leverage Exposure, risk-based capital ratios and leverage ratios in accordance with current regulatory standards (reflecting Basel III Transition Arrangements).

	Citigroup			Citibank	
	Stated minimum	Well capitalized minimum	December 31, 2016	Well capitalized minimum	December 31, 2016
<i>In millions of dollars, except ratios</i>					
Common Equity Tier 1 Capital			\$ 167,378		\$ 126,277
Tier 1 Capital			178,387		126,282
Total Capital (Tier 1 Capital + Tier 2 Capital)			202,146		138,638
Total risk-weighted assets ⁽¹⁾			1,166,764		975,739
Quarterly adjusted average total assets ⁽²⁾			1,768,415		1,332,978
Total Leverage Exposure ⁽³⁾			2,351,883		1,859,211
Common Equity Tier 1 Capital ratio ⁽⁴⁾	4.5%	N/A	14.35%	6.5%	12.62%
Tier 1 Capital ratio ⁽⁵⁾	6.0	6.0%	15.29	8.0	12.62
Total Capital ratio ⁽⁶⁾	8.0	10.0	17.33	10.0	14.24
Tier 1 Leverage ratio	4.0	N/A	10.09	5.0	9.47
Supplementary Leverage ratio ⁽⁷⁾	N/A	N/A	7.58	N/A	6.79

(1) Reflected in the table above are Citigroup's and Citibank's total risk-weighted assets as derived under the Basel III Advanced Approaches. At December 31, 2016, Citigroup's and Citibank's total risk-weighted assets as derived under the Basel III Standardized Approach were \$1.126 billion and \$1.001 billion, respectively.

(2) Tier 1 Leverage ratio denominator.

(3) Supplementary Leverage ratio denominator.

(4) As of December 31, 2016, Citigroup's reportable Common Equity Tier 1 Capital, Tier 1 Capital, and Total Capital ratios were the lower derived under the Basel III Advanced Approaches framework. As of December 31, 2016, Citibank's reportable Common Equity Tier 1 Capital and Tier 1 Capital ratios were the lower derived under the Basel III Standardized Approach framework, while Citibank's reportable Total Capital ratio was the lower derived under the Basel III Advanced Approaches framework.

(5) Commencing on January 1, 2018, Citi and Citibank will be required to maintain a stated minimum Supplementary Leverage ratio of 3%, and Citibank will be required to maintain a Supplementary Leverage ratio of 6% to be considered "well capitalized."

N/A Not Applicable

As indicated in the table above, Citigroup and Citibank were "well capitalized" under the current federal bank regulatory definitions as of December 31, 2016.

organizations should generally pay dividends out of current operating earnings. Citigroup received \$13.8 billion and \$13.5 billion in dividends from Citibank during 2016 and 2015, respectively.

Banking Subsidiaries—Constraints on Dividends

There are various legal limitations on the ability of Citigroup's subsidiary depository institutions to extend credit, pay dividends or otherwise supply funds to Citigroup and its non-bank subsidiaries. The approval of the Office of the Comptroller of the Currency is required if total dividends declared in any calendar year exceed amounts specified by the applicable agency's regulations. State-chartered depository institutions are subject to dividend limitations imposed by applicable state law.

In determining the dividends, each depository institution must also consider its effect on applicable risk-based capital and leverage ratio requirements, as well as policy statements of the federal regulatory agencies that indicate that banking

19. CHANGES IN ACCUMULATED OTHER COMPREHENSIVE INCOME (LOSS)

Changes in each component of Citigroup's *Accumulated other comprehensive income (loss)*:

<i>In millions of dollars</i>	Net unrealized gains (losses) on investment securities	Debt valuation adjustment (DVA) ⁽¹⁾	Cash flow hedges ⁽²⁾	Benefit plans ⁽³⁾	Foreign currency translation adjustment (CTA), net of hedges ⁽⁴⁾	Accumulated other comprehensive income (loss)
Balance, December 31, 2013	\$ (1,640)	\$ —	\$ (1,245)	\$ (3,989)	\$ (12,259)	\$ (19,133)
Other comprehensive income before reclassifications	1,790	—	85	(1,346)	(4,946)	(4,417)
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI	(93)	—	251	176	—	334
Change, net of taxes ⁽⁵⁾	\$ 1,697	\$ —	\$ 336	\$ (1,170)	\$ (4,946)	\$ (4,083)
Balance, December 31, 2014	\$ 57	\$ —	\$ (909)	\$ (5,159)	\$ (17,205)	\$ (23,216)
Other comprehensive income before reclassifications	\$ (695)	\$ —	\$ 83	\$ (143)	\$ (5,465)	\$ (6,220)
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI	(269)	—	209	186	(34)	92
Change, net of taxes	\$ (964)	\$ —	\$ 292	\$ 43	\$ (5,499)	\$ (6,128)
Balance, December 31, 2015	\$ (907)	\$ —	\$ (617)	\$ (5,116)	\$ (22,704)	\$ (29,344)
Adjustment to opening balance, net of taxes	\$ —	\$ (15)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (15)
Adjusted balance, beginning of period	\$ (907)	\$ (15)	\$ (617)	\$ (5,116)	\$ (22,704)	\$ (29,359)
Other comprehensive income before reclassifications	530	(335)	(88)	(208)	(2,802)	(2,903)
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI	(422)	(2)	145	160	—	(119)
Change, net of taxes	\$ 108	\$ (337)	\$ 57	\$ (48)	\$ (2,802)	\$ (3,022)
Balance at December 31, 2016	\$ (799)	\$ (352)	\$ (560)	\$ (5,164)	\$ (25,506)	\$ (32,381)

- (1) Beginning in the first quarter of 2016, changes in DVA are reflected as a component of AOCI, pursuant to the adoption of only the provisions of ASU No. 2016-01 relating to the presentation of DVA on fair value option liabilities. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for further information regarding this change.
- (2) Primarily driven by Cit's pay fixed/receive floating interest rate swap programs that hedge the floating rates on liabilities.
- (3) Primarily reflects adjustments based on the quarterly actuarial valuations of Cit's significant pension and postretirement plans, annual actuarial valuations of all other plans, and amortization of amounts previously recognized in Other comprehensive income.
- (4) Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Mexican peso, Euro, British pound and Indian rupee against the U.S. dollar, and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2016. Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Mexican peso, Brazilian real, Korean won and Euro against the U.S. dollar, and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2015. Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Mexican peso, Euro, Japanese yen, and Russian ruble against the U.S. dollar, and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2014.
- (5) During 2014, \$137 million (\$84 million net of tax) was reclassified to reflect the allocation of FX translation between Net unrealized gains (losses) on investment securities to Foreign currency translation adjustment (CTA).

The pretax and after-tax changes in each component of *Accumulated other comprehensive income (loss)* are as follows:

<i>In millions of dollars</i>		Pretax	Tax effect	After-tax
Balance, December 31, 2013	\$	(27,596)	\$ 8,463	\$ (19,133)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities		2,704	(1,007)	1,697
Cash flow hedges		543	(207)	336
Benefit plans		(1,830)	660	(1,170)
Foreign currency translation adjustment		(4,881)	(65)	(4,946)
Change	\$	(3,464)	\$ (619)	\$ (4,083)
Balance, December 31, 2014	\$	(31,060)	\$ 7,844	\$ (23,216)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities		(1,462)	498	(964)
Cash flow hedges		468	(176)	292
Benefit plans		19	24	43
Foreign currency translation adjustment		(6,405)	906	(5,499)
Change	\$	(7,380)	\$ 1,252	\$ (6,128)
Balance, December 31, 2015	\$	(38,440)	\$ 9,096	\$ (29,344)
Adjustment to opening balance ⁽¹⁾		(26)	11	(15)
Adjusted balance, beginning of period	\$	(38,466)	\$ 9,107	\$ (29,359)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities		167	(59)	108
Debt valuation adjustment (DVA)		(538)	201	(337)
Cash flow hedges		84	(27)	57
Benefit plans		(78)	30	(48)
Foreign currency translation adjustment		(3,204)	402	(2,802)
Change	\$	(3,569)	\$ 547	\$ (3,022)
Balance, December 31, 2016	\$	(42,035)	\$ 9,654	\$ (32,381)

(1) Represents the \$(15) million adjustment related to the initial adoption of ASU No. 2016-01. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

The Company recognized pretax gain (loss) related to amounts in AOCI reclassified in the Consolidated Statement of Income as follows:

In millions of dollars	Increase (decrease) in AOCI due to amounts reclassified to Consolidated Statement of Income		
	Year ended December 31,		
	2016	2015	2014
Realized (gains) losses on sales of investments	\$ (948)	\$ (682)	\$ (570)
OTTI gross impairment losses	288	265	424
Subtotal, pretax	\$ (660)	\$ (417)	\$ (146)
Tax effect	238	148	53
Net realized (gains) losses on investment securities, after-tax ⁽¹⁾	\$ (422)	\$ (269)	\$ (93)
Realized DVA (gains) losses on fair value option liabilities	\$ (3)	\$ —	\$ —
Subtotal, pretax	\$ (3)	\$ —	\$ —
Tax effect	1	—	—
Net realized debt valuation adjustment, after-tax	\$ (2)	\$ —	\$ —
Interest rate contracts	\$ 140	\$ 186	\$ 260
Foreign exchange contracts	93	146	149
Subtotal, pretax	\$ 233	\$ 332	\$ 409
Tax effect	(88)	(123)	(158)
Amortization of cash flow hedges, after-tax ⁽²⁾	\$ 145	\$ 209	\$ 251
Amortization of unrecognized			
Prior service cost (benefit)	\$ (40)	\$ (40)	\$ (40)
Net actuarial loss	272	276	243
Curtailement/settlement impact ⁽³⁾	18	57	76
Subtotal, pretax	\$ 250	\$ 293	\$ 279
Tax effect	(90)	(107)	(103)
Amortization of benefit plans, after-tax ⁽²⁾	\$ 160	\$ 186	\$ 176
Foreign currency translation adjustment	\$ —	\$ (53)	\$ —
Tax effect	—	19	—
Foreign currency translation adjustment	\$ —	\$ (34)	\$ —
Total amounts reclassified out of AOCI, pretax	\$ (180)	\$ 155	\$ 542
Total tax effect	61	(63)	(208)
Total amounts reclassified out of AOCI, after-tax	\$ (119)	\$ 92	\$ 334

(1) The pretax amount is reclassified to Realized gains (losses) on sales of investments, net and Gross impairment losses on the Consolidated Statement of Income. See Note 13 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

(2) See Note 23 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

(3) See Note 8 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

20. PREFERRED STOCK

The following table summarizes the Company's preferred stock outstanding:

	Issuance date	Redeemable by issuer beginning	Dividend rate	Redemption price per depository share/preference share	Number of depository shares	Carrying value in millions of dollars	
						December 31, 2016	December 31, 2015
Series AA ⁽¹⁾	January 25, 2008	February 15, 2018	8.125%	\$ 25	3,870,330	\$ 97	\$ 97
Series E ⁽²⁾	April 28, 2008	April 30, 2018	8.400	1,000	121,254	121	121
Series A ⁽³⁾	October 29, 2012	January 30, 2023	5.950	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series B ⁽⁴⁾	December 13, 2012	February 15, 2023	5.900	1,000	750,000	750	750
Series C ⁽⁵⁾	March 26, 2013	April 22, 2018	5.800	25	23,000,000	575	575
Series D ⁽⁶⁾	April 30, 2013	May 15, 2023	5.350	1,000	1,250,000	1,250	1,250
Series F ⁽⁷⁾	September 19, 2013	September 30, 2023	7.125	25	38,000,000	950	950
Series K ⁽⁸⁾	October 31, 2013	November 15, 2023	6.875	25	59,800,000	1,495	1,495
Series L ⁽⁹⁾	February 12, 2014	February 12, 2019	6.875	25	19,200,000	480	480
Series M ⁽¹⁰⁾	April 30, 2014	May 15, 2024	6.300	1,000	1,750,000	1,750	1,750
Series N ⁽¹¹⁾	October 29, 2014	November 15, 2019	5.800	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series O ⁽¹²⁾	March 20, 2015	March 27, 2020	5.875	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series P ⁽¹³⁾	April 24, 2015	May 15, 2025	5.950	1,000	2,000,000	2,000	2,000
Series Q ⁽¹⁴⁾	August 12, 2015	August 15, 2020	5.950	1,000	1,250,000	1,250	1,250
Series R ⁽¹⁵⁾	November 13, 2015	November 15, 2020	6.125	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series S ⁽¹⁶⁾	February 2, 2016	February 12, 2021	6.300	25	41,400,000	1,035	—
Series T ⁽¹⁷⁾	April 25, 2016	August 15, 2026	6.250	1,000	1,500,000	1,500	—
						\$ 19,253	\$ 16,718

- (1) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (2) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on April 30 and October 30 at a fixed rate until April 30, 2018, thereafter payable quarterly on January 30, April 30, July 30 and October 30 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (3) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on January 30 and July 30 at a fixed rate until January 30, 2023, thereafter payable quarterly on January 30, April 30, July 30 and October 30 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (4) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on February 15 and August 15 at a fixed rate until February 15, 2023, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (5) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on January 22, April 22, July 22 and October 22 when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (6) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until May 15, 2023, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (7) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on March 30, June 30, September 30 and December 30 at a fixed rate until September 30, 2023, thereafter payable quarterly on the same dates at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (8) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a fixed rate until November 15, 2023, thereafter payable quarterly on the same dates at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (9) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on February 12, May 12, August 12 and November 12 at a fixed rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (10) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until May 15, 2024, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (11) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until, but excluding, November 15, 2019, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (12) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on March 27 and September 27 at a fixed rate until, but excluding, March 27, 2020, and thereafter payable quarterly on March 27, June 27, September 27 and December 27 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.

- (13) Issued as depository shares, each representing a $1/25^{\text{th}}$ interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until, but excluding, May 15, 2025, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (14) Issued as depository shares, each representing a $1/25^{\text{th}}$ interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on February 15 and August 15 at a fixed rate until, but excluding, August 15, 2020, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (15) Issued as depository shares, each representing a $1/25^{\text{th}}$ interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until, but excluding, November 15, 2020, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (16) Issued as depository shares, each representing a $1/1,000^{\text{th}}$ interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on February 12, May 12, August 12 and November 12 at a fixed rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (17) Issued as depository shares, each representing a $1/25^{\text{th}}$ interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on February 15 and August 15 at a fixed rate until August 15, 2026, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.

During 2016, Citi distributed \$1,077 million in dividends on its outstanding preferred stock. Based on its preferred stock outstanding as of December 31, 2016, Citi estimates it will distribute preferred dividends of approximately \$1,213 million during 2017, in each case assuming such dividends are declared by the Citi Board of Directors.

21. SECURITIZATIONS AND VARIABLE INTEREST ENTITIES

Uses of Special Purpose Entities

A special purpose entity (SPE) is an entity designed to fulfill a specific limited need of the company that organized it. The principal uses of SPEs by Citi are to obtain liquidity and favorable capital treatment by securitizing certain financial assets, to assist clients in securitizing their financial assets and to create investment products for clients. SPEs may be organized in various legal forms, including trusts, partnerships or corporations. In a securitization, the company transferring assets to an SPE converts all (or a portion) of those assets into cash before they would have been realized in the normal course of business through the SPE's issuance of debt and equity instruments, certificates, commercial paper or other notes of indebtedness. These issuances are recorded on the balance sheet of the SPE, which may or may not be consolidated onto the balance sheet of the company that organized the SPE.

Investors usually have recourse only to the assets in the SPE, but may also benefit from other credit enhancements, such as a collateral account, a line of credit or a liquidity facility, such as a liquidity put option or asset purchase agreement. Because of these enhancements, the SPE issuances typically obtain a more favorable credit rating than the transferor could obtain for its own debt issuances. This results in less expensive financing costs than unsecured debt. The SPE may also enter into derivative contracts in order to convert the yield or currency of the underlying assets to match the needs of the SPE investors or to limit or change the credit risk of the SPE. Citigroup may be the provider of certain credit enhancements as well as the counterparty to any related derivative contracts.

Most of Citigroup's SPEs are variable interest entities (VIEs), as described below.

Variable Interest Entities

VIEs are entities that have either a total equity investment that is insufficient to permit the entity to finance its activities without additional subordinated financial support, or whose equity investors lack the characteristics of a controlling financial interest (i.e., ability to make significant decisions through voting rights or similar rights and a right to receive the expected residual returns of the entity or an obligation to absorb the expected losses of the entity). Investors that finance the VIE through debt or equity interests or other counterparties providing other forms of support, such as guarantees, certain fee arrangements or certain types of derivative contracts are variable interest holders in the entity.

The variable interest holder, if any, that has a controlling financial interest in a VIE is deemed to be the primary beneficiary and must consolidate the VIE. Citigroup would be deemed to have a controlling financial interest and be the primary beneficiary if it has both of the following characteristics:

- power to direct the activities of the VIE that most significantly impact the entity's economic performance; and
- an obligation to absorb losses of the entity that could potentially be significant to the VIE, or a right to receive benefits from the entity that could potentially be significant to the VIE.

The Company must evaluate each VIE to understand the purpose and design of the entity, the role the Company had in the entity's design and its involvement in the VIE's ongoing activities. The Company then must evaluate which activities most significantly impact the economic performance of the VIE and who has the power to direct such activities.

For those VIEs where the Company determines that it has the power to direct the activities that most significantly impact the VIE's economic performance, the Company must then evaluate its economic interests, if any, and determine whether it could absorb losses or receive benefits that could potentially be significant to the VIE. When evaluating whether the Company has an obligation to absorb losses that could potentially be significant, it considers the maximum exposure to such loss without consideration of probability. Such obligations could be in various forms, including, but not limited to, debt and equity investments, guarantees, liquidity agreements and certain derivative contracts.

In various other transactions, the Company may (i) act as a derivative counterparty (for example, interest rate swap, cross-currency swap, or purchaser of credit protection under a credit default swap or total return swap where the Company pays the total return on certain assets to the SPE); (ii) act as underwriter or placement agent; (iii) provide administrative, trustee or other services; or (iv) make a market in debt securities or other instruments issued by VIEs. The Company generally considers such involvement, by itself, not to be variable interests and thus not an indicator of power or potentially significant benefits or losses.

Citigroup's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs with which the Company holds significant variable interests or has continuing involvement through servicing a majority of the assets in a VIE is presented below:

As of December 31, 2016									
In millions of dollars	Total involvement with SPE assets	Consolidated VIE / SPE assets	Significant unconsolidated VIE assets ⁽¹⁾	Maximum exposure to loss in significant unconsolidated VIEs ⁽¹⁾					
				Funded exposures ⁽²⁾			Unfunded exposures		
				Debt investments	Equity investments	Funding commitments	Guarantees and derivatives	Total	
Credit card securitizations	\$ 50,171	\$ 50,171	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations ⁽³⁾									
U.S. agency-sponsored	214,458	—	214,458	3,852	—	—	78	3,930	
Non-agency-sponsored	15,965	1,092	14,873	312	35	—	1	348	
Citi-administered asset-backed commercial paper conduits (ABCP)	19,693	19,693	—	—	—	—	—	—	—
Collateralized loan obligations (CLOs)	18,886	—	18,886	5,128	—	—	62	5,190	
Asset-based financing	53,168	733	52,435	16,553	475	4,915	—	21,943	
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	7,070	2,843	4,227	40	—	2,842	—	2,882	
Municipal investments	17,679	14	17,665	2,441	3,578	2,580	—	8,599	
Client intermediation	515	371	144	49	—	—	3	52	
Investment funds	2,788	767	2,021	32	120	27	3	182	
Other	1,429	607	822	116	11	58	43	228	
Total⁽⁴⁾	\$ 401,822	\$ 76,291	\$ 325,531	\$ 28,523	\$ 4,219	\$ 10,422	\$ 190	\$ 43,354	

As of December 31, 2015									
In millions of dollars	Total involvement with SPE assets	Consolidated VIE / SPE assets	Significant unconsolidated VIE assets ⁽¹⁾	Maximum exposure to loss in significant unconsolidated VIEs ⁽¹⁾					
				Funded exposures ⁽²⁾			Unfunded exposures		
				Debt investments	Equity investments	Funding commitments	Guarantees and derivatives	Total	
Credit card securitizations	\$ 54,916	\$ 54,916	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations ⁽³⁾									
U.S. agency-sponsored	217,291	—	217,291	3,571	—	—	95	3,666	
Non-agency-sponsored	13,036	1,586	11,450	527	—	—	1	528	
Citi-administered asset-backed commercial paper conduits (ABCP)	21,280	21,280	—	—	—	—	—	—	—
Collateralized loan obligations (CLOs)	16,719	—	16,719	3,150	—	—	86	3,236	
Asset-based financing	58,862	1,364	57,498	21,270	269	3,616	—	25,155	
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	8,572	3,830	4,742	2	—	3,100	—	3,102	
Municipal investments	20,290	44	20,246	2,196	2,487	2,335	—	7,018	
Client intermediation	434	335	99	49	—	—	—	49	
Investment funds	1,730	842	888	13	138	102	—	253	
Other	4,915	597	4,318	292	554	—	52	898	
Total⁽⁴⁾	\$ 418,045	\$ 84,794	\$ 333,251	\$ 31,070	\$ 3,448	\$ 9,153	\$ 234	\$ 43,905	

Note: Certain adjustments have been made to the December 31, 2015 information to conform to the current period's presentation.

(1) The definition of maximum exposure to loss is included in the text that follows this table.

(2) Included on Citigroup's December 31, 2016 and 2015 Consolidated Balance Sheet.

(3) A significant unconsolidated VIE is an entity where the Company has any variable interest or continuing involvement considered to be significant, regardless of the likelihood of loss.

(4) Citigroup mortgage securitizations also include agency and non-agency (private-label) re-securitization activities. These SPEs are not consolidated. See "Re-securitizations" below for further discussion.

(5) Citi's total involvement with CitiCorp SPE assets was \$384.7 billion and \$383.2 billion as of December 31, 2016 and 2015, respectively, with the remainder related to Citi Holdings.

The previous tables do not include:

- certain venture capital investments made by some of the Company's private equity subsidiaries, as the Company accounts for these investments in accordance with the Investment Company Audit Guide (codified in ASC 946);
- certain investment funds for which the Company provides investment management services and personal estate trusts for which the Company provides administrative, trustee and/or investment management services;
- certain VIEs structured by third parties where the Company holds securities in inventory, as these investments are made on arm's-length terms;
- certain positions in mortgage-backed and asset-backed securities held by the Company, which are classified as *Trading account assets* or *Investments*, where the Company has no other involvement with the related securitization entity deemed to be significant (for more information on these positions, see Notes 24 and 13 to the Consolidated Financial Statements);
- certain representations and warranties exposures in legacy JCG-sponsored mortgage-backed and asset-backed securitizations, where the Company has no variable interest or continuing involvement as servicer. The outstanding balance of mortgage loans securitized during 2005 to 2008 where the Company has no variable interest or continuing involvement as servicer was approximately \$10 billion and \$12 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively;
- certain representations and warranties exposures in Citigroup residential mortgage securitizations, where the original mortgage loan balances are no longer outstanding; and
- VIEs such as trust preferred securities trusts used in connection with the Company's funding activities. The Company does not have a variable interest in these trusts.

The asset balances for consolidated VIEs represent the carrying amounts of the assets consolidated by the Company. The carrying amount may represent the amortized cost or the current fair value of the assets depending on the legal form of the asset (e.g., loan or security) and the Company's standard accounting policies for the asset type and line of business.

The asset balances for unconsolidated VIEs where the Company has significant involvement represent the most current information available to the Company. In most cases, the asset balances represent an amortized cost basis without regard to impairments, unless fair value information is readily available to the Company.

The maximum funded exposure represents the balance sheet carrying amount of the Company's investment in the VIE. It reflects the initial amount of cash invested in the VIE adjusted for any accrued interest and cash principal payments received. The carrying amount may also be adjusted for increases or declines in fair value or any impairment in value recognized in earnings. The maximum exposure of unfunded positions represents the remaining undrawn committed amount, including liquidity and credit facilities provided by the Company, or the notional amount of a derivative instrument considered to be a variable interest. In certain transactions, the Company has entered into derivative instruments or other arrangements that are not considered variable interests in the VIE (e.g., interest rate swaps, cross-currency swaps, or where the Company is the purchaser of credit protection under a credit default swap or total return swap where the Company pays the total return on certain assets to the SPE). Receivables under such arrangements are not included in the maximum exposure amounts.

Funding Commitments for Significant Unconsolidated VIEs—Liquidity Facilities and Loan Commitments

The following table presents the notional amount of liquidity facilities and loan commitments that are classified as funding commitments in the VIE tables above:

	December 31, 2016		December 31, 2015	
	Liquidity facilities	Loan / equity commitments	Liquidity facilities	Loan / equity commitments
<i>In millions of dollars</i>				
Asset-based financing	\$	\$ 4,910	\$	\$ 3,611
Municipal securities tender option bond trusts (TOBTs)	2,842	—	3,100	—
Municipal investments	—	2,580	—	2,335
Investment funds	—	27	—	102
Other	—	58	—	—
Total funding commitments	\$ 2,842	\$ 2,665	\$ 3,100	\$ 2,437

Consolidated VIEs

The Company engages in on-balance sheet securitizations, which are securitizations that do not qualify for sales treatment; thus, the assets remain on the Company's Consolidated Balance Sheet, and any proceeds received are recognized as secured liabilities. The consolidated VIEs represent hundreds of separate entities with which the Company is involved. In general, the third-party investors in the obligations of consolidated VIEs have legal recourse only to the assets of the respective VIEs and do not have such recourse to the Company, except where the Company has provided a guarantee to the investors or is the counterparty to

certain derivative transactions involving the VIE. Thus, the Company's maximum legal exposure to loss related to consolidated VIEs is significantly less than the carrying value of the consolidated VIE assets due to outstanding third-party financing. Intercompany assets and liabilities are excluded from Citi's Consolidated Balance Sheet. All VIE assets are restricted from being sold or pledged as collateral. The cash flows from these assets are the only source used to pay down the associated liabilities, which are non-recourse to the Company's general assets. See the Consolidated Balance Sheet for more information about these Consolidated VIE assets and liabilities.

Significant Interests in Unconsolidated VIEs—Balance Sheet Classification

The following table presents the carrying amounts and classification of significant variable interests in unconsolidated VIEs:

	December 31, 2016	December 31, 2015
<i>In billions of dollars</i>		
Cash	\$ 0.1	\$ 0.1
Trading account assets	8.9	6.2
Investments	4.4	3.0
Total loans, net of allowance	18.8	23.6
Other	1.5	1.7
Total assets	\$ 32.8	\$ 34.6

Credit Card Securitizations

The Company securitizes credit card receivables through trusts established to purchase the receivables. Citigroup transfers receivables into the trusts on a non-recourse basis. Credit card securitizations are revolving securitizations; as customers pay their credit card balances, the cash proceeds are used to purchase new receivables and replenish the receivables in the trust.

Substantially all of the Company's credit card securitization activity is through two trusts—Citibank Credit Card Master Trust (Master Trust) and the Citibank Omni Master Trust (Omni Trust), with the substantial majority through the Master Trust. These trusts are consolidated

entities because, as servicer, Citigroup has the power to direct the activities that most significantly impact the economic performance of the trusts. Citigroup holds a seller's interest and certain securities issued by the trusts, which could result in exposure to potentially significant losses or benefits from the trusts. Accordingly, the transferred credit card receivables remain on Citi's Consolidated Balance Sheet with no gain or loss recognized. The debt issued by the trusts to third parties is included on Citi's Consolidated Balance Sheet.

The Company utilizes securitizations as one of the sources of funding for its business in *North America*. The following table reflects amounts related to the Company's securitized credit card receivables:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2016		December 31, 2015	
Ownership interests in principal amount of trust credit card receivables				
Sold to investors via trust-issued securities	\$	22.7	\$	29.7
Retained by Citigroup as trust-issued securities		7.4		9.4
Retained by Citigroup via non-certificated interests		20.6		16.5
Total	\$	50.7	\$	55.6

The following table summarizes selected cash flow information related to Citigroup's credit card securitizations:

<i>In billions of dollars</i>	2016		2015	
Proceeds from new securitizations	\$	3.3	\$	—
Pay down of maturing notes	(10.3)		(7.4)	(7.8)

Managed Loans

After securitization of credit card receivables, the Company continues to maintain credit card customer account relationships and provides servicing for receivables transferred to the trusts. As a result, the Company considers the securitized credit card receivables to be part of the business it manages. As Citigroup consolidates the credit card trusts, all managed securitized card receivables are on-balance sheet.

Funding, Liquidity Facilities and Subordinated Interests

As noted above, Citigroup securitizes credit card receivables through two securitization trusts—Master Trust and Omni Trust. The liabilities of the trusts are included in the Consolidated Balance Sheet, excluding those retained by Citigroup.

The Master Trust issues fixed- and floating-rate term notes. Some of the term notes may be issued to multi-seller commercial paper conduits. The weighted average maturity of the term notes issued by the Master Trust was 2.6 years as of December 31, 2016 and 2.4 years as of December 31, 2015.

Master Trust Liabilities (at Par Value)

<i>In billions of dollars</i>	Dec. 31, 2016		Dec. 31, 2015	
Term notes issued to third parties	\$	21.7	\$	28.4
Term notes retained by Citigroup affiliates		5.5		7.5
Total Master Trust liabilities	\$	27.2	\$	35.9

The Omni Trust issues fixed- and floating-rate term notes, some of which are purchased by multi-seller commercial paper conduits. The weighted average maturity of the third-party term notes issued by the Omni Trust was 1.9 years as of December 31, 2016 and 0.9 years as of December 31, 2015.

Omni Trust Liabilities (at Par Value)

<i>In billions of dollars</i>	Dec. 31, 2016		Dec. 31, 2015	
Term notes issued to third parties	\$	1.0	\$	1.3
Term notes retained by Citigroup affiliates		1.9		1.9
Total Omni Trust liabilities	\$	2.9	\$	3.2

Mortgage Securitizations

The Company provides a wide range of mortgage loan products to a diverse customer base. Once originated, the Company often securitizes these loans through the use of VIEs. These VIEs are funded through the issuance of trust certificates backed solely by the transferred assets. These certificates have the same life as the transferred assets. In addition to providing a source of liquidity and less expensive funding, securitizing these assets also reduces the Company's credit exposure to the borrowers. These mortgage loan securitizations are primarily non-recourse, thereby effectively transferring the risk of future credit losses to the purchasers of the securities issued by the trust. However, the Company's U.S. consumer mortgage business generally retains the servicing rights and in certain instances retains investment securities, interest-only strips and residual interests in future cash flows from the trusts and also provides servicing for a limited number of JCG securitizations.

The Company securitizes mortgage loans generally through either a government-sponsored agency, such as Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac (U.S. agency-sponsored mortgages), or private-label (non-agency-sponsored mortgages) securitization. The Company is not the primary beneficiary of its U.S. agency-sponsored mortgage

securitizations because Citigroup does not have the power to direct the activities of the VIE that most significantly impact the entity's economic performance. Therefore, Citi does not consolidate these U.S. agency-sponsored mortgage securitizations. Substantially all of the Consumer loans sold or securitized through non-consolidated trusts by Citigroup are U.S. prime residential mortgage loans. Retained interests in non-consolidated mortgage securitization trusts are classified as *Trading account assets*, except for MSRs which are included in *Mortgage servicing rights* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet.

The Company does not consolidate certain non-agency-sponsored mortgage securitizations because Citi is either not the servicer with the power to direct the significant activities of the entity or Citi is the servicer, but the servicing relationship is deemed to be a fiduciary relationship; therefore, Citi is not deemed to be the primary beneficiary of the entity.

In certain instances, the Company has (i) the power to direct the activities and (ii) the obligation to either absorb losses or the right to receive benefits that could be potentially significant to its non-agency-sponsored mortgage securitizations and, therefore, is the primary beneficiary and, thus, consolidates the VIE.

The following table summarizes selected cash flow information related to Citigroup mortgage securitizations:

	2016		2015		2014	
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages
<i>In billions of dollars</i>						
Proceeds from new securitizations ⁽¹⁾	\$ 41.3	\$ 11.8	\$ 35.0	\$ 12.1	\$ 27.8	\$ 11.8
Contractual servicing fees received	0.4	—	0.5	—	0.6	—
Cash flows received on retained interests and other net cash flows	0.1	—	0.1	—	0.1	—

(1) The proceeds from new securitizations in 2016 and 2015 include \$0.5 billion and \$0.7 billion, respectively, related to personal loan securitizations.

Agency and non-agency securitization gains for the year ended December 31, 2016 were \$105 million and \$107 million, respectively.

Agency and non-agency securitization gains for the year ended December 31, 2015 were \$149 million and \$41 million, respectively, and \$214 million and \$53 million, respectively, for the year ended December 31, 2014.

Key assumptions used in measuring the fair value of retained interests at the date of sale or securitization of mortgage receivables were as follows:

	December 31, 2016		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior Interests	Subordinated Interests
Discount rate	0.8% to 13.7%	—	—
Weighted average discount rate	9.9%	—	—
Constant prepayment rate	3.8% to 30.9%	—	—
Weighted average constant prepayment rate	11.1%	—	—
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	—	—
Weighted average anticipated net credit losses	NM	—	—
Weighted average life	0.5 to 17.5 years	—	—

Note: Citi held no retained interests in non-agency-sponsored mortgages securitized during 2016.

	December 31, 2015		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.0% to 11.4%	2.0% to 3.2%	2.9% to 12.1%
Weighted average discount rate	6.8%	2.9%	5.2%
Constant prepayment rate	5.7% to 34.9%	—	2.8% to 8.0%
Weighted average constant prepayment rate	11.8%	—	3.5%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	40.0%	38.1% to 92.0%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	40.0%	70.6%
Weighted average life	3.5 to 13.8 years	2.5 to 9.8 years	8.9 to 12.9 years

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.
(2) Anticipated net credit losses represent estimated loss severity associated with defaulted mortgage loans underlying the mortgage securitizations disclosed above. Anticipated net credit losses, in this instance, do not represent total credit losses incurred to date, nor do they represent credit losses expected on retained interests in mortgage securitizations.
NM Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

The interests retained by the Company range from highly rated and/or senior in the capital structure to unrated and/or residual interests.

The key assumptions used to value retained interests, and the sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% in each of the key assumptions, are set forth in the tables

below. The negative effect of each change is calculated independently, holding all other assumptions constant. Because the key assumptions may not be independent, the net effect of simultaneous adverse changes in the key assumptions may be less than the sum of the individual effects shown below.

	December 31, 2016		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.7% to 28.2%	0.0% to 8.1%	5.1% to 26.4%
Weighted average discount rate	9.0%	2.1%	13.1%
Constant prepayment rate	6.8% to 22.8%	4.2% to 14.7%	0.5% to 37.5%
Weighted average constant prepayment rate	10.2%	11.0%	10.8%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	0.5% to 85.6%	8.0% to 63.7%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	31.4%	48.3%
Weighted average life	0.2 to 28.8 years	5.0 to 8.5 years	1.2 to 12.1 years

	December 31, 2015		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.0% to 27.0%	1.6% to 67.6%	2.0% to 34.9%
Weighted average discount rate	4.9%	7.6%	8.4%
Constant prepayment rate	5.7% to 27.8%	4.2% to 100.0%	0.5% to 20.8%
Weighted average constant prepayment rate	12.3%	14.0%	7.5%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	0.2% to 89.1%	3.8% to 92.0%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	48.9%	54.4%
Weighted average life	1.3 to 21.0 years	0.3 to 18.1 years	0.9 to 19.0 years

Note: Citi Holdings held no subordinated interests in mortgage securitizations as of December 31, 2016 and 2015.

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.
(2) Anticipated net credit losses represent estimated loss severity associated with defaulted mortgage loans underlying the mortgage securitizations disclosed above. Anticipated net credit losses, in this instance, do not represent total credit losses incurred to date, nor do they represent credit losses expected on retained interests in mortgage securitizations.
NM Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2016		
	U.S. agency- sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Carrying value of retained interests	\$ 2,258	\$ 26	\$ 161
Discount rates			
Adverse change of 10%	\$ (71)	\$ (7)	\$ (8)
Adverse change of 20%	(138)	(14)	(16)
Constant prepayment rate			
Adverse change of 10%	(88)	(2)	(4)
Adverse change of 20%	(160)	(3)	(8)
Anticipated net credit losses			
Adverse change of 10%	NM	(7)	(1)
Adverse change of 20%	NM	(14)	(2)

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2015		
	U.S. agency- sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Carrying value of retained interests	\$ 3,546	\$ 179	\$ 533
Discount rates			
Adverse change of 10%	\$ (79)	\$ (8)	\$ (25)
Adverse change of 20%	(155)	(15)	(49)
Constant prepayment rate			
Adverse change of 10%	(111)	(3)	(9)
Adverse change of 20%	(213)	(6)	(18)
Anticipated net credit losses			
Adverse change of 10%	NM	(6)	(7)
Adverse change of 20%	NM	(11)	(14)

Note: There were no subordinated interests in mortgage securitizations in Citi Holdings as of December 31, 2016 and 2015.

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages in senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

NM: Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

Mortgage Servicing Rights

In connection with the securitization of mortgage loans, the Company's U.S. consumer mortgage business generally retains the servicing rights, which entitle the Company to a future stream of cash flows based on the outstanding principal balances of the loans and the contractual servicing fee. Failure to service the loans in accordance with contractual requirements may lead to a termination of the servicing rights and the loss of future servicing fees.

These transactions create an intangible asset referred to as mortgage servicing rights (MSRs), which are recorded at fair value on Citi's Consolidated Balance Sheet. The fair value of Citi's capitalized MSRs was \$1.6 billion and \$1.8 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively. The MSRs correspond to principal loan balances of \$168 billion and \$198 billion as of December 31, 2016 and 2015, respectively. The following table summarizes the changes in capitalized MSRs:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015
Balance, beginning of year	\$ 1,781	\$ 1,845
Originations	152	214
Changes in fair value of MSRs due to changes in inputs and assumptions	(36)	110
Other changes ⁽¹⁾	(313)	(350)
Sale of MSRs ⁽²⁾	(29)	(38)
Balance, as of December 31	\$ 1,564	\$ 1,781

(1) Represents changes due to customer payments and passage of time.

(2) Amount includes sales of credit challenged MSRs for which Citi paid the new servicer.

The fair value of the MSRs is primarily affected by changes in prepayments of mortgages that result from shifts in mortgage interest rates. Specifically, higher interest rates tend to lead to declining prepayments, which causes the fair value of the MSRs to increase. In managing this risk, the Company economically hedges a significant portion of the value of its MSRs through the use of interest rate derivative contracts, forward purchase and sale commitments of mortgage-backed securities and purchased securities all classified as *Trading account assets*. The Company receives fees during the course of servicing previously securitized mortgages. The amounts of these fees were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015	2014
Servicing fees	\$ 484	\$ 552	\$ 638
Late fees	14	16	25
Ancillary fees	17	31	56
Total MSR fees	\$ 515	\$ 599	\$ 719

In the Consolidated Statement of Income these fees are primarily classified as *Commissions and fees*, and changes in MSR fair values are classified as *Other revenue*.

In January 2017, Citi signed agreements to effectively exit its U.S. mortgage servicing operations by the end of 2018 and intensify its focus on loan originations. For additional information on these transactions, see Note 29 to the Consolidated Financial Statements.

Re-securitizations

The Company engages in re-securitization transactions in which debt securities are transferred to a VIE in exchange for new beneficial interests. Citi did not transfer non-agency (private-label) securities to re-securitization entities during the year ended December 31, 2016. During the year ended December 31, 2015, Citi transferred non-agency (private-label) securities with an original par value of \$885 million to re-securitization entities. These securities are backed by either residential or commercial mortgages and are often structured on behalf of clients.

As of December 31, 2016, the fair value of Citi-retained interests in private-label re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$126 million (all related to re-securitization transactions prior to 2016), which has been recorded in *Trading account assets*. Of this amount, substantially all was related to subordinated beneficial interests. As of December 31, 2015, the fair value of Citi-retained interests in private-label re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$428 million (including \$132 million related to re-securitization transactions executed in 2015). Of this amount, approximately \$18 million was related to senior beneficial interests and approximately \$410 million was related to subordinated beneficial interests. The original par value of private-label re-securitization transactions in which Citi holds a retained interest as of December 31, 2016 and 2015 was approximately \$1.3 billion and \$3.7 billion, respectively.

The Company also re-securitizes U.S. government-agency guaranteed mortgage-backed (agency) securities. During the years ended December 31, 2016 and 2015, Citi transferred agency securities with a fair value of approximately \$23.9

billion and \$17.8 billion, respectively, to re-securitization entities.

As of December 31, 2016, the fair value of Citi-retained interests in agency re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$2.3 billion (including \$741 million related to re-securitization transactions executed in 2016) compared to \$1.8 billion as of December 31, 2015 (including \$1.5 billion related to re-securitization transactions executed in 2015), which is recorded in *Trading account assets*. The original fair value of agency re-securitization transactions in which Citi holds a retained interest as of December 31, 2016 and 2015 was approximately \$71.8 billion and \$65.0 billion, respectively.

As of December 31, 2016 and 2015, the Company did not consolidate any private-label or agency re-securitization entities.

Citi-Administered Asset-Backed Commercial Paper Conduits

The Company is active in the asset-backed commercial paper conduit business as administrator of several multi-seller commercial paper conduits and also as a service provider to single-seller and other commercial paper conduits sponsored by third parties.

Citi's multi-seller commercial paper conduits are designed to provide the Company's clients access to low-cost funding in the commercial paper markets. The conduits purchase assets from or provide financing facilities to clients and are funded by issuing commercial paper to third-party investors. The conduits generally do not purchase assets originated by the Company. The funding of the conduits is facilitated by the liquidity support and credit enhancements provided by the Company.

As administrator to Citi's conduits, the Company is generally responsible for selecting and structuring assets purchased or financed by the conduits, making decisions regarding the funding of the conduits, including determining the tenor and other features of the commercial paper issued, monitoring the quality and performance of the conduits' assets, and facilitating the operations and cash flows of the conduits. In return, the Company earns structuring fees from customers for individual transactions and earns an administration fee from the conduit, which is equal to the income from the client program and liquidity fees of the conduit after payment of conduit expenses. This administration fee is fairly stable, since most risks and rewards of the underlying assets are passed back to the clients. Once the asset pricing is negotiated, most ongoing income, costs and fees are relatively stable as a percentage of the conduit's size.

The conduits administered by the Company do not generally invest in liquid securities that are formally rated by third parties. The assets are privately negotiated and structured transactions that are generally designed to be held by the conduit, rather than actively traded and sold. The yield earned by the conduit on each asset is generally tied to the rate on the commercial paper issued by the conduit, thus passing interest rate risk to the client. Each asset purchased by the conduit is structured with transaction-specific credit enhancement features provided by the third-party client seller, including over collateralization, cash and excess spread collateral accounts, direct recourse or third-party guarantees. These

credit enhancements are sized with the objective of approximating a credit rating of A or above, based on the Company's internal risk ratings. At December 31, 2016 and 2015, the conduits had approximately \$19.7 billion and \$21.3 billion of purchased assets outstanding, respectively, and had incremental funding commitments with clients of approximately \$12.8 billion and \$11.6 billion, respectively.

Substantially all of the funding of the conduits is in the form of short-term commercial paper. At December 31, 2016 and 2015, the weighted average remaining lives of the commercial paper issued by the conduits were approximately 55 and 56 days, respectively.

The primary credit enhancement provided to the conduit investors is in the form of transaction-specific credit enhancements described above. In addition to the transaction-specific credit enhancements, the conduits, other than the government guaranteed loan conduit, have obtained a letter of credit from the Company, which is equal to at least 8% to 10% of the conduit's assets with a minimum of \$200 million. The letters of credit provided by the Company to the conduits total approximately \$1.8 billion as of December 31, 2016 and 2015. The net result across multi-seller conduits administered by the Company, other than the government guaranteed loan conduit, is that, in the event defaulted assets exceed the transaction-specific credit enhancements described above, any losses in each conduit are allocated first to the Company and then the commercial paper investors.

The Company also provides the conduits with two forms of liquidity agreements that are used to provide funding to the conduits in the event of a market disruption, among other events. Each asset of the conduits is supported by a transaction-specific liquidity facility in the form of an asset purchase agreement (APA). Under the APA, the Company has generally agreed to purchase non-defaulted eligible receivables from the conduit at par. The APA is not designed to provide credit support to the conduit, as it generally does not permit the purchase of defaulted or impaired assets. Any funding under the APA will likely subject the underlying conduit clients to increased interest costs. In addition, the Company provides the conduits with program-wide liquidity in the form of short-term lending commitments. Under these commitments, the Company has agreed to lend to the conduits in the event of a short-term disruption in the commercial paper market, subject to specified conditions. The Company receives fees for providing both types of liquidity agreements and considers these fees to be on fair market terms.

Finally, the Company is one of several named dealers in the commercial paper issued by the conduits and earns a market-based fee for providing such services. Along with third-party dealers, the Company makes a market in the commercial paper and may from time to time fund commercial paper pending sale to a third party. On specific dates with less liquidity in the market, the Company may hold in inventory commercial paper issued by conduits administered by the Company, as well as conduits administered by third parties. Separately, in the normal course of business, the Company purchases commercial paper, including commercial paper issued by the Company's conduits. At December 31, 2016 and 2015, the Company owned \$9.7 billion and \$11.4 billion, respectively, of the commercial paper issued by its

administered conduits. The Company's purchases were not driven by market illiquidity and, other than the amounts required to be held pursuant to credit risk retention rules, the Company is not obligated under any agreement to purchase the commercial paper issued by the conduits.

The asset-backed commercial paper conduits are consolidated by the Company. The Company has determined that, through its roles as administrator and liquidity provider, it has the power to direct the activities that most significantly impact the entities' economic performance. These powers include its ability to structure and approve the assets purchased by the conduits, its ongoing surveillance and credit mitigation activities, its ability to sell or repurchase assets out of the conduits, and its liability management. In addition, as a result of all the Company's involvement described above, it was concluded that the Company has an economic interest that could potentially be significant. However, the assets and liabilities of the conduits are separate and apart from those of Citigroup. No assets of any conduit are available to satisfy the creditors of Citigroup or any of its other subsidiaries.

Collateralized Loan Obligations

A collateralized loan obligation (CLO) is a VIE that purchases a portfolio of assets consisting primarily of non-investment grade corporate loans. CLOs issue multiple tranches of debt and equity to investors to fund the asset purchases and pay upfront expenses associated with forming the CLO. A third-party asset manager is contracted by the CLO to purchase the underlying assets from the open market and monitor the credit risk associated with those assets. Over the term of a CLO, the asset manager directs purchases and sales of assets in a manner consistent with the CLO's asset management agreement and indenture. In general, the CLO asset manager will have the power to direct the activities of the entity that most significantly impact the economic performance of the CLO. Investors in a CLO, through their ownership of debt and/or equity in the CLO, can also direct certain activities of the CLO, including removing the CLO asset manager under limited circumstances, optionally redeeming the notes, voting on amendments to the CLO's operating documents and other activities. A CLO has a finite life, typically 12 years.

Citi serves as a structuring and placement agent with respect to the CLOs. Typically, the debt and equity of the CLOs are sold to third-party investors. On occasion, certain Citi entities may purchase some portion of a CLO's liabilities for investment purposes. In addition, Citi may purchase, typically in the secondary market, certain securities issued by the CLOs to support its market making activities.

The Company does not generally have the power to direct the activities of the entity that most significantly impact the economic performance of the CLOs, as this power is generally held by a third-party asset manager of the CLO. As such, those CLOs are not consolidated.

Key Assumptions and Retained Interests

The key assumptions used to value retained interests in CLOs, and the sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% are set forth in the tables below:

	Dec. 31, 2016	Dec. 31, 2015
Discount rate	1.3% to 1.7%	1.4% to 49.6%
<i>In millions of dollars</i>		
Carrying value of retained interests	\$ 4,261	\$ 2,299
<i>Discount rates</i>		
Adverse change of 10%	\$ (39)	\$ (5)
Adverse change of 20%	(62)	(10)

Asset-Based Financing

The Company provides loans and other forms of financing to VIEs that hold assets. Those loans are subject to the same credit approvals as all other loans originated or purchased by the Company. Financings in the form of debt securities or derivatives are, in most circumstances, reported in *Trading account assets* and accounted for at fair value through earnings. The Company generally does not have the power to direct the activities that most significantly impact these VIEs' economic performance; thus, it does not consolidate them.

The primary types of Citi's asset-based financings, total assets of the unconsolidated VIEs with significant involvement, and Citi's maximum exposure to loss are shown below. For Citi to realize the maximum loss, the VIE (borrower) would have to default with no recovery from the assets held by the VIE.

	December 31, 2016	
	Total unconsolidated VIE assets	Maximum exposure to unconsolidated VIEs
<i>In millions of dollars</i>		
Type		
Commercial and other real estate	\$ 8,784	\$ 2,368
Corporate loans	4,051	2,684
Hedge funds and equities	370	54
Airplanes, ships and other assets	39,230	16,837
Total	\$ 52,435	\$ 21,943
	December 31, 2015	
	Total unconsolidated VIE assets	Maximum exposure to unconsolidated VIEs
<i>In millions of dollars</i>		
Type		
Commercial and other real estate	\$ 17,459	\$ 6,528
Corporate loans	1,274	1,871
Hedge funds and equities	385	55
Airplanes, ships and other assets	38,380	16,701
Total	\$ 57,498	\$ 25,155

The following table summarizes selected cash flow information related to asset-based financings:

<i>In billions of dollars</i>	2016	2015	2014
Proceeds from new securitizations	\$ —	\$ —	\$ 0.5
Cash flows received on retained interests and other net cash flows	—	—	0.3

There were no gains recognized on the securitizations of asset-based financings for the years ended December 31, 2016, 2015 and 2014.

Municipal Securities Tender Option Bond (TOB) Trusts

Municipal TOB trusts may hold fixed- or floating-rate, taxable or tax-exempt securities issued by state and local governments and municipalities. TOB trusts are typically structured as single-issuer entities whose assets are purchased from either the Company or from other investors in the municipal securities market. TOB trusts finance the purchase of their municipal assets by issuing two classes of certificates: long-dated, floating rate certificates ("Floaters") that are payable pursuant to a liquidity facility and residual interest certificates ("Residuals"). The Floaters are purchased by third-party investors, typically tax-exempt money market funds. The Residuals are purchased by the original owner of the municipal securities that are being financed.

From the Company's perspective, there are two types of TOB trusts: customer TOB trusts and non-customer TOB trusts. Customer TOB trusts are those trusts utilized by customers of the Company to finance their municipal securities investments. The Residuals issued by these trusts are purchased by the customer being financed. Non-customer TOB trusts are trusts that are used by the Company to finance its own municipal securities investments; the Residuals issued by non-customer TOB trusts are purchased by the Company.

With respect to both customer and non-customer TOB trusts, the Company may provide remarketing agent services. If Floaters are optionally tendered and the Company, in its role as remarketing agent, is unable to find a new investor to purchase the optionally tendered Floaters within a specified period of time, the Company may, but is not obligated to, purchase the tendered Floaters into its own inventory. The level of the Company's inventory of such Floaters fluctuates.

For certain customer TOB trusts, the Company may also serve as a voluntary advance provider. In this capacity, the Company may, but is not obligated to, make loan advances to customer TOB trusts to purchase optionally tendered Floaters that have not otherwise been successfully remarketed to new investors. Such loans are secured by pledged Floaters. As of December 31, 2016, the Company had no outstanding voluntary advances to customer TOB trusts.

For certain non-customer trusts, the Company also provides credit enhancement. Approximately \$82 million of the municipal bonds owned by non-customer TOB trusts were subject to a credit guarantee provided by the Company at both December 31, 2016 and 2015.

The Company also provides liquidity services to many customer and non-customer trusts. If a trust is unwound early due to an event other than a credit event on the underlying municipal bonds, the underlying municipal bonds are sold out.

of the Trust and bond sale proceeds are used to redeem the outstanding Trust certificates. If this results in a shortfall between the bond sale proceeds and the redemption price of the tendered Floaters, the Company, pursuant to the liquidity agreement, would be obligated to make a payment to the trust to satisfy that shortfall. For certain customer TOB trusts, the Company has also executed a reimbursement agreement with the holder of the Residual, pursuant to which the Residual holder is obligated to reimburse the Company for any payment the Company makes under the liquidity arrangement. These reimbursement agreements may be subject to daily margining based on changes in the market value of the underlying municipal bonds. In cases where a third party provides liquidity to a non-customer TOB trust, a similar reimbursement arrangement may be executed, whereby the Company (or a consolidated subsidiary of the Company), as Residual holder, would absorb any losses incurred by the liquidity provider.

For certain other non-customer TOB trusts, the Company serves as tender option provider. The tender option provider arrangement allows Floater holders to put their interests directly to the Company at any time, subject to the requisite notice period requirements, at a price of par.

At December 31, 2016 and 2015, liquidity agreements provided with respect to customer TOB trusts totaled \$2.9 billion and \$3.1 billion, respectively, of which \$2.1 billion and \$2.2 billion, respectively, were offset by reimbursement agreements. For the remaining exposure related to TOB transactions, where the Residual owned by the customer was at least 25% of the bond value at the inception of the transaction, no reimbursement agreement was executed.

The Company considers both customer and non-customer TOB trusts to be VIEs. Customer TOB trusts are not consolidated by the Company, as the power to direct the activities that most significantly impact the trust's economic performance rests with the customer Residual holder, which may unilaterally cause the sale of the trust's bonds.

Non-customer TOB trusts generally are consolidated because the Company holds the Residual interest, and thus has the unilateral power to cause the sale of the trust's bonds.

The Company also provides other liquidity agreements or letters of credit to customer-sponsored municipal investment funds, which are not variable interest entities, and municipality-related issuers that totaled \$7.4 billion and \$8.1 billion as of December 31, 2016 and 2015, respectively. These liquidity agreements and letters of credit are offset by reimbursement agreements with various term-out provisions.

Municipal Investments

Municipal investment transactions include debt and equity interests in partnerships that finance the construction and rehabilitation of low-income housing, facilitate lending in new or underserved markets, or finance the construction or operation of renewable municipal energy facilities. The Company generally invests in these partnerships as a limited partner and earns a return primarily through the receipt of tax credits and grants earned from the investments made by the partnership. The Company may also provide construction loans or permanent loans for the development or operation of real estate properties held by partnerships. These entities are generally considered VIEs. The power to direct the activities of these entities is typically held by the general partner. Accordingly, these entities are not consolidated by the Company.

Client Intermediation

Client intermediation transactions represent a range of transactions designed to provide investors with specified returns based on the returns of an underlying security, referenced asset or index. These transactions include credit-linked notes and equity-linked notes. In these transactions, the VIE typically obtains exposure to the underlying security, referenced asset or index through a derivative instrument, such as a total-return swap or a credit-default swap. In turn, the VIE issues notes to investors that pay a return based on the specified underlying security, referenced asset or index. The VIE invests the proceeds in a financial asset or a guaranteed insurance contract that serves as collateral for the derivative contract over the term of the transaction. The Company's involvement in these transactions includes being the counterparty to the VIE's derivative instruments and investing in a portion of the notes issued by the VIE. In certain transactions, the investor's maximum risk of loss is limited, and the Company absorbs risk of loss above a specified level. The Company does not have the power to direct the activities of the VIEs that most significantly impact their economic performance, and thus it does not consolidate them.

The Company's maximum risk of loss in these transactions is defined as the amount invested in notes issued by the VIE and the notional amount of any risk of loss absorbed by the Company through a separate instrument issued by the VIE. The derivative instrument held by the Company may generate a receivable from the VIE (for example, where the Company purchases credit protection from the VIE in connection with the VIE's issuance of a credit-linked note), which is collateralized by the assets owned by the VIE. These derivative instruments are not considered variable interests, and any associated receivables are not included in the calculation of maximum exposure to the VIE.

The proceeds from new securitizations related to the Company's client intermediation transactions for the years ended December 31, 2016 and 2015 totaled approximately \$2.3 billion and \$2.0 billion, respectively.

Investment Funds

The Company is the investment manager for certain investment funds and retirement funds that invest in various asset classes including private equity, hedge funds, real estate, fixed income and infrastructure. The Company earns a management fee, which is a percentage of capital under management, and may earn performance fees. In addition, for some of these funds the Company has an ownership interest in the investment funds. The Company has also established a number of investment funds as opportunities for qualified employees to invest in private equity investments. The Company acts as investment manager to these funds and may provide employees with financing on both recourse and non-recourse bases for a portion of the employees' investment commitments.

Prior to January 1, 2016, the Company determined that a majority of the investment entities managed by Citigroup were provided a deferral from the requirements of ASC 810, because they met the criteria in ASU No. 2010-10, *Consolidation (Topic 810): Amendments for Certain Investment Funds*. As part of the amended guidance under ASU 2015-02, *Consolidation (Topic 810): Amendments to the Consolidation Analysis*, effective January 1, 2016, these entities were evaluated and the Company determined that these entities continue to meet the definition of a VIE because the limited partners in the fund do not have the ability to remove the Company as investment manager. The Company is considered the primary beneficiary and consolidates those VIE entities where it has both the power to direct the activities and a potentially significant variable interest.

22. DERIVATIVES ACTIVITIES

In the ordinary course of business, Citigroup enters into various types of derivative transactions. These derivative transactions include:

- *Futures and forward contracts*, which are commitments to buy or sell at a future date a financial instrument, commodity or currency at a contracted price and may be settled in cash or through delivery of an item readily convertible to cash.
- *Swap contracts*, which are commitments to settle in cash at a future date or dates that may range from a few days to a number of years, based on differentials between specified indices or financial instruments, as applied to a notional principal amount.
- *Option contracts*, which give the purchaser, for a premium, the right, but not the obligation, to buy or sell within a specified time a financial instrument, commodity or currency at a contracted price that may also be settled in cash, based on differentials between specified indices or prices.

Swaps, forwards and some option contracts are over-the-counter (OTC) derivatives that are bilaterally negotiated with counterparties and settled with those counterparties, except for swap contracts that are novated and "cleared" through central counterparties (CCPs). Futures contracts and other option contracts are standardized contracts that are traded on an exchange with a CCP as the counterparty from the inception of the transaction. Citigroup enters into derivative contracts relating to interest rate, foreign currency, commodity and other market/credit risks for the following reasons:

- *Trading Purposes*: Citigroup trades derivatives as an active market maker. Citigroup offers its customers derivatives in connection with their risk management actions to transfer, modify or reduce their interest rate, foreign exchange and other market/credit risks or for their own trading purposes. Citigroup also manages its derivative risk positions through offsetting trade activities, controls focused on price verification and daily reporting of positions to senior managers.
- *Hedging*: Citigroup uses derivatives in connection with its own risk management activities to hedge certain risks or reposition the risk profile of the Company. Hedging may be accomplished by applying hedge accounting in accordance with ASC 815, *Derivatives and Hedging*, or by an economic hedge. For example, Citigroup issues fixed-rate long-term debt and then enters into a receive-fixed, pay-variable-rate interest rate swap with the same tenor and notional amount to synthetically convert the interest payments to a net variable-rate basis. This strategy is the most common form of an interest rate hedge, as it minimizes net interest cost in certain yield curve environments. Derivatives are also used to manage market risks inherent in specific groups of on-balance sheet assets and liabilities, including AFS securities, commodities and borrowings, as well as other interest-sensitive assets and liabilities. In addition, foreign-

exchange contracts are used to hedge non-U.S.-dollar-denominated debt, foreign-currency-denominated AFS securities and net investment exposures.

Derivatives may expose Citigroup to market, credit or liquidity risks in excess of the amounts recorded on the Consolidated Balance Sheet. Market risk on a derivative product is the exposure created by potential fluctuations in interest rates, market prices, foreign exchange rates and other factors and is a function of the type of product, the volume of transactions, the tenor and terms of the agreement and the underlying volatility. Credit risk is the exposure to loss in the event of nonperformance by the other party to satisfy a derivative liability where the value of any collateral held by Citi is not adequate to cover such losses. The recognition in earnings of unrealized gains on derivative transactions is subject to management's assessment of the probability of counterparty default. Liquidity risk is the potential exposure that arises when the size of a derivative position may affect the ability to monetize the position in a reasonable period of time and at a reasonable cost in periods of high volatility and financial stress.

Derivative transactions are customarily documented under industry standard master netting agreements that provide that following an event of default, the non-defaulting party may promptly terminate all transactions between the parties and determine the net amount due to be paid to, or by, the defaulting party. Events of default include (i) failure to make a payment on a derivatives transaction that remains uncured following applicable notice and grace periods, (ii) breach of agreement that remains uncured after applicable notice and grace periods, (iii) breach of a representation, (iv) cross default, either to third-party debt or to other derivative transactions entered into between the parties, or, in some cases, their affiliates, (v) the occurrence of a merger or consolidation which results in a party's becoming a materially weaker credit, and (vi) the cessation or repudiation of any applicable guarantee or other credit support document. Obligations under master netting agreements are often secured by collateral posted under an industry standard credit support annex to the master netting agreement. An event of default may also occur under a credit support annex if a party fails to make a collateral delivery that remains uncured following applicable notice and grace periods.

The netting and collateral rights incorporated in the master netting agreements are considered to be legally enforceable if a supportive legal opinion has been obtained from counsel of recognized standing that provides the requisite level of certainty regarding enforceability and that the exercise of rights by the non-defaulting party to terminate and close-out transactions on a net basis under these agreements will not be stayed or avoided under applicable law upon an event of default including bankruptcy, insolvency or similar proceeding.

A legal opinion may not be sought for certain jurisdictions where local law is silent or unclear as to the enforceability of such rights or where adverse case law or conflicting regulation may cast doubt on the enforceability of such rights. In some jurisdictions and for some counterparty types, the insolvency

law may not provide the requisite level of certainty. For example, this may be the case for certain sovereigns, municipalities, central banks and U.S. pension plans.

Exposure to credit risk on derivatives is affected by market volatility, which may impair the ability of counterparties to satisfy their obligations to the Company. Credit limits are established and closely monitored for customers engaged in derivatives transactions. Citi considers the level of legal certainty regarding enforceability of its offsetting rights under master netting agreements and credit support annexes to be an important factor in its risk management process. Specifically, Citi generally transacts much lower volumes of derivatives under master netting agreements where Citi does not have the requisite level of legal certainty regarding enforceability, because such derivatives consume greater amounts of single counterparty credit limits than those executed under enforceable master netting agreements.

Cash collateral and security collateral in the form of G10 government debt securities is often posted by a party to a master netting agreement to secure the net open exposure of the other party; the receiving party is free to commingle/rehypothecate such collateral in the ordinary course of its business. Nonstandard collateral such as corporate bonds, municipal bonds, U.S. agency securities and/or MBS may also be pledged as collateral for derivative transactions. Security collateral posted to open and maintain a master netting agreement with a counterparty, in the form of cash and/or securities, may from time to time be segregated in an account at a third-party custodian pursuant to a tri-party account control agreement.

Information pertaining to Citigroup's derivative activities, based on notional amounts, is presented in the table below. Derivative notional amounts are reference amounts from which contractual payments are derived and do not represent a complete and accurate measure of Citi's exposure to derivative transactions. Rather, Citi's derivative exposure arises primarily from market fluctuations (i.e., market risk), counterparty failure (i.e., credit risk) and/or periods of high volatility or financial stress (i.e., liquidity risk), as well as any market valuation adjustments that may be required on the

transactions. Moreover, notional amounts do not reflect the netting of offsetting trades. For example, if Citi enters into a receive-fixed interest rate swap with \$100 million notional, and offsets this risk with an identical but opposite pay-fixed position with a different counterparty, \$200 million in derivative notional is reported, although these offsetting positions may result in de minimis overall market risk. Aggregate derivative notional amounts can fluctuate from period to period in the normal course of business based on Citi's market share, levels of client activity and other factors.

Derivative Notionals

	Hedging instruments under ASC 815 ⁽¹⁾		Other derivative instruments			
			Trading derivatives		Management hedges ⁽³⁾	
	December 31, 2016	December 31, 2015	December 31, 2016	December 31, 2015	December 31, 2016	December 31, 2015
<i>In millions of dollars</i>						
Interest rate contracts						
Swaps	\$ 151,331	\$ 166,576	\$ 19,145,250	\$ 22,208,794	\$ 47,324	\$ 38,969
Futures and forwards	97	—	6,864,276	6,868,340	30,834	38,421
Written options	—	—	2,921,070	3,033,617	4,759	2,606
Purchased options	—	—	2,768,528	2,887,605	7,320	4,575
Total interest rate contract notionals	\$ 151,428	\$ 166,576	\$ 31,699,124	\$ 34,998,356	\$ 90,237	\$ 74,571
Foreign exchange contracts						
Swaps	\$ 19,042	\$ 23,007	\$ 5,492,145	\$ 4,765,687	\$ 22,676	\$ 23,960
Futures, forwards and spot	56,964	72,124	3,251,132	2,563,649	3,419	3,034
Written options	—	448	1,194,325	1,125,664	—	—
Purchased options	—	819	1,215,961	1,131,816	—	—
Total foreign exchange contract notionals	\$ 76,006	\$ 96,398	\$ 11,153,563	\$ 9,586,816	\$ 26,095	\$ 26,994
Equity contracts						
Swaps	\$ —	\$ —	\$ 192,366	\$ 180,963	\$ —	\$ —
Futures and forwards	—	—	37,587	33,735	—	—
Written options	—	—	304,579	298,876	—	—
Purchased options	—	—	266,070	265,062	—	—
Total equity contract notionals	\$ —	\$ —	\$ 800,572	\$ 778,636	\$ —	\$ —
Commodity and other contracts						
Swaps	\$ —	\$ —	\$ 70,774	\$ 70,561	\$ —	\$ —
Futures and forwards	182	789	142,530	106,474	—	—
Written options	—	—	74,627	72,648	—	—
Purchased options	—	—	69,629	66,051	—	—
Total commodity and other contract notionals	\$ 182	\$ 789	\$ 357,560	\$ 315,734	\$ —	\$ —
Credit derivatives⁽⁴⁾						
Protection sold	\$ —	\$ —	\$ 859,420	\$ 950,922	\$ —	\$ —
Protection purchased	—	—	883,003	981,586	19,470	23,628
Total credit derivatives	\$ —	\$ —	\$ 1,742,423	\$ 1,932,508	\$ 19,470	\$ 23,628
Total derivative notionals	\$ 227,616	\$ 263,763	\$ 45,753,242	\$ 47,612,050	\$ 135,802	\$ 125,193

(1) The notional amounts presented in this table do not include hedge accounting relationships under ASC 815 where Citigroup is hedging the foreign currency risk of a net investment in a foreign operation by issuing a foreign-currency-denominated debt instrument. The notional amount of such debt was \$1,825 million and \$2,102 million at December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively.

(2) Derivatives in hedge accounting relationships accounted for under ASC 815 are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

(3) Management hedges represent derivative instruments used to mitigate certain economic risks, but for which hedge accounting is not applied. These derivatives are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

(4) Credit derivatives are arrangements designed to allow one party (protection buyer) to transfer the credit risk of a "reference asset" to another party (protection seller). These arrangements allow a protection seller to assume the credit risk associated with the reference asset without directly purchasing that asset. The

Company enters into credit derivative positions for purposes such as risk management, yield enhancement, reduction of credit concentrations and diversification of overall risk.

The following tables present the gross and net fair values of the Company's derivative transactions and the related offsetting amounts as of December 31, 2016 and December 31, 2015. Gross positive fair values are offset against gross negative fair values by counterparty pursuant to enforceable master netting agreements. Under ASC 815-10-45, payables and receivables in respect of cash collateral received from or paid to a given counterparty pursuant to a credit support annex are included in the offsetting amount if a legal opinion supporting the enforceability of netting and collateral rights has been obtained. GAAP does not permit similar offsetting for security collateral. The tables also present amounts that are not permitted to be offset, such as security collateral or cash collateral posted at third-party custodians, but which would be eligible for offsetting to the extent an event of default occurred and a legal opinion supporting enforceability of the netting and collateral rights has been obtained.

Derivative Mark-to-Market (MTM) Receivables/Payables

In millions of dollars at December 31, 2016

	Derivatives classified in trading account assets / liabilities ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		Derivatives classified in Other assets / liabilities ⁽²⁾⁽³⁾	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Derivatives instruments designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 716	\$ 171	\$ 1,927	\$ 22
Cleared	3,530	2,154	47	82
Interest rate contracts	\$ 4,246	\$ 2,325	\$ 1,974	\$ 104
Over-the-counter	\$ 2,494	\$ 393	\$ 747	\$ 645
Foreign exchange contracts	\$ 2,494	\$ 393	\$ 747	\$ 645
Total derivative instruments designated as ASC 815 hedges	\$ 6,740	\$ 2,718	\$ 2,721	\$ 749
Derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 244,072	\$ 221,534	\$ 225	\$ 5
Cleared	120,920	130,855	240	349
Exchange traded	87	47	—	—
Interest rate contracts	\$ 365,079	\$ 352,436	\$ 465	\$ 354
Over-the-counter	\$ 182,659	\$ 186,867	\$ —	\$ 60
Cleared	482	470	—	—
Exchange traded	27	31	—	—
Foreign exchange contracts	\$ 183,168	\$ 187,368	\$ —	\$ 60
Over-the-counter	\$ 15,625	\$ 19,119	\$ —	\$ —
Cleared	1	21	—	—
Exchange traded	8,484	7,376	—	—
Equity contracts	\$ 24,110	\$ 26,516	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 13,046	\$ 14,134	\$ —	\$ —
Exchange traded	719	798	—	—
Commodity and other contracts	\$ 13,765	\$ 15,032	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 19,033	\$ 19,563	\$ 159	\$ 78
Cleared	5,582	5,874	47	310
Credit derivatives⁽⁴⁾	\$ 24,615	\$ 25,437	\$ 206	\$ 388
Total derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges	\$ 610,737	\$ 606,789	\$ 671	\$ 802
Total derivatives	\$ 617,477	\$ 609,507	\$ 3,392	\$ 1,551
Cash collateral paid/received ⁽⁵⁾	\$ 11,188	\$ 15,731	\$ 8	\$ 1
Less: Netting agreements ⁽³⁾	(519,000)	(519,000)	—	—
Less: Netting cash collateral received/paid ⁽⁵⁾	(45,912)	(49,811)	(1,345)	(53)
Net receivables/payables included on the consolidated balance sheet⁽⁶⁾	\$ 63,753	\$ 56,427	\$ 2,055	\$ 1,499
Additional amounts subject to an enforceable master netting agreement, but not offset on the Consolidated Balance Sheet				
Less: Cash collateral received/paid	\$ (819)	\$ (19)	\$ —	\$ —
Less: Non-cash collateral received/paid	(11,767)	(5,883)	(530)	—
Total net receivables/payables⁽⁶⁾	\$ 51,167	\$ 50,525	\$ 1,525	\$ 1,499

(1) The trading derivatives fair values are presented in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Derivative mark-to-market receivables/payables related to management hedges are recorded in either *Other assets/Other liabilities in Trading account assets/Trading account liabilities*.

(3) Over-the-counter (OTC) derivatives are derivatives executed and settled bilaterally with counterparties without the use of an organized exchange or central clearing house. Cleared derivatives include derivatives executed bilaterally with a counterparty in the OTC market, but then novated to a central clearing house, whereby the central clearing house becomes the counterparty to both of the original counterparties. Exchange traded derivatives include derivatives executed directly on an organized exchange that provides pre-trade price transparency.

(4) The credit derivatives trading assets comprise \$8.871 million related to protection purchased and \$15.744 million related to protection sold as of December 31, 2016. The credit derivatives trading liabilities comprise \$16.722 million related to protection purchased and \$8.715 million related to protection sold as of December 31, 2016.

(5) For the trading account assets/liabilities, reflects the net amount of the \$60,999 million and \$61,643 million of gross cash collateral paid and received, respectively. Of the gross cash collateral paid, \$49,811 million was used to offset trading derivative liabilities and, of the gross cash collateral received, \$45,912 million was used to offset trading derivative assets.

- (6) For cash collateral paid with respect to non-trading derivative assets, reflects the net amount of \$61 million of gross cash collateral paid, of which \$33 million is settled against non-trading derivative positions within *Other liabilities*. For cash collateral received with respect to non-trading derivative liabilities, reflects the net amount of \$1,346 million of gross cash collateral received, of which \$1,345 million is settled against OTC non-trading derivative positions within *Other assets*.
- (7) Represents the setting of derivative receivable and payable balances with the same counterparty under enforceable netting agreements. Approximately \$383 billion, \$128 billion and \$8 billion of the setting against trading account assets/liability balances is attributable to each of the OTC, cleared and exchange traded derivatives, respectively.
- (8) Represents the setting of cash collateral paid and received by counterparty under enforceable credit support agreements. Substantially all cash collateral received and paid is settled against OTC derivative assets and liabilities, respectively.
- (9) The net receivables/payables include approximately \$7 billion of derivative asset and \$9 billion of derivative liability fair values not subject to enforceable master netting agreements, respectively.

In millions of dollars at December 31, 2015	Derivatives classified in trading account assets / liabilities ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		Derivatives classified in Other assets / liabilities ⁽¹⁾⁽³⁾	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Derivatives instruments designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 262	\$ 105	\$ 2,328	\$ 106
Cleared	4,607	1,471	5	—
Interest rate contracts	\$ 4,869	\$ 1,576	\$ 2,333	\$ 106
Over-the-counter	\$ 2,688	\$ 364	\$ 95	\$ 677
Foreign exchange contracts	\$ 2,688	\$ 364	\$ 95	\$ 677
Total derivative instruments designated as ASC 815 hedges	\$ 7,557	\$ 1,940	\$ 2,428	\$ 783
Derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 289,124	\$ 267,761	\$ 182	\$ 12
Cleared	120,848	126,532	244	216
Exchange traded	53	35	—	—
Interest rate contracts	\$ 410,025	\$ 394,328	\$ 426	\$ 228
Over-the-counter	\$ 126,474	\$ 133,361	\$ —	\$ 66
Cleared	134	152	—	—
Exchange traded	21	36	—	—
Foreign exchange contracts	\$ 126,629	\$ 133,549	\$ —	\$ 66
Over-the-counter	\$ 14,560	\$ 20,107	\$ —	\$ —
Cleared	28	3	—	—
Exchange traded	7,297	6,406	—	—
Equity contracts	\$ 21,885	\$ 26,516	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 16,794	\$ 18,641	\$ —	\$ —
Exchange traded	1,216	1,912	—	—
Commodity and other contracts	\$ 18,010	\$ 20,553	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 31,072	\$ 30,608	\$ 711	\$ 245
Cleared	3,803	3,560	131	318
Credit derivatives ⁽⁴⁾	\$ 34,875	\$ 34,168	\$ 842	\$ 563
Total derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges	\$ 611,424	\$ 609,114	\$ 1,268	\$ 857
Total derivatives	\$ 618,981	\$ 611,054	\$ 3,696	\$ 1,640
Cash collateral paid/received ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	\$ 4,911	\$ 13,628	\$ 8	\$ 37
Less: Netting agreements ⁽⁷⁾	(524,481)	(524,481)	—	—
Less: Netting cash collateral received/paid ⁽⁸⁾	(43,227)	(42,609)	(1,949)	(53)
Net receivables/payables included on the Consolidated Balance Sheet⁽⁹⁾	\$ 56,184	\$ 57,592	\$ 1,755	\$ 1,624
Additional amounts subject to an enforceable master netting agreement, but not offset on the Consolidated Balance Sheet				
Less: Cash collateral received/paid	\$ (779)	\$ (2)	\$ —	\$ —
Less: Non-cash collateral received/paid	(9,855)	(5,131)	(270)	—
Total net receivables/payables⁽⁹⁾	\$ 45,550	\$ 52,459	\$ 1,485	\$ 1,624

- (1) The trading derivatives fair values are presented in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.
- (2) Derivative mark-to-market receivables/payables related to management hedges are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities*.
- (3) Over-the-counter (OTC) derivatives include derivatives executed and settled bilaterally with counterparties without the use of an organized exchange or central clearing house. Cleared derivatives include derivatives executed bilaterally with a counterparty in the OTC market, but then novated to a central clearing house.

whereby the central clearing house becomes the counterparty to both of the original counterparties. Exchange traded derivatives include derivatives executed directly on an organized exchange that provides pre-trade price transparency.

- (4) The credit derivatives trading assets comprise \$17,957 million related to protection purchased and \$16,918 million related to protection sold as of December 31, 2015. The credit derivatives trading liabilities comprise \$16,968 million related to protection purchased and \$17,208 million related to protection sold as of December 31, 2015.
- (5) For the trading account assets/liabilities, reflects the net amount of the \$47,320 million and \$56,855 million of gross cash collateral paid and received, respectively. Of the gross cash collateral paid, \$42,609 million was used to offset derivative liabilities and, of the gross cash collateral received, \$43,227 million was used to offset derivative assets.
- (6) For cash collateral paid with respect to non-trading derivative assets, reflects the net amount of \$61 million of the gross cash collateral paid, of which \$53 million is netted against non-trading derivative positions within *Other liabilities*. For cash collateral received with respect to non-trading derivative liabilities, reflects the net amount of \$1,986 million of gross cash collateral received of which \$1,949 million is netted against non-trading derivative positions within *Other assets*.
- (7) Represents the netting of derivative receivable and payable balances with the same counterparty under enforceable netting agreements. Approximately \$791 billion, \$126 billion and \$7 billion of the netting against trading account assets/liability balances is attributable to each of the OTC, cleared and exchange-traded derivatives, respectively.
- (8) Represents the netting of cash collateral paid and received by counterparty under enforceable credit support agreements. Substantially all cash collateral received and paid is netted against OTC derivative assets and liabilities, respectively.
- (9) The net receivables/payables include approximately \$10 billion of derivative asset and \$10 billion of liability fair values not subject to enforceable master netting agreements.

For the years ended December 31, 2016, 2015 and 2014, the amounts recognized in *Principal transactions* in the Consolidated Statement of Income related to derivatives not designated in a qualifying hedging relationship, as well as the underlying non-derivative instruments, are presented in Note 6 to the Consolidated Financial Statements. Citigroup presents this disclosure by business classification, showing derivative gains and losses related to its trading activities together with gains and losses related to non-derivative instruments within the same trading portfolios, as this represents the way these portfolios are risk managed.

The amounts recognized in *Other revenue* in the Consolidated Statement of Income related to derivatives not designated in a qualifying hedging relationship are shown below. The table below does not include any offsetting gains/losses on the economically hedged items to the extent such amounts are also recorded in *Other revenue*.

Gains (losses) included in <i>Other revenue</i>				
In millions of dollars	2016	2015	2014	
Interest rate contracts	\$ (81)	\$ 117	\$ (227)	
Foreign exchange	12	(39)	14	
Credit derivatives	(1,009)	476	(150)	
Total Citigroup	\$ (1,078)	\$ 554	\$ (363)	

Accounting for Derivative Hedging

Citigroup accounts for its hedging activities in accordance with ASC 815, *Derivatives and Hedging*. As a general rule, hedge accounting is permitted where the Company is exposed to a particular risk, such as interest rate or foreign exchange risk, that causes changes in the fair value of an asset or liability or variability in the expected future cash flows of an existing asset, liability or a forecasted transaction that may affect earnings.

Derivative contracts hedging the risks associated with changes in fair value are referred to as fair value hedges, while contracts hedging the variability of expected future cash flows are cash flow hedges. Hedges that utilize derivatives or debt instruments to manage the foreign exchange risk associated with equity investments in non-U.S.-dollar-functional-currency foreign subsidiaries (net investment in a foreign operation) are net investment hedges.

To qualify as an accounting hedge under the hedge accounting rules (versus an economic hedge where hedge accounting is not applied), a hedging relationship must be highly effective in offsetting the risk designated as being hedged. The hedge relationship must be formally documented at inception, detailing the particular risk management objective and strategy for the hedge. This includes the item and risk(s) being hedged, the hedging instrument being used and how effectiveness will be assessed. The effectiveness of these hedging relationships is evaluated at hedge inception and on an ongoing basis both on a retrospective and prospective basis, typically using quantitative measures of correlation, with hedge ineffectiveness measured and recorded in current earnings. Hedge effectiveness assessment methodologies are performed in a similar manner for similar hedges, and are used consistently throughout the hedging relationships. The assessment of effectiveness may exclude changes in the value of the hedged item that are unrelated to the risks being hedged and the changes in fair value of the derivative associated with time value. These excluded items are recognized in current earnings for the hedging derivative, while changes in the value of a hedged item that are not related to the hedged risk are not recorded.

Discontinued Hedge Accounting

A hedging instrument must be highly effective in accomplishing the hedge objective of offsetting either changes in the fair value or cash flows of the hedged item for the risk being hedged. Management may voluntarily de-designate an accounting hedge at any time, but if a hedge relationship is not highly effective, it no longer qualifies for hedge accounting and must be de-designated. Subsequent changes in the fair value of the derivative are recognized in *Other revenue* or *Principal transactions*, similar to trading derivatives, with no offset recorded related to the hedged item.

For fair value hedges, any changes in the fair value of the hedged item remain as part of the basis of the asset or liability and are ultimately realized as an element of the yield on the item. For cash flow hedges, changes in fair value of the end-user derivative remain in *Accumulated other comprehensive income (loss)* (AOCI) and are included in the earnings of future periods when the forecasted hedged cash flows impact earnings. However, if it becomes probable that some or all of the hedged forecasted transactions will not occur, any amounts

that remain in AOCI related to these transactions must be immediately reflected in *Other revenue*.

The foregoing criteria are applied on a decentralized basis, consistent with the level at which market risk is managed, but are subject to various limits and controls. The underlying asset, liability or forecasted transaction may be an individual item or a portfolio of similar items.

Fair Value Hedges

Hedging of Benchmark Interest Rate Risk

Citigroup's fair value hedges are primarily hedges of fixed-rate long-term debt or assets, such as available-for-sale securities.

Citigroup hedges exposure to changes in the fair value of outstanding fixed-rate issued debt. These hedges are designated as fair value hedges of the benchmark interest rate risk associated with the currency of the hedged liability. The fixed cash flows of the hedged items are typically converted to benchmark variable-rate cash flows by entering into receive-fixed, pay-variable interest rate swaps. By designating an interest rate swap contract as a hedging instrument and electing to apply ASC 815 fair value hedge accounting, the carrying value of the debt is adjusted to reflect the impact of changes in the benchmark interest rate, with such changes in value recorded in *Other revenue*. The related interest rate swap is recorded on the balance sheet at fair value, with changes in fair value also reflected in *Other revenue*. These amounts are expected to, and generally do, offset. Any net amount, representing hedge ineffectiveness, is automatically reflected in current earnings. These fair value hedge relationships use either regression or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis.

Citigroup also hedges its exposure to changes in the fair value of fixed-rate assets due to changes in benchmark interest rates, including available-for-sale debt securities and loans. The hedging instruments are typically receive-variable, pay-fixed interest rate swaps. These fair value hedging relationships use either regression or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis.

Hedging of Foreign Exchange Risk

Citigroup hedges the change in fair value attributable to foreign exchange rate movements in available-for-sale securities that are denominated in currencies other than the functional currency of the entity holding the securities, which may be within or outside the U.S. The hedging instrument is generally a forward foreign exchange contract. In this hedge, the portion of the change in the fair value of the hedged available-for-sale security attributable to foreign exchange risk (i.e., spot rates) is reported in earnings, and not AOCI—which offsets the change in the fair value of the forward contract that is also reflected in earnings. Citigroup considers the premium associated with forward contracts (i.e., the differential between spot and contractual forward rates) as the cost of hedging; this amount is excluded from the assessment of hedge effectiveness and reflected directly in earnings over the life of the hedge. The dollar-offset method is used to assess hedge effectiveness. Since that assessment is based on changes in fair value attributable to changes in spot rates on both the available-for-sale securities and the forward contracts for the portion of the relationship hedged, the amount of hedge ineffectiveness is not significant.

Hedging of Commodity Price Risk

Citigroup hedges the change in fair value attributable to spot price movements in physical commodities inventory. The hedging instrument is a futures contract to sell the underlying commodity. In this hedge, the change in the value of the hedged inventory is reflected in earnings, which offsets the change in the fair value of the futures contract that is also reflected in earnings. Although the change in the fair value of the hedging instrument recorded in earnings includes changes in forward rates, Citigroup excludes the differential between the spot and the contractual forward rates under the futures contract from the assessment of hedge effectiveness. Since the assessment is based on changes in fair value attributable to change in spot prices on both the physical commodity and the futures contract, the amount of hedge ineffectiveness is not significant.

The following table summarizes the gains (losses) on the Company's fair value hedges:

<i>In millions of dollars</i>	Gains (losses) on fair value hedges ⁽¹⁾		
	Year ended December 31,		
	2016	2015	2014
Gain (loss) on the derivatives in designated and qualifying fair value hedges			
Interest rate contracts	\$ (753)	\$ (847)	\$ 1,546
Foreign exchange contracts	(1,415)	1,315	1,367
Commodity contracts	182	41	(221)
Total gain (loss) on the derivatives in designated and qualifying fair value hedges	\$ (1,986)	\$ 509	\$ 2,692
Gain (loss) on the hedged item in designated and qualifying fair value hedges			
Interest rate hedges	\$ 668	\$ 792	\$ (1,496)
Foreign exchange hedges	1,573	(1,258)	(1,422)
Commodity hedges	(210)	(35)	250
Total gain (loss) on the hedged item in designated and qualifying fair value hedges	\$ 2,031	\$ (501)	\$ (2,668)
Hedge ineffectiveness recognized in earnings on designated and qualifying fair value hedges			
Interest rate hedges	\$ (84)	\$ (47)	\$ 53
Foreign exchange hedges	4	(23)	(16)
Total hedge ineffectiveness recognized in earnings on designated and qualifying fair value hedges	\$ (80)	\$ (70)	\$ 37
Net gain (loss) excluded from assessment of the effectiveness of fair value hedges			
Interest rate contracts	\$ (1)	\$ (8)	\$ (3)
Foreign exchange contracts ⁽²⁾	154	80	(39)
Commodity hedges ⁽²⁾	(28)	6	29
Total net gain (loss) excluded from assessment of the effectiveness of fair value hedges	\$ 125	\$ 78	\$ (13)

(1) Amounts are included in *Other revenue* on the Consolidated Statement of Income. The accrued interest income on fair value hedges is recorded in *Net interest revenue* and is excluded from this table.

(2) Amounts relate to the premium associated with forward contracts (differential between spot and contractual forward rates). These amounts are excluded from the assessment of hedge effectiveness and are reflected directly in earnings.

Cash Flow Hedges

Hedging of Benchmark Interest Rate Risk

Citigroup hedges the variability of forecasted cash flows associated with floating-rate assets/liabilities and other forecasted transactions. Variable cash flows from those liabilities are synthetically converted to fixed-rate cash flows by entering into receive-variable, pay-fixed interest rate swaps and receive-variable, pay-fixed forward-starting interest rate swaps.

Variable cash flows associated with certain assets are synthetically converted to fixed-rate cash flows by entering into receive-fixed, pay-variable interest rate swaps. These cash flow hedging relationships use either regression analysis or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis. When the variable interest rates associated with hedged items do not qualify as benchmark interest rates, Citigroup designates the risk being hedged as the risk of overall variability in the hedged cash flows. Because efforts are made to match the terms of the derivatives to those of the hedged forecasted cash flows as closely as possible, the amount of hedge ineffectiveness is not significant.

For cash flow hedges in which derivatives hedge the variability of forecasted cash flows related to recognized assets, liabilities or forecasted transactions, the accounting treatment depends on the effectiveness of the hedge. To the extent these derivatives are effective in offsetting the variability of the forecasted hedged cash flows, the effective portion of the changes in the derivatives' fair values will not

be included in current earnings, but will be reported in AOCI. These changes in fair value will be included in the earnings of future periods when the hedged cash flows impact earnings. To the extent these derivatives are not fully effective, changes in their fair values are immediately included in *Other revenue*. Citigroup's cash flow hedges primarily include hedges of floating-rate assets or liabilities which may include loans and securities purchased under agreements to resell, as well as forecasted transactions.

Hedging of Foreign Exchange Risk

Citigroup locks in the functional currency equivalent cash flows of long-term debt and short-term borrowings that are denominated in currencies other than the functional currency of the issuing entity. Depending on risk management objectives, these types of hedges are designated either as cash flow hedges of foreign exchange risk only or cash flow hedges of both foreign exchange risk and interest rate risk, and the hedging instruments are foreign exchange cross-currency swaps and forward contracts. These cash flow hedge relationships use dollar-offset ratio analysis to determine whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis.

The amount of hedge ineffectiveness on the cash flow hedges recognized in earnings for the years ended December 31, 2016, 2015 and 2014 is not significant. The pretax change in AOCI from cash flow hedges is presented below:

In millions of dollars	Year ended December 31,		
	2016	2015	2014
Effective portion of cash flow hedges included in AOCI			
Interest rate contracts	\$ (219)	\$ 357	\$ 299
Foreign exchange contracts	69	(220)	(167)
Credit derivatives	—	—	2
Total effective portion of cash flow hedges included in AOCI	\$ (150)	\$ 137	\$ 134
Effective portion of cash flow hedges reclassified from AOCI to earnings			
Interest rate contracts	\$ (140)	\$ (186)	\$ (260)
Foreign exchange contracts	(93)	(146)	(149)
Total effective portion of cash flow hedges reclassified from AOCI to earnings⁽¹⁾	\$ (233)	\$ (332)	\$ (409)

(1) Included primarily in *Other revenue* and *Net interest revenue* on the Consolidated Income Statement.

For cash flow hedges, the changes in the fair value of the hedging derivative remain in AOCI on the Consolidated Balance Sheet and will be included in the earnings of future periods to offset the variability of the hedged cash flows when such cash flows affect earnings. The net gain associated with cash flow hedges expected to be reclassified from AOCI within 12 months of December 31, 2016 is approximately \$0.1 billion. The maximum length of time over which forecasted cash flows are hedged is 10 years.

The after-tax impact of cash flow hedges on AOCI is shown in Note 19 to the Consolidated Financial Statements.

Net Investment Hedges

Consistent with ASC 830-20, *Foreign Currency Matters—Foreign Currency Transactions*, ASC 815 allows the hedging of the foreign currency risk of a net investment in a foreign operation. Citigroup uses foreign currency forwards, cross-currency swaps, options and foreign-currency-denominated debt instruments to manage the foreign exchange risk associated with Citigroup's equity investments in several non-U.S.-dollar-functional-currency foreign subsidiaries. Citigroup records the change in the carrying amount of these investments in the *Foreign currency translation adjustment* account within AOCI. Simultaneously, the effective portion of the hedge of this exposure is also recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account and any ineffective portion is immediately recorded in earnings.

For derivatives designated as net investment hedges, Citigroup follows the forward-rate method outlined in ASC 815-35-35. According to that method, all changes in fair value, including changes related to the forward-rate component of the foreign currency forward contracts and the time value of foreign currency options, are recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account within AOCI.

For foreign-currency-denominated debt instruments that are designated as hedges of net investments, the translation gain or loss that is recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account is based on the spot exchange rate between the functional currency of the respective subsidiary and the U.S. dollar, which is the functional currency of Citigroup. To the extent the notional amount of the hedging instrument exactly matches the hedged net investment and the underlying exchange rate of the derivative hedging instrument relates to the exchange rate between the functional currency of the net investment and Citigroup's functional currency (or, in the case of a non-derivative debt instrument, such instrument is denominated in the functional currency of the net investment), no ineffectiveness is recorded in earnings.

The pretax gain (loss) recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account within AOCI, related to the effective portion of the net investment hedges, is \$(220) million, \$2,475 million and \$2,890 million for the years ended December 31, 2016, 2015 and 2014, respectively.

Economic Hedges

Citigroup often uses economic hedges when hedge accounting would be too complex or operationally burdensome. End-user derivatives that are economic hedges are carried at fair value, with changes in value included in either *Principal transactions* or *Other revenue*.

For asset/liability management hedging, fixed-rate long-term debt is recorded at amortized cost under GAAP.

For other hedges that either do not meet the ASC 815 hedging criteria or for which management decides not to apply ASC 815 hedge accounting, the derivative is recorded at fair value on the balance sheet with the associated changes in fair value recorded in earnings, while the debt continues to be carried at amortized cost. Therefore, current earnings are affected by the interest rate shifts and other factors that cause a change in the swap's value, but for which no offsetting change in value is recorded on the debt.

Citigroup may alternatively elect to account for the debt at fair value under the fair value option. Once the irrevocable election is made upon issuance of the debt, the full change in fair value of the debt is reported in earnings. The changes in fair value of the related interest rate swap are also reflected in earnings, which provides a natural offset to the debt's fair value change. To the extent the two amounts differ because the full change in the fair value of the debt includes risks not offset by the interest rate swap, the difference is automatically captured in current earnings.

Additional economic hedges include hedges of the credit risk component of commercial loans and loan commitments. Citigroup periodically evaluates its hedging strategies in other areas and may designate either an accounting hedge or an economic hedge after considering the relative costs and benefits. Economic hedges are also employed when the hedged item itself is marked to market through current earnings, such as hedges of commitments to originate one- to four-family mortgage loans to be held for sale and MSR's.

Credit Derivatives

Citi is a market maker and trades a range of credit derivatives. Through these contracts, Citi either purchases or writes protection on either a single name or a portfolio of reference credits. Citi also uses credit derivatives to help mitigate credit risk in its corporate and consumer loan portfolios and other cash positions and to facilitate client transactions.

Citi monitors its counterparty credit risk in credit derivative contracts. As of December 31, 2016 and December 31, 2015, approximately 97% and 98%, respectively, of the gross receivables are from counterparties with which Citi maintains collateral agreements. A majority of Citi's top 15 counterparties (by receivable balance owed to Citi) are banks, financial institutions or other dealers. Contracts with these counterparties do not include ratings-based termination events. However, counterparty ratings downgrades may have an incremental effect by lowering the threshold at which Citi may call for additional collateral.

The range of credit derivatives entered into includes credit default swaps, total return swaps, credit options and credit-linked notes.

A credit default swap is a contract in which, for a fee, a protection seller agrees to reimburse a protection buyer for any losses that occur due to a predefined credit event on a reference entity. These credit events are defined by the terms of the derivative contract and the reference credit and are generally limited to the market standard of failure to pay on indebtedness and bankruptcy of the reference credit and, in a more limited range of transactions, debt restructuring. Credit derivative transactions that reference emerging market entities also typically include additional credit events to cover the acceleration of indebtedness and the risk of repudiation or a payment moratorium. In certain transactions, protection may be provided on a portfolio of reference entities or asset-backed securities. If there is no credit event, as defined by the specific derivative contract, then the protection seller makes no payments to the protection buyer and receives only the contractually specified fee. However, if a credit event occurs

as defined in the specific derivative contract sold, the protection seller will be required to make a payment to the protection buyer. Under certain contracts, the seller of protection may not be required to make a payment until a specified amount of losses has occurred with respect to the portfolio and/or may only be required to pay for losses up to a specified amount.

A total return swap typically transfers the total economic performance of a reference asset, which includes all associated cash flows, as well as capital appreciation or depreciation. The protection buyer receives a floating rate of interest and any depreciation on the reference asset from the protection seller and, in return, the protection seller receives the cash flows associated with the reference asset plus any appreciation. Thus, according to the total return swap agreement, the protection seller will be obligated to make a payment any time the floating interest rate payment plus any depreciation of the reference asset exceeds the cash flows associated with the underlying asset. A total return swap may terminate upon a default of the reference asset or a credit event with respect to the reference entity subject to the provisions of the related total return swap agreement between the protection seller and the protection buyer.

A credit option is a credit derivative that allows investors to trade or hedge changes in the credit quality of a reference entity. For example, in a credit spread option, the option writer assumes the obligation to purchase or sell credit protection on the reference entity at a specified "strike" spread level. The option purchaser buys the right to sell credit default protection on the reference entity to, or purchase it from, the option writer at the strike spread level. The payments on credit spread options depend either on a particular credit spread or the price of the underlying credit-sensitive asset or other reference entity. The options usually terminate if a credit event occurs with respect to the underlying reference entity.

A credit-linked note is a form of credit derivative structured as a debt security with an embedded credit default swap. The purchaser of the note effectively provides credit protection to the issuer by agreeing to receive a return that could be negatively affected by credit events on the underlying reference credit. If the reference entity defaults, the note may be cash settled or physically settled by delivery of a debt security of the reference entity. Thus, the maximum amount of the note purchaser's exposure is the amount paid for the credit-linked note.

The following tables summarize the key characteristics of Citi's credit derivatives portfolio by counterparty and derivative form:

	Fair values		Notionals	
	Receivable ⁽¹⁾	Payable ⁽²⁾	Protection purchased	Protection sold
<i>In millions of dollars at December 31, 2010</i>				
By industry/counterparty				
Banks	\$ 11,895	\$ 10,930	\$ 407,992	\$ 414,720
Broker-dealers	3,536	3,952	115,013	119,810
Non-financial	82	99	4,014	2,061
Insurance and other financial institutions	9,308	10,844	375,454	322,829
Total by industry/counterparty	\$ 24,821	\$ 25,825	\$ 902,473	\$ 859,420
By instrument				
Credit default swaps and options	\$ 24,501	\$ 24,631	\$ 883,719	\$ 852,900
Total return swaps and other	319	1,194	18,754	6,520
Total by instrument	\$ 24,821	\$ 25,825	\$ 902,473	\$ 859,420
By rating				
Investment grade	\$ 9,605	\$ 9,995	\$ 675,138	\$ 648,247
Non-investment grade	15,216	15,830	227,335	211,173
Total by rating	\$ 24,821	\$ 25,825	\$ 902,473	\$ 859,420
By maturity				
Within 1 year	\$ 4,113	\$ 4,841	\$ 293,059	\$ 287,262
From 1 to 5 years	17,735	17,986	551,155	523,371
After 5 years	2,973	2,998	58,259	48,787
Total by maturity	\$ 24,821	\$ 25,825	\$ 902,473	\$ 859,420

- (1) The fair value amount receivable is composed of \$9,077 million under protection purchased and \$15,744 million under protection sold.
(2) The fair value amount payable is composed of \$17,110 million under protection purchased and \$8,715 million under protection sold.

	Fair values		Notionals	
	Receivable ⁽¹⁾	Payable ⁽²⁾	Protection purchased	Protection sold
<i>In millions of dollars at December 31, 2013</i>				
By industry/counterparty				
Banks	\$ 18,377	\$ 16,988	\$ 513,335	\$ 508,459
Broker-dealers	5,895	6,697	155,195	152,604
Non-financial	128	123	3,969	2,087
Insurance and other financial institutions	11,317	10,923	332,715	287,772
Total by industry/counterparty	\$ 35,717	\$ 34,731	\$ 1,005,214	\$ 950,922
By instrument				
Credit default swaps and options	\$ 34,849	\$ 34,158	\$ 981,999	\$ 940,650
Total return swaps and other	868	573	23,215	10,272
Total by instrument	\$ 35,717	\$ 34,731	\$ 1,005,214	\$ 950,922
By rating				
Investment grade	\$ 12,694	\$ 13,142	\$ 764,040	\$ 720,521
Non-investment grade	23,023	21,589	241,174	230,401
Total by rating	\$ 35,717	\$ 34,731	\$ 1,005,214	\$ 950,922
By maturity				
Within 1 year	\$ 3,871	\$ 3,559	\$ 265,632	\$ 254,225
From 1 to 5 years	27,991	27,488	669,834	639,460
After 5 years	3,855	3,684	69,748	57,237
Total by maturity	\$ 35,717	\$ 34,731	\$ 1,005,214	\$ 950,922

(1) The fair value amount receivable is composed of \$18,799 million under protection purchased and \$16,918 million under protection sold.

(2) The fair value amount payable is composed of \$17,531 million under protection purchased and \$17,209 million under protection sold.

Fair values included in the above tables are prior to application of any netting agreements and cash collateral. For notional amounts, Citi generally has a mismatch between the total notional amounts of protection purchased and sold, and it may hold the reference assets directly, rather than entering into offsetting credit derivative contracts as and when desired. The open risk exposures from credit derivative contracts are largely matched after certain cash positions in reference assets are considered and after notional amounts are adjusted, either to a duration-based equivalent basis or to reflect the level of subordination in tranching structures. The ratings of the credit derivatives portfolio presented in the tables and used to evaluate payment/performance risk are based on the assigned internal or external ratings of the reference asset or entity. Where external ratings are used, investment-grade ratings are considered to be "Baa/BBB" and above, while anything below is considered non-investment grade. Citi's internal ratings are in line with the related external rating system.

Citigroup evaluates the payment/performance risk of the credit derivatives for which it stands as a protection seller based on the credit rating assigned to the underlying reference credit. Credit derivatives written on an underlying non-investment grade reference credit represent greater payment risk to the Company. The non-investment grade category in the table above also includes credit derivatives where the underlying reference entity has been downgraded subsequent to the inception of the derivative.

The maximum potential amount of future payments under credit derivative contracts presented in the table above is based on the notional value of the derivatives. The Company believes that the notional amount for credit protection sold is not representative of the actual loss exposure based on historical experience. This amount has not been reduced by the value of the reference assets and the related cash flows. In accordance with most credit derivative contracts, should a credit event occur, the Company usually is liable for the difference between the protection sold and the value of the reference assets. Furthermore, the notional amount for credit protection sold has not been reduced for any cash collateral paid to a given counterparty, as such payments would be calculated after netting all derivative exposures, including any credit derivatives with that counterparty in accordance with a related master netting agreement. Due to such netting processes, determining the amount of collateral that corresponds to credit derivative exposures alone is not possible. The Company actively monitors open credit-risk exposures and manages this exposure by using a variety of strategies, including purchased credit derivatives, cash collateral or direct holdings of the referenced assets. This risk mitigation activity is not captured in the table above.

Credit-Risk-Related Contingent Features in Derivatives

Certain derivative instruments contain provisions that require the Company to either post additional collateral or immediately settle any outstanding liability balances upon the occurrence of a specified event related to the credit risk of the Company. These events, which are defined by the existing derivative contracts, are primarily downgrades in the credit ratings of the Company and its affiliates. The fair value (excluding CVA) of all derivative instruments with credit-risk-related contingent features that were in a net liability position at both December 31, 2016 and December 31, 2015 was \$26 billion and \$22 billion, respectively. The Company posted \$26 billion and \$19 billion as collateral for this exposure in the normal course of business as of December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively.

A downgrade could trigger additional collateral or cash settlement requirements for the Company and certain affiliates. In the event that Citigroup and Citibank were downgraded a single notch by all three major rating agencies as of December 31, 2016, the Company could be required to post an additional \$1.5 billion as either collateral or settlement of the derivative transactions. Additionally, the Company could be required to segregate with third-party custodians collateral previously received from existing derivative counterparties in the amount of \$0.1 billion upon the single notch downgrade, resulting in aggregate cash obligations and collateral requirements of approximately \$1.6 billion.

Derivatives Accompanied by Financial Asset Transfers

The Company executes total return swaps which provide it with synthetic exposure to substantially all of the economic return of the securities or other financial assets referenced in the contract. In certain cases, the derivative transaction is accompanied by the Company's transfer of the referenced financial asset to the derivative counterparty, most typically in response to the derivative counterparty's desire to hedge, in whole or in part, its synthetic exposure under the derivative contract by holding the referenced asset in funded form. In certain jurisdictions these transactions qualify as sales, resulting in derecognition of the securities transferred (see Note 1 to the Consolidated Financial Statements for further discussion of the related sale conditions for transfers of financial assets). For a significant portion of the transactions, the Company has also executed another total return swap where the Company passes on substantially all of the economic return of the referenced securities to a different third party seeking the exposure. In those cases, the Company is not exposed, on a net basis, to changes in the economic return of the referenced securities.

These transactions generally involve the transfer of the Company's liquid government bonds, convertible bonds, or publicly traded corporate equity securities from the trading portfolio and are executed with third-party financial institutions. The accompanying derivatives are typically total

return swaps. The derivatives are cash settled and subject to ongoing margin requirements.

When the conditions for sale accounting are met, the Company reports the transfer of the referenced financial asset as a sale and separately reports the accompanying derivative transaction. These transactions generally do not result in a gain or loss on the sale of the security, because the transferred security was held at fair value in the Company's trading portfolio. For transfers of financial assets accounted for by the Company as a sale, where the Company has retained substantially all of the economic exposure to the transferred asset through a total return swap executed in contemplation of the initial sale with the same counterparty and still outstanding as of December 31, 2016 and December 31, 2015, both the asset carrying amounts derecognized and gross cash proceeds received as of the date of derecognition were \$1.0 billion. At December 31, 2016, the fair value of these previously derecognized assets was \$1.0 billion and the fair value of the total return swaps was \$32 million recorded as gross derivative assets and \$23 million recorded as gross derivative liabilities. At December 31, 2015, the fair value of these previously derecognized assets was \$1 billion and the fair value of the total return swaps was \$7 million recorded as gross derivative assets and \$35 million recorded as gross derivative liabilities. The balances for the total return swaps are on a gross basis, before the application of counterparty and cash collateral netting, and are included primarily as equity derivatives in the tabular disclosures in this Note.

23. CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Concentrations of credit risk exist when changes in economic, industry or geographic factors similarly affect groups of counterparties whose aggregate credit exposure is material in relation to Citigroup's total credit exposure. Although Citigroup's portfolio of financial instruments is broadly diversified along industry, product, and geographic lines, material transactions are completed with other financial institutions, particularly in the securities trading, derivatives and foreign exchange businesses.

In connection with the Company's efforts to maintain a diversified portfolio, the Company limits its exposure to any one geographic region, country or individual creditor and monitors this exposure on a continuous basis. At December 31, 2016, Citigroup's most significant concentration of credit risk was with the U.S. government and its agencies. The Company's exposure, which primarily results from trading assets and investments issued by the U.S. government and its agencies, amounted to \$228.5 billion and \$223.0 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively. The German and Japan governments and their agencies, which are rated investment grade by both Moody's and S&P, were the next largest exposures. The Company's exposure to Germany amounted to \$27.6 billion and \$17.7 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively, and was composed of investment securities, loans and trading assets. The Company's exposure to Japan amounted to \$27.3 billion and \$18.8 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively, and was composed of investment securities, loans and trading assets.

The Company's exposure to states and municipalities amounted to \$30.7 billion and \$29.3 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively, and was composed of trading assets, investment securities, derivatives and lending activities.

24. FAIR VALUE MEASUREMENT

ASC 820-10 *Fair Value Measurement*, defines fair value, establishes a consistent framework for measuring fair value and requires disclosures about fair value measurements. Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. Among other things, the standard requires the Company to maximize the use of observable inputs and minimize the use of unobservable inputs when measuring fair value.

Under ASC 820-10, the probability of default of a counterparty is factored into the valuation of derivative and other positions as well as the impact of Citigroup's own credit risk on derivatives and other liabilities measured at fair value.

Fair Value Hierarchy

ASC 820-10 specifies a hierarchy of inputs based on whether the inputs are observable or unobservable. Observable inputs are developed using market data and reflect market participant assumptions, while unobservable inputs reflect the Company's market assumptions. These two types of inputs have created the following fair value hierarchy:

- Level 1: Quoted prices for *identical* instruments in active markets.
- Level 2: Quoted prices for *similar* instruments in active markets; quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active; and model-derived valuations in which all significant inputs and significant value drivers are *observable* in active markets.
- Level 3: Valuations derived from valuation techniques in which one or more significant inputs or significant value drivers are *unobservable*.

As required under the fair value hierarchy, the Company considers relevant and observable market inputs in its valuations where possible. The frequency of transactions, the size of the bid-ask spread and the amount of adjustment necessary when comparing similar transactions are all factors in determining the liquidity of markets and the relevance of observed prices in those markets.

The Company's policy with respect to transfers between levels of the fair value hierarchy is to recognize transfers into and out of each level as of the end of the reporting period.

Determination of Fair Value

For assets and liabilities carried at fair value, the Company measures fair value using the procedures set out below, irrespective of whether the assets and liabilities are measured at fair value as a result of an election or whether they are required to be measured at fair value.

When available, the Company uses quoted market prices to determine fair value and classifies such items as Level 1. In some cases where a market price is available, the

Company will make use of acceptable practical expedients (such as matrix pricing) to calculate fair value, in which case the items are classified as Level 2.

The Company may also apply a price-based methodology, which utilizes, where available, quoted prices or other market information obtained from recent trading activity in positions with the same or similar characteristics to the position being valued. The market activity and the amount of the bid-ask spread are among the factors considered in determining the liquidity of markets and the observability of prices from those markets. If relevant and observable prices are available, those valuations may be classified as Level 2. When less liquidity exists for a security or loan, a quoted price is stale, a significant adjustment to the price of a similar security is necessary to reflect differences in the terms of the actual security or loan being valued, or prices from independent sources are insufficient to corroborate the valuation, the "price" inputs are considered unobservable and the fair value measurements are classified as Level 3.

If quoted market prices are not available, fair value is based upon internally developed valuation techniques that use, where possible, current market-based parameters, such as interest rates, currency rates and option volatilities. Items valued using such internally generated valuation techniques are classified according to the lowest level input or value driver that is significant to the valuation. Thus, an item may be classified as Level 3 even though there may be some significant inputs that are readily observable.

Fair value estimates from internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent vendors or brokers. Vendors' and brokers' valuations may be based on a variety of inputs ranging from observed prices to proprietary valuation models.

The following section describes the valuation methodologies used by the Company to measure various financial instruments at fair value, including an indication of the level in the fair value hierarchy in which each instrument is generally classified. Where appropriate, the description includes details of the valuation models, the key inputs to those models and any significant assumptions.

Market Valuation Adjustments

Generally, the unit of account for a financial instrument is the individual financial instrument. The Company applies market valuation adjustments that are consistent with the unit of account, which does not include adjustment due to the size of the Company's position, except as follows. ASC 820-10 permits an exception, through an accounting policy election, to measure the fair value of a portfolio of financial assets and financial liabilities on the basis of the net open risk position when certain criteria are met. Citigroup has elected to measure certain portfolios of financial instruments, such as derivatives, that meet those criteria on the basis of the net open risk position. The Company applies market valuation adjustments, including adjustments to account for the size of the net open risk position, consistent with market participant assumptions and in accordance with the unit of account.

Liquidity adjustments are applied to items in Level 2 or Level 3 of the fair-value hierarchy in an effort to ensure that the fair value reflects the price at which the net open risk position could be liquidated. The liquidity adjustment is based on the bid/offer spread for an instrument. When Citi has elected to measure certain portfolios of financial investments, such as derivatives, on the basis of the net open risk position, the liquidity adjustment may be adjusted to take into account the size of the position.

Credit valuation adjustments (CVA) and funding valuation adjustments (FVA) are applied to over-the-counter (OTC) derivative instruments in which the base valuation generally discounts expected cash flows using the relevant base interest rate curve for the currency of the derivative (e.g., LIBOR for uncollateralized U.S.-dollar derivatives). As not all counterparties have the same credit risk as that implied by the relevant base curve, a CVA is necessary to incorporate the market view of both counterparty credit risk and Citi's own credit risk in the valuation. FVA reflects a market funding risk premium inherent in the uncollateralized portion of derivative portfolios and in collateralized derivatives where the terms of the agreement do not permit the reuse of the collateral received.

Citi's CVA and FVA methodology consists of two steps.

- First, the exposure profile for each counterparty is determined using the terms of all individual derivative positions and a Monte Carlo simulation or other quantitative analysis to generate a series of expected cash flows at future points in time. The calculation of this exposure profile considers the effect of credit risk mitigants and sources of funding, including pledged cash or other collateral and any legal right of offset that exists with a counterparty through arrangements such as netting agreements. Individual derivative contracts that are subject to an enforceable master netting agreement with a counterparty are aggregated as a netting set for this purpose, since it is those aggregate net cash flows that are subject to nonperformance risk. This process identifies specific, point-in-time future cash flows that are subject to nonperformance risk and unsecured funding, rather than using the current recognized net asset or liability as a basis to measure the CVA and FVA.
 - Second, for CVA, market-based views of default probabilities derived from observed credit spreads in the credit default swap (CDS) market are applied to the expected future cash flows determined in step one. Citi's own-credit CVA is determined using Citi-specific CDS spreads for the relevant tenor. Generally, counterparty CVA is determined using CDS spread indices for each credit rating and tenor. For certain identified netting sets where individual analysis is practicable (e.g., exposures to counterparties with liquid CDSs), counterparty-specific CDS spreads are used. For FVA, a term structure of future liquidity spreads is applied to the expected future funding requirement.
- The CVA and FVA are designed to incorporate a market view of the credit and funding risk, respectively, inherent in

the derivative portfolio. However, most unsecured derivative instruments are negotiated bilateral contracts and are not commonly transferred to third parties. Derivative instruments are normally settled contractually or, if terminated early, are terminated at a value negotiated bilaterally between the counterparties. Thus, the CVA and FVA may not be realized upon a settlement or termination in the normal course of business. In addition, all or a portion of these adjustments may be reversed or otherwise adjusted in future periods in the event of changes in the credit or funding risk associated with the derivative instruments.

The table below summarizes the CVA and FVA applied to the fair value of derivative instruments at December 31, 2016 and 2015:

In millions of dollars	Credit and funding valuation adjustments contra-liability (contra-asset)			
	December 31,		December 31,	
	2016		2015	
Counterparty CVA	\$	(1,488)	\$	(1,470)
Asset FVA		(536)		(584)
Citigroup (own-credit) CVA		459		471
Liability FVA		62		106
Total CVA—derivative instruments	\$	(1,503)	\$	(1,477)

(1) FVA is included with CVA for presentation purposes.

The table below summarizes pretax gains (losses) related to changes in CVA on derivative instruments, net of hedges, FVA on derivatives and debt valuation adjustments (DVA) on Citi's own fair value option (FVO) liabilities for the years indicated:

In millions of dollars	Credit/funding/debt valuation adjustments gain (loss)			
	2016		2015	
	2016		2015	
Counterparty CVA	\$	157	\$	(115)
Asset FVA		47		(66)
Own-credit CVA		17		(28)
Liability FVA		(44)		97
Total CVA—derivative instruments	\$	177	\$	(112)
DVA related to own FVO liabilities ⁽¹⁾	\$	(538)	\$	367
Total CVA and DVA⁽²⁾	\$	(361)	\$	255

(1) Effective January 1, 2016, Citigroup only adopted on a prospective basis only the provisions of ASU No. 2016-01, *Financial Instruments—Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, related to the presentation of DVA on fair value option liabilities. Accordingly, beginning in the first quarter 2016, the portion of the change in fair value of these liabilities related to changes in Citigroup's own credit spreads (DVA) is reflected as a component of AOCI, previously these amounts were recognized in Citigroup's revenues and net income. DVA amounts in AOCI will be recognized in revenue and net income if realized upon the settlement of the related liability.

(2) FVA is included with CVA for presentation purposes.

Valuation Process for Fair Value Measurements

Price verification procedures and related internal control procedures are governed by the Citigroup *Pricing and Price Verification Policy and Standards*, which is jointly owned by Finance and Risk Management.

For fair value measurements of substantially all assets and liabilities held by the Company, individual business units are responsible for valuing the trading account assets and liabilities, and Product Control within Finance performs independent price verification procedures to evaluate those fair value measurements. Product Control is independent of the individual business units and reports to the Global Head of Product Control. It has authority over the valuation of financial assets and liabilities. Fair value measurements of assets and liabilities are determined using various techniques, including, but not limited to, discounted cash flows and internal models, such as option and correlation models.

Based on the observability of inputs used, Product Control classifies the inventory as Level 1, Level 2 or Level 3 of the fair value hierarchy. When a position involves one or more significant inputs that are not directly observable, price verification procedures are performed that may include reviewing relevant historical data, analyzing profit and loss, valuing each component of a structured trade individually, and benchmarking, among others.

Reports of inventory that is classified within Level 3 of the fair value hierarchy are distributed to senior management in Finance, Risk and the business. This inventory is also discussed in Risk Committees and in monthly meetings with senior trading management. As deemed necessary, reports may go to the Audit Committee of the Board of Directors or to the full Board of Directors. Whenever an adjustment is needed to bring the price of an asset or liability to its exit price, Product Control reports it to management along with other price verification results.

In addition, the pricing models used in measuring fair value are governed by an independent control framework. Although the models are developed and tested by the individual business units, they are independently validated by the Model Validation Group within Risk Management and reviewed by Finance with respect to their impact on the price verification procedures. The purpose of this independent control framework is to assess model risk arising from models' theoretical soundness, calibration techniques where needed, and the appropriateness of the model for a specific product in a defined market. To ensure their continued applicability, models are independently reviewed annually. In addition, Risk Management approves and maintains a list of products permitted to be valued under each approved model for a given business.

Securities Purchased Under Agreements to Resell and Securities Sold Under Agreements to Repurchase

No quoted prices exist for these instruments, so fair value is determined using a discounted cash-flow technique. Cash flows are estimated based on the terms of the contract, taking into account any embedded derivative or other features. These cash flows are discounted using interest rates appropriate to the maturity of the instrument as well as the nature of the underlying collateral. Generally, when such instruments are recorded at fair value, they are classified within Level 2 of the fair value hierarchy, as the inputs used in the valuation are readily observable. However, certain long-dated positions are classified within Level 3 of the fair value hierarchy.

Trading Account Assets and Liabilities—Trading Securities and Trading Loans

When available, the Company uses quoted market prices in active markets to determine the fair value of trading securities; such items are classified as Level 1 of the fair value hierarchy. Examples include government securities and exchange-traded equity securities.

For bonds and secondary market loans traded over the counter, the Company generally determines fair value utilizing valuation techniques, including discounted cash flows, price-based and internal models, such as Black-Scholes and Monte Carlo simulation. Fair value estimates from these internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent sources, including third-party vendors. Vendors compile prices from various sources and may apply matrix pricing for similar bonds or loans where no price is observable. A price-based methodology utilizes, where available, quoted prices or other market information obtained from recent trading activity of assets with similar characteristics to the bond or loan being valued. The yields used in discounted cash flow models are derived from the same price information. Trading securities and loans priced using such methods are generally classified as Level 2. However, when less liquidity exists for a security or loan, a quoted price is stale, a significant adjustment to the price of a similar security or loan is necessary to reflect differences in the terms of the actual security or loan being valued, or prices from independent sources are insufficient to corroborate valuation, a loan or security is generally classified as Level 3. The price input used in a price-based methodology may be zero for a security, such as a subprime CDO, that is not receiving any principal or interest and is currently written down to zero.

When the Company's principal market for a portfolio of loans is the securitization market, the Company uses the securitization price to determine the fair value of the portfolio. The securitization price is determined from the assumed proceeds of a hypothetical securitization in the current market, adjusted for transformation costs (i.e., direct costs other than transaction costs) and securitization uncertainties such as market conditions and liquidity. As a result of the severe reduction in the level of activity in certain securitization markets since the second half of 2007, observable securitization prices for certain directly

comparable portfolios of loans have not been readily available. Therefore, such portfolios of loans are generally classified as Level 3 of the fair value hierarchy. However, for other loan securitization markets, such as commercial real estate loans, price verification of the hypothetical securitizations has been possible, since these markets have remained active. Accordingly, this loan portfolio is classified as Level 2 of the fair value hierarchy.

For most of the lending and structured direct subprime exposures, fair value is determined utilizing observable transactions where available, other market data for similar assets in markets that are not active and other internal valuation techniques. The valuation of certain asset-backed security (ABS) CDO positions utilizes prices based on the underlying assets of the ABS CDO.

Trading Account Assets and Liabilities—Derivatives

Exchange-traded derivatives, measured at fair value using quoted (i.e., exchange) prices in active markets, where available, are classified as Level 1 of the fair value hierarchy.

Derivatives without a quoted price in an active market and derivatives executed over the counter are valued using internal valuation techniques. These derivative instruments are classified as either Level 2 or Level 3 depending upon the observability of the significant inputs to the model.

The valuation techniques and inputs depend on the type of derivative and the nature of the underlying instrument. The principal techniques used to value these instruments are discounted cash flows and internal models, including Black-Scholes and Monte Carlo simulation.

The key inputs depend upon the type of derivative and the nature of the underlying instrument and include interest rate yield curves, foreign exchange rates, volatilities and correlation. The Company uses overnight indexed swap (OIS) curves as fair value measurement inputs for the valuation of certain collateralized derivatives. Citi uses the relevant benchmark curve for the currency of the derivative (e.g., the London Interbank Offered Rate for U.S. dollar derivatives) as the discount rate for uncollateralized derivatives.

As referenced above, during the third quarter of 2015, Citi incorporated FVA into the fair value measurements due to what it believes to be an industry migration toward incorporating the market's view of funding risk premium in OTC derivatives. The charge incurred in connection with the implementation of FVA was reflected in *Principal transactions* as a change in accounting estimate. Citi's FVA methodology leverages the existing CVA methodology to estimate a funding exposure profile. The calculation of this exposure profile considers collateral agreements where the terms do not permit the Company to reuse the collateral received, including where counterparties post collateral to third-party custodians.

Investments

The investments category includes available-for-sale debt and marketable equity securities whose fair values are generally determined by utilizing similar procedures described for trading securities above or, in some cases, using vendor pricing as the primary source.

Also included in investments are nonpublic investments in private equity and real estate entities. Determining the fair value of nonpublic securities involves a significant degree of management judgment, as no quoted prices exist and such securities are generally thinly traded. In addition, there may be transfer restrictions on private equity securities. The Company's process for determining the fair value of such securities utilizes commonly accepted valuation techniques, including comparables analysis. In determining the fair value of nonpublic securities, the Company also considers events such as a proposed sale of the investee company, initial public offerings, equity issuances or other observable transactions.

Private equity securities are generally classified as Level 3 of the fair value hierarchy.

In addition, the Company holds investments in certain alternative investment funds that calculate NAV per share, including hedge funds, private equity funds and real estate funds. Investments in funds are generally classified as non-marketable equity securities carried at fair value. The fair values of these investments are estimated using the NAV per share of the Company's ownership interest in the funds where it is not probable that the investment will be realized at a price other than the NAV. Consistent with the provisions of ASU No. 2015-07 these investments have not been categorized within the fair value hierarchy and are not included in the tables below. See Note 13 to the Consolidated Financial Statements for additional information.

Short-Term Borrowings and Long-Term Debt

Where fair value accounting has been elected, the fair value of non-structured liabilities is determined by utilizing internal models using the appropriate discount rate for the applicable maturity. Such instruments are generally classified as Level 2 of the fair value hierarchy when all significant inputs are readily observable.

The Company determines the fair value of hybrid financial instruments, including structured liabilities, using the appropriate derivative valuation methodology (described above in "Trading Account Assets and Liabilities—Derivatives") given the nature of the embedded risk profile. Such instruments are classified as Level 2 or Level 3 depending on the observability of significant inputs to the model.

Items Measured at Fair Value on a Recurring Basis

The following tables present for each of the fair value hierarchy levels the Company's assets and liabilities that are measured at fair value on a recurring basis at December 31, 2016 and December 31, 2015. The Company may hedge positions that have been classified in the Level 3 category with other financial instruments (hedging instruments) that may be

classified as Level 3, but also with financial instruments classified as Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy. The effects of these hedges are presented gross in the following tables:

Fair Value Levels

In millions of dollars at December 31, 2016

	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽¹⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽²⁾	Net balance
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ —	\$ 172,394	\$ 1,496	\$ 173,890	\$ (40,686)	\$ 133,204
Trading non-derivative assets						
Trading mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	—	22,718	176	22,894	—	22,894
Residential	—	291	399	690	—	690
Commercial	—	1,009	206	1,206	—	1,206
Total trading mortgage-backed securities	\$ —	\$ 24,009	\$ 781	\$ 24,790	\$ —	\$ 24,790
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 17,756	\$ 3,423	\$ 1	\$ 21,180	\$ —	\$ 21,180
State and municipal	—	3,789	296	4,076	—	4,076
Foreign government	36,852	12,804	40	49,696	—	49,696
Corporate	424	14,199	324	14,947	—	14,947
Equity securities	45,331	4,985	127	50,443	—	50,443
Asset-backed securities	—	892	1,868	2,760	—	2,760
Other trading assets ⁽³⁾	2	9,464	2,814	12,280	—	12,280
Total trading non-derivative assets	\$ 100,365	\$ 73,556	\$ 6,251	\$ 180,172	\$ —	\$ 180,172
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 105	\$ 366,995	\$ 2,225	\$ 369,325	—	—
Foreign exchange contracts	53	184,776	833	185,662	—	—
Equity contracts	2,306	21,209	593	24,110	—	—
Commodity contracts	261	12,999	505	13,765	—	—
Credit derivatives	—	23,021	1,594	24,615	—	—
Total trading derivatives	\$ 2,725	\$ 609,000	\$ 5,752	\$ 617,477	—	—
Cash collateral paid ⁽⁴⁾	—	—	—	\$ 11,188	—	—
Netting agreements	—	—	—	—	\$ (519,000)	—
Netting of cash collateral received	—	—	—	—	(45,912)	—
Total trading derivatives	\$ 2,725	\$ 609,000	\$ 5,752	\$ 628,665	\$ (564,912)	\$ 63,753
Investments						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ —	\$ 38,304	\$ 101	\$ 38,405	\$ —	\$ 38,405
Residential	—	3,860	50	3,910	—	3,910
Commercial	—	358	—	358	—	358
Total investment mortgage-backed securities	\$ —	\$ 42,522	\$ 151	\$ 42,673	\$ —	\$ 42,673
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 112,916	\$ 10,753	\$ 2	\$ 123,671	\$ —	\$ 123,671
State and municipal	—	8,909	1,211	10,120	—	10,120
Foreign government	54,028	43,934	186	98,148	—	98,148
Corporate	3,215	13,598	311	17,124	—	17,124
Equity securities	336	46	9	391	—	391
Asset-backed securities	—	6,134	669	6,794	—	6,794
Other debt securities	—	503	—	503	—	503
Non-marketable equity securities ⁽⁵⁾	—	35	1,331	1,366	—	1,366
Total investments	\$ 170,495	\$ 126,434	\$ 3,861	\$ 300,790	\$ —	\$ 300,790

<i>In millions of dollars at December 31, 2016</i>	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽²⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽³⁾	Net balance
Loans	\$ —	\$ 2,918	\$ 568	\$ 3,486	\$ —	\$ 3,486
Mortgage servicing rights	—	—	1,564	1,564	—	1,564
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis, gross	\$ 9,300	\$ 7,732	\$ 34	\$ 17,066		
Cash collateral paid ⁽⁴⁾				8		
Netting of cash collateral received					\$ (1,345)	
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis	\$ 9,300	\$ 7,732	\$ 34	\$ 17,074	\$ (1,345)	\$ 15,729
Total assets	\$ 282,885	\$ 992,034	\$ 19,526	\$ 1,305,641	\$ (606,943)	\$ 698,698
Total as a percentage of gross assets⁽⁵⁾	21.9%	76.6%	1.5%			
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ —	\$ 919	\$ 293	\$ 1,212	\$ —	\$ 1,212
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	—	73,500	849	74,349	(40,686)	33,663
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	\$ 73,782	\$ 5,831	\$ 1,177	\$ 80,790	\$ —	\$ 80,790
Other trading liabilities	—	1,827	1	1,828	—	1,828
Total trading liabilities	\$ 73,782	\$ 7,658	\$ 1,178	\$ 82,618	\$ —	\$ 82,618
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 107	\$ 351,766	\$ 2,888	\$ 354,761		
Foreign exchange contracts	13	187,328	420	187,761		
Equity contracts	2,245	22,119	2,152	26,516		
Commodity contracts	196	12,386	2,450	15,032		
Credit derivatives	—	22,842	2,595	25,437		
Total trading derivatives	\$ 2,561	\$ 596,441	\$ 10,505	\$ 609,507		
Cash collateral received ⁽⁶⁾					\$ 15,731	
Netting agreements					\$ (519,000)	
Netting of cash collateral paid					(49,811)	
Total trading derivatives	\$ 2,561	\$ 596,441	\$ 10,505	\$ 625,238	\$ (568,811)	\$ 56,427
Short-term borrowings	\$ —	\$ 2,658	\$ 42	\$ 2,700	\$ —	\$ 2,700
Long-term debt	—	16,510	9,744	26,254	—	26,254
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 1,544	\$ 8	\$ 1,552		
Cash collateral received ⁽⁶⁾					1	
Netting of cash collateral paid					\$ (53)	
Total non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis	\$ —	\$ 1,544	\$ 8	\$ 1,553	\$ (53)	\$ 1,500
Total liabilities	\$ 76,342	\$ 699,230	\$ 22,619	\$ 813,924	\$ (609,550)	\$ 204,374
Total as a percentage of gross liabilities⁽⁷⁾	9.6%	87.6%	2.8%			

- (1) In 2016, the Company transferred assets of approximately \$2.6 billion from Level 1 to Level 2, respectively, primarily related to foreign government securities and equity securities not traded in active markets. In 2016, the Company transferred assets of approximately \$1.0 billion from Level 2 to Level 1, respectively, primarily related to foreign government bonds and equity securities traded with sufficient frequency to constitute a liquid market. In 2016, the Company transferred liabilities of approximately \$0.4 billion from Level 2 to Level 1. In 2016, the Company transferred liabilities of approximately \$0.3 billion from Level 1 to Level 2.
- (2) Represents netting of (i) the amounts due under securities purchased under agreements to resell and the amounts owed under securities sold under agreements to repurchase; and (ii) derivative exposures covered by a qualifying master netting agreement and cash collateral offsetting.
- (3) Includes positions related to investments in unallocated precious metals, as discussed in Note 25 to the Consolidated Financial Statements. Also includes physical commodities accounted for at the lower of cost or fair value and unallocated credit products.
- (4) Reflects the net amount of \$68,999 million of gross cash collateral paid, of which \$49,811 million was used to offset trading derivative liabilities.
- (5) Amounts exclude \$0.4 billion investments measured at Net Asset Value (NAV) in accordance with ASU No. 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*.
- (6) Reflects the net amount of \$61 million of gross cash collateral paid, of which \$53 million was used to offset non-trading derivative liabilities.
- (7) Because the amount of the cash collateral paid/received has not been allocated to the Level 1, 2 and 3 subtotals, these percentages are calculated based on total assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis, excluding the cash collateral paid/received on derivatives.
- (8) Reflects the net amount of \$61,643 million of gross cash collateral received, of which \$45,912 million was used to offset trading derivative assets.

(9) Reflects the net amount of \$1,346 million of gross cash collateral received, of which \$1,345 million was used to offset non-trading derivatives.

Fair Value Levels

In millions of dollars at December 31, 2013

	Level 1 ⁽⁹⁾	Level 2 ⁽⁹⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽⁹⁾	Net balance
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ —	\$ 177,538	\$ 1,337	\$ 178,875	\$ (40,911)	\$ 137,964
Trading non-derivative assets						
Trading mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	—	24,023	744	24,767	—	24,767
Residential	—	1,059	1,326	2,385	—	2,385
Commercial	—	2,338	517	2,855	—	2,855
Total trading mortgage-backed securities	\$ —	\$ 27,420	\$ 2,587	\$ 30,007	\$ —	\$ 30,007
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 14,208	\$ 3,587	\$ 1	\$ 17,796	\$ —	\$ 17,796
State and municipal	—	2,345	351	2,696	—	2,696
Foreign government	35,715	20,555	197	56,467	—	56,467
Corporate	302	13,901	376	14,579	—	14,579
Equity securities	41,688	2,382	3,684	47,754	—	47,754
Asset-backed securities	—	1,217	2,739	3,956	—	3,956
Other trading assets ⁽⁶⁾	—	9,293	2,483	11,776	—	11,776
Total trading non-derivative assets	\$ 91,913	\$ 80,700	\$ 12,418	\$ 185,031	\$ —	\$ 185,031
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 9	\$ 412,802	\$ 2,083	\$ 414,894	—	—
Foreign exchange contracts	\$ —	\$ 128,189	\$ 1,123	\$ 129,317	—	—
Equity contracts	2,422	17,866	1,597	21,885	—	—
Commodity contracts	204	16,706	1,100	18,010	—	—
Credit derivatives	—	31,082	3,793	34,875	—	—
Total trading derivatives	\$ 2,640	\$ 606,645	\$ 9,696	\$ 618,981	—	—
Cash collateral paid ⁽⁹⁾	—	—	—	\$ 4,911	—	—
Netting agreements	—	—	—	—	\$ (524,481)	—
Netting of cash collateral received	—	—	—	—	(43,227)	—
Total trading derivatives	\$ 2,640	\$ 606,645	\$ 9,696	\$ 623,892	\$ (567,708)	\$ 56,184
Investments						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ —	\$ 39,575	\$ 139	\$ 39,714	\$ —	\$ 39,714
Residential	—	5,982	4	5,986	—	5,986
Commercial	—	569	2	571	—	571
Total investment mortgage-backed securities	\$ —	\$ 46,126	\$ 145	\$ 46,271	\$ —	\$ 46,271
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 111,536	\$ 11,375	\$ 4	\$ 122,915	\$ —	\$ 122,915
State and municipal	—	9,267	2,192	11,459	—	11,459
Foreign government	42,073	46,341	260	88,674	—	88,674
Corporate	3,605	15,122	603	19,330	—	19,330
Equity securities	430	71	124	625	—	625
Asset-backed securities	—	8,578	596	9,174	—	9,174
Other debt securities	—	688	—	688	—	688
Non-marketable equity securities ⁽⁶⁾	—	58	1,135	1,193	—	1,193
Total investments	\$ 157,644	\$ 137,626	\$ 5,059	\$ 300,329	\$ —	\$ 300,329

In millions of dollars at December 31, 2015	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽²⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽³⁾	Net balance
Loans	\$ —	\$ 2,839	\$ 2,166	\$ 5,005	\$ —	\$ 5,005
Mortgage servicing rights	—	—	1,781	1,781	—	1,781
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis, gross	\$ 8,741	\$ 7,882	\$ 180	\$ 16,803		
Cash collateral paid ⁽⁴⁾				\$ 8		
Netting of cash collateral received					\$ (1,949)	
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis	\$ 8,741	\$ 7,882	\$ 180	\$ 16,811	\$ (1,949)	\$ 14,862
Total assets	\$ 260,938	\$ 1,013,230	\$ 32,637	\$ 1,311,724	\$ (610,568)	\$ 701,156
Total as a percentage of gross assets⁽⁵⁾	20.0%	77.5%	2.5%			
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ —	\$ 1,156	\$ 434	\$ 1,590	\$ —	\$ 1,590
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	—	76,507	1,247	77,754	(40,911)	36,843
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	48,452	9,176	199	57,827	—	57,827
Other trading liabilities	—	2,093	—	2,093	—	2,093
Total trading liabilities	\$ 48,452	\$ 11,269	\$ 199	\$ 59,920	\$ —	\$ 59,920
Trading account derivatives						
Interest rate contracts	\$ 5	\$ 393,321	\$ 2,578	\$ 395,904		
Foreign exchange contracts	6	133,404	503	133,913		
Equity contracts	2,244	21,875	2,397	26,516		
Commodity contracts	263	17,329	2,961	20,553		
Credit derivatives	—	30,682	3,486	34,168		
Total trading derivatives	\$ 2,518	\$ 596,611	\$ 11,925	\$ 611,054		
Cash collateral received ⁽⁶⁾				\$ 13,628		
Netting agreements					\$ (524,481)	
Netting of cash collateral paid					(42,609)	
Total trading derivatives	\$ 2,518	\$ 596,611	\$ 11,925	\$ 624,682	\$ (567,090)	\$ 57,592
Short-term borrowings	\$ —	\$ 1,198	\$ 9	\$ 1,207	\$ —	\$ 1,207
Long-term debt	—	17,750	7,543	25,293	—	25,293
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 1,626	\$ 14	\$ 1,640		
Cash collateral received ⁽⁶⁾				37		
Netting of cash collateral paid					\$ (53)	
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis	\$ —	\$ 1,626	\$ 14	\$ 1,677	\$ (53)	\$ 1,624
Total liabilities	\$ 50,970	\$ 706,117	\$ 21,371	\$ 792,123	\$ (608,054)	\$ 184,069
Total as a percentage of gross liabilities⁽⁵⁾	6.5%	90.7%	2.7%			

- (1) In 2015, the Company transferred assets of approximately \$3.3 billion from Level 1 to Level 2, respectively, primarily related to foreign government securities and equity securities not traded in active markets. In 2015, the Company transferred assets of approximately \$4.4 billion from Level 2 to Level 1, respectively, primarily related to foreign government bonds and equity securities traded with sufficient frequency to constitute a liquid market. In 2015, the Company transferred liabilities of approximately \$0.6 billion from Level 2 to Level 1. In 2015, the Company transferred liabilities of approximately \$0.4 billion from Level 1 to Level 2.
- (2) Represents netting of (i) the amounts due under securities purchased under agreements to resell and the amounts owed under securities sold under agreements to repurchase, and (ii) derivative exposures covered by a qualifying master netting agreement and cash collateral offsetting.
- (3) Reflects the net amount of \$47,520 million of gross cash collateral paid, of which \$42,609 million was used to offset trading derivative liabilities.
- (4) Amounts exclude \$0.9 billion investments measured at Net Asset Value (NAV) in accordance with ASU No. 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*.
- (5) Reflects the net amount of \$61 million of gross cash collateral paid, of which \$53 million was used to offset non-trading derivatives liabilities.
- (6) Because the amount of the cash collateral paid/received has not been allocated to the Level 1, 2 and 3 subtotals, these percentages are calculated based on total assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis, excluding the cash collateral paid/received on derivatives.
- (7) Reflects the net amount of \$56,855 million of gross cash collateral received, of which \$43,227 million was used to offset trading derivative assets.
- (8) Reflects the net amount of \$1,986 million of gross cash collateral received, of which \$1,949 million was used to offset non-trading derivative assets.
- (9) Includes positions related to investments in unallocated precious metals, as discussed in Note 25 to the Consolidated Financial Statements. Also includes physical commodities accounted for at the lower of cost or fair value and included credit products.

Changes in Level 3 Fair Value Category

The following tables present the changes in the Level 3 fair value category for the years ended December 31, 2016 and 2015. The gains and losses presented below include changes in the fair value related to both observable and unobservable inputs.

The Company often hedges positions with offsetting positions that are classified in a different level. For example, the gains and losses for assets and liabilities in the Level 3

category presented in the tables below do not reflect the effect of offsetting losses and gains on hedging instruments that may be classified in the Level 1 and Level 2 categories. In addition, the Company hedges items classified in the Level 3 category with instruments also classified in Level 3 of the fair value hierarchy. The hedged items and related hedges are presented gross in the following tables:

Level 3 Fair Value Rollforward

		Net realized/unrealized gains (losses) included in		Transfers								Unrealized gains (losses) still held ^(b)
In millions of dollars	Dec. 31, 2015	Principal transactions	Other ^(a)	into Level 3	out of Level 3	Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2016		
Assets												
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell												
	\$ 1,337	\$ (20)	\$ —	\$ —	\$ (28)	\$ 758	\$ —	\$ —	\$ (55)	\$ 1,496	\$	(16)
Trading non-derivative assets												
Trading mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	744	6	—	510	(1,087)	941	—	(961)	23	176		(7)
Residential	1,328	104	—	189	(162)	324	—	(1,376)	(6)	399		26
Commercial	517	(1)	—	193	(234)	759	—	(1,028)	—	206		(27)
Total trading mortgage-backed securities	\$ 2,587	\$ 109	\$ —	\$ 892	\$ (1,483)	\$ 2,024	\$ —	\$ (3,365)	\$ 17	\$ 781	\$	(8)
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 1	\$ —	\$ —	\$ 2	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ —	\$ 1	\$	—
State and municipal	351	23	—	195	(256)	322	—	(339)	—	296		(88)
Foreign government	197	(9)	—	21	(49)	115	—	(235)	—	40		(16)
Corporate	376	330	—	171	(132)	867	—	(1,295)	7	324		69
Equity securities	3,684	(527)	—	279	(4,657)	955	(11)	(196)	—	127		(457)
Asset-backed securities	2,739	53	—	205	(360)	2,199	—	(2,965)	(3)	1,868		(46)
Other trading assets	2,483	(58)	—	2,070	(2,708)	2,894	19	(1,838)	(48)	2,814		(101)
Total trading non-derivative assets	\$ 12,818	\$ (79)	\$ —	\$ 3,835	\$ (9,045)	\$ 9,376	\$ 8	\$ (10,235)	\$ (27)	\$ 6,251	\$	(647)
Trading derivatives, net^(b)												
Interest rate contracts	\$ (495)	\$ (146)	\$ —	\$ 301	\$ (239)	\$ 163	\$ (18)	\$ (142)	\$ (87)	\$ (663)	\$	26
Foreign exchange contracts	620	(276)	—	75	(106)	200	—	(181)	81	413		23
Equity contracts	(806)	(89)	—	63	(772)	92	38	(128)	39	(1,557)		(33)
Commodity contracts	(1,861)	(252)	—	(425)	(39)	357	—	(347)	722	(1,945)		(164)
Credit derivatives	307	(1,970)	—	8	(29)	37	—	(34)	680	(1,001)		(1,854)
Total trading derivatives, net^(b)	\$ (2,229)	\$ (2,833)	\$ —	\$ 22	\$ (1,185)	\$ 849	\$ 20	\$ (832)	\$ 1,435	\$ (4,753)	\$	(2,002)

			Net realized/unrealized gains (losses) included in		Transfers							Unrealized gains (losses) still held ⁽¹⁾
In millions of dollars	Dec. 31, 2015		Principal transactions	Other ⁽²⁾⁽³⁾	into Level 3	out of Level 3	Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2016	
Investments												
Mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 139	\$ —	\$ (26)	\$ 25	\$ (72)	\$ 45	\$ —	\$ (7)	\$ (1)	\$ 101	\$ 54	
Residential	4	—	3	49	—	26	—	(32)	—	80	2	
Commercial	2	—	(1)	6	(7)	—	—	—	—	—	—	
Total investment mortgage-backed securities	\$ 145	\$ —	\$ (24)	\$ 80	\$ (79)	\$ 71	\$ —	\$ (41)	\$ (1)	\$ 151	\$ 56	
U.S. Treasury and federal agency securities												
State and municipal	2,192	—	39	467	(1,598)	351	—	(249)	—	1,211	23	
Foreign government	299	—	19	38	(39)	259	—	(339)	(3)	186	(104)	
Corporate	603	—	77	11	(240)	603	—	(468)	(365)	311	—	
Equity securities	124	—	10	5	(5)	1	—	(131)	5	9	—	
Asset-backed securities	596	—	(92)	7	(61)	435	—	(396)	81	660	(102)	
Other debt securities	—	—	—	10	—	6	—	(16)	—	—	—	
Non-marketable equity securities	1,135	—	79	336	(32)	26	—	(14)	(199)	1,331	18	
Total investments	\$ 3,059	\$ —	\$ 99	\$ 954	\$ (2,054)	\$ 1,842	\$ —	\$ (1,557)	\$ (482)	\$ 3,861	\$ (109)	
Loans	\$ 2,166	\$ —	\$ (61)	\$ 89	\$ (1,074)	\$ 708	\$ 219	\$ (813)	\$ (666)	\$ 568	\$ 26	
Mortgage servicing rights	1,781	—	(36)	—	—	—	152	(28)	(313)	1,564	(21)	
Other financial assets measured on a recurring basis	180	—	80	55	(47)	1	236	(133)	(338)	34	39	
Liabilities												
Interest-bearing deposits	\$ 434	\$ —	\$ 43	\$ 322	\$ (309)	\$ —	\$ 5	\$ —	\$ (116)	\$ 293	\$ 46	
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	1,247	(6)	—	—	(158)	—	—	27	(281)	849	(12)	
Trading account liabilities												
Securities sold, not yet purchased	199	17	—	1,185	(109)	(70)	(41)	367	(337)	1,377	(43)	
Other trading liabilities	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	
Short-term borrowings	9	(16)	—	19	(37)	—	87	—	(52)	42	—	
Long-term debt	7,543	(282)	—	3,792	(4,350)	—	4,845	(3)	(2,365)	9,744	(419)	
Other financial liabilities measured on a recurring basis	14	—	(11)	2	(12)	(8)	12	—	(11)	8	(13)	

- (1) Changes in fair value for available-for-sale investments are recorded in AOCI, unless related to other-than-temporary impairment, while gains and losses from sales are recorded in *Realized gains (losses) from sales of investments* on the Consolidated Statement of Income.
- (2) Unrealized gains (losses) on MSRs are recorded in *Other revenue* on the Consolidated Statement of Income.
- (3) Represents the amount of total gains or losses for the period, included in earnings (and AOCI for changes in fair value of available-for-sale investments), attributable to the change in fair value relating to assets and liabilities classified as Level 3 that are still held at December 31, 2016.
- (4) Total Level 3 trading derivative assets and liabilities have been netted in these tables for presentation purposes only.

In millions of dollars	Dec. 31, 2014	Net realized/unrealized gains (losses) included in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2015	Unrealized gains (losses) still held ^(b)
		Principal transactions	Other ^(a)	into Level 3	out of Level 3						
Assets											
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ 3,398	\$ (147)	\$ —	\$ 279	\$ (2,856)	\$ 784	\$ —	\$ —	\$ (121)	\$ 1,337	\$ (5)
Trading non-derivative assets											
Trading mortgage-backed securities											
U.S. government-sponsored agency guaranteed	1,085	24	—	872	(1,277)	795	—	(756)	—	744	(4)
Residential	2,680	254	—	370	(480)	1,574	—	(3,072)	—	1,326	(101)
Commercial	440	18	—	232	(157)	697	—	(733)	—	517	(7)
Total trading mortgage-backed securities	\$ 4,205	\$ 296	\$ —	\$ 1,494	\$ (1,914)	\$ 3,067	\$ —	\$ (4,561)	\$ —	\$ 2,587	\$ (112)
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 2	(3)	\$ 1	\$ —	(1)	\$ —	\$ 1	\$ —
State and municipal	241	—	—	67	(35)	183	—	(105)	—	151	(7)
Foreign government	206	(10)	—	53	(100)	271	—	(169)	(54)	197	6
Corporate	820	111	—	186	(288)	802	—	(1,244)	(11)	376	(29)
Equity securities	2,219	547	—	344	(371)	1,377	—	(432)	—	3,684	464
Asset-backed securities	3,294	141	—	663	(282)	4,425	—	(5,507)	—	2,739	(174)
Other trading assets	4,372	180	—	968	(3,290)	2,504	51	(2,110)	(192)	2,483	(45)
Total trading non-derivative assets	\$ 15,557	\$ 1,265	\$ —	\$ 3,777	\$ (6,281)	\$ 12,631	\$ 51	\$ (14,125)	\$ (257)	\$ 12,418	\$ 103
Trading derivatives, net^(a)											
Interest rate contracts	\$ (211)	\$ (492)	\$ —	\$ (124)	\$ 15	\$ 24	\$ —	\$ 141	\$ 152	\$ (495)	\$ 553
Foreign exchange contracts	778	(245)	—	(11)	27	393	—	(381)	59	620	(12)
Equity contracts	(863)	148	—	(126)	66	495	—	(334)	(187)	(900)	41
Commodity contracts	(1,622)	(753)	—	214	(28)	—	—	—	328	(1,861)	(257)
Credit derivatives	(743)	555	—	9	61	1	—	(7)	427	307	442
Total trading derivatives, net ^(a)	\$ (2,661)	\$ (787)	\$ —	\$ (30)	\$ 141	\$ 914	\$ —	\$ (577)	\$ 779	\$ (2,229)	\$ 767
Investments											
Mortgage-backed securities											
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 38	\$ —	\$ 29	\$ 171	\$ (118)	\$ 62	\$ —	\$ (41)	\$ —	\$ 139	\$ (2)
Residential	8	—	(1)	4	—	11	—	(18)	—	4	—
Commercial	1	—	—	4	(3)	—	—	—	—	2	—
Total investment mortgage- backed securities	\$ 47	\$ —	\$ 28	\$ 179	\$ (121)	\$ 73	\$ —	\$ (61)	\$ —	\$ 145	\$ (2)
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 6	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 5	\$ —	(8)	\$ —	\$ 4	\$ —
State and municipal	2,180	—	(23)	834	(721)	842	—	(671)	(249)	2,192	9
Foreign government	678	—	45	(5)	(270)	601	—	(519)	(270)	260	(1)
Corporate	672	—	(7)	15	(52)	144	—	(134)	(35)	603	(4)
Equity securities	683	—	(22)	12	(14)	7	—	(540)	—	124	(120)
Asset-backed securities	549	—	(17)	45	(58)	202	—	(125)	—	596	14
Other debt securities	—	—	—	—	—	10	—	(10)	—	—	—
Non-marketable equity securities	1,460	—	(50)	76	6	5	—	(58)	(304)	1,135	26
Total investments	\$ 6,273	\$ —	\$ (86)	\$ 1,156	\$ (1,230)	\$ 1,890	\$ —	\$ (2,126)	\$ (858)	\$ 5,059	\$ (70)

In millions of dollars	Dec. 31, 2014	Net realized/unrealized gain (losses) included in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2015	Unrealized gain (losses) still held ⁽⁵⁾
		Principal transactions	Other ⁽²⁾⁽³⁾	into Level 3	out of Level 3						
Assets											
Loans	\$ 3,108	\$ —	\$ (303)	\$ 689	\$ (805)	\$ 1,190	\$ 461	\$ (897)	\$ (1,367)	\$ 2,166	\$ 24
Mortgage servicing rights	1,845	—	110	—	—	—	214	(10)	(350)	1,781	(100)
Other financial assets measured on a recurring basis	78	—	100	201	(66)	6	208	(85)	(262)	180	582
Liabilities											
Interest-bearing deposits	\$ 486	\$ —	\$ 10	\$ 1	\$ (1)	\$ —	\$ 36	\$ —	\$ (78)	\$ 434	\$ (154)
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	1,043	(23)	—	—	—	—	—	382	(121)	1,247	134
Trading account liabilities											
Securities sold, not yet purchased	424	88	—	311	(231)	—	—	385	(602)	199	(25)
Other trading liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Short-term borrowings	344	11	—	23	(30)	—	1	—	(318)	9	(4)
Long-term debt	7,290	539	—	2,903	(3,958)	—	3,407	—	(1,560)	7,543	(347)
Other financial liabilities measured on a recurring basis	7	—	(11)	30	(44)	(5)	5	2	(12)	14	(4)

(1) Changes in fair value of available-for-sale investments are recorded in AOCI, unless related to other-than-temporary impairment, while gains and losses from sales are recorded in Realized gains (losses) from sales of investments on the Consolidated Statement of Income.

(2) Unrealized gains (losses) on MSRs are recorded in Other revenue on the Consolidated Statement of Income.

(3) Represents the amount of total gains or losses for the period, included in earnings (and AOCI for changes in fair value of available-for-sale investments), attributable to the change in fair value relating to assets and liabilities classified as Level 3 that are still held at December 31, 2015.

(4) Total Level 3 derivative assets and liabilities have been netted in these tables for presentation purposes only.

Level 3 Fair Value Rollforward

The following were the significant Level 3 transfers for the period December 31, 2015 to December 31, 2016:

- Transfers of Equity securities of \$4.0 billion from Level 3 to Level 2 included \$3.2 billion of non-marketable equity securities and \$0.5 billion of related partial economic hedging derivatives for which the portfolio valuation measurement exception under ASC 820-35-18D has been applied. After application of the portfolio exception, the Company considers these items to be one valuation unit and measures the fair value of the net open risk position primarily based on recent market transactions where these instruments are traded concurrently. Because the derivatives offset the significant unobservable exposure within the non-marketable equity securities, there were no remaining unobservable inputs deemed to be significant.
- Transfers of U.S. government-sponsored agency guaranteed MBS in Trading account assets of \$0.5 billion from Level 2 to Level 3, and of \$1.1 billion from Level 3 to Level 2 primarily related to Agency Guaranteed MBS securities for which there were changes in volume of market quotations.
- Transfers of other trading assets of \$2.1 billion from Level 2 to Level 3, and of \$2.7 billion from Level 3 to Level 2 primarily related to trading loans for which there were changes in volume of market quotations.
- Transfers of Long-term debt of \$3.8 billion from Level 2 to Level 3, and of \$4.4 billion from Level 3 to Level 2, mainly related to structured debt, reflecting changes in the significance of unobservable inputs as well as certain

underlying market inputs becoming less or more observable.

The following were the significant Level 3 transfers for the period December 31, 2014 to December 31, 2015:

- Transfers of Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell of \$2.9 billion from Level 3 to Level 2 related to shortening of the remaining term of certain reverse repos. There is more transparency and observability for repo curves used in the valuation of structured reverse repos with tenors up to five years; thus, these positions are generally classified as Level 2.
- Transfers of U.S. government-sponsored agency guaranteed MBS in Trading account assets of \$0.9 billion from Level 2 to Level 3, and of \$1.3 billion from Level 3 to Level 2 primarily related to changes in observability due to market trading activity.
- Transfers of other trading assets of \$1.0 billion from Level 2 to Level 3, and of \$3.3 billion from Level 3 to Level 2 primarily related to trading loans for which there were changes in volume of and transparency into market quotations.
- Transfers of Long-term debt of \$2.9 billion from Level 2 to Level 3, and of \$4.0 billion from Level 3 to Level 2, mainly related to structured debt, reflecting certain unobservable inputs becoming less significant and certain underlying market inputs being more observable.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Fair Value Measurements

The Company's Level 3 inventory consists of both cash instruments and derivatives of varying complexity. The valuation methodologies used to measure the fair value of these positions include discounted cash flow analysis, internal models and comparative analysis. A position is classified within Level 3 of the fair value hierarchy when at least one input is unobservable and is considered significant to its valuation. The specific reason an input is deemed unobservable varies. For example, at least one significant input to the pricing model is not observable in the market, at

least one significant input has been adjusted to make it more representative of the position being valued, or the price quote available does not reflect sufficient trading activities.

The following tables present the valuation techniques covering the majority of Level 3 inventory and the most significant unobservable inputs used in Level 3 fair value measurements. Differences between this table and amounts presented in the Level 3 Fair Value Rollforward table represent individually immaterial items that have been measured using a variety of valuation techniques other than those listed.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Fair Value Measurements

As of December 31, 2016	Fair value ⁽¹⁾ (in millions)	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell						
	\$ 1,496	Model-based	IR log-normal volatility	12.86 %	75.50 %	61.73 %
			Interest rate	(0.51)%	5.76 %	2.80 %
Mortgage-backed securities						
	\$ 509	Price-based	Price	\$ 5.50	\$ 113.48	\$ 61.74
	368	Yield analysis	Yield	1.90 %	14.54 %	4.34 %
State and municipal, foreign government, corporate and other debt securities						
	\$ 3,308	Price-based	Price	\$ 15.00	\$ 103.60	\$ 89.93
	1,513	Cash flow	Credit spread	35 bps	600 bps	230 bps
Equity securities⁽⁵⁾						
	\$ 69	Model-based	Price	\$ 0.48	\$ 104.00	\$ 22.19
	58	Price-based				
Asset-backed securities						
	\$ 2,454	Price-based	Price	\$ 4.00	\$ 100.00	\$ 71.51
Non-marketable equity						
	\$ 726	Price-based	Discount to price	— %	90.00 %	13.36 %
	565	Comparables analysis	EBITDA multiples	6.80x	10.10x	8.62x
			Price-to-book ratio	0.32 %	1.03 %	0.87 %
			Price	\$ —	\$ 113.23	\$ 54.40
Derivatives—gross⁽⁶⁾						
Interest rate contracts (gross)						
	\$ 4,897	Model-based	IR log-normal volatility	1.00 %	93.97 %	62.72 %
			Mean reversion	1.00 %	20.00 %	10.50 %
Foreign exchange contracts (gross)						
	\$ 1,110	Model-based	Foreign exchange (FX) volatility	1.39 %	26.85 %	15.18 %
	134	Cash flow	Interest rate	(0.85)%	(0.49)%	(0.84)%
			Credit spread	4 bps	657 bps	266 bps
			IR-IR correlation	40.00 %	50.00 %	41.27 %
			IR-FX correlation	16.41 %	60.00 %	49.52 %
Equity contracts (gross)⁽⁷⁾						
	\$ 2,701	Model-based	Equity volatility	3.00 %	97.78 %	29.52 %
			Forward Price	69.05 %	144.61 %	94.28 %
			Equity-FX correlation	(60.70)%	28.20 %	(26.28)%
			Equity-IR correlation	(35.00)%	41.00 %	(15.65)%
			Yield Volatility	3.55 %	14.77 %	9.29 %
			Equity-equity correlation	(87.70)%	96.50 %	67.45 %
Commodity contracts (gross)						
	\$ 2,955	Model-based	Forward price	35.74 %	235.35 %	119.99 %
			Commodity volatility	2.00 %	32.19 %	17.07 %
			Commodity correlation	(41.61)%	90.42 %	52.85 %

<i>As of December 31, 2016</i>	Fair value ⁽¹⁾ (in millions)	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾
Credit derivatives (gross)	\$ 2,786	Model-based	Recovery rate	20.00 %	75.00 %	39.75 %
	1,403	Price-based	Credit correlation	5.00 %	90.00 %	34.27 %
			Upfront Points	6.00 %	99.90 %	72.89 %
			Price	\$ 1.00	\$ 167.00	\$ 77.35
			Credit spread	3 bps	1,515 bps	256 bps
Nontrading derivatives and other financial assets and liabilities measured on a recurring basis (gross) ⁽⁵⁾	\$ 42	Model-based	Recovery rate	40.00 %	40.00 %	40.00 %
			Redemption rate	3.92 %	99.58 %	74.69 %
			Upfront Points	16.00 %	20.50 %	18.78 %
Loans	\$ 258	Price-based	Price	\$31.55	\$105.74	\$56.46
	221	Yield Analysis	Yield	2.75 %	20.00 %	11.09 %
	79	Model-based				
Mortgage servicing rights	\$ 1,473	Cash flow	Yield	4.20 %	20.56 %	9.32 %
			WAL	3.53 years	7.24 years	5.83 years
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ 293	Model-based	Mean Reversion	1.00 %	20.00 %	10.50 %
			Forward price	98.79 %	104.07 %	100.19 %
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	\$ 849	Model-based	Interest rate	0.62 %	2.19 %	1.99 %
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	\$ 1,056	Model-based	IR Normal Volatility	12.86 %	75.50 %	61.73 %
Short-term borrowings and long-term debt	\$ 9,774	Model-based	Mean reversion	1.00 %	20.00 %	10.50 %
			Commodity Correlation	(41.61)%	90.42 %	52.85 %
			Commodity Volatility	2.00 %	32.19 %	17.07 %
			Forward price	69.05 %	235.35 %	103.28 %
<i>As of December 31, 2015</i>	Fair value ⁽¹⁾ (in millions)	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ 1,337	Model-based	IR log-normal volatility	29.02 %	137.02%	37.90 %
			Interest rate	— %	2.03%	0.27 %
Mortgage-backed securities	\$ 1,287	Price-based	Price	\$ 3.45	\$ 109.21	\$ 78.25
	1,377	Yield analysis	Yield	0.50 %	14.07%	4.83 %
State and municipal, foreign government, corporate and other debt securities	\$ 3,761	Price-based	Price	\$ —	\$ 217.00	\$ 79.41
	1,719	Cash flow	Credit spread	20 bps	600 bps	251 bps
Equity securities ⁽⁶⁾	\$ 3,499	Model-based	WAL	1.5 years	1.5 years	1.5 years
			Redemption rate	41.21 %	41.21%	41.21 %
Asset-backed securities	\$ 3,075	Price-based	Price	\$ 5.55	\$ 100.21	\$ 71.57
Non-marketable equity	\$ 633	Comparables analysis	EBITDA multiples	6.80x	10.80x	9.05x
	473	Price-based	Discount to price	— %	90.00%	10.89 %
			Price-to-book ratio	0.19x	1.09x	0.60x
			Price	\$ —	\$ 132.78	\$ 46.66
Derivatives—gross ⁽⁶⁾						
Interest rate contracts (gross)	\$ 4,553	Model-based	IR log-normal volatility	17.41 %	137.02%	37.60 %
			Mean reversion	(5.52)%	20.00%	0.71 %

As of December 31, 2013	Fair value ⁽¹⁾ (in millions)	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾
Foreign exchange contracts (gross)	\$ 1,726	Model-based	Foreign exchange (FX) volatility	0.38 %	25.73%	11.63 %
	275	Cash flow	Interest rate	7.50 %	7.50%	7.50 %
			Forward price	1.48 %	138.09%	56.80 %
			Credit spread	3 bps	515 bps	235 bps
			IR-IR correlation	(51.00)%	77.94%	32.91 %
			IR-FX correlation	(20.30)%	60.00%	48.85 %
Equity contracts (gross) ⁽⁵⁾	\$ 3,976	Model-based	Equity volatility	11.87 %	49.57%	27.33 %
			Equity-FX correlation	(88.17)%	65.00%	(21.09)%
			Equity forward	82.72 %	100.53%	95.20 %
			Equity-equity correlation	(80.54)%	100.00%	49.54 %
Commodity contracts (gross)	\$ 4,061	Model-based	Forward price	35.09 %	299.32%	112.98 %
			Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
Credit derivatives (gross)	\$ 5,849	Model-based	Recovery rate	1.00 %	75.00%	32.49 %
	1,424	Price-based	Credit correlation	5.00 %	90.00%	43.48 %
			Price	\$ 0.33	\$ 101.00	\$ 61.52
			Credit spread	1 bps	967 bps	133 bps
			Upfront points	7.00 %	99.92%	66.75 %
Nontrading derivatives and other financial assets and liabilities measured on a recurring basis (gross) ⁽⁶⁾	\$ 194	Model-based	Recovery rate	7.00 %	40.00%	10.72 %
			Redemption rate	27.00 %	99.50%	74.80 %
			Interest rate	5.26 %	5.28%	5.27 %
Loans	\$ 750	Price-based	Yield	1.50 %	4.50%	2.52 %
	892	Model-based	Price	\$ —	\$ 106.98	\$ 40.69
	524	Cash flow	Credit spread	29 bps	500 bps	105 bps
Mortgage servicing rights	\$ 1,690	Cash flow	Yield	— %	23.32%	6.83 %
			WAL	3.38 years	7.48 years	5.50 years
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ 434	Model-based	Equity-IR correlation	23.00 %	39.00%	34.51 %
			Forward price	35.09 %	299.32%	112.72 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
			Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	\$ 1,245	Model-based	Interest rate	1.27 %	2.02%	1.92 %
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	\$ 152	Price-based	Price	\$ —	\$ 217.00	\$ 87.78
Short-term borrowings and long-term debt	\$ 7,004	Model-based	Mean reversion	(5.52)%	20.00%	7.80 %
			Equity volatility	9.55 %	42.56%	22.26 %
			Equity forward	82.72 %	100.80%	94.48 %
			Equity-equity correlation	(80.54)%	100.00%	49.16 %
			Forward price	35.09 %	299.32%	106.32 %
			Equity-FX correlation	(88.20)%	56.85%	(31.76)%

(1) The fair value amounts presented in these tables represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.

(2) Some inputs are shown as zero due to rounding.

(3) When the low and high inputs are the same, there is either a constant input applied to all positions, or the methodology involving the input applies to only one large position.

(4) Weighted averages are calculated based on the fair values of the instruments.

(5) For equity securities, the price and fund NAV inputs are expressed on an absolute basis, not as a percentage of the notional amount.

(6) Both trading and nontrading account derivatives—assets and liabilities—are presented on a gross absolute value basis.

(7) Includes hybrid products.

Sensitivity to Unobservable Inputs and Interrelationships between Unobservable Inputs

The impact of key unobservable inputs on the Level 3 fair value measurements may not be independent of one another. In addition, the amount and direction of the impact on a fair value measurement for a given change in an unobservable input depends on the nature of the instrument as well as whether the Company holds the instrument as an asset or a liability. For certain instruments, the pricing, hedging and risk management are sensitive to the correlation between various inputs rather than on the analysis and aggregation of the individual inputs.

The following section describes the sensitivities and interrelationships of the most significant unobservable inputs used by the Company in Level 3 fair value measurements.

Correlation

Correlation is a measure of the extent to which two or more variables change in relation to each other. A variety of correlation-related assumptions are required for a wide range of instruments, including equity and credit baskets, foreign-exchange options, CDOs backed by loans or bonds, mortgages, subprime mortgages and many other instruments. For almost all of these instruments, correlations are not observable in the market and must be calculated using historical information. Estimating correlation can be especially difficult where it may vary over time. Calculating correlation information from market data requires significant assumptions regarding the informational efficiency of the market (for example, swapion markets). Changes in correlation levels can have a major impact, favorable or unfavorable, on the value of an instrument, depending on its nature. A change in the default correlation of the fair value of the underlying bonds comprising a CDO structure would affect the fair value of the senior tranche. For example, an increase in the default correlation of the underlying bonds would reduce the fair value of the senior tranche, because highly correlated instruments produce larger losses in the event of default and a part of these losses would become attributable to the senior tranche. That same change in default correlation would have a different impact on junior tranches of the same structure.

Volatility

Volatility represents the speed and severity of market price changes and is a key factor in pricing options. Typically, instruments can become more expensive if volatility increases. For example, as an index becomes more volatile, the cost to Citi of maintaining a given level of exposure increases because more frequent rebalancing of the portfolio is required. Volatility generally depends on the tenor of the underlying instrument and the strike price or level defined in the contract. Volatilities for certain combinations of tenor and strike are not observable. The general relationship between changes in the value of a portfolio to changes in volatility also depends on changes in interest rates and the level of the underlying index. Generally, long option positions (assets) benefit from increases in volatility, whereas short option positions (liabilities) will suffer losses. Some instruments are more sensitive to changes in volatility than others. For example, an

at-the-money option would experience a larger percentage change in its fair value than a deep-in-the-money option. In addition, the fair value of an option with more than one underlying security (for example, an option on a basket of bonds) depends on the volatility of the individual underlying securities as well as their correlations.

Yield

In some circumstances, the yield of an instrument is not observable in the market and must be estimated from historical data or from yields of similar securities. This estimated yield may need to be adjusted to capture the characteristics of the security being valued. In other situations, the estimated yield may not represent sufficient market liquidity and must be adjusted as well. Whenever the amount of the adjustment is significant to the value of the security, the fair value measurement is classified as Level 3.

Adjusted yield is generally used to discount the projected future principal and interest cash flows on instruments, such as asset-backed securities. Adjusted yield is impacted by changes in the interest rate environment and relevant credit spreads.

Prepayment

Voluntary unscheduled payments (prepayments) change the future cash flows for the investor and thereby change the fair value of the security. The effect of prepayments is more pronounced for residential mortgage-backed securities. An increase in prepayments—in speed or magnitude—generally creates losses for the holder of these securities. Prepayment is generally negatively correlated with delinquency and interest rate. A combination of low prepayment and high delinquencies amplify each input's negative impact on mortgage securities' valuation. As prepayment speeds change, the weighted average life of the security changes, which impacts the valuation either positively or negatively, depending upon the nature of the security and the direction of the change in the weighted average life.

Recovery

Recovery is the proportion of the total outstanding balance of a bond or loan that is expected to be collected in a liquidation scenario. For many credit securities (such as asset-backed securities), there is no directly observable market input for recovery, but indications of recovery levels are available from pricing services. The assumed recovery of a security may differ from its actual recovery that will be observable in the future. The recovery rate impacts the valuation of credit securities. Generally, an increase in the recovery rate assumption increases the fair value of the security. An increase in loss severity, the inverse of the recovery rate, reduces the amount of principal available for distribution and, as a result, decreases the fair value of the security.

Credit Spread

Credit spread is a component of the security representing its credit quality. Credit spread reflects the market perception of changes in prepayment, delinquency and recovery rates, therefore capturing the impact of other variables on the fair value. Changes in credit spread affect the fair value of

securities differently depending on the characteristics and maturity profile of the security. For example, credit spread is a more significant driver of the fair value measurement of a high yield bond as compared to an investment grade bond. Generally, the credit spread for an investment grade bond is also more observable and less volatile than its high yield counterpart.

Qualitative Discussion of the Ranges of Significant Unobservable Inputs

The following section describes the ranges of the most significant unobservable inputs used by the Company in Level 3 fair value measurements. The level of aggregation and the diversity of instruments held by the Company lead to a wide range of unobservable inputs that may not be evenly distributed across the Level 3 inventory.

Correlation

There are many different types of correlation inputs, including credit correlation, cross-asset correlation (such as equity-interest rate correlation), and same-asset correlation (such as interest rate-interest rate correlation). Correlation inputs are generally used to value hybrid and exotic instruments. Generally, same-asset correlation inputs have a narrower range than cross-asset correlation inputs. However, due to the complex and unique nature of these instruments, the ranges for correlation inputs can vary widely across portfolios.

Volatility

Similar to correlation, asset-specific volatility inputs vary widely by asset type. For example, ranges for foreign exchange volatility are generally lower and narrower than equity volatility. Equity volatilities are wider due to the nature of the equities market and the terms of certain exotic instruments. For most instruments, the interest rate volatility input is on the lower end of the range; however, for certain structured or exotic instruments (such as market-linked deposits or exotic interest rate derivatives), the range is much wider.

Yield

Ranges for the yield inputs vary significantly depending upon the type of security. For example, securities that typically have lower yields, such as municipal bonds, will fall on the lower end of the range, while more illiquid securities or securities with lower credit quality, such as certain residual tranche asset-backed securities, will have much higher yield inputs.

Credit Spread

Credit spread is relevant primarily for fixed income and credit instruments; however, the ranges for the credit spread input can vary across instruments. For example, certain fixed income instruments, such as certificates of deposit, typically have lower credit spreads, whereas certain derivative instruments with high-risk counterparties are typically subject to higher credit spreads when they are uncollateralized or have a longer tenor. Other instruments, such as credit default swaps, also have credit spreads that vary with the attributes of the

underlying obligor. Stronger companies have tighter credit spreads, and weaker companies have wider credit spreads.

Price

The price input is a significant unobservable input for certain fixed income instruments. For these instruments, the price input is expressed as a percentage of the notional amount, with a price of \$100 meaning that the instrument is valued at par. For most of these instruments, the price varies between zero to \$100, or slightly above \$100. Relatively illiquid assets that have experienced significant losses since issuance, such as certain asset-backed securities, are at the lower end of the range, whereas most investment grade corporate bonds will fall in the middle to the higher end of the range. For certain structured debt instruments with embedded derivatives, the price input may be above \$100 to reflect the embedded features of the instrument (for example, a step-up coupon or a conversion option).

The price input is also a significant unobservable input for certain equity securities; however, the range of price inputs varies depending on the nature of the position, the number of shares outstanding and other factors.

Mean Reversion

A number of financial instruments require an estimate of the rate at which the interest rate reverts to its long-term average. Changes in this estimate can significantly affect the fair value of these instruments. However, sometimes there are insufficient external market data to calibrate this parameter, especially when pricing more complex instruments. The level of mean reversion affects the correlation between short- and long-term interest rates. The fair values of more complex instruments, such as Bermudan swaptions (options with multiple exercise dates) and constant maturity spread options or structured debts with these embedded features, are more sensitive to the changes in this correlation as compared to less complex instruments, such as caps and floors.

Items Measured at Fair Value on a Nonrecurring Basis

Certain assets and liabilities are measured at fair value on a nonrecurring basis and therefore are not included in the tables above. These include assets measured at cost that have been written down to fair value during the periods as a result of an impairment. In addition, these assets include loans held-for-sale and other real estate owned that are measured at the lower of cost or market.

The following table presents the carrying amounts of all assets that were still held for which a nonrecurring fair value measurement was recorded:

<i>In millions of dollars</i>		Fair value	Level 2	Level 3
December 31, 2016				
Loans held-for-sale	\$	5,802 \$	3,389 \$	2,413
Other real estate owned		75	15	60
Loans ⁽¹⁾		1,376	586	790
Total assets at fair value on a nonrecurring basis	\$	7,253 \$	3,990 \$	3,263

<i>In millions of dollars</i>		Fair value	Level 2	Level 3
December 31, 2015				
Loans held-for-sale	\$	10,326 \$	6,752 \$	3,574
Other real estate owned		107	15	92
Loans ⁽¹⁾		1,173	836	337
Total assets at fair value on a nonrecurring basis	\$	11,606 \$	7,603 \$	4,003

(1) Represents impaired loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, primarily real estate secured loans.

The fair value of loans held-for-sale is determined where possible using quoted secondary-market prices. If no such quoted price exists, the fair value of a loan is determined using quoted prices for a similar asset or assets, adjusted for the specific attributes of that loan. Fair value for the other real estate owned is based on appraisals. For loans whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, the fair values depend on the type of collateral. Fair value of the collateral is typically estimated based on quoted market prices if available, appraisals or other internal valuation techniques.

Where the fair value of the related collateral is based on an unadjusted appraised value, the loan is generally classified as Level 2. Where significant adjustments are made to the appraised value, the loan is classified as Level 3. Additionally, for corporate loans, appraisals of the collateral are often based on sales of similar assets; however, because the prices of similar assets require significant adjustments to reflect the unique features of the underlying collateral, these fair value measurements are generally classified as Level 3.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Nonrecurring Fair Value Measurements

The following tables present the valuation techniques covering the majority of Level 3 nonrecurring fair value measurements and the most significant unobservable inputs used in those measurements:

<i>As of December 31, 2016</i>	<i>Fair value⁽¹⁾ (in millions)</i>	<i>Methodology</i>	<i>Input</i>	<i>Low⁽²⁾</i>	<i>High</i>	<i>Weighted average⁽³⁾</i>
Loans held-for-sale	\$ 2,413	Price-based	Price	\$ —	\$ 100.00	\$ 93.08
Other real estate owned	\$ 59	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	0.34%	13.00%	3.19%
			Price	\$ 64.65	\$ 74.39	\$ 66.21
Loans⁽⁵⁾	\$ 431	Cashflow	Price	\$ 3.25	\$ 105.00	\$ 59.61
	197	Recovery Analysis	Forward Price	\$ 2.90	\$ 210.00	\$ 156.78
	135	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	0.25%	13.00%	8.34%
			Appraised Value	\$ 25.80	\$ 26,400,000	\$ 6,462,735

<i>As of December 31, 2015</i>	<i>Fair value⁽¹⁾ (in millions)</i>	<i>Methodology</i>	<i>Input</i>	<i>Low⁽²⁾</i>	<i>High</i>	<i>Weighted average⁽³⁾</i>
Loans held-for-sale	\$ 3,486	Price-based	Price	\$ —	\$ 100.00	\$ 81.05
Other real estate owned	90	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	0.34%	13.00%	2.86%
	2		Appraised value	\$ —	\$ 8,518,230	\$ 3,813,045
Loans⁽⁵⁾	\$ 157	Recovery analysis	Recovery rate	11.79%	60.00%	23.49%
	87	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	7.99%

(1) The fair value amounts presented in this table represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.

(2) Some inputs are shown as zero due to rounding.

(3) Weighted averages are calculated based on the fair values of the instruments.

(4) Represents loans held for investment whose carrying amounts are based on the fair value of the underlying collateral.

(5) Includes estimated costs to sell.

Nonrecurring Fair Value Changes

The following table presents total nonrecurring fair value measurements for the period, included in earnings, attributable to the change in fair value relating to assets that were still held:

	Year ended December 31, 2016
<i>In millions of dollars</i>	
Loans held-for-sale	\$ (2)
Other real estate owned	(5)
Loans ⁽¹⁾	(195)
Total nonrecurring fair value gains (losses)	\$ (112)

	Year ended December 31, 2015
<i>In millions of dollars</i>	
Loans held-for-sale	\$ (79)
Other real estate owned	(17)
Loans ⁽¹⁾	(142)
Total nonrecurring fair value gains (losses)	\$ (238)

(1) Represents loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, primarily real estate loans.

Estimated Fair Value of Financial Instruments Not Carried at Fair Value

The table below presents the carrying value and fair value of Citigroup's financial instruments that are not carried at fair value. The table below therefore excludes items measured at fair value on a recurring basis presented in the tables above.

The disclosure also excludes leases, affiliate investments, pension and benefit obligations, certain insurance contracts and tax-related items. Also, as required, the disclosure excludes the effect of taxes, any premium or discount that could result from offering for sale at one time the entire holdings of a particular instrument, excess fair value associated with deposits with no fixed maturity, and other expenses that would be incurred in a market transaction. In addition, the table excludes the values of non-financial assets and liabilities, as well as a wide range of franchise, relationship and intangible values, which are integral to a full assessment of Citigroup's financial position and the value of its net assets.

The fair value represents management's best estimates based on a range of methodologies and assumptions. The

carrying value of short-term financial instruments not accounted for at fair value, as well as receivables and payables arising in the ordinary course of business, approximates fair value because of the relatively short period of time between their origination and expected realization. Quoted market prices are used when available for investments and for liabilities, such as long-term debt not carried at fair value. For loans not accounted for at fair value, cash flows are discounted at quoted secondary market rates or estimated market rates if available. Otherwise, sales of comparable loan portfolios or current market origination rates for loans with similar terms and risk characteristics are used. Expected credit losses are either embedded in the estimated future cash flows or incorporated as an adjustment to the discount rate used. The value of collateral is also considered. For liabilities such as long-term debt not accounted for at fair value and without quoted market prices, market borrowing rates of interest are used to discount contractual cash flows.

	December 31, 2016		Estimated fair value		
	Carrying value	Estimated fair value	Level 1	Level 2	Level 3
<i>In billions of dollars</i>					
Assets					
Investments	\$ 52.1	\$ 52.4	\$ 0.8	\$ 48.6	\$ 3.0
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	103.6	103.6	—	98.5	5.1
Loans ⁽¹⁾	607.0	604.5	—	7.0	597.5
Other financial assets ⁽²⁾⁽³⁾	212.9	212.9	8.2	153.6	51.1
Liabilities					
Deposits	\$ 928.2	\$ 927.6	\$ —	\$ 789.7	\$ 137.9
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	108.2	108.2	—	107.8	0.4
Long-term debt ⁽⁴⁾	179.9	185.5	—	156.5	29.0
Other financial liabilities ⁽⁵⁾	112.2	112.2	—	15.1	97.1

	December 31, 2015		Estimated fair value		
	Carrying value	Estimated fair value	Level 1	Level 2	Level 3
<i>In billions of dollars</i>					
Assets					
Investments	\$ 41.7	\$ 42.7	\$ 3.5	\$ 36.4	\$ 2.8
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	81.7	81.7	—	77.4	4.3
Loans ⁽¹⁾	597.5	599.4	—	6.0	593.4
Other financial assets ⁽²⁾⁽³⁾	186.5	186.5	6.9	126.2	53.4
Liabilities					
Deposits	\$ 906.3	\$ 896.7	\$ —	\$ 749.4	\$ 147.3
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	109.7	109.7	—	109.4	0.3
Long-term debt ⁽⁴⁾	176.0	180.8	—	153.8	27.0
Other financial liabilities ⁽⁵⁾	97.6	97.6	—	18.0	79.6

(1) The carrying value of loans is net of the Allowance for loan losses of \$12.1 billion for December 31, 2016 and \$12.6 billion for December 31, 2015. In addition, the carrying values exclude \$1.9 billion and \$2.4 billion of lease finance receivables at December 31, 2016 and December 31, 2015, respectively.

- (2) Includes items measured at fair value on a nonrecurring basis.
- (3) Includes cash and due from banks, deposits with banks, brokerage receivables, reinsurance recoverable and other financial instruments included in *Other assets* on the Consolidated Balance Sheet, for all of which the carrying value is a reasonable estimate of fair value.
- (4) The carrying value includes long-term debt balances under qualifying fair value hedges.
- (5) Includes brokerage payables, short-term borrowings (carried at cost) and other financial instruments included in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet, for all of which the carrying value is a reasonable estimate of fair value.

Fair values vary from period to period based on changes in a wide range of factors, including interest rates, credit quality and market perceptions of value, and as existing assets and liabilities run off and new transactions are entered into. The estimated fair values of loans reflect changes in credit status since the loans were made, changes in interest rates in the case of fixed-rate loans, and premium values at origination of certain loans.

The estimated fair values of the Company's corporate unfunded lending commitments at December 31, 2016 and December 31, 2015 were liabilities of \$5.2 billion and \$7.0 billion, respectively, substantially all of which are classified as Level 3. The Company does not estimate the fair values of consumer unfunded lending commitments, which are generally cancelable by providing notice to the borrower.

25. FAIR VALUE ELECTIONS

Citi may elect to report most financial instruments and certain other items at fair value on an instrument-by-instrument basis with changes in fair value reported in earnings, other than DVA (see below). The election is made upon the initial recognition of an eligible financial asset, financial liability or firm commitment or when certain specified reconsideration events occur. The fair value election may not be revoked once an election is made. The changes in fair value are recorded in

current earnings, other than DVA, which from January 1, 2016 is reported in AOCI. Additional discussion regarding the applicable areas in which fair value elections were made is presented in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.

The Company has elected fair value accounting for its mortgage servicing rights. See Note 21 to the Consolidated Financial Statements for further discussions regarding the accounting and reporting of MSRs.

The following table presents the changes in fair value of those items for which the fair value option has been elected:

<i>In millions of dollars</i>	Changes in fair value gains (losses) for the years ended December 31,	
	2016	2015
Assets		
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell selected portfolios of securities purchased under agreements to resell and securities borrowed	\$ (89)	\$ (153)
Trading account assets	404	(305)
Investments	(25)	57
Loans		
Certain corporate loans ⁽¹⁾	40	(192)
Certain consumer loans ⁽¹⁾	—	3
Total loans	\$ 40	\$ (189)
Other assets		
MSRs	\$ (36)	\$ 104
Certain mortgage loans held for sale ⁽²⁾	284	331
Other assets	376	—
Total other assets	\$ 624	\$ 435
Total assets	\$ 954	\$ (135)
Liabilities		
Interest-bearing deposits	\$ (50)	\$ (94)
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase selected portfolios of securities sold under agreements to repurchase and securities loaned	45	3
Trading account liabilities	105	(60)
Short-term borrowings	(61)	(59)
Long-term debt	(935)	343
Total liabilities	\$ (896)	\$ 133

(1) Includes mortgage loans held by mortgage loan securitization VIEs consolidated upon the adoption of ASC 810, Consolidation (SFAS 167), on January 1, 2010.

(2) Includes gains (losses) associated with interest rate lock commitments for those loans that have been originated and elected under the fair value option.

Own Debt Valuation Adjustments (DVA)

Own debt valuation adjustments are recognized on Citi's liabilities for which the fair value option has been elected using Citi's credit spreads observed in the bond market. Among other variables, the fair value of liabilities for which the fair value option has been elected (other than non-recourse and similar liabilities) is impacted by the narrowing or widening of Citi's credit spreads. The estimated change in the fair value of these liabilities due to such changes in Citi's own credit spread (or instrument-specific credit risk) was a loss of \$538 million and a gain of \$367 million for the years ended December 31, 2016 and 2015, respectively. Changes in fair value resulting from changes in instrument-specific credit risk were estimated by incorporating Citi's current credit spreads observable in the bond market into the relevant valuation technique used to value each liability as described above. Effective January 1, 2016, changes in fair value of fair value option liabilities related to changes in Citi's own credit spreads (DVA) are reflected as a component of AOCI; previously these amounts were recognized in Citi's *Revenue* and *Net income* along with all other changes in fair value. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for additional information.

The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities***Selected Portfolios of Securities Purchased Under Agreements to Resell, Securities Borrowed, Securities Sold Under Agreements to Repurchase, Securities Loaned and Certain Non-Collateralized Short-Term Borrowings***

Citi elected the fair value option for certain portfolios of fixed-income securities purchased under agreements to resell and fixed-income securities sold under agreements to repurchase, securities borrowed, securities loaned, and certain non-collateralized short-term borrowings held primarily by broker-dealer entities in the United States, United Kingdom and Japan. In each case, the election was made because the related interest-rate risk is managed on a portfolio basis, primarily with offsetting derivative instruments that are accounted for at fair value through earnings.

The following table provides information about certain credit products carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2016		December 31, 2015	
	Trading assets	Loans	Trading assets	Loans
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 9,824	\$ 3,486	\$ 9,314	\$ 5,005
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value	758	18	980	280
Balance of non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	1	5	2
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value for non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	1	13	1

In addition to the amounts reported above, \$1,828 million and \$2,113 million of unfunded commitments related to certain credit products selected for fair value accounting were outstanding as of December 31, 2016 and 2015, respectively.

Changes in fair value for transactions in these portfolios are recorded in *Principal transactions*. The related interest revenue and interest expense are measured based on the contractual rates specified in the transactions and are reported as interest revenue and expense in the Consolidated Statement of Income.

Certain Loans and Other Credit Products

Citi has also elected the fair value option for certain other originated and purchased loans, including certain unfunded loan products, such as guarantees and letters of credit, executed by Citi's lending and trading businesses. None of these credit products are highly leveraged financing commitments. Significant groups of transactions include loans and unfunded loan products that are expected to be either sold or securitized in the near term, or transactions where the economic risks are hedged with derivative instruments, such as purchased credit default swaps or total return swaps where Citi pays the total return on the underlying loans to a third party. Citi has elected the fair value option to mitigate accounting mismatches in cases where hedge accounting is complex and to achieve operational simplifications. Fair value was not elected for most lending transactions across Citi.

Changes in the fair value of funded and unfunded credit products are classified in *Principal transactions* in Citi's Consolidated Statement of Income. Related interest revenue is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest revenue on Trading account assets* or *loan interest* depending on the balance sheet classifications of the credit products. The changes in fair value for the years ended

December 31, 2016 and 2015 due to instrument-specific credit risk totaled to a gain of \$76 million and a loss of \$221 million, respectively.

Certain Investments in Unallocated Precious Metals

Citi invests in unallocated precious metals accounts (gold, silver, platinum and palladium) as part of its commodity and foreign currency trading activities or to economically hedge certain exposures from issuing structured liabilities. Under ASC 815, the investment is bifurcated into a debt host contract and a commodity forward derivative instrument. Citi elects the fair value option for the debt host contract, and reports the debt host contract within *Trading account assets* on Citi's Consolidated Balance Sheet. The total carrying amount of debt host contracts across unallocated precious metals accounts was approximately \$0.6 billion and \$0.6 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively. The amounts are expected to fluctuate based on trading activity in future periods.

As part of its commodity and foreign currency trading activities, Citi trades unallocated precious metals investments and executes forward purchase (and forward sale) derivative contracts with trading counterparties. When Citi sells an unallocated precious metals investment, Citi's receivable from its depository bank is repaid and Citi derecognizes its investment in the unallocated precious metal. The forward purchase (or sale) contract with the trading counterparty indexed to unallocated precious metals is accounted for as a derivative, at fair value through earnings. As of December 31, 2016, there were approximately \$17.2 billion and \$12.4 billion notional amounts of such forward purchase and forward sale derivative contracts outstanding, respectively.

Certain Investments in Private Equity and Real Estate Ventures and Certain Equity Method and Other Investments

Citi invests in private equity and real estate ventures for the purpose of earning investment returns and for capital appreciation. Citi has elected the fair value option for certain of these ventures, because such investments are considered similar to many private equity or hedge fund activities in Citi's investment companies, which are reported at fair value. The fair value option brings consistency in the accounting and evaluation of these investments. All investments (debt and equity) in such private equity and real estate entities are accounted for at fair value. These investments are classified as *Investments* on Citi's Consolidated Balance Sheet.

Changes in the fair values of these investments are classified in *Other revenue* in Citi's Consolidated Statement of Income.

Citi also elects the fair value option for certain non-marketable equity securities whose risk is managed with derivative instruments that are accounted for at fair value through earnings. These securities are classified as *Trading account assets* on Citi's Consolidated Balance Sheet. Changes in the fair value of these securities and the related derivative instruments are recorded in *Principal transactions*.

Certain Mortgage Loans Held for Sale (HFS)

Citi has elected the fair value option for certain purchased and originated prime fixed-rate and conforming adjustable-rate first mortgage loans HFS. These loans are intended for sale or securitization and are hedged with derivative instruments. Citi has elected the fair value option to mitigate accounting mismatches in cases where hedge accounting is complex and to achieve operational simplifications.

The following table provides information about certain mortgage loans HFS carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2016		December 31, 2015	
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$	915	\$	745
Aggregate fair value in excess of unpaid principal balance		8		20
Balance of non-accrual loans or loans more than 90 days past due		—		—
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value for non-accrual loans or loans more than 90 days past due		—		—

The changes in the fair values of these mortgage loans are reported in *Other revenue* in Citi's Consolidated Statement of Income. There was no net change in fair value during the years ended December 31, 2016 and 2015 due to instrument-specific credit risk. Related interest income continues to be measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest revenue* in the Consolidated Statement of Income.

Certain Structured Liabilities

Citi has elected the fair value option for certain structured liabilities whose performance is linked to structured interest rates, inflation, currency, equity, referenced credit or commodity risks. Citi elected the fair value option, because these exposures are considered to be trading-related positions and, therefore, are managed on a fair value basis. These positions will continue to be classified as debt, deposits or derivatives (*Trading account liabilities*) on Citi's Consolidated Balance Sheet according to their legal form.

The following table provides information about the carrying value of structured notes, disaggregated by type of embedded derivative instrument:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2016	December 31, 2015
Interest rate linked	\$ 10.6	\$ 9.6
Foreign exchange linked	0.2	0.3
Equity linked	12.3	9.9
Commodity linked	0.3	1.4
Credit linked	0.9	1.6
Total	\$ 24.3	\$ 22.8

Prior to 2016, the total change in the fair value of these structured liabilities was reported in *Principal transactions* in Citi's Consolidated Statement of Income. Beginning in the first quarter of 2016, the portion of the changes in fair value attributable to changes in Citi's own credit spreads (DVA) are reflected as a component of AOCI while all other changes in fair value will continue to be reported in *Principal transactions*. Changes in the fair value of these structured liabilities include accrued interest, which is also included in the change in fair value reported in *Principal transactions*.

Certain Non-Structured Liabilities

Citi has elected the fair value option for certain non-structured liabilities with fixed and floating interest rates. Citi has elected the fair value option where the interest-rate risk of such liabilities may be economically hedged with derivative contracts or the proceeds are used to purchase financial assets

that will also be accounted for at fair value through earnings. The elections have been made to mitigate accounting mismatches and to achieve operational simplifications. These positions are reported in *Short-term borrowings* and *Long-term debt* on Citi's Consolidated Balance Sheet. Prior to 2016, the total change in the fair value of these non-structured liabilities was reported in *Principal transactions* in Citi's Consolidated Statement of Income. Beginning in the first quarter of 2016, the portion of the changes in fair value attributable to changes in Citi's own credit spreads (DVA) are reflected as a component of AOCI while all other changes in fair value will continue to be reported in *Principal transactions*.

Interest expense on non-structured liabilities is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest expense* in the Consolidated Statement of Income.

The following table provides information about long-term debt carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2016	December 31, 2015
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 26,254	\$ 25,293
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value	(128)	1,569

The following table provides information about short-term borrowings carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2016	December 31, 2015
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 2,700	\$ 1,207
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value	(61)	130

26. PLEDGED ASSETS, COLLATERAL, GUARANTEES AND COMMITMENTS

Pledged Assets

In connection with Citi's financing and trading activities, Citi has pledged assets to collateralize its obligations under repurchase agreements, secured financing agreements, secured liabilities of consolidated VIEs and other borrowings. The approximate carrying values of the significant components of pledged assets recognized on Citi's Consolidated Balance Sheet included:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2015
Investment securities	\$ 161,914	\$ 210,604
Loans	231,833	263,568
Trading account assets	84,371	88,163
Total	\$ 478,118	\$ 562,635

In addition, included in *Cash and due from banks* at December 31, 2016 and 2015 were \$6.8 billion and \$5.0 billion, respectively, of cash segregated under federal and other brokerage regulations or deposited with clearing organizations.

Collateral

At December 31, 2016 and 2015, the approximate fair value of collateral received by Citi that may be resold or repledged, excluding the impact of allowable netting, was \$378.1 billion and \$347.5 billion, respectively. This collateral was received in connection with resale agreements, securities borrowings and loans, derivative transactions and margined broker loans.

At December 31, 2016 and 2015, a substantial portion of the collateral received by Citi had been sold or repledged in connection with repurchase agreements, securities sold, not yet purchased, securities borrowings and loans, pledges to clearing organizations, segregation requirements under securities laws and regulations, derivative transactions and bank loans.

In addition, at December 31, 2016 and 2015, Citi had pledged \$388 billion and \$396 billion, respectively, of

collateral that may not be sold or repledged by the secured parties.

Lease Commitments

Rental expense (principally for offices and computer equipment) was \$1.1 billion, \$1.3 billion and \$1.4 billion for the years ended December 31, 2016, 2015 and 2014, respectively.

Future minimum annual rentals under non-cancelable leases, net of sublease income, are as follows:

<i>In millions of dollars</i>	
2017	\$ 1,151
2018	1,006
2019	854
2020	679
2021	531
Thereafter	2,655
Total	\$ 6,876

Guarantees

Citi provides a variety of guarantees and indemnifications to its customers to enhance their credit standing and enable them to complete a wide variety of business transactions. For certain contracts meeting the definition of a guarantee, the guarantor must recognize, at inception, a liability for the fair value of the obligation undertaken in issuing the guarantee.

In addition, the guarantor must disclose the maximum potential amount of future payments that the guarantor could be required to make under the guarantee, if there were a total default by the guaranteed parties. The determination of the maximum potential future payments is based on the notional amount of the guarantees without consideration of possible recoveries under recourse provisions or from collateral held or pledged. As such, Citi believes such amounts bear no relationship to the anticipated losses, if any, on these guarantees.

The following tables present information about Citi's guarantees:

<i>In billions of dollars at December 31, 2016 except carrying value in millions</i>	Maximum potential amount of future payments			Carrying value <i>(in millions of dollars)</i>
	Expire within 1 year	Expire after 1 year	Total amount outstanding	
Financial standby letters of credit	\$ 26.0	\$ 67.1	\$ 93.1	\$ 141
Performance guarantees	7.5	3.6	11.1	19
Derivative instruments considered to be guarantees	32.2	84.6	116.8	747
Loans sold with recourse	—	0.2	0.2	13
Securities lending indemnifications ⁽¹⁾	80.3	—	80.3	—
Credit card merchant processing ⁽¹⁾⁽²⁾	86.4	—	86.4	—
Credit card arrangements with partners	—	1.5	1.5	206
Custody indemnifications and other	—	45.4	45.4	58
Total	\$ 232.4	\$ 202.4	\$ 434.8	\$ 1,184

In billions of dollars at December 31, 2015 except carrying value in millions	Maximum potential amount of future payments			Carrying value (in millions of dollars)
	Expire within 1 year	Expire after 1 year	Total amount outstanding	
Financial standby letters of credit	\$ 23.8	\$ 73.0	\$ 96.8	\$ 152
Performance guarantees	7.4	4.1	11.5	23
Derivative instruments considered to be guarantees	3.6	74.9	78.5	1,779
Loans sold with recourse	—	0.2	0.2	17
Securities lending indemnifications ⁽¹⁾	79.0	—	79.0	—
Credit card merchant processing ⁽¹⁾⁽²⁾	84.2	—	84.2	—
Custody indemnifications and other	—	51.7	51.7	56
Total	\$ 198.0	\$ 203.9	\$ 401.9	\$ 2,027

- (1) The carrying values of securities lending indemnifications and credit card merchant processing were not material for either period presented, as the probability of potential liabilities arising from these guarantees is minimal.
- (2) At December 31, 2016 and December 31, 2015, this maximum potential exposure was estimated to be \$86 billion and \$84 billion, respectively. However, Citi believes that the maximum exposure is not representative of the actual potential loss exposure based on its historical experience. This contingent liability is unlikely to arise, as most products and services are delivered when purchased and amounts are refunded when items are returned to merchants.

Financial Standby Letters of Credit

Citi issues standby letters of credit, which substitute its own credit for that of the borrower. If a letter of credit is drawn down, the borrower is obligated to repay Citi. Standby letters of credit protect a third party from defaults on contractual obligations. Financial standby letters of credit include (i) guarantees of payment of insurance premiums and reinsurance risks that support industrial revenue bond underwriting; (ii) settlement of payment obligations to clearing houses, including futures and over-the-counter derivatives clearing (see further discussion below); (iii) support options and purchases of securities in lieu of escrow deposit accounts; and (iv) letters of credit that backstop loans, credit facilities, promissory notes and trade acceptances.

Performance Guarantees

Performance guarantees and letters of credit are issued to guarantee a customer's tender bid on a construction or systems-installation project or to guarantee completion of such projects in accordance with contract terms. They are also issued to support a customer's obligation to supply specified products, commodities, or maintenance or warranty services to a third party.

Derivative Instruments Considered to Be Guarantees

Derivatives are financial instruments whose cash flows are based on a notional amount and an underlying instrument, reference credit or index, where there is little or no initial investment, and whose terms require or permit net settlement. For a discussion of Citi's derivatives activities, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

Derivative instruments considered to be guarantees include only those instruments that require Citi to make payments to the counterparty based on changes in an underlying instrument that is related to an asset, a liability or an equity security held by the guaranteed party. More specifically, derivative instruments considered to be guarantees include certain over-the-counter written put

options where the counterparty is not a bank, hedge fund or broker-dealer (such counterparties are considered to be dealers in these markets and may, therefore, not hold the underlying instruments). Credit derivatives sold by Citi are excluded from the tables above as they are disclosed separately in Note 22 to the Consolidated Financial Statements. In instances where Citi's maximum potential future payment is unlimited, the notional amount of the contract is disclosed.

Loans Sold with Recourse

Loans sold with recourse represent Citi's obligations to reimburse the buyers for loan losses under certain circumstances. Recourse refers to the clause in a sales agreement under which a seller/lender will fully reimburse the buyer/investor for any losses resulting from the purchased loans. This may be accomplished by the seller taking back any loans that become delinquent.

In addition to the amounts shown in the tables above, Citi has recorded a repurchase reserve for its potential repurchases or make-whole liability regarding residential mortgage representation and warranty claims related to its whole loan sales to the U.S. government-sponsored enterprises (GSEs) and, to a lesser extent, private investors. The repurchase reserve was approximately \$107 million and \$152 million at December 31, 2016 and 2015, respectively, and these amounts are included in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

Securities Lending Indemnifications

Owners of securities frequently lend those securities for a fee to other parties who may sell them short or deliver them to another party to satisfy some other obligation. Banks may administer such securities lending programs for their clients. Securities lending indemnifications are issued by the bank to guarantee that a securities lending customer will be made whole in the event that the security borrower does not return

the security subject to the lending agreement and collateral held is insufficient to cover the market value of the security.

Credit Card Merchant Processing

Credit card merchant processing guarantees represent the Company's indirect obligations in connection with (i) providing transaction processing services to various merchants with respect to its private-label cards; and (ii) potential liability for bank card transaction processing services. The nature of the liability in either case arises as a result of a billing dispute between a merchant and a cardholder that is ultimately resolved in the cardholder's favor. The merchant is liable to refund the amount to the cardholder. In general, if the credit card processing company is unable to collect this amount from the merchant, the credit card processing company bears the loss for the amount of the credit or refund paid to the cardholder.

With regard to (i) above, Citi has the primary contingent liability with respect to its portfolio of private-label merchants. The risk of loss is mitigated as the cash flows between Citi and the merchant are settled on a net basis, and Citi has the right to offset any payments with cash flows otherwise due to the merchant. To further mitigate this risk, Citi may delay settlement, require a merchant to make an escrow deposit, include event triggers to provide Citi with more financial and operational control in the event of the financial deterioration of the merchant or require various credit enhancements (including letters of credit and bank guarantees). In the unlikely event that a private-label merchant is unable to deliver products, services or a refund to its private-label cardholders, Citi is contingently liable to credit or refund cardholders.

With regard to (ii) above, Citi has a potential liability for bank card transactions where Citi provides the transaction processing services as well as those where a third party provides the services and Citi acts as a secondary guarantor, should that processor fail to perform.

Citi's maximum potential contingent liability related to both bank card and private-label merchant processing services is estimated to be the total volume of credit card transactions that meet the requirements to be valid charge-back transactions at any given time. At December 31, 2016 and 2015, this maximum potential exposure was estimated to be \$86 billion and \$84 billion, respectively.

However, Citi believes that the maximum exposure is not representative of the actual potential loss exposure based on its historical experience. This contingent liability is unlikely to arise, as most products and services are delivered when purchased and amounts are refunded when items are returned to merchants. Citi assesses the probability and amount of its contingent liability related to merchant processing based on the financial strength of the primary guarantor, the extent and nature of unresolved charge-backs and its historical loss experience. At December 31, 2016 and 2015, the losses incurred and the carrying amounts of Citi's contingent obligations related to merchant processing activities were immaterial.

Credit Card Arrangements with Partners

Citi, in certain of its credit card partner arrangements, provides guarantees to the partner regarding the volume of certain customer originations during the term of the agreement. To the extent such origination targets are not met, the guarantees serve to compensate the partner for certain payments that otherwise would have been generated in connection with such originations.

Custody Indemnifications

Custody indemnifications are issued to guarantee that custody clients will be made whole in the event that a third-party subcustodian or depository institution fails to safeguard clients' assets.

Other Guarantees and Indemnifications

Credit Card Protection Programs

Citi, through its credit card businesses, provides various cardholder protection programs on several of its card products, including programs that provide insurance coverage for rental cars, coverage for certain losses associated with purchased products, price protection for certain purchases and protection for lost luggage. These guarantees are not included in the table, since the total outstanding amount of the guarantees and Citi's maximum exposure to loss cannot be quantified. The protection is limited to certain types of purchases and losses, and it is not possible to quantify the purchases that would qualify for these benefits at any given time. Citi assesses the probability and amount of its potential liability related to these programs based on the extent and nature of its historical loss experience. At December 31, 2016 and 2015, the actual and estimated losses incurred and the carrying value of Citi's obligations related to these programs were immaterial.

Other Representation and Warranty Indemnifications

In the normal course of business, Citi provides standard representations and warranties to counterparties in contracts in connection with numerous transactions and also provides indemnifications, including indemnifications that protect the counterparties to the contracts in the event that additional taxes are owed, due either to a change in the tax law or an adverse interpretation of the tax law. Counterparties to these transactions provide Citi with comparable indemnifications. While such representations, warranties and indemnifications are essential components of many contractual relationships, they do not represent the underlying business purpose for the transactions. The indemnification clauses are often standard contractual terms related to Citi's own performance under the terms of a contract and are entered into in the normal course of business based on an assessment that the risk of loss is remote. Often these clauses are intended to ensure that terms of a contract are met at inception. No compensation is received for these standard representations and warranties, and it is not possible to determine their fair value because they rarely, if ever, result in a payment. In many cases, there are no stated or notional amounts included in the indemnification clauses, and the contingencies

potentially triggering the obligation to indemnify have not occurred and are not expected to occur. As a result, these indemnifications are not included in the tables above.

Value-Transfer Networks

Citi is a member of, or shareholder in, hundreds of value-transfer networks (VTNs) (payment, clearing and settlement systems as well as exchanges) around the world. As a condition of membership, many of these VTNs require that members stand ready to pay a pro rata share of the losses incurred by the organization due to another member's default on its obligations. Citi's potential obligations may be limited to its membership interests in the VTNs, contributions to the VTN's funds, or, in limited cases, the obligation may be unlimited. The maximum exposure cannot be estimated as this would require an assessment of future claims that have not yet occurred. Citi believes the risk of loss is remote given historical experience with the VTNs. Accordingly, Citi's participation in VTNs is not reported in the guarantees tables above, and there are no amounts reflected on the Consolidated Balance Sheet as of December 31, 2016 or 2015 for potential obligations that could arise from Citi's involvement with VTN associations.

Long-Term Care Insurance Indemnification

In connection with the 2005 sale of certain insurance and annuity subsidiaries to MetLife Inc. (MetLife), the Company provided an indemnification for policyholder claims and other liabilities relating to a book of long-term care (LTC) business (for the entire term of the LTC policies) that is fully reinsured by subsidiaries of Genworth Financial Inc. (Genworth). In turn, Genworth has offsetting reinsurance agreements with MetLife and the Union Fidelity Life Insurance Company (UFLIC), a subsidiary of the General Electric Company. Genworth has funded two trusts with securities whose fair value (approximately \$7.0 billion at December 31, 2016, compared to \$6.3 billion at December 31, 2015) is designed to cover Genworth's statutory liabilities for the LTC policies. The trusts serve as collateral for Genworth's reinsurance obligations related to the MetLife LTC policies and MetLife Insurance Company USA is the sole beneficiary of the trusts. The assets in these trusts are evaluated and adjusted periodically to ensure that the fair value of the assets continues to cover the estimated statutory liabilities related to the LTC policies, as those statutory liabilities change over time.

If Genworth fails to perform under the reinsurance agreement for any reason, including insolvency, and the assets in the two trusts are insufficient or unavailable to MetLife, then Citi must reimburse MetLife for any losses actually incurred in connection with the LTC policies. Since both events would have to occur before Citi would become responsible for any payment to MetLife pursuant to its indemnification obligation, and the likelihood of such events occurring is currently not probable, there is no liability reflected in the Consolidated Balance Sheet as of December 31, 2016 and 2015 related to this indemnification. Citi continues to closely monitor its potential exposure under this indemnification obligation.

In the fourth quarter of 2016, MetLife announced it was pursuing spinning off the entity involved in the long-term care reinsurance obligations as part of a broader separation of its retail and group/corporate insurance operations. Separately, Genworth announced that it had agreed to be purchased by China Oceanwide Holdings Co., Ltd, subject to a series of conditions and regulatory approvals. Citi is monitoring these developments.

Futures and Over-the-Counter Derivatives Clearing

Citi provides clearing services on central clearing counterparties (CCPs) for clients that need to clear exchange-traded and over-the-counter (OTC) derivatives contracts. Based on all relevant facts and circumstances, Citi has concluded that it acts as an agent for accounting purposes in its role as clearing member for these client transactions. As such, Citi does not reflect the underlying exchange-traded or OTC derivatives contracts in its Consolidated Financial Statements. See Note 22 for a discussion of Citi's derivatives activities that are reflected in its Consolidated Financial Statements.

As a clearing member, Citi collects and remits cash and securities collateral (margin) between its clients and the respective CCP. In certain circumstances, Citi collects a higher amount of cash (or securities) from its clients than it needs to remit to the CCPs. This excess cash is then held at depository institutions such as banks or carry brokers.

There are two types of margin: initial margin and variation margin. Where Citi obtains benefits from or controls cash initial margin (e.g., retains an interest spread), cash initial margin collected from clients and remitted to the CCP or depository institutions is reflected within *Brokerage payables* (payables to customers) and *Brokerage receivables* (receivables from brokers, dealers and clearing organizations) or *Cash and due from banks* respectively.

However, for exchange-traded and OTC-cleared derivatives contracts where Citi does not obtain benefits from or control the client cash balances, the client cash initial margin collected from clients and remitted to the CCP or depository institutions is not reflected on Citi's Consolidated Balance Sheet. These conditions are met when Citi has contractually agreed with the client that (i) Citi will pass through to the client all interest paid by the CCP or depository institutions on the cash initial margin; (ii) Citi will not utilize its right as a clearing member to transform cash margin into other assets; (iii) Citi does not guarantee and is not liable to the client for the performance of the CCP or the depository institution and (iv) the client cash balances are legally isolated from Citi's bankruptcy estate. The total amount of cash initial margin collected and remitted in this manner was approximately \$9.4 billion and \$4.3 billion as of December 31, 2016 and 2015, respectively.

Variation margin due from clients to the respective CCP, or from the CCP to clients, reflects changes in the value of the client's derivative contracts for each trading day. As a clearing member, Citi is exposed to the risk of non-performance by clients (e.g., failure of a client to post variation margin to the CCP for negative changes in the value of the client's derivative contracts). In the event of

non-performance by a client, Citi would move to close out the client's positions. The CCP would typically utilize initial margin posted by the client and held by the CCP, with any remaining shortfalls required to be paid by Citi as clearing member. Citi generally holds incremental cash or securities margin posted by the client, which would typically be expected to be sufficient to mitigate Citi's credit risk in the event the client fails to perform.

As required by ASC 860-30-25-5, securities collateral posted by clients is not recognized on Citi's Consolidated Balance Sheet.

Carrying Value—Guarantees and Indemnifications

At December 31, 2016 and 2015, the total carrying amounts of the liabilities related to the guarantees and indemnifications included in the tables above amounted to approximately \$1.2 billion and \$2.0 billion, respectively. The carrying value of financial and performance guarantees is included in *Other liabilities*. For loans sold with recourse, the carrying value of the liability is included in *Other liabilities*.

Collateral

Cash collateral available to Citi to reimburse losses realized under these guarantees and indemnifications amounted to \$45 billion and \$52 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively. Securities and other marketable assets held as collateral amounted to \$38 billion and \$33 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively. The majority of collateral is held to reimburse losses realized under securities lending indemnifications. Additionally, letters of credit in favor of Citi held as collateral amounted to \$5.4 billion and \$4.2 billion at December 31, 2016 and 2015, respectively. Other property may also be available to Citi to cover losses under certain guarantees and indemnifications; however, the value of such property has not been determined.

Performance Risk

Citi evaluates the performance risk of its guarantees based on the assigned referenced counterparty internal or external ratings. Where external ratings are used, investment-grade ratings are considered to be Baa/BBB and above, while anything below is considered non-investment grade. Citi's internal ratings are in line with the related external rating system. On certain underlying referenced assets or entities, ratings are not available. Such referenced assets are included in the "not rated" category. The maximum potential amount of the future payments related to the outstanding guarantees is determined to be the notional amount of these contracts, which is the par amount of the assets guaranteed.

Presented in the tables below are the maximum potential amounts of future payments that are classified based upon internal and external credit ratings. As previously mentioned, the determination of the maximum potential future payments is based on the notional amount of the guarantees without consideration of possible recoveries under recourse provisions or from collateral held or pledged. As such, Citi believes such amounts bear no relationship to the anticipated losses, if any, on these guarantees.

	Maximum potential amount of future payments				
	Investment grade	Non-investment grade	Not rated	Total	
<i>In billions of dollars at December 31, 2016</i>					
Financial standby letters of credit	\$ 66.8	\$ 13.4	\$ 12.9	\$	93.1
Performance guarantees	6.3	4.0	0.8		11.1
Derivative instruments deemed to be guarantees	—	—	116.8		116.8
Loans sold with recourse	—	—	0.2		0.2
Securities lending indemnifications	—	—	80.3		80.3
Credit card merchant processing	—	—	86.4		86.4
Credit card arrangements with partners	—	—	1.5		1.5
Custody indemnifications and other	45.3	0.1	—		45.4
Total	\$ 118.4	\$ 17.5	\$ 298.9	\$	434.8

	Maximum potential amount of future payments			
	Investment grade	Non-investment grade	Not rated	Total
<i>In billions of dollars at December 31, 2015</i>				
Financial standby letters of credit	\$ 69.2	\$ 15.4	\$ 12.2	\$ 96.8
Performance guarantees	6.6	4.1	0.8	11.5
Derivative instruments deemed to be guarantees	—	—	78.5	78.5
Loans sold with recourse	—	—	0.2	0.2
Securities lending indemnifications	—	—	79.0	79.0
Credit card merchant processing	—	—	84.2	84.2
Custody indemnifications and other	51.6	0.1	—	51.7
Total	\$ 127.4	\$ 19.6	\$ 254.9	\$ 401.9

Credit Commitments and Lines of Credit

The table below summarizes Citigroup's credit commitments:

<i>In millions of dollars</i>	U.S.	Outside of U.S.	December 31, 2016	December 31, 2015
Commercial and similar letters of credit	\$ 1,103	\$ 4,633	\$ 5,736	\$ 6,102
One- to four-family residential mortgages	1,166	1,672	2,838	3,196
Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties	11,912	1,493	13,405	14,726
Commercial real estate, construction and land development	9,281	1,500	10,781	10,522
Credit card lines	569,747	94,588	664,335	573,057
Commercial and other consumer loan commitments	166,433	93,501	259,934	271,076
Other commitments and contingencies	2,387	8,880	11,267	9,982
Total	\$ 762,029	\$ 206,267	\$ 968,296	\$ 888,661

The majority of unused commitments are contingent upon customers maintaining specific credit standards. Commercial commitments generally have floating interest rates and fixed expiration dates and may require payment of fees. Such fees (net of certain direct costs) are deferred and, upon exercise of the commitment, amortized over the life of the loan or, if exercise is deemed remote, amortized over the commitment period.

Commercial and Similar Letters of Credit

A commercial letter of credit is an instrument by which Citigroup substitutes its credit for that of a customer to enable the customer to finance the purchase of goods or to incur other commitments. Citigroup issues a letter on behalf of its client to a supplier and agrees to pay the supplier upon presentation of documentary evidence that the supplier has performed in accordance with the terms of the letter of credit. When a letter of credit is drawn, the customer is then required to reimburse Citigroup.

One- to Four-Family Residential Mortgages

A one- to four-family residential mortgage commitment is a written confirmation from Citigroup to a seller of a property that the bank will advance the specified sums enabling the buyer to complete the purchase.

Revolving Open-End Loans Secured by One- to Four-Family Residential Properties

Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties are essentially home equity lines of credit. A home equity line of credit is a loan secured by a primary residence or second home to the extent of the excess of fair market value over the debt outstanding for the first mortgage.

Commercial Real Estate, Construction and Land Development

Commercial real estate, construction and land development include unused portions of commitments to extend credit for the purpose of financing commercial and multifamily residential properties as well as land development projects.

Both secured-by-real-estate and unsecured commitments are included in this line, as well as undistributed loan proceeds, where there is an obligation to advance for construction progress payments. However, this line only includes those extensions of credit that, once funded, will be classified as *Total loans, net* on the Consolidated Balance Sheet.

Credit Card Lines

Citigroup provides credit to customers by issuing credit cards. The credit card lines are cancelable by providing notice to the cardholder or without such notice as permitted by local law.

Commercial and Other Consumer Loan Commitments

Commercial and other consumer loan commitments include overdraft and liquidity facilities as well as commercial commitments to make or purchase loans, purchase third-party receivables, provide note issuance or revolving underwriting facilities and invest in the form of equity.

Other Commitments and Contingencies

Other commitments and contingencies include committed or unsettled regular-way reverse repurchase agreements and all other transactions related to commitments and contingencies not reported on the lines above.

27. CONTINGENCIES

Accounting and Disclosure Framework

ASC 450 governs the disclosure and recognition of loss contingencies, including potential losses from litigation and regulatory matters. ASC 450 defines a "loss contingency" as "an existing condition, situation, or set of circumstances involving uncertainty as to possible loss to an entity that will ultimately be resolved when one or more future events occur or fail to occur." It imposes different requirements for the recognition and disclosure of loss contingencies based on the likelihood of occurrence of the contingent future event or events. It distinguishes among degrees of likelihood using the following three terms: "probable," meaning that "the future event or events are likely to occur"; "remote," meaning that "the chance of the future event or events occurring is slight"; and "reasonably possible," meaning that "the chance of the future event or events occurring is more than remote but less than likely." These three terms are used below as defined in ASC 450.

Accruals. ASC 450 requires accrual for a loss contingency when it is "probable that one or more future events will occur confirming the fact of loss" and "the amount of the loss can be reasonably estimated." In accordance with ASC 450, Citigroup establishes accruals for contingencies, including the litigation and regulatory matters disclosed herein, when Citigroup believes it is probable that a loss has been incurred and the amount of the loss can be reasonably estimated. When the reasonable estimate of the loss is within a range of amounts, the minimum amount of the range is accrued, unless some higher amount within the range is a better estimate than any other amount within the range. Once established, accruals are adjusted from time to time, as appropriate, in light of additional information. The amount of loss ultimately incurred in relation to those matters may be substantially higher or lower than the amounts accrued for those matters.

Disclosure. ASC 450 requires disclosure of a loss contingency if "there is at least a reasonable possibility that a loss or an additional loss may have been incurred" and there is no accrual for the loss because the conditions described above are not met or an exposure to loss exists in excess of the amount accrued. In accordance with ASC 450, if Citigroup has not accrued for a matter because Citigroup believes that a loss is reasonably possible but not probable, or that a loss is probable but not reasonably estimable, and the matter thus does not meet the criteria for accrual, and the reasonably possible loss is material, it discloses the loss contingency. In addition, Citigroup discloses matters for which it has accrued if it believes a reasonably possible exposure to material loss exists in excess of the amount accrued. In accordance with ASC 450, Citigroup's disclosure includes an estimate of the reasonably possible loss or range of loss for those matters as to which an estimate can be made. ASC 450 does not require disclosure of an estimate of the reasonably possible loss or range of loss where an estimate cannot be made. Neither accrual nor disclosure is required for losses that are deemed remote.

Litigation and Regulatory Contingencies

Overview. In addition to the matters described below, in the ordinary course of business, Citigroup, its affiliates and subsidiaries, and current and former officers, directors and employees (for purposes of this section, sometimes collectively referred to as Citigroup and Related Parties) routinely are named as defendants in, or as parties to, various legal actions and proceedings. Certain of these actions and proceedings assert claims or seek relief in connection with alleged violations of consumer protection, fair lending, securities, banking, antitrust, anti-money laundering, employment and other statutory and common laws. Certain of these actual or threatened legal actions and proceedings include claims for substantial or indeterminate compensatory or punitive damages, or for injunctive relief, and in some instances seek recovery on a class-wide basis.

In the ordinary course of business, Citigroup and Related Parties also are subject to governmental and regulatory examinations, information-gathering requests, investigations and proceedings (both formal and informal), certain of which may result in adverse judgments, settlements, fines, penalties, restitution, disgorgement, injunctions or other relief. In addition, certain affiliates and subsidiaries of Citigroup are banks, registered broker-dealers, futures commission merchants, investment advisers or other regulated entities and, in those capacities, are subject to regulation by various U.S., state and foreign securities, banking, commodity futures, consumer protection and other regulators. In connection with formal and informal inquiries by these regulators, Citigroup and such affiliates and subsidiaries receive numerous requests, subpoenas and orders seeking documents, testimony and other information in connection with various aspects of their regulated activities. From time to time Citigroup and Related Parties also receive grand jury subpoenas and other requests for information or assistance, formal or informal, from federal or state law enforcement agencies including, among others, various United States Attorneys' Offices, the Asset Forfeiture and Money Laundering Section and other divisions of the Department of Justice, the Financial Crimes Enforcement Network of the United States Department of the Treasury, and the Federal Bureau of Investigation relating to Citigroup and its customers.

Because of the global scope of Citigroup's operations, and its presence in countries around the world, Citigroup and Related Parties are subject to litigation and governmental and regulatory examinations, information-gathering requests, and investigations and proceedings (both formal and informal) in multiple jurisdictions with legal and regulatory regimes that may differ substantially, and present substantially different risks, from those Citigroup and Related Parties are subject to in the United States. In some instances Citigroup and Related Parties may be involved in proceedings involving the same subject matter in multiple jurisdictions, which may result in overlapping, cumulative or inconsistent outcomes.

Citigroup seeks to resolve all litigation and regulatory matters in the manner management believes is in the best interests of Citigroup and its shareholders, and contests liability, allegations of wrongdoing and, where applicable, the

amount of damages or scope of any penalties or other relief sought as appropriate in each pending matter.

Inherent Uncertainty of the Matters Disclosed. Certain of the matters disclosed below involve claims for substantial or indeterminate damages. The claims asserted in these matters typically are broad, often spanning a multi-year period and sometimes a wide range of business activities, and the plaintiffs' or claimants' alleged damages frequently are not quantified or factually supported in the complaint or statement of claim. Other matters relate to regulatory investigations or proceedings, as to which there may be no objective basis for quantifying the range of potential fine, penalty, or other remedy. As a result, Citigroup is often unable to estimate the loss in such matters, even if it believes that a loss is probable or reasonably possible, until developments in the case or investigation have yielded additional information sufficient to support a quantitative assessment of the range of reasonably possible loss. Such developments may include, among other things, discovery from adverse parties or third parties, rulings by the court on key issues, analysis by retained experts, and engagement in settlement negotiations. Depending on a range of factors, such as the complexity of the facts, the novelty of the legal theories, the pace of discovery, the court's scheduling order, the timing of court decisions, and the adverse party's willingness to negotiate in good faith toward a resolution, it may be months or years after the filing of a case or commencement of an investigation before an estimate of the range of reasonably possible loss can be made.

Matters as to Which an Estimate Can Be Made. For some of the matters disclosed below, Citigroup is currently able to estimate a reasonably possible loss or range of loss in excess of amounts accrued (if any). For some of the matters included within this estimation, an accrual has been made because a loss is believed to be both probable and reasonably estimable, but an exposure to loss exists in excess of the amount accrued. In these cases, the estimate reflects the reasonably possible range of loss in excess of the accrued amount. For other matters included within this estimation, no accrual has been made because a loss, although estimable, is believed to be reasonably possible, but not probable; in these cases the estimate reflects the reasonably possible loss or range of loss. As of December 31, 2016, Citigroup estimates that the reasonably possible unaccrued loss for these matters ranges up to approximately \$3.0 billion in the aggregate.

These estimates are based on currently available information. As available information changes, the matters for which Citigroup is able to estimate will change, and the estimates themselves will change. In addition, while many estimates presented in financial statements and other financial disclosures involve significant judgment and may be subject to significant uncertainty, estimates of the range of reasonably possible loss arising from litigation and regulatory proceedings are subject to particular uncertainties. For example, at the time of making an estimate, (i) Citigroup may have only preliminary, incomplete, or inaccurate information about the facts underlying the claim; (ii) its assumptions about the future rulings of the court or other tribunal on significant issues, or the behavior and incentives of adverse parties or regulators, may prove to be wrong; and (iii) the outcomes it is

attempting to predict are often not amenable to the use of statistical or other quantitative analytical tools. In addition, from time to time an outcome may occur that Citigroup had not accounted for in its estimate because it had deemed such an outcome to be remote. For all these reasons, the amount of loss in excess of accruals ultimately incurred for the matters as to which an estimate has been made could be substantially higher or lower than the range of loss included in the estimate.

Matters as to Which an Estimate Cannot Be Made. For other matters disclosed below, Citigroup is not currently able to estimate the reasonably possible loss or range of loss. Many of these matters remain in very preliminary stages (even in some cases where a substantial period of time has passed since the commencement of the matter), with few or no substantive legal decisions by the court or tribunal defining the scope of the claims, the class (if any), or the potentially available damages, and fact discovery is still in progress or has not yet begun. In many of these matters, Citigroup has not yet answered the complaint or statement of claim or asserted its defenses, nor has it engaged in any negotiations with the adverse party (whether a regulator or a private party). For all these reasons, Citigroup cannot at this time estimate the reasonably possible loss or range of loss, if any, for these matters.

Opinion of Management as to Eventual Outcome. Subject to the foregoing, it is the opinion of Citigroup's management, based on current knowledge and after taking into account its current legal accruals, that the eventual outcome of all matters described in this Note would not be likely to have a material adverse effect on the consolidated financial condition of Citigroup. Nonetheless, given the substantial or indeterminate amounts sought in certain of these matters, and the inherent unpredictability of such matters, an adverse outcome in certain of these matters could, from time to time, have a material adverse effect on Citigroup's consolidated results of operations or cash flows in particular quarterly or annual periods.

Commodities Financing Contracts

Beginning in May 2014, Citigroup became aware of reports of potential fraud relating to the financing of physical metal stored at the Qingdao and Penglai ports in China. Citibank and Citigroup Global Markets Limited (CGML) had financing contracts with Mercuria Energy Trading Pte. Ltd collateralized by physical metal stored at these ports, with the agreements providing that Mercuria would repurchase the inventory at a specified date in the future. On July 22, 2014, Citibank and CGML commenced proceedings in the High Court in London to enforce their rights under the relevant agreements in relation to approximately \$285 million in financing.

In December 2016, the Citigroup affiliates reached a resolution on this matter with Mercuria. Accordingly, steps have been taken to withdraw the proceedings in London, as well as related initiatives in Chinese courts. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the claim reference: Mercuria Energy Trading PTE Ltd & Another Citibank, N.A. & Another, Claim No. 2014 Folio 709, Appeal Nos. 2015/2407 (Citigroup) and 2015/2395 (Mercuria).

Credit Crisis-Related Litigation and Other Matters

Citigroup and Related Parties were named as defendants in numerous legal actions and other proceedings asserting claims for damages and related relief for losses arising from the global financial credit crisis that began in 2007. Such matters included, among other types of proceedings, claims asserted by (i) individual investors and purported classes of investors in Citigroup's common and preferred stock and debt, alleging violations of the federal securities laws, foreign laws, state securities and fraud law, and the Employee Retirement Income Security Act (ERISA); and (ii) individual investors and purported classes of investors in securities and other investments underwritten or issued by Citigroup, collateralized debt obligations (CDOs), mortgage-backed securities (MBS), investment funds, and other structured or leveraged instruments, which suffered losses as a result of the credit crisis.

In addition to these litigations and arbitrations, Citigroup continues to cooperate fully in response to subpoenas and requests for information from the Securities and Exchange Commission (SEC), the Office of the Special Inspector General for the Troubled Asset Relief Program, bank regulators, and other government authorities, in connection with various inquiries concerning Citigroup's business activities. These business activities include, but are not limited to, Citigroup's sponsorship, packaging, issuance, trading, servicing and underwriting of CDOs and MBS.

Mortgage-Related Litigation and Other Matters

Securities Actions: Beginning in November 2007, Citigroup and Related Parties were named as defendants in a variety of class and individual securities actions filed by investors in Citigroup's equity and debt securities in state and federal courts relating to the Company's disclosures regarding its exposure to subprime-related assets. These actions asserted a wide range of claims, including claims under the federal securities laws, foreign securities laws, ERISA, and state law. All of these matters have now been dismissed or settled.

Beginning in November 2007, certain Citigroup affiliates also were named as defendants arising out of their activities as underwriters of securities in actions brought by investors in securities issued by public companies adversely affected by the credit crisis. Most of these matters have been dismissed or settled. As a general matter, issuers indemnify underwriters in connection with such claims, but in certain of these matters Citigroup affiliates are not being indemnified or may in the future cease to be indemnified because of the financial condition of the issuer.

Mortgage-Backed Securities and CDO Investor Actions: Beginning in July 2010, Citigroup and Related Parties were named as defendants in complaints filed by purchasers of MBS and CDOs sold or underwritten by Citigroup. The complaints generally assert that defendants made material misrepresentations and omissions about the credit quality of the assets underlying the securities or the manner in which those assets were selected, and typically assert claims under Section 11 of the Securities Act of 1933, state blue sky laws, and/or common-law misrepresentation-based causes of action.

The majority of these matters have been resolved through settlement or otherwise. As of December 31, 2016, the aggregate original purchase amount of the purchases at issue in the pending litigation was approximately \$191 million, and the aggregate original purchase amount of the purchases covered by the remaining tolling (extension) agreement with an investor threatening litigation was approximately \$500 million. Additional information concerning the remaining pending litigation is publicly available in court filings under the docket number 13-1729-II (Tenn. Ch. Ct.) (McCoy, C.).

Mortgage-Backed Security Repurchase Claims: Various parties to MBS securitizations and other interested parties have asserted that certain Citigroup affiliates breached representations and warranties made in connection with mortgage loans sold into securitization trusts (private-label securitizations). Typically, these claims are based on allegations that securitized mortgages were not underwritten in accordance with the applicable underwriting standards. Citigroup also has received numerous inquiries, demands for loan files, and requests to toll (extend) the applicable statutes of limitation for representation and warranty claims relating to its private-label securitizations. These inquiries, demands and requests have been made by trustees of securitization trusts and others.

To date, trustees have filed six actions against Citigroup seeking to enforce certain of these contractual repurchase claims that were excluded from a previously disclosed settlement in connection with four private-label securitizations. Three of these actions were dismissed with prejudice in January 2016. Citigroup has reached an agreement with the directing certificate holder for one of the remaining actions, and the trustee is considering whether to accept the settlement. The other two remaining actions are in various stages of discovery. In the aggregate, plaintiffs are asserting repurchase claims in the three remaining actions as to approximately 2,900 loans that were securitized into these three securitizations, as well as any other loans that are later found to have breached representations and warranties. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 13 Civ. 2843 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.), 13 Civ. 6989 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.), 653816/2013 (N.Y. Sup. Ct.) (Kornreich, J.), 653919/2014 (N.Y. Sup. Ct.), 653929/2014 (N.Y. Sup. Ct.), and 653930/2014 (N.Y. Sup. Ct.).

Mortgage-Backed Securities Trustee Actions: On June 18, 2014, a group of investors in 48 RMBS trusts for which Citibank served or currently serves as trustee filed a complaint in New York State Supreme Court in BLACKROCK ALLOCATION TARGET SHARES: SERIES S. PORTFOLIO, ET AL. v. CITIBANK, N.A. The complaint, like those filed against other RMBS trustees, alleges that Citibank failed to pursue contractual remedies against securitization sponsors and servicers. This action was withdrawn without prejudice, effective December 17, 2014.

On November 24, 2014, largely the same group of investors filed an action in the United States District Court for the Southern District of New York, captioned FIXED INCOME SHARES: SERIES M ET AL. v. CITIBANK N.A., alleging similar claims relating to 27 MBS trusts for which

Citibank allegedly served or currently serves as trustee. On September 8, 2015, the United States District Court for the Southern District of New York dismissed all claims as to 24 of the 27 trusts and allowed certain of the claims to proceed as to the other three trusts. On September 7, 2016, plaintiffs filed a stipulation of voluntary dismissal of their claims with respect to two of the three remaining trusts, leaving one trust at issue. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 14-cv-9373 (S.D.N.Y.) (Furman, J.).

On November 24, 2015, largely the same group of investors filed another action in the New York State Supreme Court, captioned *FIXED INCOME SHARES: SERIES M, ET AL. v. CITIBANK N.A.*, related to the 24 trusts dismissed from the federal court action and one additional trust, asserting claims similar to the original complaint filed in state court. On June 22, 2016, the court dismissed plaintiffs' complaint. Plaintiffs filed an amended complaint on August 5, 2016. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 653891/2015 (N.Y. Sup. Ct.) (Ramos, J.).

On August 19, 2015, the Federal Deposit Insurance Corporation as receiver for a financial institution filed a civil action against Citibank in the United States District Court for the Southern District of New York, captioned *FEDERAL DEPOSIT INSURANCE CORPORATION AS RECEIVER FOR GUARANTY BANK v. CITIBANK N.A.* The complaint concerns one RMBBS trust for which Citibank formerly served as trustee, and alleges that Citibank failed to pursue contractual remedies against the sponsor and servicers of that trust. On September 30, 2016, the court granted Citibank's motion to dismiss on the grounds that the FDIC lacked standing to pursue its claims. On October 14, 2016, the FDIC filed a motion for reconsideration or relief from judgment from the court's dismissal order. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 15-cv-6574 (S.D.N.Y.) (Carter, J.).

Counterparty and Investor Actions

In 2010, Abu Dhabi Investment Authority (ADIA) commenced an arbitration (ADIA I) against Citigroup and Related Parties before the International Center for Dispute Resolution (ICDR), alleging statutory and common law claims in connection with its \$7.5 billion investment in Citigroup in December 2007. ADIA sought rescission of the investment agreement or, in the alternative, more than \$4 billion in damages. On October 14, 2011, the arbitration panel issued a final award and statement of reasons finding in favor of Citigroup on all claims asserted by ADIA, and that award was confirmed in court. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 12 Civ. 283 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.), 13-1068-cv (2d Cir.), and 13-1500 (U.S.).

On August 20, 2013, ADIA commenced a second arbitration (ADIA II) against Citigroup before the ICDR, alleging common law claims arising out of the same investment at issue in ADIA I, seeking more than \$2 billion in damages or rescission of one of the investment agreement's ancillary agreements. This arbitration was resolved on

December 14, 2016, when the arbitration panel issued a final decision.

Lehman Brothers Bankruptcy Proceedings

On February 8, 2012, Citibank and certain Citigroup affiliates were named as defendants in an adversary proceeding asserting objections to proofs of claim totaling approximately \$2.6 billion filed by Citibank and those affiliates, and claims under federal bankruptcy and state law to recover \$2 billion deposited by Lehman Brothers Holdings Inc. (LBHI) with Citibank against which Citibank asserts a right of setoff. Plaintiffs have filed various amended complaints asserting additional claims and factual allegations, and amending certain previously asserted claims, and have dismissed, with prejudice, their claim to avoid a \$500 million transfer and an amendment to a guarantee in favor of Citibank. A trial has been scheduled for April 2017. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 12-01044 and 08-13555 (Bankr. S.D.N.Y.) (Chapman, J.).

Tribune Company Bankruptcy

Certain Citigroup affiliates have been named as defendants in adversary proceedings related to the Chapter 11 cases of Tribune Company (Tribune) filed in the United States Bankruptcy Court for the District of Delaware, asserting claims arising out of the approximately \$11 billion leveraged buyout of Tribune in 2007. On August 2, 2013, the Litigation Trustee, as successor plaintiff to the Official Committee of Unsecured Creditors, filed a fifth amended complaint in the adversary proceeding *KIRSCHNER v. FITZSIMONS, ET AL.* The complaint seeks to avoid and recover as actual fraudulent transfers the transfers of Tribune stock that occurred as a part of the leveraged buyout. Several Citigroup affiliates are named as "Shareholder Defendants" and are alleged to have tendered Tribune stock to Tribune as a part of the buyout.

Several Citigroup affiliates are named as defendants in certain actions brought by Tribune noteholders, also seeking to recover the transfers of Tribune stock that occurred as a part of the leveraged buyout, as alleged state-law constructive fraudulent conveyances. The noteholders' claims were previously dismissed and the United States Court of Appeals for the Second Circuit affirmed the dismissal on appeal. The noteholders' petition to the United States Supreme Court for a writ of certiorari is pending.

In the FITZSIMONS action, on January 6, 2017, the United States District Court for the Southern District of New York dismissed the actual fraudulent transfer claim against the shareholder defendants, including several Citigroup affiliates. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 08-13141 (Bankr. D. Del.) (Carey, J.), 11 MD 02296 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.), 12 MC 2296 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.), 13-3992, 13-3875, 13-4196 (2d Cir.) and 16-317 (U.S.).

Depository Receipts Conversion Litigation

Citigroup, Citibank and CGMI were sued by a purported class of persons or entities who, from January 2000 to the present, are or were holders of depository receipts for which Citi

served as the depository bank and converted foreign-currency dividends or other distributions into U.S. dollars. Plaintiffs allege, among other things, that Citibank breached its deposit agreements by charging a spread for such conversions. Citi's motion to dismiss was granted in part and denied in part on August 15, 2016, and only the breach of contract claim against Citibank remains. Plaintiffs are seeking disgorgement of Citi's profits, as well as compensatory, consequential and general damages. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 15 Civ. 9185 (S.D.N.Y.) (McMahon, C.).

Foreign Exchange Matters

Regulatory Actions: Government and regulatory agencies in the U.S. and in other jurisdictions are conducting investigations or making inquiries regarding Citigroup's foreign exchange business. Citigroup is fully cooperating with these and related investigations and inquiries.

Antitrust and Other Litigation: Numerous foreign exchange dealers, including Citigroup and Citibank, are named as defendants in putative class actions that are proceeding on a consolidated basis in the United States District Court for the Southern District of New York under the caption IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTITRUST LITIGATION. The plaintiffs allege that they suffered losses as a result of the defendants' alleged manipulation of, and collusion with respect to, the foreign exchange market. The plaintiffs allege violations of the Commodity Exchange Act, the Sherman Act, and/or the Clayton Act, and seek compensatory damages, treble damages and declaratory and injunctive relief.

On December 15, 2015, the court entered an order preliminarily approving a proposed settlement between the Citi defendants and classes of plaintiffs who traded foreign exchange instruments in the spot market and on exchanges. The proposed settlement provides for the Citi defendants to receive a release in exchange for a payment of approximately \$400 million. On December 20, 2016, the court approved the notice of settlements and preliminarily approved the plan of distribution. The final approval hearing is scheduled for October 18, 2017. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the consolidated lead docket number: 13 Civ. 7789 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

On May 21, 2015, an action captioned NYPL v. JPMORGAN CHASE & CO., ET AL. was brought in the United States District Court for the Northern District of California against Citigroup, as well as numerous other foreign exchange dealers for possible consolidation with IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTITRUST LITIGATION. On January 22, 2016, plaintiffs in NYPL v. JPMORGAN CHASE & CO., ET AL. filed a second amended class action complaint in the United States District Court for the Southern District of New York naming Citibank and Citicorp as defendants, in addition to Citigroup and numerous other foreign exchange dealers. The plaintiffs seek to represent a putative class of "consumers and businesses in the United States who directly purchased supracompetitive foreign currency exchange rates" from

defendants for their end use, and are seeking compensatory damages, treble damages and declaratory and injunctive relief.

On September 2, 2016, Citigroup and Related Parties, along with other defendant banks, moved to dismiss the second amended complaint. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 15 Civ. 2290 (N.D. Cal.) (Chhabria, J.) and 15 Civ. 9300 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

On June 3, 2015, an action captioned ALLEN v. BANK OF AMERICA CORPORATION, ET AL. was brought in the United States District Court for the Southern District of New York against Citigroup, as well as numerous other foreign exchange dealers. The plaintiffs seek to represent a putative class of participants, beneficiaries, and named fiduciaries of qualified Employee Retirement Income Security Act (ERISA) plans for whom a defendant provided foreign exchange transactional services or authorized or permitted foreign exchange transactional services involving a plan's assets in connection with its exercise of authority or control regarding an ERISA plan. The plaintiffs allege violations of ERISA, and seek compensatory damages, restitution, disgorgement and declaratory and injunctive relief.

On April 6, 2016, the plaintiffs filed a second amended class action complaint against numerous foreign exchange dealers, including Citigroup and Citibank. On April 15, 2016, the settling defendants in IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTITRUST LITIGATION moved to enjoin the ALLEN action pending final settlement approval in IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTITRUST LITIGATION. On June 1, 2016, the court granted the motion in part as to claims based on collusive conduct and directed plaintiffs to file a separate pleading for claims based exclusively on non-collusive conduct. The plaintiffs filed a third amended complaint on July 15, 2016.

On September 20, 2016, the plaintiffs and settling defendants in IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTITRUST LITIGATION filed a joint stipulation dismissing plaintiffs' claims with prejudice. On October 20, 2016, the ALLEN plaintiffs appealed the lower court's dismissal of claims against settling defendants in IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTITRUST LITIGATION to the United States Court of Appeals for the Second Circuit, after having also appealed dismissal as to other defendants. The Second Circuit has consolidated the two appeals. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 13 Civ. 7789 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.); 15 Civ. 4285 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.); 16-3327 (2d Cir.); and 16-3571 (2d Cir.).

On September 16, 2015, an action captioned NEGRETE v. CITIBANK, N.A. was filed in the United States District Court for the Southern District of New York. Plaintiffs allege that Citibank engaged in conduct in connection with plaintiffs' foreign exchange trading that caused them losses. Plaintiffs assert claims for fraud, breach of contract, and negligence, and seek compensatory damages, punitive damages and injunctive relief. On June 20, 2016, plaintiffs filed an amended complaint. Citibank has moved to dismiss the amended complaint, and plaintiffs have cross-moved for partial

summary judgment. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 15 Civ. 7250 (S.D.N.Y.) (Sweet, J.).

On September 26, 2016, investors in exchange-traded funds (ETFs) commenced a suit captioned *BAKER ET AL. v. BANK OF AMERICA CORPORATION ET AL.* in the United States District Court for the Southern District of New York against Citigroup, Citibank, Citicorp and CGMI, as well as various other banks. The complaint asserts claims under the Sherman Act, New York state antitrust law, and California state antitrust law and unfair competition law, based on alleged foreign exchange market collusion affecting ETF investments. The plaintiffs seek to certify nationwide, California and New York classes, and request damages and injunctive relief under the relevant statutes, including treble damages. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 16 civ.7512 (S.D.N.Y) (Schofield, J.).

In September 2015, putative class actions captioned *BÉLAND v. ROYAL BANK OF CANADA, ET AL.* and *STAINES v. ROYAL BANK OF CANADA, ET AL.* were filed in the Quebec Superior Court of Justice and the Ontario Superior Court of Justice, respectively, against Citigroup and Related Parties, as well as numerous other foreign exchange dealers. Plaintiffs allege that defendants conspired to fix the prices and supply of currency purchased in the foreign exchange market, and that this manipulation caused investors to pay inflated rates for currency and/or to receive deflated rates for currency. Plaintiffs assert claims under the Canadian Competition Act and the Quebec Civil Code and/or for civil conspiracy, unjust enrichment and waiver of tort. Plaintiffs seek compensatory and punitive damages, or disgorgement, on behalf of putative classes of all persons in Quebec or in Canada who entered into a foreign exchange instrument or participated in a fund or investment vehicle that entered into a foreign exchange instrument between January 1, 2003 and December 31, 2013. Citigroup and Related Parties have agreed to settle these actions for CAD 21 million. On December 14, 2016, the court preliminarily approved the settlement. A final approval hearing is scheduled for April 13, 2017. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 200-06-000189-152 (C.S.Q. Quebec) and CV-15-536174 (Ont. S.C.J.).

Derivative Actions and Related Proceedings: On March 30, 2016, a derivative action captioned *OKLAHOMA FIREFIGHTERS PENSION & RETIREMENT SYSTEM, ET AL. v. CORBAT, ET AL.* was filed in the Delaware Chancery Court on behalf of Citigroup (as nominal defendant) against certain of Citigroup's present and former directors and officers. Plaintiffs assert claims for breach of fiduciary duty and waste of corporate assets in connection with defendants' alleged failure to exercise appropriate oversight and management of Bank Secrecy Act and anti-money laundering laws and regulations and related consent decrees concerning Citigroup subsidiaries, Citibanamex and Banamex USA (BUSA), as well as defendants' alleged failures to implement adequate internal controls and exercise adequate oversight with respect to Citigroup subsidiaries' participation in foreign

exchange markets and credit card practices. On August 15, 2016, plaintiffs filed an amended version of the supplemental complaint. On November 14, 2016, the defendants moved to dismiss the amended supplemental complaint. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number C.A. No. 12151-VCG (Del. Ch.) (Glasscock, Ch.).

Interest Rate Swaps Matters

Antitrust and Other Litigation: Beginning in November 2015, numerous interest rate swap (IRS) market participants, including Citigroup, Citibank, CGMI and CGML, were named as defendants in a number of industry-wide putative class actions. These actions have been consolidated in the United States District Court for the Southern District of New York under the caption *IN RE INTEREST RATE SWAPS ANTITRUST LITIGATION*. Plaintiffs in these actions allege that defendants colluded to prevent the development of exchange-like trading for IRS, thereby causing the putative classes to suffer losses in connection with their IRS transactions. Plaintiffs assert federal antitrust claims and claims for unjust enrichment. Also consolidated under the same caption are two individual actions filed by swap execution facilities, asserting federal and state antitrust claims as well as claims for unjust enrichment and tortious interference with business relations. Plaintiffs in all of these actions seek treble damages, fees, costs and injunctive relief. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket number 16-MD-2704 (S.D.N.Y.) (Engelmayer, J.).

Regulatory Actions: The Commodity Futures Trading Commission is conducting an investigation into the trading and clearing of interest rate swaps by investment banks. Citigroup is cooperating with the investigation.

Interchange Fee Litigation

Beginning in 2005, several putative class actions were filed against Citigroup and Related Parties, together with Visa, MasterCard and other banks and their affiliates, in various federal district courts and consolidated with other related individual cases in a multi-district litigation proceeding in the United States District Court for the Eastern District of New York (*Interchange MDL*). This proceeding is captioned *IN RE PAYMENT CARD INTERCHANGE FEE AND MERCHANT DISCOUNT ANTITRUST LITIGATION*.

The plaintiffs, merchants that accept Visa- and MasterCard-branded payment cards as well as membership associations that claim to represent certain groups of merchants, allege, among other things, that defendants have engaged in conspiracies to set the price of interchange and merchant discount fees on credit and debit card transactions and to restrain trade through various Visa and MasterCard rules governing merchant conduct, all in violation of Section 1 of the Sherman Act and certain California statutes. Supplemental complaints also have been filed against defendants in the putative class actions alleging that Visa's and MasterCard's respective initial public offerings were anticompetitive and violated Section 7 of the Clayton Act, and

that MasterCard's initial public offering constituted a fraudulent conveyance.

On January 14, 2014, the district court entered a final judgment approving the terms of a class settlement providing for, among other things, a total payment to the class of \$6.05 billion; a rebate to merchants participating in the damages class settlement of 10 basis points on interchange collected for a period of eight months by the Visa and MasterCard networks; and changes to certain network approval rules. Various objectors appealed from the final class settlement approval order to the United States Court of Appeals for the Second Circuit.

On June 30, 2016, the Court of Appeals reversed the district court's approval of the class settlement and remanded for further proceedings. On November 23, 2016, counsel for the class plaintiffs that entered the now-vacated settlement filed a petition for certiorari review by the United States Supreme Court relating to the Second Circuit's decision. Additional information concerning these consolidated actions and the appeal is publicly available in court filings under the docket numbers MDL 05-1720 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.), 12-4671 (2d Cir.) and 16-710 (U.S. Supreme Court).

In addition, following the district court's approval of the class settlement, and during the pendency of appeals from that approval, numerous merchants, including large national merchants, requested exclusion from the portion of the now-vacated settlement involving a settlement class certified with respect to damages claims for past conduct, and some of those opting out filed complaints against Visa, MasterCard, and in some instances one or more issuing banks. One of these suits, 7-ELEVEN, INC., ET AL. v. VISA INC., ET AL., brought on behalf of numerous individual merchants, names Citigroup as a defendant. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket number MDL 05-1720 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.).

Interbank Offered Rates-Related Litigation and Other Matters

Regulatory Actions: A consortium of state attorneys general is conducting an investigation regarding submissions made by panel banks to bodies that publish various interbank offered rates and other benchmark rates. As members of a number of such panels, Citigroup subsidiaries have received requests for information and documents. Citigroup is cooperating with the investigation and is responding to the requests.

Antitrust and Other Litigation: Citigroup and Citibank, along with other U.S. Dollar (USD) LIBOR panel banks, are defendants in a multi-district litigation (MDL) proceeding before the United States District Court for the Southern District of New York captioned IN RE LIBOR-BASED FINANCIAL INSTRUMENTS ANTITRUST LITIGATION (the LIBOR MDL). Consolidated amended complaints were filed on behalf of two separate putative classes of plaintiffs: (i) over-the-counter (OTC) purchasers of derivative instruments tied to USD LIBOR; and (ii) purchasers of exchange-traded derivative instruments tied to USD LIBOR. Each of these putative classes alleges that the panel bank defendants conspired to suppress USD LIBOR: (i) OTC purchasers assert claims under the Sherman Act and for unjust enrichment and

breach of the implied covenant of good faith and fair dealing; and (ii) purchasers of exchange-traded derivative instruments assert claims under the Commodity Exchange Act and the Sherman Act and for unjust enrichment. Several individual actions also were consolidated into the LIBOR MDL. The plaintiffs seek compensatory damages and restitution for losses caused by the alleged violations, as well as treble damages under the Sherman Act. The OTC purchasers and certain individual action plaintiffs also seek injunctive relief.

Additional actions have been consolidated in the LIBOR MDL proceeding, including (i) lawsuits filed by, or on behalf of putative classes of, community and other banks, savings and loans institutions, credit unions, municipalities and purchasers and holders of LIBOR-linked financial products; and (ii) lawsuits filed by putative classes of lenders and adjustable rate mortgage borrowers. The plaintiffs allege that defendant panel banks artificially suppressed USD LIBOR in violation of applicable law and seek compensatory and other damages.

Additional information relating to these actions is publicly available in court filings under the following docket numbers: 11 Civ. 2613; 11 Civ. 5450; 11 Civ. 4186; 12 Civ. 1205; 12 Civ. 5723; 12 Civ. 5822; 12 Civ. 6056; 12 Civ. 6693; 12 Civ. 7461; 13 Civ. 346; 13 Civ. 407; 13 Civ. 1016; 13 Civ. 1456; 13 Civ. 1700; 13 Civ. 2262; 13 Civ. 2297; 13 Civ. 4018; 13 Civ. 7720; 14 Civ. 146 (S.D.N.Y.) (Buchwald, J.); 12 Civ. 6294 (E.D.N.Y.) (Seybert, J.); 12 Civ. 6571 (N.D. Cal.) (Conti, J.); 12 Civ. 10903 (C.D. Cal.) (Snyder, J.); 13 Civ. 48 (S.D. Cal.) (Sammartino, J.); 13 Civ. 62 (C.D. Cal.) (Phillips, J.); 13 Civ. 106 (N.D. Cal.) (Beller, J.); 13 Civ. 108 (N.D. Cal.) (Ryu, J.); 13 Civ. 109 (N.D. Cal.) (Laporte, J.); 13 Civ. 122 (C.D. Cal.) (Bernal, J.); 13 Civ. 334; 13 Civ. 335 (S.D. Iowa) (Pratt, J.); 13 Civ. 342 (E.D. Va.) (Brinkema, J.); 13 Civ. 1466 (S.D. Cal.) (Lorenz, J.); 13 Civ. 1476 (E.D. Cal.) (Mueller, J.); 13 Civ. 2149 (S.D. Tex.) (Hoyt, J.); 13 Civ. 2244 (N.D. Cal.) (Hamilton, J.); 13 Civ. 2921 (N.D. Cal.) (Chesney, J.); 13 Civ. 2979 (N.D. Cal.) (Tigar, J.); 13 Civ. 4352 (E.D. Pa.) (Restrepo, J.); 13 Civ. 5278 (N.D. Cal.) (Vadas, J.); 15 Civ. 1334 (S.D.N.Y.) (Buchwald, J.); and 15 Civ. 2973 (S.D.N.Y.) (Buchwald, J.).

On May 23, 2016, the United States Court of Appeals for the Second Circuit reversed the district court's dismissal of antitrust claims in the action captioned IN RE LIBOR-BASED FINANCIAL INSTRUMENTS ANTITRUST LITIGATION and remanded to the district court the issue of antitrust standing—specifically whether plaintiffs are “efficient enforcers” of the antitrust laws. On December 20, 2016 the district court resolved the issue of antitrust standing, dismissing certain plaintiffs’ actions on efficient enforcer grounds, and limiting the classes of OTC and exchange-traded derivative instruments purchasers. The district court also dismissed antitrust claims against Citigroup and Citibank brought by several individual plaintiffs outside of New York on personal jurisdiction grounds. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 11 MD 2262 (S.D.N.Y.) (Buchwald, J.); 16-545 (U.S.).

Citigroup and Citibank, along with other USD LIBOR panel banks, also are named as defendants in an individual

action filed in the United States District Court for the Southern District of New York on February 13, 2013, captioned 7 WEST 57th STREET REALTY CO. v. CITIGROUP, INC., ET AL. The plaintiff alleges that the defendant panel banks manipulated USD LIBOR to keep it artificially high and that this manipulation affected the value of plaintiffs' OTC municipal bond portfolio in violation of federal and state antitrust laws and federal RICO law. The plaintiff seeks compensatory damages, treble damages where authorized by statute, and declaratory relief. On March 31, 2015, the United States District Court for the Southern District of New York dismissed this action. On June 1, 2015, the plaintiff moved for leave to file a second amended complaint. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 13 Civ. 981 (Gardesche, J.).

On August 13, 2015, plaintiffs in the class action SULLIVAN v. BARCLAYS PLC, ET AL. pending in the United States District Court for the Southern District of New York filed a fourth amended complaint naming Citigroup and Citibank as defendants. Plaintiffs claim to have suffered losses as a result of purported EURIBOR manipulation and assert claims under the Commodity Exchange Act, the Sherman Act and the federal RICO law, and for unjust enrichment. On February 21, 2017, the court granted in part and denied in part defendants' motion to dismiss. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 13 Civ. 2811 (S.D.N.Y.) (Castel, J.).

On July 1, 2016, a putative class action captioned FRONTPOINT ASIAN EVENT DRIVEN FUND, LTD. ET AL. v. CITIBANK, N.A. ET AL. was filed in the United States District Court for the Southern District of New York against Citibank, Citigroup and various other banks. Plaintiffs assert claims for violation of the Sherman Act, Clayton Act and RICO Act, as well as state law claims for alleged manipulation of the Singapore Interbank Offered Rate and Singapore Swap Offer Rate. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 16 Civ. 5263 (S.D.N.Y.) (Hellerstein, J.).

Money Laundering Inquiries

Regulatory Actions: Citigroup and Related Parties, including Citigroup's indirect, wholly owned subsidiary Banamex USA (BUSA), a California state-chartered bank, have received grand jury subpoenas issued by the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts concerning, among other issues, policies, procedures and activities related to compliance with Bank Secrecy Act (BSA) and anti-money laundering (AML) requirements under applicable federal laws and banking regulations. Citigroup and BUSA also have received inquiries and requests for information from other regulators, including the Financial Crimes Enforcement Network, concerning BSA- and AML-related issues. Citigroup is cooperating fully with these inquiries.

Citibank received a subpoena from the United States Attorney for the Eastern District of New York in connection with its investigation of alleged bribery, corruption and money laundering associated with the Federation Internationale de

Football Association (FIFA), and the potential involvement of financial institutions in that activity. The subpoena requested information relating to, among other things, banking relationships and transactions at Citibank and its affiliates associated with certain individuals and entities identified as having had involvement with the alleged corrupt conduct. Citi is cooperating with the authorities in this matter.

Derivative Actions and Related Proceedings: On September 22, 2015, a derivative action captioned FIREMAN'S RETIREMENT SYSTEM OF ST. LOUIS, ET AL. v. CORBAT, ET AL. was filed in the United States District Court for the Southern District of New York on behalf of Citigroup (as nominal defendant) against certain of Citigroup's and certain of its affiliates' present and former directors and officers. The plaintiffs asserted claims derivatively for violation of Section 14(a) of the Securities Exchange Act of 1934, breach of fiduciary duty, waste of corporate assets, and unjust enrichment in connection with the defendants' alleged failure to exercise appropriate oversight and management of BSA and AML laws and regulations and related consent decrees concerning Citigroup's subsidiaries, Citibanamex and BUSA. Due to the similarity of issues, plaintiffs voluntarily dismissed the action in favor of proceeding together with plaintiffs in the derivative action captioned OKLAHOMA FIREFIGHTERS PENSION & RETIREMENT SYSTEM, ET AL. v. CORBAT, ET AL. in the Delaware Chancery Court, described above. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers C.A. No. 12151-VCP (Del. Ch.) (Glasscock, Ch.) and 15 Civ. 7501 (S.D.N.Y.) (Furman, J.).

Oceanografia Fraud and Related Matters

Regulatory Actions: As a result of Citigroup's announcement in the first quarter of 2014 of a fraud discovered in a Petróleos Mexicanos (Pemex) supplier program involving Oceanografía SA de CV (OSA), a Mexican oil services company and a key supplier to Pemex, the SEC commenced a formal investigation and the U.S. Department of Justice requested information regarding Banamex's dealings with OSA. The SEC inquiry has included requests for documents and witness testimony. Citi continues to cooperate fully with these inquiries.

Other Litigation: On February 26, 2016, a complaint was filed against Citigroup in the United States District Court for the Southern District of Florida alleging that it conspired with Oceanografía, S.A. de C.V. (OSA) and others with respect to receivable financings and other financing arrangements related to OSA in a manner that injured bondholders and other creditors of OSA. The complaint asserts claims on behalf of 39 plaintiffs that are characterized in the complaint variously as trade creditors of, investors in, or lenders to OSA. Plaintiffs collectively claim to have lost \$1.1 billion as a result of OSA's bankruptcy. The complaint asserts claims under the federal civil Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act and seeks treble damages and other relief pursuant to that statute. The complaint also asserts claims for fraud and breach of fiduciary duty.

On August 23, 2016, plaintiffs filed an amended complaint adding common law claims for fraud, aiding and

abetting fraud, and conspiracy on behalf of all plaintiffs. Citigroup has moved to dismiss the amended complaint. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 16-20725 (S.D. Fla.) (Gayles, J.).

Parmalat Litigation and Related Matters

On July 29, 2004, Dr. Enrico Bondi, the Extraordinary Commissioner appointed under Italian law to oversee the administration of various Parmalat companies, filed a complaint in New Jersey state court against Citigroup and Related Parties alleging, among other things, that the defendants "facilitated" a number of frauds by Parmalat insiders. On October 20, 2008, following trial, a jury rendered a verdict in Citigroup's favor on Parmalat's claims and in favor of Citibank on three counterclaims, awarding Citi \$431 million. Parmalat has exhausted all appeals, and the judgment is now final. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number A-2654-08T2 (N.J. Sup. Ct.). Citigroup has taken steps to enforce that judgment in the Italian courts. On August 29, 2014, the Court of Appeal of Bologna affirmed the decision in the full amount of \$431 million, plus interest, to be paid in Parmalat shares. Parmalat has appealed the judgment to the Italian Supreme Court.

On June 16, 2015, the Parmalat administrator refiled a prior claim in an Italian civil court in Milan claiming damages of €1.8 billion against Citigroup and Related Parties and other financial institutions. The next hearing in this proceeding is scheduled for May 30, 2017.

Referral Hiring Practices Investigations

Government and regulatory agencies in the U.S., including the SEC, are conducting investigations or making inquiries concerning compliance with the Foreign Corrupt Practices Act and other laws with respect to the hiring of candidates referred by or related to foreign government officials. Citigroup is cooperating with the investigations and inquiries.

Regulatory Review of Student Loan Servicing

Citibank is currently subject to regulatory investigation concerning certain student loan servicing practices. Citibank is cooperating with the investigation. Similar servicing practices have been the subject of an enforcement action against at least one other institution. In light of that action and the current regulatory focus on student loans, regulators may order that Citibank remediate customers and/or impose penalties or other relief.

Sovereign Securities Matters

Regulatory Actions: Government and regulatory agencies in the U.S. and in other jurisdictions are conducting investigations or making inquiries regarding Citigroup's sales and trading activities in connection with sovereign securities. Citigroup is fully cooperating with these investigations and inquiries.

Antitrust and Other Litigation: Beginning in July 2015, CGMI and numerous other U.S. Treasury primary dealer banks, have been named as defendants in a number of

substantially similar putative class actions involving allegations that they colluded to manipulate U.S. Treasury securities markets. The actions are based upon the defendants' roles as registered primary dealers of U.S. Treasury securities and assert claims of alleged collusion under the antitrust laws and manipulation under the Commodity Exchange Act and seek damages, including treble damages where authorized by statute, and injunctive relief. These actions were filed in the United States District Court for the Southern District of New York, the Northern District of Illinois, the Southern District of Alabama and the District of the Virgin Islands.

In December 2015, the cases were consolidated in the United States District Court for the Southern District of New York by the Judicial Panel on Multidistrict Litigation. Additional information relating to these actions is publicly available in court filings under the docket number: 15-MD-2673 (S.D.N.Y.) (Gardephe, J.).

Since May 2016, a number of substantially similar putative class action complaints have been filed against a number of financial institutions and traders related to the supranational, sub-sovereign, and agency (SSA) bond market. Citigroup, Citibank, CGMI and CGML are named as defendants in three of the complaints. The actions are based upon the defendants' roles as market makers and traders of SSA bonds and assert claims of alleged collusion under the antitrust laws and unjust enrichment and seek damages, including treble damages where authorized by statute, and disgorgement. These actions were filed in the United States District Court for the Southern District of New York. Beginning in August 2016, the cases were consolidated in the United States District Court for the Southern District of New York. Additional information relating to these actions is publicly available in court filings under the docket number: 16-cv-03711 (S.D.N.Y.) (Ramos, J.).

Settlement Payments

Payments required in settlement agreements described above have been made or are covered by existing litigation accruals.

28. CONDENSED CONSOLIDATING FINANCIAL STATEMENTS

Citigroup amended its Registration Statement on Form S-3 on file with the SEC (File No. 33-192302) to add its wholly owned subsidiary, Citigroup Global Markets Holdings Inc. (CGMH), as a co-registrant. Any securities issued by CGMH under the Form S-3 will be fully and unconditionally guaranteed by Citigroup.

The following are the Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income for the years ended December 31, 2016, 2015 and 2014, Condensed Consolidating Balance Sheet as of December 31, 2016 and 2015 and Condensed Consolidating Statement of Cash Flows for the years ended December 31, 2016, 2015 and 2014 for Citigroup Inc., the parent holding company (Citigroup parent company), CGMH, other Citigroup subsidiaries and eliminations and total consolidating adjustments. "Other Citigroup subsidiaries and eliminations" includes all other subsidiaries of Citigroup, intercompany eliminations and income (loss) from discontinued operations. "Consolidating adjustments" includes Citigroup parent company elimination of distributed and undistributed income of subsidiaries and investment in subsidiaries.

These Condensed Consolidating Financial Statements have been prepared and presented in accordance with SEC Regulation S-X Rule 3-10, "Financial Statements of Guarantors and Issuers of Guaranteed Securities Registered or Being Registered."

These Condensed Consolidating Financial Statements schedules are presented for purposes of additional analysis, but should be considered in relation to the Consolidated Financial Statements of Citigroup taken as a whole.

Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income

In millions of dollars	Year ended December 31, 2016				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Revenues					
Dividends from subsidiaries	\$ 15,570	\$ —	\$ —	\$ (15,570)	\$ —
Interest revenue	7	4,586	53,022	—	57,615
Interest revenue—intercompany	3,008	545	(3,553)	—	—
Interest expense	4,419	1,429	6,663	—	12,511
Interest expense—intercompany	209	1,649	(1,858)	—	—
Net interest revenue	\$ (1,613)	\$ 2,053	\$ 44,664	\$ —	\$ 45,104
Commissions and fees	\$ —	\$ 4,305	\$ 6,216	\$ —	\$ 10,521
Commissions and fees—intercompany	(20)	246	(226)	—	—
Principal transactions	(1,025)	5,602	3,008	—	7,585
Principal transactions—intercompany	24	(2,868)	2,844	—	—
Other income	2,599	225	3,841	—	6,665
Other income—intercompany	(2,095)	105	1,990	—	—
Total non-interest revenues	\$ (517)	\$ 7,615	\$ 17,673	\$ —	\$ 24,771
Total revenues, net of interest expense	\$ 13,440	\$ 9,668	\$ 62,337	\$ (15,570)	\$ 69,875
Provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ —	\$ —	\$ 6,982	\$ —	\$ 6,982
Operating expenses					
Compensation and benefits	\$ 22	\$ 4,719	\$ 16,229	\$ —	\$ 20,970
Compensation and benefits—intercompany	36	—	(36)	—	—
Other operating	482	1,635	18,329	—	20,446
Other operating—intercompany	217	1,138	(1,355)	—	—
Total operating expenses	\$ 757	\$ 7,492	\$ 33,167	\$ —	\$ 41,416
Equity in undistributed income of subsidiaries	871	—	—	(871)	—
Income (loss) from continuing operations before income taxes	13,554	2,176	22,188	(16,441)	21,477
Provision (benefit) for income taxes	(1,358)	746	7,056	—	6,444
Income (loss) from continuing operations	\$ 14,912	\$ 1,430	\$ 15,132	\$ (16,441)	\$ 15,033
Loss from discontinued operations, net of taxes	—	—	(58)	—	(58)
Net income (loss) before attribution of noncontrolling interests	\$ 14,912	\$ 1,430	\$ 15,074	\$ (16,441)	\$ 14,975
Noncontrolling interests	—	(13)	76	—	63
Net income (loss)	\$ 14,912	\$ 1,443	\$ 14,998	\$ (16,441)	\$ 14,912
Comprehensive income					
Other comprehensive income (loss)	\$ (3,022)	\$ (110)	\$ 4,867	\$ (4,751)	\$ (3,022)
Comprehensive income	\$ 11,890	\$ 1,327	\$ 19,865	\$ (21,192)	\$ 11,890

Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income

In millions of dollars	Year ended December 31, 2015				
	Citigroup parent company	CGMH	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Revenues					
Dividends from subsidiaries	\$ 13,500	\$ —	\$ —	\$ (13,500)	\$ —
Interest revenue	9	4,389	54,153	—	58,551
Interest revenue—intercompany	2,880	272	(3,152)	—	—
Interest expense	4,563	997	6,361	—	11,921
Interest expense—intercompany	(475)	1,295	(820)	—	—
Net interest revenue	\$ (1,199)	\$ 2,369	\$ 45,460	\$ —	\$ 46,630
Commissions and fees	\$ —	\$ 4,854	\$ 6,994	\$ —	\$ 11,848
Commissions and fees—intercompany	—	214	(214)	—	—
Principal transactions	1,012	10,365	(5,369)	—	6,008
Principal transactions—intercompany	(1,733)	(8,709)	10,442	—	—
Other income	3,294	426	8,148	—	11,868
Other income—intercompany	(3,054)	1,079	1,975	—	—
Total non-interest revenues	\$ (481)	\$ 8,229	\$ 21,976	\$ —	\$ 29,724
Total revenues, net of interest expense	\$ 11,820	\$ 10,598	\$ 67,436	\$ (13,500)	\$ 76,354
Provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ —	\$ —	\$ 7,913	\$ —	\$ 7,913
Operating expenses					
Compensation and benefits	\$ (58)	\$ 5,003	\$ 16,824	\$ —	\$ 21,769
Compensation and benefits—intercompany	59	—	(59)	—	—
Other operating	271	1,948	19,627	—	21,846
Other operating—intercompany	247	1,164	(1,411)	—	—
Total operating expenses	\$ 519	\$ 8,115	\$ 34,981	\$ —	\$ 43,615
Equity in undistributed income of subsidiaries	4,601	—	—	(4,601)	—
Income (loss) from continuing operations before income taxes	15,902	2,483	24,542	(18,101)	24,826
Provision (benefit) for income taxes	(1,340)	537	8,243	—	7,440
Income (loss) from continuing operations	\$ 17,242	\$ 1,946	\$ 16,299	\$ (18,101)	\$ 17,386
Loss from discontinued operations, net of taxes	—	—	(54)	—	(54)
Net income (loss) before attribution of noncontrolling interests	\$ 17,242	\$ 1,946	\$ 16,245	\$ (18,101)	\$ 17,332
Noncontrolling interests	—	9	81	—	90
Net income (loss)	\$ 17,242	\$ 1,937	\$ 16,164	\$ (18,101)	\$ 17,242
Comprehensive income					
Other comprehensive income (loss)	\$ (6,128)	\$ (125)	\$ (6,367)	\$ 6,492	\$ (6,128)
Comprehensive income	\$ 11,114	\$ 1,812	\$ 9,797	\$ (11,609)	\$ 11,114

Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income

In millions of dollars	Year ended December 31, 2014				
	Citigroup parent company	CGMHFI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Revenues					
Dividends from subsidiaries	\$ 8,500	\$ —	\$ —	\$ (8,900)	\$ —
Interest revenue	12	4,210	57,461	—	61,683
Interest revenue—intercompany	3,109	144	(3,253)	—	—
Interest expense	5,055	1,010	7,625	—	13,690
Interest expense—intercompany	(618)	1,258	(640)	—	—
Net interest revenue	\$ (1,316)	\$ 2,086	\$ 47,223	\$ —	\$ 47,993
Commissions and fees	\$ —	\$ 5,185	\$ 7,847	\$ —	\$ 13,032
Commissions and fees—intercompany	—	95	(95)	—	—
Principal transactions	13	(1,115)	7,800	—	6,698
Principal transactions—intercompany	(672)	3,822	(3,150)	—	—
Other income	1,037	425	8,034	—	9,496
Other income—intercompany	(131)	1,206	(1,075)	—	—
Total non-interest revenues	\$ 247	\$ 9,618	\$ 19,361	\$ —	\$ 29,226
Total revenues, net of interest expense	\$ 7,831	\$ 11,704	\$ 66,584	\$ (8,900)	\$ 77,219
Provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ —	\$ —	\$ 7,467	\$ —	\$ 7,467
Operating expenses					
Compensation and benefits	\$ 158	\$ 5,156	\$ 18,645	\$ —	\$ 23,959
Compensation and benefits—intercompany	38	—	(38)	—	—
Other operating	1,572	6,082	23,438	—	31,092
Other operating—intercompany	212	1,651	(1,863)	—	—
Total operating expenses	\$ 1,980	\$ 12,889	\$ 40,182	\$ —	\$ 55,051
Equity in undistributed income of subsidiaries	816	—	—	(816)	—
Income (loss) from continuing operations before income taxes	6,667	(1,185)	18,935	(9,716)	14,701
Provision (benefit) for income taxes	(643)	600	7,240	—	7,197
Income (loss) from continuing operations	\$ 7,310	\$ (1,785)	\$ 11,695	\$ (9,716)	\$ 7,504
Loss from discontinued operations, net of taxes	—	—	(2)	—	(2)
Net income (loss) before attribution of noncontrolling interests	\$ 7,310	\$ (1,785)	\$ 11,693	\$ (9,716)	\$ 7,502
Noncontrolling interests	—	8	184	—	192
Net income (loss)	\$ 7,310	\$ (1,793)	\$ 11,509	\$ (9,716)	\$ 7,310
Comprehensive income					
Other comprehensive income (loss)	\$ (4,083)	\$ 194	\$ (4,760)	\$ 4,566	\$ (4,083)
Comprehensive income	\$ 3,227	\$ (1,599)	\$ 6,749	\$ (5,150)	\$ 3,227

Condensed Consolidating Balance Sheet

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2016				
	Citigroup parent company	CGMH	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Assets					
Cash and due from banks	\$ —	\$ 870	\$ 22,173	\$ —	\$ 23,043
Cash and due from banks—intercompany	142	3,820	(3,962)	—	—
Federal funds sold and resale agreements	—	196,236	40,577	—	236,813
Federal funds sold and resale agreements—intercompany	—	12,270	(12,270)	—	—
Trading account assets	6	121,484	122,435	—	243,925
Trading account assets—intercompany	1,173	907	(2,080)	—	—
Investments	173	335	352,796	—	353,304
Loans, net of unearned income	—	575	623,794	—	624,369
Loans, net of unearned income—intercompany	—	—	—	—	—
Allowance for loan losses	—	—	(12,060)	—	(12,060)
Total loans, net	\$ —	\$ 575	\$ 611,734	\$ —	\$ 612,309
Advances to subsidiaries	\$ 143,154	\$ —	\$ (143,154)	\$ —	\$ —
Investments in subsidiaries	226,279	—	—	(226,279)	—
Other assets ⁽¹⁾	23,734	46,095	252,854	—	322,683
Other assets—intercompany	27,845	38,207	(66,052)	—	—
Total assets	\$ 422,506	\$ 420,799	\$ 1,175,051	\$ (226,279)	\$ 1,792,077
Liabilities and equity					
Deposits	\$ —	\$ —	\$ 929,406	\$ —	\$ 929,406
Deposits—intercompany	—	—	—	—	—
Federal funds purchased and securities loaned or sold	—	122,320	19,501	—	141,821
Federal funds purchased and securities loaned or sold—intercompany	—	25,417	(25,417)	—	—
Trading account liabilities	—	87,714	51,331	—	139,045
Trading account liabilities—intercompany	1,006	868	(1,874)	—	—
Short-term borrowings	—	1,356	29,345	—	30,701
Short-term borrowings—intercompany	—	35,596	(35,596)	—	—
Long-term debt	147,333	8,128	50,717	—	206,178
Long-term debt—intercompany	—	41,287	(41,287)	—	—
Advances from subsidiaries	41,258	—	(41,258)	—	—
Other liabilities	3,466	57,430	57,887	—	118,783
Other liabilities—intercompany	4,323	7,894	(12,217)	—	—
Stockholders' equity	225,120	32,789	194,513	(226,279)	226,143
Total liabilities and equity	\$ 422,506	\$ 420,799	\$ 1,175,051	\$ (226,279)	\$ 1,792,077

(1) Other assets for Citigroup parent company at December 31, 2016 included \$30.7 billion of placements to Citibank and its branches, of which \$6.8 billion had a remaining term of less than 30 days.

Condensed Consolidating Balance Sheet

In millions of dollars	December 31, 2015				
	Citigroup parent company	CGMH	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Assets					
Cash and due from banks	\$ —	\$ 592	\$ 20,308	\$ —	\$ 20,900
Cash and due from banks—intercompany	124	1,403	(1,527)	—	—
Federal funds sold and resale agreements	—	178,178	41,497	—	219,675
Federal funds sold and resale agreements—intercompany	—	15,035	(15,035)	—	—
Trading account assets	—	124,731	116,484	—	241,215
Trading account assets—intercompany	1,032	1,765	(2,797)	—	—
Investments	484	402	342,069	—	342,955
Loans, net of unearned income	—	1,068	616,549	—	617,617
Loans, net of unearned income—intercompany	—	—	—	—	—
Allowance for loan losses	—	(3)	(12,623)	—	(12,626)
Total loans, net	\$ —	\$ 1,065	\$ 603,926	\$ —	\$ 604,991
Advances to subsidiaries	\$ 104,405	\$ —	\$ (104,405)	\$ —	\$ —
Investments in subsidiaries	221,362	—	—	(221,362)	—
Other assets ⁽¹⁾	25,819	36,860	238,795	—	301,474
Other assets—intercompany	58,199	30,737	(88,936)	—	—
Total assets	\$ 411,425	\$ 390,768	\$ 1,150,379	\$ (221,362)	\$ 1,731,210
Liabilities and equity					
Deposits	\$ —	\$ —	\$ 907,887	\$ —	\$ 907,887
Deposits—intercompany	—	—	—	—	—
Federal funds purchased and securities loaned or sold	—	122,459	24,037	—	146,496
Federal funds purchased and securities loaned or sold—intercompany	185	22,042	(22,227)	—	—
Trading account liabilities	—	62,386	55,126	—	117,512
Trading account liabilities—intercompany	1,036	2,045	(3,081)	—	—
Short-term borrowings	146	188	20,745	—	21,079
Short-term borrowings—intercompany	—	34,916	(34,916)	—	—
Long-term debt	141,914	2,530	56,831	—	201,275
Long-term debt—intercompany	—	51,171	(51,171)	—	—
Advances from subsidiaries	36,453	—	(36,453)	—	—
Other liabilities	3,560	55,482	54,837	—	113,869
Other liabilities—intercompany	6,274	10,967	(17,241)	—	—
Stockholders' equity	221,857	26,582	196,015	(221,362)	223,092
Total liabilities and equity	\$ 411,425	\$ 390,768	\$ 1,150,379	\$ (221,362)	\$ 1,731,210

(1) Other assets for Citigroup parent company at December 31, 2015 included \$42.7 billion of placements to Citibank and its branches, of which \$33.9 billion had a remaining term of less than 30 days.

Condensed Consolidating Statement of Cash Flows

	Year ended December 31, 2016				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
<i>In millions of dollars</i>					
Net cash provided by operating activities of continuing operations	\$ 12,777	\$ 20,662	\$ 20,493	\$ —	\$ 53,932
Cash flows from investing activities of continuing operations					
Purchases of investments	\$ —	\$ (4)	\$ (211,398)	\$ —	\$ (211,402)
Proceeds from sales of investments	3,024	—	129,159	—	132,183
Proceeds from maturities of investments	234	—	65,291	—	65,525
Change in deposits with banks	—	(3,643)	(21,668)	—	(25,311)
Change in loans	—	—	(39,761)	—	(39,761)
Proceeds from sales and securitizations of loans	—	—	18,140	—	18,140
Proceeds from significant disposals	—	—	265	—	265
Change in federal funds sold and resales	—	(15,293)	(1,845)	—	(17,138)
Changes in investments and advances—intercompany	(18,083)	(5,574)	23,657	—	—
Other investing activities	—	—	(2,089)	—	(2,089)
Net cash used in investing activities of continuing operations	\$ (14,825)	\$ (24,514)	\$ (40,249)	\$ —	\$ (79,588)
Cash flows from financing activities of continuing operations					
Dividends paid	\$ (2,287)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (2,287)
Issuance of preferred stock	2,498	—	—	—	2,498
Treasury stock acquired	(9,290)	—	—	—	(9,290)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt, net	7,005	5,916	(4,575)	—	8,346
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—intercompany, net	—	(9,453)	9,453	—	—
Change in deposits	—	—	24,394	—	24,394
Change in federal funds purchased and repos	—	3,236	(7,911)	—	(4,675)
Change in short-term borrowings	(164)	1,168	8,618	—	9,622
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	4,620	680	(5,300)	—	—
Capital contributions from parent	—	5,000	(5,000)	—	—
Other financing activities	(316)	—	—	—	(316)
Net cash provided by financing activities of continuing operations	\$ 2,066	\$ 6,547	\$ 19,679	\$ —	\$ 28,292
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	\$ —	\$ —	\$ (493)	\$ —	\$ (493)
Change in cash and due from banks	\$ 18	\$ 2,695	\$ (570)	\$ —	\$ 2,143
Cash and due from banks at beginning of period	124	1,995	18,781	—	20,900
Cash and due from banks at end of period	\$ 142	\$ 4,690	\$ 18,211	\$ —	\$ 23,043
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations					
Cash paid during the year for income taxes	\$ 351	\$ 92	\$ 3,916	\$ —	\$ 4,359
Cash paid during the year for interest	4,397	3,115	4,555	—	12,067
Non-cash investing activities					
Transfers to loans HFS from loans	—	—	13,900	—	13,900
Transfers to OREO and other repossessed assets	—	—	165	—	165

Condensed Consolidating Statement of Cash Flows

In millions of dollars	Year ended December 31, 2015				
	Citigroup parent company	CGMH	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ 27,825	\$ 12,336	\$ (424)	\$ —	\$ 39,737
Cash flows from investing activities of continuing operations					
Purchases of investments	\$ —	\$ (4)	\$ (242,358)	\$ —	\$ (242,362)
Proceeds from sales of investments	—	53	141,417	—	141,470
Proceeds from maturities of investments	237	—	81,810	—	82,047
Change in deposits with banks	—	(8,414)	23,902	—	15,488
Change in loans	—	—	1,353	—	1,353
Proceeds from sales and securitizations of loans	—	—	9,610	—	9,610
Proceeds from significant disposals	—	—	5,932	—	5,932
Payments due to transfers of net liabilities associated with significant disposals	—	—	(18,929)	—	(18,929)
Change in federal funds sold and resales	—	8,037	14,858	—	22,895
Changes in investments and advances—intercompany	(35,548)	1,044	34,504	—	—
Other investing activities	3	(101)	(2,523)	—	(2,621)
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ (35,308)	\$ 615	\$ 49,576	\$ —	\$ 14,883
Cash flows from financing activities of continuing operations					
Dividends paid	\$ (1,253)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (1,253)
Issuance of preferred stock	6,227	—	—	—	6,227
Treasury stock acquired	(5,452)	—	—	—	(5,452)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt, net	127	(139)	(8,212)	—	(8,224)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—intercompany, net	—	12,557	(12,557)	—	—
Change in deposits	—	—	8,555	—	8,555
Change in federal funds purchased and repos	—	(27,442)	500	—	(26,942)
Change in short-term borrowings	(845)	(1,737)	(34,674)	—	(37,256)
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	9,106	4,054	(13,160)	—	—
Capital contributions from parent	—	—	—	—	—
Other financing activities	(428)	—	—	—	(428)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ 7,482	\$ (12,707)	\$ (59,548)	\$ —	\$ (64,773)
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	\$ —	\$ —	\$ (1,055)	\$ —	\$ (1,055)
Change in cash and due from banks	\$ (1)	\$ 244	\$ (11,451)	\$ —	\$ (11,208)
Cash and due from banks at beginning of period	125	1,751	30,232	—	32,108
Cash and due from banks at end of period	\$ 124	\$ 1,995	\$ 18,781	\$ —	\$ 20,900
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations					
Cash paid during the year for income taxes	\$ 111	\$ 175	\$ 4,692	\$ —	\$ 4,978
Cash paid during the year for interest	4,916	2,346	4,769	—	12,031

Non-cash investing activities									
Decrease in net loans associated with significant disposals reclassified to HFS	\$	—	\$	—	\$	(9,063)	\$	—	\$ (9,063)
Decrease in investments associated with significant disposals reclassified to HFS		—		—		(1,402)		—	(1,402)
Decrease in goodwill and intangible assets associated with significant disposals reclassified to HFS		—		—		(223)		—	(223)
Decrease in deposits with banks with significant disposals reclassified to HFS		—		—		(404)		—	(404)
Transfers to loans held-for-sale from loans		—		—		28,600		—	28,600
Transfers to OREO and other repossessed assets		—		—		276		—	276
Non-cash financing activities									
Decrease in long-term debt associated with significant disposals reclassified to HFS	\$	—	\$	—	\$	(4,673)	\$	—	\$ (4,673)
300									

Condensed Consolidating Statements of Cash Flows

In millions of dollars	Year ended December 31, 2014				
	Citigroup parent company	CGMH	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ 5,940	\$ (10,915)	\$ 51,318	\$ —	\$ 46,343
Cash flows from investing activities of continuing operations					
Purchases of investments	\$ —	\$ (188)	\$ (258,804)	\$ —	\$ (258,992)
Proceeds from sales of investments	41	42	135,741	—	135,824
Proceeds from maturities of investments	155	—	93,962	—	94,117
Change in deposits with banks	—	4,183	36,733	—	40,916
Change in loans	—	—	1,170	—	1,170
Proceeds from sales and securitizations of loans	—	—	4,752	—	4,752
Change in federal funds sold and resales	—	8,832	5,635	—	14,467
Proceeds from significant disposals	—	—	346	—	346
Payments due to transfers of net liabilities associated with significant disposals	—	—	(1,255)	—	(1,255)
Changes in investments and advances—intercompany	(7,986)	3,549	4,437	—	—
Other investing activities	5	(72)	(2,696)	—	(2,763)
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ (7,785)	\$ 16,346	\$ 20,021	\$ —	\$ 28,582
Cash flows from financing activities of continuing operations					
Dividends paid	\$ (633)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (633)
Issuance of preferred stock	3,699	—	—	—	3,699
Redemption of preferred stock	—	—	—	—	—
Treasury stock acquired	(1,232)	—	—	—	(1,232)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt, net	(3,636)	(634)	12,183	—	7,913
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—intercompany, net	—	1,131	(1,131)	—	—
Change in deposits	—	—	(48,336)	—	(48,336)
Change in federal funds purchased and repos	—	(15,268)	(14,806)	—	(30,074)
Change in short-term borrowings	749	143	(1,991)	—	(1,099)
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	3,297	1,212	(4,509)	—	—
Capital contributions from parent	—	8,500	(8,500)	—	—
Other financing activities	(507)	—	(1)	—	(508)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ 1,737	\$ (4,916)	\$ (67,091)	\$ —	\$ (70,270)
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	\$ —	\$ —	\$ (2,432)	\$ —	\$ (2,432)
Discontinued operations					
Net cash used in discontinued operations	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Change in cash and due from banks	\$ (108)	\$ 515	\$ 1,816	\$ —	\$ 2,223
Cash and due from banks at beginning of period	233	1,216	28,416	—	29,885
Cash and due from banks at end of period	\$ 125	\$ 1,731	\$ 30,232	\$ —	\$ 32,108
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations					
Cash paid during the year for income taxes	\$ 235	\$ 353	\$ 4,044	\$ —	\$ 4,632
Cash paid during the year for interest	5,632	2,298	6,071	—	14,001

Non-cash investing activities							
Change in loans due to consolidation/deconsolidation of VIEs	\$	—	\$	—	\$	(374)	\$ — (374)
Transfers to loans held-for-sale from loans	—	—	—	—	15,100	—	15,100
Transfers to OREO and other repossessed assets	—	—	—	—	321	—	321
Non-cash financing activities							
Decrease in deposits associated with reclassifications to HFS	\$	—	\$	—	\$	(20,605)	\$ — (20,605)
Increase in short-term borrowings due to consolidation of VIEs	—	—	—	—	500	—	500
Decrease in long-term debt due to deconsolidation of VIEs	—	—	—	—	(864)	—	(864)

29. SUBSEQUENT EVENT

In January 2017, Citi signed agreements to effectively exit its U.S. mortgage servicing operations by the end of 2018 and intensify its focus on loan originations. Citi entered into an agreement to sell mortgage servicing rights and related servicing on approximately 780,000 Fannie Mae and Freddie Mac held loans with outstanding balances of approximately \$97 billion. In addition, Citi entered into a subservicing agreement for its remaining Citi-owned loans and certain other mortgage servicing rights. As part of the transactions, Citi will transfer certain employees along with the mortgage servicing rights. These transactions are expected to negatively impact Citi's pre-tax earnings by approximately \$400 million, including a loss on sale and certain related transaction costs, in the first quarter of 2017. When Citi completes the servicing rights sale to the buyer in 2017, Citi's mortgage servicing rights asset is expected to decline by approximately \$1 billion.

Citi's mortgage servicing operations and related mortgage servicing assets were not considered held-for-sale as of December 31, 2016. As of that date, there were no approved purchase agreements and negotiations were still underway. As such, the assets and liabilities included in the sale were measured on a held and used basis, and no impairment was deemed to exist as of the balance sheet date.

30. SELECTED QUARTERLY FINANCIAL DATA (UNAUDITED)

<i>In millions of dollars, except per share amounts</i>	2016				2015			
	Fourth	Third	Second	First	Fourth	Third	Second	First
Revenues, net of interest expense	\$ 17,012	\$ 17,760	\$ 17,548	\$ 17,555	\$ 18,456	\$ 18,692	\$ 19,470	\$ 19,736
Operating expenses	10,120	10,404	10,369	10,523	11,134	10,669	10,928	10,884
Provisions for credit losses and for benefits and claims	1,792	1,736	1,409	2,045	2,514	1,836	1,648	1,915
Income from continuing operations before income taxes	\$ 5,100	\$ 5,620	\$ 5,770	\$ 4,987	\$ 4,808	\$ 6,187	\$ 6,894	\$ 6,937
Income taxes	1,549	1,733	1,723	1,479	1,403	1,881	2,036	2,120
Income from continuing operations	\$ 3,551	\$ 3,887	\$ 4,047	\$ 3,508	\$ 3,405	\$ 4,306	\$ 4,858	\$ 4,817
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	(3)	(30)	(23)	(2)	(45)	(10)	6	(5)
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 3,588	\$ 3,857	\$ 4,024	\$ 3,506	\$ 3,360	\$ 4,296	\$ 4,864	\$ 4,812
Noncontrolling interests	15	17	26	5	25	5	18	42
CBigroup's net income	\$ 3,573	\$ 3,840	\$ 3,998	\$ 3,501	\$ 3,335	\$ 4,291	\$ 4,846	\$ 4,770
Earnings per share⁽¹⁾								
Basic								
Income from continuing operations	\$ 1.14	\$ 1.25	\$ 1.25	\$ 1.11	\$ 1.04	\$ 1.36	\$ 1.51	\$ 1.51
Net income	1.14	1.24	1.24	1.10	1.02	1.36	1.52	1.51
Diluted								
Income from continuing operations	1.14	1.25	1.25	1.11	1.03	1.36	1.51	1.51
Net income	1.14	1.24	1.24	1.10	1.02	1.35	1.51	1.51
Common stock price per share								
High	61.99	47.90	47.33	51.13	55.87	60.34	57.39	54.26
Low	47.93	40.78	38.48	34.98	49.88	49.00	51.52	46.95
Close	59.43	47.23	42.39	41.75	51.75	49.61	55.24	51.52
Dividends per share of common stock	0.16	0.16	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01

This Note to the Consolidated Financial Statements is unaudited due to the Company's individual quarterly results not being subject to an audit.

(1) Due to averaging of shares, quarterly earnings per share may not sum to the totals reported for the full year.

[End of Consolidated Financial Statements and Notes to Consolidated Financial Statements]

MANAGEMENT'S ANNUAL REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

Citi's management is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting. Citi's internal control over financial reporting is designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of its financial reporting and the preparation of financial statements for external reporting purposes in accordance with U.S. generally accepted accounting principles. Citi's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of Citi's assets; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles and that Citi's receipts and expenditures are made only in accordance with authorizations of Citi's management and directors; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of Citi's assets that could have a material effect on its financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect all misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate. In addition, given Citi's large size, complex operations and global footprint, lapses or deficiencies in internal controls may occur from time to time.

Citi's management assessed the effectiveness of Citigroup's internal control over financial reporting as of December 31, 2016 based on the criteria set forth by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in *Internal Control-Integrated Framework (2013)*. Based on this assessment, management believes that, as of December 31, 2016, Citi's internal control over financial reporting was effective. In addition, there were no changes in Citi's internal control over financial reporting during the fiscal quarter ended December 31, 2016 that materially affected, or are reasonably likely to materially affect, Citi's internal control over financial reporting.

The effectiveness of Citi's internal control over financial reporting as of December 31, 2016 has been audited by KPMG LLP, Citi's independent registered public accounting firm, as stated in their report below, which expressed an unqualified opinion on the effectiveness of Citi's internal control over financial reporting as of December 31, 2016.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記をご参照ください。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記29をご参照ください。

(2) 四半期財務データ(未監査)

(累計期間)

2016年度

	第1四半期 (2016年1月1日 から 2016年3月31日)	第2四半期 (2016年1月1日 から 2016年6月30日)	第3四半期 (2016年1月1日 から 2016年9月30日)	第4四半期 (2016年1月1日 から 2016年12月31日)
(単位:百万ドル(百万円)、 1株当たり金額を除きます。)				
支払利息控除後収益	\$17,555 (¥1,900,855)	\$35,103 (¥3,800,953)	\$52,863 (¥5,724,006)	\$69,875 (¥7,566,065)
営業費用	10,523 (1,139,430)	20,892 (2,262,186)	31,296 (3,388,731)	41,416 (4,484,524)
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する 引当	2,045 (221,433)	3,454 (373,999)	5,190 (561,973)	6,982 (756,011)
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$4,987 (¥539,992)	\$10,757 (¥1,164,768)	\$16,377 (¥1,773,302)	\$21,477 (¥2,325,530)
法人税等	1,479 (160,146)	3,202 (346,713)	4,935 (534,362)	6,444 (697,756)
継続事業からの利益	\$3,508 (¥379,846)	\$7,555 (¥818,055)	\$11,442 (¥1,238,940)	\$15,033 (¥1,627,773)
非継続事業からの利益(損失)(税引後)	(2) ((217))	(25) ((2,707))	(55) ((5,955))	(58) ((6,280))
非支配持分控除前当期利益	\$3,506 (¥379,630)	\$7,530 (¥815,348)	\$11,387 (¥1,232,984)	\$14,975 (¥1,621,493)
非支配持分	5 (541)	31 (3,357)	48 (5,197)	63 (6,822)
シティグループに帰属する当期利益	\$3,501 (¥379,088)	\$7,499 (¥811,992)	\$11,339 (¥1,227,787)	\$14,912 (¥1,614,671)
1株当たり利益 ⁽¹⁾				
基本				
継続事業からの利益	\$1.11 (¥120)	\$2.36 (¥256)	\$3.60 (¥390)	\$4.74 (¥513)
当期利益	1.10 (119)	2.35 (254)	3.58 (388)	4.72 (511)
希薄化後				
継続事業からの利益	1.11 (120)	2.36 (256)	3.60 (390)	4.74 (513)
当期利益	1.10 (119)	2.35 (254)	3.58 (388)	4.72 (511)

(会計期間)

2016年度

	第1四半期 (2016年1月1日 から 2016年3月31日)	第2四半期 (2016年4月1日 から 2016年6月30日)	第3四半期 (2016年7月1日 から 2016年9月30日)	第4四半期 (2016年10月1日 から 2016年12月31日)
(単位:ドル(\$))				
1株当たり利益 ⁽¹⁾				
基本				
継続事業からの利益	\$1.11 (¥120)	\$1.25 (¥135)	\$1.25 (¥135)	\$1.14 (¥123)
当期利益	1.10 (119)	1.24 (134)	1.24 (134)	1.14 (123)
希薄化後				
継続事業からの利益	1.11 (120)	1.25 (135)	1.25 (135)	1.14 (123)
当期利益	1.10 (119)	1.24 (134)	1.24 (134)	1.14 (123)

(1) 株式数を平均化しているため、四半期ごとの1株当たり利益の合計が、該当する事業年度の報告額に一致しない場合があります。

(3) 訴訟手続

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。

4 【日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の連結財務諸表は米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「US GAAP」といいます。）に準拠して作成されています。したがって、日本で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成される連結財務諸表とは相違があります。主な相違点は次のとおりです。

(1) のれんおよびその他の無形資産

US GAAPでは、会計基準編纂書（Accounting Standards Codification）（以下「ASC」といいます。）350「無形資産 のれんおよびその他」に従い、のれんおよび耐用年数が確定できないその他の無形資産については償却せず、減損を検討することが要求されます。減損の検討は、少なくとも年に一度あるいは減損の兆候を示す事象もしくは状況の変化が生じた場合にはより頻繁に実施されます。

日本においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって定期的に償却されます。なお、のれんは日本の企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても当該基準に従った減損の検討を行うことが求められています。

(2) 変動持分事業体の連結

US GAAPでは、ASC 810において、主たる受益者による変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の連結に関する実務指針が定められています。VIEとは、その構造により、他社からの追加的な劣後財務支援がなければその事業体の活動の資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない法人、あるいは、その事業体に対する持分投資家が、議決権を通じてその会社の事業について重要な意思決定をすることができないか、予想損失を吸収する義務または残余収益を受け取る権利がない法人のいずれかをいいます。ASC 810は、主たる受益者が、VIEの経済的成果に対して最も重要な影響を及ぼすVIEの活動に対し指示する権限を有し、かつ、VIEにおける持分を通じて当該VIEにとって潜在的に重要となり得る損失を吸収する義務および便益を享受する権利の双方を有する場合に、VIEを連結することを求めています。

日本においては、企業が他の会社を連結財務諸表に含めるべきか否かを判断する基本条件は、企業が他の会社の議決権の過半数を取得することにより支配権を有しているかどうかになります。さらに、他の会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、かかる他の会社の重要な財務方針および経営方針の決定を支配する契約があるなど、他の会社の意思決定機関を支配している事実が認められる場合は、当該他の会社を連結しなければなりません。なお、特別目的会社に対しては例外規定が存在し、一定の条件が満たされれば、連結対象とならない場合もあります。また、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準および影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」により、企業が投資事業組合に対する支配または影響に関する一定の要件を満たした場合、当該投資事業組合を連結することが求められています。ただし、ASC 810のようなVIEの連結に関する会計基準はありません。

(3) 非継続事業

US GAAPでは、ASC 205「財務諸表の表示」により、会社は、事業の処分取引の結果として会社の継続事業から事業の利益およびキャッシュ・フローが控除され、会社がその事業の経営およびキャッシュ・フローに重要な継続的関与がない場合に、処分ないし売却目的保有に分類した非継続事業の経営成績について、報告することが求められています。

非継続事業の経営成績は、当期および過年度の損益計算書上非継続事業の項目として、適用される法人所得税等（便益）控除後の非継続事業からの利益を、特別項目および該当ある場合には会計方針の変更による累積的影響額の前に個別の項目として報告することが求められています。売却目的保有に分類した非継続事業の資産および負債は、それぞれ、財政状態計算書の資産および負債の項に個別に表示しなくてはなりません。比較目的で表示されている過年度の金額は、遡及修正することが求められています。

日本においては、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の表示について定義されていません。売却目的保有に分類した事業および非継続事業の売却損益は、一般に特別損益として開示され、特別損益は、税引前の経常損益と課税等との間に税引前の金額で表示されますが、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の損益は継続事業の損益から分離して表示されません。

(4) 公正価値による測定

US GAAPでは、ASC 820「公正価値測定および開示」により、公正価値の定義、ならびに公正価値による測定に関する枠組みが構築されるとともに、公正価値による測定に関する開示が強化されています。当該基準において、公正価値は、測定日において資産または負債にとって主要な市場または最も有利な市場における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受領、または負債の移転により支払われるであろう交換価格（出口価格）と定義されています。また、公正価値による測定において、取引費用の調整は行われません。さらに、当該基準は、市場参加者が入手可能な最善の情報に基づいて資産または負債の価格を決定する際に用いる仮定を公正価値による測定に反映することを求めています。その仮定には、価格決定モデルのような特定の評価手法に内在するリスクや価格決定モデルへのインプット値に内在するリスクが含まれることになります。さらに、当該基準は、譲渡制限のない金融商品について市場価格が活発な市場で同一の資産または負債について容易かつ定期的に入手可能である場合、大量保有要因の割引を認識することを禁止しています。

日本においては、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」で、時価を市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場（以下「市場価格」といいます。）に基づく公正な評価額と定義しています。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とするとされています。

「金融商品会計に関する実務指針」で求められるように、非上場デリバティブ取引のうち類似する取引に気配値のないものについては、原則として将来キャッシュ・フローの割引現在価値またはオプション価格決定モデルを用いて評価されます。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引は、取得価額をもって貸借対照表価額とされます。日本においては、大量に保有している金融商品の割引に関する包括的な会計基準は定められていません。

(5) 公正価値オプション

US GAAPでは、ASC 825「金融商品」（以下「ASC 825」といいます。）により、公正価値での測定が別段要求されていない一定の認識済の金融資産および金融負債について、公正価値による測定を選択すること（「公正価値オプション」と称されます。）が認められています。公正価値オプションを選択した項目のその後の未実現損益については、損益に計上することが求められています。当該基準では、資産もしくは負債の当初認識時または確定契約の締結時に適格な商品について、商品ごとに当該公正価値オプションの選択適用が認められていますが、その後は、その選択を取り消すことはできません。ASC 825は、従来、ヘッジ対象の資産および負債を公正価値以外の方法で測定するよう求められていたにもかかわらず、関連する経済的ヘッジを公正価値で計上していたことにより生じていた損益の変動を軽減することを可能にしています。なお、US GAAPでは、事業体が金融商品に関する公正価値オプションに従って負債を公正価値で測定することを選択している場合に、負債の公正価値の変動合計のうち、当該商品に固有の信用リスクの変動から生じる部分をその他包括利益に別途表示することが求められます。

日本においては、金融資産および金融負債のための公正価値オプションに関して包括的な会計基準は定められていません。

(6) ヘッジ会計

US GAAPでは、デリバティブ取引により資産、負債あるいは確定契約の公正価値をヘッジする公正価値ヘッジについては、ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に従い、デリバティブ取引の公正価値の変動はヘッジ対象項目の公正価値の変動とともにその他収益に反映されます。変動金利資産・負債あるいは予定取引に関連するキャッシュ・フローの変化をデリバティブ取引によりヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジについては、その会計処理はヘッジの有効性によって異なります。これらのデリバティブ取引がヘッジ対象キャッシュ・フローの変化を相殺するのに有効な部分について、デリバティブ取引の公正価値の変動は当期利益に含めず、その他包括利益に計上されるとともにその他包括利益累計額の構成要素として貸借対照表に反映され、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす場合に損益計算書上で認識されます。キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分は即時に損益として認識されます。

日本においては、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ手段の公正価値変動から生じる損益は、公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジの両方について、税効果控除後、資本として直接認識され、それらはヘッジ対象項目からの損益が当期利益として認識される場合は、同時に当期利益として認識されます。ヘッジ関係が全体的に有効とされた場合は、ヘッジ手段に生じた損益のうち非有効となった部分についても、税効果控除後、資本として認識することができます。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を損益として認識することができます。

(7) 一時的でない減損

US GAAPでは、ASC 320「投資－債務および持分証券」により、事業体に売却の意思のある負債証券またはその価値が償却原価まで回復する前に売却する可能性が50パーセント超である負債証券がある場合に、事業体が当該負債証券の一時的ではない減損損失を損益に認識することが求められています。一方で、事業体に売却の意思がなく、また当該負債証券の価値が回復する前に売却を求められる可能性が50パーセントより低い場合は、かかる基準は、回収される予想キャッシュ・フローを評価して信用損失が存在するかを判断し、当該証券の一時的でない減損の信用リスク要素を損益として認識し、信用リスク以外の要素をその他包括利益として認識するよう求めています。

日本においては、減損を信用リスク要素と信用リスク以外の要素に区分することはなく、信用リスク以外の要素も含めてすべて損失として認識されます。

(8) 確定給付型年金

US GAAPでは、ASC 715「報酬－退職給付」（以下「ASC 715」といいます。）に従い、勤務費用、利息費用、年金資産の期待収益、過去勤務債務の償却およびその他の調整から構成される年金費用が計上されます。数理計算上の純損益が期首時点での予測給付債務（以下「PB0」といいます。）または年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10パーセントを超えた場合（「コリドール・アプローチ」と称されます。）、数理計算上の差異および過去勤務債務の未認識損益を償却し、年金費用に含めることが求められます。利益から差し引かれる純年金費用と実際の拠出額との差異は、未払または前払年金費用として計上されます。

また、年金資産とPB0の差額は、資産または負債として貸借対照表に計上され、当期の純年金費用として認識されていない未認識損益は、税効果控除後の金額でその他包括利益累計額の1項目として計上されます。その他包括利益累計額に計上された年金資産とPB0の差額は、その後償却により純年金費用への計上を通じて、その他包括利益累計額から振り替えられます。

日本においては、ASBJの企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従い、確定給付型退職給付制度について、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に認識されています。損益に認識されていない過去勤務費用および数理計算上の差異のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他包括利益累計額に含まれます。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期利益を構成します。

(9) 年金以外の退職後給付

US GAAPでは、ASC 715により、従業員の予想在職期間にわたり生じる退職後給付に関連する費用については、当該費用の発生時に計上するのではなく発生主義により認識することが求められています。さらに、税効果控除後の現在の純給付費用として認識されていない未認識損益は、その他包括利益累計額の1項目として計上することとされています。

日本においては、退職後給付制度に関しては、そのような制度自体が一般的でなく、したがって、特定の会計基準は存在せず、実務上かかる費用は発生した時点で費用計上されています。

(10) 法人所得税の不確実性に関する会計処理

US GAAPでは、ASC 740「法人所得税」により、法人所得税申告書上で採用された、または採用することが予想される不確実な税務ポジションの認識および測定について定めています。当該基準に基づき、税務ポジションが財務諸表に及ぼす影響は、当該ポジションが関連する税務当局による調査において50パーセント超の可能性で認められると予想される場合に認識されます。当該基準はまた、認識の中止、分類、利息および罰金、期中会計期間における会計処理、ならびに不確実な財務ポジションの開示に関する指針を示しています。

日本においては、不確実な税務ポジションに関する会計基準は定められていません。

(11) 保証

US GAAPでは、ASC 460「保証」により、債務保証の当初測定ではかかる保証の開始時の公正価値で行うよう求められています。当該基準はまた、保証提供者の財務諸表において、保証の性質および金額について情報開示することを求めています。

日本においては、保証は、金融資産または金融負債の消滅の認識により生じるものを除き、公正価値では計上されません。かかる保証はその内容について財務諸表に注記することが求められています。ただし、銀行業における企業会計において信用状残高は「支払承諾」および「支払承諾見返」として貸借対照表に計上されます。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略します。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

当社は、平成28年7月21日に、東京証券取引所に当社の普通株式に関する上場廃止を申請し、同年7月28日に東京証券取引所により上場廃止決定がなされました。当社の普通株式は、かかる上場廃止申請および決定に基づき、平成28年8月29日に、東京証券取引所から上場廃止されました。

1 【日本における株式事務等の概要】

(1) 株式名義書換取扱場所および株主名簿管理人

日本においては、当社の普通株式の名義書換場所または株主名簿管理人は存在しません。

日本における実質株主は、その取得窓口となった日本の証券会社（以下「本邦窓口証券会社」といいます。）との間に外国証券取引口座約款を締結する必要があるため、各実質株主に対する株式事務は、当該実質株主の各本邦窓口証券会社がこれを取り扱います。なお、本邦窓口証券会社との間の外国証券取引口座約款により実質株主の名で外国証券取引口座が開設され、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管および当社株式に係わるその他の取引に関する事項はすべてこの外国証券取引口座により処理されます。ただし、機関投資家で本邦窓口証券会社に証券の保管の委託をしない者は、当該外国証券取引口座約款に代えて外国証券取引約款を本邦窓口証券会社と締結する必要があります。この場合、売買の執行、売買代金の決済および外国証券の取引に係わるその他の支払に関する事項はすべて当該約款の条項に従い処理されます。

当社の普通株式の大部分は、本邦窓口証券会社を代理する米国における保管機関（The Depository Trust & Clearing Corporation）（以下「米国保管機関」といいます。）または米国保管機関により指定された者（以下「指定機関」という。）の名義で当社に登録され、当該株券は米国保管機関に保管されます。各本邦窓口証券会社は自社に外国証券取引口座を持つ全実質株主明細表を作成します。

なお、デラウェア一般会社法によれば、当社は株主名簿記載の株主だけを株主としてみなすことができ、デラウェア州法上別段の定めがある場合を除き、第三者が当社株式その他に関する請求または利益の主張をしても当社はこれを認める義務を負いません。従って、本邦窓口証券会社の外国証券取引口座を通じて当社の株式を保有している実質株主は、配当を受領する権利、議決権等の権利を、米国保管機関または指定機関を通じて行使することとなります。

(2) 株主に対する特典

該当事項はありません。

(3) 株式の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、当社の政策が規定するとおり、当社従業員には当社の報奨制度により発行された株式の譲渡に一定の制限が課せられます。

(4) その他株式事務に関する事項

A 決算期

毎年12月31日

B 年次株主総会

年次株主総会は、毎年、取締役会の定める日に開催します。デラウェア州法に従い、付属定款に定めるところにより、当社は、株主総会において議決権を行使することができる株主を決めるために、当該株主総会開催の10日前から60日前までの日を基準日として定めることができます。

C 基準日

当社からの配当の支払を受けることができる株主は、当該配当の支払について取締役会が定めた基準日現在において株主名簿に記載されている株主であり、本邦窓口証券会社からの配当の支払を受けることのできる実質株主は、日本時間で当該基準日と同一の暦日現在において、当該本邦窓口証券会社が作成した実質株主明細表上の名義人です。

D 株券

任意の株数を表示した株券を発行することができます。

E 株券に関する手数料

日本における当社株式の実質株主は、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある場合があります。米国においては、当社株式の名義書換や当社株券の登録について当社の名義書換代理人または登録機関から手数料を課されることはありません。

F 公告掲載新聞名

日本において公告は行いません。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続】

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

日本における当社の実質株主は、本邦窓口証券会社を通じて米国保管機関または指定機関に指示することにより議決権を行使することができます。ただし、実質株主からの指示がない場合には、当該実質株主の所有する当社の普通株式についての議決権は行使されません。

(2) 配当請求等に関する手続

本邦窓口証券会社は、配当金額、配当支払日等の配当支払に関する通知を当社から受け取った場合、基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に通知します。

配当金は、米国保管機関を経由して各本邦窓口証券会社が一括受領し、外国証券取引口座を通じて基準日現在の実質株主へ交付します。

(3) 株式の移転に関する手続

当社株式の譲渡は株主名簿への記入方式によって行われます。日本においては、実質株主は本邦窓口証券会社の発行した預り証を提示した上でその持株の保管替えまたは売却注文を行うことができます。実質株主と本邦窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によります。

(4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い

(i) 当社の実質株主のうち日本の居住者である個人（以下、本(4)において「個人株主」といいます。）が保有する当社株式のうち普通株式（以下、本(4)において「当社普通株式」といいます。）についての配当および売買損益に係る所得税・地方住民税、個人株主が保有する当社普通株式について相続が開始した場合における相続税、および贈与がなされた場合における贈与税、ならびに(ii) 内国法人である当社の実質株主（以下、本(4)において「法人株主」といいます。）が保有する当社普通株式についての配当および売買損益に係る所得税および法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下のとおりです。ただし、以下の記述は、当社普通株式が租税特別措置法第37条の11第2項の上場株式等（以下「上場株式等」といいます。）に該当することを前提としています。本報告書の日付時点で、当社普通株式はニューヨーク証券取引所とメキシコ証券取引所に上場されていますので、上場株式等に該当します。

なお、以下の記述は、別途明示しない限り本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、適用ある諸法令の改正により変更されることがあります。また、以下の記述は、あくまでも当社普通株式に関する一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあります。課税取扱いの詳細および各投資家における具体的な課税取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されることをお勧めします。

<個人株主>

A 配当

当社普通株式が上場株式等である限り、個人株主が日本における支払の取扱者を通じて当社普通株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国源泉所得税の額（もし、あれば）を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の20パーセント（所得税15パーセントおよび地方住民税5パーセント）に復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントの税率で、源泉徴収（地方住民税については特別徴収）により課税されます（配当金交付時になされるこれらの源泉徴収（地方住民税については特別徴収）を、以下、「支払取扱者源泉徴収」といいます。）。

個人株主が受領した当社普通株式の配当については、日本で累進税率（最高限界税率は、所得税と地方住民税を合計した55パーセントに復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計55.945パーセントです。）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告をしなければなりません。ただし、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当社の発行済株式の総数の3パーセント以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については、当社普通株式が上場株式等である限り、総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得に含めないことができることとされていますので、かかる個人株主が当社普通株式について受領する配当に関しては、総合課税の対象となる配当所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができます。

個人株主は、当社普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下、「配当申告分離課税」といいます。）を選択することができます。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、当該配当所得および上場株式等の譲渡損失のほか、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子、平成28年1月1日以後に償還された特定公社債の償還差損益、および平成28年1月1日以後に譲渡された特定公社債の譲渡損益等も、適用ある法令に定める要件および制限に従って損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができます。他方、個人株主が、当社普通株式について受けた配当金について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当金と譲渡損失との損益通算は認められません。

個人株主が、当社普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20パーセント（所得税15パーセントおよび地方住民税5パーセント）に復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントです。

なお、個人株主が当社普通株式にかかる配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告および配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた当社普通株式の配当に課された米国源泉所得税（もし、あれば）は、適用ある法令に定める要件および制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた当社普通株式の配当の交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収されたまたはされるべき税額は、申告納付すべき所得税の額から控除されます。

B 売買損益

個人株主による当社普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様です。

C 相続税・贈与税

原則として、日本の相続税法所定の要件を充足する個人が、個人株主から、当社普通株式を相続するかもしれないしくは当社普通株式の遺贈を受けるかまたは当社普通株式について贈与を受けた場合には、同法に基づき相続税または贈与税が課されますが、適用ある法令に定める要件および制限に従って、外国で課された相続税または贈与税に相当する税の税額につき外国税額控除が認められる場合があります。

<法人株主>

A 配当

当社普通株式が上場株式等である限り、法人株主（公共法人等を除きます。）が日本における支払の取扱者を通じて当社普通株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に徴収された米国源泉所得税の額（もしあれば）を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の15パーセント（所得税）に復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計15.315パーセントの税率で、源泉徴収により課税されます。法人株主が受け取った当社普通株式の配当の金額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入されます。ただし、法人税の確定申告において、上記に述べた米国源泉所得税（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収される所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件および制限に従って受けることができます。

B 売買損益

法人株主による当社普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当社普通株式の売却に係る譲渡利益額または譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金または損金の額に算入されます。

(5) その他の諸通知

日本における当社株式の実質株主に対して株主総会等に関する通知が行われる場合には、米国保管機関または指定機関に対してなされます。米国保管機関または指定機関はこれを本邦窓口証券会社に送付し、本邦窓口証券会社は、しかる後に所定の方法により基準日現在における実質株主明細表に記載されている実質株主にこれを交付します。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から本書の提出日までの間に、下記の書類を関東財務局長に提出しています。

提出書類	提出日
発行登録書およびその添付書類、発行登録追補書類およびその添付書類 ならびにこれらの訂正発行登録書	
(1) 平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類および添付書類	平成28年1月22日
(2) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年1月27日
(3) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年1月27日
(4) 平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成28年2月4日
(5) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成28年2月5日
(6) 平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成28年2月10日
(7) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年2月19日
(8) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年2月19日
(9) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年5月10日
(10) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年5月10日
(11) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成28年5月24日
(12) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成28年5月24日
(13) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成28年5月26日
(14) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成28年5月26日
(15) 平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成28年5月31日
(16) 平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成28年5月31日
(17) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成28年8月26日
(18) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成28年8月26日
(19) 発行登録書および添付書類（募集）	平成28年8月29日
(20) 発行登録書および添付書類（売出し）	平成28年8月29日
有価証券報告書および添付書類ならびに確認書	平成28年5月24日
内部統制報告書およびその添付書類	平成28年5月24日

四半期報告書および確認書

- | | | |
|-----|------------------------|--------------|
| (1) | 2016年度第 1 四半期報告書および確認書 | 平成28年 5 月26日 |
| (2) | 2016年度第 2 四半期報告書および確認書 | 平成28年 8 月26日 |

臨時報告書および臨時報告書の訂正報告書

- | | | |
|-----|--|--------------|
| (1) | 臨時報告書
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項および同条第 2 項第 1 号の規定に基づき提出) | 平成28年 2 月19日 |
| (2) | 臨時報告書
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項および同条第 2 項第 1 号の規定に基づき提出) | 平成28年 5 月10日 |
| (3) | 臨時報告書
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項および同条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき提出) | 平成28年 5 月10日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

(A) シティグループ・インク 2017年6月21日満期 円建 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債

本社債は、2016年3月21日以降の連動利息期間に適用される利率および満期償還価額が日経平均株価およびS&P500の値により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とします。

(B) シティグループ・インク 2017年8月18日満期 円建 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債

本社債は、2016年5月18日以降の連動利息期間に適用される利率および満期償還価額が日経平均株価およびS&P500の値により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とします。

(2) 内容

日経平均株価とは、東京証券取引所第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、日経平均株価の知的財産権を所有する株式会社日本経済新聞社が算出・公表しているものをいいます。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（以下「S&P DJI」といいます。）指数委員会（S&P DJIの経済専門家および株価アナリストによるチーム）により管理されています。S&P500は、米国株式市場およびかかる市場を通じて米国経済を反映するように設計されています。S&P500は米国株式市場の中でも大型株に焦点を合わせていますが、その時価総額は米国株式市場のかなりの部分を占めているため、かかる市場の全体の動きを表す指標です。S&P500に含まれている企業は主要セクターの大手企業とみなされています。

2 【当該指数等の推移】

日経平均株価の終値の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近 5 事業年度の 年度別最高・最低 値	年度	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年			
	最高	10,395.18		16,291.31		17,935.64		20,868.03		19,494.53			
	最低	8,295.63		10,486.99		13,910.16		16,795.96		14,952.02			
当事業年度中 最近 6 ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2016年 7 月		2016年 8 月		2016年 9 月		2016年10月		2016年11月		2016年12月	
	最高	16,810.22		16,919.92		17,081.98		17,446.41		18,381.22		19,494.53	
	最低	15,106.98		16,083.11		16,405.01		16,598.67		16,251.54		18,274.99	

S&P500の終値の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近 5 事業年度の 年度別最高・最低 値	年度	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年			
	最高	1,465.77		1,848.36		2,090.57		2,130.82		2,271.72			
	最低	1,277.06		1,457.15		1,741.89		1,867.61		1,829.08			
当事業年度中 最近 6 ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2016年 7 月		2016年 8 月		2016年 9 月		2016年10月		2016年11月		2016年12月	
	最高	2,175.03		2,190.15		2,186.23		2,163.66		2,213.35		2,271.72	
	最低	2,088.55		2,157.03		2,125.77		2,126.15		2,085.18		2,191.10	

独立登録会計事務所の監査報告書―財務報告に係る内部統制
(翻訳)

シティグループ・インク
取締役会ならびに株主各位

私たちは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」で確立された規準に基づき、シティグループ・インクおよび子会社(以下「会社」または「シティグループ」という。)の2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持し、本書記載の財務報告に係る内部統制についての経営陣の年次報告に含められている財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は会社の経営陣にある。私たちの責任は、監査に基づいて会社の財務報告に係る内部統制に対して意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、私たちに財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備および運用状況の有効性に関する検証と評価、ならびに私たちが状況に応じて必要と認めたその他の手続きの実施を含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、(1)会社の資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、(2)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、および会社の収入と支出が会社の経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに(3)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続きが含まれる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の表示を防止または発見できない可能性がある。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続きの遵守の程度が低下するリスクを伴う。

私たちは、会社は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2016年12月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、シティグループの2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表、2016年12月31日に終了した3事業年度の各年度における関連の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書についても監査し、2017年2月24日付の私たちの報告書において、これらの連結財務諸表について無限定適正意見を表明している。

/s/ ケーピーエムジー エルエルピー

ニューヨーク州ニューヨーク市
2017年2月24日

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM— INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

The Board of Directors and Stockholders
Citigroup Inc.:

We have audited Citigroup Inc. and subsidiaries' (the "Company" or "Citigroup") internal control over financial reporting as of December 31, 2016, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). The Company's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying management's annual report on internal control over financial reporting. Our responsibility is to express an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audit.

We conducted our audit in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audit included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audit also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

In our opinion, Citigroup maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2016, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the consolidated balance sheet of Citigroup as of December 31, 2016 and 2015, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in stockholders' equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2016, and our report dated February 24, 2017 expressed an unqualified opinion on those consolidated financial statements.

/s/ KPMG LLP

New York, New York

February 24, 2017

(※) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立登録会計事務所の監査報告書―連結財務諸表

(翻訳)

シティグループ・インク
取締役会ならびに株主各位

私たちは、シティグループ・インクおよび子会社（以下「会社」または「シティグループ」という。）の2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表、2016年12月31日に終了した3事業年度の各年度における関連の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの連結財務諸表の作成責任は会社の経営陣にあり、私たちの責任は監査に基づいてこれらの連結財務諸表について意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき実施することを求めている。監査は、財務諸表の金額と開示を裏付ける証拠の試査を含んでいる。監査はまた、経営陣が採用した会計原則および経営陣によって行われた重要な見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、シティグループの2016年および2015年12月31日現在の財政状態、2016年12月31日に終了した3事業年度の各年度における経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」の規準に照らして、2016年12月31日現在におけるシティグループの財務報告に係る内部統制についても監査し、2017年2月24日付の私たちの報告書において、会社の財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見を表明している。

/s/ ケーピーエムジー エルエルピー

ニューヨーク州ニューヨーク市
2017年2月24日

会社の独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーは、2016年12月31日現在および同日に終了した事業年度の会社の財務諸表の英語版について監査を実施したが、当該財務諸表および財務諸表注記の英語版が本書記載の日本語版に翻訳された過程には関与しておらず、日本語版について責任を負うものでもない。また、ケーピーエムジー エルエルピーは、英語版の監査報告書の署名日以降、本報告書で言及されている財務諸表に対するいかなる手続きの実施にも関与していない。

[前へ](#) [次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM— CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The Board of Directors and Stockholders
Citigroup Inc.:

We have audited the accompanying consolidated balance sheet of Citigroup Inc. and subsidiaries (the “Company” or “Citigroup”) as of December 31, 2016 and 2015, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in stockholders’ equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2016. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company’s management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Citigroup as of December 31, 2016 and 2015, and the results of its operations and its cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2016, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), Citigroup’s internal control over financial reporting as of December 31, 2016, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO), and our report dated February 24, 2017 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company’s internal control over financial reporting.

/s/ KPMG LLP
New York, New York
February 24, 2017

KPMG LLP, our independent auditor, audited the English version of the Company’s financial statements as of and for the year ended December 31, 2016 but was not involved with or responsible for the translation of the English version to the attached Japanese version of such financial statements and notes to the financial statement. In addition, KPMG LLP has not been engaged to perform and has not performed since the date of its English version report, any procedures on the financial statements addressed in that report.

(※) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)